昭和九年一月一日印刷
昭和九年一月五日發行

（普及版古事類苑　全六十冊）

發行者　後藤亮一

發行者　川俣馨一
東京市芝區金杉新濱町十二番地

印刷者　和田助一

發行所　東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社內
古事類苑刊行會
振替東京三一七〇〇番

發賣所　東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社
振替口座東京八九六〇番
電話小石川(85)一〇五四番・三二六九番

單式印刷株式會社印刷

（白石製本所　製本）

明治三十六年十一月十六日印刷
明治三十六年十一月二十日發行

神宮司廳

編修顧問　正四位文學博士　黑川眞頼

編修顧問　從四位　本居豐穎

編修顧問　從五位文學博士　木村正辭

編修顧問兼校勘　從六位　井上頼圀

編修總裁　正三位男爵　細川潤次郎
編修長　正七位文學博士　佐藤誠實
編修副長　文學博士　松本愛重
編修副長心得　石井小太郎
編修　廣池千九郎
編修兼校合員　加藤才次郎
編修　山本信哉
編修　村尾節三
編修　正七位　佐伯有義
編修兼校合員　三浦千畝
校合員　馬瀬長松
校合員　坂倉廣胖

第一ヶ條

今既ニ開タル諸港諸府又會議合同ニ隨テ開カルヘキ港府之外、更ニ對馬島及ビ大君臣下之高麗ニ於テ領スル府ヲ、交商之爲ニ開カルヘシ、而シテ亞米利加人民ハ、其諸地ニ連綿在留スル事ヲ得ベシ、在留之人民ハ、某地ニテ土地ヲ賃借シ、又ハ其地ニアル建物ヲ買入ルハ當然タルベシ、且住宅并倉庫ヲ建築シ得ベシ、然レ共住宅倉庫等ヲ營ムニ託シテ、堡砦或ハ武備所ヲ建ツベカラズ、又此條ニ隨ハシメンガ爲ニ、日本上役ハ造營變革或ハ修覆スル建物ヲ時々見分スル事當然タルベシ、○中略

第四ヶ條

馬及ビ食料ニ供スル獸類ハ、日本ヨリ輸入セザルベシ、然レ共日本ノ彼是ノ港ニ在ル船ハ、其乘組人衆及ビ旅客ノ食料ニ要用トスル獸類ヲ買事自在タルベシ、

第五ヶ條

日本ノ諸産物ハ無税ニテ輸入シ得ベシ、

此條約ハ千八百六十三年第七月一日ヨリ執行ベシ、此日或ハ此日ノ前ニ其本書ヲ江戸ニ於テ交換スベシ、然共不慮ノ事故アリテ、爰ニ記セル如ク、本書ヲ交換スル事不能事アリト雖、右ノ時日ヨリ此條約ヲ執行ベシ、此公然ト取換スベキ合衆國ノ本書ニハ、合衆國ノ大統領姓名ヲ手記シ、且外國事務宰相副印シ、更ニ合衆國璽ヲ備フベシ、

五月〇萬延元年六日
大澤金一郎
富里權八郎
原田金藏
淺井竹藏

〔文久壬戌〕夷匪入港錄 一 御老中衆ヨリ亞國公使ヘ被相贈候御返簡寫

亞墨利加合衆國全權兼ミニストル、レシテント、エキセルレンシー、
ロベルトエッフラインエ

貴國第八月十五日附百五號之書翰落手、貴國之種ヲ以、其宿寺及ビ神奈川ニ在ルフロイセンコンシユルヘールカラルク同所ニオイテ栽培セシ趣之種々之珍菓美菜、幷ニ同人ヨリ支那江南產之好茶、其許之紹介ヲ以被相贈旨被申越、委細領承、厚誼之至何レモ辱受納致候、菜菓等之種ハ、此方食用トシテ利益アルベキヲ、如何ニモ來意ノ如ク思ハルレバ、猶其種子ヲ乞フテ、試ニ稼穡セシムベキ思ヒアレバ、聊ヅヽ相贈ラレ候樣ニ望マシク候、隨テ別紙目錄之品ハ、右謝物ニ當ル迄ニモアラザレドモ、同ジク此國ノ產タルヲ以差贈候間、受納致サレ度、將其話之意ヲ以、ヘールカラルクニモ贈アリテ、其存意ヲ謝サレナバ滿足之至リニ候、此段答書如斯、拜具謹言、

文久二戌年
八月五日
脇坂中務大輔 花押
水野和泉守 花押

別紙
目錄

一宇治產濃茶　一壺　一秋菓　一籠

〔文久癸亥〕夷匪入港錄 六 亞米利加國ヨリ對馬幷高麗ニ於テ開港ヲ請フ之條約書寫、

亞米利加合衆國大統領及ビ日本大君殿下云々ヲ希ヒテ、某等ヲ擧テ、全權ニ任ジタリ、

くはしき儀ハ言語不通ニ付相分り不申候、

一ソヲルトキユスといふは、北アメリカ之北之方之地名に御座候、（文化丁卯亞墨利加船渡來記）

〔通信全覽（初編三 亞國書翰）〕未八月六日被達

亞米利加合衆國全權ミニストルエキセルレンシー、

トウンセントハルリス江

以書簡申入候、本田備後守病氣ニ而、急ニ快氣可致體無之候ニ付、今般外國事務之職掌を辭退有之、脇坂中務大輔其職掌に代ること台命を蒙り候、此旨爲心得申進置候、拜具謹言、

安政六未年七月廿一日　間部下總守

〔外國人宿寺取締下〕當寺に罷在候支那人江及不法候もの之儀に付奉伺候書付、

善福寺詰外國掛下役

昨五日夕七半時過、當寺に罷在候支那人壹人、境內游歩致し居候處、同處三番之見張所江相詰候番人本山吉之助儀、大醉に而、右支那人江礫投付け候上、同人手を捕、不法および候付、以之外立腹いたし、直に外國方淵邊德藏江右之段申聞候趣に而、同人より私共江早々取調之儀申聞候間、當人幷頭取役割共呼寄、嚴敷取調候處、全く酒狂之上前後忘却仕、右所業および、重々恐入候旨申之候間、先其段同方江申聞候處、孰にも支那人前に而右之儀今一應相糺呉候樣申聞、左も無之候はば、ミニストル〇合衆國江申立にも可相成趣に有之候間、當人召連、外國方詰所に而嚴敷察斗致し候上、支那人江爲詫入候處、右に而同人儀勘辨致し事濟相成候、乍併異人江對し及不法候もの之儀に付而は、兼て御下知之次第も御座候間、先當人は林屋佐吉代常吉外貳人江預け置申候、此上右吉之助儀、早々引替之儀可申渡儀に御座候ば、御取締向嚴重之折柄、且番人之儀にも御座候間、旁此段奉伺候以上、

熟観稔察、深悉貴大臣各將官仁厚愛物之意、平生之念又復融發、今則斷然決策、將深密請託假坐貴船中、潛出海外、以周遊五大洲、不復暇顧國禁也、願執事辱察鄙衷、令得成此事、生等所能爲、百般使役惟命是聽、夫跛躄者之見行走者、行走者者見騎乘者、其意之歆羨如何耶、況生等終身奔走、不能出東西三十度之外、以是視之、夫駕長風凌巨濤、電走十萬里、隣交五大洲者、豈特跛躄之行走之與騎乘之可譬哉、執事幸垂明察、許諾所請、何惠尙之、但吾國海禁未除、此事若或傳播、則生等不徒見追捕、刎斷立到無疑也、事或至此、則傷貴大臣各將官仁厚愛物之意亦大矣、執事願許所請、又當爲生等委曲包隱、至于開帆時、以令得免刎斬之慘、至若他年自歸、則國人亦不必追窮往事也、生等言雖粗暴、意誠實確、執事願察其情、憐其意、勿爲疑、勿爲拒、万二公太同拜呈、

日本嘉永七年甲寅三月十一日

別啓

本書中所開列懇請、生等思之、累日多方求策、曾欲僦商漁船一隻、乘暗夜近貴船、而地方巡邏甚密、除官船外、一切不許近前、爲之躑躅、因願貴大臣各將官、合議許允所請、則明以初更號礮爲約、發脚船一隻、至于横濱應接舖、以東二十許町海岸絶危無人家處、見邀生等、固應先約到該地、生等特點火爲信、切祈約信無違、副生等之所望、

三月十一日

〔通航一覽三百二十二 北亞墨利加〕文化四丁卯年六月十一日、入津の阿蘭陀一番船甲比丹ヘンデレキドーフ言上書の內、

一去年ノヲルトキユス島ニ而、日本船難風ニ逢、漂ひ居候をアメリカ船見受、右乘組之人々を救ひ、廣東江送り候由ニ而、大切ニ介抱仕置候處、右八人之內、二人ジャガタラ表ニ於而、病死仕候由、殘六人、一番船江一同爲乘組候處、船中ニ於而六人之內追々病死仕候、殘三人此節連渡候、尤

大罪而自裁、時萬延紀元庚申十一月八日也、

〔如是我聞 三十〕奉安藤對州閣下書

外國尹堀織部正謹白、語曰、鳥之將死其鳴也哀、人之將死、其言也善、臣知之矣、惜不顧微躯、激論妄咎、不服於閣下之高議、其罪當萬死、乃碎肝腦絞腸血、聊述以奉閣下、請少容焉、抑外虜航海已來、公議百方、不決於戰守、決和親、是時務之變、誰不可防也、唯切齒扼腕而已矣、臣深憂之、嘗奉褸々之鄙言、頗有所容、而東馳西奔、預其事、固臣之職、不可竭也、均是人也、豈無慷慨義烈之志哉、是時務變、誰不可止也、彼溺於公義之海、口恣意忘、行無顧忌、犯大義者不可算也、就中墨夷都督米理(ヘルリ)弩留竊微行於貴邸而論我務、閣下共彼同饗、尊之如師父、遂許刑與數部、是可怪一也、彼與閣下結伯仲之義、贈衣帛珠玉巨萬、閣下酬之以慶長正保金一萬鎰、是可怪二也、彼醉倒之際、戯於閣下之侍妾某、閣下許與之、是可怪三也、彼唱請築居館于御殿山、一月以八百鎰償之、閣下遂許之、是可怪四也、此四事既犯大義者、無甚於此矣、天道未可知也、尚竊聞、彼專論廢帝之事、閣下也慫慂使國學者探索我舊典、私議其事、豈謂之何哉、至此血涙如雨、鐵腸如裂、誰無不哭慟仆地者、實天下之賊、天誅固不容也、其顛末已於彦根老閣下而可見矣、是臣深爲閣下所以憂也、然道路之流言、雖有所不信、天以人擧知其罪、則果明也矣、是臣誓所以不服於閣下之高議也、閣下若不忘我邦之大義、奉忠於天朝、致躬幕府、施仁政於民、是臣伏所祈也、臣今屠死、其言也必善、閣下請少容焉、臨表不堪流涕、

〔如是我聞 十〕投亞墨利加書　　吉田寅次郎 長州人

日本國江戸府書生瓜生方二、市木公太、呈書貴大臣各將官執事、生等賦稟薄弱、軀幹矮小、固身耻列士籍、未能精刀槍刺擊之伎、未能講兵馬鬪爭之法、汎々悠々、玩愒歲月、及讀支那書、稍聞知歐羅巴米幹風教、乃欲周遊五大洲、而吾國海禁甚嚴、外國之入内地、與内地人到外國、皆在不貸之典、是此周遊之念、勃々然往來於心胸間、而呻吟踏躍、蓋亦有年矣、幸貴國大軍艦、連檣來泊吾港口、身日已久、生等

雜載

歸來可致樣子、一つも無御座候故、船主にむかひ、先刻其許被申聞候通、當人實に歸國之念慮無之候、卑賤無敎之ものとは乍申、己が本國江至り、其官吏に對し、表裏反覆之擧動難捨置ものには候得ども、多年被養候事故、引渡し候也、就而は當港滯留中、上陸は勿論、向後歸國を辭として、日本江來る事不相成旨、當人江は直々可申渡、其許にも右之心得に而、以後取扱可被申旨申達候之處、御尤之儀、委細承知いたし候、右三八儀は、何事も不得手に而、實は無用之ものに候得ども、海外に而は、日本人を珍らしく存候故、是迄撫育もいたし候也、決而私方に而歸國を妨げ候など思召被下間敷旨相答候、

依而當人江、當節上陸之事、幷以後之事共申渡引取申候、右之もの儀、初度使節と共に渡來いたし候砌、御受取に可相成旨申渡候處、歸國之志聊無之趣、强而申立、其偉泣去候事故、此度渡來いたし候に付而は、重き御咎も可有之と懸念仕候より碇泊之後は、歸國之事抔人々に申觸し、當方之志機を弛べ置、彼江は深く結托し、身を全ふして退帆可致との策と相見申候、

右三八生國等相糺候處、安藝國御笠郡因三島笠間村百姓定藏悴に而、幼少より倉吉と申候得共、彼國江漂著後、三八と改名仕、當寅二十二歲に罷成、母は先年死去いたし、父及兄弟都合四人存生仕候よし申立候、

右之通談判仕候間、此段申上候、以上、

寅八月　　合原猪三郎

〔嘉永明治年間錄九〕萬延元年十一月八日、外國奉行堀織部正自裁、並ニ閣老安藤對馬守ノ五大罪ヲ數フルノ書、

堀織部正、名利熙、伊豆守利堅之子、幕府麾下士、安政甲寅歲、〇元年擢函館奉行、尋攝外國奉行、與閣老對馬守安藤信正論駁時政、面折極言、言極凱切、信正不知所言、利熙歸家、更作書與信正、數其五

七月五日〇中略

林 大學頭

伊佐新次郎殿

〔下田取計一件五〕八月〇安政元年九日漂民勇之助雜物受取書相渡、旁漂民三八受取方、船主リイ江掛合におよび候儀、左の通、

一先日及掛合候三八一條、其後當人存念具に相糺候上、副船主ルアニエル江談置候之通、故郷難忘は誰も同樣之儀、まして當人は數ケ年之間萬里之外に旅行し、幾度か虎口之危きを凌ぎ、纔に露命を繋、再度本國江渡來すること、いまだ福分之盡ざること、、當港入泊後は早速上陸し、舊里に趣き、父兄に面會いたし度存意には候得ども、是共長々撫育を受、究死を免れし再生之恩、實に父母におなじければ、上陸之事も無解に難申立、只管此方共より可然掛合、是非歸國爲致呉候樣、尤當人よりも右之趣意大方は、其許江も可申立よし當人申立候、此儀は定而承知被致候事と存候、當人存念前條之如く候間、都合次第今日にも渡し呉候樣及掛合候處、

リイ相答候は、仰之趣に候得者、何れにも早速御渡可申候得ども、當人歸國之儀は、決而不相願、何卒終身厄介に預り度よし申居候間、今般御請取之儀者、御見合可被成申出候故、

過日當人心底相糺候處、前條申達候通、父母之邦故、是非とも罷歸り申度、此春使節に被伴神奈川江至り候節、歸國之儀相願候處、屢々御掛合被下、既に當所におゐて御請取可被下趣に而、御役人中御出張之上、私存意御糺被成候節、長々撫育之恩を重じ、終に心得違仕、御斷申上候段、今更後悔仕候、何卒上陸之儀、早々船主江掛合呉候樣にと只管願出候に相違無之、若不審に被思候はゞ當人呼出し相糺可被申候、〇中略

人之千辛萬苦、生業を營は、父母之心を安んじ、子孫之榮續をおもふが爲也、眼前之利に迷ふて、一生を誤るべからずと、百方歸國之事を諭せども、只々死去り候ものと打捨呉候樣にと申張、實に

同相談之上、品ニ寄追而歸國可相願義可有之哉、一體言語不通と食物ニは少々差支候得共、船中ニ而は一月銀九ドルラル給分を受用致し、別段辛苦之義も無之候間、當節は歸國之志强而無之旨申出候付、當春御受取ニ不相成は、彼國より不引渡故に有之、異船ニ而御國地を乘廻候迚、御咎可有之筋に無之、久々扶助を受候恩儀難捨段は、無據義候得共、漂民之撫育、相互之事ニ而、不珍義、何れにも父母之國江立歸、親族ニも面會致し度存寄可有之筈と、人情之理合、得と申諭、且歸國之上は、御咎筋無之は勿論、厚く御仁恩之御處置も可被成下段、役々之者精々詞を盡し爲申聞候得共、歸國之存念無之由ニ付、不及是非、其儘差置申候。〇中略

寅六月　林大學頭

井戸對馬守〇以下五名略

〔下田取計一件〕五　去月〇安政元年七月晦日附御用狀一昨三日到來〇中略

一漂民勇之助儀、是迄之御國法薄々承り居、容易なる事申候はゞ、自然禁錮され可申哉との懸念も可有之相見へ、極々愼み居候樣子に有之候ゆへ、日々呼出し被相糺候上、屢々問試候處、先日も被申越候通り、隨分才子と相見、尋常之船乘とは雲泥に有之、謙遜辭讓に而、可也讀かきも出來候故、蘭字幷アメリカ文字も少々は讀、アメリカ語問試候に、辨じ方綿密に能分り、去月廿八日其許了仙寺幷船中に而對話被致候節も、達之助通辨も通り兼候得共、傍より詞添いたし、速に辨じ候事も有之、又船中に而水夫と咄いたし候得者、互に能わかり候樣子に相見へ、達之助江も被承候處、唯今之體に候得者、少々稽古爲致候はゞ、可也に而、早速御間に合可申、彼が詞添に而存外發明いたし候儀も有之趣申聞候に付而、勘考被致候間、其地に當分之內差置、試に稽古爲致、早速御用立候樣相成候はゞ、其上に而御所置も可有之哉と被存候。

右夫々被申越候趣致承知候。〇中略

り合、渡海之相談いたし、則琉球は渡唐之道筋故、彼地と見受候得ば、下し呉度、尤船中之働ハ何成共いたし可申、然共賃錢は貰ひ申間敷、其代り乘組之者共は、船中ニ而は業前は何も得不仕候得共、養ヒ參呉度、達而相談相調候、〇中略船頭水主幷私共都合十八人、同〇嘉永三年十月末方同所出帆、申酉之方へ乘、去亥〇嘉永四年正月二日琉珠を見掛、直様艀を下し、三人共乘移、地方ゟ壹里計沖合ニ船掛仕、一夜を明し、翌三日之朝、四五人計濱邊へ出居候ニ付、其所江船を付、上陸仕候處、皆々逃去、其中壹人見返參、傳藏義應對仕候得共、言葉不通、近邊ニ人家三拾軒計有之、其邊ニ四五人相集り居候ニ付、傳藏私兩人罷越引合候、〇中略薩州様御役人鎗を爲持候人參居候而、一ト通御問合有之、土州之者ニ而漂流之達々相答、旅宿へ罷歸、間もなく被召寄、一同之手道具等御改之上、右御役人は那覇江御歸ニ而、同日より守方として御足輕五人宛、私共宿之隣江相詰、琉球王より同貳人宛、是又別宿を取罷在、〇下略

〔吹塵錄九貿易〕嘉永七年甲寅六月

亞墨利加使節へ應接之上取極候趣申上候書付〇中略

一今般渡來之船中に、藝州廣島獵師倉藏と申者乘組、五ヶ年前難風ニ逢ひ、北亞墨利加江致漂流候始末書壹通當春神奈川ニ於て差出候間、其節直ニ引渡候様、再應掛合候處、彼是申なし、追々遲々仕、猶又此度及掛合候處、日本ニ而は漂民歸國之後、刑罰ニ被處候由、左候得ば、是迄撫育之詮も無之義ニ付、難引渡、もし左様之義被致間敷候との證書、貴官より被差出候はゞ、引渡可申候、乍去亞墨利加國法ニ而、當人存寄に任せ候義ニ付、一應糺候上、彌歸國相願候はゞ、引渡可申旨ニ付、支配向之者、船中江差遣、右倉藏江相糺候處、當春は歸國之志も有之候得共、其節御受取ニも不相成、其後彼國之船ニ而、御國地を所々航海仕候恐れも不少、其上是迄久々扶助を受候恩義も難忘、且最前漂流之節、乘組之二人は彼國ニ殘り、十三人は支那ニ罷在候間、右等江も一

筋ニ而、妻を貰ひ歸り、私江申聞候は、是より在方へ行、互ニ作業を以相暮可申旨被申聞、五里計在方シカントチツキと申處へ家屋鋪幷田地等買求、三人倶ニ作業仕相暮居候處、至而寒地ニ而、十月頃ゟ四月頃迄ハ雪降、耕作難出來、其中同所手習師匠バツレと申者之方へ入門仕、讀書相習、其餘貳三人も師匠取仕候得共、名前等相覺不申、翌年（辰年ニあたる）六月右フイツセル鯨船ニ乘組出漁仕候ニ付、留守向之事被相委、尤其節は同人義、男子壹人致出生、右世話方として婦人參居候而、都合四人相暮居候中、翌年（巳年ニあたる）三月頃ゟサヤヘフンニ住居いたし候、バツレと申人之方へ通ニ而罷越、測量相學、同五月頃、ヌペツポウ江引移、ハゼと申桶屋之方へ立越、職行修行仕居候處、病氣ニ付、同十月右船頭之宅江罷歸養生仕、翌（午ノ年ニあたる）二月頃、再右桶屋へ參り修行仕、同七月罷歸、○中略同（○嘉永二年）九月初頃、同所出足仕、如元キヤレポチ江歸、亞墨利加商人船へ便を乞、同月末方ウワフ江着船之上、宿を取罷在、追々傳藏五右衛門等ニ致對面、渡海之咄合仕處、孰も同意ニ而、積年世話ニ預り候フイツセル江長々撫育ニ預り、厚恩之程難忘候得共、此度歸國之相談相整致渡海申筈、如何樣世界ハ廻り事故、又々巡り逢事も可有之樣之意味、委細禮狀相認、且右金山江參り候節、同人姉江預置候私所持之衣類書物手道具等、爾來付會候友達江遣し吳候樣、書狀を以賴遣し、夫ゟ段々用意方ニ取掛り、長サ四間餘之艀一艘、諸道具共銀錢百貳拾五枚ニ相調、其節紀州日高郡蜜柑船天壽丸船頭虎吉組合拾三人乘ニ而難風ニ逢、ヲロシヤ沖五十度斗之邊ニ而、北アメリカ鯨船ニ被助、尤多人數故、沖合ニ而類船貳艘江移シ、殘五人ウワフ江入津仕居候而、對面仕、幸私渡海之含ニ有之ゟ、倶ニ罷歸り可申旨申合、亞墨利加鯨船ニ便りを求相談相調居候處、聞し意底違之義御座候而、私共は乘船差止、紀州五人之者は乘船爲致吳候樣、私ゟ賴遣し、日數廿日程先ニ出帆ニ相成、踏船承合候處、亞墨利加ゟ漢土センハイ（十三一度之島）と申所へ渡る茶買船水主不足ニ付、雇入申趣承り、右船頭メエンフイツモヲと申者へ渡

申出ニ付、片時も早く目印を上ゲ置候得ば、被助候義も可有之旨申聞、着用等船洋ニ括り付、岩之上ニ而、右兩人持居候處、右船段々近寄、三里計沖ニ而帆を下ゲ、頓而艀貳艘帆を引、島之方江乘參り、間近相成候場合、向原ゟ笠ニ而相招、磯邊江漕寄否、萬次郎、五右衞門、虎右衞門三人、右艀江游上り、外ニ貳人島ニ居殘候段、手振を以相知せ候由ニ而、虎右衞門ニ案内爲致、異國人と相見へ候、色黑キ男壹人、外ニ壹人岩家へ參り、何歟申候得共、都而相分不申、私幷重助、右兩人ニ被抱、磯端江出候處、艀ゟ綱を差越、私共を縛り、海中江投入、艀江引揚、本船江被連乘移候、○中略追々船之樣子見合候得ば、長三拾間計、幅六間程、帆柱三本建有之、中々丈夫成造方ニ而、石火矢貳挺仕掛、劒付筒百三拾挺計、艀六艘積入、三拾人計乘組、船頭名ハフイツセルト唱、北亞米里加之鯨船之由、○中略

一萬次郎申出候ハ、去ル天保十二丑年正月、難風ニ逢、無人島江漂流仕、同年六月北亞墨利加鯨船沖船頭フイツセルと申者ニ被助、同十月ウハフ江着船迄之事ハ、委細傳藏より申上通ニ御座候、然シ私義、右船頭ゟ名をチヨンと革貫、○中略同○天保十四年六月北亞墨利加マセツセーツ國之内スーツホウと申處へ着船、右船頭フイツセル、此時三拾八歳計之居所サアヘーブンと申在所へ、十四五丁計之所ニ、三里計之入海、右之海、幅十五丁計、中ニ小島有之、其島江橋を掛、大船行通り之時ハ、橋板雙方へ引除通候樣、手輕キ仕掛ニ而御座候、偖右船頭之宅江罷越候處、留守ニ而、妻病死仕、外ニ家內無之、明家ニ相成居候を以、同所住居船大工、アレンと申者之方江相談之上、私を預置、追々船頭ハ是より貳百五拾里計南スヨヲカと申處ニ親類有之由ニ而罷越、私義ハ右アレン方ニ而世話ニ相成居候處、同人娘チエンと申者、手習師匠仕居候而、私船中ニ罷在中、日本之いろは位之文字習ひ居候を、脇々ゟ承候哉、讀で見候樣被申聞、兼而習居候儘、讀聞候處、猶又讀書等致可遣旨懇々噂有之、書物等求呉、日々右稽古屋へ罷越相習居中、同八月頃、右船頭歸之道

一外國ニおゐて貰受候品、又ハ滯留中稼溜候銀子を以買取候品々之內、砂金銀錢横文字書籍書付類鐵砲井玉藥類、ヲクタント、異國之箋、其外船、船具等ハ取上之、砂金銀銅錢之分は代りとして日本銀爲取之候事、

右之趣江戸表江相伺、御下知ニ依而申達候、

子六月

一銀錢大小拾貳　此代り日本銀四十三匁　傳藏

一銀錢大小四　此代り日本銀貳拾貳匁八分　五右衛門

一異國銅錢壹　此代り日本銀壹分　萬次郎

一金小粒四　此代り日本銀八匁五分

右之通候、以上、

子六月（中略）

宇佐浦傳藏、同人二弟五右衛門、中ノ濱浦萬次郎漂流始末聞書、

一右傳藏申出候は、去ル天保十二丑年正月五日、居浦德右衛門漁船を借受、私井弟重助、二弟五右衛門、居浦虎右衛門、中ノ濱浦萬次郎、都合五人乘組、船飯米貳斗五升計積入、居浦出帆、同夜與津浦之鼻ニ而船掛り仕、翌六日佐賀浦沖ニ而掛繩仕候得共、漁事無御座、其夜伊田村之內白濱ニ而船懸り仕、同七日未明頃出帆、足摺山鼻ゟ凡十四五里沖ニ而漁業仕居候中、巳ノ刻之頃より申酉風吹出し候ニ付、戌亥ノ方地方を目掛、七八里計迯候中、午刻頃ゟ吹止、再漁事仕居候處、又又戌亥風烈敷吹出シ、帆を下ゲ、地方之如く漕寄居候中、夜陰ニ相成、亥ノ刻頃迄銘々櫓手を取相働候得共、倍風波强、終ニ本櫓を損ジ、無詮方自然巽之方江被吹流、（中略）

六月三日之朝、東白之頃、辰巳之方へ當り、十二三里沖江、帆船相見へ候趣、萬次郎五右衛門等ゟ

茂不審之廉無御座、依之警固之者相添可送付旨長崎奉行江委曲申達候、此段及御届候、以上、

九月十一日○嘉永五年　松平薩摩守○中略

一向宗土佐國高岡郡宇佐浦眞覺寺旦那　松平土佐守領分土佐國高岡郡宇佐浦　筆之丞　子之四十九歲

右同斷　同人弟　五右衛門　子之廿六歲

淨土宗土佐國幡多郡中ノ濱浦福萬寺旦那　同國幡多郡中ノ濱浦　萬次郎　子之二十四歲

右之者共、十二年以前、丑年正月五日、爲魚漁、筆之丞、弟十助、宇佐浦虎右衛門、都合五人、筆之丞所持之漁船ニ乘組、同浦出帆、西寺之鼻と申所之沖ニ而致魚漁業候處、逢難風、無人島江致漂著、異國之漁船ニ被助揚、サンドウイス八島之内、オアホと申所ニ上陸爲致、右之内十助ハ六ケ年以前致病死、虎右衛門は同所ニ居殘、三人唐國江渡海之商船相賴、乘組小船ニ而琉球國江致上陸、松平薩摩守様ゟ御差出ニ付、右實否相糺可申旨被仰達奉畏、則取調候處、去ル丑年正月五日、前書五人之者乘組魚漁出、前書之通於沖合風波烈敷被吹流、其後何方江致漂著候歟、今以尋中ニ相違無之候、名前年郡村名等是又前書相違無之、宗旨寺等之義は前書ニ書載候通御座候、此段御答仕候、以上、

正月廿五日　松平土佐守内　山下並右衛門

松平土佐守領分土佐國高岡郡宇佐浦筆之丞事　傳藏

同人弟　五右衛門

同國幡多郡中ノ濱　萬次郎

右之者共、去ル丑年無人島江致漂流、アメリカ船ニ被助揚、數年外國ニ罷在、唐國江之商船ニ乘組、小船を以琉球國江上陸いたし、松平薩摩守より送越候ニ付、漂流之次第、當御役所ニおゐて遂吟味候處、彼國ニ而切支丹宗門勸ニ逢候儀無之、疑敷筋も不相聞、無御構、國許江送返候條、御領分ゟ外江猥ニ住居爲致間敷候、尤右之者共致死失候ハヽ、可被相屆候事、

申儀ニも可有之間、此度は全く一時之權道を以、漂流人於浦賀表受取、謝辭申述候上、去々卯年御觸之通、向後假令漂流人連越候共、請取間敷旨、以通辨申諭し、食料薪水之外ニも、御國禁之外は異人共望候品を與へ、圖を不失樣可取斗旨被仰渡候ニ付、右異船浦賀港江引入、同十四日御趣意之趣申渡、漂流人拾八人受取、薪水等之品差遣し、同十五日異船出帆相成候、引續き拾八人之者共、石河土佐守江引渡申候事、

〔漂民錄〕（辻友政が本には、漂流人聞書と有、又一本には漂流談と有、下村英恕が本今のごとし、されどこは英恕が心なり、）

私領琉球國之內摩文仁間切江當（○嘉永五年）正月三日、小船ゟ不見馴體之者三人致漂著候ニ付、役々差越相尋候處、土佐國高岡郡宇佐浦傳藏年四十八歲、同人弟五右衛門年貳拾五歲、同國中ノ濱萬次郎年貳拾三歲、外ニ右傳藏弟十助、井同浦虎右衛門五人乘組、去ル丑（○天保十二年）正月、爲漁方致出船逢難風、辰之方無人島へ致漂著、鳥類等食物ニ而及助命居候處、同六月三日頃、異國船一艘致通船候ニ付、招寄候處、亞米理幹鯨漁船之段、手振を以相通候間、助吳候樣賴入、五人共致乘船、同十月西洋之內うわふ國江著船、船頭知人之者江介抱方相賴吳、萬次郎義は本國江別越べく申聞、同十一月同所出帆、翌年四月北亞米理幹江著船、同所ニ而致船乘等、又々うわふ國江罷越、皆共致賃取稼等居候處、亞米理幹船、清國江相渡由承り、歸國いたし度候ニ付、日本江送居吳候樣申入候處、未致渡海之由ニ付、相斷候故、傳馬買入可致便船候間、日本之地と見請候ば、卸吳候樣賴入、右十助ニハ五年以前病死いたし、虎右衛門義ハ居殘度任申殘置、去年十月同所出帆、當正月二日洋中ゟ琉球國を見掛、傳馬相卸候處、風雨强難致著船、地方山陰江乘寄居、翌三日漸々致上陸候、本船ハ傳馬相卸、直ニ戌亥ノ方江乘行候段申出候、尤本船ゟ別渡相卸候節、外國へ漂流人之義、是非相斷べき義ニ候得共、傳馬より致上陸、本船直樣乘通り候ニ付而は、致し方無之、宗門之義相糺候處、邪宗等不相學段申出候ニ付、人家明渡致介抱置、此節琉球ゟ送越候ニ付、猶又於當地相糺候處、前條之通何

〔通航一覧續輯百十四 北亞墨利加〕漂流

天保十四癸卯年、是より先同十二辛丑年八月、攝津國兵庫西宮内町の八部郡に屬す商船、難風に逢ひ、洋中に越年し、西洋伊斯波爾亞の舟に救助せられ、北亞墨利加角利勿爾厄亞カリホルニアの内カポサンロカにいたり、數月の後、唐船の便りを得て、ことし十二月渡來の唐船より肥前國長崎に護送あり、漂民十三人の内、船頭善助、水主初太郎の貳人のみ歸國ありて、この他七人はかの地に滯留し、四人は最初助けられし伊斯波爾亞の船中にありて、以後の始末詳ならず、よて長崎奉行漂流の始末を糺問し、翌弘化元甲辰年、追々本所に歸國せしむ、此時船頭善助が陳せし口書あり、こは次卷に出す、併せ見るべし、

〔己酉雜綴二十〕弘化二年乙巳二月、浦賀表江亞米利加合同國チブヨルグ船渡來之手續、

二月十八日、房州白子沖江、異船壹艘打見候由ニ付、見屆船出張之所、其前十七日、右異國船房州朝夷村江著岸、松平阿波守手船水主幸助、下總國銚子幸太郎船水主留吉、上陸爲仕、房州守谷村江、阿波守手船水主由藏、幸太郎船水主太郎兵衛上陸爲仕出帆、洋中ニ罷在候儀ニ而、右上陸之者共儀、幸太郎船之方は、及難破船無人島罷在候處、同月七日、異船ニ被助、阿波守手船之方は、難船ニおよび、洋中ニ漂罷在候處、同八日、異船ニ被助、兩艘ニ而水主都合貳拾貳人、異船ニ被助、右四人之者而已先爲知之ためニ上陸爲仕、跡ゟ浦賀江志し乘來候處、烈風雨ニ而難乘入、浦賀表見屆船も難乘付、異船帆影も不相見、然處同月廿一日、幸助外貳人松平下總守陣屋ゟ浦賀御役所江差出、事柄相分り候付、猶乘留船差出候へ共、異船帆影も不相見、三月朔日ニ至り、乘留船引取申候、右ニ付下總守方ゟ差出候漂流人三人、江戸表江相送り、御勘定奉行江引渡之儀、土岐丹波守ゟ相伺候處、伺之通被仰渡、同月十日石河土佐守江引渡候處、但前書四人上陸之處、内壹人太郎兵衛と申候者は、上陸之村方清水殿御領所ニ付、直ニ出府、清水殿屋敷江屆出候間、同所ゟ御勘定奉行江引渡相成候ニ付、浦賀ゟは三人引渡相成候事、同月十一日、右異船房州洲ノ崎沖打見候付、乘留船出張、同州館山港内ニ而繋留候處、日本漂流人拾八人乘組居候ニ付、丹波守ゟ取斗方品々相伺候處、同十三日外國漂民共請取方之儀ニ付、去々卯年御觸之趣も候へども、此度之異船は、右之趣未相辨不

一嘉永元申年、同地江漂流せし亞墨利加人は、其國の迎船に附したり、

一嘉永三戌年、同地江漂流せし亞墨利加人、并暎咭唎人は、倶に和蘭船に附して歸國せしむ、この三次の外ニ、十年已來漂著の船なく、且我地に殘留せる亞墨利加人一人もある事なし、尤前之三次の船號ハ、其地の官吏等の計へる處なれば、我等に於而ハ今知る者なし、唯其委曲を錄して使節の問に答ふる者也、

嘉永七寅年五月

林　大學頭
井戸對馬守
伊澤美作守
都筑駿河守
鵜殿民部少輔
竹内清太郎

〔文久癸亥〕夷匪入港錄〔一〕同斷、○御老中ヨリ亞國公使へ被相贈候御返簡寫

貴國第七月十八日付書翰落手、先般貴國シウエリ船難破シテ、我常陸國鹿島浦へ漂著セシ砌、同所之士民及ビ我軍艦乘組之士官等扶助致セシ段、其許ヨリ貴國政府へ報告及バレシ處、大統領殿下ニモ滿足セラレ、右士官等ニ贈物イタサルベキ趣、縷々之懇書、望外之至、則我政府之主意モ相徹シ候義ニテ、所堪喜候、右答書如斯ニ候、拜具謹言、

文久三年六月廿日

板倉周防守
水野和泉守
松平豐前守
井上河内守

同月十六日、掛り手附奉行所江差出す書付、

異國人賄料之儀ニ付、奉伺候書付、

（朱）書面賄料之儀、一日壹人銀二匁五分宛ニ而賄候樣被仰渡、奉承知、則申渡候、

戌五月廿三日　　荻原又作

異國人寺院江被差置候節ハ、賄方之儀懸り町乙名取扱候處、去々申年逃去等ニ而、其後牢內江被遣候節ゟ、牢守取扱、唐人牢舍之者同樣有之候由、此度之儀ハ、牢屋敷構內被差置候得ば、取扱向は牢守相心得、賄料之儀は矢張申年寺院ニ而被下候節之振合相成候得者、手厚取計候樣、牢守江可申渡奉存候、依之別紙賄料例書相添、此段奉伺候、以上、

戌五月　　荻原又作〇中

同年六月十六日、先に土屋遠江守、かの異人を牢內に置べき旨指揮せしが、かれ無罪のものたるにより、寺院に置べきよし、此日御勘定奉行等より御用狀到著す、よて同人家人役々に議して大悲庵と（長崎村西山口にあり）定め向々に達す、

〔墨夷應接錄二篇上〕合衆國漂民差返シ候年月認遣候答書

合衆國使節彼理江

近年南太平海唐國日本海江航行せし亞墨利加船の內、其行方を失ひて、船中の人の存亡計りがたきニ付、國命を以て軍艦をボルチオ臺灣及び其餘の島に被遣候て、是を尋求め、使節も亦これが爲に貳艘の船を臺灣に馳せて、其事を探索せんとす、因ては我國に於て、十年已來亞墨利加船の難破に遇へる船號を問はるとの旨、具に了知せり、今是を左方に記す、

一弘化四未年、松前地江漂著せし亞墨利加人は同地より長崎江護送して、和蘭船に附して歸國せしむ、

青　下野守樣
戶　山城守樣

別紙　國名幷名歲附

北亞墨利加洲之内チウヨルク地名　シヨルツ　二十四歲
同　ペルル　二十七歲（中略）

右之通御座候、以上、

七月　平賀氏留書

〔通航一覽續輯百二十北亞墨利加〕漂著

嘉永三庚戌年五月、曩に北蝦夷地ヲタロへに上陸の異國人、今度松前伊豆守崇廣より護送の前、あらかじめ賄方置所勤番及び異人請取の手續等、長崎奉行土屋遠江守これを定む、○中略

五月十四日、掛り手附奉行所に差出す伺書付、

松前ゟ差送候異國人請取出役、其外取扱方之儀奉レ伺候書付、○中略

一異國人共踏繪之儀、去々申年○嘉永元年之通、御吟味以前目安方月番立合、踏繪見屆候樣可レ仕候哉、

一異人共召連御吟味之節は、去々申年之振合を以、私幷月番目安方御席江相詰、御用人も詰方可レ被二仰付一候哉、

一異人共召吟味いたし候節ハ、目安方詰合の者一同立合、私儀吟味可レ仕候哉、○中略

右は差向候廉々、書面之通奉レ伺候、以上、

戌五月　荻原又作

附札
書面可レ爲二伺之通一候○中略

は、去年十二月廿四日なり、□冊に載す、松前志摩守昌廣家人より護送船路の心得等伺ふ旨ありしが、此日老中より指揮ありて、空船雜物等も同所に廻し、奉行の裁斷を受べき旨なり、同年六月三日、護送の船箱館を發し、七月九日、長崎に著津す、時に奉行平賀信濃守これを受取り、通詞をもて尋るに、北亞墨利加洲チウヨルク仕出しの漁業船にして、洋中風難に逢ひ、破船せしむねなり、よて異人名歲書を附して言上す、

弘化四年七月九日、長崎奉行御屆、

當地幷近國迄相替儀無御座候事

一エトロフ島江漂著仕候異國人、長崎表江海上差送候樣、松前志摩守江被仰渡候趣、爲心得一覽置候樣被成御渡候旨、井戶對馬守申越候間、向々江申渡置候處、去ル九日右乘船相見候段、注進有之候付、撿使幷役々差遣候處、順風ニ而走込候間、當沖鼠島前江爲繫止、船中之樣子相尋候處、異國人七人乘組、志摩守家來共警固仕、作法能罷在候段申聞候、翌十日撿使其外差遣、異國人爲請取之、端船を以當湊ニ挽入、御役所江呼出、紅毛通詞を以相糺候處、北亞墨利加洲之者ニ而、同洲チウヨルク之內ポケーブセと申所ゟ爲漁獵出船仕候處、於洋中逢難風、及破船候付、端船江乘移、エトロフ島江漂著候旨申之、聊疑敷儀も無御座候、猶得と吟味仕、追々可申上候、且又異人共國名歲附壹通入御覽候事、

一右異國人共阿蘭陀屋敷內江可差置場所等無御座、上商賣中ニ而混雜仕候間、高野平鄉之內綠靏菴江按するに、崇福寺末菴なり、差置、圍其外手堅補理、番人幷役々附置、取締向嚴重申渡候事、以上、

七月十三日　平賀信濃守

阿伊勢守樣

牧備前守樣

下關に於て外國船に砲を打ち、却て叛名を得たり、是に依て、朝廷に對し暴逆の有樣に聞へしに、貴國より使者を送りて、其不利なる事を懇諭せられ、且其企を止む可き旨申越されたり、我方にても其懇諭を是なりと思へるに依て、長門守子(嫡)を京都に遣り、皇帝の叡慮を問ひ奉らんが爲に、發馬せしめたり、然るに長門守未だ洛中に入らざる前、京都に於て騷亂起り、空く歸國するの外他事なかりしなり、過る三日(前なとも云ひ或は後なとも云ふ)に、威嚴整肅なる貴國の軍艦、姬島(○豐後國東郡)へ來著の由を聞けり、依之我快船を走らせ、使者(アマ儀、原文書すの前に載たる使者)を以て貴國軍艦此海峽を通行するとも、又通行せずとも、聊構はざる由を言ひ送りしに、軍艦既に中國海を過ぎて、途中に在りしが故に、空く歸り來りて、再び下關より乘船して、貴國の船に達せん事を謀れり、彼是數時間を費す內に、遂に兵端を開きしを如何ともする事能わず、實に遺憾の至りなり、我國より外國人に恨あるに非ず、且戰爭は數千の國民に大なる艱苦をなさしむる事を知るが故に、此上は唯和親を願ふの外他事なし、請ふ深くこれを察せよ、猶其他の事件は、我が家老毛利出雲及び同行の輩により演說す可し、

元治元年八月九日(西曆九月九日)　松平大膳大夫花押

○按ズルニ、此文又元治記事六ニモ見エテ同書ニハ此文ノ次ニ、右之通和談書差出、戰爭ハ相止候由トアリ、

漂流
合衆國人漂流

〔通航一覽三百二十二北亞墨利加〕漂著幷漂流

寬政二庚戌年、亞墨利加船(南北また何國の船といふ事詳ならず)紀伊國海岸に漂著す、(此事外國通覽の外、他に所見なく、其處置等もまた詳ならす)

〔通航一覽續輯百十八北亞墨利加〕漂著

弘化四丁未年正月廿五日、去年エトロフ島江漂著の異國人、長崎護送の事により、(按するに、護送の下知ありし

砲聲兩度相聞、引續臺場より數發打懸け、尤其所ワイオシン船將儀、長州手前に而申聞候は、此程本國商船下之關通船之節、大砲打掛候趣に付、此度も同樣に可有之、左候得ば、當方よりも砲發いたし、一戰可及、其心得に而可罷居旨申之、前條長州より大砲打懸候に付、亞船よりも發砲いたし、追々相進み、遂に名不知孤島江長州地方と僅二三町程之折所に、長州軍艦三艘備有之候場所江趣き、右三艘之間江乘込、左右之船幷陸手之臺場市中等江數發打掛け、終に燒玉を以三艘を打立候處、壹艘は乘逃、貳艘は燃出し候に付、乘組水主共等は水中江飛入、多人數泳候を見受罷在、且九ツ時過に至候而は、臺場より砲發相絶、亞船之方に而は、兩船を燒拂、砲臺に而も砲聲絶候故、十分之勝と存候樣子に而、逃去候蒸氣船を追打いたしながら、右場所を引取候趣、始終亞船に而は砲發致し、目的江中候得ば、銘々冠物を脫し、大聲に而祝し申候、且長州より打掛候數發之內、亞船江も貳拾丸程中り候哉に而、即死人五人、怪我人三人有之、尤死人は帆木綿に包、兩足江彈丸結付、水底江沈め候義に有之、前書四ツ時頃より九ツ半時頃迄に而、戰爭相濟、直樣乘戻し、昨四日夜當港江入津仕候義に御座候、

一讃州粟島安藏義、一同水先案內として乘組罷在候處、右戰爭に恐怖いたし、俱々水中江飛入可逃遁旨申聞候得共、迚も可遁手段無之旨申諭置、兩人共無滯歸著仕候、

一同日不覺先達而外船水先案內に而通船之砌は、長州に而臺場無之樣覺居候處、此度見受候得ば、四ヶ所築立有之候、

右之通御座候、以上、

亥六月

〔觀光志三〕別紙長州大守書翰の譯文

敬て合衆國水師提督に呈す、日本皇帝の詔と大君の命と齟齬したりしに、我皇帝の詔を奉じて、

下關事件

上長崎へいたるも好ましき事にもあらず、且漂客等も長崎に赴事を好まざりしにより、モルリッソン船も今は何の爲出せる功もなく、碇泊を許さゞる海濱を辭し去、澳門の方へ乘行ける、

〔文久三亥見聞雜錄二十三〕長州下之關より、五月十一日出を以、大坂表江申越、同所十九日出書狀、江戶表江到來之寫、

一昨十日申刻頃、英國軍艦壹艘、爰元田子浦沖江碇泊いたし候に付、彌打拂と相決、俄大騷動、老人子供女子不殘近在江逃去、若もの共は不殘御役被仰付、同夕浪人武士數拾人、異國船江爲御使乘込、彌打拂之趣申渡能歸り、同夜子刻頃、石火矢數百挺打放候處、異國船よりも數拾挺打出候得ども、陸地江は相屆不申、長州樣之御勢に恐れ逃去申候、尤下り船に御座候處、當瀨戶通路不相成、又々跡江登船仕候、御出張之御人數は、騎馬二百騎、步行千人、餘は鎧兜陣羽織拔身の鎗を揃置、町家に不殘軒別に明りを燈し、前代未聞之事に御座候、然る處右異國船逃行途中、長州樣の蒸汽船に通り合、同船よりも石火矢打掛候に付、尙逃行を追欠、又々打掛候處、二ッ目玉當り候由、其後何方江逃行候哉不相分候に付、漸く今朝御引取に相成、相鎭申候、又々異國船五六艘登り參り候噂承り候處、當瀨江通路候はゞ、皆々打拂と相決候樣、此段不取敢申上候、

五月十一日

尙々右船は亞メ利加軍艦に而、佐賀之境さして逃去候樣子に御座候、

〔文久三亥見聞雜錄二十三〕

亞國ワイオシン船江、水先案內として乘組罷越候始末御禮に御座候、

房州小湊村　庄藏　亥三拾八歲

此段申上候、私儀、五月廿八日、亞國ワイオシン船江水先案內として乘組、橫濱港出帆、豐後土佐兩國之間より周防灘江掛り、當六月朔日朝四時頃、長州下之關海岸通船之砌、合圖に候哉、岸上に而

遣したる書札は速にさし戻されしに、使に行し官人いへらく、上官は書札を受取を肯せず、然共其趣を委しく鹿兒島に言送りたり、其返答も久しからずして來るべしと語る、同道せし測水官は、船を港の西の方の安全なる處に泊すべき由の命令を受たり、此際總て防禦をなす光景と見へたり、

日本人の約束も速に口たしとは見へずなりける、十二月までは萬事靜謐なり、然れどもこれ一時風波恬靜なる後は、大なる海嘯を起すもの也、今はモルリッソン船へ食料をも贈り越さず、牽船を出して船を好き錨を下すべき所在へ導かむともせず、土人を禁じて一人も船に來らしめず、船には嚴重に番船をつけたり、人々鹿兒島より官人の來るを待わびいろ〳〵と物語しける內漂客は受取られまじきよしの風說を聞たり、十二日の朝、三人の漁人船に入來りて、漂客の其席に出逢し者に語りけるは、此船は烈しく打拂はるべし、早く錨を揚、出船することそ肝要ならんと、熟思して話しける、間もなく海岸に一の異しき軍備をなすと見え、二三の役夫甚長く且廣く縫ひたる木綿布を長く續けて木と椓との間に張て、堅く紮り、幔陣を造る、此陣營を造り終りしころ、一二百人の兵士糧嚢を背上に負ひ、疾步して陣中に入と見えしが、俄に大小の火砲より烈しく大丸を打出せり、既にして船は帆をあげたりけれ共、風なくして帆をふかざりければ、船卒力を殫して火砲のとゞかぬ所まで漕退けける、十八時の間はドイツ里法にて一里許の廣さなる港の兩岸より打出す火砲の火の中に引包まれてぞ居たりける、然れども我方には火器を備へざれば、敵對すべきやうもなし、

かゝりければ、諸の望も絕果たり、薄命なる日本人（漂流をさす）七人今は永世本國より追放せられ、かへり來るべき取扱にあひて、大に怨を含める氣色ぞ顯はれける、七人の內二人は、己が本國を思ひ切たる證據なりとて、全頭の毛髮を剃棄たり、是まで每度著岸せし形勢にて推す時は、此

とを得ず錨を引あげ既に帆を揚る時、三四十人の兵士を載せたる砲船三艘、港の方より出來り、無數の彈丸を自在砲（タラーイパス）にて打放したり、幸にして日本の火藥粗惡に、打法も未熟成ければ、モルリツソン船も毀傷にあふ事少かりける、

今はモルリツソン船ハ、江都を距ること三十三里なる鳥羽の港に船を入て、事の成否を試んとしたりける、此港は船中にある漂客の中にて、二三人ハ嘗て船を泊せりとす、然共風わるくして船を寄て此港に入事あたはざりしかば、止事を得ず、八月十日鹿兒島の港に船を入たり、此處より將校按針役に船卒四名を差添、港の深淺を測らむ爲一番漁船に乘せて佐田浦といへる村の方へこぎ寄たり、此村は鹽名御崎カーブ、ツユツアコツフより半里餘內地の方へ入こみたる處なり、此者ども速に官人一人と其僕幾名とをのせ伴ひてかへり來りたり、其官人は思慮有て甚器重すべき容貌なり、衣は青白の筋ある木綿の服にて、濶大成帶をかたく結び、是に二柄の刀をさし、烟嚢と烟管とを插みかけたり、其餘は皆全く裸體なりき、官人少しも別なる事をいはず、直に海客に向ていへらく、國人皆公等ハ盜賊なるべしと思ひ居れば、此船を打拂はむと支度せりと語りければ、今度來著せる主意を精しく打明し物語りしに、彼も然らば甚大切の事件也と思へる氣色なりき、郡縣の役人幷に帝に呈する書（此地も公領也とおもひたれば、帝といへる成べし、）を出しければ、是を手に請取てとゞけ達すべきよしを約し、一人の測水官をば其まゝ船に留めたり、但決して港內に深く船を入まじきよしをいましめたり、

其後モルリツソン船へ薪水を贈り來る土人等、多く船の四面に來りて見物す、然ども少しも交易をなさず、土人は浦川の人よりも佳麗にして、衣服も彼よりは好し、日本の漂客一人上陸せしに、甚懇に款待せらる、土人此漂客に語りけるは、國中一揆ありて、江都にて數人刑戮にあひ、國中第三等の都府大坂は忿懣を懷ける官人の爲に焚かれて灰燼となれりといへり、前に

し、百目玉五十目玉御筒にて追打いたし候内、北風順風にて壹里餘走去候得共、猶又打立申候、大和守人數之儀も、夜明に至り相固候間、家來之もの呼出、野比村出張、御備船趣意申聞、異船打拂候樣申渡候處、用意調兼候哉、手合不致、其内程遠に相成、松輪蔭江（接するに、松輪崎といひて圖郡前におなじ）、相違帆形相見不申候に付、御備船并野比村出張之ものより右之趣申聞候に付、退帆爲見屆押送船貳艘與力同心乘組、右松輪崎并房州洲之崎沖迄同時に差出候處、同日申の下刻、右見屆船引取、異船大島沖江向走去、帆形も相見不申段相屆候間、夫々申渡、御固爲引拂申候、且大久保仙丸人數之儀は、いまだ出張不致候に付、異船退帆いたし候間、人數差出不及趣申遣候所、出違に相成、一番手之人數之内、翌朔日到着いたし候に付、前文之趣申渡、勝手次第引取候樣致差圖候、依之繪圖面相添、此段申上候、以上、

酉七月　　秋田兵部

太田運八郎（以上丁酉雜書）

〔辛亥雜綴　四〕蘭人日本の記上

但一千八百三十九年（天保十亥年）刻、和蘭寶函第一百一葉に出、○中略

近き頃又日本に諂らむと思ひ立たるは、亞墨利加の商人輩にて、澳門にて艤し、世に知れたる如く破船の難に逢たる七人の日本人を本國に送り越さんと志しけるが、其志す所終に全く逢ることなし、是が爲に仕立たる船は、銃礮等の兵器をも備へざるモルリッソンと名づくる船に而、船中には有名なる弘法使者ギユッラッフ（人名）をのせたり、千八百三十七年七月三十日（天保八年）江都の港に著す、然るに更に浦川の港に船を進めしが、烈しく彈射せられければ、終に其素願を遂る事能す、○中略

モルリッソンハ遙々來りしかひもなく、空しく百旗を閃めかされ（敵になる色を云ふ）旗けれバ、やむこ

〔通航一覽續輯（百四北亞墨利加）〕渡來禁制

天保八年七月、奉行打拂之始末御屆（按ずるに、これは異船渡來のはじめより出帆にいたるまでの始末を總括せし御屆なるべし、）

六月廿八日卯下刻附、三崎御役宅詰與力ゟ海陸注進、巳上刻、同時に到來、右は城ヶ島十里餘沖合、異國船相見候段、遠見番同心申立候所、相違無之趣申越候所、其砌は雨中之事故、平根山御備場ニて相見不申候間、組與力同心共江申渡、見屆船追々差出置、森覺藏總州御備場江之合砲、平根山に而爲打候處、覺藏方にても請打之、無程見屆之もの引取、且雨晴御備場にても異船見留相成、運八郎平根山御備場江出馬及差圖、大筒數發爲打放、觀音崎御備場江も同樣打放候樣申遣、御備船江御筒其外御武器類與力同心乘組、甲冑等も積入、沖合江乘出し打拂候樣申渡、籌手當兵粮焚出等爲致、然ル所異船、海鹿島沖壹里半程近付、大船にて檣三本帆數拾計掛走入、御關所沖可乘越樣子に付、强藥を以嚴敷爲打放候所、異船玉先を避候哉、船引返し、平根山より二里程隔野比村沖合江船懸りいたし、山蔭に相成、平根山より相見不申候、猶又見屆船差出し候處、早速出帆も致間敷樣子にて、野比村濱よりは格別町數無之趣に見請候に付、三百目玉御鐵炮三挺、其外中筒小筒相廻し、陸地より打拂候方可然段申立候に付、御備場詰幷御備船之內より人數分け、夜に入用意爲致、野比村濱江密に相廻候所、右場所少人數之事故、御備船乘組之もの江申付、萬一異人野比村江上陸、亂妨等も難計候間、未明より久里濱村千駄崎邊江（按ずるに、兩所とも相模國三浦郡に屬す、）乘出、右體之義も候はゞ、前夜出張之手江加り、相働可申候、野比村にて打拂、異船退帆之樣子に候はゞ、追々相進み打拂候樣申渡差出、同夜亥刻頃、松平大和守一番手人數相州浦之鄉詰之もの繰出、走水村に（按ずるに、同郡前ニなるなし、）扣居候段相屆候間、早々平根山下江乘入候樣申渡、翌廿九日曉寅の下刻頃、船形相見候と、野比濱出張之もの追々玉數嚴敷打出し候所、碇卷取候樣子にて、無程東雲に相成、强藥を以打拂候處、玉中りも有之、異船帆卷立候に付、御備船共も押出

以書翰申入候、品川臺使臣館建造ニ付テハ、地代幷入費差出シ等之義、我八月十二日附之書簡ヲ以前職久世大和守安藤對馬守ヨリ、其前任公使ハルリスエスクルワイルエ打合及ヒ置シニ、其後英公使ニハ、地代金之義、百坪ニ付一箇年金三兩ツヽ之積ニ談判イタセシ間、各國ニ於テモ右同樣心得ラレ度、且總體普請ハ此方ニテ致、補理落成之後ハ總入費十分之一之割合ヲ以質借料トシテ年々永久差出候樣確定セリ、其許ニオイテモ繪圖等差越サレシ上ハ、總テ右振合ニテ異存無之事ト思ハレ、爲念打合ニ及ヒ候間、否速ニ回答有之度、拜具謹言、

文久二戌年閏八月廿二日

水野和泉守 花押

板倉周防守 同

但佛蘭西幷和蘭陀エモ同文言ニテ同日被遣候事、

〔文久癸亥夷匪入港錄 一〕御老中衆ヨリ亞國公使へ被相贈候御書簡寫

亞米利加ミニストルエキセルレンシー

ロベルトエツフラへ

以書翰申入候、其許之爲メ兼テ我都下ニ取設タル居留館、先般燒失ニ及ヒ候後、再建之義精々勉強セシメ、當節目論見ナレド、差向假ニ住候丈之場所ハ無差支程ニ取繕モ出來致候、此段申入度如此ニ候、拜具謹言、

文久三年七月十七日

板倉周防守

水野和泉守

松平豐前守

井上河內守

小笠原圖書頭

子ノ第四年第二月第一日ヨリ是ヲ行フベシ、

一本書ハ日本語、英語、蘭語ノ譯文ヲ添テ倶ニ四通トナスベシ、譯文ハ何レモ同義ナリト雖モ、蘭文ヲ以テ本トナスベシ、

一右證據トシテ、西暦千八百六十四年、合衆國獨立八十八年第一月二十八日卽チ日本文久子ノ第四年十二月二十日、江戸府ニ於テ、前ニ記シタル兩國ノ全權名ヲ記シ、印ヲ調スル者ナリ、

○按ズルニ、此他慶應二年五月十三日ノ改稅蓋書、同三年一月二十五日ノ材木改稅取極書ハ、英國ノ下ニ引ケリ、

〔通信全覽初編七 亞國書翰〕未〇安政六年八月二日差出　公使館

合衆國の使臣千八百五十九年第八月廿九日江戸にて

外國奉行等々々足下に呈す、余亞米利加ミニストルに代りて、足下に左の報告をなす、彼が旅館に御目付衆の詰合しとは、疑もなく正理に違ふが故に、彼レ其引去ることを深く希ふ、若シ夫れ日本政府、他の士官及び譯官をして此に詰合しむるを要するならば、其事は我に於て異論なかるべし、

我ミニステル、我に命じて足下の命令怠慢せることを愁訴せしむ、其故如何となれば、唯一小時中に出來べき所のことを、時としては二十日乃至三十日待たざるを得ざればなり、其命令の怠慢せるは、是我ミニステルは、久しく之に堪ゆること能わず、恭敬を以て啓す、

合衆國使館の現職セカレタリス官名ヒウスケン

〔文久二壬戌夷匪入港錄〕御老中衆ヨリ亞國公使エ被相贈候御書簡寫

亞墨利加合衆國全權公使兼エキセルレンシー

ロベルトエッフラインエ

〔文久癸亥夷匪入港錄四〕貿易條約

一日本ニ於テ合衆國人ノ交易ノ繁榮、及ヒ館便ヲ目的トシ、程ヨク談判セシ後、日本在留合衆國使節ロベルトハフライン、及ヒ外國奉行柴田貞太郎、銘々政府ノ委任ヲ受ケ、次ノ條約ヲ取極メタリ、

第一條

一茶ノ荷物ノ爲メニ用ユル次ノ諸品ハ、運上ヲ差出スニ及ハザルベシ、

一鉛苞　一鑞　一蓙　一萪藤　一塗料油　一青黛　一石灰　一炒鍋

一籠

第二條

一次ノ諸品ハ運上ヲ減シ、百分ニ付五分トナス事ヲ許スベシ、

一器械　一藥種　一鐵棹　一鐵版　一鐵線　一錫版　一白糖塊

一白糖末　一硝子　一硝子器物　一時計　一懷中時計　一懷中時計鍵

一酒　一麥酒　一燒酎

但鴉片輸入ノ禁ハ、此條約ニ於テモ嚴重ニ行ハル可シ、

第三條

一合衆國ノ商人、物貨輸入輸出ノ節、其品ノ用否トノ差別ナク、定メ通リ運上ヲ差出スベシ、

第四條

一此條約一ケ年前ヨリ相談セシ所、上ニ姓名ヲ記シタル者、無據場合アリテ是迄延引シ、此度神奈川港ニ於テハ、來ル西暦千八百六十五年第二月八日、卽チ日本文久子ノ第四年第一月第一日ヨリ是ヲ行フベシ、長崎並箱館ニ於テハ、來ル西暦千八百六十五年三月九日、卽チ日本文久

其外の各書ニ付　　壹ドルラル半

第七則

總て日本開港の場所へ陸揚する物品には、左の運上目錄に從ひ、其地の運上役所に租税を納むべし、

第一類

貨幣に造りたる金銀幷に造らざる金銀、當用の衣服、家財、幷に商賣のためにせざる書籍、何れも、日本居留のため來る者の所持の品に限るべし、

右の品々は、運上なし、

第二類

凡て船の造立、綱具修復、或は船裝のために用ゆる品々、　鯨漁具の類　鹽漬食物の諸類　パン幷にパン粉　生たる鳥獸類　石炭　家を造るための材木、米、籾、蒸氣の器械、　トタン、鉛、錫、生絹、

右の品々は、五分の運上を納むべし、

第三類

都て蒸溜或は醸し、種々の製法にて造りたる一切の酒類、

右は三割五分の運上を納むべし、

第四類

凡て前條に擧ざる品々は、何に寄らず、貳割の運上を納むべし、金銀貨幣幷に棹銅の外、日本産の物積荷として輸出する時は、五分の運上を納むべし、

右ハ神奈川開港後五年に到り、日本役人より談判次第、入港出港の税則を再議すべし、

船中當用の品、又ハ乘組旅客の當用衣類等は、運上役所に差出さゞるべし、

第四則

出港手數を願ふ船々は、日本十二時（亞墨利加二十四時）前に、運上役所へ申立べし、此期限中に、右手數遲々せざる樣取扱ふは勿論たるべし、右手數差止る事あらば、日本役人より船司又ハ頭立たる者幷に其船荷の取引人等へ、其段申渡し、亞墨利加コンシュルに申達すべし、

合衆國の軍艦は、入港出港運上筋の手數に及ばず、運上役人幷に番兵等差構ふ事なし、

合衆國飛脚のための蒸氣船は、入港出港の手數を一日にいたし、日本に上陸する旅客、幷に品々の外は、告書差出し、書面の手數なしといへども、何ヶ度にても、入港の度ごとに出港入港の手數はいたすべし、

薪水食料等用意のため、入港の鯨漁船、或は難船は、其積荷の告書を出さずといへども、若其積荷を賣拂はんと願ふときは、第一則の通、定式輸入の手數をいたすべし、稅則幷に條約書中に船と唱ふるものは、シキップ、バルク、ブリッキ、スクーチル、スルーブ、蒸氣船等を總ていふなり、

第五則

日本運上役所の規則に違ひたる僞差出し、積荷目錄を出し、幷に證書に名前を記せる輩は、其犯すごとに百二十五ドルラルの過料を日本役所に納むべし、

第六則

噸稅ハ日本開港の場所において、亞墨利加商船より取立すといへども、左の規定の通、其地々々の運上役所に納むべし、

壹船の入港手數ニ付　十五ドルラル　壹船の出港手數ニ付　七ドルラル

夫々の免狀ニ付　壹ドルラル半　場所々々健固狀ニ付　壹ドルラル半

此書面は、荷主又は引請人の名前、積送たる船の名、荷物の譜牒番付、其積荷の斤數石高、毎品の代料を認め、其總〆高を其書付の末に認むべし、

都て此差出書付は、持主又引請人認たる僞なき價を申立る書面にて、日本役所の規定にふれたる隱し荷物なき證據として、銘々名前を記すべし、

右之通、積荷目錄差出等の書類、日本役所に差出、右書付引合せ積荷用意品等取調濟迄は、品物ども日本役所の預りたるべし、

日本役人、右之通差出たる荷物の內、或は總體を定式の通改むべし、

若運上役所に引上げ改る事ある時は、輸入人の失費相掛ず、可成丈品物の損せざる樣にいたし、改濟の上は、素の如く取始末すべし、尤取調方格外時日を費さゞるべし、

荷主或は輸入人、銘々持受の品改濟、役所より引渡さゞる以前、輸入の途中（日本役所へ差出さゞる以前の事をいふ）破壞損傷の品々心附くときは、當人より其段運上役所に申立、其品取扱ふ職業の廉潔なるもの兩人以上出會、直組いたさせ、其荷物ごとに損し高を歩割に記し、其譜牒番數ともに證書に相認込べし、尤日本役人立合にて、直組人等名を記すべし、右の證札兼々持參の差出書へ添、總高の內を引落すべし、尤條約第四ヶ條の取極の通、運上役所にて取扱ふ事故障あるべからず、

諸運上納濟の後運上役所より陸揚不苦段、免許狀を渡すべし、品物渡方は、運上役所にても船中にても其者の願に任すべし、

輸出に極りたる荷物は、船に輸送する前廣に、運上役所へ、船名、荷物の譜牒番付、入高斤數、量目、性合、幷に代料を記せる差出書付を出し、書面の通聊僞なき由を、輸出人等證據として、其名前を認むべし、運上役所へ差出し以前、船中へ積込たる荷物、幷に運上役所へ差出し濟の上、禁制の品を竊に荷積の內へ入有之ば、改の上日本役所へ取上べし、

乘組のものどもハ、右役人に對し、不敬無之丁寧に取扱いたし、船中可成丈相當の用便をなすべし、

夜中は日本役所より許なくして荷卸すべからず、荷揚前船々出入口荷物仕舞置、戸口〆り口とも、夜中は日本役人錠を卸し、或は印封し、夫々の取締をなし置べし、萬一許しなく是を開き、又は錠印封を破り、品物を引出等のものは、其犯せる人ごとに、六十ドルラルの過料を日本役所に取立べし、

日本役所へ當前の差出書を出さずして、荷卸いたし、或は其事を謀れる品々は、次のヶ條に定たる通取押へ、日本役所に取上べし、

荷物の中、積荷目錄に載ざる品々を取隱し置、收納を減せんと仕組たる者は、其品を日本役所に取上べし、日本の開かざる港にて、密賣買をなすは勿論、其仕組有之亞墨利加船は、其品を日本役所に取上の上、犯せるごとに千ドルラルの過料を納むべし、

修復のため入津の船々は、運上なく積荷を陸揚し、日本役所へ預るべしといへども、藏鋪作事幷に番人等の諸入用ハ、相當の償を出すべし、

若其荷物の內を賣拂ふ時は、其荷物丈は規定の通日本役所に運上を納むべし、

積荷を同港內の他船へ移す時は、日本役人見分の上、事情明白に相分り、免狀を請る上は、定の運上なし、阿片の輸入嚴禁たり、然るに密商し、又其事を謀る輩は、阿片一斤ごとに十五ドルラルの過料を日本役所に納むべし、其組合の人數の多少に拘らず、此法を以てすべし、

第三則

品物を送る荷主又は引請先の者より、入津の荷物を陸揚せんとする者は、其積荷の差出書を日本役所に出すべし、

日本開港の場所へ、亞墨利加商船入津次第、二十四時中（亞墨利加の四十八時、但日曜日を除く）に船司又は頭立たる者より、日本役所へ亞墨利加コンシユルの請取の書付を差出すべし、

此請取書は、亞墨利加國の掟通認たる船目錄、其外の書類を亞墨利加コンシユルへ預けたる請取書なり、

并に其者ども、其船の差出書を出すべし、

右は入津の船の名、其船の仕出し場の湊の名、噸數、船司、或は頭立たる者の名、乘來る旅人の名（乘組有之節は認入る）一船の乘組人數を認たるものにして、書面の通相違無之旨を、船司或は頭立たる者奥書いたし、證據として當人の名前を認入たるものなり、

同時に其船積荷の告書を役所に預くべし、

右は其荷物の譜牒并に番付、且其入目斤數等を送狀に認し通に寫し荷物引請先の人々の名を記せるものなり、

船中用意の品物の目錄も、告書へ加ふべし、

但船中用意の品も、書面の通相違無之旨、船司又ハ頭立たるもの奥書し、其名前を記すべし、

此告書の文面相違の廉、日本十二時（亞墨利加の二十四時、但日曜日を除く）の中に心附改るにおいては、過料の沙汰に及ばす、若其期限後に至り書改る歟、又ハ告書に書入れするにおいては、十五ドルラルの過料を日本役所に納むべし、積荷總目錄告書中に載ざる品を陸揚するにおいては、其品二重の運上を日本役所に納むべし、船司或は頭立たるもの、入港の手數納方前書の期限に後るゝ時は、過料として一日怠る毎に、六十ドルラルの過料を日本役所に納むべし、

第二則

日本政府より其港內入津の船々（軍艦を除く）に、運上方改の役人乘組まする儀當然たるべし、

日本貴官又は委任の役人と、日本に來れる合衆國のヂプロマチーキアゲントと、此條約の規則并に別冊の條を全備せしむるために要すべき所の規律等、談判を遂ぐべし、

第十三條

今より凡百七十一ヶ月の後（即千八百七十二年七月四日に當る）雙方政府の存意を以て、兩國の内より壹ヶ年前に通達し、此條約并に神奈川條約の内存し置くヶ條及び此書に添たる別冊ともに、雙方委任の役人實驗の上、談判を盡し補ひ、或は改る事を得べし、

第十四條

右條約の趣は、來る未年六月五日（即千八百五十九年七月四日）より執行ふべし、此日限或は其以前にても、都合次第に日本政府より使節を以て亞墨利加華盛頓府において本書を取替すべし、若無餘儀子細ありて、此期限中、本書取替し濟すとも、條約の趣は此期限より執行ふべし、

本條約は、日本よりは大君の御名と奥印を署し、高官の者名を記し、印を調して證とし、合衆國よりは大統領自ら名を記し、セクレターリスフハンスタート（官名）ともに自ら名を記し、合衆國の印を鈐して證とすべし、尤日本語、英語、蘭語にて、本書寫ともに四通を書し、其譯文は何れも同義なりといへども、蘭語譯文を以て證據となすべし、此取極のため、安政五年午六月十九日、（即千八百五十八年、亞墨利加合衆國獨立の八十三年七月廿九日、）江戸府において前に載たる兩國の役人等名を記し調印するもの也、

井上信濃守 花押

岩瀬肥後守 同

稅則

日本開きたる港々において、亞墨利加商民貿易の章程、

第一則

雙方の人民互に宗旨に付ての爭論あるべからず、日本長崎役所において、踏繪の仕來りは既に廢せり、

第九條

亞墨利加コンシユルの願に依て、都て出奔人幷に裁許の場より逃去し者を召捕、又はコンシユル捕へ置たる罪人を獄に繋ぐ事叶ふべし、且陸地幷に船中にある亞墨利加人に、不法を戒め、規則を遵守せしむるが爲に、コンシユル申立次第助手すべし、右等の諸入費、幷に願に依て日本の獄に繋ぎたる者の雜費は、都て亞墨利加コンシユルより償ふべし、

第十條

日本政府合衆國より軍艦、蒸氣船、商船、鯨漁船、大砲、軍用器、幷に兵器の類、其他要需の諸物を買入れ、又は製作を誂へ、或は其國の學者、海陸軍法の士、諸科の職人、幷に船夫を雇ふ事意の儘たるべし、

都て日本政府注文の諸物品は、合衆國より輸送し、雇入る亞墨利加人は、差支なく本國より差送るべし、合衆國親交の國と、日本國、萬一戰爭ある間は、軍中制禁の品々、合衆國より輸出せず、且武事を扱ふ人々は差送らざるべし、

第十一條

此條約に添たる商法の別冊は、本書同樣雙方の臣民互に遵守すべし、

第十二條

安政元年寅三月三日（即千八百五十四年三月三十一日）神奈川において取替したる條約の中、此條々に齟齬する廉は取用ゐず、同四年巳五月廿六日（即千八百五十七年六月十七日）下田において取替したる約書は、此條約中に悉せるに依りて取捨べし、

幷に過料ハ日本役人へ渡すべし、
兩國の役人は、雙方商民取引の事に付て差構ふ事なし、

第七條

日本開港の場所におゐて、亞墨利加人遊歩の規程左の如し、

神奈川　六郷川筋を限とし、其他は各方へ凡十里、

箱館　各方へ凡十里

兵庫　京都を距る事十里の地へハ、亞墨利加人立入ざる筈に付、其方角を除き各方へ十里、且兵庫に來る船々の乘組人は、猪名川より海灣迄の川筋を越べからず、

都て里數は、各港の奉行所、又は御用所より陸路の程度なり、一里ハ亞墨利加の四千二百七十五ヤールト、日本の凡三十三町四十八間一尺貳寸五分に當ル、

長崎　其周圍にある御料所を限とす、

新潟は治定の上境界を定むべし、

亞墨利加人重立たる惡事ありて裁斷を請、又は不身持にて再び裁許に處せられし者は、居留の場所より一里外に出べからず、其者等は日本奉行所より國地退去の儀を、其地在留の亞墨利加コンシユルに達すべし、

其者ども諸引合等、奉行所幷にコンシユル糺濟の上、退去の期限猶豫の儀は、コンシユルより申立に依て相叶ふべし、尤其期限は決して一ヶ年を越ゆべからず、

第八條

日本にある亞墨利加人、自ら其國の宗法を念じ、禮拜堂を居留場の内に置も障りなく、幷に其建物を破壞し、亞墨利加人宗法を自ら念ずるを妨る事なし、亞墨利加人、日本人の堂宮を毀傷する事なく、又決して日本神佛の禮拜を妨げ、神體佛像を毀る事あるべからず、

る時は、其價を以て直に買上べし、

合衆國海軍用意の品、神奈川、長崎、箱館の內に陸揚し、庫內に藏めて、亞墨利加番人守護するものは、運上の沙汰に及ばず、若其品を賣拂ふ時は、買入る人より、規定の運上を日本役所に納むべし、

阿片の輸入嚴禁たり、若亞墨利加商船三斤以上を持渡らば、其過量の品は、日本役人これを取り上べし、

輸入の荷物、定例の運上納濟の上は、日本人より國中に輸送すとも、別に運上を取立る事なし、亞墨利加人輸入する荷物は、此條約に定めたるより、餘分の運上を納る事なく、又日本船及び他國の商船にて、外國より輸入せる同じ荷物の運上高と同樣たるべし、

第五條

外國の諸貨幣は、日本貨幣同種類の同量を以て通用すべし、(金は金、銀は銀と、量目を以て比較するをいふ、)

雙方の國人、互に物價を償ふに、日本と外國との貨幣を用ゆる妨なし、

日本人外國の貨幣に慣はざれバ、開港の後凡一ヶ年の間、各港の役所より日本の貨幣を以て亞墨利加人願次第引替渡すべし、向後鑄替のため分割を出すに及ばず、日本諸貨幣は、(銅錢を除く)輸出する事を得、幷に外國の金銀は貨幣に鑄るも鑄ざるも輸出すべし、

第六條

日本人に對し法を犯せる亞墨利加人は、亞墨利加コンシユル裁斷所にて吟味の上、亞墨利加の法度を以て罰すべし、亞墨利加人へ對し法を犯したる日本人は、日本役人糺の上、日本の法度を以て罰すべし、日本奉行所亞墨利加コンシユル裁斷所ハ、雙方商人逋債等の事をも公けに取扱ふべし、

都て條約中の規定幷に別冊に記せる所の法則を犯すにおいては、コンシユルへ申達し、取上品

亞墨利加人建物のために借り得る一箇の場所幷に港々の定則は、各港の役人と、亞墨利加コンシュルと議定すべし、若議定しがたき時は、其事件を日本政府と亞墨利加ヂプロマチーキアゲントに示して處置せしむべし、其居留場の周圍に門墻を設けず、出入自在にすべし、

江戸　午三月より凡四十四ヶ月の後より　千八百六十二年一月一日

大坂　同斷凡五十六ヶ月の後より　千八百六十三年一月一日

右二ヶ所ハ、亞墨利加人、只商賣を爲す間にのみ逗留する事を得べし、此兩所の町において、亞墨利加人、建家を、價を以て借るべき相當なる一區の場所幷に散歩すべき規程ハ、追て日本役人と亞墨利加のヂプロマチーキアゲントと談判すべし、

雙方の國人、品物を賣買する事、總て障りなく、其拂方等に付ては、日本役人是に立合はず、諸日本人、亞墨利加人より得たる品を賣買し、或ハ所持する倶に妨なし、

軍用の諸物は、日本役所の外へ賣べからず、尤外國人互の取引ハ差構ある事なし、此ヶ條は條約本書取替せ濟の上ハ、日本國内にふれわたすべし、

米幷に麥は、日本逗留の亞墨利加人幷に船々、乘組たる者及び船中旅客食料の爲の用意は與ふとも、積荷として輸出する事を許さず、

日本産する所の銅、餘分あれバ、日本役所にて、其時々公けの入札を以て拂ひ渡すべし、

在留の亞墨利加人、日本の賤民を雇ひ、且諸用事に充る事を許すべし、

第四條

總て國地に輸入輸出の品々、別冊の通、日本役所へ運上を納むべし、

日本の運上所にて、荷主申立の價を奸ありと察する時は、運上役より相當の價を付、其荷物を買入ッ事を談ずべし、荷主もし是を否む時は、運上所より付たる價に從て、運上を納むべし、承允す

ルアゲント名官等を任ずべし、其日本に居留するヂプロマチーキアゲント幷にコンシユルゼチラールは、職務を行ふ時より、日本國の部内を旅行する免許あるべし、

第二條

日本國と歐羅巴中の或る國との間に若障り起る時は、日本政府の囑に應じ、合衆國の大統領、和親の媒となりて扱ふべし、

合衆國の軍艦、大洋にて行遇たる日本船へ、公平なる友睦の取計らひあるべし、且亞墨利加コンシユルの居留する港に、日本船の入る事あらば、其各國の規定によりて友睦の取計らひあるべし、

第三條

下田箱館の港の外、次にいふ所の場所を左の期限より開くべし、

神奈川　午三月より凡十五ヶ月の後より　西洋起元千八百五十九年七月四日

長崎　同斷　同斷

新潟　同斷、凡二十ヶ月の後より　千八百六十年一月一日

兵庫　同斷、凡五十六ヶ月の後より　千八百六十三年一月一日

若新潟港を開き難き事あらば、其代りとして同所前後に於て一港を別に撰ぶべし、

神奈川港を開く後六ヶ月にして、下田港は鎖すべし、此箇條の內に載たる各地は、亞墨利加人に居留を許すべし、居留の者は一箇の地を價を出して借り、又其所に建物あれば是を買ふ事妨なく、且住宅倉庫を建る事をも許すべしといへども、これを建るに託して、要害の場所を取建る事は決して成ざるべし、此掟を堅くせんために、其建物を新築改造修補などする事あらん時には、日本役人是を見分する事當然たるべし、

於帝國日本、亞墨利加合衆國人民の交を猶處置せしむるに、全權下田奉行井上信濃守、中村出羽守と、合衆國のコンシユルゼチラールエキセルレンシートロンセントハルリスと、各政府の全權を持て可否を評議し、約定する條々如此、〇本文略之

右の條々日本安政四巳年五月廿六日、亞墨利加合衆國千八百五十七年六月十七日、下田於御用所兩國の全權調印せしむる者也、

井上信濃守

中村出羽守

〇按ズルニ、コレ亦下田條約ニ基キテ議定セル約條ナリ、故ニ此ニ附載ス、

〔亞墨利加國條約并稅則〕帝國大日本大君と、亞墨利加合衆國大統領と親睦の意を堅くし、且永續せしめんために、兩國の人民貿易を通ずる事を處置し、且交際の厚からん事を欲するがために、懇親及び貿易の條約を取結ぶ事を決し、日本大君は、其事を井上信濃守、岩瀨肥後守に命じ、合衆國大統領は、日本に差越たる亞墨利加合衆國のコンシユルゼチラール官名トウンセントハルリス人名に命じ、雙方委任の書を照應して、下文の條々を合議決定す、

第一條

向後日本大君と、亞墨利加合衆國と世々親睦なるべし、

日本政府は華盛頓に居留する政事に預る役人を任じ、又合衆國の各港の内に居留する諸取締の役人、及び貿易を處置する役人を任ずべし、其政事に預る役人及び頭立たる取締の役人は、合衆國に到著の日より、其國の部内を旅行すべし、

合衆國の大統領は、江戸に居留するヂプロマチーキアケント官名を任じ、又此約書に載たる亞墨利加人民貿易のために開きたる日本の各港の内に居留するコンシユル官名又はコンシユライ

べし、

第十三ヶ條

一爰に取極置處の規定は、何事によらず、各神奈川の條約に違ふ事あるとも、亦是を變ずる事なし、

右條約附錄、エゲレス語、日本語に取直し認、名判いたし、是を蘭語に飜譯して、其書面、合衆國と日本全權雙方取替すもの也、

暦數千八百五十四年第六月十八日、日本嘉永七寅年五月二十二日下田に於て名判いたす、

林　大學頭　花押
井戶對馬守　同
伊澤美作守　同
都筑駿河守　同
鵜殿民部少輔　同
竹內淸太郞　同
松崎滿太郞　同〇以通航一覽續輯百四十二補正、

〔嘉永明治年間錄　六〕安政四年六月四日、亞國ノ爲ニ、長崎下田函館ノ三港ヲ開ク議定書、

六月四日閣老より布告の文　下田に於て、亞墨利加官吏へ別冊の通規定書爲取替相濟、長崎港へ亞墨利加入津の儀、改て御差許相成候間、被得其意諸事下田奉行函館奉行へも打合置條約面の趣を以て、取扱候樣可被致候、尤も右の趣其地御固の面々へも可被達候、函館奉行へ前同文函館表取計振の儀は、猶厚く致勘辨取調可被申聞候、規定書寫一冊宛、同英文和解一冊宛、蘭文和解一冊宛相渡之、

一徘徊の者、休息所は、追て其爲旅店設るまで下田了仙寺、柿崎玉泉寺二ヶ寺を定置べし、

第五ヶ條

一柿崎玉泉寺境内に、アメリカ人埋葬所を設け、麁略有事なし、

第六ヶ條

一神奈川にての條約に、箱館に於て、石炭を得べきことあれ共、其地にて渡し難き趣、提督ペルリ承諾致、箱館にて石炭用意に不及樣其政府に告べし、

第七ヶ條

一向後兩國政府に於て、公顯之告示に、蘭語譯司居合ざる時之外は、漢文譯書を取用る事なし、

第八ヶ條

一湊取締役一人、港內案內者一人定置べし、

第九ヶ條

一市店之品は、撰むに買主の名と品の價を記し、御用所に送り、其價を用所にて日本官吏に辨じ、品は官吏より渡すべし、

第十ヶ條

一鳥獸遊獵は、日本に於て禁ずる所なれば、アメリカ人も亦此制度に伏すべし、

第十一ヶ條

一此度箱館の境、日本里數五里を定置、其他の作法を、此條約第一ヶ條に載する處の規則に傚ふべし、

第十二ヶ條

一神奈川に而之條約取極之書翰を得是に答ふは、日本國王に於て誰に委任あるも意の儘たる

下田條約

一倘兩國政府均有不得已之事情、或應置合衆國總領于下田、但置總領之事、應以鈐印約書以來十八月後爲期、

一條約一定兩國各官民自應謹守、且合衆國大統領同長公會大臣議定允肯、致書于日本大君、此事應以今後十八個月、卽將兩國君上批准之條約互換、

已上　約書如上、兩國全權諸臣下印作證、

嘉永七年三月三日

（甲寅歲陣中日記）豆州下田において約定書之寫

合衆國之使節提督彼理と、日本の全權林大學頭、井戸對馬守、伊澤美作守、都筑駿河守、鵜殿民部少輔、竹內淸太郎、松崎滿太郎、兩國政府之爲、取極置候條約附錄、

第一ヶ條

一下田鎭臺支配所の境を定めんが爲、關所を設るは其意の儘たるべし、然共アメリカ人も亦既に約せし日本里數七里の境關所出入するに障ある事なし、但日本法度に悖る者あらば、番兵是を捕へ、其船へ送べし、

第二ヶ條

一此港に來る商船、捕鯨の爲上陸場三ヶ所に定置候、其一は下田、其一は柿崎、其一は港內の中央にある小島の東南にあたる澤邊に設べし、合衆國の人民必日本官吏に對し叮嚀を盡べし、

第三ヶ條

一上陸のアメリカ人免許を請ずして民家町家に一切立寄べからず、但寺院市店見物勝手たるべし、

第四ヶ條

現今亞美理駕合衆國謀與日本國人交相親睦將依此意以定後來久守之章程是以合衆國大統領差全權彼理到於日本日本國大君差全權林大學頭井戸對馬守伊澤美作守鵜殿民部少輔相與遵奉勅諭立約如左

一兩國之人嗣後當互相親睦不得以其人之高下貴賤與所遇異地而各別視之也

一日本國政府今定下田箱館兩港倣爲合衆國船發薪水食料石炭等諸缺乏物之現存者儘數給之之地准其駕船入港但下田港應以鈐印約書之日爲之始箱館應以來年三月而始開其發給諸物應自日本官吏請價報知而祗以洋金洋銀也

一合衆國船漂到日本諸處海濱者應救恤周濟併其所携諸物具船送致之于下田或箱館附之該國人到港者其周濟漂民諸費項彼此所同兩國皆不用追支也

一漂民及到港合衆國人應同海外諸國之俗從容待之不得一處安置也但至日本正理之例合衆國人亦不得不甘心從順

一合衆國漂民及其他到港者兩港官吏不應倣長崎港置唐山和蘭諸國人之制而鋼禁之也但下田港則其港內小島居中向四方能步遊七里若箱館港行步之規應俟日後量度較定

一或要覓必需諸物及其餘宜見允準之事應俟兩國議定

一合衆國船到兩港者准其以洋金洋銀及諸貨抵換必需諸物應謹守日本政府法制若其所發諸貨不中日本人之意而却之者合衆國人應甘心帶回

一其取薪水食料石炭及缺乏諸物皆應從該地官吏幹辦凡一支一收皆不得私下相與也

一嗣後日本政府倘以今不相允於合衆國之事與他海外諸國相允則亦應同允之于合衆國毋庸遲緩待議也

一兩港既開則合衆國人除猝遇風颶之外不得向別處恣意入港也

〔文久癸亥夷匪入港錄一〕同斷（○御老中衆ヨリ亞國公使ヘ被相贈候御返簡寫）

亞米利加合衆國全權ミニストル、エキセルレンシー、

ロヘルエッツフラインヘ

貴國フロラン借地之義ニ付、去ル我五月廿六日（即貴國第七月十一日）附之書翰ヲ以、同人相望候橫濱山手御朱印地并埋立地內、我政府之用地ト唱フル二區ハ、何分難貸渡候ニ付、右山手地續ニテ、御朱印地ヲ除キ、相當之替他ヲ撰ミ、改テ神奈川奉行ヘ可申立樣申入シ所、右回答トシテ貴國第七月十八日附第八十二號之書翰被差越、其方ニ於テ山手之方檢査セラレシニ、寺院境外之場所ニテ、全ク此方實地之形勢不按內ヨリ、右樣之儀申入レシ樣被遮セラルレドモ、我國御朱印地ト相唱候ハ、政府之免許ヲ受ケ、其寺院之貰領スル所ニテ、假令境外ニ有之トモ、其管轄內之場所ナレバ、他人ヘ貸渡候義ハ難相成、尤來書中阿部越前守又ハ他之士官ト共ニ實地ニ就テ猶談判セラレ度トノ趣モアレド、越前守ハ既ニ轉任シ、其地之義ハ關係セザレバ、其地現在ノ奉行ト同伴之上、委細被引合候樣致シ度、右之趣ハ奉行ヘモ申達置ヌレバ、其許都合次第可被申談候、此段回答旁申入候、拜具謹言、

文久三年七月廿三日

板倉周防守
水野和泉守
松平豐前守
井上河內守
小笠原圖書頭

〔墨夷應接錄初篇人〕三月三日取替せ相定り候條約書

條約

候得共、藏地は何れにも海岸ニ無之候はでは差支候趣申立、無餘儀相聞候間、夫是勘辨致し、藏地丈け海中江新規築立貸渡候積談判仕、其段先達て申上置候、然ル處魯西亞コンシユル儀も、市中海岸ニて地所借請度旨申出候ニ付、及談判住居之儀は海岸に無之候ても、市中程近に候得ば差支無之、藏地丈ケは是非船着便利を相望候儀之旨申立候、乍併條約御取結之節、一箇之地江取極候を、右樣貳ケ所ニ相成候ては、此方ゟ條約相背候端を開候姿ニ付、再三熟考仕候得共、前文之通何分褊小之土地故、迚も市中人家取拂、海岸にて一箇ニ取纏相渡候儀は難仕、殊ニ藏所を直ニ彼方役所ニ致し、交易筋取扱候見込之由ニ相聞候之間、箱館港ニ限り、藏地は海中江築出し、貸渡候樣仕度旨、竹内下野守より申越候、一體箱館港之儀は、大灣ニ御座候得共、海岸市中は貳拾町程ニて、其內岸深く、船付便利之地は纔拾四五町にて多分船手取引之者ども而已、寸地も無之、家藏建積候場所ニて、昨年來は諸國より入込候者も多く、彌場所無之、追々海岸築出し、又は築島等願出候者共差障無之分は、夫々承屆置候程之儀、殊ニ辨天岬御臺場御普請ニ付ては、船付便利之町家も取拂、替地相成候儀ニ有之、然ル處外國人望ニ任せ、一國海岸附ニ致し候ては、各國同樣可相成儀にて、御國民は商賣難相成、左候迚、海岸付ニ無之候ては、外國人承伏仕間敷、藏地之分、海岸にて少少宛各國江相渡し居住之地は外場所にて相渡候得ば、取計も出來可申候得ども、右にては矢張一國貳ケ所ニ相成候事故、一箇之地と限り候ては取計方無之候間、條約面ニは振候得共、其港之地勢ニ寄、不得止事儀ニ御座候間、箱館港ニ限り、外國人住居之地は、一纏ニ相渡し、藏地之分、海中江築立貸渡候樣仕度奉存候、今般渡來之魯西亞コンシユルも、差向申立候儀も御座候間、早々御下知御座候樣仕度、繪圖面相添、此段奉伺候、以上、

午（〇安政六年）十二月

十二月晦日評議返上　御廻し申候（〇以下人名略）

一居留所之義に付而ハ、猶申上度義有之、自國商民とも横濱金川ニ所々散在罷在候間、一區に取纏候樣、奉行よりコンシユル江御達有之樣いたし度候、

一其方商人ハ其方支配に候間、此方之差圖には及間敷事に事、

一右樣之筋には無之、住居之地は御國之地に候間、御國政府ニ而御免許に候ハヽ、京師也とも大坂也とも、何れにも住居可仕、コンシユルニ而可差拒權は無之候、

一横濱金川何レも一灣內之地に候間、此方に於て差支無之候間、强而取纏候にハ不及候、

一條約中既一箇之地と有之候、且一所に纏り居不申節ハ、コンシユル取〆り方立不申左候はば何樣之不締仕出シ候とも、私方に而差構不申候間、御所置方御不都合には有之間敷哉、

一條約面金川と有之候へども、横濱表も一灣內之事故、此方おゐては右に取極候事故、外國商人横濱之方ニ住居之事は、此方之都合に有之間、元より差構不申、金川之方は是又其方之望に任せ候義故、兩所之中何れにても住居勝手次第に候、○下略

〔箱館表御用留〕外國人江可貸渡地所之儀ニ付相伺候書付

村垣淡路守
津田近江守

亞墨利加人江可貸渡地所之儀、最初龜田川尻海岸にて、一箇之地所相渡候積、昨年來及談判候處、市中掛離、殊ニ低濕之場所にて、住居難相成候ニ付、箱館沖之口最寄海岸附市中ニて相渡呉候樣、同所在留之亞人ライス申立候得共、何れも人家建續有之、差支不少、尤亞墨利加一ヶ國而已候得ば、如何樣にも勘辨を盡し、取計方も可有之候得共、外國々も同樣相望候は必然之儀、左候ては箱館市中海岸附不殘外國之辨利ニ罷成、町人共迷惑は勿論、御要害ニも拘り候儀、何分難差許候間、尻澤邊最寄ニ候得ば、右等之障無之候ニ付、ライス江再應引合候處、住居之地は、右ニて差支無之

當分之處或ル寺に止宿罷在、既に少々之建物等取付候位之所、此間中私不快之砌、右醫師招寄療養相賴居候留主中、奉行ゟ自國コンシユル江御掛合ニ而、右寺御引上ゲ相成、當時住所無之、難澁之趣に御座候、

一氣之毒千萬、いつ頃之事に候哉、

一七日前之義ニ而、新奉行著早々之事に御座候、

一右は早速取調可申候

一箱館長崎等に而ハ、居留所之義、奉行と之引合不行屆當惑至極に奉存候、

一箱館おゐてハ、此方奉行取極候場所不承知之由故不捗取義と存候、

一彼仰候場所ハ、波渡場ゟハ一里餘も有之、（彼國之一里則我國之十町程に當ル）右樣掛隔候而ハ商賣不都合ニ付、コンシユル不承知之趣に候、

一貴國コンシユルゟ別段申出候事も無之故、其儘にいたし置候、

一佛英コンシユルハ不承知申出、地所大概御取極相成候由、併コンシユル住居丈之義ニ而、外國人一統之居處ハ、何れも波渡場近に無之而ハ不都合に有之、尤同所ハ永住之外國人小人數に付、多分之地は入用有之間敷候、

一右者繪圖ヲ以此席に而相定可申哉、又は彼地に而談判可及哉、

一私義も同所地理不案内に付、何れにも彼表おいての談判と可仕候、

一左候ハヾ同所奉行江早速可及沙汰間、其コンシユルよりも尙談判可有之樣可被達候、

一長崎ニ而御渡之地所、外國商人六七人之住家にもいたし候程之狹隘之地、且沙洲有之小舟之往來さへ不自由に有之候間、何れも苦情申出候事に御座候、

一同所ハ高橋平作差遣し候間、奉行目付コンシユル談判之上猶取極可申候、

會議交渉

ハ十二階ナリ、其左ノ高堂ニ一同入テ料理ヲ頂戴イタシケル、其料理ハ皆々日本風ノ料理ニテゾアリケル、〇中略廿八日、〇九月朝五ツ時、浦賀ノ港ニ著ス、午時横濱ニ著ス申ノ剋ニ芝浦ニ著船ス、直ニ上陸シテ、一同登城ナシケルメリケン國ノ送リ來ル處ノ官人上下二百人ハ、芝西應寺ニ止宿ニゾナリケル、

〔高延元庚申文久元辛酉見聞雜錄二十一〕送新見村垣二子使亞美利加

朝發神州向異方、春風無恙送龍航、預知能不辱君命、萬里洋天鵬翼張、

龍野侍從

送淡州村垣氏奉使米利堅

萬里波濤幾日程、火輪一蹴破波行、此行畢竟關公事、莫墜東方君子名、

魯堂 酒井右京亮

奉送村垣君航華旗國

煤烟送舶去茫々、逸氣知君呑八荒、剖判已來無此快、旭章照破太平洋、

鷗渚 岩瀬肥州

安政七年庚申正月

〔通信全覽初編十一亞國對話〕十一月〇安政六年廿日、於中務大輔殿御宅、下總守殿、中務大輔殿、亞國ミニストルハルリス江之御對話書、〇中略猶一事申上候、

一居留所に取極り候一區內住居候者、一時不發爲引拂候ニハ無之、外國商人ども、追々願出候ハバ、其節々御割渡被下候樣いたし度、就而ハ日本人新規右場所中に建家取建候義ハ御差留被下度候、

一委細承知いたし候

一亞國醫師シーモント申者、渡來罷在候、右之者之義ニ付、愁訴申上候事御座候、右は御國永住療治を施し度志願にて渡來仕、何れも御取極相成候居留所內に家作仕候積には候へども、

再三ニ及ビシニ依テ、大日本政府ニ於テモ、止事ヲ得サセ給ハズ、肥前長崎、奥州箱館、武州横濱ノ三ケ所ニ於テ、安政六未年六月二日ヨリ、貿易御開港ニナリヌ、合衆國ワシントン王ヨリ、カツペンブロクヲ使者トシテ申送ルハ、日本政府ト親睦ヲ結バント欲スル故ニ、外國御奉行ヲシテ我アメリカ合衆國迄渡海アルベシト、數度催促ニ及ビケル故ニ、據ナク萬延元申年正月廿一日、合衆國ニ航海トコソ極リケル、人々左之通リ、

外國御奉行新見豐前守、村垣淡路守、御目付小栗豐後守、御勘定組頭森田岡太郎、外國方組頭成瀨善四郎、調役塚原重五郎、御徒目付日高圭三郎、刑部鐵太郎、醫師宮崎立元、村山伯元、川崎道民、定役松本三之丞、吉田佐五右衞門、通詞名村八五郎、御普請役益次俊次郎、通詞立石得十郎、其外御家來方五十一人、又岡田平作ノ手代六人、上下合七拾七人也、合衆國人カツペンブロクホーケートベンキヤナナル大將四人ニシテ、從者三百六十八人、上下合三百七十二人也、大日本國人ト合衆國人ト、都合四百四十六人也、萬延元申正月廿一日、品川沖ヨリ乘船シテ、合衆國ニ渡海セント、其船ワシントンヨリノ迎船ニシテホーハタント號ル所ノ蒸氣船ナリケル、〇中略〇四月廿日御奉行始メ一同登城、其行列、貿易條約書ヲ入タル大箱ヲ車ニ載セ、白馬二疋ニ引カセ、眞先ニ立テ、其跡ニ、右ハ村垣殿、新見殿、島井殿、左ハカツペン氏、トーペン氏、ホーケ氏、二行ニ並ビ、逃々車ニ乘リ、黑馬二疋ヅヽニ引セタリ、其跡ハ一車ニ二疋宛ノ赤馬ニシテ、一車二人宛乘、同ジク二行ニ行列ス、樂人五十人宛兩側ニ備テ、音曲ヲ奏シケル、官人一萬人宛ニテ、兩側ヲ警固ス、議事公堂ノ前ニ至リケレバ、合衆國王ヘルリステンヲ始トシテ、廿四人ノ諸侯、其外官人五百人、堂前ニ出迎ヒケル、見物ノ男女幾萬人ト云コトヲ知ラズ、公堂ニ於テ條約書請渡シ、應接相濟ケレバ、王ヘルリステンヲ始メ、皆々手ヲ握リ、禮ヲナシケリ、議事公堂ト申スハ、ワシントン王ノ住家ニシテ、百二十間四方ナリ、其玄關柱ハ蠟石ニシテ、幅一丈厚サ七尺ナリ、其餘ノ柱ハ皆鐵柱ニテ、玄關ノ兩側ノ高堂

〔嘉永明治年間錄九〕萬延元年正月廿二日、本條約ヲ結ブガ爲ニ、新見豐前守亞國ニ使ス、

亞墨利加國本條約爲取替、本使外國奉行新見豐前守、副使外國奉行村垣淡路守、御目付小栗豐後守、御勘定組頭森田岡太郎、外國奉行支配組頭成瀨佐五右衛門、御徒目付刑部鐵太郎、日高圭三郎、御小人目付栗島彥四郎、鹽澤彥次郎、御普請役益津俊次郎、辻第五郎、寄合醫師宮崎立元、御番醫師村山伯元、松平肥前守醫師川崎道民、通詞名村五八郎、立石得十郎、同斧次郎、

右之面々亞國へ御使として、正月廿三日横濱港出帆、但此乘組船は亞國より迎として、海軍の蒸氣船長五十間巾二十四間のもの來ると云、

亞國ニ使スル者ノ著岸見屆トシテ、御軍艦方出帆、

御軍艦奉行木村攝津守、大御番白須甲斐守組御軍艦敎授方頭取勝麟太郎、同所勤番頭取佐藤桃太郎、御鐵砲方江川太郎左衛門手代肥田濱五郎、浦賀奉行組與力佐々倉桐太郎、同組同心濱田忠左衛門、同下役小永井五八郎、御鐵砲方江川太郎左衛門組同心鈴木勇次郎、牧野越中守家來小野友五郎、松平伊豆守家來牧田修卿、御普請役格中濱萬次郎、但此者ハ元土州中濱の漁師にて、先年亞國へ漂流せし者なり、

右はアメリカ國へ御使の面々、彼國著岸見屆として、被差遣候に付、前同日出帆、此御軍艦は先年薩州より獻上の太平丸、長二十六間、巾十二間と云、

〔維新史料三十六〕航米日記

此書ハ萬延元庚申年(紀元二千五百二十年)正月廿一日、幕府使節、米國へ趣きし時、隨行醫三宅東洋氏の手記せし日記なり、其寫本に據り、原文の儘を錄す、

北亞米利加洲ノ內合衆國ヲ始トシテ亞細亞洲ノ內魯西亞、歐羅巴ノ內佛蘭西、英吉利、和蘭各國ヨリ、ミニストルヲシテ我亞細亞洲大日本國へ渡舶セシメ、貿易ヲナシ、懇和親睦ニ致ス可シト

台下其事に而新に我政府の懇篤の證と、又此誠意を常に表するの證を見給ふべし、ホーハタンハ既に貴國の使節を送ることに用意し而あり、故に使節の用意既に整ひたれば、來る第二月二十二日、又貴方の都合よろしければ夫々早く之を送るべし、

台下此船の右使節を送る爲、此地に來るべきを欲する治定の日限を我に告げ給はんことを希ふ、

又使節の人數其附屬の人員僕從等の數を告げ給はんことを願ふ、ホウハタン船上に而便宜の爲、夫々の所置を爲ざるゝを得ざるを以而なり、

此書簡ハ速に回答を給はるべし、恐惶謹言、

トウンセントハルリス手記

ハセイ　ヒユウスケン正譯

未九月廿四日被遣

亞墨利加合衆國全權兼ミニストル

トウンセントハルリス江

貴國十月五日附の書簡披見せしに、貴國江條約を取替とし而差向る使節を、華盛頓府迄護送いたさるゝに付ては、出帆の頃合幷に人員等承知せられん爲め、今般蒸氣軍艦ホウハタン船を差越されし、厚意の段領掌せり、即正使始の人員は別紙に認め進じ候によつて、右に而了悉有之度、尤出帆は當春中取極置し通り、貴國の來二月廿二日此地出帆之積に付、其頃合に再渡いたし候樣配慮有之度、右返簡および候、拜具謹言、

安政六年未九月廿四日　間部下總守

脇坂中務大輔

幕府遣使

貴國第五月六日附五十一號第七月三十日附九十九號之書翰共落手、英國商人ヘヘルトウンヘ對シ、我國商人等惡業ヲ振舞候段云々申立ラレ、且其回答之遲緩セシヲ促サルヽ趣ドモ、其意ヲ了セリ、右ハ事實承糺セシ所、英國軍艦渡來ニ付、神奈川表、一時騷擾ヲナセルヨリ、輕輩ノ者共、眼前ニ事起リ、困窮ニ迫ランカト懸念之アマリ、我滯金ノ催促ニ及ビ、終ニ互ノ不和ヲ起セシ迄ニテ、右滯金拂方相濟候上ハ、固ヨリ一時ノ輕擧ニ付、速ニ落著及ビ可申、尤不都合無之樣、早々裁判致スベキ旨、神奈川奉行ヘ相達置候間、其旨心得居ラレ度、右兩通之書ニ答フル所如此ニ候、拜具謹言、

文久三年七月十八日

板倉周防守
水野和泉守
松平豊前守
井上河内守
小笠原圖書頭

〔通信全覽 初編三 亞國書翰〕未九月十八日差出ス

千八百五十九年第十月五日、江戸の合衆國使臣館ニ而、

外國事務宰相等々々

間部下總守
脇坂中務大輔　台下に呈す

余謹而我政府より貴國の使節を巴那麻の方に連れ行かんが爲、蒸氣フレカツト船ホウハタンを遣せしことを報告す、又他の大蒸氣フレカツト船、アスペンワエル地名にて右の使節を受取り夫々準備頓に整るべし、

亞墨利加ゟ返翰

千八百六拾三年第六月廿四日、日本横濱合衆國使臣館ニ而、外國事務宰相小笠原圖書頭台下ニ呈ス、余今日貴翰ヲ落手〔○此間脱字〕したる港を鎖、日本在留之外國人を御くる之全權を、皇帝及大君ゟ受玉ひたる事を載ス、余謹て貴翰に回答ス、日本政府と合衆國と、通義を執行、本條約を取結び、貴國臣民右之港に居住し、貿易する事を許せり、故に此條約は元ヲ捨て廢するを得ざるべし、斯之如キ方法を設くるは、餘り國を辱しむるものにして、恰も軍期を告するに似たり、余貴翰之寫を合衆國プレシデントへ送るべし、左スレバプレシデント之を落手し、大ニ驚駭歎息し、輕視すべし、

皇帝及大君の決定を執行はんとすれバ、日本は條約を取結びたる諸國とも戰爭に及ぶ事疑なし、如斯遂べきと思ふは、實ニ嗤ふべき事にして、唯々盛になる皇國荒蕪を招く而已ならん、此大切なる職務を强而慮なく爲すハ、無益の事にして、廉直之所爲ニ非ズ、鎖港之所爲は大なる惡にして、是貴國之國力を量らず、西洋各國の敵すべからざる權威を不知也、是實ニ歎息すべし、余は只左件を台下に告ぐ、日本在留合衆國の臣民、今當港に在り、又將ニ港に來らんとする合衆國海軍ヲ以て警衞すべし、若人命危ク、品物損亡する時は、兩樣共堅固に警衞すべし、余台下之書翰ニ意ヲ得ず、又斯設けたる方法に關係ある日本政府此事ゟ起る諸事を引受、合衆國臣民是ニよりて惱む諸損失を可引受、敬白、

在日本合衆國

ミンストルレシデント

ロベルトエッチプライン

亞米利加ミニストルへ

〔文久癸亥〕夷匪入港錄〔一〕同斷〔御老中衆ゟ亞國公使へ被二相贈一候御書簡寫〕御返簡寫

和親の禮典に據しなり、其他質問せらるゝ條件、皆是に準じて推考あらんことを望む、況や貴國大統領の書簡を持參の趣故、前弘に諸般の用意を爲し、大君おゐても、自ら百僚を率ひ、其席に臨まれたれハ、恭敬の顯るゝ所、大禮の過するところ、自ら明かなり、その恭敬を怠たると心得らるゝは、殆本意を失へり、就中大君揖答の式は、前日打合の如く違ふ事無之、第五第六申越されし趣は、言語の通せざると、雙方禮典の異るより、不審に思はるゝ事と察しぬ、全く譯官我に通せざるの過にし而、今更可爲樣無之、是又言辭の不通誤なれば、心に不掛樣存候、此等の事體、總而友睦親愛の主意肝要にし而、瑣細の小目は置て不問、事懇親を全ふするの基なるべく思ひぬ、既に其節差出されし貴國大統領ゟ我大君江の書簡裝飾も、先年と違ひ、其文飾を省れしハ、今我述る處と全く同意の事と存候、總而此度處用の禮典は、去午年魯西亞使節新條約爲取替の後登營謁見せし先蹤を用ひしにて、其許先年登營の禮節とは聊異同あるといへ共、偏に懇親の厚きを示すためにして、我邦禮典の常とするところなれば、聊粗略の意あるにあらず、右等預じめ告示せんため、先達而外國奉行目付等其宿所江相越し、具に演達せしに、其許おゐても承諾ありし趣、報告を得たりき、然るに今更不同意の旨申越るゝ段、我等おゐても甚だ迷惑せり、察するに、譯官その説述を盡さゞるところより生せし過誤なるべし、然りといへ共、前文のおもむきを熟考あらば、我におゐて聊不敬の事無之は自ら明白なれば、速にその疑を解れん事を望む、猶書翰の解し難きところあらば、前日演達せし外國奉行目付等を以て、委細の事情を盡すべく存候、依之此段答および候、拜具謹言、

安政六年未十一月廿八日　　間部下總守

脇坂中務大輔

〔如是我聞四十〕文久三亥六月、於横濱小笠原圖書頭殿江、歐羅巴六國〇米英佛蘭葡孛ゟ返翰、

其懇訴すべき件々は左の如し
第一余を御殿に誘引する人は、相當の位階ならずして、身分低き人なりし、
余先に千八百五十七年第十二月七日に拜謁せしときは、其誘引の人、守名一人と、下田の組頭となりし、今度の拜謁、四日已前に誘引の人は守名なるべしと云者あり、〇中略
第六其室中ニ而の談話は、只間部下總守と余と而已なり、間部下總守ハ只一度我に物云し而已にして、余が各台下健康なりやを尋問せしに、之に答ふることなかりし、〇中略

未
十月廿八日被遣

亞墨利加合衆國全權兼ミニストル
エキセルレンシー
トウンセントハルリス江

貴國十一月七日之書簡落手せり、過日登營拜謁之砌、其許の意に滿ざる件々申越さる丶旨了解す、從來各國其俗を異にすれバ、其禮節も隨而殊なるべき事、自然の理にし而、互に其國ニありてハ、其國の禮式に隨ふべき事、今更辨解を費さず、然るに其許先年登營の節と、聊異同の廉あるを、吾用意疎なる如く質問あるは、解ざるを得ず、今來示に照し而答書におよびぬ、第一、城中に誘引せし者、相當の身分にあらず、第二市街其他警護の者を欠との儀は、先年拜禮の節は、新條約爲取替以前ニ而、預じめ取扱役々の設も無之事故、假に其禮式を講じ、假に其職役を定め、初て來る外賓を待遇する特禮を以て、下田奉行先導せしめ、且市街江護衛の士卒を設たるも、新創の擧なるにより、不慮の騷擾を恐しなり、今は條約一定して寬優の貿易を開き、已に一都内に居留ありて、互の交情日々に厚けれバ、徒に繁褥の禮文を用て、虛飾を施すを要せず、故に遠く衞卒を退け、聊隔意之なきを示し、預じめ夫々の官員を設け置て、城中城外各其職務に就て待遇せしむ、則懇篤

ヒユウスケン正譯

十月十日被遣

亞墨利加合衆國全權兼ミニストル
エキセルレンシー
トウンセントハルリス江

十一月三日之書簡披見せり、謁見之砌言上之副本被差出落手せり、台命之趣別紙書付相達候、且明十一日四時登營たるべき候、領諾可被有之候、答書如此候、拜具謹言、

安政六年未十月十日

間部下總守
脇坂中務大輔

前書ニ相添被遣台命

申聞之趣承る、兩國の懇親益厚かるべし、久々在留太儀、

〔通信全覽初編四亞國書翰〕未十月十四日差出ス

千八百五十九年第十一月七日、江戸の合衆國使臣館にて、

外國事務宰相等々々
間部下總守
脇坂中務大輔
台下に呈す

余本月五日、セイチマーイエスティ陛下大君に拜謁する時の景況は、已前の例と違ひ、意外不滿の事なり、且其拜謁は我滿足を爲に代而、諸般の愁訴を爲す基本と爲れり、

余此書を台下に贈ることを、今日迄延期せるは、我七情の感動なく、又其事件を以て我心を亂すことなく鎭靖し而、事情を台下に報告せんが爲なり、

ヒユウスケン正譯

〔通信全覽 初編四 亞國書翰〕未十月九日差出ス

千八百五十九年第十一月三日、江戸合衆國使臣館にて、

外國事務宰相

間部下總守

脇坂中務大輔　台下ニ呈す

予謹而余が拜謁の時に、大君殿下に奉らんと欲する上言の副本を呈す、台下宜しく大君の御答の副本を反譯書にて賜ふべし、

予が拜謁すべき日を書面を以て告げ賜はんことを請ふ、恐惶敬白、

トウンセントハルリス手記

ヒユウスケン正譯

前書ニ相添差出ス

殿下、余委任狀を受たる時、兼而亞墨利加合衆國のフレシテント、誠實に殿下の康福と貴國の太平を願ふ由を奉告し、且合衆國の眞誠永久の親睦を殿下に表すべき旨を命せられたり、日本におゐて全權ミニストルの高貴なる官に余を拔擢せるを以て、フレシテント余が行狀を日本ニおゐて我政府の名代とし而、善なりとするの確證を見したり、余殿下の宮廷の下に在る職を務むる間ハ、今方幸ひに存せる親睦の意を培養するを以て第一の目的とす、余我條約の規定を盡く正實に遵奉し而以て日本と合衆國の間に存せる親睦の變りを保守し、愈厚く爲すべし、殿下の政道に在而も、同じく正實に其規定を守り給はんこと、余が疑ひを容れざる所なり、

亞墨利加合衆國大統領皮兒設(ピールス)殿下、貴國往年以降、屢求兩國修睦、辛懃旃鮮、且現今派領事官巴爾(ハル)理士(リス)、爲使節、齎書翰、使兩國人民共通、以章程草案相示也、然期日不得不緩者、以我國國會同商議之事也、幸諒察之、併祈貴國安全、

安政五年戊午五月六日　　日本國□□御印

〔通信全覽初編三亞國書翰〕未○安政六年九月十八日差出ス

千八百五十九年第十月十二日、江戸合衆國使臣館ニ而、

外國事務宰相
間部下總守
脇坂中務大輔　台下に呈す

余謹而台下に告ぐ、余長崎に在る亞墨利加コンシユル官名ジヨンジワルシ人名より送れる第九月二十九日の書簡を請取たり、其書中には、長崎の官長、日々條約に違犯することを愬告せり、其故は、僅に諸人の日用に供するの外は、亞墨利加貨幣を日本貨幣に取替ゆることを拒みて、少しも交易を爲す能はざるを以てなり、此事體は貴國にて條約を運用せざる故を以而、損亡を受し人人より、終には貴國政府の償ひを要するに至らんことを余が畏るゝ所なり、今余誠實を以て一議を台下に告ぐ、佛蘭西フレカット船ジユセイラ船名本月十五日江戸を發し、十九日に神奈川を出帆せる由、此船に托し成たけ多量の壹分銀を長崎に送り給ひ、其餘は英吉利蒸氣船ハイフライル船名にて彼地に送るの用意を爲し給はんことを謀る、此蒸氣船ハジユセイラ船出帆の後、十日乃至十二日の内に、多分此地を發し、長崎に赴くべし、余が上文に述る趣意は、此處置に由而長崎に在る亞墨利加人の多くの愬訴を絕んことを希なり、恐惶敬白、

トウンセントハルリス手記

すといふ、嗚呼ハルリスの詐謀に落入たり、

附日、使節ハルリス、一昨辰七月、下田に來り、國書持參致し候得共、國命に付、日本大君へ御目通りの上ならでは、差上申事不相叶、右大君御直に御受取の儀御治定に御座候はゞ、私出府仕り、執政方へ御面會、御國重大事件可申上儀有之と、讒言致し、彼是問答往復、追々月日を送り、去巳十月に至り、彌彼が望願通り出府登城相成、其後閣老へ面會、歐羅巴の戰爭危急を話說致し、其後蕃書調所掛り役人と、數度の應接問答有之候得共、其實は執政閣老より、此度使節應接懸合の儀は、何れにも破談不相成候間、得其意懸合可申旨命令に付、使節何樣驕傲無禮の言を吐候とも、掛り役人無據使節の膝を抱くに至り、終には假條約草稿迄に相成候處、京都へ伺濟に無之ては、假條約書へ調印相成兼候趣を以て、當年正月に至り閣老堀田備中守上京し、彼是又々月日を送り、漸く四月に至り、閣老歸府致し候ニ付、使節待遠しく、早速閣老邸へ罷越及應接候處、京都表未だ可否相附兼候間、假條約書調印日延の儀、又々閣老より申入候に付、使節心謀編直し、此手段にては埒明不申、別策を以て事を急に致し候方可然と考直し候哉、五月二日に至り、條約調印日延書を受取り、下田旅館に罷歸り候處、今般周章しく小柴浦へ乘入來り、策謀を以て、條約書調印請取る、彼が心謀成就と云べし、是を推考すれば、當四月中、閣老より調印日延申入候節、心中に策謀を編みしもの哉、

〔如是我聞二十三〕堀田備中守歸府後、アメリカ使節ニ御條約調印、即今難相成、次第等及應接、公方樣ゟ彼國大統領へ御返翰相渡候處、去ル七日江戶表出立、下田表へ相越申候、依之右御返翰寫和解共差越候間、御兩卿へ爲御心得御達置可申旨年寄ゟ申越候事、

五月

肅復

安政五年午五月二日

堀田備中守
松平伊賀守
久世大和守
內藤紀伊守
脇坂中務大輔

六月十九日、亞國使節詐謀を以テ日本條約書ヲ賺取ル、

巷說、今般小柴沖へ入津の亞國蒸氣船へ乘組來リ候同國使節ハルリス、周章敷申立の趣、兼て申立置候英佛兩國、此節彌清國に討勝、破竹の勢にて、近々日本へ押寄來り候趣、右等の儀御案事申候故、昨年以來細談に及候得共、御承引無之、無據今日の場合と相成、御氣の毒千萬存候得共不得止事儀、併し一向御存知無之處へ押寄られ候ては、御迷惑と存候故、聞込候儀に付、此段御內々御知らせ申上候、夫に付日本應接役人恐怖致し、何卒使節の名策を以て、英佛兩國より來る處の禍を遁れ方無之哉、使節曰、手段一切無之候、畢竟私儀昨年以來懇篤接對の好を以て、倉卒危難御知らせ申上候のみにて、外に致し方無之旨相斷り、歸帆可致旨申談せられ候に付、役人取すがり、江府役人出張迄、是非待居吳候樣、折入て懇願致し、彼是問答致し候內、江戶表より、井上信濃守、岩瀨肥後守出張、實に使節の袖にすがり、種々懇願致し候處、使節答には、一切手段無之候得共、去十二月草稿出來居候假條約書、各方御調印御渡被成候はゞ、夫を以て我國同樣英佛兩國へも條約取持可申旨申諭候はゞ、聞入候哉否、夫より外一切手段無之旨及答候に付、無據去巳十二月草稿の假條約書へ、其儘年號月日書入、井上信濃守、岩瀨肥後守兩人調印致し相渡す、實に六月十九日なり、尤右假條約書の內相除き度ケ條も有之候得共、此急場に相成、一字一點增減する事あたはず、右調印濟件々、執政閣老へ內談往復、實に狼狽する事言語に絕

安政五年午正月、江戸出、宿次同十二日京入、林大學頭津田半三郎江達之事書左之通、

其方共儀、亞米利加使節申立之趣御處置振を始、委細之事情等被仰含、京都江被差登候義ニ候處、從來之御制度御變革被爲在候段、不容易義ニ付、猶又衆議一決之上、改而叡慮爲御伺、備中守事御使被仰付、追々上京之事ニ候、其方共ハ、右ニ不拘、最前被仰付候御用筋十分ニ相勤候樣可被致候、尤此段所司代江も申遣候へば、得其意可被談候、以上、○中略

脇 中務大輔 ○老中脇坂安宅
內 紀伊守 ○老中內藤信親
久 大和守 ○老中久世廣周
松 伊賀守 ○老中松平忠固
堀 備中守 ○老中堀田正睦

林 大學頭殿
津田半三郎殿

〔嘉永明治年間錄 七〕安政五年五月二日、條約調印日延ノ書簡ヲ、亞國使節范利須ニ送ル、

亞米利加合衆國全權兼コンシユルゼチラールトウンセントハルリスへ、日本の老中、自分共、今般大君の命を以て、日本國にては、井上信濃守、岩瀨肥後守に任じ、アメリカ合衆國にては、大統領の命に依て、其許を差越し、當午年五月二日雙方談判の上、條約決定有之といへども、日本において、安事を存する重大の事柄有るに依て、調判の儀は、七月廿七日迄延引せん事を、我望に應じ、其許承允せられ、併此事を變改又は其限を延引せらると疑ふべからず、且此後其國の外の外國人より條約等談判及候事有りといへども、アメリカ合衆國の條約に調判するの後、三十日を不經內は、談判する事有べからず、謹言、

四十二、一英國は地積之滿州より、蝦夷之方を格別に望居申候、○中略
書面九ヶ條十ヶ條之儀、九ヶ條目、東方に所領無之旨之儀は、西洋より東洋國々の事をさして申候儀に而、當時右國々に所領無之說は難斗候處、十ヶ條目、他邦に所領を得候儀相禁候旨之儀は、別紙一印書拔之通、去る申年、和蘭甲必丹差上候別段風說書之內、合衆國メキシコと戰爭之上、メキシコ之地カリホルニーを掠取、別紙二印之通寅年別段風說書にも、償銀之代リメキシコ領メシルヲタルと申地を取候趣も相見江候間、申立之趣は全僞と相聞申候、○中略
書面四十五ヶ條より六十ヶ條迄之儀、前文英吉利人、御國と爭戰いたし候儀を心掛居との事に照應いたし候、爲之申立に而戰爭之上和議および候得ば、償銀等差出候事と恐嚇いたし候儀と相聞、四十六ヶ條目、同四十七ヶ條目、唐國政府に而は廣東奉行取扱に任せ、政府に而取敢不申、廣東奉行拵事いたし、又は權高に候なと申立候は、全只今迄之御取扱振へ對し候議論にて、暗に始終在府いたし事を可取扱と之內存之含歟も難計、且唐土英吉利之戰爭は、唐土にて過激なる取計いたし候を、英吉利殊之外に相惡み候故と相聞候間、右之場合に至り、使節等北京に罷在候とも、戰爭に不相成樣之取計は素より出來不申事歟と相察し申候、
〔如是我聞二十〕亞米利加使節申立候趣も有之、一體事情之委細入叡聞候樣、舊臘林大學頭、目付津田半三郎上京致し候處、猶追々申立候義有之、外國御取扱方等、御改革被爲在候付ては、列侯諸藩ニ至迄、人心之居合候樣被遊候ニ付、右御仕置振等爲御窺叡慮、御使備中守被仰付、急速罷登り候處、當年頭御使高家京著之比合、二月七八日頃ニ無之候てハ御差支も有之候處、御急き之御用向ニ而有之候間、其已前備中守上京致し候而も、御差支有之間敷哉、御兩卿江否及御尋、早々御申越候樣ニと年寄共ゟ申越候、
正月○中略

不申候、
十、一合衆國之政府於ては、他方に所領を得候儀は禁申候、
十一、一國々より合衆國の部に入候儀を願候事、是迄度々御座候得共、遠方懸隔居候處は、都而斷及び候、
十二、一三ヶ年以前、サンドウヰス島も、合衆國之部に加り度旨申聞候得共、是以斷申候、○中略
三十、一日本之危難は落懸り居申候、右英吉利差續き歐羅巴各國之事に御座候、
三十一、一英吉利國之水師提督ヤーメススチルリング取結候條約は、彼政府に而は不伏に御座候、
三十二、一彼政府之心得に而は、日本と之交も、各國同樣にいたし度との事に御座候、
三十三、一英吉利は、日本と爭戰致し候儀を好而心懸居候、右之次第は次に可申上候、
三十四、一英吉利は東印度所領を魯西亞之爲に殊之外氣遣恐居候儀に御座候、○中略
三十七、一魯西亞は彼筋より滿州および唐國を横領可致儀と英吉利存居申候、
三十八、一滿州幷唐國を魯西亞に而領候樣相成候はゞ、其兵を以英吉利所領の東印度を横領いたし候樣相成可申、左候得ば魯英の戰爭又候相起り候事と被存候、
三十九、一右樣相成候はゞ、英國には魯國を防候儀、殊之外六ヶ敷可有之、右を防候手段、英國於て尤肝要之事と存候、
四十、一夫故好きサガレン幷蝦夷箱館を領し候樣、英國に而は心懸居申候、左候得ば、魯國を防候に格別之便と相成申候、
四十一、一右之サガレン蝦夷を領候樣相成候はゞ、無數之海軍を兩所江渡し置、カムシヤツカの港、ペートルポルスキとサガレンとの間を斷切候便と相成申候、

上候儀は、何れも包置候儀は不レ仕、掌の如く極明白にて、聊にても隱し候儀無二御座一候、○下略

〔外國事件書類雜纂 六〕巳○安政四年十一月五日、備中守殿○堀田江立田錄助を以書拔、冊相添上ル、

亞墨利加使節○ハルリス申立之義に付、心附候趣申上候書付、

海防掛
御勘定奉行
同　吟味役

亞墨利加使節申立之義に付、評議仕候趣は申上候處、一體右申立之廉々、西洋之事蹟を記し候諸書并和蘭人申立候風說書、其外見合可二相成一書類等取調候處、不審之廉有レ之、容易に御信用は難二相成一筋哉と奉レ存候、依レ之御參考之爲、右廉々御對話書寫江下ケ札仕、見合候書類之內、緊要之分、其外御見合可二相成一書拔相添、此段申上候、以上、

巳十一月

十月廿六日、御宅於て、亞墨利加使節江御應接之趣左之通御座候、

使節

壹、一未だ風氣不レ宜甚恐入候得共、冠りもの御免可レ被レ下候、

備中守殿

一無二遠慮一、○中略

三、一今日申上候事件者、大切之義、於二大統領一も尤重大之儀と存居候、○中略

八、一合衆國と條約被レ爲レ成候は、御國於而外國と條約御結被レ成候初而之儀故、大統領於而も御國之儀は他國に違ひ親友と相心得居申候、

九、一合衆國の所置は、外國と違ひ、東方に所領之國々に無レ之候間、新に東方に所領を得候儀相願

利加大統領よりの口上申立之、
　殿下之意に適はせ度とのマーイスティト、合衆國大統領よりの作書を捧る時、誠に願意を
殿下に達る事を予に命せり、吾合衆國全權使節の重大なる事を、殿下の廷に於て全ふせん
爲め撰ばれしは、大なる名譽とす、且兩國永久懇切の緒を堅く結ぶは、吾が懇願なる故、此良
き目當を遂る迄、慥に一つの丹誠をなすべし、
上意遠境の處、以使節書簡差越、令滿足候、猶幾久敷可申通、此段大統領へ宜可申述、其節通辨官、
書簡持出、使節へ渡之、板椽へ退き、備中守座を立、書簡請取之復座、御會釋有之、使節拜て退去、下
田奉行通辨官も、一同二之間板椽へ退く、通辨官は御目付令案内、候御車寄假抅所へ退去、間も
なく若年寄一人、西の御椽頰通り御下段へ罷出、備中守より書簡請取之、西の御椽江退座、奥御
右筆組頭へ渡之、重て御奏者番出座、大目付へ會釋有て、下田奉行使節召連、最前罷出居節の通、
使節御下段下より二疊目へ罷出、トウンセントハルリスと披露、使節自分の御禮拜御掟有て、
老中御取合申上退去、下田奉行差添、大目付令案内、御車寄假抅所へ相越、畢て御間の御襖障子
御老中開之、立御、御譜代衆、其外一同御目見相濟て入御、入御以後大目付令案内、下田奉行差添
ひ、使節通辨官殿上之間へ退去、
亞國使節ヲ營中柳間ニ饗應ス
廿六日、閣老堀田備中守邸ニ於テ、亞使范利須建言書、○目次略
十月廿六日、朝五ッ時、亞國使節ハルリス、堀田備中守邸へ罷越し、堀田氏應接、使節建白、　今日
申上候事件ハ、大切の儀、於大統領も、尤重大の儀と存居候、申上候儀は何れも懇切の意より出
候事にて、大君殿下を大切に存候儀に付、右の御心得を以、御聞取可被下候、　大君へ差上候書
簡中の儀を、唯今猶又申上候ニ付、大統領御直ニ申上候御心得にて、御聞取可被下候、　今日申

濃守、使節召連登城、通辨官は大手下馬所にて下駕、使節は下乘橋にて下駕、役々附添、下田奉行案內す、御玄關階上、大目付一人、御目付一人出迎、一揖の後に案內す、使節は殿上之間御下段御襖の際北向に罷在、通辨官は御同所西の方御張附際に罷在、但何れも椅子に著しむ、下田奉行差添罷在、書翰は臺に載せ、使節の脇に置之、御用掛の面々一同出席、及挨拶候事、　出御前、大目付御目付案內にて、使節殿上の間より大廣間御車寄の際假扣所へ相越、書翰は通辨官持之相從ふ、但此所にても椅子相用、下田奉行差添罷在、大目付御目付は板椽に罷在、但し此時御目見習禮を致す、　大廣間出御の御席御上段へ、七重の御厚疊、錦を以て包之、四方の角へ紅の大總附飾御刀掛置之、御曲彔著御、御上段御中段御下段並御椽通り御簾卷揚之、御後座の御側衆、並御太刀の役、御刀の役、奥向の面々伺候、　御下段西の方上より、一疊目通り、松平讃岐守、井伊掃部頭、松平越中守、松平民部大輔、酒井雅樂頭、順々に著座、御同所東の方上より、一疊目通り、御老中本多美濃守、御中段西の御椽頰へ若年寄、御側衆著座す、御下段西の御椽頰へ疊を敷き、高家、雁の間詰之四品以上の輩列居、二之間北の方二本目御柱邊より御襖障子際東の方四品以上の御譜代大名列居、二之間三之間へ掛け、諸大夫の御譜代、雁之間詰、御奏者番、菊之間椽頰詰、右嫡子ども、布衣以上の御役人、法印、法眼の醫師列居、

使節獻上物　名酒二十瓶、遠望鏡一、鳥獸の繪本二冊、硝子火燈棒、砂糖漬、鰯、油漬、

將軍家出御、御立烏帽子、御小直衣なり、御先立久世大和守、御太刀御刀御小姓役す、此時大目付より、下田奉行へ會釋有て、下田奉行使節召連、二の間御板椽に扣ゆ、書翰は通辨官持ち、引續き罷在、備中守御前を伺ひ、使節可差出旨御奏者番大目付へ會釋す、大目付より下田奉行へ會釋の時、披露の御奏者番御下段より二疊目東の方へ罷出、下田奉行使節召連罷出、御下段御敷居際板椽に著座、使節御下段より二疊目へ罷出、通辨官は書翰を持ち、板椽に罷出、此時使節亞墨

昨十八日亞國使節國書寫差出候ニ付、今日備中守殿始、掛り役々一同登城、柳之間列座、右國書寫和解被仰付候面々は、蕃書調所川本幸民、高富五郎、津田新一郞、右三人へ和蘭文字亞墨利加文字右兩樣御渡し、手塚律藏、西周助、森山多吉郞、伊東貫齋、右四人英吉利文字一通御渡し、右三本の書、十九日廿日兩日に和解差出可申事、

亞墨利加合衆國のフレシテントフランクリンピールセ、日本大君殿下に呈す、大良友合衆國と日本との間に取結び候條約を修正して、殿下の大國と合衆國と夥敷諸產物の貿易を、是迄よりも大に成し易き樣取極むべしと思へり、是を以て予此事件に就て、貴國の事務宰相或は其他殿下の擔任する役人と全議せしむる爲に、此書狀の使として、此國の高貴威嚴なるトウンセントハルリスを撰びたり、但し此者は既に合衆國のコンシユルゼチラールとして殿下の外國事務宰相の信用を受たる予合衆國と日本との信交を篤くし且永續せしめ、兼て兩國の利益の爲に通商の交を增加する條約の儀に付て、宰相或は其他の役人用意すべき事疑ひなしと思ふ故に、殿下親切に高貴威嚴あるハルリスを訪遇して、予が爲に殿下に申立る言を、十分信用し給はん事、予に於て疑ひなしと思ふ、予殿下を安全に保護せん事を神に祈念す、此書に合衆國の國璽を添へ、華盛頓府に於て自ら姓名を記す、千八百五十五年九月十二日、フランクリンピールセ親筆、フレシテントよりセクレターースフハンスタートウニエルマルシ親筆、

此亞國書翰和解、十一月朔日に至り、堀田備中守を以て布告す、

廿一日、亞國使節范利須登城、將軍ニ謁ス、

此日、溜詰本多美濃守、御譜代大名、同嫡子、高家、雁之間詰、御奏者番、菊之間椽頰詰、右嫡子共、布衣以上御役人、法印、法眼の醫師、登城、出仕の面々、直垂、狩衣、大紋、布衣、素袍著之、下田奉行井上信

三奉行江

豆州下田表在留之亞墨利加官吏儀、國書持參江戶參上之儀相願候處、右は寬永以前英吉利人等度々御目見被仰付候御先蹤も有之、且條約爲取替相濟候國之使節は、都府江罷越候儀萬國普通常例之趣ニ付、近々當地江被召寄、登城拜禮可被仰付との御沙汰ニ候、此段爲心得相達候、

右之趣向々江可被達候、

八月

右之通相觸候間可被得其意候

〔嘉永明治年間錄 六〕安政四年十月十四日、亞國官吏范利須參府、

亞國官吏、今般出府、登城治定ニ付、使節格取扱に成る、 今十四日五ツ半時、使節品川宿著、使節コンシユルゼチラールトウンセントハルリス、年六十一、通辨官ハセイヘールヒウスケン年三十六と云、

十五日、亞國使節著府ニ就キ、上使ヲ以テ物ヲ賜フ、

大目付土岐丹波守、使節旅宿へ上使可相勤旨被仰付、上使手續左之通、 當日例刻登城仕候段申上候處、於新部屋前溜亞墨利加使節到著に付、上使可相勤旨、備中守殿より被達、使節へ贈り物は、於新部屋一通見分仕置可申上旨被仰渡、其後御賄頭より贈物差添、役御徒目付へ御品相渡、箱釣臺にて平川口通りより亞人旅宿へ持參、開門にて、玄關へ通り、御徒目付より下田奉行支配組頭取次、上使の間上の方上面へ差置、上使熨斗目上下著用、平川口御門通り蕃書調所使節旅宿へ罷越、表門にて下乘、 掛り役々は玄關式臺へ出迎平伏、 下田奉行式臺正面へ出向、使節玄關上鋪板上面に出迎居、

十九日、亞國書簡譯解ヲ川本幸民等ニ命ズ、並譯解、

同日御達　此度の應接ハ、一旦出府の上、政府差圖を以て談判致し候儀に付、申迄も無之候得共、別て厚く被心得、一言半句の儀も、能々熟慮致し、應接致し候儀と存候、交易港替の儀は、下田奉行限り取極候、期限被定候てハ難行届旨、過慮の趣も有之候間、無據十八ヶ月以上と相達候へども、實は取調方可行届哉、甚以て懸念至極の事に付、被碎精心、期限は可成丈差延候樣致し度存候事、

三日、朝鮮信使ト雖モ、對州ヲ越ザルノ旨ヲ諭シテ、亞使ノ出府ヲ止メンコトヲ下田奉行ニ達ス、〔一〕

朝鮮國の儀は、從來隣好通信の國にて、慶長年間より寶曆度迄、彼國より隣好を修し候爲め、信使參向、國書差上候節は、連綿と江戶へ被召呼、御行禮有之候處、品々不都合の儀有之、寬政年間、兩國の隣好誠信簡易省弊の儀を講定致し、文化度に至り、朝鮮接近對州に於て、信使接對有之、國書請取渡も無滯相濟み、隣好誠信の道は更に相替候儀無之事に候、右體慶長以來相續き、江戶來聘の朝鮮信使さへ、諸般不都合の事も有之故、隣好誠信の儀を講定致し、對州限の御行禮と相成居候事に付、亞墨利加國よりの書簡、江戶へ持參、御請取と申ハ、何分不相當の事に候間、是等の趣、官吏へ申聞候て、宜敷事にも被存候はゞ、能々合點參り候樣、誠實に說得被致候方可然事、

廿四日、亞國官吏出府ニ就キ、官吏ヲ使節格ニ扱フベキノ達、

亞墨利加官吏、近々出府可被仰付段、御治定相成候に付ては、同人コンシュルの職司には候得共、大統領の書簡持參渡し候上は、出府拜禮の儀、使節の御取扱に可相成候、就てハ以後亞墨利加國は勿論、他の國々より、階級に不拘、拜禮被仰付候節は、同樣の禮式の御取扱に相成候とも、難否の談論有之間敷哉、各國使節の取扱振、支配組頭等を以て委細承合、早々可被申越候、

〔亞墨利加一件下〕巳〇安政四年八月十四日寫、向方より差越ス、〇中略

五月

〔嘉永明治年間錄〕六安政四年七月二日、亞國官吏ヲシテ出府延期セシムベキノ旨ヲ下田奉行ニ達ス、

亞墨利加官吏出府の儀、何れにも御差許相成候積り御治定候、乍然官吏にも粗承知の通、寬永以來の御制度を被改候事にて、開港以來間合も無之、列侯居合等も不行屆、此節被召呼候儀にハ至兼候間、其段申聞候樣可被致候、且又重大の事件承り候爲、御物をも被下置候處、可申立期に至りて不申立、其儘に時日を移候儀は、何分不可然候間、重大の事件は篤と承り可申聞候、尤右は此方推量の通り、彌交易並港替の儀にて、其方共御役權の場合を以て、卽答可承抔と申候ハヽ、聊取餝無之、交易の儀は兼て取開候積り評決に相成、仕法事取調中に有之、其爲長崎表にも御役人出張被仰付候程の儀に付、大凡見留も附候上は、早速御差許被成、下田港替の儀も、其積り兼て御評決相成居候得共、場所の儀差支有無糺中にて、治定不致候間、右兩條共取調出來候上は、不致猶豫、早速可及談判旨可被申諭候、若又右の通治定相成居候ハヽ、其方共御役權を以て、交易並港替の儀直に條約可爲取替申出候とも、日本全國に係り候大事、二百年餘の御制禁を被變候儀にて、其上京都並諸大名以下にも、夫々通達致し候譯にて、政府の大儀を處置被致候ニ付、下田奉行場合に難及決斷、篤と申聞候樣可被致候、

別段亞墨利加官吏出府等の儀、別紙に相違候趣を以て、申諭候ても、承伏不致、國命難背旨を以て、是非此節出府、國書御直に可差上旨申聞候ハヽ、聊國命を辱候譯には無之、開港後いまだ間合も無之、江戶列侯等の居合方も不行屆、此節出府の儀は何分差支候事にて、國命を不辱樣、其趣委細書簡を以て政府より彼國政府へ可申達候間、右書簡相渡候ハヽ、便船次第本國へ相屆、返書到來候ハヽ、其趣を以て猶取計候樣可致旨申談候心得を以て、精々可被申諭候、

辰七月廿一日　　　　　　　　立石得十郎印

〔外國雜件　三〕巳〇安政四年　五月六日、堀田備中守殿御渡、

下田奉行江

下田箱館江亞國商人引移との儀は、全條約にも無之、既に和蘭に而も館内江商ひ致し候もの差置候儀は無之候間、何れにも條約二ヶ條之文意に基き、辨論を盡し、相斷候樣可被致候、

一官吏幷隨從之者に限り、通用金銀錢引替相渡、直買御免之儀は、一昨來船之者とも迄、在住いたし候上は、日々之品直買之義は無據筋に付、官吏に限り、日用之品調候丈之金銀錢引替に相渡候儀は、伺之通と相心得、隨從之者而已に而は詞廣く、追而辭穜にいたし可申哉も難計候間、官吏幷同人隨從下田住居之者に限り、御差免之積、且日用外之品迄も置込置、後來之船江差送り候儀無之樣取計、金高人數等も厚く勘辨を加へ、往々不取締等生じ不申無際限に不至樣、規則を定置候樣可取計候、

一官吏は下田箱館とも七里五里の境界に不拘との儀、全く其日遊寄迄之儀に候はゞ、たとへ境外へ出候とも、致方無之候得共、止宿も御差免相成上は、御國中何地へ不限、自在旅行いたし、際限も無之、不容易筋に付、七里外罷出候義不相成趣、心力を盡し幾應も穩に申諭候樣可被致候、尤官吏應接之砌申立候難破船有之候節、七里より外へは難罷越樣に而は差支も可有之候間、右等非常之儀ハ、時に臨み取締いたし、應變之取計有之候とも不苦候間、右之趣談判いたし候樣可被心得候、

右之趣相心得亞國商人引移之義、七里五里之境界相守候儀等、何も不容易筋之處、官吏必至之精願に相聞候間、一通に而は承諾も致間敷候得共、國家之御爲、心力を盡し、何れとも條約面を押、相斷、御趣意相貫候樣、精々談判可被致候事、

之譯文、

千八百五十六年八月廿一日（皇國丙辰七月廿一日）下田港ニ在ルアメリカフレガット艦サンゼシント（船號）ニ於テ、

一帝國日本之外國事務宰相閣下へ

一吾レ印度、支那、日本海ニ於テ、合衆國水師總督アドミラール（官名）ゼイムスウロルムストロング之旗本ニ屬シ渡航スル、フレガット艦サンゼシント（船號）ニ乘リ、下田來著之趣ヲ、貴君ニ述べ、且アメリカ合衆國政府之セケレターリス（官名）ヨリ貴君ニ呈スル書翰ヲ送リ、帝國日本へ之アメリカ合衆國之コンシユルゼネラール（官職）ニ吾ガ任ゼラレシ旨ヲ和蘭譯文ヲ添へ述ルナリ、

一合衆國プレシデント（大統領）吾レニ心力ヲ盡シテ、能ク兩國之間ニ存スル懇情ヲ守ルノ諸事ヲ爲シ、時々新ノ所置ヲ施シ、此兩國之人民之間ニ於テ、互之厚意ヲ保固スル事ヲ命ゼリ、

一吾レ前條之願意ヲ遂ズシテ、止事能ハズ、且此國之政府ニ懇情ヲ表スルハ、吾ガ燃ル如キ志願ナルヲ述ブ、

一爰ニ願フ、公ニ示諭シ、我官職ニ應ズベキ作法ヲ以テ保護シ給ハン事ヲ、

一吾レ爰ニ貴君ニ我尊敬ヲ盡スノ意ヲ述ブルナリ、

帝國日本へ之アメリカ合衆國コンシユルゼネラール（官名）

トウントハルリス　名判

右ハ前條之眞譯ナリ

アメリカコンシユル官通辨官

ウエーエスヒユースケン（人名）

右之通蘭文和解仕候、以上、

ントに於て、日本政府之好あるとハ思はざる事顯然たり、我高貴之人と談判之爲、下田へ渡來せり、我等條約中許容之廉を、土地の重立ざる人に談がたし、我等之行狀正ク恭敬也、重立ざる人の際、或は無益の仲人ある時ハ、條約第四ケ條を違背するものに等しく、日本帝并合衆國プレシデントの敵とすべし、右敬而申上候、

南太平海北方ニ於て合衆國測量船の主頭

ジヨンロツデイル

日本國執權江

〔有所不爲齋雜錄 七〕帝國日本之外國事務宰相閣下へ

一フレシデント大統領ミストル尊稱トウンセンドハルリス人名ニ命ジ、帝國日本へ之合衆國コンシユルゼチラール總領官タラシメ候趣、吾レ之ヲ貴君ニ述ブ、右之事情ヲ盡ク解知シ給フ事ヲ願フ、

一我又願フ、貴君之意ヲ以テ、ミストル尊稱ハルリス人名宜シク尊ヲ受ケ、政府ノ爲ニ述ル所ノ諸事ヲ信用シ給ハン事ヲ、且他之諸州ニ於テ、コンシユル、ゼチラールヲ待ツ作法禮節ニ齊シク施シ給ハン事ヲ、

一此ニ吾ガ好意ヲ以テ、貴君ニ恭敬ヲ盡ス、

ウ井ユルメルシ 名判

千八百五十五年八月廿二日　皇國安政二卯年七月十二日ワシントン之別府ニ於テ

右之通亞墨利加文和解仕候、以上、

辰七月廿一日

アメリカ合衆國コンシユルゼネラール總領官ヨリ帝國日本之外國事務宰相へ呈スル書翰

令條約中ニ、右之廉無之共、兩國互ニ懇切ニシ扶助すべきに、暗礁等秘し置、交易之障且大國民人許多之命にも拘るを、日本人ニ於て願ふべきにてあるまじかと被存候、若難所且辨べき道路を辨知するを拒む時は、交易之障且許多之人命にも拘るを願ふ道理也、學問之爲メ、我等之測量を、日本人障害なく、我等に於ては最肝要之事也、歐羅巴幷合衆國の政府は、其港を圖面ニ載せ、板ニ與し、是を外國ニ商ふ也、是決而害ある事なく、都而便利多く、渡航のもの扶助之爲メ、瀬ある處ニは澪杭を建て、且危難之岩ニは燈を居へ、是を目當とす、是則仁心と政道之爲す所也、

軍艦は地圖なくとも其海路を知るなり、其故は、艀ニ大砲を備へ、先ニ立せ、難所を探り、夜中には火の手便にて通路を違ざる樣にする也、

軍船敵國の港を測量するに、平常暗夜を良とす、商船に於ては左なくして、地圖を便とし、其助に而渡航す、

我謹而願ふは、日本政府、日本海測量を許容せん事を、我前文申立候外、志望無之、若日本政府、日本人を差遣す事を希ひ、役人兩人船中江招請する事あらば、大慶之至也、且其人我所業之證となりて、是を學び繪圖を得べし、

我願望ハ止むを得ざる事情條約之趣意、和親之本旨且公然と許したる通路の難處を測量する人々、免恕（〇恕恐除誤）を受べき自然之道理に基きし事明らかなるべし、稀ニ渡航する遠隔之島島海邊を平常測量す、是ハ目前無餘義事ニもあらざれども、船々其海路を迷ひ、漂流するを安全にする爲メなり、日本之島々、我航海に害障を爲し、且危難ありし後ハ、初而此測量の事を希ふ也、測量交易に先きんずべきニ猶豫せしは、尋常之規則に違ふも、日本政府の辨知する處也、我願之趣、定て許容あるべきは相違あるまじきと被存候、若許容なき時は、合衆國のプレシデ

日本帝國江戸ニ於テ外國之事を司る貴官江、

暦數千八百五十五年(安政二年)第五月十四日

亞墨利加船ウヰンセンス號船下田ニ於て、

貴君江、

交易渡航之場所に有之候暗礁幷に島々等を測量之爲、二ヶ年前北亞墨利加合衆國ゟ五艘之船ヲ仕出候儀ハ、日本政府ニ於て御承知と相考へ候、

今我等日本江來り、當時南太平海ニ有之候我領地と唐國との間ニ於て、交易專ら盛也、依之我國之船ニ右兩國之間ニある日本海を通航せざれば不相叶儀、地圖を以て知るべし、右海路中ニ有之難所を量り、地圖ニ顯さゞれば、交易安全と云難し、我國の交易船、日本島々の周圍にある難所の害を請べきに、其難所を秘するは、好身之君子に於て願ふ所なる乎、若我渡航之者共、難所不案內之時、破船多く、無事して死するもの多く、將タ衆人無餘義日本人ゟ賓客の取扱を受べきに至而は、失費等多かるべし、

前條之次第に依り、渡航之通路測量は、日本にも且我等之爲ニモ希ふべき事は顯然たり、右測量に、日本人手傳致度、亞墨利加合衆國との條約中第十ヶ條に、我國之船危難に逢ふ時は、日本港江乘入べき許容あり、

萬民悉く條約を解議する時、規定とするは、一二の事件免許あれば、是に屬する廉々、都而許す所とすべし、然らざれば其許容全からずといふべし、親しき國の船、沈沒燒失、檣を失ひ、或は乘組の者饑飢に及ぶ時に當り、近隣の港ニ可乘を免し、彼レニ港の形勢を秘するは、信義にあらす、虛僞に近し、

條約表無相違分明ニ解得たる處ニ而ハ、前文願之義は、既に日本人ニ於て許容有之事に候、假

意は如此ニ御座候、全文別ニ存ス、此書面別ニ存ス、井ニ右之答書も別ニ存ス、

廿六日、ヘルリ全快之由ニ而、何卒告別に參り、皆々面會致し度旨にて、上陸いたし候ニ付、役々皆々了仙寺へ參り、ヘルリ江一通り之酒肴等差出し候所、皆々丁寧に挨拶暇乞いたし、歸り申候、此日粂之助より、ホツトメン江相談し、日本漂民一人船に罷在候を、何卒返シ呉度候旨申聞候處、ホツトメン申候は、其儀ハ何れ明日船へ參り談し呉候樣致し度旨申候、〇中略

廿八日、寶福寺へ皆々會集にて、萬端評議致し、全く相終り申候、夷船明日出帆之由ニ而、蒸氣船二艘軍船二艘港口迄出し、沖掛りと相成候、

廿九日、風烈ニ而、夷船滯泊、明朝出帆之旨申出候、今朝井戸對馬守出立致候、大學頭始皆々寶福寺へ會集、如例ニ候、

六月朔日、大學頭出立致候、柿崎村へ參り候節、夷船四艘追々帆を揚ゲ、蒸氣は煙を發し、港口を出申候、

二日、殘居候軍船一艘出帆いたし候、鵜殿式部少輔、竹內淸太郎等出立引續き伊澤都筑等皆々出立いたし候、

〔甲寅歲陣中日記〕內藤紀伊守樣被成御渡候御書付之寫

大目付へ

此度亞墨利加合衆國下田箱館之兩港へ、船繋之義差許候ニ付てハ、和蘭陀國之義は、從來通商御免之國柄ニ付、以後航海來往之砌、下田箱館之兩港へ船を寄、薪水食料其外船中闕乏之品を辨じ、破船修復等總而亞墨利加同樣御差許有之、尤交易之義ハ、是迄之通、長崎表ニ相限り候間、同所規定彌堅可相守旨、在留甲比丹江申渡候間、此段爲心得向々へ可被相達候、

寅〇嘉永七年十月

〔阿部正桓家記三〕北亞墨利加合衆國測量船々差出候橫文和解

安政元甲寅年五月十二日兼て了仙寺應接所ニ定置候て、用意も出來居候ニ付、四ツ時より役々皆了仙寺江相集り見分致し、夫より下田近村巡見致し、大浦と申所まで參り候節、異船二艘沖ニ相見候趣注進有之候ニ付、沖を見候所、無程蒸氣船二艘入津いたし候、一艘ハポウハタンと申候船にて、使節ペルリ乘居候、一艘はミスシスシツヒと申船にて御座候よし故、森山榮之助を使節之船へ遣し、明日了仙寺にて應接可致候間、上陸可被致候旨申聞候處、ペルリ承知之旨申越候、此日所々巡見仕、夕刻旅館江歸り候、某役錄

〔通航一覽續輯百四十北亞墨利加〕使節船渡來○中略

安政元年五月應接掛に渡す書付

覺

一以後ハ漢文相止、和文を以て主と致し、右を横文字にて譯し遣し候事と相成候方可然と存候事、○中略

一第十二條、今より後十八ヶ月を過ぎ、君主許容之約條取替し候節、應接之者調印之事ニ可致事、

某漢錄○中略

同月十三日役々了仙寺に會し、使節ペルリ等上陸して應答あり、同十四日また應接す、此日先にかれ大砲を對馬守美作守に贈りしにより、答禮あり、大學頭等よりも投物各差あり、

〔墨夷應接錄二篇月〕廿五日○嘉永七年五月條約取替せ之積りニ而、皆々了仙寺へ罷出候處、ペルリ不快ニ付、上陸相斷候て、ヘント、ホツトメン、ウリヤムス、三人計り參り、條約取替せ相濟候、此日ホツトメンより、ペルリ存意之趣を書取差出候、其譯は、下田へ參り、御條約都て甚ダ究窟ニ被成候事不得其意候、日本にてハ御警衛向不相整、歐羅巴洲之處を以て、甚ダ懸念致し候、且難心得候は、合衆國之如き強盛にて平和親睦を主と致し候近隣國之懇切を麁略に被成候事共、不審之至ニ候、大

共、寸志迄ニ奉差上度、是又奉願候、尤御役御免被仰付候上、身分相應之海防御用被仰付候へバ、誠以難有仕合奉存候、右樣にも相成候儀ニ御座候へバ、責而は是迄之御厚恩、萬分之一も奉報度心底ニ御座候間、各樣御談之上、不容易御時節柄ニ付、內願之通早々御聞濟相成候樣偏ニ御執成奉願候、以上、

四月十日

右は今般神奈川條約ノ定リシヨリ、正弘斷然決心、窃ニ誓フ、去年浦賀ノ始末國家ノ舊典ニ背キタレドモ、今年ノ處ニテ、或ハ前耻ヲ雪グ事モアランド思ヒシニ、如此ノ事ニ至ル、未ダ変易ハ許サズ、開港ハ一時ノ權宜トハ云ヘドモ、天朝幕府ヘ對シ恐悚ニ堪ヘズ、人ニ對シ、何之面目アリテ、今ノ立場ニ居ベキ、異船神奈川ヲ退帆セバ、程合ヲ見テ、右ノ辭表ヲ出スベシト、是ニ於テ、老臣ニ謀リ、此場ニ至ル上ハ、益精勤シ、斃テ後ニ止ムト決スベキ筈ナレドモ、如何ニモ面目ナク、幕府ニ於テモ老中筆頭一人ヲ貶斥アラバ、人心一新、今ヨリ武備ノ整フ爲モ宜シカルベシ、且今ヨリシテ諸夷縱デ來ラバ、何レ戰爭ノ事起ルハ必定也、其節ハ我藩力ヲ盡シ、今日ノ耻ヲ雪グベシト、縷縷其意ヲ述ルニ、老臣感服同意、因テ如此、

同日牧野備前守、正弘ノ書ヲ一覽、政府ニ達シ而シテ曰ク、伊勢守如此ナラバ、忠雅モ同樣ナリト、其意ヲ上陳シ、亦退テ登城セズ、然ル處、政府衆議正弘ノ請ヲ允サズ、

〔通航一覽續輯百四十北亞墨利加〕使節船渡來

安政元甲寅年四月、下田奉行伊澤美作守、都筑駿河守、御勘定吟味役竹內清太郎等に暇賜りて下田ニ趣かしめ給ふ、同年五月また林大學頭をはじめ應接掛りの面々も、同所に發行ありて、此月八日より十日にいたり、をの〳〵參著す、（こは約のごとく近日亞墨利加船箱館より再渡あるべきによりてなり、）

同月十二日、蒸氣船二艘下田に再渡す、（箱館を退帆せしは此月八日なり○中略）

右は於下田相求候、爲一見仕度候、

右之通和解差上申候、以上、

寅三月十二日

森山榮之助印

名村五八郎印

〔阿部正桓家記二〕同月〇安政元年四月十日正弘、左ノ通心情ヲ陳述シ、海防月番ニシテ同列ノ筆頭ナル牧野備前守へ達シ、退居シテ免職ヲ待ツ、

私儀不奉存寄重キ御役被仰付、別段之勤功も無之候處、度々莫大之御恩賞を被成下、御先代樣〇德川家慶ゟ引續、當上樣〇德川家定格別之奉蒙御寵遇候段、寔加至極難有仕合奉存候、然ル處、近來異國船之義ニ付、兩上樣古今未曾有之御心配被遊候義出來仕、重々奉恐入候、尤時勢不得止儀ニ御座候得共、俄ニ相知れ候事柄ニも無之、弘化元年和蘭陀使節船長崎へ渡來、其頃ゟ追々異船相見へ、殊ニ一昨年秋、咬𠺕吧都督ゟ新加必丹差向始末等、勘考仕候得ば、此度異船渡來一條も、豫め相知れ候事に御座候、就而は兼而武備相整、海防防禦節行屆候樣取計可申之處、御備向未ダ御全備不相成、諸向武備相整不申、無據應接方萬端穩便之御取扱ニ相成、權宜之御處置とは乍申、追々御國法相崩れ、御國辱に相成候段、乍不及私儀結構被召仕、各樣之御筆頭ニ相立候得ば、全私不行屆之故と、重々奉恐入候、此上精勤仕、粉骨粹身、御國恩を可奉報ハ勿論之義ニ御座候得共、何分奉對上、心中奉恐入候ハ不及申、諸藩へ對し、面目ヲ失ヒ、此儘罷在候而は、公邊御處置ニ於而も、自然御手緩之樣ニ相見申候、依之最早異船退帆も致候事故、今日ゟ登城不仕、恐入相愼罷在候、引續御役御免被成下候樣奉願度奉存候、就而は去々子年被成下候御加增一萬石、其儘頂戴仕居候而は、何分心底不安奉存候間、重々奉恐入候得

覺

朱引之分相除候害勘辨いたし申上候、猶別紙御書取可ニ合考一事、

返、一塗簞笥飯臺曲錄〇輪郭原本朱引、下同、

一五丈四方之間内に相用候疊、

返、一燒物類　一鐵並鋼物　一男女衣服　一獸皮魚皮細工物

下ケ札
本文疊之儀は花莚之趣に付、差遣候樣可レ仕哉と奉レ存候、

一凡二丈七尺之日本船　但諸具添　一日本武器　一日本船の雛形

一日本御座船の雛形　一樹木の苗　一草花の苗

一種物　一鳥獸具類　一絹布、縮緬、苧、綿布、

〆

右は合衆國政府心當に御座候

返、一極上塗飯臺曲錄簞笥　一卓文庫硯箱　一極上燒物茶碗皿

返、一日本火鉢　一塗箱　一同皿椀

下ケ札
本文火鉢之儀は枠火鉢之由ニ付、差遣候樣可レ仕候、

返、一男女の鏡臺　一日本の翫物　一日本掛畫　一木石細工物

一日本絹布、縮緬、紗　一籠細工物　一日本手貫　一日本雪踏下駄

一塗笠　一日本船の雛形　一魚皮細工櫃　一銅塗物

一四丈四方の間内に相用候疊

下ケ札
本文疊之儀は前同斷

右は使節江被二下置一候而も爲二御買一候而も宜御座候、

一塗飯臺　一塗物類　一塗笠　一銅塗物類　一靑貝塗物

一紙細工塗物　一絹布衣服　一裝幷桐油合羽　一燒物茶椀皿　一籠包燒物

一海草器物　一竹細工幷籐細工籠　一膳椀　一花瓶　一日本鏡

一屛風　一傘　一小兒翫物　一紗、縮緬、絹布、　一農具の雛形

ヘルリ申候は、此頃下田港御開之儀、來年三月と申御約束ニ相成候得共、約定書に認入候は、御調印より即時御開に相成候趣御認入被下候様致し度候旨申越候ニ付、是ハ如何之儀ニ候哉、晦日之約束ニ相違致し候事故、難相成候段申遣候得共、尚又申越候ニは、何分ニも即時御開きに相成候文面無之候ては、我國政府へ申譯無之候間、書面之處は是非左樣ニ相願候段申越候、大學頭申遣し候は、左候へバ約定書面ニは、即時に相開き候旨認入候へども、實は來年三月より相開き候事に相違無之旨之書面ニても被差出候へバ、約定書は即時之字認入可申と申遣候得バ、ヘルリ承知仕、實は來年三月より相開き候事に相違無之と申書面さし出申候、（中略）某浸録

〔阿部正桓家記 二〕三月〇安政元年三日、林大學頭、井戸對馬守、伊澤美作守、鵜殿民部少輔、神奈川ニ於テ亞米利加使節彼理ト條約書ヲ更換ス、右數日前大學頭急ニ歸府、條約ノ草案ヲ以決定ヲ乞フ、前中納言〇德川齊昭老中其所許ノ多キヲ觀テ皆不平ナリ、前中納言最不承知ナレドモ、應接ノ結局此外ハ既ニ力ニ及バズ、若シ拒絶一戰ト決セバ、沿海兵備ナキノ地ニシテ、比々紛擾シ、而シテ戰敗レバ、和議ノ説起ルハ必定ナリ、敗レテ和スルハ、豈今日ノ約定ニシテ止ランヤト、反覆分疏ス、何レモ説ナク、止ムヲ得ズシテ諾ス、條約書左ノ如シ、〇詳ニ條約之條

〔下田取計一件 三〕林大學頭、井戸對馬守、伊澤美作守、都筑駿河守、鵜殿民部少輔、竹内清太郎、

亞墨利加江被下品之儀に付、御書取を以被仰渡候内、別紙品書之内被差出候儀不好品も有之、又調兼候分も相見へ候間、右等之處猶勘辨之上可申上旨被仰渡奉得貴意、猶申上候品も可有之候得共、別紙品々之儀は、此節差向取調不申候而は間に合不申候間、伺相濟候分、并調兼候分、不好品品と存候間、夫々掛紙仕、猶入御覽申候、右は迚も下田表には無之候間、出立前御當地に而品々買調相廻候様仕度候間、急速御下知御座候様仕度奉存候、此段申上候、已上、

寅〇安政元年四月

一具　一插花筒卓附　一個　一煖爐二個　一紅光綿十四　一素光絹十四　一花縐紗五匹　一
紅縐縐紗五匹

整

使節江

一硯匣一副　一紙匣一副　一紅光絹三匹　一素光絹二匹　一花縐紗二匹　一紅縐縐紗三匹

整○中略

亞墨利加江被遣物目錄

阿部伊勢守殿ヨリ一柳條峡絹十五匹　牧野備前守殿ヨリ一同十匹
松平和泉守殿ヨリ一同十匹　松平加賀守殿ヨリ一同十匹
久世大和守殿ヨリ一同十匹　內藤紀伊守殿ヨリ一同十匹

整

〔通航一覽續輯百三十七北亞墨利加〕使節船渡來

安政元甲寅年三月朔日、伊豆國下田港上陸の里數を定む、同二日約條書書法のことにより應答あり、此事によりかれ書面を出せり、かつ對馬守美作守に鋼砲を贈るべきよし通詞書取を出す、この日江戸にては松前伊豆守崇廣にあらかじめ達せらるゝ旨あり、○中略

二日○三月平山謙次郎○書簡　以下遣之、約條書下案相示し候處、名面之處、大學頭對馬守とヘルリ之名を一列に相認候樣致し候方、諸國仕來り之旨ニ付、左樣相認吳候樣申越候間、諸國は左樣有之候共、日本は日本之法有之候事故、名判は彼と是とを別紙に相認取替し候樣可致旨申遣し、是亦再三申論し候得共如何樣申候ても、御國法通に無御座候ては出來兼候旨申遣し、遂に別紙に雙方相認候て、御國法通り致し申候、且明日應接にて約條書面取替せ候樣申遣し候、

ヘルリ曰、先日御掛合ニ及び申候薪水食料石炭等被下候湊ハ、何處ニ御定に相成候哉承度候、

大學頭曰、薪水食料被下物之所は、南方ハ伊豆國下田港、北方ハ松前領箱館港、此二ヶ所ニ相定可申候間、以後船々欠乏之時は、右二港へ船を寄候ハヽ可被下候也、

ヘルリ曰、箱館港は兼而宜敷港と承り及候へども、下田港之様子は存じ不申候得ば、下田港一覽仕候上に無御座候ては、何共御返答も難致候、何卒乘組之者を遣し、港様子一覽爲致度存候、

大學頭曰、夫は隨分尤之儀ニ存候、人を遣し下田港一覽之儀不苦候間、早々人遣し可申候、

ヘルリ曰、左様ニ候得ハ、早速軍船二艘遣し可申候、尤下田江參り、上陸も仕、地形も見申度、且測量も致度候、此段御聞置可被下候、

大學頭曰、致承知候、

今日被下物之内米貳百俵五斗俵御座候を、相撲取七拾五人程參り、壹人にて貳俵ヅヽかつぎ、壹町計之處相運び、其外色々俵にて曲持致し見せ候處、ヘルリ、アーダムス始、異人皆々感心致し候、其後稽古相撲も爲見申候、異人共も大勢にて種々之調練致し、夕刻皆々退散仕候、某淺錄

〔墨夷應接錄初篇人〕二月廿五日差遣ス

約書

貴國過往船隻、倘缺食粮薪水者、准於我箱館港而給之、當如來請之旨、然彼境僻遠、設置諸事、不得不費時月、故應以來年秋七月用我邦月數爲之始矣、

嘉永七年二月廿五日　　四名〇中略

大統領江

二月廿六日、被下物幷被遣物目錄、

一硯匣一副　一紙匣一副　一書棚一架　一書案一張　一銀花銅牛香爐卓附　一座　一合子匳

へば、以來は此地へ參り、薪水等相願候樣仕度存候、是亦其外も五六ヶ所も湊御定メ置被下度候、左も無之候ては、何方之浦ニ而も勝手に船を寄せ相願可申候左樣ニ相成候ては、却而御ふつがふと存候、

大學頭曰、薪水等遣し候場所は、兼而肥前長崎にて、總而外國之事取扱候事に相成居候故、長崎へ參り候へば、何時成共遣し可申候、當所は以來可參場所ニ無之候、

ペルリ曰、長崎之儀は、兼而承知罷在候得共、彼地は誠に不都合之地ニ而御座候、其譯は、我國之船船清國廣東邊江參る節は、琉球海に相掛り、若薪水等乏しく候へば、直ニ清國定海縣へ向馳せ申候得ば、忽ち著仕、自由ニ薪水其外とも相調候事も出來申候、長崎へ入込候より、大小便利ニ御座候得ば、長崎に於て被下之儀ハ、御斷申候、何卒日本東南に而五六ヶ所、北海にて二三ヶ所も湊御定め被下度候、湊御定めに相成候得ば、必其場所へ參り、外々之湊は決して參り不申候樣可致候得ば、却而御都合ニも宜と存候、

大學頭曰、左樣ニ數ヶ所之湊相定め置候儀は不相成候得共、長崎は右樣不都合と申儀候ハヽ、何れ別に都合宜敷所にて一ヶ所位は相定置候樣可致候、

ペルリ曰、一ヶ所位にては何分差支候得ば、少なくも三四ヶ所ハ御定置可被下候、其内一ヶ所は金川御定めおき被下候樣致度候、

大學頭曰、金川之儀は相成不申候得共、何れ東南之都合宜き所を相撰び定候樣可致候、(中略)(墨夷應接錄)

廿六日(月二)〇朝、スヱスケハンナと申軍船壹艘出帆致し候、船主ハフカナントと申ものに御座候、五ツ時より大學頭始皆々橫濱江參り候處、九ツ時頃使節ペルリ其外アーダムス以下三百人計り上陸仕候、(此日被下物幷應接役々より贈り物皆皆應接所陳列仕置候、目錄ハ別ニ存ス、)

大學頭よりペルリ江被下物之儀、目錄書付讀聞せ之上、壹枚ヅヽ相渡、畢而內座江入ル、

大學頭曰、昨日は獻上物幷館々へも贈物等有之丁寧之儀辱存候、
ヘルリ曰、先日被仰候通、我國の船々御國近邊にて難澁仕候節薪水食料石炭等彌被下候哉、併薪水食料石炭計にては未だ事足り不申候、其餘にも舟中缺乏之品御座候得ば、何卒調へ候樣にも仕度存候、此儀如何に御座候哉、
大學頭曰、船中缺乏ニ而難澁と申儀に候得ば、隨分有合せ候品ならば遣候樣可致候得共、調へ候儀は相成り不申候、
ヘルリ曰、缺乏之品も被下候得ば、大慶難有存候、併縱令薪水食料石炭等に御座候共、被下候得ば、代料は指出候心得に御座候、何れ之國へ參り候ても他國の品を唯貰請候儀は決して不致候故、是非々々代料は差出可申候、
大學頭曰、船々を救之ため遣し候品々候得ば、決して代料には及不申候、
ヘルリ曰、代料に而不宜候得ば、物を貰請候時は、是非返禮は可致道理に候得ば、必相當之御返禮を可致候也、
大學頭曰、返禮と申儀に候へば可辭儀にも無之候、
ヘルリ曰、左候得者御返禮之品は、我國產物にて差上可申候哉、又金銀にて差上可申哉、
大學頭曰、返禮之儀に候得ば、何に而も宜候得共、品物ニ而は交易に類し候間、其方勝手次第洋金銀ニ而可然と存候、
ヘルリ曰、左樣ニ候得ば、金銀ニ而御返禮可仕候、併大抵其品物釣合候樣ニ致度存候得ば、相當之價は承り候而、兼而定置候樣致し度存候、
大學頭曰、其儀は承知致候、
ヘルリ曰、扨右被下物相願候場所は、何方へ參りて宜候哉、此地は既に御應接にも相成候事ニ候

應副至貿易諸事皆仿唐山之說今日事勢斷未易爲也我邦之人性情風習與異諸外邦欲遽改舊法以學諸邦之俗其事極難且唐山之與西洋諸國相通久矣若我邦惟有長崎一港僅延唐山和蘭二國人已外此則絕不與外邦交易有無是以所有土產未易較其多寡矣貴國之人只當來歲正月爲始到長崎港而取薪水石炭等物但彼此嗜好既殊物價所値亦復不同必當公同驗試五歲之後別開一港以便于貴國船隻常々往還矣故創條約以相商量各存一通以備証據

嘉永七年二月十七日

林大學頭
井戶對馬守
伊澤美作守
鵜殿民部少輔

○按ズルニ、原本附箋ニ、二月十七日遣ハシ候沓文、(但答無之トアリ、)

〔通航一覽續輯 百三十六 北亞墨利加〕使節船渡來

安政元甲寅年二月十九日、かねて約せし如く、役々横濱にいたり、使節ペルリ等凡貳百人上陸し、應答あり、時に開港の願望しきりなるにより、殿に國法を諭すといへども、かれ承伏せざるにより、同廿一日、林大學頭、井戶對馬守參府して、これを伺ひ、(此日亞墨利加船一艘神奈川に渡來し、すべて九艘となる、)同廿三日また神奈川に出張す、同廿五日漢文の短書を贈れり、

安政元甲寅年二月十八日、横濱應接可仕候處、風雨にて延引に相成申候、十九日大學頭其外役々横濱江相詰申候、(江戶より天神丸と申御座船相廻り、神奈川より役々皆乘行申候、以後はいつも如此御座候、)九ツ時頃ヘルリ、アーダムス、フカナン以下貳百人計り上陸す、

ヘルリ曰、過日は御面談にて失敬申上候、御用捨可被下候、其後獻上物も無滯相濟、大慶之至りに存候、

〔墨夷應接録初篇人〕二月十五日、貢獻物目錄、

各物獻君主目錄

一小火輪車格式連碟炭架連路全副、　一雷電傳信機一副、連銅線、　一銅保命小艇一隻、頭尾有氣箱、不能沉水、　一銅小艇一隻能過大浪、不妨沉水以保命、　一極幼花紅絨、十九尺長、　一花紅剪絨一疋　一玻璃銀蓋首飾一個　一亞美理駕各處林禽圖傳、此圖寫同生物同大、共成九部、　一亞美理駕𡡉約省土產圖傳凡十六卷、　一亞美理駕合衆國大會館史記凡四卷　一亞美理駕𡡉約省大小會館日記　一亞美理駕𡡉約省律例　一亞美理駕海濱埠頭各處地理圖、照圖便知水深淺水手埋岸、　一農政二卷、內敎耕田植樹養畜法則圖、　一亞美理駕開國史記共四卷　一建造光樓譜二本、此光樓建在海邊、夜船望見能入埠、　一亞美理駕各信館名一本　一做火輪機法則一本　一亞美理駕𡡉約省書院之書名　一鐵火爐一個、連筒能燒碟炭或柴可也、　一千里鏡連架一箱　一亞美理駕數省地理圖　一亞美理駕天秤量斗司碼各器　一鳥鎗五管　一兵丁鎗三管　一馬甲劍十二個　一𨫼手刀六口　一小手鎗二十管〇中略

一香白酒一箱　一農夫各器具數目別開　一頂上香茶三箱

此三物獻皇后

一描金玻璃粧飾箱一個〇中略

此物呈阿部伊勢守〇此下更列記所呈松平和泉守、同伊賀守、久世大和守、內藤紀伊守、井戸對馬守、伊澤美作守、鵜殿民部少輔、松崎滿太郎等物品、

〔墨夷應接録初篇人〕本月十日相會時、面呈一書、以達旨意、十三日見投答書、乃併相會時所示貴國唐山貿易事宜、皆得細閱、此或將使我邦亦仿唐山之爲乎、十日所呈書意、在就大統領致書見求之旨、陳其可否、書中備道、大君新繼洪緖、凡百政令皆要寧謐、未遑他議、是以去歲秋使和蘭舶首轉達此意于貴國、蓋其所求條件中、如保護周濟漂到船隻、給過往船隻以石炭及諸缺乏物之二項、則不得不時爲

鵜殿民部少輔書翰（中略）以上甲寅米利幹書翰

〔墨夷應接錄初編人〕二月〇安政元年十三日亞墨利加使節ヨリ差出候書翰

亞美理駕合衆國特命欽差大臣專到日本國兼管本國師船現泊日本海提督彼理、爲復答事、茲因二委員帶來回音接到、知悉、本欽差甚加喜悅、畢竟得知貴國欲於前時國法之凝固者、意欲擬寬一些、以得與別國互相和會、而肯同本國、初開交友往來之道、現接讀大人回音之各條款、得明知貴欽差乃是明達之人、前本欽差所呈各條款若將細心查閱、自能明白稱善、但恐未能滿足大統領之旨意、卽不能盡快於本欽差之心、今據大人稱說如有風颶壞船、飄來船隻、必能保護於他、或入港埠、或買食物等情、本欽差見於此款、事理甚善、別說如有火船到埠以平價亦可買取煤炭、此款亦善、今此款若善、則以此添入和約內可也、惟本欽差先奉命與兩國議立寬潤之章程、今已得知、貴國係識時勢者、自必曉然於本欽差到此則有和睦之意也、此後望無延遲於和約之事、而兩國各有相益、本國現時、船將繁盛、貿易到此海、必宜港口如中國一般多、而在港口貿易、亦不可設例攔阻也、再說勸請大人、此時便卽議明寫立成約、日後兩國民人互相樂從、自能永遠遵守順利、本欽差之善心亦無庸多稱說、但於章程亦宜兩邊公平酌允以決成約、今貴大人應知此事、亦爲關鍵也、茲若能成此約、則本國亦無庸別臣奉急命坐師船而到此矣、本欽差有權、有欲與貴各大臣誠心相待、別時決此各事、不若此時決定立永交友之爲可也、因我兩國疆界相隔不遠、此有智者所必明成約於今日、以免日後之虞矣、右此復答、卽候崇安、不一、

甲寅年二月、　來書十三日

〔通航一覽續輯百三十五北亞墨利加〕使節船渡來

安政元甲寅年二月十二日、かれ方物獻上を願ひしが、同十三日これを許容せらる、此日かれ願望の趣意、漢文洋文の二通を出せり、

甲寅〇嘉永七年　二月　初三日朱書

〔通航一覽續輯百三十三北亞墨利加〕安政元年二月十日、使節江初度應接之節に達、

今次其許貴國使節として當地再渡の趣意は、昨年其國君主の書翰にて詳なり、扨其君主申立の事に就き、委しく答るは、我國祖宗以來嚴禁の廉もあれば、今其挨拶に及び難し、方今舊法に凝固するは、時勢を知らざるに似たれども、茲に止を得ざるの事あり、去夏其許渡來の時、我先君主病ありしに、終に薨去せられ、新君主即位あれども、其大禮未整わざれば、他事を議するの暇なく、加之新君主初政には、侯伯を始め諸官吏をして舊法を守らしむるを主とすれば、今自ら祖宗の法を改め難きは論せずして知るべし、是を貴國に告知せんがため、去秋和蘭船歸帆の時、加比丹に託せし事あり、但加比丹の報書茲に齎せり、然るに魯西亞使節長崎に渡來して、志願の事あれども、是前にいへる事情をもつて遂に退帆せり、然れば今何國より其志願あるとも報答しがたし、去れども石炭薪水食料及其破船難民救助するは止を得ざるの事にて、尙魯西亞使節の申立もあれば、貴國の冀望の如くせん、然れども何邦の港に設くべきや、其許の答を聞、是を定る事なれば、凡五年の時日猶豫あるべし、但其定るの場所成就までは、長崎の地に來春正月より渡來あるべし、此石炭等の事に就ては、從來我國に其類なければ、其許存意の程申立べし、是を熟考し、我國法に觸れざる廉をば容るべし、食料は何品なるや、石炭は何程の員數に候哉、其他船に欠乏の品物、我國產は渡すべし、但諸品員數價代物等の事は、黑川嘉兵衞森山榮之助等をもつて談ずべき儀、談判の上再會に及び、雙方書面をもつて取替すべし、

嘉永七年二月　　林大學頭書判

井戸對馬守書判

伊澤美作守書判

和約通商一事、此爲謹要之關鍵也、去年曾將公文遞呈、其中乃係合理之條、今毋庸再嘖、蓋立此和約之事、非是一己之私、乃有貴國和睦順利所連矣、前在公文、明斷寫致本國大統領知悉厚望、其心實賴成此事、故飭令全權本欽差到來、合同議定和約、此後各有大益、乃免日後爭恨之事、夫兩國互相往還之際、事體若不辨明於先、恐日後有不料之弊、而有起怒之意也、昔者數年以來、本國船經貴境、將日就於繁盛、而大統領恐防此船再三遭難于地、或以颶風擲岸、或以不曉趨避國法、而忽罹於罪、此貴國政則失外國之禮、亦背各西域之例矣、而本國豈肯無罪之人、留難於此地哉、是以大統領甚恭敬於貴國皇帝、因特命本欽差、帶衆師船而來、和睦之意可以爲鑒、今船有到有未到者、事不憚繁、誠爲帶公書之事也、且去年已遞貴國而彰友條、〇條恐情誼以表友心、今已屆期、商議有日、諒必明審於各款中之道義矣、本欽差自去年八月、帶各船離地、今隔七月間而回、以望章程之甘心樂從也、別憑大統領和會誠心、特遣大火輪船三隻、到來朝廷內、俾各見得此妙樣之火船、蓋此火船之大小、本國共有數千、時々往還於各處者、因別具本國新巧機物、以徵我和思之誼、實出於本國焉、倘或見拒于貴國、而不來應亞米利加國以立約、是一則理長、而一則理短矣、奚能免兩國之釁端乎、且西域各國除本國之外、並無別邦與貴國如是之鄰近者、因我兩地相向只隔一洋、年中貨航往來於此海面、別每年大船約五百餘號、其有獵取鯨魚而造貴疆者、此船有時或缺水膳等物、人怪不得其入日本港口以尋需用之物、是人情之常矣、夫中國與本國既立和約、歷載各有大益、今年本國商人買茶葉出口者約值銀三百六十萬、兼湖絲綢緞等項、又約值銀三百萬兩、近今幾年、中國到本國營利之人已約三萬餘口、俱皆迎接厚待之、且又准客人自便做工商、其築會館隨便拜神、亦無人阻之、及其得利、卽回中國、計其每人獲利、或三百、或數千、而歸家者、蓋亦不少也、本欽差只得指此數般立約之益、曾見中國獲利、而茲兩國故不可不效此爲也、若細察今附送之稿、毋庸再三言論、今兩國必要相會、以得知心照定章程、若未盡允所請、本欽差斷不敢回京呈獻是無奈、停留於此海而俟之、右此照會、併候大人福祉、不一、

候得共、其外交易等之儀者、一切御聞屆ニ難相成旨口上申諭、（但翌日書面ニ致し相達す、論辯別に記す、○中略）大學頭曰、如何樣にも交易之儀ハ有無を通じ候事故、國益にも可相成候得共、元來日本國ハ自國之產物ニ而自ら足り候て、外國之品物無之候とも、少しも事欠候儀は無之候、夫故交易は不致法に相定候事ニ候得ば、中々容易に相開き候事には相成不申候、先使節此度渡來之主意と被致候は、第一人命を重せられ、船々救之儀、其望に叶候得ば、眼目は立候事にて、交易之儀は利益之論にて、指て人命ニ相拘り候事には無之儀には候はず哉、先眼目主意相立候得ば、宜き儀には無御座候哉、

ヘルリ良暫く相考へ居候て曰、是は御尤之儀ニ存候、如何樣如仰此度渡來之主意は、前々申述候通り、人命を重じ候事故、船々御救ひ被下候儀肝要之事ニ御座候、交易は國之利益には候得共、人命に相拘り候事と申ニは無之候得ば、交易之儀は强て相願申間敷候、

ヘルリ、何か懷中より一小冊を出し掛ケ、又納め、兩三度も致候樣子ニ相見へ候所、遂に其冊を取出し曰、扨此冊は清國と合衆國と交易相始り候節之約條書ニ御座候、若交易にも相成候はゞ、如此公平之儀ニ御座候ニ付、持參仕候得共、最早交易は先刻之御論にて、强て相願申間敷候得共、持參仕候事故、只々御含之爲め、御一覽被下度候、（漢文一册持出申候、別存）大學頭曰、交易之儀は、先刻申述候通り、許容難致候得共、清國へ之約條書にて、一覽可致との事ニ候得ば、何も子細は無之、一覽可致候、（右之一册請取置申候、最早夕刻にも及び候ニ付、問答相仕舞、飲食等差出候、此時大學頭は休息所へ引申候、是ハ異人よりハ一層高く居り、國家の爲に自重仕候事に御座候、對馬守美作守民部少輔滿太郎ハ異人と相對し食事致し申候、食事相仕舞候節、又大學頭罷出、挨拶致し、ヘルリ始、皆々退散仕候、以後も飲食の節は如此御座候、某漫錄、）

〔墨夷應接錄 初篇 地〕二月〇嘉永七年十日亞墨利加使節ゟ差出候書翰

亞美理駕合衆國特命欽差大臣專到日本國兼管本國師船現泊日本海提督彼理、爲照會事、茲將本國前者與中國所立之和約章程大略之稿、順送呈貴國大人鑒察、今本欽差再勸請貴國、與本國設立

等横濱に出張し、使節以下士官三十人上陸して、（凡人數兵卒とも六百人といふ）應答せるに、かれ漢文洋文の書翰を出す、此刻異人に飲食を給ひ、役々四名の書付を渡す、時に陸地の警衛は、小笠原大膳大夫忠徵、眞田信濃守幸教、海面ハ松平相模守慶德これを役す、

安政元甲寅年二月九日、黑川嘉兵衛井森山榮之助等異船へ遣し、明十日彌使節ヘルリ上陸應接可仕候ニ付、尚又刻限人數等問合申候、其節ヘルリより、將軍樣葵御紋形、井大學頭紋所爲心得一覽仕度旨申越候ニ付、葵御紋形は遣し候儀は不相成候、大學頭紋所之儀者、通詞堀達之助江遣し候羽織有之候ニ付、同人より相示し可申旨申付候、○（美漢錄中略）

安政元甲寅年二月十日、大學頭、對馬守、美作守、民部少輔、滿太郎、其外役々之者、皆早朝より横濱應接之所へ相詰申候、（此時應接所左右後三方ハ、小笠原大膳大夫、眞田信濃守人數相固、幕張、三面相圍候、海手ハ、松平相模守人數、番船數百艘相固め申候、）九ッ時使節ヘルリ上陸仕候、（但バツテイラ船二十八艘にて、列を整へ推渡り來る、船ハ皆黑く御座候、使節之船計ハ白く、旗も別なるを建申候、總人數六百人計上陸ニ而、音樂井調練等仕）候、ヘルリ始三十餘人應接所ニ入、列座致し、大學頭、對馬守、美作守、民部少輔、滿太郎出會、挨拶ニ及申候、

大學頭曰、遠路再渡之航海大儀ニ存候、

ヘルリ曰、始而御目通り仕、御機嫌克奉存候、　又曰、今般此地江渡來ニ付、公方樣江祝砲二十一發奉獻候、大學頭樣江同十八發進上仕候、又今日初而上陸仕候ニ付、別段十八發ハ自祝仕候と申候、

（但祝砲之數ハ、國王二十一發、大臣ハ十八發、其次十五發、可賀事有之節ハ、必ず發し申候事、西洋諸國之法之由ニ候故、右之通り申候て直ニ連發仕候、）

大學頭曰（此度應接之義、出役之者、皆々相談之上問答に及候得共、席順ニより、初筆大學頭名而已相認候、）

去年夏、貴國大統領より我大君江書翰被差出、其許爲使節被差候處、右書翰被願出候數條之內、薪水食料之義者、兼而被仰出候儀モ有之候、又石炭ハ懇望之由にて、殊ニ我國有合候品ニ候得者可遣候、且漂民撫卹之儀、是又從來國法も有之、撫卹手當者致候樣相成候事故、此兩條御承引ニ相成

ニ相成、且〻は疲弊も不少儀ニ付、固人數差出候面々、番小屋等之要所は格別、其外は要害之土地見計、山蔭木蔭等江屯いたし置、可成丈外より不見樣ニ相心得、行列を正し、晝夜時々海岸を見廻り可申、且又宿驛人馬遣方之儀も可成丈勘辨いたし、相減候樣可致候、尤銘々屋敷々々に手勢用意いたし置候分も右ニ准じ、外見之虛飾は一切相止、士卒之鋭氣を養ひ候而取鎭り居、大小之筒配り方之儀は勿論、劍槍手詰之勝負等實地之接戰專一ニ心掛候樣精々厚可申付候、

但大艦を始、諸船之御備向相整候上は、猶改而被仰出之品も有之儀ニ候得共、方今差向候場合を以、右之通被仰出候事ニ付、面々必死之覺悟を盡し、實用之工夫可致候、尤彌彼ゟ戰端を開き候節ニ至り候はゞ、小船を以神通之勝負ニ及候儀可有之候、

右之通萬石以上已下、不洩樣早々可被相觸候、

二月〇中略

寅二月九日　御當番方御年番方江相廻し、

伊賀守殿　早川庄次郎ヲ以御渡

〔町奉行江〕

覺

亞墨利加人江、明十日應接有之候ニ付、船中ニ而祝砲數發打放候旨申立候ニ付、先達而彼船ニて祝砲打放候節之通相心得、市中動搖不致樣可被取計候事、

二月九日

〔通航一覽續輯百三十三 北亞墨利加〕使節船渡來

安政元甲寅年二月九日、明十日はじめて應接あるべきにより、彼此これを談す、また江戸にては此事によて御書付を出さる、同十日、林大學頭、井戸對馬守、伊澤美作守、鵜殿民部少輔、松崎萬太郎

嘉永七年甲寅正月二十七日　　四名花押

二月九日差遣し候書付　林大學頭、井戸對馬守、伊澤美作守、鵜殿民部少輔、

此度渡來之亞墨利加國使節と面會せしめ申含候通可被遂談判候、仍如件、

嘉永七年正月

寅〇嘉永七年二月六日伊賀守殿　吉田豫助を以御渡

〔亞墨利加一件上〕亞墨利加船渡來一件

覺

亞墨利加船、横濱ニおゐて應接ニ付、諸家御固も被仰付、御船手方注進船も差出置候事ニ而、此上外異船渡來之程は難計候得共、右亞墨利加船之儀ニ付而は、魚船問屋之注進先日見合候樣可被取計候事、〇中略

寅二月八日　御當番方

對馬守江申遣　御年番方江相廻し

阿部伊勢守殿御渡候御書付寫

町奉行衆

御勘定奉行衆

大目付江

亞墨利加船渡來ニ付、心得方之儀、去丑十一月中重き上意之趣被仰出有之候儀ニ付、諸向共聊油斷は有之間敷候處、此節數艘近海江碇泊いたし候ニ付而は、此上應接之模樣ニ寄、萬一彼ゟ兵端を開き候儀無之とは難申、其節一同奮發致し候儀ハ申迄も無之事ニ候得共、異船滯留中御備向之儀、外見而已ニ拘り、夜中も海岸江提灯等數多付置候向も有之趣ニ相聞、左候而は、却而彼之的

疊み候處、餘程響き候得者、異人共大に驚き、面色を變じ、夫々目配り致し、膝に佩候小銃に手を掛け、覺悟之體に御座候處、美作守徐々と眼鏡を取出し、名札を一々熟覽致し候體、如何にも落付居候ニ付、異人も安心之樣子ニ相成候而、アーダムスより漢文一通持出申此漢文ハ別ニ認置候漢文之意味ニ者取合不申、何れ使節上陸ニ而、面話に候得者、大學頭對馬守より委曲對談ニ及可申旨答置候、茶菓并酒一應、タホンかを肴として出し候事、八時頃異人退去仕候、此日亞國之開祖和盛頓誕生日を祝候事にて、前日より相斷り置祝砲連發有之候事、

〔墨夷應接錄初編〕正月〇嘉永七年廿五日、屋形浦にてアーダムス差出ス漢文并和解、

亞美理駕合衆國欽差大臣兼管本國師船現留泊日本海提督彼理、爲照會事、現據貴國委員等乘座駕船到來稱說、去歲曾將本國大統領公書一函呈遞、今蒙國政於各款甘心應諾、本大臣聞知、心誠喜悅、但于浦賀地方海面留泊各船及大火船等甚不便當、因火船係寶重之物、于拋錨必要愼重、或駛往該處地方、自己之心不以爲妥、本大臣反宜於此處洋面之近向北者細心考察好灣、泊船以爲拋錨之所、且領國名、必要往江戶相會、所以船泊地方係以愈近京城爲愈便捷、若船相近京、易得往來、今本國有奇巧禮物饋送、便能于此指點陳設應用、至歐羅巴亞美理駕西域各等邦、倘有欽差到疆有禮、必要迎接之到京、賓客相待、所以本大臣到貴境甚見和氣之意、豈望有碍不登京乎、或近京之時、倘有朝廷太臣人等、臨火船上、隨便能審察火輪船之機巧旋動也、茲照會、特遣協台官名啞咆（アーダムス）呈遞、或有公書回音代收可也、倘或欽差大臣等座船、一幷同行亦可也、右此照各大臣等、幷候崇安、不一、

甲寅年正月二十三日

由鮑厦旦（ハウハタン）船名座駕船遞〇前文和譯略

正月廿七日差遣ス譯文返書、

日本國欽差大臣林大學頭等、爲回荅事、照得來書、援引歐羅巴、亞美理駕、西域等諸邦事例、須要往江戶相會、其情誠爲悃切、但我邦之待遠賓、必遣使迎接、築館相會、爲重禮、今朝廷特以重禮相待、亦宜姑置他邦之禮、而領吾般意、吾輩亦業領命、將于此地相會、諒悉此意、速就假館、能使吾輩得將使命、其爲厚誼、實非淺解、故茲回復、幷候日祉、不備、

きにより、この地に戻るべきむね諭せしが、かれ承伏せず、江戸にいたり對談せんといふ、（此日、江戸にては御目付御使番等に近海諸家の警衛を巡察せしめらる、）よて同廿一日、その形勢を言上し、同廿二日また江戸海に乘入ることを禁ず、しかるにかれ肯はずして、その應接所を覽んことを乞ひ、同廿四日上陸あるべきよしなり、（この事により、同廿三日書翰を出し、かつ來る廿五日船中祝砲の事によて役々言上あり、）

〔通航一覽續輯百三十一北亞墨利加〕使節船渡來

安政元甲寅年正月廿五日應接掛り言上書

昨廿四日申上候アメリカ船浦賀沖より又々立戻り候儀は、至烈風ニ相成候故にて、風順次第早速罷越可申旨申立候由、乘組候組之もの江立戻申聞候處、今廿五日四半時過、一艘浦賀沖江乘戻候故、案内之もの差遣候處、無程副將アーダムス幷士官之もの拾六人、通詞召連、バッテイラ二艘罷越候ニ付、館浦應接場所江呼入申候得共、使節ヘルリ幷將官之もの罷越不申候ニ付、私共不殘罷出應接仕候へども不被存候間、伊澤美作守、鵜殿民部少輔、松崎滿太郎對談ニ及候處、別紙書面之通差出、應接所之儀、浦賀表は波荒之場所ニ而、何分ニも船繫留兼、江戸表江罷出度儀を、再應申出、明後朝迄ニ返事承度段申聞候故、一通り理解申聞、使節ヘルリ罷越不申候而は、何分對談仕兼候趣、能々申諭候上、先今廿五日は、右之應對までにて爲引取申候、差出候書面之儀は、和解出來次第、差上可申候得共、此段御屆申上候、以上、

正月廿五日　六名〔甲寅雜記〕

安政元年正月廿五日、五ッ時より、大學頭其外役々、前日之如く館浦應接所へ相詰候處、四ッ時頃軍船壹艘浦賀江入港仕、無程アーダムス其外十四人上陸仕候、伊澤美作守、鵜殿民部少輔、松崎滿太郎罷出對面致し候、

アーダムスより、洋文ニ而名札差出す、此よりも役々名札役名付にて、同人江相渡遣す、（此時美作守羽子な

も相達し、御番所御臺場共詰人數夫々手當申付、早速見屆幷應接之もの等出張爲致候處、猶又三崎詰組之もの幷井伊掃部頭陣屋詰之ものより追々注進有之、右は昨十日、伊豆國松崎沖ニ異國船三艘、長津呂沖ニ同斷四艘相見候段、江川太郎左衛門支配向より大久保加賀守方江注進ニ及候段、追々承傳へ相屆候趣にて、今十一日夕刻迄、沖手江見屆差出置候得共、一向相見え不申候趣ニ有之、アメリカ船去夏渡來之振合ニては、早速乘込可申處、甚不審仕候、尤警衛方ハ嚴重ニ申付置候、先此段申上候、以上、

正月十一日　　戶田伊豆守（中略）以上煙餘殘稿

同日（〇正月十四日）同斷

先刻申上候アメリカ船一艘、小柴沖ニ碇泊いたし候ニ付、組與力近藤良治、佐々倉桐太郎、幷通詞ども乘組相尋候處、アメリカワシントン仕立都合拾艘內、三艘ハ蒸氣船にて、去十月本國出帆、唐國ニ罷在、同所十二月十六日出帆、今日著之由、右ニ付御國法申渡引戻可申と掛合候得ども、將官之船渡來迄ハ、當地ニ罷在候趣、尤小船等乘廻決して不仕候、國法ハ相守候段申出、乘組人數も寡く大砲貳挺据有之、船中一同穩ニ御座候、外一艘は鎌倉沖江乘入長井村鎗木と申磯根江乘當候ニ付、組之もの差遣し、手當方取計、番船其外等之儀は掃部頭方江申談、夫々手當仕候、外二艘ハいまだ城ヶ島より乘入不申、外船にも明十五日に一同渡來も可仕趣申聞候由、先此段御屆申上候、以上、

正月十四日　　戶田伊豆守（中略）戌留書、甲寅雜書、某御屆留、

〔通航一覽續輯百三十北亞墨利加〕使節船渡來

安政元甲寅年正月十九日、林大學頭等役々、浦賀に到著す、（暇賜りしは十五日なり）同廿日、浦賀奉行支配組頭黑川嘉兵衛、御徒目付、通詞等を、小柴村沖碇泊の異船にいたらしめ、浦賀港館浦に於て應接すべ

御硃筆

〇硃筆一本作朱印

大學士依妻烈奉勅書

國璽

〔嘉永明治年間錄 二〕嘉永六年七月朔日、亞墨利加ノ國書ヲ諸侯ニ布告ス、

此日、於柳營御白書院椽頰、老中列座、伊勢守阿部正弘、亞墨利加書翰諸家へ相下ゲ、幷演達、今度浦賀表へ渡來のアメリカ船より差出候書翰和翰二冊相達候、此度之儀は、國家の一大事に有之、實に不容易筋に候間、右書翰之趣意等を被遂熟覽、銘々存寄之品も有之候はゞ、假令忌諱に觸候ても不苦候間、聊心底不相殘可被申聞候、此度亞墨利加船持參の書翰、於浦賀受取候儀は、全く一時之權道に有之候間、右に不相拘、存寄之趣可被申聞候、依之追て諸家より存意を上書す、

〔通航一覽續輯 百二十九 北亞墨利加〕使節船渡來

安政元甲寅年正月十一日、伊豆國沖合に異國船七艘見えしが、同月十四日、一艘相模國浦賀江渡來し、武藏國金澤沖に碇を卸せり、これは去年渡來の亞墨利加船にして、自餘類船三崎大津の海面に滯船せるむね、浦賀奉行及び海岸の諸家より言上あり、この日、奉行町觸浦觸等をいだす、

安政元甲寅年正月十一日、浦賀奉行言上書〇中略

同日同斷

先刻豆州沖異國船七艘相見候段、長澤村漁師共訴出候ニ付、其段不取敢御屆申上、御固四家江

食煤等物、兼保憐苦楚之人民、除此等事務之外、該欽差別無他意、再船內裝有數件、本國巧藝布帛、進呈君主、收納、弗嫌菲物、知朕思友眞敬之記、願全能異神保君主、受萬福、感聖顧哉、

知此公書、是實看本國大玉璽、及書名畫押、爲證、

亞美理駕大合衆國京在華盛頓、西國記年之一千八百五十二年十一月十三日、卽壬子年○嘉永五年十月初六日封、

御	硃	筆

○硃筆一本作朱印

大學士依斐烈奉勅書

國	璽

亞美理駕大合衆國大統領、姓斐譔名美揀達、

日本國大君主殿下平安、今朕一心、全賴本國師船水師提督彼理、是見識端正、才能之臣、故特派、勅賜之欽差全權、代大合衆國、來貴境、而同大君主所派全權之一二臣等、齊議定意、鈐印兩國和睦通商、駛船進港口、且有條約章程、及各緊要事務、均屬該全權等、彼此辨理、嗣後該欽差彼理、剴奏候奉、朕與公會大臣議定、允旨批准、

亞美理駕大合衆國、京在華盛頓、西國記年之一千八百五十二年十一月十三日、是本國立政之七十七年、卽壬子年十月初六日、書名畫押鈐印、爲證、

書到貴國境、專呈殿下御覽矣、茲面諭該水師提督、轉告朕心久欲與貴國通和之眞意、請殿下敬思、今要我兩國藉與和友之結好、彙立通商之章程、今令欽差彼理來貴國、爲辨此二事、故達君主殿前、吾合衆國規矩定例、嚴禁各官插管別國之政體、故此明諭該欽差、在貴地之時、不可勞動貴所人民、今合衆國廣大、東西邊疆、各極於海、在西界正對向日本國、若坐火輪船、離加理科爾亞省或由呵理干郡、駛過平海、十八晝夜、能到貴國之口岸也、合衆國之一省、名叫加理科爾亞、是大邦土產多、每年出黃金値四千萬兩之多、同白銀水銀寶玉等物、日本亦然富澤、多產寶物、其人明曉多藝、故此兩鄰國互相往來、必得大益、朕亦爲此、要開商意矣、茲知悉日本國之古例、只准中國暨啊囒國船、能通商、除此二國之外、不准別船進埠、祗因世間之情、萬國之政、漸々多有改變古例易新、且貴國初立古例之時、亞美理駕、卽名新地球、由歐羅巴人離本處、入住此土、墾地耕種、在彼長久、人民爲少且貧、迨今民生繁華、貿易年々盛布各處、量殿下盡悉、倘能改古例、以准我兩國人貿買、則各伴得大益矣、如若君主只准古例、禁止別國船入埠、是照依國法、不妨先試數年或五年十年之間、能知有利否、或因貿買無益、然後仍復古例可也、夫本國與別國立約、亦定數年之尾、若因兩國不願、再不照新約、且我兩國各試暫開港口、嗣後可知何樣也、又諭該欽差、告陳殿前、每年本國船、離加理科爾亞、駛往中國者甚衆、抑有獵鯨魚船、多有常近貴境、此等各船或遭颶風擊碎在海邊、雖船身破、人貨兩全、朕慮此等之啣命者、因思貴國官民、見此等人船、量必安撫恩待仁慈、而人物皆保留、俟有本國船到、卽帶歸也、且憐本國之民、亦是五倫之內、豈君主不知乎、若不反此論、則不快人心矣、且聞貴國多產煤炭食物繁盛、故諭飭該欽差面告、本國火輪船、渡平海去中國者、計燒煤炭萬石、其船不能多裝、在途不敷足用、無從接濟、而回本國又不便、所以各船要入貴國港口、買煤炭食物接濟、並取水之便、如買物、或將銀錢、或以各貨兌之可也、請君主議指南境一港口、能使本國各船暫泊而得買此須物、彙打食水、此事務希速卽允准、免朕遠望而快心也、今諭該欽差彼理、坐領一幫兵船、越貴國來江戸名京、代爲拜見、逃朕敬思、我兩國設友意、開貿易、俾本國船、能我須

用之、くり濱には筋御幕にて、海面幷に島通見切打廻し、假に陣小屋取構ひ、紫幕金屏風疊敷毛氈敷上段下段之形にいたし、使節將官副將士官頭江は腰掛出し、伊豆守石見守、茂右衛門床机、其次ニ與力著座、奉行近習之者勤番右之方幕張外、下曾根金三郎床机に掛り、ゲベール組四拾八人、太鼓役壹人、與力差圖役合原操藏、樋田多三郎、左右に相立差配之、少し退て百五拾目野戰筒貳挺打方與力四人、同心六人間賦り、陣所左之方ハ奉行手人數鐵砲貳拾挺、長柄貳拾筋固之、御固方ニは井伊掃部頭人數貳千百六拾八人、松平誠丸人數五百人、陸地住吉明神前より渡場川口一面ニ陣取海上千駄崎より内手松平下總守船手五拾艘、鶴崎より内手者松平肥後守船手百五拾艘、武器嚴重ニ相備、場所宜頃蒸汽船貳艘、追々繰上ゲ、鶴崎千駄崎江乘參り、應接掛り榮左衛門三郎助良次桐太郎、押送船貳艘ニて、使節案内として異船江いたり、無程異人上陸、使節壹人、將官壹人、副將壹人、士官頭壹人、歩兵にいたるまで凡三百人餘上陸、海面江備相立、使節はじめ士官之分三拾人計幕張内江呼入、書翰受取候、尤目禮計にて、一言も不相交、直に退散、本船に立戻り、應接掛り一同爲送相越、右相濟、一同兵粮相用ひ、陣拂いたし、田中町通歸陣〇癸丑雜書、中略

一書翰受とり場三間四方、疊敷、毛氈敷詰、紫幕打廻し、金屏風建之、次幕張内も金屏風立廻し、通筋毛氈敷詰、與力一同陣羽織にて固之、受とり場所、左右伊豆守石見守家來士分之もの同服にて著座、御固人數嚴重ニ有之儀を、異人共御丁寧之御取扱之趣有御含之由大悅仕、是より應接打和ぎ申候、右受取以前迄は、隔意相顯申候、將官少船ニ乘候節、禮式之由ニ而、大砲十二發程打出申候、尤陣所之方を打候節は、筒先一發は空江向、一發は水中へ向打之、日本を敬候樣子に御座候、當方ニても發炮之義相願候得共、御國法故不相成旨申聞置候、

(甲寅歲陣中日記)亞美理駕大合衆國大統領、姓斐譔名美辣達、

日本國大君主殿下、平安大尊大敬良友乎、今特派本國師船大臣水師提督彼里、管領一隊兵船、帶公

甚急なれば、夫等之事は思はず、貴國へ達して後、歸帆には廣東咬𠺕巴等に遊ばんと、異人重て云、足下は如何に、香山答て、我も貴邊とをなじく此所の任果て、江戸に歸るの後、鬱を散せん、異人問て、左に非ず、此浦賀といへる湊に娼妓あり、何ぞ歸府を待給んやと、香山を始め此言を聞て、日本の地理を知るを怖ると云、此時日本語を以談ずる異人ありと云、

〔通航一覽續輯百二十六北亞墨利加〕嘉永六年六月八日松平下總守家來御屆

此度渡來之異國船、國王ゟ之書翰持參ニ付、明九日於久里濱御受取相成候趣被仰渡候ニ付、其節四家ニ而同所海陸嚴重に相固、且退帆之儀者、別段被仰渡有之候間、其砌は銘々持場御備向、是又嚴重相心得候樣、昨七日浦賀御奉行樣ゟ御達有之候段、浦賀表出張之家來之者より申越候、下總守在邑ニ付、此段御屆申上候、以上、

六月八日（中略）某藩士留書、浦賀雜記、

同月九日、きのふ書翰請取の談議ありて、本日兩奉行をはじめ組頭與力及び下曾根金三郎等、をのをの陣羽織を著し、武器引具して久里濱にいたれり、（こは陣中會合の作法にして、この日兩奉行等陣押の形勢及び久里濱村客館のこと、海陸警固の詳細にいたりては、すべて引用の書に明亮なれば能味ふべし、）さては此地もとより應答の地にあらざれば、言語を交へずして、かの書牘をうけとり、かつ奉行より請取書をかれにあたへしかば、明十日出帆すべき旨返答あり、時に陸地の衞勢は、井伊掃部頭直弼、松平誠丸與則、海面は松平肥後守容保、松平下總守忠國これを役す、

嘉永六年六月九日、書翰受取ニ付、晩六時、一同出宅、於陣中受取候作法故、陣押ニて出張也、先陣下曾根金三郎、駿馬ゲベール組同心五拾人、太鼓役同心大久保鉦之助、應接掛兵糧掛手明與力之分附馬、伊豆守先手、旗鐵砲長柄大馬印持鎗持筒出張附同心與力小馬印旗本具役、太鼓役、醫師用人給人引續、石見守大馬印、小馬印旗本總同勢、次ニ辻茂右衞門駿馬ニ而打立、一同陣羽織陣笠、武器

合衆國海軍總督、某盟約を結ばん爲に、全權行事の特命を承け、此海に來る、今ま帝國日本の貴官中の一員と會合して、受囑の欽差書翰及び通信書翰を捧げんと欲す、此二翰は卽ち合衆國の伯理璽天德より日本國帝殿下に呈する所なり、

右の會合は、近一日を擇びてこれを約定せんことを願ふ、

合衆國蒸氣フレガット船シユスケハンナ號千八百五十三年第七月十二日、我嘉永六年六月七日浦賀港に於て書す、

予が日本の政堂へ差出せる一書は、甚だ重く、且つ大切なる問題を載せたるものにて、これを評決せんため、多少の時日を要すべき者なる由を領承せり、

予此事を熟考し、明年早春、予復江戸海口に來りて、右呈書の報答を乞はんとす、其時は諸事親しき所法にて、且つ雙方の人民互ひに安全を保つべき款待を受んことを希ふ所なり、

東印度支那及び日本海に現存せる合衆國の全部海軍の總督マッテウセペルリ人名合衆國蒸氣フレガット船シユスケハンナ號上に在りて、千八百五十三年七月十三日、我嘉永六年六月八日江戸海口浦賀港に於て謹白、

〔嘉永明治年間錄　二〕嘉永六年六月四日、浦賀與力並和蘭譯詞者亞船ニ入テ應接ス、

同四日朝、浦賀與力中島三郎助、香山榮左衛門、蘭通詞堀達之助、立石得十郎、一通り爲應接、異國船へ乘入候處、今般之渡來は、通信通商を取結んが爲、國王の使節として、水師提督勅書を携へ來れり、依て貴國の重臣の人へ、直に可相渡王命の由を申す、異人又云、我が滯船近くへ貴國の人不可進寄樣能々制止給るべし、若不行屆候はゞ、此方より制止可致と也、香山榮左衛門云、何を以て制するや、異人鐵砲を以て制すと、傍若無人の取合也、然して香山中島暫く異人と談ずるに、萬里の波濤を渡り來るに、何れの娼門に勞心を慰めしや、異人答て國王の書を達せん事

之道、皆可保船壞人亡者、此等之事、亦求鑑察、且本國與歐羅巴各國、振結連之盟、而本國律例、各官不管本民之敎、何況能亂別國之政乎、先三百餘年、歐羅巴初到貴地之時、入住本山塑土、迨今立大邦、在日本歐羅巴之中、東西連海、歐羅巴人、早住在東、如今民生滿地、流沿至西邊、正對日本、如坐火輪船、渡平海、十八日或二十日、能抵貴境、現在天下貿易、年々繁盛、而貴國海口、船亦甚多、倘若貴處官民、不把合衆之民、當仇敵者、吾君主、要與大皇帝、兩國立定和約、況貴國初設律例、禁洋船進港口之時、是智政明戒今我兩國隣近、預先往來甚易、現今時世不同、不能依智政照古例之戒、本欽差思念、陛下亦寬知現在之大概情形、須此誠蹇立定和約、則兩國免起衅端、故先坐領四小船、來近貴京、而達知其和意、本國尙有數號大師船、特命駛來、未到日、盼陛下允準、如若不和、來年大帮兵船、必要駛來、現望大皇帝、議定各條約之後、別無緊要事務、大師船亦不來、且有吾君主和理之公書、候指定何日面呈御覽明鑑、大皇帝、九五至尊、福壽無疆、須陳告者、

癸丑年六月初二日

亞美理駕大合衆國欽差大臣兼管本國船、現留泊日本海、水師提督彼理、爲申陳事、奉本國大統領欽命、全權便宜行事、議和立約、要同貴國欽命一大臣商議、大皇帝將本國主公書、及勅書正稿二件、謹呈御覽、候飭一大臣早定日期、可以互相議明、肅此敬候崇安、

癸丑年六月初七日

敬啓者、今送來公書一封內、許多重大緊要之事、乃連及貴國、故要謹愼商量而定、希貴國大臣等、諒必議擬長久各條、本欽差甘心俟來年春季、帶各船、來江戸海、候回音、然後全望能便立約、我兩國永久和睦也、特此佈啓、須候日賁、

欽差大臣水師提督彼理書

〔外國事件書類雜纂 一〕合衆國水師提督口上書和解二通

之、同五日組與力共其外異船江差遣し、諭文之趣與力共ゟ爲申渡候處、承畏候旨請書差出、同六日風樣不宜候ニ付滯船、同七日出帆いたし候事、

〔通航一覽續輯百二十四北亞墨利加〕嘉永六年六月三日、浦賀奉行御屆、

先刻御屆申上候異國船相糺候處、アメリカ合衆國政府仕出之軍艦にて貳艘は大砲貳拾挺餘、貳艘は總體鐵張之蒸氣船にて、一艘は大砲三四拾挺、バツテイラ七八艘、是又鐵張之樣子に相見え、一艘は大砲拾貳挺据、進退自在にて、艣械不相用、迅速に出沒仕、應接之もの寄せ附不申、漸申諭、一人乘組相諭候處國王之書翰護送いたし、奉行江直に相渡可申旨申聞、組之もの、誠は引受不申、既に江戶表江も其段相通置候段申立、泰然自若と罷在、猶同樣之軍船數艘渡來可申候段申聞、一切船近邊江近寄候事相斷申候、猶御國法相諭可申候得共、不容易軍艦にて、此上之變化難計、只今應接中には御座候得共、此段先早々御屆申上候、以上、

丑六月三日　　戶田伊豆守（中略）（或留書、癸丑異船一件、海禁雜記、）

〔甲寅歲陣中日記〕合衆國之書翰（去丑年（嘉永六年）六月渡來之節奉呈）

亞美理駕大合衆國、欽差大臣兼管本國師船、天竺中國日本等海、水師提督大臣彼理、爲申陳事、切本欽差、現奉本國大統領欽差全權便宜行事、坐領一夥師船、來日本國境、呈求大皇帝殿下、請議兩國和睦之條約、奉上吾君主公書、並本欽差勅書、此二書現已鈔寫英字、啊嗹字、漢字等書、錄呈御覽、惟此二書之正稿理合固封、候召見之日、面呈大皇帝修閱、並特奉面諭、轉告吾君主覺思於陛下慰和之意、故因吾君主久聞、合衆之民、自心要投貴地、或被狂風漂至海邊、該民等被貴處官民見之如仇敵、故吾君主心甚憂慮、今指數年前有三船、名呼嗎喇嗟、咻啷咖、啉嗹吐等、人船漂到海邊、皆受許多委曲等由、本欽差奉諭面陳殿下、並請兪允定約、嗣後遇有合衆國人船漂至海邊、或被狂風吹進港口、不得以仇敵待之、且有貴國之船、或遇風壞、抑漂流本國口岸者、常多賚助回籍、況西國於本國官民、都知人倫、詎蘇

に及び、かつその家人より松平大和守齊典、松平下總守忠國の陣屋に異船の事達す、〇中略

大船將官より差出す横文字和解

此度政司共之心願を爲ㇾ奉ㇾ御上ㇾ候、私儀御當地江罷越、一應口上ニ而御願申上候通、猶又書面ニ認奉ㇾ差上ㇾ候、アメリカ國は、支那と通商の信義を結び、數月彼邦に致ㇾ逗留、今本國江可ㇾ歸之處、態態御當地江渡來仕候、其次第は、支那同樣、御當地におゐても、交易之道を開願仕候儀に御座候、若御免之御沙汰を蒙り候はゞ、御當國通商之儀は、御國法通に相守可ㇾ申候、政司に於ても奉ㇾ差上ㇾ候和交之趣意、通商いたし度存念に御座候、

暦數千八百四十六年〇弘化三年　六月二十二日　　船號ユリユム、ピユスヒツデレ

〔己酉雜綴 二十〕弘化三丙午年閏五月、亞米利加合同國之内バチトン船浦賀入港之手續、

閏五月廿七日、巳ノ中刻、異國船沖合ニ打見候段、三崎詰與力共ゟ注進申越、其後追々注進有ㇾ之候付、爲ㇾ見屆ㇾ組與力同心通詞爲ㇾ乘組、六番船迄出張候處、異國船二艘ニ而、追々徒寄、野比濱沖江懸留、船中之樣子、國元等、爲ㇾ相糺ㇾ候處、亞米利加洲之中バチトン船ニ而、大小二艘之内、小船之方元船支配之由、元船之方大筒八拾三挺、小筒八百挺、短筒八百挺、所持罷在、船主ビツテレと申、人數八百人乘組、小船之方、大筒二拾四挺、貳百人乘組罷在、去巳四月國許出帆之由ニ而、願書差出候間、通辭江申付、和解爲ㇾ致候處、交易之儀相願候趣ニ而、尤口上ニ而も仔細爲ㇾ相尋ㇾ候處、廣東江通信之儀ニ付、軍船ニ而相越、夫ゟ當國江交易之儀相願度罷越、アメリカ本國政司ゟ被ㇾ申付ㇾ候儀ニ付通商願之通御聞濟相成候へば、何程日數相懸候而も不ㇾ苦、願不ㇾ相叶ㇾ儀ニ候ば、一日も早く出帆仕度旨申聞罷在候處、六月二日、我國は新に外國と通信通商をゆるすこと堅き國禁故、早々歸帆可ㇾ致、此後幾度來り願とも、無益之事なれば、來間敷、且外國之事は、長崎にてあつかふ國法にて、此地は外國之ことあつかふ所にあらざれば、再び來るまじき由諭文を以申諭し候樣、御老中方より御差圖有

(エンゲレスは御禁制の國なれば、是を憚り、出島に商議し、アメリカ人と馳へたる荷物なるべし、又其和蘭加比丹來りしとき、彼又呂宋より船なり、仕出し來り、是もよぎりて和蘭の脇荷物と取なし交易になりたり、脇荷物とは、船頭私の荷物を云、某嫁するに、スチツルト全くエンゲレス國より日本當時の形勢な何はしむる開者ならん、彼追々長崎の情に通じたれば、和蘭の手をはなれ、自國頭役の者な導き來り、試に交易をねがひたるなるべし、某往年スチツルトが相貌を見たり、年比四十歳ばかりなりしが、驍勇あるものとおぼしく、鬚髯などは靜にして婦人のごとし、)其是を察するに、若交易を開くときは、長崎にて受取し俵物は、直に唐山廣東に持渡來りて、荷揚し、唐山より船を受取り、是を己が利とし、(西洋船廣東に至り船を貸て交易すと云事、唐山の書籍に見ゆ、)暫く此交易をなし、日本に利を示しをき、畢竟は交易利潤なきよしを欺き瞞して、遂に銅を取の巧なる事明けし、鎭臺

神宗の御法度を守り、許さずして返されしは、實に明識也、さてアメリカに限らず、すべて横文字の國は、以後悉く斯計ふべき事なるべし、(答問十策)

〔通航一覽　三百二十二　北亞墨利加〕文化四丁卯年五月、長崎聞役(按ずるに、諸の聞役にや詳ならず、)御呼出に付て御達之趣、

異國船壹艘渡來候而、伊王島近邊繋留置候間、番船之儀、大村上總介殿江御手當有之候樣御達ニ相成、夫迄之內、此方樣ゟ番船之儀御手當附置候樣にと、御書付を以被相達候、其後又々御呼出に付、右船御糺有之候處、アメリカ國之船二十六人乘組、アメリカ國ボストンと申所ゟ、(中略)廣東江商賣として罷越、歸帆懸ケ、水を望候爲、當沖江罷越候、尤水其外望候品等相與へ候得ば、早々歸帆可致旨申立、其外怪敷儀も無之に付、無程歸帆被仰付候段、海上浦々江被入御念候樣にと之御達書を以御達有之候に付言上、(中略)(文化丁卯亞墨利加船渡來記)

〔通航一覽續輯　百十　北亞墨利加〕渡來通商願

弘化三丙午年閏五月廿七日、遠江國沖合に異國船見ゆるよし、廻船のものより、浦賀御番所に注進あり、また浦賀奉行組與力、三崎(相模國三浦郡)在勤のものより、城ケ島沖合に(同國同郡)二艘見ゆる旨、浦賀奉行所に注進す、よて大久保因幡守平根山に(同郡前に同し)御備場に出張し、諸事嚴重の警衛ありて言上

入津仕候、尤此段者同所より咬𠺕吧頭役江相屆候由ニ御座候、然ル處同年六月、咬𠺕吧仕出し阿蘭陀船入津、則新かひたん渡來仕、船頭スチワルト吟味之上歸帆之節、スチワルトは阿蘭陀船ニ乘せ、スチワルト船には阿蘭陀案針役を乘せ、歸國仕せ申候、翌年承り申候處、スチワルト於咬𠺕吧表吟味之末、落度有之、他參止（止○他參恐誤）之樣ニ相成居申候、然ニ或夜出奔仕候由、其出奔之次第、咬𠺕吧湊ハ至而淺海ニ而、大船ハ一里沖ニ船繫仕候由ニ御座候、アメリカ洲の商船明朝出帆之積ニ而、船仕舞等仕、船頭計上陸仕居、翌朝乘船之積ニ候處、其夜右スチワルト謀計を以其船に乘船仕、夜中直に出帆仕候由ニ御座候、翌朝船主罷越候處、本船相見不申候ニ付、近島之船々江相尋候處、夜前出帆いたし候由申候、依之咬𠺕吧頭役江相屆、段々吟味仕候處、右スチワルト本船江乘行候小舟水夫及白狀相知レ候儀ニ御座候ニ付、頭役ゟ相尋候得共、行方相分り不申候、スチワルトは北アメリカ洲ニウーヨルク、則新阿蘭陀と申國之者ニ御座候、長崎表ゟも寛政九巳年ゟ午未申年連綿渡來仕候、然處享和三癸亥年長崎江アメリカ船渡來通商御願申上候處、右船江スチワルト乘組罷在候由ニ御座候、かひたん儀も憤候得共、致方も無之、見逃候哉ニ奉存候、咬𠺕吧出奔後生國にも不罷歸由、當時一向行方相知不申候由ニ及承申候、（東印度諸島地名）

享和三年七月、亞墨利加船長崎に來り交易を請ふ、鎭臺（接するに、ことし肥田豐後守在鎭なれば卽ち同人なさせしなり、）許さずして返し玉ふ、彼が辭に、唐船同やうに俵物を以て交易せんと云、是彼が謀計也、如何となれば、俵物類は（海參乾鮑昆布の類也、）彼が無用の品也、亞墨利加の船頭スチワルトと云ふ者、近年しば〳〵長崎に往來して、能日本の時勢を呑こみたれば、初より和蘭同やうの交易を願ふときは許されざらん事を察し、當時己が利を顧みず、深く後年の事を慮りて、斯く願ひたるなるべし、（スチワルト長崎に來りし趣は、七八年以前、和蘭加比丹來らざりし年、咬𠺕吧商館より貨物ばかりを彼が船より長崎へ送りたり、其時始めて出島に上り、在留の和蘭人に賄賂を行ひ、私に帶來る所の物ばかりを和蘭の荷物と取なして交易せり、併て彼が言語及船印全く和蘭にあらず、又帶來る毛織類の符號を見れば、ロンドンと云文字あり、ロンドンは諳厄利亞の都の名也、さればエンゲレス人なる事顯然たり、

を廢して、たゞ撲斯東といふ、チウヨルクもまた我萬治六年の頃、諳厄利亞人の闢く所にして、新阿蘭陀と稱す、其人民漸く山川を疏鑿し、土地を開墾して、農耘稼穡を業とし、旁ら漁獵を事とす、よて戸口日に蕃殖す、我寶曆年中撲斯東チウヨルク等の諸國會同盟約して、諳厄利亞人と交りを絶ち、しば〱戰爭せしが、安永年中より、終に不羈獨立の國となる、これを共和政治州、或は合衆國と名づく、爾來國勢ます〱旺盛、近隣來會して、此盟約に加はるもの三十餘國、其制度刑政及び國の大事は、各國共和して其時宜に從ふ、また學校を設けて、經濟の學を講じ、武事を練磨し、巧伎を研究し、かつ四方に貿易す、此合衆全國の人口一千四百二十萬餘、軍人八十萬、戰艦大小八十餘といふ、其土產、五穀、苧、麻、烟草、茜根、吐根、砂糖、蜜蠟、金、銀、銅、鐵、鉛、皮革、器什等のよし、これ增譯采覽異言、近代翻譯の西書等に載る所なり、

〔通航一覽三百二十二北亞墨利加〕渡來并通商願等

寬政十戊午年咬𠺕吧住居のチウヨルク人スチワルトといふもの、阿蘭陀人と稱して、肥前國長崎に渡來し、尋て戊午、己未、庚申三年また入津せしが、歸帆の後、其僞りなる事あらはれたり、享和三癸亥年七月、北亞墨利加船（即ニウヨルクなるべし、瓜哇人も乘組たり、）渡來して、通商を願ひしが、許されずして歸帆す、時に其船中にかのスチワルト乘組居たりしといふ、（北亞墨利加の通航ありしは、慶長十五年其極南の國新伊斯把泥亞の船、關東に漂着せしをはじめとす、時に其船破壞により、別船を造りて歸帆せしめられしが、同十七年かの守護人より使礼獻物を捧げ來たりて、これを謝し奉る、よりて同年六月東照宮台德院殿より御還翰御贈物あり、同年仰によりて洛商田中勝助彼國に渡海、明年四月歸朝して、其產物を持來り、かれ向後の渡海を禁ずべきよしを言上す、同十八年及び元和二年伊達少將政宗もまた家人をして渡海せしめたり、其臣南蠻新伊斯把儞亞國の部、漂着入津并御書及び渡海の條にあり、併せ見るべし、）

寬政十戊午年、阿蘭陀船頭スチワルトと申者、長崎湊沖ニ而及難船候ニ付、修復相加江、翌未年歸帆仕候處、又々浮泥の內リユコーニアと申小島にて破船仕候由、夫より咬𠺕吧表江罷越候而は旬後に相成候ニ付、其所幸ひ知音之者有之、此者世話を以、船幷荷物等仕出、翌申年閏四月長崎江

國旗

シ海内騒然タリ、而シテ使節ハ頻ニ其回答ヲ促シテ止マザルヲ以テ、勅許ノ下ルヲ待タズ、江戸ニ於テ通交貿易ノ條約ヲ締結セリ、江戸條約是ナリ、是ヨリ上下、幕府ノ措置ヲ責ムルモノ多カリシニ由リ、文久三年幕府ハ鎖港ノ意ヲ合衆國及ビ其他ノ國ニ通ゼシモ、其効力ナク、尋デ萬延元年ニハ、我國更ニ使節ヲ合衆國ニ遣リ、國書ヲ大統領ニ呈シテ、彼我親好ノ交ヲ爲スニ至レリ、要スルニ嘉永以後、外國ノ通交ヲ我國ニ請フモノ往々多クシテ、終ニ互市ヲ爲スニ至リシガ、之ガ端緒ヲ啓キシモノハ、此國ナリ、

〔增譯采覽異言 十二〕北亞墨利加 番語ノチルト、北也、譯文取二音與ヲ義耳、昌永按ニ、此洲舊俗呼テアメリカ、セプテンテリヨナアリスト云ヒ、拂郎察呼テアメリクヱセプテンテリヨ、ナブレト云ヒ、和蘭呼テノオルトアメリカト云フ。セプテンテリヨ、ノオルムド共ニ北ヲ云ナリ、南至マルデルスル 海名 與ソイデアメリカ相聯疆界、北聯グルンランド、東至ヲセヤヌスデウカレドヲンカス 海名、西界不知其所極也、

〔通航一覽 三百二十二 北亞墨利加〕北亞墨利加

按するに、亞墨利加は番語にして、新世界といへる義なり、其洲、歐羅巴及び亞弗利加洲の極西に在りて、本邦の正東に當れり、其地の廣大なる、亞細亞洲の外比倫すべきものなし、〇中略 其はじめ、西洋人といへども、此大洲ある事をしらざりしが、我永正の頃、意太里亞人コロンビュスなるもの、伊斯把泥亞女王の免許を得て、始て此洲を探討し、尋て波爾杜瓦爾人をはじめ、西客多く此南北の地方に來りて、過半これを押領せり、ヲウヨルク、撲斯東、ノールトキュスともに北亞墨利加の内に在り、ノールトキュスは其西邊の地たるよしなれども、今これを詳にする事を得ず、撲斯東は我天正十二年より、諸厄利亞人これを併有して、新諸厄利亞と名づけ、所々に城廓を築き、桑を植へ、土を拓く、其府城を卽撲斯東といふ、繁華の海港ありて、廣大の地たりしが、のち新諸厄利亞の名

古事類苑

外交部二十五

合衆國

合衆國ハ、北亞米利加洲ニ在ル所ノ一大國ニシテ、大平洋ヲ隔テ、我國ト相對ス、此國ハ、華盛頓ガ獨立シテ未ダ幾ナラズ、寛政ノ頃、其ニユーヨークノ人偽テ和蘭人ト稱シ、來リテ貿易ヲ試ミシ事アリ、其後文化以後我國ニ來舶シ、或ハ通商ヲ求メシ事アリシモ、我國ニテハ前ニ厲禁ヲ設ケ、支那和蘭ノ外ノ外國人ニ接セズ、一切拒絶シ、或ハ砲擊シテ之ヲ却ケタリ、嘉永六年六月、彼國水師提督ペルリ、數艘ノ軍艦ヲ率キテ直ニ浦賀ニ入港シ、國書ヲ幕府ニ呈シテ通交貿易ヲ請フ、時ニ海外ノ大勢大ニ變ジタレバ、幕府ニテハ舊例ヲ確執スルコト能ハズ、姑ク答フルニ、來年ニ延期シテ之ガ回答ヲ爲スベキコトヲ以テス、翌安政元年ペルリ再ビ來リ、前年ノ回答ヲ求メシカバ、我全權、横濱ニ至リテ、始メテペルリニ應接シ、終ニ神奈川ニ於テ假條約ヲ結ビ、下田函館二港ヲ開キテ、我沿海ニ來レル舶ニ薪水食料石炭等ヲ支給シ、又其漂流人ヲ救助スルノ約ヲ立テタリ、所謂神奈川條約是ナリ、其年更ニ下田ニ於テ條約ヲ結ビ、遊歩里程埋葬地遊獵等ノ事ニ就キテ規程ヲ定メタリ、卽チ下田條約是ナリ、安政四年ニ至リ、使節ハルリス來リ、通交貿易ヲ開カレンコトヲ强請ス、幕府當局ノ吏ハ皆之ヲ許スノ已ムヲ得ザルヲ知ルト雖モ、親藩以下諸侯有司鎖港ノ說ヲ持スルモノ多カリシカバ、幕府ハ翌五年、特使ヲ京都ニ上セテ之ヲ朝廷ニ奏シ、其裁可ヲ仰ギシカバ、國論紛起

古事類苑

外交部二十五

合衆國

添ゆべし、

第二十二條

此條約は、都合四通にして、日本語二通、和蘭語二通に認むべし、其文は固より同義同意なりと雖、和蘭語を以て原と見るべし、

第二十三條

此條約は、日本大君と、丁抹國王との名と印とにて確定し、本書は用意整ひ次第江戸に於て取替すべし、

此條約は、來丁卯年五月廿九日（即西洋千八百六十七年第七月一日）より施行すべし、尤本書は、其日限前或は其後にても取替すべし、

右取極として、日本慶應二年丙寅十二月七日、即西洋千八百六十七年第一月十二日、江戸に於て雙方委任の全權等名を記し、調印する者也、

柴田日向守花押

栗本安藝守花押

大久保帶刀花押

ド、デ、ガラーフ、ファン、ポルスブルック手記

日本運上所の司人荷主申立の價を奸ありと察する時は、其司人より相當の價を附け、其附たる價にて、其品を買入るゝ事を談ずべし、

荷主若し之を否む時は、運上所にて附けたる價に從て、運上を納むべし、承允するに於ては、其價を減少せず直に買上べし、

第十七條

丁抹國の船、日本海岸にて破船又は漂着し、或は危難を遁れ來る事を知らば、其所の司人是を救ひ、厚く扶助を加へて、最寄のコンシュルへ送り渡すべし、

第十八條

丁抹軍艦用意の諸品は、神奈川、長崎、箱館に陸揚し、倉庫に納め、丁抹の番人守護すべし、尤夫が爲め運上を收むる事なし、若し其品を日本人又は外國人に賣拂ふ時は、買得る人より規定の運上を日本役所に收むべし、

第十九條

日本政府より、既に外國の政府及び臣民に許し、又は以後何の國なりとも許さんとする殊典は、丁抹政府及び臣民にも、此條約施行の日より、同樣の免許あるべきを方今確定せり、

第二十條

兩國にて、條約の實地を驗し、全備する爲に、改革せん事を求むる時は、其一年前に通達して、再驗を爲すべし、尤來壬申年千八百七十二年第七月一日を期とすべし、

第二十一條

丁抹のヂプロマチーキ、アゲント及びコンシュライル吏人より、日本司人にいだす公事の書通は、佛蘭西語を以て書すべし、尤此條約施行の時より、五箇年の間は、和蘭語或は日本語の譯文を

此條約に添たる税則約書は、條約の一部として、雙方共に堅く相守るべし、
日本に在る丁抹國のジプロマチーキ、アゲントは、日本政府より委任の役人と相接し、此條約に附屬する税則の趣意を施行する爲め、交易に開くべき諸港に緊要至當の規律等を立る權あるべし、

第十一條

各開港の日本司人、密商奸曲を防ぐ爲め、相當の規則を立べし、

第十二條

丁抹國の船、日本の開きし港に來る時、入港の爲め水先案内を雇ふ事勝手たるべし、并に同國船規定の租税、及び運債拂濟にて、港を出る時も同様たるべし、

第十三條

丁抹國の商民は、開きたる港に品物を輸入し、規定の運上納濟の上、運上所より其證書を得る事勝手たるべし、再び其品物を他の開きたる港に轉致し、陸揚する共、二重の税は取立てざるべし、

第十四條

丁抹人より開港場に輸入せし荷物定例の運上拂濟の上は、日本人より國中何方に輸送する共、別に運上又は通輸税を取立る事なし、

第十五條

外國の諸貨幣は、日本の貨幣と同種の同量を以て通用すべし、
雙方の國人、互に物價を拂ふに、日本と外國との貨幣を用ふるに妨げなし、諸貨幣は（日本銅錢を除く）を輸出する事を得、並に外國の金銀は、貨幣に鑄るも鑄ざるも輸出する事を得べし、

第十六條

し、逋債を償はしむる事を務むべし、丁抹人日本人に逋債あるも、丁抹コンシュル是を處置するは同様たるべし、

日本奉行所、丁抹コンシュルは、雙方國人の逋債を償ふ事なし、

第六條

丁抹人に對し、惡事を爲せる日本人は、日本司人にて糺し、日本法度に隨て罰すべし、

日本人或は外國人に對し、惡事を爲せる丁抹人は、丁抹コンシュル、或は其爲め威權ある公けの丁抹官人にて糺し、丁抹の法度に隨て罰すべし、裁斷は雙方に於て偏頗なく、正直に取捌くべし、

第七條

此條約に添たる税則の規律を犯せる過料、又は取揚品は、吟味の爲め、丁抹のコンシュラーイル吏人に相達し、其吏人吟味し、過料又は取揚品は、都て日本政府に屬すべし、

第八條

丁抹人、日本の開港場に於て、自國の品物は勿論、他國の品物にても、日本禁止の品に非る交易の諸品物を輸入し、賣拂、又は買入れ、自國又は外國の港へ輸出する事自由なるべし、

制禁外の品物規定の運上納濟の上は、其他の運上を拂ふ事なし、

丁抹人、日本人と品物を賣買する事、並に請取拂方共都て故障なく、日本役人是に立合はす、諸日本人差別なく、丁抹人より諸品を買得、是を所持し、又は再び之を賣る共倶に妨なし、

第九條

日本に在留する丁抹人は、日本人を雇ひ、是を法度に於て禁せざる諸用に給する事、日本政府に於て之を妨げざるべし、

第十條

丁抹國臣民住すべき爲め、得る所の地所、及び建物を營むべき場所は其所々の日本役人と、丁抹コンシュルとにて定むべし、港規則の儀も、右同様たるべし、若し同意し得ざる時は、其事件を日本政府と丁抹のヂプロマチーキ、アゲントに示し、處置せしむべし、
丁抹國の臣民住すべき場所の周圍には、日本の方にて墻柵を設けず、自由の出入を妨ぐべからず、日本開港の場所に於て、丁抹人遊歩の規程左の如し、
神奈川　川崎、品川の間に在りて、江戸海灣に注ぐ所の六郷川筋を限とし、其外は各方へ十里、
箱館　各方へ十里
都て里數は、港々の奉行所、又は御用所より陸路の程度なり、
一里は佛蘭西尺の三千九百十メートルに同じ、
長崎　其所の周圍にある御料所を限とす、

第四條

日本に居留する丁抹人は、自國の宗旨を自由に信仰し、且其居留場內へ、拜所を營む事障りなし、

第五條

日本に在る丁抹人の間に、一身又は所持の品に就ての爭論は、都て丁抹司人の裁斷たるべし、
丁抹人、日本人に付て訟ふべき事あらば、コンシュル館に赴き、其旨を告ぐべし、コンシュル吟味の上、實意に處置すべし、
日本人より丁抹人に付て、コンシュルへ訟を爲す事あらば、亦コンシュル懇に相糺し、實意に處置すべし、若しコンシュル是を處置し難き時は、日本司人へ申立、倶に吟味し、當然の判斷を爲すべし、
若し日本人丁抹人に逋債ありて、償を怠り、又は僞を以て遁れんとする時は、日本司人是を裁置

大君は、柴田日向守、栗本安藝守、大久保帶刀に此事を任じ、丁抹國王には、リッドル、デル、オルデ、ファン、デン、チードルランドセン、レーウ日本在留和蘭國王のポリチーキアゲント兼コンシュル、ゼネラール、ジィルク、デ、ガラーフ、ファン、ポルスブルックに命じ、雙方委任の書を照應し、狀實良好にして、其至適たるを見、下文の條々を合議決定せり、

第一條

日本大君は、丁抹國王、其親族、並に世世と、其互の所領臣民無差別、永久の平和懇親あるべし、

第二條

日本大君は、コッペンハーゲン（丁抹王都）府に在留する政事に預る役人を任じ、並に丁抹國諸港の中に在留する諸取締の役人、及び貿易を處置する役人を必用と鑑る時は是を任ずべし、其政事に預る役人、及び頭立たる諸取締の役人は、故障なく丁抹の國内を旅行すべし、

丁抹國王は、江戸府に在留するヂプロマチーキ、アゲントを、緊要と鑑る時は、之を命じ、並に此條約にて丁抹貿易の爲に開きたる日本の港及び町に在留するコンシュライル吏人を命ずべし、其ヂプロマチーキ、アゲント及びコンシュル、ゼネラールは、故障なく日本國内を旅行すべし、

第三條

神奈川、長崎、箱館の港、及び町は、此條約施行の日より、丁抹臣民交易の爲に開くべし、前條の港及び町に於て、丁抹臣民居住することを許すべし、其者等地所を賃を以て借り、又其地に在る建物を買ふ事を得、且住宅倉庫を建る事を許すと雖、是を建るに托して、要害の場所を營むべからず、此規定を守る事を證せん爲に、其建物を普請修補するに當て、日本其筋の役人見分する事當然たるべし、

組、大筒貳拾六挺、小筒鎗劒斧之類夥敷有之、去巳年六月比國元出帆、地理を學び候ため、地球を周り、此度清國江罷越、當五月中、彼地出帆、夫ゟ御當國江罷越候旨に而、江戸港江も罷越度、尤兩三日之中歸帆可致旨申聞候間、江戸表江參り候儀は不相成段申達候處、先達而アメリカ船渡來、船懸り之場所、歸帆後之日數相尋、且フランス船渡來之有無相尋候付、フランス船は渡來不致、アメリカ船は先月中渡來、浦賀ゟ二里程沖野比沖江十月滯船、最早退帆之旨通詞共相答候處、左候ばアメリカ船同樣浦賀江參り、薪水等相望度旨申聞候處、追々逆風雨烈敷、浦賀江乘入がたく候處、最早薪水之望も無之間、歸帆致し候旨申し候付、乘組候組幷通詞等歸陸いたし候處、右異船同日九時過辰巳風に而午未之方江紛れ走去、其儘退帆相成候事、

〔通航一覽續輯（百四十六）（弟那瑪爾加）〕弘化三年六月廿九日、渡來之異國船より差出候横文字和解、

デ子マルカ（歐羅巴洲之内）王之ガラテアと申軍船にて、地理を精密に相學候爲、地球を周り申候、就而は江戸湊江も罷越度奉存候、尤兩三日之中歸帆可仕候、

暦數千八百四十六年

八月二十日　　舟主スチーン、ビルレ、

右之通御座候、和蘭陀語ニ無之候ニ付、大意和解仕奉差上候、以上、

六月廿九日　　堀達之助印

〔各國條約書〕日本國丁抹國修好通商及航海條約　慶應二年丙寅十二月七日（西暦千八百六十七年第一月十二日）於江戸調印、慶應三年丁卯九月四日（西暦千八百六十七年第十月一日）於江戸本書交換、

帝國日本大君と、丁抹ファンダーレン、ゴータス國王スレースウユーキ、ホルスタイン、ストルマルン、ジイットマルセス、ラウエンビルグ、オルデンビユルグ侯キリスチアン第九世と、兩國の間に懇親の因を結び、且其各臣民に緊要なる和親航海交易の條約に及ばん事を決し、日本

丁抹

國號

丁抹ハ歐羅巴洲中ノ一國ニシテ、慶應二年十二月七日條約ヲ締結セリ、

〔坤輿圖識二歐邏巴〕第那瑪爾加、此州歐邏巴洲中第一ノ舊王國ニシテ、其土壤ノ肥沃、墾開セルコト、亦近隣ノ諸州之ニ及ブ者ナシ、○中略佛蘭西僞帝ノ大亂ヨリシテ、其封境大ニ蹙マリ、其屬國ト稱スル者、今ハ纔ニ依蘭土一州ヲ餘スノミ、

〔瀛環志略四〕嗹國嗹馬、領墨、吝因、丁抹、大尼、丹麻爾、大馬爾齊、雪際亞、蘇尼祭、盈黎馬祿加、低納馬爾加、黃旗、

〔通航一覽續輯百四十六弟那瑪爾加國〕弟那瑪爾加國部

按するに、この國歐羅巴洲の中にあり、增釋采覽異言、西洋列國史略、近代飜譯の西書等によるに、羅甸呼てタニアといひ、僅に大泥亞と譯し、佛朗西呼てタチマルクといふ、デチマルカは和蘭の稱ふる處なり、開祖を蕩と號し、また大泥烏斯といふ、これ諾尼の孫にして、始て此土に王たり諾尼は大古の人にして、あらかじめ洪水を知る、ほかるに猛雨凡四旬に及び、白漫山を覆ひ、衆民存するものなし、時に諾尼家屬と共に大舶に入り、漂蕩して亞爾墨尼亞國の吾路斯山に止り、命を全ふすとなり、また生む處の三子西洋諸國の祖なりといふ、因てその名を用て國名とす、故に洲中第一の舊王國たり、昔時は雪西洋諸勿惹亞と三國合稱して思孚入那喜亞といへり、雪西洋の近隣を併呑するに及て、本州また傍邑を蠶食し、遂に獨立不羈の國となれり、

通交

〔己酉雜綴二十〕弘化三年丙午六月、浦賀表江歐羅巴洲之内デチマルカ船渡來之手續、

六月廿八日夕七半時頃、鎌倉鶴岡ゟ南に當り、五里程沖、帆柱三本有之異船壹艘相見、東之方ゟ小田原之方を向ひ走り居候を、蘆谷村百姓見受、松平大和守大津陣屋江注進致し候段、同廿九日朝陣屋詰家來ゟ、浦賀御役所江屆出候ニ付、早速見屆船差出候處、同日相州秋谷村沖合に而、異船江乘組、以通辨相尋候處、本國歐羅巴デチマルカ軍船に而、船主ステーンヒルレと申、人數二百人乘

白耳義國のヂプロマチーキ、アゲント及びコンシュライル吏人より、日本司人にいだす公事の書通は、佛蘭西語を以て書すべし、尤此條約施行の時より、五箇年の間は、日本語又は和蘭語の譯文を添べし、

第二十二條

此條約は、日本佛蘭西及び和蘭語を以て書し、各翻譯同義同意なりと雖、和蘭譯文を以て原と見るべし、

第二十三條

此條約は、日本大君と、白耳義國王との名と印とにて確定し、本書は用意整ひ次第、江戸に於て取替すべし、

此條約は、來る十一月廿六日（即西洋千八百六十七年第一月一日）より施行すべし、尤本書は、其以前或は後にても取替すべし、

右取極として、慶應二年丙寅六月二十一日、江戸に於て、雙方委任の役人等、名を記し、調印するものなり、

菊池伊豫守花押

星野備中守花押

大久保筑後守花押

オウギュステ、ト、キント手記

を得べし、

第十六條

日本運上所にて、荷主申立の價を奸ありと察する時は、運上役より相當の價を附け、其品を買入るゝ事を談ずべし、

荷主若し是を否む時は、運上所にて附けたる價に隨て、運上を納むべし、承允するにおいては、其價を以て直に買上ぐべし、

第十七條

白耳義國の船、日本海岸にて、破船又は漂著し、或は危難を遁れ來る事を知らば、其所の司人是を救ひ、厚く扶助を加へて、最寄のコンシュルへ送り渡すべし、

第十八條

白耳義軍艦用意の諸品は、神奈川長崎箱館に陸揚げし、倉庫に納め、白耳義の番人守護すべし、尤も夫が爲め運上を收むる事なし、若し其品を日本人又は外國人に賣拂ふ時は、買得る人より規定の運上を日本役所に收むべし、

第十九條

日本政府より、向後外國の政府及び臣民に許すべき殊典ある時は、白耳義政府及び國民へも同樣の免許あるを、方今確定せり、

第二十條

兩國にて、條約の實地を驗し、改革せん事を求むる時は、其一年前に通達して、再驗を爲すべし、其期は凡六年の後に在るべし、

第二十一條

日本に在留する白耳義人は、日本人を雇ひ、是を法度において禁せざる諸用に給する事障なし、

第十條

此條約および税則にて、交易の規律を全備するものと見るべし、

日本に在る白耳義國のヂプロマチーキ、アゲントは、日本政府より委任の役人と相接し、此條約に附屬する通商規律の趣意を施行する爲め、交易に開くべき諸港緊要至當の規律等、談判を遂ぐべし、

第十一條

開くべき港の日本司人、密商奸曲を防ぐため、相當の規則を立つべし、

第十二條

白耳義國の船、日本の開きし港に來る時、並に規定の租税および通債拂濟にて、港を出るに、水先案内を雇ふ事勝手たるべし、

第十三條

白耳義國の商民は、開きたる港に品物を輸入し、規則の運上納濟の證書あれば、再び其品物を他の開きたる港に轉致し、陸揚する共、重税は取立ざるべし、

第十四條

輸入の荷物定例の運上拂濟の上は、日本人より國中に輸送する共、別に運上を取立る事なし、

第十五條

外國の諸貨幣は、日本の貨幣と同種の同量を以て通用すべし、

雙方の國人、互に物價を拂ふに、日本と外國との貨幣を用るに妨なし、

日本の諸貨幣は、（銅錢を除く）輸出する事を得、並に外國の金銀は貨幣に鑄るも鑄ざるも輸出する事

ンシュル實意に處置すべし、若コンシュル是を處置し難き時は、日本司人へ申立、倶に吟味し、當然の判斷をなすべし、

若し日本人、白耳義人に逋債ありて、償を怠り、又は僞を以て遁れんとする時は、日本司人之を裁斷し、逋債を償はしむる事を務むべし、白耳義人日本人に逋債あるも、白耳義コンシュル是を處置する事同樣たるべし、

日本奉行所、白耳義コンシュルは、雙方國人逋債を償ふ事なし、

第六條

白耳義臣民に對し、惡事をなせる日本人は、日本司人にて糺し、日本法度に從て罰すべし、日本人或は外國の臣民、又は國人に對し、惡事をなせる白耳義臣民は、コンシュル或は其他の官人にて糺し、白耳義の法度に從て罰すべし、裁斷は雙方に於て偏頗なかるべし、

第七條

此條約幷に稅則の規律を犯せる過料、又は取揚品は、吟味のため、白耳義のコンシュルイル吏人に相達[?]し、其吏人吟味し、過料又は取揚品は、都て日本役所に屬すべし、

第八條

白耳義人、日本の開くべき港々に於て、自國の品物は勿論、他國の品物にても、日本禁止の品にあらざる交易の諸物品を輸入し、賣拂ひ、又は買入れ輸出する事自由なるべし、制禁外の品物、規定の運上納濟の上は、其他運上を拂ふ事なし白耳義人、日本人と品物を買賣する事、總て障りなく、其拂方等に就ては、日本役人これに立合はず、諸日本人は、白耳義人より得たる品を買賣し、或は所持する事倶に妨なし、

第九條

此規定を守る事を證せんため、其建物を普請修補するに當りて、日本役人見分する事當然たるべし、

白耳義國の臣民住すべき爲め、得る所の場所建物、及び港々の規則は、其所々の日本役人と、白耳義コンシュルとにて定むべし、

若し同意し得ざる時は、其事件を日本政府と白耳義のヂプロマチーキ、アゲントに示し處置せしむべし、

日本にては、白耳義國の臣民住すべき場所の周圍には、門墻等を設けず、自由の出入を妨ぐべからず、

日本開港の場所に於て、白耳義人遊歩の規定左の如し、

神奈川　六郷川筋を限とし、其外は各方へ十里、

箱館　各方へ十里

都て里數は港々の奉行所、又は御用所より陸路の程度なり、

長崎　其所の周圍に在る御料所を限とす、

第四條

日本に居留する白耳義人は、自國の宗旨を自由に信仰し、且つ其居留場內へ拜所を營む事障なし、

第五條

日本に在る白耳義人の間に起る　論は、白耳義司人の裁斷たるべし、

白耳義人、日本人に付て訟ふべき事あらば、コンシュル館に赴き、其旨を告ぐべし、コンシュル吟味の上、實意に處置すべし、又日本人より白耳義人に就て、コンシュルへ訟をなす事ある共、亦コ

日調印同三年丁卯八月十三日（西暦千八百六十七年九月十日）於江戸本書交換、

帝國大日本大君と、白耳義國王と、兩國の間に懇親の因を結び、且其各臣民に緊要たる和親交易航海の條約に及ばん事を決し、日本大君は、菊地伊豫守、星野備中守、大久保筑後守に此事を任じ、白耳義國王は、コンシユル・ゼチラールオウギユスト、ト、キントに命じ、雙方委任の書を照應し、狀實良好にして、其至適たるを見、下文の條々を合議決定せり、

第一條

日本大君と、白耳義國王其親族、並に世々と、其互の所領臣民の間に、永久の平和懇親あるべし、

第二條

日本大君は、ブリユスセルに在留せる政事に預る役人を任じ、並に白耳義諸港の中に在留する諸取締の役人及び貿易を處置する役人を任ずべし、其政事に預る役人及び頭立たる諸取締の役人は、故障なく白耳義の國内を旅行すべし、

白耳義國王は江戸府に在留するヂプロマチーキ、アゲントを緊要と鑑る時は、之を命じ、並に此條約にて白耳義貿易の爲に開きたる日本の各港の中に在留するコンシユライル吏人を命ずべし、其ヂプロマチーキアゲント及びコンシユルゼチラールは、故障なく日本國内を旅行すべし、

第三條

神奈川長崎箱館の港及び町は、此條約施行の日より、白耳義臣民交易の爲に開くべし、

前條の港及び町に於て、白耳義臣民居住する事を許すべし、其者等地所を賃を以て借り、又其地に在る建物を買ふ事を得、且住宅倉庫を建る事を許すと雖、是を建るに托して、要害の場所を營むべからず、

國狀

白耳義

白耳義ハ歐羅巴洲ノ一國ニシテ、慶應二年六月二十一日條約ヲ締結セリ、

〔泰西圖說六〕ネデルランデン

此國ネデルドイツト云ヒ、ラテイン語呼デ、ベルギユムト云、又一名ゼルマニヤ、インペリヨルト云、フランスニテハ、パイス、バストト名ヅケリ、其地ドイツ、ランドノ正西ニ在テ、海ヲヘダテヽ、エンゲ、ランドニ向ヒ、北海ヲウケテ甚狭小ノ國ナリ、○中略

由來

此國昔時ハ總ヲボ、ウル、ゴンジインノ附庸トナリテ、其王侯ノ政治ニ從イシガ、千四百七十七年ノ頃、ボ、ウルゴンジインノ娘ヲ以テ、ドイツ、ランドノ帝王ニ婚姻セシヨリ、ネデル、ランデン十七州ヲ、ヲヽステン、レイキ（帝國ノ名）ニ附シメタリ、其後第五世カアレル帝ノ時ニ、其王子ヒリピユスヲ立テ、ヒスパニヤノ王トナセシ時、ネデル、ランデン十七州ヲモ割テ、ヒスパニヤニ附屬セリ、○中略千六百四十八年ノ時ニ、モンス、テルノ和睦ニヨリテ、其軍ヲ止メ、十州ハ、ヒスパニヤヲモ離レテ、再ビ帝都ヲヽステンレイキニ屬シ、七州ハ自立シテ共ニ和シテ其國ヲ治メリ、是ヨリ分レテ二ツトナレリ、十州ハ、ケイセルレイキ、ネデル、ランデント云ヘリ、是帝都ニ屬セル、ネデル、ランデント云ヘルコトナリ、又スパンセ、ネデル、ランデント云ヘリ、是古シヘヒスパニヤニ屬セシ故ニ此名アリ、七州ハフレエ、ニフデ、ネデル、ランデント云ヘリ、是何方ヘモカヽワラズ、私ニ政事ヲナスノコトニシテ、自立ノネデル、ランデント云コトナリ、

〔瀛環志略四〕比利時（比勒治、惟理儀、比義、比爾西略、比爾日加、惜爾閒、彌爾尼壬、比利閒、）

條約

〔各國條約書〕日本國白耳義國修好通商及航海條約　慶應二年丙寅六月二十一日（西暦千八百六十六年八月一）

此條約は、調印の日より施行すべし、

右の證として、文久三年亥十二月二十九日（即チ一千八百六十四年二月六日）江戸に於て、雙方委任の役人等、名を記し、調印する者なり、

竹本甲斐守　花押

菊池伊豫守　花押

星野金吾　花押

アイメ、ヒュンベルト　手記

る事なし、

第十四條　外國の諸貨幣は、日本の貨幣と同種の同量を以て通用すべし、雙方の國人、互に物價を拂ふに、日本と外國との貨幣を用るに妨なし、

日本諸貨幣は(銅錢を除く)輸出する事を得、並に外國の金銀は貨幣に鑄るも鑄ざるも輸出する事を得べし、

第十五條　日本運上所にて、荷主申立の價を奸ありと察する時は、運上役より相當の價を附け、其品を買入るゝ事を談ずべし、

荷主若し之を否む時は、運上所にて、附たる價に從て運上を納むべし、承允するに於ては、其價を以て直に買上ぐべし、

第十六條　日本政府より、向後外國の政府及び人民に許すべき殊典ある時は、瑞西政府、國民へも同樣の免許あるを方今確定せり、

第十七條　兩國にて、條約の實地を驗し、改革せん事を求る時は、其一年前に通達して、再驗を爲すべし、其事は今より凡そ九年の後に在るべし、

第十八條　瑞西國のヂプロマチーキ、アゲント及びコンシユライル吏人より、日本役人にいだす公事の書通は、佛蘭西語を以て書すべし、尤此條約施行の時より、五ケ年の間は、日本語又は和蘭語の譯文を添べし、

第十九條　此條約は、日本、佛蘭西、和蘭語を以て書し、各飜譯は同義同意なりと雖、和蘭語を以て原と見るべし、

第二十條　此條約は、日本にては大君の御名と奧印を署し、瑞西にてはボンヅラート名を記し、印を調して確定し、本書は十八ケ月の內、江戶に於て取替すべし、

第七條　此條約幷税則の規律を犯せる過料又は取上品は、吟味の爲め、瑞西のコンシュライル吏人に相達し、其吏人吟味し、過料又は取上品は、都て日本役所に屬すべし、

第八條　瑞西人は、日本の開くべき港々に於て、自國の品物は勿論、他國の品物にても、日本禁止の品に非さる交易の諸品物を輸入し、賣拂ひ又は買入輸出する事自由なるべし、

制禁外の品物規定の運上納濟の上は、其他の運上を拂ふ事なし、

瑞西人、日本人と、品物を賣買する事、總て障なく、其拂方等に付ては、日本役人之に立合はず、諸日本人は、瑞西人より得たる品を賣買し、或は所持する事倶に妨なし、

第九條　日本に在留する瑞西人は、日本人を雇ひ、是を法度に於て禁せざる諸用に給する事障なし、

第十條　此條約及び税則にて、交易の規律を全備する者と見るべし、

瑞西合衆國は、海國にあらざるを以て、海上の規律に拘はる事なし、故に日本の港に出入する船々の規則は此條約中に載せず、然れ共法を犯し、其規則を破る瑞西人あらば、他の國人の爲に設けし規則に隨て裁斷すべし、

日本に在る瑞西國のヂプロマチーキ、アゲントは、日本政府より委任の役人と相接し、此條約に附屬する税則規律の趣意を施行する爲め、交易に開くべき諸港緊要至當の規律等談判を遂ぐべし、

第十一條　開くべき港の日本司人、密商奸曲を防ぐ爲め、相當の規則を立べし、

第十二條　瑞西國の商民は、開きたる港に、品物を輸入し、規定の運上納濟の證書あれば、再び其品物を他の開きたる港に轉致し、陸揚する共、重税は取立ざるべし、

第十三條　輸入の荷物、定例の運上拂濟の上は、日本人より國中に輸送する共、別に運上を取立

し、

瑞西國の人民住すべき爲め得る所の場所建物及び港々の規則は、其所々の日本役人と瑞西コンシユルとにて定むべし、若同意し得ざる時は、其事件を日本政府と瑞西のヂプロマチーキ、アゲントに示し處置せしむべし、

日本にては、瑞西國の人民住すべき場所の周圍には門墻を設けず、自由の出入を妨ぐべからず、外國の爲に開きたる日本の港に於て、瑞西の人民行歩の境界は、都て各外國人と異なる事なし、

第四條　日本に居留する瑞西人は、自由の宗旨を信仰する爲め、其居留場内へ拜所を營む事を得べし、

第五條　日本に在る瑞西人の間に起る爭論は、瑞西司人の裁斷たるべし、若瑞西人日本人に對し、訴訟或は異論ある時は、日本官府に於て此事件を裁斷すべし、

前同樣、日本人、瑞西人に對し、訴訟或は異論ある時は、瑞西コンシユルに於て、此事件を裁斷すべし、

若日本人、瑞西人に逋債ありて、償を怠り、又僞を以て逋れんとする時は、日本役人是を裁斷し、逋債を償はしむる事を務むべし、

瑞西人、日本人に逋債あるも、瑞西コンシユル是を處置するは同樣たるべし、

日本奉行所、瑞西コンシユルは、雙方の國人の逋債を償ふ事なし、

第六條　日本人或は外國人に對し、惡事を爲せる瑞西人は、コンシユル或は其他の官人にて糺し、瑞西の法度に隨て罰すべし、瑞西人に對し惡事を爲せる日本人は、日本司人にて糺し、日本法度に隨て罰すべし、

〔法規分類大全一編外交門二〕日本國瑞西國修好通商條約 文久三年癸亥十二月二十九日（西暦千八百六十四年二月六日）於江戸調印、慶應元年乙丑五月十四日（西暦千八百六十五年六月七日）於同所批准交換○中略

日本大君は、竹本甲斐守、菊池伊豫守、星野金吾に此事を任じ、瑞西合衆國ボンヅラードはヲウド、プレシデント、フアン、デン、ラード、デル、スウヰツルセ、スターテン（役名）アイメ、ヒユンベルトに命じ、此人々雙方委任の書を照應し、狀實良好にして、其至適たるを見て、下文の條々を合議決定せり、

第一條　日本大君及び其世々を瑞西合衆國ボンヅラードと、其互の所領人民の間に、永久の平穩懇親あるべし、

第二條　瑞西合衆國ボンヅラードは、江戸府に在留するヂプロマチーキ、アゲントを緊要と見る時は、之を命じ、並に此條約にて、瑞西交易の爲に開きたる日本の各港の中に在留するコンシユライイル吏人を命ずべし、

其ヂプロマチーキ、アゲント及びコンシユル、ゼチラールは、故障なく日本國内を巡行すべし、日本大君は、瑞西國の都府に、政事に預る役人を任じ、幷に其市場に諸取締の役人及び交易を處置する役人を任ずべし、

其政事に預る役人及び頭立たる諸取締の役人は、故障なく瑞西合衆國を旅行すべし、

第三條　外國交易の爲に開く港及び其町は、此條約施行の日より、瑞西人民交易の爲に開くべし、

右の港及び其町に於て、瑞西國の人民居住する事を許すべし、其者等地所を賃を以て借り、又其地に在る建物を買ふ事を得、且住宅倉庫を建る事を許すと雖、是を建るに托して、要害の場所を營むべからず、

此規則を守る事を諮せん爲め、建物を普請修復するに當て、日本役人見分する事當然たるべ

ールノ職ヲ岡士ドクトル、ロトルヒリントウ、エスクロイルニ譲ラレシ趣被申越領承セリ、右リントウハ日本岡士ナレバ、孛國岡士同様ニ取扱可申旨被申越、是又承知セリ、爾後其許同様諸事懇親ノ取扱アラン事、余等ノ所望ナレバ、其趣可然傳告有之度、右回答旁申入候、拜具謹言、

元治元子年五月廿三日

板倉周防守

井上河内守

牧野備前守

〔元治甲子〕夷匪入港錄 一　神奈川御奉行衆ヨリ瑞國岡士エ被相贈候御返簡寫

ウエルエートルケステレンタヘール、ロトルヘ、リントーエ、

我第八號九號十號ノ書ニ答ヘラレタル足下四十二號ノ書簡落手披見、其意ヲ了セリ、然處其書中ニ商妓ニ設クル所ノ兒子ハ、其國ノ民ト定ムベキ理ナキ由申越サル、トイヘドモ、夜々枕席ヲ易テ情ヲ各人ニ鬻ク樓妓ノ如キハ格別、現然數箇月雇入置タルモノニ出生セシ兒子ハ、其國ノ人種ナルヤ否ヲ確證シ難キ理ナク、假令婚姻スル事ナシトイヘドモ、父子タル事分明也、然ニ是ヲ他國ニ捨置立去ン事ハ、人情ニ於テ然ラザル義ニテ、其上我國人ハ他國ノ人ト風俗容貌大ニ異ナレバ、成長ノ後據ル所ナク、永ク商妓ノ手ニ屬シテ、薄命ニ陷ラン事ヲ憂ヒテ、我外國事務執政ニ於テ、深ク懸念セラレ、命令有之事ニテ、各國ニ於テ知ル所ナレバ、足下モ事情了解有リテ、最前達セシ如ク相心得ラルベシ、且予ガ周旋セル繭ハ、良種ナラザル由ナレドモ當方ニ於テモ試ノ爲メ同種ヲ聊貯置シニ、昨今既ニ魂ヲ返セリ、依之オモフニ、是良種ナラズト云ヒ難シ、晩種ナルモノナルベシ、回答旁猶此段申入候、謹言、

元治元年子六月八日

大久保紀伊守

駒井相模守

一唐銅獅子置物一具　一十種香合一具　一烟管三本　一枚紗十反　一紅白縮緬廿反　一食器臺一脚

(元治甲子)夷匪入港録(一)瑞西國會議官等申出候書簡寫

瑞西合衆國ノ會議官、此書ヲ以テ、左條ヲ告グ、

會議官ハ合衆ノ原律第九條ニ從ヒ與ヘラレタル權ヲ以テ、ドクトル、ロトルヒリントウ君ヲ、日本在留ノ瑞西合衆ノコンシユルニ撰任シタリ、

是以テ、ドクトル、ロトルヒリトウニ交易ヲ爲シ、和親ナル國民ノ、官ニ行ハル、法度風習ニ依リ、日本ニ居住セル人民、交易所持品ヲ保護シ、又旅行シ、或ハ此國トノ交易事件ニ付、其地ニ至ルモノヲ護スベキノ任ト權トヲ與エタリ、余等大君殿下ノ政府及ビ執政官吏諸士官文武ノ差別ナク、皆ロトルヒリトウ君ノ瑞西合衆ノコンシユル官タルヲ知リ、コンシユル官ニ屬セル免許ヲ與ヘ、其職任ニ於テ爲シ得ベキ所ノ請望附托等ニ意ヲ留ン事ヲ願フ、其證トシテ瑞西合衆ノ大統領並ニカンセリール(官名)姓名ヲ署シ、合衆ノ印章ヲ押ス、

千八百六十四年六月八日(我五月)

合衆國ノ名ニテ大統領ドハジユプス手記

同カンセリール　シキース手記

日本瑞西コンシユル館セツレタリー書記官　エドステル　譯

御老中衆ヨリ瑞西國岡士エ被相贈候御返簡寫

瑞西合衆國コンシユル、ゼテラール、エキセルレンシー、　ドデカラーフフハレホルスフルークエ、

貴國第六月十日第二十三號ノ書簡落手セリ、其許義、今般瑞西國政府ノ命ニ寄リ、岡士ゼテヲ

成前ハ、迚モ條約取結之談判ニモ難及義ニ付、假令滯都アリ共、其甲斐ナク、反テ即今變ヲ圖ル之徒之標的ト成ルニ庶幾シ、我政府ニ於テ幾重ニモ護衛スベシトイヘ共、萬一不慮之禍變起スル事アラバ、兩國交際之間ニ障リヲ生ジ、臍ヲ噬トモ及難カルベシ、サレバ此處速ニ打續、外國奉行ヲシテ申入レシ樣々之事情ト、渡來以來見聞セラルヽ所、更ニ參通推考セラレナバ、半ニ過ルト思ヒヌレバ、其邊之所能々諒察アリテ、我等所望之如ク、暫時横濱ニ滯留被致度候、右答書旁猶此段申入候、拜具謹言、

文久三年四月十六日

松平豐前守
井上河内守
小笠原圖書頭

〔文久癸亥夷匪入港錄一〕御老中衆ヨリ瑞西國公使ヘ被相贈候御返簡寫

瑞西合衆國特派公使アキセレンシー、アイメホムヘルトヘ、

貴國第八月廿六日附書翰落手、書中被申越候貴國議事官ヨリ我城中之用意ニ供セン爲メ差越レシ龍吐水一具受納致候、就テハ別紙目錄之通六種、菲薄ニ候得共、右答禮トシテ指送ラレ候間、屆方有之度候、返書旁申入候、拜具謹言、

文久三年八月十二日

板倉周防守
水野和泉守
松平豐前守
井上河内守
小笠原圖書頭

別紙
目錄

國號　通交

瑞西

瑞西ハ歐羅巴洲ノ中央ニ在ル國ニシテ、文久三年十二月二十九日條約ヲ締結セリ、

〔泰西國說 七〕ス、ウイッセル、ランド

此國イタリイントフランカ、レイキ及ドイツ、ランドトノ間ニアリ、ラテイン語呼テヘルベチヤト云ヒ、フランカ、レイキニテハ、シーユイツセト云ヘリ、南方イタリインニ界スルノ所ニ大山アリ、アルベス山ト名ヅケリ、ドイツ、ランドノ人ハ、ス、ウーイツセル山ト云ヘリ、○中略

由來

此國昔時ハ、イタリヤノ帝王ニ從ヒテ、ロヲマノ帝都ヨリ代官ヲ置テ、其地ヲ治メタリシガ、其後帝都ヲドイツ、ランドノヲヽステン、レイキニ移スニ及テ、ドイツ、ランドノ屬國トナツテ、則ヲヽステン、レイキヨリシテ代官ヲ置タリ、然ルニドイツ、ランド、帝勢ヲトロヘテ騷亂スルニ至ツテ、國人ドイツ、ランドノ帝都ニソムヒテ、千三百八年ノ時、其帝都ヨリ置處ノ代官ヲ追出シテ、諸國共ニ自立セリ、

〔瀛環志略 四〕瑞士（瑞于、束色楞、綏沙蘭、蘇益薩、曼雷威西亞、）

〔文久癸亥 夷匪入港錄 一〕御老中衆ヨリ瑞西國公使ヘ被相贈候御返簡寫

瑞西合衆國特派公使エキセルレンシー、フイメホムヘルトヘ、

先頃其許出府之義ニ付、我四月七日附書翰之答トシテ、貴國第五月廿九日附ヲ以被申越シ書翰落手、我等ガ所望之趣了解ハ有ラレシトイヘ共、阿蘭軍艦ニ無據義アリテ、急々出府被及、條約取結之義ニ付、都下ニ在留被致方可爲都合旨、縷々說述セラレシ條々領承セリ、一體我國當今之事情ハ、出府之節日外國奉行村垣淡路守ヲシテ、自ラ說述セラレシ如ク、大君殿下未ダ御歸城不相

申八月七日

鉄砲洲詰合
名主共〇中略

宇田川町家主
縫箔屋太七

一藍御納戸羅紗松ニ鶏縫模様丸巾著　壹ツ

一緋羅紗竹ニ虎縫模様丸巾著　壹ツ

代金貳分

同町勘左衛門地借有田屋
繪雙紙屋　清右衛門

一大錦繪　三拾枚

代金壹分

右者飯倉接寓所在留之ドイツ人壹人、今夕八時過、芝神明前邊遊歩之節、兩人見世江立寄、前書之品々買調、代金直に相拂請取候旨申出候間、取調此段御届奉申上候、以上、

申八月八日

右町名主　彌兵衛

雜錄

孛漏生國のヂプロマチーキアゲント、及ひコンシュライル吏人より、日本司人にいだす公事の書通は、獨逸語を以て書すべし、尤此條約施行の時より、五箇年の間は、日本語又は和蘭語の譯文を添ゆべし、

第二十二條

此條約は、日本、獨逸、及び和蘭語を以て書し、各飜譯は同義同意なりと雖、和蘭譯文を以て原と見るべし、

第二十三條

此條約は、日本にては、大君の御名と奥印を署し、孛漏生にては、孛漏生國王の名と印とを調し、江戸に於て取替すべし、

此條約は、申十二月より凡二十四箇月にして（即酉、洋千八百六十三年一月一日）施行すべし、

右取極として、萬延元年申十二月十四日、江戸に於て、雙方委任の役人等、名を記し、調印するもの也、

村垣淡路守花押

竹本圖書頭花押

黒川左中花押

ガラーフ、ヅ、ヲイレンブルグ花押

〔外國人買物〕四

中橋廣小路町[illegible]三郎地借　かんきく彦次郎

今朝四時前、孛漏生人壹人、外國方御兩人御附添、馬乘に而罷越、前書彦次郎方江立寄、茶給、暫時休息致、爲茶代、金百疋差置、京橋を渡り越立歸り申候、此段申上候、以上、

べし、

第十六條

日本運上所にて、荷主申立の價を奸ありと察する時は、運上役より相當の價を附、其品を買入る事を談すべし、

荷主若し之を否む時は、運上所にて附たる價に從て運上を納むべし、承允するに於ては、其價を以て直に買上べし、

第十七條

孛漏生人の船、日本海岸にて、破船又は漂著し、或は危難を遁れ來る事を知らば、其所の司人是を救ひ、厚く扶助を加へて、最寄のコンシュルへ送り渡すべし、

第十八條

孛漏生軍艦用意の諸品は、神奈川、長崎、箱館に陸揚し、倉庫に納め、孛漏生の番人守護すべし、尤それが爲運上を收むる事なし、若し其品を日本人又は外國人に賣拂ふ時は、買得る人より規定の運上を日本役所に收むべし、

第十九條

日本政府より、向後、外國の政府及び臣民に許すべき殊典ある時は、孛漏生政府人民へも同樣の免許あるを方今確定せり、

第二十條

兩國にて條約の實地を驗し、改革せん事を求る時は、其一年前に通達して、再驗を爲すべし、其事は今より凡十二年の後にあるべし、

第二十一條

日本に在留する孛漏生人は、日本人を雇ひ、是を法度に於て禁せざる諸用に給する事障りなし、

第十條

此條約及び稅則にて、交易の規律を全備するものと見るべし、

日本に在る孛漏生國のヂプロマチーキ、アゲントは、日本政府より委任の役人と相接し、此條約に附屬する稅則規律の趣意を施行する爲、交易を開くべき諸港、緊要至當の規律等談判を遂ぐべし、

第十一條

開くべき港の日本司人、密商奸曲を防くため、相當の規則を立べし、

第十二條

孛漏生人の船、日本の開きし港へ來る時、並に規定の租稅及び運償拂濟にて港を出る時は、水先案内を雇ふ事勝手たるべし、

第十三條

孛漏生國の商民は、開きたる港に品物を輸入し、規定の運上納濟の證書あれば、再び其品物を他の開きたる港に轉致し、陸揚するも重稅は取立ざるべし、

第十四條

輸入の荷物定例の運上拂濟の上は、日本人より國中に輸送する共、別に運上を取立る事なし、

第十五條

外國の諸貨幣は、日本の貨幣と同種の同量を以て通用すべし、

雙方の國人、互に物價を拂ふに、日本と外國との貨幣を用ふるに妨なし、

日本諸貨幣は、（銅錢を除く）輸出する事を得、並外國の金銀は、貨幣に鑄るも鑄ざるも輸出する事を得

前同様、日本人、孛漏生人に對し、訴訟或は異論ある時は、孛漏生コンシュルに於て、此事件を裁斷すべし、
若し日本人、孛漏生人に逋債ありて、償を怠り、又は偽を以て遁れんとする時は、日本司人之を裁斷し、逋債を償はしむる事を務むべし、
孛漏生人、日本人に逋債あるも、孛漏生コンシュル之を處置するは同様たるべし、日本奉行所、孛漏生コンシュルは、雙方國人の逋債を償ふ事なし、

第六條

孛漏生人に對し、惡事を爲せる日本人は、日本司人にて糺し、日本法度に隨て罰すべし、
日本人或は外國人に對し、惡事を爲せる孛漏生人は、コンシュル或は其他の官人にて糺し、孛漏生の法度に隨て罰すべし、

第七條

此條約並に税則の規律を犯せる過料、又は取揚品は、吟味の爲、孛漏生のコンシュル吏人に相達し、其吏人吟味し、過料又は取揚品は、都て日本役所に屬すべし、

第八條

孛漏生人、日本の開くべき港々に於て、自國の品物は勿論、他國の品物にても、日本禁制の品にあらざる交易の諸品物を輸入し、賣拂又は買入れ輸入する事自由なるべし、
制禁外の品物規定運上納濟の上は、其他の運上を拂ふ事なし、
孛漏生人、日本人と、品物を賣買する事、總て障なく、其拂方等に付ては、日本役人之に立合はず、諸日本人は、孛漏生人より得たる品を賣買し、或は所持する事倶に妨なし、

第九條

神奈川、長崎、箱館の港、及び町は、此條約施行の日より、孛漏生臣民交易の爲に開くべし、

前條の港及び町に於て、孛漏生臣民居住する事を許すべし、其者等地所を賃を以て借り、又其地にある建物を買ふ事を得且住宅倉庫を建る事を許すと雖、此を建るに托して、要害の場所を營むべからず、

此規則を守る事を證せん爲、其建物を普請修補するに當て、日本役人見分する事當然たるべし、

孛漏生國の臣民住すべき爲、得る處の場所建物及び港々の規則は、其所々の日本役人と孛漏生コンシュルとにて定むべし、若し同意し得ざる時は、其事件を日本政府と孛漏生のヂプロマチーキ、アゲントに示し、處置せしむべし、日本にては孛漏生國の臣民住すべき場所の周圍には、門檣を設けず、自由の出入を妨ぐべからず、日本開港の場所に於て、孛漏生人遊歩の規定左の如し、

神奈川　六鄕川筋を限とし、其外は各方へ十里、

箱館　各方へ十里

都て里數は港々の奉行所、又は御用所より陸路の程度なり、

其一里は　孛　一萬二千四百五十六フース　英　四千二百七十五ヤールヅ　佛　三千九百十メートル

長崎、其所の周圍にある御料所を限りとす、

第四條

日本に居留する孛漏生人は、自國の宗旨を自由に信仰し、且其居留場內へ拜所を營む事障なし、

第五條

日本に在る孛漏生人の間に起る爭論は、孛漏生司人の裁斷たるべし、

若し孛漏生人、日本國に對し、訴訟或は異論ある時は、日本官府に於て、此事件を裁斷すべし、

同書記官　イ、ハ、スチル譯

呈金川鎮臺足下

〔各國條約書〕日本國普魯士國修好通商條約　萬延元年庚申十二月十四日（西暦千八百六十一年第一月二十四日）於江戸調印、文久三年癸亥十二月十三日（西暦千八百六十四年第一月二十一日）於同所本書交換、

帝國大日本大君と、孛漏生國王と、兩國の間に懇親の因を結び、且其各臣民に緊要なる和親交易の條約に及ばん事を決し、日本大君は、村垣淡路守、竹本圖書頭、黒川左中に此事を任じ、孛漏生國にては、其王族の攝政たる者、孛漏生國王の名を以て、日本に差越たるフレーデレッキ、アルブレクト、ガラーフ、ヅ、ヲイレンブルグに命じ、雙方委任の書を照應し、狀實良好にして、其至適たるを見、下文の條々を合議決定せり、

第一條

日本大君と、孛漏生國王、其親族、並に世々と、其互の所領臣民の間に、永久の平和懇親あるべし、

第二條

日本大君は、ベルリンに在留する政事に預る役人を任じ、並に孛漏生國諸港の中に在留する諸取締の役人、及び貿易を處置する役人を任ずべし、其政事に預る役人及び頭立たる諸取締の役人は、故障なく孛漏生の國内を旅行すべし、

孛漏生國王は、江戸府に在留するヂプロマチーキ、アゲントを緊要と鑑る時は、之を命じ、並に此條約にて孛漏生貿易の爲に開きたる日本の各港の中に在留するコンシュライル吏人を命ずべし、

其ヂプロマチーキ、アゲント、及コンシュルゼネラールは、故障なく日本國内を旅行すべし、

第三條

兩條トモ不諾之趣ニテ、後來ヲ防グ必要之所置ヲ望マルヽトイヘドモ、其許モ毎度被聞及候通、人心兎角不折合ニ付、右鎭壓方我政府ニ於テ、精々所置及ブトイヘドモ、未ダ其功驗ヲ奏スルニ難至折柄ナレバ、差向右兩條ノ內ニテ承引有之度、左スレバ昔日之如キ暴行之憂ナカルベクオモヒヌ、此段今一應勘辨イタサレン事ヲ乞フ、謹言、

元治元年子四月二日

板倉周防守 花押

井上河內守 同

牧野備前守 同

〔元治甲子〕夷匪入港錄 一 孛國岡士ヨリ神奈川御奉行衆ヘ相呈候返簡寫

千八百六十四年第七月八日（我六月五日）

一孛漏生人民ノ庶子ヲ、孛國コンシユル所ノ人別牒ニ加フベキ事ニ付第五月二十七日附ノ貴簡ヲ落掌セリ、

一條約ヲ結ベル各國ノ政府ニテ遵守スル普通ノ法則ニ從ヒ、庶子ハ其母ノ屬スル國ノ人民ト爲スベシ、

一婚姻スル事ナクシテ、孛漏生人民ト日本婦人ノ間ニ設ケタル小兒ハ、其父母正シク婚姻シ、或ハ父ヨリ別段願出シ正シキモノトナルニアラザレバ、孛漏生人民トシテ、コンシユル館ニ人別牒ニ記載シ難シ、

一日本政府ニ於テ條約ヲ結ベル各國人ト、日本人、正儀ヲ以テ婚姻ヲ結ブ事ヲ免シ給フヤ否ヲ、余ニ知ラシメ給ン事ヲ乞フ、正シキ婚姻ヲ結ブ時ニ當テハ、日本人ハ其夫ノ國ニ屬スベシ、謹言、

孛漏生コンシユル、フオンフランド記

致されし節、途中にて右三人へ對し無禮の振舞致せるもの有之、旣と附添の役人是を禁制する事不能して、不都合に及ばんとせし趣申聞らるゝ條領承せり、尤も此方に於ても、右始末疾に聞知り候間、其節附添の役人をば糺の上、職掌不限罪を相正し、不取敢閉籠置たり、尤も附添出べき者共へ、此以後精々注意して、手落無之樣、猶申付候なれば、此旨領承あるべし、此段答書如斯候、拜具謹言、

萬延元申年八月廿一日

〔元治甲子〕夷匪入港錄〔一〕御老中衆ヨリ神奈川御奉行衆エ被仰渡候御書附寫　附御老中衆ヨリ字漏生岡士エ被相贈候御返簡寫

神奈川奉行エ

覺

字漏生人墓所エ及亂妨候一條ニ付、同國コンシユルヨリ書簡差出候ニ付、別紙之通、返簡差遣候間、得其意、爾後右墓所之義、外同樣柵矢來ニテモ取建候歟、又ハ外國人墓所内エ致改葬候歟、兩樣之内同國コンシユルエ示談之上、可被取計候事、

別紙

御老中板倉周防守殿等ヨリ字漏生コンシユルエ之御返簡寫

字漏生コンシユルエスクワイル、ボンフランドエ、

貴國第四月六日附、幷同月十四日附書簡共落手、披見、貴國墓所エ暴行セシ義ニ付、我二月廿八日附返簡ヲ以申入レシ趣、落意セザル段云々被申越、其意ヲ領セリ、右暴行ハ、死者ヲ辱ムルノ義ニシテ、甚ダ氣之毒之至ニ存候、乍併何レノ者之所爲ニ出候哉、素ヨリ見受候者モ無之事故、別シテ今ニ追捕手懸ヲ得ズ、故ニ特ニ將來防護ノ方法、其地奉行ヲシテ其許エ懇談セシノ所、

九月三日碇泊之蘭船ニ於テ信濃守備後守修理船將フワーヒユスエ對話之趣、左之通御座候、○中略

一當今魯、亞英佛之外、國々ヨリ日本エ條約取結候爲可參國モ可有之哉、

一獨逸國可參、其餘ハ先心當リ之國無御座候、

〔文久紀事八〕孛漏生人江返書

孛漏生全權　コンシユルゼネラール、エキセルレンシー、ホンレヒユース江

貴國第十月十八日附書翰落手、本條約爲取替之儀に付、縱々申越されし趣も有之、疾に取替すべきは勿論之事なれども、此程中よりも再三申入れし如く、方今我國內人心不折合甚しきにつき、即今本條約爲取替候得ば、尙一層之患害を可生より、深く懸念致し候間、懇親永續を計らんには、平穩の期を待て爲取替候にしかずといへり、此段希望する所に就而は、委任之者差遣しがたく、且我大君殿下江拜謁之禮典も、即今何分難取行候間、是又暫時被見合候樣致度、爾來請求之趣一も其望に應せざるにあらずといへども、暫時其期を延ん事、余等おいて不快に存候得共、不得止之事情諒察被致度、此段貴答如此候、拜具謹言、

文久三亥ノ年十月十二日

水野和泉守　花押

板倉周防守　花押

井上河內守　花押

有馬遠江守　花押

〔嘉永明治年間錄九〕萬延元年八月廿一日、和人、孛漏生人ニ對シ、失禮ヲ謝スルノ返翰、

孛漏生國格外上使全權ミニストルユキセルレンシーカウーフシユマウレンフユルリへ、貴國第九月廿四日附の書翰落手せり、本月廿二日、其セチ大船の船將及士官二人、乘馬にて遊行

外交部二十四

獨逸

獨逸ハ、歐羅巴洲ノ中央ニ在ル國ニシテ、佛蘭西ノ北方ニ位ス、其條約ヲ締結セシハ、萬延元年十二月十四日ニ在リ、

國號

〔增譯采覽異言 二〕ゼルマアニヤ 和呼ホコドイチ、又云ドイチ、

入爾馬泥亞 爾一作耳

昌永按ズルニ、此國羅甸呼テゼルマニアト云ヒ、又古名アレマンニアト云、コレ太古ノ世ニ蠻人諾厄(ノアク)ノ曾孫アスケナス始テ此土ヲ開キ、其孫アレマンナル者、初テ此國ニ王タリ、因テ其地ニ名クト云、

〔增譯采覽異言 二〕ブランデルブルコ、又名ブランテボルコ

肥良的亞

國在入爾馬泥亞北、氣候風俗又皆相類、

昌永按ズルニ、ブランデン、ブュルグハ入爾馬泥亞(ゼルマニア)國ノオップル、サキセ道ニ屬スル地ニシテ、上ニ所謂帝ノ轄國九官ノ一ナリ、敢テ別國ニ非ズ、其北邊ニアルコトハ此ニ所言ノ如シ、

〔瀛環志略 四〕日耳曼 阿勒曼、阿里曼、占曼尼、耶馬尼、熱爾麻尼、亞勒墨尼亞、

普魯士 普魯社、部魯西亞、埔魯寫、圖理雅、破魯西、比阿爾彌亞、單鷹國、

通交

〔有所不爲齋雜錄 十四〕安政三年丙辰

古事類苑

外交部二十四

一同脇差　壹腰　同金貳拾五兩　淺草御藏前片町九兵衛店　彌兵衛

〔外國掛書上〕

類燒之もの共、佛人より金子貰受候儀申上候書付、

御屆　清海寺詰　外國掛下役

三田功運寺門前文藏店　幸太
同店　與助
同町五人組持店　五郎兵衛
同斷　仁兵衛
同町由藏店　鐵五郎

五人暮　一金貳兩壹分
獨身　一金三分
三人暮　一金壹兩壹分
四人暮　一金壹兩三分
八人暮　一金貳兩壹分

右者去る七日夜、三田功運寺門前より出火之節、類燒いたし候もの共の內、極難澁之もの共之由に而、佛人コンシユルより右金子貰受候旨、名主藤八屆出候、此段申上候、以上、

正月十日（萬延元年）

安原鐵三郎
中田陸助
南方　新島萬次郎
高木萬右衛門

り露月町茂兵衛地借源藏方に而、大小類見候上、旅宿江取寄、立歸申候、

一同刻、士官壹人、新橋より外櫻田、麴町御堀端通九段坂、夫より立戻、芝御靈屋御掃除屋敷長次郎店吉兵衛方に而、脇差壹腰買取、旅宿江取寄、夕七時立歸申候、

一夕八時つ時過、士官貳人、大門河岸より荷物船積いたし、直に旅宿江立歸申候、

右之通、外出仕候に付、其度々附添候處、途中相替義無御座候、依之申上候、以上、

九月朔日

坂倉九十郎
天野喜兵衛
向方 笹岡小平太
古谷祐助

品書

佛蘭西人買入候刀脇差、員數幷代金、左之通御座候、

一拵付合口脇差壹腰　代金壹兩壹分
一同合口　壹腰　同金貳兩
一同脇差　壹腰　同金貳兩貳分
一同　壹腰　同金四兩
一同太刀作脇差壹腰　同金拾壹兩
一同大小　壹腰　同金拾貳兩
一同刀　壹腰　同金五兩
一同合口　壹腰　同金四兩
一同大小　壹腰　同金貳拾八兩貳分

堺町祐次郎店
友次郎

佛人刀劍類懸望に付、眞福寺旅宿江取寄買求候儀、外國奉行衆より御伺濟に付、其筋の者同所江持參可申候間、御組のもの心得居候樣致し度旨、井上信濃守殿御談じの趣、頭被申渡候に付、眞福寺詰下役江不取敢申渡候、此段爲御承知得御意候、以上、

八月〇安政五年廿四日

追而下役中田海助、佛人參府掛り、願之通差免右跡江渡邊峯藏被申付候に付、爲御承知申上候、以上、〇中略

佛人遊歩并調物いたし候義申上候書付

御届　參府掛下役

朝五時過、士官壹人、露月町邊遊歩に罷越、同五半時頃立歸申候、

一同五半時頃、士官壹人、飯倉町三丁目源右衛門地借長吉方江罷越、紙提多葉粉入きせる買取、旅宿江取寄申候、

一同刻過、士官壹人大門河岸より乘船、途中に而本船より士官壹人下部五人、バッテイラに乘參候に行逢、一所に相成、乘戻し、一同旅宿江罷越申候、

一晝四時過前書下部五人、右河岸より乘船に而本船江立歸申候、

一同四半時、士官貳人、芝片門前より飯倉町迄遊歩致し、同九時過立歸申候、

一同刻士官貳人、露月町邊江遊歩に罷越、同町甚五郎店袋切屋由五郎外貳人方に而、小道具類見候上、旅宿江取寄、同刻過立歸申候、

同刻過、士官貳人、神明町より芝口邊迄遊歩に罷越、芝口壹町目西側松坂屋八助方に而、縞縮緬糸類見候上、取寄、同九半時過立歸申候、

一同九時過、士官貳人、飯倉町三丁目重次郎地借萬次郎外壹人方に而、本類并鏡注文いたし、夫よ

中には惡口雜言等申聞、甚失體に而、右は日本役人政事不宜故歟、度々不作法有之候に付、右之趣御老中方江コンシユルより書面を以申立候趣に御座候、既に昨夕コンシユル外一人義、高輪東禪寺江罷越候に付、途中右體之者有之候はゞ捕押、宿寺迄連參候旨申聞候間、役人附添候得ば、右體之義無之旨、外國方支配向吉岡元平より申談候處、決而附添には不及旨申置立出候由、同人申聞候間、早速通行最寄町々江取締之義嚴敷爲申繼、私共義も爲見廻罷出居候處、相替儀無御座候、然る處無沙汰に立出候儀、時々有之候間、其節々若言葉聞違ひ、或は幼年者等無何心惡口等いたし候義も難計、右樣之節、異人直に捕押、宿寺江引連參り候節は、私共詰合江引渡可申候間、其仕義に寄り、外國方支配向を以、異人江爲相詫、若不聞入候節は、無餘義次第に付、品に寄町內江預置候上申上候歟、又は御月番之御役所江差出し候心得に御座候、且酒狂人等に出逢候節は、何樣之變事出來可申も難計御座候間、此段申上置候、以上、

十月〇安政六年廿六日

大竹常五郎
安原鐵三郎
向方 島田林三郎
吉澤五郎藏

〔佛蘭西一件二〕

高橋吉右衞門樣　荻野政七
秋山久藏樣　山崎助左衞門
松浦安右衞門樣　稻澤彌一兵衞
服部孫九郎樣　仁杉八右衞門
中島三郎右衞門樣　佐久間彌太吉

雜載

候次第に付、不容易儀と恐愕いたし候得共、可差止樣も無之、其儘蹠り候處、當月五日朝四ッ時、長州下の關より凡二里程手前長府海岸江船を繋ぎ、臺場を目掛大砲二三拾發いたし候處、長府の方於ては更に砲聲も不致故、佛船に而も暫時砲發相止罷在候內、右小軍艦之方臺場最寄江相進候處、臺場より大砲三發打候に付、猶佛軍艦二艘より數發打掛候得ば、臺場忽崩れ落、夥夥敷いたし、無程佛艦乘組之もの共上陸可致間、岸上江船を寄候樣申之候得共、遠淺に而不能其儀、バッテイラに乘、追々上陸、臺場近邊村家江火を掛候處、次第に延燒、二三拾軒程も灰燼と相成、山手之方纔に二軒程殘居候家屋相見候而已に而、凡二時程も相立、前書上陸之もの共、鉄砲數不知火門等幷を以打碎、折れ鎗十本程、鐙四五領、幟其外携罷歸、且長州士人三拾二人打殺候旨等申聞、尤佛人も二人鐵砲に被打候哉、腰の邊り疵請候もの見請候得共、私共儀は始終船中ニ罷在、無驗いたし居候義故、陸地之樣子は勿論、一體之始末慥と心得不申、凡三時程の間相掛候儀に有之、同日夕七ッ時頃同所出帆、瀨戸內通り紀淡兩國之間を蹠、今九日朝橫濱江入津仕候、尤外一艘は豐土兩州之間より外通り長崎江向罷越候趣に御座候、

右之通御座候、以上、

亥六月九日　　右　源太郎
　　　　　　　　　忠三郎

御運上所

〔外國掛書上〕

佛蘭西人外出之節、取締之儀に付、申上候書付、

濟海寺詰　外國掛下役

三田濟海寺旅宿に罷在候佛蘭西コンシュル義、外出之節は、往來人幷子供等立止り見物いたし、

〔文久三亥見聞雜錄二十三〕去月廿三日、長門國赤間關江、佛朗西國蒸氣船一艘上筋より颿來、一同大砲打掛、彼方よりも及砲發候儀に付御屆、

六月十八日　毛利左京亮

當月廿三日曉、私領內長門國豐浦郡赤間關江、佛朗西國蒸氣船一艘、上筋より颿來候に付、本家松平大膳大夫警衛人數、幷私家來申合、一同大砲數發打掛候處、彼方よりも致手向、大砲兩三度及砲發、豐前地に寄、終に玄海灘江乘出逃去申候に付、物見船差出候得共、船影も不相見段、及注進候、此段御屆申上候、以上、

五月廿六日　毛利左京亮〇中略

亥六月九日

神奈川奉行に而取調候申口

藝州因之島　源太郎　亥四拾五歲

筑後國若津　忠三郎　亥三拾四歲

右申口

佛國軍艦セシラミース江乘組、水先案內として罷越候始末御糺に御座候、

此段申上候、私共儀、佛國軍艦セシラミース江乘組、水先案內として、當六月朔日、橫濱港發帆、瀨戶內通、長崎表江罷越候積を以、遠州御前崎迄相越、船繫いたし、翌二日、同所出帆、紀州熊野沖迄罷越候處、豐後土佐兩國之間を通船候樣申聞候間、是迄瀨戶內通者度々通行、水先心得居候得共、前書兩國之間は不心得之旨を以相斷候處、先方に而心得居、差支無之、強而可罷越、尤長崎迄相越候儀には無之、全くは長州御殿と唱候方江用事有之、同所迄罷越候儀等申聞、且當五月晦日、橫濱港發帆之佛國小軍艦も、右最寄洋中に繫居、一同に相航しながら、大砲江玉込等いたし

行一切禁止、或有佛蘭西人強買物件、別有不法之徒、地方官遣人投知船主、聽其自行嚴責、

一凡佛蘭西人在泊村埋葬之墳、地方官時常保護、無得毀壞其墳、

一凡佛蘭西船駛到琉球、想進那覇、必須備項好快船一隻、能諳港口水道人一名、速至口外、以便引領進口、船主給付工食洋銀五元、後欲揚帆亦要引領出口、不得阻止留難、船主亦給付工食洋銀五元、無得増減、

一凡佛蘭西船進琉球那覇港口、如要用各色木料、毎壹千觔給付錢三千六百文、要用淡水、毎壹千觔給付錢六百文、保琉球地方官代買、

一凡佛蘭西兵船商船到琉球各處停泊、遇有水手人等上岸散遊逃亡、船主告知地方官、該地方官實力査拿解送船主、勿得隱匿、倘有琉球人役員罪逃入佛蘭西人居住屋內、或佛蘭西船內躱避、地方官亦告知佛蘭西住屋之人、或告船主、査明罪由、亦即拘送琉球地方官辦罪、彼此不得庇匿、

一凡佛蘭西人倘有不法匪徒、在琉球地方、與琉球匪徒、互相爭鬪毆傷致斃、係琉球人、由琉球官嚴拿審明、照琉球國例治罪、係佛蘭西人、由佛蘭西船主拘拿審明、照佛蘭西國例治罪、倘船不在、後來船主亦可代辦此事、不得渾辦以傷和好、

一凡佛蘭西船到琉球、或有遭危、宜加意保護、凡船中繩索物件、所帶貨財、行李衣服等項、搬運上岸之時、無論在何地方、琉球官員宜飭差守護安排、佛蘭西國與琉球國兩國民人倶永遠共相和睦、勿傷和好、

以上十一款章程、未曾妥議者倘多、倘後琉球國與別國議通商貿易賣地留人等情、未經此議分斷者、均照別國議款増加、琉球官勿得妄言此款無議、

馬良才

咸豐伍年乙卯（我安政二年）十月十五日、在那覇公館立倘県保兩國四位

翁德裕

大臣面同、親筆書名畫押蓋印、各執一紙存照、

大咈嘣哂國與大琉球國前請和約章程、未蒙允諾、今暫且停止、待後再議、今大咈嘣哂國與大琉球國兩國大臣酌議合約章程、在那覇地方官衙門、大咈嘣哂國皇上欽使全權大臣兼理各國通商事務總領水師兵船提督軍門于爾杏、會同布政大夫馬良才、

大琉球國藩王欽命中山府總理大臣尙景保、酌議合約章程各欵、

布政大夫翁德裕開列于後、

一嗣後凡咈嘣哂人到琉球各處地方、兩國民人、均須友誼和睦、當思咈嘣哂、皇上民人、更宜格外友睦、凡咈嘣哂人買食物等項、或交地方官代買、或與琉球民人自買、琉球地方官不必設立法度、禁其勿買、其價須要公平、交易須與本國人無異、

一凡咈嘣哂大臣、與琉球大臣屢議買賃地屋船等、琉球大臣固執不允、今兩國大臣安議、准于借用、如後咈嘣哂人要用或地或屋或船、即告知琉球地方官、該地方官即去妥辦、借與咈嘣哂人需用、如地屋船、咈嘣哂人不合、該地方官、不同咈嘣哂人、聽其順便擇換合意之處、不論暫住久用、均聽其自便、倘琉球官員不肯更換借地屋船等、咈嘣哂人勢必要琉球妥賃合意之處、需用勿得推委、其咈嘣哂人存放煤炭之地屋、要近泊村埠頭左右、或借或賃與咈嘣哂國、如貯煤炭之地、或造房屋數間、或高或大、保存煤炭、亦聽其順便建造、至咈嘣哂人所住房屋地船、琉球官均宜隨時護衛、勿得欺凌、

一凡咈嘣哂船進琉球各處港口、要用各色木料淡水等項、其價公平、不得高抬、如用別樣物件、在那覇地方官代買、

一凡咈嘣哂船倘在琉球附近地方、遭爛傷損等情、該地方官速令軍民人等救護船上之人、援救破船、並駁運貨物、該地方官宜設法安等居住、候有咈嘣哂船到、送回咈嘣哂國、該地方官所僱之人工食向船主取領、

一凡咈嘣哂人到琉球各處地方遊行、與人間談常事、地方官切勿禁止、並立通事人暗地通知、隨伴同

水粮食等ハ随分可相達旨致約定候、然共地面人家買入、又ハ領事官等逗留爲致候儀ハ、國家之大事ニ付、清國ヘ不得差圖候テハ難應其意、小國之情狀加憐察呉候樣、頻ニ申入候處、佛國皇命之箇條書ニ候間、一事モ増減不相成旨申募、是非其通決著可致返答旨申置、本船乘歸候ニ付、琉球役々モ追々船元ヘ差越、故障之廉々消除、精々申斷候得共、不致承知、同十二日、官人幷兵卒二百三拾餘人致上陸、約定書取直候付、卽可致決著旨、甚猛威ヲ示シ、種々申立候付、地ヲ借、屋ヲ借、船ヲ可借トノ箇條ハ、小國難應旨、再三及理解候處、忿怒之面色ニ相變、佛國ヲ小國ト欺候哉抔云罵リ、兵卒四拾人餘、劒銃刀等拔持、坐上ヘ蹈上リ、前後ニ取圍、甚以失禮之致方故此上强テ申斷候バ、既可及異變勢付、不得止總理官布政官印押調候處、一通ハ相渡、漢字幷橫文字之二通、彼方ヘ受取、此節之箇條書任申立取直候付、形行ヲ以佛國皇帝ヘ可致奏聞旨申聞候、且又逗留佛人等列歸呉候樣、種々申諭候得共、不致承引、是迄之通殘置候付、會釋向入念、琉球語且眞字俗字之書物等相教可呉、左候テ右船ハ今ヨリ六ケ月後、日本ヘ罷渡、約定相究、カムシヤツカヘ渡海、夫ヨリ來秋歸國之砌、又々此地ヘ可致來著旨申置、乘組之內一人病死致土葬、同十九日三艘共一同出帆、未申之方ヘ乘行候、將又一昨年ヨリ逗留之英人病氣付、爲養生方妻子卽刻右ヘ便船、清國之樣罷渡候、猶又取締向之儀、嚴重申付置候旨、此節琉球ヨリ以飛船申越候ニ付、委曲長崎奉行ヘ申達候由、國元家來共申越候、然バ前文通、琉人共ニモ、精々心力ヲ盡相斷候得共、一圓不致承引、無據約條書別冊之通取替候、付テハ今更無致方、兎角約定之振合ヲ以、不致會釋候者、所詮致承服間敷候ニ付、以來ハ亞米利加同樣約定ニ基キ可致會釋、其外何ゾ故障之廉々申立候ハヾ、時々相斷、萬端嚴重取計候樣可申付候間、其通御聞置可被下候、以上、

酉
二月廿二日　　松平薩摩守

〔有所不爲齋雜錄十八〕於琉球佛朗西人約定寫

其通之事ト被察、其方ヨリ申聞候通ニハ難心得候、就テハ佛國通商之事、猶許容者、以來琉球國迄ニモ相成候樣可取計、再往種々申掛候情合難默止候得共、猶無餘儀及理解、再三相斷候處、此度ハ致歸帆、中立之趣、皇帝ヘ具ニ奏達ニハ可及候得共、大總兵心底不致落著候間、國元之樣子見屆候形行致奏聞候者、皇帝何分議定可有之、然バ皇命之旨爲可申諭、今一ヶ年程ニハ可致來著、去々年以來滯留之佛朗西人、幷唐人ハ、此節列歸、三四ヶ月後、右佛朗西人ヨリ又々可差渡、外ニ佛人一人重テ皇命出來之節、爲通事殘置候間、琉球言語可相敎旨申聞候ニ付、國禁之旨、譯テ相斷、一同列歸候樣申達候得共、更不聽入、佛人幷唐人大總兵ヘ召乘行候、滯船中、任望食料等相與、殘置候佛人一人ハ、如最前寺中明除召置、柵ヲ結、番所數軒相構、三司官初役々晝夜勤番、堅取締申付置候、將又當四月五日那覇エ渡來致滯留候英吉利國之醫師幷妻子唐人共、今以無異事罷在候旨、琉球ヨリ飛船ヲ以屆來候段、長崎奉行ヘ委細申達候由、國元家來共申越候、此段及御屆候、以上、

七月廿日　松平大隅守

〔有所不爲齋雜錄二十五〕嘉永二年己酉

私領琉球國之內那覇エ、去年九月廿七日、異國船三艘御碇候ニ付、役々差越、本國來著之次第相尋候處、佛朗西國之兵船ニテ、一艘ハ提督幷官人唐人等都合七百人、一艘ハ人數五百人、內唐人四拾人、一艘ハ火輪船ニテ、人數二百人、內唐人二拾人乘組、上海ヨリ事波九山ヘ相渡、彼地ヨリ渡來、五百人乘組ハ、日本ヘ渡海、長崎箱館ヘ一ヶ月半程滯在、夫ヨリ上海ヘ罷渡、此地ヘ渡來之段申出候、然處十月三日提督幷官人八人、兵卒九拾九人、唐人二人、卽刻上陸、役々致面會候處、交易向幷地面人家買入、又ハ借宿等ニテ、領事官商民等逗留爲致候儀共、十ヶ條之約定書差出候ニ付、琉球國之儀ハ、金銀銅鐵モ無之、產物乏敷、偏窮之國柄、迚モ交通不相成譯等ヲ以厚申斷候處、亞米利加國モ致約定候ニ付テハ、此節之條約書ヘモ印形押調候樣申聞候ニ付、西國ヘハ渡來之節モ好友幷薪

三國船隻來到敝國、要爲貿易之時、披陳前由、共行請辭、伏乞總兵大人洞察事情、大垂洪慈、恩免通和結好往來貿易、仍祈回國之後婉爲轉奏、恩准所請、則擧國官民千秋萬歲焚香頂祝矣、切稟、

道光二十四年三月十六日具稟琉球國中山府布政大夫向永保

〔有所不爲齋雜錄二十五〕弘化三年丙午

琉球國之內那覇湊エ、當四月七日ヨリ御碇居、同五月七、同國之內運天湊へ乘廻候佛朗西船一艘、同十三日右同湊エ御碇候佛朗西大總兵乘船等二艘、都合三艘共、三司官初役々差越、晝夜勤番、且大總兵ヨリ琉球總理官エ致面會、和平之事申談度申出趣有之、追テ可及返答旨申達置候趣ハ、追追御届申達候通御座候、然處總理官之名目ニテ國頭按司役々召列、大總兵乘船へ差越致面會候處、外兩艘之船頭ニモ列席滯留之唐人ヲ以、本國皇帝之命ヲ請、差越候旨、殊ニ歐羅巴數國之樣子强大申立、琉球ニモ必佛國ニ親ミ候樣、且佛國淸國和好交易免許之文書ヲ見セ、商道之儀共委細申聞、終ニハ和好致交易度趣國頭按司へ申聞候ニ付、此儀ハ國家之大事故、國王へ申聞、何分可返答申達置、猶又篤ト遂評議、琉球之儀ハ、小國屬島褊小、至體產物稀少、金銀鐵類ハ全ク無之、淸國之屛藩ニテ度佳喇島迄致通融候、淸國へ代々貢職ヲ供フ故、入貢之便ニ、日用品物買取、亦藥種を求、療用相達候、右貢物幷淸國へ持渡候諸用物、皆琉球之產ニテ無之、專度佳喇島ヨリ買求、國用之米穀材木鐵鍋其外器具等モ、彼島之商人持來、漸致用辨候得共、風旱之逢災難候節ハ、米穀之代リ都テ蘇鐵ヲ食用ニ致シ、專度佳喇島之商船持來候米穀而已ヲ以日用相辨候、實以窮國之事情、右次第、廣ク他邦ト交易和交イタシ候儀ハ、迚モ不及國力候、再往遠國ヨリ渡來、勞志之情合、誠以感激之至候得共、舊來度佳喇島ヨリ通商恩惠之好モ有之、何分ニモ難應其意候間、深ク仁慈之仰許容候、歸帆之後宜願奏達旨、折角叮嚀相斷候處、大總兵不致信用、琉球ハ屬島褊小、米穀モ無之窮苦之孤島ト申事候得共、此國ハ唐日本へモ通商、萬辨利能國柄ト兼テ承及、此度暫逗留致見分候處、彌

すべし、

日本產する所の銅は、日本要用の餘分あれば、其時々公けの入札にて賣渡すべし、

神奈川を開港の後、五ヶ年に至り、日本或は佛蘭西政府の望みにて、出港入港の稅則を再議すべし、

水野筑後守 花押
永井玄蕃頭 同
井上信濃守 同
堀 織部正 同
岩瀨肥後守 同
野々山鉦藏 同

○按ズルニ、此他慶應二年五月十三日ノ改稅盞書、同三年一月二十五日ノ材木改稅取極書ハ、英國ノ下ニ引ケリ、

〔通航一覽續輯 佛蘭西四 百四十三〕同年〇弘化元年 琉球人書

琉球國中山王府布政大夫向永保、上佛朗西第一號戰船總兵嘐爾烈略璞朗書、

具稟琉球國中山府布政大夫向永保、爲大邦之命可畏、小邦之情願達、乞垂憐恤、以免貿易事、據那覇官鄭良弼稟稱、奉佛蘭西總兵大人鈞諭、要與琉球通和結好往來貿易、宜擬酌回話等因、理合稟明等之由前來、伏念貴國要爲貿易、實出于修睦之至意、曷勝感激、但敝國僻處海隅、土瘦地薄、米穀稀少、更無金銀銅鐵、擧國士民日食難續、器具不備、自古交通度佳喇島、以我國所產粗貨、易彼島米穀諸物、聊得濟用、一逢風旱、產物缺之、不能如意交易、乃復與貴國貿易、實非國力可及、況且敝國素係淸國屏藩、世襲王爵、代共職貢、凡所行大事、不敢自專、是以上屆癸亥丁酉壬辰等年、有孟牙利亞、米理幹、英咭利

總て日本開港の場所へ陸揚する物品には、左の運上目錄に從ひ、其外の運上役所に租稅を納むべし、

第一類

貨幣に造りたる金銀幷に造らざる金銀、當用の衣服、家財幷に商賣のためにせざる書籍、

何れも日本居留のため來る者の所持の品に限るべし、

右之品々は、運上なし、

第二類

凡て船の造立、綱具修復、或は船裝のために用ゆる品々、鯨漁具の類、鹽漬食物の諸類、パン、幷にパンの粉、生たる鳥獸類、石炭、家を造るための材木、米穀、蒸氣の器械、木綿、及羊毛の織もの、トタン、鉛、錫、生絹、

右之品々は、五分の運上を納むべし、

第三類

都て蒸溜、或は醸し、種々の製法にて造りたる一切の酒類、

右は三割五分の運上を納むべし

第四類

凡て前條に擧ざる品々は、何に寄らず、二割の運上を納むべし、

金銀、貨幣、棹銅の外、都而日本に產し、積荷として輸出する品物には、五分の運上を納むべし、

米幷に麥は、日本逗留の佛蘭西人幷に船々乘組たるもの、及船中旅客食料のための用意は與ふとも、積荷として輸出する事を許さず、

佛蘭西船にて開きたる港に持わたりし外國の穀物、もし陸上せざる時は、故障なく再び輸出

佛蘭西軍艦は、入港出港運上筋の手數に及ばず、運上役人幷番兵等差備ふ事なし、

佛蘭西飛脚の爲の蒸氣船は入港出港の手數を一日にいたし、日本に上陸する旅客幷に品々の外は、告書差出し、書面の手數なしといへども、何ヶ度にても、入港の度毎に出港入港の手數はいだすべし、

薪水食料等用意のため入港の鯨漁船、或は難船は、其積荷の告書を出さずといへども、若其積荷を賣拂はんと願ふ時は、第一則の通、定式輸入の手數をいだすべし、

稅則幷に條約書中に、船と唱ふるものは、ナウイル、バルクブリッキ、ゴウエレット、スループ、ワッヘル等を總ていふなり、

第五則

日本運上役所の規則に違ひたる僞差出し、積荷目錄を出し、幷に證書に名前を記せる輩は、其犯すごとに六百七十五フランクの過料を、日本役所へ納むべし、

第六則

噸稅は、日本開港の場所において、佛蘭西商船より取立ずといへども、左の規定の通、其地々々の運上役所に納むべし、

壹船の入港手數に付　八十一フランク

壹船の出港手數に付　三十七フランク八十サンチーム

夫々の免狀に付　八フランク十サンチーム

場所々々健固狀に付　八フランク十サンチーム

其外の各書に付　八フランク十サンチーム

第七則

日本役人右の通差出たる荷物の內、或は總體を定式の通改むべし、

若運上役所に引上げ改る事ある時は、輸入人の失費相掛ず、可成丈品物の損せざる樣にいたし、改濟の上は素の如く取始末すべし、尤取調方、格外時日を費さゞるべし、

荷主或は輸入人、銘々持受の品改濟、役所より引渡さゞる以前、輸入の途中（日本役所へ差出さゞる以前の事をいふ）破壞損傷の品々心付ときは、當人より其段運上役所に申立、其品取扱ふ職業の廉潔なるもの兩人以上出會、直組いたさせ、其荷物ごとに、損じ高を步割に記し、其記號番數ともに證書に認込べし、尤日本役人立合にて、直組人等名を記すべし、右の證札銘々持參の差出書へ添、總高の內を引落すべし、尤條約第十五ヶ條の取極の通、運上役所にて取扱ふ事、故障あるべからず、諸運上納濟の後運上役所より陸揚不苦段免許狀を渡すべし、

品物渡方は、運上役所にても、船中にても、其者の願に任すべし、

輸出に極りたる荷物は、船に輸送する前廣に、運上役所へ船名、荷物の記號番付、入高斤數、量目、性合、幷代料を記せる差出書付を出し、書面の通聊僞なき由を、輸出人等證據として、其名前を認むべし、

運上役所へ差出し以前船中へ積込たる荷物、幷に運上役所へ差出し濟の上、禁制の品を竊に荷積の內へ入有之ば、改の上日本役所へ取上べし、

船中當用の品、又は乘組旅客の當用衣類等は、運上役所へ差出をなさゞるべし、

第四則

出港手數を願ふ船々は、日本十二時（佛蘭西二十四時）前に運上役所へ申立べし、此期限中に、右手數遲々せざる樣取扱は勿論たるべし、右手數差止る事あらば、日本役人より、船司又は頭立たる者、幷に其船荷の取引人等へ、其段申渡し、佛蘭西コンシユルに申達すべし、

取上べし、

日本の開かざる港にて、密賣買をなすは勿論、其仕組有之佛蘭西船は、其品を日本役所へ取上の上、犯せるごとに五千四百フランクの過料を納むべし、

修復のため入津の船々は、運上なく積荷を陸揚し、日本役所へ預るべしといへども、藏舗作事并に番人等の諸入用は、相當の償を出すべし、

若其荷物の内を賣拂ふ時は、其荷物丈は、規定の通、日本役所へ運上を納むべし、

積荷を同港内の他船へ移す時は、日本役人見分の上、事情明白に相分り、免狀を受る上は、定の運上なし、

阿片の輸入は禁制なる故、若日本に商賣に來る佛蘭西船、阿片の量目三斤以上船中に所持するとき、其餘量は日本司人取上ぐべし、且阿片を密商し、或は其事を謀る輩は、阿片一斤ごとに八十一フランクの過料を日本役所へ取立べし、

第三則

品物を送る荷主、又は引受先の者より、入津の荷物を陸揚せんとする者は、其積荷の差出書を、日本役所に出すべし、

此書面は、荷主又は引受人の名前、積送りたる船の名、荷物の記號番附、其積荷の斤數、石高、毎品の代料を認め、其總〆高を、其書付の末に認むべし、

都て此差出書付は、持主又は引請人認たる僞なき價を申立る書面にて、日本役所の規定にふれたる隱し荷物なき證據として、銘々名前を記すべし、

右之通、積荷目錄差出等の書類、日本役所に差出、右書付引合、積荷用意品等取調濟迄は、品物とも日本役所の預りたるべし、

右は其荷物の記號幷に番付、且其入目斤數等を送狀に認し通に寫し、荷物引受先の人々の名を記せるものなり、

船中用意の品物の目錄も、告書へ加ふべし、

但船中用意の品も、書面の通相違なき旨、船司又は頭立たるもの奥書し、其名前を記すべし、

此告書の文面相違の廉、十二時(佛蘭西の二十四時、但日曜日を除く、)の中に心附改るにおゐては、過料の沙汰に及ばず、若其期限後に至り書改るか、又は告書に書入れするにおゐては、八十一フランクの過料を日本役所へ納むべし、

積荷總目錄、告書中に載ざる品を陸揚するにおゐては、其品二重の運上を日本役所へ納むべし、

船司或は頭立たるもの、入港の手數納方前書の期限後るゝ時は、過料として、一日怠る毎に、三百二十四フランクの過料を日本役所へ納むべし、

第二則

日本政府より、其港内入津の船々(軍艦を除く)に、運上方改の役人乘組まする儀、當然たるべし、

乘組のもの共は、右役人に對し、不敬無之、丁寧に取扱いたし、船中可成丈相當の用便をなすべし、

夜中は、日本役所より許しなくして荷卸すべからず、

荷揚前、船々出入口荷物仕舞置戸口、くゞり口とも、夜中は日本役人錠を卸、或は印封し、夫々の取締をなし置べし、萬一許しなく是を開き、又は錠印封を破り、品物を引出等の者は、其犯せる人ごとに、三百二十四フランクの過料を日本役所へ取立べし、

日本役所へ當然の差出書を出さずして、荷卸いたし、或は其事を謀れる品々は、次のヶ條に定たる通取押へ、日本役所へ取上べし、

荷物の中、積荷目錄に載ざる品々を取隱し置、收納を減せんと仕組たる者は、其品を日本役所へ

わせ濟すとも、此條約の趣は、其日より執行ふべし、

其證據の爲、安政五午年九月三日、江戸において、前に載たる兩國の全權、此條約に名を記し調印するもの也、

水野筑後守 花押
永井玄蕃頭 同
井上信濃守 同
堀 織部正 同
岩瀨肥後守 同
野々山鉦藏 同

税則

日本開きたる港々において、佛蘭西商民貿易の章程、

第一則

日本開港の場所へ、佛蘭西商船入津次第、二十四時中（佛蘭西の四十八時、但日曜日を除く、）に船司又は頭立たるものより、日本役所へ佛蘭西コンシユルの請取の書付を差出すべし、

此請取書は、佛蘭西國の掟通り認たる船目錄、其外の書類を、佛蘭西コンシユルへ預けたる請取書なり、并に其者ども、其船の差出書を出すべし、

右は入津の船の名、其船の仕出し場の港の名、噸數、船司、或は頭立たる者の名、乘來る旅人の名、（乘組有之節は認め入る）一船の乘組人數を認めたるものにして、書面の通相違なき旨を、船司或は頭立たるもの奥書いたし、證據として當人の名前を認入たるものなり、

同時に其船積荷の告書を役所に預くべし、

日本人、佛蘭西人よりの借財を拂はずして、出奔いたしたる節は、日本役人吟味いたし、拂方いたさすべし、

佛蘭西人、日本人よりの借財を拂はずして、出奔いたしたる節は、コンシユル吟味いたし、拂方いたさすべし、去りながら雙方役人より、其借財を償ふ事は成ざるべし、

第十九條

以後何事にても、外國人へ免許したる事は、佛蘭西政府又は佛蘭西人へも、同樣に免許あるべし、

第二十條

今より凡十四ヶ年の後に至り、此取極めたる條約の内、改むる事あらば、日本政府又は佛蘭西政府より、一年前に知らせ置、雙方談判の上改むべし、

第二十一條

佛蘭西ミニストル幷にコンシユルより、日本高官へ書面にて懸合ふ事あらば、佛蘭西語を以てすべし、

日本にて、速に解する爲に、五年の間は、都而日本語幷に佛蘭西語にて認むべし、

第二十二條

此條約本書は、佛蘭西皇帝自ら名を記し、印を押し、日本大君奥印して、今より後、一年の内に、佛蘭西使節と日本委任の役人と、江戸において取替すべし、

此條約は佛蘭西にては佛蘭西語を用ひ、日本にては日本の片かなを添へ、日本にても和文を用ひ、片かなを添べし、其文意は、いづれも同樣なれども、なほ兩國にて通ずる和蘭語の譯文を、雙方より添たり、もし條約に解がたき事あらば、其蘭文を以證とすべし、この文は魯西亞、英吉利、亞墨利加條約に添たる和蘭陀語譯文と同義也、安政六未年七月十七日（西洋紀元一千八百五十九年八月十五日）に至りて、本書取替

運上取立る事なし、

第十四條

外國の貨幣、日本にても通用いたさすべし、其通用は、日本の貨幣と外國の貨幣、金は金、銀は銀と懸合すべし、

佛蘭西人、日本人との商賣に、日本の貨幣と、外國の貨幣と取交用ゆべし、

日本人、外國の貨幣に慣はざれば、交易の初發に、當用丈は、日本貨幣を外國貨幣と懸合せ、役所にて佛蘭西人へ引替渡すべし、日本通用金銀と、外國の金銀は、持行事苦しからずといへども、日本銅錢と貨幣に拵へざる金銀は持行べからす、

第十五條

佛蘭西人、品物持渡、運上を少なく拂はんが爲、其價を減じたると察せば、日本役人、是を改め、相當の價を付べし、佛蘭西人、其價にて承引せば、其價を少しも減ずる事なく、日本役所へ買入べし、もし是を否む時は、付たる價に從て運上を納むべし、

第十六條

佛蘭西船、難船又は難風に逢、日本の地に漂著いたしたるを、日本役人承はらば、成丈其人々を救ひ、覆愍を加へ、最寄の港にある佛蘭西コンシユルへ送るべし、

第十七條

佛蘭西の軍艦に屬したる肝要の品々は、運上なく、神奈川幷に箱館長崎の庫に入置、佛蘭西番人守るべし、若其品日本人又は外國人へ賣拂ふ時は、買取たる人より外品同樣日本役所へ運上を出すべし、

第十八條

武器は、日本政府幷に外國人の外賣べからず、

佛蘭西人日本人と、何品によらず、日本役人立合なくして賣買苦しからず、代金を拂ふ節も同樣たるべし、

日本人は、何人によらず、佛蘭西人と、物品賣買、且所持する事苦しからず、日本にある佛蘭西人、日本の賤民を雇ふ事障りなし、

第九條

此度定めたる商法は、條約の通守るべし、此條約幷に交易の法を、十分に取行ふ爲の規律、を全備せんと要せば、佛蘭西ミニストルと、日本高官と議定すべし、

第十條

日本禁制の品持渡らざるため、又は僞りて運上を出さゞる事を防ぐために、日本政府にて、港々へ掟を立べし、條約又は交易の規則を守らざるもの丶過料、又は荷物ともに、日本政府へ取上べし、

第十一條

佛蘭西船、日本の開きたる港に來る時は、水先のもの勝手に雇ふべし、

佛蘭西人、借財幷運上拂濟の上にて、出帆の節、港外迄の水先案内は勝手に雇ふべし、

第十二條

佛蘭西人持渡りたる品物、運上納濟にて、日本役人より請取書を受取外開きたる港へ持行、賣拂ふ時は、運上出すに及ばず、

第十三條

佛蘭西人、日本の開きたる港へ持渡りたる品物、定例の運上拂ひし上は、日本人、國中に持行とも、

又右二ヶ所におゐて、佛蘭西人、日本の家を價を出し借るべき一區の場所幷散步の規程は、追而日本政府と佛蘭西のミニストルと相談の上定むべし、

第四條

日本にある佛蘭西人、自國の宗旨を勝手に信仰いたし、其居留の場所へ宮社を建るも妨なし、日本におゐて踏繪の仕來りは既に廢せり、

第五條

日本にある佛蘭西人の間に爭論起る事あらば、ミニストル又はコンシュル取計ふべし、

第六條

佛蘭西人、日本人に對し、不埒の事あらば、佛蘭西コンシュル、糺明の上、自國の法度を以罰すべし、日本人、佛蘭西人に對し、不埒の事あらば、日本役人、糺明の上、日本の法度を以罰すべし、但何れも偏頗なく取行ふべし、

第七條

佛蘭西人、日本人に對し、もし訴訟の事あらば、佛蘭西コンシュルへ其事を告、コンシュル、事の次第を吟味し、實意に取計ふべし、又日本人、佛蘭西人に、對し訴訟あらば、奉行所へ其事を告、奉行所にて、事の次第を吟味し、實意に取計ふべし、若佛蘭西コンシュル取計兼る節は、日本高官の助をかり、相談の上取計ふべし、

第八條

佛蘭西人、日本の開きたる港々におゐて、自國の品物は勿論、他國の品物にても、商賣いたす事苦しからずといへども、日本禁止の品物は商賣いたすべからず、日本の開きたる港より、自國又は他國へ品物を持行、商賣いたす事苦しからず、其節は定めたる運上を出すべし、

に開くべし、
新潟港もし其港を開き難き事あらば、日本西の方にて別に一ッの港幷に村を、午八月より凡十五ヶ月の後より一千八百六十年一月一日開くべし、兵庫港幷に村を午八月より凡五十一ヶ月の後より一千八百六十三年一月一日開くべし、開きたる港は、佛蘭西人に居留を許すべし、其居留の地は一ヶ所にして、價を出し、地をかり、住宅倉庫を建る事をも許すといへども、是を建るに託して、要害の場所を取建べからず、此掟を守らしめんが爲、佛蘭西人家を建、又は普請する節は、日本役人時々見改むべし」
佛蘭西人、住宅倉庫を建る地は、日本役人と佛蘭西コンシユルと相談の上定むべし、
港々の定則は、日本役人と佛蘭西コンシユルと相談の上定むべし、
若議定しがたき時は、佛蘭西ミニストルと日本政府とへ申立、相談の上取計ふべし、
「佛蘭西人居留の場所へ、垣墻等の圍を設けず、出入自在にすべし、
佛蘭西人遊歩の規程左の如し、
神奈川より六郷川筋迄歩行すべし、其川は川崎と品川との間に在其外は十里迄行べし、
箱館は、十里四方へ行べし、
兵庫も同樣なり、去かし京都の方へは、何れの方より參るとも、十里手前にて止むべし、
佛蘭西船々の乘組人は、猪名川筋を越べからず、其川は、兵庫と大坂との間にて、攝津の海に入る川なり、里數は、役所又は御用所より陸路の程度なり、
長崎は、其町の周圍にある御料所を限とす、
新潟又は右に代る港遊歩の規程は、追而日本政府と佛蘭西のミニストルと相談の上定むべし」
只商賣を致す間にのみ、佛蘭西人一千八百六十二年一月一日より江戸江在留すべし、一千八百六十三年一月一日より大坂江在留すべし、

水野和泉守 印

板倉周防守 印

(佛蘭西國條約幷稅則)佛蘭西皇帝と日本大君と信誼を結び、兩國の人民交易を通じ、其交際の永くかはらずして、兩國の爲、利益ある交易の條約を定んと欲して、佛蘭西皇帝よりは、全權の使節シユワンハペテイステルイスゴロノカミを遣し、日本大君は、其事を、水野筑後守、永井玄蕃頭、井上信濃守、堀織部正、岩瀨肥後守、野々山鉦藏に命じ、雙方委任の書を照應して、左の條約を決定せり、

第一條

佛蘭西國と日本國と世々親睦なるべし、

佛蘭西國の人、日本に居留せば、其人々を日本において懇に扱ふべし、日本國の人、佛蘭西國に居留せば、佛蘭西においても又懇に扱ふべし、

第二條

佛蘭西國より、ミニストルを日本江戶へ差越し、幷に日本の開きたる港へ、佛蘭西のコンシユル、又は其代りの者を差越べし、日本に居留する佛蘭西のミニストル幷にコンシユル、ゼネラールは、日本國の部內を旅行する免許あるべし、

日本國より政事に預る役人を、パレイスへ遣すべし、日本國より佛蘭西の港々へ、取締の役人及び交易を處置する役人を遣すべし、其政事に預る役人、及び頭立たる取締の役人は、佛蘭西國の部內を旅行すべし、

第三條

神奈川、長崎、箱館港、及び村は、安政六未年七月十七日(西洋紀元一千八百五十九年八月十五日)に佛蘭西人交易の爲

一日本國使節ノ我等大君ノ命ヲ受ケ、歐羅巴ニ渡リ、法黎斯ニ及ビ、殿下ノ大義ヲ蒙リ、法蘭西國ノ大艦ニ乘入リ、日本國ニ歸セル約ヲ給フ、是亦頓首シテ謝スベキナリ、

一法蘭西國帝并太子、皇后ノ康安、法蘭西國内ノ繁盛ナル事ハ、我等永久希望セリ、

法蘭西帝、使節ヘ返答

一我ハ日本國大君ノ使節ヲ望ミ、今ニ至リ初メテ對坐シ、甚喜悅ヲ得タリ、

一日本、法蘭西兩國談判ノ上取極メタル永久ノ約條ハ、終ニハ兩國ノタメナルベキナリ、

一汝等自國ニ寓舍セル時ハ、國内ノ重キ定メヲ悟ルベキナリ、

一汝等歸國ノ節ハ、自國ノ大艦ヲ仕出シ、悅ンデ送ルベキナリ、

一汝等歐羅巴ヨリ歸國ノ折ハ、我ノ日本國ニ睦敷交通セル志ヲ、日本國大君迄告ゲ知ラセヨ、日本使節方モニテールハ、條々圖ヲ加ヘ、後ニ公ニ爲ベキナリ、

一四月三十日我四月二日日本國使節法蘭西國ノ都府法黎斯ヲ去リ、英吉利國嶋嶼ニ趣ケリ、

〔文久二年壬戌夷匪入港錄一〕御老中衆ヨリ佛國公使ヘ被相贈候御返翰寫

佛蘭西全權ミニストル、エキセルレンシー、トセンテヘレクルヘ

貴國千八百六十二年第七月五日附新聞紙ヲ封入セル書翰落手セリ、先般我方ヨリ指遣セシ使節之輩、此程貴國都下ニ著シ、其國帝殿下ニ謁見之禮式無滯相濟、殊ニ使節等優待ヲ受シ段、其許ヨリ差贈新聞紙之面ニ而委細了解シ、我大君殿下滿足被思召、我々ニオイテモ喜悅之至ニ候、其待遇懇篤、護衛之鄭重ナル、實ニ貴國之厚意ヲ表スルニ足レリ、從來兩國交誼之長ク保存セン事等ヲ以テ證トスベキナリ、何レ其許面晤之上、委細謝辭可申入候得共、不取敢回答如斯候、拜具謹言、

文久二年六月廿二日　　脇坂中務大輔花押

石見守ハ第二等ノ使節ニシテ、事ヲ竹内下野守ヨリ受ルナリ、

第三等　京極能登守

能登守ハ第三等ノ使節役ナリ、

芝田定太郎

定太郎ハ使節方ノ書類、又ハ財寶ニ掛ル役ニシテ、法蘭西國ノ版房ニ調フ品ハ彼ノ役ナリ、

使節方付第一等ノ役人四人

日高カイ三郎　福田作太郎　水科六太郎　岡崎立右衛門〇中略

都合三十六人

一四月六日、日本國大君ノ使節方法蘭斯ニ著、四月廿三日（我三月十五日）八ッ時今代ノ帝政ニ係ルナホレヲン第三世殿下ニ謁セリ、〇中略

一第一等ノ使節竹内下野守ヲ始メ、松平石見守、京極能登守、芝田定太郎、外使節方、諸役、トロヲーヌ（座名）ニ於テ來者集リ、再度殿下ニ對禮セリ、太子亦帝ノ傍ニ坐セリ、左右ニ列ヲ構ヘ、右側ニ近侍、左側ニ女官ヲ備ヘ、外坐外國ニ掛ルアドミラール（官名）幷ミニストル（官名）亦列ヲ爲セリ、此時第一等ノ使節竹内下野守、帝ニ向ヒ言上セリ、通者亦和解ヲ告ゲ、其後亦諸官言上セリ、

一竹内下野守、帝ニ向ヒ言上、日本國大君ヨリ使トシテ萬里ヲ渡リ、今日ノ如ク殿下ニ謁スルコトハ我ノ名譽タリトイフ、

一法蘭西國、日本國ト親睦ヲ極メテヨリ、兩國ノ交リ終ニ　大ヲ得ベキナリ、

一日本國法蘭西國ト親睦ヲ交テヨリ、我大君マイステートイ（法帝ヲイフ）ノ殿下ニ獻書スル事ヲ希ヒ今ニ及ビテ、我等命ゼラレ、日本國大君ノ實意ヨリ殿下ニ答ヘ、親睦ノ交リ條約ノ永久固硬セルコトヲ懇ニ我大君希望セリ、

レバ今般歸國之上ハ、其許意衷ヲ盡シ、委細其國帝殿下ヘ建白有リテ、我所望之行屆候樣可ㇾ然周旋賴入候、右申入度如ㇾ此候、拜具謹言、

元治元年子四月二十一日

板倉周防守 花押
井上河内守 同
牧野備前守 同

遣使

〔文久二年壬戌〕夷匪入港錄 四 佛蘭西新聞紙寫

西曆一千八百六十二年四月六日、我文久二年三月八日、

一千八百六十二年、大日本國大君ノ使節方、英吉利軍艦ニ乘組、神奈川港ヲ發帆セリ、唐國上海ヨリ香港ニ至リ、同港ヨリ亞佛利加ヘ向ケ發帆、アレキサンドリーニ著セリ、アフリカノ地名アレキサンドリーヨリ法蘭西國蒸氣軍船イマリヤー船名ニ移リ、四月六日我三月八日シルシリノ內ゾリッテ法蘭西海岸之地名ニ雨天ヲ戴キ、夕時五時ニ著セリ、日本國ノ使節方ハ、官位ノ貴キヲ以テ、法蘭西國皇帝ノ欽差マルクワデトレウイス君大砲ニ關ルゼチラール官名ブリガーデ君船大將ヂウイツソン君アブサンセ君等迄彼等ノ諸事ヲ守護セリ、

一日本國使節方イマリヤーヲ出デ、上陸ノ折、一時ノ間ホルテカノン砲名十九發ヲ祝セリ、〇中略

一法蘭西國今代ノ攝政ニ掛ルナボレヲン三代ナル皇帝ハ、國政第一等ヲ司ル宰相官ダランゼル君ヲ始トシテ、大日本國大君ノ使節ヲマチキ、對謁ノ議接定マレリ、其對謁ニ掛ル日本國大君ノ使員ハ次ニ記セリ、

使節第一等　竹內下野守

下野守ハ日本國大君ノ政法ニ掛ル宰相官ノ使節ニシテ、事ヲ極ムルノ人ナリ、

第二等　松平石見守

一最前ヨリ申上候通、不平之儀而已打續心配仕候、附而ハ安全ヲ計度、右樣申上候事ニ而御座候、

一遊歩イタシ候而モ懸念無之樣御處置可被下趣、至極御尤ニ候得共、急速御所置無之時ハ、私方ニ而所置仕候間、左樣御承知可被下候、殊ニ警衞附添等ハ好ミ不申候、

一當節ハワルタートモ多人數渡來罷在候ニ付、警衞之儀モ申上候、〇アドミラール中略

御老中ヨリ佛蘭西ミニストルヘ被相贈候御書簡寫

佛蘭西先任全權ミニストル、エキセルレンシー、トセンテヘレクル江

以書簡申入候、我客歳九月二日即貴國十月十四日ノ夜、井戸ケ谷村ニ於而、我國人貴國士官カミス氏ヲ襲撃セシ一條ニ付而ハ、兼テ申入置シ趣モアレバ、兇徒緝捕之義、未ダ其蹤跡ヲ得ズトイヘドモ、精精心力ヲ盡シ、其許等ヲシテ甘心セシムルノ期ニ至ラセ度思ヘバ、探索方敢而怠ル事ナシ、然レ共此事於今滿足之擧アラザレバ、余等ニ於テ慚愧痛心之至ニ付、其遺族ヲ憐恤ノ意、且ハ條約濟國民ノ生命ヲ保護スルノ徴衷ヲ表センタメ、貳萬ドルラルヲ指贈ラント欲ス、此度幸ヒ其許歸國被致候事故、此方ノ事體洞察アリテ、何レニモ可然周旋有之度、洋銀之義ハ漸々渡方可取計ト存候、此段申入候、拜具謹言、

元治元年子四月廿一日

板倉周防守花押
井上河内守同
牧野備前守同

〔元治甲子夷匪入港錄一〕御老中衆ヨリ佛國公使江被相贈候御書簡寫

佛蘭西先任全權ミニストル、エキセルレンシー、トセンテベレクル江

以書簡申入候、其許義、是迄多年我國ニ被致滯留、此方事情ヲ詳悉シ居ル、事故、兼テ申入レシ神奈川鎖港之義ハ、實以我方無餘義事情ニ出シ段ハ、疾ク了解セラレン事故、余等之信ズル所也、サ

略我等横濱運上所ノ通辨官ヨリ之ヲ聞シニ、殺害人ニ三人ナリトイヘリ然レドモ我等之ヲ考ルニ、例ノ如ク其同勢、猶多カルベシ、

午後第六時ニ、カムツトノ死骸ヲ横濱居留地ニ送リケル、之ヲ護送セル者ハ、英佛ノ騎兵歩兵幷佛ノミニストル、其外總テ諸國ノ全權公使ヨリ諸役人ニ至ルマデ、夥シキ人數ニシテ、是皆コノ注進ヲ聞クヤ否、直ニ馬ヲ走テ殺害場ニ至リタル者ナリ、○中略

同月○九月六日、神奈川御奉行駒井大學殿、同並合原猪三郎殿、佛英アドミラール等對話書寫、○中略

一私共ヨリ外國人一同ヘ、是迄ハ武器類携ヘ歩行仕間敷ト申渡置候得共、向後ハ武器小銃等持參イタシ候樣相達申候、若シ所持無之不覺ヲ取候者ハ、越度タルベキ趣觸示シ申候、殊ニ御國人ニ而刀柄ヘ手ヲ懸候得バ、外國人ニ而ハ砲發イタシ候樣申付置候、是迄殺傷ニ逢ヒ候モノハ十有餘人ニモ至リ可申間、難捨置依而兩國之安危ヲ計リ候ハ、アドミラール職掌ニ有之候所、其配下之者殺傷ニ逢ヒ候上ハ、政府ヘ對シ申譯モ無之、既ニ此度ノモノモ小銃モ所持不仕故、悲歎之死ニ被行申候、常々武器持參不仕樣申渡置候故之儀ニ有之候、アドミラール

一被言候趣了解イタシ候ヘ共、刀柄ヘ手ヲ懸ケ候ハヾ、速ニ發砲イタシ候樣ニ而ハ、異變止時無之、乍去被申聞候趣尤ニ付、究屈ニ無之、遊歩之出來候樣取計可遣候得共、拙者共手限リニ而ハ、行屆難ク候間、早々政府ヘ申立、所置可致、遊歩之場所ヘ守衞之モノ差出候外策無之、併シ一道ニモ無之、幾道ニモ相成居候間、見張可然場所ヘ番所取立不申候而ハ相成間敷、左モ無之時ハ、外國人ヨリ發砲イタシ、國人死候得バ、國人ヨリモ倘外國人ヲ恨ミ、殺害ニヲヨビ候樣成行、終ニ騷動絶ヘ候場合モ無之候、御奉行

一勿論刀之柄ヘ手ヲ懸候而已ニ而ハ、發砲モ仕間敷候ヘ共、一寸ナリ二寸ナリ拔劒イタシ候得バ、速ニ發砲可仕候、

一被下ニ相成候地トハ乍申、當時之處ニテハ全ク荒地ニ候得バ、御貸渡ニ相成候テモ御指支有之間敷ト奉存候、公使

一假令明地ニ候トモ、併シ寺院ヘ由緒有之、夫丈ケ之地被下候得バ、勝手ニ取計兼候、當時増德院ニテ手入無之取捨置候故ニハ有之候得共、素ヨリ寺院之地所ニ候、御奉行○中略

一先日書簡ヲ以願置候角場之儀、可成丈ハ掘割向ヘ願上度奉存候、公使

一何レ高地之方可然哉、場所ヲ見立候上可談候、御奉行○中略

一佛蘭西人計リ一ケ所ト取極度ト奉存候、公使○中略

一最早御退出之時剋ニモ可有之候間、御暇可仕候、種々御面倒之儀願上候、公使

一其許ノ對談ハ果斷モ早ク、殊ニ能分リ居、拙者ニモ都合宜敷候、御奉行

一地代ハ追々取集ニ相成候哉、御奉行

一夫ニ付申上候、書付中百六トル計之處、百五十トルト認メ有之候、全ク間違ニ可有之哉、今一應御算當ヲ願上候、右調出來次第、地代指出可申候、公使

一早々取調可申上候、地代相納候樣周旋頼入候、御奉行

右畢テ退席

〔文久癸亥夷匪入港錄五〕横濱新聞紙寫

西暦千八百六十三年第十月十四日、我文久三年九月二日、

今日午後凡三時頃ニ、我等將ニ此新聞紙ヲ出板セントスル時ニ當リテ、横濱居留地ヨリ凡二里計隔タル、イドガヤトイヘル村ニヲキテ、外國人ヲ殺害シタル者アリト告ル者アリ、

是ニ於テ同社中速ニ馳セ出シ、殺害ノ場所ニ至リテ之ヲ見ルニ、殺害サレタル者ハ亞佛利加第三拔隊龍ノ一部ノ長ニシテ、方今ハ當港ニ在留セルロイテナントカムツトトイヘル人ナリ、○中

〔文久壬戌夷匪入港錄二〕正月廿二日、外國御奉行竹本圖書頭殿、佛國公使コモトール對話書寫、○中略

午八月

一新田埋立之地、各國ヘ御割渡之節ハ、前以御沙汰有之候樣奉願候、公使

一外國ヘ貸渡之義ハ、入用地丈ケ區々ニイタシ、各國ヘ貸渡之積ニ候、御奉行

一國々ヘ御割渡ニ相成候哉、又ハ願人每ニ割付候哉、公使

一願人每ニ割付候方可然ト存候、御奉行

一居留地モ佛國政府ヘ御割渡ニ相成、其上私共ニテ商人共ヘ割付候樣實ハ仕度存候、公使

一此段ハ執政ヘ申立候上、否ヲ待可及挨拶候、夫ニ未ダ地所平均ニモ不相成事ニ候、御奉行

一佛之分ハ格別之義モ十分一丈ケモ地所有之候得バ宜敷奉存候得共、各國ヨリ段々願出、佛人居住スベキ所モ無之樣可相成カト奉存候故、前以御沙汰有之候樣仕度奉存候、公使

一何レ割渡候節、各國ヘ引合亦コモトールヘモ引合候上、取極可申候、此度ハ決テ右樣之義無之候、御奉行

一御達之上ハ、早速取極可申候、公使

一墓所地所之義申上候、右ハ先日申上候通、私共ヨリ願上候トハ、繪圖面之通相違致シ居候ニ付、其段先日申上置候、未ダ不取極哉御伺申上候、公使

一元來廣メ候丈ケ之地ハ、サシ支候御朱印地ト申、何モカシ遣ガタク、既ニ各國ヨリ願出候義モ有之候ヘドモ、指許不申候、然ルニ此度其許ヨリ願出候地ハ、矢張前ニ各國ヘ断置候地ニテ指支候、御奉行

一如何之譯ニ候哉、公使

一夫レハ由緒有之、大君ヨリ夫丈ケ之地ヲ賜リ候、御奉行

右之通町中不洩樣可觸知もの也、

午八月

〔佛蘭西一件 二〕〇安政五年午八月十八日寫向方ゟ差越　　　佛人掛

町奉行衆　　　外國奉行

佛蘭西使節儀、明後廿日六半時過、芝新錢座より上陸旅宿の儀は、愛宕下眞福寺と取極候間、前々外國人出府いたし候節の通、御支配向出役の儀等御申渡有之候樣致度、此段及御達候、以上、

八月十八日

外國奉行衆　　伊澤美作守
御目付衆　　石谷因幡守

伊澤美作守〇政義町奉行組與力

荻野政七　山崎助左衞門　稻澤彌一兵衞　仁杉八右衞門　佐久間彌太吉

同組同心

大竹常五郎　新井抵次郎　竹田平八　安原鐵三郎　中村佐七　笹岡小平太

石谷因幡守〇穆清町奉行組與力

高橋吉右衞門　秋山久藏　松浦安右衞門　服部孫九郎　中島三郎右衞門

同組同心

板倉九十郎　天野喜兵衞　大八木七兵衞　岡田源三郎　神田吉七郎　柴田勘太夫

右者佛蘭西人參府取扱掛申渡、旅宿江兩組同心兩人づゝ、四人、晝夜詰切申付、與力共は見廻取締方之儀申渡候、依て及御達候、

達而魯西亞人參府中の振合を以、御申渡有之候樣被存候、此段及御達候、

午八月

午
八月十九日

備後守殿ゟ高木幸次郎を以上ル、卽日御同人同人を以被下候旨、池田播州より被申越寫向方へ、

佛人參府に付、町觸之儀奉伺候書付、

書面伺之通可取計旨、被仰渡奉承知候、

午八月十九日

伊澤美作守
町奉行

今般佛蘭西人參府に付、通行道筋取締向、其外市中心得方之儀、亞人蘭人其外參府之節伺濟の廉をも見合、別紙之通町觸可仕候哉、此段奉伺候、以上、

午
八月

伊澤美作守
石谷因幡守

町觸案

今般佛蘭西使節參府被仰付候通行之町々道筋、人留致し候に不及段、板圍等其儘差置、往還道繕ひに不及、見苦敷儀無之樣掃除いたし可申、往來のものも平常の通通行爲致不苦候、尤混雜の儀も有之候得者、取締出役の者より可及差圖候、

一町々棧敷を掛、或は高き所江登り見物いたし候儀堅不相成候、

一町家商物之儀、平常之通差出置不苦候、

一逗留中、火の元等の儀、別而入念可申候、

諏訪數馬
郷原轉
川上式部

島津下總殿
川上筑後殿
末川近江殿
新納駿河殿
樺山伊織殿

〔佛蘭西一件〕午〇安政五年八月十三日出ス

御番所様
高輪町名主
權左衛門

佛蘭西船三艘、神奈川先本牧沖江昨日乗込碇泊致し居候旨、相州三浦邊漁船之者申聞候趣、品川浦役人共より爲相知候間、此段御注進申上候、以上、

午八月十三日巳中刻　高輪町名主權左衛門

御番所様〇中略

午八月十八日堀織部正ゟ差越　佛人掛年番

町奉行衆
外國奉行

今般佛蘭西人参府被仰付、愛宕下眞福寺逗留中、旅宿より御組のもの詰切、并途中附添等の儀、先

柄見合與候樣とも申、左候而若狹町公館邊は所柄可宜内存に候旨申出、同十八日には大灣親雲上幷吉里同伴に而、久米村松尾西表江參り、此所江住居作立度取究申出、前條借宿之儀に付而は、提督六ヶ敷申立候儀に而、若狹町那覇邊、殊に其前渡地相應之出火有之、右燒失跡度々差越致見廻候儀も有之候に付、右場所又は首里等江是非借宿相住居度申立候時は、誠に不容易儀に而、前條約定書に何方之地を論ずることなく、地を借、屋を借等之儀相載置候付而は、右を則變易いたし候而は、滯船中之儀にも有之、又候何樣之難事引起候も難計勢御座候故、應其意差免候次第に御座候、就而は家作繪圖面相添、右兩條折田平八江細々事情旁申含、御屆申上置候得共、未上國無之内、右家作致成就引移候付、形行琉球方屋經船歸帆便より御屆申上越候處、初發之御屆も未相達内に而、央よりの御屆、早目相達、誠に御不都合奉恐入候、右樣之儀、其節猶又同案を以、御屆可申上筈御座候處、甚行屆不申、尤大荒目之御屆振に而、公邊御屆も御取調被成兼、旁別而御不都合相成候段、細々被仰越趣具に承知仕、轉宿之儀餘事とは相替、必死に差はまり、斷付可申之處、何とも行屆不申、重疊大形至極奉恐入候、右に付而は被仰越候廉々幷取締向聊無手拔樣、就中天主教沙汰之儀尙以嚴重可致取締旨、攝政三司官江委細申達、猶又被仰越候ヶ條之內、書取を以致吟味申出候樣相達置申候間、追而何分申上候樣可仕候、且詰役中は勿論、船主末々迄も手堅取締申渡置申候、尙此末萬端入念精々厚申談取扱可仕候、追々川上式部谷川次郎兵衛上國仕候付、右旁之事情細々申上候樣可仕候、此段極御内用を以御受答旁申上越候、以上、

但松尾江轉宿一件、折田便差上候、同拔幷繪圖面二枚相添差上申候、尤鄕原轉、諏訪數馬儀も、追追琉著仕候付、連名を以申上候、

張紙
本文折田便差上候同案圖通丸便よりも差上置候付、此節は繪圖面迄差上申候、

辰五月　谷川次郎兵衛

此節逗留佛人轉宿一件之儀、細々被仰越趣、具承知仕候、右に付而は、去年佛國提督船來著、種々難題申掛、既に及大事候勢故、無致方應其意、十月十二日約條書取替候都合成立、其段は委細御屆申上越候通に而、約書之內、何方に而も地を借屋を借、船を借等之ヶ條有之、此儀難應大切之ヶ條故、應接之砌、段々及斷候得共、不聞入、彼國船之渡來滯船中、何歟借宿不致候而不叶節は、天久寺可借渡、彼國之船破船等之節、天久寺迄に而は不相濟、那覇に而も人家勝手次第相借候樣申立候付、其節は別段木屋相調住せ可申候間、天久寺に而相濟與候樣段々申入候處、英人は那覇江も相住せ、佛人者、小國に而相欺不差免候哉と色々申に付、英人は此方より借宿差免候儀に無之、押て相住居候段申入候處、是は不法之仕形、佛國は互に相談之上、約條相立、公道を以可申之處、右樣之申分落著不致、於其儀は、此方にも勝手次第可致、乾と那覇之內望次第人家可借渡抔と、別而六ヶ敷申立、琉役共にも必至に差はまり、只管及歎願候得共、不聞入、渠等猛威を示し、終に總理官等を庭上迄引御候時宜成立、直に引次、十四日には、逗留佛人より通事係吉里筑登之親雲上江參與候樣承差越候處、提督若狹町學校所江日延一件申入、左候而神父事、天久寺より別所江引移度、海邊は風氣不宜候間、吉里に而所柄相考與候樣申出、最早屋を借等之儀約條取替候末に御座候得は、斷も難成、天久寺東表之松原江家を作相住居可仕哉と、吉見申入候處、坊主之樣人離に相住居候儀不相好候間、首里江相住居候而は何樣候哉と申出候付、他國人罷居候儀不相成段申達候處、住家之儀、人家を借可宜哉、又は琉球より家作爲致候方可宜哉、迚も人家を借候儀不相好、琉球より家作立候時は、佛人より入料銀可相渡、勿論此地商賣は不致、多人數滯留も不致、神父二人住居可致と申候、其後泊藏屋敷相應可致申入候處、彼所は市近く靜に無之、其上海邊に而風氣も不宜候に付、海邊より二合程內江場所柄見合與候樣申に付、上泊邊は何樣可有之哉と申入候處、人之住家主地所江爲引越相住居候而は不宜、畠地に而も宜所江家作調借候は可相濟候間、上泊幷泊近邊所

成候はゝ、以後聊之儀も彼是可申致懸念候も尤も之儀に御座候へは、右之評議を相含み、如本文申上候儀に御座候、乍去實は天保寅年被仰渡に而御約定有之姿に候得は、今更御約定は不被成姿にも相成申間敷哉に付、何れ答は致候方と奉存候間、如本文申上候、

〔外國事件書類雜纂十一〕安政二卯年佛蘭西船渡來之儀に付書留〇中略

佛蘭西人より差出候漢文

內函煩呈
下田御奉行　台啓

大法蘭西國水師提督孟海雷敬啓者、本法國兵船現造停泊貴處浦江、因要添辨食數事、仰望貴大員與本兵船同花旗國船隻來往之由、爲成應辨介之下、即要開船、專候示覆、並於明日本提督欲同辭、官親詣貴署拜會、肅此奉佈、即候日喜不一、

三月初四日

〔外國事件書類雜纂十一〕辰（〇安政三年）八月廿七日

伊勢守殿、立田錄助ヲ以、

評定所一座
海防掛
大目付
長崎、浦賀、下田、箱館奉行
御目付
江御渡

辰八月廿七日
一覽仕候評定衆一座

類一覽仕候處、貳ヶ年以前、彼國鯨獵之船、暴風に逢、難儀差迫り、國地江乘寄候處、其所之もの如何之取計有之候間、以來御仁惠之御沙汰有之樣いたし度旨申上候儀に有之、右漂着之場所は碇と難相分、實否之程も難計候得共、又々乘渡、右願書之否承度旨可申立哉に付、勘辨仕候處、右答は不容易事がらに有之、此度長崎奉行願面之趣承置候事に相成候は、日本東海江來り、鯨漁いたし候儀を御聞被置候樣にも當り、且漂民を被爲救候儀も、彼國に約し候樣に而は、聊之取扱振をも彼是と申、御仁惠に甘へ候樣成行、自然御國體にも拘はり候儀有之間敷共難申、實に此度之御所置は、大切之儀に付、何卒御國威も相立、後患無之樣仕度候間、篤と評議仕候處、佛朗西人差出候書付之內、漂流之儀に付、願筋有之候貳通は差戾し、右書面は相分兼候廉も有之、且漂民取扱方は素ゟ御國法も有之事に候得共、兼而通信不致國に付、有無之答には難及、尤唐山朝鮮琉球和蘭之外、異國之通信通商は、御國禁に付、向後不可乘渡、早々歸帆可致之旨、長崎奉行ゟ申諭候方にも可有御座哉と奉存候、併前文にも申上候通、右答は不容易事柄に付、何分にも治定仕兼候間、此後佛朗西人渡來之節、申諭振之儀は、評定所一座林大學頭筒井紀伊守江も御尋之上、厚く御評議有之、兼而長崎奉行江御下知被成置候方可然哉に奉存候、依而私共評議仕候趣先申上置候、以上、

午八月

弘化三年丙午十一月六日、伊勢守殿江對候而都築長三郎を以上ル、

長崎表江佛朗西船再渡致し候節、取計方之儀に付愚意申上候書付、

筒井紀伊守

〇中略

下ヶ札

此儀御國法も有之候間、左樣之儀は無之筈に候得共、右は何そ行違候儀にも可有之と申度處に御座候得共、右之意を含み、只如本文申上候は、海防掛評議に御救助之儀御約し被遊候樣相

希候、右等之難に逢候者有之候はゝ、御仁愛を蒙り、御扶助の御蔭を以、其本國江回歸致候樣御配慮被成下、年々長崎通商之阿蘭陀船又は唐船ゟ御差返し被成下度奉希候、右二ケ國とはフランス國懇意に致し候國に而候間、右御振合に被成下候はゝ、聊懸念無御座候、乍恐尊所樣江右之次第申候はゝ、定而御當國最大德之御上の御聽に達し、左候はゝ、普く道を知たる天下の國々ゟ、尊く仰ぎ奉る御仁憐の御國、御廉直之御法度に可有御座候故、萬端都合能く可相成樣宜しく御勘考被成下候はゝ、右願御取用に可相成哉に奉存候、御奉行樣に申上度儀御座候と申事申立置候は、則前文之次第に御座候、何卒右願被爲聞召分、可然御沙汰を承知仕度奉願候、

セミルレ 人名

右之通和譯仕候

かびたん、よふせふへんりい、れひそん、

右之趣かびたん横文字を以申上候ニ付、和解差上申候、以上、

午〇弘化三年 六月　通詞連名如前

弘化三年丙午八月日、伊勢守殿江上ル、長崎江乘寄候佛朗西船之儀ニ付、御内々申上候書付、

深谷遠江守
石河土佐守
松平河内守
松平式部少輔
小出織部
羽田龍助

去月廿八日被成御下候佛朗西船三艘長崎江乘寄、書付差出歸帆いたし候趣、長崎奉行申上候書

戸へ之注進、昨八日申上候間、私在所へ可申越旨、彼地差置候家來之者へ井戸對馬守申達候趣申越、今九日承知仕、此段御屆申上候、以上、

六月九日　小笠原佐渡守

追々御屆申上候、去ル七日長崎表へフランス國船三艘渡來、沖遠罷在候ニ付、彼地爲見廻今十二日出立仕候處、右船三艘トモ、一昨九日出帆致シ候間、江戸へ之注進、昨十日申上候間、私在所へ可申越旨、同所差置候家來之者へ、井戸對馬守申達候趣申越候、於旅中承知仕候得ドモ、其儘彼地へ罷越申候、此段御屆申上候、以上、

六月十一日　小笠原佐渡守

〔戊申雜綴 四〕かぴたん類譯認置候和解

ナパキアン（是は唐音の儘をフランス國字に記したる事と相見へ、今度船繋いたし居候場所之義歟、）にてケレヲパテレ（船號）船上において、暦數千八百四十六年第七月三十日（日本弘化三年午年六月八日に當る）印度の海邊及び唐國邊において、フランス國方海兵の司たるスコウトペイナグト（官名）より、長崎御奉行樣江申上候、

數年來、フランス國船、日本海邊において、鯨漁致し來候、然を凡二ケ年前、フランス國鯨漁船、暴風雨に遭ひ、其船は勿論、乘組之性命を助けんが爲、伊豆（インシユウと有之候得共、伊豆之音之譌歟、）の島南方において火を吐き候山有之候處の港內に、右船主船を入れ候處、同所において最如何なる取扱に逢申候、人たるものは、其性命を助らん事を專ら勉强するものなれば、强盛の帝國たる貴國の港にて、難を免ん事を計りたるに、却而不計も其所之法度を犯せし、謀叛一揆の徒黨の如き取扱に逢ひ候事は、貴國御上之御主意には有之間敷事とは勿論奉推察候、右之次第、尊前樣江申上置候はば、貴國大德の御上に、右始末事實を御申上相成候樣奉存候、此度尊前樣以御蔭貴國御上之御仁憐を蒙り、フランス國の人民等、日本海諸邊において、此末萬一難船に逢候節、御扶助之程偏に奉

通交

遲媽の帝、威令行はれず、各國自立するに及て、此國亦近傍の諸國を蠶食し、羅德勿乙吉に至り、始て自立の大國となれり、羅德勿乙吉後驕奢度なく、國内大に亂る、是より先き、那波禮翁勃那抜爾的なる者匹夫より起り、功を累ね、大官に陞り、威名大に赫くを以て、やゝ不臣の志を包藏せしが、こゝに至り、羅德勿乙吉を弑し、自ら皇帝と稱し、諸部を略定するに、向ふ處摧陷せざるはなく、遂に歐羅巴全洲を奄有す、其降らざる者は、たゞ俄羅斯、諳厄利亞のみなりしが、のち俄羅斯に敗られ、遂に噗咭唎の擒となりしかば、國人また羅德勿乙吉を立、佛國王の裔にして、前王と名を同ふせり、其疆域、北は海を隔て諳厄利亞に對し、西は亞太蠟海に臨み、南の一面は比勒搦何山を以て伊斯把儞亞國と界し、又一面は地中海に濱し、東は意太里亞、赫爾勿妻亞、入爾馬泥亞等の諸國に接す、國州の袤延を計るに、一萬四千貳百方里、居民二千九百萬、名城邑八拾、小縣三萬六千四百四拾壹あり、國中分て十二大鎭となし、各部督を置き、三十八部落に分ち、或八十六部落といふ、各部落に總領を置く、都府を把理斯といふ、府の周圍五里かの里法にして、人煙稠密、戶口繁滋、百貨具はらざるものなし、これ歐羅巴洲中大都の其一なり、

〔瀛環志略四〕佛郞西佛蘭西、法蘭西、佛郞機、佛蘭機、佛朗察、奥里、奥蘇、牙里亞、

〔有所不爲齋雜錄一〕弘化三年丙午

フランス國之船就渡來、私儀一昨八日爲見廻長崎へ罷越候、昨九日フランス船三艘致出帆、相替儀無御座候ニ付、在所へ引取可申候處、同日別段白帆船相見候、合圖之筒打有之候、依之其儘滯留罷在候、此段御屆申上候、以上、

六月十日　大村丹後守

〇中略

昨日御屆申上候、長崎表渡來之英國船三艘相糺候處、フランス國之船ニ而、當四月中、唐國出帆致シ、琉球へ罷越、歸帆之海上、水野栞乏敷、右品乞請度旨申立、且類船無之、外疑敷儀も相聞不申候、江

古事類苑

外交部二十三

佛蘭西

佛蘭西ハ、歐羅巴洲ノ中央ニ位スル國ニシテ、其我國ト通交貿易セシハ、弘化三年、此國ノ船始テ長崎ニ來リ、其鯨漁船ノ爲ニ薪水ヲ乞ヒシヲ以テ始トス、其後米艦浦賀ニ來ルノ後、此國ノ軍艦亦來リテ交通ヲ求メ、安政五年九月三日條約ヲ締結セリ、而シテ琉球ハ我鹿兒島藩ニ屬セシガ、是ヨリ前嘉永二年佛艦數艘來泊シ、船將兵ヲ率キテ上陸シ、官廳ニ上リ、强迫シテ條約書ニ調印セシメタリト云フ、

國號

〔增譯采覽異言 三〕拂郎察 一曰佛郎機、又作佛狼機、又作發郎機、

一晶永按ズルニ、此國古名ガッリアト云フ、ガアリヤハ其轉ナリ、羅甸呼テフランシアト云ヒ、其國自稱シテフランセト云ヒ、和蘭呼テフランス又フランカレイキト云フ、其古名及今名ノ義詳ニ下ノ增譯中ニ記ス、漢國聞見錄ニハ佛蘭西ニ作ル、

地在北海上、與和蘭、斯把偏亞、意太里亞等國相接疆界、又併得亞墨利加北地、蓋亦大國也、

〔通航一覽續輯 百四十三 佛蘭西〕佛朗西國部

按するに、この國歐羅巴洲中にして、本邦を離る、こと一萬二千八百里許なり、はじめ國名を端兒答(ケルタ)といひ、のち瓦利亞(カツリア)と改む、○中略本邦永正元年に當りて、此國の人、北亞墨利加洲の地に至り、互市の利を收め、或は欺を以て誑誘し、或は兵威にて役隷し、大に地を開き、城郭を建築し、酋帥を置き、號して新佛朗西國といふ、此地北亞墨利加洲の大國にして、西は普鼈是哥、南は花地(フロリーダ)、東は北海、北は度遜海に至れりといふ、其後

古事類苑

外交部二十三

佛蘭西

丑正月

間に相成、當地罷在、熟々彼之情態を察し候處、元來彼國之者ども、南方滋蔓之志は、一朝一夕之儀に無之は顯然故に、在留之ものども、總而は處置一歩を緩め候得ば、二歩進み候者、彼之常情に而聊之義に而も當方之間隙を窺ひ、所々江居小家或は小休所等取建度趣など毎々申出、當方より懇心を以處置いたし候得ば、右に甘江、更に恩惠とも不存、隨而浸潤いたし、終には一度を蠶食いたし候儀のみ志し居候情態故に、何事も不取合樣致し居、更に懇心は素より、番人土人共に至迄、不馴近樣嚴重申諭し置候儀に御座候、既に今般格別之隣義を以、彼江鹽御賣渡相成候儀申達候處、鹽のみ有之候とも、食料には不相成、網を呉候樣申聞、網無之候はゞ、網苧（網を補理候糸に有之候）百丸賣渡呉候樣申聞候趣、察するに、本邦之恩惠に乘じ、クシュンナイ川漁業等彌貪り候樣往々可相成、さすれば東浦マアヌイ川等も漁業いたし度旨、定而彼是可申出儀と被存候、彼は年々人員繁殖之念慮に而、既に毎年クシュンナキ江は空屋等補理置候儀に而候得ども、未だ本邦之十が一も唐太江も手廻り不申樣に被察候、右故彼に羽翼之不附內に、是より一歩たりとも開候樣仕度、然るを彼に事足候樣相成候得ば、益人員等も殖付可申候、且又鹽御賣渡相成候上は、定而追々米穀等之懇願も可申出は必然之儀と被存候、いづれにも當地之儀は、御國境御取極不相成內は、彼之爲窮置候樣いたし度義に有之候、當地は條約外之土地故に、三港之振合とも違ひ候間、彼等何事を申出とも、私ども限如何樣にも斷候心得に有之候間、御地に而コンシュルより申立候砌は、何事も嚴敷御掛合に相成候樣仕度、聊之品に而も、取引等いたし候樣相成候得ば、自から番人土人等彼に近寄、往々不取締之儀出來可申哉も難計、右等はいづれとも役々取締候儀は勿論に候得ども、愚民等目前之欲に被誘候より、如何樣之不都合出來可致哉も是亦難計、只々夫而已心痛罷在候儀に御座候、何も決而箱館表に而御許容相成候鹽之儀ニ付、彼是申上候譯には無之候得共、私共見込之處、獻芹之一端迄、貴樣方江此段申上置候、依之此段申上候、以上、

鹽賣

所詰調役承屆、トンナイ場所土人召連、當四月二日出立、追々奥地見廻り、西海岸極奥ボーヘと申處、小舟に而相廻り候折柄、俄に風波烈敷、洋中江被吹流、六月十九日山旦地ニコライスカ江漂着仕候處、食糧等も盡果、急速可立戻手段も無之、進退谷まり、無據其地居留魯西亞人之家に逗留能在候內、追々北蝦夷地クシユンナイ江相越候魯西亞船有之候間、右に而送り歸し可申旨申聞候間、召連候土人共江も其段爲申聞候處、其ものどもは歸路魚獸を捕食料に致候而も差支無之に付、乘來り候小舟に而少しも早く歸國致度段申聞候間、任其意差戻し、忠右衛門儀は右便船蒸滊船船名マレチヨロ相賴、七月廿二日ニコライスキ出帆、八月十三日北蝦夷地クシユンナイ江歸著仕。〇中略

追々忠右衛門并召連候土人共江、漂流之始末相糺候處、前書之通申立、外疑敷儀も無之候得ども、自然右船箱館其外江入港、右之次第可申出哉も難計に付、同人義は箱館表江差出候段、北蝦夷地詰支配向より申越候に付、猶相糺候處、事實不都合之儀も不相聞候間、右之趣在留魯西亞コンシユル江掛合之上、忠右衛門所持之品々取戻し、借用金は返濟爲致、相當之謝禮等取計候積に御座候、依之此段御屆申上候、以上、

未〇安政六年十二月

〔臨時御用留〕丑〇元治二年正月十八日、古橋次郎見廻りの節到來、

當地在留之魯西亞人江、鹽御賣渡相成候儀に付申上候書付、

古橋次郎

成瀬調八郎

先般箱館表魯西亞コンシユルより申立ニ付、當地在留之魯西亞人江、壹ヶ年千斤ヅヽ、鹽御賣渡之儀御許容相成、右に付而は、本邦は隣好之爲に可相渡趣を以、南方にある土人共掠奪之儀、御詰

カ沖ニ而漁船ニ被助、乘組拾貳人共、右船へ乘移候處、右は小船之儀ニ而、食料乏樣子ニ付、船頭虎藏外六人ハ右船ニ相殘、此もの共儀ハルセキ國船江

（朱書）先達而差出候伺書ニ、ルスンと相認候處、ルセキニ而、ルセキハ則魯西亞國ニ御座候、

相別レ、同十九日同國カミシヤツカ江上陸、同國ニ而扶助中、召仕人相付、食物之儀も、朝夕は麥粉、壹は別段米飯相仕立給罷在候處、八月十日、相別レ候沖船頭外四人之內貳人、何國之船ニ候哉、カミシヤツカへ爲乘参、一同ニ罷成候ニ付、殘り四人之儀承り候處、右は其國之船を以、日本江相屆候樣子ニ付、其段六人へ申通候趣を以罷越候段申聞、夫ゟ八人一同、右國之國地にて便船相尋罷在候處、右之內壹人、去亥五月十五日病死いたし、殘七人、同國商船和蘭國へ罷越茶相求候便船ニ而、當四月廿三日、ルセキ國出帆、當月廿四日、當湊へ入津仕、尤當湊へ立寄候ハ、船路ゟ百五十里程北寄ニ付、一兩日相掛候はゞ引渡相成候旨申之候段申立候、○中略

右一通吟味仕候趣、書面之通御座候、然ル處、○中略私儀場所著之上、手代中村淸八其外家來乘船爲仕候處、私儀罷越候事と心得、梯子にも手摺等を付、銘々衣服を改、漂流人ニハ日本之服を爲著、諸事穩ニ應對致候、○中略其外椅衣服類抔爲見申候、其砌緣室緣等少々相贈申候、且牛鷄を贈與候樣申ニ付、牛之儀相斷、右之代り鷄卵之儀相願候、右は一度ニ不相贈、追々ニ仕、御下知濟を相待候積ニ付、鷄卵を昨日相贈、漂流人七人へ味噌差遣申候、鷄之儀ハ、今日相贈候積ニ御座候、依之此段申上候、以上、

子六月廿八日　　江川太郎左衛門[illegible]

〔御用留〕北蝦夷地詰足輕山粗地江漂流、異國船江乘組歸著仕候義に付申上候書付、

印　津田近江守足輕　倉內忠右衛門

右之もの儀、去る辰年○安政三年より、北蝦夷地詰相勤罷在、當年同所全島見廻り之儀申立候に付、場

高橋三平樣
柑本兵五郎樣
尾室津賀之進場所をあづかる大役人　みにつけみる

文化十年六月十三日

〔通航一覽三百二十一魯西亞〕漂流

文化十三丙子年七月、去同九壬申年、松平豐後守齋興手船船頭水主三人、同十癸酉年、尾張國名古屋の船頭水主二人、かの國に漂流せしを、倶に蝦夷海に護送し來り、五人の漂民に端船を與へて、エトロフ島に歸國せしめ、本船は洋中より歸帆す、よて同島役人これを糺問し、口書をもて松前奉行に達す、

〔通航一覽續輯九十八魯西亞〕漂流

嘉永五壬子年六月廿八日、韮山御代官江川太郎左衛門御屆、

先達而御屆申上候、按するに、此屆書所見なし、私御代官所豆州加茂郡下田湊江、當六月廿四日、異船入津、同湊内字輪中へ掛留候に付、私場所著之上、手代差遣、右船中見分之上、漂流之日本人并ルセキ按するに、魯西亞國の地名なり、人願筋等、一ト通承糺候趣、左ニ申上候、〇中略

紀州日高浦和泉屋庄右衛門船沖船頭虎藏乘　梶取　長助
水切　辰藏
水主　太郎兵衛〇中略

右之もの共、一ト通承糺候處、去る酉年十月廿二日、船頭水主共拾貳人按するに、漂民聲話漂客談奇の二書には、まさしく十三名に記す、乘組、於江戸表〆粕積込同所出帆、追々走上り、去々戌正月六日、豆州子浦湊出帆後、同八日、沖合におゐて西交風ニ被吹、當高波立ニ相成、梶折檣切捨、沖合漂流罷在、同三月十二日、アメリ

以上身分の格な官ミニイツキイより、

松前島の頭たる御役人高橋三平、柑本兵五郎、諸高貴江懇親之書翰、〇中略

一魯西亞政家、日本國人江怨意の主意に於て、日本人幸太夫之時より、此度相送り候キヨゾヲ迄、魯西亞國之地方へ不幸を以て漂着いたし候節、日本國人を相救ひ候事にて、其方高貴諸君御承知被下候事と奉存候、彼等皆魯西亞におゐて官費を以て被為愛養懇敷取扱少しもいたし不申、且彼等望申所にまかせ、毎度其生國江護送いたし候、只今日本江相送候日本國人キヨゾヲ儀、足難治之症を病ひ候得共、善き取扱を以相果候事は免れ、且は此者此度生國へ歸帆迄、卽ち格別に取扱置、悉く先年之もの共之如く、官費を以て相養置申候儀に御座候、〇中略

大魯西亞皇帝神慮を以て卽位せしより十三年則千八百十三年七月三十日

ヲホツカ轄之官人海上官第二等甲必丹ヲルテン號器をかくる

ミニイツキイ 印 所轄印

印 ホルタ印

印 自章印

右之通反譯仕奉差上候、以上、

酉九月

足立左内

馬場左十郎

村上貞助

上原熊次郎

ヲホツカ役人より之横文字に副する假名書寫

松前が大名之壹番目大役人衆さま

故、右體之義をも心儘に見物仕候儀に御座候、○中略
私共歸國願度と差出候得共、兎角遲滯仕候故、日本通船仕候段、兼而承及候間、紅毛人にたより、日本へ送り歸與候樣相賴候處、魯西亞の帝へ差出し候歸國願を願おろしに仕候而、魯西亞の手を放れ候得ば、送屆可申と申候間、海上何程掛り可申哉と相尋候得ば、三年掛り申候由答申候、魯西亞よりは左程年月は掛り不申候樣に承り候得共、萬一願ひ引ゑろひ申候ば、紅毛人に相賴可申と存居候內、歸國之義申渡され候事に御座候、○中略

右件の問答終り、彼二人の漂民ハ、御暇賜りて、雉子橋の外なる御厩の宿りに歸りぬ、實に昇平大和の御代に生れ出、御身近く仕ふまつる故にこそ、か丶る事をも見聞すれ、去にても、ただに聞捨べき事ならずとて、柄短き筆を取て、ひそかに記し終る事になん、

侍醫法眼桂川甫周國瑞誌

〔通航一覽 三百二十 魯西亞四〕漂流

文化九壬申年四月廿九日、去同七庚午年、かの國に漂流せし攝津國御影村の 兎原郡に屬す 水主六人を魯西亞人クナシリ島に連れ渡る、かれら、去年同島に來り、甲必丹はじめ七人、日本俘囚となりしをもて、これを請とらんため、漂民六人を携へ來り、應接の聊になさんとせしなり、此他寛政四年、文化元年、同三年漂民を連來りしも、其實は通商を願はんためにして、みなかれに要することありてなり、事は蝦夷地亂妨始末クナシリ島の條に詳なり、併せ見べし、此水主の內、一人病てかの土に殘りしが、同十癸酉年九月、魯賊箱館に再渡の時歸國す、奉行服部備後守これを糺問し、口書を添て、柳生主膳正 御勘定奉行 安藤彈正少弼に 在府松前奉行 達し、領主に引渡さん事をはかる、去年歸國せし漂民六人も、同く領主に引渡せしなるべし、されども今其證を得ず、

〔東夷瑣々夜話 四〕酉九月十七日、魯西亞船ゟ高田屋嘉兵衞を以て差遣候、ヲホツカ役人之ニイツケゟ之橫文字書面反譯書付、○中略

ヲホツカの轄及埠頭の官人 以上役名 海上官第二等の甲必丹、及種々の官章を帶ることを得る者の

を施し、同じ織物の袴をはき、紺地の錦の緊身(したぎ)を著し、足ハ白き莫大小(めりやす)の上に、黒き百爾西亞革の深沓を履(はき)、魁藤(まろと)の枝を突けり、磯吉ハ齢二十八、同じさまに髪を組、幸太夫が掛たるごとき物の銀にて作りたるを掛、笠取で脇ばさみ、紺哆囉呢(らしや)の外套、銀の表紐を付、緊身ハ猩々緋ニ黒き縁(へり)を掛たるを著し、黄黒間道の天鵞絨の袴を著、白めりやすの上に、深沓を著す、是ハ幸太夫が沓とハ少しく違ひて、半より上ハ柿色の革にて継たれど、製作ハ同じ様也、諸共に笠を地ニ置、拜をなして床机に座したる體、更に此國の人とハ見へず、紅毛人の形に髣髴たり、夫より彼貳人に問を下すごとに、答ふる所的實にして、いさゝか虚説なし、誠に千古の一大奇事也、

問　一其方共最初著船したる所は、何と申地に候哉、

答　あみしつかと申島へ漂著仕候、此所に四年罷在候、○中略

問　一歸國の義申渡候節、何ぞ申付られ候事は無之哉、

答　老中とも可申役人、歸國之砌申され候は、世界の國大抵我國に交易通商せざるは無之候に、日本のみ通信無之候、此度汝等を送り歸候因みに、交易の義を取繕ひ度事候、乍去強てと申筋にては無之候旨、呉々被申含候、此義帝より仰渡され候事にては無御座候、全く右之役人の存寄にて申聞候事と推察仕候、

問　一彼地にて耶蘇宗門入改宗致候者は、四十二日水を浴、後ろを向て唾吐して、其上にて、名を改候よし、勿論名を改候折も、水をあびせ候よし見及候義有之候哉、

答　御尋のごとくに御座候、名を付候時は、何れ水を浴せ候事と相見へ、小兒の七夜に名を付候節も、大體に水を湛へ、小兒を水中へ三度浸し候上にて、名を付申候、小兒殊の外啼申候、

問　一宗門に入不申候ば、左樣之義見及申間敷事に有之候哉、

答　前々申上候通り、私共は制外故、何方へ參、如何樣の義を見候而も、左まで咎候者も無御座候

一此節、ヲロシヤ國王より日本江貢を獻じ、拜禮願、渡來いたし候船にて、商船に無之、最彼國王より日本奉行ニ准じ御役人壹人、用人體之もの貳人、其頭役人之體八九人、其次足輕體貳參人、但足輕體之もの鎗幷鐵砲所持いたして警固役相勤、

〔北邊紀聞前篇中〕六月廿四日、幸太夫、磯吉請取引替差出ス、

今度送り來る漂流人幸太夫磯吉、松前地におゐて請取處の證件のごとし、

寬政五癸丑年六月

石川將監朱印同
村上大學朱印同

〔蝦夷地初發記〕漂民御覽之記

寬政五年癸丑九月十八日、吹上御見物におゐて、去ル天明二年壬寅十二月十三日、勢州白子を出船し、其夜駿河の沖にて、俄大風に吹放され、同三年卯七月廿日、魯西亞の屬島あみちつかといふ地に漂著し、夫よりかむさか、おほつか、いるからつかなどいふ地を經歷し、歐羅巴洲なる魯西亞國の都へ出、女帝に見へて話しを受、去年九月三日蝦夷のねもろといふ地まで、彼國の船にて送り歸されたる神昌丸の船頭大黑屋幸太夫、同水主磯吉なる者を、上覽あり、御見物所の正面に御簾を掛、御透見ある樣に御座を設て、右の方の御側には、松平越中守、加納遠江守、平岡美濃守、高井主膳正列座、其前に張出しを構へ、御小納戸頭取龜井駿河守、水野河內守、多紀永壽院、桂川甫周列座、是等ハ事の由を尋訪すべき旨を命せらる、次ニ御目附中川勘三郞、矢部彥五郞、此兩人ハ今日の執事なり、御座の御後には御小姓、御左には御小納戸群居なり、御白洲に床机二脚を居る、是は彼二人の者の爲に設けたるなり、扨、午の初になん〳〵たる頃ほひ、幸太夫磯吉を召出され、幸太夫齡四拾二、髮をば三ッに組之、被に垂れ、黑き緖にて卷き、黑き氈笠をわきばさみ、襟にハ黃金にて作りたる小き鏡のごとき物を掛、桃色の銀莫斂兒にて製したる筒袖の外套に、赤き玉の衣紐

廻候樣ニ被仰付候旨漂流人御受取并御返翰御贈物於松前御料理等被下置ヲロシヤ人甚大悦出立候由重而長崎廻候而も宜き御證文を頂き申候由扨ヲロシヤ國ヨリ松前江は近く長崎江は三年程もかゝり候由承候、

〔東夷稱々夜話〕ヲロシヤ國より歸朝日本人より聞書寫

一當年より十貳ヶ年以前寛政五丑年十一月廿四日仙臺北鹿郡石之卷湊より江戸江米積廻し、海路同月十九日ゟ十二月二日まで同國棚倉沖にて難風ニ逢沖中方ニ漂ひ翌寅年五月十日頃ヲロシヤ國之内島漂着、

但日本地を去て何里と申儀數日沖中ニ漂ひ候故覺不申候、

一若宮丸とも六反帆拾六人乘組水主之内四人此節歸朝申候、

奥州仙臺羽尾郡室濱　儀兵衛 子四十三歲、母兄妻有之、

同宮城郡寒風村　伴太夫 子六十歲

同村　太兵衛 子四十二歲、母姉弟有之、

同右儀兵衛方ニ同居　太十郎 子三十四歲、母弟妻有之、

一乘組拾六人之内水主船頭儀水主之内貳人ハ彼地ニ而死殘拾參人之内九人病氣ニ而歩行不相叶同國ニ殘し置四人ハ此度日本江差越候得共國主方ニ呼出置申候、

但彼地出帆之頃ハ去亥年六月中旬頃ニ而當九月四日日本ニ著岸、

右四人之もの言語并髮日本通り服ハ彼國之容體にて百日以前にも月代いたし候樣子相見申候、

一日本人四人歸國仕候ニ付ヲロシヤ國王より賜り物、

日本仕立羽折并著物帶何れも繻純子同斷足袋草履共二重かゞみ銀時計金錢貳拾、

一カミロト萌黄　一巻　一天鵞絨紺　一巻　一赤革　一枚　一淺黄革　一枚
一黄革　一枚　一硝子鏡　二　一硝子コップ五トクリ十一
以上拾壹品〇中略
一ヲロシヤ上使之名　アタムキリロウ弁ケ　ラクスマン
タトヘバ日本ニテ山崎造酒丞時宗父久兵衛
造酒丞　父久兵衛　山崎
アタム　キリロウ弁ケ　ラクスマン
自ラ云時ハ、アタムラクスマント云、　他ヨリ云時ハ、キリロウ弁ケ、
一公儀ヨリ異國人ニ被下置品々
一米五斗入　百貳拾俵　一大麥　四拾俵　一小麥　一俵　一長刀　二振　一狐
皮　五拾枚　一鹿肉　十樽〇十樽一本作ニ十七樽　一牛鶏鹽漬
外ニ
一美濃紙　一箱　石川將監様ゟ　一奉書　一箱　村上大學様ゟ
一高蒔繪四重組　同菓子盆　熨斗鮑　たばこ　一箱　松前若狹守様ゟ
異人より獻上之品
一硝子フラスコ五　同コップ十　虎猪皮　五枚五色　猩々緋　一巻　萌黄羅紗　一巻
トロメン　一巻
右之通ニ御座候
一ヲロシヤ人江被仰渡ハ、此度ハ不案内ニ而參候事故致用捨候、重而如何様之義ニ而參候共、間
道不可通、日本之風ニ而、海監之備有之、異國船見當次第微塵ニ致し、尚又交易之類も、長崎ゟ相

一月十三日、急ニ江戸發足、松前江罷越申候、兵粮米事欠候段、及御聞、現米千石被下置、舟廻シニ被遣、御勘定奉行久世丹波守懸リ也、〇中略

異國人通詞申候者ヲロシヤより申越候は、江戸江右三人之者直ニ可相渡旨被申付候、書狀并獻上物等致持參候由、然ル上當年中ニ是非江戸表江罷登候樣ニ申候得共、先差留申候處、然者明年四五月頃迄相待、江戸表より御沙汰も無之候ハヽ、其節是非江戸表江直ニ訴可仕旨之返答ニ御座候、尤私方江異國人ゟ書狀を以申越候ニ付、早速御屆申上候、依之私家來共彼地江差遣申候、御差圖有之迄ハ差留置候樣ニ申付置候得共、異國人之義ニ御座候得ば、如何程之趣意可有之哉、心底難計事ニ存候得共、可成丈穩便ニ取計候樣ニ申付置候、依之前書之始末如何可仕哉奉伺候、以上、

十一月五日　松前勇之助

右者御用番鳥居丹波守殿へ伺書〇中略

被仰渡御書付

ヲロシヤ漂流之者召連罷越候ニ付、江戸表ゟ御沙汰有之候間、夫迄は決而出帆不致候樣に取計可申候、尤右取計等手荒ニは不致、失禮等無之、手當も丁寧ニ致し、酒食之類迄も心附可差遣候、并右之者アッケシニ而上陸致候共、蝦夷其外松前等之者も、其役々之外應對等爲致申間敷候、

十一月六日

右書付鳥居丹波守殿御渡〇中略

ヲロシヤ人ゟ松前江贈候品

一緋羅紗　一卷　一萌黄羅紗　一卷　一兜羅綿黄色　一端　一同赤地　一端

してカラフト島に漂著す、時に寶暦十二年六月廿一日也、船頭德五郎、いづくとも志らざれば、ただ茫然として晷天を望むのみ、數日滯留の內、島の翔るを見るに、鴨とおぼしき鳥の辰巳の方位を指して翔けりゆくを見て、彼島は日本に徘徊する鳥也、毎年秋には集るなれば、辰巳の方位に日本あるべしとおもひ、夫より十八日を經て人里に出たり、此時九月十八日也、此處は蝦夷地シラヌシといふ村也、此節既に雪ふりたりと見へたり、予〇最上徳內竊に考ふるに、カラフト島の內タライカとヲッチシ〇一本作ヲンチンとの間に漂著せしと思はるゝ也、此等を察し、日本の船師の未熟なるを推量すべし、猶島の廣大なる事を思ふべし、扨又天明丙午年夏、大石逸平といふ者、カラフト島の地方廣狹遠近及び諸產人物等の點檢の爲に渡海せり、濱邊傳ひに段々と巡見するに、ナヨロ村に至る、所の乙名ヤエンコロア〇一本作アエ、下同、イといふ、此者の父の名はヤウチウテイといふといひし、死去して悴ヤエンコロアイの乙名をする也、父のヤウチウテイは、山丹國に渡海し、又松前所在島西蝦夷地ソウヤ村に涉海し、交易を博くせしもの也しが、先年山丹國に渡海せし時に、滿州の官人來居り、ヤウチウテイといふ名を授けたりといへり、其官人者三爪の龍を織たる官服を著たる人也といへり、安永七戊戌年、松前家臣工藤淸左衞門、上乘役にて、ソウヤに往し時に、彼ヤウチウテイ交易の爲、ソウヤ村に來り居たる故、工藤淸左衞門、此蝦夷人の名を貰ひたる事を尋るに、楷書にて楊忠貞と書たる唐紙の一軸を出したり、淸左衞門此始末を見て、山丹カラフト兩國の精しきに依て、山丹國の地圖を書記せといひければ、大小島都て六箇所を畫したり、

〔魯西亞船到著〕寬政四年壬子十一月、ヲロシヤ國之人伊勢國之者致漂流候三人之者を送、東蝦夷地江致著岸候一件、

當年松前志摩守依病氣隱居、子息勇之助被家督願相濟、于十月廿五日、勇之助江戶江著、十一月登城、御目見相濟、御一字拜領有之、若狹守ニ罷成候、蝦夷地江赤人船著岸ニ付、又御暇被下置、十

もに尋ぬれば、ハツパアイノといふ者、當島へ漂流の船中に、死體一ツありて、船主なければ、荷物取かくし、にげ去りける次第、明白に告ければ、赤人ども是を聞、大に怒りをなし、此島は赤人蝦夷兩國入相の業行ひし所なれば、難事ならば、互に相救ふべき處、不法のいたし方とて、鬱憤を含みける、赤人は無理もなし、此方は非道なる事なれば、此旨を赤人具に予に告けれども、予は赤人に向ひ答るやうもなく、口惜くも閉口したりけり、（北海島船記 蝦夷草紙）

〔蝦夷草紙附錄四〕エトロフ島の事

一エトロフ島は、クナシリ島の隣島にて、彼島より渡り口西南の地海邊に峨々たる峻山の下に、イトイヤ、ヘレタルへといふ二ケ所、クナシリ島に渡海の船、日和を伺ふ處也、是より北一里程にして、モヨロといふ所に蝦夷村あり、此村の乙名をクテレルといふ、此乙名の稼場にて、濱邊に古碇一頭あり、頭の重さ七十貫目程あり、松前漂流船留書にて探索するに、紀州小園村堀川屋八右衛門手船沖船頭友右衛門、寶暦六丙子年十一月七日、豆州浦賀の港を出帆して、難風に逢ひ、同五月十七日此モヨロに漂著せり、天明丙午年にて三十年以前に當る、

〔享和辛酉唐太事狀〕一以前日本の大坂廻船、唐太江吹付られし事あり、其比迄ハ、ヲウセニ而交易を爲、カラフト渡海無之節ニ而、カラフトノ夷人送り來りし事あり、當時ソウヤ辨天ニ其始末額に書記有之、寶暦十二壬午二月志州あのりの沖に而難風に逢、六月廿一日唐太ヲリカタと云所ニ漂著、同年九月シラヌシ江著、越年いたし、翌未四月廿四日宗谷江渡海之趣書記有之、

和州小泉片桐石見守領分百姓　西宮浦船頭上岡德五郎　彌四郎　吉十郎　久七　萬三郎　久太郎　三次郎　八兵衛　善五郎　以上九人

〔蝦夷草紙附錄五〕日本人カラフト島に漂著の事

松前家舊記漂流船の吟味留書を見るに、攝州西の宮の船頭德五郎といふもの、難風にあひ、漂流

年十一月十四日、佐井の湊を出帆して、難風にあひ、北之方に漂流して、赤人の國にいたる、德兵衞が親類にて、勝右衞門といふ者、同領奥戸村伊勢屋安兵衞親類にて利八、同領大間村の長松、同所宮古湊の伊兵衞長助等、以上五人存生のものありて、赤人國の土人となり、五人各諸所に住す、奥戸村の利八はカムサスカ土人日本通詞ヒヨドロといふ者の妹聟となり、勝右衞門は赤人國のイルクッコイといふ所に住居して、赤人の國王より銀錢貳百箇にて抱へられ、イルクッコイの有司となりしに、終に男子を設け、此子庶人に勝れければ、國王よりベイタラレヲンセイチヤといふ名を賜ふ、天明三卯年に當り、十七歳になりしが、國王より大船を作り、水主共十四人を添へ、勝右衞門子船師として、ゴローータラハンエリスコイといふ湊を開帆して、南方に針路をもとめ走せ出しけると云、赤人ども予に（按するに、此書(蝦夷草紙)は御普請役最上德内の撰にして、予とは已なさす、下同じ）向ひては、何國に行しともいはざれども、日本の地を望しとみへて、蝦夷の地方に赴きし、終にカラフト島に著て、カラフト土人どもに、船中の人不殘射殺され、その船は流てウルップ島のアタットイと云所に流れ寄りけるも、（按するに、以下他事にわたれど參考のためしばらく存す、）時にエトロフ島の乙名ハッパアイノといふ蝦夷人、獵業のため此所へ行ける、か丶る所に漂流船寄りてあり、卽乘移り見れば、無疵の死體一ッありて、外に船頭水主も見へず、依て金錢銀錢羅紗猩々緋類夥しく積、主なき船に良產ある故に、拾ひ取隱し置、船をば燒拂ひける、然る處に毎年獵業に渡來る赤人の船、遠沖より幽にみへて、段々間近くなり、頓て此島に著くと見へければ、時にハッパアイノ思ふに、赤人の大船燒拂ひ、船中の荷物取隱したる事、もし顯はる丶に於ては、船中の人も殺したるやと疑ひもか丶らんとて、日和の善惡も見定めず、速て蝦夷船九艘に乘組百人餘にてウルップ島より出船して我住所のエトロフ島に逋げ歸らんと、潮の急流も厭はず、大灘所の渡海するに、折節惡風つよく吹、沖中にて九艘ともに浪に覆へされ、皆死しける、赤人共ウルップ島に著船して、其邊周章し、殘り居たる蝦夷人ど

漂流

儀に付、右爲御忠賞被下金相當望之品爲取遣す、以後其方同樣に御主意相守ものは、尙又御褒美爲取遣す間、其意を得べし、魯夷にまたがふもの、或は出奔等致し度存念之もの有之候はゞ、早々申立べし、隱し置におゐては、重き御罰あるべし、萬一右等之もの有之上は、以來當所江は不差置外場所へ遣す間、其旨外女土人ども江も能々申諭べし、

〔北蝦夷地仕出〕亥〔文久三年〕十二月二日到來

魯西亞人山靼人共渡來之儀に付、別紙對話書相添申上候書付、

立石元三郎
清水浩吉郎

北蝦夷奥地シルトッタンナ井滯在魯夷首長チヤチコーフ、外雜夫壹人、山靼人四人、當春召連行候ウショロ土人チセキシユイ、ヲタルアエノ、都合八人、去月五日申の下刻頃、山靼舟江乘込、渡來致し候に付、ウショロ出役高橋峯三郎對話仕候處、別紙應接書之通、異條無御座候得共、右推考仕候得ば、依然として壹人づゝも奪去隱謀致すべくに而、チセキシユイ妻ウウタトンケマ爲奪去渡來仕候處、此度は程能談判に而不差遣、其儘歸船仕候得共、何分此儘御捨置相成候而は、北地在勤一同深心痛仕候儀に付、其筋江嚴敷御掛合相成候樣仕度奉存候、且ウショロ出役之儀も、定役以下相詰候樣、兼而調役衆より被仰上相成居候得共、足輕壹人に而は、右等應接之節、相談可仕者も無之、深心痛仕候趣、每々同所出役之者より申越候間、何と歟早々御評決之上、增詰被仰付候樣仕度奉存候、依之別紙對話書、其外書類相添此段申上候、以上、

亥十一月

〔通航一覽三百十六魯西亞〕勝右衞門漂流之事

奥州南部領佐井村の竹內德兵衞といふ者、手船に乘組、十七人にて、千貳百石積の新艘、延享元子

候儀、役土人始、一同之者ども江、篤と申諭し置可申奉存候、依之土人申諭之書、幷ウショロ詰足輕高橋峯三郎差出候書類相添、此段奉伺候、以上、

亥四月

申渡

臺盃壹組　總小使

陣羽織壹つ　ヲンハヲトヱ

同斷　土產取

同斷　シツヘイチウ

其方ども儀、御國恩之有難を存、厚御主意を相守、此度魯夷チヤチコーフ儀、人夫を引連、鐵砲を持て土人共を強奪致す節、危難之應接中、詰切相勤、外土人ども江も、魯夷共に隨はざる樣申諭方も宜、奇特之至に付、右爲御忠賞、品々爲取遣す、其上ヲンハヲトヱ儀は脇乙名、シツヘイチウは乙名に取立る間、得其意べし、以後其方同樣に御主意を相守者江は、尙又御賞美爲取遣間、魯夷に隨ふ者、或は出奔等いたし度存念有之ものは、早々其場所役人江申立べし、隱し置におゐては、重き御罰有べし、且又役人は勿論、支配人番人之差圖を背き、日々働かざるもの等は、當所に不差置、外場所江遣す間、其旨土人ども一同江厚申諭し、以來右樣之儀無之樣取計方いたせ、

申渡

金三百疋　女土人　シウタトンケマ

金百疋　同　ヌイクシマ

金百疋　同　マフセヒリマ

其方ども儀、厚御主意を相守、魯夷どもへ隨ひ不申、外女土人江も隨はざる樣、諭し方も宜、奇特之

立石元三郎

ウシヨロ場所内字ヲタフニ村總小使ヲンハヲトヱ外四人之者ども、奧地シルトツタンナキ澤在魯夷首長チヤチコーフ儀、ウシヨロ表江嚴威を以土人拾七人强奪仕候節、危難根機之應接中、詰切相勤、且御旨意之旨をも相辨、皇國之御恩澤を聊に而も奉存、外土人共江も、魯夷江浸潤之念無之樣申諭方も宜、且出奔土人之内、チセキシユイ妻儀は、夫に隨ひ不申、御國恩を失忘不仕、ウシヨロ場所に相止り候次第、其外峯三郎申立之通、頑愚之土人に仕候而は、無此上奇特不堪感膽之至奉存候、同人申立之通、御賞美被下可然と奉存候得ども、勘辨仕候處、右に而は向後賞美取立方も無之候間、總小使ヲンハヲトヱ儀は脇乙名、土產取シツヘイチウ義は乙名江御操上げに而可然哉、被下品之儀は、行器は過當に付、ヲンハヲトヱ外壹人江は臺盃壹つ、陣羽織壹つ、女土人シウタトンケマ外貳人は、峯三郎申立之進り之當りを以、望之品爲取遣し候而、不相當にも無御座哉に奉存候、右御忠賞被下候に付而は、是迄土人は頑愚鈍智之毛夷と而已申候而、御一大事にも可相成程之罪を犯し候共、御捨被置候得ども、北蝦夷奧地之内も、西地之部は、魯西亞海城返帆辨利に付、既に久春内江も追々家數相增候程に而、北地蠶食之奸謀眼前に御座候得ば、雜居之地に而、愚昧之土人たりといへども、彼に隨ひ候ものは、輕重相立、罪科に被處候而、當前にも奉存候得共、是迄御仕置之御法令も無之候間、篤と勘辨仕候處、詰り雜居爲致不申樣御處置御座候上は、ソウヤ江渡海爲致、御手場所石狩幷西地クトウ寄場兩所之内江差遣、漁業爲致候はゞ、些少之御益にも可相成、當所御取締も宜、兩全と奉存候、賞罰不正は、自ら御取締も行屆不申、既に此度もヲンハヲトヱ其外之ものどもへ御賞美被下候上は、昨年中召連行候トコンベ、當春召連行候土人共御掛合濟之上、差戻候はゞ、直にソウヤ江渡海爲致候積り、以後彼等江浸潤之念有之ものは、同樣取計、皇國之御恩澤を相辨、御主意を相守候者は、尙又厚く御賞美被下置候樣、此のごとく賞善罰惡

書付、

村上次郎太郎

北蝦夷奥地ウショロ領おゐて、シルトッタンナイ滯在魯夷首長チャチコーフ儀、土人共强奪仕候節、總小使ヲンハヲトヱ、其外之ものども、奇特之取扱方、山梨佐輔外壹人申立之通、威膽喝采之至に付、忠賞は速に與へ遣し候方格別難有可奉存候間勘辨仕候處、役義糅上方幷被下品之儀も、不相當にも相見不申候間、承屆、且北蝦夷奥西地之部は、ニカライスカイ之往返海洋辨利に付、魯西亞軍艦商船とも、時々通帆仕、既に久春內邊も年々家數相增、往々蠶食之奸謀は、累年之心懸に而、魯夷雜居爲致候儀、御開柘手後れ相成、今更無御據不得止事候得ども、御國恩を失忘仕候土人とも、雜居爲致置候而は、自然皇國之安危存亡に拘り、且彼等曲謀巧策を以、土人どもを强奪いたし、或は此方より浸潤いたし候者も有之間敷とも難計候間、定役申立之通り、迂遠之教諭に而は御取締向行屆不申候間、賞罰正しく御仕置之御法令嚴敷、役土人始、一同江申論置候方、須臾も難御捨置儀と奉存候間、承屆夫々爲申論置候、然る上は、以後彼に浸潤を顧、或は出奔等致し候念相見候上は、直にソウヤ江渡海、御手場所石狩江差遣し、是迄之通御撫育被成下、當地漁場稼は、石狩土人ども、年々春漁而已出稼致させ、鯡漁濟之上、石狩江差戾候得ば、秋味漁之障りにも不相成、些少之御益にも可相成、且奥地土人ども御取締向も行屆、兩全之儀と奉存候間、御聞屆相成可然哉に奉存候得共、右ヶ條之儀は、是迄土人共之罪科は被御捨置候儀に付、伺之上取計可申奉存候、依之差出候書類相添、此段奉伺候、以上、

亥四月

ウショロ場所奇　土人共江、御手當被下方幷土人御取締向御處置之儀に付奉伺候書付、

山梨佐輔

は、我等身分にも拘り候間、急度覺悟可致候、〇中略

於菟
一イサコーフは、ニカライスカ江順風次第引上候に付而は、トコンへ義は、如何之姿に致し殘置候哉、取逃候而は不相成候、書付に而も差出、預り置候哉、承度候、

エサコーフ
一書面は差出難く候、私御預り申候上は、引上之節跡役ミエンチヨカと申もの相詰候間、此ものへ申送り引繼置候事に御座候、

佐輔
一致承知候、雙方伺濟迄之間に候間、入念引繼可置候、

エサコーフ
一致承知候、

右畢而戌中刻一同退散、應接之手續如斯御座候、以上、

亥三月十二日〇中略

村上次郎太郎

書面二ヶ條、ウシヨロ引受土井拾次郎家來ゟ、出奔土人トコンへ外拾七人、魯夷江被召連行候に付、伺之趣不容易儀に付、篤と勘辨仕候處、兼而函府江伺中之儀、御差圖有之迄は、以後壹人も渡候義は不相成、併手荒之所業無之樣差向心得方申達置候、且又魯夷雜居之地、此上多人數被召連候而は、連年厚御撫育之詮も無之、場所衰弊にも相成、土人氣配に拘り可申と存候、依之此段申上置候、以上、

亥四月

山梨佐輔
藪內於菟太郎
立石元三郎

〔北蝦夷地仕出〕亥〇文久三年五月廿六日到來

北蝦夷奥地土人共御取締向御所置之儀に付、山梨佐輔外壹人より差出候書面に付、奉伺候

於菟太郎
一トコンペ一條に付、昨日之挨拶には、篤と勘辨いたし、何れにも迷惑不相成様可致との事に而、引取候間、能き挨拶承度候、

エサコーフ
一篤と勘辨致見候處、何れにも我國王より之書翰に而、日本之働を嫌候ものは、我國江可送との書狀に付、今更御引渡申譯には難相成候、〇中略

於菟
一畢竟其許とも、國王江申立方不宜候、日本と魯西亞國とは、江戸箱館に而は條約も濟、相互に不都合無之樣致候こそ親睦之廉にも可有之、既に箱館には、コンシュル、取締として詰居候程に而、右樣不都合之强談は無之筈、且トコンペ義、日本を嫌候譯には無之、昨年シルトッタンナイ其方居小屋江駈込候義、初發は全ウショロ番人と喧嘩致し、一時無勘辨に而駈込候趣、トコンへ最初より之心得方、先達而承り候得ば、誠に後悔致し、古來より御撫育も請ながら、親兄弟之迷惑に相成候事も不顧、其砌久春内江參候はゞ宜敷ものをと申程に而、何之心得も無之、シルトッタンナイ江罷越、夫故莫大之御迷惑相掛候と申、落涙におよび候、此方に而も、トコンへ見苦敷體に付、古手貰等遣し候へば、誠に悅び、是迄シルトッタンナイに壹ケ年も働候得共、何一つ貰不申と申、大悅びに而、是より久春内江引移住居致度旨願立候、決而日本を嫌候譯には無之候間、其段尙又分け而國王江可申達候、夫迄はトコンへ義、當方江預り可申間、早々可被渡候、

チャチコーフ
一私共におゐても、一端國王江申達候を、又々出し直しは、身分に拘り申候間、明日にもトコンへ引連出帆可致候、

佐輔
一夫は決而不相成候、夫に而は亂妨と申者に候、今般既に其方より鐵砲を携ひ、拾三人久春内通行に付、追留候得ども、態打に行と申僞、トコンへを引連候事、都而不法之致方に候間、右樣致候而宜候はゞ、此方にも了簡有之、日本は可成丈勘辨も致候得共、此場におゐて、其方如きものども、五人貳拾人相手に致し候而も、聊不恐候間、勝負致すべく哉、迚もトコンへを其方江渡候上

〔應接〕乍恐以書付奉申上候

ウショロ領ウエンルイサン村御囚人平土人
トコンペ

右之者、先般御召捕に相成、御吟味中病氣に付、全快迄、御吟味之儀、御猶豫被仰付、脇乙名サチカリ方江御預け相成、サチカリ引取、チラホツナイ村乙名見習モクチヤランケ方江、爲療養宿替奉願、種々手當致し、看病致置候處、去る九日、魯西亞人拾三人に而鐵砲携、モクチヤランケ宅江押入、右トコンペ義連れ度趣、モクチヤランケ江申聞候に付、品々對談仕候得とも、右難整候間、無據同人義シラヲロ番家江其段屆出、其跡に而トコンペ義召連行衞相分り不申候、右は大切之御囚人取失候儀、何とも奉恐入候儀に御座候得とも、格別之以御慈悲、御察當之儀御免被成下置候樣、偏に奉願上候、此段重々奉恐入候得共、以書付御慈悲奉願上候、以上、

文久三亥年三月十一日

トコンペ御預ケ宿　脇乙名　サチカリ　爪印
役土人總代　總乙名見習　カンチヨマンテ　同
シラヽヲロ　番家守　源藏　印
　差配人代　泰藏　印

御用所

〔應接〕亥（文久三年）三〇三月十二日、於久春內仮御締所定役出役山梨佐輔、薮內於菟太郎、同心細野五左衛門、足輕杉山政吉、滯在魯夷首長エサコーフ、シルトツタンナイ滯在首長チヤチコーフ被應接候書、

一ト通り挨拶畢而

北地場所土人出生之者有之候節、是迄御手當も無之候得共、エトロフ場所に而は、玄米八升、糀貳升づゝ被下、其節詰合より名付遣し候趣、當島之儀も、異境同樣之離島、殊に、魯人滯在いたし居、旁土人共之儀、別而厚く御撫育被成下候儀に有之候得ば、同島之通、米糀被下候樣仕度、且又其節矢張同樣名付遣し、御國風之俗名唱呼仕候得ば、語路もよろしく、往々、歸化之一端とも可相成奉存候、依之此段相伺申候、以上、

酉〇文久元年二月

〔北地仕出御用留　四〕出奔者之儀に付御屆申上候書付

ウエンルイサン村平土人　トコンへ

右之者儀、ヴッシユ江働方に遣置候處、去月十八日晝頃より居不申候得共、元來足早に而、彼是奔走致し、度々隱れ居候ものに御座候間、定而右等之儀と心得、其儘差置候處、翌日に相成候ても、歸り不申候に付、所々探索致し候處、フレヲチ村土人サチタツタリと申者、濱邊江出候處、奥地之方江獨行致候者之跡有之候を見受候趣注進致候間、則番人役土人江申付尋遣候處、シルトタンナイ滯在魯夷之處迄至候に付、相尋候處、即同所に來居候、右に付召連歸り候樣申付候處、魯夷頭役之もの相拒、取押候に付、尋參候もの空敷引取申候、依之猶又番人役土人ども差置、召連に遣し候處、右同樣取押置、其上申候は、海上船路自由に相成候時節、本國又は其地より首長之もの參候はば、其節若不參候とも、此方より掛合、差圖を請候上ならでは、幾度召連に參候とも、相歸候義難相成樣之申口に而、何分相渡不申候間、又々無是非歸場致し候段申候、然共素より言語も自由には通じ兼、且夷情之義難計候間、事實明に御座候得ども、先づ前條之次第に申聞候間、此段不取肯御屆申上候、以上、

戌〇文久二年二月

土井能登守家來
福永鉞之輔　印

差遣候而は、限りも無之、乍然皆無不差遣候而は、自分土人之儀故、彼方江手なづき可申、左候而は、御主意にも相背き候間、以來品物相與候節は、右品丈けの品物見計被遣方御仁惠にも相當り、且は御國威も相立可申奉存候、依之此段相伺申候、

申十二月　　磯村勝兵衛

北地久春内に罷在候セカチ共江魯夷より更紗幷白木綿類相與候處、受用不致候に付、替り品被下方取計候儀申上候書付、

成瀬潤八郎

北蝦夷地ナヨロ村小使サチカリ次男

シラヌンカリ　申十三才

平土人カナキアン四男

イテク　同八才

平土人カヤミサマ伜

インハカ　同十三才

栗綿五尺

紺木綿五尺ツ

右之もの共儀、當月四日網引爲手傳濱邊に罷在候處、魯夷士官體之もの相越居、更紗幷白木綿等相與へ候處、目前に而砂上江投捨、奇特之儀に付、代り品一倍と見積、書面之品被下方取計、褒置申候、御入用之儀は、追而御用所御入用に組込候積御座候、依之申渡書相添、此段申上候以上、

申〇萬延元年九月　　磯村勝兵衛 小印

山内二郎太郎 小印

〔北地仕出御用留 二〕北地場所にて、土人出生之者江御手當被下方之儀相伺候書付、

りて越年す、然るにラショッ島より附添たる夷人ども、初めて魯西亞人の手に屬したるゆへ、言語も通じかね、都而之事不辨利なるを怒り、魯西亞人夷人を撻事え ば〳〵なれば、一同に恨み附添たる夷人の內マキセンケレコーリッ父子を初、少々者逃歸けるが、逃後れたるものは捕られ、諸道具は打碎れ、船は燒捨られ、歸るべき方便もなく、歎き暮しけるが、流木を以纔に小船一艘を打立て、又逃歸けれ共、尙逃渡たるもの心ならず、魯西亞人に從て島々を巡りける、明和六丑年の頃、魯西亞人イハンホロンヒチニイカノウ、同ケシセンニコウ、同トロヘムといふ三人のもの、ラショワ島へ來り、島中のものへ申渡やふは、去々年イバンレエテヽ、エトロフ島へ渡海の時、當島のものを召具し、甚非道の振廻ありけるよし、本國へ聞え、其もの重き仕置にあひたり、其時召具したるもの共のうち、半は子細ありて、ホロムシリ島に殘したり、追て歸島さすべし、其餘のもの共は今則相具したり、以來ヲロシヤ人へ對し、聊隔意なく心を安んじ、當島に任すべしとて、獵虎獵をなすとて、ウルツフ島の方へ向け歸帆せり、然るに前年の頃より、ヲロシヤ人大勢大船に乘組、ウルツフ島に渡り、所々に、居所をかまへ、ラツコ其外獵事をなしたりしが、獵虎幷寄鯨の事により、エトロフ島、ラショワ島の夷人共と、ヲロシヤ人爭論に及び、彼夷人共獵業に出たる留守へ、魯西亞人大勢押かけ、女子子供を追ちらし、重器其外諸道具等を盡し奪取、或は打碎きなんどして、其餘の品々不法の働をなせり、

〔北地仕出御用留 二〕申十二月七日御小印濟

小印　井上元七郎

書面久春內滯在之魯夷より、同所土人セカチ江更紗其外可與候處、受用不致、兼而申渡置御主意之趣相守段、奇特之義に付、右一倍之品被下差遣候趣、勘辨仕候處、素より貪食之念慮腹臟いたし居、差支候義に可有之、就而は雜居に相成居候上は、向後右等之儀無之とも難申、其時々一倍之品

元禄十一戊寅年、魯西亜之千六百九十八年に當て、魯西亜之臣アタッといふもの、陸續の奥の地より、カムサスカの土人を大牢服從せしめ、海陸の獸皮を得て、多く持歸りしとぞ、其後千七百十五年（我正徳五乙未年）に、再び船にてカムサスカに渡り、其地は素より近傍の島々までも從へりとぞ、蝦夷地蠶食のきざしにこそ、

こゝに、赤人カムサスカの土人を服從せる事を記たれば、或人とがめて、カムサスカは、亞細亞大洲の内なれども、素より魯西亜の領地の續にして、志百里亜（シベリヤ）の地なり、然るに今ことごとしく赤夷土人をなづくるとはいといぶかしと、（此書の主意のみ記せる書なれば、赤夷来れるこの闕あり、）そは地理をえらざる人の見にして、カムサスカも我邦の封域なれども、魯西亜に蠶食せられしをえらざれば、左思ふも理なり、予（○道麻呂荻原）其一つ二つをいはん、古和歌にも、蝦夷の千島と詠じたる島々の名にて、此カムサスカといふ地は、萬國圖にも、亞細亞大洲東北の端にして、漢土にて加莫斯葛杜加（カムシカツカ）と書り、是はもとより我封域にして、古へ奥蝦夷といひし地なり、カムサスカといふも、カムシャッケと言ふも蝦夷の語なり、カムは魚肉といふ事、シャッケとは曝し乾すといふ義なり、此地に大河あり、夫をカムシャッケといひしより總地名となりしなり、此地の土人この大河にて、鯫（シヤケ）魚夥敷（鰊和名つくる鮭に書け疑は誤ならん）漁て、アダッと名付て、脊ひらきにして乾置、食料となす、されば魚肉を曝し乾すといふ義にて、カムシャッケと名付しとなり、

〔狄艦事略　二〕赤夷（○魯西亜人）ラワワ人をなづくる事

明和二酉年の頃（不ㇾ知二月日一）ヲロシヤ國輕き役人の由イパンレエレテ、并ハタチンといふもの、クルリッケ諸島といへる内、ラワワ島へ來り、島中見分之上、エトロフ島へ渡るにつき、當島のもの共も召具すべしといふにより、則マキセンケレコレ（ケレコーリツが親なり）といふものを初、蝦夷人數多附添、シムリ島へ至り越年、翌年エトロフへ渡り、島中の樣子人別等まで悉く改め、ウルッフ島へ立戻

ル、ゴルチャコフに其全權を任せり、

右各全權の者、左の條款を協議して相決定す、

第一款

大日本國皇帝陛下は、其後胤に至る迄、現今樺太島(即薩哈嗹島)の一部を所領するの權理及君主に屬する一切の權理を、全魯西亞國皇帝陛下に讓り、而今而後樺太全島は悉く魯西亞帝國に屬し、ラペルーズ海峽を以て兩國の境界とす、

第二款

全魯西亞國皇帝陛下は、第一款に記せる樺太島(即薩哈嗹島)の權利を受し代として、其後胤に至る迄、現今所領クリル群島即ち第一シュムシュ島、第二アライド島、第三パラムシル島、第四マカンルシ島、第五ヲネコタン島、第六ハリムコタン島、第七エカルマ島、第八シャスコタン島、第九ムシル島、第十ライコケ島、第十一マツア島、第十二ラスツア島、第十三スレドネワ島、及ウシル島、第十四ケトイ島、第十五シムシル島、第十六ブロムン島、第十七チユルポイ、幷にフラット、チェルポエフ島、第十八ウルップ島、共計十八島の權理、及び君主に屬する一切の權理を、大日本國皇帝陛下に讓り、而今而後クリル全島は、日本帝國に屬し、東察加地方ラパツカ岬と、シュムシュ島の間なる海峽を以て兩國の境界とす、〇中略

明治八年五月七日

魯曆一千八百七十五年四月二十五日 五月七日

比特堡府に於て

榎本武揚印

ゴルチャコフ印

〔狄艦事略〕赤夷蝦夷人を服從せしむる事

べし、

右證として、雙方全權委任のもの、此假の規則に姓名を記し調印せり、此に雙方の譯官名判を記したる英文を添たり、

日本慶應三年丁卯二月二十五日
魯暦千八百六十七年三月十八日
於比特堡

小出大和守花押
石川駿河守花押

亞細亞寮長　タイニー、ソウエツニク、スツレモ、ウホフ手記

〔各國條約書〕樺太千島交換條約、明治八年五月七日、魯暦千八百七十五年四月廿五日、於比特堡調印、同年我八月廿二日、魯八月十日、於東京本書交換、

大日本國皇帝陛下と、全魯西亞國皇帝陛下は、今般樺太島（薩哈嗹島）是迄兩國雜領の地たるに由りて、屢次其間に起れる紛議の根を斷ち、現下兩國間に存する交誼を堅牢ならしめんが爲め、大日本皇帝陛下は、樺太島（薩哈嗹島）上に存する領地の權理、全魯西亞皇帝陛下は、クリル群島上に存する領地の權理を、互に相交換するの約を結んと欲し、大日本國皇帝陛下は、海軍中將兼在魯京特命全權公使從四位榎本武揚に其全權を任じ、全魯西亞皇帝陛下は、太政大臣金剛石裝飾魯帝照像金剛石裝飾魯國シント、アンドレアス褒牌シント、ウラジミル一等褒牌アレキサンドル、ネフスキー褒牌白鷲褒牌シント、アンナ一等褒牌及シント、スタニスラス一等褒牌、佛蘭西國レジウン、ド、オノール大十字褒牌、西班牙國金膜大十字褒牌、澳太利國シント、エチーネ大十字褒牌、金剛石裝飾、宇露生國黒鷲褒牌、及其他諸國の諸褒牌を帶る公爵アレキサンド

第四　右條々承諾難致節は、カラフト島は是迄の通り、兩國の所領と致置くべし、前書の廉々互に協同せざるに付、カラフト島は是迄の通り、兩國の所領と爲し置き、且兩國人民の平和を保たんが爲め、左の條々を假に議定せり、

第一條

カラフト島に於て、兩國人民は睦く誠意に交るべし、萬一爭論あるか、又不和のことあらば、其所の雙方の司人共へ任すべし、若其司人にて決し難き事件は、雙方近傍の奉行にて裁斷すべし、

第二條

兩國の所領たる上は、魯西亞人日本人とも、全島往來勝手たるべし、且いまだ建物幷園庭なき所歟、總て產業の爲に用ひざる場所へは、移住建物等勝手たるべし、

第三條

島中の土民は、其身に屬せる正當の理、幷附屬所持の品々とも、全く其もの丶自由たるべし、又土民は其もの丶承諾の上、魯西亞人日本人ともこれを雇ふことを得べし、若日本人又は魯西亞人より、土民、金銀或は品物にて、是迄既に借受けし歟、又は現に借財を爲すことあらば、其もの望の上、前以定めたる期限の間、職業或は使役を以て、これを償ふ事を許すべし、

第四條

前文魯西亞政府にて述べたる存意を、日本政府にて、若向後同意し、其段告知する時は、右に付ての談判議定は、互に近傍の奉行へ命ずべし、

第五條

前に掲たる規則は、カラフト島上の雙方長官承知の時より施行すべし、但し調印後六箇月より遲延すべからず、且此規則中に擧ざる瑣末の事に至りては、都て雙方の長官、是迄の通り取扱ふ

北地御警衛向之儀は、夫是被仰出も有之、佐竹右京大夫人數のみにも無之、外三家江御沙汰も有之、各見込可申上候得ば、追々御所置も可有之候得共、差向秋田家人數之儀、是迄年々引上來候處、方今魯國と御境界御談論最中に候はゞ、彼ゟ餘事に事よせ、虛實を伺ひ候樣子に有之、右等之場合江、御警衛人數も無之、陣營空虛相成居候てハ、不都合にも御座候間、夏分相詰候內之人數相減じ候とも、年々クシユンコタントンナイ江は、越年爲致、時機に應じ奧地江も出張爲致候樣仕度奉存候、依之此段申上候、以上、

酉二月

〔各國條約書〕樺太島假規則　慶應三年二月廿五日、魯暦千八百六十七年三月十八日於比特堡調印、

カラフト島ハ、魯西亞と日本との所屬なれば、島中にある兩國人民の間に行違ひの生せん事を慮り、互に永世の懇親を彌堅くせんがため、日本政府は右島中山河の形勢に依て、境界を議定せん事を望む旨を、日本大君殿下の使節は、シントペートルスブルグへ來りて、外國事務役所へ告知ありしといへども、魯西亞政府は、島上にて境界を定むることは承諾いたしがたき趣きを、亞細亞局ジレクトル役名タイニーソウエッニク官名スツレモウホフ人名を以て報答せり、其故の巨細は、大君殿下の使節へ陳述せり、且魯西亞政府は、右カラフト島の事に付、雙方親睦の交際を保たん事を欲し、その存意を述たり、

第一　兩國の間に、天然の國界アニワと唱ふる海峽を以て、兩國の境界と爲し、カラフト全島を魯西亞の所領とすべし、

第二　右島上にて、方今日本へ屬せる漁業は、向後とも總て是まで通り其所得とすべし、

第三　魯西亞所屬のウルツプを、其近傍に在るチルポイ、ブラツチルポイ、ブロトンの三箇の小島と共に、日本へ讓り、全く異論なき日本所領とすべし、

申哉は難量候得共、詰場所附地内通行見分之上は、捨置候筋にも有之間敷存、取拂、右得と左之通相認候仮杭雪中江建置申候、

宮居のほとり、猥に建もの致べからず、

不浄もの捨る事なかれ

（ライチシカ村入口）無用の輩猥に立入べからず

右者伺之上滯在魯夷江も掛合候上、取拂可申之處、差向候義故、不及其儀、取捨候得共、彼方江は追而應接之序に可申達奉存候、且年月相立候故歟、文字等も無之、寸尺雛形等之繪圖取可致之處、嚴寒之節、右等之手續難出來候得ども、一ト通之荒木作十字杭に御座候、依之此段御屆申上候、以上、

申〇萬延元年十二月

〔北地仕出御用留 三〕酉〇文久元年二月九日、御小印濟、

書面之趣尤之儀有之、兼々私見込粗同様にて、猶勘辨仕可申上候心得に御座候得ども、差向當年より總人數の内半減候程は、越年の心得を以人數差渡し候様、右京大夫家來江被仰達、其段被仰上相成候方奉存候、只今之姿にては、實に有名無實之事にて、纔五月ゟ七月頃迄中六七十日のみ詰合罷在候儀に付、前後數月空虚に相成居候てハ、非常御警衛の名實相立不申、且徒に右家にても入用相費し、更に實備不相整、次第何分其儘可被差置候時勢も有之間敷奉存候間、夫々早々御沙汰御座候様仕度奉存候、依之此段申上候、

酉二月

小印　井上元七郎

礒村勝兵衛　小印

山内二郎太郎　小印

此地御警衛人數越年之儀申上候書付

北地久春内マアヌイ兩所江、魯夷滞在御差免有之、夫々首長之者罷在、時々爲應接往來仕、追々彼方にても人數等相增、殊昨酉年ゟ婦人迄召連罷越候得は、此上家作等も補理可申形勢に有之、應接之儀も、自然數繁相成可申儀に有之、外國江引合候得は、著服等も相應心付不申候半而は、御體裁にも相拘り候儀に付、夫々差含、精勤罷在候に付、自ら雜費も相掛候義に有之候間、已來定役以下江、別紙之通、年々御手當被下候樣仕度、渡方之儀は、盆暮二季に割合、繰替金ゟ相渡、其段申上候樣仕度奉存候間、右御手當被下之儀、御聞屆相成候樣仕度、此段奉願候、以上、

戌正月

別紙

一金五兩　定役一人に付壹ヶ年御手當　一金三兩　同心壹人に付同斷　一金貳兩　足輕壹人に付同斷

右之通ナヨロ持シラヽヲロ持兩場所江相詰候者江以來年々御手當被下候樣仕度奉存候、以上、

戌正月

戌（文久二年）二月四日小印

書面之趣、不相當之儀ニも不相聞候間、貴樣江金五百疋、三喜殿江金三百疋、除金之內ゟ被下方取計可然候、

樋野惠助　小印

成瀨潤八郎

〔北地仕出御用留　二〕ライチシカ村江取建置候十字杭取拂候義御屆申上候書付

私儀、ウショロ出役之砌、ライチシカ村八幡宮江參詣仕候處、宮之近邊幷同村海岸ゟ之入口江十字杭建有之候に付、勘辨仕候處、洋外におゐて十字杭を日本の神同樣に尊信いたし候由之處、御國交易之近邊江取建被置候ては、神慮之程も恐惶之至りに御座候、乍併御國境もいまだ御定無之之地、追而魯西亞國江御懸合之御辭柄にも差し響、毛を拭疵を求め候樣之儀を釀候次第に陷可

候ては、品々不都合御差支も出來可申、既に同所ゟ二拾里餘奥地字シルトツタンナイ江は、昨申年中ゟ魯夷滯在、家作取建、石炭等堀取罷在、右首長チヤチコフと申者、當八月十七日、ウシヨロ場所江罷越、同所出役足輕高橋秀次郎面接致候處、ウシヨロ土人共、右シルトツタンナイ江召連、漁業可致抔頗驕傲之申聞柄にて、同人義も殊之外心配仕、直に久春內江出張致、其旨申立候、尤彼首長も同樣罷越、久春內滯在首長ユサコーフ兩人同道、八月廿一日仮御取締所江罷越候に付、成瀨潤八郎以下役々面接致候處、右事件之外、ヲタソに於て、明春ゟ石炭掘取、家作取建候旨、猶又驕傲押張、申聞候段は、最前差立候同日對話書にて御承知被成候御儀と奉存候、就而はウシヨロ土人共、萬一手懐召連候樣に而は、以之外之儀に付、直に六郎爲見廻、ウシヨロ江罷越、土人共魯夷江被相止候樣堅申諭、猶撫育等之儀、土井家家來江も厚申談候儀も有之、且又五十度之地を、ホロコタン江見積候而も、ウシヨロゟは四拾里餘之場廣にて、久春內ゟは猶更掛隔、都而急速之間に合不申、品々不都合之儀、毎度有之候間、旁以同所江は定役以下三人詰被仰付候樣仕度、其外ウシヨロ持ヲイチシカ之義は、地勢打開、樞要之地にて、土人村落も有之、其上八幡宮勸請も御座候程之地に候間、同所江は土井能登守家來三四人も相詰、越年仕、魯夷其外御取締筋之儀は、是迄之通り詰合差圖を以取計、私共義は、久春內にて總括仕居候得は、萬端御都合も宜、且雜居之儀に付、御國威も相立可申と奉存候間、右之段土井能登守江も被仰渡、ウシヨロ詰定役以下之もの、早々被仰付候樣仕度奉存候、依之此段相伺申候、以上、

酉〇文久元年十二月

堀　六郎
樋野惠助

滯在魯夷應接仕候役々、以來御手當之儀奉願候書付、

山内二郎太郎

北地之儀は、元來是迄詰場ヶ所不足に有之、數十里懸隔、其上兎角御人少にて、御取締向甚心配仕候處、此度魯夷御懸合口之模樣にては、必渡來可仕、左候得ば、時々之出役とも、差向御人引足兼、數十里詰役無之差置候ては、必定御不取締出來可申、數百里之地、少人數にて彼是と奔走仕候義は相成兼、旁以御十分御人御差廻無御座候ては相成申間敷、依而は魯夷建物等仕候ハヽ、漁業に付混雜も可有之、且切場所にても被命、追々出稼人立入候樣相成候はヽ、一廉之漁業場にも可相成場所に付、差向詰役差置候樣仕度、依之見込之ヶ所取調奉伺候、○中略

總計八十三人○中略

右之通、詰場增幷御增人御座候樣仕度、尤未詰役有之可然所々許多有之候得共、可相成丈ヶ取縮、此段奉伺候、以上、

申○萬延九年　三月

村上次郎太郎

城　六　郎

〔北蝦夷地仕出〕北蝦夷奧地西浦增詰役之義に付相伺候書付

北蝦夷奧地ウショロ場所之儀は、是迄久春內詰足輕壹人出役爲致置候處、昨申年○萬延元年中、土井能登守領分同樣と之事に相成候得共、異國接境之地に付、猶御取締之爲メ、同心壹人、足輕壹人づつ爲相詰候樣奉伺置、未だ御下知は無之候處、此度魯西亞、コンシユル江御掛合御座候御書面之趣にては、天度五十度ゟ以南、當時滯在魯夷居小屋有之候地迄雜居御貸地に相成候上は、追々御時務も御多端に相成、彼是御混雜之義も出來可申哉と奉存候間、先般組頭迄差向取計振相伺置候儀も有之に付、篤と勘辨仕候處、ウショロ場所江は、定役壹人、同心壹人、足輕壹人づヽ相詰不申

少、借又廣漠極寒之土地、五穀植付候事も無」之、僅に土人漁業而已にて生活仕候間、人員も至而少く、尤從來請負人之外、猶又外請負人江も內諭致し、北越邊ゟ追々有志之者を求め、新に漁場を取開き、只管御國之人員を移住爲」仕候樣取計罷在候得共、未年限も無」之、右に付ては昨年格別之譯を以、御下金も被」成下、人氣相競候處、折惡敷同年不漁に有」之、今年若相續不漁に候得ば、私財を盡し候上、拜借も被」仰付」候程之義に付、此上御救助筋にても無」之候はゞ、退轉も可」仕哉と心痛仕候場合に有」之、〇中略右次第急速御示之上、御英斷之方哉に奉」存候、右は差向候御見合にも可」相成」と、追々御下知伺濟之趣に準じ、彼地取扱來候大體之處申上置候、以上、

未七月

磯村勝兵衛
山內二郎太郎

〔北地仕出御用留 一〕北蝦夷地江組頭衆、年々相詰候儀奉」願候書付、

北蝦夷地之義は、遠隔離島之處、近來魯夷蠶食之萌相顯れ、不」容」易御場所に付、臨機之御處置無」之候ては、差支之儀不」少御座候に付、組頭衆一人、夏分相詰候樣、先年奉」願一昨午年夏中相詰候得共、其後如何之御評議に相成候哉、當地江は廻浦も無」之、然ル處昨秋江戶表にて御掛合之御模樣にては、方今之御處置、實以不」容」易御場合に至、暫時も御捨置には不」相成」御時節柄に付、當年は何卒組頭衆相詰、臨機之差圖有」之候樣仕度奉」存候、依」之此段奉」願候、以上、

申〇萬延元年三月

磯村勝兵衛
山本源一郎

北蝦夷地東西浦詰場增幷御增人之儀奉」伺候書付

同
一條約之通都て心得可申候

使節
一條約之通御心得ニて、御再會ハ無之候哉、

但、右
一右之通ニて再會別段不致候

右畢て、魯人引候事、

〔應接〕十月○安政六年三日夜久す古丹到來
朱書

未七月廿八日、下總守殿江原彌十郎を以織部正殿上ル、

但但馬守殿右京亮殿江も一通、立田祿助を以淡路守上ル、

新藤銀藏

力石勝之助

村垣淡路守

堀織部正

北蝦夷地御國境見込之儀申上候書付

北蝦夷地御國境分界之爲、今度魯西亞國使節ムラフヨウ渡來仕候處、彼方見込には、本蝦夷地北蝦夷地之中央海を以境と致し、北蝦夷地全島は黒龍江に屬し候同一地に有之、其上只今之姿に差置、警衛筋手薄にては、必外國人之爲に可被奪、御國にては迚も防禦御屆無之と存候に付、魯國にて直に警衛可仕、其餘種々申立候次第、詰り北蝦夷一圓に所領可仕段、古今之沿革、彼是引證申出候趣、退而勘辨仕候處、元來同所之儀は、御國北極にて、本蝦夷とは一節海にて、寒氣も格別嚴敷、尤多分は氷海に相成、渡海も難相成、第一兵粮運送も差支候場所に付、人氣相進み不申、松前伊豆守領分中は、多分勤番人數悉引揚之儀に候處、先般御領に相成候に付、右御主意を體し、支配向末末迄篤く申諭候處、奮發勇進之ものは、追々越年致し候者も有之候得ども、一人年分被下物も不

候、

一但、右カラフト警衛不行居懸念にて、全島所有と致度と承り候ニ付、其段大君江申上、警衛厚く行居候樣申談候處、右を一向聞入無之ては、談判出來がたき譯ニ候、

一使節私方ニてハ決心致居候儀ニて、サガリーン全島ハ、魯西亞ニ屬し居候儀ニ決著仕居候、條約境を分たずと有之候得バ、其儘御差置ニても宜敷存候、

一但、右其許ニて決心ニ候とも、此方ニてハ境を分たずと申廉有之候故、ホロコタンを境と申入候處、右にては和親を破り候と申ものにて、信義を結び候處無之相成申候、

一使節先日申上候三ヶ條御聞濟無之候てハ、條約之通堺を分たずと致し置候ても可然候、○中略

一使節三ヶ條申立候儀御取用有之候得バ、重疊ニ候、若御取用無之候得バ、私ハ直ニ出船仕、境界之儀ハ條約之通ニ致し置、今般之次第柄政府ニ可申立候、尤今一日後會有之候ハヾ、其節成否を伺ひ可申候、

一但、右是迄條約之通致置候儀致承知候得とも、其許政府江被申立候樣ニてハ、取結候條約ニ境を分たず仕來之通と有之間、條約を信じ居候事ニ有之候、

一使節是迄の通境界なく致し居候得バ、警衛ハ南の人、北江行事も出來、北ゟ南江行事出來致候事ニ有之候、

一同エトロフ江魯人立入事無之、ウルップ江ハ日本人參り候事無之、カラフトに至りてハ、境を分たずと有之候間、互に往來致し候事ニ候、

朱書此時先日申立候趣意を認候漢文書面差出、得と見候樣申出候處、海にて境を取極候書面に付、一覽之上直に差戻ス、

一但、右左樣ニ候得バ、條約之通心得据置可被申候、

候得共、兼て境を御取極、御趣意有之候は、當年函館にて竹内下野守御目附到著も有之候間、カラフト境界之儀、談判出來候得バ引合致度被申入候得共、コシケウヰッに於て談判難出來、折節其取極之爲、高官之者渡來ニ付、此度御談判として相越候、

一（但、右）右故、此度境界相定候間、先刻申入候通、五十度位にて境を取極、和親を不失樣致度候、

一（使節）左候得バ、端を改て申上候、先日申上候ハ、海を以境と申上候處、只今御談ニハ、サガリーン半島を以境を取極候御談にて、事ハ兩條ニ歸し申候、

一（但、右）此方ニて、カラフト全島と心得候得共、格別懇親之譯を以、半島と申入候事ニ有之候、

一（使節）右樣之御沙汰にては、蝦夷を不殘ヲロシヤ領と申事と同樣之事ニ御座候、

一（但、右）右樣申張候てハ、和親ハ破れ候事ニ有之候、

（朱書）此時地圖差出ス

一（使節）日本を黄色（魯西亞同色）ニ致し摸候得バ、矢張魯西亞之所領と相成申候、

一（同）高橋作左衛門摸候日本地圖ニすち、アニワ港、僅ニ日本之附屬ニ相見候、

一（但、右）其頃ハ日本鎖國の時分にて、西洋各國之有之事も不存故、右體之地圖摸候ものも有之候儀にて、右ハ市店之品にて取用不相成事ニ候、則高橋作左衛門も不埒ニ付、御仕置被仰付候、

一（使節）先日も種々申上候通り、アニワ之日本漁業之もの立拂之儀ハ不申上、サガリーン江不殘日本之臣民被居候ても宜候、右ハ懇親を以申上候儀ニ御座候、○中略

一（黒川左仲）拙者函館にてコンシユール江談判之節、持其事情別段念頃ニ候處、此度ハ政府ゟ全權をも被命、格別之儀ニ候處、其許之申のみを主張致し、此方の差支、且申入候儀、更ニ聞入無之候てハ、不都合ハ申迄も無之、右にては一向談判之趣意無之間、能々勘考、只々厚く談判有之候樣存候、

一（使節）右故、先日申上候成否を伺候事ニ候處、今日之御談判之廉、私方にてハ差支有之、御談判難出來

一〔同〕右之ヶ條可申述間、可被承候、第一ハ去ル丑年長崎ニ於て筒井肥前守、川路左衞門尉、其國使節と談判之節、幷其翌寅年、下田にて村垣淡路守、松本十郎兵衞初役々と雙方應接談判致候節、カラフト之義ハ境界を分たす、是迄有し如くと取極、條約取結び候處、此程申立られ候趣意ニてハ、魯西亞の全ク所有と成候姿ニ相成、先年之條約ニ悖リ候譯ニ相當リ、尤以不都合之事ニ候、

一〔使節〕右之一條ニ就てハ、先日御列席之節、御談判言を盡し候間、別段御答ハ不仕候、〇中略

一〔但、右、〕天度五十度にて境界を定め候筈、先年談判致、書面相渡候儀も有之候處、一體其許にてハ、全島所領之趣申立候得共、此方にても又全島所領之積、古來ゟ心得居、併時勢之沿革も有之、且寅年下田にて之條約も有之候て、右之所、其許と相違之廉有之候間、其儀を慮り、丑寅兩年談判之次第ニ基き、最前も申述候儀ニ有之、凡五十度を以、東ハタライカ、西ハホロコタンと取極可然候、

一〔使節〕古書を以御談し有之候得バ、私方ニ於ても古書を以御答ニ可及候、

一〔同〕三厩ゟ赤間關迄を、日本四國九州を併しバヤバンと申候、

一〔但、右、〕互ニ古書を以論候得バ、限りも無之論のみ候間、其論ハ差置、今和親の譯を以、雙方歩み合、前々之通此度可取極と申入候事ニ候、

一〔使節〕左樣御談じ有之候得バ、松前附屬之蝦夷も、魯西亞所領と申上候得バ、兼て申上候通、海を境と御定相成候事ニ被存候、

一〔但、右、〕素ゟ左樣之譯ニ無之、條約ニ境を分たすと有之、別紙條約書有之候故、右ニ基き申入候事ニ候、此方ゟ其方之所領を奪候樣相成候儀ニハ無之候、

〔朱書〕此時魯西亞條約書差出し、境界の所差示す、

一〔使節〕御警衞之儀ハ、先日盡く申上置候、

條約面ニ、日本と魯西亞と境を分たす、仕來之通と申儀ハ相分り候、只今條約ニ御基きと有之

一（使節）千島にもアイノ詞有之、其言葉ハ何れにも有之候、

一（同）只雙方ゟ證據を申立候計にてハ、事ハ不決候、唐太を其儘差置候てハ、外國ゟ其端々を取候故、
　申上候事ニ候、

一（同）敢て自國の益のみを申上候儀ニハ無之、外國ゟ取候てハ、雙方の害と相成候故、申上候事ニ候、

〇中略

一（但、右、）段々申立候儀相聞候、兩國境之儀ハ、尚兩人篤と勘辨致し、其筋役人江も申談、尚可申入、其許に
　も尚勘辨致し可申聞候、先今日ハ是迄にて再會可申談候、

一（使節）外のヶ條ニ候得バ勘辨可仕候得共、初ヶ條境界之儀ハ、外ニ勘辨無御座候

一（同）御再會ハ幾日ニ候哉

一（但、右、）來月二日にてハ如何

一（使節）其以前ニハ不相成候哉、

一（但、右、）二日ニ候ハヾ、只今治定致し候得共、其以前と申候得バ、廿九日ニ候得共、右ハ只今取極兼候間、
　明日治定可申入候、

一（使節）致承知候

八月二日、於天德寺但馬守、右京亮、魯西亞使節江對話之趣左之通、

一應挨拶畢て

一（但馬、右京、）先日及談判候北地境界之儀、自國之益のみに無之、永世雙方之益を存候ハヾ、懇談之趣ニ付、得
　と可及談判候、

一（同）本蝦夷地と北蝦夷地との間にて、境界を取極候との事、差支之ヶ條有之、何分先日被申聞候通
　りニハ不相成候、

度候、

一（聞、）聊之品ニハ候得ども、表ニ懇親ヲ候ため、先年大砲を差上候儀ニ御座候、

一（但、右、）北蝦夷地之儀ハ、往古ゟ度々此方ゟ相渡候仕置等致し候事、國史にも相見候事ニ候、〇中略

一（使節）元來サガリーンハ、魯國所有ニ候處、いつとなく支那人領し候ニ付、元之通ニ復し候樣儀、約取結び候事ニ候、

一（但、右、）右之證據有之候哉

（朱書）此時、シイホルト（人名）掛候地圖出し、是ハ歐羅巴の書物見掛候にハあらず、日本の書物を掛候儀ニ有之候、

此圖、クシユンコタン迄を出し、跡不出候事、

一（但、右、）內地ニてハ、古代之風俗を變じ候事も有之候得共、唐太にてハ、却て日本の古風を存じ罷在候事ニ候、

一（聞）拙者どもは、實地見分不致故、是ニ罷在村垣淡路守、堀織部正廻島致し、實地能存じ罷在候間、右兩人より委く可承候、

一（使節）いつ頃御見分ニ候哉

一（但、右、）年限之事を申候儀ニハ無之、只實地見分致候故、相心得罷在候と申事にて候、

一（使節）左候ハヾ相伺申度候

一（淡路守、織部正、）先ヅ流をナイと唱ひ、島をシリと唱ひ、其場所と申事をコタン（〇本作ニコタンレー）と唱ひ、其類未だ有之事ニ候、

一（使節）是ハアイノ之詞にて、日本之詞ニハ無御座候、

一（淡、織、）右之詞、日本北部之詞ニ有之候、

一同　此間申上候サガリーン、アニワ港には、八ケ年以來、御國人漁業致し居候、

一同　右島ハ名目二ツ有之、島ハ一ツにて、名二ツ有之候、

一同　右名義二ツ有之候ども、島ハ一ツにて、百拾七年（延享年中ニ當ル）前ハ、魯西亞之所領、右以來支那之所領ニ相成、アムール、サガリーン同儀にて、支那との條約ニ、アムールは魯西亞領ニ相成候間、右ニ隨ひ、アニワに陣營ヲ取建候ハ、千八百五十四年、（則五ケ年前ニ有之）然る處、出張之人數少ク、何分警衛ニハ不相成故、プーチヤチン爲引拂、其後御國にて御取拂相成候、

一同　此度大勢を送り、其場所江差置候心得も有之、然る處、魯帝より支那幷御國も右境界を睦敷取極、其上にて人數差渡候積之命ニ候、

一但、右、未だ差置候儀にハ無之候

一使節　素ゟ差置候儀ニハ無之候

一同　右場所ハ、此度境を不極候てハ、外ニ此地を望候ものも有之候間、後々ニ至り、不都合之儀出來候てハ不宜候間、豫て取極度所存にて、今般急速ニ取極度存候、

一但、右、申立之儀ハ夫迄ニ候哉

一使節　申上候儀、先ヅ是迄にて候、

一但、右、右被申聞候趣致承知候、右ハ往古ゟ此方にも證據證跡等も有之儀にて、境界之儀ハ不容易、最前魯帝書翰にて被申越候隣好之儀も有之、互ニ徒ニ議論のみに涉候ては無益ニ付、此方存寄も十分ニ可申談候間、打解談判有之候様致度存候、

一使節　素ゟ隣國故、信義を失ひ候段ハ無之、今般國帝より被申付候、

一但、右、此度被申立候儀、篤と熟談にて取極申度候、

一使節　自國之益のみに無之、御國之爲をも存候儀にて、則隣國故、自他之差別にて、互ニ益相成候様致

一同 兩國和親交易之條約ハ、既ニ取結、今般右本書爲取替之場合ニ至リ候得共、大切之事件未だ其儘差置有之候、

一同 和親之條約ハ既ニ相濟候得ども、重大之事件未だ不取極、其儘有之候、サカリーン（北蝦夷之儀有之候）之內、エニワ港江年來日本漁業之者居住罷在候處、此度自國と支那と境界の條約取結、アムールも同儀にて、アムール河、（黑龍江之儀有之候）ハ旨意有之候て、魯西亞領と相成、元來サガリーンはアムール河魯西亞領ニ相成候上ハ、サガリーンも同樣之儀ニ有之段、支那と條約取結申候、

一但馬、右京、 被申立候趣ハ承ル、然處北蝦夷地之儀ニ付てハ、於此方も舊來申傳等も品々、談判之筋有之候、今日自分ども罷越候ハ、其許重大之事件にて、遠海渡來上陸之上、對話可及筈之處、宿寺等之手當、其外整兼、徒ニ時日を送り、迷惑之趣於自分共も不本意ニ付、素〻重事談判として罷越候處、不存寄種々饗應ニ預り、初て之面會にて、右被申立之趣意、逸々及應答候得ども、折角饗應之懇志も如何にて、殊更今日ハ海路手間取、乘船遲く相成、最早晚景ニ至り、猶此上談判之趣ハ、一夕ニ難相決、何れにも再度可及面議候儀候得ども、今日ハ只其許被申立候事承り候迄にて、再會之節、猶又其議ニ涉リ、地圖等をも持參候て、夫々可及談判候、

一使節 上陸、宿所等にて、重大之事件、其儘差置、空敷時日を送り候儀ハ、甚迷惑致候ニ付、今日之御來臨、強て相賴候得バ、一應渡來之趣意入御聽置候儀ニ有之、就てハ幾日ニ御再會被下候哉、於私ハ明夕若くハ明後日御談判仕度候、〇中略

未七月廿六日、於天德寺但馬守、右京亮、魯國使節ムラフイヨウ江對話之趣左之通、

一應挨拶畢て

一但馬、右京、 此度蝦夷地境界之事に付、船中にて一通り承候得ども、晚景差急、未盡、猶得と今一應承り度候、

一使節 此間委細申上候通、和親之條約爲取替候得共、其內大切のヶ條取殘し有之候間、右を申上候、

儀ニテ、其上假條約相濟候後、彼國帝代替リニ相成候ヨリ、タトヒ條約ハ相濟候トモ、國界ヲ不定置段ハ、不都合トノ存意等有之、右廉猶改テ書簡ヲ以テ申立候儀ニモ可有之哉、依之商辨仕候處、元來北蝦夷地ノ儀ハ、不毛曠漠ノ地、僅ニ土人共各處ニ散棲致シ居候迄ニテ、一郡一郷ノ名目トテモ無之、殊ニ何レモ便利ニ從ヒ、東西ニ轉移致シ、住所不定ノ由ニモ不承候間、彼我所有ノ地方モ相決申間敷、殊ニ漸々相開ケ候ニ隨ヒ、彼國ヨリモ必多人數引移可申哉ニテ、既ニ今般北蝦夷地ナヨロ海岸ヘ、魯西亞人拾七人上陸、假小屋體ノモノ五軒取建候由、同所ハ五拾度ヲ打越、遙ニ蝦夷地ノ方ヘ寄リ、日本人種ノ不達場所迄罷越候儀ニテ、去ル寅年、於長崎表役々應接ノ次第モ有之候處、無沙汰ニ右體ノ所置ヲ施シ候ハ、不相當ニ有之、此儘經界不被差定候ハヽ、異種人交リ、猶界ヲ紛シ候樣成行可申ハ必然ノ理、且是迄私共外國人共ヘ引會候節、一分ヲ與ヘ候ヘバ、必ズ二分ヲ望ミ、三分ヲ許候ヘバ、五分ヲ希ヒ、謙退損讓ノ意ハ更ニ無之、實ニ貪慾無涯ノモノ共ニ付、今般彼ヨリ願出候機會ヲ不外、土地ノ形勢、後來ノ利害等、篤ト熟察ノ上、疆域ヲ御定被成候方、方今彼地ノ急務ト奉存候、尤モ右境域定畫ノ儀ハ、箱館奉行等見込モ可有之候ヘ共、最前條約取極候節ノ引會モ可有之候間、初發長崎表ニテ引合候御役人ノ内出張ノ上、取調方被仰渡可然哉ト奉存候、　右評議仕候趣、書面ノ通御座候、依之此段申上候、以上、

巳八月

〔應接〕未〇安政六年七月廿三日、品川沖碇泊之於魯西亞船、但馬守、右京亮、同國使節ムラフイヨウ江對話之趣、左之通、

挨拶畢而

一使節私今般御當國江渡來之意可申上候、尤相和して御談判仕度奉存候間、船中有合之品入御覽、私も御相伴可仕候、

共より申聞候、彌以實事に候はゞ、其旨奉行江申聞、江戸表江も申立、以後之儀ハ互に打合熟談之上に可被致儀と被存候間、取扱もいたしよく、一入安心致し候旨申聞候處、當所引拂は、明日にもと存候得共、風波之模樣に寄、屹と差定がたく、何れにも兩三日中クシュンナイル引移り、其上自國之船便次第退去致し、王都に至り、委細申立候積、其餘之儀は命令により明春渡來可致歟、明後年に可相成歟、又は餘人江被申付候歟、何事も國命次第に而、我等にも知れがたく、屹と差極め難き趣相答候、○中略

巳○安政四年七月

(開港起原)箱館奉行申上候蝦夷地境界差極トシテ、魯西亞國ヨリ長崎表ヘ書簡可差出儀ニ付、評議仕候趣申上候書付、

井上信濃守　中村出羽守

去月○安政四年七月廿七日評議致シ可申上旨被仰渡御渡被成候、箱館奉行申上候、北蝦夷地へ魯人上陸滯留ノ儀ニ付、御書取寫、其外書類ドモ、川路左衞門尉等ヨリ差越、一覽仕候處、蝦夷地境界差極トシテ、魯西亞國ヨリ長崎表ヘ書簡可差出由ニ付、御答振リハ勿論、御役人等可被差遣哉、右等ノ趣評議致シ可申上旨被仰渡候、

此儀、蝦夷地境界ノ儀ハ、魯國條約第二ケ條ニ、カラフト島ニ至リテハ、日本國ト魯西亞國トノ間ニ於テ、界ヲ分タズ、是迄仕來ノ通タルベシト有之上ハ、今更如何樣ノ儀申出候トモ、御取用無之方可然哉ニ候ヘ共、去辰年○安政三年本條約爲取替トシテ下田港ヘ同國使節渡來ノ節、噂ノ趣ニテハ、三ケ月ノ内ニハ同港ヘ官吏可差越由ニテ、既ニ假館舍等ノ掛合モ有之候處、其後只今以テ渡來不仕、私共推考仕候處ニテハ、官吏差置候上ハ、日本ヘ對シ候掛合向ハ、都テ在住ノ官吏引受候由、西洋各國習風ノ趣ニ付、彼於本國ハ兼テ今般使節可差越內含有之、官吏不差越

らざる事にて、何共難申事に候趣相答候に付、（最前應接仕候下役侍より）當所江被致逗留候儀ハ、被乘參候蒸氣船を長崎表江相廻し、貴國之王より書翰を被送候積に有之候趣、先日被申聞候に付、右之趣夫夫江申立候處、只今之口上に而は、右懸合之有無は何共知れざる趣に而は、不都合之儀に有之候旨申聞候處、夫等之事ハ、互之言語碇と不相通候に付、間違候事に可有之、乘來候蒸氣ハ、魯西亞本國江罷歸候趣相答候に付、最前より及懸合候儀ハ、我等一分之趣意に無之、此節箱館奉行當所近邊迄為巡視、罷越居候に付、先日下役共江被申聞候儀、一應申聞候處、此段御通達可致旨被申付候に付、拙者共罷越候事に候、今日之始末、尚又奉行江可申聞候間、左樣承知可被致旨、桃太郎より申聞置、右應接之始末、私廻浦先トンナイ（エンルモコマフトモ云、トンナイは稱、エンルモコマフは小名に御座候、）江居出候ニ付、猶又勘辨仕、再々應接之旨意申遣候處、ナエヨロに於ては、彼頻りに懇信之體を顯し、麼桃太郎罷在候、假出張所江致尋問に付、當方に而も程克扱ひ、種々折合方勘辨取計、何れにも退去之儀を可申諭手段專らに罷在候之處、同人始下役以下之者共迄、品々送越候間、右差戻方之儀に付、談判之意味、下役共江申含め、（○註略）差戻候得共、彼等中々容易に會得も不致候趣之處、猶精々申諭、心長に及示談候得ば、意味了解、安心いたし候趣申聞、品物は快く戻し受け、加之互に意中打割り熟和いたし候に付而は、我等之逗留も嘸々迷惑可被致候得者、各方も安心之ため、一先引拂可申哉抔噂話致し候趣に而、殊之外談判折合候由之處、折よく私より再度申遣候應接之旨趣、文通相違候に付、即刻為應接可罷越旨申遣置、彼等假小屋江罷越、昨日は好意を以品々被差送候處、其儘相返候儀は、全く好意をもだし候譯には無之、受納致がたき規則有之候に付、右等打割り、下役共より及懸合候處、互之趣意了解、却而安心致され快く戻し受られ候儀、我等におゐても安心致し候旨、申聞候處、追々御申聞之意味、篤と會得いたし、互に信實珍重之事に候趣相答候に付、就而は其許儀、近々當所を被引拂、クシュンナイ江逗留、尚貴國之船使次第、一先退散被致候哉之旨樣々噂之由、下役

支之儀も有之、甚致迷惑候、其譯ハ、當島之儀ハ、貴國と日本國と之境を分たず、是迄仕來之通と條約にも有之、是迄日本におゐて、當ナエヨロは勿論、猶先々迄も時々役人見廻り、土人ども撫育致來候處、此度當所江無沙汰に居小屋取建滯留被致候而は、仕來之通と之條約面にも相觸れ候哉に被存候、心得方承度旨申聞候處、當時フランス、イギリス、アメリカ等之ものども何方に不限、土地を見立、居小屋を取建候風習に有之候處、當所之儀ハ、我等先年見廻候節、和人も不居候間、其通り國王江申立候處、此度當所江可罷越旨命令有之候儀に而、尙追々大船并人數等も可致渡來候得共、右等之多少は勿論、貴國と魯西亞國と之懸合は何樣に有之候哉、都而我等共之知らざる事に候趣相答候に付、フランス、イギリス、アメリカ等之もの、土地を見立、居小屋を取建候風習に付、右樣之儀無之樣、王命に仍而、當所江滯留被致候意味と相聞、貴國と日本國と之境を分たざる土地に付、一應尤にも相聞候得共、最前より申聞候通り、仕來之通と條約にも有之、奥地迄も日本に而役人見廻り、土人共撫育致來候場所に付、若イギリス、フランス、アメリカ之もの渡來滯在、たし候はゞ、日本よりも急度可及懸合、其方よりも其節懸合振も可有之事と存候、尤信義ある貴國に於ては、仕來之外、新規之事業に而、當所江滯留被致候樣なる儀は、前以打合熟談之上に可被致と被存候處、此度之儀ハ、案外之事に而、當島詰役々我等共甚致迷惑候儀に付、何れにも熟談相整候上に可被致旨申聞候處、當所江罷越、居小屋取建在留之儀ハ、國命なれば無據、只今何共致方無之趣相答候に付、國命なれば無據趣には候得共、此方に而も君命を請ざる取扱は致しがたきは同前に而、何れにも和親之國は、互に都合よろしき樣、夫々熟談相整候上、手を下し候はゞ、順路之運びに而、萬端行屆、於奉行も差拒候儀も無之、我等共も取扱いたしよく、互に快く折合候事に可相成候間、此度之儀は勿論、以來共新規之儀ハ何事によらず打合有之候樣致度、此段は急度及所置候旨申聞候處、當島之手配のみ命令を受候迄之儀に付、貴國江懸合等之儀ハ、我等共之あづか

相成、御國之もの多人數御引移有之、土人御撫育被成遣候に付、其旨相心得、其方共請負漁場江も、可成丈人數相增、此上とも土人撫育方等も彌出精、一段行屆候樣可致、且奧地住居之土人は、御直捌場所におゐて可被召遣筈なれども、是迄漁業中は、呼集ル趣に付、其段は場所詰役々江申立、雙方無差支樣致べし、〇中略

右之趣、證文申付ル、

〔外國雜件五〕北蝦夷地ナヱヨロ邊江滯留之魯人一先退去之積に相成、同所引拂、クシュンナイ江罷移り候義に付、御屆申上候書付、

堀織部正〇利熙

北蝦夷地西浦ナヱヨロ邊江、六月十四日、魯人渡來、追々假小屋等取建滯留罷在候に付、エンルモコマフ詰合之下役同心爲見屆差遣、一應國名來意等爲承糺候處、國名魯西亞、船號アメリカ、船將ロタノスケ、此度國命を奉じ、日本國と魯西亞國と之境を定めんため渡來致し、其段は方今乘來候蒸氣船を以、長崎表江罷越、國王より書翰を呈し候積申聞候由、應接之始末、私廻浦先江屆出候に付、卽刻爲取扱猶再應接之、大意申含、支配調役並佐藤桃太郎差向、私儀も引續エンルモコマフ邊迄出張、時宜に寄臨機之取計も可仕、猶委細之儀は取調之上可申上旨、先達而御屆申上置候處、右桃太郎儀、同廿八日ナヱヨロ江著、然處ロタノスケ儀は、東浦マアヌイミ方江參居、同所へ十字形之杭木取建有之、是は居小屋取建候地所之印にも可有之哉、是より先クシュンナイ江も同樣杭木取建、猶ライチシカ江も罷越、同所江も建家之目論見有之候趣に相聞、何れにもクシュンナイ、マアヌイを以、國境と定めたき樣子に相見へ候よし、無程歸來候に付、彼等假小屋江罷越、來意承糺候處、先年クシュンコタン在留中、當ナヱヨロ并クシュンナイマアヌイ共見廻り、土地之樣子繪圖に相仕立、書翰を添而申立候處、此度改而當島江罷越、各所江居小屋取建、在留可致旨、王命を受て致渡來候之趣相答候に付、被申聞候旨趣、一通り相分り候得共、前以懸合も無之、當所江在留被致候而は、差

儀は勿論、品々爲取扱候處、篤實之人物にて、御用辨にも罷成、市在之もの迄信服致し候程之者にて、北蝦夷地漁業等、兼而見込も申立候に付、右之もの差配人申付、越後表ゟ漁業巧者にて寒氣に相馴候强壯之者、來春早々爲引移、東西地番家休泊所は勿論、撫育品相廻し、山川新道切開等迄、都而御入用を以爲取計、右入費は、漁業物產等にて爲仕埋、三ヶ年も相試み、其模樣に寄、出產高之內十分一に冥加爲相收候積り申諭候處、當節之御場合、深相辨、一己之力にて御用柄行屆兼候義も御座候はゞ、同志之者申合、相諭候廉々引請、精々骨折相勤可申、差向人數も百人程相移候樣可仕旨申立候間、其段伺之上可申渡候處、格別御爲筋にも罷成、且は差急ぎ手配爲致不申候ては、來春間に合兼候に付、同人見込之趣とも、右之段夫々申渡候、且又西地幷北蝦夷地諸產物は、松前表にて船改、其外都而是迄之通取扱候樣被仰渡候得共、御直捌場所諸御仕入品は勿論、右產物等迄、私領にて爲相改候も不相當之義に有之、其上新規取開候漁場ゟ出產之品に付、松前伊豆守方迄之收納高に差響き候義も無之候間、箱館表におゐて諸事取扱候積り、是亦夫々江申渡候、依之新規取開候漁場其外御繪圖相添、此段申上候、以上、

辰〇安政三年月〇中略

前同断伊達林右衛門栖原六右衛門江被仰渡案

申渡

伊達林右衛門
栖原六右衛門
江

北蝦夷近邊島々、其外奥地江、魯西亞人追々相越居趣に付、奥地江人數相增、御取締無之ては難相成間、其方ども從來漁業致し來ル場所、東シレトコより西ノタサン迄は、是迄之通請負申付置、夫より奥地之分は、異國接境之場所に付、御直捌に相成、御取締向は勿論、新規物產幷漁場等御取開

（御用留）北蝦夷地御直捌之儀ニ付申上候書付

竹内下野守
印 堀　織部正
村垣與三郎

此程御屆申上候通、北蝦夷島々奥地江、魯西亞人相越移住仕候上は、猶更一日も御差置難相成候に付、兼而伺濟之通、東西地江御取締之ため、番家御取建相成、土人撫育品相廻し、且先般御書取を以被仰渡候趣も御座候間、可成丈人數相增候樣仕度、精々勘考仕候處、每々申上候通、同島奥地は、是迄廻浦之節も、數拾里野宿仕候程之義に付、此末屢見廻り仕候には、止宿所等も數十ヶ所御取建相成、海岸播送船其外とも差當り夫々御手配無之内は、人數引移候義も差支、旁莫大之御用途にも罷成候義に付、別段御入用御下無之候では、御經畫筋其外とも、急速之手配行屆兼候に付、兼而伺濟之趣に基き、御收納金之數に應じ、漸々に取計候より外無之候旨、此程申上候處、いまだ何とも御沙汰無之、然處當表之儀は、東西地幷島々とも數百里總括仕、剩外國船入津御差許相成候義に付、御臺場大炮大艦は勿論、御役所向迄も嚴重に相整不申候而は、外國江の御威令は申迄も無之、僻遠之離島江分布いたし、差遣候もの共、本源御手薄に而は、別而顧慮仕候者、必然之義に付、是非とも莫大之御下金有之、速に御成功相成候樣仕度、夫是斟酌仕候處、口々無數之御入用に付、可成丈相減、同島之義も、御趣意相貫き、御實備罷成候樣、精々評議を盡し、討論仕候處、外國接境之地に付、外場所同樣、請負人江爲任置候ては、名目も如何に相聞候間、是迄東地シレトコ岬より、西地ノタサン迄、海岸里程凡百二十里程は、漁業仕、會所番屋等も有之番人相詰候に付、其儘差置、夫江奥地之分東西とも御直捌に仕、新規漁場相開、越後國蒲原郡井栗村大庄屋辨之助と申もの、昨丑年申上置御用取扱申付、當春以來、箱館表江罷下り、自分入用を以、人々引移、在々村方開墾筋之

又俄羅斯全權官新ニ自ラ取定メタル事件ノタメ漸々ニ兼テ期シタル時日ニ及テ、アニユワ港ニ來ラントス、且內約定ノ事ヲ開クガタメ、長崎ニテ書札ヲ贈レルユヘ、江都ノ近傍ナル一港ニ到ラントスルヲ、日本全權ニ告白ス、

一千八百五十四年五月三十一日六月十一日ハカトマレニテ

カヒテンインロイテナント、ポッシート

譯人同上

箕作阮甫

〔有所不爲齋雜錄十五〕アニワ港ニ罷在候日本老官ヘ差出候書翰和解

アニユワ港ニ在ル日本ノ官人ニ上ル

上官ノ命ニテ、此地ヲ去ルニ及ビテ、我ト交レル日本人及アイノス人〔蝦夷〕ニ謝スベキハ、其人輩、俄羅斯人ニ對シテ、親切ニ交リ、且種々ノ勤勞ヲ爲シ、又我等八ケ月ノ間、ハカトマレノ地ニ滯留セシトキ、諸切須ノ物ヲ備ヘタレバナリ、

此陣營幾許年月ノ間相除カルベク又何レノ處ヘ移サルベキヨシハ、上官ノ心ニ係レリ、但シ我等此地ヲ退キ去ルトモ、日本人ヨリ、アイノスニ對シ、又アイノスヨリ日本人ニ對シテ、互ニ愁訴スル聲ヲ聞クコトナカルベシ、日本人ハ禮儀風俗大ニ開ケタル國ナレバ、自然ニ我俄羅斯ノ爲ニ切用ニシテ海ヲ渡レバ前導ヲ爲シ、家ヲ築ケバ工匠トナリ、相手トナル等ノ功勞アル、アイノスニ對シ、無道不和ノ事ヲ言ヒ出スコトナカルベシ、若シ此羸弱ノ民ニ對シ、殘虐ノ擧動アラバ、ハカトマレニ冬ヲ渉リタル俄羅斯人ニ對シ、非道ノ交ヲ爲スト異ナルコトナカルベシ、

直筆ヲ以テ譯ス　カピテイン、ロイテナント、ボスシート

一千八百五十四年五月三十一日六月十二日ハカトマレニテ

兵營ノ總兵官マヨルブースセ

規定ハ、魯西亞人民ニモ同樣可有之儀ハ、日本全權ノ御方ヨリ、箇成御書面ニテ疑念不仕候處ヨリ、魯西亞ノケレイグスポスト（防禦ノ爲メ士卒ヲ備ヘ置タル場所）ヲ模樣ニヨリ、暫時アニワ港ヲ引拂ワセ申候、

全權新ニ存寄候事有之ニ付、先頃相極置候時節ニハ、アニワ港ニ罷越候儀ハ計リ難ク、尤長崎ニテ書面ヲ以申上候通、最後會議ノ爲ニテ江府近港ニ罷越可申旨全權申上候、

船將次官ポスシエト

曆數一千八百五十四年第五月三十日（和曆六月十一日）ハカトマレニヲイテ

嘉永七年寅五月十六日

右之通文意和解仕候、以上、

寅〇安政元年六月

名村五八郎印

箕作阮甫

〔有所不爲齋雜錄十五〕魯西亞船將次官ヨリ差出候書翰和解

日本政堂ノ全權大臣筒井肥前守樣、川路左衞門尉樣へ、

俄羅斯全權官ノ命ヲ奉ジテ、筒井肥前守樣、川路左衞門尉樣へ、下ニ擧タル事件ヲ上告ス、方今、俄羅斯、日本兩國全權、會議ノ內約定ヲ爲スタメ、日本人ノ來リ居タル土地ニテ、俄羅斯全權官切要ナル告報ヲ得タリ、又俄羅斯全權官、日本ニハ、亞墨利加へ許容セラレタル恩典ノ箇條ヲモ聞知レリ、

告報ニ因テ推量スルニ、我ガ疆界ヲ定ムル處置モ、容易ク成就スベキヲ察シ、且ニ全權ノ書付ヲ以テ約定セラレシ所ニ本ヅキテ、少シモ疑フ所ナク、日本ニテ彼是ノ國人ニ許容アル恩典ノ箇條ハ、俄羅斯モ同ジク推シ及サレンコトヲ知レリ、是ヲ以テ俄羅斯ノ陣營ハ、先ヅアニユワ港ヨリ退キ去シメタリ、

村垣與三郎

覺

分界之儀は不₂相定₁仕來之通と條約取極候上は、先づ分界に不₂拘、トッソコタンウトルは東西之絕嶮之趣に付、右之手前西地クシユンナイより東地マアヌイ江通路相開、右兩所江陣屋並會所取建、番兵差置、夷人敎育致候儀等、見込之趣を以取計、尙永續之仕法取調可₂被₁相伺₁候、尤其餘之儀は、追々差圖も相濟、風土形勢等被₂申聞₁候趣は、承置候事、

織部
與三郎

河津三郎太郎
青山金左衛門
青山彌惣右衛門
猪俣英次郎
鈴木孫四郎
安間純之進
上川傳一郎
矢口清三郎
平山謙次郎

〔有所不爲齋雜錄十五〕日本政府ノ全權筒井肥前守樣川路左衛門尉樣尊下へ

魯西亞全權ノ命ニ依テ、筒井肥前守樣川路左衛門尉樣へ左之通申上候、

一魯西亞全權、日本政府全權ノ御方ト、今度會議ノ爲、日本人居住ノ場所ニ付、要用ノ掛合有之候、且又日本ニ於テ、亞墨利加人へ御許容相成候規定承知仕候、

一右掛合ニテハ、境堺ヲ相定候儀、容易ニ可₂有₁之奉₂存候、猶日本ニハ、諸國ニ御許容ニモ可₂相成₁諸

前後相助け候儀も行屆可申哉に奉存候、
右トッソコタンウトルより先々は、全除地同様之御見込にて、文政度ウルップ島之御振合に相成、雙方領分之合に間地を設置候はゞ、居民相接し、時々出會等之御掛念も有之間敷、左候得ば、フヌプウシヨロ、ホロコタン邊に住居致來候蝦夷は、追々トッソコタンウトルより、南江轉住爲致、同所より北手東地タラヒカ西地ホロコタン迄之地方、是迄蝦夷人住居致し來候丈け、此方より出稼漁獵之場と定め、其先夫々之地は、外國人出稼之場と定、雙方とも出張漁場を以、境を接し候樣相成、右漁獵時節、夏秋之間は爲取締役人番人とも差添出張、時々見廻り等爲致候はゞ、後日之混雜も出來仕間敷哉、右之通に御經界相立、蝦夷轉住爲致候得ば、常々敎化撫育にも差支無之、且は新建之會所程近にも候得ば、老幼之もの迄、相應之手業も相授け置候儀に、諸事辨利も宜敷、旁以兩所之天險地勢に隨ひ、夫々御施設有之候方哉と奉存候、固より右に而御萬全之御取締とは難申上奉存候得共、先般長崎表應接之趣も有之、其上本蝦夷地之方、片時も御捨置難相成、夫是斟酌仕、別紙繪圖面懸け紙仕申上候、乍去右は全く即今之御時勢不得止之御場合より見定申上候義に而、乍恐私ども愚存におゐても、前文申上候通り、御十分之御儀とは難申上奉存候間、此後とも、彼國使節之者より、御催促樣之義有之、御捨置難相成節は、不及是非、尤も無之候はゞ、已に薪水其外御和熟之御扱に相成候上は、御國境御約定之儀は、可成丈け御猶豫被成置、本蝦夷地南方より御手始にて、御敎育御備筋とも今一段御手厚に相成候樣仕度、其中タラヒカ、ホロコタンより奥地江、追々御德化に歸嚮仕候上は、又々御辭柄御策略とも可有之哉に奉存候、依之此段申上置候、以上、〇中略

以上、

寅〇安政元年　月日　　　　堀織部

如何樣に手廣に相成候とも、御備向御手薄に被差置候而は、後來之御禍患難計、只今之御時勢、此度見分仕候所に而は、本蝦夷地之方、寸時も御油斷相成間敷、右御警衛御教育を以御急務と被爲成候方、御相當之御手順と奉存候、無左候而は、御國體に觸れ候義も可有之哉と、甚以恐懼至極に奉存候得共、本蝦夷地只今之姿に被差置、萬々一昨秋クシユンコタン江構候如きの建物等出來仕、外夷ども移住致候ては、唐太地之御警衛有無を不論、又御國境當不當に不拘、御萬全之義何とも難申上、左候得ば、唐太地之義は、暫く權威を以、假之御備有之、是迄松前家介抱致し來候限を以、御國域と御見切、尤フヌフ、ホロコタン共に島境御取締等可相成地形にも無之、夫より北之方東西五十度以上之所に御取締宜地嶮も無之、殊更國郡を割き候と違ひ、纔之水脈等を以分界致し候而已に而、外國人と朝暮出會候樣罷成候而は不可然、何樣峻嶺絕壁等之地にて、假令土壤聯接いたし居候とも、容易に往來難相成所を以御定に相成、且是迄と違ひ、御國境啶と御取極有之候上は、假にも夫々御經畫有之、追々外夷窺覦之念慮を斷候樣、御施設無之候而は、却而萬國之侮を招き、一國去候得ば、又一國窺ひ候勢に相成、詰り御國威にも拘り可申哉に付、先差當り御手配相屆候場合に付、勘辨仕候處、第一之御儀と奉存候間、前文之通、トッソコタンウトル之義は、東西之絕嶮、南北之分界、海陸とも通路不用由、天然之界疆と相見へ、且同所より北之方に至り候而は、右難所を隔居候に付、緩急に應じ、手配致候儀は勿論、平生共夷人撫育之品差贈り候義にも差支、殊に西地之方、秋より末は海上浪荒に而、蝦夷船に而も岸近く乘寄候儀相成難き旨、從來同島案內之ものども申居候間、右トッソコタンウトル之嶮岨を以、北陸之藩籬と御見居有之、又西地ライチシカより拾三里程南にて、クシユンナイより東地マアヌイ江通路も相成候、此所トッワより四里程南に付、同所邊地理相撰、會所陣屋象候場所取建、夷人教育は勿論、漁業場相開、撫育品相廻し、番兵等をも備へ置候はゞ、東西聲援も相通じ、

成、毎年爲見廻領主家來渡海致し、漁業等は町人ども爲請負候趣、乍然東西奥地何れ迄領分と申定も無之、前文兩所江夷人ども蟻集致し、相稼候ものども、、其働方に應じ、米穀酒たばこ衣服等相與へ、其地江不來もの江は、別段養育方心附候義も無之、商家之手に任せ置候故、追々仕法も相崩れ、又々蝦夷人ども山旦夷人より品物借請、當座之用を辨じ候樣相成、償之ため子弟連行候得共、強而相制し候義も行屆兼候處、文化度、上地以來、舊弊御改革有之、夷人共私之交易御制禁相成、且是迄爲償負被連行候者共は、償之品被差遣、追々御取戻に相成候哉之趣、且御直捌中も、奥地之儀は、何れ之地を御國疆と申事も御治定相成不申、其上耶警衛向は、宗谷砂利限りに而、唐太は全く夷人撫育、漁業其外私領中之仕來を御取捨有之候迄之儀に相聞、其後復領被仰付、諸書物松前奉行より引渡候節も、別段御國疆之儀は、御沙汰無之候趣にて、〇中略其頃公邊御處置之振合に相準、諸事取扱、以來勤番人數御屆致し、夏分山丹交易相濟候迄相詰、西部はホロコタン迄人別取調、〇中略東部はフヌフ迄是又人別増減等取調いたし、夷人ども運上家之進退に從ひ候樣、追々敎諭仕候趣、〇中略

右ホロコタンよりフヌプ迄、文政度御戻地以來、前文之通取扱、尙又近年に至り、仕法相立、毎年爲年貢乙名ども貂皮拾枚づゝ、外小使土產取と相唱候役夷人より五枚づゝ、平蝦夷人軒別壹枚づつ相納、其外別段水豹皮四拾枚、總夷人どもより割合爲差出候由、尤爲勵貂皮壹枚に付、淸酒壹升水豹皮四拾枚に而、同貳斗づゝ、手當いたし候由、

北蝦夷地風俗生產、幷是迄御撫育之沿革、凡右之通御座候、〇中略

一前文御撫育之沿革、夷種風俗地形等を以、御國疆分界合考仕候處、フヌプ、ホロコタン迄は、撫育を加へ、其上年貢相收、夫より奥地は、人數風俗言語等も相分り〇相分り下恐脫二数字一候義に而、殊更同所邊より先に至り候而は、別而沍寒窮陰之地に而、五穀其外相熟し可申土地柄にも無之、たとゐ

之皮類、宗谷江持渡り、米酒鐵器烟艸等に引替差遣候得ども、

朱書
同島北邊奥地等に住居いたし候ヲロッコスメレンクロニクフンロモウ人と唱候種族之夷人ども、山旦人と交易致し候品、同所南之方部落住居之夷人と貿易致し候を、右南部之夷人、宗谷江持渡り候品々、米酒其外に引替候處、其後追々山丹人も南部江船を進め、南部唐太夷人と交易致し候様相成候由、

別段人別等取調候義も無之哉に相聞、其後安永六酉年頃、松前家藩士新井田隆助と申者、初て同島江渡海仕、其南部之地を檢査致し候由、

公邊より初て見分として渡海被仰付候は、天明五巳年、蝦夷地總體警衞向被仰出、夫々御取調有之、同年魯西亞人ウルツプ島江渡來仕、エトロフ島に越年いたし候義有之候、翌酉年、大石逸平と申もの、唐太島見分として差遣され候得ども、其節別段御取締も相立不申候哉之趣、其後山靼人ども、狡猾之所業に募り、蠢愚之夷民ども江、聊の品貸與へ、翌年に至り、勘定不足いたし候得ば、爲償負子方を満州地江連行、夫々奴僕等に相渡候義、次第に超過し、追々人別等も相減じ、殊之外及難澁候に付、唐太島乙名ども宗谷江相渡、交易筋取扱夷人ども撫育は勿論諸事進退を請度旨歎願いたし候折柄、寛政元酉年夏、唐太島西岸ショウニと申處へ、俄羅斯船渡來、海底之淺深を量り、其上亂妨之事ども有之、又クナシリ島江も相越、擾亂にも及候義、公聽にも達し、難捨置、旁唐太乙名ども之愁訴を許し、家士高橋清左衞門といふ者を遣して、初て漁場相開き、交易所取建、西部コタンウトルより東部シレトコ邊迄巡見いたし、クシュンコタン江運上家補理、最寄夷人ども召集め、漁業稼方に應じ、撫育の品相與へ、西地トコンポ江も番家取建、是亦同様世話爲致候に付、同島之ものども信服いたし、奥地之夷人ども、追々兩所江相集り候様罷成、且山旦江爲賀召連られ候惡風も薄らぎ候故、益松前家を尊信仕、以來南寄之地は、盡く同家所屬に相

一（使節）明後日迄御預ヶ置被下度候、

一（爲彌）拙者一存を以預ヶ候書面ニ、（○此間恐有脱字）兎も角も一先相返し候、

一（使節）御受取無之ニおゐては、此書面持參、直ニ當表出帆、江戸江罷越可申候、

一（爲彌）右樣詞を盡し申談候儀を不取用、出帆可致との儀ニ候ハヽ、不致差圖候得共、出帆者勝手次第、併出帆と申聞候も、全く僞ニ可有之、實ニ致出帆之儀ニ候ハヽ、拙者寸分も此座を動き不申、何れ迄も此船ニテ同伴可致候、

一（使節）書面御請取難成候ハヽ、別段御老中方へ差上度書面有之候、

一（爲彌）唯今相返し可申と談じ候書面不受取故、直ニ書面可差出趣者不相當ニテ難受取候、

一（使節）最前之書面御受取ニ不相成上者、致し方無之候間、別段封置書面差上候間、封之儘御兩使ゟ御老中方江御上ゲ被下度候、（此論中、十二月晦日差出し候書面ハ、差戻し候儀ニ御座候、）

一（爲彌）封之儘ニ候ハヽ、其段兩人ニ可申聞候、（○中略）

同六日前同斷（○中略）

一（使節）毎度申述候通、境を定め候と交易を通じ候との兩條、一同に御取極に無之候て者、貴國之御爲にも不可然事に候、

一（爲彌）今日被申聞候趣罷歸り兩人江可申聞候、扨近日出帆も致し候に付ては、御料理被下候間、明日罷出候樣存候、

一（使節）忝存候、明日九ッ時頃より可罷出候、（○下略）

〔御用留〕北蝦夷地見分仕、御國疆見込之場所取調候趣、左に申上候、

北蝦夷地之義は、往古松前家所屬と申迄に而、更に取締等も無之、其儘に差置候由之處、同所夷人と、本蝦夷地宗谷夷人どもと、互に往來交易等致し來り、其後山旦產物錦虫巢玉其外鷲羽海豹等

（爲彌）一先剋之書面決著之上は可致面會候得ども、左も無之ては面會致す間敷候、

（使節）一御書面之儀者、得と勘辨可仕候得共、何れにも御四人樣江致面會度候、

（爲彌）一右書面之趣決著無之ては、迚も面會無之候、

寅正月二日、中村爲彌ロシヤ船へ罷越候節對話、但御徒目付長坂半八郎（御普請役　御小人目付）相越、

（爲彌）一一昨日者爲元日之祝儀肥前守左衞門尉初へ品々差贈り辱存候、

（使節）一聊之品差上候處、御叮嚀之御挨拶痛入候、

（爲彌）一此品聊ながら自分ゟ年玉に差遣候、

（使節）一、肥前守樣、左衞門尉樣爲年始可致參上候處、上陸不仕候得者難罷出、依之手札二枚差上候、

（爲彌）一此間書面預り歸り、肥前守左衞門尉篤と致一覽候處、右者全く見越之儀にて、たとへて申候へば、未だ花も咲不申木江、實を結候節之約束を致候同樣にて、當時更に難相用書面に候間相返し候、

（使節）一書面之趣御兩使にて御決著不相成候は、不得其意事に候、御兩使者重き御役人之儀、何事に不依御對談可相成は勿論ニ可有之、一昨日も申候通、政府ゟ之書翰は、通信通商之儀、一ト通申述、此書面は右に付て之事柄を委敷致陳述候儀ニ有之候間、此ヶ條ハ當節御決著、是々之ヶ條者御老中方江御申上之上、御沙汰被申樣ニ御挨拶有之度候、

（爲彌）一通信通商之取扱さへ無之候處、右ニ付て之委細之條目を前以取極候事、いかにして出來可申哉、通信通商有無之取扱出來候節ニ至り、差出し相當之事ニ候、

（使節）一右書面之振合を以、通商御免可相成哉、又ハ右之趣意ハ迚も不相成哉之譯承り度候、三五年相立候後、通商御免候とも、唐紅毛之振合ニテ者何分望ミ無之候、

（爲彌）一唯今口上之趣者、委細肥前守左衞門尉へ可申聞候、併書面者先相返シ申候、

一〔使節〕百年以前者ロシヤ所屬ニ候
一〔爲綱〕其方ニテ左樣申候得者、千年以前ゟ日本所屬ニ候、
一〔使節〕何故左樣被ㇾ申候哉
一〔爲綱〕此方ニテ其證有ㇾ之儀を、其方ニテ年古き儀を申立候間、其通申聞候事ニ候、
一〔使節〕左候ハヽ兎も角も宜しく候
一〔爲綱〕エトロフ此方に屬し候儀者、論も無ㇾ之候間、左樣可ㇾ致候、
一〔使節〕今日別段御挨拶も可ㇾ有ㇾ之と相樂罷在候處、矢張此程之御談と同樣の儀に有ㇾ之、御返翰之内、古例を取て今事を律する不ㇾ能との意味にも相渉らず、解しがたき事に候、
一〔爲綱〕其意味なきにはあらず、されども當時の處は、御代替御事多之中故、當節評議に難ㇾ及者勿論、迚も一ケ年程者、夫々之御禮式も打續き、何分餘事に者及難し、乍ㇾ去かし可ㇾ成丈手繰いたし、急に取調方に可ㇾ取計儀者、書面之通に候、此上の處何程申候とも取計方決て無ㇾ之候、
一〔使節〕某よりも書面差出し度候
一〔爲綱〕書面差出候はゞ可ㇾ致ㇾ一覽ㇾ候
一〔使節〕此書面ニテ可ㇾ然候ハヽ、調印之上差出度候、
一〔爲綱〕肥前守左衞門尉ト申聞候上ならでは、何とも挨拶に難ㇾ及候、書面者先預り置候、
一〔使節〕二日に御挨拶承知致度候
一〔爲綱〕其段も兩人江可ㇾ申ㇾ聞ㇾ候、先刻書面異存も無ㇾ之候はゞ、四日に本書可ㇾ相ㇾ渡ㇾ候、
一〔使節〕先刻之書面者不ㇾ得ㇾ其ㇾ意ㇾ候、右樣之譯にては迚も御國地は難ㇾ立候、
一〔爲綱〕勝手次第に可ㇾ致候、尤此方ゟ歸帆之儀不ㇾ申ㇾ付ㇾ候、
一〔使節〕四日に者御四人樣江御面會いたし度候

左衛門尉（勘定奉行川路聖謨）
一譯文いたし、得と披見之上ならでは委細は難相分候得共、一通り大意は存寄無之候、
一談合も凡筋合相立、且月迫、幷年始にも相成候間、此上隨從之內重立候中村爲彌へ御目付方之もの相添、船へ遣、書面を以對話いたし、事を整度候、尤も遣し候書面返翰に振候事は難相成候得共、使節之顏を立度、種々勘辨いたし候儀ニ付、聊爾には存間敷候、

使節
一御沙汰之趣承知いたし候、右書面いつ頃御渡相成候哉、

左衛門尉
一明日中村爲彌罷越候節、持參爲致候、

使節
一御隨從之御方御差越、御書面を以被仰聞候由、右に而御談合相整候儀も、使節において大慶ニ存候、右之通相成候はゞ、今一度終り之御集會いたし度、いつ頃に而可然哉、

左衛門尉
一晦日幷正月元日二日三日集會相成兼候、

使節
一左候はゞ四日に御逢相願候、併明日御書取之趣に而、猶可申上儀も有之候節は、四日彌終之御會と可相成哉否之儀相分兼候、

左衛門尉
一可申立儀も候はゞ、幾度も面會可致候得共、此度書取之趣は、使節之面皮を立度と、肺肝を碎き候事ニ付、是非四日には目出度事を納度事に候、

〔長崎叢書三編〕魯西亞國使節應接書

嘉永六丑年十二月、長崎表ニテ筒井川路、魯西亞人應對之記、

嘉永六丑年十二月晦日　中村爲彌御勘定組頭也魯西亞船へ罷越對話記

但御徒目付永持享次郎、御普請役御小人目付罷越候、〇中略

使節
一只今之蘭文致一覽候處、難相分廉有之候、第一エトロフ島ハ、ロシヤ所屬ニ相違無之候、

爲彌
一エトロフ日本所屬たる素ゟ論なし、日本に其證も有之候、五十年以前其方ゟ申越候趣も有之候、

有之、勿論可成丈け御政府之御趣意も承り可申候間、使節相願候條件も、成丈け御立被下候樣
仕度候、〇中略
一猶申立度存する條々は、書面を以申遣へし、

〇右ノ談判ニ基キテ、魯國使節ハ其要求幷ニ希望ヲ文書ニ認メテ我國ニ致セリ、サレド其事略前ト同一ナレバ、別ニ之ヲ揭ゲズ、

〔魯西亞一件乾〕丑〇嘉永六年十二月廿八日對話

肥前守（大目付筒井政憲）一書面被差出、譯文出來一覽いたし候處、厚心入之段不淺存候、右ニ付追々申談候筋も可有之候、

使節一差出候書物御覽被下、使節ニおゐて大慶存候、右は日本御威勢彌盛に相成候を心願いたし候而之儀、聊隔意無之所ニ候、

肥前守一此程申聞候通、何とか使節之顏を立遣度候間、江戸表江申上候而、地境取調之爲、來春ハ其筋之役人を遣し可申候間、右役人小數人ニ而罷越候共、其國之人穩順之取扱致し、失禮之儀無之樣可致との書付差出候一條、早々決著いたし度候、

使節一昨日被仰聞候御下役被差遣候ニ付、魯西亞人實意ニ取扱、心得違無之樣申遣候書面、則持參致し候、右書付不封差出候て被遣候、御役人之御役名御承知等認入可申と明け置候に付、御役名承り候上認加可申候、

右譯之蘭文壹通相添候

蘭文之方通詞森山榮之助讀候趣、左之通日本と魯西亞と境之儀ニ付、日本御役人サカレンアニワ港之邊巡見として被相越候間、此役人衆幷附屬衆へ對し、聊疎意なく取扱、其場所見分無差支樣取計可申候、且春にも成候はゝ、時宜に寄り使節もアニワ港江罷越候歟、外船差遣候事も可有之候、右書面に而宜候哉、

使節　一度數之義は口上にては難申述、地圖を以取極候はゞ、相分可申、尤境目巨細之義は、其場所おゐて不紛樣證跡を立取極可申候、○中略

左衛門尉　一あいのは蝦夷人之事にて、蝦夷は日本所屬之人民なれば、あいの、居候所は則日本所領ニ候、

使節　一あいのエトロフ之內、諸方に住居いたし候內、魯西亞に屬し候ものも、日本に屬し候ものも有之、同島北之方之あいのは、魯西亞支配にして、日本之所屬にあらず、此を取極度存する所也、

左衛門尉　一右は若ウルップ島の間違には無之哉、エトロフに候はゞ、挨拶にも難及事也、同島我國之所領なる事斷然疑もなき處、右樣之議論有之候ては、其餘之談合難相成、貴國ゴロウインは全私之事之由に申され候得共、既我國之高田屋嘉兵衛と申ものを捕、カムシャツカ江連參候程之事故、强而私之事とも難申歟、

使節　一ゴロウインは境界を定候使には無之、測量之ため政府より差遣し候所なり、

左衛門尉　一エトロフ境界之儀に付ては、文化年中爲取替之書付も出來いたし候處、貴國ゟ受取之もの不被差越、故、夫切りに相成たり、此一條に付段々被申聞趣、畢竟不筋之申分には有之間敷哉、一體貴國には兩國之民之爭論を慮られ、態々使節被差越候に付、我等不肖ながら命を受け、品好穩之懸合にもおよび候處、右樣不法之申分有之候ては、談合難及候、此所得と勘考あるべし、

使節　一右境界之儀は、御論に寄、猶勘辨之上後會に可申述、貳ヶ所之湊を開候儀、江戶近海にて萬一差支候はゞ、大坂にて相開度候、○中略

左衛門尉　一夫は氣之短き仕方と存候、追々申聞候通、彼カラフト之境界相定り候上は、互に人民往來をも可致、我國地境之續きたるは、貴國而已故、其節に到り候はゞ何と歟取計も可有之處、氣之短き所置有之候ては、なるべき事も却てならぬ樣に可到候、○中略

使節　一御論之趣は承知いたし候、乍去通商幷境界取極之二ヶ條、一處にいたし不申候ては難相成、譯

左衛門尉
一申聞らる、趣尤之儀に付、某等おゐては飛立程にも存するなれども、右は京師江奏聞を經、其地之大名江申付、取調方いたさせ候儀等に、彼是三五年之時月もかゝるべくと存候、扨而我國人大半は、西洋諸國之事體に不通、西洋之人といへば、虎か熊之樣に存じ候もの而已多く、扨々困り候事に候、某等抔は素々西洋學をも心掛居、決而右樣には不存なれ共、某等兩人之口を以、衆人之惑をば解がたき事に付、貴國今度之仕向方に寄、貴邦は信義之國なる譯も國人心付べき所なれば、使節實義之所置有之度存る所なり、

使節
一境界巨細之處は、其場所之大名幷官府之役人中立會御取調之上に無之ては難相整儀、勿論に可有之候得共、概略之規定取極不申候而は、衞卒之進退にも拘り難捨置筋に付、何れにも此所おゐて荒增之取極はいたし置、貴國之來春二三月頃、雙方場所江立會之上、取調方いたすべし、

左衛門尉
一尤之事なれども、右土地は、某等素より不存所なれば、如何んとも論判いたし難き次第有之、挨拶にもおよびがたく候、尤半分に引分候積被申聞候趣も有之、其心得を以取調方致さすべし、しかし右は全我等之了簡迄にて、素より政府之差圖には無之候間、追て取調之上は如何樣之挨拶可相成哉は難計候、

使節
一近來我國之もの差遣、全島見廻らせ候處、日本の人は識計南岸之地に住居いたし候迄に付、半島とも難申歟、其上島之中央ゟ、日本の方に當り、新たに石炭山を開き、右場所は日本之人不居所故、旁過半は魯西亞所領と心得居候、

朱書
本文石炭山有之義、曾而承及不申候處、既魯西亞人見出相開候由、右之樣子にては、エトロフ島之義も如何相成居候哉、懸念仕候、松前志摩守領分と相成候ては、公儀御用地之節と違ひ、案外なる事共抔可有之も難計と深心配仕候義に御座候、

左衛門尉
一度數何程迄之所を所領と心得られ候哉、

正月〇文化五年

〔外國事件書類雜纂八〕寅〇安政元年正月六日、伊勢守殿〇老中阿部正弘御直　三奉行、林大學頭、浦賀應接之面々、海防掛、大小御目付、浦賀奉行江御渡、一覽綴付致し、

丑〇嘉永六年十二月廿二日對話

使節（プーチャチン）一一昨日之御挨拶承度候

左衛門尉（勘定奉行川路聖謨）一カラフトを半分に引分、貴國ゟ被差置候軍卒守兵は、境界相分次第、引拂はせらるべきと之儀おゐては、一昨日被申聞候通にて有之、エトロフ之儀は、其砌申述候通にて、存寄も有之間敷候、

使節 一カラフトの儀は、一昨日申述候通、守兵は外國人之窺窬を絕んが爲にして、日本所領江對し、手出いたし候儀には無之候間、談判次第、右守兵速に引拂はすべし、

左衛門尉 一カラフト境界五十度以上之處を以、半島に引分候積候哉、此心得承度候、

使節 一日本の人住居いたし候場は勿論、日本の役人衆被相越候場所は、中々以我國之所領とは不存候、

左衛門尉 一我國之もの、住居又は往來いたし來候と計にては不慥候、むかし我國人全島をも見廻り、且度度アンモル河邊江も往來いたし、其餘漁業に付ては、海邊何れの地江も罷越事故、其境慥ならすしては、追て爭論之基とも可相成に付、夫等之心得方得と承たし、

使節 一カラフト島アニワ港江、近頃我國之もの罷越及見候處、日本之人幾貳拾人程住居致し居候儀にて、外國人右場所を相うかゞひ候樣子も相見、甚掛念に存するに付、我國ゟ防守として軍卒差遣置候儀に有之、日本所領に相違無之趣相分候はゞ、早々引拂はすべし、乍去兼ても申候通、其所に居馴染候樣相成候ては、容易爲引拂候儀も難相成勢に到候事故、急速之取極を希ふ所なり、

書面軒首之義ハ場所ニて見屆候上、松前江爲相廻候樣仕、其外伺之通可仕旨奉承知候、

辰六月廿六日　　河尻肥後守
荒尾但馬守

魯西亞人來候節蝦夷地場所之取計方奉伺候書付

一當年ヲロシヤ人來候はゞ、打拂之義、諸國江御觸御座候通、一統相心得候樣可仕奉存候、

一エトロフ、カラフト之儀は、去年彼方より申越、返答承りに可參由をも申置候義に付、橋船等にて少人數上陸いたし候事も候はゞ、一通り支配向應對之上、若手切に及候事も候はゞ、山岡傳十郎夏目長右衛門居合候場所に候はゞ兩人之內江申達、不居合候節は、其場所詰諸家之總頭江申談候樣可爲仕奉存候、

一クナシリの義は、エトロフ並島の義に付、萬一ヲロシヤ人見違、船を繋間敷にも無之候間、同斷之樣相含罷在候樣可爲仕奉存候、

一ソウヤにては談方に寄、手切有無相聞候義に付、前段之趣同樣爲相心得、尤檢使不被遣場所に候間、猶臨機之儀は其場所頭分之者江申達候樣可爲仕奉存候、

一エサン箱館は小普猪右衛門村上監物被差遣候に付、不及申、並エトロフ、カラフト義、同樣に御座候得共、場廣之義に付見渡難行屆、又は不居合場所も可有之候間、可申談廉は前書之趣に爲相心得、若手切に相成、接對に及候物合等は、警衛主役に付、差圖をくわへ候に不及、支配向之ものは夷人番人等を集め、朋勢に相成、二ノ咏相心得、又は奇兵にも相成、相應之働仕候樣心懸可申旨可申付と奉存候、○中略

右之通取計候樣可仕候哉、左候はゞ前廣支配向へ申含置、尤ケ條に寄、諸家へも申達置候樣可仕奉存候、依之此段奉伺候、以上、

羽州之内同斷　酒井左衛門尉　六郷伊賀守　岩城伊豫守
越後之内同斷　御預所も有之　松平越中守　榊原式部大輔　内藤豊前守　松平日向守
堀近江守
越後岩船郡御預所十九ヶ村　上杉彈正大弼

文化四卯年十二月

大目付江

おろしや船取計方之儀に付、去寅年○文化三年相達候旨も有之候處、其後蝦夷之島々江來り、狼藉におよび候上は、向後いづれ之浦方に而も、おろしや船と見請候はゞ、嚴重に打拂、近付候においては、召捕又は打捨、時宜に應じ可申は勿論之事候、萬一難船漂著にまぎれ無之樣、船具等も損じ候程之儀に候はゞ、其所にとめ、手當いたし置可被相伺候、畢竟おろしや人不埒之次第に付、取計方きびしくいたし候わけに候條、油斷なく可被申付候、

右之通、萬石以上以下、海邊領分有之面々江、不洩樣可被相觸候、

十二月

〔北邊紀聞後篇〕挨拶書○中略

當時○文化四年人數割

南部貳百五拾人　津輕百五拾人
〃四百人　内五拾人南部家箱館殘三百五拾人
松前　津輕五拾人　江差　南部百人　石狩　南部百人　宗谷　津輕百人
外惠登呂府交代人數　津輕家八拾人
此分シャリ　ソウヤ之内江備置可申事○中略

海上警戒

五月廿七日　　宗對馬守

〔文久紀事　一〕外國人江書翰

亞墨利加合衆國全權ミニストル、エキセルレンシー、トウンセントハルリス江

以書翰申入候、然而及通達候魯西亞軍艦、當二月以來、我對馬國に碇泊、猥上陸、建物等いたし、不都合之儀に付、既先頃貴國船便相願、魯國政府へ申遣候次第有之候處、箱館在留のコンジユル江、同所奉行より種々及談判候上、去る八月十七日同所江コモドール相越候に付、尙相掛合及び候處、承伏いたし、迎船差遣し、同月廿五日に魯國殘らす對馬國を引拂候て、歸湊之上申立候よし、箱館奉行より申越候、此段報告及び候、拜具謹言、

文久元酉年九月廿七日　　久世大和守花押

安藤對馬守花押

〔天保集成絲綸錄　百五〕文化四卯年六月

大目付江

此度蝦夷地江魯西亞船來著及不法、箱館松前之沖合にも怪敷船相見候由付、領分并御預所浦浦之手當念入申付、萬一怪敷船相見候ハヽ、諸事寬政三亥年相達候趣相心得取計可申候、乍然豫而事ヶ間敷用意いたし候筋には無之候條可被得其意候、

右之趣陸奥出羽越後、浦々ニ領地等有之面々江可被相觸候、

六月

文化四卯年六月

奥州之內浦付領知等有之分　牧野越中守　小笠原佐渡守　相馬因幡守　溝口駒之助　本多越中守　內藤播磨守

十三日、魯人滯船注進ニ就テ、台命ヲ對州ニ下ス、

其方領分魯西亞船渡來に付、追々被申聞候趣も有之候間、先般小栗豐後守、溝口八十五郎被差遣、且函館在留魯西亞コンシユルへも、右爲引拂方函館奉行より爲相達候趣も有之、長崎奉行よりも支配被差遣候趣に候間、最早同人共到著にも可有之、彼方迄談判、事情相分候はゝ、以後無法の擧動等も有之間敷、畢竟彼我言語相通せざる邊より自然間違等も可有之、雙方の行違より不容易儀を引出し候てハ、以の外の儀に付、家來末々迄、能々喩告致し、諸事豐後守等へ承合、取計候樣可被致候事、

〔萬延元庚申 文久元辛酉 見聞雜錄二十一〕對州公御屆書

私領分對州淺海浦碇泊罷在候魯西亞人、追々不法之及所業候に付、先日御屆申上、取計方奉伺候處、可成丈兵端を不開樣精々心掛警固可致旨御書付を以御沙汰に付、其旨早々國許に罷在候家來共固め先江嚴重申渡置候處、當月四日、魯西亞船十貳艘、俄に近寄、大砲を發、居城之裏手箱立と申處江、夷人共押入候に付、大手門番人共相制候處、異人共短筒を以番人六人を打殺、怪我人數多有之、同所南箱崎湊臺場打潰し、警固之士貳拾八人、足輕百七拾人、小もの八拾人、百姓四人不殘擒捕、渠が大船江乘せ、臺場に有之大鐵砲六百挺、中百挺、小百七拾挺不殘奪取、渠が船中江運戰用いたし、右之次第故、不得止事、家來多人數城郭を固め、外曲輪向江大筒を相備置、無據場合に相成候に付、警衞之もの、大砲を發候處、先方彌相進み、四日之曉より、六日夜迄打合及戰爭、此方三百四拾三人即死仕候、先方に而も死亡多分有之哉と奉存候、且又海岸筋に而長濱村高濱村山崎村は、渠が工夫を以燒拂、死人多分有之候由に候得共、碇と相分不申、其外關所等に差置候武器類奪取候而、同夜九半時頃、魯西亞船不殘海岸を退、大洋江歸帆いたし候、此上存意之程難計、甚以心配仕候、無油斷固め人數差出、晝夜心附申候、依之此段御屆申上候、以上、

深意は、開港の存念も相見え、殊更追々不法の擧動有之候得共、兼て被仰出候御旨も有之、何角穩順に罷在候處、此方より兵端を開ざる事と見侮り、昨十二日、夷人共多人數端舟に乘組、大船越瀬戸關所前兼々差塞置候を、理不盡に押破候ニ付、固の郷士兩人相制候處、多人數にて搦捕り、渠が船中へ歸掛候に付、小者安五郎と申者、有合候薪を投懸け候處、夷人共鐵砲にて、右安五郎の胸板を打貫即死及び、其儘本船へ罷歸り候、是迄は公儀御通商の國柄に付、耻辱をも忍せ、兵端を不開樣と、折角制罷在候處、最早右之通り、渠より事を破候に付ては、家中の奮激不一形、是非打取不申候ハでは、國内の怒氣解散の筋更に無之、武道に取り、耻辱の限奉存候、如何樣にも奉恐入候儀ながら、全く一己の儀にも無之、本朝の御瑕瑾共相成候事故、兵食不足、進退四方大洋の國柄、援兵の類も無之、始終の勝算千萬無覺束奉存候へ共、眼前亂妨罷在候夷賊共儘難免候に付、不顧後患、討取可申決心仕罷在候へ共、右は至大の事柄に付、無理に暫く取押置候て、一應奉經御伺候間、何れの道、速に人心一定の御指揮偏に奉願候、尤も前書の通り、渠より好で事を發候機會に御座候事故、何時可及戰爭も難計に付、其節に至り、時位不得止事情御憐察被成下候樣深く奉願候、以上、

四月十三日、在所日附、

對州侯、攘夷決議ノ旨ヲ一藩ニ布告ス、

今般碇泊の洋夷、追々輕侮の振舞、不堪憤怒候へ共、當家より兵端を開候儀は、大切無限に付、是迄相忍居候、然處此節於大船越固の者及殺害候一件、最早渠より事を破り候事故、是非打取らずてハ難叶場合に付、則戰鬪に令決心候、一應公邊へ不申上置候てハ、皇國一般に相係り、恐入候次第に付、早追を以て其段相伺候、然る處宗氏の存亡爰に決候事故、假令兵食不足候共、州中一致、抛身命家名不汚候樣、精忠賴入候事、

候義等曾而無之、佛を拜し候義は猶以無御座候、私宗門之義は臨濟宗にて寺は南部北山村法泉寺擅家ニ御座候、右之通相違不申上候、以上、

卯〇文化四年八月三日　　大村治五平書判

御奉行所

〔通航一覽魯西亞二百九十七〕蝦夷地亂妨始末クナシリ島

文化八辛未年五月廿七日、是より先同四丁卯年夏、魯賊エトロフ島亂妨の剋、クナシリ島を（松前より海路二百五十里、其周回百六十里餘、九里十里の間に驛場ありて人馬の備あるよし、蝦夷千島話に記す、但箱館奉行支配向及び南部氏人數等在勤す、）過り、備あるを見て歸帆せしが、（同所詰調役下役向井勘介が謀により、備ある如く見えし旨、諸書に志るす、）此日同島ケラムイ崎に上陸して米酒を奪ふ、時に南部氏人數等、火砲を放つに、かれ戰を好まず、海中浮桶に標物を入、紅の小旗を建て、米酒を請ふの意を示して滯船す、よて六月三日船長を上陸せしめ、明日四日役人應對あるべき旨を諭し、本船にかへらしむ、

〔嘉永明治年間錄十〕文久元年五月十一日、魯人滯泊ニ就テ、宗對馬守ヨリノ注進五度ニ及ブ、

目次

魯人託事於船繕、其實開港之巧有之云事、

追々不法業有之、依台命彼暴逆忍居事、

我侮不開兵端於彼、魯人破關門事、

搦縛關門守衛郷士、砲殺奴僕、魯人亂妨之事、

以公儀通商之國柄難相論、一藩奮激之事、

忍彼暴逆則本朝之御瑕瑾、雖孤島無援兵、一藩攘夷決心之處、暫時留置伺御指揮事、

私領分對州淺茅浦碇船の魯西亞船、修理に事寄、急々退帆の勢に無之、當夏中滯留の由申聞候

旨、同人申聞居候處、陽助內股を被打、御會所へ立戻、赤人ハ上陸いたし、大筒等打拂候間、又大夫殿、私、忠作、忠平、其外十四五人鐵炮持參、川手前辨天社前江罷越、私儀者鐵炮打方手配いたし、銘々鐵炮打拂、義八郎殿其外之人數ハ御本陣幕張之方江被相越、夫々鐵炮打拂候處、赤人之方ゟ車臺へ仕懸候大筒、橋艀ゟ引上、烈敷打拂候間、私儀も御本陣之方臺仕懸被致置候、貳百目三百目之御筒打可申と存、御會所江立戻り、玉藥被候得共、混雜故、何れに有之哉不相知、誰預居候ものも無之、私所持之胴亂漸取出候處、小筒之玉藥少々有之候間、十匁筒持參、御本陣之方へ罷越、同所ニ而忠作、忠平、淸之助鐵炮打拂居、私儀も右十匁筒打拂候處、最早玉藥無之候間、猶又御會所へ參り可持參と存、南部家見張番所之坂を下り候節、赤人之鐵炮玉、右足甲江當り、引釣難義いたし候に付、陣屋へ這入、布に而縛り、疵保養仕罷在候內、〇中略同夜九時、御會所御人數もシヤクペツの山奥へ御引取被成候樣子ニ候得共、私儀ハ右疵痛ニ而、步行も不相成、右山岸に野宿いたし罷有候處、〇中略赤人壹人罷越、夫日本人と申、拔身を持駈來候間、私儀も刀を拔二太刀戰し內、赤人六人程銘々鐵炮を向取かこみ候に付、刀振通り見候節、坂之段木へ痛候方之足を踏懸、橫樣に倒候へば、赤人共一同駈付、私を捕、大小もぎ取、御會所脇土手上へ連參り、二之腕を繩にて縛り、貳人番附置、赤人廿人程罷在、藏々より米豆等取出し持運び居候付、水を呉候樣手眞似いたし候處、藥罐江酒を入、吸物椀を持參り候間、壹盃半程給申候、且又私儀誠に運もつきはて、赤人に被捕、甚殘念ニ存候間、早々首を切候樣手眞似いたし候處、頭立候者と相見、赤人は日本人を殺不申、日本へ送り返し候由手眞似にて申聞、私江腰繩を付、シヤクペツの方へ五丁程連參り、〇中略私義は彼等言語通不申候故、何も尋不申、右赤人船同所ゟウルツプ島へ付寄、夫ゟ唐太江罷越、リイシリゟ右番人共一同艀舟ニ乘組、宗谷へ歸帆いたし候始末は、富五郎外六人申立候通に御座候旨申上候處、異國船ニ罷在候節、赤人共に被勸、邪宗門ニ入、佛を拜し候義可有之段、再應御吟味御座候得共、赤人共ゟ宗門勸

文化四丁卯年五月中旬、魯西亞人ヱトロフ島亂妨により、箱館奉行より、南部津輕兩氏に增人數の事を達す、

〔南部家士大村治五平口書〕南部大膳大夫家來　火業師　大村治五平口上書（卯五十五歲）

私儀、當五月、ヱトロフ島に而、おろしや人に捕われ、ソイシクゟ唐太ヱトロフ番人共宗谷へ歸帆いたし候始末、御吟味御座候、此段私儀大膳大夫兵士ニ而、扶持方八人扶持申受、廣間番下役相勤罷在候處、病氣ニ付、貳十四年以前、願之上隱居いたし、跡式ハ孫良八江相讓、右良八江懸り、種ゲ島流炮術指南仕罷在候、然所ヱトロフ島ニて炮術御用之由ニ而、去々丑年八月同所勤番として可罷越旨被申付、去寅五月ゟヱトロフシャナ御會所勤番仕罷在候處、當四月廿九日八時頃、異國船貳艘渡來、右舟はシャナ海岸ゟ二十五丁程沖へ懸リ、小舟ハナヨカ之方江寄、海岸ゟ十四五丁程沖へ懸リ、小船橋舟三艘下シ、シャナ灣內を漕廻リ、樣子見分致候體ニ相見候付、異國人願筋有之、此方より人之出ルを見合居候義と相見候間、印を出し見せ候はゞ、其所へ橋舟付寄可申よしニ而、戶田又大夫殿、關谷茂八郎殿ゟ、支配人陽助へ被申付、同人義、長き棒の先へ白木綿を結付指出、地役衆五人付添被罷越、夫ゟ百間程隔、南部家火業之手傳宮川忠作足輕貳人江、六匁三匁五分之鐵炮壹挺ツヽ爲持罷出、陽介は南部家勤番所前之海岸江罷出、棒之先へ結付候布を振り候處、赤人橋舟ゟ鐵炮打懸候ニ付、宮川忠作も鐵炮を橋舟へ打懸候間、赤人海岸へ付寄不申由ニ而、一同御會所へ立戾リ候ニ付、鐵炮打拂申間敷旨、又大夫殿、茂八郎殿呉々被申付候間、其段申含遣候處、何故此方ゟ鐵炮打懸候哉之段、忠作へ相尋候處、赤人之方ゟ此方へ筒先を向、鐵炮打懸候間、此方ゟも赤人之船へ向打拂候よし、同人相答申候、夫ゟ赤人橋舟は川向之方江近寄候樣子ニ付、猶御兩人ゟ陽助へ被申付、右人數ども一同川向之方へ罷越、其節間宮林藏義、御會所御門之外へ出、見張罷在候處、右橋舟陸へ間近く成候へ共、被向鐵炮之故打拂上陸いたし、是ハ彼國之禮ニ可有之

右之趣、此迄慥成儀相知不申候處、昨十一日所々御役所へも書付相廻り、漸事相分り候、

一近國の國侯方より、御固有之中にも、佐竹右京大夫殿より、先手人數三千五百人、後陣四千五百人、都合八千人秋田城下野代邊迄、

〔通航一覽〕（二百八十七 魯西亞）文化四丁卯五月十八日、箱館奉行羽太安藝守御屆、

四月廿九日晝九時過、ヲロシヤ大船貳艘飄參、會所前濱江押寄、此處は舟附宜候付、大勢一度に上陸致し候間、地役幷當家勤番之もの共より、大筒小筒を以打拂候處、彼方より數挺之大銃を以打懸暫爭戰致し候内、此方支配人陽助と申もの、内股を被打候得共、相果不申、外に怪我致し候ものも有之由、一體大船江數百人乘組、大銃夥敷積入渡來致し候處、此方に而は兩家勤番を始、總人數貳百三拾人程詰合候得共、其内より前書之通シヘトロ江も人數差配候間、右人數全シャナに不詰合、彼方人數舟には何程罷在候哉不相知、追々上陸致し候分、凡七百人程有之、此方少人數を以取合候義に付、必死に相成爭戰仕、異國人之内五六人鐵砲を以打殺、其外深手爲負候ものも有之候處、夫より夜に入、大銃四五手より打懸、其内ヲロシヤ人共會所裏手之方江廻り燒立候付、所詮防戰も難相成、無是非會所之地を立退、クナシリ島之方ルヘツと申處之番屋江、一同引取候節、支配調役下役元〆戸田又大夫義は、跡より引拂候處、異國人共追駈け罷越候に付、萬一御役人之内彼等之爲に被召捕候而は、外國江對し御外聞に相拘、殘念之旨、附添候もの共江申聞、於途中自害致し候由、右異國船之内壹艘は、クナシリ島之沖合に相見、大筒等打放し候由、彼地支配之ものより申越候間、此旨申上候、南部大膳大夫人數之内、西蝦夷地江可差配分、此節風順不宜、未出帆不仕候間、先右人數之分早速出帆爲仕候、依之先一通申上候、以上、

卯五月十八日　羽太安藝守（靖北 雄）

〔通航一覽〕（二百八十八 魯西亞）蝦夷地亂妨始末（エトロフ島）

ロシヤの屬島へ漂着し、アダム送りかへせし伊勢の船頭、レサノツトの送り返せし陸奥の船頭等の例にて、彼都にて歸國の事を願ひければ、其時彼國より我國への使者レサノツトと云者長崎に行、中略是より年々船を遣はすべし、其時送り歸すべし、其使者の歸るを待べしと云へり、然るに交易を許し玉はざる事を聞て、吾邦を不信無禮なりとして、兩人の船頭を止む、兩度迄漂流の者を送り返すとも、其證も謝せず、幸大夫存命せばレサノツトに一禮謝もなすべきに、其儀なきは、日本にて殺せるならん、外國に漂流せし者なばレ刺殺するは不仁の國法なるべし、されば歸國しても詮なき事なれば、此土に留るべしと云けれども、ひたすらに歸國を望みければ、小舟と食物とな與へて、歸せしと也、是等の事迄、彼土人の我國を慎むるの件に世上に流布せり、初て數の色を顯はして、唐太を亂妨し、國書を遣し、船頭を返せしと其意を示す者ならんか、此斯て異船はカムサスカに引退、此島に越年して、同四年丁卯三月上旬、亦も西地を乗廻り、十一日に唐太島シヤウユ、ノトロの洋に見けるが、やがて陸地に舟を寄せ、蝦夷一番屋を目がけ、鐵炮打、番人共は驚て山中に逃入たり、異船は陸地を乗離れ、洋中に出去しが、其後マシチ洋に見たりとぞ、マシチは、イシカリ東、ソウヤ南にあり、

文化四年丁卯四月再び來て寇する說

蝦夷地騷動一件、長崎御奉行所より御內達寫、

當四月廿三日、箱館より三百里北の方東奧蝦夷地エトロフ島の內、ナイホと申所に、ヲロシヤ船二艘來著、上陸致し、番人等を搦捕、番兵屋藏を燒拂、同廿九日同島の內、箱館奉行支配向之者罷在候會所、砂奈と申所へ、右の二艘差寄上陸致し、大筒等打懸候に付、勤番の者共相防ぎ、五六人程打殺、深手負候者も有之候處、夜に入、裏手より相廻り、火を懸燒拂候に付防ぎ、急一同砂奈會所を引退候に付、箱館奉行より注進有之候、且又去月十七日以來、南部津輕の沖合にも怪しき船々相見、同十九日箱館千島沖へも乗寄候處、無程同所より西の方、エサシと申所の沖へ走り還り、帆影は不相見、右の外別條無之事にて、世上彼是風聞可有之候間、心得罷在候向々、無急度可被申達候、

右書面、文化四年卯六月十日に、墨川與市より松岡儀次郞持參、助左衞門承候に付、篠崎與五郞へ遣す、右書面の趣に付、於下々如何の風聞無之樣口上に添來候、

六月十八日　組頭

〔視火錄附錄 一〕魯西亞寇唐太島

唐太島は本蝦夷より一海を隔て西北によるの大島也、漁獵多き地なれば、松前家より所々番屋を構へられ、諸國の商船を迎て交易す、爰に北涯の魯西亞國より軍艦を出してエゾの地方檢査しけるが、文化三年丙寅九月廿三日十二日、又十五日共、クシュコタンクシュンナイ、クシユンとも云、に船を寄、皮の橋舟に打乘て、異賊五六人上陸す、番屋には皇國人エゾの者共居たりけるが、無程家中へ入來て、交易せんと云罵る、其人長大にして恐しかりければ、酒食を出して是を與ふ、異賊遠慮もなく打喰ひ、膳椀など蹴たて打破て、濫逆をさして立歸る、又も來らば如何せんと運上屋に隱れたりしが、無程六七十人上陸して、手毎に鐵炮を携て、家の四方を取圍む、中にも勇壯の夷賊七人、家中に打入、番人富五郎、松藏、源七、福松を搦取、劍を拔、怒れる聲にて、大日本長崎松前の者と云けるとぞ、中略殘る者共逃出して、ソウヤを指して落失ぬ、斯て夷賊は米穀財寶を盜取、番屋及び舟を燒、辨天祠の鳥居に文字彫たる銅版二枚一説に云、外に鐵砲三枚、鐵炮二挺を殘せり、を殘置出去けり、富五郎等ハ、是より四月にして、カムサスカに著、暫爰に居、のちリイシリ島に放ちかへされ、内一人は海上にて病死せり、又此時エゾ人も多くとらはれしと云ふ、時寒氣烈しく、海路自由を得ざりしかば、明年丁卯四月初旬、松前箱館に是を告ければ、松前よりも番兵を出して、唐太へ向はんと議す、此事六日に議定して、七日に發向せんとする處へ、國侯所替の急飛脚來る、されども城地さる以前は此家の政也迚、松前左膳、新谷六左衞門を大將として百二十人一日、百一人、二唐太島シラヌシの濱に陣す一說云、三百人はソウヤ迄三百廿里陸地を行て上船し、唐太へ渡る、兵粮武具は別船四艘に積て海上を廻りしが、唐太へ三四里に行つめて異船に出合、大筒に當て廿五六人溺死す、二艘へも玉當りしが、無事にて松前に引返すと云、此事下の國西北の濱に著丸の事を誤傳ふるか、箱館奉行羽太安藝守も急ぎ兵を出さんと、調役深山右平太、下役小川喜太郎、森重左仲、村上左金吾、津輕南部勢指添て、宗谷迄出張す、亦加勢として、南部より弓鐵炮の足輕三百五十人、四月廿五日城下發す、津輕よりも物頭一騎、鐵炮五十人、弓二十、人數百三十人松前へ差出さる、凡此警固に、諸家の番兵出る事夥しく、諸記詳ならず、爰に略すと云、南部の船頭繼右衞門文內と云者、何れの年にや年戊辰と云ふ

通ソウヤまで出立可ㇾ致趣奉行より申渡、
津輕家は足輕八十人、鐵砲五百挺、是又來ル十八九日之內、ソウヤへ出立可ㇾ致段同斷、
此方よりは御目見以上のものばかり兩人、地役御雇之者四人、明十七日出立被ㇾ爲ㇾ致候而已、其外は誰にても參り候樣の事無ㇾ之候、〇中略

四月〇文化四年十七日　田中景貞拜上

〔休明光記七〕カラフト島へ異國船渡來之事

西蝦夷地カラフト島は、松前若狹守領地の屬島也といへ共、往古は彼島へ渡るものもなく、同島の蝦夷へ僅山丹人と交易したる所をソウヤへ持來り、松前の人と交易したり、錦虫の類など也漸々寶曆年間より、松前家にて彼島へ手を懸、寛政の頃にいたり、運上屋體の家居も補理ひ、輕き家來も少々渡し、漁業其外處置するといへ共只夏より初秋迄の事にて、仲秋にも到れば、家來は引取、番人體の町人三四人づゝ、爰かしこの運上屋に越年する迄なり、

〔蝦夷紀聞一〕文化丙寅〇三年九月、魯西亞人、蝦夷地唐太島江殘置候銅札之和解、

松前奉行江

一日本とおろしや近隣により、信義を結、交易を希ふ爲、長崎江使者一人差遣候處、おろしやの屬國カウリシス幷サガリン島の內に於て、日本と交易を弘め候願叶はざるに於ては、無理成事也、

一日本交易について、每々おろしや損失有ㇾ之候、終りには交易之儀、日本人相好れ候哉、何レカ、ヲワロツフ、サガリン江志らせ給ふべし、

一おろしや、此度日本損失成事を顯し候、日本の奉行永く心得違有ㇾ之於ては、每々小國を園事有ㇾ之、是等を失ふ事成べし、

古事類苑

外交部二十二

露西亞下

境上有事

〔北邊紀聞雁魚上〕カラフト島江異國人來りし事

去丑年〇文化二年九月十口日、カラフト島之内にて、クシユンナイと申所へ、異國船壹艘碇著して、端船をおろし、凡五十人程上陸いたし、クシユンナイ番屋へ入、越年致居候番人四人生捕、米類は不及申、諸品とも奪取、番人どもをかの船江連行申候、其節は人數百人計の樣に相見へ候よし、夷人江は更に敵し候儀無之、十月中旬頃迄も、其所の海上に其船相見候よし、尤乘船之節に火をはなして、屋藏とも燒拂ひ、其跡へ銅にて拵申候札に、何歟彫りし文字有之、〇此間恐有脫字異人之儀故、右文字不存候、乘船いたし候節、日本言葉にて、大日本長崎松前と高聲に申、其言葉のみきこへ、其外はわかり不申候由、右之始末、當三月口日、松前より右の島へ渡海いたし候ものども承り候、其外之場所に越年の番人、當三月口日、又右の船壹艘相見へ、鐵炮を打候間、番人三人山奥へ隱居り候處、此度は上陸不仕、それなりにて船相見不申候由、其番人共も、松前より參り候ものと同樣、ソウヤ江罷歸り、右之內壹人松前へ召連申候段、四月十日箱館へ相屆候に付、役所より聞糺之者壹人出立いたし候得ども、未だ其樣子不相分候、松前家來五人、唐太見屆として、早速に出船いたし候、名前別紙之通に御座候、

右に付、南部家より士以上のもの先七八人、士以下のもの足輕ども貳百五拾人、鐵砲貳百挺、右之

古事類苑

外交部二十二

露西亞下

事、

〔北邊紀聞 五〕下野布衣蒲生秀實、再拜頓首、謹奉書執政吉田從四位閣下、○中略 夫魯西亞豺虎之暴、於北邊哉、是天下忠義慷慨之士、人々所以切齒扼腕而憤也、○中略 夫今日之變、京師已見其徵於明和庚寅、年○七 曰、七月二十八日夜戌刻、北方氣如赭、須臾彌漫東西、中有白氣數十道、森々上衝、○中略 此蓋兵之象、北虜當時始有圖南志矣、距今實三十八年前、而後有林子平者、慷慨之士也、憂北虜竊持其所著兵談、與人言感泣、十餘年、及身老衰、空終牖下、而上之人莫已知、乃上其書本、以露之於世、其志蓋由此身坐於妖言而死於刑、不憾、當殺身以警朝廷、果罹辜幽死、後數年、而官家用其言、有事於蝦夷、又十餘年、而有今日之變焉、變之起、豈夫一朝一夕之故哉、官家先今日有事於蝦夷、則慮其變也、而幽死林子平之冤、天下忠義謂之何、其宜祭其墓而謝其靈、授之以勳位、可以微慰天下忠義、○中略 敢犯萬死、不暇自顧、謹陳其情、

右於波之間、老中列座、伊豆守書付渡之、

〔蝦夷草紙上〕凡例拾五則

一松前所在の一島の内ばかりを領分とするなり、一島の内を主の場所と臣と場所とに配當するなり、場所とは領分といふがごとし、何の海邊ばかり一場所凡五拾里、或は七拾里、一島の周廻の濱邊に、所々に相交りて、領分のある事也、濱邊のみにて奥はみな空地にて、人倫絶たる深山曠野のみなり、扨場所を松前の町人ども、その地頭々々へ願ひ出て、蝦夷土人を介抱致したき旨を訴訟す、運上金の多少を撰みて許容あり、是を場所請負といふ、其請負人より其場所へ通詞役と支配人と番人とを遣すなり、是はみな雇人にて、此稱をするもの松前に群集するなり、其場所へ米と酒を臺にして、其外品々を大船に積送り、其場より蝦夷土人どもの取揚る土産と交易致させ、其大船に積入て松前に歸帆し、請負の主人又是を諸國へ賣拂ひ、價金銀米錢等にするなり、介抱とは其場所の交易をいふなり、通詞支配人番人どもの假り住居の小屋を運上屋といふなり、

〔天保集成絲綸錄百五〕文化四卯年六月

當四月廿三日、箱館より三百里程北之方、東奥蝦夷地ゑとろふ島之内ないほと申所に、魯西亞船二艘來著、上陸いたし、番人等搦捕番屋藏々燒拂、同廿九日、同島之内箱館奉行支配向之者罷在候會所しやなと申所江、右船二艘著寄上陸いたし、大筒等を打懸候に付而、勤番之もの共相防、五六人打殺、深手爲負候者も有之候、夜に入裏手へ相廻り、火をかけ燒拂候に付而、防兼、一同しやなを引退候之由、箱館奉行より注進有之候、且また去月十七日以來、南部津輕之沖間にも、怪敷船相見、同十九日、箱館近邊之沖江も乘寄候處、無程同所より西之方ゑさん崎と申所之沖江走通、帆影も不相見、右之外別條無之事に候、於世上彼是風聞可有之候間、心得罷在向々江、無急度可被申置候

御憐愍を以、歸島差ゆるし候間、向後此方の地方江決而渡來仕間敷旨、御嚴制之條々、能々申諭し、御威光を示し候て歸島爲仕候はゞ、御仁惠之程難有奉存、御制度嚴重之趣も相辨、且蝦夷地總體御取締充實に相備り候儀、ヲロシヤ國迄も相聞へ、渡來の念を斷切候筋に相當り可申、右之者共を捕押置候とて、左迄之御取締にも不相成、却て向後之憂に相成可申哉に奉存候間、此度之義は歸島差免候方、穩之取計方にて、御取締に相成可申奉存候、孰にも此方地方とは唇齒に境を設候義に付、小事にても取計方甚以斟酌可仕儀に有之、勿論此度御國法之趣申諭歸島爲仕候上、若向後渡來候はゞ、其時宜により嚴科に可被仰付方に候得共、此度は前書之通歸島爲仕候方可然哉に奉存候、依之菊地惣內吟味仕、申聞候別紙書付壹冊貳通、幷繪圖二袋相添、此段奉伺候、以上、

丑十一月　　　　兩名

下ゲ札

本文渡來之者共儀は、〇中略今度之義ハ別紙を以て歸島差免、御用地已來御嚴制之御國法備り候譯合具に相示し、若重て渡來致候得ば、可被處嚴科趣能々申諭し、歸府爲仕候方と奉存候、

松前若狹守

〔北邊紀聞後篇〕卯〇文化四年三月廿二日、松前西蝦夷地一圓被召上、新規九千石被下之、

右於波之間老中列座、伊豆守申渡之、

松前若狹守

蝦夷地之儀、古來より其方家にて進退致し來り候得共、異國江續候島々、萬端之手當難整樣子に付、先達而東蝦夷地上ゲ地被仰付、從公儀御處置被仰付候西蝦夷之儀は、非常之備等其方手限難行屆段申立、外國之境不容易事に被思召候間、此度松前西蝦夷地一圓被召上候、依之其方江は新規九千石被下、場所之義は追而可相達候、

同　支配人　利左衛門

御役人中様○中略

書面伺之通取計可申旨被仰渡奉承知候、

十二月十七日　　羽太安藝守

（朱書）右伺書江添進達

ヲロシヤ屬島ラショア島長夷マキセンケレコウリッ外拾二人、エトロフ島渡來之儀に付、取計方奉伺候書付、

兩名

先達而御屆申上置候、魯西亞屬島ラショア島長夷シレイタ事、マキセンケレコウリッ、ケッヒリヤン外、男女十貳人、エトロフ島渡來仕候一件、吟味仕候趣、同所詰支配調役菊地惣内より別紙之通申聞候間、篤と熟覽仕候處、右はヲロシヤ本國より、カムチヤツケ江申越、同所よりラショア島長夷ケレコレ江申付、エトロフ島中の樣子見屆として渡來爲仕候上は、不輕義にも御座候間、歸島の義は勿論、取計かた嚴重之御沙汰も可有御座哉に候得ども、素々御國法を不相辨渡來仕候義に御座候、且此者共を差留置候はゞ、何故歸島不仕哉と猶又渡來可仕も難計、其上恨を結び候樣にも可相成哉、いづれ此方へ留置候は、不穩筋に奉存候間、得と勘考仕候處、蝦夷地奥島に迄御世話有之趣は、ヲロシア國迄も相聞候よしに御座候得ども、追々御取置居合蝦夷人共厚く服從仕、御取締相備り候義は不相辨候歟、既に此度右之者エトロフ島江渡來仕候處、支配向之者共、幷南部大膳大夫、津輕越中守勤番人數、其外諸屋方之者ども、多人數相詰罷在、島中御取締嚴重に相立、同島蝦夷人どもも追々御德化に服し、多分風俗相改候義等見聞に及、ケ程之義とは不存、猥に渡來仕候段甚後悔恐怖仕候趣に御座候間、此度は御國法之義をも不相辨渡來仕候事故、格別之

シリイタ
同ケツヒヤ
外に男女拾貳人

下ゲ札

エトロフ島より魯西亞地方カムサツケ迄廿島有之、
ラシヨア島は當島より八島目の由申候、

○中略

ラシヨア島蝦夷人渡來之儀相糺候書付

當六月九日暮六時過、ラシヨア島脇乙名シレイタ、同乙名ケツヒヤ、外男女拾貳人、シベトロ場所へ渡來仕候に付、於同所相糺候得共、品々申紛罷在候所、當御會所江著船御呼出しの上、右渡來の始末、私ども通辨を以一通り御吟味の御座候處、左之通申立候、

一此者共儀、ヲロシヤ人よりの申付にて、年々シムシリ島、チリホイ島、其外諸島へ渡り、獵虎水豹幷狐獵いたし罷在、當春ラシヨア江歸路仕候處、同所總乙名ケレコレと申者ゟ、此者共へ申付候は、是ゟエトロフ島江渡り、彼地江日本人大勢入込候哉、島中の樣子得と見屆、早々歸島可致、右の趣昨年ヲロシヤ本邦ゟ、カムサツカに罷在候ヲロシヤ人江、書狀到來致候に付、同所より委細申越候由、ケレコレ申聞、且又エトロフ島へ渡り、若交易も相成候はゞ、酒少々持參いたし、此後彌交易之儀相叶候はゞ、明年ゟ年々夷船貳三艘づゝ、可相廻旨、此儀ヲロシヤ人よりの申付には無之、總乙名ケレコレ存寄を以申付候間、交易物として鷲之羽少々持參渡來仕候儀御座候、

右申立候趣、書面之通相違無御座候、以上、

丑七月

エトロフ島假通辭　嘉六

同　通辭役　寅吉

レボレスコイ（このセレボレスコイといへるは、カムサスカよりチホツカへ至る入灣の止りにして、鐵山あり、鐵なセレフロといへば、鐵ある所といふ義なり、）といふ處へ開業を命じて左遷せられ、名もアウスといひけるとぞ、爰にイッコイゴロフ、バセローフといふ貳人の有司、魯西亞本國への貢物を積み、大船に乘て此處へ來りければ、アウスいわく、我願くは蝦夷前より日本の東海を廻り、南洋に出て本國に歸らんと志したりしに、今こそ時を得たりとて、狼藉に其船を奪て、開帆せんとす、イッコイゴロフ大いにこれを制すれど、バセローフは、蝦夷諸島を經て、日本の東海を廻ること、我が望む所なりとて、共に船を出し、南方に針路を求めて開帆せしが、シモシリ島はよき港なれば、爰に船繫薪水を取り、既に出帆せんとするに、イッコイゴロフは更にうけがわず、こゝにおゐて、アウス大に打擲して砂濱に棄、開帆す、（〇註略）イッコイゴロフは、シモシリ島土人の介抱に逢ひ、本國へ歸り、此よしをいゝければ、魯西亞國王、其志の堅きを賞しけるとぞ、扨又バセローフは、アウスと共に日本の屬島蝦夷地より東海を廻りて、海路里程地理を見探、

最上氏云、明和八卯年、異國船奥洲灘を渉海し、上總の鼻を漂流して、阿波の國へ著したりといふ說あり、此船の渉海せしと思はるゝなり、

四國の阿波の海濱へ船繫して、漂著のさまにもてなし、糧竭き困窮のよしをいひて、國主へ撫恤を乞ふ、阿波の國にては、誠の漂船なりとして、國王より粮米薪水を賜りければ、好風を待て出帆しける、是はバセローフが心にて、實は此海邊を探索し、地風をも見んとてのことなりけるなり、（〇註略）然るにアウスは深く阿波の國主の恩義を感じ、赤夷の皇國をうかゞひ奉ることを、長崎に詰合紅毛甲必丹へ告る書を殘して開帆せり、

〔北邊紀聞前集下〕

（〇文化二年）丑八月十九日、辰悅丸便にて箱館江達ス、

魯西亞屬島ラシヨア島酋長

長夷ども一同評議仕候は、一昨年魯西亞人大勢殺害仕候上は、定て此度は本國より報讐之爲、大勢乘組渡來仕候義に可有之、左候ては、此方は蝦夷人共之義故、所詮敵對難相成候間、從是早々エトロフ江歸島仕候方可然旨、一同申合候處、折能順風有之候間、モシリヤより直にエトロフ島へ歸帆仕候處、其年之秋は、度々海上大荒仕候間、若魯西亞船ウルップ島に船繋等いたし居候はゞ、いづれの湊にても必定破船仕候義も可有之旨、蝦夷人ども相察、翌安永三午年、猶又一同ウルップ島江渡海之處、魯西亞船渡來無之候間、東西浦々江獵虎獵として出帆之處、長夷ヲヘチヤウシ頭取にて、其外大勢西浦アタットイと申場所江罷越候處、兼てエトロフ島にて蝦夷人共相察候通り、右場所にて、魯西亞大船破船仕候て、船具を以濱邊江小屋を掛ケ罷在候間、ヲヘチヤウシを初として、陸江船を引寄、大勢のものども弓鎗を持、右小屋江近より、様子見居候處、魯西亞人店小屋より鐵炮をも持參不致罷在、向後エトロフ島蝦夷人江對し、聊隔意無之候間、是迄之義は、和談之上、交易をも可致旨申聞、蝦夷人どもへ烟草幷食物等相送候間、エトロフ島の者ども一同安心仕候て、獵虎獵いたし歸帆仕候よし、然ル處、魯西亞人乘船無之候間、それより四ヶ年越アタットイに滯留罷在候間、年々エトロフ島蝦夷人ども、ウルップ島江渡海いたし、獵虎狐皮を以、初て魯西亞人と交易仕候處、安永六酉年之秋、魯西亞本國より大船壹艘ウルップ東浦ハニナウ湊江渡來仕候間、アタットイ滯居之もの共も、ハニナウ江引取候よし、髭助錢助申立候、

〔秋鑑事略〕異船恩に感じて密事を訴ふ

明和八辛卯年（月日をしらず）阿波國へ漂著し、其後又薩摩の大島へ漂著して、皇國の恩義に感じ、數通の書を捧て密事を告たりしハンベンゴローといふ異國人あり、此ハンベンゴローは、元來ポリシヤといふ國の產なるが、穎悟にして卓量ありし豪傑なりとて、其國の魯西亞と合戰有りしとき、軍の大將たりしが、ポリシヤ勢戰ひ疲れて虜となり、カムサスカとヲホツカとの間の濱邊に、セ

こしらへ、古刀へも長き柄を附、大小の鑓數拾本取聚め、長夷どもそれ〴〵手分ケいたし、魯西亞人壹人にても貳人にても、見當り次第可及殺害旨評定いたし、〇中略罷在候處、魯西亞人八人東浦より山越仕候て、リウカヲマフ江罷越し候間、兼て相謀置候事故、蝦夷人どもより、念頭に蚕し、〇中略一同相休候間、蝦夷人ども義も同樣相休、深更におよび、魯西亞人寢入候を得と見すまし、所持之鐵炮幷腰に提げ候小刀等迄も竊に盜み出し、それより大勢之ものどもへ合圖仕候て、鎗劍を以て、八人のもの共を一所に突殺し、所持之品々は配分仕、死骸は草中に隱し置、此ものども山越いたし候道筋より、東浦江相廻り、爲見屆候處、皮船壹艘海濱に引揚置候間悉く打崩し、是又草中江深く相隱し、是よりマカンルヽ島に罷在候ものどものこらず殺害可仕旨相談いたし、一同右島江渡海之處、魯西亞人拾七人、白木綿を以て丸小屋を掛罷在、〇中略何心なく一同相休候間、前書ウルツプ島にて八人のものを殺害仕候通、深更におよび、鐵炮幷刃物類奪取、エトロフ、ラショア兩島の蝦夷人、大勢にて居小屋を取圍、右拾七人の魯西亞人、一時に突殺し候間、ラショア島長夷を初として、兼て鬱憤相晴らし、一同相歡候て、直にマカンルヽ島よりラショア島江歸帆致し、〇中略然る處、翌安永元壬辰年之春に相成、例年之通り、ウルツプ島渡海の時節にも罷成候間、最早昨年之始末故、魯西亞人右島渡來之義も有之間敷と相察し、長夷共を初として、大勢渡海いたし、獵虎獵仕候處、魯西亞人渡來無之候間、一同相歡、十分に獵業仕エトロフ江歸島致し、翌安永二巳年も、早春ウルツプ島江渡海、ヲカワタラ江相集獵虎獵仕罷在候處、同年五月頃に至、同所之沖合に、魯西亞大船壹艘相掛居候間、定て一昨年大勢の者どもを及殺害候間、右報讐の爲、渡來仕候義に可有之、ヲカイワタラは場所不宜候間、モシリヤと申場所江一同引取相集、俄鬪爭の用意いたし相待候處、魯西亞人大勢小船江乘組、モシリヤ海岸近く罷越候間、長夷を初數百人の蝦夷人ども、いづれも鎗劍弓箭を持、海濱江罷出候處、右之樣子を見請、魯西亞人如何仕候哉、元船江引戻候間、

炮に被打殺候間、リキチム外蝦夷人共は漸山上に逃参、夫よりフンナイ迄相遁罷越候處、同所に
エトロフ島蝦夷人共義も大勢罷在候間、右之趣具に申聞候處、一同相歎、此方持島の内江渡來いたし、右體及不法候始末、甚以殘念之義に御座候得ども、夷人共之義故、報讐仕候義難及力、此上ウルップ島に滯留仕候はゞ、如何樣之災難可有之哉も難計旨及相談、早々同島出帆仕候て、エトロフ島へ歸帆の處、翌明和八卯年の春に罷成、エトロフ島長夷ども、一同評議仕候は、例年ウルップ島へ渡海いたし、獵虎獵仕、右品を以、松前家運上屋より諸色交易仕候て相凌居候處、此上ウルップ島江渡海不罷成候ては、エトロフ島中之者ども、一同難澀仕候義故、先例年之通渡海いたし、萬一魯西亞人共渡來も仕居候はゞ、其節之樣子次第、早々歸島可仕旨、一同申合、エトロフ島長夷ニシクレコツ、ヲヘチヤウシ、ヲマンテホ、幷ラシヨア島長夷イワコシ、モニシケソル、其外エトロフ、ラシヨア兩島の長夷を初として、大勢之ものども〇註略夷船數拾艘江乘組、ウルップ島江渡海、獵事之義、一同相談いたし、長夷ヲヘチヤウシ幷ラシヨア島長夷ども義も、ウルップ西浦通、其外のものどもは、東浦通りの獵事、東西江手分仕、ヲカイワタラと申場所へ小屋掛いたし、ヲヘチヤウシ外貳人、年來所持仕候重器類は、蝦夷人ども任仕來不殘右小屋近所海濱沙中江埋置、老若之女子四五人居小屋江差置、一同東西江獵事出帆仕候跡江、魯西亞人數拾人皮船に乘組候て、居小屋元江著岸いたし、鉄炮うち放し、上陸仕候間、留守罷在候女子ども周章逃出し候ものも有之、其内に足弱之者共は、其儘居小屋の内江打臥罷在候處、魯西亞人數拾人、蝦夷ども居小屋へ押込候て、家内之品々取出し、長夷ども砂中へ埋置候重器類も見出、不殘奪取、其外不用之品々は、海中江投げ捨、歸船仕候よし、〇中略且ラシヨア島長夷ども義も、去ル明和四亥年、イハンレエンチチ渡來一件之義に付、魯西亞人江對し、遺恨之義有之候間、兩島之蝦夷人ども、一味いたし、ウルップ島渡來の魯西亞人、不殘可及殺害旨一同申合、それより闘爭の用意として、暫時に毒箭數百本相

候間、去ル明和七寅年之春、例年の通りエトロフ島乙名其外重立候ものども大勢ウルップ島渡海いたし、同島東浦の内江獵虎獵として一同出船之處、フムシショと申場所江罷越候處、寄鯨有之、魯西亞人壹人罷在候て、右鯨を油に〆候を見請候得共、折節其日は天氣快晴仕、至て日和能御座候間、船寄不申、一同沖合遠く出船獵虎獵仕候て、モシホフと申場所江著船上陸仕候處、魯西亞人大勢罷在候て、エトロフ島總乙名ニセヲコテ、ヌマーケ、クキテム其外長夷ども江申聞候は、其其方共獲候獵虎此方江可差出、若又獵虎難差出候はゞ、右代としてエトロフ島蝦夷人共を可差出旨不法之義申掛候間、一同恐敷罷成候間、長夷共ゟ種々詑言仕候て、折を見合漸同所を逃出し候處、右之内ニセヲコテ、ヌマーケ、リキテム三人のもの共義ハ、フムシショに寄鯨有之を先刻見請置候間、食料之貯に可仕と存、船寄候處、前書之通魯西亞人壹人罷在候得共、ウルップ島の義は、前々よりエトロフ島蝦夷人ども持島に有之候上は、右寄鯨食料丈け切取之義、魯西亞人江相斷候に不及候間、夫々切分け、船中江積入候處、かれ是魯西亞人より申聞候得共、言語も不相通候間、返答も仕兼、其儘にいたし出帆の所折節雨も降出し候間、右場所より少々隔候チャシロイと申所に著岸仕、其外之者共はモンモイ、フンナイ兩所に止宿仕候處、翌朝に相成、魯西亞人大勢皮船に乘組み、チャシロイ沖合江罷越候間、定て昨日難題申掛候處逃去、其上寄鯨積入候儀等有之候間、追駈罷越し候儀に可有之、此上如何樣理不盡之義可仕哉も難計存候間、濱邊江引揚置候三艘の船を引おろし可申候處、折節汐干故自由に下げ方難相成候間、一同相かゝり押出候內、もはや魯西亞人近より候間、右三人の長夷其外の者共も、脇差を帶し弓箭を持罷在候處、魯西亞人より數挺の鐵炮を打放し候間、不甲斐性者幷女子共は周章候て、陸通逃出し候得ども、長夷幷丈夫なる者共は相殘り、必死に罷成候て、毒箭を射候得ども、無程矢種も射盡し、所詮難相叶候に付、乘船壹艘江乘組逃出し可申と存、一同船江取つきおし出候內、乙名ニセヲコテ、ヌマーケ兩人とも鐵

書呈上仕候ト申場合ニ相成候間、右ウルップへ入込罷在候モノ共引取ラセ候樣ニト、彼方へ被仰遣候共、多分引可申哉ト奉存候、然共此儀一大事之御儀奉存候、被仰遣候通引取候得バ宜御座候得共、別紙ニ書載有之通、漂流船荷物奪取候不法之儀御礼モ無之候ニヲイテハ、日本御支配之地ニハ無之樣申張、引取不申儀モ於有之候ハ、其儘ニモ被差置ガタク、ヲロシアト國境之爭ヒヲコリ可申、不輕御大事ニ相成可申ト奉存候、若又ヲロシア使ニ御構無之、ウルップ之儀ハ、元來蝦夷地へ屬候島ニ相違モ無之事ニ御座候間、蝦夷掛リ之御役人之手切ニ追拂被仰付候方ニ可有御座ヤ、右ウルップ島ニ罷在候モノハ、元來蝦夷人ニテ、ウセシリト申島之モノニ而、ヲロシアヨリ、ウルップ之島ノ頭ニ申付置候由ニ相聞候、鐵砲一挺幷其外色々之品指免シ候趣風說仕候、イヅレニモ、ウルップ島之儀御捨被置候テハ、頓テエトロフ島ニモ、クナジリ島へモ、入込可申候、其上、ウルップ島ハ、獵虎之獵有之候處ニテ、此節皆ヲロシア人ニ押領イタサレ、彼方ニハ、年々三百匹餘モ獵取、蝦夷人ハ漸々四五疋モ手ニ入カチ候由ニ風聞仕候、加之御國堺目之儀、等閑ニ被成被置候ハ、相濟申間敷奉存候、御評議被爲在候樣仕度奉存候、以上、

十月〇寛政五年

林大學頭

柴野彥助

〔北邊紀聞前篇下〕魯西亞屬島ラショア島長夷マキセンケレコウリッツ外男女拾貳人エトロフ島江渡來仕候一件吟味仕候趣申上候書付

菊池惣內〇中略

本文魯西亞人殺害仕候一件相糺候處、マキセンケレマウリッツ儀は、ラショア島に罷在傳承のみにて、右殺害之始末、得と不相辨旨申立候間、エトロフ島總小使髭助義は右一件に引合、委敷相辨居候間、及殺害候始末相糺候處、一體ウルップ島、ヤンケチリホイ島、レフンチリホイ島、マカンルル島四島の義は、前々よりエトロフ島之ものども、獵虎、水豹トヾ獵として、渡海仕、獵事進退仕來

ニテ有之儀ナレバ、此後相持之獵場イタシクレマジクヤト願候時、蝦夷人是等ニ欺レ、ウルップ島ヲ相獵場ト約束イタシ候由、

一同七年夏、松前志摩守家來新井田大八、キイタップノ番ニ罷越節、ヲロシア人、ウルップヘ參リ、大船ハ、ウルップニ留置、小船三艘三十餘人乘組、キイタップヘ來リ、交易之儀、大八ヘ願候得共、大八取合不申候ニ付、翌年書翰土產等相携ヘ、大八ヘ取次相願、志摩守方ヘ指出候得共、書翰土產等受納無之、翌年家來松井茂兵衞等ヲ以差戻候事、

一天明三年、ウルップ島ヘ、ヲロシア之大船一艘漂著有之、船中死體一ツ有之候外無人ニテ、種々之反物其餘珍器滿々有之候間、エトロフノ乙名ハフパアイノト申モノ、悉ク奪ヒ取、船ハ燒捨候事有之、其頃ウルップ之獵業ニ罷越居候ヲロシア共、右之樣子承リ、コノ島ハ蝦夷人ヲロシア人兩國相持之所ナレバ、異變有之時ハ、互ニ相救フベキ筈之所ナリ、然處右樣ナル不義ノ振舞、絕言語候ト申、甚憤候由、其後天明六年、最上德內、ウルップ迄罷越候節、彼地ニ罷在候ヲロシア共申候ハ、王ノアル國ハ、政事アリテ、不義不法之事ナキモノ也、然ル處先達テ之樣ナル不義之働有之候テモ、政道トイフモノ無之候ハ、王ナキ國ノ證據也、然レバウルップハ日本支配ノ島トハ取ガタシ、手柄次第ニ開業ヲオコシタルモノガ、此島ノ主ナリト云ヒ候ヨシ、右之後、ヲロシア人、餘程罷越居住イタシ候由ニ御座候、

右之外、天明六年、イシユヨ、サスノスロイ抔、エトロフヘ罷越、同六年、ピヨトロト申モノ參リ候事モ有之、其餘海中ニ每々漁船相見ヘ、蝦夷地日本地方伺候樣子ニ相見ヘ候由御座候、以上、

十月　　柴野彥助

別紙書記之趣、元文中ヨリ以來、六十餘年モヲロシア人、日本地方ヲ伺候樣子ニ相見ヘ候、近來蝦夷地之ウルップ島ヘ、彼方ヨリ參込、住居ニ仕罷在候由ニ御座候得バ、幸彼方ヨリ此度以使節通

人をして、カラフト島の奥地を窺がはしめられ、其極界をきはめさせらるゝに、わづかに一筋の海を隔て、離れ島なる事疑なき事を見きはめ來りぬ、然るに同年の秋にいたりて、再び間宮林藏をして地圖をなさしめんが爲に、其奥地にいたらしむるに、東韃靼地への渡り口七ヶ所あり、シラヌシを去る事凡百七拾里ばかりなる所にノテトといふ崎あり、此所よりして山丹地のカムカタといふ所に渡る、○下略

〔有所不爲齋雜錄二十四〕覺

一元文五年ノ頃紅毛人スハレンベルクト申者ヲ差越、蝦夷地三十六島ヲ巡見サセ候事有之候、

一延享元年、南部佐井浦之漂流人德兵衞等拾六人留置候テ、和語之稽古イタサセ候事有之候、尤其後モ追々和語之稽古ハ世話有之候由ニ相聞ヘ候、○中略

一安永元年、二年ノ頃、蝦夷人ウルップ島ニテ獵業イタシ居候處ヘ、ヲロシア人共十餘人參リ、鐵砲打掛ケ、蝦夷人共ヲヲドシ、獵場ヲ押領イタシ、獵取候獸ヲモ奪取候得共、蝦夷人共少勢ニテ敵對ナリガタク、逃歸リ、其翌年爲打返、クナジリ、エトロフ之乙名共五拾人餘、ウルップヘ參リ待懸候處、ヲロシヤ人百餘人一艘ニ乘組罷越、上陸イタシ候處ヲ取圍ミ、打テ掛リ、十餘人打殺シ候テ、其儀ヲロシア人其船ニ取乘逃去、船中ニテモ二三人毒矢ニアタリ死失仕リ、其餘手負モ多ク有之由、依之蝦夷人共最早ヲロシア人ハ參リ申マジクト存、翌年ウルップニテ獵業イタシ居候處、ヲロシア人大勢打返シ參リ候趣風說有之候ニ付、早々船ニ取乘逃歸候處、折節大風ニテ悉ク溺死イタシ候、船ヲ出シヲクレ候モノ二十人計、小蔭ニテ存命仕、去年之事共詫言申候ヘバ、ヲロシア人共存外ニ和ラカ成挨拶ニテ、決テ打返シ抔ト申儀ニハ無之、元來其方之獵場ヲ我等方ヨリ獵ヲイタシ候儀ハ、法外之事ニ候得バ、右體之儀ニ及ビ候段至極尤之事ニ候、右之段此方ヨリ斷可申タメ罷越トテ、色々音物等クレ候テ、扨申候ハ、ウルップ之儀ハ、界目

松前若狭守

右同斷永々上地ニ被仰付

蝦夷地之儀ハ、前々より其方進退致し來候處、東地之方、先達而當分御用地ニ相成候場所、永々上地ニ被仰付、西地之儀ハ、如是迄相心得、仕置之儀ハ厚く心を用候樣被仰出候、可被得其意候、

〔休明光記遺稿九〕松田傳十郎、間宮林藏、カラフト島周廻見分の事、附林藏再度カラフト島へいたる事、

かくてカラフト島の周回ならびに風俗等の事にいたるまで、或は山丹滿州のもの共のやうすなどをもくはしく尋ねきはめさせられんとの御事にて、兼て松前奉行戸川筑前守、羽太安藝守より、支配向のものを差つかはすべきの所なりしかば、此度松田傳十郎、間宮林藏を遣はされたり、唐太島は蝦夷島の北極ソウヤの北にして、十三里の海を隔て、北極地を出る事凡四拾六度より、五拾壹度の間にあり、其地方南北に長く、凡貳百餘里、東西に短く凡十五里よりせまき所に至りて七八里ばかり、周廻凡五百餘里なり、南の方は蝦夷島に對し、東は大洋をうけ、西北は東韃靼の地方にのぞめる巨島なり、其人物はヲロッコ、スメレンクルと稱する貳種の夷人も住めり、然るに寛政十一戊午年夏五月、松平信濃守忠明朝臣台命を蒙りて、蝦夷島を巡見するの時にあたりて、從吏高橋次大夫一貫、中村小市郎意積の兩士をして、此島の東西の地理をうかゞはしむるといへども、其縱跡わづかに百里ばかりにして歸り來りぬ、其地もとより不毛にして、蝦夷人の住居も多からず、故に人跡をたつ事五拾里あるひは百里にいたる所あり、故に其後奥地の地理をうかゞふものなかりしかば、或は孤島なりといひ、或は滿州の地につゞきなりといひて、其説紛々たりしに、文化三寅年より、東西の蝦夷地こと〳〵く上地となりてける程に、松前に鎭臺を置て、蝦夷人を撫育せしめらる、これによつて、文化五辰年にいたりて、松田傳十郎間宮林藏の兩

り以前、石川忠房の手より支配勘定近藤重藏、東蝦夷の末々の島迄遣し、則彼地に越年し、事のやうを謀り、追々に注進す、こゝに於てまた早々朝議ありて、其年十二月廿七日、御書院番頭松平信濃守忠明をして、蝦夷地警衛の事を承るべき由命せらるゝ旨、執政太田備中守資愛朝臣達せらる、此類の御用、御勘定奉行御目付吟味役に承るは常の事也、番頭のあづかるべき事にあらずといへども、九時過て蝦夷地の事に思ひ餘りたる品々有之、是より先執政方より御尋有、箇條を奉りたる事も有よし、されば、こそ此命有ときこへぬ、翌十一年未正月十六日、御勘定奉行石川左近將監忠房、御目付羽太庄左衞門正養をして、蝦夷地警衛の事を可承由命せらるゝ旨、執政安藤對馬守信成朝臣達せらる、大河内政壽、三橋成方にも亦改めて此命あり、渡邊胤は江府に於て此事にあづかるべき由達せらる、○中略

同日、對馬守信成朝臣より左之書附松前若狹守へ達し給ふ、

松前若狹守江

今度異國境御取締被仰付候ニ付、東蝦夷地之内島々迄、當分御用地被仰付候間、可被得其趣候、尤右土地ゟ是迄年々其方收納之分ハ、御用中ハ從公儀御取替金御下ゲ被成下候、右之御用御書院番頭松平信濃守、御勘定奉行石川左近將監、御目付羽太庄左衞門、御使番大河内善兵衞、御勘定吟味役三橋藤右衞門、右五人之面々、重立被仰付、右土地之蝦夷人敎育之儀を始、交易之趣諸事萬端、差引進退可仕旨被仰付候、是亦被得其意、右之面々差圖ニ任候樣可被致候、委細之義は懸リ之面々へ可申談旨相達候條得其意可被談候、

右之通御達し有之、則東蝦夷地之内南之方ウラカハより北の方シレトコ限り其餘島々迄、七ケ年之間御用地となり、御試として御處置可有取極りぬ、此場所ニ松前家收納之分は御下ゲ金有けり、○下略

〔德川禁令考〕六十一　松前蝦夷　年月闕、以下同、

東蝦夷之内島々當分御用地相成候事○中略

此島は外國に近く、殊に前にいふごとく、隣島には異國人も住居する事なれば、警衞最嚴格を盡すべしといへども、周海二百里にあまる巨島なれば、番所砦等の役も事行べきにあらず、只々此處の蝦夷人を厚く撫育し、外國より如何やうになつくる共、志のかたむかざる樣に敎なす事、所置の眼目と心得よと、近藤山田の兩人能々示して遣しけるに、兩人則領掌し、彼島に至りて、其體を見るに、廣々たる孤島に、蝦夷人男女老少を合せて七百に至る、小屋もあるかなきかの體にて、穴居同樣なり、衣類は酋長の分漸態水豹犬皮の類を著し、その餘は鳥の羽を綴り、又はキナといふ草をとぢ聚て著し、或は赤裸なるもあり、十五六才より以下の小兒は、極寒の時といへども、赤裸也、朝夕の要、箸もなく、鍋一ツあれば、五家六家にて用る故に、常の用もなし、足らざれば食物とする魚類も多くは養る事を得ず、○中略されば此島の塗炭を救はん事、第一の急務也とて、近藤山田心を合せ、專ら其事を行ふ、

〔休明光記〕一蝦夷地警衞の掛りを命せらるゝ事、幷東蝦夷地七ヶ年御試として上地の事、

かくて、ヲロシヤ國より、前件の如く蝦夷の屬島を次第に吞食し、又彼國人の蝦夷地へ往來する事既にあまた度に及び、えかのみならず、寬政の度、御普請役最上德內、御小人目付和田兵大夫、西蝦夷地カラフト島へ見廻りの時も、ヲロシヤ人來居、面會もなしたる由、○中略此事追々公に聞へ、かくて其儘捨置なば、終には國家の後弊を生ずまじきにもあらずとて、さま〳〵寬政頃朝議あり、先有司を遣して監察あるべしとて、寬政十午年、御目付渡邊久藏、御使番大河內善兵衞政壽、御勘定吟味役三橋藤右衞門成方をして、彼地巡見の事を命せらる、御勘定奉行石川左近將監忠房は、江都に在て此事にあづかる、夫より渡邊大河內三橋の三士、各其屬吏をひきひて進發し、渡邊胤は松前に居をとゞめて事を糺し、大河內政壽は東蝦夷シャマにまで、三橋成方は西蝦夷地ソウヤ迄巡行して、詳に事の體を監察し同年の冬三士とも府に歸て、其始末をつぶさに上達す、是より

る事三ヶ月のよしみを結びければ、離別を甚だうれへけり、八月上旬、赤人發足に付、予も暇乞のため日本の禮をのべければ、彼赤人兩人、ヲロシヤ國の離別の禮あり、予を中にすへて、赤人兩人左右に跪き、予が掌に彼が掌を合せ、片手にて予が脇の下へ手をさし入れ、兩人とも同體に左右へ牽きながら感心涕泣して震ひふるふて曰く、たとへ遠しとも同國ならば復あはんと夫を樂んで別れんものをといふ、此一句の止を待て、又一人の曰く、誠に遠國といひ、異國といひ再び逢れん期も見へざれば、一生涯の別れと思はるゝといひ、左右に互に一句終れば、又其意に隨ひていふ、後には高聲にて號泣悲涕してやまず、予は不調法にして返す詞もなく、たゞ默々として貰ひ涙にむせびけり、然るに今にイジユヨはヱトロフ島に住居せり、又サスノスコイは本國に歸りたる歟、今はヱトロフ島に居ざる也、是より口に惟るに、ヲホツカの湊よりヲロシヤ國の官船出帆して、日本の東洋數里の大洋を隔てゝ、北亞墨利加とて、凡北極より南極の兩直下に亘り帶たる大國あり、此國に涉海せしといふ事、イシユヨ、予に具に咄しけり、

〔休明光記二〕ヱトロフ島開基之事、幷高田屋嘉兵衛定雇船頭となる事、

ヱトロフ島といふは、松前を去る事凡三百里、箱館ゟは二百七十里を隔、御用地以來、東蝦夷地場所々々にて新道をひらき、數ヶ所にて近道出來、今にては箱館ゟ二百四十四里に足らず、東蝦夷地の奥にて、周廻二百六十里の巨島也、此しまの西之海上十里餘を隔て、ウルップ島、逢ふ島あり、前にもいふ如く、ヲロシヤ國ゟ蝦夷地の屬島を段々蠶食し、彼國の人々のウルップ島にしばしば渡來し、既に寛政七卯年渡來のもの共十餘人、今此島に安居す、聊當御用の目眼は、この警衛の一ッに留りたるに依て、ウルップ島のこなたなるヱトロフ島をひらき、此處を厚く處置し、外寇を防ぐべしとて、此島の掛り近藤重藏其時御勘定なり山田理兵衛其時御普請役元〆格なり寛政十一未年蝦夷地クナジリ島迄至るといへども、旬季後れて此島に至る事を得ず、重藏はシヤマニ、理兵衛はユッフッといふ所に立戻りて越年して、翌申年此島に至る、

予〇最上徳内此島々を一人にて先駆し、見分の役を勤て渡海せり、發足は松前を天明六午年正月中旬、雪中を出立して急ぎけるが、松前所在島も過ぎ、クナシリ島へ著岸す、此島の南浦を東に向ひ乘り、エトロフ島へ著岸す、此島の西浦を北に向ひ乘り、同島ナイホ村に、同年五月四日に著岸せり、翌日朝六時に此島を出帆して、同日晝八ツ時、同島シャルシャムに著岸す、時に此島に滯留の赤人主從三人、濱邊に出て迎へ待居たり、予アツケシの乙名イコトイが船に乘組て渡海する事、村より村へ、告觸けるにより、赤人も傳へ聞出て迎へたり、イコトイは赤人に兼て知り合ふゆへ、赤人と互ひに時宜の挨拶あり、予は濱邊に野宿小屋を打せ、飯を焚かせて、赤人どもへ知る人に契を求めんため招き、飯を振舞ければ、甚だ賞美して、大に悦びたり、翌日に成りて、命の旨を演說するにより來るべき旨いひ遣したれば、忽に來りたり、爰に予發聲して曰く、令命によつて糺する也、能く〳〵會得すべし、其許等何故に日本の境內に渡り來るやと問、赤人答て曰、去夏中獵業の爲にウルツプ島へ涉海せしに、乘組の同輩の者と鬪爭に及び、身命にも拘るべき程故、同島の深山に逃込て忍び居たる內に、本國に船歸帆せりといふ、此趣意至て深し、依て別書有れども、爰に略せり、故有て此赤人三人の內二人をつれ伴ひ、クナシリ島に戾る、此クナシリ島運上屋にいたり、有司衆議終り、松前家臣より赤人へ令命を演たり、異國人等を日本國境內に入る事嚴敷禁制也、仍て本國へ早々立歸るべき旨を謂ひ渡したり、此二人の本國と姓名左のごとし、

イルワツコイ國の者　シメヲントロへイイシユイシユヨゾヨウ　午卅二才

ヲホツカの大港の者　イワンリエンコトイシユサスノスコイ　午廿八才

イジユヨま重役の者、サスノスコイは次役の者と見へたり、

前章の令命を聞て、兩人本國へ立歸るべき旨をうけて、エトロフ島へ立歸る、時に予と同宿す

〔蝦夷草紙附錄四〕ウルップ島の事

一ウルップ島の事、一名獵虎島とも唱ふ也、獵虎といふ海獸、此島のめぐりの海中にある故に、獵虎島ともいひ、又ウルップ島ともいふ也、ウルップは魚にて、此島のまはりの海中に出產す、〇中略 扨又ベウツの北に、アタットイといふ所あり、此處に赤人の家宅五六戶あり、其造作穴居とも云つべき體なり、〇中略 又ヲタレモイより先を廻りて、東北の沖にヲレムコといふ小島あり、〇中略 扨此ヲレムコよりわづか南にゆき、チヘヤイムといふ處あり、此處は獵虎の獵場にて、赤人此地を改名してシャバリンと號す、此處赤人の泊有、泊とは船の懸る處をいふなり、天明丙午年〇六年 以前十ケ年〇安永六年頃 に、赤人渡海せし時に、大津浪あり、其節大波濤に彼大船打揚られ、山の谷間に懸りたり、赤人ども引出さんとすれ共其手段なく、その儘大船は山に捨置たりといへり、予是を功觀したり、扨此海を赤人改名してレバキンと稱す、赤人假住居の家五六戶あり、又ワニナウより南に地續き遙に隔てヽ、ノごといふ處あり、都て此邊は獵虎多し、赤人改名してコロシンと名付たり、實に名產多き島なり、然る故赤人多く渡海して、諸產を押領する事夥しく、蝦夷人は愚魯なる者故に、是非もなき事也、獵虎は日本の名產にて、古來は肥前長崎に廻し、唐人に交易ありしは、久々の古例なりしに、近年は赤人ども獵虎をはじめ名產どもを取て、ヲロシヤの產物と稱して、中華北京に出し、交易して大利を得るといへり、彼是日本の爲には自然と不利の基となるべき事也、說あり爰に略す、

〔蝦夷草紙附錄四〕チヨウキチ國の事

一東蝦夷地の島々總て二十一島、太古より松前所在島の屬島にて、日本人種類の蝦夷人住居すれば、則ち日本の境內に疑ひなし、然るに近來より赤人ども年を追て多く渡來し、二十一島を押領し、彼が國內なりとて、土人を撫育敎導し、諸土產をとり、本國に送り、二十一島の租稅とす、

れり、か丶るさまに進侵せるも理なるは、此諸島に主宰として總領知る者なければ、擅に掠奪て、年を經ては己が國の領知る所の如く住著て歸り去らざる者あるやうにもなりぬるなりけり、内國にて、天明五年に官より撿使を遣されて、始て潤津生に渡れるに、既に於魯志耶の住著たる者ありて、彼方へ貢を入る後なりければ、彼よりおくる丶事年を隔たり、又後に寛政十一年に撿使を江凖府へ遣れて渡り行く時も、はや此島人を己が國風に改めたる後にて、彼におくれたれども、なほ年久しからざりければ、島人をさとし改めて、我國風に復らしめ、舍南(シヤナ)と云ふ所に會所を建て、漁場十七八所を開き、夷人を撫順て、國威を遠く耀すに至れりしかば、斯て年毎に東西の蝦夷は開けゆくべかりしを、奈何なる事か、文政四年より、蝦夷の事どもは、昔のごとく棄て顧ぬこと丶なしたまひしかば、やうやくに退去し、於魯志耶人等喜びて、更に進み來るにこそあらむずらめ、文化の頃、潤津生を境として、（潤津生を界とするは、時人地理の意を深く考へおもはざりし故なり、下後(シモシヤ)島より北を界として當れる事下條にくはしく云り、）此島より南方につゞきたるを皇國の屬國とせられたるだにも、古人のいへる蝦夷の千島は、於魯志耶の有となしはてつるにて、慨歎くべき事なるを、況てそれより後は、北の局(トザマ)の警衞もいかにかなりゆきけむ、いとおぼつかなくぞおもはる丶、

〔蝦夷東西考證〕下東蝦夷

本蝦夷より東北の海に屬島多し、中古にこれを傳へ聞く人、歌に千島の蝦夷とよみおけるを、袖中抄卷廿曰、夷の島は多かれば、千島の蝦夷とぞいふと見えたり、これは蝦夷國の島々多ければ、西東に亘て、總て千島の中ながら、殊に島々多きは東蝦夷なれば、往古よりこれを傳聞て、千島の蝦夷と云しは、此地を本としていひけるなりと覺ゆ、此諸島は本蝦夷よりは北なれども、加良太洲と東西に相對へれば、加良太を西蝦夷といひ、此諸島を東蝦夷といふ事上にいへるが如し、

ねてより渡り住し於魯志耶人等、はやく此さまを本國に告知らせける故に、此事に及べるなり、（彼調津府に住着たりし於魯志耶人は、文化元年に、其所を退て、本國に歸去るとて、其路の島にて、かく渡來れる使の夷等が達りしと告聞えたれば、此時調津府は無人島と成たりしなり、）さて斯捕たる羅尸與亞人等に詰問けるは、抑於魯志耶の我蝦夷の屬地なる島々を多く掠領して、近き年頃は又更に此江滓府にさへ迫奪はむとする其事の始は、何時より初て斯は次第に侵し取れるぞ、その年月事の有けんやうは、汝等聞知てぞ在べき、今記得たるかぎり審に聞え上よさて、白狀に載けるに、江滓府の總小使なる髭助（蕃名は奴武登呂志、内地の風俗を仰て形容より始て名をさへに改めたる者なり、）首長鍵助（上に同し）と云ふ二人の老夷が聞傳へたる所とひとしく違はざりければ、其時これを悉く記て、羅斯與亞人渡來記、魯西亞侵掠年譜など云ものに、其始末年々の事、いとも詳に見えたれば、今こゝにて悉しくせず、其年譜を考ふるに、此時捕られたる夷名は、萬幾鍍堅甲律と云者、當年齡五十ばかりなるが、其親希列孤連と云へるが歲若かりし頃迄は、保呂牟斯里島（來其後よ第十八島）りへ於魯志耶人の渡り來る事を聞つれど、夫より此方の島々には渡り來らざりしを、年々に進來て、往昔より其島々に呼習たる島名をさへ、己が國語に呼び改めつゝ、明和の頃には、伽牟佐津計より第十四島（來其後島よりは第十島に當れり）に當れる羅尸與亞島に來りて、江滓府、來莫後にさへ通ひつゝ、己が國語もて島々のかぎり、盡く名をつけはてたりと云ふ、其始は彼萬幾鍍堅甲律が親の歲の程と、又老夷鍵助髭助が、聞傳る所とを合せ考ふるに、奧の島々に名をつけ替つるは、凡延享寬延の頃より起りて、羅尸與亞より來莫後に及べるは、明和の頃なるべく推して知られたりとぞ、（かく補へ置きたる夷等、此次年文化三年三月の末に、籠置る小舍を遣出て、夜に紛れて漁舟を奪ひて、皆悉打乘りて逃去しとなり、）是彼夷賊の意巧深くして、先其前路に己が國語の名をおほせ置て、遂に我有とせむとする下構に設くるなりけり、斯在は彼元文二年に於魯志耶人を防ぎ戰はむとせし（上に引る魯西亞本紀に見えたり）久流里島の屬地は、はやく彼が領知る所となりて、明和安永天明に至る迄に、江滓府島をさへ我物顏して、家を造て住る於魯志耶人あるやうになり來

へ通つゝ、島々の限り、皆己が國語の名に改てつけ終れりとぞ、抑其南をさして掠奪はむと企し事の始て我國に聞えたるは、何れのときよりぞと尋るに、明和八年に阿波國の海近く、異國の船ひとつ、烈しき浪風に漂蕩きたれるを、其土人救ひ助けて、水薪などをさへ與へて、歸し遣れるが、その船は、於魯志耶人の蝦夷松前の國體を見廻りて、南洋に出來れるなるが、浪風の荒ぶるに、えも堪ず、漂蕩て、彼國に吹寄られしなりけりとは、後にぞ知られける、さるは其船中に、元は嘉利志耶國の人にて、半辨與良（ハンベンゴロウ）といへる者、（於魯志耶にある程は、名を安宇須といへりとぞ、）相乘りて在りけるが、再び風になやみて、琉球の屬島なる大島に漂到りて、更に其島人に助られて、後に帆を開むとする時になりて、文書七枚を寄認へて、長崎に留在る阿蘭陀船の加比丹に贈りおこせぬ、○中略當時長崎に在ける加比丹の此書を傳へ得たるが、譯して奉れるを、傳へ聞る人の記せるなり、東蝦夷の於魯志耶に掠め取らるゝ事を、いちはやく忠誠だちて告げ知せたるは、此半辨與良より先立るものある事を聞かず、此人終に於魯志耶に歸らず、此時婦羅无寸（フラムス）國に到りて、其處に止まれりとぞ聞えし、此頃は、彼蝦夷の千島の事なれば、內津國人は、風音のほのかにだにも、斯在事ありとは聞しらず、當年（明和八年）より十四五年を經て、天明五年に、官より初めて蝦夷國を巡撿しむる下吏を下されて、東西の蝦夷地を見廻らしめられしより事始りて、官人を任給ふ事など行はれしかば、文化二年六月九日、江滓府（エトロフ）の西浦なる志倍滓（シベトロ）と云所に、夷等渡り來れる事ありし時、江戶より下されたる宮館奉行（文化四年十月、職號を改めて松前奉行といふ、）の下吏と、其所近く守り居たる津輕越中守の家隷共出過て、其夷を捕て渡來れる故由を問糺しけるに、其者どもは、江滓府より丑寅のかた第十島に當れる羅戶與亞島の者にて、其酋長二人、男女十二人を率て來れるが、於魯志耶人の爲に使するにて、其は此江滓府に日本人多く來り居ると云ふを、其さま窺見て、疾歸り告よとて出立せられたるなりけり、此頃に至りては、既に江滓府に、いども嚴に守衛の番士を居置れたれば、隣島なる得津府（ウルツプ）にか

しば〳〵往來して、其地名を皆く夷人の呼なれたるからは、東蝦夷に續たる島々の屬島なり、蓄部なりとせむに、何の疑ふ所かあらん、於魯志耶人の此地ある事を始て知れるは、東砂葛記に云へるは、我國の明暦寛文の頃か、魯西亞の能氐袁杍津登といふ者の船、漂流て始て此地に到りて、其地のさまを見つれども、其後は誰も此要地を告知らする者なかりしといへり、又於魯志耶人、伊自由が說には、彼國の千六百四十三年（我邦の慶安二年に當れり）に、許袁布流と云者初て此地を見得たりと云ふ、何れにても、其年數は近き程なり、然在を、彼國に此地を奪得たるは、千六百九十八年（元祿十一年）に阿太羅曾布と云ふ者、軍を帥來て、此土人を大半服從しめ、更に千七百十五年に再軍を渡して、此伽牟散通介近傍の島々をさへ伐從へたりしに、千七百三十年（享保十六年）に土人叛て敵となりしを、程もなく靜りて、今に至るまで治れり、其稅は、人別に每年に左辨留の皮（狐に似て小し、毛に斑文ありといふ、）獵虎皮、狐皮、いづれにても一枚充を出すと、魯西亞志にみえたり、また魯西亞本紀（延享元年に當れる書といふ）（前野良澤譯せり、）云、加模左須可の南なる久流里島に到て、それより南に行く海中に島多し、（於魯志耶人の我東蝦に來れるは此時にて、元文二年にあたれり、）日本に屬したるも有るよしなり、（當時伽牟散通介より南方の諸島は、悉皆我邦の有にて、更に何れの所にかは從ふべき、然るを、かくおぼめかしくいひおけるは、おのれが僻審ばむとする下心有て、いへる事いちぢるし、）船を廻らして算へ見るに、三十四島あり、すなはち一島に近著て、碇して上らむとするに、島人種々の器械をもてこれを防ぐ、是において吾久流利の人をもて、此處に來る子細を通せしむと見えたり、此時のさまを考るに、於魯志耶人の上れるは、何れの島なるか、其島人皆防ぎ戰はむとして、其勢の必勝得まじきを知て、かねておのれに從つる久流利人（此時先導の爲に乘せ來れるなるべし）をして、とかくに和めあつかはしめて、事なく平げり、此頃までは、三十四島の夷等、いまだ於魯志耶人を敵として、直には容れざりしを見るべし、然るをこれよりして後、彼三十四島に、己が國語もて私に改め名づけて、年々に島傳ひに進み來りて、明和の頃には、彼方より第十四島に當れる羅斯與亞島まで渡來て、本蝦夷に連れる來莫後島にさ

千島附

家財幷版本（以上商賣の爲にせざる日本に在留する魯西亞人所持の物をいふ）

右の品々は運上なし

二類

船の造作、綱具修復裝置の爲に用ゆる諸品物、鯨漁道具の諸品、　蒸氣機器　石炭　トタン

鉛　錫　生絹　米　糀　パン幷パンの粉　鹽漬食物の諸品　活獸の諸類

右の品々は五分の運上を納むべし

三類

都て蒸溜泡釀、又は他の法にて製し心神を酔しむる飲もの、

右は三割五分の運上を納むべし

四類

總て前類の內へ記さゞる品々は、二割の運上を納むべし、

金銀貨幣幷棹銅の外、都て日本產の品を積荷として輸出する時は、五分の運上を納むべし、

右は神奈川開港後五年に到り、日本政府是を望まば、商稅目錄を再議すべし、

○按ズルニ、此後慶應三年十一月二十八日、江戸ニ於テ條約ヲ改訂セリ、新定約書是ナリ、

〔蝦夷東西考證〕下東蝦夷

蝦夷の島續なる伽牟散通介（カムサツカ）の南に指出たる地を、昔より久流武世（クルムセ）といひて、其風俗大よそ東蝦夷の諸島にひとしく、また身うち總て毛生たるも蝦夷におなじ體にて、伽牟散通介の奥の夷等とは自に異なりといへれば、久流武世は元來蒙古の種類とは別にて、東蝦夷の屬地なる證は掲焉毛人の同種なるにて紛るべくもなく分れたるをしるべし斯蝦夷人と同種の人の最初より住著たる地（彼地の南の海邊をいふ）なるに本蝦夷の人の到りて漁場を見開き、伽牟散通介の名をさへ命て、

いたすべし、

薪水食料等用意の爲、入港の諸商船又は難船は、其積荷の告書を出すに不及といへども、出港入港の手數は爲すべし、若其積荷を賣拂はんと願ふ時は、第一則の通、定式輸入の手數をいたすべし、

税則幷條約書中に、船と唱ふるものは、シキップ、バルク、ブリッキ、スクーナル、スループ蒸氣船等を都ていふなり、

第五則

日本運上役所の規則に違ひたる僞りの差出積荷目錄を出し、證書に名前を記せる輩は、其犯す毎に、百六十八ルーブルの過料を日本役所へ納むべし、

第六則

噸税は日本開港の場所において、魯西亞船より取立すといへども、左の規定の通、其地々々の運上役所に納むべし、

壹船の入港手數に付、二十ルーブル二十コピーキス、

壹船の出港手數に付、十ルーブル、

運上所より出る各免狀、幷其外の各書に付、二ルーブル二コピーキス、

商税目錄

魯西亞人、日本開港場所に持越し、陸揚する諸品物に付、日本役所へ、左の目錄之通、運上を納むべし、

一類

貨幣に造りたる金銀、幷貨幣に造らざる金銀、當用の衣服、

破壊損傷の品々心附ときは當人より其段運上役所に申立、其品取扱ふ職業にて廉潔なるもの兩人以上出會、直組爲致、其荷物毎に損じ高を歩割に記し、其請牒番數ともに證書に認込べし、尤日本役人立會にて直組人等名を記すべし、

右の證札、兼て持參の差出書付へ添、總高の内を引落すべし、尤條約第十ヶ條の取極の通、運上役所にて取扱ふ事故障あるべからず、

諸運上納濟の後、運上役所より陸揚げ不苦段免許狀を渡すべし、品物渡し方は、運上役所にても、船中にても、其者の願に任すべし、

輸出に極りたる荷物は、船に輸送する前廣に、運上役所へ、船名、荷物の請牒番付、入高斤數、量目、性合幷代料を記せる差出書付を出し、書面之通聊僞りなき由を輸出人等證據として其名前を認むべし、

運上役所へ差出以前、船中へ積込たる荷物、幷運上役所へ差出濟の上禁制の品を竊に荷積の中に入れ有之は、改の上日本役所へ取上べし、

船中當用の品、又は乘組旅客の當用衣類等は、運上役所へ差出、書付を出すに及ばず、

第四則

出港手數を願ふ船々は、日本十二時（魯西亞十四時）前に運上役所へ申立べし、此期限中に右手數遲くせざる樣取扱は勿論たるべし、右手數差止る事あらば、日本役人より船司又は頭立たるもの幷其船荷の取引人等へ其段申渡、魯西亞コンシュルへ申達すべし、

魯西亞國の軍艦は、入港出港運上筋の手數に及ばず、運上役人幷廻り方の役人差構ふ事なし、

魯西亞國飛脚の爲の蒸滊船は、入港出港の手數を一日にいたし、日本に上陸する旅客幷品物の外は、告知書差出し書面の手數なしといへども、何ヶ度にても入港の度毎に出港入港の手數は

日本の開かざる港にて、密賣買をするは勿論、其仕組ある魯西亞船は、其品を日本役所へ取上たる上、犯せる毎に一千三百五十ルーブルの過料を納むべし、

修復の爲、入津の船々の積荷は、運上なく陸揚し、日本役所へ預るべし、併庫敷作事并番人等の諸入用は、相當の價を出すべし、若其荷物の内を賣拂ふ時は、其荷物丈は、規定の通運上を日本役所へ納むべし、

積荷を同港内の他船へ移す時は、日本役人見分の上、事情明白に相分り、免狀を受る上は、定の運上なし、

第三則

品物を送る荷主又は引受先の者より、入津の荷物を陸揚せんとする時は、其積荷の差出書を日本役所へ出すべし、

此書面は、荷主又は引受人の名前、積送たる船の名、荷物の請牒番付、其荷物の斤數石高、毎品の代料を認め、其總〆高を其書付の末に認むべし、

都て此差出し書付は、持主又引受人認たる僞りなき價を申立る書面にて、日本役所の規定に觸れたる隱し荷物なき證據として、銘々名前を認むべし、

右之通り、積荷目錄、又差出等の書類は、日本役所に差出、右書付を以積荷用意品等取調濟迄は、品物とも日本役所の預たるべし、

日本役人、右の通差出たる荷物の内、又は其總體を、定式之通り改むべし、若運上役所へ取寄せ改め見る事あれば、輸入人の失費相懸ず、成るべく丈品物の損せざる樣にいたし、改濟の上は素の如く取始末すべし、尤取調方格外時日を費さゞるべし、

荷主又は輸入人銘々持受の品、改濟役所より引渡さゞる以前、輸入の途中（日本役所へ差出さゞる以前の事をいふ）

但船中用意の品も、書付の通相違なき旨、船主又は頭立たるもの奥書し、其名前を記すべし、
此告書の文面相違の廉を、日本の十二時(魯西亞の二十四時)の中に心付改るに於ては、過料を出すに及ばず、其期限より後に書改むるか、又は告書差出し方遲滯するに於ては、二十ルーブルの過料を日本役所へ納むべし、
告書中に書載ざる品を陸揚するに於ては、其品二重の運上を日本役所へ納むべし、
船司或は頭立たるもの、入港の手數、前書の期限より怠らば、怠る毎に八十一ルーブルの過料を日本役所へ納むべし、
開たる港に、魯西亞コンシユル居合せざる時は、コンシユル取計筋の事件は、魯西亞と和親の外國のコンシユル又は日本運上所にて取計ふべし、

第二則

日本政府より、其港内入津の船々(軍艦を除く)に、運上方改めの役人乘入る事當然たるべし、
乘組の者共は、右役人を丁寧に取扱ひ、船中にて出來候丈は、相當の用便をなすべし、
夜中は、日本役所より免なくして荷卸すべからず、荷揚前船々出入口荷物を仕舞置く戸口〆り口とも、夜中は日本役人錠を卸し、又は印封し、夫々の取締をなし置べし、萬一免しなくしてこれを開き、又は錠印封を破り、品物を引出すものあらば、其犯たる人毎に、八十一ルーブルの過料を日本役所へ取立べし、
日本役所へ當然の差出を出さずして荷卸いたし、又は其事を謀れる品々は、次のヶ條に定たる通取押へ、日本役所へ取上べし、
荷物の中、高價の品々を積荷目錄に載せず、取隱し置、收納を減せんと仕組たるものは、其品を日本役所へ取上べし、

安政五年戊午七月十一日

永井玄蕃頭 花押
井上信濃守 同
堀 織部正 同
岩瀬肥後守 同
津田半三郎 同

税則

日本開きたる港々に於て魯西亞商民貿易の章程

第一則

日本開港の場所へ、魯西亞商船入津次第、二十四時中（魯西亞の四十八時）に船司又は頭立たるものより、日本役所へ、魯西亞コンシュルの請取の書付を差出すべし、

此請取書は、魯西亞國の掟通り認めたる船目錄、其外の書類を魯西亞コンシュルへ預けたる請取書なり、

其上にて其もの共、其船のさし出書を出すべし、

右差出書は、入津の船の名、其船を仕出したる港の名、噸數、船司、又は頭立たるもの、名、乘組來たる旅人の名、（乘組有之時は認入る）乘組の總人數を認たるものにて、書付の通相違なき旨を、船司又は頭立たるもの奧書致し、其名前を書載たるものなり、

同時に其船の積荷の告書を役所に預くべし、

右は其荷物の譜牒并番付入目斤數とを逐狀に認し通に寫し、其荷物引受先の人々の名前を記したるもの也、

船中用意の品物の目錄も告書へ書加ふべし、

魯西亞人罪ある時は、其國のコンシユルよりこれを罰する事、都て下田條約に定めし如し、
法を犯せる魯西亞人の事に付ては、コンシユル願に依て扶助すべし、其雜費は、事毎に魯西亞コンシユルより相當の償を出すべし、
魯西亞コンシユル居合ざる港にて、犯法の魯西亞人は、日本役人取押へ、最寄のコンシユルに達し、これを處置せしむべし、
此條約中の規定幷別冊に記せる所の法則を犯すに於ては、魯西亞コンシユル裁斷所へ申達、同所にて吟味の上、取上品幷過料は、日本役所へ差出すべし、

第十五條

追て日本と魯西亞との條約を改め、又は加入せんとする時は、兩國政府再撿する事當然たりといへども、此條約調印より凡十四年を過る後、兩國の內より一ヶ年前に通達すべし、

第十六條

此後他國のものに許容せる廉は、猶豫なく魯西亞國へも免すべし、魯西亞國に於ての日本人も同樣たるべし、

第十七條

此條約の趣は、來未年六月二日（即千八百五十九年七月一日）より執行ふべし、
本條約は、日本大君の御名と奧印を署し、老中倶に名を記し、魯西亞の方にては、國帝自ら名を記し、高官のもの倶に名を記し、國印を鈐して以證とすべし、
此本書は、來未年六月二日（千八百五十九年七月一日）迄の內、或は其以前にても都合次第、江戶又はサントペートルビユルクにおゐて取替すべし、此假條約書は、日本語、魯西亞語は雙方の全權各本國の文に調印し、和蘭譯文は雙方通詞名を記し、是を添て取替すもの也、

魯西亞政府、海軍用意の品神奈川、長崎、箱館の内に陸揚し、庫内に藏めて魯西亞政府番人守護する物は運上の沙汰に及ばす、其品を賣拂ふ時は、買受る人より規定の運上を日本役所に納むべし、

第十一條

阿片の輸入は嚴禁たり、若魯西亞商船三斤（魯西亞量目四ポンド三十六ソロツタニツキ）以上を持渡らば、其過料の品は、日本役人これを取上べし、

魯西亞人、日本において、阿片商賣に付て罪狀ある時は、其品取上、一斤に付二十ルーブルの過料を日本役所へ納め、なを本國嚴禁の掟を以罰すべし、

第十二條

軍用の諸物は、日本役所の外へ賣べからず、尤外國人互に取引は、差構ある事なし、

米幷麥は日本逗留の魯西亞人及び船に乘組たる者、又は船中旅客食料の爲の用意は、不足なく與ふとも、積荷として輸出する事を許さす、產する所の銅、日本要用の餘分あれば、其時々日本役所にて公けの入札を以拂ひ渡すべし、

第十三條

外國の諸貨幣は、日本貨幣同種類の同量を以通用すべし、（金は金、銀は銀と、量目を以比較するをいふ、）雙方の國人、互に品物の代料を拂ふに、日本と外國との貨幣を用ゆる事妨なし、

開港後凡壹年の中、各港の役所より、日本の貨幣を以、魯西亞人願次第引替渡すべし、日本諸貨幣は、（銅錢を除）輸出する事を得、幷外國の金銀は、貨幣に鑄るも鑄ざるも輸出すべし、

第十四條

雙方國人の爭論ある時は、兩國の役人吟味を遂げ、日本人罪ある時は、日本役所にてこれを罰し、

規程は、日本役人と魯西亞デプロマチーキアゲントと議定すべし、

魯西亞人重立たる惡事ありて、裁斷を受、又は不身持にして再び裁許に處せられしものは居留の場所より一里の外に出すへからす、其者等は日本奉行所より國地退去の事を、魯西亞コンシユルに達すべし、

其者共諸引合等コンシユル糺濟の上、退去の期限猶豫の儀相叶べし、尤其期限は決して壹ヶ年を越ゆべからす、

寺社及び休息所を除くの外、凡て城堡役所及び門ある處へ、招なくして來り訪べからす、

第九條

雙方國人品物を賣買する事、總て障なく、兩國の役人是に立合はす、諸日本人、魯西亞人より得たる品々を賣買し、或は所持し用ゆること妨なし、此ヶ條は、條約取行ふ時、國中に觸渡すべし、

魯西亞人、日本の賤民を雇ひ、商賣向其外諸用事に充る事も免すべし、

此條約に添たる商法の別冊は、互に本書同樣に心得べし、

第十條

總て國地に輸入輸出の品々、別冊の通、日本役所へ運上を納むべし、

日本の運上所にて、荷主申立の價を奸ありと察する時は、運上役より相當の價をつけ、其荷物を買入る事を談ずべし、荷主若これを否む時は、運上役人より付けたる價に從て、運上を納むべし、承允する時は、其價を以直に買上べし、

輸入の荷物、定例の運上納濟の上は、日本人より國中に輸送するとも、別に運上を取立る事なし、

商稅目錄に定めたる運上高、日本船及び他國の商船にて、外國より輸入せる同じ荷物の運上を減ずる時は、魯西亞人も同樣に處せらるべし、

掟の爲に、其建ものを新築改造修復の節々、日本役人これを見分すべし、魯西亞人建物の爲、借得る場所幷港々の定則は、各港の役人と魯西亞コンシュルと議定すべし、若議定しがたき時は、其事件を日本政府と魯西亞デプロマチーキアゲントに示し處置せしむべし、

第六條

魯西亞人唯商賣をなす爲にのみ、江戸并大坂に逗留する事を得べし、

江戸　午七月より凡四十ヶ月の後より　千八百六十二年一月一日

大坂　同斷五十二ヶ月の後より　千八百六十三年一月一日

此兩所の町に於て、魯西亞人建家を價を以借るべき相當なる一區の場所幷散歩すべき規程は、追て日本役人と魯西亞のデプロマチーキアゲントと議定すべし、

第七條

日本に一時或は連綿在留の魯西亞人、家眷を携る事を免し、且自ら其宗旨を念じ宗法を修する事を得べし、長崎に於て踏繪の仕來は既に廢せり、

第八條

日本開港の場所に於て、魯西亞人遊歩の規程左の如し、

箱館　各方へ凡十里

長崎　其町の周圍にある御料所を限りとす

神奈川　江戸の方に於て六郷川（川崎と品川の間にて海灣に合する川なり）を限りとし、其他は各方へ凡十里、

兵庫　（京都を距る事十里の地を除き、各方へ十里、兵庫に來る船々の乘組人は、兵庫と大坂との間にて、海灣に合する猪名川の川筋を越ゆべからず、）

都て其里數は、各港の奉行所より陸路の程度なり、其一里は魯西亞尺度にて三フェルステン三百三十二サッセン即ち一萬四千百七十五フート、西海岸に於て追て開くべき一港歩行の

向後日本政府はサントペートルピユルグに在留する政事に預る役人を任じ、又魯西亞國の各港の内に居留する諸取締の役人及び貿易を處置する役人を任ずべし、其政事に預る役人及び頭立たる取締の役人は、魯西亞國に到著の日より、其國の部内を旅行すべし、魯西亞國帝は江戸に居留するヂプロマチーキアゲントを任ずべし、このヂプロマチーキアゲント及びコンシユルゼチラールは其職務を行ふ時より、日本國の部内を旅行する免許あるべし、

第三條

下田、長崎、箱館港の外次にいふ處の場所を、左の期日より開くべし、

神奈川　午七月より十一ヶ月の後より　即千八百五十九年七月一日

兵庫　同斷凡五十二ヶ月の後より　千八百六十三年一月一日

この外日本西海岸に於て、凡十六ヶ月之後、千八百六十年一月一日より、一港を開くべし、其場所の名は開港以前に魯西亞コンシユルに達すべし、

神奈川を開きし後、六ヶ月にして下田港は鎖すべし、

第四條

魯西亞政府は、日本開港の場所の内に、コンシユル或はコンシユライルアゲント等を任ずべし、日本政府は、其場所に於て、コンシユル幷コンシユライル役所附屬のもの、及び夫に屬する學校病院等取建べき壹ッの場所を貸渡すべし、

第五條

前文五港の場所に於て、魯西亞人連綿在留、又は一時逗留を許すべし、其もの等は、一箇の地を價を出して借り、其所に建物あれば是を買ひ、或は賃を出して貸り、又新に社祠家屋倉庫等を建る事をも許べしといへども、是を建るに托して、要害の場所を取建る事は決して成さゞるべし、此

日本にて役所を定め置、品物渡方幷魯西亞人持越たる金銀貨幣品物も、其所に於て取扱ふべし、
魯西亞人市店にて撰みたる品は、商人賣直段に應じ、船中持渡の品を以て辨ずべし、尤役所に於て日本役人取計ふべし、

第六條

魯西亞官吏は、安政三年西暦千八百五十六年より定むべし、尤官吏之家屋幷地所等は、日本政府の差圖に任せ、家屋中自國の作法にて日を送るべし、

第九條

何事によらず、外民に許す處は、魯西亞人にも談判なくして一同差許すべし、
右附錄の事件、條約本文同樣、是を守りて違失なき爲め、兩國の全權名判する者也、

安政元寅年十二月二十一日
魯曆千八百五十五年一月二十六日

筒井肥前守花押
川路左衞門尉花押
エフィミユス、プーチヤチン手記

〔魯西亞國條約並稅則〕帝國大日本大君と、全魯西亞國帝と懇親を厚ふし、及び兩國人民貿易之規則を立て、永久の基とし、愈充全ならしめん事を欲して、條約を取結ぶ事を決し、日本大君は、永井玄蕃頭、井上信濃守、堀織部正、岩瀨肥後守、津田半三郎に命じ、魯西亞國帝は、エフミユースプーチヤチンに命じて、次の條々を議定せり、

第一條

安政元年寅十二月廿一日暦千八百五十五年、第一月廿六日、第二月七日、下田にて定めたる約書は、此條約と共に存し置、同附錄幷に安政四年巳九月七日暦千八百五十七年十月十二日十四日長崎にて定めたる追加約書は廢すべし、

第二條

魯西亞人の日本國に在る、日本人の魯西亞國に在る、是を待つ事緩優にして、禁錮する事なし、然れ共若し法を犯す者あらば、之を取押へ、處置するに、各其本國の法度を以てすべし、

第九條

兩國近隣の故を以て、日本國にて向後他國へ許す所の諸件は、同時に魯西亞人にも差免すべし、

右條約魯西亞ケーヅルと

日本大君と、又は別紙に記す如く取極め、今より九箇月の後に至りて、都合次第下田に於て取換すべし、是によりて兩國の全權互に名判致し、條約中の事件是を守り、雙方聊違變ある事なし、

安政元年十二月二十一日（魯西亞暦千八百五十五年第一月廿六日）

筒井肥前守花押

川路左衛門尉花押

エフィミユス、プーチヤチン手記

日本國魯西亞國條約附錄

安政元年甲寅十二月二十一日、（西暦千八百五十五年第二月七日、魯西亞暦第一月二十六日）於下田調印、

魯西亞國全權ゼネラール、アヂユタント、フイース、アドミラール、エフイミユス、プーチヤチンと、日本國委任之重臣筒井肥前守、川路左衛門尉、相定むる所の條約附錄、

第三條

魯西亞人下田箱館に於て、市中近邊自由に徘徊する事を許すと雖も、下田は、犬走島より日本里數七里、箱館に於ては同五里を限とす、尤寺社市店見物且旅店取建迄は、定むる所の休息所に至ると雖も、人家には招待なくして決て立入る事を許さず、長崎に於ては追て他國の爲に取極る所に從ふべし、且港毎に埋葬所を取極め置べし、

第五條

なかるべし、

第二條

今より後、日本國と魯西亞國との境、エトロフ島とウルップ島との間に在るべし、エトロフ全島は日本に屬し、ウルップ全島、夫より北の方クリル諸島は魯西亞に屬す、カラフト島に至りては、日本國と魯西亞國との間に於て界を分たず、是迄仕來の通たるべし、

第三條

日本政府、魯西亞船の爲に、箱館、下田、長崎の三港を開く、今より後、魯西亞船難破の修理を加へ、薪水食料缺乏の品を給し、石炭ある地に於ては、又是を渡し、金銀錢を以て報ひ、若し金銀乏しき時は、品物にて償ふべし、魯西亞の船、難破にあらざれば、此港の外、決して日本他港に至る事なし、尤難破船に付、諸費あらば、右三港の內にて是を償ふべし、

第四條

難船漂民は、兩國互に扶助を加へ、漂民は許したる港に送るべし、尤滯在中、是を待つ事緩優なりと雖も、國の正法を守るべし、

第五條

魯西亞船、下田、箱館へ渡來の時、金銀品物を以て入用の物品を辨する事を許す、

第六條

若し止む事を得ざる事ある時は、魯西亞政府より、箱館、下田の內一港に、官吏を差置べし、

第七條

若し評定を待べき事あらば、日本政府是を熟考し、取計ふべし、

第八條

條約

延サントセシ事ニ付、我大君殿下ヨリ、其國帝殿下エ書簡ヲ以申入ラレシニ、國帝殿下エモ遠ニ承允有テ、此度特ニ我箱館港在留貴國コンシユル、コシケウイチエスクワイル、ヲシテ、右返翰ヲ親呈セラレ、大君殿下ニモ滿足思召サレタリ、且我等前職久世大和守安藤對馬守ヨリ同斷之義其許迄申入置シ所、右返書差送ラレ、我方望之通、兵庫及ビ西海岸之港ヲ開ク事ヲ、七ケ年之間延引イタサル段領諾セラレシ趣、余等ニ於テモ欣喜之至ニ候、尤他條約濟國々之中、前條之義ヲ拒ミ、或ハ期ヲ縮セントスル時者、貴國モ同樣タルベク旨被申越、委細差含ミヌ、此段我等ヨリ其許迄回答可致旨、大君殿下ヨリ被命タリ、將客歲中貴國軍艦對馬島エ繫泊セシ一條ニ付、別而一通之返簡ヲ被差越、右者全ク一時之行違ニシテ、其政府之意ニ不出段彌明白ナレバ、玆ニコレヲ既往之事ニ附シテ再ビ答詞ヲ贅セズ拜具謹言、

文久二年閏八月十日

脇坂中務大輔 花押
水野和泉守 同
板倉周防守 同

〔各國條約書〕日本國魯西亞國通好條約

安政元年甲寅十二月二十一日、（西暦千八百五十五年第二月七日 魯西亞暦第一月二十七日）於下田調印、安政三年十一月十日（西暦千八百五十六年十二月七日 魯西亞暦十一月二十七日）於同所本書交換、

日本國と魯西亞國と今より後懇切にして無事ならん事を欲して、條約を定めんが爲め、魯西亞ケイヅルは、全權アヂユダント、ゼチラール、フイース、アドミラールエフイミユス、プーチヤチンを差越し、日本大君は、重臣筒井肥前守、川路左衞門尉に任じて、左の條々を定む、

第一條

今より後、兩國末永く眞實懇にして、各其所領に於て互に保護し、人命は勿論、什物に於ても損害

も可有之、是は其國制度風習之異候故なれば、致而咎むるにも至る間敷、相互之事とも被存、且斯く親睦を取結候上は、いづれを先とし、いづれを後とし候とも、右を爭候程之儀も有之間敷、殊に下野守態々旅館ゟ御役所江出張面會被致候義ニ付、其許も相越候而可然哉と存候、○中略一斯く深切ニ申論候義を不取用上は無餘儀間立歸、一應奉行へ申聞、伺可及談判候、

右擧而引取申聞候事

〔文久二壬戌夷匪入港録〕一魯國公使ヨリ公方樣エ指上候書簡寫

呈　日本領地ヲ支配スル高名ナル大君

貴尊ナル大君ノ書翰ニ就テ、吾外國事務ミニストルニ命ジ、日本島ノ西國地方ニ於テノ開港ト江戸大坂兩府ニ於テ交易ノ定ノ延期ヲ爾ノミニストルニ報告セシム、

高貴ノ人ニ吾懇情ナル仁惠ノ返答ヲ再ビ書記シテ、日本領地ニ於テ吾ガ廉直實義ナルコトヲ知得スルヲ希フ、

日本ニ甚ダ近ク隣レル魯西亞國、今共ニ應接スルニ因テ兩國ノ間ニ於テ、以前ヨリ懇親ナル結約ヲ倚固クスルコト限ナカルベシ、

爾ノ領地ノ一致ト備リタル安全ヲ祝ス

千八百六十二年二月廿日、サンクトペートルヒユルクニ於テ與ヘル、吾ガ方ノ第七年前ニ即位スルアレキサンドル、

〔文久二壬戌夷匪入港録〕一御老中衆ヨリ魯國外國事務大臣エ被相贈候御書簡寫

魯西亞國事務大臣

エキセルレンシー、フユルチエコフエ

先般我國兵庫及ビ西海岸之港ヲ開キ、江戸大坂ノ市中ニオイテ、外國人之商業ヲ營ムベキ期ヲ

此時、證書認メ政府之印を押差出す、

一證書請取候、就ては先日此引合ニ付、奉行ゟ之返書は被差戻度候、

一（同）承知いたし可差上候

此時、先日奉行ゟ之返書差戻す、

一請取候、且此程申達候御目付黒川左中一昨日到着ニ付、可相達旨、奉行申付候、

一御達之趣承知いたし候

一其許兼て被申立候地所引合之義ニ付、明十日九時、下野守御役所江罷出、其外此度交代之近江守（井）態々江戸表ゟ参着之御目付黒川左中とも、一同其許江面會、夫々談判之積ニ付、無差支ば、右刻限ニ御役所江被相越候樣、奉行より申付候、

一（同）御達之趣承知いたし候、併自分ゟ是迄申立置候義も有之候處、最早半年ニも相成、今以御沙汰無之、然ル上は何樣御引合申候とも直ニ御聞屆ニは相成間敷、地所之義ニ付ては、外ニ御引合は無之筈と存候、

一最前奉行引合置候地所は、全當分假之義ニも有之、夫是之廉、其外品々談判も有之、且此度態々御目付も夫が爲に被相越候義ニ付、いづれにも面會不致候半而は、談判も難決候間、繰合御役所江被相越候樣いたし度旨旁下野守申付候、

一（同）此程も申上候通、此度御交代之御奉行著被致候上は是非自分止宿所江先キに面會として被相越候筈之處、今以御越し無之、然ル上は自分ゟ足を歩候禮は諸國とも無之、一體是迄も禮を御失ひ之事、數々有之間、罷出兼候、

一本邦ニ而は開港已來間合も無之、外國人は禮節は更ニ不相分、夫故此方ニ而厚く禮を成せしも、其許には左のみに不被思、其許ニ而厚く禮を成せしも、此方には大に不敬に當り候樣なる事

申立候得共、於₂私共₁は素ゟ貸渡候地所之コンシユル初いづれも地税取立ル見居有之、然ルニ右之通申立候間、猶篤と勘辨仕候處何れにも假に貸渡置候得者、追て如何樣とも談判相成候儀ニ付、御下知御座候上、都て御條約面ニ引當取究、改て引渡候積及₂談判₁、書面之場所假ニ貸渡證書取置申候間、和解入₂御覽₁置候、依ては前書四ヶ條五ヶ條之廉如何相心得可₂申哉₁、此段奉₂伺候₁、以上、

未三月

箱館奉行衆下

大工町上の地東西四十間、南北五十間は、魯西亞コンシユル館の爲都合せり、故に日本政府の決定來る迄、コンシユル方家之を建る爲、其レを假に用ゆることを予承諾す、

千八百五十九年三月廿一日（四月一日）

安政六年二月廿八日

魯西亞帝家コンシユル官イ、ゴスケヰツ

右之通和解仕候、以上、

名村五八郎

未二月

〔箱館表御用留〕五月（○安政六年）九日（五月十三日欠し）

一支配定役大橋宥之助同格名村五八郎幷立合御普請役益頭駿次郎等、魯西亞コンシユル假止宿所江差遣し、談判、左之通、

一此程組頭河津三郎太郎及₂談判₁置候、其許政府ゟ之借用金五百兩（四百兩壹分銀、百兩は箱館新錢）持參致候間、可₂被請取₁旨、奉行申付候、

（コンシユル）一拜借金御持參被₂下、忝落手いたし候、

（同）一拜借且返納取極、證書被₂差出₁度候、

一承知いたし、直ニ認メ差上候、

召にも御座候はゞ御目付被遣、地勢一見之上談判仕候様、御目付江被仰渡度旨、在府同役共申上、未御下知之次第も無御座、然ル處箱館表在留魯西亜コンシュル地所渡方之儀、度々申立候ニ付、兼て見込置候亞墨利加江貸渡候尻澤邊ニおゐて及談判候得共、何分風當強し、且市中掛隔り居候趣を以、承引不仕、御役所最寄、又は市中を相望候得共、素ゟ小狭之土地各國江相響差支候間、堅く相断候處、大工町後手原地にて借地相願度旨申立、同所之儀は、御役所幷市中江も差障無之、引續各國江割渡候共、差支不申候得共、地所取極候義は、いまだ伺中之趣申断候處、營請向當節ゟ取掛り候共、容易ニ出來致間敷、追々遲々相成候ては、當冬迄ニ引移り兼候旨申立之趣無餘義次第ニ有之、何れにも御貸渡可相成地所に候得ば、假に貸渡候積、就ては年限等之義心得方承り候處、各國共五拾年又は百年之極候得共、子細有之候得者、地所を替候儀も有之、又年限中にても、コンシュル不居節者、返地致し候旨申立候ニ付、日本ニ於ては、先づ拾年を限り、追々年期を繼候振合ニて、年數ニ及び候處は、同様之旨申諭候處、左候はゞ、コンシュル在留中と取極度旨申立候ニ付、右等之廉地税其外一體之取極者御下知有之候上、追て可及談判旨申聞、右地所ニ於て、東西江四拾間、南北江五拾間、別紙繪圖面之通、假に貸渡候積を以、證書下案取調、支配向差遣候處、右下案之内、借地之期限地税等は、本引渡之節議定すべしと有之候廉相除可認と之儀ニ付、最前應接之趣等申聞候處、右者條約第四ヶ條ニ、日本政府者、其場所ニおゐて、コンシュル幷コンシュラィル役所附屬のもの、及び夫々屬する學校病院等取建べき一ツ宛の場所を分渡すべし、（和文ニハ一ツの場所を貸渡すべしと有之）第五ヶ條ニ前文五港の場所おゐて、魯西亜人連綿在留、又は一時逗留を許すべし、其もの等は、場所々々の地（和文には一區の地と有之）を價を出して借り、其所ニ建物あれば、是を買ひ、或は貸を出して貸り、又新に社祠家屋倉庫等を建る事を許すべし云々と有之、コンシュル江御渡之地所は、地代之儀無之、自分在留人差置候地所とは別ニ有之、兎ニ角蘭文之通りに相成候得ば、別儀無之旨

細錦六疋、

〔魯西亞一件〕午（朱書○安政五年）七月十一日寫、向方ゟ差越、　當番　蘭人掛

明十二日魯西亞使節登城、御目見被仰付候ニ付、五半時登城之旨被仰聞候、依之申達候、以上、

七月十一日　池田播磨守

伊澤美作守殿

石谷因幡守殿

〔御留守居勤方手扣留 二〕魯西亞使節登城

一安政五午年七月十二日、魯西亞使節初而登城、表向五半時揃に付、不時御禮同樣之運びにて登城、著服染帷子半袴使節拜禮、習禮以前、御目付ゟ寄せ申來り、大廣間江罷越、阿蘭陀領事官登城之節之通、同所御椽に並び著座、習禮相濟、一寸引候處、無程御錠口に付、直に柳之間通大廣間江罷越、如前著座、使節拜禮相濟、五節句之通居直り、御目見いたす、御目見相濟、猶又居直り、御老中方被立候を見請、一同罷立、柳之間之方江引、扣所江罷越す、

〔箱館表御用留〕未（○安政六年）三月廿二日、備後守殿、（式部少輔左中）江御直渡

外國立合之面々

魯西亞コンシユル江地所渡方ニ付、御條約面之儀ニ付、相伺候書付、　竹内下野守

箱館表おゐて、外國人江可貸渡地所之儀、去午十二月中相伺候處、面々評議之趣も有之候得共、一體不容易事ニ付、既ニ條約にも一箇之地と取極候上は、如何樣にも申論、條約ニ不振樣相成候得ば、重疊之儀ニ而、大目付御目付評議之趣至極正論ニ有之候間、申論方は有之間敷哉、今一應打合、篤と勘辨致し可申上旨被仰渡候處、同所之義は、昨年以來、種々談判を盡し候上、地勢不得止譯を以、無據貳ヶ所と談判仕相伺候義にて、此上説破可仕見据無御座、乍去是非壹ヶ所ニ取縮ひ候思

手トシテ數十艘渡來可致候哉モ難計候、又風聞ニハ、魯西亞ト英國トカムサツカニ於テ接戰有之、英人大敗ニテ、船將砲丸ニ中リ相果候由ニモ有之候、

布恬廷事、戸田村ニ罷在、其困難言語ニ絶シ候、食料も皆我邦之物ニテ相辨ジ候故、魯人大ニ困リ居候得共、布恬廷ハ自ラ箸ヲ以テ食事致シ候抔ニテ、誠ニ以舉動自若ト致居候、我邦人ト應接致シ候節ノ詞ニハ、私義如此大厄ニ逢候間、何分漂流人ノ御取扱ニ可被成下ト申、常々御國恩ヲ蒙リ難有次第ト申述、殆勇人ヲ感動サセ申候程ニ候得共、其封疆ヲ正シ、互市ヲヒラキ、和親ヲ通ズルノ議論ニ至リテハ、於長崎申出候處、一寸モ不相變、右ハ國帝之命ヲ奉ジ候義ニテ、其全國ニ關係イタシ候故ナレバ也、左スレバ其人トナリ推テ知ルベシ、

〔外國事件書類雜纂〕八本大臣欲敬禮貴國老中阿部伊勢守正弘等、請欽差二位貴大臣收幾件禮物、以待解送江戸、傳該貴大臣閣下、

一千八百五十四年〇安政四年正月初十日

御前大臣布恬廷橫文

癸　丑　年〇安政三年十二月二十四日〇中略

爲國使者照規加帶本國土物、以恭獻貴國大君主請二位貴大臣收解送江戸、代進獻大君主臺下、懇求示恩寬受、

御前大臣布恬廷橫文

一千八百五十四年正月初八日

癸　丑　年十二月二十二日

供物單

大四方鏡一面、穿衣鏡三面一座、塗金面座鏡一座、大毯子一幅、小毯子一幅、紅琉璃花餅二座、金線

有之、十四日應接之積ニ而陸路下田表へ參ラントテ、十三日松崎ニ宿シ候處、是日佛郎西船壹艘
又下田港へ來泊、
右ハ鯨漁船ト申立候得共、實ハ國帝之記號モ有之小軍艦ニテ、五十人程乘組也、
日本漂流人相送リ候由ニ而、米利幹船ニ、右漂流人相渡、我邦へ相届候樣附托イタシ、夜中直ニ退
帆、
但右ハ我邦之形勢相伺候爲來船カ、布恬廷之罷在候故ニ、早速退帆致候哉之由、
初メ布恬廷、下田ヨリ戶田村へ移候節、副將ホッシートヲ下田ニ殘シ置候處、右佛船入津ヲ聞、夜
中俄ニ供壹人ニ而發足致シ、(但我方へハ不申聞候、)其土人ニ案内致サセ、山道ヲ參リ、魯西亞之大將ハ何方
ニ候哉ト相尋、(但ホッシートハ漢語ニ相通シ候由、)布恬廷ニ廻リ逢ヒ、談合有之、米利堅人ヨリ買物有之候ニ付、受
取之爲、人數ヲ出シ候由、植川氏迄申通シ、早速戶田村ヨリ端船貳艘人數七十人下田へ相廻シ申
候、翌十四日、布恬廷及右人數、下田へ參著致候處、佛船ハ既ニ跡形モ無之故、布恬廷我邦人ニ向ヒ、
我等先ニ買物有シトテ、人數差出候ハ、全ク僞ニテ、實ニ佛船打拂ハン爲也、右佛船ハ、元來敵國ニ
付、其國人或ハ打殺シ、或ハ降參爲致、其船奪ヒ取、我等歸國之計ヲナサント存候處、定而貴國ヨリ
内通有之候ニ付、退帆致シ候哉、左候得バ、其怨骨髓ニ徹シ候ト申述候ニ付、諸役人漸々申宥メ候
得共、イマダ其怨不解、米利堅人ト應接致候ニ付、其事相分リ候間、又々以前ノゴトク相解候由、
但佛船ノ魯西亞人罷在候義存候ハ、初米利堅人下田ノ土人ノ内へ、其國服ヲ與へ、渡來致候節
ハ、早速出迎候樣申付置候處、佛船ヲ米利堅船ト間違、佛船ヲ出迎候處、彼レニ魯西亞之一件尋
ラレ、夫故佛人右之事承リ及、米利堅船へ相越云々之話有之、退帆イタシ候由、
私考ニ、布恬廷、前文之ゴトク申立候得共、實ハ佛船打拂不申候而ハ、其身我邦へ逗留之趣、敵國
へ相聞へ、後患難計故其禍ヲ絕ツベキトノ計策ニヤ、左候得バ、亦々佛國又ハ英國軍艦魯人討

二月廿九日

〔嘉永明治年間錄 三〕安政元年九月十七日、魯船大坂海ニ入ル、市街動搖ス、

十七日朝、紀州加田浦より、泉州岸和田に相見候段、諸所より注進有之候處、迅速に右異船四艘、天保山沖へ渡來、依之大坂表兩町奉行加番定番御城代大番頭御目付其外役々出張、其内夷人共端舟にて同所安治川四丁目へ二艘乘入、大將分四五人、下官二十五六人上陸して、見物の體にて、所々横行、依之御城代兩町奉行急出馬、與力同心ハ上陸の夷人を取支候、大將分は皆桃羅紗の裝束、下官の裝束は黑の由なり、然る處、堺尼ヶ崎等より御城代へ見舞の樣子にて、火事裝束著たる騎士の往來、市中殊の外騷敷、堂島邊米相場引上候由、右に付海岸防禦の儀、諸家へ申付らる、上陸の夷人、劍砲等持候者は一人も無之、只々書翰を進呈せん事を請ふ、依て追々應接書簡受取、十月九日に至り出帆、魯船長三十六間、大砲五十二挺、乘組三百八十人計りと云

十月十五日、魯船入港ニ就テ、大目付筒井肥前守等豆州下田ニ發ス、

大目付筒井肥前守、御勘定奉行川路左衞門尉、下田奉行伊澤美作守、御目付松本十郎兵衞、並古賀謹一郎、右の面々下田港へ、魯西亞船渡來に付、爲御用彼地へ可被遣旨被仰付候、

巻說、此魯西亞船、去月十七日、大坂に來り、此が爲に大坂市中動搖す、其後下田港へ來泊と云、此後十一月四日、下田邊地震、大津浪、魯船大破に付、相州海岸に於て、船修復免許、十二月廿一日に至り、日本と魯國と條約書成る、

〔有所不爲齋雜錄 四〕安政元年甲寅　十二月豆州下田表出張某筆記

去ル九日八ッ時頃、亞墨利加蒸氣船壹艘、下田港へ渡來、使節ハアーダムス、右ハ條約爲取極來舶之由、

魯西亞ハ、布恬廷始、下田ヨリ海上二十里計沼津之方戸田村ト申所ニ上陸イタシ罷在、懸合之儀

如何に付、其節は追て申上候積を以、先預置候樣可仕哉と奉存候、依之別紙寫相添、此段申上候、以上、

丑十二月

〔魯西亞一件 朱書抄〕正月〇安政元年七日、昨六日渡置候答書案之趣、彼方ニ而取直し、此方より能と申聞候樣之振合ニ認取差出ス、

去年十月、一聞知貴國派欽差大臣前往長崎、本大臣想、其必有權、會同議定兩國界互市通信三事、惟二位貴大臣首相會日卽言曰、是未奉此大權、是以本大臣謄條約之大略、遞貴國老中、請寬閱決定、今據二位貴大臣非一決言曰、貴國欵待魯西亞國、於別諸國有大異、卽請二位貴大臣堅定本月初四相會日所說之話曰、

一大日本國將來若決定、開港口、准貿易、魯西亞國卽應首唱、開市各別國以前、

一大日本國將來若決定、不論於何國互市、將通商之利益、及諸項另外之方便、別國一得、魯西亞國因交界之故、自然同時亦應得矣、此外請無推延決定、卽開市以前本國人於貴港備需物、應何如、何處酬價、盼望二位貴大臣、卽必遞貴執政、無推延定互市者、是爲緊要兩相有大益之事也、因相會時貴心眞待厚有誠心大禮、實所合知理之人、又一回理應酬謝、

御前大臣布恬廷〇此下有二橫文、略、

本文之譯是也

〔有所不爲齋雜錄 四〕安政元年甲寅

鵜殿民部少輔儀、魯西亞船渡來候はゝ、筒井肥前守、川路左衛門尉、爲應接浦賀表へ可被差遣ニ而可有之、其節同樣罷越可申候、尤滯留中ニ候ハゝ彼地ヨリ直ニ相越候樣可致旨、堀織部へ於新番所前留御書取ヲ以伊勢守殿被仰渡候、

意外報聞之速、亦爲所難預料、又外民之漂到我土、以撫恤爲國法、何曾酷虐相待哉、我漂民之回籍者、亦皆賜贍俾得所、保産健在者尙多、又遇貴邦漂船乏絕乞救、除其修治漏壞、臨時定奪、難預約外、乏絕情異、自非江戸近旁、不問何港、量給食水、獨其酬償則碍祖法、諸事論定之後徐議可也、至厄土呂布哈喇土兩島、雖已經論說厄土呂布之爲我所屬明々白々、毫不容疑、故置不論、哈喇土則彼我分據一方、査覈畢而疆域可定、又亞尼俺港守兵、防外寇而非侵伐壤地、定界後宜卽時撤還、我巡邊之吏遇守兵、必似和平見待、不挾些害意、其事錄載論兵單中、其他晤話之際、有深察足下之厚意者、夫足下之一擧一動、每出厚意如此、乃某等東還之日、當告執政曰、貴國爲守禮守義之大邦、加之使者非常人物、決靡相欺瞞之憂、仍竭力建兩國安平之良策、卽某等之志也、敢答、

〔外國事件書類雜纂八〕朱書寅○安政元年正月六日、伊勢守殿御直一覽候樣、三奉行、林大學頭、浦賀應接之面面、海防掛大小御目付、浦賀奉行江御渡、夫々一覽緒付いたし、

寅正月六日一覽仕候　評定所一座

伊勢守殿

魯西亞使節ゟ進上物之儀に付申上候書付

筒井肥前守
川路左衛門尉
荒尾土佐守
古賀謹一郎

去ル廿二日、魯西亞使節ゟ獻貢物差出候節、御手前樣方江も進上物仕度段申出候に付、不及其儀旨申達候處、何れにも進上仕度旨、猶又書付を以申出、右は再應前文之趣を以申斷候樣可仕と奉存候得共、萬一使節御待遇方にも相拘り候抔申出、强而申斷、此廉而已を以氣配に相拘り候而は

一凡遇有魯西亞人日本國境內犯重罪者、以本國法例處治、爲此發本地、倘有犯輕罪者、則領事官或本人照例或經報知本國該上憲決定辨理、隨事稅發本地亦可、凡遇有倭人凌害魯西亞人者、魯西亞領事官一經照會、日本地方官卽須照本方例治罪、

一因兩國交界及今起相交之故、通商之利益別項好處另外之特恩除引入此和約條款之外、日本國將來所爲要付別國人者、同時卽付亦魯西亞人、

以上各條約應俟本大臣等分別奏明大日本國大君主、大魯西亞國大君主、各親筆批准、後卽互換限不過一年、待該日期、將現定條約繕二冊、先由兩國全權大臣書名畫押令卽互換、各執一冊、爲據、俾按照和約開載之條、施行妥辨無礙矣、○中略

朱書 正月三日、彼船江持參相渡す奉書竪紙、上包同斷、上書漢字一通と認む、尤國字に而相渡候積之處、漢文之譯渡與候樣申出ルに付、左之通漢譯相仕立差遣す、右故全ク譯文之事に付、姓名を書さす、書放しにて渡し遣す、

貴國上宰相之贈書我執政也、言定界通信互市、此是三事、卽今難決定之理、國書中既說明了、然縱其面請執政令之再會議、終不能移動書中一字、然比日連接足下高論、有勢難已者、且以厚意見忠告、不欲使其空還失面目、故急差吏員、巡視邊上、以答厚意、然本吏所主在巡視、不在定界、至互市通信、則祖法所禁、奕世所奉、奈時勢之變移、有難執古律今者、討論利害、猶未決也、然今我君主嗣位、方布維新之化、弗遑問它事、如向諸項、必奏諸京師、告諸牧伯群官、衆論盡合、然後決定、其事之重大、實如國書所述、且布政之始、諭海內宜敬守祖法、是一代大典也、烏獲首唱革法邪、然別有一語之請、熟思、往時貴使列沙諾布之來有所請、我斷然峻拒弗納、今足下亦有所謂、令我無情乎、亦宜仍舊固辭、而反言姑俟論定之日、語有意味、非全拒絕、在足下曾爲辱國命邪、費三五年之語、乃預慮報聞之稽緩而云爾、若令新主紹業與禮過今年略就緖、庶務少閒、使足下懸篙之情難曠、應遂商議不敢擅閱、

及カラフト南邊之アニワ港口、全至于カラフト旱地、兩國疆域之界、兩卽無綫於該處、兩相商議決定設立別一條、入此和約之款、是後エトロフ以北之千島及カラフト除南邊末終之處外、皆應屬魯西亞國下、

一爲魯西亞戰船商船、日本國卽開日本島之ヲホサカ及蝦夷島之ハコタテ兩港口、自今以後、該船皆可入該兩港口灣泊修整有壞之處、照定價出金貨買所需之物、另一冊貿易之章程、立此和約之兩國批准後、該兩港口將來卽擇定爲貿易之所、除此兩港口及長崎一亘古各國可到之處外、魯西亞各船再不到別港口、惟遇有緊急事、不論何船、若遭風受傷盡所需、不得往前進走、使因急須、應至附近之港口、有似事日本地方官卽須極船待人加撫恤、翃卽遇有遭難者、是也將修整船備所需之各化費、住在該兩港口之魯西亞人、應全賠渡海已遭難之魯西亞日本兩國人、亦皆應解送此兩港口、

一在該兩港口地方、既議定便當之地基、以建立魯西亞國寓館、准魯西亞人自行建棲房貯預貨之倉庫等各項屋、各寓館內聽准魯西亞人同家眷居住、動行祝禱、遵照本國法例規模、日本國勿庸經理禁阻、魯西亞各船一至該港口灣泊、每時互相往來、赴至寓館聽其便、建各房之化費與日本不相涉、

一兩國將來約定貿易之章程、以爲日後該港口遵守成規、魯西亞大憲今及日後嚴禁止本國商人不合例售、其貪私甚、卽禁害人鴉片之販、倘有魯西亞人違此法者、聽日本地方官卽將其貨一併歸日本國入官將其人解送魯西亞寓館以發本地照例治罪、

一魯西亞國卽設領事等官、在各該港口管理本國人事宜、稽查遵守定規、併通達日本國大憲、日本國人待該領事等官、均應加禮秩等其位、領事官通達總理該港口各大臣及各日本國之大憲、往來交移俱用平行、蓋領事官在日本國、各爲魯西亞權柄之橡、每遇領事官或有病或回本國、任間時寓館之第二官、代辨理各事、有權於領事官無異、

にも及たる事なれば、今般の證據には引用ひ難し、エトロフの儀、品々辨論も有之候得共、今日會議に懸り難く、後會に治定の答承るべし、左衛門尉承屆候、魯使退出、此時の著服は、筒井、川路は狩衣差貫風折烏帽子、荒尾大澤、水野は大紋立烏帽子、古賀謹一郞、中村爲彌は布衣を著る、留役支配勘定等は素袍なりと云、

遐魯使應接中﨑陽巻說

筒井川路到著之上、使節一度面會後、再度面會不可致由を申す、應接方の者、其子細を尋るに、彼の日本の御役人、武鑑を取出して、筒井肥前守は町奉行、川路左衛門尉は大坂町奉行にて、中々老中に相成べき家柄に無之、右樣の卑官の役人に面會可致故無之由を申す、應接方種々申諭し、其後面會に及ぶと云、

御返翰相渡候後、彼申候は、各方を輕蔑致すには無之候得共、是非執政官に面談致し、書翰有無共、確と致し候證據の品持歸り不申候ては使節の詮無之、依之浦賀へ推參致し候ても、是非接政官に面談可致由を申し、中々歸帆の氣色無之候よし、

〔魯西亞一件坤〕朱書丑〇嘉永六年十二月晦日差出ス異文　寅〇嘉永七年正月二日差戾

大魯西亞國大君主宰、大日本國大君主、欲萬世無窮堅固兩國誠實之和好友睦定意兩相和約、建立疆界及日後相交之規、是以大魯西亞國大君主、特派欽差全權使御前大臣水師將軍加三金星布恬廷永平、大日本國大君主特派欽差筒井肥前守樣、川路左衛門尉樣二大臣、該兩國三大臣公同、既熟思兩國之利益、照証各欽奉全權之憑據、使卽設立和約條欵、陳列於左、

一嗣後大魯西亞國大君主與大日本國大君主及其後代、必存和睦相交之規、二君所屬之疆域內兩國人民身財必見保佑護庇、

一以絕斷皆可致于不相和之緣、今卽建立兩國之疆、北分日本國之疆域絕終之界、爲エトロフ海島

差越候儀と存候、右通商の議論可致儀勿論なるべし、（中略）○（魯使）此度某使節を承り罷越意、有增政府の書翰に載すといへ共、書翰は概略を申述、其細目の件々は、某の口演に附し候事に付、右之條件會議有度候、（肥前守）心得ざれ共、追々申述る如く、書翰中に載せらるゝ義は格別別事を被申出といへども、談判可相成哉否を不知、其意の趣の處、先被申聞べし、（魯使）日本千島の內、南は日本北は我が國にて支配致し候、右の內エトロフ島は、往昔我國人住居致し來り候處、其後貴國より手を入、貴國の人住居致し候樣に相成、當今日本にて、（左衛門尉）蝦夷の千島は、不殘我國の屬島にて、元來名も蝦夷詞に候處、段々貴國より蚕食致し、名をも附替られし儀有之、其後貴國のゴローウインと申者、蝦夷地へ罷り越候砌、規定を立て、逃々國境を守り、ウルツフを以て間島と致し候積りに條約致し候、其以來エトロフ島へは、我國の者を差置、領主よりも番所を置來り候所にして、素より我國所領たる處、聊疑ひも無之候、（魯使）ウルツフ島は、百年前魯西亞所領なりしを近來アメリカ人罷越、漁事致し、エトロフ島は、五十年前迄、魯西亞人のみ住居致し、貴國の人罷越居候儀無事に付、右之心得方尋問に及ぶ所に候、（左衛門尉）エトロフの我國所領たる事、斷然として疑を容べき處なし、古へはカンシヤツカ迄、我國の所屬にて、蝦夷人のみ住居致し候を、其後貴國の所知有候樣に成り、夫のみならず、カラフト南岸の地、我所屬にて、是迄番所をも差置來り候、一體使節心得方に不審すべき條々あり、貴國政府の書簡にも無之儀を、使節より色々辨を加へ被申聞趣も有之、政府の心に非らざるべし、右樣の儀、強て辨論及ばるゝは、貴國の所願を成んとの儀に有之間敷、右樣之心得方に有之候はゞ、通信通商等の儀は論判にも及び難し、是等よりして、我國人心の憤怒を生じ可申、然し望乞ふ事を調度存せられなば、追ての書面は相下げ候方は有之間敷哉、左も無之候ては、被申聞旨も畢竟無益の事なるべし、（魯使）ゴローフインは元來我國政府よりの使官に非ず、全自己の了簡を以て、右樣の事

國には素より異國と被存候には無之、全く親みを結び度との儀に候はゞ、此方にても其心得にて、應答に及べし、乍然返翰中に申遣し如く、我國の風に候間、武士堅氣強く、祖宗の法令を改め候事抔は至て致し難き勢ひ有之、此節より右評議相始候事故、卽今治定の挨拶には及び兼候、此段無餘儀場合察られ然るべし、魯使御取調方、只今直に難相成段相心得候得共、三五年抔とは待遠なる事、迚も承知難相成、亞墨利加抔にても右體長引候樣にては、必承引致間敷候、左衛門尉貴國郡縣の治と、我國封建の治、取調べ等難易の違ひも有之、元來外國と通商相始め、貴國へは、通商を許さぬと申には無之、迚も通商相始候位ならば、土地隣接いたし、殊に信義を守るの大國と、交を結び度と存候なれ共、當今の場合、左樣には相成難き筋有之候間、暫之間相待候樣に申事に候、魯使御兩使は重き御役人と申事故、政府の命を不待、尋問二ヶ條の儀、此所に於て取計も可致は勿論に可有之、使節事は全權の重任を受候故、今度の儀に付ては、何事も了簡次第に取計候儀出來致し候、然るに御兩使に於ては、使節の申事を被承置て、政府へ被申立、御挨拶可有之筋にも候はゞ、諸事御談判も無益に付、直に御老中方へ談判致し候より外取計方無之存候、此御答承度候、左衛門尉此度相渡候返翰は、自分共の返翰には無之、則ち老中よりの返翰に付、日本國內に於て、何れへ被相越候ても、右の外には別段答方無之候、此處會得も無之、彼是と被申候は、畢竟國土の違ひには、義理人情も異なるや、右返翰再應熟讀被致なば、其義の合點も參るべし、抑某等兩人、命を受て、此地に來り、使節へ應接對話に及ぶ趣意は、書は事を盡さゞる故、返翰は其概略を申述、其曲節の細目に至ては、某等より談話に及んが爲にして、返翰外別段の論判に可及に非ず、乍然使節被申聞候趣も候はゞ、篤と承り、談判出來可致筋は、夫夫可相答間、廉々被申聞べし、魯使御返翰眞文、幷蘭語飜譯をも合考致し候處、吾國書翰に申述る、境界を定ると、交易を開くとの二ヶ條、既に御老中方には御承引有之候に付、態々御兩使被

使節事、御叮嚀御取扱、感謝仕候義、御承知之程相願候、

使節命に因り名相記候

船將次官ポスシユツト

暦數千八百五十四年魯西亞第一月一日和蘭同十三日

嘉永六丑年十二月十五日に當ル

於フレカツト船パルラス號船

〔嘉永明治年間錄 二〕嘉永六年十二月二十日、筒井肥前守等、魯國使節ト長崎ニ應接ス、

十二月廿日應接、肥前守云、今般相渡候返翰阿蘭陀語飜譯方通辨共へ被相賴、飜譯出來候上は、意味悉く了解被致候哉、魯使蘭文飜譯をも具考致し、御文意能々相譯り候、右之通にては、今般の一條は、都て御兩使御取扱と申儀も承知致し候、扨去る十五日差出候尋問二ヶ條の儀、御取扱出來致し候儀と存候、肥前守右細目申聞候はゞ答可及、魯使第一には兩國の境界を定める事に候、肥前守是兩國の事柄に於て、尤大切の事に付、急速取調方にも可及筋なれども、當節御代替の折柄、國事多端に付、何分急速にては難行屆段は、返翰中、其意を述候通にて、右にて差支有之候哉、其儀承るべし、魯使御返翰の意は相譯り候へ共、夫迄の儀に候上は御返翰のみにて事濟可申、態々御兩使被差越候にも及申間敷處、御兩使被差越候上は、諸事の御談合も可相成儀、其上御返翰中、國籍を按じと申御文談も有之、右は繪圖手覺書取調候儀につき、右を以御談判有之候はゞ、境界取極候儀如何とも相辨ずべし、左衞門尉一通り論判濟ての儀は、可相成候、先貴國の心得方承り候上可及答候間、心得方申立べし、魯使境界の儀は、取調申述べし、前文尋問二ヶ條目、通商の儀は、取調方に手間相掛り候趣、尤の儀と相聞候、其上古今時勢變遷し、昔と今と事同じからざる趣をも被相辨候段は、至極に存候、然時は通商差免され候哉、左衞門尉貴

候上、追々可申談候、魯使此度の御取扱向、兩國千萬歲御親み致し度儀に付ては、御相談向の儀、此御列席御役々御談判に及候て可然哉、又は相省候人々も有之候哉、左衞門尉密談に可及節は、差向の對話にも可及候得共、今日は初對面の儀、殊に差急到著致し取調等も不致、元來信義相守候國に付、退帆候共、一旦重臣差遣候旨申達候上は、長崎迄參り不申ては、後來へ對し不相濟に付、退帆に拘はらず罷越候處、途中猶又承り候處、未滯留有之旨令祝著候、疑ひ無之爲に、不取敢御目に懸候故、追々可申談候得共、全く初對面の禮を行候儀に付、今日は先づ細談に及ばず候、魯使至極御尤に存候、我國にも右の禮有之候、乍然最前も申候通り國許にて申付候日限も有之候間、何卒速に御取扱向相片付候樣に致度候、右の頃公用方コンセロク曲彔を引提げ、使節の後に著く、左衞門尉此方にも差急度候得共、此度の儀は不容易國界等の儀、何分差速の挨拶に及候、○下略

〔外國事件書類雜纂 八〕朱書伊勢守殿御直一覽候樣、三奉行、林大學頭、浦賀應接之面々、海防懸大小御目付、浦賀奉行江御渡一覽、錯付いたし、

去ル十五日、魯西亞使節差出候口上書和解

上ヘ書 日本重御役人樣方江

先月重御役人樣宛差出候書面に而、魯西亞政府志望之儀申立置候通に候、

昨日使節申上、今日御答之儀相願候尋問二ヶ條左之通候、

第一御前樣方、魯西亞使節御談判之上、日本國と魯西亞國之境堺御取極相叶候哉、

第二日本政府、魯西亞國と通商之因相叶候哉、將又御前樣方、魯西亞使節之此一件に付、御談決相叶候哉、

魯西亞使節、昨日御對面、御手厚御饗應被成下、心以忝、乍序染筆仕候、

默禮致し、菓子茶差出候旨申達引取、其內座敷拵致し、右の通日本役々は何れも御徒目付迄上ヶ疊の上へ著座の積りの處、昨日評議の趣も有之候に付、肥前守左衞門尉同座致候旨評議に相成、右の趣扣席へ爲彌罷出、僉末の料理申付候旨申達、打解給べし、肥前守左衞門尉共同食致候段、申達、　魯人、格別の御取扱難有旨申立、座敷出來に付、其段通詞に申達、扣所に有之曲彔對面所へ相廻し、食机飾置、尤一席に罷出候者は、三人罷出候樣、通詞を以通辯官ヾ申談候候、至極御尤に候へ共、公用方の者罷出不申候ては、差支候間、四人罷出度旨申聞候間聞屆、其段肥前守左衞門尉へ申述魯人案內として、爲彌表座敷へ罷出、誘引致し、曲彔に相掛り、肥前守左衞門尉著座の上、同食にて、料理差出候旨申述、直に三十七菜の料理差出し、挨拶有之、何れも食用致す、食事終て酒肴出づ、銘々盃を用、右畢て膳部不殘引下げ、食机片付候後、通辯官を以御對話に付、今一人扣席より召連度由、爲彌へ申聞候間、其段肥前守、左衞門尉へ申述、先立致し、扣席へ案內致候處筆者一人曲彔を自分引提げ、通辯官同道致し、通辯官の後へ著し、菊地大助奥へ參り、其段申述、土佐守謹一郎長崎奉行兩人出座、其節肥前守發言、左の通り、使節には遠路相越候處、不寄存今日面會致し、大慶に存候、左衞門尉も前の詞に引續き、左の通り、久々滯留、定て待遠にも可有之候へ共、拙者共兩人程の身柄の者、先達國へは不罷越儀に有之間、差急ぎ出張候へ共、旅裝其外隨從の役々、下々家來共、多分の儀、如何樣差急候ても、此表へは、速に相越候儀出來兼、殊に將軍御大禮により、山城天皇より御使も有之、海邊は罷越さず、深雪を犯し罷越候に付、漸々此程著致候、魯使 答、私儀共、本國より使節被申付、日積も有之候處、最早日積も相立、歸國差急候間、追々申立候御取扱の儀、早々御決被下候樣致度旨申立候、此時肥前守申、久々滯留、殊に萬里の波濤を凌ぎ、本國には妻子も可有之、至極尤には候得共、拙者共も、四五百里の遠路を罷越、いかにも速に御用相仕舞度存候得共、此度の儀は、兩國の大事にて、容易に取調出來兼候間、取調

方江可申立旨申聞、猶其趣横文字ニ認メ、通辨官江差出候趣、檢使罷歸申聞候、依之熟考仕候處、是迄穩ニ留置方之儀厚く御沙汰之趣も有之候ニ付、精々申合、成丈温順ニ取計罷在候故、浦賀江打廻候儀申立之種々仕、追々自儘之儀相募候儀ニ而、望之場所差免候ハヾ、一旦は滯船可仕候得共、猶其上增長仕、追々如何樣之隨意可申立哉難計、遂ニハ際限無之次第ニ至り可申哉。○中略當地前文之取扱、殊ニ役々出張旅中ニも有之旨も承知之上、隨意ニ出帆仕候は、却而彼が不敬も相顯れ、仰諭之御都合にも可相成哉、何れにも四人之者共被差遣候旨を被仰出候上之儀、唯今及出帆候儀御不都合ニ可有之、全前文之次第ニ而、上陸を初自儘之廉ニ差免不申故ニモ可有之哉、私共不行屆とは奉存候得共、何分不得止之場合、此上之所、取計兼候儀御座候、依之右四人充之横文字幷私共江差出候兩度之横文字、本書は刻附宿便を以差上、私共江差出候分和翰兩通相添、此段申上候、以上、

十一月廿三日

〔嘉永明治年間錄二〕嘉永六年十二月十二日、長崎ニ於テ、返翰ヲ魯國使節ニ送ル、

十二月十二日應接、御返翰渡し手續、波戸場注進有之候て、古賀謹一郎、玄關の武者繰迄侍に刀持たせ、奉行手附大井三郎助、同樣罷出居、魯人門內へ入來り、通詞吉衞榮之助下座敷に下り、先立致す、玄關より上は、三郎助先立、謹一郎、刀持連れ、案內致し、廊下へ入來る頃、奥より筒井肥前守、川路左衞門尉、荒尾土佐守、幷長崎奉行太刀持被連罷出、雙方立向ひ、謹一郎は自分の席に着、別紙手覺書の通、肥前守使節次官通辨官船將は、一同順々に挨拶、引續き、左衞門尉、土佐守、謹一郎前同樣銘々挨拶に及び、長崎奉行兩人は、船將次官通辨官のみへ挨拶致し、畢て御返翰、使節に渡され、相濟て、肥前守云、使節一同へ先づ別間にて暫く休息可致と申述、御勘定組頭中村爲彌罷出、名前名乘、別間休息所へ案內致旨申達、先立候て、刀持連れ、表座敷へ誘引、曲彔の前にて

ニは無之候得共、私共手限之趣を以、上陸之儀も承屆、文化度之先格ニ從ひ、港外手當之節、魯西亞
船繋留置候脇岸木鉢と申所江竹矢來仕切ニ仕、文化度は三百坪程之處、此度は凡八百坪程之場
所江休息小屋二ヶ所取建、運動養生爲仕候積ニ而、其段申達候處、何れにも場所見請度旨達而申
立候ニ付、役々爲付添同所爲見請候處、右ハ海岸之地ニ而、濕氣も有之、養生にも不相成、陸宿も出
來可致、建家幷庭構菜園等も有之場所を望候旨、尤住居人等有之、引拂等にも及迷惑候はゞ、費用
は如何樣にも差出可申旨申聞、隨意之申立ニハ御座候得共、兼而穩ニ引留置可申旨、厚く御沙汰
も候事故、勘辨差加、上陸之儀一體奉行手限を以差免候事故、甚扱兼候事ニ候得共、承屆候上は、於
當所場廣之良地も在之候得ば、如何樣共取計可遣候得共、見請候通、海岸之山際ニは、人家稠密之
事故、外ニ上陸可爲致場所無之、既ニ文化度も右之場所ニ而爲相濟候儀ニ而、於當所は木鉢之外
は猶以狹隘之趣も申聞、且人家爲引拂候共、元ゟ多人數運動可致場所も無之、其上費用等差出致
用辨候儀は、交易通商差免置候唐蘭ニ而も不相成儀、通信同盟之國江罷越候ハゞ、右體之用辨相
整哉難計候得共、於當所は迚も難承屆儀、右等は使節心得方も可有之旨申達候處、其儀ニ而何等
之儀も不申立候ニ付、追差急場所爲取建罷在候處、猶又一昨日、檢使致面會度段申出候付、則差遣
候處、又候當所出帆仕候旨申立候付、既ニ書翰之儀ニ付、役々出張も被仰付、其段申達置候儀は未
到著之日限は難譯候得共、最早旅中ニも可有之、且此上永日滯船ニ付而は、段々申立候趣も有之
候ニ付、國禁ニは候得共、無餘儀事情をも相察し、奉行手限上陸も取計遣候上之儀、今更出帆致候
は、存念難心得旨を以爲承糺候趣、此度差免候上陸場所は、先日も申立候通、甚如何之場所にて、使
節抔上陸可爲致場所共不被存、失敬之取扱方ニ有之、就而は大村丹後守領分ニ相成居候戶丁御
番所脇人家有之候場所を指候而、右場所江上陸可爲致、無左候ハゞ、全く當所退帆可致見込ニ付、
右體粗略之取計致候儀と被察候儀、明日ニも出帆浦賀江打廻り、無禮之取計方に及候段、御老中

萬國、其力之給不給、未可知也、且如我境內邦土之貿檢、其多寡精粗亦豈旦夕可辨之事耶、矧我君主新嗣位、百度維新、如斯等重大事項、必奏之京師、諭告之列侯群官、協同商議、議定而后從事、順勢不獲弗費三五年之時月、雖差似延緩、公等從吾言、坦懷以俟焉、迨議論一定、諸事整頓之後、便當登時報聞也、況我國之於貴國、壤界相接、宜加鄭重、故特遣重臣二員於長崎、會晤布恬廷、以盡其曲折、而其他所宜布報者、亦皆得之而悉、幸有以諒之、不宣、

大俄羅斯國上宰相子也利羅德〇嘉永明治年間錄作子也羅利德公閣下

大日本國老中

阿部伊勢守正弘

牧野備前守忠雅

松平和泉守乘全

松平伊賀守忠優

久世大和守廣周

內藤紀伊守信親

嘉永六年癸丑十月十五日

〔崎陽對話 上〕〇嘉永六年丑十二月二日、伊勢守殿江石河土佐守上ル、

魯西亞船出帆、并横文字差出候儀ニ付申上候書付

大澤豐後守

水野筑後守

去ル廿一日刻限付宿便を以申上候通、當所滯留之魯西亞船四艘共出帆可仕趣ニ付、無程御返翰相違可申旨申諭引留置、且筒井肥前守其外書翰之儀ニ付、使節江爲談合當所江被差遣候趣も、書取を以申渡候處、此上永日滯船ニ而は、病災等難渋段申立候付、兼而御內沙汰も御座候事故、伺濟

魯西亞運送船當沖出帆仕候儀申上候書付

此度再渡來之オロシヤ運送船、食物積入、去月廿四日再渡致シ候段者、同廿五日豐後守一名ヲ以言上仕候、然ル所猶又右運送船當沖出帆爲致度段、本船ヨリ申立候間、檢使差出、爲相糺候處、食物取寄之タメ、唐國上海迄差遣申度、尤出帆ヨリ二十一日目ニ者歸帆可仕旨申聞候ニ付、勘辨仕候處、再渡間モ無之、猶又右樣申立候儀ニ付、品能爲申諭候得共、承伏不仕、强而差留候而ハ、不穩儀ニ至リ可申モ難計奉存候ニ付、承屆候處、一昨朔日巳上刻當沖出帆仕候ニ付、檢使之者野母崎迄爲見送差出候處、近海無別條、昨二日辰上刻帆影見隱シ申候、尤近國之面々領內浦々嚴重可取計旨申達候、先此段申上置候、以上、

九月三日　　大澤豐後守
　　　　　　水野筑後守

〔海外防記〕俄羅斯國御返翰

伏接來札、知貴國御前大臣布恬廷所啣命航來親遞、而其書實係上宰相子也利羅德公見贈焉、閱書中所陳述云、貴國大君主思我兩國邊疆之交錯、欲加釐正、備悉意、又云、貴國既據古來未有廣大之邦土、無要別得新地、持盈保滿之道、良宜爾、且我邦與貴國、各土其土、民其民、無事相安、原靡開釁之端、乃今段使節之舉、其出好意而不出惡意、亦爲彰明較著、不容疑者、貴國既以好意來、我邦何得不以好意相報耶、第邊土之經界、貴國以爲甚不明斷、則諭飭邊藩、細加查覈、而差大吏、與貴國官人會同商議、以歸劃一、然邊藩之查覈必按圖籍、確有憑據、愼重從事、不許絲毫疎繆、是固非今日所能辨也、若夫貿易來往之事、則祖宗遺法有厲禁、歷世所遵奉弗失、故曩昔貴國嘗有開市之請、而我邦業已固辭、意其顛末公等所克悉也、但現今宇內形勢變遷、貿易之風駸々日長、誠不能取古例律今事、頃者合衆國人亦來乞市、日後列國之乞市者、必接踵而至、夫列國乞市之繁如此、乃是我盡一國之力、應承星羅棊布之

接讀の上、評議し玉ひしならん、然らば公侯諸役に至る迄、疑念する事なく、我に謁見を許し、適意の所に同道して、大切なる事を取扱、且日本と魯西亞との境界を定めしならば、何ぞ遠地といふべけんや、是則日本高位の君と交らむ事を、魯西亞皇帝の深く思慮する所なり、依て日本高位の君と議して、諸事碇と打合せ、願意の達せむ事を希ふ、若し無餘儀事ありて、事の成らざる時は、一旦乘り來る所の海船を發し、退て後謁見の旅具を整へ、境界議談之然るべきを俟て至るべし、其時は事を嚴にして、命令のあるを會議せん爲、屢來りて訂正すべきを要す、如何となれば、議談に由て早く其事を仕遂度故也、併無據義あらば、顯名の都に誘道せられん事を請ふ、左すれば其所に滯留すべきなり、其上の評議事業は、江戸におゐてなるべし、此等の儀御取扱にて、全整ひ揃ふべきなれども、出帆の時宜もあれば、此節の如く、三四ヶ月も長崎港に滯留し、御答を俟やふにては、徒らに數月を費すのみ、我是等の□を以て□せず、勇氣を張て早々評議あるべきを仰ぐべし、此の如くにして若し警急の事あらば、速に我が來著の科にあらざるを演べし、此義然るべからずと思へども、事の通せざる時は、即時に江戸に至りて評談すべし、然る上は此事に關係する手段を以て、口海し、其地におゐて謁見せむ、我再來著なすは、評議願ふまじ、是におゐて、我願を惠み許に事なくして、手切の嚴命あるに及ては、遠地に（遠地分明ならず、名を落せしならん、）行て願ふべし、考るに貴所博識の人々、我等に會議する事あらば、深く感服せむ、願くは遺す所なく、宜敷御答のある事を待のみ、

フレカット（軍船之名）パルラタ（船名）長崎港に在て

千八百五十三年第九月廿一日（我嘉永六年癸丑九月朔日）

都督奉行職ウエイメー姓プーチャチン（名）

海葉雜記

〔有所不爲齋雜錄五〕癸丑（○嘉永六年）九月三日

魯西亞節度使布恬廷副簡

大俄羅斯國御前大臣欽奉全權使東海水師將軍布恬廷爲照會事謹傳本國首宰相國公子也利羅德所書之俄羅斯文加阿蘭陀之語遞呈大日本國貴御老中以易通明本大臣遂照副本加唐語以遞之自此國公子也利羅德之文貴御老中必可見本大臣來此有大重事以內緊急之良分明兩國疆界事也此事者必宜貴御老中會于本大臣兩相議論之蓋貴國必不堪使本大臣一人去擅定兩國之疆界矣議論此大重事之人遂時必宜遞擇至貴御老中遂國以卽得依議之勅必宜居在御老中所在之處江戶可辨十日以內之事長崎必需數月之久矣是以懇乞貴御老中無遲使本大臣帶緊要之人至江戶無遲起事以論之往江戶如何本大臣遂遵照貴御老中之意若海路走本大臣遂有船四艘若貴御老中不依之本大臣遂候准走日陸因尊聽信爲此照會順候近祉須至照會者

大日本御老中　一千八百五十二年九月九日　癸丑年八月十九日　本文下書　御前大臣

布恬廷印

〔通航一覽續輯魯西亞八十八〕嘉永六癸丑年九月朔日鄂羅斯船遣し文之寫

貴所都督の奉行職高位の君江

我君帝王ニコラーヤ（魯名）第一世に、魯西亞を總て掌握したるコンパニヤ軍府の官より、大なる魯西亞一隊の海舶全權魯西亞皇帝東洋海軍都督總率の酋長も（姓名を不記といへども使節なりといふなり）をして、大日本國殿下に呈せむ爲、評議の上、書翰を認、謹敬之禮を思ひ、尙評議之上、書翰を大日本國殿下に呈す、これ我が魯西亞帝國の一端にある諸侯の中第一の文官職を勤むる人を以て、國人に聽き尋ね、我國字を和蘭語に由て譯するもの入用なるとおもひ、此地をして意志の詳に通せしむるが爲和蘭の文字を以て記しぬ、尙書翰積累なりといへども、支那人に命じ國字を漢字に翻譯せしめ、是と共にシントペテルブルガ（魯西亞の都府）におゐて記せしめ、書翰を以て呈せしなれば、是等は既に

羅斯統與之主宰、遠視貴國當日物情、日思兩大國疆域相錯之重事、遂起善意、乃遣御前大臣俄羅斯水師將軍布恬廷（フーチャチン）永平（ヨアシン）、奉施全權、遣使前往大貴國、志之一者、乃詳細誠列、當日一世之乖變、貴國之情形、如何爲以至露懷貴國命運所感之心、是也再者乃題起兩件之事、以使兩國屬人皆得近其益、以斷決兩國來日相磨相疑之處、卽以至于相和平安之誠實也、首件事、大皇帝所愿行者、乃分明邊界之地、此事既知、當日物情、及視園注兩國乖海、有何無所礙之圖、便大皇帝以爲緊要、今卽起事相會商議方定、決貴國屬之海島何當算北方末尾界矣、本國所屬之海島亦何爲南方末尾之界矣、以外愿兩相說明からふと之南岸如何也、大皇帝既主俄羅斯、自古以來未有之國、大廣如此、自然無需要得何新地、然而不堪失屬人之眞利、因靈明思之、明定兩國疆界者、乃爲相和平安之本也、第二件之事、大皇帝誠所願行者、乃准本國屬人無礙來至貴國海口、相換貨物、交易臨時、本國兵船渡海、往かんさぬか及北あめりか地者、有緊急事須到貴國海口、以備所需亦無禁、依其意之也、無疑貴國必明此愿者、絕無犯貴國眞利也、本國於貴國以交界之故、彼是相交、自然之理義、有大而越過他、各遠國之理亦可明之矣、此皆該御前大臣水師將軍布恬廷所奉命、詳細傳明之貴御老中、遂越明可見本國意愿者、絕無所不符、校與正理矣、此事皆該將軍所欽奉全權尊照、細訓勅令、會貴國大憲相、與議論而後、尊照上命、立定約、會章程矣、總而言之、遣使朝、大日本國大主之定向者、一則乃開發本國、意想天下當日物情奈何、二則乃詳明分疆界緊要之事、三則乃開啓兩國屬人互相有益有實之交、以致兩大國於至善至事之地位也、無疑將欽差有大重事、御前大臣水師將軍布恬廷、貴國必待厚照禮秩與其高位矣、亦無疑、貴國大主之智賢宰相諸老皆留心、察本國所題之皆事及該欽差大臣所命、謹列之解悟、卽行勉力安脩互相有益事之始終矣、書在御都ざんぺてりふりげ、八月二十三日、一千八百五十二年、　大君皇帝俄羅斯統與主宰相、卽位以後二十七年、　本文下書

國宰相國公子也利羅德印

して數少し、其內一人銀鎖あり、書翰受取の席は十二疊敷の入側附なり、其中央に書翰を置べき臺を設たり、此方の出席は、御代官高木淸右衞門支配勘定杉山金六郎、其外は御普請役、奉行手附並奉行家老用人等也、給人一人末席に著し、是は魯西亞人席へ出入の時、襖障子等の開閉致す爲なり、刻限の案內に及び、使節始め五人休息所より、應接の席へ通り、奉行又奥より其席へ出て、彼臺を隔て對會す、使節書翰の箱を臺の上に置て、上官の者進んで箱を取除て、例の燕口の如き袋に入たるを、封印の儘臺に差置、奉行是を受て、支配勘定杉山金太郎に渡し、一禮して、互に退席す、暫く休息して、再び先の席に出、是は兼て約せし如く、私の對面にて、彼等は皆椅子を用ゆ、銘々先に持せ越たり、奉行は平疊の上に重ね疊にして、二疊敷たり、一禮終て、使節云ふ、滯留も長く成り申に付ては、湊內今一段官所近く、船を繫ぎ度上陸も願度由申、奉行云、又其內にとのみ被申、此外別話なく退席し、直に玄關へ出、先の如く門外より乘輿、黑田家行列、先例の如く、歸船又上陸の時の如く、太平丸又見屆として本船へ乘移まで見送り歸ると云ふ、書翰は魯西亞文、荷蘭陀文、漢文の三通有之候、馬場五郎左衞門は右の書翰江戶へ差出に付、差添、且是迄應接の巨細可申上ため、翌廿一日長崎發足出府せし也、

魯人物ヲ幕府及ヒ事務官ニ贈ル

置時計一　切子花瓶二　金銀織物六反　四方四間大丹通一枚　四尺に六尺の丹通一枚
六尺に七尺の硝子鏡一　四尺に七尺の硝子鏡一　水野筑後守へ姿見鏡一　敷物一　硝子燈籠一對　名酒十二瓶　繪本一冊　大澤豐後守へ同斷　馬場五郎左衞門へ針指一　更紗著物地二　大井三郎助へ硝子鏡一　更紗著物地二、此以下略す、

魯西亞國書翰寫

大君皇帝首仁幸來俄羅斯統與主宰之上宰相子也判羅德遞、呈大日本國貴御老中、大君皇帝俄

を接するのみ也、右酒宴畢て立歸り、其後も異船に行毎に酒肴を出す、調理は少しの違ひなれども、肉油の類は大抵同じ品柄にて、異種少もなし、

魯船中ニテ影戯ヲ検使輩ニ見セシム、○中略

魯船ニ於テ蒸氣船内車運轉ヲ検使輩ニ見セシム、

八月十九日、魯國使節上陸、使節國書ヲ長崎奉行ニ呈ス、

八月十九日、魯國使節上陸、見屆として、懸り役人、太平丸に乘組、彼船の往來警衛す、刻限案内に及ぶ時、本船よりバッテイラ七艘を卸す、第一のバッテイラ、外青漆、中黒塗にて、十挺艫也、樂人是に乘組、眞先に乘出す、次のバッテイラ、外ハ瑠璃、内白ニ緣リ滅金なり、是に使節フーチャチン乘船す、次のバッテイラ、内外共同、副將ホスーシュット外官一人乘組、外四艘ハ内外共に黒なり、是に九人乘組使節船の左右に二艘づゝ並び續て著岸上陸す、時に十二挺の駕籠にて相迎ふ、彼朱網代（○十八日條云、使節乘用之駕籠供之禪林寺而其製朱網代黒塗棒也、）を見て、丁寧の至也とて、別段挨拶に及びたりと云、是より西役所迄、黒田家の同勢を以て警固す、行列は、先に船番共十人、長崎町役人十人、並次はロシャ旗、此左右に黒田家人數十人づゝ、附、次にロシャ樂人、此左右に附、奉行附二人ヅヽ、次にロシャ下官數十人、左右に奉行附役人隨之、次に使節乘物、此左右に通詞一人ヅヽ、次に官人駕籠十一挺、次にロシャ下官、次に黒田家重役乘馬同勢なり、通詞七八人警固を兼、使節の左右に附、西役所に至、ロシャ雜人ハ不殘門外へ拂ひ置、門外にて下乘し、門内へは僅十二人入る、其内六人を玄關入口の間に留置、六人書院に通り、使節一人、副使一人、官人一人、通辯官を兼て、船頭三人なり、船頭と云ものは、都て官人にて、大艦を一艘領する人體故、相應の重役也、副使ホスーシュットよりも上席の者と云、裝束は、使節は冠の上鳥の毛白し、外官人は鳥の毛皆黒し、使節一人は肩に掛りたるイホレット、金銀鎖太く、數多し、副使以下は同じ金鎖なれども、細く

方の奉書紙なるべし、其を兩端に竪に折かけ、四ッに疊み、夫を又横に一ッに疊み、上の方を三角に折、又夫を上より下へ折かけ、其三角の疊目の所、我國なれば糊を以てつけ、封印すべきを、左はなくて、上より白蠟を流しかけ、其蠟の上に、官所の印章を押たり、其を我國に所謂燕口といへる樣に袋に入、表は紫の虫喰天鵞絨にて、裏はキンモウル也、右受取相濟、昨日御演說の趣は、奉行より早々江戶表へ飛脚相立、言上に及び候間、彼地の沙汰次第たるべき由を申す、使節一禮を述て又云、今日は麁末ながら一獻を進すべしとて、先席の眞中へタアブルシッポコ臺の大なる樣なる物を出し、上に肴四種を載す、何れも蘭製の皿或は大鉢に是をもる、一をガアッと云、牛肉を油にて煮たるものなり、二をカルモナーケルと云、豕の燒肉をホルトガルの油を以て揚たるもの也、三をラカンと云、牛肉の鹽漬なり、四をソップと云、是は我國のケンチン樣の料理にて、種々の菜肉を油をもて煮たる物にて、汁のある物なり、大平樣の器に盛たり、酒はマタラウテーンと云、葡萄酒なり、而して人々の品々、コップと蘭製の中皿に兩方より匕と熊手の樣の物をかけ、カナキンの服紗を四ッに疊み、是を添て差おく、通辨官云、此布巾は各々膝へ掛け給ふべし、麁末の物を呈して、美服を汚さん事を恐るゝ故なり、且麁肴口舌に逢候はば、澤山に食し給ふべし、若飽たまはゞ、匕と口を皿器をそつとして、タアフルの上に置給ふべし、夫を期限と强ひ申さぬなりと云、扨席定まりて使節の挨拶がら、昨日の如くにて、先今日の御用談相濟、大慶に存ず、依て歡の之るし一獻を進じ度由を申す、例の如く各盃一巡廻り、又言を改て曰、今日は各々船中迄御出下され御苦勞に存ず、依て御禮の爲一獻進じ候由申す、又一巡畢て、今日よりは親く獻酬を致すべしとて、各々二獻の禮畢りて後數獻を進む、獻酬の式、盃を取替さず、頂くべしと云方より座を起て、其人の前に至り、吾盃を以て其人の盃にカッチリと觸る計にて、雙方にて飲むことは、各の盃にて飲なり、盃をさすと云も、夫に同じ、只盃と盃と

を申、馬場云、成程御通達屆切候事なれば、其日限にても達し可申候へども、右樣大切なる用向は、夫々役人共差添、出府致し候事故、四百餘里の遠境、山川多く差支等も難計、中々左樣の期日にては辨じ難く候由を申、使節曰、執政官の人、長崎へ御出張下され候哉、夫も手重にて御迷惑に候はゞ、我等江戸へ直參致すべし、海路にて參り候儀は、自由の事に候へ共、浦賀表御國禁に差支候はゞ、陸地にても罷越べく哉、何れにも何卒用便致し候樣賴入候由を申、馬場云、奉行への書翰も、今日拙者共直に請取申事は致し難く、且老中へ應接の義も、奉行の了簡にも難及候間、兎に角江戸表へ伺可申由申に付、右應接畢て、使節曰、各へ酒肴進し申度候へ共、今日は著船早々の事にて、用意も無之、麁相ながら茶菓子を進じ可申とて是を命ず、茶は唐製にて煎茶なり、人々各瓶に出し、菓子は紅蘭製の皿、茶製に似たる菓子を盛なり、次に人々の前にギヤヤンのコップを出し、二種の肴を一盃に載せて、酒瓶は同じくギヤマンにて、酒は白葡萄酒なり、味至て美なり、使節曰、まづ檢使の御用談も相濟、大慶に存す、依て歡に一獻進じ候由を申、各盃に一巡畢る時、使節又曰、今日船中まで各方態々御入來下され忝存候、依て御禮の爲に一獻を進ずる由を申、再び一巡し、互に獻酬の事抔致し、此日は是にて事畢り、立歸る、其件々を奉行に告ぐ、右對話中、昨日黃昏再沖へ乘出したる所爲を問ふに、彼云ふ、都て地理不案內の所には、晚の陰に及び、休伯せざるなり、且入津の姿を貴國に示さん爲に、一旦入津し、其上法の如く沖合に出しなりと云、斯の如く湊を出入せし故に、異船入津の日時を、世上に十七日申刻、又十八日辰刻の二說ありと云、

十九日、魯人宴ヲ設ケテ檢使輩ヲ饗應ス、

昨日の面々、又候太平丸にて彼使節船に至り、例席へ通り、奉行への書翰は、今日受取るべき由を申入る、使節面會、是を致す、書翰は竪八寸、橫七寸五分許に疊みたる物にて、全體紙の大サ、此

里餘り沖へ乘出し、船繫せり、されども長崎湊内は、右十四家の番所へ、松明篝を焚一夜警衞をなす、

十八日、檢使トシテ長崎應接役及通辨官、魯船ニ至ル、

十八日朝五時、右の四艘とも再び整々として入津し、長崎立山の番所より一里、はとば湊より先二十町の所に繫り、四艘目に大口をなして碇を卸す、依て在長崎奉行水野筑後守の命に仍て、例の如く檢使として通詞二人、奉行手附應接方馬場五郎左衞門外三人、太平丸（此船は豐臣太閤製造の船にて六十挺艪なり、其以後三度修復、六七分新造なりと云、）に乘組、鯨船一艘を跡へ差向ふ、太平丸にては異船に乘付難き故、鯨船に乘移り、檢使に罷越たる由申入たりしに、左右なく乘込せたり、一番船長サ五十間計、火矢四十八挺備る、乘組四百二十六人、西洋布の幟巾三尺、長六尺計りなるに、日本のかな文字にておろしや國の船一つと書て立たり、二番船長サ三十八九間、石火矢十八挺、人數百六十三人、三番船長サ三十間ばかり、石火矢十八挺、人數四十六人、四番船長サ十間計り、石火矢四挺、人數三十八人、乘組なり、扨船の間數及び乘組人數等點檢相濟候へば、使者の間とも云べき所へ通し、使節以下の官人對面に及び候、使節の名フーチャチン、年五十、副使の名等スーシユフト、年三十三、此者は七年北京に留學して歸る、漢學に通じ、幷に諸國の言語に通ず、依て通辨官を兼ると云、馬場五郎左衞門問曰、今度數千里の遠海を何の爲に流來せられしや、使節答曰、我が國王より日本國王へ大切の用事申越されし書翰を持參す、御國攝政の人へ直に御渡し申度候、尤我國官所より長崎奉行への書翰も持參致し候、是は今日にも渡し申すべし、有增は其書中に相認有之候間、江戶表へ然るべく御通達下さるべし、尤江戶表へ御伺成され候は、何日程相掛候哉、國許にて傳へ承り候には、御役所の早飛脚にては晝夜七日位に相達候由、其上町便なれば夫よりも早く相屆候由、長滯留相成候ては御互に迷惑に候間、早々御取計下され度由

衣たり、但アレキセイのみ日本風の服を衣たり、初予が彼等に逢へる内は、日本人も意を用ひて猶豫し、次て吟味役高橋三平、柑本兵五郎出て、禮を以て彼等を我方へ返し、且日本官家の論書、本編ゴロウキンが紀事に載するものを、予に傳へて、俄羅斯に歸りて、政家に呈すべしと云終りて、日本風にて我等を饗せり、我等猶又日本人に恩を謝し、晝八ツ時に嘉兵衛と共に岸を出しに、數多の看人の舶出て、風の驕も厭わず、我舟を圍みて往たり、テイヤナには旗飾を設け、我等が繩梯に至ると、舶夫等一同に喜の聲を發せり、甲比丹ゴロウヰン等は、二年三月を經て、再び此舶に歸りければ、其悦はいはん方なく、皆熱き涙を浮めぬ、舶夫等の悦び祝ふ有樣、辭に盡し難し、ゴロウヰンは其同伴を誘ひ、先舶に祭れるニコラーツ神名の神前に瞻拜を爲たり、姑くして日本人多くの小船にて薪水を運び、又羅蔔一千、穀粉五十箱、鹽及他の食料三千樞を贈れり、是は我方より請るにも非れば、敢て受納せずと云しに、日本人答て、是品々は官家より此度返す所のガラス人等のカムシャツカに至るまでの旅用に備らるゝなれば、辭すべきにあらずといえり、〇下略

〔嘉永明治年間錄 二〕嘉永六年七月十七日、魯西亞船四艘、肥前長崎港ニ來ル、

七月十七日、午の半刻、長崎遠沖に異船の帆船四五艘港口へ向ひて渡來する樣子、奉行付幷鍋島家の遠見番所より一時に訴出候、〇中略然るに此度は長崎鍋島兩番所一時に見付たりしが、普門寺永昌寺の兩番所に欠付る時は、鍋島方二三間も先に進みし處、番所門前にて草履を踏切り、少し猶豫に及ぶ内、長崎方一足先へ驅出したりと云ふ、直に役所より長崎港内鍋島黑田を始、十四家の出張番所へ是を告ぐ、鍋島、黑田、大村、五島、平戶、島原、柳川、唐津、秋月、諫早、蓮池、鹿島、小城、奉行陣屋の十四ヶ所なり、此内既に五十四里餘り遠沖に見え候を、七時半頃に長崎の港内に乘入たり、依て長崎の沸騰いふべからず、彼是する内黃昏の頃何思けん夷舶四艘とも一

糺問すべけれども、國法として異國に交らざれば、其事海賊の態なりや、俄羅斯政家の命なるやを知らざればなり、今となりては、日本人は、只彼亂妨の事に就て、俄羅斯政家に條陳を得んと欲する也、是に因て吾敢て公に告ぐ、若しイルコーツカの總督よりホーシトフがなせし海賊の業は、全く俄羅斯官家の知る處にあらずといへる條陳の書を、日本に送られなば、彼捕われし人々は悉く免されなんといえり、嘉兵衛が詞一諍として己が身の爲にする虚浮の言なく、其誠衷を顯はしける故、彼はいかにも兩國の間に糾紛を解き、我同僚の捕われを免がれしむるの媒なる事を始て知れり、且勇々日本國法の嫌疑の大略をも察しぬ、

予嘉兵衛が説ところを畫くオホーツカの官司に告やり、彼に乞てイルコーツカ總督より、松前奉行へ送るべき書翰を求めおかしめ、予自らオホーツカに至り、其書を受取、是を持て嘉兵衛と共にクナシリに至り、松前奉行に達せしめ、其報書我同僚の確信をきかんと思へり、是第二次日本航海の發念なり、○中略

第三度、日本渡海箱館に至る事、○中略

俄羅斯人を受取、本國へ歸船の事、

第十月○千八百十三年、我文化十年、廿七日保(飜譯校者高橋景保)按に、本編、十月六日とす、是也、我方の記と合す、即ち我九月廿五日に當る、は、我々は艱苦せし歸報ある良日にて、早天に高田屋嘉兵衛奉行の小舟にて來りぬ、但病中なればさて褻衣にて來れり、予彼に其病に心を痛めしと云ければ、今日の悦にて病も半ば愈たり、やがて公とゴロウキンが同じく舶に至るを見ば、予が病は全快すべしといえり、

嘉兵衛予が日本人の正直を信ずる事情を顯せし事の奉行の意に協ひたる由を語りぬ、晝九ツ時に予只サウユリとキセレフを從へ、白旗を建て、彼濱の官舍に至りしに、日本人も我等を猶豫せしめず出會せり、我捕われ人等は、皆已に其門前に來り、何れも黄なる歐羅巴風の服を

し俄羅斯人の免しを求めらるべしと、此の如き我國の益になる日本人を、我手に入ながら、慊あるは、日本通事は、イルコウツカに居て、來年ならでは爰に來らざる也、同く我等互に詞を通せんとて、多中嘉兵衛に俄羅斯語を敎えければ、程なく互に說話する事も出來ぬ、予嘉兵衛に先年俄羅斯より長崎に使を遣せし事、又我國と日本との間に不順成事を起せる暴戾人（ホーシトフの事を云ふ）の事を語しに、嘉兵衛が云けるは、俄羅斯船の長崎に來れる時、日本人は皆俄羅斯人と交を結ばん事を欲せしに、終に使を受られぬ事に成しかば、國人皆其事に預れる官司の所爲る疑へると、又嘉兵衛常に云けるは、我今かく俄羅斯に捕われ來れば、俄羅斯と日本との交を結ばしめんとの天意にして、辱くも予を其意具に用ひ給ふならん、別に予クナジリの湊に船を入れんとせしも、固より要事あるに非ず、五年以來、彼地に至らざれば、不圖彼處に來りしに、思よらず公等の日本に敵抗せんとするの企をとゞめ、此に因て俄羅斯數隊の兵士と日本數百の士卒の生命を救へる如く思へば、我身を勞するは厭ふべきにあらず、但予身虛弱なれば、馴ざる葛摸沙都加の氣候に堪ざらん事を恐るゝと云り、我等、嘉兵衛に誠を盡し、戸逃せしかば、彼が正直の心に深く感激して、今まで俄羅斯に來りし日本人等は、凡て俄羅斯の事を惡しざまに告しが、今更に俄羅斯人の和好の意を如何して本國の人に諭さんやと、晝夜其事に心を摧きしの外他なかりき、彼原より曾て我手に入たる日本の事に就ては、俄羅斯官家に於て少しも拘りなきにもせよ、二國の間に糾紛を解かんには、誠裏を抽づるに非ざれば事成まじ、此紛結續きなば、遂に本國の弊なるべしと察し、日本人の所爲の我方解けまじと思ふ事を判斷し、其本國の法習を明し、又日本人の異國の事情を誤れる事を且云けるは、日本にては隣國と益もなき闘争を起す事を好まざれども、其只俄羅斯人の彼地を亂妨せしより、一向に俄羅斯を讐と思えるのみ、但他國の如く、日本も隣國との交りあらば、速にその事を俄羅斯官家に

所江高橋三平、柑本兵五郎申渡ス、

覺

一米五拾俵　一鹽貳拾俵　一酒七樽　一蘿菔千本　一乾魚

内糠漬鮭五樽、身欠肉一本、干鱈拾束、鹽鰤拾束、

一酢貳樽　一薪五束

以上

朱書 右同斷

朱書 酉九月廿四日、於箱館御役所在留魯西亞人共歸國被仰渡相濟候後、會所に於て御書面之通、村上貞助、上原熊次郎ゟ甲必丹江相渡ス、

此方へ貰請候横文字書籍代り物として差遣し候器物覺

一硯蓋拾八枚　一大平五ッ　一大丸盆壹枚　一吸物椀拾人前　一箱入重箱貳組

但大小貳組とも蒔繪

一箱入壹ッ杯六ッ　一臺杯壹ヶ

以上

〔遭厄日本紀事附錄下〕再び日本渡海の事

高田屋嘉兵衞已に二十年來、其本國の港をまわり、弘く交易を爲し、航海にのみ〇にのみ恐誤字なれば、其政家にも名をゑられしもの也と、今彼が動作の輕々しからざる體にて、素性いやしからぬものと思はるゝ、偖予は彼を强て捕え來れるものなれば、只安心せしめんと、彼を慰むる事を務めしに、彼其拘われし事をも少も怨まず、誠實を以て俄羅斯人のヨ本に對して抗意あるにあらざる事を、歸國の後日本人に証明せんと、心を碎き、予に云けるは、使を長崎にやり、捕われ

およばず、蝦夷島々に於ても、異邦の船みゆる時は、銃丸を以て打拂ふ事は、我國の嚴制にして違ふ事なし、されば此度之事に託して、通路を求めんとして推て來るとも、益なくして過あるにいたらん、よりてあらかじめ諭し知らしむる所也、

文化十年九月廿六日

松前奉行所

〔魯西亞船書付反譯書〕上紙書附 酉十年 文化 九月廿六日、魯西亞船役人イリゴルツ江松前奉行より之御諭書御渡相成候に付、爲御請同人差出候横文字書付、并在留魯西亞人共、同人江御引渡、伊兒哥都恰よりの贈物御返却被成候に付、爲請取差出候横文字書附、合而貳通反譯書、

松前大鎭臺附第一の兩御役人高橋三平、并柑本兵五郎高貴諸君江、

松前大鎭臺の御諭書、予請取之、并其趣悉く承諾仕候、右御書面、葛莫西亞都加到著之上、我政家に相違可申、并我地方諸役人江申諭し、此後魯西亞皆國の諸船、日本御領地江絕て不近趣、我政家より嚴敷申付候儀、貴方高貴諸君にも御承知可被下候、

千八百十三年十月七日本邦九月二十六日

ペェトル　イリゴルツ

足立左内

馬場佐十郎

村上貞助

上原熊次郎

〔東夷竊々夜話 三〕朱書 酉十年 文化 十月廿五日、松前ゟ江戸差立

在留魯西亞人共より、コルド江引渡候節、歸船途中、爲食料在留之者共江差遣候品物并通辨之者四人相對にて、此方へ貰受候横文字書物代り物として差遣候塗物覺書、

朱書 酉九月廿五日、在留之者共、魯西亞船江引渡の節、書面之通歸船手當として被下候旨、於沖口御番

之甲・必丹ゴロウヰン同伴と共に御渡被下候樣被仰渡度候、左候へば其時予より右之もの御歸し被下候に報ゆる感謝の書翰を差出可申候間、貴方よりも予に御答を被惠候樣相願申候、且是と一同御諭被下度儀は、貴方天子公方高位と魯西亞帝國之皇帝と懇親結約之儀は、七年以前此方より奉使を以其證をいたし候事は、クナジリ御役人にも御存に可有之處、其方より何之不快なる儀も致さぬ魯西亞之官士を召捕之上、最初請ふ所をふよして、猶又何樣之對話も無之は如何之譯に候哉、此儀も被仰下度候、○中略

一鎭臺之所治伊兒哥都加府大魯西亞帝皆國皇帝神慮をもつて卽位せしより十三年五月三日

ニコライ　テレスキレ

右之通反譯仕差上申候、以上、

酉九月

足立左内

馬場左十郎

村上貞助

上原熊次郎 ○中略

松前奉行より可申諭趣

我國むかしより其國と仇もなく怨もなし、其國の船蝦夷の島を亂妨せしによりて、我國にても守備を設け、くなしりにして其國之もの共を捕へたり、推問するに及で、先年亂妨いたせしは、其國役人之不知所にて、海賊之所爲なりといふ、然れどもいまだ信用にたらず、此度其地之役人より書を送りて其證をあらわし、添附する處は、禮を欺ざる事をしれり、此故に、我も又疑念を散じて、爰に其國の者共を歸し、互に憾を遺さず、抑外國と新たに通信通商を議する事は、我國の禁にして、ゆるさゞる事、往年其國より長崎に來れる時、委しく曉諭せしが如し、我國の浦々はいふに

一其後今より三年前、魯西亞海上官甲必丹官章を帶るものワシリイルゴロウイン、なる者、首長として、我帝家の船眞水の要用に苦み、クリ・ツケ第二十と名づくるクナジリ島邊にあり、此島は先年我魯西亞國の航海家こゝに至りし頃は、其地未何れの所にも日本の村落無御座候、右之甲必丹ゴロウイン儀ハ、魯西亞と日本との境界を碇と不存候處、飲水不足におよび、其屬從之者の命を大切に存、心配差迫、不得止事當島に於て眞水を貰ひ候儀を存立、先最初試に彼等上陸いたし候處、敵の如くに任向られ候ニ付、無據本船江立戻り申候、眞水は纔の桶に取得候得共、夫より存立、遠く地を退申候、然ル處、其後直に村落の御役人より御使ひ參り申聞候は、其方存念を不知、誤て彼に鐵炮を打候間可相許、且官人ども陸江可參との儀に御座候、甲必丹ゴロウイン儀ハ、自分の正直なる心を以て、其國人の近く親める事を信じ、欺き被招候意を疑わず、素より惡事仕候事無之、ミチコンロモウル及び舶師ハレフニコフ幷四人の水夫と共に上陸いたし候處、其所に於て不意に被相捕申候、〇中略

一我國王皇帝之聖慮に隨ひ、予去年中帝家の武船二艘ヲホツカ埠頭よりクナジリ島に差遣し、我皇帝命令之通碇と可取計旨、右船長江申渡候、

一此度右之諸船罷歸候後、予に申聞候ハ、クナジリ之御役人、何樣にも、魯西亞船之官人と對話不被致樣子、幷同人右之次第を以て王命を全する事あたわず、唯彼が護送する處之日本人七人、悉く上陸爲致、命令之一端を全くする而已之由、然る處同人右之通なる取計之上、甲必丹ゴロウインが身上を不承罷歸候ことを恐れ、此無據事を以て不得止事一之日本商價船を引留、其船主幷日本人四人、日本屬之蝦夷一人をあわせ捕へ、尤一年を越候得ば、此もの共本國江かへし可申者と共に存治いたし居、幷其地にて同人共格式に相叶ひ候御養護に預り居候樣申聞候、依之實に其方大鎮臺江心中感謝を右に申上候に付、予君に相願候ハイリコルト江彼不幸

三平、柑本兵五郎對顏之節、右船長ゟ直に差出候横文字書付、同廿七日箱館ゟ直に江戸表江差立相成ル、

イリコーツカ鎮臺テレスキンより、松前鎮臺江差越候横文字書翰反譯書付、

大魯西亞國を統御する英明之帝王官理にして、廣大なる邊界イルコーツカ轄の鎮臺（以上官名）文官補佐のディスッウヰテリにしてヲルデン（船に懸る飾番の名）官章を帯るテレスキンより、大日本國天子公方高位之官理なる松前及此地北方なる御領知之鎮臺江懇親之書翰、

予ハ大魯西亞帝皆國皇帝之聖命に因て、廣大なるイルコーツカ轄の鎮臺なり、我鎮する所の地と其大日本帝國の地とは接境なるによつて、其天子公方高位の松前島及此地北方諸御領知之鎮臺より、我腹心の官人、魯西亞官船のカピタンにして官章を帯ることを得るイリコルトを差遣し候間、其鎮臺腹心の御役人と、左に相記候親和の御面談被成被下候様相願候、

一六ケ年以前ヲホツカの埠頭にホウヲシトフ及びタウエタフと申もの司り居候處の商船二艘到著いたし、承り候處、此船クリヽツケ諸島なる日本領の村落を襲ひ候由、依て其節此儀を我帝王に奏し候處、右悪事之仕業を相怒り、其上甚敷儀は、彼等我儘に敢て魯西亞政家の名を假り用ひ候事情を承り、官人江其事を探索吟味之儀を申付、嚴敷吟味いたし候處、彼等を召捕候故國法之刑罰に行ひ候ため、我帝都へ差遣し、其罪に適當の刑に行ひ申候故、最早存命不罷在候、依之相考候ハ、日本御政家にて、右之ホウヲシトフ及タウエタウの我儘なる仕業は、魯西亞政家の命に因て仕候儀と思召候とは不奉存候義は、敦厚なる魯西亞帝王に不適之儀、且は仁義ある情懇に遠ざかり候事に御座候、奉使を請させられざるに報ひ、日本の村落に亂妄して、平人を苦め、其上二艘の小き商價の船を、我帝王之公事を以て差遣候と申儀は、實に不相當之儀に御座候、

せども、片言にて取用がたし、去年もくな志りへ船差向、七ヶ年前ゑところふにて捕へ行し良左衛門ならびに三ヶ年前其國へ流れ寄たる我國の人々をかへして、捕へ置たる其國の人をとりかへさんとす、先年島々江來りしものども、いよ〳〵海賊にまぎれなくば、あやまりを申越べし、其事承知ならば此度江戸江伺ひて、捕へたる者どもを歸し遣す事もあるべし、若今年明辨書おくる事あたわずんば、必明年明辨書を携へ、箱館に來り申譯をいたすべきなり、

文化十年三月十五日　　高橋三平書判

柑本兵五郎書判

右上封書付

魯西亞船役人〇中略

松前之重御役人高橋三平様、柑本兵五郎様方、魯西亞船役人迄、反譯御書翰、私共拜見被仰付、難有奉畏候、右ニ付偏相願候ハ、魯西亞船爰元江罷越候節、此方之ものより魯西亞人壹人、私共助命之証據に被差遣度候、

千八百十三年三月三十一日　　魯西亞帝海上甲必丹

ゴロウイン

士　モウル

御赦論書江差添遣度旨にて差出候書面反譯

我等皆士分之者、船子一同幷クリレツケ人アレキセイ存命して且松前に居す、

千八百十三年四月二日　　ワシリイゴロウイン

モウル

〔東夷痾々夜話五〕朱書〇文化酉十年九月十九日、船長イリコルツ上陸之節、箱館沖の口御番所に於て、高橋

入牢

レフニコウ　申三十七歳
マカロフ　申三十三歳
シカヨフ　申三十一歳
シーモノフ　申三十九歳
ワシリエフ　申三十歳

右、者去夏クナシリ島ニ而召捕候魯西亞人七人之内、書面六人之者共、去月廿四日夜中、置所南板塀之下土を穿、同所より出奔仕候段申聞候付、早速支配向并津輕家江も爲申談相尋させ候處、昨四日晝江差附木の子村におゐて召捕申候、一旦出奔仕候儀ニ付、ガワビン、レブニコウは揚屋マタロス(按するに、水主をいふ、)四人之者は入牢申付候、右之次第ニ付、相殘候魯西亞人モウル并ラショウ人ヲロキセ儀も、最初補理候置所へ移替、取締等之儀者、是迄之通いたし置申候、出奔仕候始末之儀者、吟味之上追而可申上候得共、右之段先御屆申上候、以上、

申四月　荒尾但馬守晴北緒

〔東夷窺々夜話三〕文化十、酉年、クナシリ島渡來魯西亞船應對書付、

魯西亞船諭書

二十二年以前、〇寛政四年松前江其國の船差向、拾ケ年前長崎江使者罷越、兩度共我國の掟を申聞せ、其國をはづかしめたる事も是なき所、八ケ年前、其翌年も蝦夷の島々江船差向くしゆんこたん、るうたる又はゑとろふ島にて、我國の人を捕へ、家倉燒拂ひ、りいしり島の海上にて、我國の船々をおびやかし、諸品をかすめとりたる事共、何の恨なるや、其故を辨へ難し、しかるに三年前、其國の船漂ひ來れるよしにて、くなしりにいたりたれば、其所に居合たる役人あやしく思ひて、七人まで搦取たり、其者に尋れば、此所島々江來りしは海賊の仕業にて、役人之知る所にあらずと申

本艦ニモ士官等多ケレバ、彼等ニ議セズシテ人質ヲ殘ス能ハズ、一旦本艦ニ歸リテ議スベシト、直ニ座ヲ起テリ、然ルニ長官俄ニ色ヲ變ジ、大聲ヲ發シ、レサノート、ニコライ、サンツレーチノ名ヲ呼ビ、（其餘ハ予ニ解セズ）其長刀ヲ敲キ、喋々ト演說セシガ、アレキセイハ恐怖シテ戰慄シ、敢テ通辨ヲ爲ス能ハズ、唯曰ク、長官ハ各ノ内一人ニテモ、此陣營ヨリ出ス時ハ、必ズ自ラ屠腹スベシト謂ヘリト、予輩之ヲ聞キ、前後ノ思慮ナク皆逃出セリ、然ルニ日本人吶喊シテ聚リ來リ、我等ヲ打倒サントテ、後ロヨリ椅子或ハ木片等ヲ擲テリ、我等走テ門ニ至ル比ロ、後ヨリ小銃數發ヲ放テリ、其彈丸フレーブニーコフノ頭上ヲ鳴リ渡リタレドモ、幸ニシテ中ラズ、ムールト水兵マカーロフト久留里人ノアレキセイハ、陣營ノ門内ニテ捕ヘラル、予ハ遁レテ上陸セシ處ニ至リ、端艇ヲ求ルニ、豈圖ンヤ、潮退キテ、端艇ハ水ヲ距ル既ニ五尋許ノ海濱ニ在リ、日本人等、予ガ端艇ノ乾揚リタルト、其艇中ニ兵器ノ備ナキヲ見テ、益々勢ヲ得、兩手ニ長短ノ二刀ヲ揮ヒ、或ハ鎗或ハ鳥銃ヲ以テ追ヒ來リ、終ニ予ヲ取リ圍メリ、予之ヲ見テ歎息シ、獨語シテ曰ク、嗚呼命ナル哉、今ハ遁ルヽニ術ナシト、自ラ進ミテ縛ニ就ク、日本人等直ニ予ガ兩肘ヲ握リテ陣營ニ拘引シ、後ロヨリモ此災ニ罹ル者陸續拘引サレタルヲ見ル、海濱ヨリ陣營ニ到ル途中ニテ、兵卒等短キ鐵棍ヲ以テ、數々予ガ肩ヲ撲テリ、然レドモ官吏中ノ一人予ヲ毆打スルヲ制シタレバ、其後ハ撲ツ事ナカリキ、

〔通航一覽　三百六 魯西亞〕蝦夷地亂妨始末クナシリ島

文化九壬申年四月四日、江差木の子村にをいて、逃亡の俘囚六人を捕へ、松前に送り、牢舍せしむ、

文化九壬申年四月五日、荒尾但馬守より、小笠原伊勢守に贈る御用狀、○中略

同日同人進達

揚屋入　カワピン　申三十七歳

ト覺ヘタリ、港内ハ霧深クシテ咫尺ヲ辨ゼザレバ、再ビ港外ノ海峽ニ錨ヲ卸セリ、幾モ無クシテ天晴ルヽヲ以テ、端艇ヲ出シ、港ノ淺深ヲ測量シ、陣營ヲ距ルコト大砲ノ達スル距離ニ近ケドモ、復タ陸ヨリ大砲ヲ放タズ、〇中略

第七月十一日ノ朝、ムール幷ニ、フレーブニーコフ、外ニ一等水兵四人ヲ伴ヒ、久留里人ノ、アレキセイヲ率ヒ、上陸ノ用意ヲ爲セリ、日本人エ和親ナルノ意ヲ表セン爲メ、何レモ武器ヲ携ヘズ、〇中略予等ガ爲メニ設ケタル榻アリ、予ハ携ヘシ椅子ニ坐シ、水兵ヲシテ其榻ニ坐セシム、禮終テ後茶ヲ出セリ、其茶ハ砂糖ヲ加ヘズ、碟子ヲ用ヒズシテ、漆器ノ臺ニ載セタリ、又煙草盆及ビ煙管ヲ出セリ、既ニシテ談話ヲ爲ス、彼先ヅ我等ノ位階姓名幷ニ艦名ヲ問ヒ、又何ノ處ヨリ來リテ何ノ國ニ到ルヤ、何ノ理由有リテ此地ニ來リシヤ、又往年露國ノ船來リテ亂暴セシハ何故ナルヤ、使節レザーノフヲ知レリヤ、彼今何ノ地ニ居ルヤ等ノ事ヲ問ヘリ、予前ニ答ヘシ如ク、詳ニ之ニ答ヘシニ、次官逐一之ヲ書記セリ、又問フ、十分ノ食料ヲ與ヘンニハ、其艦ノ乘組人員ヲ知リタシト、予思フニ、過多ニ答フルニ如カズト、因テ詭リテ人員ノ一倍ヲ以テ、百二人ト答ヘシニ、アレキセイ解セズシテ、通辨セザレバ、予石筆ヲ以テ紙ニ書シ、其數ヲ示セリ、〇中略饗應畢リ、少間アリテ、長官厠ニ行ントセシガ、予モ既ニ數刻ヲ移シ、久ク留ル能ハザルヲ以テ、別ヲ告ゲシニ、彼曰ク、食料ヲ與フルノ事ハ、松前奉行ノ命令ヲ得ザレバ、返答ニ及ビ難シ、故ニ其事ヲ照會シタリ、因テ汝等ノ内一人質ト爲リテ、奉行ヨリ其答ノ來ルヲ待テト、是時日本人等稍、其眞面目ヲ露セリ、予彼ニ松前往復ノ日數ヲ問ヒシニ、十五日ト答フ、予思フニ、誰ニテモ官人ノ身ニシテ質ト爲テ此地ニ殘ルハ、耻辱ヲ得ルニ似タリ、又日本人ノ氣質トシテ、我請フ所ノ事ヲ容易ニ決斷スル能ハズ、又松前ノ奉行モ、之ヲ許可スルハ、政府ヲ經ルニ非ラザレバ、行レ難キナラン、然レバ其許決ヲ得ルニハ、冬ニモ至ルベシト想像セリ、予仍テ彼ニ答テ曰ク、

人多シ、豈僅々ノ小船ヲ以テ島民ヲ襲フノ理アランヤ、然レバ汝ノ村落ヲ襲ヒタルハ、商船或ハ獵船ニシテ、其乘員モ帝王ノ武官ニ非ズシテ、一己ノ所爲ナル疑ヲ容レズ、故ニ我政府ハ、毫モ與知スル所ニ非ズ、固ヨリ帝王ハ、絕テ知ラザル所ナリ、彼等ハ此惡業ヲ爲シタル事露ハレ、既ニ國法ヲ以テ刑セラレタリ、其證ニハ、彼等兩回ノ暴掠後、今既ニ五年ヲ經レドモ、再ビ來ルコトナキヲ以テ知ルベシ、若シ我國王實ニ日本國ト戰ハント欲セバ、其望ヲ達スルマデハ、相應ニ年々數隻ノ艦船ヲ遣ス可キニト、理ヲ盡シテ述ケレバ、日本人モ心ヲ安ズルノ狀ニテ、此事今始テ聞ケリ、汝ガ言ヘル如クナレバ、今ハ疑ヲ抱ク事ナシ、然ルニ其時フオストーフガ捕ヘ行ケル二人ノ日本人ハ、今何レニ在リヤト、予答テ、彼等ハ小舟ニテ病哥德斯科ヲ出奔セリ、其後如何ナリシヤ絕テ其音信ヲ聞カズト、彼又曰ク、此所ニ薪水共ニ無シ、（予モ其近傍ヲ見ルニ、實ニ此所ニハ無キ樣子ナリキ、）振別ニ往ケバ之レヲ辨ズベシ、其所ノ長官ヘノ書翰ヲ與ヘン、是ヲ持行ケバ薪水ノミナラズ、米穀又ハ其他ノ食料ヲモ得ベシトナリ、予其懇篤ナル敎示ヲ謝シ、且此長官幷ニ爰ニ列スル者共ニ、聊ナル歐羅巴ノ產物ヲ與ヘリ、其答禮トシテ、又彼ヨリ鮮魚及サラーナノ根（百合料ノ草名、按ズルニ、堪察加人常食トスルノ料ニシテ、蝦夷ノ方言アンラコロナランカ、）モデーキー、チエスノーク（韮ノ一種）幷ニ一陶ノ日本酒（是ハ米ヲ以テ製シタル物ニシテ、其味頗ル佳ナリ、醴酒ナラズ、然レドモ多ク飲ムトキハ常ニ烈シキ酒ニ醉レタル人モ精神ヲ失フ、）ヲ贈レリ、（○中略）

日本人ニ拘ラル（露曆千八百十一年七月一日○中略）

第七月四日、始テ北海道ト國後島トノ海峽ニ到リ、日暮國後ノ東ニ長ク拖キタル平地ノ港ヲ認シガ、夜間入港セバ、日本人等ノ騷擾ヲ招カンコトヲ畏レ、遂ニ港外ノ海峽ニ碇泊セリ、日本人等港ノ左右ノ山ニ終夜烽火ヲ放テリ、翌日（我五月十七日）ニ未明ニ艦ヲ進メ入港セシガ、俄然陣營ヨリ大砲ヲ放テリ、幸ニシテ本艦ニ達セズ、彈丸海中ニ墜チタリ、因テ思フニ、日本人等此ノ如キ舉動ヲ爲ス所以ハ、擇捉島ノ日本人ヨリ國後島ノ官吏ニ、我等ガ來航セシ所以ヲ告ゲザル

落ナリト、予答テ曰ク、我等ハ船懸リ宜シキ港ヲ尋テ、薪水ヲ求メンガ爲ナレバ、其所ニ行テ薪水ヲ積入レナバ、卽時ニ出帆ス可シ、

予斯ノ如ク答ヘシハ、我等ガ此地ニ來ルノ實意ハ、船懸リ宜キ港ヲ尋テ求ムルニ托シ、諸島ヲ回航シテ、精ク測量シ、其他狀況ヲモ審ニ捜索センガ爲ナレドモ、絕テ日本人ハ悟リ得ルナシ、此ノ如キ人物ナレバ、我等外國ノ沿海ヲ測量スル等ノ爲メニ、特ニ艦船ヲ差遣スル等ノ事ハ、解シ得ザルナリ、依テ實ヲ告ゲナバ、却テ疑心ヲ起スコト必定ナリ、

且我等此地ニ來ルモ、決シテ疑心ヲ抱ク勿レ、其故ハ、本艦ハ商船ニ非ズ、帝王ノ軍艦ナレバ、又島民ノ爲メニ、少シモ妨害ヲ爲スノ意ナシト、彼長官默シテ予ガ答ヲ聽キ、少間有リテ曰、今露艦ノ爰ニ來ルヲ見テ、如何ゾ恬然トシテ其備ヲ爲サヾルヲ得ンヤ、何如トナレバ、二三年以前露國ノ船舶、日本ノ村落ヲ襲ヒシコト兩回ナリキ、其所ニ在リタル物ヲ悉ク掠奪シ、且ツ人家寺院ノ別ナク皆焚燒セラル、且ツ米穀ハ生命ノ關ル所、我諸島ニ於テハ、之ヲ產スル能ハズ、皆本國ニ仰グ、然ニ第一回ノ暴掠ハ、秋末ナレバ、最早本國ヨリ船ノ來ラザル時節ナリシヲ以テ、冬ノ食料ヲ辨ズルニ由ナシ、又次ノ暴掠ハ、春ニシテ、未ダ本國ヨリ食料幷ニ要用ノ物品ヲ積タル船ノ來ラザル以前ナリ、然ニ此慘毒ニ遭ヒタレバ、何レモ飢寒ニ苦シマザル者ナシト、予此言ヲ聞キ以爲ク、久留里人ノ如キ拙キ通辨ヲ以テ是ヲ辨明スルヲ得ンヤト、大ニ困迫セシガ、心中ニ一策ヲ生ジ、先ヅ久留里人ニ向ヒ、都テ予ガ言フコトヲ務テ細審ニ通辨シ、日本人ヲシテ解シ易カラシメヨト言テ、夫ヨリ彼ヲ以テ日本人ニ、若シ日本國王ノ外國ト開戰センニ、軍艦ハ幾隻、兵ハ何人ヲ出スヤト問ヒシニ、彼知ラズト答ヘシ故、大抵五隻ナルヤ又十隻ナルヤト問シニ、彼傲笑シテ、否倘多カルベシト答ヘリ、依テ予彼ニ言フ、然ラバ如何シテ日本人ハ露國ノ帝王ヨリ僅二艘ノ小船ヲ出シテ、日本人ト戰ハシメリト思フヤ、露西亞帝國ハ、國大ニ

海軍將校會議及ビ海軍省ヨリノ副書ニ詳ナリトアレドモ、副書ハ未ダ達セズ。〇略

擇捉（エトロフ）島ニ於テ始テ日本人ニ應對ス

第六月十七日、我五月九日擇捉島ノ一端ナルガ、艦ヲ此島ノ北ノ盡頭ノ西側ニ近ヅケリ、〇中略陸地ヲ回望スレバ、人家數十戸アリテ、二艘ノ小舟海濱ニ近ヅキ往來スルヲ見ル、蓋シ此島ニ住居スルハ、久留里人ナラン、因テ此島ノ狀況等ヲ訊問セント欲シ、端艇ニ兵器ヲ備ヘサセ、少尉ムール並ニ副航海士ノウイツキーニ命ジ、陸地ニ差遣シタリシガ、少間有リテ、陸地ヨリモ小舟ヲ出シテ、我艇ヲ迎ント欲スル者ニ似タリ、何故ニ土人ノ我艇ヲ迎フルヤ、更ニ其意ヲ解セザレバ、本艦ヲ尙ホ陸ニ近ヅケ、予モ亦少尉ヤクウシキントヽ與ニ兵器ヲ備ヘタル端艇ニ乘リ、水兵四人ニ漕セ、先ノ端艇ヲ助ケントセシガ、陸ヨリ出セル小舟ハ、既ニムール等ノ乘リタル端艇ヲ迎ヘ、直ニ陸地ヲ指シテ漕行ケリ、既ニシテ予ガ乘リシ端艇モ岸ニ達シ、上陸シケレバ、豈圖ランヤ、ムールハ日本人ト應對セリ、予是ヲ見テ大ニ驚キケレバ、ムール來リ、予ニ言フ、此島ニハ、我領內ラスシユーア第十三島久留里人居レリ、是ハ去夏風波ノ爲ニ漂流サレタルヲ日本人等凡一年程拘留シ、其後免シテ本國ニ返サントテ、今爰ニ携ヘ來レリ、此時ムール予ニ指示シテ曰フ、彼ハ此所ニ居ル日本ノ長官ナリ、其人陣營ヲ離レテ濱邊ニ出テ來レリ、其前後左右ニ甲冑ヲ著シ、長短ノ劍ヲ帶ビ、鐵砲ヲ持タル者凡二十人許モ警固シテ、列ヲ正サヾレドモ、各々左ニ鐵砲ヲ持チ、右ニ點火セシ火繩ヲ握レリ、予其長官ニ向ヒ、我國風ニテ禮ヲ施セシニ、彼ハ右ノ手ヲ額ノ邊マデ揚ゲ、體ヲ前ニ屈メ、是ニ應ゼリ、我等ハ二人ノ通事ヲ以テ彼ト說話セリ、其通事、一人ハ久留里語ヲ知リタル彼方ノ兵卒ナリ、又一人ハ少ク露語ヲ解スル我領內ノ久留里人ナリ、夫ノ長官先ヅ問テ曰ク、君等ハ何故ニ此所ニ來ルヤ、逆意ヲ挾マズ、詳ニ之ヲ告ゲヨ、若シ交易ノ爲メニ來ルナラバ、此沿岸ニ沿テ振別（ウルビーツ）ニ來ル可シ、振別ハ此島中ノ稍大ナル村

盡死異邦、何以解兩國之隙、力骨兒禿惻然曰、我亦意切矣、何子葛官吏歇禿六思厥(ハトロスケ)將來於此、會議一決、當發、既而歇禿六思厥至、歇禿六思厥厚禮嘉兵衞、囑以還囚、五月朔、嘉兵衞與力骨兒禿共發葛模沙都加、時港中氷猶一丈餘、催氷船始通、以二十九日抵窟捺悉利、初嘉兵衞發葛模沙都加也、自度、吾至窟捺悉利、恐彼生狐疑、吾先上陸、使水手獨留、則吾無辭以白官、不若使水手上陸、吾獨留、徐自爲圖也、至是嘉兵衞先使水手上陸、具以狀白府曰、臣若與虜議、不合則當死、不敢苟免以辱國家也、又斷髻幷副刀遺妻子曰、吾之生死決於三日中、水手將去、力骨兒禿謂曰、明早汝等當來報我囚消息、否則我將復以汝主行、水手既去、嘉兵衞忽起色怒曰、初我與子計如何、今乃以要語脅我、其信果安在也、去歲我欲死難、不忍使舟中無辜盡嬰鋒鏑、是以隱忍至此、我豈再取辱乎、子執迷不回、我意決矣、拔刀而進、力骨兒禿驚謝曰、子欲上岸、宜任其意、若事不諧、則我必爲同僚致死、嘉兵衞意解、乃曰、事之不諧、我亦何面目立天下哉、明日嘉兵衞取力骨兒禿謝疏上岸、直詣府、府吏出、勞苦嘉兵衞、嘉兵衞頓首、具陳自爲捕終始、因上力骨兒禿謝疏、明日嘉兵衞受命往授告書力骨兒禿曰、既謝罪、當上聞赦囚、且命盡償還訶悉咱布所掠武器財物、力骨兒禿聽命、六月還何子葛、嘉兵衞遂之松前、具以狀白之、尋受命至箱館、以埃虜船、九月力骨兒禿自何子葛至箱館、盡還所掠如數、於是大府命釋各羅引以下七人、自是後無復狄寇、明年三月、官許嘉兵衞復故職、賜金若干賞之、嘉兵衞家益富、家僮數十百人、晩老于郷里、使弟金兵衞代司商事、無幾國公召見賞賜爲小高取、文政十年四月以病沒、年五十九、以弟嘉藏子某爲嗣、〇下略

〔文化年間露人兀老尹就囚紀事上〕千島諸島(久留里島)實測ノ命ヲ受ケ、其計畫ヲ爲シ、堪察加ヲ發ス、

露暦千八百十一年(我文化八年)第四月、予(〇ゴロウィン)露國皇帝陛下ノ軍艦ヂアーナ號ノ艦長トナリ、堪察加ニ在ルヤ、勅旨ニ依リ、海軍大臣ヨリ、南部久留里諸島並ニ韃靼ノ海岸北緯五十三度三十八分ノ所ヨリ痾哥德斯科(アホーツスク)府ニ至ルノ地ヲ測量セヨトノ訓令ヲ下附セラレ、著手ノ順序等ハ、

館舍、與力骨兒禿同居、○中略 嘉兵衛居月餘、館舍有一兒童、曰闘栗葛、爲人慧敏識字、嘉兵衛厚遇之、習彼方語、又教以我邦語、經數旬頗得相解、嘉兵衛益親近之、覗力骨兒禿不在、探索其往復館牘、密使闘栗葛讀之、由是略得知外間情狀、一夜嘉兵衛就力骨兒禿枕上呼曰、我已解言語、不復須譯、請爲子計議、講和兩國、以還子同僚、力骨兒禿蹶然起、改容曰、是我所日夜焦思苦心、欲與子俱謀之、獨無奈言語不通、是以遷延至今、顧策將何出、嘉兵衛曰、往年訶悉咄布寇蝦夷、横焚我官府、剽奪我商舶、我政家大怒曰、聞魯西亞素有信義國、今也如此、何其暴也、因下令曰、自今後魯西亞人來則擒之勿赦、是以捕吝羅引等、所以報往年之寇也、力骨兒禿驚曰、訶悉咄布之事、實非我帝王所知、往歲列薩納禿奉命使貴邦、至長崎鎭府、鎭府待之無狀、彼深恨之、歸路過何子葛、使所屬訶悉咄布焚蝦夷諸島、既而悔其非、馳書止之、訶悉咄布爲人粗暴、亦深憤貴邦無禮、欲爲彼報怨、曰、既受託事可中止乎、由是列薩納禿僅得罪、投水死、後訶悉咄布亦病死、其禍竟歸我同僚矣、嘉兵衛曰、果若所言、何不奉書於我邦分疏謝罪、苟誠意相通、豈有不解乎、力骨兒禿大悅、謝曰、請之何子葛、與其官司議、稟以兒格都加總督、而後與子俱之貴邦、明日力骨兒禿去而之何子葛、有一官人代居館中、曰屋六搭儞、適有急報自國都來、屋六搭儞與諸吏見報、驚愕失色、嘉兵衛怪之、覗其出、密使闘栗葛讀報書、曰、四月佛蘭西入寇、我兵不利、寇軍五千人、帝王自將四十萬人出軍境上云、嘉兵衛聞之、竊憂國有變恐我不得志矣、明年正月告書復到、上下相慶、嘉兵衛問之、闘栗葛曰、國有命、以力骨兒禿任此地長官、嘉兵衛又以謂、若然者、彼不得離此地、我竟無還期矣、因鬱悒無聊、無幾力骨兒禿歸自何子葛、嘉兵衛迎謂曰、聞子有慶事、任官于此、則不得復之我邦乎、力骨兒禿曰、子且安焉、吾不敢食言也、二月水手文次吉藏皆疾、地乏醫藥、嘉兵衛日夜看病、文次遂死、僧欲葬之、嘉兵衛嫌其爲邪教、辭曰、我邦葬祭皆有制度、從我者或死客土、我常爲之葬、不煩他人、乃具棺衾、自服僧衣、誦佛語以葬之、逾一月、吉藏亦死、葬之如前、嘉兵衛謂力骨兒禿曰、從我者半已死、其存者皆罹病、我亦患脚腫矣、今海氷將解舟路方通、不及此時圖之、遷延遲滯、一旦使病餘者

以手態諭之、我是船師也、賊知其無佗、乃解縛運其船、行繫賊魁力骨兒禿所乘之船、以副船夾之、船旁列大砲數十門、諭嘉兵衞徙賊船、嘉兵衞乃更衣佩刀徐乘賊船、船中軍卒以下至梢工七十餘人、羅列劍槊、嘉兵衞神色自若、力骨兒禿知其非常人、心敬憚延之上座、欲有所陳、言語不通、因出一小冊示之、冊用我國字、中有遺窟捺悉利府書啓副本、及五郎次書、嘉兵衞始知五郎次歸窟捺悉利、又察彼之所以捕我者、因五郎次僞言、因皆見殺也、乃以態諭之曰、甲比丹姥兒等皆無恙、力骨兒禿不信、諭嘉兵衞以與水手數人俱往狄地、嘉兵衞曰、水手有何辜、唯我獨往耳、不聽、嘉兵衞不得已乘己船、告水手以故、水手請從者十餘人、於是與鄉人吉藏、備人金藏、讚人文次、平藏俱、時金藏有疾、嘉兵衞憫之揮令去、金藏不肯曰、奴獨歸、何面目見公之家人、固請從、其餘水手四十五人、與我漂民皆歸窟捺悉利、臨訣嘉兵衞上書窟捺悉利府曰、臣不幸遭厄塞、爲賊所刼、忍恥赴狄國、微志所存、欲爲國家謀息邊隙、假令身粉韲、不敢變節懷貳心也、又遺書妻子曰、勿以我故廢其業、既別、復徙賊船、賊即開帆、明日東過失谷亶、颶風俄起、近一小島、忽遇暗礁、急卸帆下碇、風益烈、又下第二碇、入夜風始息、力骨兒禿與嘉兵衞相對、從容問曰、我同僚囚於松前者七人、中有各羅引者也否、嘉兵衞初不解其語、既而曉之曰、有矣、其貌長身有威嚴、不嗜烟草、我邦人以爲魯西亞酋長姥兒、爲人和柔、能解我邦語、力骨兒禿頷之、又問曰、中川良左衞門如何人也、嘉兵衞曰、魯西亞人、或以彼爲孤立爾酋長乎、曰然、嘉兵衞哂曰、彼本稱五郎次、我南部人、來住蝦夷、妻孤立爾人女、貧不有一隻船、嘗爲漁家番卒、後以稍識字、充書手、彼妄以酋長自稱、我邦有常典、罪當斬、因指其頭、力骨兒禿視嘉兵衞意太鄙五郎次、始悟其書之詐也、乃指天踊躍連呼曰、高田屋捺廱婆、（魯西亞人言天曰捺廱婆）高田屋捺廱婆、嘉兵衞怪問其故、曰、我之得子天實佑導我輩也、自是益貴重嘉兵衞、居同席、水手每呼嘉兵衞稱大將、力骨兒禿聞之亦呼嘉兵衞稱大將、經二日遙望葛模沙都加、即魯西亞東界也、山既帶雪、又四日、過北陸木悉利島、是爲悅讀祿夫東北第十九島、屬魯西亞、嘉兵衞日立船首歷觀諸島、忽得寒疾發熱絕食累日、九月十九日、至葛模沙都加時、嘉兵衞疾已愈、上陸就

遣候、此段被仰上可被下候、○下略

〔事實文編〕四十二　高田屋嘉兵衞傳　岡田僑○中略

高田屋嘉兵衞（姓高田、以屋號于世、○中略）少有大志、不治行檢、嘗爲船戶傭、佻易任意、動輒與人諍、衆皆厭之、嘉兵衞固不屑爲人傭、乃將諸弟去而之攝兵庫、拮据治產、造巨船、轉漕奇貨、商於松前、家貲稍饒、寬政十一年、國家謀招撫蝦夷、命有司五名（書院番頭松平信濃守忠明、勘定奉行石川左近將監忠房、目付羽太安藝守正養、使番大河內善兵衞政壽、勘定吟味役三橋藤右衞門成方、）巡察窟捺悉利、悅讀祿夫諸島、令南部津輕二侯發戍卒備邊警、○中略　嘉兵衞素有膽略、以事功自期、慨然應募、發巨船至窟捺悉利、○中略　嘉兵衞始至、海畔開漁場十七所、給漁具及衣食、勵其業、諭以國家洪覆之恩、夷民大悅服、既歸、具以狀聞、官遣吏檢之、嘉兵衞爲之嚮導、於是悅讀祿夫始屬焉、享和三年、嘉兵衞以功受公廩、領官船、自是後數往來、以有易無、夷民益繁殖、大收魚利、嘉兵衞遂開別塵於松前箱館、實鎭夷府所在也、箱館北即蝦夷、嘉兵衞略能道其所見云、○中略　悅讀祿父諸島海路之通、實自嘉兵衞始云、二年、魯西亞賊訶悉咄布來寇、焚唐符士戍堡、剽奪里悉利島商船、由是沿海戒嚴、文化八年、魯西亞國王遣各羅引、力骨兒禿、姥兒等、測量蝦夷諸島、泊窟捺悉利、戍吏捕各羅引、姥兒等七人、送之於松前獄、力骨兒禿遁去、先是南部人五郎次者、嘗仕蝦夷、爲賊所掠獲、留狄地久、稍習其言語、因詐自稱、我是蝦夷孤立爾會長中川良左衞門也、賊信之、及各羅引等爲擒、力骨兒禿深憂之、謀因五郎次以求解免、九年八月、力骨兒禿發兵船二隻、送我漂民六人及五郎次、來窟捺悉利、使五郎次齎書上陸、請釋各羅引等、戍吏怒往年賊侵掠我邊、卽令五郎次還書、僞言、囚皆被誅、力骨兒禿見書憤懣、欲出戰、見我有備而止、既而謂彼或有策、其書未必可信也、因謀獲一日本人以質其情狀、乃出港遣健卒、奪蝦夷船、乘以覘我船之往來、嘉兵衞適自悅讀祿夫稇載脯魚還箱館、路過窟捺悉利、遙望岸上張幕舉烽、洋中又見異船、意怪之、忽有蝦夷船一隻來、既近乃狄賊也、連發鳥銃、嘉兵衞驚、急修守備、事起不意、舟中擾亂、嘉兵衞大呼指揮、欲拒戰、水手皆懾伏匿船底、或投海遁、賊跳而登船、露刃環嘉兵衞縛之、嘉兵衞

ひ時には、此地より取上可申候、なろふ事ならば、返事便りにても濟ます事に御座候、唐太又は島島ウルップ迄、赤人いつでもいかれますによりて、おちらして遣ります、又こひ願之筋叶はせ候はゞ、永代心易くいたし度、こゝろ掛ゆへに御座候、左樣御座なく候はゞ、又々船澤山遣し、如斯いたし可申候、

おろしや

松前奉行サマ

いよ〳〵御無事を祝し候、然ば御手紙の通りにては、通商の願ひかなひ不申候、其譯は、おろしやは禮義の有國なれば、是迄通商の事を申越れ、聞入なひ時は、船澤山遣し、又狼藉いたし可申と失禮不法之事を申かくる國は、通商はならず、其國より船澤山遣し候時は此方にても要害を固め軍を致すべし、通商致したくば、是迄の事をさつばりと改て、惡心のない印に、日本人を不殘返し、其上にてあきなひの事を可申、左からばうかゞひの上、來年三月、唐太島にて有無之挨拶に及び申べく候、惡心なくば、早々地方をはなれ、歸國あるべし、若互にあやまりあれば、通商は御座なく候、謹言、

大日本國深山宇平太

おろしや國へ

戸川筑前守羽太安藝守連名書

追啓、別紙オロシヤ國より書簡、定式呈書狀箱に入兼候て、別段に箱仕立差上申候間、若御沙汰も御座候はゞ、宜被仰上可被下候、

以切紙致啓上候、然ば今度異國より被差戻候カラフトエトロフ之番人幷南部大膳大夫家來火業師大村次五平と申者、支配向差添、ソウヤより著いたし候に付、昨廿九日、一通り尋の上、揚屋へ差

與へ置候信牌も取上之、以來乘渡間敷旨堅申渡歸帆いたさせ候付、再渡はいたす間敷候得ども、此後萬一漂流に事寄乘渡、何れの浦方に船を繫申間敷ものにも無之候間、異國船と見請候はゞ、早々手當いたし、人數等差配り、先見分之もの差出候得ば、樣子相糺し、碇おろしや船に無相違相聞候はゞ、能々申諭、なるたけ穩に歸帆いたし候樣可取計候、尤實ニ難風ニ逢ひ漂流いたし候樣子ニ而、食物水薪等乏敷、直ニ歸帆難相成次第ニ候はゞ、相應ニ其品相與へ可爲致歸帆候、且何程相願候ても、決而上陸は不爲致、歸帆迄は番船附置、見物等をも相禁じ、其段早々可有注進候、尤再應申諭し候ても、相拒み不致歸帆及異儀候はゞ、時宜ニ應じ不及伺打拂、其旨可申聞候、右體之始末ニ至り候節は、諸事寬政三亥年異國船之儀ニ付、相觸候趣ニ准じ取計可申候、

右之趣萬石以上之面々、幷其以下ニ而も海邊ニ領分知行所有之面々江不洩樣可被相觸候、

正月

〔文化四年〕蝦夷紀聞四　去寅〇文化三年九月、唐太島にて生捕候番人四人、當四月〇文化四年エトロフ島にて生捕候番人五人、都合九人之內、八人、六月六日リイシリ島ゟ小船に乘て、ソウヤ江相返し、左之書面爲致差越候、尤オロシヤ國之文字に候へ共船中之首領シカライタラン、日本詞を以、書簡之解いたし、其裏に片假名にて書差越候、

口上

近く近所の事に御座候間、下のものに申付、渡海商之事こひねがひに遣し候間、朋輩同樣に寄合吟味相談之上通商首尾能いたし候はゞ、誠に仕合に存候へ共、度々長崎江使者を遣し候へども、只返事もなく返され候ゆへ、異國初て此元之天下樣よりおきゝ申て腹立て、通商でもなくば、赤人同樣に、唐太の土によりて、最初願置候へ共、聞請なきゆへ、此度此元の手並を見せ候間、きかな

此間の語中、重ねて來て、此所を亂妨せんと、此時既に彼等が胸中に思ひける勢見えたり、

〔模烏爾陳情表譯〕朱書文化九申年六月、但馬守歸府之節持參、同八月六日、本書横文字相添、於溜間御月番伊豆守殿江但馬守直上ゲ、

モウル存寄之儀申聞候横文字反譯爲仕候書面

小笠原伊勢守
荒尾但馬守〇中略

一不仕合之エレサノフ〇御レサノツト
朱書是はエレサノフ義、長崎江使節に罷越候節、交易願成就不仕、歸國之上不首尾に罷成痛困仕、終に相果候に付、不仕合之エレサノフと相認候由申聞候、

歸國途中より、以書翰本國役人共江知罪之狀を訴、何卒免許を願呉候樣數度申達候由に候得ども、耻辱之義痛困仕候間、終にカラスノヤルスカと申所にて相果申候、〇下略

〔文化二年魯西亞國使節渡來崎陽上書〕魯西亞人入津ニ付固メ人數

當番　松平肥前守人數 凡二萬五千人程
大村上總介人數 凡七百人程
松平官兵衞人數 凡四千人程
黑田甲斐守 見廻り之節、供八百人程、

〇按ズルニ、右ハ文化二年、魯船長崎ニ入津ノ時ノ事ナリ、

〔天保集成絲綸錄百五〕文化三寅年正月

大目付江

先達而おろしや船、長崎江渡來いたし、通商等之儀相願候得共、難取用筋ニ付、其旨申諭し、先年

ども、曾てなり來れる俄羅斯の交易には更に日本に來らずとも損亡ありとせず、

〔狄艦事略 三〕レサノットが船廻船を追ふ、

文化二乙丑四月日、攝津國兵庫柴屋長大夫と云者、手船伊勢丸、カラフトの產物積取として、彼地におもむき、宗谷場所に掛り居ル、日和もよかりし故、出帆すべしとて、帆をあげたる所江、宗谷の內ノッシャフ沖より、異國船走り來、彼の伊勢丸を見て追駈る樣子なりければ、伊勢丸にても帆を十分にあげて、唐土島クシュンコタンと言所江乘入ける故、異國船は乘おくれて帆形見えずなりにける、然ルに其島の內ルウタカトいふ所の番屋前にて、これも柴屋が船祥瑞丸と云に、文藏といふ者乘荷役して居たりけるが、彼異國船其近くへ走り入り、帆を下碇をおろしける故、荷積見屆として其所に出居りける松前家の下役何某、傳馬船に乘、異國船之樣近くまで漕寄たるに、彼船にても鐵炮抔を持出ル樣故、さしも近くは寄らず、遠乘廻して番屋へ戾りける、忠ばらくして異國船より橋船壹艘おろし、此橋船は、日本船四百石積位之運船、傳馬船程も可ㇾ有ㇾ之、原注、異國人六人乘組之、祥瑞丸へ乘よせ、本船へ乘り入りながら、何もこはいことはない〳〵と押返し〳〵いゝながら、乘りうつりける故、本船にても薄緣の疊をしき、酒を出しけるに、○註略只末座に居て日本詞を云者のみ、盃を取て酒を飮て、殘り五人は盃をだにもとらず、一體五人の者何れも位高く見えて、紺地羅紗の服を著し、日本詞通辨之壹人は、丈至て高く、千石積祥瑞丸の櫓の下を腰をかゞめて步行けり、猩々緋の服を著し、始終末座に居て、五人のもの指圖をうくる樣子也、船頭文藏、其船は何方より來りし哉と問へば、長崎よりのもどり也と答、いつ頃出帆したると問ば、二月上旬に出帆したる由を答へり、此所のおかに居るものは役人か商人かと問ける故、商人なりと答へければ、また役人は何方に居るぞと問、此向ふの鼻を廻り、シラヌシといふ所に居ると答へければ、又答て、リユンユタンには居らぬかと言ける故、居ずと答、

第四月四日（我三月五日）始ての對面にて、使節旗章を飾れる船に乘り、從者はマヨル（官名）フレデリキ（人名）甲比丹ヲドロス、ロイラナント（官名）コロンフ（人名）醫官テンクスドルフ（人名）ホフヲート（官名）ホッセ（人名）旗士等也、出島の北なる港ミュセルタ、ラブ坂（具服坂の儀當坂を云ならん）といふ所より上陸し、彼官人等に對面、禮儀終りて應對あり、後翌日又第二の對談ありて、諸事の落著あり、日本人より使節に書札を渡せり、その意は、爾後俄羅斯國の船は、永く日本へ來るを禁とす、俄羅斯帝の書幷に進物を共に返し、又若シ向後日本人俄羅斯國に漂著するとも、之を送り返すに及ばず、阿蘭陀人に托しハクヒヤより長崎に送り屆くべし、又長崎にて物を買ひ、又日本人に物を送る事を禁じ、且阿蘭陀商館を訪ひ、又は彼より訪を受るも禁ずとなり、（自注、我等より通詞等に贈物せんことを屢々乞て、漸く其許を得て、使節より通詞七人江七品を送りたり、其品は鏡一面、羅紗一片、硝子燈一叢□□一對、マルメル車一對、マルメロ木注壺なり、急事中、大鏡一面、羅紗一反、硝子燈籠一、燒物茶器一揃、金セオル一切、石細工物一對、硝子火燈一對、）

さて前には反して、我船の修理に用たる品々は、皆日本帝より賜物となり、又船の糧料二月分の備に爲すべしとて、鹽二千苞、一苞三十封度（ポンド）入、米百苞一包、百五十封度、木綿と眞綿二千把を送らる、木綿は水夫等也、眞綿は諸官へとて給へり、官人の言に俄羅斯帝の進物を受ざるは、之を受る時は、日本よりも報禮として使節を俄羅斯の都に遣らずんばあるべからず、然ども國法にて日本人を外國へ遣る事能はず、此に由てその進物を受ざる也と、

さて使節の事、右の如く落著して、我等此に利を得ること無のみならず、先年ラクスマンのとき得たる長崎に至るべきの許し文も失ひ、日本人と俄羅斯人との交りは、此已後日本國に變革あるに非れば、永々絶へぬべき事にぞなりける、

通詞等は使節に諂ひ云けるは、今日本より俄羅斯と交を絶事は、日本人に於ては快しとせざる所にして、都及長崎にては殊にその事に驗しき說ありと、さて日本の事はかく落著せしか

は、此事に費ゆべし、此に由て官命ありて使節を送る船の諸費は、亞墨利加商館より積所の荷物の値を以て需用とすべしとし、商館に此事を命せらる、此に由て二艘の船、サンドイク諸島に至りて相別れ、ナデスダは日本長崎に至り、夫よりカムサツカ若ハコージアクに至て冬を過し、又チワハ直に亞墨利加の屯聚に至り、コージアクにて冬を過し、次年夏に及て二艘共に廣東に赴き、事を辨じて、魯西亞に歸著すべしと定む、(〇註略)
日本國への使節は非常の重き役なればとて、レサノツを撰み用ひられ、國帝よりレントアンドリースのヲルテ(會章)を許され、カーヌルベール(爵名)の貴號を賜はりぬ、此に由てレサノツは、其爵位の貴を顯し、旅の支度美しく取繕ひたり、又使節の供奉の飾せし少壯の輩を隨身とし伴ふべき許を蒙り、皷鑵を從、元船に乘組しむ、又千七百九十六年(寛政八年)アレウト諸島に漂著せし日本人をも此度我船に乘せ、日本へ送り返さんと船中に置たり、

〔奉使日本紀行　四〕日本逗留

第三月(〇千八百五年、我文化二年、)十二日(我二月十二日)第一の通詞助右衛門、使節の許に來り言けるは、使節自分江戸に至るに及ばず、江戸より一人貴官近日此(〇長崎)に來り、使節に應對あるべし、此に由て船の備整なば、直に出帆しカムサツカ江返るの用意すべし、又僅の物たりとも、日本地にて買求むべからず、但船の糧料は官より凡二月分を備へ給るべしとなり、(〇中略)
第三月三十日(我二月三十日)第十一時(巳時半)江戸より貴官來著あり、此官人即ち使節と應對あるべき者にして、第四月三日(我三月四日)より其事はじまりぬ、對面の節禮儀の方は、使節は歐羅巴の禮に從ひ、日本の俗に習に及ばずとなり、凡日本人の禮習は、甚く身を屈め伏す、ゆへに歐羅巴人には賤者といへども之を爲に堪ず、又使節の官人奉行をみる時は、佩劒と沓を脱すべし、又椅子を用ひず、床の上に居べし、途中は使節は肩輿を用ひ、從者歩行すべしとなり、

海外無價の物を得て、我國有用の貨を失わん、要するに國計の善なるものにあらず、況や又輕薄の民、糟糠の商物を競ひ價を爭ひて、只利これ謀て良もすれば、風を壞り俗を亂る、我民をやしなふに害有て深く取ざる所なり、互市交易の事なくて、只信を通じ新に好みを結ぶ、素より我國之禁ゆるがせになしがたし、爰を以て通ずる事をせず、朝庭之道斯の如し、再び來る事を費すことなかれ、

〔奉使日本紀行 一〕第一篇航海準備

靑地盈譯
高橋景保校

千八百零二年享和二年第八月七日、予〇甲比丹リユイテナントハンカリマセンステナルン、に命じて今般亞墨利加北西濱に送る二艘の船の總官の役を以てす、此航海ハ、我國〇魯西亞に稀成大業にて、予喜おほかたならず、但其事急ぎ催し、船荷は、ハムヒユルグ歐羅巴ホルステイン國にある府名に送り、彼處にて船を買、今年、第十月中に發帆すべしとなり、〇中略

千八百零二年第一月、予ハレル地名の常居を出て、ベテルフビユルグに趣き、航海の支度を指揮す、此時予妻を伴ひ往、但幼兒をば家に遣し置たり、扨は今般の航海に、日本國に送らるゝ使節を我船に乘行べきの命あり、此事の起は、去る千七百九十二年寛政四年壬子カタリナ第二世帝の世に、日本國に使節を送りたり、彼國にて之を受られ、彼信牌を得て歸たるが、其書に、每年魯西亞船一艘を長崎に入て交易をなすべし、但長崎の外は許さず、且敵對の意なし、武備を用ひず、之を爲べしとなり、夫より既に十年を經て、いまだ日本國の許に應ぜざりけれ共、今度アレキサンデル帝の世となり、國境廣く、東方の諸邦と相接し、其國々と交を結ぶべきなれば、今般新に使節を遣り、過し時の疎略なりし事を取繕ひあるべしとて、此使節を送らるゝなり、此事に就て、諸司と會議するに、使節を日本に送り至るは、全く一年を經べし、然らば其船の交易の利分

夷地ニ罷越候役者之者ヲックスマン歸國之上、具ニ相通申候、御國恩難有奉存候、
右は國王より奉捧候書翰之主意、當節來朝仕候ヲロシヤ船使節役レサノット申口承り候
趣、和解仕差上申候、以上、

阿蘭陀通詞　中山作三郎
名村多吉郎
同小通詞　本木庄右衛門　中略○

御敎諭之御書附

我國昔より海外ニ通問する諸國少からずといへども、事便宜にあらざるが故に、嚴禁を設けて、我國之商戸外國に往事をとゞめ、他國之賈船もまたたやすく我國に來る事を許さず、強て來る海舶ありといへども、固く退け而入れず、たゞ唐山、朝鮮、琉球、紅毛の往來する事は、互市の利を必とするにあらず、來る事の久しきなり、素より其いわれあるを以てなり、其國のごときは、昔よりいまだ曾て信を通せし事なし、計らざるに前年我國漂舶の人をいざなひて、松前に來て通商を乞ひ、今又長崎ニ至り好みを通じ交易を開かん事を計る、既に其事再びに及で、深く我國に望む所あるも、又切なるをしれり、然りといへども、即乞ふ所之通信通商の事は、重て爰に議すべからざるもの也、我國海外之諸國と通問せざること既に久し、隣誼を外國に修する事を知らざるにあらず、其風土異にして、事情に於るもまた歡心を結ぶに足らず、徒に行李を煩わさむ故を以て絶て通せず、是我國歷世封疆を守るの常法也、爭而其國一价の故を以て朝庭歷世の法を變ずべけんや、禮は往來を尙ぶ、今又其國之禮物を請て答へずんば禮を知らざるの國とならん、答へんとすれば海外萬里何れの國歟しかるべからざらん、容れざるの勝れるにしかず、互市のごときは、其國之有所を以て、我國なき所に易ふ、各其利あるに似たりといへども、通じて是を論ずれば、

則使節之ものにこらあすれさのつとへ具に申含置候間、貴國高官之御方ニ御尋之次第も御座候はゞ、右使節のものに御沙汰被成下度奉存候、謹言、

一時計仕廻之象作り物　一大鏡　一獵虎皮　一象牙細工物　一鐵炮大小色々

右者微義之至ニ候得共、自國之產物ニまかせ貢上仕候、御納メ可被下候ニ於ては、欣幸之至極奉存候、其外國產之奇品等可備御上覽奉存候、

王府ペートルスベルグニ於て即位してより三年六月三十日

ヲロシヤ國王　あれきさむどる判

國老　おろむてつ

右は、ヲロシヤ國王より捧候書翰之主趣、當節使節之役れさのつと申口承り候趣和解仕差上申候、以上、

子九月十日　阿蘭陀大通詞

小通詞

一今度渡來候儀ハ、兼而御國恩を慕しく奉存候、此節役人を以、江府江奉獻貢、拜禮相勤、向後信義を結度念願ニ御座候、

一交易之儀御願申上度、御免を被仰付之、如何之商法ヲ以商買筋ニ被仰付候哉奉伺候、

一日本船、向後萬一リユス國ニ漂流仕候節ハ、右乘組之ものども、御當國何方より連渡候て可然哉奉伺候、

一御當地御用之品々、不依何品調進仕度心願ニ御座候間、御用之品被仰付度、尙又同商賣爲渡候品ども、不依何品御注文被仰付度奉存候、

一先年リユス國へ漂流之日本人蝦夷國ニ連渡候砌、格別の手厚ニ御取扱被爲仰付候段、其節蝦

大日本國王之殿下ニ、ヲロシヤ國王より呈する書に載る所、

貴國御代々幾久敷、御代御繁榮を謹而祝賀仕、次ニ我祖國土を治しより、國王を第一とし、女王かたりいなも第二とす、此二代ニ到り、我國張業し、其末阿蘭陀國、フランス國、アンゲレス國、イタリヤ國、イスパン國、ドイツ國、其外國々戰爭差發といへども、我國之はからひを以國々相鎭め、諸邦に義を顯し、歐羅巴之諸州太平に及ぬ、然るに貴國之儀は、本邦より懸隔なりといへども、屬國之地の不遠に、是迄通じ候事無御座候得共、向後之儀は、格別ニ信義を結び申度所望ニ奉存候、自昔年貴國御仁德之儀は、女王かたりいなも兼而承知罷在候處、不斗先年貴國之船難風逢、我國へ漂流仕候ニ付、御國々令歸朝候ため、拾貳ケ年以前、自國より船を仕出シ連渡、其節之役のもの共、格別御手當厚き御取扱被仰付、其上我國之船再び貴國江乘渡ニ於ては、長崎之津ニ到るべしと、信牌を下し給り、感謝無量之仕合御座候、右禮謝之ため、今般使節ヲ以江府拜禮爲仕、以來は國之高義欣服シ而、交易之行を開き申度、心願候、依之大日本國王殿下ニ拜禮を相願候ニ付而ハ、其身柄をゑらみ、我心服之臣かあむるへふる（官名）にこらあすれさのつとと申もの渡海せしめ候、素より貴國之御作法不知案内ニ付、何卒御國法を以御示ニ預度奉存候、

一先年難船逢ひ、我國へ漂流せし其國之人も撫育仕置、此度連渡候、

一積年御當國を慕ひ、信義を結度、兼々志願ニ御座候、此一書を呈し、向後御用筋承度奉存候、前件之次第宜敷被聽召、心願之通交易相遂候ニ於ては、我屬國之内カテヤツフ（北アメリカノ内ニアリ）アンウテキエス（カムシカテカハ北アメリカノ内ニアリ）シユンレス（カムシカテカノ邊ニアリ）是等之島々より乘渡候由、船數之儀ハ、壹艘ニ不限、其國御差圖ニ任セ、長嶋之津之外之地江も御指揮次第渡來爲仕可申候、若又向後貴國之人、我國内何國之浦ニ漂流たりといへども、聊無指支令入津扶助いたし候樣、兼て津浦々江命を下し置候、其人々御當國何國之津江も連渡可申候、尙又商法等ニ付而、心願之趣、

ヲロシヤ風説和解

一今日當地ニ碇を入、ヲロシヤ國より、夫々之役人レサノツト、船頭クルウセンステルン申出候趣左之通、

一ヲロシヤ船壹艘、暦數千八百三年八月十一日、日本享和三年亥七月廿六日同所出船、○中略夫より南海を周り、暦數千八百四年九月三日、日本當子年七月廿九日カムシカツテカに到り、同年九月十日當子八月七日同所出船仕、今日日數三十一日あまり海上無別條著岸仕候、

右壹艘之外御當地ニ到來船無御座候、

一今般使節仕候儀は、ヲロシヤ國王より、江府江の呈書幷ニ御奉行所江之右呈書持越候段申出候ニ付、右來翰沖御出役檢使江差出候樣ニ申聞候處、本書ハ江府表江使節之者持參呈上仕、呈書ハ御奉行所江罷出直ニ差上候樣國王より命を請候ニ付、何分他之御方江者附屬難仕段申出候、依之右呈書之旨、大意相尋候處、先年蝦夷地信　を給り候御禮爲申上候、今般使者を以捧獻貢、江府拜禮相勤、以來御當國と自國信義を結び、且交易之儀ニ付而ハ、心願之筋も御座候、

一右元船乘船人數八拾五人之内ヲロシヤ八拾壹人、日本人四人之外、乘組之もの無御座候、且日本人之儀ハ、十三年以前ヲロシヤ國江漂流仕候ニ付、當節連渡申候、

カピタン通詞　ヘンデレキドウフ

右之趣カピタン承申候ニ付、和解仕差上候、

文化元子九月六日

目付　中山作三郎

名村多吉郎

大小通詞　本村庄左衛門○中略

御奉行所江差上候書翰和解

の音信を斷切べし、さかる時は、ヲロシヤ人交易の道絶、所得のよすがもなければ、をのづから歸國すべし、ラッコの皮は、御鞍覆御用の品なり、ウルップの往來停止のうへは、暫く此御用は闕べしといへども、彼島の警衛にはかへがたきにより、先兩三年、右の手續に取計見候はんやと伺ひ申せしに、翌享和三亥年三月廿二日に、伺の通り取計ふべしとの御事なり、此年四月近藤重藏は小普請方に轉じ、山田理兵衛(此時調役並也)并下役松田仁三郎、今年はエトロフへ至る、則前件の趣を巨細に申含られ、此時よりして蝦夷人ウルップ島へ出稼を差止、異國人との音信を斷切たり、其翌文化元子年にいたる、去年よりウルップの音信を斷切ぬ、

〔東夷穪々夜話 一〕文化元甲子九月六日、ヲロシヤ船壹艘長崎渡來之次第、

一九月六日、野母御番所七八里沖合江異船壹艘相見へ候に付、御奉行所江注進有之、

一同八日曉七時、御奉行所より諸家聞役御呼出、御達之趣左之通、今日異國船壹艘渡來ニ付、相糺候處、去ル丑年蝦夷地に於て信牌御渡有之候ヲロシヤ船にて、願之筋有之渡來いたし候趣ニ而、外々之筋も相聞不申候、江戶江の御注進明日申上候、右之趣御在所江御申越可有之候、

九月七日

右は七日之日附ニ候得共、八日曉ニ相成候由、然ば矢張御日附之振合に取計候樣被仰聞候、

一ヲロシヤ船繫候所ニ出張之もの〻內々承り候樣左之通、

一ヲロシヤ船壹艘(八拾壹人乘、外日本人四人、)

右日本人仙臺牡鹿郡石之卷港より出船、八百石積之船ニ而、御城米積請、江戶廻之積、拾六人乘候處、寬政五巳年十一月廿七日、難風逢、同六寅年五月十日、ヲロシヤ著船、舟六人之內、船頭幷水主貳人都合三人彼地ニ於て死失、九人ハヲロシヤ國ニ滯留、此節渡來ハ左之通、

津大夫　儀平　左兵衛　太十郎(○中略)

於て箱館鎭臺安倍正養、兩朝臣議せられて、（戸川筑前守安倍、羽太安藝守正養、兩朝臣、此年二月箱館奉行を被命し故、兩朝臣此事を議し給ふ、）此異國人取計方の事、巨細に伺書を記るされ、二士の申旨は、又一通りの別書に記し、十二月廿八日、執政伊豆守信明朝臣へ呈せらる、其伺書の大旨は、ウルツフ島に來り居る處の異國人の事、當正月元縣伺濟の通、エトロフにおゐて樣子を計るに、前件の如く歸國すべき體も見えず、此上は來年に至り、松平忠明朝臣伺置給ひし如く、不殘連來り、蝦夷地の內場所を見立、生涯とゞめ置べき手續を取調べ伺ふべしといへども、猶又打返して能々事を計るに、ヲロシヤ國の向寄、カムサスカ迄は、蝦夷の屬島とはいへども、素より異國人と繪圖面を取かわし、國境取極めたる事もなければ、又彼島等方にはいかやうに心得居るかも知るべからず、尤先年松前へ來りたるヲロシヤ人江申渡し書幷信牌杯も有といへども、素より異邦の人、本邦の文義に疎かるべければ、其信牌の趣も了解したるや否をしらず、されば今一槪に其罪を責んも、聊斟酌有べきか、所詮幾計の人數、いつ迄彼島に居たればとて、憂とするにたらず、彼是年月を歷るうちには死絕べし、殊に當時クナシリ、エトロフの二島へは、嚴重に警衞も備りたれば、彼もの共此二島へ立入る事は叶ふべからず、然るに於ては、今懸念すべき謂なし、只々此上は飽迄彼もの共に不自由させ、渠等が方より自然と退かしむる術こそあらまほしけれ、もとより是迄も其舍にて、年々ラツコ獵として、彼島へ渡る蝦夷人にも、酒た葉粉其外の品も其もの一己の用意の外、聊も餘分の品を渡さず、ヲロシヤ人との交易は嚴しく禁じ置、既に今度二士より申趣にても、ヲロシヤ人と蝦夷人の中、何となく疎意なる樣に聞ゆれども、是以彼蝦夷人共の申條、僞の程ははかりがたし、思ひの外、己が用意の酒た葉粉などヲロシヤ人にあたへ、ラツコアザラシ等の皮などに交易し、歸島の上、自分稼の趣に申なすかもしるべからず、左有時は、ヲロシヤ人ども其交易を甘んじ、いつ迄も歸國の期はあるべからず、仍て先兩三年の內、試のため、彼島へ蝦夷人渡海の事をひしと止め、ヲロシヤ人と

筋には有べからずと答へしに、ゲレトフセ、安堵の體にて、此方へきたられなば、應接すべし、其節惡き心なき證據には、鐵炮を放つべし、日本人の方にもあしき心なくば、鐵炮を放さるゝ樣にしたき事なりと申たるよし申立、此鐵炮を放つ事は、國を携ひて害心なしと言ふるし、又出船入船の祝ひ也と云、夫より日々風波ありて出船すべき日和なく、五六日此處に逗留しければ、又此島へ渡たる證にとて天長地久大日本屬島といへる文字を木に彫りて小高き岡に建たり、○中略かくて元十郎字平太者、其年十月府に歸る、則掛りの方々先にいふ四輔臣也より、上件の趣を盡く記し、人物并居宅船等の趣、一々圖に寫し、種周朝臣に就て、執政方へ呈せらる、翌享和二戌年正月に至り、當年もウルップ島へ見廻りの者遣し、異國人ども彌歸國も致さゞるにおゐては、兼て伺の通取計候はんやと伺ひありしに、當年は見廻りの事見合、ヲロシヤ人の樣子はエトロフにて計り、彌歸國もせざる體ならば、來年にも至り、兼て伺の通り所置あるべし、當年の樣子によつて、猶又伺ふべしとの御事なりければ、則エトロフ掛りの官吏近藤重藏山田理兵衛へ其趣を巨細に示し給ふて、箱館鎮臺より示し給ふ也彼地へ發せしむ、二士エトロフ島に至り、其年同所よりウルップ島へラッコ獵としておもむく、蝦夷人へ能々命じ、ヲロシヤ人共の樣子を伺はしむるに、彼もの共、矢張彼島にありて、さのみ變りたる樣子なしといへども、是迄と違ひたるは、こなたの蝦夷人、ラッコ、アザラシ等の獵業をなす時、異國人ども其場所へ立廻りて、海獸を追散らし、獵事の妨をなし、又シモシリ島より先、島々の蝦夷人ども、エトロフの繁榮を聞傳へ、彼島に渡らんとて、夷船に乘じてウルップ島迄來りしに、異國人ども差押へ、直に押歸したる由、エトロフの夷人、歸國の上申之、是まではエトロフ島の事、松前家より一切手當なく、衣食に乏しく死亡するもの少からず、自然と異國人に親しみしが、近年エトロフの御所置行屆、御仁德に服し異國人に親しむの情疎くなりし故、獵事抔をも妨げ、シモシリより先の夷人、エトロフを慕ふ心をも偏執して、追返したるにてもあるべきやと、二士其年の冬府に歸て申之、爰に

彼國にて我國法をさらすとはいひがたく、然るに彼ものども境を犯してウルツフ島に居住するは、日本を侮りたる振舞也、古より長崎へ黒船入津する時は、九州の諸侯へ命せられ、火炮を以船をくだき、人は不殘打殺掟にて、既に先蹤も有と聞り、長崎は從來異國應接の地にてさへ、猶かくのごとし、況其外の國に於てゆるすべきにあらず、されば此度見分の官吏ども、ヲロシヤ人へ對し、歸國の事を嚴敷命じ、若拒める色あらば、一人も殘さず打殺して然るべし、日本小國也といへども、古より武備を以て治る國風なる事を彼國へ知らせて、蚕食の念慮を斷しむべくとの事也、○中略依之尙又掛りの方々商議ありて、ウルツフ島へ可遣官吏を撰み給ふ、其人々は富山元十郎支配勘定格也深山宇平太御中間目付也兩士也、酉年二月下旬、江府を出立し、六月中旬、エトロフ島にいたり、彼所にて風待し、同月廿七日、右二士幷八王子千人同心二人御船禎常丸に乘組、同所シヘトロといふ處より出帆せしに、此所よりウルツフ迄の海上凡十里餘也、夕方より雨降、雲霧深く、咫尺も辨へがたきにより、針を丑寅に向けて走り、夜に入り風も和らぎ、汐路をも乘切、曙に至てウルツフの山を見懸、夫より山に添て七八里も乘戻し、翌廿七日晝頃、ウルツフ島の內ヲカイワタラといふ所に着船し、同所へ、エトロフよりラツコ獵として遣したる蝦夷人サケロクといふもの居合せたるゆへ呼出し、島中の樣子、及び異國人の體を尋るに、彼もの共はやはり同島のトウホといふ所に居住し、其首長をケレトフセといふ、此ものの心荒く、從者を撻つ事數度にて、當春迄に四人打殺せし故、從者ども殊の外恨み居るよし、其外變る事なしといふ、則サケロクに命じ、此方共は島中見廻りとして渡りたるにより、風順次第明日にもトウホの方へ相渡、異國人にも應接すべし、不意に行むもいかゞなれば、彼もの共に此事を申べしといひつけ、日和を見合せ居る所に、翌廿九日の暮頃、サケロク來て、きのふの趣、ケレトフセへ申通る所、殊之外恐怖したる體にて、何ぞ身上にかゝる事にてはなきやと申により、全くラツコ獵見廻のためにて越されたるとの事なれば、氣づかはしき

〔狄艦事略二〕ウルップに滯留して交易を乞ふ

寛政七卯年、魯西亞人六拾人餘渡來し、其内三十餘人、此島に居をとゞめたりしが、又其内追々外へ退きたるもの杯もありて、今十餘人安居する故に、エトロフ嶋よりウルップ嶋へラッコ獵として出稼する蝦夷人どもに命じて、彼等が進退の樣子を見せ、又は通辨せさせ、歸國の事を說しむるといへども、素より夷人どもの事なれば、通辨も屆かね、其くはしき事を得ざる故、明年は此島の樣子、官吏をして見糺さしめんやと、寛政十二申年十二月伺ひたまひしに、其事もつとも然るべし、偖此ヲロシヤ人共彌安居して歸國の心なき時は、いかゞ所置すべきや、勘辨の程を可申旨、執政方申させ給ふよし、參政出雲守種周朝臣より達せらる、則掛り四人の方々會合して、商議をなすといへども、各異存ありて、一決しがたく、故に四士建議の趣を別々に記し、翌酉年正月十一日、種周朝臣へ呈せらる、先松平忠明朝臣の建議は、彼島見糺として相越所の官吏ども、ヲロシヤ人應對の上、能々申諭し、歸國いたさすべきは勿論也といへども、素より言語も通ざれば、互の事情も盡しがたかるべし、先年勢州の船人光大夫礒吉なんどいへるもの、ヲロシヤ國に漂流して、彼國より送り歸せし時、有司を松前へ遣され、請とらせ給ひしが、其時かねて用の事あらば、肥前長崎へ來るべし、我國の法として、若異國の船、長崎より外の港へ寄り來る時は、船は打碎き、人は永くとゞめてかへし給ざる趣、其時の使節のものへ信牌を渡して、おごそかに命せさせ給ふ處なれば、彼國にては、已に我國法はしるべし、されば今ウルップ島に在る處の異國人どもへ對し、巨細の問答にも及ばず、只歸るか不歸かの否計を問答し、歸るべきなれども、船の用意なしといはゞ、蝦夷船四五艘も手當して與ふべし、若歸るまじきといはゞ、壹人も歸さず、此方へ召具し、口蝦夷箱館向寄の内にて可然處を見立、永く禁獄して置くべしとの事也、石川忠房朝臣建議の趣は、既に忠明朝臣議するごとく、先年松前に於てヲロシヤ國の使へ命せられたる趣もあれば、

濱けり、其口上に曰、異國交易の場所は、日本にては長崎と申所一ヶ所に限り、其外は制禁之儀國法にて候へば、何ほど相望候ても不相叶事に候間、以來渡來候儀可爲無用之旨申達、長々渡海、歸路之爲手當米拾五俵、（但四斗入也、）并酒たば粉きせる等少々宛被遣候由也、逹て交易相望候はば、長崎へ渡海交易可致旨申渡候也、此令命を聞て、赤人ども是非なく本國へ歸帆せしといへり、

〔春波樓筆記〕近年米穀安く武家に益なし、今に方りて魯西亞と交易を爲ざるを思ふは、なんぞ愚ならずや、寛政五癸丑年七月、魯西亞船蝦夷地ネモロと云ふ所に、幸大夫を乘せ來りし時、日本米と彼國の產物と交易を結びたく、幸大夫を以て願書を出だす、其の頭越中守白川侯權鏈を取る、則信牌を下さる、曰く、

一おろしや國の船一艘、長崎に至る爲の印の事、

一汝等抑切支丹の敎は、我國の大禁なり、其の像及器物書冊等に至るまで持參する事なかれ、必害せらるゝ事あらん、此の旨能く悟導して、彼の地に至らば、尙研究して上陸をも免すべきなり、夫が爲に此の一張をあたふる事ゑかり、

石川將監花押

村上大學花押

アダンラクマン

ワシレイロ一チン　江

此の度政府の指揮を奉じて給ふ

寛政五丑年六月二十七日

右は松前表において〇（又見東夷窟々夜話、來夷秘實錄、）

同日亘理郡磯濱沖にまた三艘見得たり、其內貳艘は根組濱沖に見えたる船の大きさにて、外に長七八間程の船一艘をましたり、

〔享和辛酉唐太事狀〕一松前家來新田隆助と云者、二十五六年以前、〇享和辛酉卽享和元年也、其二十五六年前、卽安永五六年也、唐太島江初而渡海、其以前ハソウヤにて唐太交易の品を受取と云、唐太島番屋運上屋を立候は、十二年程に爲といふ、

〔蝦夷草紙附錄乾〕海上里程兩交易の事

一松前家臣に上乘といふ役目あり、是は獻上の品々獵虎皮、鷲羽をはじめ、種々取立の爲、場所受取、商人船に乘組、渡海して、其場所々々にゆきて、產物を取立る事也、新井田大八といふ家臣、此上乘役に當りて、クナシリ島に渡海せし時、〇安永七年赤人ども、クナシリ島に渡り來て、日本國とヲロシヤ國と永長に交易を取組たき旨を願ふ事頻也、有司新井田大八は是を聞、私ならざる故、國許へ歸り、主人に其意を演、主人も其旨を上へ伺ひ申、許容あらざればならぬ事なれば、何れ明年の沙汰にすべきなれば、明年又此島に出會せしむべき旨挨拶せり、赤人も會得し、翌年安永八亥年の夏、又クナシリ島に渡り來り、否を待居たれども、彼上乘役の有司渡海せざるにより、迎ひに、擬ひ、日本地へ深く乘入、地方里程等を探索せん底意故、クナシリ島より出帆して、松前所在島の內アッケシ場所の內チクシュイといふ所まで乘込たり、クナシリ島より此所まで海上凡四十里程あり、此里程、分位、地圖等まで改正するといへり、日本國及屬方位里程地圖等も、前々赤人國に傳來する故、國々の合點なれば、たゞ引合までなるべし、扨此チクシュイに碇宿して、有司の渡舟を待居たりける、爰に前年の契約により、家臣淺井幸兵衞、松井茂兵衞、新井田大八、以上三人の有司、此チクシュイに渡海して、相互に上陸し、對面に及けり、時宜終りて、交易の許容ありたるか否を待て、面色を換へ、堅睡を呑て待懸たり、時に三人の有司、令命を

元文四己未年（値二千七百三十九年一）五月烏船一隻、歷陸奥州東海、徑向安房州海、天津村市右衛門、谷河濱平三郎相値烏船、各得銀錢一文幷鈔、於是朝廷命長崎譯官、以銀錢鈔查問甲必丹、譯官乃翻譯以獻、是年詔沿海之地、嚴海防、

按、（按ずるに、俗名を松本時義といふ、八王子千人同心なり、）係羅斯船之到我邦邊、實以是年爲鼻祖、今又采錄閣老諭單、甲必丹口供、及魯西亞本紀所載、而附記于左、閣老松平左近將監諭云、

御勘定奉行江

當五月下旬ゟ奥州邊房州筋海上江、異國船相見申候由、陸江あがり候はゞ、おさへ置注進可有之旨可申渡置候、捕候刻逃去候ハゞ、其分ニいたし、一兩人留置候而茂不苦候間、可致其趣候、

右之趣、濱方有之御代官幷御預所江も可被申渡候、

未六月

同年七月十七日、老中松平左近將監乘邑より、御勘定奉行神尾若狹守江所諭、

御勘定奉行江

房州府入市右衛門所江、異國人差置候銀、重而見合のため留置候ニ付、其段申聞、右市右衛門江鳥目壹貫文とらせ可被申候、

〔狄艦事略一〕異國船陸奥の海に來て針路を計る

元文四乙未年五月廿三日、松平陸奥守領内牡鹿郡長渡濱の内根組濱といふ所より三里程沖に、此國にて見馴ざる船見えける故、其所の名主一町程近く乘りよせ見けるに、一艘は大、艘長拾四五間程、一艘は長五六間程にて、船のこしらい、矢狹間などの樣なるものあり、縫詰を著たる人大勢乘居たり、其船翌廿四日の朝には、其所より見えざりしが夕七つ時頃、廿三日掛り居たる所より遠沖に見えたり、所のもの、此よし領主へ訴ふ、（同年五月晦日御屆）同廿六日には、二艘とも其所に見えず、

大平海ニ浮テ到ランコトヲ謀ル、清朝ニ通ゼシコトハ、康熙年中ノ事ニテ、三朝實錄ニ見ユ、又其時使者途中見聞スルマヽヲ記セシ紀行ノ一書アリ、先年長崎ニ渡リ、吉尾幸作翻譯ス、其後西國使者往來ノアル事ハ、奉使鄂羅斯記、龍沙紀略、西域聞見錄等ノ諸書ニ見ヘテ、今ニ盛ニ交易ヲ通ズル事ハ彼國ニモ審也、唯其時日本ヘ使者ヲ奉送セシ事ハ、我國ニテ寥々知ラザルコトナリシガ、竊ニ臆度スル處、是ハ太方先年其國光大夫ヲ押送スル砌、同樣ニ松前ニ著岸シテ願ヒタルモノニテ、松前ニハ其時彼是ヲ厭、其マヽ突キ返シツカハシテ世ニ秘シタル者ナラン、偖亦其國ヨリ近來レサノツトト云者長崎ニ來テ、米穀ノ交易ヲ願ヒシハ別ニ子細モナキコトナリ、先年光大夫歸國ニ付、其國ニテ厚ク交易ノ一條ヲ被託、其砌日本國中ノ產物何物カ尤諸國ニスグレタルヤト尋ラルヽニ、光大夫、日本中ノ產物格別ニ諸國ニ勝レル品無之、唯米穀ノミ宜キ樣也ト對シトナリ、然レバ米穀ニテ通商ヲ願ヒ來ル者ニシテ、其實ハ米穀ニ不限、何物ニテモ交易ヲ通ゼバ、自然物貨融通ジテ、曠漠ノ地ヲ賑ハスニ一入便リナレバ、且ハ日本ノ勝手トモト心得テ、米穀交易ヲ願ヒ來ル者也、

〔通航一覽二百七十三 魯西亞〕渡來并通商願

按するに、いにしへ本邦に渡來せず、元文四年はじめて安房國陸奥國の海濱に著岸す、但し我奥蝦夷に來り、カムサツカの地等を併呑せしは、元祿年間よりの事なるよし、蠻書及び老夷の口碑に聞えしむね、邊要分界圖考に記す、

元文四己未年五月廿五日、安房國天津村の（長狹郡に屬す）海岸に、異船渡來して、土人市右衛門に銀錢一を投す、同月廿八日また陸奥國谷河濱に（牡鹿郡に屬す）渡來し、百姓平三郎に同じく一を與ふ、よて雙方より屆あるによりて、海防の事等仰出さるゝ旨あり、また彼錢を長崎に遞され、蘭人に尋らるゝに、魯西亞錢なるよし、外に紙札一葉は、かの國かるたの札なる由を申あぐ、

通交貿易

祖ノ名ニ因テ名ケタル者ナリ、漢ニ魯西亞ト譯ス、和蘭呼テルュスランドト云、又其土人ハ自稱シテオロシイスコイト云ヒ、國都モスコウヲモスクワト云、凡此國近古以來地ヲ闢クコト極テ廣ク、西ハ波羅泥亞(ポロニア)、蘇亦齊(シュエシア)ノ諸州ヲ奪ヒ、南ハ都兒格(トルコ)ヲ破リ、小韃靼ノ諸州ヲ陥ル、ゴサッケンヲ滅シ、百兒西亞(ペルシア)ノ邊疆ヲ奪ヒ、東ハ大韃靼ノ諸國ヲ併セ、沙漠ヨリシテ北ノ方氷海ニ傍テ蝦夷ノ東北カムサスカノ地及ビ其邊海諸島ニ至ルマデ、皆其屬タリ、故ニ今世界第一ノ大國ニシテ、其國ノ長サ東西一百七十餘度ニ及ベリ、清朝順治年中ヨリシテ、始メテ使ヲ支那ニ通ジ、其界疆ヲ互ニ相約定シテ、今ニ至テモ通信交易等ノ事登絶ヘズ、故ニ近時清朝ノ諸書中ニ、此國ノ事ヲ記ス者多シ、

〔蝦夷草紙附録四〕ウルップ嶋の事

近年は赤人ども獵虎をはじめ名產をとつて、ヲロシヤの產物と稱して、中華北京に出し、交易して大利を得るといへり、

〔狄艦事略一〕赤夷、東蝦夷地ニ來て交易を請ふ、

〔瀛環志略四〕俄羅斯(俄羅斯、鄂羅斯、厄羅斯、阿羅思、斡魯思、兀魯思、羅刹、羅車、葛勒斯、縛羅答、莫哥斯未亞、薩爾馬西亞、魯西亞、汲寨峡、)

〔蔭不恤緯并船舶考〕倭羅斯交易之始末

抑倭羅斯ノ我國ニ交易ヲ願ヒ來ル濫觴ハ、彼國書ヲ按ルニ、元祿初方ノ事ナリシガ、其國中興ノ英王ニ、伯多祿ト云ル者有テ、此君天性雄武ニシテ、賢ヲ尊ビ民ヲ憫ミ、初沒斯骨烏ヨリ起リ、密ニ奇謀ヲ以テ、石弊理亞近邊ノ地ヲ懐ケ、次第ニ堺ヲ廣ゲ、大韃靼一帶ヲ蚕食シ、終ニ支那黑龍江ヲ限リ、日本ハ奥蝦夷加模沙斯加(カムサスカ)マデ侵略シテ、界ヲナスニ至ル、又兵ヲ加ヘ雪際亞(ジエンヤ)東南邊ノ地イングリヤヲ奪ヒ、新ニ城郭ヲ營ス、沒斯骨烏ノ舊都ヲ遷ス、名テビイトルブルクト云、ブルクハ城ナリ、ビイトルノ築タル城ト云譯語也、(中略)清朝ヘ使者ヲ通ジ、日本ヘハ南亞墨利加ノ鼻ヲ廻リ、

古事類苑

外交部二十一

露西亞上

國號

露西亞ハ、又鄂羅斯ト云ヒ、我國ニテハ或ハ赤人ト云フ、歐羅巴洲ノ北部ニ位スル一大國ニシテ、我蝦夷ノ地ト相近シ、

此國ノ人ノ我國ニ來リシハ、元文四年、安房陸奥兩國ニ航シテ、其土人ニ銀錢ヲ與ヘシヲ以テ我國書ニ見エシ始トス、或ハ云フ、元祿ノ比既ニカムサツカ以南ニ來リシコトアリト、安永七年、露人ウルツプニ來リ、交易ヲ請フ、是ヲ露人貿易ヲ請フ始トス、寬政五年、魯國政府ヨリ軍艦ヲ派シ、我漂民幸大夫等ヲ送還シ、幷ニ交易ヲ請フ、是ヨリ我北邊漸ク多事アリ、嘉永六年、露國ノ使節プーチヤチン長崎ニ來リ、國書ヲ呈シ、兩國ノ境界ヲ定メ、通交貿易ヲ爲サンコトヲ請フ、安政元年下田ニ於テ條約ヲ締結シ、エトロフトウルツプトノ間ヲ以テ兩國ノ界ト爲シ、樺太ヲ以テ雜居ノ地ト爲シ、箱館下田長崎ノ三港ヲ開クコトヲ約セリ、慶應三年、更ニ改正ヲ加ヘ、江戶ニ於テ條約ヲ更換セリ、

〔增譯采覽異言〕二モスコヒヤ又云ムスコベヤ　沒厮箇未突又作莫所未得

昌永按ニ、此國羅甸呼テモスコヒア、又ムスコヒアト云、和蘭呼テモスコヒイン、又ムスコヒイント云、漢譯又莫斯哥未亞ニ作ル是ナリトス、コレ此國都ムスカウ、一名モスカウト云ル地ニアルヲ以テ、總國ノ號トスル者ナリ、又此國ノ總名ヲ羅甸呼テルュシアト云、コレ此國開基ノ始

古事類苑

外交部二十一

露西亞上

乘込候儀にては、御廟も有之間、右の地相穢候様の儀有之ては、恐入候次第に付、志州海より内へは乘込不申候樣御取扱被成下度、尤も測量の儀乍不束和泉守家來假也心得居候者も有之候間、其段は差支には相成間敷事存候故、旁以て御乘組御役人衆初へ、夫々御達相成候樣仕度候、

十一月廿五日　勅シテ英人伊勢志摩兩國近海ノ測量ヲ禁ズ、

今度英國より測量の儀申立候趣、神宮より言上の趣にて、初て被聞召被遊御驚候、神宮の義は、兼て被仰立も被爲在候義故、關東に於ても如才無之儀と被思召候へ共、自然神之郡志摩國へ立入候樣にては、神宮へ對し、御尊神の御廉も不相立被爲恐入候御譯にて、皇國御瑕瑾にも可相成、必ず神之郡志摩國等へ異人共不立入候樣、尙又堅固に、其役々へも申渡、相心得候樣被遊度候間、早々關東へ申達し、於關東承知取計方被聞召度思召候事、

右之通武邊へ被仰出候事、

一伊勢神宮へ、勅諚本文前同斷、別紙之通被仰達有之候間、若し往復不相濟內、異人ども立寄候義も有之候はゞ、前條の意味を以て可及應接、右之次第、勅使を以て被仰達候に付、從司神宮役所へ御注進申上候事、右本文早々關東へ相達し、關東より萬丙丸船一艘被差向、英人測量の義、暫く御差留に相成候事、

雜載

承右モリソンは、唐土に留學致、學才有之候者に付、官祿重く被用候由、兼て及承居候處、右體表に信義を唱、其身漂民を送來候は、漢語にも通じ候故、阿蘭陀人の取次を省、直に彼國の事情を訴、交易之儀を歎願致候儀に可有之處、右之趣意御糺も無之、兼て御觸之通打拂被仰付候ては、御仁惠之御趣意に不相當、其上國の恨を結び、不容易儀と存迷ひ、夢物語と題號致候書を著述致候段、全く御役筋之御體にも奉申度心體にて致成候儀之旨は申立候得ども、既世間へ流布致、人心をも動し候仕儀に相成、渡邊登呼出しに相成候趣及承候、其方儀も呼出可相成も難計存候迚、病家先立廻り罷在候處、行衛穿鑿有之旨及承、安房守御役所江自訴致候得共、不憚公儀致方、右始末不屆に付、永牢申付候、

〔嘉永明治年間錄 十〕文久元年七月四日

日本海測量ヲ英人ニ許ス

神奈川、長崎、函館への海路暗礁等多く、是迄度々破船有之、難儀候由に付、此度英國測量の儀申立、人命にも拘り候儀に付、御差許相成、且御國に於ても、追々大船出來、航海致し候事故、巨細に測量不行候而は、差支可申候間、右英國軍艦へ、外國奉行、御軍艦奉行、御目付支配向の者共爲乘組、一同測量致させ、追て繪圖面出來の上は、夫々へ御渡可相成候、右に付ては場所に寄り、上陸も致し、測量は勿論、食物等積入候儀も可有之候、其旨乘組の役人より申談次第、總て不都合の儀無之樣可被取計候事、

六日　英船、勢州海ニ入ル可カラザルノ旨、藤堂侯ヨリ上書、

神奈川より、長崎函館への海路暗礁多く、是迄度々破船有之、及難儀候由にて、此度英國より測量申立、御差許相成に付、英國軍艦へ、外國奉行、御軍艦奉行、御目付支配の衆、御乘組御越に付、御達の趣承知仕候、右海路測量の儀に付ては、無論伊勢海へ乘込申間敷と奉存候、萬一右內海へ

心ぐみにて、長崎にまかり在候蘭人の邪魔、ならびに譏奏を避候存慮と考られ候、○中略

戊戌○天保九年多十月爽日の明日

〔無人島一件申渡〕

三宅土佐守家來　渡邊登

其方儀、主人領分三州田原は、遠州洋中江出張候場所にて、其方儀、海岸懸相心得罷在候に付、海防手當は勿論、蠻國之事情に通じ、主人の輔翼に相成度心底にて、長英幷小關三英、幡崎鼎と厚交り、蘭書を學び、西洋諸國の風俗幷去年參向之甲比丹ティマン說話等傳聞之儘、筆記致置候分書集、鴃舌二冊同小記を著述いたし、其上追々蘭書之理義相分候に随ひ、彼國之政教武備等行屆候樣なされ、主人領分海岸手當等の儀、深心配いたし罷在候所、イギリス人モリソンと申者、日本漂流者を自國之船に乘せ、江戶近海へ送來候旨、甲比丹より内々申立候由之風聞及承、右モリソンは暫唐土に留學いたし、學力も有之、當時官祿重く被用候人物之旨傳聞の說を實事と心得、彼國表に信義を唱、漂民を送り來り候所、近年被仰出候通打拂被仰付候ては、後來恨を結び不可然旨存迷、愼機論、幷海外事情等を答候趣之書面を綴、右之內には、井蛙鵂鶹、或は盲瞽想像等之譬を取其外恐多事共を相認、御政事を批判致候段、畢竟海岸御手當薄く候ては、不慮の義有之節、國家之御爲不相成儀と一途に存過し候心底を以、自問自答之心得にて、右之通り認置候得共、はからずも不容易文勢に流れ候に付、恐入候義と相辨、未稿を修不申、下書之儘仕舞置、他見被致候義無之由は申立候得共、右始末不憚公儀不敬之至り、重役相勤候身分別て不屆に付、主人家來江引渡、於在所蟄居申付候、

御留守居松平內匠頭與力青山儀兵衛地借　町醫　長英

其方儀、年來蘭學を好、博く蘭書之理義を解譯致候に随ひ、蠻國の政敎行屆候樣に信用致し罷在候處、イギリス人モリソンと申者、日本漂流之者を、自國之船に乘、江戶近海へ送來候旨風聞

されをき候ことにて、イギリスも和蘭陀隣國の儀につき、右も心得をり申べく、已に先年備前の回船イギリス領の天竺島へ漂著致し候所、イギリス人之を和蘭陀へ渡し送りつかはし候ことこれあり候、左かる所、此度わざ〳〵自國の船に乘、且又右漂流人をくりつかはし候までに候へば、船頭はなにものにても左かるべき處、右やう高官重職のモリソンと申もの頭取仕り候て送來候こと、一向合點ゆき申さず候、御高見も候はゞ、御腹臟なく御はなしきかせ被下度候、乙の人曰、何さまこれにはふかき子細もこれあるべく候、但しイギリス人に面會うけ給り申さずことに候へば、其事情確知しがたく候へども、先愚見を以臆裁仕候に、これまで數十年所々より頻に日本へ交易を願たき趣相聞、せめては海上通船のみぎり、薪水缺乏の節は、右のみも願たて、種々工夫仕候よしに候得ども、もとより言語文字も通じ不申かたより申上げ候ことも相なり申さず、かつ御宥免もこれなく、只イギリスと呼候へば、海賊とのみおぼしめされ、御取あひこれなく、右の船國地へちかより候へば、有無の御沙汰にをよばれず、鐵炮又は火炮にて御うちはらひに成候、凡世界中かくのごとく御取り扱これなき方に候、いづれこれは蘭人利己のため申あげ候て、イギリスは海賊とのみ讒奏仕候ゆゑの義と奉存候、さて此度漢文會得仕候ものに命じ、まかりいで立せ候て、右の趣巨細に訴訟申あげ候ごとく奉存候、また直に罷出候ても御取合もこれなく候へば、漂流人を送來候を名目に仕候義に察しられ候、また前以て蘭人へ傳言仕候趣にて考候所、ちかきうち江戸近海へ船を寄せ候ものは、乃モリソン船との義を知らせ申あげ候て、凡うちはらゐも免れたく、存慮の外、他事なきやうに奉存候、又長崎へまかりこえず、すぐに江戸近海へ船をよせ候儀は、右申あげ候乾隆帝の末年、貢船のみぎりも、貢物とのほか手重にて、廣東より陸地運送相なりがたく、仍て北京近海に船を寄せたきだん願候て、廣東の諸役人を避け、直にその下役人の悪行等穩訴仕候ことゝ一般の

の鼻をまわりたれば、向ひに家三四十軒計も見えたり、一時計こなたに舟をとゞめさせて、夷人計番屋へ行て訴ければ、やがて同心二人出きたりけるに、舟の中の人々は、ヲロシャの衣服なりければ、驚きたるけしきにて、汝等は何者なるぞといふ、尾張と薩摩のものなるよしをいひければ、詞にてや心得たりけん、ゑかと兩國のものなるかと問訊して後、迎への舟を出したり、其舟に乘て、一町計が程を行けり、こゝはエトロフ島の内シヒトロといふ所なりとぞ、そこに調役下役村上貞助、同心木村十平、北山倉之助などいふ人そゐたる、借一通り開札して、それより衣服を著かへさせ、粥を一もりづゝ折々たべさせなどす、持來りたる品々は改めてこと〳〵く封印を付たり、

〔戊戌夢物語〕甲の人、乙の人にむかひて言けるは、近來めづらしきうはさを聞たり、イギリス國のモリソンといふもの首となりて、船を仕出し、日本漂流人七人を乘せ、江戸近海に船をよせ、これを餌として交易を願ふよし、和蘭陀人申いでしとなん、○中略甲の人問曰、モリソンと申ものの名のきこえ候ものに御座候哉、承り度候、乙の人曰、隨分承及候者に御座候、右は元來イギリスにて碩學宏才の者につき、彼邦學校の教授に撰まれ、俸祿五六千石に當り候ほどに御座候、このものイギリスの支那に嫌忌卑蔑せられ候を歎き、右は全く言語文字通用し申さゞるゆゑの儀とぞんじ、右相通じ候やう仕たき存慮にて、二十餘年前より廣東へ態々まかり越へ游學つかまつり、すでに五車韻瑞などもイギリス語に翻譯いたし、開版仕り、漢學出精し、かなりに文章も書るほどに相なり、近年にてはよほど高名にまかりなり候、官位も進み職重くもちひられ、廣東交易吏の總督とかに相なり、南海中の諸軍艦一切支配仕候よしに付、少くも水軍二三萬位は撫育仕候やう相聞申候、左候へば此方の四五萬石の大名ぐらゐのことにこれあるべくやと存じ候、甲の人又曰、元來漂流人の儀は、唱蘭人に詫し送りつかはし候やう、仰わた

國人漂流

（ケシより出帆、離船に及び、別船にて同月十九日箱館出帆なり、但し其旨同人より江戸に届あり、）奉行役々を出し艮島に繫留して、家人の呈書を請とり、また役々に沙汰する旨あり、○以上本文

〔船長日記下〕あくる年の文化十三年子五月末つかたになりて、やう〳〵氷解になりければ、六人の日本人を本國へ送りかへすべき用意とゝのひ、フワイエール（船の名なり）といふ凡二千石積計なる二本檣のヲロシヤ船一艘、外に橋舟一艘長さ二丈ばかり、幅四尺計、深さ二尺ばかりにて、大きなる丸木の中をほりうがちて作りたる舟也、魯西亞（ヲロシヤ）の船頭スレスニ、諳厄利亞（イギリス）の船頭ベゲッ、筆者へチッ、水主一人、偕薩摩尾張の者六人、其外便船の者男女都合六十八人乘也、此時さつまの船頭喜三左衞門、尾張の水主半兵衞、此二人大病なりければ、熊の皮に乘て船へ乘うつらせ、五月廿八日比、カムサツカのガツン（みなとの事也）より船を出し、午未の方をさして走る、○中略七月九日天氣もよく、辰の時計に舟を出し、かねてヲロシヤ人のをしへにまかせ、海の岸を北西の方へ一里計廻りゆけば、高山有、此山よりいとも〳〵大きなる瀧落る、高さ凡三十間計もあるべきか、はゞ十三四間計にて、岩ほの上より岸をはなれて海の中へほとばしり落るなり、（此瀧は熊野なちの瀧よりも大なりとぞ、ヲロシヤ船海上十四五里さきより、此瀧を目じるしにして船をのると也、）其下を通りて、岸に添て行凡十二三里計も來つらんと思ふ比は、申の時計也、此わたりにて陸へあがりて、志ばし休らはんとは思ひしかど、又も熊の出こん事のおそろしさに、家のあらん所迄と、猶も力を入て西の方へとこぎ行けるに、小屋一軒有所を見付たり、いそぎて其わたりまで行つきけるに、島の鼻に、人間とも見えず髭いみじう生て、鳥の羽を身にまとひたるもの立つ、重吉之を見て大におどろきたるに、さつま人はエゾの人なる事を心得ゐて、詞さへよく通じければ、かの小屋へ入て、我々は日本の者なる事をいひ聞せ、一夜のやどを乞ければ、我は遠見に出たるもの也、こゝより日本人の居たまふ番屋迄は程近し、いざ給へといふにぞ、此夷人もろともに、又舟に乘、島に添て、西の方へ一里あまり行、島

〔長崎港草 七〕薩州送諳厄亞人

寶永元甲申年八月二日、薩摩ヨリ諳厄亞人三人、紅毛人三人、船ドモニ送來レリ、船ノ長サ三丈四尺、コレハモト琉球國ヘ漂著セシヲ送リ來レルト也、江府ヨリノ命ニヨリ、同年九月歸帆ノ阿蘭陀船ニ御渡アリテ、本國ヘ歸サレ、船ハ當地ニテ燒捨ラル、

〔通航一覽續輯 五十三 阿蘭陀〕天保九戊戌年當秋長崎入津之阿蘭陀船主より之風說書之內、日本人七人漂流仕候を、諳厄利亞船洋中に而救申候由、右蘭人見請候間、阿蘭陀人江請取候而相屆可申旨兼而申渡有之候間、此方江渡し可然由申候處、諳厄利亞人申候者此方より直にエフヘ自註江府といふ事なるべし屆可申、其方之世話には相成不申と申斷候由に候へば、來春は浦賀江參り可申哉、送り參り候者はヒチマンポンと申ものにて、東洋十六島之總督之由、人數も多く召連可申由、

〔通航一覽續輯 七十 諳厄利亞〕漂著 蝦夷地マヒル

嘉永三庚戌年四月十六日、松前伊豆守崇廣領分東蝦夷地マヒルに、異國人三十二人上陸す、よて領主役人をもて糺問せしむるに、破損の漁業船にて、いさゝか不審の事も聞えざるにより、アッケシ番所に置警固せしむるむね、四月廿四日及び五月廿七日屆あり、よて七月九日、異人ども長崎に護送あるべきむね、附札をもて下知あり、今年六月十五日夜、異人三人置所を破り出奔せんとす、卽松前氏家人これを捕へし旨屆出、同年八月二日江戶に達す、○中略

七月九日、異國人松前伊豆守崇廣より、長崎に護送あるべきにより、著崎の上吟味を遂げ、不審の事も聞えざるに於ては、阿蘭陀甲比丹に渡し歸國を命ずべき旨、老中より在府長崎奉行一色丹後守に下知あり、よてこれを長崎御代官高木定四郞に達す、○以上本文

〔通航一覽續輯 七十一 諳厄利亞〕漂著 蝦夷地マヒル

嘉永三庚戌年八月廿九日、申剋、松前伊豆守崇廣より、異人護送の船、長崎著津により、八月七日東蝦夷地アッ

る日附より、右總高を六割にして、則五十萬ドルラル宛四季に三箇月毎に拂ふべし、

第三

然れ共、右各國にて、敢て金子を求る主意なけれ共、日本と交際を厚くせんが爲なり、双方の利を尙充分に爲ん事を、唯希望する所なれば、大君殿下にて、右償金の代りに損失幷損害の償として、若し下の關の港、或は內海に在る貿易に適宜なる港を開んと欲する旨を申出る時は、各國政府に於て其を承諾爲す歟、或は償金を金子にて受取るべき存意あらば、前に取極る如くなるべし、

第四

此取極書の日附より、十五箇日の內に、大君政府にて本書を取替すべし、

右證據として各國と日本の全權、此取極書を英文蘭及び和文に綴り、各五通宛書記し調印せり、

右の中英文を原文とすべし、

元治元年九月廿二日（西暦一千八百六十四年十月二十二日）

酒井飛驒守花押

英國特派全權公使
ルゼルフォルト、アールコック手記

佛國全權公使
レオン、ロセス手記

米國辨理公使
ロベルト、エッチ、プラインン手記

和蘭總領事兼公使
ド、デ、カラーフ、ファン、ポルスブルーク手記

領國內ヱ打果候者凡四五百人程死亡仕候、併家來共私指揮を不守、無念之亂妨仕候儀、何共奉恐入候、右對御國ヱ重大之事件に付、猶此上之御沙汰奉願上候、如何成重罪被仰付候共、御差圖に任せ可申候、先不取敢此段御屆申上候、以上、

亥六月六日　　松平大膳太夫

〔各國條約書〕下の關取極書　元治元年甲子九月二十二日、千八百六十四年第十月二十二日、於横濱調印、

長門周防の諸侯、毛利大膳敵對を爲し、大君にて條約面を眞實に取行ふ事難かるべき程の掛念ありしに因り、大不列顛、佛蘭西、合衆國、及和蘭の目代、外國船を打壞し、且貿易を妨る爲に、右大名にて打建たる臺場を破壞せん爲め、同盟の船隊を無餘儀下の關の海路に送れり、且又謀反の大名を罰する事、大君政府の職務なれば、條約各國貿易の損害と、軍隊の諸雜費とを、大君政府にて引受べきなれば、下命の條約各國目代と、大君政府の全權若年寄酒井飛驒守と、千八百六十三年第六月以來、毛利大膳條約各國の旗章へ對し、敵對及び暴業を爲せしに付、總ての苦情を極めん事を欲し、且同時に戰爭の償金並下の關に送りたる同盟軍隊の諸雜費等を確と取極ん爲め、次に載する四箇條を取極めたり、

第一

各國に拂ふべき高は、三百萬ドルラルと、取極たり、右高の內に、是迄長門の諸侯暴業を爲せしに付、拂ふべき總ての償金も加へあるべし、右は償金及び下の關を燒ざる償金、並各國同盟船隊の諸雜費と云ふべし、

第二

右拂方の儀は、各國目代より、此取極書の本書并各國政府よりの命令を受け、大君政府に報告す

たし候樣子之旨注進申聞候間、其儘打捨置候樣申付候處、物頭宍戸主膳組より、俄忽に大炮打掛候處、異船は其儘引拂候旨注進申聞候間、重役共遣し、向後俄忽之義無之樣申遣候、同二日打續、又候異國船三艘碇泊致し測量致し候樣子に付、先手頭益田貢組より大炮打掛候處、右三艘之內打碎候に哉、一艘は早速退帆仕候處、同三日辰刻頃、英人重役之者等三百餘人、船先江書翰差出歟、一艘軍艦乘込、暫時談判いたし度旨申出候間、右人數上陸爲致、城下難波町陣屋に而重役出張、右書翰皆讀候處、去る朔日、英國商船江、不意に大炮打掛、同二日佛蘭西之商船を是又理不盡に二艘打碎、旁仁義之取扱無之、彼是重役江談判に及び、其黑白相糺度旨申出候由注進申聞候間、兎角此方俄忽之義に付、可然取計可申旨申遣し候處、家臣毛利安房守暫時及談判、家臣共俄忽之段精々申諭候處、右書文に而請取度旨申聞候間、則書文差遣候處、承知仕、以後必取締り呉候樣申聞立戻り右難波町より常盤町江掛り候場所に而、何人共不知、不意に多人數出張、右英人不殘打果、書文も取返候趣に付、早速人數差出候候得共、亂妨人共行違相知れ不申候に付、夫々手配り申付候處、同五日曉寅刻頃、英佛之軍艦不意に渡來候間、先手共夫々番船等配り候處、宍戸主膳益田貢等之船船打碎、其上海岸臺場三ヶ所打崩、右江乘上、打散候旗指物等悉々奪取威に、箱原港より上陸、大炮打懸候に付、先手共死亡多、散亂候處、追々乘込候樣子に付、不容易次第に成行候間、此方よりも人數繰出し、大炮を打懸、此處に而暫戰爭に及び候處、双方死亡不少樣子に付、是に而異人共は早々引返し、乘船仕候間、猶追打候處、手早に其儘軍艦乘出し、沖合より又々大炮打放し、退帆仕候、私義は周防金尾ヶ原陣屋に罷在候間、早々出馬仕候處、最早異人共退帆候後に付、其段々相糺候處、先に此方より不意に大炮打懸、剩談判之者不殘切捨候怒憤に而、如此亂妨にも及び候哉之旨申聞、悴長門守計ひに而、藝州小倉等江加勢申遣候處、藝州よりは千餘人出張候得共、右等も最早英船退帆之後故、其儘差戻し申候、私家來宍戸主膳、益田貢、其外人數之內凡六百餘人死亡仕、英佛人數、

下關事件

ントナヨフスモ是ガ爲ニ死ス、〇中略註天氣惡ク、雨フリ、風、陸ノ方ニ向ヒテ吹ク、午後第三時火府中ニ起ル、第三時三十分ニ發砲止ム、第九時二十分ヨリ造作場ニ打カヽルコト終夜、翌十六日、（我七月三日）午前第三時三十分ニ碇ヲ上ゲテ港口ニ出掛ケ、府ノ臺場ニ向テ打ト雖ドモ、破裂丸又ハ實丸只答ルモノ臺場二ケ所ノミナリ、碇泊セル處ハ、丸ノ達セザル處ナリ、（譯者云、第二次ニカヽリタルコトヲ脫ス）、府ハ夜半尙燒ケテアリ、〇中略

癸亥七月、薩州ヨリ傳奏ヘ屆書、

去月廿八日、英船七艘、城下海ヘ渡來、生麥一條ノ義ニ付、妻子養育料可相渡旨書翰差出候間、此義ニ付テ者、何處迄モ曲直ヲ致分解候含ニテ、爲致應接候處、去ル二日曉、水夫共爲乘付城下邊ニ繫置キ候手船蒸氣船三艘、無斷ニ引出シ、既ニ出帆ノ形ニ見受候ニ付、不堪憤激、卽時ニ可打碎旨嚴令ヲ下シ、諸方臺場及砲發候處、彼ヨリモ同樣頻ニ發砲、終ニ戰爭、翌三日晝過退帆掛ケ、同斷海中孤島ノ臺場邊通船、又候直ニ打合、其夜城下ヨリ四里許沖ヘ七艘共碇泊、同四日退帆仕申候得共、內ニテ口艘碇泊申候、其內相應相痛候モ有之體相見ヘ、一艘漸々引船ニテ退帆、追々死體器械等流寄申候得共、幾人打留候哉相分不申候、此方手負死人別紙之通、並蒸氣船三艘燒亡、且市中寺院等處々燒失仕候、不取敢此段形行早々御屆申上候、已上、〇中略

亥七月五日　　源舜庵　　川上龍兵衛

右に付朝廷より松平修理大夫に賜はりたる勅諚あり、左の如し、

去ル二日英艦渡來之處、及發砲血戰候趣、達叡聞候、布告奉御趣意無二念攘斥候段、叡感不斜候、彌勉勵有之、皇國之武威海外ニ可輝樣御沙汰之事、

〔文久三亥見聞雜錄二十三〕私儀、去る五月廿三日、京都表より御暇に而歸國仕候處、內裏御取締之儀、南昔天門御警衛被仰付候に付、指揮旁上京仕度存候處、當六月朔日、領國沖合江異國船一艘碇泊い

薩州に向ひ、鹿兒島港に入り、迫るに幕府は既に罪を謝せり、薩州も亦罪人を出すか、償金を出すかの二つを一つ決すべしとの事を以てせり、此時藩議は既に戰に決したれば、故らに依違して、備をなすとは知らず、七月二日、英艦猝かに內港に入り、滊艦三艘を奪ふて質となさんとす、藩兵之を見て、一時に發し、英艦を砲擊す、敵亦砲を發し挑み戰ふ、是日風雨大に起り、英人利なきを知り、夜る奪ふ所の艦を焚き、錨を拔くの暇まなく、其索を斷ちて逃れ去る、後ち英人再擧を謀るを聞き、薩州は金を幕府に借り、之を償ふ、和成るに及び、英人錨を請ふに、薩州之を還したるを以て、英人深く其義を感せりといふ、蓋萬國の法は、戰て其錨を獲たるときは、容易に之を還さゞるを以てなり、此書類は、其戰爭の後、薩州、英人、双方より幕府及び傳奏へ出せし所のものなり、

癸亥七月八日、英國より幕府へ差出たる書、（外國新關係）

英國軍艦コロモランント、書狀ヲ齎テ當港へ唯今著セリ右去ル土曜日（我七月二日）第十二時（午刻）軍艦鹿兒島港ニ碇泊シ在、大風吹ク、日本人ヨリ不意ニ發砲セリ、不幸ニシテ次ノ人員殺亡セリ、カピタン船將シウンスラリング（人名）コンマントル大將ウキルモット（人名）九百人一ノ丸ニテ打殺サル、外手負死人六十人、艦ハ多分損傷ス、英船當港へ歸來ル近ニアリ、書中ノ文巨細ニ記スルヲ得ズ、其大略ヲ載ス、

第八月十五日（我七月二日）第十二時（午刻）臺場ヨリ打出ス、水師提督直ニ合圖ヲナス、日本船三雙ヲ燒ク、捻仕掛ノ蒸氣艘也、船號ハエンゲランシルシナールシイコンラスト（横濱又ハ長崎ニテ買入タル薩州舟）右日本船早朝軍艦ノ傍ニ碇泊セリ、臺場ヨリ打掛タルヲ以テ、軍艦碇ヲ上ゲ、其射ルコト甚タ强ク、五百乃至六百エル餘離シテ一列ニ連レリ、殊ニ大筒ニシテ其內六十乃至七八十比許ノ破裂丸、又尽餘ノ實丸ナリ、カピタン並ニコンマルトルハ午後第二時五分五秒ノ比、甲板ノ櫓上ニテ、一彈丸ノ爲ニ死ス、又千インチノ破裂の丸、甲板ノ中央ニテ破裂シ、水夫七人卽死ト、五人手負、ロイテナ

（の卅四萬兩に當る）を政府より御差出相成、其上にて薩州鹿兒島へ相廻り、島津家より被致殺害候英人妻子爲養育料三萬ドル請取可申、若相拒候はゞ可及戰爭候、日本政府重き役人一人、爲被使、是非共英國軍艦へ被乘込候樣致度存候、右は全く十九日より二十日廿四時を限り（猶豫刻限三月九日に當る）打過候はゞ、即刻軍艦相廻し、大坂始め長崎函館其外諸港に出入の船を奪ひ、且江戸を燒拂候積り、是は英國旗章へ、條約に對し、日本政府の越度に候故、無據此事件に及び申候、

五月四日　英夷將ニ兵端ヲ開カントスル旨ヲ列藩ニ達ス

圖書頭殿御渡、英夷一條、追々及切迫候に付ては、模樣に寄り、今晩にも兵端を開き候義も可有之候間、銘々覺悟可有之候、尤も及差圖候迄は、決て卒忽の擧動有之間敷、萬一家來末々に至迄心得違の者有之においては、嚴重に處置可被致候、

右之通、萬石以上以下の面々へ、早々可被達候事、

九日　幕府金ヲ英國ニ贈テ、生麥ノ事件ヲ償フ、

巷説、閣老小笠原圖書頭長行、昨八日品川海出帆、今九日横濱港へ立寄り、英人へ應接し、英國士官を東海道生麥村に於て殺害せし事件の償五十萬ホルトステール、日本三十萬兩、右相渡し內濟整ふと云、

〔維新史料九編〕薩州攘夷事件

文久二年壬戌（紀元二千五百二十二年）八月、勅使大原重德卿西に歸る、島津三郎（久光公）先發して生麥に至る、時英國人四名馬を馳せて其前驅を衝きたるが故に、從士怒り、其一人を斬りて馬より落せしかば、餘は逃れ去りぬ、翌年春、英艦數艘横濱に來り、迫るに生麥の件を以てし、其主使者を眼前に誅するにあらずんば、贖罪金五十萬元を出し、更に島津家をして三萬弗を出さしめんとす、之を拒むに於ては、戰爭に及ぶべしと、之を以て、五月、幕府は四十五萬元を出したり、英艦七艘直に去りて

は、終に政府之御爲不宜儀出來可申候、

御老中方

右は我國古來よりの仕來に付、急に改候儀は出來兼候、

英國公使

舊來之御法には可有之候得共、英人を害候段は、夫丈之御償ひ無之而は相叶不申候、

御老中方

至極尤に候、夫故政府にも心配致候譯に而、英人ェ對し、始而取極候法則には無之、國內一體同樣に候、

英國公使

左候はゞ、此段政府へ申遣し、本國の返答相待申候外無之候、

〔嘉永明治年間錄十二〕文久三年三月五日

英國軍艦、神奈川港ニ到リ、重大ノ事件應接ノ旨ヲ、萬石以上以下ノ諸士ニ達ス、

河內守殿渡書付　此度神奈川表へ、英國軍艦數艘渡來、重大の事件、書翰を以て申立、來る八日迄に御決答無之候はゞ、船將の職掌を盡し可申旨申立、右は不容易の儀、應接の模樣に寄り可開兵端も難計候間、各拋身命、多年の御恩澤に報じ、不覺の心掛無之樣可被相心得候、尤御留守中の儀に候間、猥に動搖を不生樣、家來末々迄可申付候、右之趣、萬石以上以下の面々へ不洩樣可被相達候、

英國書翰和解

英國士官を於生麥殺害候島津三郎並一類共、不殘召捕候て、英人立會之上、首級を刎候樣致し度存候、此儀日本政府の御威勢薄くして、御所置難成候はゞ、爲償金五十萬ホントステール日本

モヘ被仰渡被下候テモ、承服不仕、萬々一國元ヘ軍艦差向候樣申出候ハヾ、外ニ致シ方モ無之事ニ御座候間、薩州ヘ渡來仕候得バ、皇國ノ御威光不汚候樣、精々穩ニ取調應接致候樣可仕候間、右ノ趣可然被仰諭被下度段可申上旨、三郎申付越候、此段申上候、已上、

文久二壬戌八月二十九日　松平修理大夫內　西筑右衛門

〔文久紀事〕四戌〇文久二年十月十三日、水野和泉守殿邸に而應接之趣、

御老中方

生麥におゐて殺傷一件は、島津三郎家來之內、事實よく相分候者可差出、申達置候處、則三人差出候間、其者共及吟味候得共、何分發輝と相分兼候に付、尙事情巨細に相心得候者可差出旨再應達置候事に有之、就而は右之者來著候上は、早々及吟味可申候、尤最初より餘程時日も相掛候事故、其方には定而待遠敷可被思候得共、右樣之儀火急に致候而は、却而不都合も可相生ものの故、漸々に所置致候事に候、

英國公使

被仰聞候趣に而は、私に於ては不平に有之申候、生麥一件に付ては、其後何とも御報告無之段、本國政府へ可申遣候、〇中略

御老中方

其國に而は罪人何れの地に隱居候とも、直に政府に而召捕候儀に可有之候得共、此方は素封建之制度に而、諸藩士ども召捕候節は、政府より手を下し候儀は、何分出來がたく、其主人江申達、主人方より召捕候譯故、主家の探索方行屆兼候儀にも可有之哉と被存候、

英國公使

左候はゞ眞に歎ヶ敷事と被存候、大名江被爲對政府之御威權を十分御振ひ被成兼候樣に而

〔嘉永明治年間錄十一〕文久二年六月四日

英人マタルス害ニ遭ニ仍テ、松本藩六人ヲ拘ス、

六月四日封廻狀　松平丹波守家來唐澤宗藏外六人、一ト通リ尋の上、召連人へ預け遣す、　石谷因幡守御役宅に於て、神保伯耆守立合、因幡守申渡す、

巷說、英人旅館東禪寺、松平丹波守警衞の所、同家足輕非番のもの某同寺へ忍入、英人へ意恨有る趣を以て、白刃を振立、既にマタルス一人切殺し、外一人へ手疵を負せ、夫より屋敷へ歸り切腹すと云ふ、唐澤宗藏外六人の者は、其日當番に付、引合に相成と云ふ、

〔維新史料雜記六〕生麥一件御屆

島津三郎儀、下向ノ節、於生麥供方足輕岡野新助、異人ヲ切付、其儘何方へ哉立去候ニ付、外國人ドモヨリ再應申立候趣御座候由ニテ、島津登、並私共ヲ呼、委曲被仰渡候趣、具ニ旅中ヱ申遣候處、尙又早速巨細手ヲ付取調候得ドモ、何分今以行衞相知不申、併此者儀ハ、召捕差出候心得ニ御座候間、暫御猶豫被下置候樣奉願候、右ニ付テハ其餘携候者可有之、精々取調可差出、且又右一件其場ノ次第相心得候者呼戾シ可差出旨被仰渡、供頭山口彥五郎ト申者差出、町御奉行樣ヨリ御尋有之候得ドモ、先行列ノ內ノ儀ニ付、委敷樣子ハ分リ兼候ニ付、先供ノ內ニテ右次第相心得候者兩三人差出可申旨御達有之、尤右ノ趣御精細度々御沙汰承知仕、其段度々其筋役人共へ細々申含、旅中ヘモ差遣候處、前文ノ通、精々取調候得ドモ、何分勇壯ノ若者數百人有之、行列ニ立障候ニ付、新助右ノ通取計候事ニテ、縱令尋當候トモ、可差出筋無之、行列へ無禮相働候者ハ、討果候ハ古來ヨリ國風仕來候旨申立、其場ノ樣子混雜中故、外ニ誰ハ箇樣ト見留候者モ素ヨリ無之、先供ノ內ニテ差出候迚モ、御請早々難申上趣ニテ、夫トモ差出候事ニモ候得ドモ、我々一同被差出度抔申張罷在、騷立モ可仕哉ノ形勢ニ御座候得バ、此上取調樣モ無之候、就テハ於公邊御程宜敷外夷ド

別紙は東禪寺亂入之當、存意書幷人數書等に而重複に付略之、

外國人江書翰

貌利太泥亞格外公使全權ミンストルエキセールレンシールーセルフヲトアールコツタ江以書翰申入候、貴國公使館江狼藉及びし次第も有之、其他不穩趣も相聞ゆるに付、警衛向十分心を盡すといへども、即今之ごとく各國公使所々寺院に散在被致候而は、懸念不少に寄り、各ミンストル館造營成就迄之間、我大君遊覽之別園濱と唱ふる構内に引移られんことを望む、是兩國船交際其許之安全ならんことを、大君深く配慮ありて、格別之厚意を以、假に住居せしめんことを計らせ玉ふに而、其地之形勢粗城郭にひとしき門塀もありて、平素諸人之出入も少ければ、警衛之辨宜にも相成、且火災之患も薄く、其許等に於而も安心ならん事を欲する懇篤之意に出れば、其眞情を慮察有之度、別紙繪圖之場所江假に居館被補理候積に付、同意に於而は早々回答あらん事を請ふ、拜具謹言、

六月廿六日

久世大和守花押

安藤對馬守同

〔嘉永明治年間錄十〕文久元年八月八日

東禪寺事件、勤勞ヲ謝シ、英人物ヲ贈ルニ依テ、郡山藩ヨリ伺書、

八月八日、松平丙時之助伺、當五月廿八日、高輪東禪寺イギリス人宿寺へ、狼藉亂入候節相働候、家來共へ、一昨六日夕、同寺へ相招き、ミニストル謝詞、別紙の通贈物有之候へ共、右品受納致候儀にも御座候哉、此段奉伺候、以上別紙贈物の覺、十六品石川治助へ、十品上原灘之助へ、十四品谷澤鉀之助へ、十六品横地豐三郎へ、十七品八十島惣助へ、十三品山村留次へ、十四品中村伊三郎へ、十七品川邊助十郎へ、十八品山口民之助へ、十三品野村虎吉へ、

るに及ばずといへども、畢竟其元等之爲に斯迄力を盡せしゆへ、亂入せし者之內三人は、其場に殺傷し、一人は疵爲負捕押へる事を得たり、猶其殘黨之內品川驛旅籠屋江取隱候得共、手配相屆候ゆへ、難逃候哉に而自刃及び、貳人は卽死せし歟共、壹人は未だ死に至らざる間敷、捕押しものども一同、一と通相糺せし處、いづれも常州邊之浪人之由に而、別紙十四人連名之書付を懷にし、互に堅く黨を結びし趣に相聞、卽時嚴敷鞠問を遂げ度あれども、疵所療養に障り、萬一死失せる時は、吟味之手段を失ふ之恐れあれば、卽今厚く治療を施し、平癒を待而嚴敷相糺し、事情明了を得ば、賊巢探索之術は十分施易かるべし、尤逃通之殘黨は、卽今百方手を盡し、其筋々江命を下し、專ら手配をなせしなれば、兇徒捕獲之報告を日夜待處也、勿論去春、我元老○井伊直弼出仕之途中に待受亂妨及びし惡徒等逃竄人數、幷姓名等迄、巨細相分り居、穿鑿方を盡すといへども、更に其便を得ず、當春に至り、終に其一人を捕獲せし而已なれば、今般之賊徒も、今こそ豫じめ捕へ盡すべきとの事は必とし難けれども、前にも申演るごとく、追捕の手筈を盡しぬれば、定而其効空かる間敷と思ひぬ、先きに返書を以申入し趣もあれ共、倚此始末を繼述して、護衞の士面々用意等閑ならず、且常に我政府之注意淺からざる段諒察を乞ふ、尤過日外國奉行俱に宿寺內締り之ヶ所ヶ所一統商議之趣も有之、奉行〻も件之引合及び、粗整頓にも至れる哉之由なれ共、右は一時之取計に付、猶後來之警備筋、先奉行〻も追々其元へも見込をも相尋、夫々所置及ぶべけれども、此程も申入しごとく、館內江護衞之士不差置候而は、十分之警衞は行屆間敷に付、以來は館內江護衞之者差置候儀、領掌有之度、其他猶面晤に盡さんと欲すれば、來る八日九日之內、九ッ半時過西洋一時二時之間對馬守邸宅江參らる丶樣致し度、依之別紙書付相添、此段申入候、拜具謹言

文久元酉年六月六日

久世大和守 花押

安藤對馬守 同

廿八日夜四時頃立出候儀行違不相知

名前書
有賀半彌（○中略）

〆拾四人（○中略）

文久元酉年五月廿八日夜四時過、高輪東禪寺に於て亂妨及び候浪人、有賀半彌、岡見留次郎、前木新八郎、森半十郎、榊鉞次郎（此ものは松平和泉守方に而生捕、交替寄合生駒徳太郎江御預と成）、木村幸之助、二川金四郎（此兩人は松平時之助家來討取）、渡邊剛藏（御用出役方に而討取）、古川主馬之助、山崎新之助、中村貞助、小堀虎吉、黒澤五郎（以上十三人）、御用出役河野虎吉、神部鷲之助、中尾祐七郎、北條繁三郎、天野岩次郎（手負）、江幡吉平（深手に而死）、松平時之助家來手負三人、異人料理人手負一人、表門番即死一人、別當即死一人、英人長崎居留コンシユルモリソン（薄手）、同國人繪師フヲールクメン（薄手）、浪人三人品川宿に而自害之由、（○中略）

五月廿九日夕刻

外國奉行江

覺

昨廿八日夜、英吉利人宿寺高輪東禪寺江浪人共亂入いたし候節、何れも支配出役之者等、格別之働、討取候ものも有之哉に相聞、一段之事に候、猶追而御沙汰之品も可有之候得共、先此段昨日詰之支配向之者江可被申渡候事、

〔文久紀事　二〕英吉利人江書翰

貎利太尼亞格外公使全權ミンストルセルトアールコック江

以書翰申入候、去月廿八日夜、無賴惡徒十四輩、亂入せし時、不行届之儀も有之趣被申越、氣之毒之至りに候、乍去其使臣館護衞之爲附置る丶大君之親兵を始、警衞諸家之藩士、何も力を戮せ、防禦接戰及び、親兵之內六人、藩士之內三人は痛手を負、既に其親兵之內には、翌日死に及べる者有之程之儀、其他淺手を負へる者數輩に至り、右等は其元にも目擊せられし事なれば、今別に詳悉す

一右ノ如ク町中アバレ步行候ニ付、同心一同急呼上ニテ、町中防ノタメ廻リニ出タレドモ、異人ドモ大勢ナレバ、思フ樣ニ行屆カズ、止事ヲ得ズ、異人一人打伏セ、縛リ上ゲタレ共、酒ニ醉タレバ、倒レテ夕方迄寐テ居タリ、夫ヨリ夜ニ入テ、船ヘ連行、船將ヘ斯々咄シ歸リヌ、翌日ニ至リ、打コハシタル品、其外共船將ヨリ銀錢ヲ出シテツクノヒタリ、

一箱館ヨリ續キタル所ニテ、一里程隔リテ、七里濱ト云小村アリ、五月二日夕七ツ時過、百姓常吉幷樂右衛門ト申者方ヘ、異人共三十人程ニテ押込タリ、女房子供計故逃出タリト云、其迹ニテ異人共三十人程ニテ、金子七兩程、其外衣類又者食物器物佛具迄盜取逃去タリ、翌日屆タリ、是亦船將ヘ懸合、銀錢數多送リヌ、

一五月三日、右等ノ事ニ付、御役所ヘ船將三人呼出シ、應接有之候、此方ヨリ市中亂妨等之事懸合タレバ、船將申ニハ、中々下々ノ事迄ハ行屆マセヌ、夫ト云モ當所ヘ先日中牛ヲ被下候得ト願ヒタルニ、未其願ノ叶ワヌ故ナラント思ハレ候得者、牛ヲバ是非々々被下候得ト答エタリ〇中略

六月廿一日附　箱館出

公使館員襲撃事件

〔萬延元庚申 文久元辛酉 見聞雜錄二十一〕連判書寫

私儀、不肖之身には御座候得共、神州夷狄之爲に被相汚候を傍觀いたし候に不忍、此度尊攘之大義に基、決心仕候事に御座候は、匹夫之身、素より國威を海外江輝候程之儀は出來兼候事に御座候得共、只々區々微忠、寸分之武威相立、國恩之萬一に奉報度之心底迄に罷在、此度追々夷狄御退攘之基とも相成、乍恐萬分ケ一、叡慮、台叡慮〇叡恐誤をも奉安候、卑賤之身に取、誠以無此上難有仕合奉存候、拋身命決心罷出申候、以上、

文久元年五月　有賀重信

略

一翌十日夜明候へば、船不相見段申出候間、小子にも木屋へ罷歸候處、又々五時分平之方に船相見、追々屆け出、漸々近寄候段申出、則小子にも役所江相詰候處、村中大さはぎに而、諸道具取集、衣類鍋釜等取出し、右往左往に鳴立候間、皆々役所江集置、差圖之上山江逃させ候段申渡、下知仕候得共、耳にも聞入不申、山に逃行、手に及不申、七ツ時分には五六里も有之候半、大間差向參候段申出、暮時分には二三里も有之處に而夜に入、船相見不申、〇以下略

〔御書付幷評議留〕いぎりすの船、先年於長崎及狼藉、近年年々之樣所々へ乘寄、食料薪水を乞、當年に到り候ては、猥に上陸いたし、廻船の米穀、島方の野牛等奪取候次第、追々横行之振舞、倘此上何樣之狼藉可仕出茂難計、難被捨置事に候、向々評議之書面、別紙之通りに候間、一覽之上、總而異國之舟渡來之節、向來御處置之方略、猶良策も可有之哉、不殘心底存念之趣以封書可申聞候事、

松平伯耆守　水野左近將監　太田攝津守　本多豐後守　榊原主計頭　筒井伊賀守

村垣淡路守　石井主水正　遠山左衛門尉　曾我豐後守

右之向々江御尋之事

〔有所不爲齋雜錄七〕安政三年丙辰

安政三辰年、此書付餘所ノ人ニ見セテハワルヒト云沙汰ナリ、深ク秘ス、

一五月朔日イギリスのサイビルト云船ヨリ、異人三十人程上陸、一同ニテ廣島屋ト云酒問屋へ這入、理不盡ニ酒藏へ入、酒一樽ヲ取出シ、一同ニテ呑ホシ、夫ヨリ町中歩行亂妨シ、餅幷菓子杯取喰テ、其上五十嵐ト申藥種屋へ行キ、アバレタルヲ叱候迚、大勢集リ來リ、建具を破り、其外諸品幷藥種投チラシ、其上六十餘ノ亭主病氣ニテ臥リ居タルヲ、頭ヲタヽキ、二寸程ノ疵ヲ付タリ、夕方ニ至リ、イギリスノ醫者トテ來リ、療治ヲナシテ行タルトゾ、

處、兼而畑と申て、船著之四方一面に見江渡り候廣畑江、二人走り行、牛に向ひ鐵砲一筒打候へば、射迯し候と相見候、二筒目に射伏、追々右之場所江七八人走り行、牛を追散し、右往左往に走り廻り、牛を搦取引行も有之、一人は小高き岡の上に上り居、致差圖居、射伏候牛切放し、三四人に而銘々肩に掛運候體に見候、其内も船場よりは始終鐵砲を打通し、本船よりは石火矢を打音絶間なく、然處に、最初牛を射伏候者三人、村江走り向と相見江候へ者、味方大さはぎに成立、多人數木戸口江控居候得ば、いつの間にか人少く相成、木戸口よりは吉村九郎殿被踏留候氣色見受候間、小子も平田藤助殿抔筒請取、御番所木戸口坂下之守河と申竹山の内より、横合に打留可申と申届、驅行候へば、横目中村理兵衛殿、平田藤助殿打續て被參候、守河迄は行著候へ共、見込之場所江不出內、本道は不參、上道より敵三人、御番所木戸口坂江向走り上候間、鐵砲段段二筒續に而鳴候へば、一人は本道下り迯行、井戸の脇江牛一疋繋有之、其牛と岩との間、二三尺明き間有之所を、鳥の飛ごとくちうと見掛、鐵砲も得打不出、殘念至極に存候、濱坂と申所邊に而候半、大音あげ、日本人の聲より倍高く、如何樣總勢を舟場江相まとめ候ための大音と相見候、俄にさはぎ立候、右之通三人、上道より走り上り、鐵砲二筒鳴、一人迯行候間、二人共打留候には別條無之被存候、其あたりうめく聲牛の若く聞候間、我々三人、右山江驅上り、木戸口江驅りゆき見候得ば、一人射伏有之、最早息も絶居候、今一人不相知候間、何方江居候哉も難計、暫く木戸口を固め居候得共不相知、爲用心異國人の鐵砲を取、平田藤助殿江爲取置候、船も外江漕出候に付、吉村氏はいつ方に被居哉と存、方々尋見候處、番所上の段に控被居候間、始終を承り候處、木戸口江被扣居、敵間四間計に待受射伏被申候由、今一人は上道より迯行候よし相知、安心いたし候、今一筒の鐵砲の音は迯行候節捨打候由相聞え候、吉村氏手柄故、總勢も直に引取、祝儀申事に成候、吉村殿敵合四間計に引受被打候事、餘ほど心氣靜り居被申候事感じ入候、〇中

候事不相成と手様にて申通し、米野菜見せ候得ば、米は澤山に持合、野菜は與候様手様いたし、里いも（薩摩いもの事）唐のいもなど與候得ば、別而嬉敷様に相見申候、船中乘組人數の事、手數にて尋候得ば、左右之手を七度握明いたし候、左候得ば、七拾人乘にて可有之と相見、又阿蘭陀と對待も有之、インキリスと申事に相見候、先年長崎に差越候エゲレスの事に而可（〇可字恐衍）有之間敷哉と存候、鯨を畫き、片目を塞ぎなどいたし笑ひ候は、夫を突、船を引候様手様いたし、船にももりの様成物を乘せ居候之由、我々には濱坂と申所より致見物居候得共、珍敷異國人の事不苦、候はゞ、見置度旨、役々之衆江申入候處、不苦候間、見物いたし候様承り、直に近所江參り能々見候處、頭はイソ毛に而、大形は赤し、又中には黒きも有之候、毛至而短く、眼付相替り候、又日本人より格別かはり候處もなく、勢は大く、鼻高く、衣服は大かた赤く、至而短く、腰の上迄有之、袖は細く、股引革足袋等は唐人の如く、帽子は（図）如此、勇猛の生質と相見候、牛を與候事不相成と申事分り兼候哉、又々牛に指さし何か申候、野菜其外衣類等取揃歸り候様手様いたし候へば、諸品取束、暇乞と相見へ、互に手を握り慇懃に禮申體にて、皆々小舟に乘付、本船の方江歸候、

一無程又々小船三船大間の方江差向參り候段、遠見番之もの申出、役々大間江出張候處、大間は折節瀬波高く乘付がたく見及候哉、引返し本之通前籠江相向候段申出候、無程小船三艘前籠江漕入、籠の口に而鐵砲三筒打、小子には右様出役有之事は不存候處、右鐵砲を聞、御番所江駈付見候處、本船より石火矢を打、山尻と申所なだ近く參り懸り、小舟のものは、陸に上り、御番所江差向、鐵砲雨の如く打掛、御番所より船著場迄は、百四五拾間も可有之、岡山も無之、見通しの場所、彼方より鐵砲めつた打に打掛候得ば、此方に而は御番筒四匁位二挺、其外は小鳥筒二匁以下四五挺位に而、平場之勝負相成がたく、味方を損しては不相成、此迄は只靜りかへつて居候様、左候得ば、おのづから村中江走り入可申、其節御番所木戸口に而可討留詮議決し、控居候

文化五戊辰年八月十六日、異人願ひの品を與へしに、頓て蘭人一人を返し、昨日捕はれし筆者ホウセマンなり是に託してまた薪水を請ひ、許容あらば今一人を同く捕はれしシキンムル返すべしといふ、奉行先蘭人を返さば、薪水を與へんとあるに、かれこれを返す、薪水と蘭人と引かへにせし旨しるすもの多し、異とす、されども異人願ひの始末不敬なるにより、奉行たゞちに燒討の備をなし、去ば〳〵肥前筑前の人數を促せども、遲々し、蘭人の願ひもあるによて、遂に薪水を與ふ、異人全蘭人に意趣ありての所爲にして、日本に敵するにあらず、速に出帆して、以後船をよすまじきよし蘭人によりて演遁す、異人御國法な辨へざる始末、證書なし て倍申出し旨記すものあり、

〔通航一覽諸厄利亞二百五十九〕猥藉始末肥前國長崎

文化五戊辰年八月十七日、檢使諳厄利亞船に趣き、出帆を申渡す、浦觸沖廻り等の事は、奉行兼て沙汰せり、皆未剋に及びて出帆せしが、帆かげ見隱るゝにより、在國在邑の大名、其外に達し、人數も其場を引とらしめ、卽時に深堀當番松平鍋島肥前守の人數燒討の備整へるよし屆あり、

〔輪池叢書二十八〕薩州寶島勤番、同藩本田氏ゟ本國在所江差越候イギリス一件書狀寫、

薩州寶島二里八合周り、鹿兒島より海上一百八里計、

同島竈數四拾位之由

大船壹艘〇中略

一翌九日〇文政七年七月七夜明候得ば、四五里も相隔り、又々當島江船差向居候段、遠見番より申出、朝五半時分、半里計之所江船を留、小船二艘おろし前籠江乘込候、所之者ども、早々差越候得ば、又昨日之通、牛を指さし與候樣手樣いたし、何も氣遣敷も不相見、詰横目吉村九郞殿、新古在番役々差越候處、彼方より書付差出し、横文字にて不相分、此方の文字も不相通、彼方より燒酎并麥にて作り候菓子、通寶之金銀類、或は剃刀、小刀、挾、時計など出し、牛に易與候樣手樣致し候、牛は與

長崎薩摩函館事件

四拾挺、筒を揃へ待けれは、寄する船は一艘もなし、黒船も今はすべきやうもなく、逃んとすれども、流石廣き玄海灘も、陸地の如く船筏を組固めける故、透間なくして控へたり、暫くしてドラチヤンメラを吹出し、時に年の頃二十歳計の若大將、金の冠に赤地の錦の裝束して、朱の日傘に金銀の短冊數十枚付、緣には紺地錦緋縮緬の樣なる美々敷ものを付けるを差かけ、供廻り五六拾人引連、船矢倉へ登りて、寺澤兵庫頭の三ッ蔓の紋付たる旗、口無地紋付たる吹流しを□何やら言て頭を下げ拜みける所を、十一日午剋、唐津先陣の大將岡島七郎左衞門船より、並河九兵衞組士佐々木兵助、三拾貫目にて彼大將を打落したり、後に控へし者共大きに驚き、何やら口にて言て怒りければ、筑前勢の中より二三十目筒にて打懸ければ、あやまたず三人打落したり、殘者共矢倉より船の內へ入にけり、其時兩家より大筒小筒詰替込替打懸ければ、黒船にては、ごらちやんめら吹出すや否や、二十四挺の石火矢一度に打出す、然ども小山の如き大船故、玉は帆柱旗吹流しの竿のすへを打通し、人には一切怪我はなし、其玉唐津の高島の北裏の鼻に當り、岩石おびたゞしく打碎き、數十丈崩れ、毛屋崎の鼻も打崩す、此時黒田寺澤の侍大將牒し合せ、兼て用意の燒草船を招寄、風上より流し懸たり、黒船間近く成ければ、柴舟の船頭、火を付て、天滿舟へ乘移り、味方の方へ漕戻りける、扠又燒草船黒船へ流れ付比、火矢を諸方より打懸ければ、異國人龍吐水鯨吹波杯いふ火消道具にて、是を消といへども、數百艘の燒草船、一面に流れ付、燃上りければ、二三艘は消といへども、最早黒船に火移り、北側半は燒落る、石火矢打候節の焰硝箱に火入けるや、海中一面に火と成り、船ひらき燒落にけり、右之趣兩家之大守へ黒船燒沈候旨注進あり、大きに悅び玉ひ、彼國崩しの大筒を取揚べき哉の旨、兩家より海士を入られ、苧綱を以卷、ろくろにて卷上ければ、唐津へ八挺、筑前へ六挺とりけり、〈(中略)唐津城鐵炮古事〉

〔通航一覽〕〈二百五十八〉諳厄利亞猥藉始末〈肥前國長崎〉

唐津事件

經テ關東ヨリノ命ヲウケ、商賣御免ナク、七月廿六日歸帆セシメラル、彼等ガ願ニヨリ、粮米ノ料トシテ、荷物ノ内僅賣セラレ、代金貳百六十兩餘ノ内、百七十二兩餘ノ分、粮米薪水等ヲ遣ハサル、其餘ノ金子持歸リヌ、

〔華夷通商考〕四エゲレス、諳厄利亞、インギリヤトモ云、イギリストモ云、阿蘭陀國ノ西ニ在島國也、日本ヨリ海上一萬千七百里ト云、人物ヲランダニ似タル由、昔ハ平戸ヘ年々入津セシカドモ、商賣利無キ由ニテ、手前ヨリ退テ不來、寛文ノ比、此船一艘長崎ニ來テ、如以前日本渡海商賣ヲ願フト云ヘドモ、無免許歸帆ス、其船ヲランダ舟ニ少モ替リナシ、檣ノ上ノ旗ヲランダト別也、

〔通航一覽〕二百五十三諳厄利亞異船燒沈○中略

正保元甲申年六月八日、早天、唐津之接するに、肥前國松浦郡に屬す、城主寺澤兵庫頭領分高島と、筑前國福岡領志摩郡姫島との間に、長さ五拾間計の黑船來り懸りける由、所々の遠見番所より追々注進ありけれは、城主兵庫頭殿大に驚給ひ、早速本城江行、天守臺より遠目鏡を以御覽有けれは、小山の如くなる船一艘、凡乘込の人四五百人許可有之、軍船と見へて、旗指物馬印鋒長刀劍其外色々成兵具を連らね、數十挺の石火矢筒を揃へし有樣は、蒙古の古へを思ひ出され、跡船や來らんかと、一家中の者共騷ぎ大方ならず、寺澤殿、二の丸へ入給ひ、早速御陣觸有之、船奉行池田新助、川崎伊左衞門江、浦々船水主の用意可致旨相觸候樣被仰付、猶又軍船の用意等も御沙汰有ける内に、大船頭、小船頭、幷船目付等の者打寄、其用意あり、○中略兩家○黑田、寺澤の總勢、時の聲を揚ける時は、東は毛屋崎、西は小川島、南は虹の濱、北は姫島沖、四方十里を審出しけり、黑船より是を見て、大きに驚き、唐津勢の方をさし招き、何やら呼といへども、一切聞分け不得、只時の聲のみしてけり、團扇を以招けれども、未だ日本にて見もせぬ石火矢筒三

水野筑後守花押
永井玄蕃頭同
井上信濃守同
堀織部正同
岩瀬肥後守同
津田半三郎同

〔長崎港草 六〕諸厄利亞船話

諸厄利亞國ハ、紅毛國ニ近キ島國ニテ、豊饒ノ水土ナリ、凡日本程ノ國ナル由、此國ノ船、天正八年庚辰ノ夏、初テ平戸ヘ來リテ商賣シ、是ヨリ毎年渡海シケル事二十年バカリ、慶長五六年ニ至テ、商ヒ物利徳少クナリテ、マヅ當年ヲ限リテ渡海ヲトヾムベシ、然レドモ國王ヘ相談シ、其旨ニ任セテ又モ來朝スベシト、平戸ノ領主ヘ訟ヘケルニ、其意ニ任スベシトアリケレバ、サラバ又重子テ來ラン時ノ爲メナレバ、御朱印ヲ給ハルベシト願ヒシカバ、則關東此旨仰遣ハサレシニ、望ニ任セ玉ヒ、御朱印ヲ給ハリケル、諸厄利亞悦ビ、是ヲ持歸リヌ、サレドモ國主モ如何思ヒケン、其後ハ渡海モセザリシニ、世移リ時アラタマリテ、又如何ナル幸ニ逢フ事モヤ有ント思ヒシニヤ、延寳元癸丑ノ年五月ニ、諸厄利亞船一艘、長崎ノ津ニ來リテ、古ノ如ク商賣ヲ免サレン事ヲ願ヒ、前ノ御朱印ヲ持來レリ、眞ノ御朱印ハ國主ノ藏ニオサメ置タレバ、夫ヲバ毫髮モタガヘズ透寫シシテ持渡レリトカヤ、頭人ゼヒモンテルホウ、乘組人數八十六人、船ノ長サ十九間、横三間四尺七寸、鐵砲八十三挺、釼三百三十九腰、鎗廿六筋、焔硝三十五桶、石火矢玉六百八十四、此等ノ道具即預リ置レ、石火矢十挺ハ船ヨリアゲズ、船モ人モ紅毛蠻夷等ニカハリナシ、何レ其種類ニ近ケレバ、近國ノ諸侯ニ仰觸ラレ、國々ヨリ警固ノ士ヲ差越サレ、則刺史岡野氏、此旨江府ヘ達セラレ、日ヲ

何れも日本居留のため來る者の所持の品に限るべし、
右の品々は運上なし

第二類

凡て船の造立綱具修復或は船裝のために用ゆる品々鯨漁具の類、鹽漬食物の諸類、パン幷にパンの粉　生たる鳥獸類　石炭
家を造るための材木、米穀、蒸氣の器械、木綿、及羊毛の織もの、トタン鉛、錫、生絹、
右之品々は五分の運上を納むべし

第三類

都て蒸溜或は醸し、種々の製法にて造りたる一切の酒類、
右は三割五分の運上を納むべし

第四類

凡て前條に擧ざる品々は、何に寄らず貳割の運上を納むべし、
金銀貨幣棹銅之外、都て日本に產し、積荷として輸出する品物には、五分の運上を納むべし、
米幷に麥は日本逗留の貌利太泥亞人幷に船に乘組たるもの、及船中旅客食料のための用意は、與ふとも、積荷として輸出する事を許さず、
貌利太泥亞船にて、開きたる港に持わたりし外國の穀物、もし陸上げせざる時は、故障なく再び輸出すべし、
日本產する所の銅は、日本要用の餘分あれば、其時々公けの入札にて賣渡すべし、
神奈川を開港の後五ヶ年に至り、日本或は貌利太泥亞政府の望みにて、出港入港の稅則を再議すべし、

貌利太泥亞軍艦は、入港出港運上筋の手數に及はす、運上役人幷番兵等差構ふ事なし、
貌利太泥亞飛脚の爲の蒸氣船は、入港出港の手數を、一日にいたし、日本に上陸する旅客幷に品品の外は、告書差出し、書面の手數なしといへども、何ケ度にても入港の度毎に出港入港の手數は致すべし薪水食料等用意のため入港の鯨漁船或は難船は、其積荷の告知を出さずといへども、若其積荷を賣拂はんと願ふ時は、第一則の通定式輸入の手數をいたすべし、
税則幷に條約書中に船と唱ふるものは、シキップ、バルク、ブリッキ、スクーネル、スループ、蒸氣船等を總ていふなり、

第五則

日本運上役所の規則に違ひたる僞差出し、積荷目錄を出し、幷に證書に名前を記せる輩は、其犯すごとに百二十五ドルラルの過料を日本役所へ納むべし、

第六則

噸税は日本開港の場所において、貌利太泥亞商船より取立ずといへども、左の規定の通、其地其地の運上役所に納むべし、
壹船の入港手數に付十五ドルラル　壹船の出港手數に付七ドルラル　夫々の免狀に付壹ドルラル半　場所々々健固狀に付壹ドルラル半　其外の各書に付壹ドルラル半

第七則

總て日本開港の場所へ陸揚する物品には、左の運上目錄に從ひ、其他の運上役所に租税を納むべし、

第一類

貨幣に造りたる金銀幷に造らざる金銀當用の衣類家財幷に商賣のためにせざる書籍、

日本役人右の通差出たる荷物の內、或は總體を定式の通改むべし、
若運上役所に引上げ改る事ある時は、輸入人の失費相掛ず、可成丈品物の損せざる樣にいたし、改濟の上は素のごとく取始末すべし、尤取調方格外時日を費さゞるべし、
荷主或は輸入人、銘々持受の品改濟、役所より引渡さゞる以前、輸入の途中（日本役所へ差出さゞる以前の事をいふ）破壞損傷の品々心附ときは、當人より其段運上役所に申立、其品取扱ふ職業の廉潔なるもの兩人以上出會、直組いたさせ、其荷物ことに損じ高を歩割に記し、其記號番數ともに證書に認込べし、尤日本役人立合にて、直組人等名を記すべし、右の證札、兼々持參の差出書へ添、總高の內を引落すべし、尤條約第十五ヶ條の取極の通、運上役所にて取扱ふ事故障あるべからず、
諸運上納濟の後、運上役所より陸揚不苦段免許狀を渡すべし、品物渡方は運上役所にても船中にても其者の願に任すべし、
輸出に極りたる荷物は、船に輸送する前廣に、運上役所へ船名荷物の記號、番付、入高、斤數、量目、性合、并代料を記せる差出書付を出し、書面の通聊僞なき由を輸出人等證據として其名前を認むべし、
運上役所へ差出す以前、船中へ積込たる荷物、并に運上役所へ差出し濟の上、禁制の品を竊に荷積の內へ入有之は、改の上、日本役所へ取上べし、船中當用の品、又は乘組旅客の當用衣類等は、運上役所へ差出さゞるべし、

第四則

出港手數を願ふ船々は、日本十二時（貌利太泥亞二十四時）前に運上役所へ申立べし、此期限中に右手數遲遲せざる樣取扱ふは勿論たるべし、右手數差止る事あらば、日本役人より船司又は頭立たる者并に其船荷の取引人等へ其段申渡し、貌利太泥亞コンシュルに申達すべし、

めたる通、取押へ日本役所へ取上べし、

荷物の中積荷目錄に載ざる品々を取隱し置收納を減せんと仕組たるものは、其品を日本役所へ取上べし、

日本の開かざる港にて、密賣買をなすは勿論、其仕組有之貌利太泥亞船は、其品を日本役所に取上の上、犯せるごとに、千ドルラルの過料を納むべし、修復のため入津の船々は、運上なく、積荷を陸揚し、日本役所へ預るべしといへども、藏舖作事幷番人等の諸入用は、相當の價を出すべし、若其荷物の內を賣拂ふ時は、其荷物丈は規定の通、日本役所へ運上を納むべし、

積荷を同港內の他船へ移す時は、日本役人見分の上、事情明白に相分り、免狀を受る上は、定の運上なし、

阿片の輸入は禁制なる故、若日本に商賣に來る貌利太泥亞船、阿片の量目三斤以上船中に所持する時、其餘量は日本司人取上べし、且阿片を密商し、或は其事を謀る輩は、阿片一斤ごとに十五ドルラルの過料を日本役所へ取立べし、

第三則

品物を送る荷主、又は引受先のものより、入津の荷物を陸揚せんとする者は、其積荷の差出書を日本役所に出すべし、

此書面は、荷主又は引受人の名前、積送りたる船の名、荷物の記號番付、其積荷の斤數石高、每品の代料を認め、其總〆高を其書付の末に認むべし、

都て此差出書付は、持主又は引受人認たる僞なき價を申立る書面にて、日本役所の規定にふれたる隱し荷物なき證據として、銘々名前を記すべし、右の通積荷目錄差出等の書類、日本役所に差出、右書付引合せ、積荷用意品等取調濟迄は、品物とも日本役所の預りたるべし、

もの奥書いたし、證據として當人の名前を認入たるものなり、

同時に其船積荷の告書を役所に預くべし、

右は其荷物の記號、并に番付、且其入目斤數等を送狀に認し通に寫し、荷物引受先の人々の名を記せるものなり、

船中用意の品物の目錄も、告書へ加ふべし、

但船中用意の品も、書面の通相違なき旨、船司又は頭立たるもの奥書し、其名前を記すべし、

此告書の文面相違の廉、日本十二時（英吉利太泥亞の二十四時、但日曜日を除く、）の中に心附き改るにおゐては、過料の沙汰に及ばず、若其期限後に至り、書改る歟、又は告書に書入れするにおゐては、十五ドルラルの過料を日本役所へ納むべし、

積荷總目錄告書中に載ざる品を陸揚するにおゐては、其品二重の運上を日本役所へ納むべし、

船司或は頭立たるもの入港の手數納方、前書の期限後るゝ時は、過料として一日怠る毎に、六十ドルラルの過料を日本役所へ納むべし、

第二則

日本政府より其港內入津の船々（軍艦を除く）に、運上方改の役人乘組ませる儀當然たるべし、

乘組の者どもは、右役人に對し、不敬無之、丁寧に取扱致し、船中可成丈相當の用便をなすべし、

夜中は日本役所より許しなくして荷卸すべからず、荷揚前船々出入口荷物仕舞置、戶口〆り口とも夜中は日本役人錠を卸、或は印封し、夫々の取締をなし置べし、萬一許しなく是を開き、又は錠印封を破り、品物を引出等のものは、其犯せる人ごとに六十ドルラルの過料を日本役所へ取立べし、

日本役所へ當然の差出書を出さずして荷卸しいたし、或は其事を謀れる品々は、次のケ條に定

第二十四條

此本書は、日本よりは大君の御名と奥印を署し、貌利太泥亞よりは女王自ら名を記し、印を調し、一年の内江戸に於て取替すべし、右取極のため、安政五年午七月十八日、江戸に於て前に載たる兩國の役人等名を記し調印するもの也、

水野筑後守花押
永井玄蕃頭同
井上信濃守同
堀織部正同
岩瀬肥後守同
津田半三郎同

稅則

日本開きたる湊々において、貌利太泥亞商民貿易の章程、

第一則

日本開港の場所へ、貌利太泥亞商船入津次第二十四時中貌利太泥亞の四十八時、但日曜日を除く、に船司又は頭立たる者より、日本役所へ貌利太泥亞コンシユルの請取の書付を差出すべし、此請取書は、貌利太泥亞國の掟通認たる船目錄其外の書類を貌利太泥亞コンシユルへ預けたる請取書なり、

幷に其者ども、其船の差出書を出すべし、

右は入津の船の名、其船の仕出し場の湊の名、噸數、船司、或は頭立たる者の名乘來る旅人の名、乘組有之節は認入る一船の乘組人數を認たるものにして、書面の通相違無き旨を、船司或は頭立たる

開きたる港に轉致し、陸揚するとも、重税は取立ざるべし、

第十八條

開きたる港の日本司人、密商奸曲を防ぐため、相當の規則を立べし、

第十九條

過料取上もの、類は、都て日本役所に屬すべし、

第二十條

此條約に添たる商法の別冊は、本書同樣双方の臣民互に遵守すべし、日本貴官又は委任の役人と、日本に來れる貌利太泥亞國のヂプロマチーキアゲントと、此條約の規則幷別冊の條を全備せしむる爲の規律等談判を遂ぐべし、

第二十一條

此條約は、日本、英吉利、及和蘭語にて書し、各飜譯は同義同意にして、和蘭飜譯をもと、見るべし、都て貌利太泥亞のヂプロマチーキアゲント及コンシュライルアゲントより、日本司人にいたす公事の書通は、向後英語にて書すべし、尤此條約調判の月日より、五ヶ年の間は、日本式は和蘭の譯書を添べし、

第二十二條

兩國にて條約の實地を驗し改革せん事を求むる時は、其一年前に通達して、再驗を爲すべし、其事は今より凡十四年の後にあるべし、

第二十三條

日本政府より、向後外國の政府及臣民に許すべき殊典ある時は、貌利太泥亞政府國民へも同樣の免許あるべし、

第十二條
諳利太泥亞船、日本海岸にて破船又は漂著し、或は危難を遁れ來る事を知らば、其所の司人是を救ひ、厚く扶助を加へて、最寄のコンシュルへ送り渡すべし、

第十三條
諳利太泥亞商船、日本の開たる港に來る時、幷規定の租稅及び遣債拂濟にて、港を出る時、水先案內を雇ふ事勝手たるべし、

第十四條
諳利太泥亞人開たる各港に諸品物を輸入し、賣拂又は買入れ、輸出する事自由なるべし、制禁外の品物規定の運上納濟之上は、其他の運上を拂ふ事なし、軍用の諸物、日本役所の外へ賣べからず、尤外國人互の取引は差構ある事なし、双方の國人、品物を賣買する事、總て障なく、其拂方等に就ては、日本役人これに立會はず、諸日本人は、諳利太泥亞人より得たる品を賣買し、或は所持する事倶に妨なし、

第十五條
日本の運上所にて、荷主申立の價を奸ありと察する時は、運上役より相當の價を付、其荷物を買入る事を談ずべし、荷主若これを否む時は、運上所より付けたる價に從て運上を納むべし、承允する時は、其價を以て直に買上べし、

第十六條
輸入の荷物、定例の運上拂濟の上は、日本人より國中に輸送するとも、別に運上を取立る事なし、

第十七條
諳利太泥亞商船開きたる港に品物を輸入し、規定の運上納濟の證書あれば、再び其品物を他の

人へ申立、倶に吟味し、當然の判斷をなすべし、

第七條

魯利太泥亞人、日本商人に逋債ありて、償ひを怠り、又は奸曲ある時は、コンシユルこれを裁斷して嚴重に償はしむべし、日本商人の魯利太泥亞人に逋債あるも、日本司人これを處置するは同樣たるべし、

日本奉行所、魯利太泥亞コンシユルは、双方の國人の逋債を償ふ事なし、

第八條

在留の魯利太泥亞人、日本の賤民を雇ひ、諸用事に充る事妨なし、

第九條

在留の魯利太泥亞人、自ら其國の宗旨を念じ、拜所を居留の場所に營む事障なし、

第十條

外國の諸貨幣は、日本の貨幣と同種の同量を以て通用すべし、

双方の國人互に物價を拂ふに、日本と外國との貨幣を用ふる事妨なし、

日本人外國の貨幣に慣はざれば、開港の後凡一ヶ年の間、各港の役所より日本の貨幣を以て魯利太泥亞人願次第引替渡すべし、鑄直しの分割は差出すに及ばず、

日本諸貨幣は銅錢を除く輸出する事を得、幷外國の金銀は貨幣に鑄るも鑄ざるも輸出すべし、

第十一條

魯利太泥亞海軍の爲用意の品は、神奈川長崎箱館の內に陸揚し、庫內に納め、魯利太泥亞番人守護するものは、運上の沙汰に及ばず、若其品を賣拂ふ時は、買得る人より規定の運上を日本役所に納むべし、

箱館　各方へ凡十里

兵庫　京都を距る事十里の地へは、貌利太泥亞人立入ざる筈に付、其方角を除き、各方へ十里、且兵庫に來る船々の乘組人は、猪名川より海灣迄の川筋を越ゆべからず、

都て里數は各港の奉行所又は御用所より陸路の程度なり、

長崎　其町の周圍にある御料所を限りとす、

新潟は治定の上、境界を定むべし、

江戸　午七月より凡四十ヶ月の後より　千八百六十二年一月一日

大坂　同斷、凡五十二ヶ月の後より　千八百六十三年一月一日

右二ヶ所は、只商賣を爲すためにのみ逗留すべし、此兩町にをゐて貌利太泥亞臣民家屋を價を以て借るべき相當なる一區の場所および歩行すべき規程は、追て日本役人と貌利太泥亞チプロマチーキアゲントと定むべし、

第四條

日本に在る貌利太泥亞臣民の間に起る爭は、貌利太泥亞司人の裁斷たるべし、

第五條

貌利太泥亞臣民に對し、惡事をなせる日本人は、日本司人にて糺し、日本法度に隨て罪すべし、日本人或は外國の臣民に對し惡事をなせる貌利太泥亞臣民は、コンシユル或は其他の官人にて糺し、貌利太泥亞の法度に隨て罪すべし、裁斷は双方にをゐて偏頗なかるべし、

第六條

貌利太泥亞人、日本人について訟べき事あらば、コンシユル館に趣き其旨を告べし、コンシユル吟味の上、實意に處置すべし、萬一差かゝり日本人より貌利太泥亞人に就てコンシユルへ訟を爲す事あるとも、又コンシユル實意に處置すべし、若コンシユル是を處置しがたき時は、日本司

る諸取締の役人および貿易を處置する役人を任すべし、其政事に預る役人および頭立たる取締の役人は、故障なく貌利太泥亞の國內を旅行すべし、

貌利太泥亞および意而蘭土の女王は、江戸府に在留するためのヂプロマチーキアゲント、幷に此條約にて貌利太泥亞貿易の爲に開きたる日本の各港の中に在留するコンシユル或はコンシユライルアゲントを命ずべし、其ヂプロマチーキアゲントおよびコンシユルゼネラールは、故障なく日本國內を旅行すべし、

第三條

神奈川長崎箱館港および町は、安政六未年六月二日（西洋紀元千八百五十九年七月一日）に、貌利太泥亞臣民のために開くべし、其外次にいふ所の場所を期限の通り貌利太泥亞臣民の爲に開くべし、

兵庫午七月より凡五十二ヶ月の後より（千八百六十三年一月一日）新潟若不都合の事あらば、代りの港を日本の西海岸にて、午七月より、凡十六ヶ月の後より、（千八百六十年一月一日）開くべし、

前に載せし各港および町におゐて、貌利太泥亞臣民居留を許すべし、彼等一箇の地を賃を以借り、其地にある建物を買ふ事妨なく、且住宅倉庫を建る事を許すといへども、是を建るに托して要害の場所を營むべからず、此掟に隨はしむる爲、其建物を普請修補する時、日本役人見分する事當然たるべし、

貌利太泥亞臣民、その建物のため得る一箇の場所および港々の規定は、各所の日本役人と貌利太泥亞コンシユルと定むべし、若同意しがたき時は、其事件を日本政府と貌利太泥亞ヂプロマチーキアゲントに示し、處置せしむべし、其居留場の周圍には門墻を設けず、出入自在にすべし、

日本開港の場所におゐて、貌利太泥亞臣民遊歩の規定左の如し、

神奈川　六鄉川筋を限とし、其他は各方へ凡十里、

べし、

第七條

此約書、本書爲取替相濟たる上は、日本に來る高官、誰にても此約を變更する事なし、

右證據として、於長崎此書に手記調印する者也、

嘉永七年甲寅八月二十三日

千八百五十四年十月十四日

水野筑後守花押

永井岩之丞花押

ゼームススチルリング手記

〔英吉利國條約幷稅則〕

帝國大日本大君と、大貌利太泥亞および意而蘭士の女王と、永く親睦の意を堅くし、且其各臣民貿易の交通を容易にせん事を欲して、此平和懇親および貿易の條約におよばん事を決し、日本大君は水野筑後守、永井玄蕃頭、井上信濃守、堀織部正、岩瀨肥後守、津田半三郎に此事を任し、貌利太泥亞および意而蘭士の女王は日本に越たるエルヂンエンキンカルヂンに命じ、双方委任の書を照應して、下文の條々を合議決定す、

第一條

日本大君と、貌利太泥亞および意而蘭士の女王其親族幷世々と、其互の所領臣民の間に永久の平和懇親あるべし、

第二條

日本大君はロンドンに在留する政事に預る役人を任じ、幷に貌利大泥亞の各港の中に在留す

日本大君の命を請たる長崎奉行水野筑後守、御目付永井岩之丞と、東印度及び其近海の英國軍艦を指揮する第三等水師提督ナイト爵名ゼームス、スチルリングと、同意約定する條々左の如し、

第一條

長崎箱館の兩港を、英國船修復、淸水、食料其外都て船中必需の貯品を供せん爲め開くべし、

第二條

長崎は右の爲め今より開き、箱館は水師提督當港を出帆の日より五十日後に開くべし、尤も右兩港の法律規則は都て聽從すべし、

第三條

暴風雨の爲に困難し、或は不得止時のみは、日本政府の免許を受けず、前條に取極し港の外、他港へ入津するを許すべし、

第四條

日本の港に入津する英船は、日本の法律に從ふべし、船中の高官或は指揮官右法律を犯す時は、其港を鎖し、其以下の人々之を犯す時は、其船の指揮官に引渡し、罰を加ふべし、

第五條

他の外國の船、或は人民の爲に、今開きたる港、或は此後開くべき港に於ては、英國の船並人民も其港に入津し、且最も恩惠を加へらるゝ國に與へらるゝ利益は同樣之を受くべし、然れ共日本と先前より交際を存する和蘭並支那に與ふる利益は、常に此例に非ざるべし、

第六條

此約書確證の上、本書は日本大君と英國女王の爲め、今より十二箇月の中に長崎に於て取替す

英國公使ヨリ差出候書簡寫

去ル第九月中、英國軍艦下ノ關ヨリ歸ル頃、大名松平三河守領分ノ者ニ係リタル、不幸ナル不慮ノ事ニ付、示サレタル貴翰幷添書ドモ、余落手セリ、

右軍艦横濱ヘ歸著ノ上、水師提督シルアウキユスチコス、キユーブル江、書簡ヲ以其事情ヲミニストルニ報ジタリ、余台下ニ告ル爲メ、其寫ヲ此書ニ封入ス、台下ノ書ヲ得テ余再ビ水師提督ニ書簡ヲ往復セリ、彼レ如此悲シムベキ事ノ起レルヲ最モ深ク痛ムルヲ、台下ニ説明スベキヲ余ニ乞ヘリ、此事ハ士官附屬ノ僕、其主ノ短筒ヲ磨ケル時、誤テ發シタルヨリ事起レリト、台下別紙ニテ知リ給フベシ、双方ノ口ヲ比考スルニ、此事ハ僕ヲ罪人トシテ罰スベキ裁判ニ至ルベカラズ、又主意ナク此不慮ノ事ヲ起セルモノハ、其氣ヲ付ザル事ヨリ外裁判ニ引出ベキ所謂無シ、其事ハ既ニ行フタリ、

水師提督其時用意シタル如ク、死去ノ親屬ニ相應ノ償ヒヲ出スベキヲ、今用意シアル旨ヲ台下ニ報ズベキヲ乞ヘリ、此事ハ神奈川鎭台ト、コンシユルト容易ニ爲シ得ベシ、

余自ラ此不慮ノ事有リシヲ痛ム旨ヲ台下ニ説明ス、台下其趣ヲ大名松平三河守ニ傳ヘ給フベシ、拜具謹言、

在日本不列顛女王殿下ノシヤルセタフヘール

チヤルレスエウインチエストル

千八百六十五年第一月十日 我元治元年十二月十三日

呈 江戸外國事務宰相台下

〔各國條約書〕日本國大不列顛國約定 嘉永七年甲寅八月二十三日、西暦千八百五十四年第十月十四日 於長崎調印同二年乙卯八月二十九日、西暦千八百五十五年第十月九日 於同所本書交換、

毒之至ニ候、勿論當節ハ是迄之形勢ト違ヒ凶徒之動靜粗痕跡モ有之、此上犯科之者召捕方不行屆候テハ、彌兩國交際上ニ拘リ不容易事ニ成行可申哉ト深ク痛心之餘、既ニ外國事務參政酒井飛驒守ヲシテ尋問、其外諸般之手筈指揮之爲メ、其地出張セシメタリ、猶本日カションヲ以、各國ミニストル存意之趣被申聞、委曲諒察致シ、旁右旨趣ヲモ相心得、英國ミニストルアールコック歸國發帆迄ニハ、必探索ヲ遂ゲ報告可及候、拜具謹言、

元治元年子十月廿四日

水野和泉守　花押
阿部豐後守　同
諏訪因幡守　同

（元治甲子）夷匪入港錄（五）子十二月四日、豐後守殿ヨリ御下ゲ、

別紙往復書翰左之通

貌利太尼亞シャルセタフヘール兼アクチンク
コンシエルゼチラールエキセルレンシー
チャルレスエウキンチエストル江

以書翰申入候、去ル我八月中、貴國軍艦之由、讃州小豆島沖合ニ淀泊致シ候折柄、乘組ノモノ小銃ヲ打發シ、其土地ノ者一人ヲ打殺シ候由、領主松平三河守家來ヨリ屆出タリ、之ガ爲メニ所ノ者共騷擾ヲ生ジ、領主ニ於テモ殊ノ外配慮スル由、余等ニ於ヲモ驚愕スル所ナリ、依之三河守家來ヨリ差出候、始末書大意相認指進候間、熟覽有ラレ、早々回答有之度、此段申入候、拜具謹言、

元治元年十二月五日

水野和泉守　花押
阿部豐後守　同
諏訪因幡守　同
中略〇

迄無謀過激之所業無之樣、能々可申付候、時宜に寄戰爭に相成候節は、一心同力、御國威相立候樣、
前以銘々覺悟可有之候、
右之通、萬石以上以下之面々江可被達候、
四月
（元治甲子）夷匪入港錄　一　御老中衆ヨリ英國公使エ被相贈候御書簡寫
諳利太尼亞特派公使全權公使エキセルレンシー、
ルーセルホールトアールコツクエ、
以書簡申入候、此度貴國兵卒致渡來候ニ付テハ、屯所借受度旨被申立候ニ付、横濱山手貴國岡士館地處之內假建物致シ可貸渡積、此頃外國奉行竹本甲斐守ヲシテ談判ニ及バセシ所、右地所而已ニテハ狹少之趣ヲ以、其許ヨリ佛國岡士館地處之內ヲモ圍込ニ致シ度段、同國公使エ引合サレ候處、同人ニ於テ異存無之段、甲斐守エ被申聞候旨承知セリ、右ニテ此方差支無之旨、夫々所置及候得ドモ、同所地所之義ハ、一時兵卒屯所之爲貸渡シ候義ニ付、兵卒引上ゲ候節ハ、岡士館地所ハ元之如ク、二千百四十坪餘ト被相心得候義申迄モ無之、且同所近傍ニ於テ兵卒休息之爲メ幕ヲ張ル事ヲ許諾シ、其士卒ノ散逸ヲ防グノ備トシテ、假ニ矢來ヲ設クルノ求ニ應ゼリ、却テ一時ノ設ケニ候得共、後日彼是ノ行違無之爲メ此段爲念申入置候、拜具謹言、
元治元年子五月廿日　御三名花押
（元治甲子）夷匪入港錄　一　御老中衆ヨリ佛英等公使エ被相贈候御書簡寫
佛英亞蘭ミニストルエ
以書簡申入候、此度英國士官兩人相州大町村地內ニ於テ、殺害ニ逢ヒ候一件之報告、驚歎ニ不堪、尤開港以來、數度之變事、此方ニ於テ其都度手ヲ盡シ、追捕方心ヲ勞ストイヘドモ、其詮無之、氣之

文久二戌年五月四日　　久世大和守花押
水野和泉守同
板倉周防守同

一右御書簡被相贈候得共、香港ェ商舶被相遣候義者、追々被相止譯ニモ御座候哉、其後ノ樣子蹤ト相分兼申候、

〔文久二壬戌夷匪入港錄 一〕御老中ヨリ英國公使ェ被相贈候御返簡寫

貌利太泥亞格外公使全權兼、ミニストル、エキセルレンシー、
イシントションニールェ

貴國第九月十四日附之書翰落手セリ、富士登岳被致度申越サルレ共、右者先比亞國公使ヨリモ申立ラレシニ、人心不居合之折柄、道路掛念モ不少ニ付、當分見合ベキ旨、外國奉行ヲシテ說諭セシメシニ、同人義者思ヒ止ラレタリ、加之此程生麥殺傷一條ヨリ、猶一層之配慮モアレバ、其登岳モ先當分之內見合候樣致度、尤外場所ニ而モ同樣之義ナレバ、是又思ヒ止ラレ度、此段報告如此候、拜具謹言、

文久二年閏八月十一日
脇坂中務大輔花押
水野和泉守同
板倉周防守同

〔御用留〕七月(文久三年)八日到來 八月四日到來

英國軍艦渡來、鎖港之御談判に付御書付、

亥四月廿一日、豐前守殿御渡、　大目付江

今度英國軍艦渡來之主意、曲直を正し、名義を明にし、鎖港之談判可及候間、右談判中は、家來末々

輕便之方可然奉存候、英人

一追々輕便之取扱ニ可相成候得共、何分一時ニ變ガタク候、此間拜謁之節輕蔑イタシ候樣ニ被申聞候ニ付、了解被致候樣イタシ度ト、呉々モ申聞候、全ク輕蔑ニハ無之候、若年寄

一御取扱振如何ニモ不敬之樣ニ奉存候、出帆仕候迄、其心得ニ罷在候、其譯ハ御同席ニテ拜謁願候積之所、敷居等有之、至テ間遠ニ相見得候、先年ハ六疊程隔リ、此度ハ十一疊程隔リ、段々遠リ申候、英人

一素西城ニテ拜謁被願出候節、手狹故、品々及斷候得共、强テ被望候義ハ存居候義ニ可有之、此度ハ本城ニテ、上段下段モ有之、手廣故自然懸隔ニ相見得候、決テ不敬之取扱ニ無之候、西城之節ハ手狹故、敷居中ニテ拜謁致シ、其許歸國之際ニ望ミ、右ヲ論ズル譯ニモ無之、其義了解被致候得バ、宜シク候、以前拜謁之節ト、別段異リ不申候得共、此度ハ手廣故、懸隔ニ相見得、所謂大廣間ト申候、不敬無之段了解被致候上ハ、安心致候、夫而已談候迄ニ候、若年寄

一段々被仰聞候ニ付、全ク輕蔑之取扱ニ無之段ハ了解仕候、併シ已來後職之モノ拜謁願出候節ハ、間近ニテ書簡等呈度奉存候、五六疊ニ仕度候、英人

〔文久二年壬戌　夷匪入港錄　一〕御老中衆ヨリ英國人ヘ被相贈候御書簡寫

貌利太泥亞シヤルヘタフヘール、エキセルレンシー、

シヤルレスエウキンテエストルヘ

以書翰申入候、此度支那國之內、貴國所領香港ヘ、我國商船建順丸、貿易之爲メ差遣スベキ積リ、就而者不案內之客地ヘ、始テ通商致ベキ事ナレバ、交易之振合等、都テ不馴ノ事故、彼地在留鎭臺ノ周旋ヲ以、百事差支無之樣イタシ度、尤船中取締之爲メ、箱館奉行支配之者爲乘組、追々出帆致サセ候間、此段被心得、右鎭臺ヘ告知有之度、此段賴入候、拜具謹言、

致シ、此度歸國之際ニ臨ミ、不快ニ被存候テハ、是迄相盡候懇親モ失候樣可成、甚ダ遺念ニ存候、今日ハ幸ヒ見廻旁出張故、右之段一寸噺置候、若年寄

一先年拜謁之節トハ相違之趣被申聞候得共、其節ハ西城御手狹ニ付、拜謁之義及斷候得共、强テ被申出候ニ付、御間居ニ相成候、全體本城トハ廣狹餘程之違ヒニ候、若年寄

一御城之廣狹ヲ申上候義ニ無之、公使拜謁之席ヲ申上候而已ニ御座候、先年ハ疊六疊程隔リ、此度ニ限リ十一疊程懸隔ニ相成候テハ、何分拜謁仕兼候、英人

一全ク輕蔑致シ候義ニハ無之、西城之時ハ御手狹故、自然手近ニ相成、本城ハ御手廣故、別段懸隔不致候得共、自然間遠ニ相成候、疊數モ多ク違リ申候、全ク輕蔑ニハ無之故、呉々モ拙者ヨリ噺置候、若年寄

一先年拜謁之節ハ、別段敷居モ無之候得共、此度ニ限リ敷居有之樣ニ見請申候、其義ヲ御咄申候、英人

一同座敷繪圖面ヲ以、歸國之上、悉ク本國政府エ相示シ候ハヾ、定テ不快ニ可被存候、三十フートモ隔リ拜謁仕候義ハ、外國ニハ無之候、政府之代ヲ勤候公使、右樣輕蔑被致候テハ、政府エ對シ殊ニ私一生之耻辱ニ御座候、英人

一相互ニ主角無之樣仕度事ニ存候、此度英國エ使節御遣ニ相成候得共、御國ニテ隔意之御取扱有之候テハ、自然自國ニテモ隔意ヲ可生候、英國抔ハ女王ヨリ噺等致シ候、英人

一外國風トハ違ヒ、日本ハ大君ヨリ噺等イタシ候ニハ參リガタク、既ニ拙者抔ハ日々側近ク寄候得共、雜話等一切無之候、若年寄

一外國人エ對候テハ、尚更之事ニ奉存候間、御咄等有之候樣仕度、左モ無之候テハ、日本人ト違、外國人之事故、輕蔑之義ニモ可有之哉ト、自ラ疑念仕候、其等之處、得ト御勘考之上、成丈外國同樣

予謹んで台下に、親愛恭敬の意を表す、

コンシユル、ゼチラール（官名）リユテルホルド、アールコツク（人名）眞筆

外國事務宰相等、、台下に呈す

通辨官 ル、エウスデン（人名）眞譯

未六月十九日被遣

大貌利太泥亞全權兼コンシユ、ル、ゼチラール、エキセルレンシー、

ルーセルフォールド、アールコツク江、

去ル十六日附之書翰令披見候、貴國と吾國之交通貿易之規則を、本條約爲取替濟、速に國內へ布告致され、其上吾國に滯留する貴國人之ために、法度嚴敷布告せんがため、其許をして吾都府に住居せしむる次第等被申越趣承知せり、此方にても國內に周く布告し、條約書は原文全部觸示せり、雖然日月を重ね、東西諸州に至ん時は、傳寫の誤あらん事を憚り、板に刻して廣く公行の物とせんと、此比頻に用意せり、卽ち別紙布告文三通差進候、拜具謹言、

安政六未年六月十九日

太田備後守

間部下總守

〔文久壬戌〕夷匪入港錄〔二〕同（〇二）二年二月廿一日、若年寄酒井右京殿、英國公使アールコツク對話書寫、

一一應挨拶畢て

一今日出帆之趣に承候（若年寄）

一明後日出帆仕候（英人）〇（中略）

一昨日大君ヱ拜謁之積に候處、行違之義に付、歸港被致、於拙者モ殘念ニ存候、諸侯迄モ列坐之積ニテ、夫々支度致候處、外國奉行之懸合方不行屆ニ付、不都合ヲ生候、其許ニモ自國ニ暫ク滯在

安政六年己未六月十二日　水野筑後守

〔通信全覽〕初編二十一英國往復書翰〇安政六年未六月十七日差出

不列顛コンシユル官、第七月十六日、江戸にて書す、バーレ、マーイエスティト、不列顛より日本に在留せしむるコンシユル、ゼチラール官名謹而外國事務宰相台下に下條の事を報ひ、則ち大不列顛の王は、外國と和親貿易の條約を取極め、其本書を取替せるや、直ちに國王より此事を諸人に布告し、且つ此時より其條約中に載せたる定則を、其國中に在る不列顛人に堅く守らしむ、若し之を犯したるものは、我國法を以て罰するなり、

方今に於ては、此の如く布告する事甚緊要とす、何となれば貿易の諸規則及條約中の數ケ條は、開たる港にて、日本人と不列顛人との貿易交通の爲め、并にヂプロマチセアフゲサンテン全權の使節の江戸住所のために要する約束を定むる故なり、

故に余日本及他邦に在る不列顛人に、其規則條約を遲延なくして布告し、彼等をして此中に載たる諸定則を犯すことなからしむ、

余レ今其和蘭譯文を日本政府に送り閱せしむ、予日本の宰相より聞けるに、條約書を帝命にて布告するの所爲を今已に執り行ひ、日本人をして右同樣に其定則を遵用せしむべしと云へり、

然ルに此事を行ふ所爲、既に如何なる法を用ひたる哉、或は尙いまだ用ひざるや、又布告するに如何なる術を工夫せるや、又何れの時にこれを執り行ふべき哉を余今台下に問ふ、

右布告せる公ケの寫し文并に日本人に條約書を布告せる公ケの寫し文を、コンシユル、ゼチラールに送り與ふべき事甚希ふ所なり、然らば余是れを余政府に報ずべし、且つ如此所置は、日本政府兩國人民の利益として、日本國中に其條約を執り行ふ爲めに好く信じ堅く思ひ立つ事の證とすべきに足るべし、

ホーグ、ウエル、エーデル、ゲストレング、ヘールル（爵稱）リユッゼルホルド、アールコック君を以て、上に記せるセーチ、マーイエステイト帝王國の領内に於るコンシユル、ゼチラール（官名）に撰擧せり、但此君は特に才智に富み、人和を得、勉勵精密にして衆人に親愛を受けたるを信ずるを以て、之を撰擧し此書に記せるが如く、我衆人の甚信服する領事使節全權の官とせり、是を以てセーチ、マーイエステイト帝王國の方より上に記せる目的を達するが爲に、相當なる權威を與へたる宰相一員、若くは數員と、諸般の條約和好若くは會議を處置し、或は平定せしめんが爲めに、十分の權威を與ふ、但此官は我輩の爲めに會議決定せし諸件に、我國名を手記せんが爲の權威を握り、及び我輩自ら其所に臨みて處置せると同樣に、十分なる法式と威力を以て、右の事件を成就せしむべき他の諸件を爲し行はんが爲めの權威を握り、且右の我領事使節全權の官の處置決定せし諸件は、手廣き意味に於て領承し信用すること幷に我威力にて取捌くべきだけの事件は（誰にても）其全體若くは一部たり共、之を破り或は之に反して行ふを許さゝること、我王國の宣旨を以て、我輩に約し且信せしむるの權威を握る、之を證するが爲めに、大不列顚及阿爾蘭連合國王の大璽を調し、我輩自筆を以て姓名を記す、

紀元千八百五十九年、即我輩即位の二十二年二月二十三日ピユクキング公殿内に於て記す、

通辨官　ル、エウステン（人名）眞譯

〔通信全覽（初編二十英國往復書翰）〕大日本帝國

大君の全權と大貌利太泥亞意而蘭土女王の全權と、安政五年戊午七月十八日、江戸府に於て日本語及び英吉利文、阿蘭陀文にて取極調判せし條約本書爲₌取替₋のため會合し、大君奥印ありしと、女王奥印ありしと照應し、相違なきにより、相當の禮義を整へ、江戸府に於て取替すもの也、

右證據として雙方の全權、此書面貳通に名を記し調印せり、

右之趣、向々江可被達置候、

七月

右之通御書付出候間、町中不洩樣早々可相觸候、

七月十七日

〔英吉利一件〕下申渡

大鋸町名主　鎗太郎

其方儀、去る十一日、英吉利人遊步之節、夜に入、中橋廣小路邊別而混雜致し、往來人之内ゟ礫を投げ、又は惡口およひ候ものも有之候處、往來側方、木戸〆切等、附添役人之差圖に隨ひ、格別骨折候に付、爲褒美金二百疋とらせ遣す、

右申渡趣、證文申付る、

右　組合名主

右之通申渡間、其旨可存、

午〇安政五年七月廿三日

〔通信全覽初編二十〕未〇安政六年六月十日差出ス　英國書翰

委任狀寫

王位のヒクトリア人名

大不列顚及び阿爾蘭連合王國の女王、敎法の保護者等にして、神惠を受て王位に卽きたるビクトリア人名此書中の事件に係る諸人各員に諭す、皆謹て之を聽くべし、我輩もセーチマーイコスティト尊號帝王國、日本の大君との兩國間に現在し、若くは後來起る事件を適宜に處置せんが爲に、右の事を我方より指揮すべき全權を得たる相當の一人を撰擧するを必要とす、是故に我輩

伊澤美作守樣　　　　土岐下野守

以手紙致啓上候、然ば英人江被下候書物之儀に付、先剋及御引合置候趣も有之候處、別紙朱消之品相除、朱書之品に引替可被下旨、備後守殿原彌十郎を以被仰聞候間、左樣御承知、仕立方等之儀は、先剋及御引合候通、御心得御取計有之候樣致度、此段可得御意如此御座候、以上、

七月十六日

朱消 大平記　　朱書 竹取物語
朱消 平家物語　　朱書 大和物語
朱消 二十一代集　　朱書 湖月抄
四書五經　　朱書 北齋漫畫

〔英吉利一件上〕町觸按

一大和錦　一紗綾　一綸子　一紅白羽二重　一紋縮緬　一鳥の子紙　一上美濃紙　一越前奉書紙幷色奉書紙　一椊銅幷桐板類　一漆器類時代もの作物之品

右は外國江御返物被下品、又は相對賣渡方御禁制等之品物に付、異國人江賣渡候儀は不相成候間、萬一市中遊歩之節、店先江立寄、買物いたし候とも、右品々は見せ申間敷、たとへ所望いたし候とも、猥に賣買不相成品に付、持合無之旨可相斷旨、右渡世筋之もの共江は勿論、市中不洩樣可觸知もの也、

午七月　〇安政五年

〔英吉利一件中〕安政五午年七月十七日町觸

近々英吉利より獻貢之蒸氣船御請取に相成候に付、品川御臺場幷彼國船に而空炮打放候筈に候事、

ゐて爲取替度旨申立候に付、役々出張、追々應接之積に候、此段爲心得相達候、
右之通向々江可被相觸候、
七月〇中略
午七月七日寫、向方ゟ差越、　當番　年番

町奉行衆
英吉利人、明八日九時、芝新錢座江川太郎左衛門調練場ゟ上陸、芝切通し青龍寺旅館江罷越候に付、此程魯人參府節之通、御心得有之、尤途中御組差添之儀は、亞墨利加使節參府節之通り、御組御差出可有之候、依て別紙道書相添、此段申達候、以上、
七月
永井玄蕃頭
岩瀨肥後守
津田半三郎

〔英吉利一件下〕英人江被下書物之儀に付、御勘定奉行土岐攝津守ゟ之書面、菊地大助ゟ請取、尤表紙は勿論、箱も桐に而上品に仕立可申旨申聞候間、委細は別紙に而御承知、早々其筋江御申渡御座候樣存候、右何れも爲持差進申候、此段可得御意、如斯御座候、以上、
七月〇安政五年十六日八時差出ス
伊美作守
石因幡守樣
猶以今日之御沙汰書、貴樣ゟ請取候間、爲持差進申候、以上、
二十一代集　大本　箱入　太平記　箱入　平家物語　箱入
四書五經後藤點　箱入
右紙板宜品、表紙見事之品に取替、明十七日晝迄御城江御差出之事、〇中略

掟之儀、約條面爲取替以前之儀に而、當時之所に而は、約條書と齟齬致し居候廉有之候得は、當時は掟革り候哉に被存候間、當時之掟廉々御書付御渡被下度、左候はゝ政府江申立候樣仕度候、○中略

スコウトベイナグト印度唐海　貌利太泥亞船の總督　ムセイムール江

一奉行所支配之外遊歩不致事　　一市中上陸波戸場に限事

一士官之外上陸不致事　　一市中に而品物不買入事

一人家江不立入事　　一一群になり可遊步事

一案内者之意を强而不押通事　　一障りある日は上陸不致事

安政三年丙辰八月　　川村對馬守花押

永井玄蕃守花押

岡部駿河守花押

〔嘉永明治年間錄六〕安政四年二月五日、和蘭甲比丹、清國戰爭ノ狀ヲ白ス、○中略

於日本も亞墨利加と條約相濟、○中略又英國とも御條約相濟、是は下田函館長崎の三ヶ所御免に相成、下田函館は亞墨利加と相變候事も無之、然れ共長崎にての御處置は、內港等入帆不相成、高鉾島邊碇泊可致、端舟を以て乘上げ、並上陸不相成、其外廉々些細の御規定有之、右樣有之候ては、英人にて條約取結候詮無之候、

〔英吉利一件中〕午○安政五年七月五日寫、向方ゟ差越ス、　　年番　當番

大田備後守殿御渡御書付寫

町奉行衆　勘定奉行衆　大目付江

英吉利國之軍艦三艘、昨四日品川沖江入津致し候、右者使節を差越し、和親交易之條約江戸にお

右等之義、總督におゐては更に及承不申、誠に以恐入候次第、〇中略

奉行
一港內番所臺場等江近寄申間敷、波戸場稻佐鄉之外上陸不相成候、

暎人
御番所御臺場邊江不近寄儀は承知いたし候、乍去山等江登り候節は、其岸邊より上陸いたし候、開港之上は、何れより上陸いたし候とも、不苦儀に御座候、

奉行
一所々より上陸不相成段は、蘭人迚も同樣差留有之儀に付、波戸場稻佐之外は上陸不相成候、

暎人
斯窮屈に候而は、港內諸分開相成候段、副章中に御座候詮無之、箱館幷下田抔は七里程も勝手に遊步致し候事に而、何國之港も同樣之事、阿蘭陀は何故右樣之取極に相成候哉、暎國を右に引當、右樣閉籠られ候は何分承伏難仕候、

奉行
一夫等之事に而閉籠と被申候は、ゝ不心得事に候、條約中其港之掟を守とあれば、港法は可被守は勿論之事に候、

暎人
港之掟と申事承知仕度候

奉行
一港之掟書付は、スティルリング江相渡置候、

暎人

候は、彼國に於ても獨利益を得候爲に、他を妨候樣の筋に相成候ては、不容易儀にも至り可申、此處を深く斟酌いたし、利益等に拘り候場合に無之、既に先年本國軍艦を以て忠告仕候已來、三港御開にも相成、迚も永く交易筋御裁切も諸國の事情を存知候上は、甚無覺束存候旨に御座候、畢竟和親も交易も舊格の通り不相成との御趣意に候得共、浦賀表にて亞墨利加へ御決斷に有之、今和親開港迄に至り、交易は其唱無之候得共、欠乏の品を補候迄の名目にて、交易同樣の取計等有之候て、却て外國人主意に差ひ、往々の御爲宜しかる間敷哉に被存候間、此度の機會に、和蘭より年來厚く申立候、次第も有之候に付、交易御差許に相成候はゞ、何方も平穩に相成可申、能々意に叶申候、

〔外國事件書類雜纂十〕八月〇安政三年十二日、於西御役所英人應接、〇中略

再應

奉行

一上陸に付最初申談置候は、人家江立寄、或は散亂不致、按內之もの差圖に任せ、通行いたし候樣取極候處、英人士官之內、取極を不相守、不作法之者も有之候間、大名之供人等に立交、若混雜之事共等出來いたし候而は、互に不宜候間、差留候事に候、

英人

市中に而店前江立留り候義は、已に遊歩いたし候上は、若ヶ間敷、無謂人家江立入候もの御座候哉、承知仕度候、

奉行

一所々人家江立入候族有之候

英人

通信交易は勿論、最初取極の條約、更に別廉にいたし、自國の勝手宜樣、嚴重應接に及び、他國の條約に不拘、十分の條約取極度所存は無之哉、左候節は、應接は勿論、取扱方至て事六ヶ敷相聞え、中中奉行並御目付等の談判にて、事落著には相成不申、其模樣夫々江戸へ注進仕候とも、三百餘里の海陸、急速御差圖有之間敷、渠等は定て是迄亞墨利加魯西亞等の應接、又は御取扱振も飽迄承知いたし、夫より一段引立候條約相極申度所存故、品々尾鰭を付け、御下知の遲速に付ては、種々我意申募り、自儘に江戸近海へ乘込、直懸合致度旨可申立候條、旁應接手薄に而は、實に心配至極に付、魯西亞船使節渡來の節に准じ、成丈け銘々の志力を盡し、應接に及び、引留置可申哉、に風聞候へ共、前件の通、支那を始國々廻船致し候老功の者故、一通の儀にては行屆兼候間、江戸表より別廉を以て、可然御役人兩三輩も態々參崎と申廉にも相成候はゞ、彼等の應接の節、强みは勿論、端舟を以て江戸近海へ乘入可申抔、定詞を申出候節の引留方詞品にも可相成、兩端の含にて如此申越候哉と奉存候、其餘略す、

長崎奉行、書ヲ江戸官吏ニ送テ、英國交易許可アルベキノ旨ヲ談ズ、

七月廿一日出、長崎奉行川村對馬守書狀、八月日阿部伊勢守殿より事務局へ渡し、其文曰、

松平河內守樣　川路左衛門尉樣
水野筑後守樣　荒尾石見守樣
へ
川村對馬守
〇中略

此度ホウリングを差越候は、不一ト通手組の樣子に相聞、是迄引合候ステールリング取計方、彼政府の存意に不叶儀有之、自今同人は被呼戾、ホウリング撰に當り候儀に御座候由、先づ奥地の方へ相越候英軍艦數艘、當地來津の上、香港よりホウリング參候趣にて、事務は交易の筋を是非相開き可申との意に相聞申候、右に付和蘭政府より厚申付越候趣を以て、加比丹力を盡し申立

寅九月〇嘉永七年

英國和親交易ヲ望ムニ就キ閣老密議書ヲ評定所ニ下ス、

〔嘉永明治年間錄五〕安政三年八月

八月口日、阿部伊勢守殿密議の趣を以て、評定所一座、海防掛、大目附、長崎奉行、浦賀奉行、下田奉行、函館奉行、御目付へ相渡候覺書、和蘭蒸氣船船將より申出候英吉利國より猶又交易取結相願可申哉の儀に付、夫々評議致し被申聞候趣も有之候處、右は不容易大議にて、篤と及評議候上ならでは、何れも難及差圖、然る處西洋諸州交易彌盛に相成候趣、當節模樣柄にては、往々の處、甚以痛心懸念の事に候、交易御許容に相成候節は、魯西亞、アメリカ、英吉利、佛蘭西四ヶ國は勿論、其餘國國より、擧て願立可申、其節彼は御許容是は難相成との議論も相立申間敷、右樣相成候上は、一向に本邦にても航海の嚴禁を御變革被遊、外國にても海舶被差向、交易互市の利益を以て富國强兵の基本に被成候方、今の時勢に協ひ可然哉に候へ共、夫とても如何樣勉强出精習練致させ候ても、此上五年七年を經不申候ては、萬里の航海無覺束儀に可有之、左候時は日本全國の品產、日用の餘分を以て、外國無限の求に應じ候儀、殊更銅の儀は、逐年諸山相衰候哉に相聞、當節御備向必用の品にて、既に梵鐘鑄換の儀をも被仰出候儀に付、和蘭へ渡し來る斤數御減方致度程の折柄に有之、西洋諸洲、本邦へ交易相望候も、定て銅渡し方願意、主に可有之哉、其外諸渡物等如何樣の仕法にいたし候はゞ差支無之、御國力相續き可申哉、兎に角交易御差許の有無に不拘、右大本御取調置候方可然、長崎下田函館は別て實地取計の事故、得其意一同厚く評議いたし可被申聞候事、右は秘密の儀に付、夜分深更相認るとあり、

答書

長崎奉行來翰趣意、今度の英國の使節ホーリンクは、年輩と申、全權撰にて、追々渡來致し候上は、

御尤には候得共、此書翰之事は國々にても申遣置候事に付、先は請取置被下度、尤不用に相成宜候、

筑後守

英將

一國王江申遣候上は、尤の事に付、此方へ受取置候迄にて、取用申間敷候、

英將

致承知候

筑後守

一國王承諾之上は、約定之書面、蘭文も添持參可被致候、

英將

委細致承知候

一段々御約定之儀に付、御書翰御渡、慥に落手仕候、此上は日本と英吉利と心易相成可申候、

〔甲寅歲陣中日記〕一松平和泉守樣被成御渡候御書付之寫

大目付

此度長崎表江英吉利斯船四艘渡來候處、穩に候旨注進有之候、此段爲心得向々へ可被達置候事、

寅八月

一久世大和守樣被成御渡候御書付之寫

大目付

長崎表へ渡來之英吉利斯船、御國地江船繋之儀願出候、尤御國法は堅可相守樣申立候、依之向後長崎幷箱館之兩港へ船繋寄、薪水食料等船中闕乏之品々相渡候樣御差許に相成、去月廿九日彼船不殘退帆致候、此段爲心得向々へ可被相達候、

筑後守

其方之横文字書面には調印難致候、此方にても日本字へ調印不為致候間、双方同様之事に候、

英將

委細承知仕候

一先日御渡之御約定書江も、私方ゟ差出候通りヶ條を増御認可被下候、

筑後守

一認直し可遣候

一船將ゟ約定書七ヶ條に認直し、調印之上差出候書面、得と一覧之上、右にて宜旨及返答候、〇中略

英將

日本之約定書へ御調印被成候處を致拝見度候、

筑後守

致承知候、其方ゟも只今席上にて調印差出候事故、此方にても同様調印可相渡候、一旦致退坐、書面出來候はゞ、此席に罷出調印可致候、

四席目

一此方約定書幷添書共出來之上、又候出座、一通讀之聞かせ、宜旨申候に付、兩人調印致し相渡候、

筑後守

一最初差出候書翰は、戰爭之爲に船繫をも差免度と有之候處迄に談判にて取極候趣は、全く薪水食料欠乏之品幷船修復之ため故、此書面有之候ては都て間違にも相成候ては不宜候間差戻度候、

英將

英將
船中に無てならざる品と申事に付、入用と認申候、
筑後守
無てならざると申事に候はゞ、日本にて者必要と不申上候は分り兼候、船中に入用の品と認候ては、意味廣く相成、餘分之品迄も相求候如く相聞候、
英將
左候はゞ直し候ても宜御座候、船になくてならぬ入用と認候て宜候哉、
筑後守
夫にても宜、御奉行御目付共面會之上承り候事ゆへ、船將の存意は相分り居候得共、書面は政府江差遣候に付、此場に不携向故、右之文面之通にては此方にても意味相分り兼候間、及談事候、
英將
御談之通相認可申候、〇中略
筑後守
一三ヶ條目書面之趣にて、意味は相分り居候得共、此方にては難風に逢破損之船にて無ければ、兩湊の外へ渡來不相成旨を認遣し候處、其方にては難風に逢候得者、何方江も參り候由御認有之、文面表裏に相成候ゆへ、書面江戸江差上候て兩湊之外にも船がゝり差免候樣に相聞へ紛敷可相成、漂流之外、其他之湊江者船を寄する事はならぬと認可申候、
英將
英吉利詞故、前後致し候得共同じ心持にて候、〇中略

暎將

兩所之港御免之儀は、致承知候得ども、戰爭に付而は出來不申候哉、

筑後守

先刻も申聞候通り、戰爭に付差免候ては、萬國皆敵國に相成候事故出來不申、外用辨之ためならば、長崎之儀は明日よりも差支無之、箱館之方は、此度之儀、其地之奉行承知之上ならでは、其方之船參り候而も、差支候間、其地之奉行承知之後、船を寄せらるべし、船の損し食料の不足におよび候儀、戰爭にても難風にても、此方に而はそこ江出會す譯は知らぬ事故、渡來之上、全其船中に不足の薪水食料を辨じ、又は破船修復の爲めとあれば、差支なく候得共、戰爭の爲めと被申立候而は難相成候、

〔長崎叢書 三編〕英吉利國使節應接書

嘉永七年八月廿三日英吉利人應接書 ○中略

二席目

一昨夜被差出候約定書一覽之處、此方ゟ進候書面と少々相違之廉も有之候間、其箇條相尋可申候、

英將

可承之候

筑後守

一一ヶ條目之內薪水食料其外船中入用の品々何に不限と有之候得共、此方より申進候書面には、船中必用の品と申儀にて、入用と認め候ては、少々意味違ひ候、乍然翻譯違にも可有之哉、其方之存念承り度候、

當時貴國と魯西亞と戰爭あるが爲に、港を開き度とあれど、日本に於ては海外萬國もとより敵なし、しかるを今戰爭によつて港を開く時は、魯西亞に不限、其餘之國々を貴國の爲に、新に日本の敵となすの道理にて、是より日本に戰爭起り、數多の人々災にかゝるは的然なれば、諸國の平安を旨と致さるゝブリタニヤ王に於ても、亦惡まるゝ所なるべし、戰爭の爲に開く港になき上は、敵より取得る處の品、又は船等圍置事なし難し、

第三箇條

港を開く之趣意前に述る如くなれば、たとへ敵船と逢事あるも、已に書面に被述如く、港内は勿論、日本の地方近き沖合にて戰爭は不相成事、〇中略

嘉永七甲寅年八月十八日〇中略

八月十八日、暎咭唎人應接、初席前同斷に付略之、

貳席目

暎將

先刻被遣候御書付之趣、委細承知仕候、可相成は右書付エゲレス語に御直し被遣候樣致度候、

筑後守

エゲレス語には出來不申、阿蘭陀文字にては如何可有之哉、

暎將

阿蘭陀文字にて宜御座候

筑後守

致承知候、阿蘭陀語に致し候をも差遣可申候得共、先刻之書面之意味相分り候哉、若分り兼候儀も有之候はゝ、猶又具に可申聞候、〇中略

戸に言上す、此時四家の人數持場に出張し、追々江戸に屆あり、

〔通航一覽續輯六十六諳厄利亞〕渡來相模國城ヶ島

嘉永二己酉年閏四月十日午剋、異船千代崎を退帆、渡來せしは本月八日なり、猶前冊に詳なり、翌十一日帆かけ見隱れしよし聞ゆるにより、奉行四家の人數を引とらしめ、具に江戸に言上す、四家よりも同く屆あり、

〔外國事件書類雜纂九〕ブリタニヤ女王の船ウキンセストル號船長崎港中央に而、暦數千八百五十四年第十月五日、

嘉永七年〇安政元年寅八月十四日に當る

スコウトベイナダト官名大將　ヤーメススタルリンギ人名

右蘭語に飜譯仕候

かひたん　どんくるきゆるしゆす

顯したる決定の趣意

箇條の短章

第一箇條

魯西亞の軍艦、及び其他の國々の軍艦、此末大ブリタニヤと軍戰の事可有之候、然るに大ブリタニヤの軍船事、斯る場合の時に臨んで、此末の箇條に出し候事柄に於ての外、矢張是迄之通日本の湊に入候儀不相叶事に候哉の事、〇中略

箇條書第一箇條

港を開く之儀、全く薪水食糧其外船中欠乏之品を辨じ、又は破船修復の爲とあれば、所を定めて入帆差免すべし、戰爭之爲の故とありては承屆がたし、

第二箇條

有御座奉存候、

申諭

此度其方共我國々近海江船を寄るのみならず、不法に上陸いたし候儀、我國之禁を犯し、容易ならざる事なれども、其方共、此儀一切辨へ知らず、唯病人ありて、是が爲に果實野菜之類を得度故の由に有之故、此度は差免し、且乞に任せ、藥用之品々我等之差略を以差遣候間、早々歸帆いたすべし、此已後右樣之始末於有之者、免しがたし、此儀歸國之節、鯨漁之もの共、又其外々江も急度相傳ふべし、

六月

我國之法に而、常々來らざる外國の船、いづれの所にても著岸を許さゞる事なれば、速に歸帆いたすべきなり、

右書面横文字に而書付、異人江相渡被、

異國人江被下候品々

一りんご三百五十　一籠　一枇杷四升　一籠　一大根一把五本ッヽ　拾把

一さつま芋三十二本　一籠　一鷄　拾羽　一ひよう　一籠　一酒五升入　一樽

以上（以上雜事記、視聽草、）

〔通航一覽續輯六十五諳厄利亞〕渡來（相模國城ヶ島）

嘉永二己酉年閏四月八日巳上刻、相模國城ヶ島（三浦郡に屬す）沖に異船見ゆるよし、浦賀奉行組三崎（同郡に屬す）詰與力より注進あり、よて奉行其よし御固四家の（四家は近江國彦根城主井伊掃部頭直亮、武藏國川越城主松平大和守齊典、陸奥國會津城主松平肥後守容敬、武藏國忍城主松平下總守忠國なり、）人數に達し、また與力をして礼問せしむるに、諳厄利亞船にて、かの船將、手札を（或筆記に書翰とあるは誤りなり）出し、水菜を請ふとて、同國千代崎（同郡に屬す）沖に繫留これを與へ江

からざるにより、同十一日國法を諭し、浮囚を返し、果實野菜を與へて、歸帆を命ず、同十三日より、追々人數海岸を引拂ふ、時に水府一番手は猶水木濱に（多賀郡に屬す）出張なり、○中略

同月十日之問答

一千八百十八年寅年、千八百二拾二年午年、（按するに、寅年は我文政元年、午年は同五年なり、）此兩年其國元船此方之浦賀湊江渡來致、歸帆之節、此後其國之船、此國之地方江寄せ間敷旨堅申聞置候儀、其方共は未傳承せざる哉、

答、一切其儀承り不申候、唯病人御座候故、藥用之品得申度、無何心上陸仕、恐入候儀に御座候、

一其方共之元船何程積、幷大サ幾何、人數何人乘組候哉、

答

船名［　］　長サ九十八フウト
船首［　］　幅二十七フウト
二百五十トン積　乘組二十八人

又

船名［　］　長サ百五フウト
船首［　］　幅三十二フウト
三百六十七トン積　乘組三十八人

一此度三拾貳人者不殘右兩船之ものなる哉

答、アン船元方船首壹人水夫五人インディン船之方同斷、

一近年に至而、此國之近海に而、異船之帆度々相見へ候者如何成儀哉、

答、日本地方近海において、近年鯨漁多く取れ申候、右相見へ候異船は、都而鯨漁之船に而可

有之、此船主の所は、イギリス國ロンドンと云所のよし、四月廿九日午の下刻、房州洲の崎、異國船相廻り候由、入津の廻船より御注進申上候に付、即刻江戸弁に竹岡（按ずるに、上總國天羽郡に屬す、）小田原浦の（按ずるに、相模國足柄下郡に屬す、）鄉へ御注進有之所、未の下刻、異國船湊口へ參り、東西浦賀漁船弁に御支配所浦浦漁船に而御固、白川様よりも、即刻御固有之、翌五月朔日、川越様御人數凡四百人餘、走水へ（按ずるに、同國三浦郡に屬す、）御出張、同三日、小田原様より四百人餘、東浦賀へ御出張被成候、御鐵炮方井上左大夫様、三日に御著、是迄船中に有之所之武器預り可申旨度々被仰付候得共不聞入、（〇中略）

文政五年四月廿九日、浦賀著船之上、書付を出す、横書にて諳厄利亞文字なり、（〇此間恐脱文）曰何月何日水夫何人、船主名、積物石高、船の名、是等に因て官より足立左内馬場佐十郎に仰て彼地に往かしむ、この者は、天文局にて常に蠻書の譯文する人なり、五月四日に到著す、蠻人薪水を乞ふ旨を言ふ、（〇中略）

一下され物品々　一水　一薪千五百本（大材なり）　一肴魚　一荷廿三　一鷄（十羽）　一白米（二俵）
　一精麥（一俵）　一大根（十五把）

一五月六日　出帆すべきの旨仰渡されあり、

一同八日　出帆す

〔通航一覽（二百六十一 諳厄利亞部十）〕猿藉始末

文政七甲申年五月廿八日、常陸國大津濱に（多賀郡に屬す、水戸殿家老中山備前守領所也、）異船二艘來り、十二人鐵砲を携へ上陸す、時に中山備前守が人數是を捕ふ、然るに本船の人數よせ來るべき形勢により、同廿九日水府に加勢を請ふ、よて同日より一番手二番手追々出張あり、（〇中略）

同月（〇七月）十日、御代官古山善吉、及び通辨人（足立左内吉雄忠次郎）大津濱に參著し、糺問を遂るに、鯨獵に渡來し、船中病人藥用のため、果實野菜を望み、國法を辨へず上陸せし旨陳謝す、其首尾敢て疑はし

法之由仕形に而申聞、○中略

此船、大島邊沖ゟ大坂船浦賀入津を追駈參り候由、帆柱の上ゟ遠目鏡に而見候て、追駈候由、浦賀湊入口に山有之、此山を廻り湊入致し候よし、其山崎に而、大坂船うきを投出し候處、彼船碇をおろし候と心得、帆をおろし候よし、其間に大坂船は湊へ逃込候由、うきを投出し、碇をおろす如くに僞り候事、船中に而儘有之事のよし、

文政元戊寅秋八月寫之　　青島氏

〔通航一覽二百五十五諳厄利亞〕渡來禁止

文政五壬午年四月廿九日、浦賀湊着イギリス船長サ拾八九間なり、巾六間程、凡二千石積餘にて、水主三十三人乘船之底は至而深し、凡三丈程、中段部屋々々澤山あり、嚴重に一間々々鎖を卸有之、食物は米、牛、豕、羊、野牛、鷄の類なり、砂糖幷何やら油を用ひ、鹽は更になし、食物にも油を入、諸道具調度之類、皆油にて塗り堅めたれば、船中至而惡る臭し、衣服は羅紗の長袖も有之候得共、半帶著は皆木綿麻のやうの筒袖なり、頭巾は如此のアンペラの如きもあり、亦黑塗もあり、亦如此の羅紗兜、羅紗にて白赤黑青鼠等の色々有之、人物は髮二寸位のざんぎりにて、皆悉くちゞれ毛にて、茶色なり、髮は作りたるもあり、亦剃たるも有、船頭の髮は朝比奈の如く、もみあげより鼻の脇へとうゞき、面白く作りたり、眼は犬の如く誠に赤し、丈は何れも高し、船中に大筒鐵炮、種が島、其外劒の類夥しく武器を所持す、刃物はうすく、へな〳〵いたし、丸くすれば輪になる、はなせば元の如くなるなり、是歟騎刀と云物ならんか、時計は如此渡り三寸位にて、上に微塵砂を入、下へちら〳〵落るを計りて時を知る、陶器は上品にして、南京出より美しく相見ゆる、亦船中に種々珍しき物有るなり、中に猩々、インコ二羽、インコ、たゞし五色なり、一羽も有之、誠に美しき事なり、端午の日は、身縄へ五色の吹流しを凡三四十程も出す、亦船中にギヤマンの燈籠抔

が、又功なし、それはカルキユタ（加兒格多、印度西部地の名、諳厄利亞人領有する處なり、）の諳厄利亞商某、一船を裝ひ、甲比丹トレイをして貴品を積て長崎に遣りしに、日本人令して二十四小時の内に日本海濱より退かしめたり、

〔視聽草二集六〕諳厄利亞船相州浦賀濱渡來始末書寫

當寅〇文政元年五月十四日朝、浦賀御番所前下り船三十程有之、御改相濟、船頭共會所江揚候而、右之内三州平坂榮三郎と申者申出候は、前夜九ッ時、久里濱沖參候處、海鹿島近く、怪き船見掛申候、其節凪に而御座候得共、船掛り致候哉にも奉存候、假令出帆致し而も、いまだ近邊に可有之旨申候に付、御番所江御訴申上候得ば、早速御見屆船御乘出、問屋も追々見屆に罷出候處、久里濱沖掛り居候異國船江乘附、何國之船に候哉、相尋候得共、言語曾て相分不申、大ごまり、仕形にて米水に而も無之哉相尋候得共、夫に而も無之、樣子相知不申、こまり入候儀、然る所、船頭と存候もの、地球圖を取出し指さし致、イギリスと申言語相分候故、先船は相知候得共、何を申も、右船水々上に候處は、薄鐵に而張、水中は銅に而張候船、其外飛道具刀劒類數多所持の儀故、甚安心難成體、右之段早速江戸御奉行御役所江注進、問屋坂野彥右衞門押送船に而乘出、陸も御飛脚立、會津白川之陣屋へも御達有之、御番所江は湊口を向大筒三挺居、御船は武具を積相備、會津觀音崎之陣屋々、平根山臺場へ詰候衆は、拔身之鎗を引、壹騎駈、鴫居浦江は幡差物を立、船々平根山下館浦江漕來、誠に誠に珍事に御座候、御番所々與力同心衆問屋被召連、御乘出し、右船取逃不申樣之御思召之處、異國人等決而荒立不申、思の外平和に付、浦賀漁船に而、湊口迄引參、手眞似仕形に而樣子御尋被成候得共、兎角分り兼、言語不通、エド（江戸）、マツマヘ（蝦夷ノ地）、ナンブ、クナシリ、ヲロシヤ（ヲロシヤノ湊）、ヲヽツカ、タチガシマ（薩州）、ペンカラ、ヲランダ、是等の地名は相替り候儀無之、其外相分不申、江戸々々と申儀、猶以不安心に付、湊口江碇入させ、船頭は十艘に而取卷、其外を會津之兵船に而取圍、船中大筒鐵炮玉藥刀劒之類、國

〔通航一覽二百五十四諳厄利亞〕渡來禁制〇中略

寛政九丁巳年(値彼一千七百九十六年)英機黎過遠江州洋、時駿河州城腰漁戶相値其船、渠等就求魚、漁戶與之、乃大喜、與以一箱、中有酒壜一(內實酒)沙罐四、

七月英機黎船在安房州洋、銚子漁戶遣之、渠引漁戶上船、酒飦饗之、漁戶留頃刻、棹舟相訣、忽復聞後有聲、回顧則蠻人列立舷上、各擧手如招狀、乃回棹、渠掛玻璃瓶及一箱于竿末、從舷上予之、漁戶領受、但疑箱中何物、卽發見、有如糖菓物、將取喫、渠見之各奮空拳、爲放鳥銃、荷斫刀之狀、漁戶恐怖、推拖而逃、英機黎船已發銚子洋、歷陸奧州洋、到野作野杜莫口、上岸汲水採柴、或冶工造釘、或婦人濯衣、且聞土夷云、加藤肩吾無恙乎、若狹守以加藤肩吾工藤某往伺伎倆、肩吾等抵野杜莫、時船上有俄羅斯人、見肩吾來大喜、過如相識、肩吾以解俄羅斯話、願說話、渠出船圖三張以開示、因云、英機黎國巡視亞細亞東洋之地形、已十一度矣、三圖船隻皆充其用、肩吾視之、其精工堅牢宜彼名水城也、于是肩吾具狀馳報、若狹守命下國武新谷六左衞門、靑山圖右衞門督甲士三百名擊英機黎船、是月廿九日三將方在撒空剌岸、明早航海、直欲進野杜莫口、是日蠻人在陸者、亦咸上舶、急出港口、逆風船不進、乍進乍却、稍出口去、一蠻人採薪者後從山至、見船已放、如兒啼、肩吾使夷舟送致、翌日三將進口、肩吾見甲士至、大怪云、昨蠻人急張帆去、似前知甲士來、然撒空剌野杜莫海面六七里、風濤非容易、何以知之、三將乃班師、八月(十二日)英機黎船見松前海、若狹守結陣于馬形町岸、蠻船揚帆西上、初蠻船在野杜莫海、時商戶珍次郎烹魚往餽蠻人、以爲佳味、因珍次郎日日餽焉、一日渠引珍次郎于船上、觀千里鏡、鏡有九種、其制各殊、其用亦異、一種尤朗、如望遠視掌、望撒空剌地方海面、相去六七里、有民戶驟辨濯之衣、衣章鮮明、如隔咫尺視之、蓋前知松前甲士至、亦以此鏡必望見矣、今採摭巡邊手錄所載而姑附記、

〔奉使日本紀行五〕第拾三篇長崎湊の記

千八百三年(享和三年癸亥)卽我等が俄羅斯國より舶を出せし頃、或人日本に舶をよせて少しく試し

不申、何用にて何方江心懸相越候哉、通詞も無之、言語等も相分兼候得共、本國はエンケレシユ[illegible]由に相聞候、尤仕度にて考候處、當地江心懸相越候には無之、船中水をきらし候間、此所江寄候由、水汲溜候上、順風次第エンケレシユ江致歸帆候趣に相聞申候、前書之通言語通兼、其上筆談等も相分不申候旨、彼地に罷在候家來共より申越候、勿論蝦夷地固め之人數は、兼而手當致置候得共、尙又此度增人數幷見分のもの等差遣候、尤家來共之內、先年ヲロシヤ人罷越候節、御用等相勤候者も有之候間、若筆談言語等も少は相分可申哉否、彼地より注進次第可申上候得共、先此段御屆申上候、以上、

八月十八日　　松前若狹守

○中略

先達而御屆申上候私領分東蝦夷地エトモ江漂流之異船爲見屆通辨差遣候、家來共より昨廿九日申越候者、右異國船江罷越致懸合候處、アンゲリア國船に而、支那カントン江商に參り候よし、然る處水木切し、昨年も參り、此所之樣子も存候間、水木辨用致し度參り候趣相答、尤乘組人數三十四人、頭分名所ブラッン幷下人ども迄去年參り候者ども多く御座候由、異國船長サ拾三尋、幅壹丈六尺有之候、右船當巳二月五日アンゲリヤ出船、ハラシリヤ江參、それよりイワヤゴウランテヤ江參、それより此所江參り候よし、船中積物米茶多葉粉砂糖之類積入候由、勿論異國人ども、順風次第歸帆可仕旨申達候、尤海岸固め人數之義は、去月廿五日より追々在所致出立候、一體去年當年打つゞき致來著候段、旁以不相濟儀に付、向後當國江趣、水木之用辨に而も罷越候儀は、かたく不相成旨、異國人ども江可申渡旨、家來ども江申付遣し候、若彼地におゐて異國人滯留中致上陸、不法之儀等有之節は、早速討捕可申旨申含候、尤南部大膳大夫、津輕越中守家來共江、私家來共より按內申遣候、委細之儀追々可申上候得ども、彼地家來共より注進之趣御屆申上候、以上、

閏七月朔日　　松前若狹守

國と縁組仕候段不屆に被為思召候、依之今度商賣之儀不被遊御赦免候之間、貨物不殘積戻候之樣にと依御下知、岡野孫九郎用人河原武兵衛、與力和田彌一左衛門、彼船中江遣之、通事加福吉左衛門、富永市郎兵衛を以、右之趣爲申聞之、同年七月廿六日長崎湊令出帆候、

〔通航一覽諳厄利亞二百五十三〕延寶元年五月廿五日エゲレス船長崎入津持參之品々

一白糸　千七百斤　一辨柄糸　四萬五千斤　一小黄糸　二萬六千斤

一ちやら島　四百二十端　一たいは　千五百二十端　一島だすき　九百端

一ゑゆす　八百五拾端　一大紋繻子　五百四拾端　一色かいき　千二百端

一大木綿　二千五百端　一小金巾　一萬千端　一同中　六千端

一花大紋さらさ　二千五百端（○中略）　一くすり物　七千斤　一すはう　八萬斤

一白砂糖　二拾五萬斤（○中略）

右之銀高、大圖つもり候て、七千貫目計に候、以上、（山角氏覺書）

〔通航一覽諳厄利亞二百五十三〕寛政四壬子年、かの船紀伊國熊野浦に（牟婁郡に屬す）渡來す、（此外所見なく、其餘話の首尾詳ならす、）同八丙辰年、蝦夷地エトモに來り、海底を測る、よて松前若狹守道廣、家人を出張せしむるに、かれ去てまた松前の沖に見ゆ、道廣甲士を率ゐて海岸に備ふ、やがて歸帆し、西南の洋中にかゝる、

〔北邊紀聞前篇上〕寛政八年辰八月十五日、東蝦夷地アフタと申處江、異國船著船に付、松前家より御屆之書面寫、

當年東蝦夷地アツケシと申所江為勤番と差遣候家老松前左膳、幷侍共、所々見分仕罷歸候砌、八月十五日、蝦夷地アフタと申所之沖合に、異國船壹艘相見得候旨申達候に付、早速供幷下役人相添、船中為致見分、其上子細相尋させ候所、人物船形共ヲロシヤに似寄、凡ソ千石積位之船相見へ、橋船四艘有之、乘合人數百拾人のよし、右之內頭分體之もの四五人相見候へども、名前等も相分

エゲレス、カピタン、セイモンデルホウニ相替候口書

四拾年以來中絶仕候處、今度之渡海御尋御尤に御座候、先年渡海之時分、利潤うすく御座候、其後はエゲレス國仲ケ間にて、廿餘年相戰、其後又阿蘭陀人と兩度戰有之付、渡海不罷成候處、近年三ケ國共に和睦仕候付而、今度之渡海もエケレスあるじに申斷罷渡候事、

一切支丹道具之儀、少モ所持不仕候、就夫南蠻人、エケレス之儀、ともに切支丹國に候處、宗門道具所持不仕候段、御不審御尤奉存候、併南蠻、エケレスは、以前てき〳〵に而御座候、近年縁組仕候得共、宗門之儀は、各別に御座候、南蠻人の尊び候佛幷書物等、少も所持不仕候、私共儀は阿蘭陀人同前に御座候、

一南蠻人と參會之事、拾三年以前ニ、ホルトガル國之頭之娘を、エゲレス方江縁邊を組、聟舅之間に罷成候故、折々は南蠻人と參會仕候、但右之娘に未子は出來不申候事、

一南蠻人、エゲレス人、阿蘭陀人、只今は和睦仕、國許出船之砌迄は、戰候儀無御座候、右之通に而御座候故、阿蘭陀人とエゲレス人と、自然には參會仕候事も御座候事、

一商賣於御赦免は、日本諸事御法度之趣相守候樣にと、於國元申付候事、

以上

丑五月二十五日

口書

右之趣達上聞、エゲレス人江被仰渡候覺、

一從彼國商船通路四十年令斷絶、其上近年はホルトガルの國主と結嫁娶之嫁（○嫁恐緣誤）親、出入有之候、先年爲御訴訟ホルトガル國王よりかれうたの舟長崎江雖著岸候、依爲切支丹宗信仰之國、向後堅渡海仕間敷候、縱風に放され、日本之地に流來候共、船人共悉御燒捨可被成旨被仰付候

ゑげれすかびたん　せいもんでるぼう判

丑七月廿六日

河原武兵衛殿

和田彌市左右衛門殿

右之趣ゑげれすかびたん申聞候通、和解指上申候、以上、

通詞　加福吉左衛門印

同　富永市兵衛印

〔通航一覽諳厄利亞二百五十三〕渡來禁制

延寶元癸丑年五月廿五日、諳厄利亞船長崎に渡來して、再通商を願ふ、よて奉行岡野孫九郎、江戸に注進す、然るに、かれ數年中絶し、殊に我制禁の波爾杜瓦爾國と婚家たる事聞ゆるをもて、其願許されずして、七月廿六日歸帆せしめらる、（長崎實錄大成ニ、糧米乏く、願によりて貨物賣拂ひた許されしよしみゆるは不審なり、かれ永く御禁制の國たるをおもふに、薪水糧米は賜るとも、貨物賣拂ひは許されざりしなるべし、また六月十二日老中連署に、五月十六日廿一日廿四日廿五日度々の書狀披見云々の文あり、さては十六日の頃より追々湊に近づき來りしなるべし、）此時近國の大名及び家人等長崎に出張す、

〔通航一覽諳厄利亞二百五十三〕延寶長崎記曰、延寶元丑年五月廿五日、エゲレス船壹艘、人數八拾六人、内（一人はベンガラ人、二人はマカサル人、）乘組入津仕候、一艘之エゲレス人共申候は、去々年十月比、三艘列にテ、エゲレス國出船仕、去年四月比、ジヤガタラの近所バンタンと申所に著仕、彼地ニ四十日程逗留仕、夫より六月時分、東寧之近所へシカドウルと申所に著船、夫より日本江渡海仕度奉存候處、順風無御座、唯今迄滯留、當月十日、彼地出船、今著船仕候、三艘列之內、一艘は去年四月之比東京江參申候、二艘は此舟同前へシカドウルと申所へ參、逗留仕候處、今一艘之舟之荷物、此舟に積うつし、去年霜月時分、又ハンタン江遣申候、此船又跡より日本江奉參と奉存候、此舟日本へ參上仕候儀は、御訴訟申上、日本に而商賣の事望に奉存、國元出船仕候由、以通事申上候、

候は、日本御作法之趣相守可申段、於本國も申付置候、猶又番船等被仰付候段被仰渡、是又奉畏候段申上候、然る上、右之趣御江戸江被仰越候處、六月廿五日商賣不相成趣被仰渡候、

一在船中、食物野菜肴等調方御願申上候處、御免被仰付候、尤阿蘭陀人江賣込候直段之引合を以賣渡候之様被仰渡候而、賣込人より賣渡申候、

一在船中相調候諸食物代として　ミイラ五拾斤　白紗綾九拾端　白縮緬百端　飛紋紗綾百拾端　鼻目鏡數三拾八　遠目鏡壹本　銀小箱壹ツ　白糸百斤

右之通、諸食物調物代として貨物賣御免被為成、代銀合拾七貫七百四拾目、

此小判貳百六拾兩三分ト銀九匁、　但壹兩ニ付六拾八匁替

内　小判百七拾貳兩三分ト銀五匁五厘、ゑげれす人食物色々代りとして御引取被遊候分、

差引殘　小判八拾八兩と銀八匁四分五厘、此金は貨物代金過上仕候に付、ゑげれす人江御渡被為成候、

七月廿六日

一今日ゑげれす船湊出帆被仰出候に付而は、日本之御地何國之湊内に而も、石火矢并鐵炮打申間敷、尤玉并武具等は御當地湊内に而御渡被成、薬は沖に而御渡被為成候段、被仰渡奉畏候段申上、右之通御請書差上申候、

ゑげれす人口書

一今日順風に付、出帆被仰付、御意之趣奉畏候、日本之御地に而、石火矢打申間敷候、尤湊に而者石火矢又は鐵炮に而も打申間鋪候、

一湊に而石火矢并玉武具御渡被為下、慥に受取申上候、石火矢薬之儀者、沖に而御渡可被為下之旨奉畏候、以上、

二十日其後又支那船一艘交趾ヨリ出帆シテ、其國ノ產物安息香ト糸トヲ積テ長崎ヘ著岸セリ、法印王ヨリ獻上モノ、物積リヲ、ゼチラールヘ知ラセラレタリ、コレハエングランド王ヨリ日本帝ヘノ進獻ノ品ナリ、略〇中第一大御所樣家康公第二將軍樣乃チ太子第三本多上野介殿御老中第四本多佐渡守殿江戶御老中第五板倉伊賀守殿京都所司代第六ホンゴ殿オリエンゴ舟手奉行再考ナマツ未詳第七後藤庄三郎金座八月二日日本ノ六月頃旅ノ用意調ヒテ、江戶表ヘ出立、コレニツキ老侯法印種々世話アリテ、侯ノ御座船一方二十五挺タチノモノニ水夫六十人ヲ添ヘテ借シ與ヘラレタリ、其舟ニ旗小旗及其餘有用ノ諸具ヲ備ヘ、國王ニ暇乞シテ別レ去レリ、此方ノ人數ハ、サーリス始メ都合十人、附添ヒノ日本人ハ九人ナリ、

以下數條江戶迄ノ行程記也、今略之、

十月八月頃二十四日ノ夜、大坂ヲ立テ、十一月ノ六日平戶ニ歸著ス、九月頃ナリノ老公法印使ヲ遣シテ、首尾能歸著シタル歡ヲ叮嚀ニ申シ越レタリ、十一日鍋島侯訪ヒ來リ、色々懇ロノ挨拶アリ、侯ノ曰ク、明日イギリス樣ノ膳部ヲ饗シクレヨトノ望ミアリ、甚ダ容易ノ事ナレドモ、近々歸帆モ近寄リ、至テ繁多ナレバ免シクレヨトコトワリタリ、再其侯ノ來リテ賴ルヽニハ、イギリス鹽ノ牛肉、並ニ家豬肉二本ヅヽト、生マ煮ノ蕪ト萊菔及ビ葱等ヲ、イギリス庖人ニ調理サセクレヨトナリ、故ニ其通リヲ作ラセテ贈レリ、

〔中古叢書七十七〕向々舊記寫

一寬文十三丑年五月廿五日、ゑげれす船壹艘入船仕候上、通詞を以御吟味被仰付候處、ゑげれす人申上候は、御訴訟申上被爲成御赦免候は、日本に而商賣仕度奉存候、乘組人數八拾六人、本國出船仕、當湊入津仕候、其上武具玉藥等阿蘭陀船同前船より卸可申哉之段、御尋被遊候處、申上

ラチ等ノナキ様ニモフレツケタリ、其夜阿蘭陀ノハコトヲレイ（他國ニ行テ交易ヲツカサドル者ノ）其頭（カピタンノコトヲ云）ヘンリキ、ブロウ、エル（蘭人ノ名ナリ）舟中ヘ見廻ニ來リテ、平戸王トサアリストノ間ノ取次ヲセント云、サアリスモ亦ブロウ、エル來リシコトヲアダムスヘ知セタリ、（是ハ始ノ中立ナリ）次ノ日（十二日ナリ）平戸王法印ヨリ此度エングランド船著岸ノヲモムキヲ日本島ノ入口ノ湊ノ官府大坂ノ奉行ヘシラセ、夫ヨリ江戸ノ帝ヘ（將軍ヲサシテ云、當時ハ秀頼公大坂ニ在城之時ナリ、）飛脚ヲ以テチウシンス、平戸島ヨリ江戸迄ハ凡三百里アリ、〇中略王ハサアリスト共ニ朝飯ヲ喰ヘリ、舟人爰ニ碇ヲ落サントス、此海ハ泥場ニテ底迄深サ凡五ヒロバカリ也、此時サアリス舟人ニ辛勞ノ賞ヲアタヘント云ニ、王ハ是ヲ欲セズ、何ニテモ異國人ヨリ物ヲ受サセズ、船湊ニ入テ陸ニ近キコト人家ノ内ヨリ談話ノナル程ニナリタリ、〇中略貴人衆多ク舟へ見廻ニ來ル中ニテ、信實及志摩殿ト二人目立テ見ヘタリ、〇中略七月朔日（日本ノ五月也）五島ノ王侯來レリ、此島ハ平戸ヲ去ルコト遠カラズ、故ニ法印へ訪ヒ來リテイハル丶ニハ、此頃聞侍リヌ、貴邦內ニメヅラシキケツコウナルイギリス船來レリト、故ニ渴望ニ堪ヘズシテ訪ヒ來レリ、諸君一タビ見ルコトヲ許サバ、何ノ幸カコレニカヘント、所望スルコト甚ダ切ナリ、コレニヨリテ、法印王、ゼチラールニコノ由ヲ告ゲ、余ガ格別ノ深友ナレバ、暫ク船中ニ招待シテ饗シ給ワレト、尤別レノヲリハ、多クノ石火矢ヲツルベ放チタマワレトナリ、（西洋船著岸出帆ノトキ石火矢ヲ放ツコトハ、彼ノ國歡事ノ吉例ニスルト云フ、按ズルニ此方ヨリ石火矢ヲ望ミタルハ、放セ見タキノ故ナルベシ、）船中ヘ入ラセラレ、暫クノ物語モアリテ歸ラレタリ、〇中略松浦王法印ハ、日本ニテ一箇ノ良將ト稱スル由ナリ、天性勇壯ニシテ功勞ノ數ナリ、巳ニ朝鮮征伐ノ時モ甚ダ軍功アリト云フ、ゼチラール、サーリスニ棉布一端ヲ請レシ故ニ、卽贈リマヒラセタリシガ、直ニ下著ニ製シテ、其品ノ麁ニシテ且古ビツキ甚ダ見惡キヲモカマヒナク、裸體ニナリテ著セラレタリ、其氣象ノ眞率ナルコト大抵此類ナリ、其キレノ殘リタルヲバ手巾（テヌゴイ）ニ作レリ、常ニ用ラレタリ、

〔平戸島英船著岸始末〕平戸島へ始めてエゲレス船著岸之事

千六百十三年（〇我慶長十八年）六月十一日晝後三刻、（日本ノ慶長十八年四月頃晝八中時、但シ月日ハ大小ノ月アル故ニ正タ極メ難シ、）平戸島ノ一里半（日本ノ凡三里バカリ）洋ニ碇ヲ落セリ、礒邊ハ淺瀬トナリテ船ツカズ、（是ハ西洋ノ大船ハ底深ク海ニ入故ニ、淺瀬ノ場所ヘハ行ガタキナリ、）程無ク老王法印樣、殿樣ト共ニ見廻ニ来レリ、殿樣ト云ハ、彼法印樣ノ孫ナリ、今此ノ平戸島ノ守護トシテ、老王ノ下ニアリテ、政事ヲ聞クナリ、四十艘ノ小舟ヲ出シ、其船ハ一方ニ或ハ十五艇立或十挺立ノ艫ヲ以テ、西洋大船ノ側ニ来リテ、其老王ト孫トハ西洋船ニノリ、其ノ餘ノ小舟ハ皆傍ヘ退タリ、其臣各職アツテ奴僕ノルイミダリナラザルヨウニ、其王傍ヲ番シ守レリ、（〇中略）王ハ凡七十二歳、彼孫ハ凡二十二歳ナリ、サアリス（カピタン名ナリ）ガ所ニ来テ、履ヲヌギ、右ノ手左ノ手ヲ次第ニ彼ガ膝ニ低クヲロシテ、ソシテアチコチト形ヲ少シ動カシテ、彼傍ニ行テ、アヽト云ヘリ、其ハ彼國ノ（日本國ヲ指テ云也）致意ナリ、（禮義ナリ）夫ヨリ船室ノ中ニヲイテ、饗應シテ、大勢アツマリウタイ樂シメリ、其時彼ノエングランド王ノ書狀ヲ平戸王ニ向テ渡セリ、此書ヲ請取テ、大ニ悦歡ノ氣色アリ、然レドモカノ書ヲ傍ニヲイテ開クコトヲ欲セズ、アンゲ来テ手カラ、其書ヲ渡セリ、（アンゲト云ハ、此語ハ詳ナラズ、疑ラクハ案針ト云言バヲ云ヒ誤リテ、アンゲト云タルナルベシ、下ニ安針役楫取ノコト有、）エンゲランドニ云エヽンスツウルマン（是案針役楫取ノコトナリ）ト云フコトナリ、其人ハ（アンゲテ云也）前方ハエンゲランドノ人ニテ、名ヲウイリヤムアダムスト云シ人ナリ、阿蘭陀人ノ前方南海ヘ渡リシ時、其ニ渡リテ、日本ニ十二年住居セリ、今其スギワイハ舟子ヲシテクラセリ、一刻半（日本ノ半時餘許也）程居テ王ハカヘレリ、其アトヘ貴臣ヤ武士ドモ大勢船ニ来テ見物セリ、持渡タル貨物ヤ、諸肉諸鳥諸畜果鳥等、其外エングランドニテ常々多ク人ノ見知ル品物迄モ、珍シソウニ船ノ内中ノ物ヲ驚キテ見物セリ、品々ノ貨物ヲ王ニ進上シテ、靜ニ賣買等ノ平和ニコヽロヤスクナルコウニ願タリ、夫ヨリ役人ヲ送リテ舟ニ止メテ番シ守ラシメ、又町中ニ其ヲモムキヲ觸テ、無禮フ

に呼入、日本之重寶之物を調法させ賣買可申付候、於此上は、いく久申通日本えも無心諫用之可申入候條、被成其御意得可被下候、以上、

大ぶりたんや國ノ王居城はおしめしたせめし帝王

れいきし

日本將軍様

今此來被參候國は、いがらたいら又げれほろたんとも申、いづれも國は一ッなは二ッ御座候、如此あんじ書付上候、

〔異國日記 一〕一いぎりすより日本へ、今度初而渡海之船、萬ッ商賣方之儀無相違可仕候、渡海仕に付而は、諸役可令免許事、

一船中之荷物之義は、用次第目錄に而可召寄事、

一日本之中、何之湊へ成共著岸不可有相違、若難風逢、帆柱絶、何之浦々へ寄候共異義有之間敷事、

於江戶望之所に屋敷可遣之間、家を立致居住商賣可仕候、歸國之義は何時に而もいぎりす人可任心申付、立置候家は、いぎりす人可為儘事、

一日本之內に而、いぎりす人病死等仕候者之荷物、無相違可遣之事、

一荷物おしかい狼藉仕間敷事、

一いきりす人之內、徒者於有之は、依罪輕重いきりすの大將次第可申付事、

右如件

慶長十八年八月廿八日

御朱印　此御法度書二通被遣、一通は渡海船に置之、一通はいから國に可置由也、庄與三書之、大高一枚半ッギヲ、ツギ目にウラに墨印有之、あんしに被遣之由也、與三ヶ案紙來て留書置也、

江戸江被召、御詮議之上、彼者共申上候は、日本渡海之義蒙御赦免度爲訴訟始而來朝候、於御赦免は年々致渡海商賣仕度由奉願、乘船無之故、八九年も逗留す、其内御扶持方等拜領被仰付、阿蘭陀之頭人ヤンヤウスエケレス之頭人アンシと申者、逗留之内、折節御城江御召、異國之儀共御尋に付、段々申上、就夫ヤンヤウス儀は首尾能相務、右兩人之者共江屋敷等拜領被仰付、致作事令住居、於江戸ヤスヤウス居候所をヤヨソガシ、アンジ居候所をアンジ町と申候、〇中略

唐人安針の（イキリス唐人）墓、坂（ハン）ケ拾（ヒロ）の山道に在り、此邊より海上をながむれば江戸前悉く見ゆる也、この唐人は昔江戸日本橋に住居し、島を商ひ渡世してありしが、其後この村へ來て相果けると也、唐人病の床につき、吾果なば江戸眺望の地へ葬呉れよとて、相果ける、この故此山中に墓ある由申傳ふ、昔し安針が住し處とて、今に日本橋にて安針町ともうす由、近頃此唐人の墓、安針町より再興供養あり、（中略）三浦古尋録

〔異國日記〕一慶長十八年癸丑八月四日、インカラテイラ國王の使者、於駿城御禮申上ル、王ヨリ音信色々進上也、此國ヨリハ始テ使者也、捧書蠟紙ハヾ貳尺、タケ一尺五寸、三方ニ綠ニ繪アリ、三ツニ折、二ツニ折返シテ、紙ニテ釘トヂノ樣ニシテ蠟印アリ、文言ハ南蠻字ニテ不被讀取、アンシニ假名ニカヽセ候、左ニアリ、

せめし帝王書狀之趣者、天道之御影により、おふぶりたんや國、ふらんす國、ゑらんだ國、この三ケ國の帝王に、此十一ケ年以來成申候、然者日本之將軍樣御威光廣大之通、我國江慥に相聞え候、爲其かびたんせねらんゑゆわんさいりす、此等を爲名代、日本將軍樣江御禮爲可申渡海させ申候、如此申通に罷成候へば、互之國之樣子廣大に流通仕、我國之滿足之所不淺候、於向後は、毎年商船あまた渡海させ、双方商人被爲入魂、互に望物商賣可被仰付候、其上日本將軍樣御意之旨於御懇情者、商人ヲ當國ニ殘置、彌兩方懇和可被成候、然上は、我國へも日本之商人を自由

重交

昌永按ルニ、諳厄利亞、思可齊亞ノ二國コレチ合稱シテゴロオトブリタンニアト云、詳ニ下ニ記ス、

其一則喜百泥亞也、國在海中、俗善操舟、人亦勇悍、最習水戰、亦善作劍、號爲天下名器、番語劍曰ニテイベン、西南諸國皆畏其人、以爲海賊、此俗亦呼番賊云イギリス、即指此而言、

〔瀛環志略四〕英吉利英機黎、英圭黎、膺吃黎、諳厄利、英倫的、及列的不列顛、

〔阿蘭陀船平戸入津始末〕阿蘭陀ゑげれすの事、并國性耶伴天連等の事、

谷村友山覺○中略

一ゑげれす平戸へ入津は、天正八年に而、同十年法印様松浦鎮信○御停止、御寄せ不被成候由、日本を引取候は慶長四年之由、

一長崎今の出島は、ゑげれす長崎へ入津之時、町人共願候哉、被仰付、銘々普請家作仕、ゑげれすに借し、商賣仕候、邪宗門御改に成、ゑげれす不參後は、彼島明居申候處、阿蘭陀長崎へ引越し候節、南蠻國之者故、公儀御疑も有之、幸出島に可被差置との儀に而候處、可申立科茂無之者を、出島に込入被置候儀難被成に付、色々難題被仰懸、其上に而御入被成候由、

〔通航一覽二百五十二諳厄利亞〕渡來御朱印拜賜附呈書御返簡

慶長五庚子年、諳厄利亞人、阿蘭陀人と同船して和泉國堺の浦に大島郡に屬す渡來し、通商を願ふよし奉行注進に及ぶ、この頃成瀬隼人正、米津清右衛門堺の奉行たり、よて東照宮彼等を江戸にめされ、僉議を遂らるゝに、願の趣意不審の事もなきによりて、江戸滯留をゆるされ、月俸及び宅地を賜ひ、時々めされて異國の事等御尋あり、船破損により、滯留九年に及ぶ、

〔通航一覽二百五十二諳厄利亞〕長崎御用書物曰、慶長五庚子年、泉州堺の浦に不見馴大船壹艘著岸す、遂吟味之處、爲商賣始而咬嵧吧よりヲランダ人エケレス人相渡申候に付、早速江戸江致注進、江府江可致廻船由被仰付、依之出帆す、海中過半乘出し、遭難風、相州浦川に打寄せ、就破船、乘組人陸より

古事類苑

外交部二十

英吉利

英吉利ハ、歐羅巴洲ノ西海中ニ在ル一島國ニシテ、古ク我國ニテハ之ヲアンゲリアト呼ベリ、天正八年、此國ノ船、始テ肥前國平戶ニ碇泊シテ通商セシヨリ、凡ソ二十年間、年々此ニ來船セシガ、慶長五年ニハ、泉州堺ニ入津シテ交易ヲ請ヒ、同十八年ニハ使節始テ來リ、方物ヲ幕府ニ獻ジ、前將軍德川家康ニ謁シ、因テ渡海ノ朱印ヲ賜ヘリ、其後西洋諸國ノ來船ヲ禁ゼシ時、此國亦來航ヲ禁ゼラレ、寬文以降再三通商ヲ求メシカドモ、皆斥ケテ之ヲ聽サレズ、嘉永七年米艦入港ノ後、英艦亦長崎ニ來リテ請フ所アリ、遂ニ薪水食料等ヲ與ヘ、以テ船中ノ缺乏ヲ補フベキ約ヲ結ベリ、安政三年、又通交貿易ノ事ニ就キテ請フ所アレド許サズ、同五年更ニ之ヲ請フ、因テ其歲七月十八日、江戶ニ於テ通交貿易ノ條約ヲ結ベリ、

圖說

〔增譯采覽異言　四〕アンゲルア、又云アンゲリア、意呼エンゲルホイラ、波呼アンギリア、和呼インゲランド、

諳厄利亞又作諳厄利亞

昌永按ルニ、此國羅甸(ラテン)呼テアンゲリアト云ヒ、又アンギリアト云、拂郎察呼テエンゲレテルレト云ヒ、和蘭呼テエンゲランドト云、又按ルニ、此地ノ古名ハアルビオント云、然ルニ西洋ノ中與第五百年ノ比ヒニ、沙瑣泥亞(サキソニア)ノ人アンゲルンナル者、物斯法略(ウエストハーリイ)書紐言キ等ノ地ニ有テコレニ君タリ、此時アルビオンノ地大ニ亂レ、思可齊亞(スコツシア)ブリツテン、ピクテン等ノ諸部、戰爭ヤマズ、アンゲルン兵ヲ以テアリタテンヲ救テ大ニ功ヲ成シ、留テ其國ヲ治メタル故ニ、始テアルビオンヲ改テ、アンゲリアト號スト云、又按ルニ、此國名ノ字、海國聞見錄ニハ英機黎ニ作ル、

歐邏巴西北海中有二大島、此國與思可齊亞相分一島地、

古事類苑

外交部二十

英吉利

申上之、南蠻人宗門之儀に付而、新規に手入所々有之哉、渡海之道筋之儀も可存候間、見及聞及候段、長崎奉行人迄可申上事、

一日本渡海之唐船不可奪取之、阿蘭陀往來之國々之内與南蠻人と出合之國可有之候間、南蠻人彌通用不可仕、若出合之國有之ば、其國其所之名を具に書付之、毎年著岸之かぴたん長崎奉行江可差上事、

附、琉球國は日本に相隨ふ國に候間、何方に而も見合候共奪取べからざる事、

延寶五巳年二月廿五日

右之御書付は、只今以阿蘭陀人參府之節、御暇之時、切支丹奉行兼帶之大目付讀爲聞之御條目也、

〔亞墨利加一件下〕午〇安政五年　四月朔日持歸り、本紙向方江遣ス、

町奉行衆　　當番　蘭人掛り

矢部駿河守

兩國回向院境內におゐて、相撲見物として、和蘭領事官并筆者蘭人共、明二日四ッ時ゟ罷越候間、御組のもの御差出有之候樣致し度、依之道筋書相添、此段及御達候、

四月朔日

付、翌年臺灣ヨリ使者ヲ差越シ相願フトイヘ共、御免無之、七ケ年逗留ノ後、御免ニテ被差返、右十二歳阿蘭陀人ハ、獄中ニテ病死ス、

　但右ノ新藏、其後細川家ニ五百石ニテ召抱ラル、

右ノ外、日本ヨリ異國渡海數十年ノ間、種々話說有之トイヘドモ、慥ナル證跡無之事ハ此書ニ不載之、

〔長崎港草 六〕紅毛船出火話

寬文五年巳五月廿日、紅毛船一艘入津ス、是則今年ノ一番船ナリ、廿四日ニ荷役初マルベキ處ニ、朝ノ程ヨリ船中ヨリ火燃出テ、漸ク黑烟サカンニナリテ、防クベキ樣モナク、アキレ果タルニ、町ナル者ハ是ヲ見テ、ヤガテ大銃ニ火入タラバ、イヅクノ家ニカ來ランズラントテ、アワテ騷ヒデ如何ハセントモナンカト、安キ心モナカリシニ、大銃ニハ紅毛人早ク筒口ヨリ水ヲシタヽカ入置タレバ、サノミノ事モナカリシガ、ヤヽ燒シヅマリ、帆柱モ燒倒レテヨリ、町々ノ火消ノ者ドモ餘多出來ツテ、水際ヨリ下ノ程ヲ打消シ、水ヲカケテ荷物殘リタレドモ、多クノ物ヲ損サシケル、其後荷役シヌルニ、濡タル糸五萬五千三百八拾斤アリシヲ、市中ニ賴ミテ是ヲ洗ヒサラシテ、糸一斤ニ銀四分宛ノ禮物ヲ出ス、其銀高貳拾貳貫百六拾貳匁、總町乙名ヘ銀五貫目謝儀トシテ出シヌ、其外燒失ノ物夥シクテ、紅毛人ノ損失莫大ノ事ナリ、

〔敎令類纂初集百一長崎〕延寶五丁巳年二月廿五日

一阿蘭陀事ハ、御代々日本商賣可仕旨被仰付之、每年長崎令著岸候、此以前ゟ如被仰下之、與南蠻と切支丹宗門、通用彌不可仕、若入魂之由、何之國ゟ相聞といふとも、日本渡海可爲停止候間、彼宗門より日本江之通事一切不可仕、勿論宗門之者舟にのせ來る間敷事、

一不相替日本爲商賣渡海仕度存に於ては、切支丹宗門之儀に仕而被聞合可然儀於有之ては、可

様ニ取繕ヒ、コンプラトウルノ前ニ出テ云ルハ、我々今度商賣ノタメ唐國ニ渡海シ、何タル子細モ不存、早々船具等ヲ渡給ハレカシト願訴フ、然ドモコンプラトウル油斷ナク、大勢ノ阿蘭陀人ニ、三人ノモノヲ取卷セ、用心稠シク、中々可近寄ヤウモ無之處、種々ニ詞ヲ盡シ様ヲ窺テ、既ニ間近ク進寄リ、彌兵衛飛掛リ、コンプラトウルヲ取テ押ヘ、懷劍ヲ胸ニ差當タリ、小左衛門ハ脇指ヲ拔テツヨク背打シケリ、其時近習ノ阿蘭陀人、アマタ劍ヲヌキ突掛ントスル處ヲ、新藏進ミ出、壹人ヲ大袈裟ニ切放ス、是ヲ見テ近付モノ更ニ無之、其時城中ヨリ高聲ニ呼ハリケレバ、大勢ノ阿蘭陀人馳來リ、鐵砲數十挺ヲ打掛ントス、彌兵衛、コンプラトウルニ云ルハ、我々ヲ害セバ、即時ニ汝ヲ刺殺スベシ、先ヅアタリノモノヲ鎭ムベシ、汝等ニ可申聞事有ト云ケレバ、コンプラトウル皆々退キ卒忽イタスマジキ旨ヲ頻リニ制シ止タリ、ヨッテ三人ノ者大音ヲ上テ、前年此邊海上ニテ末次平藏仕出ノ船渡海セシ處、阿蘭陀人共押掛ケ、船中ノ荷物金銀等ヲ奪取レリ、此鬱憤ヲ散ゼンタメ、此度忍ビ渡タリ、早々武具船具等ヲ渡スベシ、汝ハ日本ヘ連レ行ベシ、異議ニ及バヽ只今刺殺シ、城中ノモノ共壹人モ殘ラズ切殺ベシト呼ハリタリ、コンプラトウルヲ始、ミナ〳〵恐レオノヽキ、少シ甘(クツロ)ゲ給ナラバ、イカ様トモ望ニマカスベシト、涙ヲ流シ佗言ヲナス、扨又本船ニアリシ日本人共、城中ニテ三人ノモノ取籠ラレタルヨシ聞ト齊シク、アマタノモノ共、兼テ隠シ置タル刀脇差一連ニ拔モチ、城中ニ馳上ル、三人ノモノ是ヲ見テ、阿蘭陀人ヲ切害スルニ及バズ、頭人ヲ生捕テ連歸ルベシトテ、懷中ヨリ早繩ヲトリ出シ、コンプラトウルヲ搦メ、其外頭立タルモノ共ヲ、日本ヘ連歸ルベシトイヘバ、コンプラトウル、某ハ臺灣城代ニ居置シニ、日本ニ連越レナバ、此地ニ押ヘ無之、彌本國ノ首尾惡カルベシ、何トゾ一子ヲ渡シ度旨歎キ訴ル故、彌兵衛承引シ、コンプラトウルノ男十二歳ニナルヲ請取其外人質ノモノヲトリ、本船ニ連行、一々番人ヲ附置、阿蘭陀船ヲ壹艘引付ケ、長崎湊ニ著船セリ、則於御奉行所御僉議之上、阿蘭陀人ハ入牢被仰

同日同斷　　會所調役年番町年寄江

銀三貫貳百目　別段銀五貫目　古かぴたん

銀三貫貳百目　別段銀四貫目　新かぴたん

此度漂流人多人數之處、引渡方骨折候に付、出格之譯を以被ㇾ下之、

右之通申渡、請書取ㇾ之可ㇾ差出候、尤會所幷掛り合之ものへも申聞、是迄正銀は不ㇾ相渡候に付、右銀子丈之蒔繪道具、其外買請來り候品物を以相渡候積り、銀子出方之儀者、會所銀之内より致ㇾ出方ㇾ可ㇾ相渡候、

戊九月（中略）以上某氏筆記

〔蘭使日本紀行　五〕ホイサマ（○平戸藩主）ハ此使節（○千六百十一年、即我慶長十六年、蘭使ヤコブスペキス氏）ニ對シテノミナラズ、東印土商會ノ爲メニ大ニ周旋注意セリ、スペキス氏及セゲルスプーン氏ヲ貴客ナリトシテ注意シ、饗應セリ、曾テ千六百三年ニ、自費ヲ以テ一船ヲ購ヒ、日本海岸ニテ難船シタルヤコツブクワーケルナーク氏、及メルキオルサントホールト氏ヲ載テ、パタナニ護送セリ、又阿蘭人ニ日本ニテ始テ貿易ヲ開クノ機會ヲ與ヘリ、此船ノ旅行ニモ、ホイサマハ少ナクモ千八百七十人ノ傭夫ヲ役セリ、

〔長崎志　十二〕臺灣ヨリ阿蘭陀人捕來事

一寛永五戊辰年、末次平藏家來濱田彌兵衛、同弟小左衛門、同子新藏、臺灣ヨリ阿蘭陀人ヲ捕來レリ、其趣、一年平藏仕出ノ船、福州ニ差遣ス處、阿蘭陀人大勢押掛ケ、荷物金銀等ヲ奪取レリ、其頃ハ阿蘭陀人臺灣ノ地ヲ借リ、頭人コンプラトウルヲ居置リ、依ㇾ之末次氏此仇ヲ報ゼント、右三人ノ者ヲ密ニ臺灣ニ差遣ス、此船著岸ノ由ヲ聞、阿蘭陀人共定テ前年ノ遺恨ニテ來ルナラント推察シ、即刻船中ノ武具舟具等ヲ取揚ル、數日滯船シ、三人ノモノ種々計略言辭ヲ以テ、彼等疑心無ㇾ之

の人にて、いづくの人にかと尋るならんと思ひて、こなたよりも、指もて、尾張とさして、江戸迄引來、江戸といひて、又歸り來り、遠江の所にて、口にて、風のふくさまをして、南へ吹流されたる手品をして見せければ、三人はわかりたるけしきなりければ、又こなたよりも、そなたは何國の人にてかましますといへども、さらに通せざれば、重吉、我身をさして、ジッパンといひ、扠三人の身をさして、いかにといふ仕方をすれども、通せぬ故、同じ事を十遍ばかりまたれば漸思ひ得たりと見えて、ランダンとぞいひける、ランダンといふ國は聞も及ばぬ國なるが、日本の事をも、ジッパンといへば、少しは言葉の違ふ事も有べし、然らばランダンとはヲランダといふ事なるべし、紅毛は日本へ來る故に、米もあり、又丑寅へさして走るは、ヲランダより長崎へ行なんめりと思ひ定めて、心落つきたり、いと〱うれしくて、やがて二人の病人へもかく〱の事をいひきかせ、程なく長崎に至るべし、よろこべといへば、二人もいたくよろこびあへり、

〔通航一覽續輯 七十四 諳厄利亞〕嘉永三年九月九日、長崎奉行より會所調役年番町年寄に渡す書付、

古かぴたん
新かぴたん

北蝦夷地之內、ヲタロへ江上陸、北亞墨利加人三人、猶又東蝦夷地の內マヒル江漂着、エゲレス人十六人、スコット人貳人、アイルランド人壹人、北亞墨利加人八人、アウスタラリヤ人貳人、フランス人三人差返之儀、江府ゟ依御差圖歸國爲致候間、其方共引請、近々出帆之船江爲乘組、生國江可送屆、尤右エゲレス人之內壹人者蝦夷地ゟ送越候船中にて致溺死候間、其旨生國江可相通候、本國江相屆次第証據書にても取之、渡來之上可差出候、右之通新古かぴたん江申渡、請書取之可差出候、

戌九月 中略

召上、乍然右體之義は先例も無之、容易に難被及御沙汰筋に候得共、父ざうふ是迄御用筋時々骨折相勤、外加比丹とは譯違候者に付、格別の御義を以、御伺之上、前文之通被仰渡候、然ル上は向後私義、諸事地役人一同之御取扱に御座候、尤追々御役義被仰付候上は、新大工町に罷在候祖母方に而身寄之者申談じ、養育仕候様、父ざうふ幷祖母其他地役人一統江被仰渡、古今無比類事蒙御仁惠候、

〔船長日記上池田寛親著〕尾張國名古屋納屋町小島屋庄右衛門船千二百石積督乘丸船頭重吉、(長右衛門といふが、此船の船頭の通り名也、故に箱館にての書上には、長右衛門と認出したる也、此時船頭さはりありて、重吉假船頭にたのまれたる也、重吉は同國知多郡半田村の百姓にて、宗旨は門徒宗にて、拾五歳の時より船のりになりたるなり、)賄孫三郎、楫取藤助、其外水主、かしぎ、都合十四人乘組、文化十年酉十月、尾州御廻米其外諸あきなひ物を積入、同國師崎を出帆し、江戸に至り、尾州の御米を納め、其外積荷物賣拂、同月下旬江戸を出帆、それより伊豆の國子浦にかゝり居、霜月四日に子浦を出帆、尾州に趣んと、巳の時計に港を出、丑寅の風にてこゝより遠州御前崎まで二十里の所、十里ばかりはせ行、夜に入次第に雨風烈敷なりければ、帆を下さんとて、水主ら立さわぐまぎれに、水主のうち、名古屋矢場要吉といふもの、あやまつて海中へ落けるが、暗夜といひ、船ははせ行事なれば、助るに力なく、見ごろしにしけり、(〇中略)三年めにて(〇中略)西南のかたにあたりて、唐船とおぼしくて、二本檣にて帆數あまたかけたる大船一艘、西より東の方へはしり行を見付たり、(〇中略)三人一所になみだながら、かの大船へ乘うつれば、やがて船頭とおぼしくて、紫らしやの衣服を著たる人二人出迎へ、重吉が手を取て座敷へいざなひ行、(是は船頭ベゲツ、天文方エヘツ附人なり、)曲ろくといふ物のやうなるものへ腰をかけさせたり、時に文化十二亥年二月十四日也、(〇中略)扨かの臺の上へ、日本の繪圖いとくはしく書たるをのべて、ベゲツ初メ三人にて圖をさし示し、ジツパン〳〵と云へども、何のわけかも志れず、又指にて圖をさしをしへて、ミヤコ、キウシウ、エド、スルガといふを聞て、扨は日本

之爲御褒美御銀三拾枚被下置候、

一文化四卯年秋、御注文通荷繰等出精仕候爲、御褒美脇荷銀六貫目被下置候、

一文化五辰年、ゑげれす船御當地江渡來仕候節、諸御用向相勤申候、

一文化七午年、江府拜禮首尾能相勤申候、右之節於御殿中どらふ義、衆々實體相勤、昨年從江府御尋事之御用骨折相勤候に付、御褒美詞被爲成下候旨、大御目付中川飛驒守樣御立合長崎御奉行曲淵甲斐守樣御書面被爲成御讀渡候、

一文化十一戌年、江府拜禮首尾能相勤申候、

一某　　　　道富丈吉

私儀右どうふ悴にて、文化五辰年、於御當地出生仕、御免之上、新橋町人別に相加り、當時新大工町人別に而罷在候處、父どうふ依願文化十二亥年九月三日、遠山左衛門尉樣御在勤之節被召出、新規御抱入被仰付、右に付受用銀之義は父どうふゟ別段差出候白砂糖代銀、御貸附之利銀を以、壹ヶ年銀四貫目宛被下置候、役向之儀は追而相應之人柄年輩にも相成候節可被爲及御沙汰旨被仰渡、扨又追而文願之通御役義被仰付候節に至り、右御貸附之利銀而已之受用に而は、不本意之筋茂可有之候に付、格別之御役を以、其節は別段相應之御役料をも御加江可被下置、右之趣は於江府表に茂御沙汰之次第茂有之被仰渡候條難有可奉存、右は牧野備前守樣江御伺之上被仰渡候旨、父どうふ江被仰渡、尙又父どうふ儀、再渡以來、引續在留仕、江府拜禮三度相勤、其外魯西亞船ゑげれす船等乘渡候時は、御用骨折相勤候處、無程交代歸國之上は、再渡之程も無覺束候得ば、私身分片付方見屆ヶ、安氣仕歸國仕度旨を以、扶持爲手當別段持渡候白砂糖三百籠拂代銀相借置、右を以年々銀四貫目ツヽ、私儀江被下置、藥種目利或は端物目利又は阿蘭陀人江受少通詞共江も引離候筋江新規御抱入被爲成下候樣奉願候趣、無餘義事に被聞

歸化

〔通航一覽續輯五十阿蘭陀〕文化十四丁丑年、貳艘、七月四日入津、

一當年入津の阿蘭陀船貳艘、五月十七日咬𠺕吧を出帆し、當地江著岸す、連年啓奏する所の歐羅巴諸州去ル亥年平和いたし、印度邊とも靜謐になり、國王の弟ロウデウエイキナアポウリユム、阿蘭陀の嗣子となり、國主に立けるが、死去せしに因て、前の國主プリンスハンヲ、フーニイ官名血脈の者、再び國王とし、政事三拾箇年前に回復す、

〔通航一覽阿蘭陀二百四十六〕道富丈吉由緒書

本國阿蘭陀國あむすでるだむ
生國肥前國長崎　道富丈吉

一父　へんでれきどうふ

右どうふ儀は、阿蘭陀國之都あむすでるだむ住居、先へんでれきどうふ倅にて、父存生之間は、ゆるおると稱し、父死役之名を繼ぎ罷在候處、寛政十午年、於本國おんでるこうふまんと申官を請、同十一未年之夏咬𠺕吧表江出役仕、夫ゟ無程御當地通商之船に乘組、筆者頭勘定役相勤、六月十六日始而御當地著仕、諸用向相仕舞、同年秋歸帆仕、翌申年夏再渡仕、五月廿五日御當地著仕、引續在留仕候處、翌酉年夏へどる役申付候旨、入津之船ゟ申越、へどる役三ヶ年相勤候處、享和三亥年夏、加比丹職申付候旨申越、當年迄拾三ヶ年加比丹職相勤罷在候、右どうふ儀、加美丹職相勤候内、江府拜禮幷諸御用向相勤候折之義左之通御座候、

一文化元子年、魯西亞船御當地江渡來仕候節、御用向首尾能相勤申候、

一文化三寅年、江府拜禮、首尾能相勤申候、

一文化四卯年、魯西亞船松前表江乘渡り、ふらんす語にて認候書き物を殘置き、江府ゟ御當地江御差越被爲成和解仕差上候樣被仰付候ニ付、阿蘭陀語ニ而和解仕差上申候、然處翌辰年春、右

成由申掛候處、守護承引不仕、伯父に軍仕掛に今軍仕申候、咬𠺕吧の儀は、玄やわ國の內にて御座候、兼而何事と申時分は、阿蘭陀方江賴申候得共、未雙方より咬𠺕吧江賴來不申候、然處に、咬𠺕吧には、其用意仕居申候、元來守護世忰之儀御座候得共、行跡惡敷もの故、世忰方ゟ賴參候分は、加勢不仕覺悟に御座候、伯父方より賴來候はゞ、加勢仕筈に御座候事、

一此外異國筋相替義承知不仕候由申上候事、

申七月廿七日　　古かぴたんきりよむたんと

新かぴたんはるでなんとすでころうと

右之趣貳人之かぴたん申聞候通り、和ゲ差上申候、以上、

申七月廿七日享保元年　　通詞目付

〔崎港商說三下〕阿蘭陀壹番船咬𠺕吧出之船頭口書

一五月八日、二艘連に而、咬𠺕吧出船、新かぴたんよりのすはんばあてんと申者、へとるほうれすいもんすと申者、加比丹一船に乘組、當月二日、五島めじま近所迄類船に而參候所、大風に逢、三四日晝夜之間風浮不申候、此船茂帆之分不殘吹向られ、旣に及破船候得共、漸々に乘取り、今日御當地御着岸仕候、於咬𠺕吧相替茂無御座候、東國筋之風說茂相替沙汰不承申候、如何樣新加比丹著船仕候はゞ、東國筋之風說可申上候、右之趣船頭申聞せ候通申上候、尤東國筋風說は例年新加比丹書付持渡り申候に付、外之阿蘭陀人は委敷儀不奉存候、

七月十七日　　古かぴたん

右船頭申候加比丹承申上候通和ヶ差上申候、以上、

寅〇享保七年七月十七日　　通詞目付

通　詞

風說書

一當年來朝之阿蘭陀船咬𠺕吧ゟ三艘、暹羅ゟ壹艘、都合四艘入津仕筈に御座候、然處に、咬𠺕吧出し貳艘、暹羅出し壹艘、今日著岸仕候、此壹番船より新かぴたんへとる乘渡り申候、相殘壹艘者追付入津可仕と奉存候事、

一去年申上候通り、阿蘭陀國之守護、ゑげれす國にて死去仕、今に其跡目相究不申候に付、家老共七人に而國之仕置仕居申候事、

一ふらんす國と南蠻國と一身仕、三年以前より阿蘭陀國江軍仕掛申候、去年八九月にふらんす國南蠻國より阿蘭陀國江兵船三百艘程指越申候、阿蘭國に者、兼而油斷不仕候に付、ゑげれす國阿蘭陀國兩國之兵船三百艘差向け、船軍仕申候處に、ふらんす國南蠻國より差越申候兵船、大分討沈申候、尤阿蘭陀國の兵船者少々討沈被申候、然共此戰には阿蘭陀方得勝利申候、陸の軍于今止不申候付、未勝劣相知不申候事、

一べんがら國に居申候大身成者、去年五月比ゟ守護之仕置者いろひ不申、我儘を仕、國中小身之者共手に入、要害を構、國を奪取申方便仕候付、守護方ゟ討つぶし申覺悟に而、人數遣申候候ニ、中々守護心の儘に不罷成、只今に至り、最中軍仕申候由、べんがらに居申候阿蘭陀人方ゟ咬𠺕吧え申越候事、

一さらた國に、阿蘭陀人數十年居城を構へ召置申候、尤商賣方之者者差越置申候、然處に守護方ゟ商賣の儀に付、非道之仕掛仕候由、さらた國に居申候頭分之阿蘭陀人方ゟ、咬𠺕吧江申越候に付、五月中旬兵船拾貳艘指遣申候事、

一ざやわ國之守護、去年七月病死仕候、其子ざやわ國之守護に罷成仕置仕候、然處此者兼而行跡惡鋪御座候、此守護之伯父御座候、此者申候は、唯今の守護行跡惡敷御座候付、國を讓申儀不罷

風說書

右人數之內、漳州林爲政口書左之通、

私儀元唐國漳州龍溪縣之出生ニ而、年來稼として廣東江往返仕候者ニ御座候、然所同所ニ而、外國之船諸荷物積込、去年十二月廿八日出船有之候砌、私儀彙而諸問屋江出入いたし、諸事取計ひ候者ニ付、本船之者共より申聞候は、知問江罷越候に付、上乘致參吳候樣相賴候に付、都合三拾四人乘組出船仕、知問江罷越、其所におゐて、本船の者相賴、生騰等相調申候、然ル所又々男女拾人乘組都合四拾四人にて、當二月廿四日出船、安問と申所江罷越候筈之所、不計も西南の風烈敷、大洋に吹離れ、何國ともなく數日漂ひ罷在候內、難船の勞候哉、追々相煩ひ、都合三拾五人病死致候に付、水葬仕、殘り九人存命いたし、八月廿九日、漸と山を見掛け、碇を下し申候所、則日本五島と申所之由に御座候、早速御役船と相見へ、諸事御問合の樣子に御座候、數日難船にて、相殘居候者共、何れも勞罷在、難儀千萬奉存候、何分御慈悲之程奉願上候、右申上候儀、實情に御座候、

右之通林爲政申口に付書付差上申候

酉十月七日　　　唐通詞　掛り

右之船、酉十月七日、湊內江御引入、九人共ニ出島內町人部屋江被召置、兩組より番人相詰居申所、其後右九人之內、安南人漳州人兩人は、唐人屋敷乙名部屋二階江被召置、出島江は七人被召置、諸荷物等之儀は、入札拂に被仰付候、船も御拂に相成申候、此船阿蘭陀船之小船にて御座候、當戌十月阿蘭陀船出帆之節、右七人の者は連歸り申候、唐人屋敷之貳人は、未逗留仕居申候、是も明亥の春には連歸り可申筈に御座候、

〔通航一覽阿蘭陀二百四十八〕御奉公筋。。。

寶永元甲申年七月廿七日、阿蘭陀人風說書を出す、自後每年怠る事なし、享保巳後のも今備はらず

寶永元甲申年七月廿七日

右之通道筋屋敷々々江相達申候、尤町方之儀も右に准じ取計候積、亞人出府之振合ヲ以、伊賀守殿江申上候間、此段御心得可有之候、依之御達申候、以上、

鵜殿民部少輔 ○中略

三月

當番 午番 蘭人掛

朱書 午三月十六日寫、向方ゟ出來、

町奉行衆

永井玄蕃頭

和蘭領事官井筆者、蘭人ども、明十七日九半時、蕃書調所江罷越候ニ付、爲取締御組之者御差出有之候樣致度存候、尤道筋之儀は、去ル十二日相越候通御座候、此段及御達候、

三月十六日 ○中略

當番 蘭人掛

朱書 午三月廿九日寫、向方ゟ差越、

町奉行衆 御勘定奉行衆 同吟味役衆 御作事奉行衆 御普請奉行衆 小普請奉行衆

遠國奉行衆

和蘭領事官登城ニ付、出仕之面々、猥に見物致し候義は勿論、殿上間御廊下邊江一切罷越不申候樣、伊賀守殿被仰渡候、依之申達候、以上、

三月

鵜殿民部少輔

〔外國雜件〕今般五島江漂流仕候異國船へ、今日かぴたん乘船仕、漂流之向對話仕候處、○中略

男壹人安南 名アントウイン 廿五歲

男壹人漳州 同 林爲政 三十三歲

〆九人

右者漂流人申口、かぴたん承之申出候趣、書付ヲ以申上候、以上、

享和元酉年十月七日

阿蘭陀通詞

丑九月　　大澤豊後守

水野筑後守

水野筑後守へ

荒尾石見守へ

〔有所不爲齋雜錄續一〕巳〇安政四年八月十四日、長崎奉行へ相達候書付、

長崎在留之阿蘭陀甲比丹、江戸參上之儀、是迄無餘儀次第ニ付、度々御差延ニ相成、當時迚も海軍傳習、取締向且貿易筋多端之折柄ニハ候得共、參上期年も追々相後候間、御用之模樣次第、當地參上可致旨申渡之、

別段達

阿蘭陀甲比丹參上之義、彼是之譯ヲ以、御差延ニ相成候處、今度參府被仰付候間、別紙之通相達候事ニ候、當時加比丹ハ領事官ニ相成居候間、出府幷禮之節御取扱、是迄ニも相成間敷候間、加比丹へも申達置、相當之御取扱振、其方共勘辨イタシ可被申聞候、

八月十四日

〔和蘭陀一件上〕午〇朱書安政五年三月九日寫、向方ゟ差越

當番　蘭人參府掛

跡部甲斐守殿

御城　鵜殿民部少輔

伊澤美作守殿

和蘭領事官出府ニ付、通行道筋、平常之通りニ而掃除いたし、乞食等相拂、諸事不禮之儀無之樣相心得可申事、

一道筋屋敷々々ゟ見計、辻番所等江固之者差出置、往來混雜之儀も有之候はゞ、取締出役之者ゟ申達次第、制方致可申事、

相制、御玄關より上り、御坊主衆案内致し、殿上之間に扣罷在候處、無程兩御奉行御越、習禮爲致候間、相廻候樣被仰渡、夫より御坊主衆案内致し、かぴたん并役人大小通詞檢使兩人附添、御駕籠臺御椽通大廣間江罷出、役人阿蘭陀人通詞どもは大廣間に扣罷在、かぴたん一人習禮有之、相濟、御奏者番樣方御出、猶亦習禮有之、相濟、元之席に一同扣罷在候處、無程相廻候樣御坊主衆案内有之候に付、役人阿蘭陀人添、檢使、長崎屋源右衞門は殿上之間に扣罷在、かぴたん并通詞兩人檢使一人附添、相廻候處、拜禮無滯相濟、元之席に引取扣罷在候處、奧向之御方追々御越、阿蘭陀人御覽有之、猶亦兩御奉行御越、拜禮無滯相濟、一段に候、御用も無之候間、退散致し、西丸江可相廻旨被仰渡、通詞通辨致し、難有旨御請申上、兩御奉行御入被成候上、猶亦御坊主衆よりも退散可致旨被申聞、御坊主衆案内にて、御玄關より退散、桔梗大手より出、阿蘭陀人は駕籠に乘、見物人大勢罷出候に付、町方同心衆相制、西丸大手にて下乘致し、檢使兩人先江立、御玄關より上り、御坊主衆案内にて、殿上之間に罷居、無程兩御奉行御越、習禮可致旨被仰渡、其外は御本丸之通にて御謁相濟、御玄關より退散致し、小兵衞儀は直に夫々江御屆に罷出、平大夫儀は、直に引取、阿蘭陀人は西丸下御老若樣方廻勤致し候、

〔有所不爲齋雜錄〕五 癸丑〇嘉永六年 九月

當年入津之紅毛船出帆延引可仕哉之儀ニ付申上候書付

大澤豐後守
水野筑後守

當年入津之紅毛船、定例九月廿日當湊出帆、其後十月初旬迄沖繫り仕居候手續御座候處、當年之儀者、オロシヤ滯船ニ付而者、沖繫り場所差支、其外不都合之儀モ御座候ニ付、來ル廿日後ニ至リ候トモ、湊内ニ差置、時宜ニ寄、直ニ乘切爲致候儀ニモ可相成哉ニ付、兼而此段申上置候、以上、

同人子　ヨハンネスコツタプロムホフ　貳歳
乳母　プレトロネルラミユンヴ　貳拾三歳
婢　ヤコウバピイキ　拾九歳
同　マラテイ　三拾三歳

一當年渡來の甲比丹連渡る妻子并に乳母婢女とも在留のこと免許なく、且つ古甲必丹ヘンデレキウツフ新甲必丹と交代して、可令歸國旨御下知により、八月十八日兩甲必丹御役所江被召、歸帆被命、婦女とも一同に連歸る、

〔通航一覽續輯〕四十九阿蘭陀天保元庚寅年三月十五日、

一阿蘭陀人拜禮に付、爲添檢使、矢野平大夫按するに、在府奉行本多佐渡守家人、晩七半時出宅、人參座江罷越、檢使藤本小兵衛江、按するに、在勤大草能登守家人、申談、六時過兩御丸獻上物差出、〇中略無程阿蘭陀人出宅致し候に付、檢使兩人跡より附添、下馬にて阿蘭陀人下乘致し候に付、檢使兩人は先江立、下乘橋邊より平大夫先江罷越、百人御番所當番與力江、阿蘭陀人召連候旨相斷候處、扣所案内可致旨申聞、無程阿蘭陀人罷越、同心案内致し、幕張之處より上り、左之繪圖面之處に扣居、〇圖略

御殿遠國奉行下部屋江罷出、阿蘭陀人召連、百人御番所に扣罷在候旨申上候處、無程兩御奉行按するに、宗門奉行長崎奉行をさす、江御越被成候に付、阿蘭陀人支度宜旨申上候處、御兩人阿蘭陀人扣罷在候所江御越し、海陸無滯著、一段之事に候、無程案内可致間、可罷出旨被仰渡、直に御兩人御登城被成、間もなく百人組御頭本多修理樣、阿蘭陀人江御逢被成、大通詞通辨致し、御小人目付罷越、當御番御目付曲淵勝次郎樣御差圖之由、阿蘭陀人召連候樣申聞候に付、御番所與力江、阿蘭陀人召連候旨相斷、夫より檢使兩人、阿蘭陀人先江立、御玄關江罷出候處、御小人目付大勢罷在、見物人

ニモ、其心得ヲナシ、又ハ水ツキノ水ヲモ番船等ニ放水スベカラズ、是等ノコトニヨリテモ、日本人ノ心ヲ少モ痛メザル樣ニスベシ、不慮ノ難ヲ脫レンガ爲也、殊更ニ稠敷制スル處ハ、出島中船中共ニ私ニ隱レ商フベカラズ、先年モ露顯ニ及ベリ、是患フル處ナリ、若犯之輩アラバ、其人ヲ不撰、法令ノ通咬𠺕吧ニテ可處罪科也、

一食用ニモ不成鳥獸ヲ殺スベカラズ、犯之輩アラバ、可處罪科之由、日本國一統ニ制令アリテ、異國人モ同ジク可守トノコト、先年命アリシ、各其難ニ遇ハザル樣ニ思慮スベシ、

右條々、正シク相守ルベシ、若犯之者アラバ、其人ヲ不撰、罪之輕重ニ隨ヒ、法令之趣可處罪科、各不慮ニシテ其失ニ遇ザランガ爲、出島中船中トモニ壁書シテ示諭スル者也、

日本國中長崎館內

年數月日　　支配加比旦名印

〔通交一覽續輯五十阿蘭陀〕文化十四丁丑年、貳艘七月四日入津、〇中略

去ル酉年歸國せしヤンコックブロムホフ、新甲比丹になり渡來す、亥年以來入津欠闕の由は、歐羅巴諸州數年の戰爭漸く平和し、本國の諸事取しらべ混雜し、諸貨物等も咬𠺕吧へ回著せざるにより、二箇年入津する事能はず、漸く當年自國の船にて渡來す、出島在留の甲必丹ヘンデレキドッフ數年滯在して勤功あるを賞し、阿蘭陀國王よりリッドルと稱する義會の服章を與ふ、彼邦にてリッドルといひて會を結べるあり、譯して忠義の會士と云、是は國の爲め民のために力を竭し事を成したる知勇の人は、貴賤に拘らず王命を受て此會に加り、著しき服章を以て其德を表するなり、又新甲必丹ヤンコックブロムホフ病中にて、妻テッタベルフスマ看病致し、日本渡海の事、咬𠺕吧の官所ヱ願ひ、該兒壹人、乳母婢女等隨從して渡來す、名稱左に記す、

新甲必丹妻　テッタベルフスマ　　三拾一歲

若犯之者アラバ、咬𠺕吧ニテ可處罪科也、

一日本人ト私ニ金銀ヲ貸借スベカラズ、則前ノ長崎御奉行所ヨリモ同前ノ命アリ、若犯之者アリテ、日本人ヲ罪科ニ行レバ、咬𠺕吧ニテ同罪タルベシ、

一コンパニヤ荷物ノ內、殊ニハ箱櫃等ノ類、其外何品ニヨラズ、猥リニ拔コトヲ不許、前々密々拔テ私ノ荷物ヲ入置、揚場ニ於テ露顯シケルコトアリ、若犯之者アラバ、其人ヲ不撰卽時械ニ入置咬𠺕吧裁斷所ヘ引渡シ、科ノ輕重ニヨリテ、罪セラルベシ、荷物ハ少タリトモ、コンパニヤノ所得タルベシ、

一出島內ニ於テ、劍刀ヲ帶スベカラズ、格別ノ土地ナレバ、和談ニシテ面々失ナカランガ爲也、且又藏々ノ封印、部屋々々ノ門戶ノ錠ヲ破壞スベカラズ、塀墻ヲ越ベカラズ、平日出島住居ノ輩ハ勿論、臨時船ヨリ下リ居候者タリトモ、日雇人夫ノ盜ヲ支ヘン爲トシテ、刃ヲ持ベカラズ、若犯輩アラバ、卽時械ニ入置、咬𠺕吧裁斷所ヘ引渡シ、科ノ輕重ニ隨ヒ、相應ノ罪科ニ處スベシ、

一右書翰ノ外、示諭スル所ハ、出島ヨリ本船ヘ往來ノ節、水門ニ於テ立合ノ通詞ヨリ差紙ヲ與ヘラル、其差紙ナクシテ往ベカラズ、船ヨリ來ルモ同前也、且又本船ノ長タル者ハ、水夫ニ至ルマデ、堅ク制シ、在津中、タトヒ洗浴ノコトアリトモ、其斷ナクシテ船ヨリ下スベカラズ、勿論船ヨリ船ニ游泳スルコトヲ不許、且思フニ、海水時ニヨリ邪氣アリテ、是ニアタルモノハ卽時ニ全體縮モノナル故カ、溺死スル者度々アリ、不守モノハ咎ベシ

一火ノ元面々怠ナク心ヲ付、酒宴放逸ノ振舞有ベカラズ、總シテ出島中遊行ノ間モ不作法有ベカラズ、若見聞ニ及バヾ、慇懃ニ之ヲ宥メ、コレヲ諫メテ、異見ヲ加フベシ、夜ニ入食事ノ後、鐘ヲ打鳴サバ、其時ヲ限リ燈火ヲ消シ、再燈サヾル樣ニ心ヲ用ユベシ、

一諸事ニ心ヲ付テ、假初ニモ日本人ニ對シ、不興ヲナスベカラズ、本船ニテハ掃除ノ塵芥ヲ捨ル

候ハヽ、早速可申出候事、

附リ、阿蘭陀人往來之國ノ內、南蠻人ト通用仕間敷候、若出合候國有之候ハヽ、其所之名具ニ書記シ、毎年著岸ノカピタン、長崎奉行人迄可差出之候、

一琉球國ノ儀者、日本ニ隨候ニ付、彼地ノ船奪取申間敷事、

三月

赫業喇兒(ゼチラル)掟 横文字之和解

日本國內ニ於テ、コンパニヤ商賣幷所屬ノ諸用ヲ掌ルカピタン、幷評儀ノ役人、今爰ニ讀シムル旨趣、各ヨク見聞スベシ所謂、

此壁書ハ、古來積年識得スル所ニシテ、其初、バタアヒヤノ地ニ於テ、インテヤノゼ子ラル、幷政事ノ衆聰達アリテ後、年々加毘且ヲ以渡海ノ面々ニ布述セシメラルヽ者ナリ、各此命令ヲ正シク守リ、敬ンデ違フコトナカレ、專私ノ商賣ヲユルサズ、不法放逸ナルコトヲ制ス、古ヨリ同斷タリト云ヘドモ、年々更ニコレヲ論シテ、其違ハザランコトヲ要トス、各思慮スベシ、私ニ商賣ヲ不許コトハ、其例諸國通商ノ所々モ同斷也、日本地ニ於テハ、棹銅樟腦等ノ品、私ニ不可求之事專一タリ、

一細工物或ハ翫ビモノヽ類、其外何品ニヨラズ、商賣ノ爲ニ持渡リタル者ヲ、船ニ隱シ置ベカラズ、船ヨリ隱シ持越ベカラズ、元ヨリ又隱シ商フベカラズ、既ニ患フコトハ、先年拔荷ノコトアリテ及露顯、右所行ノ日本人ハ嚴密ナル罪ニ行ハレタリ、若如斯アリテハ、コンパニヤ商賣ノ妨トナランモ計ルベカラズ、故ニ更ニコレヲ示論ス、犯之輩アラバ、其人ヲ不撰、咬𠺕吧(ジャガタラ)ニ達シ可處嚴科也、且又本船ノ往來ニハ、身體ヲ探グル、各コレヲ是トスベシ、

一日本ノ舶載幷白銀、其外前々長崎御奉行所ヨリ停止有之品々、必シモ貯ヘ持歸國スベカラズ、

端物ハ猩々緋以下、奥島ニ至ル、其外ハ金、唐革、硝子器、名酒等也、從御本丸呉服三十、從西御丸呉服二十、大小通詞ヘ白銀拜領ナリ、又御役掛リノ諸家ヘ阿蘭陀人ノ進物各品アリ、從諸家又阿蘭陀ヘ物ヲ賜フ也、ムカシヨリ獻上ノ大概如左、

獻上物銀高四拾三貫目分

御老中　銀高五貫目分　御若年寄　同貳貫目分　御支配人　同貳貫三百目分
寺社御奉行　同一貫百目分　江戸町奉行　同一貫目貳　御所司代　同一貫七百目分
京町御奉行　同七百目分　大坂町奉行　同四百目分　同御家老衆　同二拾目分
百人御番頭　同百拾匁分　御徒目附衆　同三拾目分　御坊主頭衆　五拾目分
秋庭長兵衛　六拾目分　御給人衆　貳貫六百目分　御下役衆　一貫百目分
町使二人　二百五十目分　筆者二人　二百三十目分　料理人二人　百三拾目分
江戸阿蘭陀宿長崎屋源右衛門　一貫貳百目分　同家來　二拾目分　京宿鉛屋與右衛門　一貫目分
大坂宿長崎屋五郎兵衛　一貫目分　下關宿禮　四拾目分　長崎宿宰領駕籠頭　二拾目分○中略

阿蘭陀拜禮之節江府ニテ被仰渡御條目

一阿蘭陀人事　御代々日本商賣被仰付、毎年長崎著岸仕候、此已前ヨリ被仰出候奥南蠻人ト通用仕間敷候、若致入魂候由、何國ヨリ申上候ハヾ、日本渡海御停止可被成、勿論南蠻人之族船ニ乘セ來間敷事、

一不相替日本商賣仕度奉存候ハヾ、奥南蠻人ノ儀ニ付、被爲聞召付、可然儀有之候ハヾ、毎年阿蘭陀船渡海ノ事ニ候間可申上候、新南蠻人手ニ入、切支丹宗門ニ成候國々有之候ハヾ、渡海筋ノ儀ハ可承候間、及見聞候ハヾ、長崎奉行人迄可申出事、

一唐人共奥南蠻國ノ内ニ參著商賣仕候歟、又ハ奥南蠻人ト致心易船ニ乘セ、諸國ニ參候段及承

三名幷に大小通詞等數十人を引率して、三月の初拜謁に登城し、方物數件を獻じ奉るといふ、御暇の節拜領ものあまた仰付らるよし、その拜領の品々は七通りにふりわけ、本國七王へ送り、それ〴〵に頒ち參らするときけり、さて交易の懸引の事は、初秋入津の後七八九月三ヶ月の間、長崎出島のうちにて、種々の代物替仰付らるゝとぞ、今歲の初秋入津のもの、去年以來出島滯留のものと交代し、新かぴたん來春の拜謁に、書記役醫者を携へ、凡そ三人にて參向すといふ、

〔長崎港草 三〕紅毛江府拜禮

阿蘭陀平戶へ著船ノ時モ、年ゴトニ年頭ノ御禮トシテ、江府へ甲必丹參勤イタシ、獻上物品々ヲ捧ゲ、御役人方へ進物ヲ上ルニ、松浦ヨリ檢使馬廻リノ侍一人、徒步一人、通詞以下差添、前年ノ冬平戶ヲ出立翌年ノ正月拜禮ヲ勤ム、寬永十八年長崎へ來リテヨリ以來ハ、御奉行所ヨリ、檢使與力、同心、町使、大小通詞以下數十人差添ラレ、前年ノ冬長崎ヲ出立、翌年正月拜禮ヲ相勤ム、正保四年六月、黑船二艘來リシ時、其年ノ甲必丹ヘンテレキコエタ、例ノ如ク參著スルニ御咎メアリ、年來御制禁ノ黑船、日本ニ來ルヲ注進スベキ處ニ、其儀ナク候儀、不屆ナリト、則拜禮御受無之シテ空シク長崎へ歸ル、其翌年慶安元年、甲必丹テレキスノク渡來レル、上使井上筑後守下向アリテ、目明仲庵ヲ以、去年黑船來リシトキ注進セザル趣、御吟味アルニ、甲必丹其儀曾テ不承及旨、橫文字ノ書一通差出ス、卽通詞ニ命ジ、和解ノ文認サセ、御歸府ノ時、江府へ持參アルニ、則御免アルベキ旨仰アリテ、巳前ノ如ク拜禮ヲ勤ムトナリ、明曆三丁酉正月十八日、江戶大火以來、萬治三年マデ四ヶ年ノ間、正月ゴトニ阿蘭陀旅宿類燒セシニ付、翌寬文元辛丑年命アリテ、正月十五日長崎ヲ出立、三月朔日拜禮スベキ旨仰出サレ、夫ヨリ以來定例トナル、夫ヨリ七十四年後、享保十八癸丑ノ年、西國饑饉ニテ、世間物騷ナルニヨリ、四月十五日當地出立ス、阿蘭陀ノ拜禮獻上物ト云ハ、

阿蘭陀之義共承合せ候事有之、城市郎右衞門小林幽悅に私承合申遣候、出島記に當所之儀 茂 書記召置候哉、清書出來候儀は不存候、幽悅は德右衞門事に而御座候、此者阿蘭陀小姓に而二三度江戸へ參候由承り候、

一阿蘭陀人從平戸江戸へ罷越候儀御尋被遊、小林幽悅安武是休咄に承知仕候、阿蘭陀人江戸へ參り候儀は、御朱印頂戴仕候御禮に罷越候哉と咄申候、

町奉行物書
氏田十郞左衞門承覺候趣

一阿蘭陀人、每年江戸へ罷越候哉と御尋被遊候、右御朱印之御禮に罷越候而、一兩年 茂 間御座候樣に申候、其後爰元ゟ長崎へ引越前二三年も江戸へ參候樣に、右之者共咄申候、

一爰元ゟ誰被召連候衆も無御座候哉と御尋被遊候、給人衆被參候樣に覺申候、格式之儀覺不申候と咄申候、

一阿蘭陀人江戸へ參候而は、町宿に罷在、早速御屋敷へ逐御案內、諸事御引廻、御屋敷ゟ被遊候由、御城へ、阿蘭陀人罷出候節は、殿樣被召連候哉之儀、其段は覺不申候由、幽悅語申候、幽悅十五歲程に而、江戸へ阿蘭陀人に附參候由咄申候、

一通詞には貞方利右衞門、諸用承候者には片岡新右衞門罷越候由、此外傳承仕候儀無御座候、

五月十七日

〔蘭說辨惑 丁〕江戸參向の由來及交易

問ていはく、和蘭人年々春ごとに江戸へ來るは何ゆゑなるや、俗間にて商唐人とのみよぶははなはだいぶかしき事なり、其由來いかなることにや、

答ていはく、これは引つゞき渡海をゆるし給ふ冥加のために御免ありて、每春方物を携へて拜謁に參向なし來たることゝきけり、恒例にて正月十五日長崎を發し、崎鎭の諸役人和蘭人

ざる地なく、夫々に手より〳〵の出店ありて、賣船を仕いだす事なり、

〔蘭說辨惑〕下參向のかびたん、書記役、外科、

間ていはく、年々江戸へ來るかびたんといへるは、官職の名なる歟、又外に何ぞの義あることにや、

答曰、かびたんといふは頭役といふ事なるよし、彼方の雅言にてかびていんといふ、和蘭國語にては、おつぷるほふふと、といふよし、これは頭ども長どもいふべき詞の意にて、凡て頭役のものを何に〳〵のかびていんといふことなり、すでに夥長の事をもかびていんといふなり、此おつぷるほふふとは、船中交易物の事を主る總司といふことなりとや、書記役といふものは、彼國の詞にあしすてんとて、船中より出島までは大勢乘り來る事なれども、かびたんに隨ひ、江戸へ來るは、其中の頭取にて、彼詞にてをきりいばと稱するなりとぞ、醫者は多く內外科を兼ね來るなり、其中外科より內科を兼帶する方が多きなりといふ、

〔阿蘭陀船平戸入津始末〕阿蘭陀平戸入津滯留年數幷江戸へ參候事略○中

谷村三右衞門覺候趣

一阿蘭陀人江戸へ參著仕、町宿に居、此方御屋敷へ申上、則公儀江御取次被遊候、然共登城仕候時は、通詞貞方利右衞門、用聞片岡新右衞門召連申候、殿樣御出仕之儀は不承候、

一船中道中阿蘭陀人賄にて參り候、只今茂其例に而御座候、から○ら恐た誤めのため、御步行衆壹人、足輕兩人被相添候、侍衆は不被參候、諸事貞方利右衞門引廻之申候、御老中樣何れも利右衞門に御懇意に而御座候、江戸御暇之時者、殿樣迄被仰出候由

一江戸へ何故被召寄事共由來不承候、

御朱印拜領之御禮ゟ始り、申候哉、先年長崎出島吉川儀部右衞門出島記を仕立候とて、爰元へ

甲比丹
領事官

寛永度之極通、當時も右町人共受用仕、此上變革有之候共、家賃銀は居置候旨、此度對談に付ても、加比丹申聞候、尤今般之取極、持場等、是迄之通に候得共、最前申立に寄、御書取を以被仰渡候趣も御座候間、一ト通取調、龜繪圖壹枚相添、此段申上置候、以上、

卯（安政二年）十二月

荒尾石見守
川村對馬守

〔通航一覧 二百四十四 阿蘭陀〕寛永巳來、出島乙名一人なりしが、元祿九丙子年より二人となる、同所門番所二ケ所あり、一は定番二人勤番し、在津中は町使二人加番す、（寛文六年定番を罷て、町使二人及び町年寄年行司家來一人加番せしむ、同十一年町使を除て、船番二人に勤番せしむ、加番は舊のごとし、元祿元年より唐人番二人加番す、）一は町番所にて割紙糸の番として五ケ所より勤番す、かつ下番四人ありて、出入の者の懷中を改む、貞享二乙丑年、口錢銀及び懸り物役一人を置る、（元祿三年三人、同七年五人になる、）また金場のもの四十三人ありしが、元祿十丁丑年、金場吟味役二人を定めらる、（已上證は長崎港異國通商總括の部、諸通事及び地役人の條にあり、）

〔長崎聞見錄 四〕かぴたんの事

かぴたんとは、阿蘭陀王の諸國賣船の奉行役にて、日本に比していはゞ御旗本のごときもの也、船頭にはあらず、船頭は別にありて、船中の事のみを司どる、船六月の末七月の初までに每歲此地にきたる、此地に船繫りの間は、船頭時々出島阿蘭陀館へも揚れども、多くは船住居なり、かぴたんは始終出島館內に居るなり、尤昨年來るかぴたん、當年春江戶拜禮獻上ものなどして、八九月出帆の節歸る、當年きなるかぴたんは、又來年まで此地に留る、每年更る〳〵斯のごとくす、近年は拜禮五年目に被仰付、こゝを以てかぴたん五年詰に拜禮して、六年目にかはりのかぴたん本國より來るをまちて歸る、其間は每年船のきたるごとに通詞より獻上ものゝみ差上る、彼阿蘭船は海內をめぐり賣買するをもつて國益とする所にて、日本に限らず、天地の間の諸國、至ら

荒尾石見守
川村對馬守

當地出島之儀は、御役所に碇と仕候書留相見不申、出島志其他御記見合、幷出島乙名共相糺候趣を以取調候處、寛永十一戌年、南蠻人市中に住居致し、邪宗門取締不宜候に付、市中を離、海中に出島を築、蠻人居住爲致候樣被仰出候に付、當地町人共貳拾五人申合、自普請を以海中築出、家藏を造、蠻人江貸渡、宿代受用致度旨、願之通差免、同十三子年、普請成就仕、蠻人住居爲致、宿代銀八拾貫目宛取立、町人貳拾五人にて配分致し、同十五寅年迄三ヶ年右之通に候處、丑年冬ゟ寅春迄、島原蜂起之事有之、引續蠻人不殘歸國被仰付、出島明き屋鋪と相成、同十八巳年、平戸ゟ阿蘭陀人を長崎江被移住居、爲致宿賃銀五拾五貫目宛阿蘭陀人ゟ年々差出、右貳拾五人之町人共受用致候儀、當時も同樣に有之、外市中同樣地子銀茂右町人共ゟ相納候儀に御座候、然處別紙繪圖面之通、御普請所町人持和蘭持等之ヶ所分け有之候に付、出島乙名共をも相糺候處、總構之塀大門水門橋等は基立ゟ御普請にて出來、其後修復等町人共願に依て市法浮銀にて申付候趣に相聞、其後番所向乙名部屋通詞部屋等も同樣之取計に相成候儀と相見阿蘭陀自普請場所之儀何頃ゟ之極に候哉、筋々爲取調候得共、基立相分不申、藏貳ヶ所和蘭陀持之儀は、同所乙名共持傳候年曆不相知、古圖と唱候繪圖にも和蘭持之趣に有之候間、年古き儀と相見申候、其餘出島内南手に有之候町人持荷藏壹ヶ所、蘭人勝手に付、願立聞濟受解取、追而藏入用之節は、蘭人方にて取立候旨、天保五午年十一月取極置、同所本通裏手に有之候町人持家貳ヶ所前同斷解取、追而入用之節前同樣之旨、同六未年十一月取極、同所花畑内に有之候蘭人持土藏壹ヶ所及大破候に付、同八酉年十二月解取候由、且當時之外、料理部屋蘭人持に相成候も、何頃之儀に候哉、相分兼候旨、出島乙名共申立候、且同所は寛政十午年燒失にて變革有之、其後も前書之通少々宛變革有之候得共、家賃銀は

のごとくなり、玉突の遊戯とて、兩方より相向ひ、各々棒をもつて互に向ふの玉を目當に此方の玉を突く、玉あたり、轉動して臺の左右に空穴ありて、其空穴の底に網の袋あり、彼玉此袋に落入たるを勝とするなり、其圖は後にいだす、偖また是より厨屋に行、此所は堂の下傍にあり、其中には拾四五箇も煮焼の大なる竈を連ねたり、其竈の四面還行すべきやうにしたるなり、家猪子などを丸焼にする事なり、口より尻まで鐵の棒を刺とをして、其棒自然と轉還するやうに工たるものにて、むらなく焼ることなり、さて是より牛牢に行に、蠻牛拾餘頭あり、其形輕擧に見えて、毛いたつて細く奇麗なり、此地の牛とは雲泥のちがひにて、いかにも食料に饗すべきもの、やうに見ゆるなり、其脊上に高き肉ありて、異やうに見ゆ、此肉いたつて賞翫の所なりといふ、○中略

紅毛人

紅毛人は、思念深遠、言語閑靜、起居嚴重なり、或は平常飲食するにも、かびたん食事せざる間は、其從者孰れも食する事なく、かびたん食事終りぬれば、從者皆食す、從者こと〴〵く食終りて、黑すまたろすの類、一同に食する事なり、あるひはかびたん館内を出る事あれば、館裏の蠻人くろすまたろす迄集りきたりて、拜伏して、これをおくる、其歸るころは、遠見の役人ありて、彼かびたん見ゆれば、館内へ盡く知らせて、又初のごとくみな出て拜伏して是をむかふ、さて館内それ〴〵の役人種々の法格ありて、これに違ふものは夫々の官主に達す、官主かびたんに達し、其罪決定してこれを打役人あり、罪の輕重に應じて、嚴敷うち、もし愛憐の私あれば、かへつて又其打役人を打しむ、その法斯のごとく嚴重なるをもつて、館内諸蠻人彼かびたんを見ては戰栗して尊敬す、館内の諸蠻人、かびたん部屋の前を通る事あれば、皆帽子を除きて過る、紅毛人は唐人と反して、帽子を除くをもつて禮とすれば也、

〔外國事件書類雜纂十三〕長崎出島之儀に付申上候書付

を畫きたり、其一ッは、空かき曇り、風催する圖、其二ッは、風既に吹起り、天象只ならぬ圖、其三ッは、風波ます〱高く、船動搖する圖、其四ッは、船損じて艱苦する圖、其五ッは、船破ながら本國へ歸る圖なり、彼地の風俗にて、大變大難に逢たる事は忘失せざるため、畫きて後戒とする事となん、借其次の間に入るに、凡五六拾疊敷ほどの所なり、其左の方には、曲彔七八箇も置たり、其右の方に大きなる佛間のやうなる所あり、此上に硝子鏡長六尺、横四尺ほどなるを掛たり、此中壇に四季の人形、木にてよき細工に刻て、長一尺五寸程なるあり、みな婦人の形にて、裸躰なり、春は蘿蔔をもち、夏は杷枇を持、秋は稻を持、冬は火にあたる圖なり、此下壇には硝子の燭臺、長五尺計なるを二ッ置たり、その形は皆後に圖す、さて次の間に入るに、三拾疊程敷所にて、右の方五間ほど雨戸障子あり、此障子硝子板にて張たり、此所にも曲彔七八箇も置たり、又長八尺程に横六尺程高さ二尺計の床あり、四方のふちは漆塗の皮にてかざり、其内はばんやの入たる蒲團を敷、一方には皮の枕、一方には足もたしあり、みな其床に造り附たるものなり、また次のまに行に、二拾疊程の處にて、二方は雨戸障子、比しも夏月にて、其障子は取放して幕を張たり、海面一望に盡て、涼風不斷なり、曲彔三箇、一人はかぴたん、一人は醫師、一人は侍者なり、始終曲彔によりて應接する、彼地蜜漬の蜜柑をいだす、其味ひことに美なり、又蜜漬の生姜あり、其生姜尤大にて、さらに柔和なり、またばんと言へるものをいだす、是は麥麪にて製したるものにて、よく脾胃を消和す、味ひ淡也、又酒をいだす、ちんた酒は尤氣味烈なり、又きんあらきはきん紛酒中にあり、味ひすこしく和せり、また茴香（ういきやう）酒は茴香の匂ひありて、味ひ稍和せり、又葡萄酒はすこし酷味ありて、酒和らかなり、さて是より花園に行に、諸花あり、多くは日本の草花を種て賞翫する事なり、蠻地の葵有、此花いたつて大輪なり、此花園の傍に亭あり、のぼるに、種々の小鳥を飼置たり、又席上に長さ二間に横一間半ほど高さ三四尺ばかりなる臺有、總て羅紗を敷たり、裏に瑪瑙の玉二ッあり、大さ桃實

事トナリヌ、元ヨリ町家ノ住居ハ猥ハシケレバ、蠻夷ノ爲ニ建置タル出島ノ空タルニ籠メ置レケル、夫ヨリ以來、渡海毎年絶ルコトナシ、サテ又平戸ヘ紅毛ノ來レル始ハ、慶長十三年ニテ、寛永十八年マデ凡三十餘年ノ間ナリシ、阿蘭陀國ハ、唐土天竺ヨリ西北ニアタリテ、海上一萬餘里ノ國ナレバ、年ゴトニ往來スルコトハ叶ヒガタケレバ、大宛ト云主ナシ島ニ來リ居テ、日本ヘハ渡海シヌ、本國ノアルジハ、常ニ本國ニ在テ、他國ヘハ行コトナシ、寛文元年、國姓爺大宛ヘ押渡リ、紅毛人ヲ追退ケ、終ニ一島ヲ押領シ、國名ヲ改メテ東寧トス、是ヨリ紅毛ハ咬嵧吧ヘ落ユキ、呱哇國ノ主ニ地子ヲ出シ借用シテ居住スト云、サテ平戸エ渡海セシ加比旦ハ、年々御禮トシテ江府エ參勤ス、コレニ依テ彼ガ勞煩ナル事ヲ感ジ思召サルヽニヤ、御惠ミ淺カラズ、平戸ニ於テモ御誡モナケレバ、横行心ノマヽニシテ、年序ヲ歴ルニ隨ツテ、家藏多ク建並ベ、三階ノ樓ヲ造、金銀珠玉ヲ以飾リ立、土藏ハ切石ヲ高クタヽミ上ゲ、詰リ〲ニ塀ヲカケ、善盡シ美盡シ、奢タ極タル也、往來ノ人ハ目ヲ驚カシ、聞シニ增リテ夥シ、寛永十五年寅ノ年、松平伊豆守、島原凱陣ノ時、平戸ヘ渡リ、巡見ノ砌、加比旦ヲ召寄ラレ、御咎メアリシトナリ、サテ平戸ヨリ長崎ヘ引越シ來リシ加比旦、名ハ、マタスルメリヤアンマイラト云、屬來リシ通詞五人ナリ、高砂長吉郎、石橋庄助、名村八左衛門、肝付白左衛門、秀島藤左衛門ナリ、

〔長崎聞見錄 四〕阿蘭陀屋敷

阿蘭陀屋敷は、長崎出島にあり、常に高き旗を立て目玄るしとせり、門內へ入れば、家猪、野牛、羊の類をはなちて飼置たり、又阿蘭陀犬あり、其かたち輕捷に見え、耳たれ、多くは白色にて黑點あり、其毛至つてほそく奇麗なり、蠻人の主長をかぴたんといふ、此部屋へ入るに、皆二階住居なり、まづ初入るに、二丈程もあるだんばしごありて、登るに、五拾疊敷ほどの堂あり、額大さ六尺に四尺計なるを五ツ掛たり、此圖は昔時阿蘭陀、日本より彼地にかへるに、大風に逢ひ、船破れたる模樣

居留地

丑年〔○文政十二年〕増銅相願、永く通商の絶ん事を因、歎願江府御寛の上、來卯年〔○天保二年〕より巳年〔○天保四年〕迄三個年の間、定銅六十萬斤之外、十萬斤宛相増、都合七拾萬斤宛買渡免許あり、因て載來の貨物も、右に准じ、商賣高七百貫目の外、百貫目高増、都合八百貫目の積を以、品合相撰み積渡、若右銀高に不ㇾ應貨物載來の年は、増銅の分買渡間敷旨、當年九月甲必丹エ命令有ㇾ之、

〔享保集成絲綸錄　三十五〕寛保二戌年十一月

御勘定奉行

長崎奉行　江

唐阿蘭陀船へ相渡候銅之義、以前者出方澤山に候處、其後段々出方減候付而、直段も高直に相成候而、享保年中之比より、凡直段一倍餘にも罷成候、依ㇾ之唐阿蘭陀へ買取候銅之價銀、大分成事に候、就ㇾ夫右商賣物之價、日本之產物餘分に以、交易可ㇾ致筈之處、當時不足之銅を唐阿蘭陀へ者直段安く買取らせ、其餘分は長崎出銀之内に而償候と申儀不相當之事に候、唐物不ㇾ渡來候而、日本之用差支候と申譯も候はゞ、無ㇾ是非候得共、唐物不ㇾ渡候とて、日本之產物不足之物は無ㇾ之、藥種計之事に候間、先七八年程之內は、唐船數廿艘を拾艘被ㇾ減、阿蘭陀商賣之員數を半分被ㇾ減可ㇾ然候、左候得者、只今迄阿蘭陀江渡り候銅四百萬斤程之內、貳百萬斤は減少候、然者唐船數を被ㇾ減、阿蘭陀商賣物半分減候より外は、有ㇾ之間敷候、

一右之通船數等被ㇾ減候に付而は、勿論出銀も可ㇾ減候條、五萬兩之運上金差上候義、相やめ可ㇾ申候ケ所、竈配分之義、是は只今迄之通割渡可ㇾ然候、

〔長崎港草　三〕紅毛來ㇾ長崎

黑船御禁止トナリテ、此津ノ民世渡リスベキ生業ナキコトヲ憐ミ玉ヒ、多年平戶ヘ來リシ紅毛商舶、此港ニ至ラシムベキ旨、江府ヨリノ命アリテ、寛永十八年巳ノ年ヨリ、長崎ノ港ヘ入來レル

壹貫四百五匁　江戸阿蘭陀宿　六百拾匁　京同斷

六百拾貳匁五分　大坂右同斷　五匁九分　端銀切捨之分會所銀ニ相加

右者紅毛人江府參上、前年者定例之通、五貫貳百六拾六匁八分差出候ニ付、是迄之通渡方仕、休年之節者半減差出候ニ付、向々渡方之儀、萬、書面之通相渡候儀ニ御座候、〇下略

〔敎令類纂初集百一長崎〕天和二壬戌年三月

覺〇中略

一阿蘭陀貨物代金之義、近年は金壹兩に付而、銀五十八匁之兩替ニ而難遣之、阿蘭陀持渡島々之兩替銀下直之由候間、自今以後は、金壹兩に付而銀六十八匁之兩替之積に可相渡之事、

附日本より賣渡候古錢、銅、小間物、染物、蒔繪道具、伊まり燒品々賣渡候商人等、並に出島宿賃之儀無損失様に可相計之事、

〔通航一覽續輯五十阿蘭陀〕享和二壬戌年、貳艘、七月九日入津、

一近年、紅毛船以前と違ひ、小船にて乘渡り、積荷高無數、其上去ル午年入津の紅毛船、難船に逢ひ、損失多く、紅毛人手元繰合不宜、仕入方不行屆に付、荷物の繰合により、小船乘渡り、御定高銅買渡り、殘り翌年大船仕出し、其年御定高銅六十萬斤に、前年渡し殘り銅共買請右銅高積乘せ致歸帆さは、格別商賣の繰合せも宜く相成候に付、來船之儀は、年々一艘に不限、隔年に一艘二艘と渡來致すべく積み後れ銅買請け、尤一艘渡來の翌年、尙又一艘渡來にて、前年の殘銅江、其年定數之內を差加江、殘銅致しをき、年送りに三ヶ年の融通は不相成積に可相心得旨七月被命之、

〔通航一覽續輯五十二阿蘭陀〕天保元庚寅年一去ル辰年三〇文政年以來、五十萬斤宛積渡銅、當年迄にて年限相濟處、猶又去

小以五百七貫四百七拾四匁　此高荷物買渡可ν申積り

五貫四百四拾目八分六厘五毛　定例置銀

内

壹貫五百八拾四匁壹分七厘五毛　外分限之名目ニテ向受用ニ割渡候分

八百六拾四匁五分　謝禮之名目ニテ寺社向々江相渡候分

貳貫九百九拾貳匁壹分九厘　掛合役人御助成分限ニ相籠メ候分、會所銀ニ相加、向々受用銀に相籠メ渡方ニ相成候分、

九貫六百五匁　土產銀

但掛合役人御助成分限ニ相籠メ候分、會所銀ニ相加、受用銀ニ相籠メ渡方ニ相成候、

貳拾七貫五百目　家賃銀

内

貳貫五百目　出島組頭江割渡候分　貳拾五貫目　同町人共江割渡候分

〆

九貫目　銅口錢　但買渡銅六拾萬斤ニ掛候銅口錢百斤ニ付壹匁五分宛

内

五貫九百八拾四匁　出島町人共江被下置候分　三貫拾六匁　掛合役人御助成分限ニ相籠候分、會所銀ニ相加、向々受用銀ニ相籠、渡方ニ相成候分、

〆

貳貫六百三拾三匁四分　三ヶ所宿禮

内

高元代五貫八百目、合四拾四貫八拾目之内、三拾九貫四百六拾目程者唐方ニテ引分候、殘
紅毛方商賣内より引分候ニ付、元代五割増共書面之高、
此出銀貳貫三百拾匁
小以元代貳拾貫五百九拾四匁程　此高出銀相劣リ候分
出銀拾壹貫百八拾八匁程
元代六百二拾三貫目程　此分積渡荷物五ヶ所商人共入札仕候分
此出銀貳千四百九拾貳貫目　但平均四拾割程之積リ
前書元代銀七百貫目御助成被下銀拾五貫目、合七百拾五貫目之内、獻上御進物八朔添御進物
土産鮫著料反物等品ニテ引分候分、四拾五貫九百貳拾貳匁引之候殘、
元代六百六拾九貫七拾八匁
出銀貳千六百七拾六貫三百拾二匁程
合三千三百四拾五貫三百九拾目程
此拂方
三百六拾壹貫五百目　阿蘭陀方買渡銅代
但銅六拾萬斤　但百斤ニ付六拾目貳分五厘宛
百三拾貫九百七拾四匁　樟腦、銅、針金、器物類、蒔繪道具、檜物、小間物等買渡可申分、
但此高年々不同有之、參府年殘銀幷宿禮等相增候節者、此口々ニテ増減御座候、尚又右品
品買渡高相減候節者、翌年江殘銀等致候儀茂有之候ニ付、御定高七百貫目之差引ニテ書
面之高相立置候、
拾五貫目　御助成銀として出銀之内より被下置候ニ付、元ニ組差引仕候分、

外　銀拾五貫目　御助成と唱、出銀之内ゟ阿蘭陀人江被下置候分、

右捌方

元代四拾五貫九百貳拾貳匁程　獻上端物幷御進物、賣上反物等、品々ニテ引分ニ相成候故、
出銀相掛不申候、尤年年増減有之、平均之積り、

元代七貫貳百九拾七匁程　御用物品々、例年商賣内ゟ、品ニテ引分、江府江差上候故、此分出
銀相掛不申候、尤御用高相定不申候ニ付、年々平均之積り、

元代六百八拾六匁程　八朔添御進物、羅脊板、鮫品ニテ引分ケ、御奉行所江、阿蘭陀人差上候
ニ付、此分出銀相掛不申候、

元代四百八拾目程　土産鮫品ニテ引分、出島乙名組頭通詞共江阿蘭陀人差送り候ニ付、此
分出銀相掛不申候、

元代貳貫目程　阿蘭陀人在留中、著料反物品ニテ引分、入用之度々申請候ニ付、此分出銀相
掛不申候、

小以元代五拾六貫三百八拾五匁程　此分出銀相掛不申分

元代貳拾貫目　御奉行所御調物商賣内、元代ニ五割増ニテ御調ニ相成候分、

此出銀拾貫目　但是者元代ニ相掛候五割増之分

元代五百九拾四匁程　江戸御醫師方幷醫學館調進藥種代、拾七貫四百目之內、拾五貫六百
拾八匁程者、唐方ニテ引分候、殘り壹貫七百八拾貳匁程、阿蘭陀方商賣內ニ而落札、半直段
ヲ以引分候積、凡元代書面之高、

此出銀壹貫百八拾八匁程

元代四貫六百貳拾目　御菓子砂糖御極銀高元代三拾八貫貳百八拾目、文化元子年ゟ御增

毛人共買渡候品々者、銀高引合仕、買渡銀高七割之分ハ會所出銀之價ニ相成、相殘分紅毛人元拂仕申候、尤脇荷代リ之分者、價無之、賣込直段之分不殘紅毛人元拂仕申候、則本方商賣代リニ買渡候銀高、年々平均左之通御座候、尤紅毛人共好に隨ひ、銀高增減御座候、且又紅毛人江賣殘器物類者、出帆後持出、於御役所斤數掛調子御改ヲ請候儀に御座候、

一銅針金器物類

商人賣込代銀貳貫百四拾六匁六分程

紅毛人買渡代銀壹貫貳百六拾貳匁七分程

差引八百八拾三匁九分程　出銀價　但七割價

蒔繪小間物櫛物類

一買渡蒔繪小間物櫛物類之儀者、紅毛人共好之品々、前年より小間物商人共江託置、且又出帆前出島江持入、見世出シ仕、紅毛人共、右之内を蔑買調候ニ付、賣込代銀之內、蒔繪小間物類者、賣込高之九割、櫛物者拾割之分、出銀之內より相償、相殘分紅毛人元拂仕申候、然ル處寬政二戌年秋、唐紅毛減商賣被仰出候に付而者、一躰價相掛り候桁々省略仕候樣被仰渡候に付、櫛物之分、是迄賣込銀高拾割之價相掛り候を、此節五步通相減、以來九割五分之價ニ被仰渡度旨申立、則年々買渡銀高平均左之通御座候、尤紅毛人好ニ隨ひ、增減有之、賣殘蒔繪小間物等は、出帆後出島乙名共差配仕、持出御屆申候、然ル處、近年蒔繪小間物櫛物類脇荷銀に而買渡候而已に而、本方銀ヲ以買渡不申候、

〔長崎會所五冊物　一〕阿蘭陀船壹艘元代出銀凡積仕譯

一元代銀七百貫目　阿蘭陀船壹艘分商賣銀高

年に至り、阿蘭陀人ども願立、彼國樟腦不捌に而、何分是迄之通買渡直段に而者難引合に付、直下ヶ之儀申立、前々之通壹斤に付九分貳厘に而買渡被爲成御免、同年ゟ文化三寅年迄者、右之直段に而買渡申候、然ル處薩州山元仕入方手當引合兼、直増之儀申立、翌卯年ゟ壹斤に付五分相増、買入直段貳匁八分替に相成、阿蘭陀人買渡直段ハ右に准じ、是迄九分貳厘之處、壹分三厘相増、壹匁五厘替に相極、差引拾六割六分六厘餘之慣に相成申候、其後文政十亥年に至り、猶又薩州方ゟ直段難引合、直増之儀申立候に付、會所買入直段、壹斤貳匁八分之上、貳分相増、三匁替に而買入、紅毛人買渡直段は、壹匁五厘之上、七厘五毛相増、壹匁壹分貳厘五毛に買渡、差引分ゟ八分七厘五毛會所慣に相成、當時迄右之直段に而阿蘭陀人共買渡申候、樟腦掛渡方之儀者、出島江持入掛渡申候處、仕役有之節は、場所及混雜候に付、其時宜に寄、俵物役所江藏屋鋪役人附添持入、阿蘭陀人江相渡申候、尤買渡方之儀者、阿蘭陀人共望ニ隨ヒ、本方代幷別段商法代り脇荷代り等ニ而買渡申候、

一樟腦　　四萬斤　　本方代

　會所買入代銀百貳拾貫目　　但壹斤ニ付三匁

　紅毛人買渡代銀四拾五貫目　　但壹斤ニ付壹匁壹分貳厘五毛

差引七拾五貫目　　慣銀　　但拾六割六歩六厘餘

〆

　　銅針金同器物類

一買渡銅針金器物之儀者、買渡御免總斤高七千五百斤之內、六千五百斤程者脇荷代り買請、殘千斤程之分、紅毛人共好次第本方代り物ニ買調申候ニ付、右器物類者、出帆前當地賣込商人共御役所江持出シ、出島江可持入高掛改逸々御改ヲ請、出島江持入置、出帆前同所江見世差出し、紅

貫四百九匁五分、阿蘭陀人ゟ差出申候、尤渡方之儀者、右元代に其年白砂糖拂立出銀相添、向々江相渡申候、則八朔元代幷御受用割合小譯左之通御座候、

差出、天保二卯年減銅被仰出、御定高之外拾萬斤增銅買渡方被仰出、右年限中、元代貳拾六貫八百四匁壹分六厘差出來候處、年限相滿候に付、天保十一子年ゟ者增銅之分可相減旨被仰渡候に付、御定高之割合を以、元代幷掛入目共都合貳拾三貫貳百四匁七分五厘差出申候、尤渡方之儀者、右元代に其年白砂糖拂立出銀相添、向々江相渡申候、則八朔元代幷御受用割合小譯左之通御座候、

一元代銀四拾五貫九百五拾目　此高白砂糖拾四萬九千七百八斤餘

但掛入目共

此掛入目荷物元代四百五拾九匁五分

〆四拾六貫四百九匁五分〇中略

樟腦

一買渡樟腦之儀、薩摩出產之樟腦買渡來、當地請負商人共、出帆前出島江持入、掛渡申候、商人賣込直段者、壹斤ニ付貳匁三分宛相極、紅毛人買渡直段之儀者、壹斤ニ付壹匁壹分五厘宛ニ而、拾割之分者、出銀之價相成來候處、明和二酉年減銅被仰渡候故、減銅分元代代リ物無之間、積荷物不足いたし、又者樟腦蒔繪、小間物等を以買渡候儀茂有之故、近年樟腦買渡高相增申候、且又右價銀之儀者、減銅被仰渡候後者、減銅高貳拾萬斤に相掛、拾五割餘之銅價銀茂相減候に付、外代り物價、右銅價に相當候樣、割上之儀、紅毛人共申立候故、樟腦價拾割價を拾五割價に相直し申候、然ル後寛政三亥年御調之上、是迄買渡直段壹斤に付九分貳厘之處、壹分貳厘七毛七弗直增、以來壹匁四厘七毛七弗に相極候に付、價之儀茂、拾壹割九分五厘價に相當申候、其末寛政十二申

陀人共申立候に付、受用被為成御免候、且又町年寄久松土岐太郎儀、寛政元酉年就病氣退役奉願、右増方之分受用相止、猶又同二戌年久松半左衛門病氣に付、退役奉願、忰善兵衛受用之外、年寄並に被仰付候に付、是迄半右衛門受用仕來候、元代五百目者減に相成申候、随而寛政二戌年半減商賣被仰付、八朔を始、諸定例之儀茂、是迄之半高可差出旨被仰渡候、依之定式八朔元代總銀高四拾壹貫七百五拾目并掛入目荷物元代共四拾貳貫百六拾七〆五分之處、半高貳拾壹貫八拾三〆七分五厘差出申候、然ル處町年寄福田十郎右衛門病死、跡忰寅之助儀、町年寄末席被仰付、八朔受用被差止候に付、右之内壹貫八拾五〆七分五厘相減、拾九貫九百九拾八〆之高に相成候處、高木清右衛門儀、會所調役被仰付候に付、同四子年ゟ同役藥師寺久左衛門同樣元代貳百五拾貳〆五分相増差送度旨、紅毛人共依願、同年ゟ右之高相増、猶又同五丑年福田寅之助儀茂、町年寄見習被仰付、八朔受用被為成御免候故、同年ゟ壹貫八拾五〆七分五厘相増、且又同六寅年町年寄末席久松平三郎外年寄並之通年番可相勤旨被仰渡候間、紅毛人共依願八朔受用被為成御免候に付、壹貫八拾五〆七分五厘相増、都合貳拾貳貫四百貳拾貳〆高相成、享和三亥年久松平三郎退役跡、土之助町年寄末席被仰付、同人分相減候得共、翌子年紅毛人願之上、外並同樣八朔御免被為成候、且又文化八未年調役高木清右衛門退役被仰付、元代貳百五拾貳〆五分相減、此分跡調役高島四郎兵衛江増方被仰付、同十四丑年調役藥師寺藤右衛門退役被仰付、元代貳百五拾貳〆貳分相減候分、跡調役高島作兵衛江増方被仰付、元代貳拾貳貫四百貳拾貳〆紅毛人ゟ差出來候處、文政三辰年ゟ増銅買渡方被為成御免、右買渡年限中元代四拾四貫八百四拾四〆差出、將又文政九戌年ゟ、御鐵炮方高木道之助殿江、八朔御禮として壹ヶ年白砂糖五千斤宛差出度旨、紅毛人共依願、江府に伺之上御免被為成、右白砂糖元代并荷物掛入目元代共壹貫五百六拾五〆五分相増、都合四拾六

一脇荷物六拾貫目

是者、以前者口錢替と申名目ニ而、銀高貳百五拾貫目御座候處、享保十九寅年御仕法御改之節、土產合力之名目ニ相成、銀高百貫目ニ相極、元文二巳年、土產合力之名目相止、脇荷物之名目ニ被仰付、其節銀高五拾貫目ニ被仰付候處、延享三寅年於江府銀高百貫目ニ被仰付、寬政二戌年六拾貫目ニ被仰付、文政三辰年百貫目被仰付、天保二卯年七拾貫目被仰付、天保十一子年ゟ御改正之通、書面之高被仰付候、

一八朔荷物元代貳拾三貫貳百四匁七分五厘

內

貳拾貳貫九百七拾五匁　元代

貳百貳拾九匁七分五厘　右荷物掛入目元代

是者、前々者八朔御禮荷物として、元代四拾壹貫貳百五拾目分之白砂糖阿蘭陀人共差出、商賣相濟、出帆前御奉行所御代官所會所調役、町年寄中江、八朔禮ニ罷出、其當日は御奉行所江者、右荷物目錄并添御進物として羅脊板鮫品ニ而差上、御代官所、其外者荷物目錄を以御禮相勤申候に付、右元代に其年白砂糖拂出銀相添、向々御受用に相成來候處、後藤總左衛門會所調役に被仰付候に付、元代五百目分相增差遣度旨、阿蘭陀人共明和四亥年申立、猶又町年寄末席久松土岐太郎、年番相勤候に付、外並之通八朔禮物差出度旨、阿蘭陀人共申立候之處、安永八亥年受用御免被爲成候に付、元代貳貫百五拾目分相增、都合四拾三貫九百目之分、砂糖元代を以差出來候處、會所調役後藤總左衛門、安永九子年病死仕、倅五郎左衛門受用者外年寄並に被仰付候故、明和四亥年相增候元代五百目分者減に相成候處、天明五巳年久松牛左衛門藥師寺久左衛門會所調役被仰付、日付壹人前五百目宛相增差遣申度旨、翌午年阿蘭

願出候ニ付、御取調之上、御定高銅六拾萬斤之外、辰年ゟ三ヶ年之間、五拾萬斤宛相増、都合百拾萬斤ツヽ買渡方被為成御免候ニ付、商賣銀高ハ前々之振合ヲ以、右御増銅年限中、元代千貳百五拾貫目分之諸荷物積渡、右之内獻上幷御進物等品々引分、相殘元代之内諸定例等、舊式之通差出、勿論御助成銀之儀ハ、以前之通被下候趣被仰渡、商賣相遂、同五午年ニ而年限相滿、願繼ニ相成商賣相遂來候處、天保二卯年減銅被仰渡、御定高總荷物八百貫目分積渡壹艘宛渡來致し、買渡銅六拾萬斤之外、卯年ゟ三ヶ年之間、拾萬斤宛相增、都合七拾萬斤宛買渡方被仰渡、獻上幷御進物等者、寬政之頃差出來候通、尤八朔御進物諸定例等者、右拾萬斤分割合を以差出、御助成銀之儀者、半高被下置、商賣相遂候處、同十亥年迄ニ而、年限相滿候ニ付、同十一子年ゟ者、寬政二戌年之御仕法可復旨被仰渡、則御定高都合七百貫目之荷物積渡、買渡銅六拾萬斤之積を以、商賣銀高內譯大意左之通相立申候、

一御定高八百貫目

是者正德五未年御新例御仕法之節、銀高三千四百貫目相極、享保六丑年半減千七百貫目ニ被仰付候處、同十九寅年御仕法御改之節、銀高千百貫目ニ被仰付、寬保三亥年右半減五百五拾貫目ニ相成、延享三寅年於江府八百貫目ニ被仰付、寬政二戌年四百五拾貫目ニ被仰付、文政三辰年ゟ增銅買渡年限中書面之高被仰付候、

一御定高四百五拾貫目

是者正德五未年御新例御仕法之節、銀高三千四百貫目相極、享保六丑年半減、千七百貫目被仰付、寬保三亥年右半減、五百五拾貫目相成、延享三寅年於江府八百貫目ニ被仰付、寬政二戌年、四百五拾貫目被仰付、文政三辰年八百貫目被仰付天保二卯年、五百貳拾五貫目被仰付、天保十一子年ゟ御改正之通、書面之高被仰付候、

通減銅被仰渡候ニ付而者、阿蘭陀人共不勝手之筋茂可有之故、壹ヶ年ハ壹艘、壹ヶ年ハ貳艘、隔年ニ渡來之積被仰渡候、然ル處遠海之儀ニ付、萬一壹艘渡來之年、破船難船等茂有之時ハ、年々差上來候獻上物等差支、其年日本商賣茂不仕儀ニ付、年々貳艘宛罷渡候得者、縱令風難ニ逢候共、貳艘之內壹艘者可乘渡ニ付、元之通買渡高ニ被仰付度旨、明和四亥年御願申上候得共、出銅相劣リ候故、減銅被仰渡候儀ニ付、何頃出銅相增、買渡銅元之通可被仰付トノ治定者難被仰付と被仰渡候得共、阿蘭陀人共、格別繰合惡キ趣者相違茂無之儀ニ付、翌子年減銅之內拾萬斤增銅被仰渡、都合買渡銅九十萬斤ニ被仰付候故、以來年々二艘宛渡來可仕旨被仰渡候、然ル處寬政二戌年ニ至リ、諸山廻銅追年相減候ニ付、半減商賣被仰渡、御定高四百五拾貫目、脇荷物六拾貫目、其外八朔有餘賣、獻上物御用物、御調物等都合七百貫目分之荷物積渡、買渡銅六拾萬斤ニ被仰付、以來年々壹艘ヅヽ渡來、商賣可相遂旨、尤積渡荷物及不足七百貫目之銀高相欠ケ候時者、其分割合ヲ以買渡銅相減候積リ被仰渡候處、翌亥年者渡來之船於洋中破船之由ニ而入津不仕、同四子年以來、追々渡來之上、近來咬𠺕吧表不操合ニ相成、其上欠年破船之憂等種々困窮之次第申立、增銅之儀相願候ニ付、同五丑年、御取調之上、渡後レ年賦銅共取交壹ヶ年七萬斤宛、同六寅年ゟ午年迄五ヶ年之間ニ而、都合三拾五萬斤之高、御定高六拾萬斤之外、買渡被爲成御免ニ付、右增銅年限中者、商賣銀高七百貫目之外、五拾貫目分之餘荷物持渡候樣被仰渡候、然ル處其以來御取極之通、一圓荷物持渡高相揃不申候ニ付、銅之儀茂御定通渡方無之、又々買後レ銅出來仕こんばにや難澁之次第等追々申立候故、尙又御取調之上、寬政十午年ゟ五ヶ年之間、六拾萬斤之外貳拾五萬貳千斤之增銅渡方之儀被仰渡、右年限中者、定式七百貫目之外、別段元代三百貫目分之荷物持渡、商賣可相遂旨被仰渡候、尤右增銅之儀、去年限有之儀ニ付、御改正御定元代七百貫目之積りを以商賣相遂來候處、文政三辰年、色々難澁之次第等申立、御增銅之儀

豊後守
河内守
相模守

久松備後守殿
大岡備前守殿

〔吹塵錄外國通商二十二〕和蘭買渡銅定高

阿蘭陀方買渡銅左之通

一元祿十一寅年より、買渡御定高貳。百。五。拾。萬。斤。、

〔長崎會所五冊物三〕阿蘭陀船商賣方之大意

〔畧〕阿蘭陀船商賣之儀、正德五未年、御新例御仕法御改、御定高乾金五萬兩、銀ニ〆三千四百貫目、兩替六拾八匁ニ相極、買渡銅百五十萬斤之處、享保六丑年、半減、新金貳萬五千兩、銀ニ〆千七百貫目、買渡銅百萬斤ニ被仰付、追々金兩替五拾八匁ニ相直リ、御定高千四百五拾貫目、口銭替貳百五拾貫目、都合千七百貫目ニ相成候處、同十九寅年、御仕法御改、御定高千百貫目、土產合力百貫目、都合千貳百貫目、買渡銅百萬斤ニ被仰付、元文二巳年、土產合力名目相止、脇荷物名目ニ相成、寛保三亥年半減商賣被仰付、御定高五百五拾貫目、脇荷物五拾貫目、都合六百貫目、買渡銅六拾萬斤、其外銅價荷物、買物價荷物、遣用賣荷物、御免荷物等引分、荷物追々相立來候處、延享三寅年、田付阿波守樣御在府之節、於江府被仰渡、御定高八百貫目、脇荷物百貫目、都合九百貫目、買渡銅百拾萬斤、其外八朔有餘賣、獻上物、御用物、御調物等、都合千貳百五拾貫目分之荷物、年々船數貳艘ニ相極、可積渡旨被仰渡候處、明和二酉年、出銅相劣候故、買渡銅八拾萬斤ニ減銅被仰渡、右積渡荷物元代者、減銅代リ之分相減候歟、又者外品ヲ以代リ物買渡候樣被仰渡、船數之儀茂右之

附金銀兩替の法、只今迄の例に准すべき事、

一商賣銀高三千貫目之内、銅百五拾萬斤を請取り、銀百貳拾貫目餘は、諸色買物代金として、百貫目餘は出嶋殘金として、相殘る所の金は持渡るべき事、

一商賣の法、商人の入札を用ゆべからざる事、

一我國諸物の價、年々の高下に隨ひて、其價を定置買取るべき事、

右五條の法制を相守り、違禁の物載來らず、載去らず、大法のごとくに荷改をうくべき由、一船の者共に可下知者也、

年號月日　　かぴたん某

かぴたん某

阿蘭陀人に可申渡別條の案

外國通商の事例、當年より相改められ候といへども、阿蘭陀方の事は、かぴたん所存にも任せ難き由相聞ゆるによりて、別儀を以て、當年商賣方の事は、只今迄の例のごとくに可申付之由被仰出候者也、

年號月日

去冬に至て、段々に渡來り候唐船共商賣之事、

上使長崎表へ到着以前には不可事濟候儀、今度被仰出候新例は、當未年より相改られ候事に候間、去午年中之商賣方においては、只今迄の例のごとくに事濟候樣に可被申付候、以上、

正德五年正月十一日　　山城守

紀伊守

大和守

法禁を犯すといへども、深く追咎めらるゝに及ばざるは、其國通商の事始りしより此かた、百餘年の間、其人よく我國の法制を相つゝしみ守るが故に、寛宥の御沙汰有によりて也、然るに今我國の法相守り難き由を以て、みづから其通商を停め申すべきに至ては、我國にても其通商をゆるさるべからず、其事の體同じからずといへども、彼十餘國の人、永く往來を禁絶せられしも、我國の法を相守らざるにおいては、其義相同じ、然れば則今度改定められ候法制において、一事といふとも相守り難き由を以て申候旨有之につきては、一切に御許容有べからず、宜しく此旨を相心得べき者也、

年號月日

かぴたん某

かぴたん某

右書付の旨趣、通事共に得心仕らせ候上に、南かぴたんに申渡さすべき事勿論に候、但し阿蘭陀のことばにおいては、通事共も十分に相通じ候事共聞えず候、先年阿蘭陀人訴訟の事につきて、其存ずる旨つまびらかに通じがたきよしを以て、咬𠺕吧に住居候唐人に申付、漢字の訴狀を差出したる例も有之候、然れば此度も書付之趣、通事共申聞せ候處を、かぴたん承知候ばかりにては、心得ちがひの事も出來りせねらる傳承候ても、不審の事も可有之事に候間、此書付と商賣方定例との二通は、唐方通事共に被申付、漢語になをさせ、かぴたんに相渡し、此漢語にまるし候物は、咬𠺕吧にて唐人どもによませ承り候て、事の道理辨へ候爲に相渡し候由を可被申付候ても可然候はん歟、此事は、奉行所において、宜しく思慮候上に沙汰有べき事に候、

阿蘭陀人商賣方定例

一凡一年に渡來るべき船數貳艘に限るべき事、

一凡一年の商賣、銀高三千貫目に過べからざる事、

一當年阿蘭陀方商賣の事は、奉行所におゐて、兩かぴたんに別紙の書付之趣申渡され、只今迄の例の如くに可被申付事、

一阿蘭陀人へ相渡し候金子の事、是又只今迄の例のごとくなるべく候、來年の秋渡り來り候かぴたん、新例の事相守るべき由を申について、商賣の事被申付候においては、其後相渡し候金子之事は、今度被仰付候新金、世上にあまねく通用し候迄の間は、只今迄の例に准じ、正徳の小判を以て可被相渡候、新金可被相渡之時節においては、重ねて可有御沙汰事、

右五條

阿蘭陀人に申渡書付

當春、江戸においてかぴたん江被仰渡候御旨によりて、今度奉行所において、交替の兩かぴたんに申渡事、

最初、歐邏巴利未亞、亞細亞等地方の人御禮を申上、御朱印を被成下、通商の事をゆるさるゝもの十餘國、其後耶蘇の法禁を相犯す事によりて、永く往來を禁絶せらる、其中阿蘭陀暹羅の兩國ばかりは、通商をゆるさるゝといへ共、暹羅の人御禮の義は中絶し、阿蘭陀人はもとの如くに御禮をも被仰付、しかるに今度御國政を議せらるゝに當りて、すべて外國無用の物のために、我國有用の財を盡さるべき事、尤以不可然由を以て、外國通商の法改定められ、阿蘭陀船通商の法をも改定めらるゝ、所の定例五條も成し下さるゝ、所也、當年歸帆のかぴたん御條目の旨を承りて、咬𠺕吧に至るの日、せねらると相議し、御條目の旨を相守るべきにおいては、來年の秋、其產物を載來りて、せねらるゝ返答の旨を申上べし、若又御條目の旨において相守り難き事等有之に至ては、來年交易すべき物等載來るに及ばず渡來り、せねらるゝ返答の旨を申上、出島に差置候ものども引つれ歸國せしむべし、先年阿蘭陀の一船、私の商賣有之事、既に我國の

目の商賣可申付旨申付候處、其以後無違背、寶永金請取來候、此義猶又相願可申候處、不及其儀候は、新金吹替の義を被仰付候付、末々は右の金を請取候にて可有之候、其節も只今の通りの兩替にて請取可申とのかぴたん存意故、絕て相願不申儀相聞へ候へば、去未年御定書にも、新金相渡候節は、追而御下知可有之との御事候、然ば明後年頃ゟは、新金相渡候樣にも可有之候、尤其前遠慮可有之儀に候、右兩替の大意、最初六拾八ゐに相極候節、百目に相極候ても、阿蘭陀人違背仕間敷事にも可有之候、其子細は、慶長金と元祿金とは金の目半分の餘も違ひ候、然るに同じ兩替に而請取候間、損失も無之事と相聞へ候、左候得ば、新金相渡候節は、兩替百目にも其餘にも相極可申儀肝要に候事、

一阿蘭陀方の事は、出島內に自分の藏を建置、荷物入置商賣仕る事に候間、何年以前に持渡り候度相知れがたき荷物をとり出し、商賣仕る事に候、其餘稽古通詞を始、部屋付之もの、こんぷらのもの共、小使小役人迄、阿蘭陀人申合、內々ゟ金銀相渡して申ほど、隨分疑敷事共に候、嚴重にも入念候て、折々嚴敷申付候儀專要事に候、

〔正德五年長崎新例寫 坤〕阿蘭陀人に新例可申渡次第

一阿蘭陀人御沙汰の事は、當春かぴたん參府之時、當秋其國の船入津之時、奉行所において、交替の兩かぴたんに可申渡事候間、よろしく其旨を承知すべき由可被仰出候、然ば當秋に至て、かぴたん交替の時、奉行所において、御目付と立會、通事を以て嚴重に可被申渡候事、

一奉行御目付被申渡候書付、幷商賣方定例差遣し候事、

一阿蘭陀方商賣の要旨は、持渡の金の數減じ候樣に可有之事に候、然れば奉行所において、地下役人共の存寄ども承屆られ、今度差遣候商賣方定例よりも猶又持渡り金減ずべき事も候はば、よろしく議定のうへ、定例の文言を改められ候て可被申付事、

付、五萬兩之金子にて、銀子は三千四百貫目に相當り候、夫ゆへ三千貫目は、こんばにや商賣四百貫目分は脇荷商賣に相定り候、且又千貫目分は糸代銀の積りに而、懸り物無之候故、出銀無之候、相殘り候貳千四百貫目分の懸り物、出銀は唐阿蘭陀御定商賣高九千貫目の出銀の内に籠り、此内ゟ地下配分銀七萬兩の内にも指加り候、右懸り物相定り候以後は、口錢花銀共に相止、且又阿蘭陀にも定例置銀有之候、此類品々候故、爰には相記し不申候、但内通詞銀土産物など、申候も右の内にて候事、

一正德五年被仰出候阿蘭陀方之儀は、是又上使仙石丹波守持參の一箱の内に、悉く有之候、其次第、委細爰には相記し不申候、今年阿蘭陀船入湊の上、せねらる御請の次第、かぴたん申出候上、相極り可申儀候間、委細相記さず候事、

一阿蘭陀法式の大意は、持渡金減じ候所を元とし候て申付候事專要に候、然共此義嚴密に成がたき事共に候、總而阿蘭陀人事は、御兩代被下置候御朱印を出島に差置かぴたん帶し居候ゆへ、此義を功に立候而、兎や角申事に而、先々ゟ奉行中申付も存分には難被成樣子に相聞へ候、此儀既に去未年被仰出候御書付の趣に候へば、向後敢而其儀に拘り可申事には無之候事、

附 元祿年中、新金出來候節も、兩替之儀相願候付、其節近藤備中守、丹羽遠江守相伺候處、世上通用候所、古金も吹替金も同樣に候、然るに阿蘭陀に限り候而、先規ゟ之兩替を減じて申付事に無之候條、如何樣に願候共、許容仕間敷旨、老中ゟ御下知有之、夫故かぴたん願取上不申、然れ共其頃一兩年度々相願候由に候得共、取上不申故、寶永金相渡候節も、かぴたんさま〴〵願申出候、其節駒木根肥後守、大岡備前守在勤仕、かぴたん江申聞候は、寶永金は形少く候間、相願候事も可有候得共、世上兩替古金も同樣の事に候得ば、右の願取上可申事に無之候、然共達而相願候事に候はゞ、金子相渡候故、右の願事むつかしく候條、如往古銀子を以三千貫

一寛文八年松平甚三郎、河野權右衛門奉行之節、異國江年々白銀計相渡候而は、以來銀子減少可仕候ニ付、唐阿蘭陀方共に金子をも差交へ相渡候樣可相心得旨、老中ゟ御下知有之候、夫に付、唐人阿蘭陀江相渡候付、兩替五十六匁にて相渡し候故、四ヶ年の間金の差引無之候事、

一寛文十二年、牛込忠左衛門、市法商賣申付候、此節阿蘭陀商賣の仕形は、五ヶ所商人の內ゟ相定候目利之者共を出島に遣し、荷物見屆させ、其以後五ヶ所ゟ札を入、右の札を奉行所江差出させ、末次平藏、高木作右衛門、其外町年寄相詰、右の札を開き、荷札の直段を目錄に記し、年番町年寄へ請取之、町年寄ゟ出島乙名通詞に相渡、かぴたんに讀聞せ、かぴたん請合は、札分の荷物をば賣らせ、請合不申をば積戻りに申付、右元直段相極ル分は、目錄を以町年寄方ゟ五ヶ所札宿老方江相渡し、札宿老共右の目錄の上勘判を出し、五ヶ所會所にて入札を開き、何品は元直段增銀何程と差加へ、買取べきよし入札に書記し候て、商人差出候間、右の增銀多く候札を落札に相極め、扨右の落札主の名を印し、此者に何落物可相渡由五ヶ所宿老ゟ書付いだし、出島に差越、出島にても、右書付の表に任せ、商人江荷物相渡候、右商人方ゟ差出候增銀懸り物銀は、出島金場に更取直、元代金銀は阿蘭陀江相渡候事、

但此節かぴたん江申付候は、先年願候て、金子持渡候付、兩替六拾八匁に相極候、就は向後も金子持渡べきにおゐては、六拾八匁の相場にて可相渡旨申付候處、かぴたん請合候付、今以兩替六拾八匁に而有之候事、

一貞享二年、川口源左衛門奉行之節、市法商賣停止之旨を被仰出、同三年、唐方商賣銀高六千貫目に相極候節、阿蘭陀方は金子五萬兩に商賣高相極り、糸類はべんがら糸、其外下糸迄五ヶ所割符に相定候事、

附 金高五萬兩六拾匁兩替にては、銀子三千貫目候處、阿蘭陀江は、六拾八匁の兩替にて相渡候

右口錢買主ゟ出之候、總而壹ヶ年の口錢銀高、或は五十貫目、或は六七十貫目多少有之候、右銀高總〆の書付、奉行所江差出し、差圖之上、右の銀子、內町の船手、大小通詞其外牢守等に配分仕候事、

一脇荷物は、銀高千貫目或は貳千貫目の荷物、是又年々持來、遂商賣候、其比は荷役の日ゟ、阿蘭陀部屋々々に勝手次第に取入置、こんぱにや荷物商賣相濟候以後、右の荷物賣渡候、其仕形は、今の內通詞と名づけ候もの共、其頃は內通詞の名もなく、阿蘭陀人に數年たより候て、言葉の通じ候者共を、商賣人ゟ賴、出島に遣し、かの部屋々々の荷物を買取候、夫故此等の者は、商人と相對にて、口錢を取り、助成に致し來り候、是をはな銀と名付候事、

一金場口錢の事は總じて阿蘭陀商賣の事は、出島內にて商賣仕候故、出島の內に、金場と申所を相定め、此所にて荷物の請拂、金銀の勘定仕たる事に候、夫故こんぱにや荷物の分は、元銀高壹貫目に付三分宛、商人ゟ是を取、脇荷物の口錢は相定り候銀數は無之候得共、大體元銀壹貫目に付、五六分程の間、阿蘭陀人ゟ出之候、此貳口の口錢、金場役人配分候、且此金場の義仕形不宜候に付、寶永六年、永井讃岐守、別所播磨守在勤之節、金場相止み、長崎會所役人共に申付、荷物請拂金銀勘定迄茂仕上候樣に相定、金場役人は、或は會所役人に申付、或は役儀取放し候茂有之候、此儀讃岐守播磨守申付候通、尤可然儀に候條、向後も此格たるべく候事、

一阿蘭陀商賣、最初ゟ寛文四年迄は、不殘銀子にて商ひ候所、同年島田久太郎在勤之節、始而金小判を持渡たきよし、かぴたん願之候、依之兩替六拾八匁に定め候て相渡候、其比世上の相場五拾六七匁に候處、阿蘭陀江は六拾八匁にて相渡し候故、兩替の間に銀子出來候、此銀子を間金と名付、町中へ配分候事、

但此節の間金一ヶ年に漸五六百兩には不過候由之事

方ヘ渡サレ、札宿老共ニ此目錄ヲ上テ、以節板ヲ出シ、五ケ所會所ニテ入札ヲ開キ見ルニ、何色ノ物ト元直段ニ增銀何程差加ヘ可買取之由、入札ニ書記シ持出ス、然バ札數ノ內ニテ、一々相改、銀增高ノ方ニ落札極メ、此旨五ケ所ヨリ書付ヲ以出島ニ差送ル、出島ニテハ右書付ニ任セ、荷物ヲ渡ス、出島ヨリモ何色ノ荷物右ノ商人ニ相渡段、五ケ所ニ書付送ル、五ケ所ニテ、右商人方ヨリ益銀ヲ受取、元銀并掛リ物等ハ出島ニ受取ル、如此ナルコト寬文十二丑年ヨリ貞享元子年マデ十三年ノ間、堅固ニ相續、同二丑年ニ此法改マルト也、

阿蘭陀貨物ノ代銀ノ事、寬文十一亥年迄ハ、其時ノ小判ノ相場五十八匁ニテ、間金ト云コトナク、其相場ノマヽニテ渡サルヽニ付、彼等ガ利潤多シ、寬文十二年、市法商賣ト云事定マリシ時、被仰渡ハ、先年阿蘭陀方ヨリ小判商賣望シ時代、銀六拾八匁ニテ買取持渡リシ例ニ準ジ、今年ヨリ賣物代金六拾八匁トシテ相渡サルトナリ、間金ト云ハ、金五萬兩、六拾八匁替〆代銀三千四百貫目也、商人官ニ納ムル所五十八匁替ニシテ、二千九百貫目也、此餘銀五百貫目アリ、此所謂間金也、是ヲ總中ニ割渡賜ハルト也、

〔崎陽群談 四〕阿蘭陀商賣段々相改り候次第之事

一阿蘭陀人寬永十八年平戶ゟ長崎に移り、出島に入被置、其節ゟ商賣爲仕候、其頃は船數定りなく候故、年々に七八艘、或は十艘も渡來、賣銀高六七千貫目、又壹萬貫目程の荷物載來候事も有之、如斯にて寬文十一年迄、三拾七年の間は、相對の商賣に候事、

附、此節阿蘭陀商賣の懸り物と名づけ、商人方ゟ口錢出させ、地下人中江配分候、此懸り物にて阿蘭陀元直段は相對商賣の節も、さのみ高直に不相成候、右懸り物如左、

一糸端物を初め、其外の荷物口錢、元銀高壹貫目に付五匁宛、

一鮫珊瑚珠は、元銀高壹貫目に付而百目程、

阿蘭陀商賣ノ事ハ、寛永十八年、平戸ヨリ長崎ヘ引越シ來ルヨリ、毎年長崎ニ渡海シ、其數七八艘或ハ十艘、商賣銀高六七千貫目、又ハ一萬貫目程ノ事ナリ、寛文十一年マデ三十七年ノ間ハ、相對ニテ心儘ニ商賣セシメ、且又異國ヘ持渡ル銀高多少ノ限リナク、阿蘭陀心儘ニ持渡候ト也、〇中略其比ハ、荷役ノ日ヨリ、阿蘭陀ノ部屋々々ニ心儘ニ荷物ヲ取入、賣買初ルヲ相待テ後、內通詞ト名付タル者ハ、只今ノ如ク、組合ナド有ニモアラズ、只阿蘭陀ニ一度タヨリ、言葉ノ通ズル者ニ於テハ、誰ニヨラズ出島ニ入込、彼レガ荷物ヲ取リヒロゲ、商人ニ相對シ、賣渡之、其差引ノ苦身ニ付賣物ノ品々ヨリ、一割內外ノ高下ヲ定メ、買主方ヨリ是ヲ與フ、是ヲ花銀(チリゼニ也)ト名ク、是ハ上ヨリ御定メノ役人ニモアラズ、詞ノ通ズルニヨリテ、商人其コトヲ賴ムニヨリ、謝儀ニ遣スニヨリ、花銀ト云、タトヘバ猿樂ヤ相撲ナドニ人ノ物ヲ送ルヲ花ト云ガゴトシ、〇中略

寛文四年、阿蘭陀人、金小判ヲ調持渡度旨望ムニヨリ、六十八匁ノ兩替ニ定メ、其年五百兩、翌年五百兩、又翌年三百兩、其翌年五百兩、四年合セテ千八百兩買取、其比金相場五十六匁餘也、其相場ニ適スル銀ヲ以、內外町拜領ス、于時奉行黑川氏島田氏也、

寛文八年、異國ニ白銀ヲ多ク遣ハサバ、日本ノ銀次第ニ減少スベシ、然バ唐紅毛共ニ金子ヲ以商賣スベキ由ニテ、此年ヨリ四年ノ間、金子ヲ以商賣ス、相場ノ通五十六七匁ニテ相渡シ、間金ノ差引ナシ、依之阿蘭陀人四年ノ間利潤多シ、于時奉行松平氏川野氏ナリ、

寛文十二年、市法商賣ト云事相定、其次第ハ、荷物ノ事、五ケ所商人ノ內ヨリ、目利ヲ定置レ、此者共出島ニ出テ、夫々ノ荷物ヲ令見分、其後五ケ所ヨリ札ヲ入、則其札奉行所ニ差出ス、高木作右衞門四人ノ町年寄相詰、右ノ札ヲ開キ、落札ノ直段目錄ニ寫シ、年番ノ年寄請取之、出島乙名通詞ニ渡ス、コレヲ加毘旦ニ讀聞セ、加毘旦請合之札之分賣セ、不請合ヲバ積戻リニ定メラル、脇荷物同之、不賣分ハ目錄ニ紙ヲ付、是モ奉行所ニ差上、元直相究分ハ、目錄ヲ以、町年寄方ヨリ五ケ所ノ宿老

此品々もし賣拂ふ時は、定の運上を納むべし、

右の品々は運上なし

第二類

凡て船の造立網具修復或は船裝の爲に用いる品々鯨漁具の類　鹽漬食物の諸類　パン幷にパンの粉　生たる鳥獸類　石炭　家を造る爲の材木、米、籾、蒸氣の器械、トタン、鉛、錫、生絹、

右の品々は、五分の運上を納むべし、

第三類

都て蒸溜或は釀し、種々の製法にて造りたる一切の酒類、

右は三割五分の運上を納むべし

第四類

凡て前條に擧ざる品々は、何に寄らず貳割の運上を納むべし、

全銀貨幣幷に棹銅の外、日本產の物積荷として輸出する時は、五分の運上を納むべし、

右は神奈川開港の後、五年に至り、日本役人より談判次第入港出港の税則を再議すべし、

永井玄蕃頭花押

岡部駿河守同

岩瀨肥後守同

○按ズルニ、此他慶應二年五月十三日ノ改税盞書、同三年一月二十五日ノ材木改税取極書ハ、英吉利篇ニ引ケリ、

〔長崎港草 三〕紅毛交易ノ話

願ふんと時は、第一則の通、定式輸入の手數をいたすべし、
税則并に條約書中に船と唱ふるものは、シキップ、バルク、ブリッキ、スクーネル、蒸氣船等を總ていふなり、

第五則

日本運上役所の規則に違ひたる僞差出、積荷目錄を出し、并に證書に名前を記せる輩は、其犯す每に三百十八ギュルデン七十五セントの過料を日本役所へ納むべし、

第六則

噸税は日本開港の場所に於て、阿蘭陀商船より取立てずといへども、左の規定の通、其地々々の運上役所に納むべし、

壹船の入港手數に付　三十八ギュルデン二十五セント
壹船の出港手數に付　十七ギュルデン八十五セント
夫々の免狀に付　三ギュルデン八十二セント半
其外の各書に付　三ギュルデン八十二セント半

第七則

總て日本開港の場所へ陸揚する品物には、左の運上目錄に從ひ、其地の日本役所に運上を納むべし、

第一類

貨幣に造りたる金銀并に造らざる金銀當用の衣服　家財并に商賣の爲にせざる書籍
何れも日本居留の爲來る者の所持の品に限るべし
在留役人自用の飮食家財并に書籍

取調方格外時日を費さゞるべし、

荷主或は輸入人銘々請持の品、改濟、役所より引渡さゞる以前、輸入の途中（日本役所へ差出さゞる以前の事をいふ）破壞損傷の品々心附く時は、當人より其段運上役所に申立、其品取扱ふ職業にて廉潔なるもの兩人以上出會、直組致させ、其荷物毎に損じ高を歩割に記し、其請牒番數ともに證書に認込むべし、尤日本役人立合にて、直組人等名を記すべし、此證札兼て持參の差出書へ添、總高の内を引落すべし、尤條約第三ヶ條の取極の通、運上役所にて取扱ふ事故障あるべからず、

諸運上納濟の後、運上役所より陸揚苦からざる旨免許狀を渡すべし、品物渡方は運上役所にても船中にても其者の願に任すべし、

輸出に極りたる荷物は、船に輸送する前廣に、運上役所へ船名荷物の請牒番付入高斤數量目性合幷に代料を記せる差出書を出し、書面の通聊僞なき由を輸出人等證據として其名前を認むべし、

運上役所へ差出以前、船中へ積込たる荷物、幷に運上役所へ差出濟の上、竊に荷積の内へ入れたる禁制の品は、改の上日本役所へ取上べし、

船中當用の品、又は乘組旅客の當用衣類等は、運上役所へ差出さゞるべし、

第四則

出港手數を願ふ船々は、日本十二時（阿蘭陀の二十四時）前に運上役所へ申立べし、此期限中に右手數遲遲せざる樣取扱ふは勿論たるべし、右手數差止る事あらば、日本役人より船司又は頭立たるもの幷に其船荷の取引人等へ其段申渡し、阿蘭陀コンシュルに申達すべし、

阿蘭陀國の軍艦は、入港出港運上筋の手數に及ばず、運上役人幷に番兵等差構ふ事なし、薪水食料等用意の爲入港の鯨漁船或は難船は、其積荷の告書を出さずといへども、若其積荷を賣拂は

取上べし、
日本の開かざる港にて密賣買をなすは勿論、其仕組ある阿蘭陀船は、其品を日本役所に取上の上、犯せる毎に二千五百五十ギユルデンの過料を納むべし、
修復の爲入津の船々は、運上なく、積荷を陸揚し、日本役所へ預るべしといへども、職舗作事幷に番人等の諸入用は、相當の價を出すべし、若し其荷物の內を賣拂ふ時は、其荷物丈は規定の通日本役所へ運上を納むべし、
積荷を同港內の他船へ移す時は、日本役人見分の上、事情明白に相分り、免狀を受る上は定の運上なし、
阿片の輸入は嚴禁たり、然るに密商し、又其事を謀る輩は、阿片一斤每に三十八ギユルデン二十五セントの過料を日本役所へ納むべし、其組合の人數の多少に拘らず、此法を以てすべし、

第三則

品物を送る荷主、又は引受先の者より、入津の荷物を陸揚せんとする者は、其積荷の差出書を日本役所に出すべし、
此書面は、荷主又は引受人の名前、積送たる船の名、荷物の譜牒、番付、其積荷の斤數、石高、每品の代料を認め、其直段のメ高を其書付の末に認むべし、
都て此差出書付は、持主又は引受人認たる僞なき價を申立る書面にて、日本役所の規定にふれたる隱し荷物なき證據として、銘々名前を記すべし、斯の如く積荷目錄差出等の書類、日本役所に差出、右書付引合せ、積荷用意品等取調濟迄は、品物ども日本役所の預りたるべし、
日本役人、右の通差出たる荷物の內、或は總體を定式の通改むべし、若運上役所に引上改る事ある時は、輸入人の失費を掛ず、成丈品物の損せざる樣にし、改濟の上は、素の如く取始末すべし、尤

是は其荷物の請牒幷に番付、且其入目斤數等を送狀に認し通に寫し、荷物引請先の人々の名を記せるものなり、

船中用意の品物の目錄も告書へ加ふべし

但船中用意の品も、書面の通相違なき旨を、船司又は頭立たるもの奥書し、其名前を記すべし、

此告書の文面相違の廉、日本十二時（阿蘭陀の二十四時但日曜日を除く）中に心附き改るに於ては、過料の沙汰に及ばず、若其期限後に至り書改る歟、又は告書に書入れざるに於ては、三十八ギユルデン二十五セントの過料を日本役所へ納むべし、

積荷總目錄告書の中に載ざる品を陸揚するに於ては、其品二重の運上を日本役所へ納むべし、

船司或は頭立たる者、入港の手數納方、前書の期限に後るゝ時は、一日怠る毎に、日本役所へ百五十ギユルデンの過料を納むべし、

第二則

日本政府より、其港内入津の船々（軍艦を除く）に、運上改方の役人乘組ますする事、當然たるべし、

乘組の者共は、此役人に對し、不敬なく丁寧に取扱ひ、船中成丈相當の用便をなすべし、

夜中は、日本役所より許しなくして荷卸すべからず、

荷揚前船々出入口荷物仕舞置、戸口〆り口とも、夜中は日本役人錠を卸し、或は印封し、夫々の取締をなし置べし、萬一許しなく是を開き、又は錠印封を破り、品物を引出すもの等は、其犯せる人毎に百五十ギユルデンの過料を、日本役所へ取立べし、

日本役所へ相當の差出書を出さずして、荷卸致し、或は其事を謀れる品々は、次の箇條に定めたる通取押、日本役所へ取上べし、

荷物の中、積荷目錄に載ざる品々を取隱し置、收納を減せんと仕組たる者は、其品を日本役所へ

本條約は阿蘭陀よりは阿蘭陀國王自から名を記し、セケレターリスフハンスタートともに自から名を記し、阿蘭陀國の印を鈐して證とし、日本よりは大君の御名と奥印を署し、高官の者名を記し印を調して證とすべし、

斯の如く安政五年戊午七月十日、（即千八百五十八年八月十八日）江戸府に於て談判治定せり、此證據として前に記したる兩國の役人等名を記し調印するもの也、

永井玄蕃頭　花押
岡部駿河守　同
岩瀬肥後守　同

税則

日本、開きたる港々に於て阿蘭陀商民貿易の章程、

第一則

日本開港の場所へ、阿蘭陀商船入津次第、二十四時中（阿蘭陀の四十八時、但日曜日を除く、）に、船司又は頭立たる者より、日本役所へ阿蘭陀コンシュルの請取の書付を差出すべし、

此請取書は、阿蘭陀の掟通認たる船目錄、其外の書類を、阿蘭陀コンシュルへ預けたる請取書なり、

同時に其者ども、其船の差出書を出すべし、

是は入津の船の名、其船の仕出し場の港の名噸數、船司或は頭立たるもの、名乘來る旅人の名、（乘組の者ある時は認入る）一船の乘組人數を認たるものにして、書面の通相違なき旨を、船司或は頭立たるもの奥書し、證據として、當人の名前を認入たるものなり、

又同時に、其船の總積荷の告書を役所に預くべし、

捕へ置たる罪人を獄に繋ぐ事叶ふべし、且陸地幷に船中にある阿蘭陀人に、不法を戒め、規則を遵守せしむるがために、コンシュル申立次第助力すべし、右等の諸入費、幷に願に依て日本の獄に繋ぎたる者の雑費は、都て阿蘭陀コンシュルより償ふべし、

第九條

此條約に添たる商法の別冊は、本書同様雙方の臣民互に遵守すべし、

外國人民に免許ある廉は、悉く阿蘭陀人へも直に差許すべし、此書面に載ざる事は、其場所々々の規定に循ふべし、

安政二年乙卯十二月廿三日、（千八百五十六年一月三十日）長崎に於て取極めたる條約の内存すべきは存し、同四年丁巳八月廿九日、（千八百五十七年十月十六日）其附錄として取替せし約書は、此條約中に悉くせるに依て廢すべし、

日本貴官又は委任の役人と、日本に來れる阿蘭陀のヂプロマチーキアゲントと、此條約の規則、幷に別冊の條を全備せしむるために要すべき處の規律等談判を遂ぐべし、

第十條

今より凡百六十九ヶ月の後、（即千八百七十二年七月四日に當る）雙方政府の存意を以て、兩國の内より一ヶ年前に通達し、此條約幷に長崎條約の内存し置箇條及び此書に添たる別冊ともに、雙方委任の役人實驗の上談判を盡し、補ひ或は改る事を得べし、

第十一條

右條約の趣は、來未年六月五日、（即千八百五十九年七月四日）より執行ふべし、此日限或は其以前にても都合次第此本書を長崎に於て取替すべし、若餘儀なき子細有て、此期限中本書取替し濟ますとも、條約の趣は此期限より執行ふべし、

第六條

日本開港の場所において、阿蘭陀人遊歩の規定左の如し、

神奈川　六郷川筋を限りとし、其他は各方へ凡十里、

箱館　各方へ凡十里

兵庫　京都を距る事十里の地へは、阿蘭陀人立入ざる筈に付、其方角を除き、各方へ十里、且兵庫に來る船々の乘組人は、猪名川より海灣迄の川筋を越べからず、

都て其里數は、各港の奉行所又は御用所より陸路の程度なり、

長崎　其町の周圍にある御料所を限りとす

寺社、茶店、休息所の外、臺場、諸役所、幷に門ある所に到るべからず、

阿蘭陀人重立たる惡事ありて、裁斷を受、又は不身持にて再び裁許に處せられし者は、居留の場所より一里外に出べからず、其者等は日本奉行所より國地退去の事を、其地在留の阿蘭陀コンシュルに達すべし、

其者ども諸引合等奉行所幷にコンシュル糺濟の上、退去の期限猶豫の事は、コンシュルより申立に依て叶ふべし、其期限は決して一ヶ年を越べからず、

第七條

日本にある阿蘭陀人、自ら其國の宗法を念じ、禮拜堂を居留場の内に置も障りなし、幷に其建物を破壞し、阿蘭陀人宗法を自ら念ずるを妨る事なし、阿蘭陀人日本人の堂宮を毀傷する事なく、又決して日本神佛の禮拜を妨げ、神體佛像を毀る事あるべからず、

雙方の人民互に、宗旨に付ての爭論あるべからず、

第八條

阿蘭陀コンシュルの願に依て、都て出奔人幷に裁許の場より逃去し者を召捕、又はコンシュル

入る事を談ずべし、荷主若是を否む時は、運上所より付たる價に從て、運上を納むべし、承允する時は、其價を以て直に買上べし、
阿片の輸入は嚴禁たり、若阿蘭陀商船三斤以上を持渡らば、其過量の品は日本役人是を取上べし、
輸入の荷物、定例の運上納濟の上は、日本人より國中に輸送するとも、別に運上を取立る事なし、若他の國人、租稅の高を減ずる時は、阿蘭陀人も同樣に處せらるべし、

第四條

外國の諸貨幣は、日本貨幣同種類の同量を以て通用すべし、金は金、銀は銀と量目を以て比較するをいふ、雙方の國人、互に品物の代料を拂ふに、日本と外國との貨幣を用いる事妨なし、日本人外國の貨幣に慣はざれば、開港の後凡一ヶ年の間、各港の役所より日本の貨幣を以て阿蘭陀人願次第引替渡すべし、日本諸貨幣は銅錢を除く輸出する事を得、幷に外國の金銀は貨幣に鑄るも鑄らざるも輸出すべし、

第五條

阿蘭陀人へ對し、法を犯せる日本人は、日本役人糺の上、日本の法度を以て罰すべし、日本人に對し法を犯したる阿蘭陀人は、阿蘭陀コンシュル裁斷所にて吟味の上、阿蘭陀の法度を以て罰すべし、
阿蘭陀コンシュル裁斷所、日本奉行所は、雙方商人逋債等の事をも公けに取扱ふべし、
都て條約中の規定幷に別冊に記せる所の法則を犯すに於ては、コンシュルへ申達し、取上品幷に過料は日本役人へ渡すべし、
兩國の役人は、雙方商民取引の事に付て差構ふ事なし、

日本術藝を學び度望あらば、阿蘭陀高官の願に依て、日本奉行所より人柄を撰び、開きたる港に於て傳授せしむる事妨なし、江戸居留の阿蘭陀役人、是等の望あらば、其高官申立の上、日本政府より其人を撰びて學ばしむべし、

江戸　午五月より凡四十二ヶ月の後より　千八百六十二年一月一日

大坂　同斷凡五十四ヶ月の後より　千八百六十三年一月一日、

右二ヶ所は阿蘭陀人只商賣を爲す間にのみ逗留する事を得べし、此兩所の町において、阿蘭陀人建家を價を以て借るべき相當なる一區の場所幷に散歩すべき規程は、追て阿蘭陀のヂプロマチーキアゲントと日本役人と談判すべし、

雙方の國人品物を賣買する事、總て障なく、其拂方等に付ては、日本役人是に立合はず、諸日本人阿蘭陀人より得たる品を賣買し、或は所持する事ともに妨なし、此箇條は條約の趣執行ふ期限以前、日本國内へ觸渡すべし、

軍用の諸物は、日本役所の外へ賣べからず、尤外國人互の取引は差構ある事なし、

日本の米幷に日本の麥は、日本逗留の阿蘭陀人幷に船に乘組たる者、及び船中旅客食料の爲の用意は與ふとも、積荷として輸出するを許さず、

日本產する所の銅、餘分あれば、日本役所にて其時々公けの入札を以て、神奈川幷に長崎に於て拂ひ渡すべし、

在留の阿蘭陀人、日本の賤民を雇ひ、且諸用事に充る事を許すべし、

第三條

總て國地に輸入輸出の品々、別冊の通、日本役所へ運上を納むべし、

日本の運上所にて、荷主申立の價を奸ありと察する時は、運上役より相當の價を付、其荷物を買

爲に開きたる日本の各港の内に居留するコンシュル又はコンシュライルアゲント等を任ずべし、其日本に居留するヂプロマチーキアゲント幷にコンシュルゼチラールハ、職務を行ふ時より日本の部内を旅行する免許あるべし、

日本政府は、阿蘭陀都府に居留する政事に預る役人を任じ、又阿蘭陀國の各港の内に居留する諸取締の役人、及び貿易を處置する役人を任ずべし、其政事に預る役人及び頭立たる取締の役人は、阿蘭陀國に到著の日より、其國の部內を旅行すべし、

第二條

長崎をよび箱館の港の外、次に載する場所を左の期限より開くべし、

神奈川　午五月ヨリ凡十三ヶ月の後より　西洋紀元千八百五十九年七月四日

兵庫　同斷凡五拾四ヶ月の後より　千八百六十三年一月一日

此外西海岸にをいて、今より凡十八ヶ月（千八百六十年一月一日）の後より一港を開くべし、其場所は開港以前に達すべし、

神奈川港を開く後、六ヶ月にして、下田港は鎖すべし、此箇條の内に載たる各地は、阿蘭陀人に居留を許すべし、居留の者は一箇の地を價を出して借り、又其所に建物あれば、是れを買ふ事妨なく、且住宅倉庫を建る事をも許すべしといへども、是を建るに託して要害の場所を取建る事は決して成さゞるべし、此掟を堅くせん爲に、其建物を新築改造修補などする事あらん時には、日本役人是を見分する事當然たるべし、

阿蘭陀人建物の爲に借り得る一個の場所幷に港々の定則は、各港の役人と阿蘭陀コンシュルと議定すべし、若議定しがたき時は、其事件を阿蘭陀ヂプロマチーキアゲントと、日本政府に示して處置せしむべし、其居留場の周圍に門墻を設けず、出入自在にすべし、阿蘭陀人日本語或は

獻上物御役人方進上物幷八朔は、是迄の振合に可致、商館商賣筋は、改革無之、此後商賣筋に付、日本方、或は和蘭方にて改革致度事有之候はゝ、長崎奉行和蘭領事官勘考の上、相定可申候、

第二十七條

若規定相立度事有之候節は、長崎奉行和蘭領事館にて相加可申、且雙方の爲無益の類と可相成廉は、可成丈廢し候樣可致事、

右取極候二十七ヶ條、兩國君承諾の書面は、其爲被任候兩國の高官調印の上、此取極書調印の日附より、二ヶ年の內、長崎に於て取換可申候、尤右箇條は直樣取行候事、

安政二年乙卯十二月廿三日

千八百五十六年一月三十日

荒尾石見守　花押

川村對馬守　花押

永井岩之丞　花押

淺野一學　花押

ヤン、ヘンデリッキ、ドンクルキユルシユス　手記

〔阿蘭陀國條約幷稅則〕阿蘭陀國王と、帝國大日本大君と、兩國の懇親、且商賣の因みを廣くせん事を欲して、阿蘭陀國王は、其事を阿蘭陀コミサーリスメーストルヤンヘンデリッキドンクルキユルシユスに命じ、日本大君は、永井玄蕃頭、岡部駿河守、岩瀨肥後守に命じ、雙方委任の書を照應して、下文の條々を合議決定す、

第一條

阿蘭陀國王は、江戶に居留するヂプロマチーキアゲントを任じ、又此約書に載る阿蘭陀貿易の

は改無之事、
但密賣之儀は、嚴重に制當可致候事、
第十八條
和蘭商船、長崎港內滯船中、仕役の節、日本番士官、是迄の通、出島江出役可致事、
第十九條
商賣方の處置は、仕來の振合に可有之、和蘭荷物藏の鑰は、不斷出島滯在高官の者預り、日本封印に不及候事、
第二十條
日本掟に隨ひ、免許を受候日本人は、都て出島江立入、是迄の通に候事、
第二十一條
於長崎、都て辭儀應對は、日本人は日本の作法、和蘭人は和蘭の作法に可致候事、
第二十二條
時宜に寄り、出島滯在の和蘭人は、唐船幷外國船に托し、書翰差送候事、
第二十三條
日本和親の外國船、長崎港碇泊中、其船主と和蘭人書翰往復致し候事、
第二十四條
和蘭船人別改は、入津出帆の節、兩度致し、出島は無之事、
第二十五條
和蘭商船玉藥武器は、大炮同樣本船に差置候事、
第二十六條

を建可ㇾ申候、

第十一條

出島水門の外は、端船を以て上陸致間敷事、

第十二條

出島住居向土藏等、是迄の姿にて、變改修復新規取建共奉行所江相屆、承屆の上、和蘭商館賄荷銀を以て、日本職人相雇材木買入候事、

第十三條

出島滯在の和蘭人、其端船或は日本船を以て、港內乘廻候儀、差支無ㇾ之、尤上陸は不ㇾ致、右船々を以て、港內に於て、養生の爲め釣等致候事、

但爲目印和蘭の旗を建可ㇾ申候、

第十四條

水門の鑰は、和蘭商館高官の者預り可ㇾ申、尤免許無ㇾ之者、不入込樣取締の爲、開閉の節は、詰合日本役人江相斷候事、

第十五條

表門鑰は、勤番の日本役人預り候事、

第十六條

商賣船按針役以下、船手の者共は、是迄の通表門出入、身許探改候事、

但水門本船にては改無ㇾ之事、

第十七條

出島より市中江持出、或は市中より出島江持入候荷物は、是迄の通改有ㇾ之、蘭船出島往返の荷物

第五條

國王軍船の士官、或は其他乘組の內、或は和蘭陸軍の向、日本に於て死去いたし候はゞ、葬送の節其者の位階に因て、船中にては空炮相放ち、墓所に於ては小筒空發いたし、其外之儀式は是迄の通に候事、

第六條

長崎入港の和蘭商船、海岸に近寄候はゞ、是迄の通、國旗の外に、合符の密旗を可揚事、

但軍船は合符の密旗所持不致候事

第七條

右兩旗、硫黃島遠見の者見受候はゞ目當として是迄の通同所旗竿に和蘭國旗を可引揚事、

但軍船も同樣の事

第八條

和蘭軍船商船共、是迄の通、高峯島裏手に碇入候事、

第九條

長崎奉行、其爲に、直樣差遣候番士官一同、出島和蘭商船の役人罷越、其國の船に無紛儀碇と申出候上は、右船帆を揚、或は蒸氣又は日本挽船を以て、入港致し候儀、是迄の通にて、質人は不差出候事、

第十條

船々乘組の者共は、端船相用、外船々並出島江通路可致、且養生の爲、港內乘廻可申候、尤商船の水夫共儀は、端船に船頭按針役の內乘組候節に限り候事、

但出島水門の外は、勿論上陸致す間敷、且日本船の乘組と出會候儀不相成、尤爲目印和蘭の旗

條約

此度亞墨利加合衆國下田箱館兩港へ船繋の儀御差許、就ては紅毛國の儀は、從來通商御免の國柄に付、以來航海來往の砌、下田箱館の兩港へ船近寄、薪水食料其外船中欠乏の品を辨じ、並破船修覆等總じてアメリカ同樣御差許有之、尤交易の儀は是迄の通り、長崎表に限り候間、同所の規定彌堅く可相守旨、在留カピタンへ申渡候間、此段爲心得向々へ可被相達候、

〔各國條約書〕日本國和蘭國條約　安政二年乙卯十二月廿三日千八百五十六年第一月三十日於長崎調印、同四年丁巳八月廿九日千八百五十七年十月十六日本書交換、

日本、和蘭兩國、往古よりの通誼、彌固からしめん爲、御國初に和蘭國江賜りし信牌も有之に據り、長崎奉行荒尾石見守、川村對馬守、御目附永井岩之丞、淺野一學、和蘭國王の大全權、於日本和蘭領事官リッドル、デル、オルデ、ファンデン、ネードルランヅセン、レーウ、メーストル、ヤン、ヘンデリッキ、ドングル、キュルシエスと決著の取極書、

第一條

和蘭國民江是迄差許候場所江、警固人無之出島より出行候儀可爲勝手次第事、

第二條

和蘭人、日本の掟を犯し候はゞ、出島在留高官の者江爲知可申候、左候へば、同人をして和蘭政府より其國法通戒め可申事、

第三條

和蘭人、日本人より不都合の取扱を受候時は、於日本和蘭領事官より其旨を訴へ、日本重役より吟味之上、日本國法通戒可申事、

第四條

若外に、日本港津、他の國民の爲に開に相成候はゞ、和蘭國江も、直に同樣の免許可有之事、

嘉永七年〇安政元年九月二日　志筑龍太印
楢林栄七郎印

右翻譯及び附屬仕候北亞墨利加合衆國との約定、并附錄スームビンク號船を以咬𠺕吧都督職江差送申候間、右は早速和蘭國王江相屆ヶ候儀と奉存候、

一以御蔭右樣之御達我政府江差送候樣相成、歡喜至極奉存候、和蘭政府之儀に付、日本高政府之思召、國王承り候はゝ、定而大悅可仕奉存候、

一御仁惠之蒙御沙汰、重疊難有仕合奉存候、此段私ゟの御禮奉申上候、且又恐多奉存候得共、日本高政府江も右御禮之儀宜被仰立被下度奉願候、

一右被仰渡之通、和蘭國民事も、北亞墨利加合衆國と御取極に相成候同樣之趣意、同樣之定にて、向後下田箱館兩港内にも罷出候儀御免許に相成候に付ては、主役其外乘組之者共相守べき掟、并港の規定御沙汰被下候儀、最肝要之儀と奉存候、左無御座候ては、和蘭人、右港江罷出候節、不心得處より、規定に背候事には成行申間敷哉と奉存候、

一右に付、何卒右規定御達被成下度、謹而奉願候、且又右奉願候規定、只今滯在之商賣船を以、我政府之方江差送り方間に合候樣之儀共に相成候はゝ、別而歡喜之仕合に奉存候、此段謹而奉申上候、以上、

かぴたん　どんくるきゆるちゆす

右之通、和解差上申候、以上、

寅九月五日　志筑龍太印
楢林栄七郎印

〔嘉永明治年間錄〕三　安政元年十月十三日　蘭船ニ下田箱館兩港船繫ヲ許ス事、亞國ニ同ジ、

と頻に調法仕候物に御座候間、於御當國も何卒御爲に相成候樣仕度奉存候、

右之條々、謹而奉願上候、

かぴたん　どんくるきゆるしゆす

右之通、和解差上申候、以上、

寅閏七月朔日

西　吉兵衛印

楢林榮七郎印

〔外國事件書類雜纂十三〕長崎御奉行水野筑後守樣　荒尾石見守樣江

當○安政元年九月二日、被仰渡候御口達和譯左之通奉承知候、

當七月商賣船到著之頃差出候書面一覽之上、江府江申上候處、右書面之趣意も被御聞届候に付、北亞墨利加及魯西亞國之船渡來之一件申達、○中略

一和蘭國之儀は、通商之交を以て、他の國々に異るが故に、我政府最親睦するは、汝よく知る處なり、今外國民に替たる取扱をなさば、和蘭國民も同樣に免許すべきは、我政府の素意なれば、合衆國の如く、薪水食糧幷船中欠乏之品を辨じ、或は破船修覆之爲メ、下田箱館之兩港江來るを差免す約定書面は、重する處にて可秘之ものなれど、親睦の久敷に因り、合衆國との約定其儘の寫、此度相渡間、下田箱館兩港に於て、阿蘭國民の取扱、右寫之通心得べし、港を開くは重き事なれば、貴臣に會して約を定むべきなれども、我政府の和蘭を待する心を推て、其政府も亦不實なきを信じ、貴臣の來るを不待して、今汝に明白に示す、依之此旨其政府に具に申通すべし、通商之儀は、是迄之通長崎港に限る故、同所掟、以來とも堅守るべし、海外萬國星の如くなるに、遠隔の和蘭にのみ無疎意は積年の交義に因るもの也、此後若此信義欠る事あらば、日本の港口悉く和蘭の爲に永く閉べき間、此旨も亦其政府に傳ふべし、

一日本帝政府に於而既に御承知に相成居候事と奉存候得共、奉申上候は、近世之發明にて、最大辨利之工夫を以て、今專ら歐羅巴亞墨利加既に印度邊にも頻に合圖之趣向出來、遠隔之國土も恰も無きが如き工合に卽時事を通じ至極駈引勝手宜相成候事に御座候、

一右發明之義に付ては、追々之別段風說に既に申上置候通之義にて、普く海岸を經、遠隔之國々江至極急速に事を通じ候義相叶候事に御座候、

一此發明之物と申候は、則エレキトロ、マグチティーセ、テレガラーフ（合圖器の名）に御座候、

一和蘭國王、此珍敷發明、無量之辨利と存候付、日本總國中之御爲にも相成候樣仕度、日本政府におゐても、此發明を以て總國民之幸福之爲御用ひに相成候樣可有御座哉に奉存候、

一右之次第に御座候間、右エレキトロ、マグチティーセ、テレガラーフを、日本國帝に獻上仕度奉存候、

一右之仕合に御座候間、和蘭國王ゟ命を下し、阿蘭陀かぴたんを以、右エレキトロ、マグチティーセ、テレガラーフを日本國帝に和蘭國王之趣意を述獻上仕候樣申付越候義に御座候、

一右之通、彼方ゟ申付越候に付、何卒夫々御手數被成下言上被成下候樣奉願候、猶右に付申上候義左之通御座候、

船將次官グファビユス（人名）事、和蘭國王蒸氣船スームビング（船號）を以、右エレキトロ、マクチティーセ、テレガラーフを受許迄持居候、右一式十八箱に入付有之候、尙右組立方其外書記附屬仕候、當和蘭國王ウキルレム、デデルテ（人名）之趣意を述、阿蘭陀かぴたんゟ日本國帝に獻上仕候樣申付越候義に御座候、

右之趣、彼方ゟ申付越候義に付、何卒可然樣御含被成下、右エレキトロ、マグチティーセ、テレガラーフ、日本高政府において、御用辨に相立候樣奉希候、右品々は和蘭國抔にては此發明天幸

第十、日本御館府向にて石炭圍場所外國人江御差圖之事、

附り　此箇條は北アメリカ洲西方之渚、アシヤ州東方之渚、幷唐國との蒸氣船渡海、就中北アメリカ州共和政治辨利之ため、既是迄相立候場所も有之、就ては右樣之振合に、石炭圍場所相定候義、必用之事に御座候、

一阿蘭陀國王之志意は、北アメリカ洲共和政治司より之願、前條之振合に御答被ㇾ爲ㇾ成候はゞ、御安全之御策と奉ㇾ存候、

右之趣、謹而奉ㇾ申上候、

かぴたん　どんぐるきゆるしゆす

右之通、和解差上申候、以上、

子九月　西吉兵衛印
森山榮之助印

〔外國事件書類雜纂十三〕長崎御奉行所御筋々江之封書横文字和解

寅〇安政元年　閏七月朔日

内密

長崎御奉行所水野筑後守樣江　阿蘭陀かぴたん、私義謹而申上候義有之、則左之通、

一船將次官グファビユス人名指揮にて、和蘭國王之蒸氣船スームビング船號儀、和蘭國王之命にて、咬𠺕吧都督職を以て申付、此度長崎に差越候趣意は、先達而私義より當七月六日申上候通之義にて、則爲ㇾ其此度渡來仕候義に御座候間、左樣御含置被ㇾ下可ㇾ然樣奉ㇾ希候、

一和蘭當國王父之代にも、日本國帝に對し、通信之徵を顯し、日本帝家の德澤に浴せんと欲して申立候事共も有ㇾ之、右父代同樣彌以不ㇾ相變ㇾ樣有ㇾ之度、於ㇾ當和蘭國王も奉ㇾ希候、

第二

日本國に往古ゟ敵對不ㇾ仕國々之者、若通商相願候はゞ、長崎港に渡海御免被ㇾ爲ㇾ成、左之箇條御立被ㇾ爲ㇾ成可ㇾ然奉ㇾ存候、

第一、通商之義は長崎港に限候事、

第二、通商御免之國は其國之重役同所江相詰候事、

第三、通商御免之國人之住館同所江御手當相成候事、

附り　此三箇條相立候得ば、日本之内、外場所江罷出候患有之間敷候、

第四、外國人との交易之義は、江戸、京、大坂、堺、長崎五箇所之商人に限り候事、

附り　此ヶ條之義は、日本御國法にて外國人と私之交易御停止之趣阿蘭陀國王傳承罷在候、依ㇾ之此趣向に候得ば、御國法に相背候義有ㇾ之間敷候、

第五、御法御立、交易之趣向御定、長崎湊江御番所御立之事、

附り　此箇條は船之出入、荷物之積卸之御改方に付、御規定相立可ㇾ申奉ㇾ存候、

第六、交易取引之義は、雙方長崎會所、或は大坂會所之手形に而相辨候事、

附り　此箇條は日本之御法に而、金銀外國江御渡御停止之由、且又外國之金銀、日本にて通用不ㇾ仕由、依ㇾ之右之趣向に仕候へば、御國法に背間敷奉ㇾ存候、

第七、諸品物運上等之御規定程能御立之事

附り　此ヶ條は、外國人共運上差出候樣相成、且過分之荷物持渡不ㇾ申樣之防に可ㇾ相成、尤運上格別相増候得ば、苦情申立候樣可ㇾ相成、依ㇾ之程能と申上候儀に御座候、

第八、交易之義に付、外國人取合出來候節は、長崎御奉行所と外國重役と取扱に相成候事、

第九、御國法を犯候外國人は、其國之支配にて仕置可ㇾ致事、

第一阿蘭陀國王存附之方便、日本御國法に相背不申候安全之計策、日本御館府向にて御取用にも相成候はゞ可申上樣之命を受候は、當時專ら外國人共御當國江罷出候義、漸々增長仕候、

第二右一件に付、御館府向より被蒙仰候御方江可申立心得に有之候處、阿蘭陀國王趣意には、右方便、日本御安全之爲、至極御大切之義に御座候得ば、可相叶丈急速に申上度儀に御座候、然處右筆記之書面持越候、而、最早三ヶ月にも相成、尚此末右一件之御掛出來候迄は、餘程之時日經候哉も難計、左候時は阿蘭陀國王本意を失候樣成行申候、就ては私儀相考候に、近日牧志摩守樣御事御發駕に相成可申候間、阿蘭陀國王之趣意申立、右一件之方便、江府表江被仰立候義相協可申哉に奉存候、左候得ば節格之存意空しく相成申間敷奉存候、右方便と申者、御爲筋之義に而、かぴたん職之者ゟ申立候樣、阿蘭陀國王申付候、右一件之原因は、北アメリカ洲共和政治、（○共和政治、下文作共和政司、又共和政治司）日本國と交易之志願、是非相遂度樣子に有之、此存念相止不申樣相見申候、隨而は交易之義御許容に相成、尤舊來之御定に格別不相觸、且外國人共も心得違不仕、雙方意味違無之樣之御趣向至極御良策と奉存候、將又太平海邊之通船鯨漁等、年々增長仕候得ば、洋中危難之患兎角に有之、右に付船修覆幷食用之品辨方等之義、日本之地にて不仕而は不相協樣之義、航海を專と仕候國々之者共必要之義に御座候に付、左之趣意申上候、

第一

北アメリカ洲共和政司ゟ多方願事仕候義可有之、右願全く御取用不被爲成候樣に無之、確執出來不申樣之ため、聊計之事にても御免許御座候方可然奉存候、尚阿蘭陀人之外たりとも、食用薪水幷船修覆等之ため入用之品は御與へ、病人養生之御手當被爲成候樣御沙汰に相成候方可然奉存候、

アメリカ州軍船を日本江差越、通商相遂度所存有之候由、右軍船は許多にて、其船或は蒸滊仕掛或は尋常帆前之船に候、右樣之仕組候得共殺罰之始末に不及、柔順之顯振に不仕事哉、何共難申上、阿蘭陀國王、是迄奉蒙寵遇候處ゟ、一之方便考出候義有之、勿論御國御法度に不響、御安全之御策に候由、右一件に付、新かぴたん義、國王より之命令を請、自然日本御官府向御用之義御座候はば、前條申上候御策之方便奉申上、彼國王ゟ申含候趣意申上、何卒御便利に相成候樣奉希候旨、其外數箇條有之候得共、約ル處は通商御差免し無之候得ば、終に兵器之沙汰にも可及哉に付、右患を御除可被成候爲、御國法に不響一之方便考出候との儀にて、多年通商御差免被置候御恩澤に浴し、御忠節之義申上候趣にて、一と通は厚意、其上右書面之內には、長く血戰之患不免しては相鎮申間敷など、其外不容易事ども相見候間、彼國內實之差含等は暫差置、萬々一之義有之候節、如何に付、實事を奉忠告候心底に候上は、先前之御扱振も有之、右に見合、かぴたん江尋問仕候而も可然歟、差て厭ひ拒み候にも及び申間敷哉には候得共、其意中更に難計、殊に彼國の時體、追々變革仕、王號を稱し、かぴたんも官人又は武官に命じ、其餘是迄品々之處置も有之、第一先頭奉國書、其節被仰遣候次第も御座候上之義、旁以其程合何分見留も決兼、容易にかぴたん江尋向等被仰付可然とも難申上、尤此度は彼方渡來之年季を縮、態々命令を下し、人撰を以差越候かぴたん之義、只手を空しく歸帆可仕場合にも到間敷哉、必其內には彼是秘策之意味もあれば顯候次第も可有之歟、既當節牧志摩守ゟ內々申越候趣も有之、近々歸府も仕候間、彼探索仕候趣、且見込をも御尋、御熟考之上、御沙汰次第評議仕可申上候、依之申上候、以上、

子

十月〇中略

かぴたん差出候封書和解

恭敬大尊君長崎御奉行牧志摩守樣、大澤豊後守樣江、阿蘭陀かぴたん謹而左に申立候、〇中略

記いたし、長崎奉行宛之書面に候上は、通例之風說書とも違候得共、年々差出候風說書も、咬𠺕吧頭役之ものゟ告げ奉り候旨、國王之書簡に相見、尋常之事と違ひ、御國之大事と存、下輩之通詞共、其外下々流布致候を厭ひ、長崎奉行所にて差越候哉も難計、筆記之趣に候上は、答書等望候譯も有之間敷、奉行限受取、隱密に和解爲致候上差上候ても可然歟、右は掛念いたし候共、最初かびたん差出候書面に、御當國之御爲、御大切成儀、幷江府表江御伺にも相成、御沙汰御座候はゞ、急速に相願候旨認有之候間、かびたん之存意等相尋候に、不及手元限に相伺候は格別、我國嚴禁之祖法を破る儀故、難受取旨等申聞、其上にて本意なく且は當惑可致歟とも察候間、江府迄伺度存意に候はゞ、勘辨之上可伺遣旨申聞候は、不都合之次第に有之、一旦右之通申達候上は、若爲受取候次第に到候はゞ、志摩守江急度御沙汰にても無之候ては首尾整申間敷哉、然處國王幷重役等ゟも都て書簡は一切差越申間敷御趣意之處、筆記に候迚、江府江伺濟之上受取候樣相成候得ば、向後とも其手續を以如何樣之儀可申越も難計、且又此度之書面に如何樣之儀認有之候共、其書面に付御處置可被爲在譯も無之、奉行之體裁にも拘り候上にて、其詮も無之儀に付、志摩守儀、一旦御國禁之旨申聞候上は、可相伺筋に無之旨、長崎奉行江被仰渡、書類御差戻之方と奉存候、依之申上候、以上、

子七月〇中略

朱書

子十月廿四日、伊勢守殿江黑澤正助を以河內守上ル、

阿蘭陀新かびたん持越候筆記之趣評議仕申上候書付、

小印　石河土佐守　同　松平河內守　同　川路左衞門尉

同　都筑金三郎　同　竹內清太郎

先達而被成御下候、此度阿蘭陀新かびたん持渡候咬𠺕吧都督職之もの筆記和解一覽仕候處、北

一青貝細工五品　一縮緬貳疋　一八丈島五反　一縞郡内五疋　一無地郡内拾疋　一鎗山燒
蓋物壹組

一青貝細工三品　一縮緬貳疋　一八丈島五反　一縞郡内五疋　一無地郡内五疋　一鎗山燒
蓋物壹組〇中略

次職江

右之品、被下候段申渡候處、一同難有仕合奉存候旨申出候、依之申上候、以上、

辰十月　伊澤美作守

〔外國事件書類雜纂十二〕阿蘭陀船風說書和解寫〇中略

朱書 子〇嘉永五年 七月廿日、伊勢守殿、備前守殿江友阿彌を以河內守上ル、

長崎奉行御內慮相伺候

紅毛かぴたん横文字差出候儀に付、評議仕候趣申上候書付、

石河土佐守　松平河內守　關保右衛門　都筑金三郎　竹內淸太郎

阿蘭陀かぴたん横文字差出候儀に付、長崎奉行御內慮相伺候書面、其外書類夫々一覽評議仕候處、阿蘭陀國王ゟ之命令にて、咬噹吧都督職之もの筆記仕候書面、此度新かぴたん持參、受取候儀相叶可申哉、自然受取に相成候儀に候はゞ、如何樣之手續にて差出可然哉、江府表江伺にも相成候儀に候はゞ、急速御沙汰之程相願候旨申出候に付、通詞を以來意相尋候處、此度之儀は御國之御爲至極大切成事柄故、難默止、國王命令にて、長崎奉行宛之書面持參候由申立候間、かぴたん書付とも違、命令を筆記之趣に候へば、弘化二巳年六月、委細申達置候旨も有之、御國嚴禁之儀、難受取旨申諭、併遠方持越候かぴたん無本意、且當惑可致歟とも察候間、江府迄伺度存意に候はゞ、可伺遣旨相尋候處、江戶表江伺之儀相願候に付、御內慮相伺候趣、勘辨仕候處、國王ゟ之命令にて筆

御儀、貢獻之品々は御受納難被遊、御國法之旨をも、使節其外之もの共江申諭、以別紙申上候品々被下候儀は、遠海渡來大儀之至等御沙汰御座候次第申渡、尤書簡御披見之上は、在留かぴたん江御達可有之趣共、御下知書之御趣意に相基、貳通に認分候上、私ゟ猶又會得いたし候様に、諭書一通相認、且先年ゟ海外江相渡候書面に相用候奉行居附之印判相居、夫々蘭解申付、被下候品も、追追相揃候付、去ル十日使節かぴたん其外之もの共御役所江呼出、在勤御目付遠山半左衛門立會之上、右之趣申渡候處、御趣意之段奉畏、歸帆之上、具に國王江可申聞候得共、獻貢物御受納無御座候上は、船中一同江被下候品々之儀も頂戴いたし兼候旨申拒候に付、右は獻貢物に相拘り候儀には無之、使節其外遠海渡來大儀之譯に付、爲御手當被下候儀に有之候間、諭書之趣篤と熟讀候得ば、會得可相成旨、再應理解申諭候處、承伏いたし、此上御辭退申上間敷段申之、同十二日猶又前書之もの共、御役所江呼出、半左衛門立會に而、被下物相渡候處、一同難有仕合奉存候旨厚御禮申述、且船支度相整、同十八日出帆いたし度段申立候に付、其段承居、昨十八日聊以障之儀無御座、當港出帆仕候、將又諭書認方之儀、御下知之趣而已に而は、萬一疑惑相生じ、種々難澁筋等申出、出帆及延引候様に相至候而は、萬端失體可罷成哉に付、御書取に見合候得ば、少々文義も相増、其上承伏之一助にも可相成心得を以、前書之通役印等相用候儀に御座候、尤此段一應可奉伺筈御座候得共、左候而は、彌出帆之機發取失可申儀に付、御趣意に相基、右様差略取計候儀御座候、依之別紙申渡書并諭書寫共三通、其外使節かぴたんゟ差出候請書添書等、横文字和譯共六通相添、此段申上候、以上、

十月十九日　　伊澤美作守
〇弘化元年

阿蘭陀本國船乘組候もの江被下物申渡相濟候儀申上候書付　　伊澤美作守

使節江

辰六月〇中略

先達而中奉願候ヶ條之內、オフシール士儀の身元探改御用捨之事、

一帶劍付之事

一出島往返端船相用候儀、人別御改御用捨之事、

右之廉々、何れも願之通御許容被成下、重疊難有仕合奉存候、

一合炮之儀難被成御聞屆候段は、主役江申聞候處、御當國御振合逐一承知仕候、

一玉藥差出不申候得ば、出島前御挽入難被成候趣、追々御撿使樣方ゟ御理解、逐一奉承知候、然ル上近頃恐多申上事に御座候得共、玉藥差出候儀は、和蘭國法に而何分難致、於主役も不任心底、萬一主役右之儀取計候はゞ、如何樣之可被處嚴科哉、加之和蘭國王恥辱共相成、極而總歐羅巴諸洲に流布仕可申、此恥辱難雪歎敷次第に奉存候間、右之情合被為聞召分、宜被仰付被下度、謹而奉願候、

かぴたん　ひゐとるあるへかと

ひつき

右之趣、かぴたん橫文字書付を以申上候付、和解差上申候、以上、

辰七月　通詞

〔戊申雜綴　五〕阿蘭陀本國船江御下知之趣申渡候處、致出帆候儀申上候書付、

伊澤美作守

阿蘭陀本國船之もの共、歸帆之時節相後候由に而、出帆差急候付、追々其段申上候處、去月中兩度に御書取を以御下知被仰渡候通、歸船之旬季相後候而は、難儀之旨に而、差急候段、尤之筋達御聽、歸帆被仰出候趣、國王ゟ之書簡は未御披見不相成候得共、御爲筋之儀申上候由は、御滿足被思召、

右は商賣船に候得ば、湊引入候後撿使、本船江罷越、玉藥武器共取上、歸帆之節不殘渡遣候仕來に有之候得共、此度渡來之船は、初而之儀に付、先例相糺候處、文化元子年、おろしや國之使節、王命を請呈書持參候節、船は沖懸爲致、番船付置、取計方相伺候處、願之主意も粗相分、疑敷筋も不相聞候間、異國同樣餘り嚴重之取扱等致し候儀は不穩事にて、彼國之もの共氣請も宜ケル間敷、早々湊江引入、警固抔も格別嚴重には不及、一通に申付、平和に取扱致し候樣可致候迚、上陸差許候譯には無之候間、追々申達候品有之迄は、如何樣申聞候共、船中に差置候樣、御箇條書を以被仰渡候後、湊内江船引入、玉藥武器共撿使見分之上取上可然品々は取上候趣に有之、右は異國船之儀、阿蘭陀船は餘國之船共違、數年之通商御免、殊に此節は例年之商賣船も入津罷在、旁縱令軍船之名目に而も、懸念仕候程之儀には有之間敷候得ば、おろしや國使節之例にも相成間敷、且は新規之儀に付、何分其儘に差置兼候間、湊内江船挽入、撿使差遣、玉藥之儀は取上置、其後湊入差免、歸帆之節右品不殘相渡候樣可仕候哉、

同斷四
一本船ゟ端船を以出島江勝手に往來之事○中略

同斷五
一石火矢合炮之事

右は商賣船入津之砌、彼方之例に而、玉込に無之石火矢打候得共、當方に而は野母小瀬戸遠見番所において、船見請候節、合圖之ため打放、夫ゟ湊番所御鐵炮方において合圖打致し候儀は仕來候得共、合炮は決而致し不申、右は阿蘭陀船に不拘、都而異國之船々渡來之節も同樣にて、合炮致し候而は、御備場規則に拘り、且又沖合島々掛隔候場所に而は、合炮玉込之差別も難聞分、品々差支有之、其上當地御固兩家心得方も同樣相聞候間、旁今般伺願合炮致し候樣成行候而は、御國法相崩、追々勝手儘之願可申出も難計、不容易次第に付、右之心得を以申渡候樣可仕候哉、

右之通、箇條書を以奉伺候、○中略

一新刊地圖　壹
但歐邏巴洲諸國之圖集有之候〇中略

右之通、和解仕候處、相違無御座候、以上、

森山源左衛門印
森山榮之助印

〔戊申雜綴　五〕辰〇弘化元年　七月九日、大炊頭殿江戸川播磨守上ル、

阿蘭陀國王之使節渡來之節、取扱方之儀に付奉伺候書付、

伊澤美作守

去ル十七日申上置候阿蘭陀國王ゟ御政道之御爲にも可相成筋々奉捧書翰候由、本國仕出使節乘組候船壹艘、近々渡來可致趣に付、御國之儀夫々江相達置候、然ル處在留かぴたんゟ別紙之通五ヶ條之願書にも有之候通、取扱向、商賣船とは別段に差別有之度段、咬𠺕吧頭役より申付越候趣御座候間、品能取扱可申候得共、かぴたん願之趣に泥候而者、御國法相崩、不容易儀に付、平賀三五郎江も談判之上、かぴたん江致諭仕候處、承伏致し候得共、本國江對し、役前も不相立候由を以、猶書面差出、未だ渡來は無之候得共、差懸候儀も有之候間、取扱方ヶ條書を以左に奉伺候、

五ヶ條之内
一身元探改之事

同斷二
一帶劒之事

右は商賣船とは譯違、侍共乘組候趣に付、別段に取扱候心得を以致用捨遣候積、かぴたん江申渡候、

同斷三
一人別改之事

右は商賣船に候得ば、本船江撿使罷越、日々人別改候得共、前同斷之譯を以、壹人別には改不申、乘組人數書爲差出候積申渡候、

同斷四
一玉藥武器之事

に在り、懇に好みを通ずるは交易に在り、冀くは睿知を以熟計し玉はんことを、

一此忠告を採用し給はんと欲せば、殿下親筆の返翰を賜はるべし、然らば又腹心の臣を奉らん、此書には概略を擧ぐる故に、詳なる事は其使臣に問給ふべし、

一我は遠く隔りたる貴國の幸福安寧を謀るが爲に、其心を痛ましむ、これに加ふるに、在位二十八年にして、四年以前に讓位せし我父徵爾列謨第一世王も、遠行して悲哀に沈めり、徵爾列謨第一世は、安永壬辰の年に生れ、文化十癸酉に和蘭興復し、同己亥に王位に卽れ、天保庚子に今王に位を讓り、同癸卯卒せり、在位二十八年、壽七十二、殿下亦これらの事を聞かば、我と憂勞を同ふし給はんこと明なり、

一此書を奉ずるに軍艦を以てするは、殿下の返翰を護して歸らんが爲のみ、又我肖像を呈し奉るは、至誠なる信義を顯はさんが爲のみ、其餘別幅に錄する品は、我封内に盛んに行はるゝ學術によりて致す所なり、不腆といへども我國の人、年來恩遇を受けしを聊謝し奉らんが爲に獻貢す、向來不易の恩惠を希ふのみ、

一世に譽れ高くましませし父君の治平久しく多福を膺受けたまひしを眷佑する神德によりて、殿下も亦多福を受、大日本國永世疆りなき大幸を得て、靜謐敦睦ならん事を祝す、卽位より四年、曆數千八百四十四年二月十五日、天保十四癸卯の年十二月二十七日に當る瓦剌汾法瓦和蘭陀國の都の宮中に於て書す、

デ、ミニストル、ハン、コロニイン、外國の事を司る大臣の官名　徵爾列謨　瑪陀

日本國殿下へ　和蘭王より奉獻候貢物目錄

一和蘭國王姿畫　但身之丈正寫、周に金像を附り、和蘭國高名之畫エハンテルヒルルスト（人名）之事に御座候、

一水晶大燭臺　但五方に火燈候樣拵有レ之候　貳本　　一同大花生　但造花插有レ之候　壹

一六挺之短筒　但壹箱入　壹揃　　一カラベイン筒　但短筒一種之名壹箱入有レ之候　壹挺

令書に曰く、異國船日本の沖合へ渡り來る時、打拂方の儀おごそかに取計ふるに付、阿蘭陀も長崎の外へ乘寄する事有間敷にも無之、船も形似寄候得共、兼而其旨に相心得、不慮の過無之樣も心懸、通船致すべき旨、文政八年に渡置候處、當時何に寄らず御仁惠を被施度との趣有思召に付、外國の者に而も難風に逢、漂流等にて食物薪水を乞までに渡來候を、其事情に拘はらず一圖に弓鐵砲等を打放候ては、外國へ對し信義を取失候御處置に付、今より以後異國人渡り來り候共、食物薪水等を乞ふの類は打拂はず、乞ふ旨に任せ、歸帆可爲致事に取計ふの間、因なは（因なは恐誤）和蘭陀人共心安く通船致すべく候、外國の者たりとも、ヶ程迄に信義を厚く思召被有儀を、よく〱相わきまへべく候、

其書中に、異國人を厚遇すべき事を詳載するといへども、恐くは尙未盡さゞる所あらん歟、其主とする所の意は、難風に逢ひ、或は食物薪水に乏くして、貴國の海濱を漂著する船の處置のみに在り、若し信義を表し、或は他のいわれありて、貴國の海濱を訪ふ船あらん時の處置は見へず、是等の船を冒昧に拂攘したまはゞ、必爭端を開かん、爭端は兵亂を起し、兵亂は國の荒廢を招く、二百餘年來、我國の人に留り居の恩惠を謝し奉らんが爲に、貴國をして此災害を免れしめんと欲す、古賢の言に曰、災害なからんと欲せば、險危に臨む勿れ、安靜を求めんと欲せば、紛冗を致す勿れ、

一謹て古今の時勢を通考するに、天下の民は速に相親む者にして、其勢人力のよく防ぐ所に非ず、蒸氣船蒸氣船は水車と蒸氣筒を設け、石炭を燒て蒸氣筒中の水を沸騰し、其蒸氣によりて水車を旋轉せしめ、風の向に拘らず、自由に進退する船なり、文化四丁卯の年に創製するといふ、を創製せしよりこのかた、各國相距ること遠きも、猶近きに異ならず、斯の如く互に好みを通ずるの時に當り、獨り國を鎖して萬國と相親まざるは、人の好みする所に非ず、貴國歷代の法に、異國人と交りを結ぶことを嚴禁し玉ひしは、歐邏巴洲にて遍く知る所なり、老子曰、賢者位に在れば、時により活護す、此意に當るべき語、老子に見えず、後の考を待つ、故に古法を堅く遵守して、反て亂を釀さんとせば、其禁を弛むるは、賢者の常經のみ、是殿下に丁寧に忠告する所なり、今貴國の幸福なる地をして、兵亂の爲に荒廢せざらしめんと欲せば、異國人を嚴禁する法を弛め玉ふべし、これ素より誠意に出づる所にして、我國の利を計るには非ず、夫平和は懇に好みを通ずる

(午の年、和蘭國の船始て本邦に來り、同十四己酉の年七月廿五日、神祖より御朱印を賜る、己酉より今甲辰に至り二百三十六年なり、)我國の人、貴國に航して、交易することを許されしよりこのかた、其待遇淺からず、甲必丹(カヒタン)も年を期して殿下に謁見するを許さる、(古は甲必丹の江府拜禮毎年なりしに、寛政二庚戌の年より五年目になれり、此に年を期してといふは、蓋近代のことを指していへるなり、)聖恩の隆盛なる、實に感激に勝へず、我も亦信義を以てこの變替なき恩義に答奉り、いよ〳〵貴國の封内をして靜謐に、庶民をして安全ならしめんと欲す、然りといへども、今に至るまで書を奉べき緊要のことなく、且交易の事及び尋常の風説は、拔答非亞(バターヒア)(瓜哇島の府名なり、文和五己未の年、和蘭の人全島を奪ひ、閣加答剌城を改て拔答非亞と云ふ、)の總督より告げ奉るを以て、兩國書を通ずることあらざりしに、(兩國書を通ずることなしといふは誤なり、慶長十四己酉年七月十五日、同十七壬子の年十月、神祖より和蘭國王への御復書あり、蓋和蘭歴代治平の日少きを以て、文獻の徴すべきものなきによるのみ、)今爰に觀望し難き一大事起れり、素より兩國の交易に拘るにあらず、貴國の政事に關係することとなるを以て、未然の患を憂ひて、始て殿下に書を奉ず、伏て望む、此忠告に因りて、其未然の患を免れ給はんことを、

一近年英吉利國王より、支那國帝に對し兵を出して烈く戰爭せし本末は、我國の舶、毎年長崎に至りて呈する風説書にて、既に知給ふべし、威武隆なる支那國帝も、久く戰て利あらず、歐邏巴洲の兵學に長せるに辟易し、終に英吉利國と和親を約せり、(〇中略)

一貴國も今亦此の如き災害に罹り給はんとす、凡災害は倉卒に發するものなり、今より日本海に異船の漂ひ浮ぶこと、古へよりも多くなり行て、是が爲に其舶兵と貴國の民と、忽ち爭端を開き、終りは兵亂を起すに至らん、これを熟察して、深く心を痛ましむ、殿下高明の見ましませば、必其災害を避ることを知り給ふべし、我も亦安寧の策あらんを望む、

一殿下の聰明にまします事は、暦數千八百四十二年(天保十三壬寅の年に當る)貴國の八月十三日、長崎奉行の前にて甲必丹に讀聞かせし令書に因て明なり、

慮外ニ如此候、

今村傳四郎様

曾我又左衛門様

〔海外防記〕喝蘭告密

和蘭國王書簡(并)獻上物目錄　　和解　澁川六藏

この封印する箱には、和蘭王より、日本國帝(征夷大將軍を指じ奉るなり)に呈する書簡の簡の鍵を納む、この書簡の事を司るべき命を受る貴官のみ開封し給べし、

暦數千八百四十四年二月十五日(天保十四癸卯の年十一月廿七日に當る)十瓦刺汾法瓦(ガラーヘンハーカ)(和蘭國の都)に於て記す、

和蘭國王密議廳主事　名花押(文字讀べからす)

長崎所譯名氏　アーゲーアーフアンラブパン

鍵箱之封印和解

王之密議所

書簡外箱上書和解

日本國帝殿下　　和蘭國王

書簡和解

神德に倚賴する和蘭國王兼阿郎月(アランユ)(佛耶察國の地名)納騷(ナスサウ)(獨逸都國の地名)のプリンス(官名)魯吉瑟謨勃兒弧(リユキセムブルク)(和蘭國の地名)のゴロートヘルトフ(官名)微爾列謨(ヰルレム)第二世、謹而江戸の政廳にまします德威最高く威武盛隆なる大日本國君殿下に書を奉じて、微衷を表す、冀くは殿下観覧し賜ひて、安寧無爲の福を享け給はんことを祈る、

一今を距ること二百四十餘年前に、世に壽高くましませし烈祖權現家康より信牌を賜り、(慶長五庚

と、内々堅各相談仕候事、

一ほへるなとうる儀、あわれ今度被指免歸國被仰付被下樣に偏に奉賴候、本國ゑ指屆候共、奉對日本重科之者に候間、縱に不仕召籠置可申と、せねらるおらんだ人中も申上候、彼者故數年沓共迷惑仕罷在候事に御座候間、少も僞御座有間敷候事、

一高佐古へ日本舟數渡り候へば、唐人との商賣も仕兼候、其上日本ゟも程隔候、我々國ゟも程も遠御座候、自然無調法之儀も重而仕出し候へば、又々迷惑仕事候間、高佐古への日本舟之儀、御分別を以被仰付被下候ば、別而可辱候、誠今迄日本舟も渡海仕候所之事候條、高佐古之儀おらんだ計にて我儘に仕度との御理りに似申、迷惑に候へ共、我々無難樣にと存候理り申上事候、

一長崎かれうた糸之繩段不相濟以前は、おらんだ商賣之儀仕間敷之旨被仰付候、何とも迷惑仕候、糸之儀は尤可奉任御法式候、其外荷物之儀は前々のごとく相對次第に糸賣買無之以前に私申候樣に、各樣御分別を以被仰付被下樣に奉賴候、左樣に無御座候へば、天川に違、我々國は程遠候故、仕廻難成候條申上事候、其上手前之舟仕廻候ても、かれうた出船廿日も後に出船仕樣にと被仰付候、迷惑仕候、歸國之儀、時分違候へば、海上難儀に候條、仕廻次第に出船之前後は我々次第に被仰付、是非共奉賴候事、

一誠御懇辱仕合此上無御座候處に、加樣之御理申上候儀、近來迷惑仕候、異國者之儀候間、萬事被加御悲慈儀奉賴罷在事候、此段御年寄衆へ被仰上可被下候、以上、

平戸かひたん

にこらすこけはかりふらんすかろん

進上　松浦肥前守樣

右之段唯今肥前守樣江戸へ御座候故、御存知なく候間、長崎御奉行衆へ可申上旨被仰付候條、乍

和蘭一千七百七十九年三〇三一本作六月廿一日、在吧大城内書、

敖文律然涅嘮黎呢黎力押勤號

枳梗公班衙印下大朱葛礁黎勤机物律押號

守重云、此一通、予嘗テ長崎ニ在テ傳寫スル所ナリ、其一千七百七十九年ハ我安永八年ニ當ル、

〇中略

咬𠺕吧頭目奉長崎奉行書同上

啓

嗎喇吧國主敖文律然涅嘮黎呢利吉黎力攀寅利阿、奉和蘭祖家上命、管轄公班衙等處地方、奉書上啓那呀沙基制臺鈞座、盛世珠璣、熙朝山斗、海國幽芳日久、吧江雅望年深、徒有懐而莫遂、空惆悵無窮、奈乎汪洋兩地、雲樹二天、不過梅使傳情、只是班管言歡、未審何日得聆清誨、以足生平之願也、啓者今年多蒙大王洪恩深愛、頒賜紅銅五百箱、拜領之下、不勝感激、恨無可爲報、謹修和蘭書一通、唐人札一封、聊表一片微誠、伏乞誠心將書代爲奉上、大王龍眼親視、則佩德靡涯矣、拜接尊翰、忽如天降、捧讀之下、喜溢望外矣、承囑尋獅皮及各陶納花種、經己令往鴿地〇地一本作北取討到日隨卽寄早船奉上、無容掛懷、惟願鈞座天相金安萬福、交情永好、音信常通、則幸々矣、謹此奉上、

那呀沙基大製臺鈞座

和蘭一千七百七十九年六月廿一日、在吧大城内書、

敖文律然涅嘮黎呢利吉黎力押號

枳梗公班衙印下大朱葛礁黎勤机物律押號

〔阿蘭陀贈答書翰〕大奉書竪紙おらんだ共御理申上候條々

一自今以後、平戸高佐古に召置候おらんだ人、随分撰、前角之本紙一行こへるなとうる様成者召置申間敷

聞能様に奉頼候、如此中於先様も被加御不便可被下候、重恩之所は何事に而も被仰付候はゝ、
不嫌時日御奉公可仕候、
一今日迄はおらんだ人ためには乍緩怠親のごとくに御下地を以何事もけん法になし被下候、
於先様は彌無御相違、偏に貴殿様奉願上候、以來又はるとぎす、なんばん人、異國人のため何體
之儀申上候由被聞召分、兩上様御前に而おらんだ人外聞能様に被仰分候而可被下候、
一此狀に相添、貴様御目をかけられ候しるしに、おらんだ國の金のくさり一、幷肴物相添進上申
候、少分之儀に候へ共、御請取可被下候、委者使者可申上候、恐惶謹言、
じやわの島の內はたあひやの城より　ひいとるからへんている
年號千六百廿年(〇我元和六年)五月十日
高佐人首土井大炊頭様　右之本文、則大炊殿へ返進スル也、

〔外蕃通書〕七(阿蘭陀國書)咬𠺕吧頭目呈長崎奉行書(守重在長崎所傳寫)

啓
噶喇吧國主敖文律然涅嘮黎呢利吉黎力攀寅利阿奉和蘭祖家上命、管轄公班衙等處地方熏沐奉
書上稟日本國賢明大王殿下、上國令名廣達四海、寡人方寸久待丹墀、第天涯水遠、弗獲請旨朝賀、拖
恨罔極、惟願蒼天默祐、殿下千秋萬福、凡有意願、天必從之、則曷勝雀躍之至、憶自古昔以來、蒙貴國仁
慈、不棄荒陬小國、結爲永好之交、未能寸酬、復承恩賜紅銅五百箱、望風拜、令不啻百朋之錫、寡等終身
佩德、沒齒難忘、凡殿下喜幸之物、雖一載二秋之遠涉、自當竭力深求奉上、斷不敢推托於萬一、除却天
下無有之物、則無可奈何矣、近聞和蘭甲必丹傳報、殿下最幸獵犬、聞得此報、隨時下令寡人屬下之州
府、及和蘭祖家、深求上好、速帶前來、然殿下洪福、天必從願無疑矣、俟到日卽令早船載往奉上、臨啓誠
惶誠恐謹言叩稟、

以陳ズ、爰ニ森助右衛門ト云者アリ、元蠻夷ノ子ニテ、能蠻語ヲ知ル、又蠻字ヲ書ク、長崎ヨリ之ヲ召、數通ノ書ヲ出シ見セラルニ、逐一ニ之ヲ譯スル處、蠻夷ドモヨリ、日本ヘ隱レ居ル宗門ノ者ヘ贈ル書ナルニ紛レナシ、其文ハ、日本大牢耶蘇ニ歸セバ、告ゲ知ラスベキト云ヘル書ナルコト分明ナルニヨリ、三人ノ伴天連、常珍トモニ、火焙ニセラレ、水主乘組ノ者不殘長崎ニテ死罪ニ行ハル、是阿蘭陀ノ忠節ニヨレル也、

〔異國日記二〕一寛永四年卯九月十七日ノ晚、大炊殿、雅樂殿、和泉殿、各振舞ニ御出也、右ノ御三人、永喜道春加リ、阿蘭陀ゟ書ヲ上ゲ候、是ハ松浦肥前取次、其書――(シヤワ)ノ又內ノ者ノ書タル書ニテ、文言以下カナマジリニ書候、――(シヤワ)ハ阿蘭陀等輩ノ國ナレドモ、阿蘭陀ニハ文字ナキユヘ、――(ワヤワ)ヘアッラヘ書セ候由也、阿蘭陀ヨリモ直ニ日本國主ヘ書ハ有間敷事也、況ヤ――(シヤワ)ノ又內ノ者ノ書ヲ上ゲ候事ハ不聞る也、色々不審之處ニ、御內ノ者ト書候ハ、日本國ノ內ノ者ト存知書候ナド色々申候ヘ共、兎角書無禮、其上盜人國ニテ諸事不聞事ニテ、松浦トモ間不可然由ニテ取次ナク被追戾也、日本眞ケノ志アラバ、重而松浦取次ニテ可來朝由可被仰渡ニ談合相究也、上樣ヘ上ゲ候書簡ハ、一覽以後、永喜懷中被歸候故、留書不成候、大炊殿ヘ上ゲ候書、其翌日借ニ遣、左ニ寫置、本文ハ則返ス也、上樣ヘ上ゲ候書モ、大形此文言也、日ノ下ニ御內ノ者ト書シガ替也、雅樂殿ヘ上ゲ候書簡、猶此文言同前也、

一書令啓上候、仍從先年不相替御懇意之段忝次第ニ候、然者おらんだ人日本ヘ罷渡事、廿八年餘、大御所樣左大將樣將軍樣以來、御かげを以、御懇之御誼無相替儀通不淺存候、爲御禮兩上樣ヘ此使者おとなかしら、ひいとる、ぬいつごべるなどふる、下使かびたん、ひいとる、むふづる兩人のもの差渡申候、此者從手前兩上樣ヘ狀さし上可申候條、是又可然樣に奉賴上候、

一貴殿樣御かげならでは、此使者罷成間布候條、乍恐御手前より萬端御下地を以、おらんだ人外

被遣也、阿蘭陀の船使望申に付而、右之二通之御朱印被遣也、右之御朱印共、何も十月廿八日に相濟也、上州ノ書は、廿九日清書スル、何も廿九日上野殿ゟ阿蘭陀ノ船使に御渡候由也、

〔憲教類典二ノ二十三〕元和三丁巳年八月十六日

阿蘭陀人に再御朱印被下賜、又松浦肥前守江御奉書被成下候、○中略

御奉書之寫

尚以京都堺商人も、其地江可被下候間、相對商賣致候様尤候、

急度申入候、阿蘭陀船、於平戸前之ごとくかぴたん次第に商致候様に可被成候、不及申候得共、伴天連之法ひろめざる様に可被仰付候、恐惶謹言、

八月廿三日　土井大炊頭
安藤對馬守
板倉伊賀守
本多上野介

松浦肥前守殿人々御中

〔長崎港草一〕阿蘭陀忠節

元和年中ニ、阿蘭陀船、日本ニ渡海ノ時、堺ノ常珍呂宋ニ至リ、歸帆ノ折カラ、洋中ニテ、阿蘭陀人之ヲ見ルニ、呂宋ノ方ヨリ出、日本ニ趣ク海路ナルヲ怪ミ、船ヲセリ付ケ、常珍ガ船ニ乗移リ、船中ヲ見ルニ、伴天連三人アリ、因テ能々船中ヲ改ムルニ、南蠻人ノ書數通ヲ得タリ、因テ阿蘭陀、常珍船ヲ平戸マデ挽キ來、其旨松浦壹岐守ニ告シカバ、即詮議ヲ遂ラルヽニ、常珍モ伴天連モサマ〲陳シケルユヘ、則長崎奉行長谷川權六ニ告グ、權六時日ヲ不移平戸ニ越、糺明不輕ト云ヘドモ、猶

御朱印　大印也

右兩通ノ御朱印（先年之御朱印也）今度渡海ノおらんだ船主返上ル、自上野殿被見下候、一覽以後、御使內田織部殿へ返ス、

一阿蘭陀へ御返書之留

日本國源家康復章、阿蘭陀國主殿下、遠書到來、再三披閱、殊領數般之方物、惠意不淺、彌不渝前契、年々商船往來、則縱隔萬里重濤之嶮、實成四海一家之思者必矣、餘蘊附上野介正純筆舌也、自嗇不備、

慶長十七壬子十月　日

右之御朱印、間合鳥子下繪有、裏に切薄有之、盡結構也、架籠如常、

一日本國臣上野介藤原正純復章、阿蘭陀國主殿下、來書件々、方物般々、奏達吾日本國主、采納惟幸、則裁答書、且副以腰刀大小二柄、被謝惠意、抑不異前約、商船到著于本朝松浦津、可得貿買之利、宜任船主之意旨、吾國主之所許命也、莫訝、彌年々商船往來可被修隣交、如微臣亦聊不可有疎志、依船使之望大泥國等之商船來朝不可有相違旨、別整得印札二通渡與船使、猶有攸懇求、則國主速可調達、何有隔礙哉、所頒賜之音物拜納、感佩無他者也、委悉附船主舌端、不宜、

慶長十七年壬子初冬　日

右之書、間合鳥子、無下繪、架籠同前、但タケハツチイサシ、

右此外大泥國幷バンタン國の舟日本へ往來不可有異儀之由、御朱印二通被遣之、是は御右筆衆被書候、案文は大形先年阿蘭陀舟に被遣之同前也、此二通之御朱印も、ヲランダへ被遣候、阿蘭陀舟、日本へ渡之時、大泥バンタンへ寄、往來し候へば自由成由申候に付而右二通之御朱印

令渡海候、此船去年延引仕候儀は、おらんだゟは、日本ゟの着にて、五月之内に出船被申付候へ共、途中にて日寄にゟ令延引に就者、御禮之由返札持參申候、官使はあんてれいこぼろらわると申候、爲御存知申上候、

一おくより以細書被申上候樣に、はいてるのぎを能く被成御推量候、尤に奉存候、其仔細はおらんだとかすてあん、上候は、十二年和談に被仰合候へ共、總別かすてあん屋形かたきにて、まろく、表におゐては、于今弓矢半に候、此旨委後者可申上候、

右之條々誠雖憚多細碎申上候、御用之儀共可被仰付候、

千六百拾二年三月晦日

慶長十七年二月廿六日

まろくより上被申候狀之心持、其まゝやはらげ進上仕候、

あんでれいこぼろらわる在判

ぶやからべすつひやす在判

御披露

本田上野守樣

一阿蘭陀之船、日本江渡海之刻、逢風波之難、雖爲著岸何之湊、不可有相違、守此旨無異儀可往來者也、仍如件、

慶長十六年七月廿五日（御朱印）

一おらんだ船、日本江渡海之時、何之浦に雖爲著岸、不可有相違候、向後守此旨無異儀可被往來、聊疎意有間敷候也、仍如件、

慶長拾四年七月廿五日

ふらんすひつたる

次第々々に我宗になし、餘宗を嫌ひ、後は少々宗論を仕、大なるとりあひも御座候事も可有之候、其時ははいてるの存分次第に罷成節も御座有べく候、

一おらんだの者、其元へ罷居候を、何用之儀も於申上は、可被聞召之由被仰下候、是以忝奉存候、以來も無相違奉憑候、

一をらんだの者は遠國へ商賣仕候者にて候、然ば高麗國へも自然參度と申上候時は、御朱印被仰付候て可被下候、奉頼候、

右之條々雖憚多不貽心底細砕申上候條、爲後御用に御座候共可被仰付候、如在御座有間敷候、

千六百十年十二月十八日　あんでれいこぼろらわる在判

日本にて
慶長十五年十一月十二日　ぶやからべすへべきす在判

從阿蘭陀之國主之文體無所殘和之寫拜上仕候、

御披露

本田上野守様

阿蘭陀之國主之名代へいとるぼつと

奉拜上日本國主、乍恐言上仕候、貴國御安全之儀、幾久御座候樣に奉存候、

一中途いんでやに罷出承候へば、おらんだの者、其地へ參候處に、商買に付而、萬事被成御懇、其上居屋敷迄被下候儀、吾々迄も忝次第難申盡候、右之御心中、永々不相替之樣に承及候、彌御頼敷奉存候、致渡海おらだんの者之儀は、御被官御同前に可奉仰御慈悲候、兼又おらんだの船去年可能渡候由申上候處、國本ゟ船延引仕候間、從中途先に爲御禮小船申付候、其首尾不相替今年

阿蘭陀國主まらりちいすでなつそうおらんだの國、猶も國有兵船、賣買の船、方々へ差遣候、奉拜上日本國主源家康貴君、於天下無比類貴人、殊は武道無雙相聞候、就中御世（異）豐に、千年之齡奉存候、殊更於遠國尊書頂戴仕、忝事難述筆紙候、就商賣阿蘭陀之者於日本著津々之處、日本國中、萬事可有御許之由被仰下之儀、身に餘忝奉存候、國（異）程近におゐては、日本人も可被罷渡事も可有之候、於其儀者隨分馳走可仕候處、無其儀候、御厚恩之處如何樣可奉報之覺悟候、

一前阿蘭陀之國無御存處、かぴたん、えやからべくにかうなる、船中飢に及候而罷著候處、其刻はるとぎす申上候は、おらんだの者は、盜人ばらん人と色々申上候へども、不被立聞召被添御心候儀、是は則我等に御厚恩と覺申候、

一此前某之者、於大明企賣買三度參候處、一度は使を上候へ共、ほるとぎす大明之屋形へ色々進物を過分に上、種々樣々の籌略を廻候故、使も理を不申通致乘船、其儘懸出申候、總而ほるとぎす、かすてあん、かたきにて候間、重ておらだも參らん樣にと申上る事も御座有之候、ほるとぎすかすてあんは、昔より商申候、おらんだの事は始而參候、其故商に損御座候と申上事も可有之候、それは僞にて候、大千世界を次第々々に我儘に可罷成と存候處に、おらんだ參候而、此次第を可申上かとほるとぎす校量仕、重而は我儘に罷成まじきかと可存候、か樣に申上儀は、餘御懇切に被仰下候儘、正直に申上候、重而ほるとぎす如何體之儀を申上候共、眞に被成間敷候、兎角我々申上儀、重而思召可被當事も可有之候、

一前にばんたんはたに、餘の國にてもほるとぎす罷居候處に、おらんだの者參候處に、別而御懇に被成處、ほるとぎす色々支申候、結句後には僞に罷成、于今無出入候、おらんだのぎは、不相替互に入魂仕候、又かすてりんほるとぎすの心持は難成處を、はいてるの心の内に、ふかくつゝみ、色へは少も出し不申候處を、能々被成御分別候て可被下候、此はいてるの心は、日本の者を

右圓光寺清書、間ニ合鳥子下繪アリ、上包ハ可漏鳥子、上ノ眞中ニテノリ付ニシテ、封ノ字三處ニ書、

御朱印

御朱印ハ、七月廿一日ニ被押候也、

一同十七日於御本丸本上州被仰渡候は、おらんだへ日本之文體にて御朱印可被遣文言調、御右筆へ可申渡由也、則一紙に此一ツ書給候、○中略おらんだ船日本へ渡海之時、何之津江雖爲著岸不可有異儀候、向後守此旨可被往來聊疎意有間敷候也、仍如件、

慶長十四年七月廿五日

御朱印

ちやくすくるらんべいけ

右大高に書之、御右筆庄九左衛門書之、四通也、同文言にてあて所は、ふらんすひつゝゐ、あぶらはむ、はんでんぶつく、きらあすへいけ四通也、上包は大高二ツニ折テ包上下ヲ打返ス、

〔外蕃通書六阿蘭陀國書〕神君復賜阿蘭陀國主御書○中略

守重云、此時來舶ノ始末ハ、前ニ詳ニス、又此來書闕ク、然ドモ、異國日記ニ云、慶長十四己酉七月十二日、於御本丸本上州被仰候ハ、ヲランダヨリ御書ヲ上候、彼ノ國ノ文字ニテ分不見○見恐申誤候、通事ニ假名ニノベサセラレ候、以來船ヲ渡可申候間、湊ヲモ被下、往來仕候樣ニトノ義ニ候、印子ノ盃二、糸三萬五千斤、○三萬五千斤一本作二三百五十斤鉛三千○千一本作十斤、象牙二本上候、此返書認下書上可申由也云々、是其來書之略ヲ見ベシ、又御書ニ所謂ル四種ノ方物トハ、印子ノ盃、糸、鉛、象牙ヲ指コト知ベキナリ、

〔異國日記一〕一阿蘭陀之船使於駿城十月八日に御禮申上、種々進物有之、上樣御袴黒道服、上壇曲祿に御座、書を上野有御披露、其書に云、

ノ頭人江戸ヘ出スベシトノ事ニテ、早速參府セリ、詮議ノ上、滯留ノ蘭人イギリス人歸國ヲ許サル、獨ヤンヨウスハ江戸ヲ慕ヲ去ラズ、數年在留セリ、後年唐船ニ搭附シテ歸國セシニ、臺灣ニテ破船溺死セリト云、此時願ニ任セテ日本渡海御免ノ御朱印ヲ成シ下サレタリト云フ、以上、倶ニ長崎雜記ヲ摘取ス是其通商貿易ノ權輿ナリ、但御國書ト異國日記ヲ考レバ、此時阿蘭陀國主ヨリ、書ヲ奉リ、杯糸鉛牙ノ四種ヲ獻上アリシニテ、則書ト物トヲ奉獻セシコトノ始ナリ、下ノ御書ノ條併セ考ベシ然レドモ未ダ使節進見ノ禮アリシコトトモ思ハレズ、雜記ニ、寛永十八年阿蘭陀人、平戸御停止、長崎出島ニ押籠ラル、平戸ヨリ毎年江戸ヘ年頭ノ御禮ニ加比丹參上イタシ、色々獻上松浦侯ヨリ檢使差副トミユ、然ドモ毎年參府ノコト疑ナキニ非ズ、他日平戸ノ人ト、長崎通事ニ質問スベシ、熟考スルニ、使節進見ノ禮ハ、慶長十九年九月ニ始ルカ、按ニ、駿府記ニ十九年九月朔日、阿蘭陀人御目見、獻白糸二丸、龍腦二斤、丁子二袋、大木綿段子等、耶揚子出御前、虎子二匹引之來、内一匹尾根上毛生、有生風字、世以爲奇也、江戸幕府若公達可進之之由、申上云々、蓋シ是ヨリ前十七年八月十二日、阿蘭陀舟來于平戸津ト記シ、十八年六月五日、從長崎長谷川左兵衞、紅毛舟一艘著岸之由申之ト記セシノミニテ、此ニ至テ其記スルコト此ノ如シ、必是進見ノ初ナルコト疑ナカルベシ、寛永四年ニ至テ、其獻書不禮ナリトテ、却テ歸サル、此事四年呈許ノ條ニ詳ナリ、外國通書事略ニハ、寛永四年ニ至テ、我國ニ入レラルマジキ由議定アリテ、其使ヲ押返サレシコト有ト記セリ、未ダ其實ヲ得ズト云ベシ、

〔異國日記　一〕日本國主源家康復章阿蘭陀國主殿下、遠傳信書、披而見之、則近如對高顏、殊投贈四種之方物、歡悅有餘、抑從貴邦遣異域兵船大將禪將許多軍衆之內、到著本邦松浦津、殊與陋邦可有和睦、堅盟予所希也、兩國同志、則縱雖隔千萬里之海陸、年々往來、何有異哉、於陋國正無道令歸有道也、依之渡海商客安居必矣、貴邦眞如路數人遣置本邦、可被立館舍之地、著船之湊任貴國意分與之、自今以往、彌可修隣交者也、餘事付在船主舌頭、惟時秋天、殘暑尤甚而已、自嗇不備、

慶長十四龍集己酉孟秋二十五蓂

人の書記する所也、但此三人は時を同じくせざれども、皆和蘭の商館に來り住し、同じく聘使に伴ひて旅行をなせり、其人は獨乙都の人エンゲルベルツ、ケムヘル、ファン、レムコ、(一人の姓名)蘇亦齊人チユンベルク(一人の名)及獨乙都人フランストン、シーボルト(姓名)なり、この三醫生は、他邦の產なれども、皆和蘭に來り仕し也、シーボルトには、別して千八百二十三年(文政六年)より同二十九年(文政十二年)まで日本に逗留し、暫時其國にて獄に繋がれたりしが、切要にして且新殊なる事物を採輯して大業をなし、大に其書籍、圖畫、肖像、金貨、諸學科の品物奇特なる產物をもたらしかへれり、又ラーフルメヽル、アイススル、及耶蘇會士カルレホイキスの二人も、日本の事を記したる參考の書を著したり、此外千八百十一年(文化八年)日本に囚はれになれる俄羅斯の甲必丹ゴローインも日本の記事を著したり、

〔外蕃通書 六〕阿蘭陀國書

守重云、長崎雜記ニ據ニ、慶長五年、泉州堺浦ヘ、蠻舶一艘著岸有リ、咬𠺕吧ヨリ、阿蘭陀人、漢父利亞人渡海スト云ヘリ、卽江戶ヘ注進セシニ、其船江戶ヘ廻スベシトノ事ニテ、出帆シケルガ、相州浦賀ニテ破船セリ、乘組人數陸路ヨリ江戶ヘ出、詮議有リ、渠等云、日本渡海御許容ヲ蒙ベキ爲メ初テ來朝セリ、御免ニ於テハ、毎年渡海、通商交易スベキ由、然ルニ乘戾スベキ船無之ユヘ、八九年滯留ス、阿蘭陀ノ頭人ヤンヨウス、漢父利亞ノ頭人アンジト云モノ、時々御城ヘ召サレ、異國筋ノ事ドモ垂問アリ、兩人トモ御扶持米居屋敷ヲ賜ハリケルト云フ、(予今江戶ノ地名ヤンヨウス居所ノ跡ナヤヨス河岸、アンジ居所ノ跡ヲアンジン町ト云、)是蘭船渡來ノ濫觴ナリ、(漢父利亞ノ部、併考ベシ、長崎夜話ニハ、平戶ヘ紅毛船ノ來レル始ハ、慶長二丁酉ノ年五月云々トアリ、何ノ據ヲ知ラズ、今按ニ、寬永四年九月、阿蘭陀ヨリ土井利勝ヘ呈スル書中ニ、オランダ人、日本ヘ罷渡事、二十八年餘トアレバ、則慶長五年ヨリ寬永四年マデ二十八年ナリ、總レバ長崎夜話ノ說非ナリ、)夫ヨリ九年ヲ經テ、同十三年、阿蘭陀船一艘、肥前ノ平戶ヘ著帆ス、彼等云、先年日本渡海ノ蘭船、于今歸國無之ユヘ、蹤跡ヲ尋來タル由、則平戶松浦ヨリ江戶ヘ注進アリ、阿蘭陀

れす人壹艘ニ乘組、初而日本に來朝之事、附御朱印頂戴之事、

一慶長五庚子年、泉州堺之浦に不見馴大船壹艘著岸、遂吟味候之處、爲商賣初而咬𠺕吧ゟ阿蘭陀人ゑげれす人相渡と申ニ付、早速江府江被注進、江戶へ廻船いたさすべき由被仰付、出帆海中、過牛乘出、遭難風、相州浦川ニ打寄、破船ニ付、乘組人數陸ゟ江戶へ被召、御詮議之上、彼者共申上候は、日本渡海之義蒙御赦免度爲訴訟來朝仕候、於御赦免者年々致渡海商賣仕度由申、願、乘船無之故、八九年茂逗留、其內御扶持方等拜領被仰付、阿蘭陀之頭人やんようす、ゑげれす之頭人あんじと申者、逗留之間、折節御城江被召、異國之儀共御尋ニ付、段々申上、就中やんようす義は、首尾能相務、右兩人之者共へ屋敷等拜領被仰付、致作事住居、於今江戶やんようす居候處ヲやよすかし、あんじ居候處あんじ町と申候、

一阿蘭陀人ゑげれす人乘船無之ニ付、八九年之間江戶へ滯留候處、慶長十三申年、阿蘭陀船壹艘肥前之內平戶へ著船、彼者共申候は、先年阿蘭陀初而日本ニ向候船、於今歸國不仕候故、無心元存、行衞を尋候爲、此地へ罷越候と申出、平戶領主松浦壹岐守殿方より、江戶へ可差越由ニ而、檢使ヲ添差越、於江府御詮議之上、逗留之おらんだゑげれす御返被成、然共やんようすは江戶へ在留仕度由願候にゟ被召置候、以來日本に相渡商賣之儀茂、此時御赦免、則御朱印頂戴被仰付候、以上、

〔辛亥雜綴四〕蘭人日本の記上　但一千八百三十九年天保十亥年刻、和蘭賣函第一百一葉に出、

日本の事の歐邏巴人にしられたるは、一千二百餘年の頃、支那を奪ひ取たる大汗按に元の世祖をいふ歟に久しく奉仕せし勿搦祭亞人マルコハヲロを其嚆矢とす、○中略

近二百年來、日本の事につひて色々の狀態を世に弘めしは、毎年出島より江都の帝に聘する使者の見聞せし內地の風評及奇觀を蒐集せし功に因らざるはなし、此蒐輯は就中三個の醫

〔阿蘭陀船平戸入津始末〕阿蘭陀平戸入津滯留年數、幷江戸へ參候事、
一慶長二丁酉年五月四日、阿蘭陀人平戸へ初而入津、
但享保六丑年迄百二十五年
一寛永十七庚辰年、阿蘭陀人長崎へ引越、
但享保六丑年迄八十二年
一阿蘭陀人初而入津ゟ、長崎へ引越迄之年數四十五年、

〔奉使日本紀行〕五第十三篇長崎湊の記〇中略其初阿蘭陀船一艘、日本の末濱へ著するあり、是は千五百九十八年慶長三年彼國海船總官マノフホ及シモンコルデスの令にて、テキセル和蘭國ソイラルセーの小島より、東印度に遣る商船五艘の内の一艘にして、其按針役の首は諳厄利亞人にして、イルリアムアダムスといへる者也、彼阿蘭陀船四艘は、マケラーン海峽南亞墨利加首頭の海峽より南海に航せし時に、盡く破船せしが、アダムスが船のみ獨難を免れ、千六百年慶長五年第四月十九日、日本豐後の港北緯三十五度三十分の處に著せし也、此アダムス、幸に日本帝の意に適て、厚く恩を蒙りしが、本國に返るを留て、日本に逗留せしむ、此事阿蘭陀人よりバタビアの商侶に傳へ、千六百九年慶長十四年己酉阿蘭陀の東印度商館より商船一艘を裝ひて、日本に送り、アダムスに依て交易の件を請けるに、速に許を得て、遂に千六百十三年慶長十八年癸丑平戸に其商館を開ぬ、此より今に至り、阿蘭陀人幸に日本に貿遷する事を免され、毎歳小船二艘をバタビアより日本に送れり、爾後波爾杜瓦爾人の事に依て、阿蘭陀人も一旦日本を逐斥せられしが、千六百四十一年寛永十八年辛巳平戸の商館を出島に移し、籠居せられし也、

〔阿蘭陀船平戸入津始末〕阿蘭陀、ゑげれす、日本に來る、幷出島舊記貫書伴天連等之事、阿蘭陀ゑげ

ンペリヨルト云ヒ、又ベルギコムト云、拂郎察呼テパイスバスト云フ、喝蘭地ハ其内ノ一州ニシテ、羅甸呼テ、ホルランデアト云ヒ、拂郎察呼テ、ホルランデト云ヒ、其國自稱シテホルランドト云フ、此ホハ喉音ニシテ唇音ニ非ズ、故ニ口ニテ言フトキハ皆オッランデア、オッランデ、オッランド、トキコヱルナリ、其事蘭化先生ノ蘭言隨筆ノ中ニ詳ニコレヲ論ゼリ、漢譯マタ法蘭得斯、マタ荷蘭ニ作ル、我邦ニテ阿蘭陀ト書スルハ、亦明儒ノ飜譯セル書中ニアル譯字ヲ用ヒタルナリト云、オッランドハ上ニ云フガ如ク、此ネデル、ランドノ一州ニシテ、元其總名ニ非ズト雖ドモ、其總王ノ都、昔ヨリシテ此州ノ内ニ在テ、且此州ハ、其總州ノ内ニ於テ開基ノ初地ナルガ故ニ、亦コレヲ以テ總稱ニモ用ユ、コレ我邦ノ總名ヲ又大和トモ稱スルガ如キ者ナリ、阿斯的兒花爾多ガ坤輿約説ニ曰、涅垤兒蘭土ノ中ニ自立スル者、ホルランド等凡七州アリ、外邦ノ人ハコレヲ總稱シテ、ホルランドト云フト記セリ、

〔外國通信事略〕阿蘭陀世伊羅牟止、具留字爾解、計留止留羅牟止、平字布留伊世留、布利伊須羅牟止、乎耳牟太、

〔外蕃通書六阿蘭陀國書〕阿蘭陀國ハ、歐羅巴洲ニ係ル、其國ノ自稱ハ、ホルランドト云フ、明淸ノ書ニハ、和蘭又荷蘭ニ作ル、又紅毛番ト云フ、東西洋考ニ云、一名號米粟果、此際ニハ、阿蘭陀又紅毛ト書セシナリ、其國七洲ニ分テ、ミナ都督アリ、其總主ハ瓦刺汾法瓦ノ地ニ都ス、最モ航海ノ術ニ精シク、海外諸國ニ通市シテ、其商館ヲ置モノ凡三十五箇國ニ在ト云フ、其官衙ヲ公班衙ト云フ、其市舶ノ長ヲ甲必丹ト云、此際エ來舶スルモノハ皆咬𠺕吧ノ商館ヨリ仕出セシモノニシテ、代官ヲ然涅𠵅ト云ルナリ、

〔瀛環志略四〕荷蘭和蘭、賀蘭、法蘭得斯、

〔瀛環志略四〕歐羅巴之人、長大白皙、隆準深眶黄睛、亦有黒睛者、鬚多連鬢、(中略)明季據荷蘭爲紅毛、近年稱英吉利爲紅毛、皆因其鬚髪之黄赤、然歐羅巴人皆如此、非獨兩國爲然也、

圖版

古事類苑

外交部十九

和蘭

和蘭ハ歐羅巴洲ノ稍北部ニ位スル一國ニシテ、支那明末ニハ紅毛ト稱セシニ由リ、我國ニテモ其文字ヲ紅毛トモ書セリ、此國人ノ我國ニ來リシハ、慶長二年肥前國平戶ニ入津シ、同五年又和泉國堺ニ入津セシヲ以テ始トス、而シテ其十三年ニ至リテ使節始テ江戶ニ赴キ、國書幷ニ方物ヲ幕府ニ獻ジ、貿易ノ許可ヲ得タリ、爾來使節ノ江戶ニ來ルモノハ、或ハ將軍ニ謁スルコトアリ、元和中、蘭人耶蘇ノ徒ノ密謀ヲ幕府ニ告グルニ由リ、歐洲諸國ノ貿易船ハ皆我海口ニ入ルヲ禁ゼラレシモ、獨リ和蘭ノミハ、清國幷ニ南洋二三ノ國ト共ニ之ヲ許サレタリ、當時蘭人皆平戶ニ在リテ貿易セシガ、寬永十七八年ノ頃ヨリ長崎出島ヲ居留地ト爲シテ、此ニ移リ、其國ヨリ派遣スル所ノ甲比丹此ニ居リテ、其職務ニ從ヘリ、弘化元年、此國ハ特ニ使節ヲ我國ニ遣ハシテ、北米合衆國ノ將ニ我國ニ來リテ、通交貿易ヲ求メントスルノ狀アルヲ告ゲ、其請ヲ納ルヽノ得策ナルヲ陳ス、安政二年、長崎ニ於テ新ニ條約ヲ結ビ、爾後屢々之ヲ追加改正シタリシモ國交日ニ親密ニシテ、以テ今日ニ及ベリ、

〔增譯采覽異言〕四ヲランド、又云ヲランデヤ

喝蘭地又作和蘭、別名紅夷、

昌永按ズルニ、此國總名ネデル、ランドト云ヒ、又ネデルドイツト云フ、羅甸呼テゼルマニア、イ

古事類苑

外交部十九

和蘭

餘多サシ遣ハサレ、召捕ツテ長崎ヘ送リヤラレケル、是ハ彼國邪宗ノ張本、世界所々ノ國々ニ邪宗勸メニ廻リアリクモノ餘多アル中ニ、己一人日本ニ來レルナリ、日本ノ詞ニテ、人々ニ自ラ答ヘテ通詞ヲモタノマズトカヤ、日本詞ヲ樣々書付、横文字ハメタル書ヲ、常ニ手ヲ放タズ持テ、是ヲ披キ見テ應對セシトゾ聞ヘシ、最ヲソロシカリケルコトナラズヤ、此異人、丑九月廿五日、江府ヨリノ御下知ニヨリテ、牢輿ニ乘セテ、江戸ヘ送リ遣ハサル、時ノ刺史佐久間安藝守、給人青地次郎左衞門、同駒木根肥後守、給人太池覺左衞門、下役小原彌大夫、小川彥七、齋藤金平、通詞今村源左衞門、品川兵次郎、加福喜七郎、町使觸頭太田十大夫、町使牧刑大夫、太田甚內、野村喜助、山本平大夫、中尾三郎左衞門、料理人安左衞門、籠番市左衞門、傳兵衞、此等ノ人數差添ラレ、支度料道中路用銀江戸逗留中賄銀入目、スベテ金五百兩ニ餘リ、闕所銀ヲ以テ之ヲ達ス、江府ニ於テ御吟味アリテ、長崎ヨリ屬來リシ警固ノ士、其外ノ從者皆御暇玉ハリテ、翌年寅ノ三月ニ長崎ニ歸著ス、異人ハサシテ攻問ヒ玉フコトハナク、還テ古ノ蠻人ヲ置レシ例ニヨリ、小日向切支丹屋敷ニ召置レ、御扶持米五人扶持ニ金廿兩下シ置レ、折々御城ヘ召出サレ、萬國山海ノ物產ナド聞セラレケル、新井君美ノ西來異言ハ、此時ノ事ヲ記サレタリ、其後四五年アリテ、正德四午三月嚴シキ御咎メアリテ禁獄セラル、是ハ番人ニナレ親シミ、竊カニ邪宗ヲ勸メケル旨訟ヘケルニヨリテ、宗門改横田備中守、通詞名村八左衞門ヲ以、御咎メアリテ、詰牢ニ入置レケルガ、寒中ニ凍死セシトカヤ、

に似たれども、容貌尋常ならざるにより、浦番の士村井仁右衛門これを捕ふ、よて國主松平〔黒田〕右衛門佐忠之より、肥前國長崎に護送し、奉行所にて糺門するに、西齊利亞人シヨセイフカウロ等、伴天連入滿同宿凡十人〔契利斯督記に、シヨセイフカウロの外伴天連ヘイトロ、フランシスコ、アロンソ三人を載せ、小日向志に、入滿南甫、同宿壽庵、及び二官三人を載す、また査訴餘錄にトー意といふもの見ゆ、みな此同宿の内なるべし、其他二人詳ならず、〕宗門を勸むべき爲、陰かに渡りたるよし白狀す、〔五月廿九日、此事により、老中より西國大名に奉書を賜り、海岸の警衞いよいよ怠るまじき旨を達す、其證海防の部異國船接方南蠻船の條に書す、〕七月十三日江戸に召れ、同月廿二日、堀田加賀守正盛が別墅に〔其地今の淺草堀田原是なり〕渡御ありて、其僉議を聽せ給ふ、〔九月朔日また此事あり、十一月十一日には、酒井讃岐守忠勝が牛込の邸にて聽せらる、後正保元年より慶安二年にいたり、忠勝正盛が別墅にをいて聽せらるゝ事しば〱なり、〕九月八日彼等宗門を轉び、かつ其數を弘むる主意を訴へしにより、死刑を宥め、宗門奉行井上筑後守政重に預け給ひて獄屋に置れ、〔傳馬町の獄なり、島原記に、はじめ飯田町に置るとあるは信じがたし、〕松平〔黒田〕忠之に御褒詞、家人村井仁右衛門にも御褒美あり、正保三丙戌年シヨセイフカウロを小日向山屋敷に移し、岡本三右衛門と名乘らせ、妻及奴婢を附られ、〔奴を長助といひ、婢をはるといふ、其事蹟後鑑にもあり、〕月俸を賜ふ、自餘の族も同所に置れて、また妻及び月俸を賜はれり、〔山屋敷といへるは、彼宗門御制禁を犯せしものを禁め置るゝ牢獄の事なり、〕

〔長崎港草〔七〕〕又送羅媽國人

寶永五年十一月ニ、又薩摩ヨリ異人ヲ送リ來レリ、コレハ羅媽國ノ者シロウテヨアンハツテレスト云邪法ノ徒ニテ、呂宋島ニ來リ居テ、彼地ノ船ニ乘リテ、日本ニ來リ、キリスタンヲ勸メントテ、薩摩國夜久ノ島ニ著テ、一人船ヨリ卸シオイテ、船ハ何地ヘカ行ケン知ラズ、身長ケ五尺八九寸、鼻高ク、色白ク、髮黑ク、日本ノ風俗ニ似セテ、月額ヲ剃リ、日本ノ衣服ヲ著テ、刀一腰サシテ、初メハ山中ニ隱レ居テ、木樵リ炭燒ノ類ナンドニ、日本ノ詞ニテ路ヲ問ヒ、果子ナド荷ヒ持行ク者ニ逢テハ、金子ナド與ヘテ、是ヲ買ヒケル、カヽルアリサマ殊ニ異ノ我國ノ人ニカワリタレバ、人々怪シミ、此山中ニアヤシゲナル人ノ住ナレト語リ合ヒヌルガ、終ニ國主ノモトニ聞ヘテ、吏役ノ士

來住我國

第二十三條

此條約は、日本大君と伊太利國王との名と印とにて確定し、本書は用意整ひ次第、江戸に於て取替すべし、

此條約は、來る十一月廿六日〔西洋千八百六十七年第一月一日〕より施行すべし、

右取極として、慶應二年丙寅七月十六日、江戸に於て雙方委任の全權等名を記し、調印する者なり、

柴田日向守　花押

朝比奈甲斐守　花押

牛込忠左衛門　花押

ウイクトル、アルミンジヨン手記

○此他附屬約書アリ、之ヲ略ス、

〔增譯采覽異言〕二西齊里亞（シシリア）

昌永按ニ、此島ハ意太里亞ノ屬州ニシテ、羅甸呼テシヽリアト云ヒ、和蘭呼テシヽリイントト云、漢譯又棲濟里亞ニ作ル、コレ地中海中第一ノ大島ニシテ、上古ヨリ有名ノ地ナリ、〇中略

按寬永庚申、此島人到于此、番名コンパニヤヨシセフ、耶蘇徒也、頗有才辨、著書三卷、官給衣食、亦命其名曰郡就、稱岡本三右衛門、年七十餘、及延寶中而死、

昌永按ニ、此人ノ墓、今東都小石川無量院ノ中ニアリ、其石碑ニ刻シテ曰ク、唐人之墓ト、側ニ刻テ曰ク、俗名岡本三右衛門、

〔通航一覽〕〔百八十八　南蠻意太里亞〕西齊利亞人渡來并扱方

寬永二十癸未年五月十二日、筑前國大島に〔宗像郡に屬す〕小船一艘著岸あり、其上陸のもの、衣服等我國

第十七條
伊太利國の船、日本海岸にて、破船又は漂著し、或は危難を遁れ來る事を知らば、其所の司人是を救ひ、厚く扶助を加へて、最寄のコンシユルへ送り渡すべし、

第十八條
伊太利軍艦用意の諸品は、神奈川長崎箱館に陸揚し、倉庫に納め、伊太利の番人守護すべし、尤夫が爲め、運上を收むる事なし、若し其品を日本人又は外國人に賣拂ふ時は、買得る人より規定の運上を日本役所に納むべし、

第十九條
日本政府より既に外國の政府及び臣民に許し、又は以後何の國なり共許さんとする殊典は、伊太利政府及び臣民にも、此條約施行の日より、同樣の免許あるべきは、方今確定せり、

第二十條
兩國にて條約の實地を驗し、全備する爲に、改革せん事を求る時は、其一年前に通達して、再驗を爲すべし、尤來壬申年千八百七十二年第七月一日を期とすべし、

第二十一條
伊太利國のヂプロマチーキ、アゲント、及びコンシユライル吏人より、日本司人にいだす公事の書通は、佛蘭西語、伊太利語を以て書すべし、尤此條約施行の時より、五箇年の間は、和蘭語或は日本語の譯文を添ゆべし、

第二十二條
此條約は、都合七通にして、日本語、伊太利語各二通、及び佛蘭西語三通を添たり、其文は固より同義同意なりと雖、佛蘭西語を以原と見るべし、

各開港の日本司人、密商奸曲を防ぐため、相當の規則を立べし、

第十二條

伊太利國の船、日本の開きし港に來る時、入港の爲め、水先案内を雇ふ事勝手たるべし、並に同國船規定の租稅及び逋債拂濟にて港を出る時も同樣たるべし、

第十三條

伊太利國の商民は、開きたる港に、品物を輸入し、規定の運上納濟の上は、運上所より其證書を得る事勝手たるべし、再び其品物を他の開ける港に轉致し陸揚する共、二重の稅は取立ざるべし、

第十四條

伊太利人より開港場に輸入せし荷物、定例の運上拂濟の上は、日本人より國中何方に輸送する共、別に運上又は輸送稅を取立る事なし、

第十五條

外國の諸貨幣は、日本の貨幣と同種の同量を以て通用すべし、

雙方の國人、互に物價を拂ふに、日本と外國との貨幣を用るに妨なし、

諸貨幣は（日本銅錢を除く）輸出する事を得、並に外國の金銀は、貨幣に鑄るも鑄ざるも輸出する事を得べし、

第十六條

日本運上所の司人、荷主申立の價を奸ありと察する時は、其司人より相當の價を附け、其附たる價にて、其品を買入るゝ事を談ずべし、

荷主若是を否む時は、運上所にて附たる價に從て運上を納むべし、承允するに於ては、其價を減少せず、直に買上べし、

伊太利官人にて糺し、伊太利の法度に随て罰すべし、裁断は雙方に於て偏頗なく、正直に取捌くべし、

第七條

此條約に添たる税則の規律を犯せる過料、又は取揚品は、吟味の爲め、伊太利のコンシュライル吏人に相達し、其吏人吟味し、過料又は取揚品は都て日本政府に屬すべし、

第八條

伊太利人、日本の開港に於て、自國の品物は勿論、他國の品物にても、日本禁止の品にあらざる交易の諸品物を輸入し、賣拂又は買入れ、自國又は外國の港へ輸出する事自由なるべし、制禁外の品物規定の運上納濟の上は、其他の運上を拂ふ事なし、伊太利人、日本人と品物を賣買する事、並に受取拂方とも、都て故障なく、日本役人是に立合はず、諸日本人差別なく伊太利人より諸品を買ひ得、是を所持し、又は再びこれを賣る共倶に妨なし、

第九條

日本に在留する伊太利人は、日本人を雇ひ、是を法度に於て禁せざる諸用に給する事、日本政府に於て妨げざるべし、

第十條

此條約に添たる税則約書は、條約の一部として雙方共に堅く相守るべし、日本に在る伊太利國のヂプロマチーキ、アゲントは、日本政府より委任の役人と相接し、此條約に附屬する税則の趣意を施行する爲め、交易に開くべき諸港に、緊要至當の規律等を立る權あるべし、

第十一條

都て里數は港々の奉行所、又は御用所より陸路の程度也、一里は三千九百十メートルに同じ、
長崎　其所の周圍に在る御料所を限とす
第四條
日本に居留する伊太利人は、自國の宗旨を自由に信仰し、且其居留場内へ拜所を營む事障りなし、
第五條
日本に在る伊太利人の間に、一身又は所持の品に付ての爭論は、都て伊太利司人の裁斷たるべし、
伊太利人、日本人に付て訟ふべき事あらば、コンシユル館に趣き其旨を告ぐべし、コンシユル吟味の上、實意に處置すべし、
日本人より伊太利人に就てコンシユルへ訟を爲す事あれば、亦コンシユル懇に相糺し、實意に處置すべし、若しコンシユル是を處置し難き時は、日本司人へ申立、倶に吟味し、當然の判斷を爲すべし、
若し日本人、伊太利人に逋債ありて、償を怠り、又は僞を以て遁れんとする時は、日本司人是を裁斷し、逋債を償はしむる事を務むべし、伊太利人、日本人に逋債あるも、伊太利コンシユル是を處置するは同樣たるべし、
日本奉行所、伊太利コンシユルは、雙方國人の逋債を償ふ事なし、
第六條
伊太利人に對し、惡事を爲せる日本人は、日本司人にて糺し、日本法度に隨て罰すべし、
日本人或は外國人に對し、惡事を爲せる伊太利人は、伊太利コンシユル或は其爲威權ある公の

諸取締の役人及び貿易を處置する役人を必要と鑑みる時は、是を任ずる事勝手たるべし、其政事に預る役人及び頭立たる諸取締の役人は、故障なく伊太利國內を旅行すべし、
伊太利國王は、江戶府に在留するヂプロマチーキ、アゲントを緊要と鑑る時は、是を命じ、並に此約條にて伊太利貿易の爲に開きたる日本の港及び町に在留するコンシユライル吏人を命ずべし、其ヂプロマチーキ、アゲント及びコンシユルゼチラールは故障なく日本國內を旅行すべし、

第三條

神奈川、長崎、箱館の港、及び町は、此條約施行の日より、伊太利臣民交易の爲に開くべし、
前條の港及び町に於て、伊太利臣民居住する事を許すべし、其者等地所を賃を以て借り、又其地所に在る建物を買ふ事を得、且住宅倉庫を建る事を許すと雖も、是を建るに托して、要害の場所を營むべからず、
此規定を守る事を證せん爲に、其建物を普請修補するに當りて、日本其筋の役人見分する事當然たるべし、
伊太利國の臣民住すべき爲め得る處の地所及び建物を營むべき場所は、其所々の日本役人と伊太利コンシユルとにて定むべし、港々規則の儀も、右同樣たるべし、若し同意し得ざる時は、其事件を日本政府と伊太利のヂプロマチーキ、アゲントに示し處置せしむべし、
伊太利國の臣民住すべき場所の周圍には、日本の方にて墻柵を設けず、自由の出入を妨ぐべからず、日本開港の場所に於て、伊太利人遊步の規定左の如し、
神奈川　川崎品川の間に在て、江戶海灣に注ぐ所の六鄕川筋を限とし、其外は各方へ十里、
箱館　各方へ十里

吮ヘリ、法王ハ支倉ヲ扶ケ起シ、手ヲ握リテ其幸福ヲ祈念シ、此日ノ謁見ヲ畢ル、居ルコト幾モナク、十一月十五日、使節支倉ノ書記官ハ、セエン、ジヤン、ド、ラトラン寺中、コンスタン帝ノ洗禮所ニ於テ、洗禮ヲ受ケ、卽日允許ヲ得テ、ユーシヤリスチー（麪包、葡萄酒ヲ以テ、耶蘇ノ肉身清血ヲ表スルノ禮式）ノ禮式ニ出席シ、バール、カミユノ法名ヲ受ケタリ、十二月十五日、羅馬總政院、使節支倉ニ公書ヲ授ケ、之ヲ羅馬府民ニ編シ、議員ニ列スルコトヲ許ス、（此一節ハ本書ニ據テ之ヲ補入ス、本書ハ附錄第六號ニ出ヅ）暫クアリテ兩使節ハ終ニ羅馬ヲ發途ス、

〔各國條約書〕日本國伊太利國修好通商條約

慶應二年丙寅七月十六日（西暦千八百六十六年第八月廿五日）調印、慶應三年丁卯九月六日（西暦千八百六十七年第十月三日）於江戶本書交換、

帝國日本大君と、伊太利國王と、兩國の間に懇親の因を結び、且其各臣民に緊要たる和親航海交易の條約に及ばん事を決し、日本大君は、柴田日向守、朝比奈甲斐守、牛込忠左衞門に此事を任じ、伊太利國王には、カピタイン、デ、フレガツト、デ、プレミエル、クラス、ダン、ラ、マリーン、ロヤル、オフイシエ、デ、ロルドル、ロヤル、デイタリー、デ、サイント、モーリス、ラザール、シエワリエ、デ、ロルドル、インペリアル、デ、フランス、デ、ラ、レジオン、ドノール、モツシウル、ウイクトル、アルミンジヨンに命じ、雙方委任の書を照應し、狀實良好にして、其至適たるを見、下文の條々を合議決定せり、

第一條

日本大君は、伊太利國王其親族並に世々と其互の所領臣民無差別永久の平和懇親あるべし、

第二條

日本大君は、伊太利國都に在留する政事に預る役人を任じ、並に伊太利國諸港の中に在留する

節ノ從者羅馬ノ大貴族佛國、西國ノ一等貴族等之ニ次ギ、使節等ノ護衞兵隊又之ニ次ギ、續テ使臣支倉、ヒリツプ、フランソアハ、シユイスノ護衞兵、及ビ日本ノ儀仗ヲ率ヰテ、法王ノ姪男マルリ、アントアーヌ、ピトリ公ノ右ニ並ビ、其次ニ西班牙語、羅甸語ノ譯官スシピヨン、アマチ、日本語ノ譯官フランセスコ、マルチネモンタノノ兩人進ミ、最後ニエルペードルコキ、ソテロハ、カルジナルボルジエーズノ輿ニ乘リ、僧侶ヲ率ヰテ之ニ隨ヘリ、而シテ一行ハカピトル羅馬ノ支城ニシテカピトレノ山上ニアリ、ニ至テ止マリ、此所ニ於テ喇叭隊ノ奏樂アリ、蓋シ此日觀者ハ皆往古ノ凱戰式ヲ見ルノ思ヲ爲セリ、此後使節等ハ祭日毎ニ、セヱンピヱルノ寺院ニ至リ、其靈前ニ於テ施行セルメツスノ讀經ヲ聽クヲ以テ常トス、十一月三日、使節ハ改テ法王ニ對シ、儼然タル謁見式ヲ行ハント欲シ、デオクレジアト寺院ヨリ啓行セリ、此日使節ハ黑衣ヲ穿チ、セヱンピヱル宮殿ニ至リ、黑衣ヲ脫シテ、更ニ青白文繡ノ衣ヲ著ス、蓋シ是レハ王公等ニ謁見スル時用ユル所ノ禮服ニ係ル、既ニシテ謁見所ニ到レバ、法王ハ玉座ニ坐シ、カルジナル官ハ傍ニ侍ベ、諸官、書記官、諸僧侶、諸貴族等、其四邊ニ整列ス、是ニ於テ使節ハ例ノ如ク三拜ノ禮ヲ施シ、奧州侯ノ書翰並絹包ノ進獻物ヲ以テ法王ニ呈シ、再ビカルジナル職ノ座下ニ進テ跪坐セリ、但シ右ノ書翰ハ二通ニシテ、一ハ日本文ヲ用ヒ、一ハ羅甸語ヲ用ヒタリ、羅翰ハ四葉ヲ見ルベシ此書翰ヲ朗讀セシ後、フレートル、ピヌヰル、ブオセルバンテン教會ノ僧ペト、ヱフ、ダレボアルペドロジセハ、奧州侯及ビ兩使節ノ名ヲ以テ、諸侯ヲ耶蘇教ノ願主ト稱シ、死ニ決シタル千八百人ノ教生者並ニ日本ニ該教ヲ傳播スルノ護法人ト陳述シ、按ズルニ、本文ニ死ニ決シタル千八百人ノ教生者ト云フ者、其義未ダ詳ナラズ、蓋シ當時日本ニ於テ耶蘇教ヲ奉ジ難ヲ得ル者此數ヲ謂フ、今政宗該教ヲ奉セルリ、盤ク之ヲ教スベキヲ明フカ、姑ラク記シテ疑ヒヲ存ス、因法王ノ書記官ジー、ピヱトロ、ストロジトハ又法王ノ名ヲ以テ答辭ヲ演ベ、法王ノ大ニ喜悅シ、甚ダ奧州侯洗禮ヲ行フノ期至ルヲ跂望セラル、ノ旨ヲ陳述セリ、此時使節支倉ソテロノ兩人ハ、更ニ席ヲ進ンデ、法王ノ足ヲ

志アルヲ稱讃シ、目前ニ於テ其式ヲ行フベキコトヲ許セリ、（西班牙王ノ支倉ニ答フル書翰ハ附錄第三號ニ出ヅ）此時ベーゾテロハ、發言ノ端緒ヲ得、更ニ日本皇帝ノ名ヲ以テ陳述シテ曰ク、是ヨリ先キ五年、日本皇帝ハ、余ヲ撰ンデ陛下ニ和親條約ヲ申稟スルコトヲ任ゼリ、時ニ余病ヲ以テ命ヲ奉ズルヲ得ズ、ベー、アロンゾ、ミユノ代テ之ニ任ジタリ、而シテ余日本在留中、和蘭人等、西班牙日本和親條約ノ意志ヲ妨ゲン爲メ、更ニ日本ニ利益アルノ條款ヲ設ケ、歐洲ヨリ使節ヲ將軍ニ派遣セシトノコトヲ聞キ、因テ皇帝ニ建言スルニ、西班牙王ト和親ヲ結ブ時ハ、和蘭人ノ約セルヨリモ、大ナル利益ヲ得ベキコトヲ以テセリ、故ニ該國皇帝ハ、陛下ニ和親條約ヲ請ハシメン爲メ、今回改テ余ニ使命ヲ任ゼシナリト、西班牙王ハ辱ク日本皇帝ノ意志ヲ領シ、完全ノ處置ヲ施スベキ時機ヲ得テ、條約ヲ訂調スベキ旨ヲ答ヘタリ、是ニ於テベーゾテロハ、日本ノ國書ヲ西班牙皇帝ニ呈シ、則其謁見ヲ畢ル、〇中略九月三十日、サラゴス（西班牙ノ府名）ニ著シテ、耶蘇救國ノ靈場ピラルノノートルダーム（耶蘇母神）ノ廟及モンセラ大寺ノノートルダーム廟ニ參拜シ、又進テバルセローヌ（西班牙ノ府名）ニ至リ、此所ニ於テ總督アルマザン侯ノ待遇ヲ受ケ、又バルセローヌヨリサボヌ港（撒了尼亞ノ港）ニ向テ出帆シ、該港ヨリジエーヌ（即チ熱那亞ナリ）ニ赴キ、此國ノ大統領幷ニ元老官ニ謁見シ、再ビ該地ヨリ直チニシピタベジア（羅馬府名）ニ向テ出帆セリ、使節ノ羅馬ニ到著スルヤ直チニモンテカバロノ宮殿ニ於テ、法王ニ謁見シ、アラクリノ旅館ニ至リテ留リ、法王ヨリ日ニ三十エキユ（一エキユハ三フランクニ當ル）ノ費用ヲ給セラル、其入府ノ儀儀ハ、素トセエンシモントセエンジユトノ祭日（十月廿八日）ニ當リテ之ヲ行フニ決シ、適天氣ノ不良ナルヲ以テ、更ニセエンシヤルルノ祭日（十一月四日）マデ延期シタレドモ、使節ノ請求ニ因リ、遂ニ十月廿九日ヲ以テ之ヲ行フニ至レリ、此日使節等ハ西班牙ノ使節カルジナルボルジエーズノ輿ニ乘ジテ、アンジエリックノ門外ニ至リ、此所ヨリ整列シテ進メリ、卽チ其次序ハ、騎兵先驅シ、カルジナル諸員ノ家人、使

ハ其命ヲ受ケシ後、少時ヲ經テ出發シタリ、千六百十三年（我慶長十八年）十月廿八日、ソテロハ支倉ト共ニ呂宋ニ著シ、其翌年（慶長九年）十一月廿五日、アカピコルコ港（墨是可ノ府名）ニ到リ、此所ニ於テ西班牙官吏盛備シテ兩人ヲ迎接ス、兩人ハ次テ墨是可ニ赴キ、該地ニ於テ總督ノ厚遇ニ逢ヘリ、時ニ耶蘇蘇生祭日（バツク）ノ前週ニ會シ、隨行六十八人ハ、預メ其報知ヲ受ケタルヲ以テ、悉クセエンフランソアノ寺院ニ於テ洗禮ヲ受ケ、大僧正ノ允許ヲ得タリ、而シテ使節支倉ノ洗禮ハ、必ズ西班牙ニ於テ之ヲ行フニ決定シ、アツサンシヨン（耶蘇昇天ノ祭日）ノ日ヲ以テ墨是可ヲ發シ、バンテコート（祭日）ノ日ニピユエブラ、ド、ロス、アンジエル（墨是可ピユエブラ洲ノ府名）ニ至リ、六月十日サンジヤン、ジユロア（墨是可ノ港名）ニ於テ乘船シ、七月廿三日、ハバヌ（キユバ島ノ都府）ニ著シ、八月七日、再ビ該地ヲ發シ、十月五日、西班牙國アンダルージー省中バランダノサンリユカル港ニ著セリ、此時セビル府（アンダルーシー省ノ首府）ニ於テハ、盛ニ使節入府ノ備ヲ爲シ、該府ノ官吏ハ儀式ヲ整ヘテ使節ニ相見シ、使節ヨリ該府ニ呈セル書翰ノ旨ヲ領シテ之ヲ受ケ、之ヲ西班牙王ニ上申スベキニ決定ス（附錄第一號ヲ見ルベシ）十一月廿五日使節ハセビル府ヲ發シ、コルズー、トレード兩地（共ニ西班牙ノ府名）ヲ經テ、十二月廿日、遂ニ馬德里（マドリット）ニ到著シ、西班牙內地旅行中ハ、總ベテ國王ヨリ厚ク費用ヲ給セラレ、馬德里著後モ、猶ホ其費用ヲ受ケテ、セエンフランソア寺院ノ旅館ニ寓居セリ、千六百十五年（元和元年）一月三十日、使節ハソテロニ伴ハレテ西班牙王ヒリツプ三世ニ謁見シ、其式嚴正ニシテ、王ハ玉座ニ起立シ、貴族等其周圍ニ列ス、使節ハ三跪三拜ノ禮ヲ行ヒ、席ヲ進テ王ノ手ヲ握ル、王則チ其手ヲ引キ、帽ヲ脫シテ揖シ、以テ之ヲ祝シ、使節ハ東洋風ノ文書ヲ王ニ捧呈セリ、（附錄第二號ヲ見ルベシ）西班牙王ハ此書翰ヲ閱シ、奧州侯ノ將來、日本全國耶蘇敎公許ノ日至ルヲ希望シ、且ツ今ヨリ奧州ニ該敎ヲ傳播スルノ意アルコトヲ嘉納シ、並ニ和親條約ヲ訂調スル、コトヲ領承セシ旨ヲ答ヘ、其使命ノ信僞ヲ徵證確討スルノ事ハ、姑ク之ヲ止メ、大ニ使臣支倉ノ耶蘇敎ヲ奉ズベキ宿

何可有御座候哉、依御報返事仕度候、爲其態申入候、恐惶謹言、

九月廿三日　松平陸奥守　政宗御書判

土井大炊助様人々御中

晦日甲辰、嗣君○忠宗ヘ御返書并ニ雁六羽進ゼラル、御書ノ趣○中略向井將監殿ヨリノ書狀偣ニ到著ス、因テ長崎ヘ飛脚差遣サル、委細ハ長尾主殿所ヨリ申上グベシ、將監殿ヘノ御書モ、此飛脚ニ遣サル、殊ニ御自身撃チ玉フ雁六羽進ゼラル、一段脅モ有リ、御客ノ御饗ニ用ラルベキノ旨著サル、

長崎ヘ御飛脚ノ事不傳、南蠻人楚天呂事ニ就テ、呂宋ヘ仰遣サル旨アリシヤ不知、

〔伊達政宗〕歐南遣使考〕伊達政宗支倉六右衞門ヲ羅馬ニ派遣スルノ記事

十四年○慶長島津家久其將ヲ遣リ、琉球ヲ攻テ之ヲ取ル、是ヨリ先キ、耶蘇教南蠻當時南蠻ト稱スル者ハ、葡萄牙西班牙等歐洲諸國ヲ指スヨリ傳ハリ、浸盛ナリ、政宗之ヲ惡ミ、南蠻ヲ征シ、其根ヲ斷ント欲ス、十八年九月十五日ニ至テ、政宗向井將監忠勝ニ因リ、幕府ニ請フテ篙師十人ヲ借リ、支倉六右衞門常長、今泉令史、松本忠作、西九助、田中太郞右衞門等ヲ、呂宋ニ遣シ、其俗ヲ窺ハシム、○略註詩ヲ賦シテ曰ク、邪法迷邦唱不終、一作邦人欲征蠻國未成功、圖南鵬翼何時奮、久待扶搖萬里風、後チ元和六年使歸ル、呂宋王ノ書及ビ珍寶ヲ齎シ呈ズ、且ツ曰ク、南蠻ノ俗、柔脆、我之ヲ征セバ、腐朽ヲ挫クヨリモ易シ、政宗志ヲ成サント欲ス、時ニ耶蘇ノ禁甚嚴ナリ、遂ニ果サズ、○略註佛人レオンパジエ氏、日本耶蘇教記ヲ著シ、此事ヲ記シテ曰ク、初メ政宗ハ傳道師ペートソテロヲ其城中ニ誘引シ、自ラ耶蘇教ヲ奉ズベキ意志ヲ表シ、且ツ其國内ニ寺院ヲ新設シテ、傳道師ヲ置クベキコトヲ約シ、因テソテロニ其家臣支倉六右衞門ト共ニ使節トシテ西班牙羅馬兩國ニ至リ、法王ト宗敎ノ爲ニ便宜ノ處置ヲ議シ、又西班牙王ト交際貿易ノ條約ヲ議定スルコトヲ委任セリ、故ニ兩人

遣使

〔伊達氏四代治家記錄二十七貞山公〕元和四年八月廿一日丁丑、南蠻人楚天呂ヨリ書狀進上ス、志如呂、大廣間に於て御目見、蠟燭十五挺、内五挺赤色葡萄酒一壺進獻ス、楚天呂書狀不傳

志如呂ハ楚天呂使者ト見エタリ、楚天呂此節又來朝セシヤ、南蠻ヨリ使者ヲ進ジタルヤ不知、

廿三日己卯、向井將監殿忠勝ヘ御書ヲ以テ、先年南蠻ヘ遣シ玉ヘル御舟、呂宋ヘ廻リ、且又將監殿ヨリ遣サレシ船頭死去ノ由ナリ、因テ今度呂宋ヘ御早飛脚被遣ノ旨仰進ゼラル、其書左ニ載ス、

先日者、御狀忝相屆候、先年南蠻江遣候舟呂宋江廻申之由、貴殿被遣候上乘死去之由、扨々無御心元候、然者今度呂宋江早飛脚遣申候、於樣子者可御心安候、急候間、先早々申入候、恐惶謹言、

八月廿三日　松陸奥守 政宗御書判

向將監樣

〔伊達氏四代治家記錄二十八貞山公〕元和六年八月廿六日辛未、今日支倉六右衛門常長等、南蠻國ヨリ歸朝ス、是去ル慶長十八年ニ、向井將監殿忠勝ト御談合有テ渡海セシメラル、南蠻ノ都ヘ到リ、國王波阿波ニ謁シテ、數年逗留ス、今度呂宋ヨリノ便船ニ歸朝ス、南蠻國王ノ畫像、并ニ其身ノ畫像等持參ス、是南蠻人圖畫シテ授ル所ナリ、南蠻國ノ事物、六右衛門物語ノ趣奇怪最多シ、

九月廿三日丁酉、土井大炊助殿ヘ御書ヲ以テ、當秋支倉六右衛門南蠻ヨリ歸朝ニ就テ、品々仰進ゼラル、左ニ載ス、

急度令啓候、先年南蠻江向井將監申談、舟ヲ遣申候時分、江戶ニ數年逗留被仕候ソテロト申南蠻人渡被申候、其刻從公方樣モ南蠻ヘ爲御音信御具足御屛風ナド被遣候、其砌拙者內之者遣申候、與南蠻ヘ參ルニ付而、七八年逗留御座候而、漸當秋ロソンヨリノ舟ニ歸朝仕候、ソテロ事ハ、キリシタン堅御法度ノ由、ロソンニテ被及承、先々遠慮之旨候而、彼地ニ逗留之由申來候、南蠻ヨリノ御返事モ御座候由申來候、御前不苦候者、來年ロソンヨリ歸朝仕度候由被申越候、如

伊太利

伊太利ハ歐羅巴洲ノ東南方ニ位スル一帝國ニシテ、此國人ハ夙ニ我國ニ來リシモノヽ如シ、慶長十八年、伊達政宗幕府ニ請ヒテ篙師ヲ借リ、南蠻人ソテロヲ正使ト爲シ、家臣支倉常長ヲ副使ト爲シ、謁ヲ羅馬法王ニ執ラシメ、併セテ通交貿易ヲ求ム、其使ハ呂宋ヨリ北米墨西哥ヲ經、歐洲ニ入リ、西班牙王ニ謁シ、遂ニ羅馬ニ至リ、前後七年ヲ歷テ元和六年八月歸朝セリ、其後寛永二十年、此國シヽリー島ノ人、耶蘇教傳播ノ目的ヲ以テ九州ノ地ニ上陸セントセシヲ捕ヘテ江戸ニ監送シ、小日向ニ幽シテ、妻及奴婢ヲ付シ、月俸ヲ賜ヒ、姓名ヲ岡本三右衞門ト稱セシメタリ、其後寶永五年、此國ノ人、復耶蘇教ヲ傳ヘントシテ、薩摩國ニ上陸セルモノアリ、亦捕ヘテ江戸ニ送リ、小日向ニ幽セリ、是ヨリ後、此國ノ人ノ事、久シク我ガ書籍ニ見エザリシガ、慶應二年七月十六日、江戸ニ於テ此國ト通商條約ヲ結ベリ、

國號

〔增譯采覽異言 一〕意大里亞(イタアリア) 里一作禮

昌永按ズルニ、此國ラテン呼テイタリアト云ヒ、拂郎察呼テイタリイト云ヒ、和蘭呼テイタリイン、又ワルセ、ランド、又ウェルス、ランドト云フ、里、漢譯或作理、又作利、明史ニ曰、意大里亞在大西洋中、自古不通中國、萬曆時、其國人利瑪竇始至京師、作萬國全圖云々、

ロマン 意呼ロマ

羅馬國 圖說、歐邏巴南界國名、復有羅馬、與此相混、西語此名ロマン、彼名ロマア、

昌永按ズルニ、此地ラテン呼テロヲマト云ヒ、拂郎察呼テロヲメト云ヒ、又ロマグネト云フ、和蘭呼テロヲメント云フ、漢譯又作羅馬、

〔瀛環志略 四〕意大里亞 以他里、以他利、伊達利、羅問、羅汶、那嗎、薩部、爾尼啞、厄諾地里亞、與朱尼啞、

何と御尋候、大御所樣之時、濃毘數般へは御音信之書簡之御朱印は被遣候、渡海之御朱印は不參と覺へ申候と申渡候、然ば今度向井將監舟を渡候間、自餘の國へ之並に御朱印可被遣候而、認樣を書付てと被申候間、則自筆にて紀行大奉書一枚に、自日本到之舟也、右年號月日、御朱印と、五行に書付て、曾又々渡候、年寄衆より使の由也、

文、上野所に存候、扇は可進之候、又右大御所様よりのひすはんや國王へいずろい江も御音信之物可有之候間、其心得致べく候、委細は向井兵庫殿可被仰候、御相談尤候、已上、

六月廿日　　本多上野 在判

金地院

慶長十七壬子五月廿一日、圓光寺閑室和尚遷化、其時傳長老ハ在洛、六月十九日下府仕、廿日ニ大御所様へ出仕申候、濃毘數般へ之御書之義、直ニ被仰出候、則相認申候也、別冊ニ記置之也、但右へ上州ヨリ出府致候ロ二通之御朱印ハ、今度彼國之法御掃候間、意趣有之旨先船ヲ渡候事無用之由被仰出候故、不相認也、其一通之御書計認之候也、別冊ニ見エタリ、

〔續善隣國寶記〕日本國　征夷將軍　源秀忠　報章、　濃毘數　國主　幕下、

信尺入手、細覽熏讀、特贈數般之奇產、如別錄受之、實至情也、地已雖隔遠、其志親則不異隣境、二國商船往來、毎歲互可通之、時々欲聞國風耳、雖是薄物、本邦之兵器鎧三領 共冑具 寄贈之、以表寸志、餘事正信可傳諸焉、敢不能縷陳、不備、

慶長十七年孟秋中浣

〔通航一覽 百八十五 南蠻新伊斯把儞亞〕慶長十八癸丑年、松平 伊達 少將政宗、御船手向井將監と相議し、政宗及び將監家人を南蠻人と同船せしめ、すべて百八十餘人、新伊斯把儞亞に渡海せしむ、其船八月十五日、政宗領分陸奧國月浦より 牡鹿郡に屬す 出帆す、元和二丙辰年八月廿日、政宗また家人横澤將監を使者として、向井將監家人と共に和泉國堺の津よりこの國に渡す、 貞享書上には、南蠻とのみありて、其國名をさゝざれども、國師日記元和二年六月十四日條に、向井將監に賜はるべき濃毘數般渡海の御朱印を書せし事見えたれば、今推考して此國の事と定む、

〇按ズルニ、此事伊太利篇ニ參照スベシ、

〔國師日記〕元和二年六月十四日、同日、爲御使曾我又左衛門被來、濃毘數般江渡海之御朱印認樣如

同自上野殿被遣書、是ハのひすはんゟ信物請取狀也、

方物到來之目錄

一斗景壹ヶ　一蓑衣壹對上下　一卷物壹端　一南蠻酒兩樽　一鷹具貳色

一沓貳足　一同緒金筋壹條　一鞢貳具　一南蠻圖像三枚

右

奏吾日本國主源君裁、書見、謝丹忱、且副以愚筆、宜有吐露貴國賢主者、惟幸、

慶長龍集壬子夏六月　日　　日本國　臣上野介藤原正純

拜進　濃毘數般國　執事中

右上州ノ書、間ニ相烏子、奥ロヲ切除テ書之、書判被居候、是も加籠〆上書〆認、上書ニ、

日本國　臣上野介藤原正純

拜進　濃毘數般國　執事中

如此相認、七月朔日ニ上州へ持せ遣候、向井兵庫へも其通申渡也、右ノ御書、別紙書、假名ヲ付ル、向井兵庫所望被申候間、則慶西堂ニ鳥子にかゝせてかな付ル、兵庫へ渡候、將軍樣可懸御目由也、

一七月七日、於御城上州被申渡候は、慶長十七年中異國へ被遣候御朱印ロ之程有之候哉、書拔所望之由候、上意之旨に候間、則圓光寺弟子同宿に尋寫可上由申て歸院、則圓光寺へ取に遣て書て上申候、

〔異國渡海御朱印帳〕覺

一のひすはんや江　御朱印一通〇中略

一のひすはんや之國王へいすろい江御返事あそばされ參らせ候、へいすろいゟ之御懸物之注

忠義之道、兩國交（十一行）盟之約無渝變者、皆誓以（一字闕）神爲信之證、能守正（十二行）者必得賞、助成邪者必得罰、靈驗新如指其掌（十三行）仁義禮智信之道、豈不在於茲乎、（一字闕）貴國之所（十四行）用法、其趣甚異也、於吾邦無其緣歟、釋典曰、無（十五行）緣衆生難度、於弘法志者可思而止、不可用（十六行）之、只商船來往、而賣買之利潤、偏可專之、（一字闕）貴國（十七行）之商船來朝之時、雖到著何之國々津々浦々（十八行）聊不可有異儀、衆日城中益加嚴命、宜安心莫（十九行）訝、吾邦土宜備別幅投贈之、采納惟希、炎暑已（廿行）酷、順序保嗇（廿一行）

（一行ノケテ書年號）
慶長十七龍集壬子夏六月　日（廿二行）

（御朱印）
右ノ下書ヲ、六月廿二日、御城持參、直ニ備上覽、文言叶御氣色、則可清書旨被仰也、廿三日ニ自上州下繪ノ間ニ合鳥子貳枚向井兵庫ニ被持下候、廿四日ノ朝、清書仕候、廿二行也、一行ニ十八字、口奥ノ來紙三四五寸計殘、奥ノ年號ヲバ一行ヲキテ書之、御朱印ハ年號ノ奥ニ年號ヨリ上テ被爲押候也、

右清書、廿四日御城へ持參、直ニ備上覽、相叶御氣色、頓而被爲押御印旨御諚也、

右ノ御書、七月朔日ニ御印被爲押、自上州持セ給候、音信物ハ押金ノ屛風五雙被遣候由被仰越候、則別幅ヲ調、

別幅

一押金屛　五雙

慶長十七壬子六月　日

此別副間合鳥子奥口ヲ切捨、常ノ鳥子ヨリモ少シハバ廣クキリテ書之、御書ト一ツニ加籠ニ入、加籠ハ鳥子ニテ上ニ付目アリ、上書ハ、

日本國　源家康　復章　謹封（如此也）
濃毘數般國主　麾下

年伊斯把儞亞王より使節を日本に送り、多く信物を齎らして謝せり、爾後日本にて耶蘇教を禁絶せしより、伊斯把儞亞人も波爾杜瓦爾人も日本に到る事を禁止せられぬ、

〔異國日記 一〕一慶長十七子歲六月廿日、駿府御城へ出仕申處、傳也於上方所勞本復、十九日ニ下府、則翌日出仕申候、大御所様御機嫌能御對面、則濃毘數般へ御書を可被遣候、佛法ヲ日本ニ弘候事無用、只商買計ニ船往來可有之由御書可相認旨被仰出候也、白井兵庫當院へ被來對面、兵庫被申候は、此御書ハ御返書也、去々年濃毘數般ノ船損、日本へ來ル時、上様ゟ御船被仰付歸國、其御禮ニ船ヲ渡テ、御音信物ヲ上、書ヲ捧候也ト具ニ被語候也、本多上野殿添狀アリ、

覺

一のひすはんやへ　御朱印一通〇中略

一のひすはんや之國王べいずろいへ御返事あそばされ度候、べいずろいゟ之御音物之注文、上野所に御座候間、明日可進候、又御所様ゟのひすはんや國王べいずろいへも御音信之物可有之候間、其御心得有べく候、委細は向井兵庫殿可被仰候、御相談尤候、以上、

六月廿日　　本上野判

金地院

私ノ覺ニ、のひすはんや、ろすんへの日本船渡て、右ノ二通ノ御朱印ハ、不被遣間不書也、

日本國　源家康　復章一行　濃毘數般國主　麾下二行

來翰薫閱再三、閔猜、況又方物如目錄領之、惠三行意袞々、喜氣津々、先々年闕一字貴國之商士罹暴風四行難、舟楫摧損、不意適來吾邦、不堪惠遠之思、修五行整一巨船歸之、幸無恙而著岸之告報、滿懷不六行淺、闕一字貴國與吾邦彌結隣交、而每歲商船往來、七行互可通國寶者、爲世爲人何啻孰如焉哉、抑吾八行邦者九行平出神國也、自開闢以來、敬闕一字神尊闕一字佛、佛與闕一字神十行垂跡同而無別矣、堅君臣

魚鼈の類品々夥く、金銀多けれども、是を甚だ愛せず、諸人鳥の羽を以て巧に山水、人物、花鳥等を織る事、其微妙なる漢土の及ぶ所に非ざる由也、太平雑記

〔通航一覽百八十五南蠻新伊斯把儞亞〕自本邦渡海

慶長十五庚戌年、洛商田中勝助東遷基業には、勝成に作り、太平雑記には庄次郎とあり、また官本當代記、慶長年録等には、米屋リウセイと記し、武德編年集成外國入津記には、洛の朱座盛として、泉州堺の產、小田助左衛門とも註す、今駿府記による、新伊斯把儞亞に渡海せしが、同十六辛亥年四月歸朝して、產物多く持來る、自後日本人渡海すべからざる旨、彼國人諭せしよし言上す、此條駿府記、官本當代記等を合考して記す、采覧異言には、十七年彼國の使歸帆の時、我商船これとともに渡海し、明年歸朝せしよし記したれども、前條に載る異國渡海御朱印帳に、ノビスパンへの御朱印は、今度彼國の法御播候間、意趣可有之に付、先船を渡し候事無用之由被仰出候故不相調とあれば、恐らくは誤りなるべし、また太平雑記載る所は詳なるに似たれども、年代も記さずして、畢竟其記事不審なり、姑く考證の末に附載して、參考に備ふ、

〔外國通信事略〕新伊西把儞亞此方の人、ノビスパンと云ふ歟、

此國も歐羅巴の伊西把儞亞より新に取得し國なり、此國より呂宋へ交替の番船、我國に漂著せしに、船を造り給ひて、其國に還されしよりして通路あり、此方よりも、朱屋三成といふ者の船を彼國につかはされし事あり、三成が子孫は、唯今堺に住居の朱座すなはちこれなり、彼國より始て書を奉りしは、慶長十七年の事にて、御返書をなさる、其後は通路絕えぬ、

按ずるに、此國は日本の下にあたる地なり、殊の外に遠き事なりといふ、

○按ズルニ、墨西哥ハ、近世西班牙ヨリ獨立セル新建國ニシテ、共和政體ノ國ナリ、

〔奉使日本紀行五〕第十三篇長崎湊の記

千六百九年慶長十四年マニラヒリプ諸島の內の總官新伊斯把儞亞に航する途中、日本海上北緯三十五度三十分の所にて其舶を敗り、日本海濱に漂流しけるを、日本帝より彼徒を諸尼利亞のアダムスが舶に託し、フカブルコ北亞墨利加の墨是可部中の府の名に送り致さしむ、此に由て千六百十一年慶長十六

濃毘數般欲作商船往來者、不必爲本邦、貴邦之人曾曰、弊邦之東關有所止宿、則呂宋之舟可通風難、自關東出舟者、兩國之嘉慶也、故自貴國告彼國者期望之トミユ、是ソノ國ノ事ハ、慶長六年ノ頃ニ在テ、早ク高聽ニ達シ、神意ノ通信ニ惓々タル所以ノモノ、亦一ナラズ、十五年ニ至テ始テ往來アリシナリ、

〔通航一覽 百八十五 南蠻新伊斯把儞亞〕先年肥前國長崎の町人桃庵といふ者、駿府に參候し、異國の物語を申上る序に、大御所の上意に、外國の者の年久く渡海して、日本の言語に能通じける者あらば、召連來れよかし、珍らしき物語させて聞食し、御慰の伽に遊ばされんとなり、桃庵畏て、翌年に及て、南蕃國の商人耶楊子といふ者を伴て參る、此者を御前に召れて、種々御物語を申、御機嫌に相叶ふ、此者彼國にては然るべき者にて、萬才覺有て、萬諸般つき〴〵しきに因て、暫御留なされ、江戸大樹公へも謁し奉て、居宅を拜領して居れり、今の江戸の耶楊子河岸といふ所是也、或時大御所御夜話に、日本は世界の東にて、此より東に國ある事を不聞と仰有りしに、耶楊子申上る樣は、承候に、日本の東に當て、三大世界有て、其廣さ大明天竺を合せたるよりも大に候よし、三界の名、一は濃婆佛郎察、一は亞墨利加、一は孛露と申候、其亞墨利加の內、濃婆以西巴儞亞國の西に濃比須般國あり、日本より千里にたらぬ道程にて、此國へは南蕃の黑船往來仕り、交易をなし候と申、大御所驚かせ玉ひ、其國へ通路させ見るべしと宣へば、幸彼國へ往く黑船長崎へ入津したるに、案內致さすべしと、卽ち上總國迄、件の船を廻させられて、公より田中庄次郎等を遣はされて、彼國主に御書を贈られ、幷土產を賜て珍奇諸物と貿易させらる、其船二年目に歸朝し、種々の珍寶數を盡して持來る、名酒、紫羅紗、鳥毛の天鵞絨等、又桑の板厚サ一尺餘、幅九尺、長サ二十間なるを數十枚持參仕、此板を以て御風呂屋を造らせらる、皆申上るやう、彼大地常に温にして、春季の天氣に似たり、風俗寛弱にして、遊興を好み五穀果菜多く、鳥獸

通交貿易

ノ處ナリ、度數ノ譜ニ云、アカプルコ北極出地一十七度一十分、東西天度二百七十四度三十七分、又按ニ、異國往來ニ、慶長六年ニ、神祖ヨリ、呂宋國郎巴難主ニ賜フ所ノ報書ニ曰、弊邦與濃毘數般欲修鄰好、非貴國年々往來之人、則海路難通、可希求者、依足下指示、時々令往返云々、又慶長年錄ニ云ク、慶長十八年ニ、京師ノ商人某者、ノビスハン國ヨリ還ル、云ク、甚富饒ノ地ナリ、然レドモ此方ニテ聞シ程ニハ金多カラズ、但シ日本ノ人自後ハ來ルベカラザルノ由ヲ彼國ノ人言ヒシトナリ、

〔外蕃通書 二十六〕新伊斯把儞亞國書

守重云、濃毘須蠻〈又濃毘數般トモ書セラル〉ノ往來ハ、慶長十五年ニ始リ、御書ヲ賜ハリシハ、同十七年ニ有シナリ、按ニ慶長年錄十五年五月ノ條ニ、此頃、京都町人朱屋のわうせいといふもの、以大御所御意のびすはんへ渡海賣買、任心歸朝、猩々皮多く持來る、但金銀は聞及候程に無之、日本人渡海は無用之由、彼國人示之ト見ユ、是此方ヨリ渡海ハ神意ニ出テ、十五年ニ始リシコト見ベク、〈外國通信事略ニ、此國ヨリ呂宋ヘ交替ノ蕃船我國ニ漂著シ船ヲ遣リ終リテ、其國ニ返サレシヨリシテ通路アリ、此方ヨリモ朱屋三成ト云フモノ、船サ、彼國へ遣ハサレシコトアリ、三成ガ子孫ハ、只今堺ニ居住ノ朱屋是ナリ、守重云、三成ハ王成ノ字ノアヤマリナルベシ、〉同十七年、東照宮ノ御復書ニ、先々年、貴國之商士羅暴風雨難、舟楫摧損、不意適來吾邦ト載セラレ、異國日記十七年六月ノ條ニ、去々年濃毘數般ノ船損、日本へ來ル時、上様ヨリ御船被仰付歸國、其御禮ニ船ヲ渡ス也トミユ、是ソノ國ノ船ノ此方へ來津セシモ、十五年ニ在リシコト見ベク、駿府記慶長十六年九月ノ條ニ、東海之中有濃毘須般國、自古未通、去年京都町人田中勝助、就後藤少三郎而望渡海、今夏歸朝、數色之羅紗幷葡萄酒持來云々トミユ、是ソノ十五年渡海シテ、翌年安歸セシコト見ルベキナリ、〈年錄ニ、朱屋わうせいト云ヒ、駿記ニ田中勝助ト云フ、但ニ同船セシモノナルカ、〉○中略然ルニ是ヨリ前慶長六年十月、東照宮ヨリ呂宋ヘノ御復書ニ、弊邦與濃毘數般欲修隣好、非貴國年々往來之人、則海路難通ト見エ、同七年八月ノ御復書ニ、本朝與

圖缺

許ス、同十八年、伊達政宗ノ使ヲ羅馬ニ遣スヤ、其使者途ニ此國ヲ過ギ、元和二年、政宗又使ヲ此國ニ遣ス、寛永元年、此國ノ人薩摩ニ著船シ、將軍ニ謁センコトヲ請フ、其國耶蘇教ヲ信ズルノ故ヲ以テ之ヲ許サズ、其後復通交ナシ、

〔增譯采覽異言十二〕イスパニヤノヲバ（又呼ノチパイスパニヤ）、新伊斯把爾亞

昌永按ニ、此國羅甸呼テ、ヒスパニア、ノヲバ、又ノヲバ、ヒスパニアト云ヒ、（ヒスパニアノヒ字、其音上ノ第三巻伊斯把爾亞ノ條ニ詳ナリ、）拂郎察呼テスウヘッレ、エスパグニト云ヒ、和蘭呼テニイウ、スパンエント云、又此地ノ別名ヲメキシコト云、漢譯墨是可コレナリ、又オウデメキシコト云、オウデハ舊ヲ云、コレ下ニ云、新瓦搽那達ヲ又新墨是可ト云ニ因テ、舊ノ語ヲ加ヘテコレニ別ツナリ、我國コレヲノビスハントト云ハ、即ノウバヒスパニアノ轉訛ナリ、

地稍廣大、其北連山、餘皆際海、其南即馬金色墨是可等地也、（西圖作マキシコ、明人所刻圖分而爲二、皆其屬國也、圖說乃曰墨是可地、產各色島羽、人綵以爲畫、山水人物皆妙也、）

昌永按ニ、墨是可ハ西語メキシコ、則此國ノ別名ナリ、サレドモ此國内ノ三大鎭ノ其一ヲ亦墨是可ト云ヒ、其内ノ都城モ亦墨是可ト云フ、下ノ增譯ノ中ニ詳ナリ、

西北與新瓦剌察相接疆界、初北荒之地、諸國大亂、人與禽獸相食其肉、伊斯把爾亞人、乃據其亂、據而有之、拂郎察瓦剌察等諸國分土析境、皆是之時矣、圖說云、南北亞墨利加自古無人知有此處、惟一百年前、歐羅巴人乘船至其海邊之地、蓋歐羅巴諸國各併此地、亦惟所謂一百年後之事耳、（明人以萬曆壬寅刻坤輿全圖、蓋其所謂一百年前、有彼弘治之末、我文龜永正間也、慶長十五年秋、新伊斯把爾亞商舶、過洋遇風、漂至我東地、舶艫盡碎、官命搆治、乃給資糧而還、十七年夏、其國遣使來聘、以謝其禮物、有自鳴鐘一口、我有此制、實自此始、爾時我舶商亦與彼使俱去、明年得還、說其民物蕃庶、且說彼人謝曰、兩地懸隔、萬里艱險、請勿復來、是後遂絶、邏馬人按圖指其海口一所曰、此地名アカプルコ、昔我到此、西洋諸國要會之衝、因說其地豐饒、亦與我人所說合、）

昌永按ニ、アカプルコ一名亞加普爾哥ト云、即チ極テ富饒ノ城地ニシテ、海港ニ臨ミ、商賈湊會

を可弘內存有之歟、日本に彼門徒を御禁制嚴重之上は、御對面不入義歟、可分別由仰出之旨、三人、被仰聞候一段、御尤と申上、然ば權六迄、其趣紙面に御年寄衆より可被仰遣候間、案文調へ、御右筆に書せ可申由大炊殿被仰候間、卽席に案文調へ、武部傳內に書せ、按するに、武部は建部の誤りなり、傳內昌興書を善くして御右筆を勤む、大炊殿へ渡す、案如左、

今度自伊須波差渡使節、欲修聘禮、以實赴之來、卽相議而達上聞、往年彼國所懇求者商舶往來、兩國之珍產相互市易貿買之一件耳、然此以邪法頻欲逛風俗、所制止先已畢、强及其企者、非彼國之僞謀乎、不收聘禮也云々、此奧書留少々在之、按後暗々書留候故、奧を略す、次日の廿五日又登城、大炊殿、主計殿、信濃殿對談、昨日之下書叶上意、奧之書留不收聘禮也迄ニテ能候と上意之旨也、爲後之覺記之、

〔蘭使日本紀行〕五 西班牙人、日本將軍御所樣ニ書ヲ捧ゲ、其船ノ日本港ニ入ルノ許可ヲ請フ、蓋シマニルラヨリ新西班牙ニ赴クノ船舶、屢颶風ノ爲ニ漂流シ、其損害ヲ蒙ムルコト些少ナラズ、若シ日本人之ヲ許可セバ、恩惠莫大ト云フベシ、然レドモ日本海岸ハ低キガ故ニ、之ニ適スルノ地ナシ、何ノ港ヲ可トスルヤヲ知ラズ、終ニ日本ニ於テ船ヲ製造センコトヲ請フ、蓋シマニルラ及新西班牙ニハ船材ニ供スベキノ良木ナク、又之ヲ構造スルニ適スル良匠ナキヲ以テナリ、○事係二千六百十一年、卽我慶長十六年、

○按ズルニ、伊達政宗ノ使ノ西班牙ニ到リシ事、伊太利篇ニ併セ出セリ、

附濃毘數般

濃毘數般ハ、卽チ新伊斯把儞亞(ノウバイスパニヤ)ニシテ、今墨是哥ト云フ、北亞米利加洲ノ南邊ニ位スル國ナリ、慶長十五年、此國ノ船、風ニ遭ヒテ、我國ノ海岸ニ漂著セシニ、幕府命ジテ之ヲ護送セシカバ、同十七年、其國方物ヲ齎シテ來朝シ、前年ノ恩ヲ謝シ、幕府爲ニ返書ヲ與ヘ、且通商貿易ヲ

國號

通交貿易

西班牙 濃毘數般 附

西班牙ハ、歐羅巴洲ノ西南方ニ位スル國ニシテ、此國人ノ我國ニ來リシハ、慶長ノ頃ヨリナリト云フ、

〔增譯采覽異言 三〕イスパニア和呼イスパンヤ、又云スパンヤ、

伊斯把儞亞斯一作レ西

昌永按ニ、此國羅甸呼テヒスパニア、乃チ伊斯把儞亞ト云フ、此ヒスパニアノヒハ喉音ニシテ脣音ニ非ズ、故ニイト相混ズルナリ、拂郎察呼テ厄斯把孤涅ト云ヒ、其國自稱シテ厄斯班那ト云ヒ、和蘭呼テ斯班猥ト云フ、又此國ノ古名ヲ赫斯百利亞ト云フ、コレ西國ノ義ニシテ、其地歐羅巴洲ノ最西ニアル故ナリ、又下ノ航海圖說ノ說ニハ、古名把尼亞トアリ、此國艾氏圖說ニハ、以西把尼亞ニ作ル、明史ニハ以ヲ依ニ作ル、明ノ龐廸我ハ、此國ノ人ナリト云、又此國ヲ海國聞見錄ニハ是班牙ニ作ル、又按ニ、諳厄利亞國ニテハ此國ヲ呼テ斯把印ト云、

〔瀛環志略 四〕西班牙是班牙、斯扁亞、士便、干絲蠟、義斯巴尼亞、以西把尼亞、大呂宋、意錫里亞、

〔通航一覽 百八十五 南蠻伊斯把儞亞〕入津 井 渡來停止、

慶長の頃より伊斯把儞亞人渡來せり、其後中絕せしが、寬永元甲子年、使船薩摩國に著岸して、拜禮の事を請ふ、されども邪敎の國たるにより、許されずして歸帆を命せらる、これ本國船の來りし始めなり、慶長の頃渡來せしは、呂宋等よりの便船にして、本國出仕の船にはあるべからず、○中略

寬永元年甲子三月廿四日、土井大炊殿より御用候間可二登城一由使者來、卽午剋出仕、大炊殿、主計殿、信濃殿對談、上意之趣は、伊須波よりイスパニヤ使者來朞、薩摩へ著岸、長崎之代官長谷川權六所勞にて在京故、右之使者三百人之內七八十人、京へ御禮申上度由望申由注進候、彼國伴天連之本國にて、邪法

書を添べし、

第二十二條

兩國にて條約の實地を驗し、改革せん事を求むる時は、其一年前に通達して、再驗を爲すべし、其事は今より凡十一年の後にあるべし、

第二十三條

日本政府より、向後、外國の政府及び臣民に許すべき殊典ある時は、葡萄牙政府國民へも同樣の免許あるべし、

第二十四條

此本書は、日本よりは大君の御名と奥印を署し、葡萄牙國王自ら名を記し、印を調し、十八箇月の內、江戸に於て取替すべし、

右取極の爲め、萬延元年申六月十七日、江戸に於て前に載たる兩國の役人等名を記し調印するもの也、

溝口讃岐守花押

酒井隱岐守花押

松平治郎兵衛花押

キュマレイス手記

日本の運上所にて、荷主申立の價を奸ありと察する時は、運上役所より相當の價を付、其荷物を買入る事を談すべし、荷主若之を否む時は、運上所より付たる價に從て、運上を納むべし、承允する時は、其價を以て直に買上べし、

第十六條

輸入の荷物、定例の運上拂濟の上は、日本人より國中に輸送する共、別に運上を取立る事なし、

第十七條

葡萄牙商船、開きたる港に、品物を輸入し、規定の運上納濟の證書あれば、再び其品物を他の開きたる港に轉致し、陸揚するとも、重税は取立ざるべし、

第十八條

開きたる港の日本司人、密商奸曲を防ぐ爲、相當の規則を立べし、

第十九條

過料取上物の類は、總て日本役所に屬すべし、

第二十條

此條約に添たる商法の別冊は、本書同樣雙方の臣民互に遵守すべし、

日本貴官又は委任の役人と、日本に來れる葡萄牙國のヂプロマチーキ、アゲントと、此條約の規則、並別冊の條を全備せしむる爲の規律等、談判を遂ぐべし、

第二十一條

此條約は日本葡萄牙及び和蘭語にて書し、各飜譯は同義同意にして、和蘭飜譯を元と見るべし、

都て葡萄牙のヂプロマチーキ、アゲント及びコンシュライル、アゲントより日本司人にいだす公事の書通は、向後英語にて書すべし、尤此條約調印の月日より三箇年の間は、日本或は和蘭の譯

外國の諸貨幣は、日本の貨幣と同種の同量を以て通用すべし、
雙方の國人、互に物價を拂ふに、日本と外國との貨幣を用る事妨なし、
日本諸貨幣は、銅錢を除く輸出する事を得並外國の金銀は、貨幣に鑄るも鑄ざるも輸出すべし、

第十一條

葡萄牙海軍の爲用意の品は、神奈川、長崎、箱館の內に陸揚し、庫內に納め、葡萄牙番人守護するものは、運上の沙汰に及ばず、若其品を賣拂ふ時は、買得る人より規定の運上を日本役所に納むべし、

第十二條

葡萄牙船、日本海岸にて、破船又は漂著し、或は危難を遁れ來る事を知らば、其所の司人之を救ひ、厚く扶助を加へて、最寄のコンシュルへ送り渡すべし、

第十三條

葡萄牙商船、日本の開きたる港に來る時、並に規定の雜稅及び運債拂濟にて港を出る時は、水先案內を雇ふ事勝手たるべし、

第十四條

葡萄牙人開きたる各港に、諸品物を輸入し、賣拂、又は買入れ、輸出する事自由なるべし、
制禁外の品物、規定の運上納濟の上は、其他の運上を拂ふ事なし、
軍用の諸物、日本役所の外へ賣るべからず、尤外國人互の取引は差構ある事なし、
雙方の國人、品物を賣買する事、總て障なし、其拂方等に就ては、日本役人之に立會はず、諸日本人は、葡萄牙人より得たる品を賣買し、或は所持する事倶に妨なし、

第十五條

第四條

日本に在る葡萄牙臣民の間に起る爭は、葡萄牙司人の裁斷たるべし、

第五條

葡萄牙臣民に對し惡事を爲せる日本人は、日本司人にて糺し、日本法度に隨て罰すべし、日本人或は外國の臣民に對し、惡事を爲せる葡萄牙臣民は、コンシュル或は其他の官人にて糺し、葡萄牙の法度に隨て罪すべし、裁斷は雙方に於て偏頗なかるべし、

第六條

葡萄牙人、日本人に付て訟ふべき事あらば、コンシュル館に赴き、其旨を告べし、コンシュル吟味の上、實意に處置すべし、萬一差掛り日本人より葡萄牙人に就てコンシュルへ訟を爲す事ある共、又コンシュル實意に處置すべし、若コンシュル是を處置し難き時は、日本司人へ申立、倶に吟味し、當然の判斷を爲すべし、

第七條

葡萄牙人、日本商人に逋債ありて、償を怠り、又は奸曲ある時は、コンシュル是を裁斷して、嚴重に償はしむべし、日本商人の葡萄牙人に逋債あるも、日本司人是を處置するは同樣たるべし、日本奉行所、葡萄牙コンシュルは、雙方の國人の逋債を償ふ事なし、

第八條

在留の葡萄牙國人、日本の賤民を雇ひ、諸用事に充る事妨なし、

第九條

在留の葡萄牙人、自ら其國の宗旨を念じ、拜所を居留の場所に營む事障なし、

第十條

前に載せし各港及び町に於て、葡萄牙臣民居留を許すべし、彼等一箇の地を賃を以て借り、其地に在る建物を買ふ事妨なく、且住宅倉庫を建る事を許すと雖も、是を建るに托して、要害の場所を營むべからず、此掟に從はしむる爲、其建物を普請修補する時、日本役人見分する事當然たるべし、

葡萄牙臣民、其建物の爲得る一箇の場所、及び港々の規定は、各所の日本役人と葡萄牙コンシュルと定むべし、若同意し難き時は、其事件を日本政府と葡萄牙デプロマチーキ、アゲントに示し處置せしむべし、其居留場の周圍には、門墻を設けず、出入自在にすべし、

日本開港の場所に於て、葡萄牙臣民遊歩の規程左の如し、

神奈川　六郷川筋を限とし、其他は各方へ凡十里、

箱館　各方へ凡十里

兵庫　京都を距る事十里の地へは、葡萄牙人立入ざる筈に付、其方角を除き、各方へ十里、且兵庫に來る船々の乘組人は、猪名川より海灣迄の川筋を越ゆべからず、

都て里數は、各港の奉行所又は御用所より陸路の程度なり、

長崎　其町の周圍に在る御料所を限とす、

新潟は、治定の上境界を定むべし、

江戸　申六月より凡十七箇月の後より（千八百六十二年一月一日）

大坂　同斷、凡二十九箇月の後より、（千八百六十三年一月一日）

右二箇所は、只商賣を爲す爲にのみ逗留すべし、此兩町に於て、葡萄牙臣民、家屋を價を以て借るべき相當なる一區の場所、及び歩行すべき規程は、追て日本役人と、葡萄牙デプロマチーキ、アゲントと定むべし、

年第四月八日 於同所本書交換、

帝國大日本大君と、葡萄牙國王と、永く親睦の意を堅くし、且其各臣民貿易の交通を容易にせん事を欲して、此平和懇親及び貿易の約條に及ばん事を決し、日本大君は、溝口讃岐守、酒井隠岐守、松平次郎兵衛に此事を任じ、葡萄牙國王は、日本に越たるイシドウロ、フランシスコ、キュマレースに命じ、雙方委任の書を照應して、下文の條々を合議決定す、

第一條

日本大君と、葡萄牙國王、其親族、並に世々と、其互の所領臣民の間に、永久の平和懇親あるべし、

第二條

日本大君は、リスサホンに在留する政事に預る役人を任じ、並に葡萄牙の各港の中に在留する諸取締の役人、及び貿易を處置する役人を任ずべし、其政事に預る役人及び頭立たる取締の役人は、故障なく葡萄牙國內を旅行すべし、

葡萄牙國王は、江戸府に在留する爲め、ヂプロマチーキ、アゲント、並に此條約にて葡萄牙貿易の爲に開きたる日本の各港の中に在留するコンシュル或はコンシュライル、アゲントを命ずべし、其ヂプロマチーキ、アゲント、及びコンシュルゼチラールは、故障なく日本國內を旅行すべし、

第三條

神奈川、長崎、箱館港、及び町は、萬延元申年八月十七日(西洋紀元一千八百六十年十月一日)葡萄牙臣民の爲に開くべし、其外、次にいふ所の場所を、期限の通り葡萄牙臣民の爲に開くべし、

兵庫　申六月より凡二十九箇月の後より(千八百六十三年一月一日)

新潟　若不都合の事あらば、代りの港を日本の西海岸にて開くべし、尤其港治定次第開くべきの期日を告知すべし、

ニ我蒙ムル所ノ損害最モ大ナリト、說ク所此ノ如クナリシニ、コセキユエンドノ答テ曰ク、卅子及軍卒瑪港ニテ惡業ヲ爲ス、豈ニ我政府ノ關リ知ル所ナランヤ、軍卒ハ粗暴ナレバ、誰人ニ敵對スルヤ謀ル可ラズ、汝宜シク時ニ臨テ處置スベキナリ、

〔闢使日本紀行 六〕葡船多ク貨物ヲ載テ、臥亞麻六甲、ヒリッペーネル、瑪港及ビ他所ヨリ出帆シテ日本ニ到ル、此船著岸スル土地ハ、大利ヲ得豊後、有馬、鹿兒島、天草、及ビ平戸ノ諸侯、各通好ノ港ヲ所有ス、故ニ相競テ我領地ニ迎ヘ入レ、貿易センコトヲ望ム、依テ皆イ、ツイテンニ交ヲ結テ、葡船ヲシテ己レノ領地ニ入ンコトヲ謀ラシム、船主何ニ向テ著岸スベキニ迷フ、〇中略デウエーキフロイウス曰ク、今フロイウスノ書ヲ掲記ス余平戸ニ在リシトキ、國侯信心勤行ヲ禁ジタリ、此侯之ヲ信セザルニアラザルニ、然ルニ、偶葡船二艘來航スルアリ其指令官ハ余ノ助言アルニ非ザレバ、平戸ニ投錨セザラントス、侯忽チ利ノ爲ニ變心シ、其不敬ヲ謝シ、更ニ懇請シテ曰ク、敢テ葡船ノ平戸ニ至ルヲ禁ズルニアラズト、卽日令ヲ改テ、キリスト信者ノ勤行自在ナルコト、前日ノ如クナルベシト、是ニ於テ葡船、平戸ニ投錨セリ、

〔嘉永明治年間錄 九〕萬延元年六月二日、葡萄呀國ト條約ヲ結ブノ達

此度、葡萄呀國より使節、阿蘭陀國同樣條約御取結相成候樣相願候、尤も葡萄牙國の儀は、先達て長崎表に於て阿蘭陀條約談判の節、同國領事官申立候趣も有之、葡萄呀國へも條約御取結の積議定致し置候儀に付、今般阿蘭陀同樣條約御取結可有之候、此段爲心得申達候間、向々へ寄々可被相達候、　同廿一日ニ至り、今般葡萄呀國より使節差越し、條約取結の儀申立候に付、イギリス等の振合を以て、假條約爲取替相濟、一昨十九日致退帆候、此段爲心得相達候、

〔各國條約書〕日本國葡萄牙國修好通商條約

萬延元年庚申六月十七日、西暦千八百六十年第八月三日於江戸調印、文久二年壬戌三月十日、西暦千八百六十二

一拾六艘　荷舟

一拾艘　せき舟

合貳拾六艘

總合七百三拾壹艘

人數總合四萬七千九百四拾貳人〇中略

一八月朔日、黑船御返し被成候に付、かぴたん江御使者被遣候間、石火矢打申事可有之候間、騷ぎ申間敷と從政所被仰觸候事、

一同日夜に入、川口に居申候舟懸直し候事、

一同三日、黑船歸帆被仰付候、浦々へ舟懸り仕候とて、陸地江上申間敷旨被仰觸候事、

一同四日、黑船へ兵粮水被遣候事、

一同五日、早天より、黑船出船仕候樣にと被仰付候間、船之懸り樣、先年其心得可有之候、若黑船高鉾(ホコ)より内に而石火矢を打申候は、御乘取可被成候間、其心得可仕候由、黑船碇繰候時分は卯之上刻に而御座候、申之下刻高鉾迄罷出候事、〇中略

一同九日黑船長崎より拾五里沖江走出候由、政所江注進有之候事、〇下略

〔蘭使日本紀行　三〕駿河ニ著シ少時前〇蘭使著駿河事、係于千六百四十九年、即我慶安二年之事、ニ葡萄牙使節拜謁ノ時ノ所置振リヲ聞クヲ得タリ、此使節先ヅ口演シ、後ニ書面ヲコセキユエンドノニ捧ゲリ是執政ノ長ナリ、其後御所樣ニ拜謁ス、獻上スル所ハ、金彩アル羅紗十枚、金盤一枚、時計臺アル者一個ナリ、將軍此諸品ヲ嘉納セリ、然レドモ、將軍自ラ一話ヲ交ユルニアラズシテ、使節退去ヲ命ゼラル、頸ニ金鏈ヲ纏ヒ、翻緣ノ天鵞絨ニテ外貌ヲ裝飾スルニ係ラザルナリ、〇書意ノ語意不詳、按ズルニ、外觀裝飾シテ請求スル所アルニ係ラズ、待遇簡易ナリシト意カ、ノ使節逃ル所ノ意ハ、日本人三年前ニ瑪港ニテ人ヲ殺セリ、敢ラ其言譯ヲ請フ、又長崎ニテ西班牙大舶燒カレタル歎訴ナリ、此時蒙ムル所ノ損害百萬ジユカーテンナリ、就中之ガ爲

一拾四艘　せき舟　　一五拾壹艘　荷舟
　合六拾五艘
　　　　　　　　　　　　寺澤兵庫頭

一三千五百五人　内六百八十五人　加子

一拾三艘　せき舟　　一拾九艘　荷舟
　合三拾貳艘
　　　　　　　　　　　　大村丹後守

一貳千六百三人　内千貳拾三人　加子
　但陸之御用計故船は無之候
　合九艘
　　　　　　　　　　　　小笠原信濃守

一千六百七拾八人　内六百五拾人　加子

一六艘　せき舟　　一拾四艘　荷舟
　合貳拾艘
　　　　　　　　　　　　松平隱岐守

一六千三百拾壹人　内貳千六百拾五人　加子

一四拾八艘　せき舟　　一五拾貳艘　荷舟
　合百艘
　　　　　　　　　　　　松平美作守

一千百九拾人　内五百六拾八人　加子

馬場三郎左衛門（中略）正保乘船來朝記○中略

細川氏藩士留書附錄長崎表御沙汰荒增の内

一七月十九日、隱岐守殿御舍弟松平美作守殿御嫡子河內守殿長崎へ御着之事、

一隱岐守殿早船荷船共五拾五艘餘、其後右御兩所御越之節拾艘、都合舟數六拾五艘餘候、人數は五千餘候と家來中申候得共、舟數を以相考候得ば、五千人までは有之間敷由申候、尤之由監物も申候、

諸手人數船數之覺

細川肥後守

一壹萬千三百壹人　內四千八百九拾六人　加子

一百八艘　せき舟　一百貳拾五艘　荷舟

合貳百三拾三艘

松平筑前守

一壹萬千七百三拾人　內貳千七百三拾人　加子

一六拾壹艘　せき舟　一五拾艘　荷舟

合百拾壹艘

鍋島信濃守

一八千三百五拾人　內三千三百五拾人　加子

一貳拾五艘　せき舟　一百艘　荷舟

合百貳拾五艘

立花左近將監

一三千八百七拾人　內八百人、　加子

一返答に、船を入可ㇾ申上由申ㇾ畏候由に而、則津中江入申候、帆石火矢之義賣買船抔は御作法に而上可ㇾ申候得共、使者船の道具上候例無ㇾ御座ㇾ候由申候而、道具壹ッも上不ㇾ申候、

一貳艘共に兵船作之由、右之通色々りくつを申に付、三郎左衛門殿御驚被ㇾ成候由、

一西國之御目付豐後府内之城主貳萬石日根野織部正殿、西國之御目付肥前島原之城主四萬石高力攝津守殿、三千石馬場三郎左衛門殿、萬事此三人にて御相談之由、〇中略

細川氏藩士留書の内〇中略

一長岡監物義、去七日熊本出陣、夜前桃島迄著船之由に而、同九日宇野五郎左衛門を船場萬事爲ㇾ稽先へ差越候事、此勢三千三百七拾九人、水主貳千四百二十四人、合五千八百三人、都合壹萬千三百壹人、自注、先後之人數都合九千五百四十四人歟、

〔通航一覽百八十七南蠻波爾杜瓦爾〕條々

一黑船之義に付、從ㇾ江戸ㇾ被ㇾ仰出ㇾ無ㇾ之以前、作法潜にいたし、かぴたん氣遣不ㇾ仕候樣に可ㇾ相心得ㇾ事、

一黑田筑前守黑船當番に付、可ㇾ爲ㇾ先陣ㇾ事、

一加勢之人數無ㇾ下知ㇾして猥に無ㇾ之樣可ㇾ仕候事、

一不ㇾ慮に黑船かけ出候はゞ、乘取可ㇾ申事、

一味方討於ㇾ有ㇾ之は、物頭可ㇾ爲ㇾ越度ㇾ事、

一喧嘩口論停止之事

一竹、木猥に不ㇾ可ㇾ伐採ㇾ事

一押買狼藉停止之事

一宿賃船賃相對之所に相違有ㇾ之間敷事

亥〇正保四年七月十五日　高力攝津守

日根野織部正

何れの國より如何樣の儀に而渡海仕候哉、委細可申上之旨被仰遣候、彼船より返事には、其地江著船之上樣子可申上之由、

一同日政所より重て使者被遣、鐵炮之玉薬上申候て、カピタンも上り候樣にと被仰遣候得ば、御返事には、樣子御座候間、カピタン上り申儀も不能成、尤玉薬上ゲ申義も不能成候由御返事申上候事、

一右之通御返事申上候に付、然る上は兎角合戰可仕心得と何茂御推量に付、江戸江も言上、左候得ば、江戸より御一左右無之内に、彼船歸帆之時は、如何との御詮議に而、近國之諸勢被召寄候事、

一黑田筑前守忠之長崎江著、直に政所江御出被仰候は、當年長崎當番之儀に御座候に付、願申候、黑船御討果被成候に付、近國江軍勢抔被仰遣候儀は御無用に被成可被下候、彼船乘取申分は、手前にて仕廻申儀に御座候、若差支申義も御座候はゞ、鍋島信濃守義は、連々相役之事に而候間、無停止可申談候、然れども私當番之義に御座候間、鍋島人數も私裁判に付候樣に、前以被仰渡被下候樣にと、被申入候得ば、高力攝津守殿被申候は、何も相談仕、重而樣子可申入之由、日根野織部正殿、御町奉行馬場三郎左衞門殿は、兎角之義不被仰候事、

同斷長崎表之御沙汰荒增書留の內、

一ガリアン船貳艘長崎の津口まで參候時、政所馬場三郎左衞門殿より、如何樣之子細に而參候哉と御尋被成候、

一ガリアン船より申上候は、南蠻より訴訟爲可申上、使者船を差上候由申上候、

一馬場殿より御申候は、御訴訟申上候はゞ、津中江船を入て申上候由被仰遣候、舟を入申候はゞ、日本之作法に候間、帆石火矢抔差上可申由申候得と被仰遣候、

〔長崎志 七〕隅州種子島ニ南蠻船來著之事

一天文十二癸卯年八月、大隅國種子ケ島ノ内西村ト云所ニ、南蠻船壹艘來著セリ、所ノ者見之、船中ノ人物奇異ノ行粧ナル故、如何ナル者ゾト尋問シニ、南蠻國ヨリ、商賣ノ願ニ依テ、日本ニ渡海セシ由答之、則陸上ニ揚リ所ノ者ニ出會ヒ、數月滯船ス、

○按ズルニ、是ヨリ先、南蠻人渡來ノ事ハ、歐亞篇亞媽港條ニアリ、

〔奉使日本紀行 五〕第十三篇長崎湊の記

今先因に歐邏巴人の始て日本を見出せし事を辨す

歐邏巴人の始て日本國を知たるは、有名の遊士ロブロクイスとマルコユーロを最初とす、(自註、此兩人は千三百年代の人、)爾後千六百年代の年に、波爾杜瓦爾のヘルチナントメンデスピントと云者、千五百四十二年(天文十一年)海賊の魁たるサミボテカ(人名)が媽港より琉球に遣る支那船に乘じ、日本海濱へ漂著せしより、日本國の事を始てたしかにせしと也、(此事は千七百五十四年把理斯より著せる書に出たり、)然るに同年又波爾杜瓦爾人三人、日本薩摩の海濱に漂著せるありと、此三人と、彼ピントと、何れか先、何か後なるや疑べし、

〔通航一覽 百八十六 南蠻波爾杜瓦爾〕入津幷渡來停止

慶長十四己酉年、波爾杜瓦爾人來貢す、(官本當代記に、六月黑船ならびに小黑船二艘長崎に著船とあり、此船も其内なるべし、但しこの事此國よりの入貢國朝舊章錄等の外、他に所見なし、おもふに異國日記に、ことし阿媽港船入津し、其願により七月廿五日、向後日本人阿媽港に渡海停止の御朱印を出されし事を載せ、彼阿媽港は、波爾杜瓦爾の屬國たれば、國朝舊章錄等載する所、またこれをさせしものなるべからず、姑らく原書のまゝを記して後證を俟つ、)

〔通航一覽 百八十六 南蠻波爾杜瓦爾〕一正保四丁亥年六月廿四日、肥前國長崎之沖に、黑船貳艘見へ申候、右(細川氏藩士留書之内)船貳艘ガリアンアルマタといふ、

一六月廿六日、黑船貳艘共に長崎之入口イワウ島より入津仕候に付、長崎政所より使者を被遣、

通交貿易

洲の地方伯西兒國（フラソール）に於て、僅に利益を得るのみ、

〔瀛環志略 四〕葡萄牙（葡萄亞、葡萄牙耳、布路亞、波耳都欺、博爾都噶亞、伯爾都牙里、大西洋、盧西達尼亞、）

〔采覽異言 一〕ポルトガル　波爾杜瓦爾

西蕃之來、自此國始、天文十年辛丑秋（七月）、暴有大海舶一隻、直至豐後國神宮浦、其所駕者二百八十人、明茅元儀曰、西蕃波羅多加兒國佛來釋古者、傳鳥銃於豐州、即謂之也、（佛來釋古者、蕃名フランシスクス、サベイリウス、彼方教師、舉名猶甚者、詳見于後、）十二年癸卯秋（八月）其人駕六大舶來、其中一隻泊于多爾島、（事見薩州僧南浦集）是而後、來我西鄙、歳々不絶、元龜元年庚午春、至肥前國、求以互市、置場於彼杵海口、衆演其教法、今長崎港即此、天正十二年甲申春、豐後國遣使往報其聘、大使遇疾死于彼國、美聞之、西人說、爾時大使携其幼子來還馬國、以爲其徒、大使之墓在山中、於今猶存、輙出懷中冊子所畫其像者以示之、考其使人名氏、曰植田玄佐、原係美濃國齋藤氏族者也、十五年丁亥春、豐臣關白西巡之日、怒彼教師無禮驅之出境、然如其通市、羈縻不絶、置場如舊、始自蕃舶來、貪者逐其利、愚者歸其教、愚之與貪其弊日甚、國初已來嚴設厲禁、而竟格不行、激成其亂、及島賊既平後、諸蕃貢市一切沮之、其冒禁陷戮者、通于前後凡二十八萬人、禍亦慘矣、（此國之人、我俗呼爲南蠻者、其來多取道呂宋也、其舶呼爲黑船者、塗之以瀝青故耳、）

〔武備志 二百三十一 日本考〕利器　鳥銃原出西番波羅多伽兒國、佛來釋古者、傳於豐州、造鳥銃一門、價二十餘兩、用之奇中、別州無此妙、

〔南浦文集 上〕鐵炮記（代種子島久時公）

隅州之南有一島、去州一十八里、名曰種子、我祖世世居焉、古來相傳、島名種子者、此島雖小、其居民庶而且富、譬如播種之下一種子而生生無窮、是故名焉、先是天文癸卯（〇十二年）秋八月二十五丁酉、我西村小浦有一大船、不知自何國來、船客百餘人、其形不類、其語不通、見者以爲奇怪矣、〇中略　賈胡之長有二人、一曰牟良叔舍（ムラシユクシヤ）、一曰喜利志多侘孟大（キリシタダモウタ）、

國號

古事類苑

外交部十八

葡萄牙

葡萄牙ハ、歐羅巴洲ノ南端ニ位スル一王國ニシテ、西洋諸國人ノ我ニ通ズルモノ、此國ヲ以テ始ト爲スト云フ、德川氏ノ初ニモ相繼テ往來シ、互ニ交易セシカド、正保四年六月、長崎ニ入港セシ時ハ、之ヲ拒絶シテ其交易ヲ許サヾリキ、後萬延元年六月十七日、江戸ニ於テ通商條約ヲ結ベリ、

〔增譯采覽異言三〕波爾杜瓦爾(ポルトガル)又作波羅多伽兒、又作蒲麗都家呂、昌永按ズルニ、此國西語ポルトガル、又ポルテガアルト云フ、羅甸呼テ、ポルトガリアト云フ、漢譯マタ傳而都嘉利亞ニ作ル、又海國聞見錄ニハ蒲萄芽ニ作ル、其義未ダ詳ナラズ、又按ズルニ、此國古名「リェシタニア」ト云フ、

大西諸國惟波爾杜瓦爾(ポルトガル)與拂郎察(フランス)斯把儞亞(スペニア)足以綱領諸國、而拂郎察、斯把儞亞爲波爾杜瓦爾後障、其國西際大洋、東與斯把儞亞(スパニア)、俺大魯西亞(アンタリユシア)接壤、民物富饒、兵馬强盛、其俗亦與斯把儞亞同、

〔通航一覽百八十六南蠻波爾杜瓦爾〕南蠻波爾杜瓦爾(ポルトガル)國之部一

按するに、國名を或は波羅多伽兒、また蒲麗都家流、または布留都葛兒に作る、今普通の字面を用ふ、○中略、昔時より廣く四方に通販し、亞細亞洲の交易は、此國に權輿す、後世にいたりては、和蘭、佛蘭西、暎咭唎、伊斯把儞亞等の爲に、亞細亞諸洲の交易場を奪掠せられ、近世は南亞墨利加

古事類苑

外交部十八

送ラレテ、數月長崎ニ逗留ス、其人物甚賤ク、詞皆テ不通、阿蘭陀人ニ逢テ悦ビ、ヲランダ其國巴旦ナル事ヲ知ト云ドモ、其餘ノ事ハ委ク不通、犬ヲ煮テ食スル事ヲ好メリ、十七人ノ内、十三人ハ段段長崎ニ於テ病死ス、殘テ四人ヲランダ舟ニ命ゼラレテ歸國ス、

土產

巴旦杏　此外不詳

〔長崎夜話草　三〕巴旦人日向の國へ漂著之事

延寶の比にや、日向國の海邊に怪しき船一艘、人數十八人乘たるが漂ひ著ぬ、則その地の領主より長崎へ送りやらる、日向と長崎の間海上遙かにして、日數多く經て來りぬ、十八人の內、十二人は海上にてかつ〲死して、殘る者たゞ六人長崎に到りぬ、公けの旨にて、通事を集めてものいひかけて、いづくの國ぞとはせらるゝに、唐土十五省の詞にても答へず、天竺南蠻諸方の詞をもつてとへど答ふる事なし、さらば紅毛人やしるとて、紅毛人をめしけるに、紅毛人をみて、見馴たるかほばせにて、悅ぶ事甚しといへども、詞をば聞もしらで、答ふる事なくて、さま〲詞をかへてものいひかくれど、あへて答ふる事もなし、紅毛人を見てよろこびしは、その國紅毛に遠からぬにやとて、通事某世界の圖を持參りてひらき見せて、紅毛は爰とてゆびさし見せて、おのれはいづこぞと又ゆびさし見せしに、是にて心得たるさまして、咬𠺕吧のあたりをつく〲と見て、一嶋にゆびさしつゝ、ばたん、ばたんといひければ、さては巴旦國の人なりとしれたれど、其餘の事はしるべきやうもなくてぞありける、此人日本の犬を見ては悅び、ころして料理とし煑て喰ひぬ、鷄豕などは食ふこともせず、魚類も食すといへども、犬を食する如くには悅びず、數月逗留の間に、六人も次第に死して殘りたゞ二人、歸帆の紅毛船にのせてかへされぬ、海上にて又一人は死したりと聞えし、

寛永十六年己卯の事にや、紅毛國も蠻國に類ひせし水土なれば、その種子日本の種子に混雜すべからずとて、則平戸長崎に在し紅毛血脉のともがら十一人、咬𠺕吧へ放流せらる、此時より幺やがたらへも紅毛人住居ありて、平戸へ年毎に船つかはしぬ、此ゆへに紅毛の子孫みな咬𠺕吧へ遠流なり、此十一人も、皆長崎より歸帆の紅毛船に乗て放ちつかはさる、是は蠻人の種子とは違ひ、紅毛船は日本へ停止にもあらねば、年毎に來れる紅毛船、又は唐船も往來あるゆへに、故鄕の親き程、或は友だちなどへ文つかはし、送り物などもなん〳〵ありし、其中に長崎何れの町の女人、父は紅毛人にて、母方のよしみあるが本に養はれ居たるに、此年十四歳なるを咬𠺕吧へながされたり、此女顏かたちいとうるはしく、手習ひ常に草紙などならひて、さかしきこゝろばへなりしが、かゝる所に放たれつゝ、何のゆかりもなき程にて、明くれ故鄕へ歸らん事を神に佛に祈りつゝ、年月を送りしが、かくてひとりありはてぬべきようすがなければ、命の露のよるべもとめて、もろこし人の妻となりてぞありける、此國には、唐土人も多く住居して、又年ごとに日本へ來る唐船もあれば、其便に文おこせしあり、見る人涕おとさぬはなし、よしなきものながら三千餘里の遠つ島よりながれたゞよひきぬる水くきのいとめづらしく、哀れにおもほへぬるまゝに、こゝに幺るし侍りぬ、言のはの貴き賤しきは、撰めるにいとまなし、

〔増補華夷通商考三〕番旦（バンタン）　南極出地事咬𠺕吧同○瓜哇ニ同じ

海上日本ヨリ三千五百里、瓜哇國ノ内ニテ咬𠺕吧近所也、近年ヲランダ人ノ支配ト云リ、四季幷人物等咬𠺕吧ト同ジ、此所ノ人ハ日本ニ船ヲ遣ス事ナシ、唐人此所ニ往テ商船仕出シ、長崎へ來リシ事アリ、

〔増補華夷通商考四〕ハタン　巴旦　日本ヨリ海上一千四百里

島ナリ、大寃ノ南方ニ當レル暖國也、延寶八年此島ノ船一艘人數十七人、日向國ニ漂著ス、長崎ニ

番旦

巴旦

火者（其傍ニ検羅島一者、番名クノンヤピ、其在ニ地木島東北ニ者、番名フランテンリアイラント、）圖説所載、瓜哇正南有小瓜哇、及白旦等島、（白一作伯）是皆西圖所不載、而西人所不聞者、不知果有何據也、

〔増補華夷通商考　三〕咬𠺕吧（カラハ、ジヤガタラトモ云）南極ノ出地事八度、或六度、北極ハ地ニ入テ不見、

海上日本ヨリ三千四百里、南天竺ヨリ遙カ南ノ島ナリ、一國ノ總名ヲ呱哇ト云、其國ノ都也、阿蘭陀人地子ヲ以テ地ヲ借テ城郭ヲ構エテ居住シ、日本其外ノ國々ヘ商船遣ス、阿蘭陀ノ國主ハ本國ニ在ト云ドモ、諸方ニ遠キ國ナル故、此國ニ代官ヲ置テ、諸國商船ノ下知ヲナサシム、其代官ヲゼチラルト云、則今シヤガタラノ守護トシテ仕置ス、日本ニ毎年來ル處ノカピタント云ハ、ゼチラルノ下手代ナリ、此國近年ハ、一國皆ヲランダノ下知ニ從フト云、唐人モ此國ニ商船乘行テ、阿蘭陀ノ免許ヲ受テ、日本ニ商船仕立來ル也、〇中略

此國ノ人、日本ニ船遣ス事無之、ヲランダト唐人ト船遣ス也、其船ヨリ地ノ人水主等ニ成テ長崎ニ來ル有、此國ニ居住ノ日本人唐人モ有之、昔戎蠻種類ノ日本人御禁制ノ時、長崎ヨリ男女多ク亞媽港、或咬𠺕吧等ニ遣ハサル、其中此國ニ在シ人ノ中、長命ニテ近年迄存生ナル者、日本ノ緣類朋友ニ、ヲランダ或唐船ヨリ、不絶書狀音物等有之シナリ、最モ來書返書トモニ、公儀ニテ改メ有テ後ニ渡サル、〇中略

呱哇（ジヤワ）　南極ノ出地事八九度ノ國也

海上日本ヨリ三千五百里、則咬𠺕吧ノ本國也、凡日本程ノ島國トゾ、此國天竺ノ地ニ非ズ、遙ニ南方ノ大國黑瓦臘尼ノ地ニ近シ、所々ニ國主有テ仕置ス、近年ハ皆ジヤガタラノ阿蘭陀ノ下知ニ從トナリ、〇中略

此國ノ人日本ヘ船遣ス事無之、咬𠺕吧出シノ唐船ヨリ、地ノ人來ル事アリ、

〔長崎夜話草　二〕紅毛人子孫遠流之事付ジヤガタラ文

各色間道古貝、黒布、鵝武、逡哥、唰々、孔雀、火鶏、水犀、豪猪、香猫、栗鼠、猴、犬、牛、鹿之屬、略○註

按、古闍婆國、又名莆家龍、元時稱瓜哇、屬國有蘇吉丹、打板、打網、底勿等國、圖說云、瓜哇、即訶陵、並皆不詳、宋元嘉中、始通中國、後絶、宋淳化大觀間、遣使朝貢、元世祖撫有四夷、出師海外諸番者、唯瓜哇之役爲最大、然覺不能克、其國分東西二王、明洪武三年、西王遣使奉表、貢方物及黒奴三百人、已而明使至三佛齊、瓜哇要而殺之、十三年、復遣使朝貢、詔諭責王、遂絶其使、永樂二年、東王遣使朝貢、請印與之、五年西王與東王戰滅東王、時殺明人于東王城下、西王懼遣使謝罪、且貢金償死者、詔蠲其金、賜璽幣諭之、國人大抵三種、西番賈胡居久者、服食皆雅潔、中國流寓者、尙回々敎、持齋受戒、曰唐人、土人有名無姓、性頗昏惰、西番善賈多巧術、往々以珍奇啗土人、遂據板淡、雅罷牙等地、番名バンタン、板淡也、アロア、雅罷牙也、實是萬暦年間、番即波爾杜瓦爾人也、天啓四年夏、和蘭人襲取其地、連築屬城十餘、分兵三千、屯戍據守、唐人寓住、三萬皆隷焉、即今國都、古東王城也、其南去海不相遠、城方三十餘里、民居朴陋、俗多遊惰之人、初和蘭寓于若吝國、即旁近海島也、因襲波爾杜瓦爾、遂取其地、實我元和九年五月三十日事也、カヒタン名ヤンヒイタルセタン、番語カヒタン、猶言部將也、漢譯加比丹、是已、當今池城、東南去國都陸行十四五日程、呼爲バタアヒヤ、番舶稱爾地名也、美(新井君美)聞和蘭人曰、吾嘗聞明人之說、曰國人尙氣好闘、何其取地若是之易也、曰否、國居赤道已南五度半之下、故其人昏弱、且物皆豊饒、性自懶惰、試擧一二而證之、俗好喫阿片、若嗜烟酒、然不至昏醉則不已、亦信鬼畏猜、著習回々敎也、初波爾杜瓦爾欲復其地、竊與國謀、急襲我城、其鋒甚銳、或窺而試之、加手於額曰、土人居牛、是易與耳、乃驅猪數十、鼓譟從之、其衆鬼兵而去、擧軍潰矣、美曰、西洋諸番、盤據古俚、麻剌加、瓜哇、呂宋等國、皆以利誘之也、洋舫載貨、啗以珍奇、請置榷場於要地、以通互市、夷中固安于無法而關防不嚴、因託以盜賊水火、願築土墻以護貨物、既而內築城壁、分兵屯戍隱若敵國矣、夫利之所在、權之所歸、富者爲之貨殖、貧者藉之衣食、恩與威行、皆其私人、攘臂四起、客轉而爲主反掌而已、南方之俗、古稱簡慢、利孔一開、奸詐百出、眞是七日而渾沌死矣、

附

瓜哇東方海中、島嶼大小三十餘、圖說以謂此處海島甚多、船甚難行、是也、然其所圖、與西圖頗不相合、其中番名ソロレス、即梭羅島也、テイモル、即地木島也、按、古瓜哇屬國有底勿、豈謂此島歟、二島旁近小島、各有常時出

七月十二日　松浦式部卿法印殿松浦家に藏する文書　寺澤志摩守正成

〔太閤記十六〕呂宋より渡る壺之事

泉州堺津菜屋助右衛門と云し町人、小琉球呂宋へ去年夏相渡、○文祿三年甲午七月廿日歸朝せしが、其比堺之代官は、石田木工助にてありし故、奏者として唐の傘、蠟燭千挺、生たる麝香二疋迄上奉り御禮申上、○下略

〔駿府政事錄二〕慶長十七年七月廿五日、今日大明商船、及呂宋歸朝商船共廿六艘著長崎、白糸二十萬斤餘載來由、長谷川左兵衛尉狀到來、後藤庄三郎於御前申之云々、

○

〔書言字考節用集乾坤二〕瓜注(ジャア)又作瓜哇、西南夷、見武備志、西洋(ジャガタラ)又作閣婆、咬𠺕吧、同瓜注官府、今世阿蘭陀船舶住于斯、來肥前長崎港、以通商賣、

〔野史二百九十一外國傳〕瓜哇、在海外、四面皆水、元史宋史引又咬喇巴、又交留巴、增譯異言又咬𠺕吧、續島國新話大小有二外記古曰闍婆、續文獻通考又亡訶陵、又蒲家龍、學志當支那西南、蘇吉丹、打板、打綱、底勿等屬焉、一統志、按通考、稱旦屬咬𠺕吧、支那人居之、逵赤道南十度、外記當本邦西南三千五百里、續新話、通商考、西北距沙馬太剌、東北距波耳匿何、西南皆外洋、○中略東南島嶼與墨瓦臘泥加海接境、東海中有島、大小三十餘、校羅島、他木島皆屬、續新話○中略南宋建炎三年、制授其主闍婆國王、相傳以爲瓜哇之故名矣、元時稱瓜哇國、

〔采覽異言三〕ヤアワ又云シャ[illegible]、又イヤウ名ジャガタラ、

瓜哇舊作闍婆、別名咬𠺕吧、亦作咬喇巴、亦作交留吧、地在南海中、瓜哇卽國都名、番人呼爲ジャガタラ、字作咬𠺕吧、其義未詳、其西北距沙馬大剌、東北距波耳匿何、西南皆外洋也、氣候常燠、穀一歲再熟、物皆豐饒、西南諸番之要會、金寶充溢、俗頗與暹羅類、赤髮面黑、間有文身者、男蓬頭、女椎髻、纏以白布、上衣下帨、厥產、丁子、龍腦、胡椒、肉荳蔻、檳榔、椰子、桂枝花、科藤、甘蔗、燕窩、蜜蠟、

雑載

ウカント云處ニ五箇月程滯留ス、七月末、船ヲ出シ、三十日程ニテ、ハルハヤト云處ニ著ス、此處ヨリ九月上旬ヨリ村送リ、十二月二十日頃、マハエハイト云處ニ著ス、翌申六月村送リ、ソクボウニ著ス、此頃二人病死ス、酉ノ正月八日コンチンチイナント云處、是ヨリ日本通船アルノ由、三月初、唐船壹艘入津ス、同四月十九日、筑前殘島ノ者拾六人、カヽヤンヨリソクボウニ送リ來ル由、皆々存知タル者ニテ一所ニ相成ル、八月十九日、漳浦縣ニ著セシ處、東風烈シクシテ破船入水セシカドモ、皆々游ギ上リ、九月廿二日、漳浦縣ヨリ出立、翌月十二日、漳州府ニ著シ、同十七日川船ニテ翌日厦門ニ著ス、此處十二月九日マデ滯留シ、同日乘船、同廿二日福州府ニ著ス、當亥ノ正月四日、役所ノ樣ナル處ニテ吟味有之、四月マデ滯留ス、然ル處、近々日本渡海ノ船有之ニ付、可令乘船旨申聞ラレ、四月五日出帆、同廿七日乍浦ニ著シ、此處ニテ木綿蒲團綿入羽織等貰ヒ、六月十九日乍浦ヨリ出帆、七月八日拾七人ノ者、長崎湊ニ著船ス、委細被遂御吟味、追テ荷主ニ米七拾俵、船頭注繩武ニ三拾俵、脇船頭朱秉鑑、財副韋素涵、通辨王七官ニ二拾俵宛被相與、本船十月朔日出帆ス、但九月十九日、當表在番筑前聞役ニ殘島ノ者拾四人、唐泊ノ者二人、都合拾六人被相渡、伊豆附大島ノ者一人ハ、石谷氏歸府之節、先供ニ連レサセ、本所ニ被令歸國、

〔平戸貿易志〕平戸の領主及び商人が有せし異國渡海の朱印船の事、幷に平戸港より發したる他の朱印船は何程なりしやの事、

後陽成天皇の御代、文祿二年七月十二日、寺澤志摩守が平戸の領主に贈れる書によるに、〇中略其書に曰、

今度ルスンより五島へ相著候唐舟積來候壺、其外唐物、上樣〇豐臣秀吉可懸御目旨、御仰之通申入候、助大夫買來候つぼ三持參候、則懸御目候、御意に不入候間、何へも主次第可遣旨に候、則其通船頭申渡候、其外の商人持來候つぼ、から物の儀御尋候、可被持越候、恐々謹言、

伊豆國水主 市五郎
同 半次郎

右之者共、去申年、船頭善右衛門ニ被相雇乘船いたし、難風にあひ、呂宋國江漂流し不相歸候、右之もの共之妻子親類共可有之候間、遂吟味、人別書付可被差出候事、

〔長崎志十二〕乍浦船ヨリ呂宋漂着之者拾七人送來事

一明和四丁亥年七月八日、三番乍浦出シ汪繩武朱乘鑑船ヨリ、筑前殘島者拾五人内一人病、幷伊豆附大島者一人送來、本船ノ沖船頭文次郎ヲ始拾九人、村丸二十九端帆船船方爲稼、大坂江戸津輕松前等荷物運送シ、十月奧州ヨリ出船セシ處、西風烈シテ船危キニ付、荷物ヲ刎、船中ノ者髻ヲ切テ海中ニ沈メ、檣ヲ伐折リ、數十日漂ヒ、米水ニ渇シ、三月初旬地方ヲ見懸ケ上陸セシ處、人家無之、此處呂宋國支配ノ宿霧ト云處ノ由、山上エ登ケレバ、獵人ト見ヘ、鎗ヲ持チ突掛ントセシ故、我々日本ノ者、難風ニ逢テ漂流シ、饑疲ニ及ノ段仕形ヲ見セシニ、漸ク承知ノ樣子ニ相見ヘ、山上ニ連行テ小家ニ入レ、番人ヲ附置テ、鹿肉等ヲ與ヘ、一切他出致サセズ、此處嗜々洋ト云處ノ由、三月ノ末、船ニ乘セ、ソクボウト云處ニ送遣ス、此處村役人ト見ヘシ者ノ宅ニ連行ノ處、先達テ漂流ノ日本人二人有之、兼テ存知タル同國唐泊浦ノ者ニテ、一所ニ成リ滯留ス、

一右先達テ漂流二人ノ者ハ、筑前國唐泊浦ノ者、本船沖船頭孫右衛門ヲ始拾八人、本宮丸二十八端帆船船方爲稼、六年前、午正月出船、處々乘廻リ、同十月中旬、逢大風船危ク相成ニ付、荷物ヲ刎、船中ノ者髻ヲ切テ海中ニ沈メ、相凌ノ處、同十二月山ヲ見掛ケ船ヲ寄セシニ、綱ヲ摺切破船シテ、拾人溺死ス、殘八人游ギ上リシニ、處ノ者三人居タル故、我々ハ日本ノ者、逢難風破船饑疲レタル段仕形ヲ見セシニ、米粥等ヲ與ヘ、村役人ト見ヘシ者有之ニ付、何卒日本ニ送返シ給ハル樣ニト歎キ訴ヘケリ、此處ニ三箇月程滯留ス、此處ビシヤヤト云處ノ由、此處ヨリ乘船、五六日ニテ、カバロ

三日、呂宋ヨリ出船、六月廿三日、厦門ニ著船、同廿九日、寧波ニ著、七月十七日、乍浦ニ著、八月廿七日、平湖縣ニ著、同十月ノ頃、三之助ニ附添シ唐人ニ逢申聞ニハ、日本人呂宋ニ漂著ノ儀、白地ニ申出ニ於テハ、御仕置ニ可相成旨、四人ノ者、海南ニテ破船廣東ニ被相送、夫ヨリ乍浦ニ被差送ノ趣ニ、官所ヨリノ咨文ヲ頼ミ可然旨申之ニ付、其意ニ任セ、官所ヨリノ咨文ヲ請取リ罷渡レリ、其間御制禁ノ者共ノ養ヲ請ケ、剩ヘ心得違仕、是迄僞リ事ヲ申上候段、千萬後悔仕ノ旨及白狀、則委細江府言上有之處、御下知有テ、右ノ者共御免ニテ、菅沼氏ヨリ回咨一通被相渡、船頭與逸求ニ米三拾俵、附添唐人二人ニ二拾俵宛、外ニ本船荷主淺泰來ニ七拾俵被相與、本船九月四日出帆ス、同五月廿五日、松平筑前守、聞役村上清左衛門ニ貳人被相渡、六月廿一日、南部信濃守使者井上甚八、上下拾人當表ニ被差越、壹人請取之、今壹人ハ九月廿六日、菅沼氏歸府ノ前日、宿割ノ家來ニ爲請取之、江戸表マデ召連レ令歸國ラル、

〔寶曆集成綠綸錄二十七〕寶曆六子年五月

山本平八郎御代官所伊豆國百姓
三之助

右之者、唐國江致漂流候由ニ而、去年中、唐船主連渡ニ付、御代官山本平八郎江引渡、猥ニ御代官所之外江住居不爲仕樣可致旨申渡候、然處三之助同船之もの共、此度唐船主連渡候付、遂吟味之處、三之助俱に呂宋國江漂流候由及白狀候、三之助義、去年は外乘組候者無之、唐國江漂流之由申之、呂宋國江漂流之儀、押隱候段不埒ニ候得共、右僞候義は、唐船主沈綸溪任申旨僞候義と相聞、外怪敷儀も不相聞候、依之急度叱り置、向後伊豆國之外江不差出樣可被申渡候、委細之儀は、坪內駿河守可被相談候、

五月

〔寶曆集成綠綸錄二十七〕寶曆六子年十月

御勘定奉行江

者ノ名ニテ、四人共ニ此度送來、破船ノ次第總ジテ申シ方甚疑シキニ付、嚴シク被遂御穿鑿ノ處、船中拾五人不殘存命ニテ、呂宋ニ令漂著ト云ヘドモ、御制禁ノ國ノ由承及ニ付、是迄堅ク隱シ偽申スノ段、委細白狀セリ、實ハ申十二月末、大風ニ逢、大洋ニ漂ヒ、酉正月末、島ヲ見掛ケ、本船モ甚危ク相成候ニ付、人數不殘端船ニ乘移ノ處、同廿九日、本船破船セリ、此島ニ三月頃マデ滯留シ、夫ヨリ船ヲ出シ、所々ニテ島ヲ見掛レドモ人家無之、漸ク漁船ヲ見掛ケ船ヲ寄ル處、南方ニ指サシ可參旨、手眞似ニテ教ヘ申ニ付、同四月朔日、其所ニ乘付ケシニ、唐人筆談ニテ、此所イロコト申ス所ノ由、同三日、其所出船、同八日、家居有之湊ニ著船ス、仍テ役人體ノ者來リ、船中相改、又々筆談ニテ、此所マキラト申、又ハリイソントモ申スノ由、リイソントハ呂宋ノ唐稱ノ由、同日陸ニ上リ、役人附添、寺ノ樣ナル所ニ連レ行、是ヨリ呂宋ヨリ米薪等ヲ相渡セリ、仍テ何トゾ日本ニ送歸シ給ル樣ニ賴入、此所カペテント申、不宜所ノ由、然レドモ差當リ可逃去手便モ無之、折節寄ニ申シ聞者有之、是ヨリ五拾里程戌亥方ニ臺灣ト云所アリ、日本渡海可相成旨、然レドモ十五人一致難致故、戌二月頃、四人申合、端船ヨリ逃出ル處、呂宋人見咎メ役所ニ連レ行、足械ヲ入置、其後船頭善右衞門ヲ初六人ノ者、此國ニ留リ可申、其外九人ハ勝手次第ト申ニ付、互ニ諍論シ打擲ニ及ノ處、寺ノ坊主幷役人共取靜ル、其後九人ノ內、又々此國ニ留リ可申旨、相殘三人ト成ル、此三人ハ如何樣ニ成行クトモ、決テ歸國致シ度相願、夫ヨリ戌四月、三之助一人逢テ相願ニ付、厦門ニ致乘船、此末如何樣トモ不承及由、相殘二人ト成ル、然ルニ三之助歸國ノ儀、殊ノ外羨シク存ジ、又貳人歸國ノ願ニ加リ、是ヨリ四人ト成、但在留ノ內、邪宗門ヲ段々勸ルト云ヘドモ、此四人本ヨリ御制禁嚴厲ノ儀ニ付、決シテ歸依不仕、依之彼國ニ留リ申ス拾人ノ者ニハ、呂宋ヨリ銀米衣類等相與ヘ、渡世ノ所業ヲ有付ケ、又歸國願ノ四人ニハ手ヒドク扱ヒ、一兩日食物ヲ與ザル事モ有之、且又寺ノ坊主申聞候ハ、其方共、日本ニ歸ルニ於テハ、必定可被殺トテ、種々惡口ヲ申掛ル、右四人ノ者、亥五月十

は評したり、偖此呂宋國、日本九州の大さに過て豐饒なれば、むかし高來領主松倉氏、呂宋征伐の志し有しかど、長崎の旅館にて卒死ありしゆへ其事止ぬとぞ、都て此呂宋島は、日本西南の海に塞つて、屬類の小島甚多ければ、日本南海を渡る大船、年毎に風に放され、行がたしらぬたぐひ數しらず多かるは、およそ此島に漂ひ著ぬるも多かりなん、此島昔時日本屬下となりたらましかば、此うれへなからん、船人多くは此島の人に殺されなんと、いとあはれなり、南海を乘行船は、此島の針路能々考へ知べきにや、

〔長崎志十二〕乍浦船ヨリ豆州ノ者送來事

一寶曆五乙亥年五月廿三日、四番乍浦船出沈綸溪與宋若船ヨリ、伊豆國加茂郡白濱ノ者、三之助一人送來、〇中略委細江府言上有之處、御下知有テ坪內氏ヨリ回咨一通被相渡、且又本船頭沈綸溪ニ米五拾俵、脇船頭與宋若ニ三拾俵、介抱唐人王宜三ニ二拾俵被相與、本船八月廿七日出帆ス、同九月、右漂流人、是マデ揚リ屋ニ差置レシヲ、岩原明屋鋪ニ移サレ、出達ノ用意等致サセ、同廿二日、坪內氏歸府ノ前日、宿割ノ家來ニ請取セ、江戶表迄召連、令歸國ラル、〇中略

乍浦船ヨリ呂宋漂著ノ者送來事

一寶曆六丙子年二月四日、四番乍浦出與逸求船ヨリ、筑前ノ者貳人、南部ノ者壹人、豆州ノ者壹人、都合四人送來、此者共最初申シ口、五年以前申六月廿八日、廿五端帆船福聚丸船頭善右衞門ヲ始拾五人乘組、江戶出船、同十二月末頃、奧州岩城灘ニテ大風ニ逢、數十日洋中ニ漂ヒ、翌酉二月頃二人病死、四月廿三日令破船、船頭ヲ初九人溺死、殘四人海南ノ島ニテ漁船ニ助ラレ、同六月朔日、海南地方ニ被相送、戌二月海南ヨリ廣東ニ被相送、總督撫院ヨリ帝都ニ奏聞ノ上、同五月、廣東出船、同七月十八日、乍浦ニ著、此所ニ滯留仕、當子二月四日、當湊ニ被送屆ノ旨訴之、然ル處、去亥五月送來三之助申シ口ニ有之、十五人ノ者ト全ク同樣ニテ、其節拾五人ノ內、拾四人ハ令死失段、申シ出

一自₂日本₁到₂呂宋國₁舟也　琉球人ニ被₂遣由也、島津陸奥守殿　さつまに被₂下、右同前、五通之內、

右　元和元年乙卯九月九日

一自₂日本₁到₂呂宋國₁舟也　船頭きんによろめりいなニ被₂下、長谷川左兵衞狀アリ、七月廿一日

ニ書₂之、昨日五通、是ト合テ六通也、後ニ來

右　元和元年乙卯九月九日

〔外蕃通書二十一呂宋國書〕東照宮賜₂西類子₁御朱印泉州堺顯本寺所₂現存₁

此船來春歸朝之時、雖₂何之浦著岸₁、不₂可₁有₂相違₁者也、

慶長十二年六月　日

御朱印

守重云、此一通堺顯本寺ニ所₂藏ス、西類子ハ、モト肥前大村ノ產ニシテ、每度呂宋へ往來渡海セシモノナリ、後元和二年堺へ移住ス、故ニ此等ノ書堺ニ傳ヘシナリ、以下堺ニ現存ト云四通ミナ是ニ同ジ、按ニ、寬永二十一年、堺ノ住西宗眞由緖書ノ略ニ云、西類子ハ、其父以來大村ニ居住、神君駿府御座ノ時、呂宋國ノ樣子御尋ニ依テ、類子每度渡海ノ事、大村丹後守ヨリ言上、則慶長十二年駿府ヘ召寄ラレ、本多佐渡守取次チ以テ御目見仕、呂宋ノ樣子具ニ申上候處、無₂相違₁渡海仕候樣ニトノ御コトニテ、御朱印頂戴、御羽織拜領仕候云々、

〔長崎夜話草三〕蠻人紀州江漂流之事、幷呂宋國之沙汰、

貞享二とせの夏、伊勢の國の十二人送り來りしあまかは船も程なきに、同き四とせ呂宋の島舟、紀州熊野浦に流れ著て、人たゞ三人有けるを長崎に送られ來りぬ、此船國を出し時十一人なりしが、海上にて八人は死したりとぞ、是も紅毛船の歸帆よりつれかへりて、便あらん所に放ち置べしと命せられぬとぞ、都て呂宋國は東寧の南、琉球の西に在て熱國なり、蠻人押領の所にて、亞媽港同類の島なるゆへ、日本の通路禁止なれば、漂流の船人も誅し給ふべきを、心ならず漂ひきぬるたぐひ指て罪科にあらずとや、誅し給はずかへし給ふは、日本の仁政のしるしなりと唐人

右　慶長十九年甲寅正月十一日

一自日本到呂宋國舟也　呂宋ノゑんによろまるところめていなに被下、長谷川左兵衛極月四日ニ狀來、慶長十八十二月十六日、駿府ニて書之、奇特也、喜兵衛ニ渡候、昔界一惠也、此しんによろは呂宋へ上り、長谷川は下府、途中にて行違て、又使者を下ス由也、奇特也、來りて理ル也、左兵衛殿ノ狀ニまかせ、御印紙來候間書て渡之也、

右　慶長十九年甲寅正月十一日

一自日本到呂宋國舟也　長崎ノ西るいすに被下、本多上野殿狀アリ、於駿府書之、寅ノ四月八日ニ書之、昔界一惠來、後庄三ノ使渡ル、るいす來則書て渡之、同十日ニ庄三より狀來り、御印御押之時、ちゞみ候間、書直候へと申來、則書直渡候、御印之ちゞみ候をも庄三へ渡す、

右　慶長十九年甲寅四月八日

一自日本到呂宋國舟也　南蠻人めりないろき者、但船右衛門と右兵申候書來、　船右衛門拜領、長谷川左兵衛取次狀アリ、慶長十九年十二月十五日、攝州天王寺ニて書之、交趾へ三通、呂宋へ一通、以上四通、一度ニ書て渡之、

右　慶長二十年乙卯正月十六日

一自日本到呂宋國舟也　西類子ニ被下、長谷川左兵衛殿より書立來ル、南禪寺にて書之、此時一度ニ五通書之、ゑやむろなどへ也、後來七月廿日ニ書也、

右　元和元年乙卯九月九日

一自日本到呂宋國舟也　木や彌三右衛門ニ被下、右同前、五通之內、

右　元和元年乙卯九月九日

惠之、酉ノ八月十五日於駿府書之、

右 慶長十四年己酉正月十一日

一自日本到呂宋國舟也 平野孫左衛門拜領御朱印、本上州取次、後庄三使也、酉八月十四日於駿府書之、普界一被惠之、

右 慶長十五年庚戌正月十一日

一自日本到呂宋國舟也 長谷川權六拜領御朱印、本上州取次、普界一被惠之、酉ノ九月十六日書之、

右 慶長十五年庚戌正月十一日

一自日本到呂宋國舟也 平野孫左衛門拜領御朱印、後庄三取次、本上州狀アリ、普界一被惠之、戌九月廿六日書之、

右 慶長十六年辛亥正月十一日

〔異國渡海御朱印帳〕呂宋國

一自日本到呂宋國舟也 村山市藏拜領也、長谷川左兵衛殿より申來五通之內也、慶長十七十二月廿六日、於駿府書之、功不來、

右 慶長十八癸丑年正月十一日

一自日本到呂宋國舟也 小西長右衛門拜領之由也、長谷川左兵衛御鷹場より狀來、慶長十八癸丑十一月廿二日、於南禪寺書之、此時之理共、交趾之下ニ凡テ記之、五通之內也、

右 慶長十九年甲寅正月十一日

一自日本到呂宋國舟也 木津船右衛門拜領之由也、長谷川左兵衛御鷹場より狀來、慶長十八癸丑十一月廿二日、於南禪寺書之、此時之出入理共、交趾之下ニ詳也、五通之內也、

御報案

來翰披閲、黑船壹艘渡海、國中之人民商買於無違亂樣ニ加嚴命候、總別從異國之商舟、於此地非義非法無之樣ニ堅申付候、貴國之先守護遠行ニ付、諸式爲各奉行之由珍重候、其地之土宜如目錄到來、懇意欣悦之至候、本邦之鎧四領、共六具進入候、表寸志候、不宜、

慶長十一年丙午九月十五日

御印

呂宋國奉行衆　回鱗

右ノ御書幷御具足四領六具ノ分渡之、請取歸崎内者滿野助右衞門、通事へイトロ兩判、

慶長十二年丁未六月廿六日　小西長左衞門拜領本上州可渡候由有狀、蹈皮三足、紅緒、二重蹈皮貳惠之、七月五日取ニ來、昔界一惠之、

同年六月廿六日　平野孫左衞門拜領本上有狀、丁未七ノ廿二日渡之、去年呂宋ノ御印請取、遁境十兩惠之、七月十六日渡之、

同年六月廿六日　松浦法印拜領本上州有狀、使者橋八右衞門渡候、請取在之、御印紙不來、前ノ御朱印可被渡之由遣一札於松法、

〔異國御朱印帳〕呂宋國

一自日本到呂宋國舟也　慶長十四年己酉正月十一日平野孫左衞門白物一惠之

右是ハ來年十四年ノ御朱印也、慶長十三七月廿三日於駿府書之、

一自日本到呂宋國舟也　慶長十四年己酉孟冬十一日長崎安南仁からせいす取次本上使あんでれソンス一端惠之、

右來年ノ御朱印也、駿府ニテ申ノ七月廿七日ニ書之、

一自日本到呂宋國舟也　小西長左衞門拜領御朱印也、本上州狀アリ、卷物一被惠之、昔界一被

器、雖不腆之物、物以遠至爲珍、伏乞併以笑納、恐惶不宣、

〔異國御朱印帳〕呂宋國

一慶長九年甲辰七月五日　平野孫左衛門

一同年八月十八日　安當仁

一同年八月廿六日（堺ト大坂ト一ツニス也、御中船ト云フ、）　タナベ屋又左衛門（御朱印大城田那邊屋又左衛門、九ノ十四日被上也、）

一同年六月初六日　伊丹宗味

一慶長十年五月十一日　浦井宗普

一慶長十年乙巳九月朔　安當仁かゝせす（但西洋ノ御印被遣、此ノ印ハ上樣ニ在之、九ノ十三日、）

一同九月上旬　平野孫左衛門

一慶長十年乙巳九月三日　田那邊屋又左衛門（本上一札來、去年ノ御朱印請取、當年ノ御印、九ノ十四日渡之、）

一去夏芳札幷音信物如注文到來、懇志ニ候、其方任所望、商買船者年中四艘渡海候、從是鞍（當口皆具）鐙拾本遣之、表寸志候、不宣、

慶長十年九月十三日

御印

呂宋ノ通事ニシルイスニ御印、九ノ十四日渡之、華氈一枚、茶碗園物一裹之、無菴同道也、

一慶長十一年丙午八月十二日　林三官本上有狀、八ノ十八日渡之、普界一裹之、丁未八月十二日、御朱印請取、

一慶長十一年丙午八月十五日　平野孫左衛門午九月五日ニ渡之、去年御朱印請取、（但西洋）

一慶長十一年丙午九月十五日、安南仁かゝせす、普界一、ムリヤウ一裹之、去年ノ御朱印ハ此秋可渡海之由也、

民、各得其所、聯遠之交、亦豈有離貳哉、夫玉之爲美也、韞匱而藏之、則不爲天下之用、海貨蠻珍、無不皆然、不以其所有、易其所無、則其用不均、而其貨亦終是腐而已、伏乞足下圖之、去歲所發之一雙船、大洋波穩、而著我一島、繫纜者有日矣、非不思患而豫防之、逆風俄起、折樹木、揚砂石、吁時乎命乎、船忽破矣、我不忍見之、新造一船、順風揚帆、令商客歸焉、惟願足下憐我愚誠、來歲薰風自南之節、使一船載貨來貿易、所須各得如意、若然則我國山川草木、亦蒙其光彩、況國家人民乎、伏冀照亮不一、

答蠻君書

日本國薩摩州刺史藤原義弘謹復書于呂宋國巴禮王揭須微釋褒郎輝來綿倪黎明勝盧挨氏、口政此仰慕忽辱雲翰、展玩再回、宛然如拜貴面於千里之外、甚幸甚幸、茲者山厨羅明敖院巴禮、止息於陋邦者有年於此矣、我觀其爲人也、智慧過人、風標拔俗、是故我敬信焉、一諾之信、終始豈有渝乎、恐是陋邦避地、雖久處約、念茲在茲耳、吾子朝國王之日、其亦以是語之、去歲一船、大洋不揚風波、著我陋邦、不幸而狂風怒濤搖動坤軸、船亦爲之飄蕩、我不忍視之、新造一船、以爲船客歸國之計矣、伏願自今以往、歲歲使一船載貨來而貿易、是亦兩地聯遠之交、豈復有絕期乎、又蒙送來緞子一端、烏蛇羅氈一卷、拜而受之、愧無酬厚意、今也臨紙惘然、伏乞照亮是祈、

寄呂宋國船主書

一別之後、已閱三霜、思慕之心、未嘗頃刻有忘之也、先年吾子在我一島之日、俄有狂風而破其船、災厄之所及、非人之所可得而測也、豈可遯乎、所送之一船、大洋無事達於貴國、甚慰所望、不勝忻抃、去秋使一船主復來於我陋邦、想是舊盟不渝者乎、且復一封之書、我雖未解貴國文字、閱緘頗覺其情之厚、忻幸忻幸、我聞商之爲言商也、商其遠近通四方之物以聚之、伏希吾子使貴國商船年年商陋邦之所無、通貴國之所有者、何幸如之、我之所求在茲而已、巴禮道體康健、人之仰其德者、風行草偃、吾子其察之、今吾子并婦人所投贈者、皆難得之貨也、一一拜受焉、我今呈吾子以金屛風一雙、寄婦人以酒肴之一

台德公復賜呂宋國守御書（附別幅 國上）

日本國征夷大將軍源秀忠呈報呂宋國主麾下、朶翰圭復披閲、抑黑船一艘、海上無其煩、得順風而不日到著于相州浦川津、至祝至桼、吾邦風俗以直道爲心、若有不直者、則戒之刑之以故市易相傳、公平之外無他、莫勞思慮、先年之來船、亦海路風靜、而歸著於本邦之示諭、珍々重々、自今以往、彌不可有疎志、商舶年々來往不絕、則自國他邦、幸之又幸也、方物如目錄領納、厚惠不淺、亦菲薄之土宜、具別幅贈進之、聊酬嘉貺萬乙者也、委付于加飛丹舌頭、心事東高閣焉、循時珍嗇、

慶長戊申（〇十三年）仲秋念四日

別幅

一鎧五領　一長刀五柄

右

〔外蕃通書二十二呂宋國書〕東照宮賜呂宋國太守御朱印（泉州堺顯本寺所現存）

日本國源家康、呂宋國太守足下、近年日本人到於其國作惡逆輩者、於日本無斟酌、任此印札可被申付成敗者也、

慶長十三年六月十八日

御朱印

〔南浦文集中〕與蠻君書

日本國薩摩州刺史藤原義弘謹復書于呂宋國王郎敝洛黎勝君迎足下、周易曰、日中爲市、致天下之民、聚天下之貨、交易而退、各得其所、聖人之言、百世豈可廢哉、我聞、呂宋之爲地、國富民豐、而南商北賈、往還如織、不亦繁華之地哉、我日本與貴國、遙雖隔大洋、仰光華於千里之外、是亦山厨羅明敖院巴禮之所能知也、前年濳伏巴禮、求貴國商船載貨來、而富我國家、非翅欲富國家、若其遷貨之有無、國家人

西土壹千陸百單肆年柒月念捌日　　郎敵洛黎勝君迎再頓首

守重按ニ、西洋ノ壹千陸百四年ハ、本朝ノ慶長九年ニ當ル、其國王ノ名郎敵洛黎勝君迎ハ、明史ヲ閲スルニ、呂宋ノ酋帥ニ、郎雷氏敵裏系勝アリ、則ソノ稱號ナルベシ、名高國王ハ、本朝ヲ尊稱セシナルベシ、山厨羅明敖吉ノ吉ハ、寺ノ字ノ誤ナリ、是彼ノ寺院ナルベシ、薩摩守ノ復書ニ、山厨羅明敖院ニ作ルヲ見テ知ルベシ、巴禮ハ東西洋考ニ、呂宋王如中國總兵官、巴禮如文吏トミユ、于系蠟氏ハ、明史ニ佛郎機（イスヘニヤノ誤ナリ、前ニミユ、）近滿剌加云々、後又稱于系蠟國ト云ヘリ、下ニ載スル慶長十七年ニ來ル數書ヲ見テ併セ考ベシ、寮氏ハ、彼ノルイスナドイヘルコトナレ歟、

〔御當家令條十六〕定

對呂宋商船猥籍之儀、堅被停止之訖、若於違背之族者、速可處嚴科之旨、依仰下知如件、

慶長十三年戊申　　對馬
　　　　　　　　　大炊

〔外蕃通書二十一 呂宋國書〕呂宋國守護上書（載異國往來井日記、）

當國呂宋爲守護、從本國伊須波二屋今度令渡海候之處、先年之至守護人、御貴殿御懇情之段承知仕、大慶不斜候、於拙夫御同意可參候、向後彌爲可申談、黒船壹艘相渡候、即爲我等代官、御見舞爲可申上候、則船之儀者、關東江可來入之由、加飛丹申付候、彼加飛丹、同船中者共、御馳走之儀奉仰候、將又貴國商船、毎年四艘而已相渡之候樣に被仰付候者、可目出候、貴國居住之ふらて伴天連、是又被加御哀憐候樣奉仰候、少進物以目錄申上候、奉表寸志而已、恐惶謹言、

慶長十三年五月廿七日　　どんろちりこて朱印

進上　　ひへいろ

征夷將軍源秀忠〇按文略

告彼國者期望之、蓋可應貴邦所欲、自本邦出八幡舟輩、悉誅戮焉、城中到遠島遐陬、需加制止之嚴命、若又到其地而作暴逆、可殺戮莫怪、本朝商人、雖有奸人押印之書、不用國政致非理者、記其名字而可告報之、異日不可令其舟渡海也、雖爲微物、贈本邦兵器、（別紙有目錄）以表寸忱、餘事付與使者口碑、不備、

慶長第七龍集壬寅八月日

御印

〔外蕃通書（二十一呂宋國書）〕台德公（○德川秀忠）復賜呂宋國主御書（載異國往來、并日記、）

日本國大納言源秀忠奉復呂宋國主麾下、朶雲落手、卷舒罔措、特受嘉貺、凌萬里波濤、攀千里雲山、爲通信音勞、來僧侶直聽遠方政令、親知遠人風俗、觀異國珍奇之土宜者、欣感交深、本朝國政、屬內大臣（○德川家康）進止、故不及重說、與貴國結交盟者、於予亦無疎志、異日商船來去、海陸遐邇、莫作嫌疑、雖爲不腆土宜、鎧三領（皆具）寄贈焉、以表微誠、時已孟春、餘寒尙重、爲國自愛珍重、

慶長八年星輯癸卯正月日

御印

〔外蕃通書（二十一呂宋國書）〕呂宋國王郎敝洛黎勝君迎上書（載書輪屏風）

呂宋國王郎敝洛黎勝君迎謹沐頓首書于日本名高國王陛下、昔者已有復書言謝、玆因山厨羅明敖吉巴禮寓薩褚瑪、稱欲往名高謁見聖上、當知此山厨羅明敖寺巴禮、乃呂宋分派、往寓貴國、他爲人聰敏得道、好爲美事、敎本朝于系蠟氏、奉祀一位無極至尊、名曰家氏、乃天地萬物之主、俾僕等棄邪歸正、破晤崇明、識升天之大道、于是本朝于系蠟氏一統、皇帝及諸官長至士庶民、無不欽羨而讃揚之、然此巴禮往貴國、非爲世間金玉之玩好、上欲救人超拔魂靈升天受福無窮、倘到陛下乞存薄面、嘉善覆蔭毋斯遐棄、則僕佩戴、曷敢忘乎、其餘則寺巴禮寓居貴國、尙有數年矣、他亦如此善心、乃貴國人民所旣識也、第因海天遙隔、不得躬造特書上達、伏冀如面、僕不勝敬謹之至、

修交

其舶ヲ亦黒船トモ呼ビシ（天川ヨリ來ルモノヲ云シナリ、）黒船ト云ヘ、モトホルトガル國ノコトニテ、其本國仕出シノ船、直チニ此ニ渡來セシニハ非ルナリ、

〔外國通信事略〕呂宋（ロソン）

慶長六年より、始て書を奉り物を贈れり、同十八年の後は、使來る事いまだ見る所なし、其國の使參拜の儀ありて、御返書を賜へりき、

但し此國の事は、西洋の歐邏巴の地方伊西把儞亞より治る所なり、これによりて呂宋國王よりの使にはあらず、伊西把儞亞の官人よりの使なり、

〔外蕃通書（二十一呂宋國書）〕東照宮復賜呂宋國郎巴難至昔高提脹御書（載異國往來、并日記、）

日本國源家康回章呂宋國郎巴難至昔高提脹足下、舊年於貴國之海邊、大明弊邦惡徒、作賊之輩、可刑者刑之明人者異域民也、不及刑之、今歸于本國、定知於大明被誅罰、如本邦者、去歳凶徒雖作反逆、一月之間、無遺餘誅戮之、故海陸安靜、國家康寧、自本朝所發之商船、不可用多者、可隨來意、他日本邦之船到其地、則以此書所押之印可表信、印之外者不可許焉、弊邦與濃毘數般欲修隣好、非貴國年々往來之人、則海路難通、可希求者、依足下指示、舟人船子、時々令往返、貴邦土宜納受之、遠方之信、厚意難謝、孟冬漸寒、順序保嗇、

慶長六年辛丑冬十月日

御印

〔外蕃通書（二十一呂宋國書）〕東照宮復賜呂宋國太守御書（載異國往來、并日記、）

日本國源家康回翰呂宋國太守麾下、遠人得來而傳足下音書、説貴國政化、況又投贈五般方物、雖不對容顏、不聽辭語、交情作四海一家思者、不勝感荷、本朝與濃毘數般欲作商船往來者、不必爲本邦、貴邦之人曾曰、弊邦東關有所止宿、則呂宋之舟可逃風難、自關東出舟者、兩國之嘉慶也云々、故自貴國

及後國亂、遂隸西番、（伊西把儞亞、併得其地者、明萬曆年間事也、）其主及將領、並皆伊西把儞亞人、南方瑪爾泥爵地產白銀、故國亦富厚、（地名、番呼マテヤ、亦呼マチラ、明人舊說、其國甚小、顧產黃金、以故亦富厚、吾聞諸通馬和蘭等人之言、僉曰、產白銀、故姑從之、）西南銀場、採煉工匠、皆係支那人、凡十二萬餘、亦有日本流寓、分其東地而居者、嚴設關防、不令過界、其人被服帶仗、不變本俗、即今挐術至三千、又東海島中產金地、乃遣國人往採焉、（島名、番呼カルシナ、即一柱島、亦名金島、テシエルメ、即雙柱島、亦名銀島、按、天文已降、西番諸國、來市漸多、我國國初、呂宋遣使來聘、且告此方之人侵掠其境、是後聘問絡々不絶、其嘗所稱或有呂宋國王者、或有鎭守呂宋東洋總評事者、或有呂宋國執權沙機等權鎭者、蓋其稱王者、西番所署、其酋長也、餘皆其將領耳、及後天教有禁、遂與之絶、西番素尙天教、其使來時、內帶其徒、多行詐譎故也、其所謂我流寓者、此方教門之徒、放諸海外也、凡西南諸番、有我人之後者、多其教門子孫也、聞亦有漂蕩不還、散處各國者、通馬人說、前十四年、此國之人漂到呂宋者十四口、國乃安插東地之類、是也、）

附

呂宋西南諸島、大小凡百、而其中苕苕閣（番名メンダナヲ）非利皮那（番名カラミヤ子ス）地亦稍大、不知古何國也、即今其土俗物產、吾未之聞、姑附于此、

〔增補華夷通商考四〕呂宋（ロソン）

臺灣國ノ南ニ當ル島國也、則南蠻人居住ノ由、海上日本ヨリ八百餘里ト云、此國本ハ守護無キ島ナリシヲ、南蠻人イツトナク從ヘ領知セリトゾ、暖國ニテ人物甚賤ク、類屬ノ小島多シト云、

〔外蕃通書二十一〕呂宋國書

守重按ニ、呂宋國、一名マニイラ（世ニマニラト云玉アリ、此國ノ產ナルベシ、）東南海中ニ在テ、廣東ノ南ニ當リ、臺灣ト相近シ、昔ハ自ラ其國王アリシガ、後ニ國亂レテ、本朝ノ元龜三年（明ノ隆慶六年）ニ當テ、伊斯把儞亞ノ爲メニ併セ有セラル、（明人ノ說ニハ、佛郎機ノ人、呂宋ヲ併有スト云ヘ非ナリ、又伊斯把儞亞ノ人ノ呂宋ニ來リシハ、本朝ノ永祿七年ニ當テ、新伊斯把儞亞ノ地ヨリ海ニ航シテ始テ此地ニ至リ、居ルコト九年ニシテ元龜三年、遂ニ其地ヲ併呑セルナリ、）故ニ其國主及ビ首領モ、皆伊斯把儞亞ノ人ニシテ、慶長十三年五月ノ來書ニ、本國伊斯波二屋之帝王、當國呂宋爲守護、揣夫被仰付、今度致渡海候ト云ヘルハ即是ナリ、然トキハ伊斯把儞亞ノ來船ハ、呂宋ト濃毘須蠻トノ兩國ノ出張ヨリ來ルモノニ係テ、

呂宋 瓜哇番旦 巴旦〔併入〕

呂宋ハ、南洋諸島ノ北端ニ位シ、臺灣ノ南方ニアリ、後陽成天皇慶長六年、始メテ我國ト交通ス、

瓜哇ハ、南洋諸島ノ中ニ在リ、此國ノ我國ニ於ケル事實ハ、阿蘭陀人ノ、曾テ此地ニ住シテ、來リテ通商セシニ止マル、

巴旦ハ、蓋シ瓜哇近傍ノ島嶼ナリ、中御門天皇延寶八年、其國人日向國ニ漂著セシヲ、阿蘭陀船ニ命ジテ歸國セシメシ事アリ、

〔書言字考節用集一乾坤〕呂宋（ロソン南蕃種類）呂宋（ルソン蕃國）

〔野史二百九十外國傳一〕呂宋、一名瑪泥爾訶、在廣東海中臺灣南、距臺灣四百里、距琉球五百餘里、去我長碕八百餘里、土地頗大、西南海中、大小屬島一百餘、總稱非利皮印設厄乙蘭鄧、又曰呂宋諸島、或瑪泥爾訶諸島、皆在支那與馬路古中間、其如茗荅闍非利皮那稍大也、或產金銀、後皆屬呂宋、〇中略往古有國王平治之、國稍亂、（續新話、異言、）甲子年、（我永祿七年、西洋一千五百六十四年、）伊斯把儞亞國、非利皮烏斯第二世王時、其國人（明史及明世諸書、作拂郎機人、）歷新伊斯把儞亞地、航海始至此地、互市、或時獻黃金于國王、請謂、願得賜此一牛皮蓋屋之地、王許可、其國人多縫合牛皮數間、以皮圍土地、以乞之、王竊難之、然恐失信于異邦、乃界其地、伊斯把儞亞卽築城于其地、營室列銃、備刀盾、堅固塹壁、居九年、遂起兵逼殺其國王、奪國併有焉、實壬申年（我元龜三年也、新話、異言、）

〔采覽異言三〕ロソン（邏呼ロタソン、和呼ルコニヤ、）

呂宋

國在東南海中、其地頗大、（邏馬人說、其國在カンタンフ之南、與フルモザ相近、カンタン、卽廣東也、フルモザ、卽臺灣也、）古時有王、（明永樂三年、呂宋國王遣使朝貢是也、）

レ然ルベキカノ由申上ルト也、　九月廿四日、攝津國高槻ノ城主高山右近友祥、兼テ吉利支丹宗旨ニ拘泥シ、親類縁者種々ニ異見ヲ加フレドモ許容セズ、終ニ台命ニ戻リテ、今日南蠻國ノ内咬𠺕吧へ追放セラル、内藤飛驒守モ、彼宗門ヲ信ジ、上意ヲ背クノ間、同罪ニ處セラレ、亞媽港へ追ヒ放タル、又長崎近邊ノ伴天連徒黨ノ輩百餘人、一同ニ長崎ノ湊ヨリ船ニ乘セ、今日亞媽港へ追放セラルトナリ、

〔長崎夜話草　一〕蠻人之子孫遠流事

寛永十三丙子の年かとよ、蠻人の子孫長崎に在しを、公けより吟味ありて、二百八十七人阿媽港に遠流せらる、血脈父を本として母にはかまひなし、たとへば母は日本の種子にて、父蠻人の血脈なれば勿論なり、父日本にて母蠻人の血脈なれば、則母のみつかはして子は留む、或は父放されて子は留り、或は子放されて母とゞまり、母放されて子留る、兄行て弟留り、弟行て兄止まる、夫婦相分れ、姉妹相離るゝありさま、町々戸口の悲しみ、いかなるむくつけきあら夷も袖しぼらぬはなかりし、

向後漂流の者ありといふ共、かさねては送り來る事なかれと仰事有しとかや、是もいまだ日本に貪欲の執心殘りて、日本の時勢を試みんための智謀にやといふ人もありし、伊勢國の人は十二人、共に故鄕にかへされ侍りぬ、

〔敎令類纂初集百一〕貞享二乙丑年六月廿二日

南蠻人江申渡口上之覺

一當春天川江日本人令漂著付而、爲可差送態船を仕立送越之由、拾貳人共無恙至長崎令著岸受取之候、南蠻人日本渡海之儀、兼々雖爲御制禁、此度者、漂著之者共送來り、其上宗門之儀曾而不相勸之由申候間、令用捨、奉行相心得歸帆申付候、向後堅渡海仕間敷候、於致歸唐者、頭分之者江右之趣可申聞候、今度日本人送屆候段者、追而老中まで可相達候、船中爲扶持方米三拾俵遣之候、早々出船可仕候事、

以上

六月廿二日

〔長崎志七〕邪敎ノ主意訴人出ル事

一同年十八年慶長大久保相模守ニ被仰付、五畿内中國西海諸處ニテ、邪宗門ノ黨類共ヲ搦捕リ、其地領主地頭ニ預ケ置、翌十九年、甫宮權左衛門ヲ長崎ニ被差越、前年以來諸國ニ預ケ置レシ邪宗門ノ者共百餘人、其中ニ高山右近、攝州高槻ノ城主内藤飛驒守、志州鳥羽ノ城主兩人武門ノ人々タリト云ヘドモ、深ク邪宗門ヲ信敬有シ故、正法ニ歸スベキ旨數度上意有之ト云ヘドモ、惡執ニ染著シ、忠義ノ道ヲ忘却シ、遂ニ歸正ノ志無之、下賤ノ囚人同前ニ、阿媽港ニ流刑仰付ラル、

〔耶蘇天誅記中〕一慶長十九甲寅年八月廿四日、南蠻國ノ商舶長崎ノ湊ヘ入津ニ付テ、彼蠻人共ニ吉利支丹ノ輩追放ノ地、何ノ國然ルベキ哉ノ趣キ、公儀ヨリ御尋アリシニ、亞媽港ヘ追放仰付ラ

改而被仰付被下候はゞ、忝可存候、將又將軍樣より御書被下候、是又忝頂戴仕候、御懇被成付而、何も致談合、もと〳〵の如くと存、黑舟差渡申候、此已前天川に而、日本人と喧嘩仕候事も、此方之者、少もあやまり無御座候處、於其地御合點被成候樣御座候へ者、忝存候、此かびたん能者に御座候間、進上申候間、昔之ごとく此者之口を被為聞、さだめさせられ可被下候、昔のごとく御朱印被下候はゞ、二通申請度存候、一ツをば本國に差置申、一ツをば渡海之黑舟にもたせ可申ために御座候、むかしの御朱印をば舟に而やき申候間、何も昔之ごとく被成可被下候、此黑舟御懇被成、早々仕廻申候樣に被仰付可被下候樣事願候、又日本人爲商此方へ不參候樣被仰付可被下候、はや當年も日本舟參候間迷惑仕候、猶五和ゟ御用之儀御座候はゞ可被仰付候、御無沙汰存間敷候、

五和にての一番之軍大將　みけゐでそうさ　びめんている（東邊我ナリ）

〔長崎夜話草 二〕亞媽港より日本人送來船之事

貞享二年乙丑六月二日、あまかは船一艘入津す、すはや事出來にけりと、諸人おどろきあやしめる處に、日本人の手して、伊勢國渡會郡神領村の者十二人と、大文字に書たる旗を立たるをみて、人々いよ〳〵怪しみ見居たるに、則刺史河口氏の命にて、通事番士のともがら小船にて押よせ、いかなる舟にやと問侍りけるに、船主十二人の日本の人を連出て、子細を答へ、則十二人一同に申けるは、われ〳〵は伊勢國渡會神領の者にて、廻船一艘に乘くみ、去年十二月、江戸へ商賣に行しが、歸帆の時節、灘にて大風に逢、ゆくゑもしらず漂ひ流され、夜晝數日が程漂ひて、一ツの島に流れつきぬ、いづく共ゑらざるに、其人の中に日本の詞少し知たる者ありて、日本へおくりつかはすべしと、ねんごろに言て、則數日の後、此船にのせられて、つれ參りたりといへば、此ありさま關東へ仰せおくられ、船をば津口にかゝらせ、十二人の者をば受とり獄屋におかれぬ、八月初、江府の飛脚到來有て、日本漂流の人を送り來れる船なれば、復來の罪を御赦宥ありて、八月歸帆す、

老之唇吻、達之於總兵官所、惟幸不克別裁回東、及東魯訥還、而仍附以余之中情、再拜不宜、

〔外蕃通書二十五阿媽港書〕西域國署五和王事某獻書（載異國日記）

西域國署五和王事雷羅令所德大與六謹頓首致書大日本國王御前、君處東海寡人處西陲、是百萬里風濤、音信難度、情緒間濶、然神交者、心自相貫也、常念敝國百姓之貴邦、感君殊遇、如家人父子、傳頌盛德大名到敝國、寡人遙瞻拜嘉、頂戴无窮、時差將官彌格兒幾蘇沙庇蒙德兒、賫書到天川港、剋令副將阿雜舍羅烈穉、將書詣闕、告脩舊好、君其納之、幸甚幸甚、寡人思、去歲貴百姓在天川港、與敝百姓相殺、聞之心甚驚怖、遂差東適我、往審確處分以謝、繼而東適我書至、說安直黎窮後、人船財貨、俱焚溺於貴津之海中、吁可嘆哉、一何慘也、乃東適我克終君命、轉差東魯訥攜書告曰、東魯訥仍被光寵、蓋王矜無罪、故施不次之恩、煨燼之餘、厚完以歸、君王之心、依原光霽、煬竈釜鬻、初不之省故也、惠徼福於敝邑、啣恩銘刻、死且不朽、惟是告諭天川港敝百姓要承奉如初、不可失墜、再尋舊盟、願勿相塞、倘敝百姓於貴津有無狀、君其使告加毘旦、卽貴以謝、若貴百姓有不然、君亦當圖之允若茲、兩情相通、更无淪好、雖千百世可无事也、然內交既固、外患必除、紅毛英生黎者、敝邑之患也、彼在海上流劫、安得有貨主貴國、是皆誑詞、若安泊貴津、終是芒刺、其長驅之使無止宿、外憂既除、內親益固、塞保廟備、須甫伴天連諸大士在貴國者、深沐君王眷顧、惟祈始終如一、寡人更荷天慈、君王苟有所顧於敝邑、敬將唯々聽命、蓋兩相好、兩相願、雖各天猶一也、伏惟炤亮、不宜、

〔外蕃通書二十五阿媽港書〕五和國東適我呈本多上野介書譯文（載異國日記）

去年どんぬらきよ差渡申候付而、以書狀申入候處、御懇に御返事忝存候、然者於其許どんぬらきよ樣々御馳走之由申聞候、過分忝存候、黑舟之儀、御朱印不被下候はゞ、渡申間敷首尾御座候へ共、跡ゟ備志多伴天連に御朱印被遣候間、卽黑舟申付指渡申候、乍去貴樣ゟ御返事之儀は、御朱印同前に存、內々黑舟之儀可申付覺悟候處、彌御朱印被下候間、如斯御座候、猶如前々、御朱印之儀、今度

念茲在茲、然則來歲隨例、以烏船之到于長崎而爲期、莫違約、仍商市雖還而交易獲贏有如昔日、勿爲狐疑、不宣、

慶長十六年辛亥秋七月十五日

諭阿媽港諸老 代後藤光次

日本國臣後藤少三郎藤原光次謹致書阿媽港中知府諸耆老等館下、妹承總兵官東適我惠書、主復莫措、況又專价東魯訥來享相看有欣悅乎、前年黑船回祿陽候爲之祟、蓋其船頭在貴港時殺我民人、而驕我欺我以爲不知者、而來于長崎事發覺以聞我君、我君命有司曰、收船頭加毘且者以糺正之、於是有馬修理某受命而往、以爲加毘且一人取來、則一船無恙、且告有罪即已、無罪豈下船而來偶、然加毘且遂不可之、而亂發巨銃射我船、多爲焚破、後張帆斷纜將奔去、修理恐辱君命、棹船急接、船頭乃發巨銃、放炬而拒之、餘焰迸散、終爆燥而沈淪、夫一人之有罪、而若干人命、若干貨財、悉爲煨燼、初雖非其船裏諸客之本意、而胡越同舟、同行同命至如此矣、眞可嘆哉、火炎崑岡、玉石俱焚、船頭罪能大也、其生而幸存者多皆調送而還之、何欺乎今也、來歲烏船來欺之事、其悃求不忘昔日、余甚憐察、是以上言我君、我君許可之、然則來茲烏船到于長崎者、相竢有日矣、長崎者是吾邦西海道中之一良津、而諸市之所輻湊也、然今來書所云、奉行長谷川佐兵衞、及村山等安耽搆利之貪心、且口宜此二人使貴港人作賂銀之債券云々、風聞事也、眞僞不可知之、遍日召二人至于此、兩辭具考、而得當其法、蓋片言巨折獄之故也、彼此甲乙相對、而后白于我君、及其時也、我國法必有所置、然則來歲黑船至長崎時、吾輩愈勸諫二人者、不令爲貴港作阻隔、莫使爲黑船成拘滯、無使爲諸市做煩擾、宜安貴慮、且又留貴港官人一兩輩寘于我駿府、其所乞是亦尤有謂矣、駿府者我君輦轂之下也、然則長崎奉行等彌憚君邊、而無枉事、今之來价東魯訥以其貴族者、親拜趨我君於魯訥、不亦幸乎、唯我君前語每及烏船之事、余既爲應答之職、旁人設有讃愬、余能爲之肩蔽、此事之調護、唯在余之思愛貴港耳、萬々勿勞遐想、今借貴港諸

海、重譯而來、親捧鯉素執謁而見、茲審當時黑船燔沈之事、於今足下似訴其罪之有無、蓋域異路隔、而不得其情乎、殆牴牾乖戾而不識其眞乎、往歲阿媽港殺我專价節幹何也、貴國人以此港爲私權之處、不欲使我民知之、相逐相來、將塞來路而殺無事之我民、斯事以聞我主君、我主君一則以悲我蚩民之無罪而趣死地、一則以怒彼蠢蠻之有惡而設禍穽、於是乎會黑船來于長崎津、僉云向之殺我人者今之舶頭加毘旦爲之最矣、津吏上言我主君、我主君纂征葛之意、存復讎之禮、仍以命津吏召舶頭加毘旦、不肯出、至又以問之、不肯奉答、至于再、至于三、終不肯應國命、於是乎而後舶頭之有罪也愈信矣、不亦明白乎、仍命有司加毘旦一人有大事、而諸人無訝、執一人而千萬人悦之、則古之人行之、津吏奉命遣士、以問加毘旦之罪、舶頭即發大鳥銃、燒破我數船、將截纜而驅去、官士於是懼國法之不慢、而乃構蒙衝而乘之、舶頭忽放火而防之、遂衣寶玉而自焚、而舶又沈、初只欲執加毘旦一人而問之而已、何殺其餘者乎、況復於舶而何燒乎、事實如此、足下宜知測焉、毋爲佐、惟幸方今東魯訥一介遠到、吾儕爲之先容、而執贄而便殿一見、事已成、是非無惠於足下也、亦今我主君不念舊惡、既往不咎、以商賈之往還通市、爲國家之給足餘裕、而不厭諸舶之出入、然則來夏、仍舊黑船來于長崎、則通市隨意而有大利焉、必無拘滯、所待在茲耳、當其之時、若我官吏及諸商有苛擾喧雜之事、則必宜告訴、依法施行、照驗有在、勿爲猶豫、事事難罄于楮面、併附以東魯訥之口舌、不宜、

諭阿媽港、代正純〇本多

日本國執事上野介藤原正純謹復書阿媽港中知府諸耆老會長等所、遠枉手書、追似面稟、往歲烏船燒溺之故、如今諄諄而言之、前船主雖自速辜、而其愛惜之情、亦可憐焉、其罪迹詳在寄東適我回書中、姑舍是、然今貴港早悔前非、爲修舊好、庶幾風船遄還商賈關通之路、永以不廢也、其意於理無害、然則我邦雖有不拒來不追去之意、而又通外國柔遠人之義、不能不有也、因以聞我主君、我主君有允容之命、於貴港不亦幸乎、夫以貴港之入貢於我邦數十年于茲矣、今一旦棄而不棄之、蓋我主君善隣之意、

得共、存の儘に不流掛、少々は流掛り候得共、押除候得ば、さして役に不立候、其後十五六端帆の船二艘もやひ、井樓を黑船の高さに組上、十一日には高木より人數ことごとく馳參り、翌十三日、井樓に乘り浮候上乘は谷川角兵衞、高橋主水、久能善右衞門、竹富勘右衞門、黑船と井樓船の間拾七八町程に掛り居候所に、十二日の夜、修理大夫井樓船に申付候て、明日夜明に可討取候條、面々可得其意由申渡候、井樓船より谷川角兵衞、高橋主水請に明日夜明には、人々寐をびれ候て、心も揃ひ申間敷候、其上夜中に風なぎ候得ば、出船仕る樣も可有之候間、只今可討取由申に付、尤に候、早早責かゝるべきの由申付候、右の兵船六艘取構、面楫に三艘宛、上矢を打候樣に申付、十二日戌の刻に、井樓船を黑船の艫に押かけ、相鎗役林田助市、黑船の艫に井樓船を押かけ、相かぎかけ申候、またあたけ船一艘上乘鷹屋七之丞、井上藏人、林田佐野右衞門、是も黑船に相鎗かけ、一同にのりうつり申所に、黑船より鎗にて防ぎ鹽硝をかけ、火瓶を投付働候、然る處、此方へ懸り候火瓶の火、帆に燒つき燃上り、火烟甚し、敵味方共に働不罷成候故、井樓船に乘移り申候、追付鹽硝瓶に火移り可申候間、修理大夫船も先のき候樣に申候處、如案鹽硝に火移り、十二日亥の刻過に、黑船燒沈候、其以後長谷川左兵衞其場へ罷出候中途にて、修理大夫參會、黑船は討果申候條、荷物其外積荷、海上不見分樣に浮上り候、御爲に成可申間、可然樣に下知有べく候、私は在所へ罷越候樣申屆、翌十三日歸城仕候、晴信長崎出立、日見峠に著到に付申候處、雜兵ともに都合七千人と記、同十五日在所發足、駿河へ罷越候て、右の旨趣言上仕候處、家康公御履物御直に修理大夫拜領、其上黑船の荷物以下被下候由上意に御座候、秀忠公へ爲言上の、本多佐渡守迄以使札申達候處に、被遂披露、

○下略

〔羅山文集外國書十二〕答南蠻舶主代正純(本多)慶長十六年作

日本國執事上野介藤原正純謹復書西域國海舶總兵官東適我丈人館下、今茲行人東魯訥違跨鯨

かの黒船可召捕候人數、修理大夫へも被仰付べき由上意の處、修理大夫御請に、私壹人に被仰付候樣に奉望候處、かの黒船は大船の事に候、卽其方小身にて一人として取損候時は、其方は覺悟のまへにて候得ども、日本の名折にて候間、餘人をも可被差加の由上意に候處、重ての御請に、私に似合敵相手に御座候條、一人に被仰付候はゞ、忝可奉存旨、達而言上候に付、於其儀は壹人に可被仰付由にて御暇被下、在所へ十二月六日に下着、翌七日、手廻り三十人計召連、長崎へ罷越、長谷川左兵衞と相談仕、かびたんを庄屋所へ召上させ、切殺し申談合にて、かびたんかたへ左兵衞より使を遣し、庄屋所へ參候へ、相談の事有之由申遣し候へ共、御成敗被成候義を前以かびたん承候子細は、其時體上方筋關東筋も、切支丹宗門の寺所々に有之候に付、討果候樣子內通仕候もの有之候に付、船中其覺悟仕、一人にても陸へ下し不申、かびたんも上り申間敷由申に付、翌八日重て使を差遣し、少も別條無之義に候間、是非に上り候へ、無左候はゞ、切支丹の寺のためにも不罷成義のよし申遣し候へ共、黒船近く使の舟を寄不申、重て使被下まじき由返事いたし、其上舟揃仕、可致出帆體に相見候、然共其節西風吹申候に付、風の止間を相待居候ゆへ、最早可致樣無之、林田作野右衞門、野池九郎右衞門と申者、此度此黒船討留不申候へば、切腹致すより外無之候間、兩人へ使申付候、此節の義に候間、丸腰にて懷に脇ざしをさし、かびたんに致面談、指違候へと申含候、兩人ともに畏入、卽黒船に參候處、石火矢を構へ、中々近邊へ寄付不申候、色々斷候得共、承引不仕候、此上は船とも可打捕由にて、西古賀村山田兵部居申處迄召寄置候、足輕大將四五人、其外高木郡に居候侍雜兵ともに、不殘罷越候樣にと申付、其後風も少々やみ申候故、出船申候所、沖はいまだ風強候に付、深堀と申所迄三里參り碇をおろし掛候に付、小船六艘上乘有馬右衞門、結城彌平治、安富河內、井上藏人、山田和泉、爲名代有馬備中を申付、修理大夫も小早船に乘、津口迄罷出、翌九日、長崎浦の獵船數艘に、燒草在家の家をこぼち、茅を積み火を付て、風上より黒船に流し掛候

にて、荷物には、兵粮と、武具、玉ぐすりの外はなかりしとかや、筑前肥前兩太守と、長崎刺史馬場氏御會談ありて、まづ船をば湊內に入させられ、通事をもつて其意趣を問しめられ、事のありさまを委しく關東へおほせつかはされ、公の旨を窺ひ、御下知の聞えなん程、船をば嚴密に護るべしとて、九州の諸大名馳集り、湊の浦々西東の磯濱に、假屋をうちならべ陣を張て、おの／＼數百の軍船舳さきをそろへて、今か／＼と關東の御下知をぞ待居たる、○中略八月初、關東の飛脚到來せしが、此黑船は亞媽港の使船にして、兼ての罪を謝し、前例のごとく、日本渡海免許あらん事を願ひ訟ふる使なれば、猥りに誅しがたし、渡海の事は叶ふべからず、かさねて來る事なかれ、もし强て來る事あらば、再犯遁るべからすと堅く命せられて、八月六日長崎の津を出帆す、

〔有馬傳記〕一慶長十五年戊戌○戊戌恐庚戌誤十二月十二日、於長崎修理大夫晴信、黑船取候次第根元は、家康公よりチャン占城西南夷はと申きやら御尋被成候、其頃長崎奉行長谷川左兵衛へ被仰付候得共、一向無之不差上候、然る處晴信才覺にて、少進上仕候故、御機嫌に思召候、其後ちやんはへ手遣仕、伽羅御買被成度間、修理大夫手前より才覺仕べく旨被仰出、銀子六十貫目、幷鎧金屛風など御渡被成、修理大夫自分にも、色々進物等遣候、夫に付、わざと唐船を仕立、於長崎ちやんはの案內も存候あんじ雁久兵衛と申ものに、道具の者三人、夫二人相添遣申候所、天川アマカハ亞媽港へ無恙令著津、ちやんはへの順風待居候、然る處修理大夫捕候、黑船のかびたんの內のものと、右六人の者どもと、天川の町にて致喧嘩、かびたんの者どもを餘多討殺申候に付、其晚久兵衛宿へ黑船のシンニヨロども七十人押掛、久兵衛を始め六人とも不殘殺害いたし、剩御銀其外のものも悉く奪取申候、右のあんじばかりは、南蠻人にて候に付、其場を逃去り、唐の地へ渡り、其年九月日本に歸り、晴信へ右の樣子具に申達候、卽あんじを召連、駿河國へ參勤仕、本多上野介を以て旨趣言上仕候所、曲事者に候條、黑船のかびたん討候樣に御評定相究候、然所翌年、右のかびたん爲賣買日本へまのびわたり候

〔外蕃通書 二十五 阿媽港書〕天川年寄呈土井大炊助利勝書 較異國日記

作、恐一書申上候、然者去年以使札御禮申上候處に、上様御懇之御取成故、御服など拜領仕、外聞と申忝次第に奉存候、殊更御手前様ゟ御懇之御書被下候、致拜見皆々忝奉存候、當年も使札進上仕候、就夫先年は黑船渡し候へ共、近年はおらんだのばはん舟十三そう、海中にうかめ居申候に付而、大黑船は不相成、小舟にて渡し候、何共迷惑仕候間、おなじくはばはん舟、平戶に被召置候樣に被仰出被下候はゞ、忝可存候、おらんだはばはん計仕候に付而、餘國には置不申候故、平戶に居申候、又白糸なども近年はおしがい申候樣に被成、迷惑仕候、右之通被聞召分候樣にと、天川中奉仰候、恐惶謹言、

酉〇元和七年 六月廿五日　天川年寄三人

土井大炊助樣 〇按、文略

土井大炊助利勝復天川年寄書 同

日本國臣大炊助藤原利勝報章天川港知府事三員、披芳帖、窺來意、眷々之志趣、已見于辭矣、使節來謁、諸臣相與奏吾日本國主大樹源君、而禮甚備、去歲之來使、蒙恩榮而歸鄉、各滿懷、尤珍重、抑黑船之渡海、先自是雖無寇攘之妨、至近年者、賊船數艘相浮于海上、大船之往來不任其心、并白絲之賣買欲及押奪之示諭、日本近々之海上者、依國主之命、堅制止海寇矣、付市易之利潤、宜任商主之心、聊不可成非義之趣、先制已嚴重也、國中爭有違犯輩哉、莫訝、餘付使節之口陳矣、不備、

元和七歲在辛酉九月日　大炊助藤原利勝朱印

〔長崎夜話草 二〕蠻船二艘來朝之事

正保四年丁亥の六月廿四日とかや、又亞媽港の黑船二艘、港の外に來れり、一艘は長さ十六丈あまり、一艘は十五丈ばかりの大船にてぞありける、此船は常の商ひ船にはあらで、皆軍船の造り

〔下學集 上天地〕南蠻

〔運歩色葉集 那〕南蠻

〔若狭國税所今富名領主代々次第〕一色修理大夫滿範（○中略）

應永十五年六月廿二日に、南蠻船著岸、帝王御名亞烈進卿、番使使臣（問丸本阿）彼帝より日本の國王への進物等、生象一疋、黒山馬一隻、孔雀二對、鸚鵡二對、其外色々、彼船同十一月十八日大風に中湊濱へ打上られて、破損之間、同十六年に船新造、同十月一日出濱ありて渡唐了、（○中略）

一色五郎御曹司義範（十歳、道號子息、○中略）

同十九年六月廿一日、南蠻船二艘著岸有之、宿ハ問丸本阿彌、同八月廿九日に當津出丁、御所進物注文有之、

〔看聞日記〕應永廿六年五月廿三日、抑只今聞、大唐國南蠻高麗等日本ニ可責來云々、

〔外蕃通書 二十四〕阿媽港書

守重按ニ、（○中略）天川ヘ御朱印ヲ下サレシハ、慶長十四年七月ニアリ、其使ヲ引見セラレシコトハ、同十六年、本多正純後藤光次ガ書中ニ見ヘタリ、（外國通信事略ニ、書ト物トヲ來テ其使ヲ引見セラレシコトハ、慶長十七年ヨリ始ルト云ヘルハ誤ナリ、）但南蠻船ノ大隅國種子島ヘ來リシハ、天文十二年八月ニ始リテ、其後弘治永祿數年ノ間、薩摩、肥前、肥後、豊後、豊前、諸所ヘ來舶シ、元龜二年夏、遂ニ長崎ヘ商館ヲ構ヘタリ、當時唯南蠻トノミ呼ビ做テ、未ダ天川、五和等ノ名ヲ聞ズ、是ミナ波爾杜瓦爾本國ヨリ仕出シノ船ナルベシ、（宋覽異言ニ載スル、天正十二年豊後ヨリ彼國ヘ遣ハセシ使人植田玄佐ナルモノ、其國ニ死シテ、其墓ナホ山中ニ在ト云ヲ以テ考ベキナリ、）慶長ノ初ヨリ天川ノ名比々トミヘタレバ、（長崎平戸町人別帳ニ小四郎ト云モノ、父ハ高麗ノ者ニテ、幼年ヨリ天川ヘ參リ、慶長二年長崎ヘ歸郷ト見ヘタリ、又有馬修理大夫船ヲ廣南ニ遣リシニ、其船阿媽港ヘ漂着セシハ慶長十年ノコトナルベシ、）意フニ後ニ天川ノ便路ナルヲ以テ、常ニ此ニ停船セシナルベシ、其南蠻人、向後日本渡海一切御制禁トナリシハ、天草一揆後、寛永十五年ニアリ、

港、世人促曰媽港、或媽谷焉、當時曠漠、絶無城邑居人、（増譯異言引亞馬港紀略、外蕃通書引支那紀行、）乙酉年、（當我大永五年、西洋一千五百一十七年、）波爾杜瓦爾人、初船來此地寄寓、而請支那人、始就山上建城砦、與海外諸國貿易互市、未幾商賈繁盛、土地殷富、民烟蕃殖、爲天下有名商賈輻湊之地、（増譯異言引亞馬港紀略、）

〔采覽異言三〕マカヲ（又名アマカワ）

阿馬港

港在廣東、郎西洋商船所泊之私澳也、（本事詳于續文獻通考、我慶長元和間、歲々遣使來獻、或稱西城總兵巡海務事、或稱西城奉行天川港知府事者、皆是波爾杜瓦爾船長也、圖說、阿馬港係之滿剌加地方者誤、）

〔増補華夷通商考四〕亞媽港（唐韻アマカン、日本ニテアマカウ、俗因テ天川ノ字ヲ用テ、アマカワト云リ、）廣東國ノ南ニ當レル所ナル由、南蠻人住居スト云、海上日本ヨリ九百餘里ナル由云傳フ、

〔外蕃通書二十四〕阿媽港書

守重按ニ、阿媽港ハ、北緯二十一度餘ノ地ニシテ、唐山廣東府香山縣ノ南海ニ尖出スル一小地ナリ、明清ノ書ニ、香山澳、又濠鏡ト云フ、（續文獻通考、水道考、廣東新語、池北偶談ノ類、）西書ニ、（ヨハンニイウホフ支那紀行）昔此地ニ神アリ、名ケテ、アマト云、能船舶ヲ保護スルコトヲ主ル、而シテ此地ハ船舶湊會スルノ要津ナリ、支那ノ人コレヲ呼テガオ（港ナリ、皆西亞ガヲニト云フ、）人ト云、故ニ其アマトガオトノ二言ヲ合セテ、アマガオト云、或ハ促呼シテマカオ、又マカウト云トイヘリ、本邦ニテハ阿媽港、亞媽港、又天川ナド書セシナリ、（水道考ニ亞媽港アリ、廣輿圖ニ天河洋アリ、皆天川ヨリ出シ名ナルベシ、）西洋千五百十七年、（本朝大永五年、明嘉靖四年ニアタル、）波爾杜瓦爾ノ人、（ホルトガルハ欧羅巴洲ノ西ニ在テ、イスパニヤノ隣國ナリ、○中略）初テ此地ヘ船來寄寓シテヨリ後、山上ニ就テ城砦ヲ構ヘ、海外近國ト貿易互市ス、故ニ我邦ヘ來船スルモノハ、多クハ其本國波爾杜瓦爾ヨリ五和ヘ出張リ、五和ヨリシテ阿媽港ヲ兼帶シテ管轄スルモノニシテ、（阿蘭陀ヨリシテ咬𠺕吧ヘ出張リ、伊西波爾亞ヨリシテ呂宋ヘ出張ルト同ジ、）其本國直仕出ノ船ニハ非ズ、是則吾邦ニテ古來南。蠻。人。ト呼ビ、其船ヲ黑船ト云ヘルハ是ナリ、

亞媽港

七年の後は、使來りし事いまだ聞えず、

〔外蕃通書二十四阿媽港書〕守重按ニ、○中略五和國ヨリ使節ノ渡來セシハ、正保四年六月ニテ、外國通信事略ニ、元和元年ノ後、其使ノ來リシコトヲ未ダ聞ズト云ヘルハ、杜撰ノ言ナリ、天川ヨリ伊勢ノ漂民ヲ送リ來リシハ、貞享二年六月ナリ、

〔外蕃通書二十五阿媽港書〕本多上野介正純復五和國東道我書

雁札落手、抑去歲貴國之使節東魯訥來朝、面會恰如舊交、所諭之旨趣、聞吾日本國主源君、特賜印札矣、忽揚歸帆、而著岸天川港之告報、献悰無他、依之當年黑船來著于我邦長崎津、船之長廼到駿城、詣源君閣下、拜禮采納、爲幸實物市易、任商主之心、不可有參差趣、以源君之命示船長、宜安心莫怪彌年々商船往來、爲國爲人何幸如之、緒餘付船長之口陳、不宜、

慶長十七歲在壬子九月日

日本國臣上野介藤原正純　在判

呈投　五和軍將東道我足下

〔外蕃通書二十五阿媽港書〕東照宮賜五和國刺史御書載異國日記

日本國源家康復章五和國刺史麾下、手簡披閱、殊方物領之、不堪忻感、委悉附上野介正純筆舌者也、

慶長十七龍集壬子九月日

御印

○

〔書言字考節用集二乾坤〕阿媽港アマカハ南蠻種類

〔野史二百九十外國傳〕阿媽港、或阿馬港、又亞媽港、増譯異言或香山澳、鄭氏紀事、通書引續文獻通考水道考、廣東新語、池北偶談、作香山澳、又濠鏡、又天川、通書引水道考、有亞媽港、康熙輿圖作天河港、支那廣東府香山縣南海尖出之地也、通書北極出地二十一度十分、増譯異言引支那紀行往昔此地有神名亞媽、能保護船舶、此地船舶湊會要津也、支那人呼曰俄於、港也因併其神名呼亞媽

毘人、南毘、西南海中小國也、其將領回回人、國事皆決于二將領、俗尚信義、行者讓路、道不拾遺、海濱爲市、通諸番、用金銀錢、有西洋布、曰撦黎、出于隣邦坎巴夷之屬、毎匹濶四尺五寸、長二丈五尺、有色絲間花帨、濶五尺、長一丈三二尺、厥産胡椒、椰子樹、蔬有薑、芥、蘿蔔、胡荽、蒜、胡盧、茄瓜、東瓜、四時有小瓜、如指、長一寸許、味美、果有芭蕉子、波羅蜜、木鱉子、有米無麥、有鷄鴨、無鵝、羊高如騾灰色、水牛不大、黄牛則大、禽有孔雀、烏、鴉、鷹、鷲、無餘鳥及諸香、永樂元年、明太宗年號、○國王遣使朝貢馬、三年、又遣使朝貢、詔封爲古里國王、給銀印誥命、五年、令大監鄭和賜王誥幣、陞其將領有差、

〔增補華夷通商考　四〕コワ　哥亞ゴアトモ云　日本ヨリ海上三千九百里或四千里

南天竺ノ内ニテ熱國也、常ニ雨降コト無ク晴天ニテ、五六年ノ間ニ一度雨降ト云、此國トチヤ字ラ字ノ三國ハ、モウル國ノ屬下ニテ、モウル國ヨリ支配ス、三國何レモ人物モウル人ニ同ジ、

〔外蕃通書　二十四〕阿媽港書附五如圖書

守重按ニ、○中略五和ハ、支那ノ書ニ臥亞ニ作ル、是印度部中麻辣襪爾ノ諸國ニシテ、㤀甘ノ瀕海ノ地ナリ、宋覺異言ニ云、臥亞者、麻辣襪爾北洋舶所會也、即古里國瀕海之地名耳ト、新譯印度志ニ云、臥亞ハ波爾杜瓦爾ヨリ併セ有ツ所ノ、印度諸國ノ中ニ於テ第一ノ都城ニシテ、波爾杜瓦爾ヨリ置トコロノ小王コレニ居リ、波爾杜瓦爾所領ノ東方諸國ノコトヲ指揮ス、此府ハ島ノ上ニ造建シテ、人居極テ繁華ニ、寺觀及ビ大ナル寺院甚多ク、此港ノ壯麗ナルコト、東方諸國ノ最トスト云々、阿蘭陀人ハ之ヲスラアタト云ト云ヘリ、

〔外國通信事略〕亞媽港

修交

臥亞

此國々の事は、西洋の歐邏巴の地方波羅多伽兒よりして、官人を臥亞につかはしおき、臥亞よりして亞媽港を兼帶して治むる由也、これすなはち我國にて南蠻人といひ、其船を黒船と申す事なり、伊西把儞亞より呂宋を治め、波羅多伽兒より臥亞等を治る事は、たとへば阿蘭陀より咬𠺕吧を治る事の如し、其事長ければ詳にしがたし、我國の船相通せし事は、慶長の初よりの事歟、書と物とを奉りて其使を引見せられし事は、慶長十七年より始る、元和

圖缺

臥亞 阿媽港 併入

臥亞ハ、印度部中麻拉襪爾(マラバル)ノ諸國ニシテ、埕甘(テカン)ノ瀕海ノ地ナリト云フ、此地ハ葡萄牙領ニシテ、後陽成天皇慶長十七年始テ我國ト交通ス、

阿媽港ハ、支那廣東府ノ南ニアリ、臥亞ヨリ管轄スル所ナリ、慶長十六年始テ我國ト通交ノ端ヲ開ク、而シテ明正天皇寛永十五年天草ノ亂アリシヲ以テ、其通航ヲ禁ズ、是ヨリ先、後奈良天皇ノ天文弘治ノ頃ヨリ、南蠻船、又ハ黒船ト稱シテ、九州ノ諸港ニ來船セシハ、卽チ臥亞、阿媽港ヨリ來レルモノニシテ、葡萄牙ノ船ナルベシト云フ、

〔野史 二百九十一 外國傳〕臥亞、(通書引新續印度志)又五和、(通書引采覽異言)又許宇、(續新話)印度部中麻拉襪爾諸國、而埕甘瀕海地也、西北洋船舶所會、卽古里國瀕海之地名也、(通書引采覽異言)西瀕海、南接柯枝、北距狼奴兒、近海遠山、東距坎巴夷、自柯枝海行可三日至、達本邦西南三千七百餘里、北極出地二十二三度、暖國也、〇中略國王皆南毘國人也、

〔采覽異言 三〕ゴア(波呼ゴア)

臥亞

麻拉襪爾、北洋舶所會也、(西人皆謂、臥亞近屬波爾杜瓦爾、按、慶長元和間、毎有西域國總兵巡海務事者、發舶此處、來獻方物、卽是番舶綱首、其本國求通關市也、)圖說云、此處有善馬良獸、不飮不食、身無定色、遇色借映爲光、但不能紅白色、(新井君美)美未之聞、美按、臥亞、卽古里國瀕海之地名耳、(古里一作古俚、又云西洋古里、蓋與古里班卒、古里牙等國相別耳、)

考、古里大國、西洋諸番之會也、西瀕海、南距柯枝國、北距狼奴兒國、海近山遠、東七百里許、距坎巴夷、自柯支海行可三日至、(參之鄭和諸番道里圖、頗與此合、柯枝亦作柯支、番呼コイン、狼奴兒國未詳、坎巴夷見前、瀛涯勝覽云、距中國十萬里餘、十字恐訛、今據和蘭人說、去此水行三千七百餘里、其去中國、準彼里法、當一萬八九千里耳、)人有五等、一回々、一南毘、一哲地、(富有者)一革全、(牙儈)一木瓜、(卑賤者業漁樵)王南

渡海朱印

御印

〔外蕃通書二十田彈國書〕東照宮賜到田彈國船御朱印出處未詳、守重書所傳事、

自日本到田彈國舟也

右

慶長十一年丙午十二月七日

御印

〔異國御朱印帳〕田彈國

一慶長十一年丙午十二月七日　沈香御所望之有御書、太刀一振、大脇指一被遣、自江戸本上有

一札、明人五官御朱印、幷御書ノ請取在之、

一慶長十二年丁未十月十六日　明人五官御印持來、十ノ十二日糖花一桶惠之、丁未十月十六

日渡候五官請取來、去年ノ御印持來、

始テ書ヲ彼國ニ遣シ、十二年ニ明人五官ニ渡海ノ朱印ヲ下付セシコトアリ、

〔外國通信事略〕田彈

慶長十一年、御書をつかはされて奇楠の上品の物を求めらる、但し田彈といふ國の名、聞も見も及ばず、暹馬人寛永の比、邪蘇法を我國にすゝめんとて、薩摩國屋久島に渡り來り、江戸に召して、後に刑せられしヨワンといひしものなり、阿蘭陀人等に尋ぬといへども知らず、もし番丹國の事を傳寫あやまりて、番を田と誤寫し、彈丹同音の字なれば、通じ用ひし歟、いまだつまびらかならず、

〔外蕃通書田彈國書二十〕慶長十七年バンタン國舟、日本江渡來不可有異議之由御朱印被下

〔中天竺之内バタン國ヘ被吹流人々三年目ニ致歸國口書寫〕一寛文八戊申年、尾州知多郡大野村之者共、江戸の渡海の歸船に難風に逢、中天竺之內、ばたん島へ流、其後三年めに本國へ歸り、奉行衆へ申上ル口書之寫、左之通、○下略

〔外蕃通書二十〕田彈國書

今按ニ、坤輿全圖ニ、呱哇地ニ板淡アリ、采覽異言增譯ニ、番達ハ馬路古諸島ノ內ニ屬スト雖モ、其最西ニアリ、今和蘭人此島ヲ併セ有チテ城ヲ築ケリ云々、此國ノ事ナルニヤ、

〔外蕃通書田彈國書二十〕東照宮賜田彈國王御書載異國往來井日記

日本國源家康謹白田彈國王足下、東南遙隔滄溟、故未通音問、雖然久聞仁風、明人偶要到其地、不勝歎悰、呈愚翰、不論地域之隔絶、修交盟、則其情如近對寡人、此歲集諸方沈香、頃南人所傳說者、貴國之香材、尤上品也、中品下品諸香、此地亦多之、伏希討尋國中、而贈與極品奇楠香、則實芳惠也、自今以往日本之客船、爲買賣雖到其地、無此書之押印、不可允容也、本邦土宜、不顧薄物、大刀脇刀共一柄贈進之以表卑忱、維時臘大、爲國保嗇、不宣、

慶長十一年星集丙午冬十二月七日

渡海朱印

商客、船中雖稠載寶物、邦内更不可有逆政、海濱山陸嚴定法政、隨國軍具（目錄在別幅）贈進焉、以聊竭芹誠底蘊、分付後音也、頓首不宣、

慶長七稔歲舍壬寅仲秋初五日

御印

〔外蕃通書（二十太泥國書）〕東照宮復賜太泥國王御書（載異國往來、并異國日記、）

日本國源家康復章太泥國王閣下、華緘入手、細覽薫讀、特得花綏之芳信、不堪怡悅、如來意二國往返、近來頻繁也、本邦商船到貴國、作暴掠擾害者、其罪尤重、未到此地、雖然既知其凶徒、預待歸陋邦之日、異時着岸、則船中豪賊、無遺餘可刑戮矣、於貴邦殺人放火、惑亂人民者、是可忍孰不可忍乎、時哉暑退凉生、所冀順序自啇、

慶長十一星集丙午中秋

御印

〔異國御朱印帳〕大泥國

一慶長九年八月廿六日　今屋宗忠

一同年十二月十六日（於江戶）　大黑屋助左衛門

一同年十二月十八日（同）　檜皮屋孫兵衛

一同十年乙巳正月三日（於江戶）　尼崎屋又二郎

一同十年乙巳十二月二日　六條仁兵衛（去年ハ、東埔寨へ御朱印也、使済二也、）

巳十二ノ五日、仁兵衛、奈良屋立味、（續雲軒）二右衛門、三人來、請取ハ仁兵衛一人也、昔界一惠之、

附　田彈

田彈ハ、今其所在ヲ詳ニセズ、或ハ番丹ノ訛ナリトモ云フ、後陽成天皇慶長十一年、德川家康

守重云、○中略、其國（○太泥）ノ使者本邦ヘ來リテ、表ヲ捧ゲ物ヲ獻ゼシハ慶長四年ニアリ、（按ニ明史ニ、洪武三年入朝表用金葉、用銀字、近回鶻、皆鏤之以進トアリ、所謂金札ナリ、慶長ノ度ハ、何等ノ式ヲ用ヒシヤ、）御書ノ文意ヲ審ニスルニ、秀吉公ノ時ヨリ來舶セシモノニ似タリ、其斥言スルモノハ太泥國封海王悉哩噠哪李桂、又太泥國林隱麟ト云ヘリ、所謂李桂、林隱麟ハ明人ノ彼國ニ流寓スルモノヽ如シ、悉哩噠哪ハ東西洋考ニ、哪嗜者、大酋之號也トアルニ同ジキカ、今臆斷スベカラズ、姑ク記シテ博雅ニ問フ、

〔外蕃通書二十太泥國書〕東照宮復賜太泥國封海王御書（載異國往來、幷異國日記、）

日本國源家康報章太泥國封海王悉哩噠哪李桂足下、今茲孟夏、所呈本朝之表文、披而讀之、則似不移寸步而對高顏、抑去歲八月、太閤（○豐臣秀吉）俄然而歸泉下、闔國皆用令嗣秀頼相公號令、如寡人者、蒙顧命而補佐嗣君也、幸而到遠方遐陬、治政不減往日、本邦風俗、來使親見之、不及注記、竊聞貴國依足下義氣、國家安寧、人民和平、遠近懷其惠者、可不嘉尚乎、維時所運送之方物、珍禽異產、獻諸嗣君、何圖寡人亦得貴國芳信遠方厚惠、不勝感戴、它後彌商船去來、珍器賣買、可隨足下所欲、邦域中海濱陸路、制禁賊徒、雖隔萬里海雲、堅交盟則其不異昆弟、莫訝、爲表卑忱、甲冑貳具獻之、采納多幸、時是孟秋、而涼風未至、殘暑尤酷、是爲國宜自嗇、不備、

龍集己亥（○我慶長四年）孟秋上旬

御印

〔外蕃通書二十太泥國書〕東照宮復賜太泥國林隱麟御書（載異國往來、幷異國日記、）

日本國源家康復章太泥國林隱麟足下、今歲所送本朝之表文、舒卷再三、見其書讀其語、則坐如遊貴域名山勝地矣、三四年前、封海王李桂有音書、爾來不聞音問、震良無差異否、今也初得足下雲章、貴國方物、懇情難盡謝辭、來使所宜說者、貴邦隨足下政化、全社稷親民人、國有賢佐、野無餓莩、故庶民歸之、猶水之就下者、於異域亦嘉尚之、如弊國者、風俗治體、船主一々歷覽、幸而海陸共平治安也、異日幾多

昆滿剌加ト相隣ル、采覽異言、滿剌加ノ條ニ云、鄭和諸蕃道里圖參之西圖、暹羅西南有吉蘭丹、其南彭坑、坑亦作亨其南答那溪、番名タニイ圖説作太泥、亦作大尼是也、増譯ニ云、太泥ハ番名ハタナ、又名ハタネ、又名ハタンスト云、亦暹羅國十一部ノ一ナリ、天地二圖贅説ニ曰ク、把打企即太泥是也、長崎故老曰、太泥、乃暹羅所呼也、把打企及把堂乃西洋所呼也云々、是ミナ暹羅連地ノ説ナリ、守重按ニ、延寶中ニ異國人日向ヘ漂著ス、ソノ國ヲ問ヘバ、パヽシト答フ、意フニ是カ、然ルニ職方外紀ニハ、海中有鉅島、曰渤泥トミヘ、采覽異言増譯ニ、萬國傳信紀事ヲ引テ云、波爾匿何ハ、亞細亞總洲ノ内ニ於テ、第一ノ大島トス、其地赤道ノ下ニアリ、君長一ナラズ、此島ノ北邊ニアルノ一王國ヲ亦ホルネオト云フ、其地最大ナリト、坤輿全圖ヲ覽レバ、海中ノ鉅島ト地方ニ在モノト、自ラ別國ナルガ如シ、意フニ後ニ鉅島ヨリ地方ヲ兼管スルモノカ、又モト地方ヨリ海島ヲ開シユヘ其名アルカ、又自ラ異國同名ナルカ、他日ノ考ヲ俟ツ、

〔承兌日用集〕慶長二年八月四日、自大泥國有使者、エンブ鳥一疋、羽白、頭羽少赤、尤大、インコ一雙、赤羽如猩皮、黒羽如漆、水瓶、却老藥一瓶、龍腦一瓶、華席一枚、帶二筋、沈香十斤、丁香廿斤、胡椒二百斤、スワウ十斤進上也、大泥國封海王[illegible]哩噠哪一札在之、使者ハ船頭沈德也、去月當月自異國兩度進貢大德之至也、胡椒二斤、丁香十兩拜領也、御返翰草案可書之旨、上意諾而歸、　八月五日、今日者書大泥國草案、午後赴御前、○豐臣秀吉内府○徳川家康有來臨、　八日、大泥國御返事之料紙來、卽赴増右○増田右衛門尉長盛樣子談之、包紙下繪可有用意之由申也、　九日、今日大泥國返章淸書、午後於殿中備尊覽、於御前押金印被遣長大、○長束大藏大輔正家

〔外國通信事略〕太泥タニ

慶長七年に、始て書を奉り物を贈れり、是よりさき慶長四年に、御書をつかはされし事ありき、慶長十一年の後は其使來らず、

〔外蕃通書二十〕太泥國書

一七月十七日、暹羅船頭、黄新鄭于華、差官陳昭詩、朗鉄里雙末、暹羅人八人、唐人八十六人、乘組入津ス、陳昭詩、元來厦門出生ノ者、數年暹羅ニ在住シ彼國ノ家臣ト成、今度國王ヨリ日本渡海中付ノ處、國王ヲ欺キ暹羅ニハ歸ラズ、壹船ノ荷物ヲ奪ヒ取リ、直ニ我故鄉厦門ニ令歸國ノ旨船中ノ者ト爭論セシ故、實意相知ルニ付、信牌不被相與之、

附太泥

太泥ハ、暹羅ノ西南ニ在リ、初瓜哇ニ屬シ、後暹羅ニ隸ス、後陽成天皇慶長二年ニ始テ我國ト交通ス、

〔書言字考節用集乾坤一〕太泥ニタ西南夷

〔野史外國傳二百九十〕太泥當暹羅西南、有吉蘭丹、其南彭亨或作彭坑、其南苔那溪、乃太泥也、又作太尼、暹羅十一道之一、曰把打企、或作把打那、太泥乃暹羅所呼、把打企及把堂、乃西洋所呼也、増譯采覽異言引傳信紀事、及天地二圖贊說、距長崎二千二百里、華夷通商考○中略與麻六甲相並、地方氣候粗相同、有守護、南天竺中最賤、人物類東埔塞、土產與交趾相似、(中略)通商考、續新話、

〔增補華夷通商考三〕太泥タニトハニイトモ　北極ノ出地事、十二度ノ地也、海上日本ヨリ二千二百里、南天竺ノ內也、東埔寨ノ西南ニテ、所狹ク尤下國也、守護有テ仕置ス、四季人物、東埔寨ニ同ジ、詞ハカボウチヤニモ非ズ、別也、太泥東埔寨ノ本國ハ三佛齋フツサイト云國也、其地海邊ニ隔ル故、日本ニ船不來、其土產海邊ノ國ヨリ持渡レリ、太泥ニモ唐人往テ、諸色ヲ持來ルヲ太泥船ト云リ、地ノ人ハ船ヲ日本ニ遣ス事ナシ、偶地ノ人水主ト成テ、唐船ヨリ來ル事ナリ、

〔外蕃通書二十〕太泥國書

守重云、明史諸書ニ據ニ、太泥タニイハ古ノ浡泥ボルネオ、モト瓜哇ニ屬シ、後ニ暹羅ニ屬シ、名ヲ太泥ト改ム、云史ニ華人多流寓其地ニ嘗テ使ヲ遣シ冊封シテ浡泥國王トナスト、其地圖ヲ見ルニ、暹羅東埔寨ノ西南ニ在テ、六

一ミテン　三綱三筋遣人　一テウカウ　荷物積人
一サテン　舟目付雜式役　一カサツケ　書物役人

此通に而、唐地は前に記申候通に御座候、〇中略

渡天仕候節大坂總年寄　淀屋孝安
三人　大塚屋心齋
垣屋道意

長崎御奉行竹内釆女正樣

今年寶永四年迄七十四年に相成申候

大阪上垣町德兵衛事
宗心

〔長崎夜話草二〕暹羅ヨリ千部經志願之事付紅毛本國之沙汰

慶安の比かとよ、暹羅住居の富人、本は日本の人にて長崎の產なりしが、父母の年忌供養として弟なるもの丶許に、土產の貨物かず〳〵送りつかはし、此價を費料とし、本蓮寺といふ寺にて、衆僧を集めて法花經千部讀誦あるべしといひおこせしに、弟則志願の如く百餘人の僧を諸方より請じて、十日の程に千部をぞ供養しける、長崎は鄙にて、殊に台宗少き所なれば、終に千部經といふことも志らざりしが、此時始めてか丶る事に逢事も、天竺佛法の因緣ふかき地なりとて、男女よろこびあへりけり、此供養の施主、姓は木谷氏にて、わかき比暹羅國へ渡り、つゐに彼地に住して、後は國王の家老と成、暹羅國萬民の政法を主どりて、巨萬の富をかさねたり、今子孫なを繁榮せりと聞ゆ、

〔長崎志十一〕延享二乙丑年

申處、是より西へ續き大山有、此所達磨大師誕生の地也、是より四百里走り東埔寨(カボチヤ)ホルコントウロウと申島を過て、是より八百里北向の隅に走り候へば、摩訶陀國の入口流砂川、是を過、長崎より舟路三千八百里有之候、但し異國は六丁を一里と申候、依之日本の三十六町一里にしては、大方六百四十里程にて御座候、彼流砂川は暹羅國の境目にて、日本の御朱印を改申候、摩訶陀國の都王城エ早船にて手形を呼通し申候、右暹羅國のチイヤの城主ナヤカウホンと申者、其國の侍大將にて位はヲフウと申て、右大臣の位にて御座候、此ナヤカウホンは、生國日本伊勢國山田御師の手代にて、國々を相廻り申候、何方にてか致欠落長崎へ參り、日本の御尋ものにて、折節暹羅國の船致出船候ニ付便船仕、暹羅國へ渡り國王の下知に依て、所々の軍陣に高名致候故、國王の聟に成、其上暹羅國一國を讓り請、大將と成、日本にては山田仁左衛門と申候、天竺にてはナヤカウホンと申候、侍はナンマンチウとも申候、何れも帝王の御番に出申候、

○中略

一日本にて舟積仕、天竺エ參り候もの、蚊屋、扇子、から傘、塗物、鐵砲類に御座候、脇ざしはさして望み不申候得共、自分の持來の外無御座候、天竺より買取候もの、糸類、織もの、藥種、鮫、珊瑚樹、伽羅、紫檀、白檀、萬皮類、其外賣買物、各心次第調申候而舟積仕候、

一日本より天竺エ渡り候水主八十人にて御座候へども、右記申候海陸、南京、東京、漢唐、南蠻國、阿蘭陀國、ジャガタラ、小人筋案內言葉通じを吟味仕、功者成人、道にて雇申候而參候故、天竺エ參候節は三百九十八人相渡り申候、

天竺通詞 但舟方の分

一タイアン　楫取の人　　一アハン　舟の帆上る人

一タコン　帆手繩配る人　　一メウニン　碇の役人

屋、紅屋、此五人に御座候、拙者儀、角倉與市商船の船頭前橋清兵衛と申者之書役に被頼、十五歳にて、寛永癸酉年〇(年)十十月、肥前國長崎袖田を出舟仕、翌年寛永十一甲戌年三月、南天竺摩訶陀國流砂川ハンテイヤと申所に著舟仕候、中壹ヶ年逗留仕、三年目亥四月三日、流砂川之口出舟仕、同八月十一日長崎へ著舟仕候事、今年寛永四年、拙者儀行年八十九歳にて、只今剃髮仕罷在候、

一日本より天竺は南方にて、土地之氣、至極暑氣强、三四月頃より六七月迄は、少涼敷御座候得共、日本之夏より暑御座候、八九月頃より明二三月迄は格別暑御座候、依之一日之內、二三度づゝ水をあび申候、摩訶陀國之領內にて、眞來ヱ千里御座候、都よりの道程是よりモフルまで千里、それより棧留迄三千里、何れも皮類織物類、色々賣出し申候、此所は都より殊の外暑き所にて、往來之者、車に乘通ひ申候、若車より落候へば燒死申候て、身胃羅に成り申候、

一角倉與市商船、長サ二十間、橫九間の船にて、人數三百九十七人乘り候而渡海、其後天竺へ渡り申候節は、阿蘭陀人にてヤウスと申人の便船仕渡り申候、中壹年休、十九歳にて又々渡り申候、十一月十四日に長崎を出船、明年二月十八日摩訶陀國エ著船仕、翌年八月十八日、日本エ歸國仕候、

一長崎より九十六里未申の方へ走り高砂、此國長サ七百五十里、此國の都より廿三里沖のかたにウタウグテンと申二島有、此方の角は琉球國未、福州南京の方に當り申候、是より六百里西の方へ走り、廣東の入口天の川と申候所、此天の川深サ九百九十尋御座候、大明へ續き申候、此所迄日本の地より北斗の星を目當に磁石を以方角を伺走り申候、是より北斗見へ兼候に付、南の方大クルス小クルスと申星二ッ御座候、是を目當に走り申候、天の川より三百里南へ走り、ヒロウ鼻と申所御座候、此所は南京の都堺目にて、三百里西へ走り、カフチトロンガダケと

御書謹而頂戴仕候、去年奉捧少分之處、被達上聞之通、無冥加仕合、忝奉存候、殊從貴公樣御皮袴五下被仰付、忝拜領仕候、抑此國之國主、舊冬不慮遠行被申付而、從當新主爲御次目、以金札御禮被申上候、則爲使者おろせんさこんてつふ一人、おこんわつけひい壹人、おこんよこはつ壹人、通事壹人に五右衞門尉と申者、從拙者舟著渡被申候、御前可然樣に御披露被爲成可被下候、然者拙夫舟、去夏著渡可申上處、南蠻之海賊妨通路、驗相不被成、御請遲々仕儀に御座候、則如例年舟渡海之儀奉賴存候、此上意以御朱印頂戴仕度念願御座候、寔口國之外聞御座候條、偏奉願存候、雖近來輕少御座候、兩上樣江奉捧少分候、可然樣に被思召候はゞ、被達上覽可被下候、聊輕微之至御座候得共、紅ちりめん拾端、幷花毛氈貳枚、奉進上候、奉表御祝候計御座候、尙此等之趣、宜預御披露候、恐惶謹言、

巳三月三日　　　　山田仁左衞門尉長正

　　關主稅助殿　御披露

酒井忠世答山田長正書　同上

貴墨披閱、貴國之先君逝去之告報、悲惜不淺、新國主爲續目、上使捧金札渡海方物共以奏大樹兩源君、肅禮多幸、廼整得答書、附與三使、且又自分之音具獻上、所被收納也、微臣亦兩種惠來、如紙面領之、厚意多々、從是晒白布廿疋返贈、聊表寸忱者也、商舶往來、互不可有疎志、餘屬三使之三寸、不悉、

寬永六巳十月三日　　　　酒井雅樂頭忠世　在判

　　山田仁左衞門殿

〔渡天之說〕拙者儀、大坂上垣町に罷在候、宗心と申ものに御座候、入唐渡天之儀、今度御尋被遊候に付、見分仕候天竺之儀、有增申上候、

往古者、日本より天竺への商人御免被遊候衆中は、角倉與市、茶屋四郎次郎、平野屋平四郎、緖籠

の來るあり、詳に山田が事を尋問す、曰其王は反逆の者の爲に毒がいせらる、今反逆の徒黨國中に多し、往かば恐らくは害に逢んと、治兵衞此事を聞て遂に不往、山田彼國に王たりし時、國都において獸類を餌食する事を禁じ、王の飲食、專ら魚肉を進す、又市廓を定めて倭人を居らしむ、是を日本町と云、今に長崎渡來のもやむろ人に聞くに、今其名存せりと也、右柳陰子之談予筆記之、

〔外蕃通書十六暹羅國書〕暹羅國在留山田長正奉土井利勝書（載異國日記）

乍恐欽奉言上、爰許從屋形御上江以金札被申上候之條、萬々御前可然樣ニ御取成奉願候、爲使者暹仁貳人、井伊藤久大夫被指遣候之條、乍恐可奉得尊意候、爰許從屋形御上樣江御進物、以注文申上候之條、御披露奉願候、隨而乏少之儀御座候得共、鮫貳本、鹽硝貳百斤、致進上候、態奉表御祝儀計ニ候、誠惶敬白、

元和七年卯月十一日　山田仁左衛門　長正在判

從暹羅國

進上

大炊樣（○土井利勝）　御小姓中御披露（○按文略）

土井利勝答山田長正書（同上）

晉耗披閲、貴國之兩使、捧呈書來朝、井土宜如件々到來、奏上大樹源君、兩使拜禮、則賜返翰歸國、譯士伊久口陳附之、鮫貳本、鹽硝二百斤、至兩臣惠來、厚意多々、晒布二十疋充投贈之、聊補空書耳、不宜、

元和七年九月吉辰　土井大炊助　利勝朱印

本多上野介　正純朱印

答山田仁左衛門尉

〔外蕃通書十七暹羅國書〕暹羅國在留山田長正奉酒井忠世家臣書（載異國日記）

大寃に令を傳て、倭商の來るを待つ、今幸に吾子に逢て、累日のおもひ足れり、我身をして本國に知らしめよ、且は日本の武名盛んなるを以て、我功を成す事を得たり、我又微賤にして日本の威風を外夷にあらはす、生前の悅何事か是にゑかんやといひ畢たるに、商客退て下座に平伏仕、我等此國に來り、今般の體裝甚疑惑する所に、王の事を聞て蒙意を啓く事を得たりと、其威風盛功を仰ぎ賀す、王の曰、否吾子今を以て舊日の宿を忘るゝ事なかれ、我再會、只往日金蘭の交意を謝し、猶兄弟の好親を望む、自今國中に令して、和朝商客の著津留宿を安じ、又國中悉く貨物交易をなし、利得多からん事を欲す、是を以て本國の商客に語れ、談話從容として、舊日の如く相親み、尊卑を分つ事なし、既に黎明に及ければ、外官の怪まん事を憚り、後會の約をなし入り去る、其後辭して去るの時、金銀國產の名器を授け、驛路を饗し、海津に送り歸さしむ、大田瀧は持携る所の貨物を悉く彼國中へ交易仕、大に貨殖の利を得て本國に歸り、具に山田が事を鄉里に語り告ぐ、是におゐて市中の老夫、擧て日頃の大志果して尋常ならざる人才なる事を嘆美せり、本國の商客此事を聞傳へて、暹羅にゑば〳〵往來して、交易の利を得たる事多し、寬永三年丙寅の頃、商客又彼國に至る時、山田おんふら王爲命して曰、我本國に在し時、駿州の總社淺間新宮は、靈德崇く神威盛んとましませば、日頃殊に敬拜す、今猶他邦に在ても仰慕尊信する事厚し、ゆゑに今茲に來りて軍艦を造り、戰爭ゑば〳〵勝利を得し事も、日本神德の冥護にあらずんば、爭でか我軍功をなす事を得ん、依て我戰艦を圖し、繪馬に書て神殿に奉納せん、宜く持ち去て我爲に寄納せよ、標題の文字は平田仁右衞門に附托仕て書せしむ、年月姓名を可記となり、平田氏諾して染筆す、和商歸來の後、神殿に揭げて國民をして見る事を得せしむ、（今淺間實藏にある異國軍船の繪なり）偖又山田が親族外に聞事なし、獨り治兵衞といふ商人あり、是山田長政が甥なり、故に暹羅より貨器を送り、是を以て賣買し、武江にて唐物屋と云、寬永十餘年頃、長崎へ往き、暹羅へ渡り至らんと欲す、時に暹羅人

を出て播州大阪の邊に待向ふ、瀧大田大阪に到る時、出向つて一向同船せん事を請ふ、二人止事を得ずして同伴仕、例の外夷に行、此頃大明に行し事なし、大寃、去やむろ、天竺の外夷にて交易をなす、其船を御朱印船と云しも、官印を申賜りて渡海せし故なり、既に大寃に行き外邊に廻り歸らんとする時、仁左衛門、我は此土に止らんと云、二人其意に任せ歸朝す、獨り大寃に止り、（此時二十七歳、或は二十八歳）其後消息を聞事なかりしに、寛永の初、大田次郎右衛門、瀧佐右衛門、又渡海して、大寃に渡る、時に大寃人告て云、嚮に暹羅國より書を傳て曰、和國商客來るべし、早く暹羅に渡來すべし、商貨交易の利宜事有べしと也、速に彼國より送渡すべしと告ぐ、大田瀧是を聞て、怪ながら暹羅に渡り至ければ、國人倭人の來るを見て長吏に告ぐ、先に國王の命あり、はやく倭商の來ることを王城に可告とて、彼二人を衛護仕、一所にこめ置て禁錮するが如し、數日ありて長吏告て曰、國王汝等を召す、王城に往べしとて送り遣はす、驛中例に異なり、國人目を傍め護衛仕て驛舍に饗す、日を經て王城に至る、官人令して曰、國王汝等を可見給、宜しく本國の產貨を獻じ、おんふら王を可拜と、（國を稱してオンフラト云）已に營中に入て王を拜す、左右に兵器を陳ね、數人の侍官圍列せり、其儀甚嚴重なり、王出て見る、綾羅目を輝す、命じて曰、別宮留宿し休慰すべしとて、王入て退き去る、官人別殿へ引て留宿せしむ、饗應甚善美を盡せり、夜更けて人あり、密に便服して出で來り、左右の者を退く、瀧大田が肩を推て手をとりて歡笑す、二人驚て是を見れば彼の王也、いつて曰、我は山田仁左衛門也、舊日の恩惠何れの日歟忘れん、我吾子と供に本國を出て、愛惠を以て渡海し、大寃に至つての後、此土に來るの頃、隣國兵爭し（或云六昆國と相侵伐す）國中亂る、時に我謀を廻らし、倭人の國にあるものをかたらひ、一騎の將と成り、日本人の加勢と號し、國民をかり催し、和國の風俗軍裝をなし、去ば〳〵戰ひ、幸に勝利を得て軍功をたつ、王賞する事甚し、王我に后女をめあわせ、王位を讓る、今隣國を合せて我領掌に歸す、榮耀身に餘る、惟恨むらくは本國の舊好に不逢事を、故に先に

戰有之、暹羅方甚難儀ニ及ビシ故、又左衞門ニ加勢ヲ頼入レリ、其頃彼國ニ日本人六七百人在留シ、其所ヲ日本町ト稱セリ、又左衞門幷山田仁左衞門軍將ト成リ、彼人數ヲ引率シ、一戰ニ哥阿國ノ軍勢ヲ追崩シ勝利ヲ得タリ、國王大ニ喜悅シ、息女ヲ又左衞門ノ妻ニ與ヘ、仁左衞門ニハ國官ヲ授タリ、又左衞門數年暹羅滯留ノ內、三左衞門生產ス、寬永ノ初頃、父子共ニ長崎歸宅シ、其節材木町乙名役被仰付、

〔一話一言〕山田仁左衞門　或人筆記

山田仁左衞門長政は、自ら云、織田信長の裔孫也、山田は織田の別名也と、本國尾州の人也、流落して駿府に來り、市人に交り知己を求て、馬場町の商家に寓居する事十餘年、市中の產業を不求、常に大志有て、仕官を不好、頗任俠にて、兵術を談ずる事を好む、市人遊逸の徒なりとして、相親しき友は責諫れども、容る顏にて從事せず、されども心直實にして才辯有ければ、人多く睦び親み交を結ぶ、こゝに我朝中古より寬永十五年の頃まで、異國へ商船通路自由なりければ、京大阪奈良堺長崎より、唐渡りとて、交趾、暹羅、東京、東埔寨、西土の外夷諸國へ渡り、商法交易の利をなしける時、駿府よりも紀州長崎に商船を調へ渡唐仕ける、每年往來仕たりし商人定りて貳拾家計あり、後に我朝より外夷に渡り交易する事を官より制禁ましく〳〵て、異國より渡來する所の貨物を長崎にて分ち給り、本國にて商賣する事を免し給ふ、其家を貨物取と名付、當所にても貨物取の家、近年まで殘りたるは、松木新左衞門、友野與左衞門、大黑屋孫左衞門、山田助兵衞、多々良庄太郞、出雲屋淸兵衞、瀧佐右衞門、大田次郞右衞門、桑名屋淸右衞門、富田屋五郞右衞門等也、始は元和の頃、己午年歟、駿府の商家瀧佐右衞門、大田次郞右衞門、唐渡ゑたりし時彼仁左衞門も供に渡海せん事を望む、されども日頃流浪の身にして產業を事とせず、志し尋常ならず、商家の人の用をなす事、益なしとて請がわず、終に唐渡を發せんとして彼を誘引せず、仁左衞門早く悟り、先達て家

雜載

ク和ギ、濤又穩ト雖ドモ、大洋不見山、同十九日、帆桁ニ帆ヲ扱苧繩ヲ下ゲ漂フ處、去丑正月十日、西南ニ山ヲ見ル、翌十一日、地方ニ近キ、漸ク陸ニ上ル、漠々人家ナシ、又人跡モ不見、此地乃チ暹羅國也、遙ニ煙氣ヲ認至ルニ異人アリ、頭ハ斬髮ニテ笠ヲ戴ク、男五人、各血ニ染タル鎗ヲ提グ、獵ヲスル體ニ見ユ、女ハ髮ヲ頂ニ卷キ水牛ニ騎ル、尋問スルニ詞不通、因テ大指ヲ出シ、村長ノ有無ヲ仕形ス、又不通、頭ヲ指スニ少ク曉ルト見エ、右ノ者附添ヒ、數里往テ一村ニ來ル、毎屋如棕櫚葉ヲ以テ葺之、米ノ粥、鹿ノ煮物ヲ使食、爰ニ止宿スルコト數日、同二月十日、同國ノ內、小名マニイランニ著、唐國ノ商館ニ連往キ、福建人ニ引渡ス、同四月十五日、廣東僻地ノ名マカヲエ著、人家數百アリ、同五月七日、廣東ニ著、繁華ノ地ナリ、同八月十七日、江西省廣信府玉山縣ヨリ乘船、浙江エ往來ノ內河ヲ歷テ、同九月廿四日、乍浦エ著、日本商荷主エ引渡シテ撫育ス、同所逗留中、三根村ノ者一人、腹痛相煩フニ付、醫ヲ請ヒ服藥スル內、十一月廿七日、通商ノ船二艘ニ乘組、同廿九日一同出帆、同十二月四日、右病人遂ニ死ス、一艘ハ同六日五島沖エ漂著、同八日順風ニ出帆、翌日當港著、一艘ハ同月九日薩州片浦漂著、當寅正月六日挽立、同十九日著船ス、依テ御吟味中、死骸ハ大音寺ニ假リ埋、且又生國等田口五郎左衞門エ糺ノ上、同五月十六日、八丈島地役山下平次平、村役人總代エ十二人被引渡之、猶死人所持ノ品々ハ、其親類ヘ可相渡旨被命、且ツ唐人共エハ、先規之通現米賜之、

〔駿府政事錄〕慶長十六年八月廿四日、長岡越中守忠興獻象牙白絹孔雀豹等、暹羅國遣於商船故也云々、　十七年七月三十日、暹羅商客船頭獻段子緋羅紗鮫皮等、因茲令問諸國蠻夷之物語給云々、

十八年六月廿六日、自長崎飛脚到來、唐船數艘來之由、後藤庄三郎申之、又暹羅國木屋彌三右衞門歸朝之由、罷下御目見、彼國之事令問給、價數多有之由、著黃法衣云々、

〔長崎志十二〕津田又左衞門暹羅渡海事

一慶長ノ頃、長崎ヨリ津田又左衞門ト云者、爲商賣暹羅國ニ渡居タリシニ、暹羅國ト哥阿國ト合

病死　助四郎

亀次郎

萬助

便船松五郎事　長十郎　廿六才

佐助

留吉

竹次郎

此長十郎事、品川大坂屋と申藥種屋之手代ニ候處、御代官より被仰付、八丈島へ織物所望之ため糸類持參にて、右之舟へ便船いたし候、〆四人也

總〆十二人

文政十一年子九月廿四日品川沖出帆、十月十日新島出帆、翌十一日曉八丈島へ近付候處、大風雨にて十一日十二日海中に漂流、丑正月十一日東天竺ゑやむ國へ著岸、夫ゟ丑十一月廿九日漢唐の浙江江著岸、夫ゟ十二月八日に長崎へ著、寅五月廿六日長崎出立、七月五日江戸著、

〔長崎志續編九上〕丑四番同七番船ヨリ伊豆國八丈島之者送來事

一文政十二己丑年十二月、四番沈秋屏孫漁村同十三庚寅年正月、七番周藹亭船ヨリ、暹羅國漂流日本人十二人送來ル、此輩元柑本兵五郎當時田口五郎左衛門支配所、伊豆國八丈島大賀郷村ノ者七人、同三根村ノ者三人合十人、同島中野郷金右衛門船五百石積廿二端帆仁壽丸ニ八丈縞若干積入、外ニ同島ニ漂著、藝州ノ者十八人、勢州ノ者十八人、尾州ノ者十六人、紀州ノ者十四人、都合六十六人、江戸柑本氏ヱ地役人ヨリ可送届旨ニ付、一同乘組、去々子年八月朔日、同島八重根湊出船、同十日江戸鐵炮洲ヱ著、漂人送リ届、端物相納ム、漂船中大賀郷村ノ者一人病死ス、同所ニテ穀物鹽茶ノ類積載、且在所樫立村ノ者二人、大賀郷村ノ者二人、都合十三人乘組、同九月廿三日同所出船、同十月十一日八丈島港ニ乘掛シニ、俄ニ風濤荒立、欲沈沒ルコト數ナリ、追々船具傷折ス、幸ニ風少

右　慶長十九年甲寅九月九日

一自日本到暹邏國舟也　長崎之唐人三官ニ被下候、卯ノ三月廿四日、於駿府書之、本上州後庄三御城にて直命に被仰候間、則書候而本上野殿江持返遣候也、直命に被仰渡候故、御狀は不來也、

右　慶長二十年乙卯九月九日

一自日本到暹邏國舟也　權六に被下候、長谷川左兵衛より書立來ル、慶長二十元和元七月廿日、南禪寺にて書之、此時以上五通、呂宋などへの下書仕て相渡也、後に來、

右　元和元年乙卯九月九日

一自日本到暹邏國舟也　玄やかうべに被下、本上州狀アリ、元和元八月三日、南禪寺にて書之、功不來、

右　元和元年乙卯九月九日

一自日本到暹邏國舟也　高尾次右衛門ニ被下候由也、長谷川左兵衛狀アリ、元和元八月十日南禪寺ニて書之、功ハ不來、

右　元和元年乙卯九月九日

〔視聽草三集八〕八丈島貢船仁壽丸

漂流

金右衛門船　船頭　儀兵衛

舵取　重五郎

水主　萬藏

長助

八五郎

一自日本到暹邏國舟也　長谷川忠兵衛拜領、本上州後庄三狀アリ、江戸より本上州後十月十五日之狀來、後庄三後十月十六日之狀來、慶長十七子後十月十八日、於駿府書之、使ハ長谷川忠兵衛内ノ者勝八郎ト云也、則御朱印ノ下書、并本上州後庄三へ返書迄相認候て、即時ニ使者ニ渡之也、文箱ニ銀子壹枚入レ來ル也、

右　慶長十八癸丑年正月十一日

一自日本到暹邏國舟也　まのゑゐ拜領、慶長十七十二月廿六日、長谷川左兵衛殿より五通申來内也、五通同時ニ書て渡候、使は勘十郎也、筆功不來、左兵衛殿狀アリ、書立も有之、

右　慶長十八癸丑年正月十一日

一自日本到暹邏國舟也　木屋彌三右衛門拜領、後庄三狀アリ、於駿府丑ノ七月六日ニ書之、七日ニ彌三右衛門ニ渡之、功被來候後、普界一持來、

右　慶長十九甲寅正月十一日

一自日本到暹邏國舟也　やようす拜領、本上州狀アリ、丑ノ八月三日、於駿府書之、普界一持來、

但去年は持參不被申也、舊御朱印は不來也、

右　慶長十八癸丑年九月九日

一自日本到暹邏國舟也　見うらあんゑんに被下候、本上州狀アリ、寅ノ五月十六日、於駿府書之、空書ニシテ來、

右　慶長十九年甲寅九月九日

一自日本到暹邏國舟也　長崎の唐人べつけいに被下候、寅ノ八月十三日書之、本上州添狀有之、長谷川長兵衛ノ者案内者ニ來空書也、八月廿九日に普界一持來、勝右衛門へ□□□請取狀遣之、八月十三日付ニテ遣之

一自日本到暹邏國舟也　龜井武藏守拜領御朱印、本上州取次、八月十四日於駿府書之、

右　慶長十四年己酉八月廿五日

一自日本到暹邏國舟也　大村丹後守之内江嶋吉左衛門拜領御朱印、本上州後庄三取次、

右　慶長十五年庚戌正月十一日

一自日本到暹邏國舟也　木屋彌三右衛門拜領御朱印、本上州添狀アリ、普界一被裏之、七夕、

右　慶長十五年庚戌孟秋廿五日

一自日本到暹邏國舟也　龜井武州拜領御朱印、本上州狀アリ、普界三被裏之、七月廿八日書之、

右　慶長十五年庚戌八月廿二日

一自日本到暹邏國舟也　羽柴越中守拜領御朱印、長谷川左兵衛狀アリ、普界一被裏之、戌十二
月廿五日書之

右　慶長十六年正月十一日

〔異國渡海御朱印帳〕暹邏國

一自日本到暹邏國舟也、　木屋彌三右衛門拜領、本上州後庄三狀アリ、於駿府子ノ八月六日ニ
書之、彌三右衛門ニ渡之、普界一裏之、古御朱印ハ不見來也、

右　慶長十七壬子年八月六日

一自日本到暹邏國舟也　やようす拜領也、本上州狀アリ、於駿府子ノ九月八日ニ書之、空書ニ
シテ來、去年圓光寺被書渡候古き御朱印持來、其文言ハ、自日本到廣南舟也、右慶長十
七年壬子正月十一日、上包ノ上書ニ御朱印くわうなんへ、やようすトアリ、當御朱印、
右御朱印、一ツニ箱ニ入、やようすへ渡之、御前へアガルベシ、本上州へ返書出申候、

右　慶長十七壬子年九月九日

日本へ商船被渡候者、不可有疎路候、國々所々雖河之津湊、如何様ニ商買候共可被心安候、押買押賣達亂在之間敷間、舟何程成共渡海可然候、委曲從安仁方可申候也、

慶長十一年丙午十月十日

□御印

牢南土美解留（ヘンナンドミゲル）　此御書今屋宗中ニ渡候

閣古邊果伽羅那加（シヤコベクワラナカ）

午十一月九日、右ノ御朱印幷安仁文今屋宗中ニ渡候、請取在之、〇中略

一自日本到暹邏國舟也、慶長十三年戊申孟秋廿五日（田邊屋又左衛門白物一惠之、取次平野孫左衛門本上狀アリ、）

一自日本到暹邏國舟也　加藤肥後守拜領御朱印、本上州取次也、

右　慶長十四年己酉正月十一日

一自日本到暹邏國舟也　伊藤新九郎拜領御朱印、本上州取次、景家一卷被惠之、

右　慶長十四年己酉正月十一日

一自日本到暹邏國舟也　キリシタンバテントマス拜領御朱印、長谷川左兵衛狀アリ、無量一被惠之、曲物一、

右　慶長十四年己酉正月十一日

一自日本到暹邏國舟也　島津陸奥守拜領御朱印、本上州狀アリ、山駿取次也、

右　慶長十四年己酉

一自日本到暹邏國舟也　堺ノ木屋彌三右衛門拜領御朱印、本上州狀アリ、受閑取次、普界一被惠之、八月書之、

右　慶長十四年孟秋廿五日

渡海朱印

〔外蕃通書十五〕暹羅國書
守重按ニ、略○中明暦二年五月、使節來船、國書ヲ奉ズ、其時如何ナル事ニヤ返シ却ケラル、後ニ又通商ヲ許サレテ、時々長崎ヘ來津セリ、故ニ今猶暹羅通詞アルナリ、

〔異國御朱印帳〕暹邏國
一慶長九年甲辰八月廿六日　與右衛門日本人、しやむろニ居住之者、但有馬修理殿ヨリ申來也、午八月廿九日請取、
一同年八月廿五日　同
一同年八月廿六日　同
一同年閏八月十二日　島津陸奥守
一慶長十一年七月廿一日　船頭堺木屋彌三右衛門
推量壽閑取次本上有レ狀、七ノ廿四日
一慶長十一年丙午八月十一日　長崎惣右衛門本上有レ狀、請取サスル也、
普界一船頭惠之、丙午八月十八日渡之、本上有レ狀、主ニ請取サスル也、
一慶長十一年丙午八月十五日　有馬修理本上可レ渡由有レ狀
八ノ十八日渡候、普界一惠之、
但八ノ廿九渡候、白砂糖大樽二自修理被レ贈、
一慶長十一年丙午十月八日　今屋宗中普界一惠レ之
此日御朱印渡候、幷御書一通、御具足三領、御中卷十柄請取之由、請取在レ之、後藤庄三被レ渡候由文アり、
薬良儀、なたんだは、なんみけるすんへ遣ノ御書ハ未レ渡レ之、安仁來り次第也、此以前ノ御朱印、頓而可レ上ノ由請取ニ書之、

暹羅通事

如是、其餘剩有兌回紅銅、脩造器用、併買裝石碇、歴年如斯、從無間斷、謂航海貿易實欣上國仁風、迨乙丑年、敝國發船三隻、其一遭風無踪、餘倶獲到貴國、裝載貨物、荷發運回、只許零賣些須、僅供返棹之費、合用器物、並無製辨、不意甫到廣南、又失一隻、丙寅再發二隻、亦荷如前發放、俟僅水途、誠難計程細詢巔末、知歸市者衆、以故須定銀額、俾遵交易、深羨貴國美、則井井可法、擬欲乘風先到、均分銀額、緣大海遼濶、弗克如願、但思敝邦與貴國、地雖各壤、誼聯一氣、似非他邦所可比擬、茲耑船主徐森觀船前來致意、仍辨銅器、漆器、金銀等器件、惟望垂念舊雅、轉爲啓陳上將軍、准照紅夷、限定銀額交易、永立爲例、庶敝邦土產物、得易貴國恒有之器、不惟兩獲利便、且可永通交好、得藉餘光大有榮施矣、肅此致候鴻祉、伏冀俯賜綸音、臨穎神馳、曷任瞻注、謹啓、

丁卯年四月

朱印

暹邏國昭丕耶大庫頓首拜

朱印

恭候

崇禧

副啓壹通

〔長崎志十二〕津田又左衛門暹羅渡海事

一慶長ノ頃、長崎ヨリ津田又左衛門ト云者、爲商賣暹羅國ニ渡居タリシニ、〇中略又左衛門數年暹羅滯留ノ内、三左衛門生產ス、寬永ノ初頃、父子共ニ長崎ニ歸宅シ、其節材木町乙名役被仰付、年行司相勤、其後常行司ニ役替、猶又暹羅通事兼役ニ被仰付處、本役繁多ナル故、森田長助トテ、暹羅ニ數年在留シ、通辨等宜キ者ニ付、暹羅通事役相讓タキ旨、願ノ通長助ニ暹羅通事役被仰付、

御朱印

別幅

一金屛　參雙共押金　　一鎧　參領共六具　　一太刀　貳振　　一龍蹄　參疋共鞍皆具

計

一龍蹄　貳疋共鞍皆具

總計

〔長崎夜話草二〕暹羅金札船之事幷暹羅國之沙汰

明暦二年五月、暹羅國王の使船一艘長崎の津に來る、則國王の書翰あり、是を金札と號す、暹羅國は横文字なれど、唐人の住居せるもあるに、國王より命じて書しめたるなり、外に本朝への音信物などあり、其意趣は、其比蠻舶禁制なれば、暹羅も日本の疑ひを蒙りて、日本の通路絶たるをわびて、日本渡海のゆるされを得て、商船長崎へつかはす事を願ひ訟ふるなり、則關東へ注進有けれど、此たびは御ゆるしもなくて、返翰は長崎刺史に命ぜられ、獻物は受給はずして皆かへされ侍りぬ、雜費の料として荷物少く賣せられ、薪水を給はりて八月歸帆す、そののち年を經て、日本の渡海ゆるされつゝ、今も絶ずして商船長崎の津にいたれり、船主は住居の唐人を國王よりつかはすゆへ、通達分明なり、都て暹羅は南天竺の南夷にて、風俗賤き國土なれど、莫臥爾琶牛の二國に程近く、諸國船路の便よき所也、

〔外蕃通書十七暹邏國書〕暹邏國昭丕耶大庫呈長崎奉行書守重在長崎所傳寫

暹邏國昭丕耶大庫書上日本國王殿下、恭惟賢王殿下、東朝麟鳳瑞世璠璵偉績澄淸、登四民於衽席、神光煥發、行五福於箕疇、丕耶僻處西域、竊被餘榮、謹啓者、敝國深荷雅愛、敬奉本國王令旨、輿船貴國、貿易所有發賣貨銀、聚就地製辨漆器、銅器、金銀等器件、祇因敝土工匠缺少、而貴地製造者精巧故示

務離倫謹致書于日本國王殿下、嘗聞古之立國者、以修仁爲本、欲圖致治、必交隣爲先、是故先君遠交惟念、幸哉道和、沐澤貴國舊矣、今也新嗣國祚、禮宜重修尋盟、務在情意敦篤、交孚倍勝舊日、相期永久不渝、幸莫大焉、貴國通商、視猶親子民、諭令諸司、百凡節省、平易交易、周旋蚤歸、顧差使者鸞沙個勅坤喇圭禹坤若車末、賚捧金書禮儀進獻代問興居、重修和好之誼、願歲々發舟遣使、音問絡繹、俾知國中豐平豊稔政治民安、敝國微有土產珍奇、倘有所需皆如命也、永固和好、共崇古聖賢之風、以臻雍熙之治、台譽幸孔、

外金書壹函儀狀壹幅

歲己巳（○我寛永六年）孟夏望日謹書

謹具　　　　　　　　　　　　儀狀（此二字折本ノ上ニ書ス）

上奇楠香　次奇楠香　上氷片　次氷片　已上各暹秤壹觔　西洋段肆端　西洋花縵五條　花毛毯貳條　象牙五擔

謹具

太尊（○德川秀忠）

奇楠香壹觔　氷片壹觔（供暹秤）　西洋段貳端　茄花色八絲段肆端　西洋花縵肆條（○按文略）

大猷公復賜暹羅國王御書（載異國日記）

日本國源家光答書暹羅國王麾下、領遠書得來意、懇々之篤志、不堪忻慰、特受數艘方物、異域珍產、鍾愛無他矣、親仁善隣者、古之立國爲政之道也、貴國於吾邦、求交義、乖之則非道、自先主通交已舊矣、彌倍舊日、商舶互憧々而往來、聊不可有疎濶、莫訝吾邦風化、三使所歷覽也、不腆土宜、錄別幅送之、笑納惟幸、順序自嗇、

寛永六龍集己巳九月　日

一長刀貳振　一袷衣三拾 内縫紋薄摺雜色拾　一龍蹄貳疋 共皆具鞍

右

〔大猷院殿御實紀十四〕寛永六年九月十三日、この日暹羅國聘使參著せしかば、弘德寺を旅館とし、小十人頭中根傳七郎正成饗應奉行たらしめらる、　十九日、暹羅の國使三人入朝して拜し奉る、金地院崇傳をして其書簡 泥金紙 を讀ましむ、その旨趣は、暹羅の先主すでに薨じ、新主嗣立せしにより、舊好を修めんがため、こたび使を奉れり、國家一視同仁の恩を得て、ます／＼兩國通商をゆるし給ふ事を希ふよしなり、貢物は上奇楠香、次奇楠香、上氷片次氷片、西洋緞四端、西洋花縵五條、花毯二條、象牙五擔、また大御所 〇德川秀忠 にも奇楠香、氷片、西洋緞二反、茄花色八絲緞四反、金銀柳條緞四反、西洋花縵四反、また其國宰臣より酒井雅樂頭忠世にも書簡を贈り、かの國主より象牙二擔、鳥絅五端、西洋花縵五條を贈り、宰臣より花縵一條、八絲緞三反を贈り、儒臣林永喜信澄へ茄花色八絲緞二疋、鳥絅二疋、長崎役人高木作右衞門へ、茄花色八絲緞四疋、末次平藏へもおなじ品を贈れり、　十月二日、暹羅の國使にいとまたまはり、御返簡を授らる、その旨趣、國家善隣の意をむねとせらるれば、いよ／＼舊盟を變せず、商船の通交をゆるし給ふ事とぞ聞えし、よて國主へ泥金屏風三雙、鎧三領、太刀二振、鞍馬三疋つかはされ、大御所よりも鞍馬二疋つかはさる、酒井雅樂頭忠世、土井大炊頭利勝の二大老よりも、かの宰臣に返簡を贈り、國主に鞍馬一疋づゝ、宰臣に晒白布二十疋おくる、かの正使に銀二百枚、小袖十、副使に銀百枚、小袖十、三使に銀五十枚、小袖六、譯官に銀二十枚、小袖一襲たまはり、大御所より正使に銀百枚、副使に銀五十枚、三使に三十枚、譯官に二十枚下さる、

〔外蕃通書十七 暹羅國書〕暹邏國王上書 載異國日記

暹邏國王奈舜烈摩倫摩匹浮臘照果郎怕臘馬訶陸悃安芃離西毘耶摩訶離祿沓樂喇納臘日他尼

幸商舟往來、獲假會緣故有通知之懿者此也、茲承和好、勝同一家、去歲擬欲重修恭候之忱、緣該屬東埔寨舊浮哪詩士板忠順、令某守鎭恪供乃職、臨終時、曾囑其子七士他匍匐當忠誠效順及故悖父遺囑、不請擅襲、掉臂失貢、由是國議差使往諭、距他逆命不悛、致事旁午、弗遑修候、爲歉爾、今他越分廢禍政荒民苦、勢將殘敝、本國欲乘便宜、興水陸師、以踐平其境、慮貴國商販彼處者、値干戈之秋、恨爲彼助、未免混傷、恐非和好本意、望諭停之、容事平後、依舊通販、蓋兩國締交、情元骨肉、敝國即貴國也、休戚共之、望歲々往來不絕、若貴國所欲用之物、乞示下、當應命也、茲願聞彼此安樂詳悉、肅遣二使即統心物坤喇機徵、賫捧金書譯唐字壹幅并後項禮儀上獻、唯台炤不宣、

計開

好蔑系帽壹頂　結琥珀帶壹條　奇楠香肆觔　氷片貳觔　金地五彩花緞壹端　銀地五彩花緞壹端　黃地五彩緞壹端　銀地三彩花緞壹端　雪白絞紗紬布拾匹　雪白大西洋布拾匹　嵌金鳥銃貳門　雪白鵞子尾拾觔

癸亥年〔○我元和九年〕孟夏穀旦書〔○按文略〕

台德公復暹邏國主御書〔同上〕

日本國源秀忠回章暹邏國主麾下、往歲之裁答、已達麾下、再勞兩使、忽獲惠書、慰豁良多、特受若干方物、不勝欣感、抑東埔寨國、由他襲廢禮、失貢于貴國、因茲胥議、差使誅他逆徒、吾邦商士、淹留彼地者、爲彼援兵、防貴國攻、欲殺之、非與吾邦和好本意之思慮、雖固然之理、更不及猶豫歟、商客輩重利耽慾、如此姦黨、爭免其罪、速重遣使征伐、可任其意、勿怪勿怪、每歲商船往來可應命、緒餘付譯舌、不腆土宜、錄在別楮、莞納幸甚、統希若序、昭諒不宣、

元和九年癸亥閏八月　日

別幅

主計頭正就、永井信濃守尚政、其事を議す、儒臣林道春信勝、林永喜信澄侍座す、酒井雅樂頭忠世も崇傳にこひて返簡を作らしむ、　九日、金地院崇傳暹羅國の御返簡を作りて二條城にまうのぼり、大御所の御前にてこれをよむ、土井大炊頭利勝、井上主計頭正就侍座す、こたびかの國より使たてまつりし故は、その所屬東埔寨國の會長某、暹羅國王にそむき貢をいれず、すこぶる自立の意顯るゝにより、暹羅より兵師をして其罪を誅せむとす、しかるに東埔寨には、本邦の商人交易のために、かの地にをし渡り僑居するもの多し、かれら事の故をつまびらかにせず、あやまつて東埔寨を助けむとして非命に死するものあるべければ、はやく本邦の商人等に其旨曉諭を垂給ふべしとの事なり、御返簡には臣として君にそむき、下として上を犯すは、天理人道に於て誅罰を免るべきにあらねば、速に東埔寨が罪を鳴して征伐せむ事、いさゝか猶豫すべきにあらず、下賤の商賈もし利を貪り、私欲にふけり、東埔寨の逆徒をたすくるものあらむには、これまた其罪をまぬがるべきにあらず、我國家に於ていさゝかもこれを疑ひ、通好の本意を失ふべきにあらずとの御旨をぞえるしける、　十日、土井大炊頭利勝、京所司代板倉周防守重宗に暹羅國より書簡を呈し、象牙三、雪白布四匹、白綾紗四匹を送る、金地院崇傳をして返書を製せしむ、　十五日、金地院崇傳暹羅の御返簡清書してまうのぼる、かの國王への御贈物、大御所より、長刀二振、時服三十、鞍馬二匹、御所より鞍馬二匹なり、土井大炊頭利勝、酒井雅樂頭忠世、板倉周防守重宗より、皆鞍馬一匹づゝ贈る、

〔外蕃通書十六暹羅國書〕暹邏國王上書（載異國日記）

暹邏國王柰舜烈摩倫摩匹浮朧浮烈照哥郎怕朧馬嘩陸闘妥瓦禹西卒耶馬嘩禹祿縛祿喇納朧日他尼銤禹倫致書上日本國王殿下、往歲辱承回華翰、所云足知貴意、通和雅誼眞切稔聞、君明臣良、國治民安、及崇尚佛教誠得符古致治之道、鄙心景仰、無限歡騰、貴國與本國、滄溟遙隔、未通音問之素、今

隔礙矣、貴國王良駒深喜之告報、於吾邦携武藝者無不欲之、符節相合者乎、源君感其志、遙見送遣之、井土宜如別幅奏仰之、至于微臣、共爲王命、花縵如記賜之、不堪感荷之至、付二條自分之惠貺同頒之、雖爲輕之駿馬一疋充獻貴國王、利刀一腰充寄自分涓埃之報也、餘付二使之舌端、依無別件、啓具一紙矣不悉、

元和七歲在辛酉季秋吉辰

土井大炊助利勝朱印

本多上野介正純朱印

別幅

右

一金屛三雙金共押 ・ 一鎧三領具共六 一太刀二振 一龍蹄三疋皆具共鞍

〔大猷院殿御實紀 一〕元和九年閏八月朔日、暹羅國の使人、二條城にまうのぼる、大御所〇德川秀忠長袴めして大廣間の上段につかせたまふ、酒井雅樂頭忠世、土井大炊頭利勝、並に執政奏者は長袴、その他の諸大名は半袴著して伺公す、使人二人、譯人一人、こなたの譯官木屋彌三右衞門圓頂なるにより十德を著しそひて出る、貢物は鐵砲二挺、白熊廿頭、奇楠香一壺、龍腦一壺、貝光布廿反、花綿五反、笠一に國書一通そへて奉り廣緣にて拜す、使人譯人よりも獻物せり、事はて丶金地院崇傳御前にめして、暹羅王國書を讀しめらる、けふ公〇德川家光にも伏見より二條にならせ給ふ、日野大納言資勝卿まうのぼり拜謁せらる、　三日、暹羅人伏見城にまうのぼり拜し奉る、その儀二條城に朝せしにおなじ、獻物は、象牙九本、笠一、貝光布二十反、龍腦二壺なり使臣もものたてまつる、酒井雅樂頭忠世に書簡を呈す、使者拜退してのち、金地院崇傳を御前にめしてその書簡をよましめらる、　五日、二條城に金地院崇傳をめして、暹羅國の御返簡を作らしむ、土井大炊頭利勝、井上

日他尼無㒵無倫書啓日本國王殿下、切惟古明君致治施仁政善交隣、是以近悅遠來樂趨之、朝野而仰受覆庇也、今暹與日本車乘相仍、冀師古以和好、滄溟爲限、愧辭命而荒疎、殊非本意、大失交隣之道、夙懷觀與於大乘、未能旋慰、奉佛而風化無貳、未聞經教之奧、可得而與之否、歷來貴國商艘繼至、而優邮之勝我赤子也、當諭該司溥濟之、毋滯難之、愿留者擢首以總之、名坤來耶、悼用導新舊來敗等利使、使向後知所與感矣、敬以詳聞、謹顓使坤屹實參宼坤備斜甞等、齎捧書儀、上獻以表衷誠、問候台福旨以諾盟、毋絕辭命、以踐古之誠、兩國之利也、敝土少有奇產、倘有可用賜以命通、永固和好、共崇佛教之玄、咸臻泰平之象、務使蒼生業嘔歌善政、惟明鑒焉、事畢、遣使宼旋、俾獲速聞往音、爲厚望也、

天運辛酉歲(我元和七年)首夏八日書(按、文略)

台德公復賜暹邏國王御書(載異國日記)

日本國源秀忠回翰暹邏國王麾下、吾邦與貴邦、遙依隔滄溟、未及通信、然而商舶之往來、略聞風化、而不無想像心、今也介勞二使坤屹實參宼坤備斜甞等、持音書來朝、筆之所記、口之所演、以譯通知其心、不勤寸步如到其境、目擊道存者乎、特領六種方物、惠意不淺、奉佛而風化無貳之示諭、可謂有道、於吾邦亦開闢以來儒教傳來、佛法東漸、道其道德其德、上在儒家者、順孔夫子之教、立三才五常道、在佛家者、學釋牟尼法、持三歸五戒律、下至士農工商、不捨其業、以故魯典竺墳、汗牛充棟、亘古亘今、非啻崇佛、在文用文、在武用武、其外風俗二使所歷覽、不遑縷舉、每歲通信之志趣、所感無他、必修隣交、薄物土宜、錄別幅送之、采納爲幸、維時季秋、順序自嗇、

元和七龍集辛酉九月　日

本多正純土井利勝復暹邏國握耶西渾書(同上)

日本國臣(本多上野介正純、土井大炊助利勝)報章暹邏國握耶西渾麻喇足下、依貴國王之命、所須芳帖、件々之示諭、滿懷不少、二使坤屹實參宼坤備斜紐等捧貴國王之書來朝、六種之奇產、如紙面到來、二臣相議奏上、大樹源(三)二使之拜禮、感意無他、即整得回翰、渡與二使、年々通信、商舶往來、實自他之大幸也、聊不可有

老臣の報書にもおなじく其趣をしるしたり、　三日、暹羅國使辭見あり、使臣等午刻まうのぼる、大廣間に出まして其拜を受給ふ、かの國王へ御答禮には、金屏風三雙、鎧三領、太刀二振、鞍馬三疋つかはさる、あらかじめ御返簡は文箱におさめ、臺にのせ、上段の床上にあり、下段の庇に唐戸を置、その上に鎧をかざり、屏風は其後にあり、太刀は袋を脱して鎧の側にあり、馬は庭上に引立たり、使臣下段へ進み出る時、酒井雅樂頭忠世、本多上野介正純、土井大炊頭利勝、御床の上より御返簡を取て使臣に授け、御答謝の品々をも授終りて、使臣拜辭して退く、次に老臣御次間に使臣をともなひて仰事をつたへ、使臣二人へ銀二百枚、小袖十づゝ給はり、譯官へ銀五十枚、小袖五たまはり、長崎より伴ひ來りたる譯官へ銀二十枚、小袖二づゝ下さる、

〔外蕃通書〕十五 暹羅國書 暹邏國有司致長崎奉行書（載異國日記）

暹邏國握浮哪諸那奉國王命、下握那西潭龐喇着職修書謹致于長崎長谷川權六足下、切我國王欲以敝國與貴國王修好、永固綿延、俾商民共享舟楫往來之利、顓遣使坤乾實參蜜末坤備斜絹等齎書儀上獻貴國王處、盟好情由、至長崎、敢仗賛襄恩迎書儀以壯觀望、并導諸使赴京、詳獻適宜、以全通好之意、若有事務所請、咸籍玉成、且聞貴所多產名馬、我國王深慕之而無由、伏望用心遍求、得最良者乘時發遣、來使回旋、以慰夙慕、敢不銘刻足下巨勳哉、唯台炤、不宜、承我國王命修、黑鉛玖百觔、象牙百觔、將意納之幸也、謹將上獻王儀開具以聞、

長劍壹把（眞金頭口井嵌寶石金東兩頭兩邊亦嵌寶石）　短劍壹把（用金嵌寶石亦如長劍）　鳥銃壹對（附飾發機處純用眞金）　花縵拾條（俱五綠色）

金盤壹具（眞金起花）　石硯壹具（彫刻花草）　象牙十觔

天運辛酉年（○我元和七年）孟夏七日書（○中略）

暹邏國王上書（載異國日記）

暹邏國王來舜烈摩倫摩匹浮臘烈照果倫怕臘馬噂陸闔妥尾臘瓦禹西卒皮耶馬噂禹洛縛樂喇納

守重云、此書年號ナシト雖ドモ、前ノ御書ヲ審ニスレバ、則慶長十五年七月ノ復書ナリ、

〔台德院殿御實紀五十五〕元和七年八月十一日、暹羅國の使坤乾實參密未坤備斜緝等、長崎の港に著船し、江戸に進謁して方物を獻じ、兩國の通信をこはんよしをその地譯官長谷川權六によりてうたふ、　廿六日、暹羅國信使江戸參著す、從者廿人、譯官長谷川權六はじめ長崎より護送六七十人に過ず、誓願寺を客館に充られ、牧野豐前守信成饗應の事奉る、　廿七日、老臣の邸に暹羅の譯官をめして、かの使者の趣意を尋問す、金地院崇傳もこれにあづかる、　廿八日、譯官等本城にのぼりて、かの國より本多上野介正純、土井大炊頭利勝に贈る書簡幷花縵十條づゝなり、かつ國王より獻ずる方物を進らす、方物は長劒短劒各一把、鳥銃一雙、金盤一具、花縵十條、硯一具、象牙千觔なり、　廿九日、林永喜信澄、金地院崇傳、牧野豐前守信成にともなひ、誓願寺客館に至り、暹羅の使臣に對話し、その國風土俗を尋問す、　九月朔日、暹羅國使引見あり、よて御長袴を召て大廣間に出給ふ、〇德川秀忠上段に緋緞子の大茵をゝきて御座を設く、進獻の方物あらかじめ御前に陳列す、酒井雅樂頭忠世、土井大炊頭利勝、本多上野介正純、皆長袴きて侍座し、金地院崇傳紫衣に緞子の袈裟をかけて侍座す、其外諸大名諸士は半袴にて庇に伺候す、雅樂頭忠世、暹羅國王の書簡を御覽に備へ、御座の右に置、次に使臣幷譯官三人下段に出て拜し奉る、忠世幷に上野介正純、大炊頭利勝慰勞の御詞をつたふ、譯官互に通譯して後、使臣拜辭して退く、次に御座を立せ給ひて、白木書院にわたらせられ、諸大名諸士各當日の賀聞え上て退出す、次に常の御座にて崇傳をめし、かの國書をよましめ聞召る、その文の赴は、永く隣好を修めて通信を結び、互に貿易の道を開き、國家の利を修めん事をこふよしなり、よて崇傳に御返簡を製すべしと命せらる、　二日、金地院崇傳御返簡、幷本多上野介正純、土井大炊頭利勝兩人よりの報書を製して御覽にそなふ、彼國こふ所のごときは、ことはりと聞召により、隣好を修せられ、互市をゆるさるべしとの御事なり、兩

歲之船可被投惠趣、握雅普控被記書面欣悅不淺、彌如金口所希也、自今以後、貴邦與暹國、每歲於有貿易商船之往來者、兩國和平、人民豐饒、遠方亦如此隣、可修厚盟者也、本邦土宜雖薄物、記別幅贈進之、秋天稍涼、順序保嗇、

慶長十五年龍集庚戌初秋日

日本國源家康謹啓

封　對

暹羅國王殿下（〇按文略）

進獻目錄

暹邏國王　鐵炮五十柄

右

臣握雅普控　鎧壹領　腰刀壹柄　脇刀壹柄

右

本多正純復暹邏國臣握雅普控書（載異國往來）

謹啓、去歲承主君命、呈一封卑牘、彼書到日、達于貴國幕下主君之所懇求、鐵炮塩硝、來歲之船可被進獻之表文拜覽、惟幸貴公爲芳信、鐵丹實石起花金口指壹枚（守重云、疑ハ戒指カ）、被獻、主君歡悰不少、以愚意可述謝辭之旨君命也、本邦政化風俗治體、四邊無事、貴域商船、年々於著岸者、任船主心可知慈惠也、從隨邦投贈之信物具別幅、維時爲國嘉祥、誠恐誠惶、不備、

右回章

暹邏國王臣握雅普控足下

日本國臣本多上野介藤原正純

于時、孟秋日

修交

地ナリ、後ニ分テ暹ト羅斛ノ二國トナリ、洪武中ニ始テ暹羅ト稱スト云々、按ニ洪武四年、國王參烈昭毘牙ナルモノ王書ヲ奉リ、同九年國王哆囉祿ナルモノ、其子昭祿群膺ヲシテ方物ヲ貢シ、永樂十三年、ソノ子三賴波摩羅剌的剌嗣ゲ、萬曆ノ間、其次子嗣王毎年兵ヲ用ヒ、遂ニ諸國ニ覇タリ、秀吉公朝鮮ヲウタレシ時、明朝諸蕃ノ兵ヲ催シテ救援セシム、時暹羅所部ヲ率テ前驅センコトヲ請フト云ヘリ、國王ノ名ヲ見ンガ爲メニコヽニ贅附ス、

〔外國通信事略〕暹邏(シヤムロ)

慶長十一年に、此方より此書と物とを贈られしより、彼國の使も常に來りて參拜の儀ありき、寬永六年以後、其國の使參拜の儀は聞えず、其商船は今に年々渡り來れり、

〔外蕃通書十五〕暹羅國書

守重按ニ暹羅國ヘ御書ト物トヲ賜リシハ、慶長十一年九月ニ始ル、蓋是ヨリ前ツヰニ通船アリシニ、此ニ至テ鐵炮ト奇楠トヲ求ラレンガ爲メニ、特ニ此優典アリシナルベシ、十四年、又本多正純ヲシテ書ヲ送ラシム、彼使節ヲ來シテ書ヲ奉リ物ヲ獻ジ、以テ特恩ヲ謝ス、爾後陸續往來止コトナク、其使節モ見參ノ禮アリト聞ユ、○中略

神君賜暹羅國王御書 載異國日記并往來

日本國源家康謹白暹羅國王殿下、夫交盟者、其地雖不遠、不親則如千里、其國雖不近、通信則如比隣、寡人於貴國所倚賴者、上々奇楠香、極品鐵炮也、以閣下鈞命搜尋之、而投贈此地、則實恩惠也、今也本邦軍器鎧三領、具共六長大刀拾柄、雖爲不腆之具、存誼誠而已、萬般付船主口實也、不備、

慶長十一年丙午九月廿一日

御印

〔外蕃通書十五暹羅國書〕神君賜暹羅國王御書 載異國往來并日記

日本國源家康謹啓暹羅國王殿下、夫海山雖隔萬里、親則不異咫尺之地、抑夏日有商船便、傳貴國之信、不移寸步、如對高顏、歡抃有餘、特予大望之鐵炮塩硝、去歲家臣本多上野介以短書達于貴國、卽來

永丙寅庚午、再渡暹羅紀行云、其國都有一大伽藍、奉安大像、相傳、本是須達長者居址也、其像、坐者立者臥者凡三、臥佛小指、高厚一丈八尺、其大可知也、高甍層棟、雙峙雲間、其廣袤六十餘里、宇下遶三檐廣陌、陌廣四丈八尺、萬家居于其中、俗以貼金爲供養、積累之久、殿堂佛像、金光晃曜、不知金石土木何物所作、眞是化城、蓋是鑿開一石山以造之也、西南洋舶、將投于此國中、平衢、其有所見、嗟訝此城、爲準也云、

〔增譯采覽異言 入〕增譯萬國傳信紀事ニ曰ク、暹羅ハ亞細亞洲中ノ王國ニシテ、印度ノ悉儗爾厄乙蘭土（コレ上ノ印帝亞ノ增譯ニ云、弟三ノ悉儗爾厄乙蘭土ナリ、）ノ上ニアリテ、安日河ノ流ニ傍ヘリ、西ハ榜葛剌ニ抵リ、北ハ琵牛ニ接シ、東南二方ハ大抵海ニ臨ミテ、其地甚大ナリ、其周廻入爾馬泥亞ノ里法ヲ以テコレヲ計ルニ、凡四百五十餘里、（日本ノ九百餘里）此國都テ氣候暖和ニシテ、物產康富、殊ニ多ク米麥、諸菓、胡椒、蘆薈、安息香等ヲ出シ、又畜獸ニハ犀象、虎熊、水牛、野牛等アリテ、就中馬最夥シク、山ニハ多ク金銀銅錫ヲ產ス、此國分テ十一道トス、曰暹羅、曰馬爾太弁、曰哩伍兒、（天地二圖贊說ニ曰ク、哩伍兒、卽六坤轉訛也、又作六昆、）曰悉亞剌、曰苔那思里、（漢譯又作倒麗那綠）曰把打那、（一名把打金ト云、二圖贊說ニ云、把打金卽大泥是ナリ、）曰百剌、曰偶達、曰雲葛臘翁、曰彭亨、曰若耳ナリ、其地或ハ君長會帥ノ類アリト雖ドモ、皆暹羅國王ノ命令ニ一統敬從シテ、國勢甚ダ盛ナリ、其王古ヘヨリ子孫相嗣テ其國ニ主トシテ、上下皆佛法ヲ崇奉ス、其王都モ亦暹羅ト云、一名阿弟亞、又名酉弟亞ト云、此地都テ默南ト云ル大河アリテコレヲ廻リ、形勢恰モ島ノ如シ、其城周廻凡二里、（日本ノ四里）其規制ハ他ノ印度諸州ノ城郭ノ式樣ノ如クニシテ、而其華整美麗ナルコト諸國ニ冠タリ、王ノ宮殿最モ廣大ニシテ美麗ヲ悉ス、都內ノ人家凡四十餘萬、王ノ親衞ノ精兵恒ニ五萬餘人ヲ備フ、凡ソ此國商賈輻湊シテ土地皆繁華、亞細亞歐羅巴諸國ノ人、皆此ニ集ル、和蘭、諳厄利亞、拂郎察、波爾杜瓦爾等ノ人、皆商館ヲ置テ貨物ヲ交易ス、

〔外蕃通書 十五 暹羅國書〕暹羅ハ、西語シヤム、南方諸蠻ノ內ニ於テ、地最大ニシテ、國力亦盛ナリ、東埔寨占城ヨリ六昆、太泥、彭亨ノ類、ミナ之ニ服屬ス、略〇註則古ノ所謂天竺地方ニシテ、專ラ佛法ヲ崇奉ス、（采覽異言ニ、古ノ所謂ル舍利佛塔、須達長者ノ居址、今猶存スト云ヒ、天竺德兵衞雜話ニ、祇園精舍ノ蹟ノコレリトモ云ヘリ、）明人云、古ノ赤土及婆利羅利ノ

暹羅

暹羅、不知古何國也、（慶長元和間、此方海商、譲々來往、間有祀事者焉、故今併取大西及明人諸說、以備參考、馬氏勝覽云、自占城西南、舟行七晝夜、方至新門港口、入港、方達其國、美（新井君美）按、自占城外羅山、南行四百里、至東埔寨、覽嶺山、轉向西北、行百里、至新門、海口、入港三里、而有一城、是爲抽分之所、此去水行七十二里、路過二城、方達王都、）境內有大庫司凡九、猶言布政司也、府十四、縣七十二、俱分隸各府、（曰暹羅、曰可剌細馬、曰疋皆、曰皮細祿、曰東骨胎、曰果平定、曰倒麤細、曰封豕、曰六昆、其大庫司也、曰采納、曰老無曰北釆、曰東板普、曰揀皮、曰疋皮里、曰釆野、曰多饒、曰千無里、曰細辭滑、曰釆欲、曰歇細滯、曰沾奔、曰魁山、其府也、）如其土地、東南平衍、西北多大山、（圖書編云、東南平衍饒稻、西北多大山、參之馬氏勝覽云、其國皆山、峭拔崎嶇、地下濕、土疎瘠、罕宜耕種、頗不相合、）氣候多熱、常如盛夏、居人覆屋以瓦、並爲高閣、籍以藤席竹簟、寢處其上、以避蒸暑、男子剃除鬚鬢、止留頂毛、戴金花冠、加瓔珞、（誦之天冠、）單衣長袖、腰佩一刀、婦女以香油沐髮、盤髻加飾、被以單紋、卑賤服制、大較相同、（唯用黃金易金飾已、文獻通考云、男女椎髻、白布纏頭、被服長裙、頗不相合、）王出以象駕輿、百姓畜象、以充耕耨任載之用、穀一歲三熟、（春初種苗、餘皆自生、其米春冬所收、不如夏熟味美也、）蔬四時有瓜茄、果有椰子、甘蔗、沙糖、樹有奇楠、紫檀、烏木、貝多、花藜、竹之大者、貧家以爲棟梁材、家畜孔雀、如鷄鴨、馬小于驢、鵝皆白色、河出鯉、鯽、鱸之類、野多虎、豹、獅子、香麝、其國所無、則大小麥、黃白粱、白瓜、松樹、鳶、猿之屬、貿易通用銀及銅錢、以米一斛八斗、博銀一兩、（瀛涯勝覽云、厥產、紅馬肯的石、次于紅鴉忽、明瑩如石榴子、國西北二百餘里、有市鎮、曰上水、通雲南居人、無慮六百家、各種香貨、俱有、黃速香、羅褟速香、降眞、沈水、亦有花梨木、白荳蔻、大風子、血竭、藤結、蘇木、花錫、象牙、翠毛、蘇木賤如薪、色絕勝、獸有白象、獅、貓、白鼠、果有檳榔、西瓜、甘蔗、椰子、蕉子、其波羅蜜、形如東瓜、荔枝大如雞子、蔬有東瓜、黃瓜、胡盧芥、薑、葱、有米酒椰子酒、皆燒酒也、）凡番貨有雪白間道羅色花布、花綾、花氈、乳香、鬱金、白檀、肉桂、檳榔、蘇木、蘆薈、阿片、麒麟血、阿仙藥、椰子油、沙姑米、蔗糖、棉花、斑技花、莿蘇、黃蠟、烏漆、花錫、膽礬、硝石、豬石、藤黃、雌黃、鯊皮、蛇皮、虎皮、犀角、象牙、象皮、牛皮、鹿皮、水牛皮、山馬皮之屬、圖說云、暹羅、古赤土國、一名波羅利、美按、赤土國、始見隋書、以爲扶南之別種、頗爲相近、然其說曰、國在大海中、東波羅剌國、西婆羅娑國、南訶羅旦國、北距大海、地方數千里、即今地理與此大異、唐書所載、驃國東隣眞臘國、西接東天竺國、南盡溟海、北通南詔些樂城界、其都城、相傳本是舍利佛城、頗與此合、（文獻通考云、其羅城、據以瓴甓、周一百六十里、濠岸亦植以瓴甓、相傳本是舍利佛城、內有居人數萬家、佛寺百餘區、其堂宇、皆飾以金銀、繪以丹彩、地以紫鑛、種以錫鑛、其土宜菽粟稻粱、無麻麥、）且今都下、有一大伽藍、豈是所謂舍利佛城者也耶、（南海舟人名宗心、寛

古事類苑

外交部十七

暹羅　太泥　田彈瑠

暹羅ハ亞細亞ノ東南ニ在リ、東ハ安南ニ接シ、西ハ緬甸ニ界セル半島國ナリ、後陽成天皇慶長十一年始メテ我國ト交通ス、而シテ私人ノ往來ヲ許シヽハ、慶長九年ニ與右衞門ニ渡海ノ朱印ヲ下付セシヲ以テ始トス、元和年中、山田仁左衞門渡航セシ事跡ハ、世ノ熟知スル所ナリ、

〔書言字考節用集 二乾坤〕暹羅（シヤムロ）（支那西南夷、南天竺是矣、）

〔野史 二百九十外國傳〕暹羅、亞細亞洲中王國、在印度悉幾爾厄乙蘭土上、傍安日河、西抵榜葛剌、北接琵牛、東南二方、大抵臨海、（增譯采覽異言引萬國傳信紀事、）昔曰赤土、又婆利羅剌地也、（增譯異言、萬國新話引續新話、東西洋考、）乃南天竺國、（續新話）○中略東南平衍饒稻、西北多大山、（采覽異言引圖書編、又參之馬氏游覽云、暹國皆山、峭拔崎嶇、地下濕、土疎瘠、罕宜耕種、頗不合、）分爲十一道、曰暹羅、曰馬爾大莽、曰哩伍兒、（或作哩功兒、乃六昆也、）曰悉亞剌、曰答那思里、曰把打企、（乃太泥也、）曰百剌、曰偈達、曰雲葛朧翁、曰彭亨、曰若耳、（采覽異言引傳信紀事、或作十二道、）其地雖有君長尊師、皆敬從暹羅國王命令、國勢甚盛、其王自古子孫相繼、上下擧崇信佛法、其王都曰暹羅、又曰阿弟亞、又首弟亞、（外蕃通書、增譯異言引紀事、）○中略暹羅、本暹與羅斛二國地、暹乃漢赤眉遺種、其土瘠地不宜耕種、羅斛國、土地平衍多稼、暹人歲仰給之、（采覽異言引續文獻通考、元史、）○中略順帝○元至正中、暹始降於羅斛、因合爲一、（異言、元史、）稱暹羅斛國、○中略永樂○明太宗年號初、改稱暹羅國、

〔采覽異言 三〕スイヤム（波呼シヤム、又名シヤムロ、）

呂宋 瓜哇 番旦 巴旦 併入

古事類苑

外交部十七

渡海朱印

其書令渡海、吾王所懇請者、極品奇楠香也、搜索域中而寄贈、則國主尤可有勸悰、異日貴國商船、亦到陋邦可作往去者、非兩國幸事乎、邦城之中、海濱島嶼、諸國縣邑、共以不可有賊難、莫怍也不備、

慶長拾貳年龍集丁未冬十月上旬

〔羅山文集十二外國書〕呈占城國主代藤廣

日本國臣使舶司長谷川左兵衛藤廣謹呈書占城國主殿下、鳳船往來、千里如面談、爲慰爲喜、前日伽羅香百斤來吾邦、遣白銀貳拾貫目、何爲銀多、而香少哉、所深怍疑也、有佳香則以柬埔寨之便可被相達也、腰刀壹柄附貴使去、是吾主君之所贈於殿下也、又被物二領被寄貴夫人、又二領被寄貴姉、又二領被寄貴妹、且又吾倩信物脇刀壹柄獻之于殿下、以往岔修盟好之道者、豈有它乎、及有佳香而必可有其告、吾邦遣人須買取之、所乞者以風便而待佳香而已、事々附使者之舌頭者、再拜頓首、

西野與三
有馬修理殿直ニ御談也

〔異國御朱印帳〕占城國

一慶長九年甲辰四月十一日

一慶長十年乙巳八月廿八日

九ノ十七日修理殿內、林田右京請取在之、還口一體惠之、

一慶長十一年丙午九月十五日ノ御書幷目錄

鎧六領、共六具、太刀四把、腰刀一把、脇刀五把、

自本上有狀、林三官通事明溪請取、但於本上被相渡候間、請取ハ本上ニ可有之、

一慶長拾貳年丁未十月初四日

有馬修理殿ニ去年林三官所與遣之

右ニアル兵具等、當年可遣由仰也、銀子モ八貫目トヤラン在之、屛風便當ナド在之ト云々、拙者ニ副狀可遣之由、使者申候由、占城國執事老爺幕下ト書シ可遣之、副狀ノ案在別冊、遍境貳ケ三惠、

慶長十一年に、此方よりつかはされし御書に、前年も御書をつかはされし由見ゆ、彼國よりの書はいまだ見る所なし、

〔外蕃通書二十〕占城國書

守重按ニ、〇中略其國〇占城ノ本邦ヘ通信アリシコトハ、慶長十年初テ御書ヲ賜フ、意フニ明商、又ハ東埔寨諸人ニ附シ送ラレシナルベシ、其國ノ上書未ダ載スル者ヲミズ、南史ニ云書ニ樹葉ヲ爲紙ト見エ、書史會要ニ林邑國、文字與天竺同トミエ、東西洋考ニ、無紙筆、以羊皮槌薄、削竹爲筆、蘸白灰書字トミエタリ、意フニ唐人彼國ニ流寓スルモノモ有ベケレバ、其國書ハ即唐式ニ依レルナラム、又其使船ノ來ルコトヲ聞ズ、然レドモ長谷川藤廣ノ書ニ、附貴使去ト云ヒ、附使者之舌頭ト云トキハ、使節ノ來ルコト有シニ疑ナカルベシ、意フニ近隣ノ船ニ搭附シテ來ルモノカ、藤廣ノ書、又其夫人及姉妹ニ及ベバ、當時屢往來アリテ、親昵スルノ證トスベキ也、

〔外蕃通書二十占城國書〕東照宮賜占城國主御書載異國往來幷日記

日本國源家康謹書占城國主麾下、前年以商船之便寄音書、海雲隔絶、不知相達否、未見答書、今也命明人林三官投贈愚翰幷陋國微物、目錄在別紙於貴國所懇求者、城中上品之奇楠香也、中下之沈香、陋邦亦多之、搜索國中而可賜陋邦者、所懇伎也、自今以往、商船互作往來、則非兩國庶民幸事也、

慶長拾一年丙午仲秋十五日

御印

〔異國御朱印帳〕占城國

一慶長拾壹年丙午仲秋十五日、林三官有御書、請取可有之、沈香御所望、過分ノ御音信在之、

〔外蕃通書二十占城國書〕僧承兌與占城國執事書同上〇載異國往來幷日記

日本國前龍晃鹿苑承兌奉書占城國執事老爺幕下、去歳星集丙午中秋、吾國主遣明人林三官於貴國、雖通音書投贈陋書、軍具三官罹海寇不測之難、被誅戮、幸而國主書翰、並信物不失、却之、故今年以

修交

黎女自立爲王、國人不服、共立頭黎姑子諸葛地爲王、娶頭黎女、國大定、更號環王、（元史一統志）元和（○唐憲宗年號）初、入寇驩愛州縣、安南都護張丹擊破之、遂棄林邑、徙國於占、因號占城、（○中略）孝宗（○宋）淳熙中、以舟師伐眞臘、入其國都、寧宗慶元中、眞臘大擧復讐、殺戮幾盡、俘其王以歸、國遂亡、悉歸眞臘、（元史、一統志）因名占臘、其後國王或曰眞臘人、又曰占城恢復、元至元十五年、其王舍利唯牙信合八剌麻哈迭瓦（一統志作王孛由補剌者吾）願內附、遣使貢方物、封爲占城郡王、（元史、一統志）其子補的遂負固弗服、屢遣重兵臨之、乍臣乍叛、終无順志、明洪武初、其主阿答阿首遣其臣虎都蠻入貢、封爲占城國王、自是朝貢不絕、（一統志）

〔采覽異言三〕暹羅東南占臘國、卽眞臘、一名漢甫寨、（○中略）其北占城國、又作燕八、或作占八、（蠻名見元史、番名チヤンパイ、卽燕八也、又名チヤンパ、卽占八也、）

〔增譯采覽異言八〕昌永（○山村）按ルニ、占城ハ古ヘノ林邑國ニシテ、唐ノ初ニ至テ、改テ環王國ト云フ、唐ノ憲宗ノ元和年中ニ、安南都護張丹ニ破ラレ、因テ都ヲ占ト云處ニ遷シテ、改テ占城國ト號ス、明ノ洪武年中ヨリシテ、朝貢極テ謹メリ、此國西語シヤムバ、又名シヤバア、一名チヨンパト云フ、

〔增補華夷通商考三〕占城（チヤンパン）　北極ノ出地事十一度半ノ國也、海上日本ヨリ一千七百里、方角交趾國ノ南ナリ、古ノ林邑國ト云シハ此國ノ事ナル由、

四季東京ヨリ大ニ熱國也、此國ノ邊ヨリ南天竺ノ內也ト云、此國交趾國ノ內ニテ、交趾ヨリ仕置スル所モ有之トゾ、大佛ト云所モ此國ノ內也、唐人往來ノ津也、此國ノ者、日本ヘ船仕出シ來ル事ナシ、唐人此所ニ往テ諸色ヲ調、日本ニ來ル也、

〔外蕃通書二十〕占城國書

守重按ニ、占城（チヤンパン）ハ唐土ノ西　ニアリテ、安南ノ隣國ナリ、卽古ノ林邑國ニシテ、唐元和ノ初ニ、都ヲ占ニ移シテ、改テ占城國ト號ス、國王アリ、嘗テ明ノ冊封ヲ受ケタリ、

〔外國通信事略〕占城（チヤンパン）

國號

慶長八年六月廿六日　　鎌田出雲守政近

　　　　　　　　　　　桃山權左衛門久高

〔島津文書〕一かぼうしやの使者并案內者、原田彌次右衛門御前に罷出候、〇中略

九月二日〇慶長八年　　比志島紀伊守國貞判

　　樺山權左衛門殿

　　鎌田出雲守殿

　　　人々御中

〔長崎志十一〕元文五庚申年

一六月廿八日、東埔寨出ノ船ヨリ生玳瑁一ツ持渡、館內ニテ小役ノ者二人ニ養ヒ方ヲ見習セ、八月廿三日、江府ニ差上ラル、其節足輕貳人被相添、大坂迄右小役ノ者差添、道中ノ間、養ヒ方ヲ足輕ニ見覺サセ、小役貳人ハ、大坂ヨリ當表ニ歸リ、足輕附添、江府ニ差上ラル、

附　占城

占城ハ、北ハ安南ニ接シ、南ハ東埔寨ニ界ス、古ノ林邑ノ地ナリト云フ、後陽成天皇慶長十年、德川家康書ヲ贈リ、十一年又物ヲ贈リテ、奇楠香ヲ求メタリ、而シテ使節ノ渡來セシコト書冊ニ見エズ、

〔野史二百九十外國傳十〕占城、又蘸八、或占八、增譯采覽異言、元史、古越裳氏界、本秦象郡林邑縣地、漢爲象林縣、万國新話、元史、屬日南郡、東濱海、西際瓜哇、南通眞臘、北與安南之驩州接壤、東西五百里而贏、南北三千里、城去海一百二十里、近瓊州、舟行順風、一日可至、元史、一統志、距長崎二千七百里、通商考、其南曰施備州、西曰上源州、北曰烏里州、所統大小州凡三十八、亦有縣鎭諸名、漢末大亂、縣功曹姓區有子曰連、殺縣令、自號爲王、元史、一統志、謂之林邑國王、〇中略唐太宗貞觀中、其王頭黎獻方物、子鎭龍嗣、爲摩訶熳多伽獨所弒、范氏遂絕、頭

雜載

右　慶長十五年戌正月廿五日

〔異國渡海御朱印帳〕東埔寨

一自日本到東埔寨國舟也　本上州狀アリ、慶長十七壬子十月二日、於駿府書之、拜領之主ハ、上州書中ニ不承候也、後庄三ゟ申來、御□□御拜領かと使者申也、

右　慶長十八年癸丑正月十一日

一自日本到東埔寨國舟也　木田理右衛門拜領、長谷川左兵衛御鷹場ゟ狀來、慶長十八癸丑十一月廿二日、於南禪寺書之、此時之出入理交趾之下ニ詳、五通之內也、

右　慶長十九年甲寅正月十一日

一自日本到東埔寨國舟也　ゑんによろ拜領也、御印紙持來長谷川左兵衛江戶ゟ狀來、十二月四日ノ日付也、慶長十八癸丑十二月十日、於參州吉田書之、駿府江下向之時、□□□□也、ゑんによろハ岡崎ニ待テ□也、又來ル通事之由也、段子一卷惠之、ゑんによろの名ヲどんさゐろべい、と云也、長崎ゑんによろと書て渡候、

右　慶長十九年甲寅正月十一日

一自日本到東埔寨國舟也　長崎船頭彌右衛門ニ被下、長谷川左兵衛狀アリ、呂宋へ三通、暹邏へ一通、東埔寨へ一通、此時以上五通書テ遣候、慶長廿元和元也七月廿日書之也、

右　元和元年乙卯九月九日

〔薩藩舊記後集二十七〕掟

一京泊江入津之かほうしや船、公方樣へ御禮之儀候而、商賣人をしうりをしがひ、其外不可有非道事、〇中略

右條々於令違犯輩者、可被處嚴科者也、

乙巳十月二日渡之、此日山駿州亦被來、御太刀御脇指被遣、

一東埔寨浮勝王嘉へ鐵砲二十柄、内貳柄別種、

乙巳十月十二日渡管吾請取在之、寶蓋壹ヶ約之、

一慶長十年九月　舟本彌七郎九ノ十八日渡之、請取在之、

一同十年乙巳十一月六日　原彌二右衛門書界一裹之、御書箱一箇ル、長井四郎右衛門取次不審、請取在之、

自遠州中泉御朱印來、於當院十月十九日書之、請取有之、

御屏風五双被遣、山駿州被請取、駿州被相添狀有之、御書十二ノ七日渡之、

一同十年十二月二日　豆葉屋四郎左衛門　大黑長左衛門舟ハ不申付候由也

從江戸御印來、於此方今日書之、遍境一裹之、

一東埔寨握雅招花へ御書壹通、山駿州有折紙、原彌次右衛門内、孫七郎可請取之由申候間遣之、乙巳十二月十日、

一慶長十一年七月廿七日　華欄壹枚裹之京ノ河野喜三右衛門申請之由也、本上有狀、

一同十一年丙午八月十五日　大坂天滿ヒツダヤ孫左衛門本上有狀、八月十八日渡之、請取有之、

一自東埔寨到日本之商船、於州縣城邑海濱津渡、非理非法不可致違亂、若於違犯之輩者、可誅罰者也、○中略

一自日本到東埔寨國舟也　慶長十三戊申孟秋廿五日尋木屋彌三右衛門拜領、取次受閑也、普白一裹之、駿府ニ而書之、

一自日本到東埔寨國舟也　唐人五官拜領御朱印、普界一被裹之、

右　慶長十四年己酉正月十一日

一自日本到東埔寨國舟也　大村内、江島吉右衛門拜領御朱印、長谷川左兵衛取次、本上州狀アリ、普界一被裹之、七月十七日後庄三へ渡也、

聘儀禮單

象牙壹對　犀角壹匣　玳瑁壹匣　烏漆拾碗　荳蔲百斤　砂仁百斤　孔雀壹對　火雞壹對

山雞肆對　玳瑁肆頭

〔長崎志十一〕寛保二壬戌年

一六月廿八日、東埔寨國ヨリ、船主林善長差官六偓雅婆冐文得理、信牌順ノ書翰持渡ル、江府御覧ノ上、本國信牌一枚被相與之、

渡海朱印

〔增補華夷通商考三〕東埔寨(カンボウチヤ)トンボウチヤ、カボウチヤトモ云、此國ノ人日本ニ來ル事稀也、唐人此國ニ行テ諸色調ヘ、船仕出シ來ル也、此ノ以前日本ニテ唐渡リト號シテ、長崎ヨリ渡海セシハ、皆東京、交趾、東埔寨、暹羅ニ行テ、唐土中華ニ往シニハ非ズ、其渡海ノ船ヲ御朱印舟ト號セシモ、公儀ヨリ免許ノ御朱印ヲ申賜テ渡海セシ故也、其船主京堺長崎ノ町人也、

〔異國御朱印帳〕東埔寨

一慶長九年甲辰閏八月十二日　平戸傳介

一同年八月廿六日　島津陸奥守

一同年閏八月十二日　同

一同年閏八月十二日　五島淡路守

一同年十二月十八日　六條二兵衛請取來

一慶長十年乙巳五月十六日此外西洋へ一通　有馬修理

一慶長十年乙巳九月廿八日　長井四郎右衞門當年始也

本上有一札　遏境一枚　堵物一結　壘一挺　香合一惠之

〔外蕃通書十九 東埔寨國書〕東埔寨國總制進六參烈巴司哲王呈長崎奉行書〔同上〇長崎譯司所傳〕

東埔寨國鎮國大總制眞臘金塔水陸等處地方軍國諸務事進六參烈巴司哲王鄭、爲裕國增商事、切慕貴國、中外交爭、生理開興殖之源、檣帆雲集、往來聽阜通之道、以有齊無、洵是東瀛福地、居恒不匱、粮然五島名山、人文繁盛、貨物精奇、本國駐鎮西南、所產香水皮漆等貨、頗合本國時宜、第以水程遙遠、未得常々來往、惟有戊申己酉之事、修貨發船、付劉衛親、黃樺觀、前往貿易、經蒙廣額給牌、及至辛亥壬子之歲、兩次被風、收入廣東、不能如懐、每以爲歉、茲歲庚申、又著吳苔國、作船至四月廿一日、在本港開驛、到貴國貿易、所帶貨物、俟批價及各項事竣、遣本船回棹日、務懇在中冬放番、得正風迅時候、使注洋快捷、趕明年春杪、得以再發、從此往來無間、如川而至、喜見商日增而國日裕也、曷勝翹企、幸甚々々、

天運庚申歲肆月　日

守重云、此書予又長崎ニ於テ傳寫ス、末ニ天運庚申歲トアリ、則我元文五年ナルベシ、

〔外蕃通書十九 東埔寨國書〕東埔寨國總制進爵六參烈巴司哲王呈長崎奉行書

東埔寨國大總制統理水陸軍務帶管眞臘通國地方進爵六參烈巴司哲王鄭、謹啓于日本國國王殿下、伏以德星東耀、九州共仰光華、瑞色西臨、四海咸瞻絢爛、盛世徵祥、遐陬被澤、恭惟殿下尊崇良德、皇圖鞏固如山、寬廣天心、聖度汪洋似海、仁風遠播、八紘沐綏撫之恩、令聞普揚、萬國彙謳歌之慶、梯航絡繹似輻輳、商賈遠近而悅來、是以昔年叨邀大德寵頒龍牌、據于癸丑甲寅二年、收風廣屓、不能覲光上國、徒切向日私誠、及至丙辰國變人殊、舟往牌滅、延至去歲、特遣吳茗國齎書上陳、先稱鄙懷、茲者復懇恩波廣洒、敢請龍牌再頒、因遣卑員六僱雅婆胃文得理、船商林普長、前趨貴國、敬獻土產、虔表微衷、伏望金批准行、炤例給付、使增聲色于敝國、永被仁慈于大國、無任翹切、曷勝企仰、

壬戌年〔二〇寬保年〕五月　日

朱印

太歲乙巳年（我慶長十年）四月　日　　差進貢使原彌二右衛門准齋

此限至正月取批廻來繳文（按略）

東照宮復賜東埔寨國浮勝王嘉御書（載異國往來并日記）

日本國源家康回報東埔寨國主浮勝王嘉閣下、遙領台翰、薰讀主復、時々開遠方信者、歡悰有餘、特鳥銃、孔雀彩羽等、其物其數如顯生所記、自弊國赴貴國之輩、希求商船不多者、想是陋邦商賈作凶賊、而苦貴國民人者耶、歟回如所告報、日本商客、或非義非法、或多貪多嗔、於罪奸深重者、如國政可行刑法、餘事期望復信也、不具、

慶長第十歲舍乙巳仲多日

御印

〔外蕃通書十八（東埔寨國書）〕東照宮賜東埔寨御制札（載異國日記）

近年到其國日本人、作惡逆輩者、如東埔寨法度可被致成敗也、於日本無隔心、任此印札可被申付也、仍狀如件、

慶長十三年戊申八月六日

御印

東埔寨國主　足下

〔長崎志十一〕享保十二丁未年

一七月廿六日、東埔寨本國ヨリ貢船壹艘入津ス、但東埔寨國王六佛嫣花信牌順ノ書翰壹通、并本國出產ノ品二十種進貢ス、其趣昔年ハ貴國エ商賣船數度差越ノ處、近年國務繁ク中絕ニ及ベリ、仍テ三年前ヨリ貢船ヲ造リ今年家臣僱雅世羿文得理ヲ初、東埔寨人三人、瓜哇人六人、唐人五拾六人乘組渡海ス、則江府言上有之、本國信牌一枚與ヘラレ、土產ノ貢物ハ御受用無之、

獅角八箇　鹿皮參百　孔雀乙箇

大鎮國元主（九下）　寡人再拜

太歲癸卯年（○我慶長八年）四月　日書（○接文略）

東照宮復賜東埔寨國主御書（載異國往來井日記）

日本國源家康回翰東埔寨國主足下、海路水遠、陸地山遙、何圖親得形章、副以方物、其數如書中所記、非至誠爭通遠信、感幸之深、出于望外、貴國人民、未能欽服、仍以征伐爲心者、理之常也、雖然忘怨降義、順黎民情、能加慈愍者、國家自然安泰乎、不得止則及戰闘亦可也、兵器戰具、弊邦所產、若是銳利、隨所好可求之、其地縱雖隔絕、其志親昵、則交盟不異域中、懷廷太官久淹留其地否、弊國軍器太刀貳拾把、投之以表微忱、船主鐘菅吾備語貴邦政化、近見弊邦風俗、故不及細說也、

慶長八稔歲次癸卯小春

御印

〔外蕃通書十八（東埔寨國書）〕東埔寨國主浮勝王嘉上書（載書翰屏風）

東埔寨國主浮勝王嘉頓首稽首百拜奉書日本國王殿下、誠以治亂持危、古人盛典、唇齒相防覇業由基、孤承神器於多難之秋、恨無禪先君一洒之志、所穆者和隣柔遠、講信修睦、以爲宏圖不拔之基、今爾大東上國累降雲錦寶劍、接增輝於金庫、孤感之不勝願效、秦晉之交、自愧才德不揚、敢望大度不棄一撮扁土、所產難伸微意、姑以一二件東、其前年所差原彌二右衞門、同菅吾來貢、因何並無名據、菅吾所稱係紅主、槐庭不准同寫、此等情理、明公可辨、以杜後患、庶往來無弊、復願明公以孤爲念、毋俾船隻太多、仍給印與此貢使原彌二右衞門來、此總管常通往來、勿擾良民貽耻大國是幸、前所附明峯船長刀二十柄、喜悅深藏、

暹羅鳥銃（貳門）　明角藥筒（貳口）　帶心筒（貳個）　孔雀尾（四屏）　蜂蠟（伍拾斤件東）

由書中に見えたり、寛永四年の後は、通信絶えたるか、其國の使來る時は、參拜の儀ありき、

〔外蕃通書 十八 東埔寨國書〕守重今按ニ、慶長六年ニ來リシコト、何ノ書ニ出タルヤ未ダ考ヘズ、今錄スル所ハ慶長八年ヲ始トス、又寛永四年ノ後モ、享保十二年、元文五年、寛保二年ノ來書アリ、併セ考ベシ、

〔外蕃通書 十八 東埔寨國書〕東照宮復賜東埔寨國王御書 載ニ異國往來幷日記ニ

日本國源家康、復章東埔寨國主麾下、遠傳信書、披之讀之、如達華床而聽雅語、矧又贈諸般奇產、感欣交集、抑貴國有英雄鬪諍之患難、而鼓角聲不止者、不勝嗟嘆、只願和同將士、撫育黎庶、而不及干戈、斂邦兵甲可應貴國所求、更不可制止、本邦商人欲越貴邦、可遣寡人此書所押之信印、不持此印書之輩者、不可允容焉、懷廷太官、商船卽今告歸國、他日雖到陋邦海涯陸地、不可有寇賊嶋嶼諸國、嚴加制介、其地縱雖隔遠、其交親切、則何不作四海兄弟思乎、本朝土宜、目錄在ニ別楮ニ 其物雖輕賤、聊備軍要而已、今也曆除元正、寒氣尙甚、爲民人須保養也、至祝、

慶長八年癸卯孟春嘉辰

御印

東埔寨國主上書 載ニ相國寺書翰屛風ニ

東埔寨國寡人書拜奉日本國主足下、蒙及雅愛、錫賜厚惠、寡人欲越龍臺而叩謝、奈天各一方、水遠遠涉難以進處、負愧々々、今懷廷太官賣舟進小邦、其貴翰來臨、但是所賜者、寡人拜而受之矣、然小國頑庶、未得原服、寡人勒兵而征伐、荷懷廷太官齎王命、發枚人衆頭目以助、衆行寡人、喜幸不勝、玆無以爲報、惟願歲再萬歲矣、今懷廷太官之紅候風迅、是時卽使回歸、今寡人遣船主鍾菅吾奉息拜上、准爲親身而來、無以爲信、聊辨微意、以答君情、再伏望哂納是幸、其菅吾之紅帶念薄面、今八月駕回、寡人感德不忘、具此上聞、

修交

甘孛智トモ云、澉浦トモ云、一音ノ訛轉ナリ、本ノ名ハ眞臘國ナリ、コノ國水陸ノ別アリテ、水眞臘陸眞臘ト云、百川學海ノ内ニ、眞臘風土記ト云書アリテ、山川風俗ヲ詳ニシルセリ、

〔野史二百九十外國傳〕東埔寨、一名眞臘、又占臘、（通書引眞臘風土記、增譯異言、新話）其國自稱曰甘孛智、（通書引風土記）或敢浦只、（增譯異言）（通書引西書輯）又甘波牙、（通書引坤輿圖說、增譯異言引艾氏圖說）又澉甫寨、（增譯異言）在暹羅東南、（增譯異言）當本邦西南、海陸可一千六百里、（通商考作一千八百里）〇中略 眞臘、本扶南屬國、王姓剎利、名質多斯那者、始幷扶南有之、宋宣和初、封爲眞臘王、慶元中、國人大擧伐占城、破之、而立眞臘人爲占城王、〇中略 故當時占城亦爲屬國、印度東方王國、而近安日河、土地極富饒、國王自立治其地、近世屬暹羅國、三受其命令、（通書引欖文獻通考、及眞臘風土記）明萬曆初、暹羅與東蠻牛戰、而大破之、殺其子、東蠻牛胥通暹羅新雄海外、遂移軍攻眞臘下之、自是年年用兵云、（增譯異言）

〔隋書八十二南蠻列傳〕眞臘

眞臘國在林邑西南、本扶南之屬國也、去日南郡舟行六十日、而南接車渠國、西有朱江國、其國王姓剎利氏、名質多斯那、自其祖漸已強盛、至質多斯那、遂兼扶南而有之、

〔增補華夷通商考三〕東埔寨（トンボウチヤ、カボウチヤトモ云）、北極ノ出地事十二度ノ國也、海上日本ヨリ千八百里、占城ノ西、唐ノ西南ノ方也、

南天竺ノ内ニテ、四季熱國也、國主在テ仕置ス、此地ニ大河有リ、天竺恒河ノ末ニテ洪水ノ地ナリ、初秋ノ比ハ河水漸ク增テ平地ニ溢ルヽ、故ニ、家居皆水ニ浸リテ、二階ニ住テ、舟ニテ往來シテ諸用ヲ便ス、魚鳥野菜等舟ニテ賣買スル事也、此故ニ河邊ノ民屋皆樓階ヲ造ル也、冬ニ至テ水漸々ニ減テ、極月正月ノ比、水去テ本ノ平地ニ居住ス、尤山近ク地高キ所ハ左モナシ、常ニ蚊ノ大ナル有テ人ヲ喰フ、故ニ貴人ハ、晝モ蚊帳ヲ引也、下賤ノ者ハ、暫時モ團扇ヲ不放持テ蚊ヲ拂ナリ、

〔外國通信事略〕東埔寨

慶長六年に始て書を奉り物を贈る、但しこれよりさきに、此方より御書と物とを賜ひし返禮の

シ者有之、名ト歳ト書載イタシ差出スニ付、唐館エ被差遣、右名歳左ニ記ス、

隊長拜 四十四歳　五長寶 四十六歳　隊長敬 四十三歳　五長平 三十三歳　五長良 四十四歳

右ノ者共、船館綱小屋ニ被差置、夜具並諸道具等相與エ、撫育ヲ被加、翌日猶又檢使被差出、異國通事難致通辨、何分言語不通ユヘ、在館唐人ノ内蔡睡使ト云者、先年安南國エ渡海セシ由ヲ以テ、對話被爲致、漸ク言舌通ゼリ、其後追々蔡睡使エ通辨被命處、安南國會安府ノ農民ニテ、此度王城ノ經營ニテ、嘉定府ト云所ヨリ材木ヲ取寄スルノ爲ニ、大船ニ上官ノ者上下四十三人乘組、右ノ者共ハ夫役ニ當リ、小船ニ七人乘組、山南下鎭ト云所ノ港ヨリ、同年三月十七日、一同出船セシガ、同夜逢難風、大船ニ乘離レ、數日洋中ニ漂ヒ、食物盡シユヘ、魚ヲ釣リ食用トス、右乘組ノ内二人ハ、魚ヲ釣ントテ溺死ス、夫ヨリ殘リ五人ニナリ、八月十三日迄洋中ニ漂ヒシニ、同日何地トモ不知、岩波ニ打レ破船ストイヘドモ、漸ク助命致ス由、平日觀音關帝ヲ信仰シ、曾テ耶蘇ノ宗徒ニ無之段、翌子年二月申出ル、因テ江府御下知ノ上、歸帆ノ唐船ヨリ本國エ可連歸旨被仰付、安南國ノ儀ハ、唐國十八省ノ外ニ付、漂民連歸ル儀ハ、先ヅ官所エ訴ヘ、府下ノ命令ヲ承テ國エ送リ度由、在館船主因顧延引ス、其後唐人ヨリ安南國通達ノ事整ヒ、翌々丑年歸國ヲ被命、粮米十俵、皿紗染廿五端被給、同年四月廿八日、子八番同十番唐船ヨリ歸唐ス、

附 東埔寨

東埔寨ハ、暹羅ノ東南、安南ノ西ニ在リ、古ノ眞臘國ナリ、後陽成天皇慶長六年、始テ我國ト交通ス、

〔書言字考節用集 一乾坤〕東埔寨(カンボチヤ) 支那西南夷、暹羅種類、同 甘波邪 同 眞臘

〔秉燭譚 一〕東蒲寨ノコト

西南夷ニカボチヤト云ハ、東蒲寨ヲイヒアヤマレルナリ、東西ノ東ニアラズ、書東ノ東ナリ、又ハ

安南ゟ直に長崎へ當〇明和四年七月十六日著船仕候、即日御役所へ被召出、宗門御糺せいた踏繪被仰付、漂流之次第、一通り御穿鑿之上揚屋へ被遣、猶又段々御吟味に付、委細申上候趣、左之通に御座候、〇下略

〔長崎志續編九〕紅毛船ヨリ安南國之者載來事

一天明七丁未年、入津紅毛船ヨリ異國人四人、載渡ニ付、被遂吟味ノ處、言語一向ニ不通、國所等不相分、因テ先出島內ニ被差置、夜具並諸道具等相與、撫育ヲ加ラレ、尙又甲必丹其外紅毛人共ノ內、國所等存タル者無之ヤ御尋有シニ、折節アナント云事バカリ相分リタル由ニテ、安南人ニテモ可有之趣申出ル、依之在館唐人共エモ對談被仰付ノ處、安南國鄕里ノ者ニテ、言語僅十句之內、漸二三句モ相分リ、漂流ノ次第年月ナドモ覺エ不申由、尤四人共海獵ヲ業トシテ、兼テ關帝觀音ヲ信仰致シ、邪宗ノ輩ニモ無之段申出ルニ付、江府御下知之上、歸帆ノ紅毛船ヨリ本國エ可連歸旨被命之、衣類並米四俵被給之、九月廿日出帆、紅毛船ヨリ載歸ル、

〔安南紀略藁三〕甲寅漂民始末

寬政六甲寅年九月、奥州仙臺領大乘丸船頭淸藏、楫取松平、水主淸藏、忠吉、幸太郎、平五郎、巳之松、源三郎、周藏、門次郎、淸之丞、總八、藤吉、久之丞、與五郎、炊夫吉、十六人、房州沖ニテ難風ニ逢ヒ漂流、十一月廿一日安南へ着、同七乙卯年四月、安南ヨリ阿媽港へ送リ、七月阿媽港ヨリ廣東へ送リ、江西ヲ歷テ乍浦ニ到リ、十一月乍浦ヨリ長崎ニ歸著ス、

〔長崎志續編九〕薩州ヨリ安南國ノ者送來事

一文化十二乙亥年八月十三日、松平豐後守領分隅州屋久島エ、異國人五人漂著ノ趣、同所ヨリ注進有之、日本船ニテ右漂流人ヲ護送シ、十一月十八日、當地エ送リ屆ラル、依之卽刻被遂吟味ノ處、言語不通故ニ、唐人共エモ打混ジ、通辨雖被仰付、是亦言語分明ナラズ、然ルニ壹人文字ヲ書覺エ

者也、

御朱印

元和二年丙辰八月廿一日

○是ヨリ先、天平勝寶中、聘唐大使藤原清河ノ、安南ニ漂泊セシコトハ國號條ニアリ、

〔外蕃通書安南國書十四〕安南國王呈長崎奉行書二通（載ニ華夷變態一）

安南國國王達書于日本貴國長崎鎭守王閣下、竊聞信以交鄰、是聖經之明訓、恩推涵育、乃仁者之本心、曩者有安南民漂到貴國、賴鎭守王德體好生、量宏惠養、纔有大明客船主李才官經到貴國、聞有安南民在此、乃傾取九人、遞回本國、其恩竊念難勝、佪義將何以答、茲有土產薄物、琦瑞香上品一片、付與船主李才官、肅將敬謝、如其情者、必歆納之、始終結好相親、使南國利通販賣、前後愈加恩愛、則億年義重丘山、茲書、

正和拾伍年○我元祿八年閏五月拾貳日

書押

〔安南國漂流記〕

常州多珂郡磯原村船頭水主共

禪宗　友七三十九

同宗　庄兵衞四十一

法花宗　吉四郎三十二

禪宗　左平太三十五

善右衞門死ス

十三郎死

一私共儀、難風にて安南國へ漂著仕候處、南京當亥四番船、安南國へ商に渡候便船に乘候て被送、

渠流

一慶長十一年丙午八月六日　角藏本上有狀請取モ了以子也、八ノ廿四日渡之、〇中略

一自日本到東京國舟也　角藏了意拜領御朱印、後庄三取次、本上州狀アリ、八月六日於駿府書之、

右　慶長十四年己酉正月十一日

〔異國渡海御朱印帳〕東京安南國ノ京也

一自日本到東京舟也　角藏了以拜領、與一來ル、子ノ八月廿日於駿府書之而與一ニ渡也、本上州狀アリ、北絹一端持參、又普界一惠之、去年之御朱印持來、圓光寺被書也、年號日付ハ、慶長十七正月十一日トアリ、一覽シテ與一ニ返之、御前ヘ可上由申候、

右　慶長十八年癸丑正月十一日

一自日本到東京舟也　唐人計泉けつあん三官拜領本上州後庄三狀アリ、慶長十八丑八月四日、於駿府書之、功不來、

右　慶長十九年甲寅正月十一日

一自日本到東京舟也　唐人はう拜領也、長谷川左兵衞狀アリ、此時交趾へも二通、以上三通、元和元十二月廿六日、駿府ニテ書之、功不來、

右　元和貳年丙辰正月十一日

〔長崎志一〕一寛永十三丙子年、御奉書到來ニテ、向後日本ヨリ異國渡海、一切御停止被仰出、

〔長崎志七〕南蠻船渡海一切御制禁之事

一寛永十五戊寅年、太田備中守長崎ニ被差越、向後南蠻人、日本渡海一切御制禁被仰出、則在津ノ蠻船、同出島在留ノ蠻人共、壹人モ不殘歸國被仰付、向後決テ渡來マジキ旨、稠シク被仰聞、

〔御當家令條十六〕一交趾商船到本邦渡海之節、遭風浪之災、雖令着岸日本國裏皷地、聊不可有違犯

二條御城ニて書之、後ニ來、

右　元和元年乙卯九月九日

一自日本到交趾國舟也　唐人三官拜領、長谷川左兵衛狀アリ、此時交趾へ此二通ト、東京へ一

通ト、以上三通、元和元年十二月廿六日、駿府ニて書之、功不成、

右　元和貳年丙辰正月十一日

一自日本到交趾國舟也　舟本彌七郎拜領理リハ右同前、此時以上三通、東京ト共ニ也、書之、元

和元十二月廿六日駿府ニて、

右　元和二年丙辰正月十一日

一自日本到交趾國舟也　誰人拜領ハ不知、長谷川左兵衛殿ゟ狀來、卽元和元十二月廿七日、駿

府ニて書之、功不成也、後ニ來、

右　元和二年丙辰正月十一日

一自日本到交趾國舟也　唐人五官拜領也、長谷川左兵衛狀アリ元和二年二月廿二日、於駿府

書之、功不來、

右　元和二年丙辰九月九日

〔異國御朱印帳〕東京

一慶長九年辰八月廿六日　角藏了以（了以下文成作ニ了意）此朱印請取

一同九年閏八月十一日　榮任

一同九年十一月廿六日　堺波屋助右衛門此御朱印請取

一慶長十年乙巳九月三日　角藏了以九月十四日渡之、請取在之、去年御朱印請取、替界一裏之、

一慶長十年乙巳九月十日　波屋助右衛門九月十四日渡之請取在之、去年御朱印請取、替界一裏之、

書付候ごとく、七通之內、三官使者藤右衛門まのえゐこんさゐ二人、駿府ロロ下府と相
待候由ニテ、五通分來也、廿三日夜ニ入テ、此二人使者來、左兵衛內之横井久左衛門、狀來
候間、慶長十八十一月廿三日夜、燭下ニテ書テ渡之、

右　慶長十九年甲寅正月十一日

一自日本到交趾國舟也　まのえゐこんさゐ拜領、長谷川左兵衛殿塵場ゟ狀來七通之內也、慶
長十八十一月廿三日夜、燭下ニテ書テ渡候、理由ニアリ、

右　慶長十九年甲寅正月十一日

一自日本到交趾國舟也　唐人はう拜領、長谷川左兵衛狀アリ、慶長十九極月十五日、於天王寺
書之、此時交趾へ三通、呂宋へ一通、以上四通一度ニ書之、

右　慶長二十年乙卯正月十六日

一自日本到交趾國舟也　唐人三官拜領、長谷川左兵衛取次、右同前也、一度ニ書之、

右　慶長二十年乙卯正月十六日

一自日本到交趾國舟也　舟本彌七拜領、右同前、慶長十九年十二月十五日、天王寺御陣場ニテ
書之、交趾へ三通、呂宋へ、一通一度ニ四通書之、何モ長谷川左兵衛取次也、狀アリ、呂宋へ
のハ呂宋ノ處ニ書之、

一自日本到交趾國舟也　誰人拜領ハ不知、長谷川左兵衛殿ゟ狀來御印紙ロロ候故、早々書
之、越候へと申來候間、慶長二十年二月八日、南禪寺にて書之、則使者ニ渡之、佐兵衛狀ア
リ、

右　慶長二十年乙卯二月日

一自日本到交趾國舟也　大文字屋半兵衛ニ被下候由也、長谷川佐兵衛殿狀アリ、七月廿七日、

右　慶長十九年甲寅正月十一日

一自日本到交趾國舟也　唐人四官拜領也、本上州後庄三狀アリ、慶長十八丑八月四日、於駿府書之、

右　慶長十九年甲寅正月十一日

一自日本到交趾國舟也・唐人五官拜領也、後庄三狀アリ、慶長十八丑八月十二日、於駿府書之、

五官ニ渡之書界一惠、

右　慶長十九年甲寅正月十一日

一自日本到交趾國舟也　唐人六官ニ被遣也、予在南禪長谷川左兵衛殿ゟ、御鷹場ゟ十一月五日之狀來、使者木田理右衛門來、此理右衛門ハ京三條之者之由、洞菴内ニ居ルヲ當年初テ上樣ヘ御禮申上由物語スル、但左兵衛殿ゟ之書立ニハ、御印紙七通來由候ヘ共、五通之分來也、使者理右衛門ニ不審申處ニ、まのまゐこんさゐと、三官使藤右衛門と兩人ハ、駿府ニ而、侍長口下を待候故ニ、御印紙ヲ渡置由被申候、大手之義と存候故、理右衛門ニ書物させて置也、一交趾ヘ唐人六官　一同舟本彌七、　一呂宋ヘ小西長左衛門、　一呂宋ヘ木津船右衛門、　一東埔寨ヘ木田理右衛門、此分五通、慶長十八年癸丑十一月廿二日於南禪金地書也、則木田理右衛門ニ渡候也、

右　慶長十九年甲寅正月十一日

一自日本到交趾國舟也　舟本彌七拜領、右ニ理リ有之五通書内也、慶長十八年十一月廿二日ニ書之也、

右　慶長十九年甲寅正月十一日

一自日本到交趾國舟也　唐人三官拜領、長谷川左兵衛殿鷹場ゟ狀來、七通之書立之内也、右ニ

（異國渡海御朱印帳）交趾國或ハ跤趾

一自日本到交趾國舟也　上州狀有之、慶長十七壬子十月二日、於駿府書之、拜領之主ハ、上州之
　御書中ニ不承候也、後庄三ゟ申來、御□□御拜領かと使者申也、功不來、

右　慶長十八年癸丑正月十一日

一自日本到交趾國舟也　後庄三狀來、御□□ゟ急ニ申來由也、明晦日御鷹野御立ニてハ、今夜
　御印被押由也、庄三書中ニ具ニアリ、上野殿御狀不來、庄三殿御理可有御申由也、御□□
　ゟ庄三殿へ之文もあり、功不來、慶長十七子十月廿九日酉剋、於駿府書之、長崎居住ノ唐
　人さんによろニ被遣之也、晦日ニさんによろ使來銀一枚持參、

右　慶長十八年癸丑正月十一日

一自日本到交趾國舟也　壽庵拜領也、長谷川左兵衛殿ゟ申來五通之內也、慶長十七年十二月
　廿六日、於駿府書之、功不來、長谷川左兵衛殿狀アリ、

右　慶長十八年癸丑正月十一日

一自日本到交趾國舟也　舟本彌七拜領也、長谷川左兵衛殿ゟ申來五通之內也、慶長十七十二
　月廿六日、於駿府書之、左兵衛殿狀アリ功不來、

右　慶長十八癸丑年正月十一日

一自日本到交趾國舟也　唐人五官拜領也、長谷川左兵衛殿ゟ申來五通之內也、慶長十七十二
　月廿六日於駿府書之、左兵衛殿狀有功不來、

右　慶長十八癸丑年正月十一日

一自日本到交趾國舟也　唐人華宇（はう）拜領、本上州、後庄三狀アリ、慶長十八丑ノ八月四日、於駿府
　書之、功不來、

一自日本到安南國舟也　角藏與一拜領御朱印、本上州狀アリ、普界一被惠之、戌〇戌恐酉誤十月十一日書之、

右　慶長十六年辛亥正月十六日

一自日本到安南國舟也　平戸松浦法印拜領御朱印、長谷川左兵衛取次也、普界一被惠之、

右　慶長十六年辛亥正月十一日

〔異國御朱印帳〕交趾國或ハ交趾

一自日本到交趾國舟也　加藤肥後守拜領御朱印也、本上州取次也、於駿府書之、

右　慶長十四年己酉正月十一日

一自日本到交趾國舟也　負田木右衛門拜領御朱印也、本上州取次也普界一被惠之、酉ノ九月廿一日於駿府書之、

右　慶長十五年庚戌正月十一日

一自日本到交趾國舟也　唐人五官拜領御朱印、本上州狀アリ、普界一惠之、酉十二月十八日、於京都書之、

右　慶長十五年庚戌正月十一日

一自日本到交趾國舟也　船頭木工右衛門拜領御朱印也、本上州狀アリ、普界一被惠之、戌十月十一日於駿府書之、

右　慶長十六年辛亥正月十一日

一自日本到交趾國舟也　長谷川左兵衛狀アリ、亥ノ正月十二日、於駿府書之、吉日ヲ用ル故ニ、昨日十一日付也、

右　慶長十六年辛亥正月十一日

取來也、

一慶長十年乙巳八月廿八日　舟本彌七郎自本上狀來（彌七郎參ル處ハタイカムト云也）

巳ノ九月十七日渡之、小樽二銀一惠之、請取在之、去年御朱印請取、御太刀一、御長刀貳枝被遣、

上野殿ヨリモ音信在之、

一慶長十一年丙午八月六　舟本彌七郎本上有狀

普界一、治殿少惠之、請取在之、竹舟宗任同道也、

御朱印ハ八月十八日ハ（御書ト中巻トハ十月廿五日渡之、請取相原作十郎也、彌七郎煩ニ付て如此、）

一自日本到天南國商舟也　右慶長十一年丙午九月十九日、九ノ十七日渡之、

原彌次右衛門（但天南國ノスノハ十ト云所ヘ行也）

自本上州有一札、天南國大尉端公ヨリ沉香二十斤、白熟絹五疋、日本國王ヘ進上也、自御所樣（○徳川家康）ハ無御報、本上ノ一札、九ノ十九日渡之、

一自日本到口南國商舟也　慶長十二年丁未八月廿八日

本上ノ一札ハ七月廿日ナレドモ、今日モ吉日之間書之、普界一、沙糖一壺、ケイヒロ一惠之、昔者安南、蓋今者號天南國乎、不分明、故書以前之國號者也、別切紙書テ右之彌七郎請取來遣之、

（○中略）

一自日本到安南國舟也　嵯峨角藏了意御朱印也、取次意庵、本上狀アリ、了意白界一被惠之、慶

未十二月廿七日兌長老遷化故、角藏御朱印一ツ分、二月書之也、五月十一日ノ日付也、

慶長十三戊申正月十一日

一自日本到安南國舟也　角藏了意拜領御朱印、後藤庄三郎本上州口入、酉ノ九月十三日書之、

右　慶長十五年庚戌正月十一日

守重按ニ、黎維祺、我元和五年襲テ立ツ、元ヲ永祚ト改ム、其十四年、我寛永九年ニ當ル、其後通書ナキコト七八年ニ及デ、德隆六年七年ノ書アリ、然而德隆何ノ年ニ改元スト云コトヲ知ラズ、角倉ガ船安南國ニ到リシハ、寛永十二年、異國渡海禁絶ノ前ニアリシナルベシ、然シテ留テ年ヲ經ルト云時ハ、知ベシ德隆ノ改元モ、又寛永十二年ノ後ニ有シナラン、

〔外番通書〕十四 安南國書 安南國送茶屋四郎次郎書 茶屋所藏

安南國書于日本國中島氏茶屋四郎次郎、蓋聞交隣止信、昭然大學格言、柔遠及人、炳留中庸明訓、茲見本國艚來南國、我不勝歡悦、所有片書一札、幷信物用表誠心、係年常遣艚來販賣、以通兩國修好、以示四海同仁、茲後或艚到東京、且彼處與我國由有讐敵、如各貴物、許通行販賣、係硫黄銅器、幷礮銃等物、所恃該艚二官、嚴禁勿許裝載、如誠此信、我受賜多矣、茲書、○中略

計　一信物三項　奇南香壹片　大絹肆匹　酒參拾埕

德隆七年四月二十四日

〔異國御朱印帳〕一安南國 附天南國

一慶長九年孟春十三日　天滿イバラキヤ又左衛門舟、取次尼崎屋又口郎、

一慶長九年八月六日　舟本彌七 ○彌七下文或作彌七郎 巳年御朱印請取

一慶長九年八月十三日　細屋喜齋

一慶長九年八月廿六日　末次平藏

一慶長十年乙巳七月朔日　嶋津陸奥守

一慶長十孟秋初三日　嶋津陸奥守

右二通、此外西洋一通、乙巳八月十七日、本上州ノ一札來、但二通ト紙面雖在之、最前三通被申請付、三通渡之、丁未八月十七日、銀子三枚來、先年御朱印御禮トテ、和久甚兵衛、山駿州使者請

餘、其義未嘗有缺、至於前年、須有外廷、背義忘恩、興兵犯境、至公天不容、奸易使賊徒敗走、昨聞貴國各職存敬愛之心、禁商客之艚、不與東京交易、感貴職之恩厚矣、所恃貴職奏于國王、自茲以還、係有貴國之商船、勿放于東京清華乂安等處、茲有方物、寄與貴職、以表交隣之大義、於是乎書、

計　琦楠一片大好　白絹拾疋

永祚十年（〇我寛永五年）四月二十五日

書押

〔外蕃通書十四安南國書〕安南國大都統呈中嶋氏書（載異國日記）

安南國王大都統致詞日本國中嶋氏、貴職曉達、竊聞雲逆諸國、乃大賈之客、曩者見貴職艚、船到其國、我知貴職、本欲通邦結好、得便交情而已、豈我有親蕩之仁能感慕而至者哉、況貴職又有珍奇貴物、厚意如此、我爲何以稱之歟、爰憑薄物片餅、以表親々之義、於是拜書、所恃我有鄭外孫、不違貴府嚴禁、係各商船、勿許裝載琉黃銅器往彼處、誠如此語受賜甚多、永堅胡越、一家丘山義重、聊寓薄物片餅、幸棠希察、

計　一信物五項　奇南壹片　沈香壹片　色緞貳疋　大紅領大貳疋　絹陸疋

永祚十四年（〇我寛永九年）五月十八日

〔外蕃通書十四安南國書〕安南國派郡公示艚長助次右衛門書（角倉氏所藏）

安南國王府內監兼都察監總太監掌監事派郡公示日本國義商角倉艚々長助次右衛門等、於上年到安南國買賣、遇絲貴時、難於所買、未及回船、仍留我國、已經年餘、無作非爲之事、果是良民、茲買賣已完、應許回本國、經呈總督官、准驗安其生理、來年再將船裝載方貨、赴我國京買賣、以通貨財貿易、茲示、

德隆六年六月初九日

示押

〔外蕃通書十三 安南國書〕安南國清都王付角藏書（韓異國日記 及書翰屏風）

安南國王大元帥統國政清都王、爲建新本國、恢復中興、土宇版章、都歸一統、四方鄰國、和好相交、惠澤仁施、各成大義、茲年夏節、見日本貴國艚長、號角藏、號末吉等、共貳艚、到國買賣我志、欲親於大、不在於小商、乃究問詳言、聞日本國主年春方長、性德寬賢、我欲結爲兄弟之邦、仁義道愛、先以正義名、爲始相交、本國所產貴財、茲我有寄物實枕壹件、眞金所作漆兩、眞綺璃參拾捌兩、付艚長角藏、末吉等領回寄與日本國主淳和弉學太政大臣日本大將軍源家光、爲信、結千年之義、勿夾毫厘、其日本國主有敬愛之心慕貴貨之意、願來年又寄日本甚好劍拾柄、匕刀拾柄、細腰刀拾柄、以爲本國上々最好之美物、幷各異貨付艚長角藏末吉等艚、將來本國、或答義若干、我交易安南貴產若干、我再答還、如情所寄、海程萬里、視一心同、義結兄弟、絲毫不爽、信情如此、大義千年、義本財末、以聲名於兩邦、筆不盡詞、眞心茲寄、

永祚六年（〇我寬永元年）五月二十日

〔外蕃通書十三 安南國書〕安南國華郡公付嶋田政之書（書翰屏風）

欽奉元帥統國政清都王勅旨總欽官乂安處和義衞副將少保華郡公阮相公書、付日本國角藏艚義子財副嶋田兵衞尉政之、嘗謂四海一家、五倫爲大、惟義可柔乎遠、其善必眷于天、是以相公承祖宗之福蔭、寵聖上之恩榮、長男繼羅相門、會契攀龍、妻封誥命、女配皇妣、孫曹慕儀賓、握虎符、上器之干城瑚璉、弟輩攀桂子、占鰲頭、至奇之鼎鼐鹽梅、奎光朝野、月皎乂安、相公惟善乾、春秋鼎盛、德施閫境、仁及他隣、茲有日本國角藏艚財副者、邇來本治、慶萬代之誠、堅一生之義、雖然怡然幸勿怠然、今而復期、以義久而情久、思堅而契堅、惟願恩義尤深、父子無間、宜其愼之、

永祚陸年（〇我寬永元年）陸月初五日

〔外蕃通書十四 安南國書〕安南國都統官呈茶屋四郎次郎書（同上〇載異國日記）

安南國都統官肅書達于日本國貴職茶屋四郎次郎殿麾下、炤知我自結好於貴國等職以來、三十年

日本國薩隅日三州大守藤氏家久復書于安南布政州右奇副將北軍都督府都督同知華郡公、我聞貴國土宜土風、而仰慕者年尚矣、今辱雲翰、展玩再回、宛然如拜貴面於千里之外矣、幸甚幸甚、伏蒙珍貺、却之不恭、件々領焉、我國未嘗一有之、誠不意之芳惠也、且復有都元帥總國政尚文平安王之命、而欲通好交鄰、兩地雖隔萬里滄溟、交信之約豈有渝乎、伏願自今以往、歲々以其所有易其所無、則兩國所須、各得其所、是亦兩地聯遠之交、豈復有絕期乎、今也使船主洪玉山將長郭慧田二人駕一隻船、裝載方物、且贈以衣拾領、長劍拾枝、弓靫各拾具、琉黃一萬斤、所愧少些之儀、聊伸通問之忱、伏惟笑留、

〔外蕃通書十三安南國書〕安南國主與長崎木村宗太郎書木村氏所藏

安南國殿下兼廣南等處爲立書事、蓋聞重兩國之乾坤、斯言信矣、親一家之和睦、何貴如之、肆我阮家、自立國以來、務施仁義、遠來近說、惠澤均霑、茲有日本國舶主木村宗太郎、乘艚駕海、榮耀我國拜見、願承膝下、我乃推其所欲、仍加貴族阮大良巨名顯雄、非惟時宮庭之光顯、抑亦堅南北之利通、詩人庚曰、之趾之角之定、補才稱公子之才、如日如月如松、我壽等南山之壽、榮斯足矣、猗歟盛哉、國有常法、立書存照、

弘定貳拾年〇我元和五年肆月貳十貳日

守重云、此一通ハ、長崎地下人荒木宗太郎所藏ナリ、余宗太郎ヨリ借鈔ス、家傳ニ云、文祿ノ初ヨリ外國ヘ貿易ノ爲、京ヨリ三艘、堺ヨリ一艘、長崎ヨリ五艘、都合九艘ノ船主、東京、交趾、東埔寨、太泥、六昆ノ諸國ヘ渡海セリ、其内一艘ハ荒木ナリ、元和八年、台德公〇德川秀忠ヨリ御朱印被下、廣南ヘ往來ス、彼國王懷柔ノ餘情、其女ヲ以テ宗太郎ニ妻ハセ、阮氏ヲ授ケ、永ク親屬ノ好ヲ結ブ、此書ハ則其時與ヘシモノト云フ、其妻後ニ此際ヘ伴ヒ來リシニ、異國渡海ヲ禁ゼラレケレバ、其妻モ遂ニ長崎ニ止マレリト云、又按ニ阮氏ハ廣南港ノ阮氏ニシテ、其國王ニハアラズ、然レドモ他國ノ船舶ニ女ヲ嫁シ、姓ヲ授ケ、外蕃ノ尊卑等級ナク、國體ヲ知ラザルコト見ベシ、

表微忱、爰及折簡、謹陳肝膈數言、冒達宰執殿下、禮雖云小、伏乞笑納、願自茲以後、共信此心、莫違其義、使兩國相親之厚、百年至于千萬年、必矣、

弘定四年（○我慶長八年）五月十九日

守重按ニ、瑞國公阮ハ則廣南ノ鎭守官ナリ、阮氏ハ彼國累代ノ重臣ニシテ、然モ兵權ヲ握レバ、若クハ王者ニ擬スルコトモ有シニヤ、（○中略）

神君復賜安南國大都統瑞國公御書（載二異國往來及日記一）

日本國源家康復章安南國大都統瑞國公床下、華紙芳言、金札刊字、共歸掌握、遙雖阻溟渤、箭旝頻往來、則其盟齊隣境、特投贈貴國方產、如目錄領之、質至情也、渡海商人請寡人曰、異日來敝邦之時、于海濱于嶋嶼、到府縣村邑、任船主心可寄寓之大望、卽命陋邦士民、而書商人住居可隨所思、書商船貨財不可侵掠之印札而付與焉、只要使旅客安居、敝國軍器長大刀壹拾柄、寄贈以伸寸忱、今也歸舟忩々、不能委悉也、不具、

慶長八年星次癸卯小春初五日

御印

〔歷朝要紀 百四十四〕是月（○五月）安南國書至（本書、讚岐揚氏所藏、）

安南國大都統瑞國公、報章日本國王殿下、嘗聞修睦結交國君盛典、去歲國王厚賜好甲寶劍、茲復寄贈長大刀壹拾柄、（缺）蒙惠不淺、其貴國商船、見來販賣、（缺）曲加愛護、各任安居、曾日商船言還、（缺）陋邦貴物稀少、輒具小禮、（具在別楮）投贈國王殿下、庶酬其義、自茲歲通商舶、只要就（缺）本國以便貿易、若淸華乂安等處、素與（缺）柏爲讎敵、萬望國王業已交愛於（缺）、理宜禁止商舶、勿許通往彼處、言不爽信、王其鑒焉、

弘定五年（我慶長九年）五月十一日

〔南浦文集 中〕答安南國書

風破船凶徒殺者、國人宜敎誡之、足下至今撫育舟人者、慈惠深也、貴國異産如目錄收之、夫物以遠至罕見爲珍、今也我邦四邊無事、群國昇平也、商人往返、滄海陸地、不可有逆政、可安心矣、本邦之舟、異日到其地、以此書之印、可爲證據、無印之舟者、不可許之、敝邦兵器聊投贈之、實千里鵝毛也、維時孟冬、保嗇珍重、

慶長六年辛丑小春日

御印

〔外蕃通書十一 安南國書〕神君復賜安南國大都統瑞國公御書（載異國往來及日記）

日本國源家康報章安南國大都統瑞國公幕下、遙傳珍章、近見王字、千里迢々、不異晤對、況又靈區之異産、遠方之芳情、不勝歡抃、貴國懇求之方物、敝邦所產土宜者、可隨商人所思、地已雖阻海山、其情不減尺五、他日商船往來、風波難者天也、敝邦之四方海陸、叨不可有凶賊、本邦兵器（目錄副楮）具其物雖菲薄、志之所之也、維時霜氣稍嚴也、爲國家宜保重、不備、

慶長七年壬寅小春初二

御印

〔外蕃通書十一 安南國書〕安南國大都統瑞國公上書（載相國寺書翰屏風）

安南國大都統瑞國公阮敬（○敬下恐脫上字）書日本國内太宰執原王殿下、遙聞宰執、德聲含詠、仁風騰十地之雄、道化徧謠、惠露洒南天之涯、職欲成貴貴之義、去歲敢憑片楮陳其悃誠、幷方物小禮、幸蒙宰執垂納、會茲年仰見宰執玉札、遙傳芳情、道達曉威、昨日之事（闕）不勝欣賀之至、頓首稽首、拜之讀之、增其氷谷、況又贈以甲冑軍器、錫以珍重、如此非榮何賜之乎、其恩深滄海、義重丘山、眞宰執含弘兼愛之度、卽欲遣人詣于階前拜謝、其奈堯天舜海何、徒懸念而已、威云海雲里隔千餘、信義心乎一片、此（闕）書中第一義也、且（闕）之陋邦、乃卷石勺水之區、無有奇貨異物、曷足以彰其賜、茲因譯使言還、輒以土產小物、聊

等ノ名アリ、元和五年ニハ（後弘定二十年）華郡公アリ、寛永元年ニハ（後永祚六年）清郡王アリ、（下ニ載スル島津家久ノ復書ニモ、平南王、華郡公アリ、）其華郡清都ハ、卽清化承政司ナルベシ、東西洋考ニ、清化港、卽舊清化府也、（按ニ、又清事ニ作ル、）在交趾、爲西京、今爲清華承政司ト見エタリ、又元祿元年ニハ、（後正和九年）直チニ安南國王ト稱シタリ、是ミナ各府ニ駐箚シテ、各自ニ王公ヲ僭稱セシモノナルベキナリ、

〔外蕃通書（十一 安南國書）〕安南國都元帥瑞國公上書（載ニ相國寺書翰屏風）

安南國天下統兵都元帥瑞國公、玆肇蒙家康公貴意、前差白濱顯貴發船往販、通商結好、又蒙賜文翰、乃前任都堂往復、今我新任都統元帥、欲依前事兩國交通、不幸至舊年四月間、顯貴船舶、在順化處海門被風蕩、船破無所依恃、順化大都堂官、不識顯貴良商、與船衆爭氣、不意都堂官事誤身故、諸將帥興兵報怨、且日日要殺死顯貴、我在東京、聞此消息、愛惜難勝、於上年、我奉命天朝、復臨巨鎭、見顯貴、尚在我國、我本欲發船許回、奈天時未順、延至今日、幸見貴國商船復到、顯貴暗曉事由、我無不悅、爰謹具菲儀、聊表微意、庶容少納、外專書一封、煩爲傳上位、示下子顯貴返國、以結兄弟之邦、以交天地之儀、誠如是、則助以軍器、四（生蠟漆、並器械、）以充國用、我感德無涯、異日客報至祝、玆書、

弘定貳年（○我慶長六年）五月初五日

書押（○按文略）

別幅

計

一財物五項

奇南香壹片（參斤拾兩）　白熟絹參疋　白蜜拾瑆　檑木壹百枚　孔雀子五箇

弘定二年五月初五日

神君復賜安南國大都統瑞國公御書（載ニ異國往來并日記）

日本國源家康復章安南國統兵元帥瑞國公、信書落手、卷舒再三、自本邦長崎所發之商船、於其地逆

頗ル觀ベキモノアリ、今ニ至テ其文字ハミナ漢字ヲ用ユト云フ、

〔外國通信事略〕安南

慶長六年に始て書を奉り物を贈りしより、寛永九年に至るまで通信絶えず、御返書をなされしなり、其後は通路絶へぬ、

〔外蕃通書十一〕安南國書

守重按ニ、安南ノ通信ハ、慶長六年ニ始ル、然ドモ其獻書ニ（弘定二年五月ノ書ナリ、即慶長六年ニアタル、）屢蒙貴意ト云ヒ、蒙賜文翰ト云ヒ、欲依前事兩國通交ト云トキハ、是ヨリ前ニモ嘗テ往復ノ事アリト聞ユ、（此時又秀吉公ヘ致ス書アリ、書中ニ尋舊約ノ語アリ、然ニ秀吉公ハ三年ニ薨ゼラレタレバ、意フニ四五年ノ間中絶セシコトナルベシ、）但其商船ニ御朱印ヲ賜リシハ、又慶長八年ニ在リ、其來書ニ稱スル所ノ名號一ナラズ、慶長六年ノ書ニハ、（彼ノ弘定二年、瑞國公ノ上書ナリ、）安南國天下統兵都元帥瑞國公ト云ヒ、同八年ニハ（彼弘定四年）安南國大都統瑞國公阮ト云ヒ、同十年、同十一年ニハ（彼弘定六年七年ナリ）安南國大都統瑞國公ト云ヒ、天南國欽差雄義營副都將行下順化廣南等處大尉端國公ト云フ、（端ハ疑ハ瑞ノ字ノ誤ナラム、）今按ニ、是皆安南王ノ國書ニ非ズ、其大臣廣南總鎭官阮氏ノ獻書ナリ、阮氏ハ安南國王ノ外戚、累世ノ大臣ナリ、廣南ニ駐箚シテ、威權諸郡ニ行ハル、廣南ハ貿易ノ要津、賈舶ノ輻湊スル處、故ヲ以テ其來書ミナ阮氏ノ上稟ニ係ルナルベシ、其瑞國公ハ、亦阮氏封號ノ通稱ナルコト、猶國王莫登庸ガ、未ダ簒奪セザル前ニ、太傳仁國公ト稱セルガ如クナルベシ、唯疑ベキハ、此國明代ニ至テ王ヲ稱スルコトヲ得ズ、唯都統使ヲ受ルノミ、然レバ來書ニ所謂ル大都統ハ、卽國王黎氏ナルベシト思ヘドモ、既ニ阮姓ニ係レバ、其國王ニ非ルコト明ナリ、疑クハ其國王ハ明ノ都統使ヲ受ナガラ、其國中ニ於テハ、僞王ヲ僭稱シテ、都統ハ却テ其重臣ニ授クシカモ知ベカラズ、是等名號ノ正僞、尊卑ノ抗對ハ、當時ニ在テ、草僩ノ諸臣、其事實ヲ研覈セラレテ、而後ニ御復書ヲ下サレシナルベシ、其慶長十四年ノ移文ニ、（彼弘定十一年）平安王、舒郡公、文理侯、廣富侯

ナリシガ、宋ノ初、丁氏ソノ地ニ王タリシヨリ、黎氏李氏ノ世ヲ歴テ、本朝高倉天皇承安四年ノ頃、宋ノ孝宗淳熙元年ニアタル李天祚ト云ルモノ、遂ニ安南ヲ以テ其國號トハ定タリキ、此ヨリ陳氏、黎氏、莫氏ニ傳ヘテ、今猶黎莫ノ國タリ、其國名稱スル所一ナラズト云ヘドモ、上古ハ交趾ト稱シ、後ニ安南ト改メ、又東京ハ其故都、東西洋考ニ見ユ廣南ハソノ故ノ太傅阮其ガ所據、明ノ末、國王黎維新ニ相鄭松ナルモノ、政柄ヲ專ニス、ソノ黨阮其不平ヲ懐テ、廣南ニ據テ威ヲ諸郡ニ行ハル、本朝元和ノ頃、長崎ノ商人荒木宗太郎女婿トナリシハ此阮氏ナリ、蠻人ノ所謂コーシンシーナアハ、卽チ廣西支那ノ轉音ニシテ、皆コレ一國ノ名稱ナリ、唐山廣東ノ西南界、コト〲ク安南接境ナルベシ、

〔外蕃通書十一〕安南國書

守重按ニ、安南ハモト交趾、舊名ナリ、蠻呼キヤウシイ、又カーシンシーナア、又越ト云フ、慶長年錄ニ、安南國、又越ノ國ト云ト見ユ、予又嘗テ其國歷ヲ見ル、其體裁ハ清ノ時憲書ト同ク、題シテ大越永祚七年欽授曆トアリ、俱ニ一國ノ總名ニシテ、其都會ノ地ハ、交趾ヲ東京ト云ヒ、安南國王黎氏ノ國都ナリ、廣南ヲ西京ト云フ、其大臣阮氏ノ鎭府也、淸化港、順化港、廣南港、ミナ阮氏ノ所轄也、其賈舶ノ湊泊スルヲ以テ、其名最モ他邦ニアラハル、故ニ蠻人ハ、東京ト廣南トヲ以テ、安南ノ二王國ノ如ク思ヘルハアヤマリナリ、蠻人ハ廣南ヲコーシンシーナト云フ、卽交趾支那ナリ、東京ヲ安南トスルナリ、安南國王、又黎氏ト莫氏ノ二家アリ、其國主ハ、昔僭テ帝ト稱シ王ト稱シタレドモ、明ノ嘉靖十九年、莫氏明ニ降リシヨリ、安南國ヲ削テ安南ノ爲國ハ、宋ノ熙寧二年、ソノ國王李日尊ニ始マリ、日尊ガ曾孫天祚ガ時、宋淳熙二年、安南國王ニ封セラル、安南都統使司ト爲シ、莫登庸ニ都統使ヲ授ク、萬曆九年、舊主黎氏ノ裔孫維潭ナルモノ、漸ク强大ニシテ、二十五年ニ至テ、我慶長二年ニ當ル遂ニ莫氏ニ代ル、明又都統使ヲ授ク、然レドモ明末淸初迄、黎莫二氏此國ニ分據シテ、歸一スルコト能ハズ、○註略淸ニ至テハ、再ビ王號ニ復シ、淸ヨリモ亦安南國王ニ冊封セシナリ、國王黎維正ガ正和四年ニ、淸ヨリ封使ヲ遣シタリ、卽康熙二十二年ニシテ、我天和三年ナリ、此國モト漢唐ノ時ノ内地ニシテ、我阿部仲麻呂入唐シテ、安南都護ニ擢ラレシコトモ有ナリ、五代ノ時、始テ蕃夷ニ淪ミタレバ、其文爲制度ミナ唐土ノ餘風アリテ、自ラ年號ヲ建テ、三司十五府兩都十三道ヲ設ケ、其職名モ多ハ唐制ニ倣フ、故ニ其書式モ他蕃ニ比スレバ、

南ノ南ニアリ、中ニ六部ヲ分ツ、其ニ支那ノ帝ニ服屬シテ方物ヲ貢ス、

〔增補華夷通商考三〕交趾カウチ　カウチイ津州口、キヤウツウ南京口、

一國ノ總名ヲ交趾ト云、日本ニ來ル船ハ、此國ノ内、廣南ト云處ヨリ來ルヲ交趾舟ト云也、廣南ハ今ノ城下ト見ヘタリ、安南國ト云モ、此邊ノ總號ト見ヘタリ、國主有テ仕置ス

海上日本ヨリ千四百里、唐ノ西南ノ方ニテ雲南ノ邊ヨリハ陸路往來アリト云、外羅、尖筆羅ナンド云島、交趾國ノ内ニテ船寄スル所也、何レモ五月以後ノ南風ニテ長崎ヘ來ル也、

北極出地事十五度ノ國也、或十六度ノ所有、

四季大寃等ヨリ又暖國也、霜雪ト云事一生不知也、○中略此國ニハ唐人モ餘多居住ス、又ハ福州津州ノ商船、此國ニ行テ諸色ヲ調ヘ、日本ニ來ルヲ交趾船ト云也、住居ノ唐人、國主ノ下知ニテ、日本渡海ノ商船仕出シ來ルニ有之、其船ニ地ノ人モ乘渡ル事アリ、又昔日本人此國ニ渡海ノ時、留ツテ居住セシ者多シ、日本町ト號シテ一町アリテ、其子孫有之由、

〔增補華夷通商考三〕東京トンキン

此國根本交趾國ノ都ナリシニ、近代東京交趾ト各別ニ分レタリ、往古ヨリ中華ノ仕配ニテ、交趾ノ令トテ守護ヲ置タルハ此東京也ト云リ、舊ハ兄弟ノ國ニテ一國ナリシカドモ、子孫ニ至リテ爭起リテ軍不絕、兩國ノ界イ儀安ト云所ニ山アリ、此山ノ肉桂天下ノ名物ナリシヲ、兵火ニ儀安ノ山燒テ、近年ハ勝レタル肉桂不持來也、儀安、布政、鎭州等皆此國ノ内ニテ船著ル所也、○中略此國ニハ阿蘭陀人モ商賣ニ往也、尤唐船此所ニ往テ土產ヲ積デ日本ニ來レリ、其舟ヨリ地ノ人モ來ル也、此國ニモ住居ノ唐人甚多ク、又昔居住セシ日本人ノ子孫モ有之由、

〔安南紀略藁一〕國號及往來之事

守重○近藤曰、安南ハ長崎ノ西南ニアタリテ、海上凡千四五百里バカリ、此國モト唐山交州ノ所部

一都會也、帝顓頊時、南至于交趾、莫不砥屬、帝堯申命義叔宅南交、平秩南訛、周有越裳氏、重三譯來朝、秦而來世屬支那、元史中略○唐高祖、武德中、改交州總管府、元史、東都事略、高宗調露元年、又改安南都護府、隸嶺南道、安南之名始此、○中略孝宗主○宋淳熙元年、封天祚爲安南國王、安南之稱始于此、

〔秉燭譚一〕安南國ノコト

安南國ハ、古南交ノ地ナリ、書經ニ在リ、秦ノ時ニ象郡ト云、漢ノ時ニハ交趾、日南、九眞ノ三郡トナル、經國雄略ニ見ル、シカレバムカシハ中國ノ地ナリ、宋ノ孝宗ノ時ヨリ、安南國ト立テ夷狄ノ一國トナル、日本ニテハ、交趾ト書テカウチトヨム、百年前ハコノ方ヨリ回易ニ下リ、舟楫ノ往來アリ、ソノ國王陳氏黎氏ナドアリ、日本人ヲ國エ入ル切手アリ、路引ト云、今ニ持タル人所々ニアリ、ソノ國年號ヲ立ツ、古錢ニ洪德通寶ト云ハ、コノ國ノ錢ナリ、洪德ノコトハ歷代小史ニアリ、

〔采覽異言三〕スイヤム

暹羅東南占臘國、卽眞臘、一名漢甫塞、中略○其北安南、舊名交趾、番名タイナン、廣南之轉也、又ボロン、富眞也、ギヤン、義安也、チヌパイ、淸化也、其北東京、番名トンキン、其東卽廣西也、番名クシンシイナ、卽廣西支那之轉也、

〔增譯采覽異言八〕昌永山村○按ルニ、安南西語カハンナント云、又トンキン、又トンクヰント云フ、コレ東京ハ其王都ナル故ニ、亦其國號ヲモ如此ニ稱ス、明史ヲ按ズルニ、安南ノ太祖黎利明ノ宣德年中ニ、國ヲ建テ帝ト稱シ、東西二都ヲ分チ、交趾ヲ東都トシ、淸化ヲ西都トス、クシンシイナハ、予ガ所見ノ諸ノ西圖、皆以テ安南ノ南ニオク、且諸西書ヲ考ニ、ミナコレ安南ノ地ナルコトヲ記セリ、中略○萬國傳信紀事ニ曰ク、安南國、又東京ト云、卽チ一種ノ王國ニシテ、北ハ支那ノ廣西及雲南ニ接シ、南ハコシンシナニ至リ、東ハ支那ノ廣東ニ至テ、其地頗大ナリ、所屬二百餘ノ州縣アリ、其產象及沙糖甚名アリ、此他金銀、肉桂、胡椒等多シ、其王都モ亦東京ト云、甚廣大壯麗ナリ、土人ハ其色多クハ黯赤、風俗大抵支那ト相同ジ、皆孔夫子ノ敎ヲ崇信ス、其コシンシナモ、亦王國ニシテ、安

圖說

安南 東埔寨 占城附

安南ハ西南ハ暹羅ニ接シ、北ハ支那ニ界シ、東ハ支那海ニ面ス、今ハ交趾東京ノ二部ニ分チタレド、交趾ハ總稱ニシテ、東京ハ都府ノ名ナリ、後陽成天皇ノ慶長年中始メテ我國ト交通セシガ、明正天皇寛永十三年異國渡海ノ禁アリ、尋デ十五年、南蠻人渡來ノ禁ヲ布ク、故ニ彼我の交通是ヨリ永ク杜絕セリ

〔書言字考節用集 乾一 坤〕東京（トンキン）安南、交趾並同、支那西南夷也、　交趾（カウチ）東京、安南、交州並同、

〔書言字考節用集 乾二 坤〕安南國（アンナンコク）交趾、東京並同、

〔日本紀略 桓武〕延曆二十二年三月丁巳、詔曰、入唐大使贈從二位藤原朝臣河清、〇中略可贈正二位、河清贈太政大臣房前之第四子也、本名清河、唐改爲河清、天平勝寶四年以參議民部卿爲聘唐大使、天寶十二載、〇唐玄宗年號、當我天平勝寶五年、與留學生朝衡〇安倍仲滿同舟歸朝、海路逢風漂泊安南、〇下略

〔唐書 二百二十 東夷列傳〕日本、古倭奴也、〇中略開元初、粟田復朝、〇中略其副朝臣仲滿慕華不肯去、易姓名曰朝衡、歷左補闕儀王友、多所該識、久乃還、聖武死、女孝明立、改元曰天平勝寶、天寶十二載朝衡復入朝、上元中、擢左散騎常侍安南都護、

〔野史 二百九十 外國傳〕安南、古稱交趾、卽日南西北、自交岡而來、故曰交趾、南方彝人、足大指開折、兩足並立、則兩指相交、寰宇記謂、蠻臥時、頭向外、足在內而相交、故曰交趾、又曰交趾、足相向也、元史引事志其地東至于海、西界雲南、南界占城、北界廣西、東北界廣東、西南界老撾、廣一千七百六十里、袤二千八百里、其國都之名山、曰三峯山、鞍子山、傘圓山、普賴山、盡插入雲漢、而大小落蒲嶺、鬼門關、羅婆羅翁嶺、魔嶺等、皆其扼塞、獨倚富良江爲天險、江寬二三里、水混濁、一支自緬甸、一支自雲南、流入交岡瀝珥河蘇瀝河、勢漸大、與林江、滄江、黃江、白藤本、凡二江、俱注海洋、大抵多平原曠野、一望畦田、村莊比里而居、人稠地狹、亦

[illegible]

ほどはいたわりて候はせんとの給へば、としかげ申す、日本に年八十歳になる父母侍しをみすてゝまかりわたりにき、今はちりはいにも成り侍にけん、こゝろきかばねをだにみたまへむとてなん、いそぎまかるべきと申す、みかどあはれがり給ていとまをゆるしつかはす、けうやくの舟につきて廿三年といふとし卅九にて日本へかへりきたり、ちゝかくれて三年、はゝかくれて五年になりぬといふ、

〔三代實錄四十四〕元慶五年十月十三日戊子、是日頒下所司曰、无品高丘親王志深眞諦、早出塵區、求法之情、不遠異境、去貞觀三年、自辭當邦、問道西唐、乘查一去、飛錫无歸、今得在唐僧中瓘申狀偁、親王先過震旦、欲度流砂、風聞到羅越國、逆旅遷化者、雖薨背之不記、而審問之來可知焉、親王者、平城太上天皇之第三子也、母贈從三位伊勢朝臣繼子、正四位下勳四等老人之女焉、

波斯

人、乾豆波斯達阿欲、歸本土、求請送使曰、願後朝於大國、所以留妻爲表、乃與數十人入于西海之路、

〔日本書紀 二十九 天武〕四年正月丙午朔、舍衞女、墮羅女、○中略捧藥及珍異等物進、

〔續日本紀 十二 聖武〕天平八年七月庚午、○七月無庚午、當作庚子、廿三日也、入唐副使從五位上中臣朝臣名代等、率唐人三人、波斯人一人拜朝、　十一月戊寅、天皇臨朝、○中略唐人皇甫東朝、波斯人李密翳等授位有差、

〔唐書 二百二十一 西域列傳〕波斯、居達遏水西、距京師萬五千里而贏、東與吐火羅康接、北鄰突厥可薩部、西南皆瀕海、西北贏四千里拂菻也、人數十萬、其先波斯匿王大月氏別裔、王因以姓、又爲國號、治二城、有大城十餘、俗尊右下左、祠天地日月水火、祠夕以麝揉蘇、澤髭顏鼻耳、西域諸胡受其法以祠祆、拜必交股、俗徒跣、丈夫祝髮、衣不剳襟、青白爲巾帔、緣以錦、婦辮髮著後、戰乘象、一象士百人、負則盡殺、斷罪不爲文書、決於廷、叛者鐵灼其舌、瘡白爲直、黑爲曲、刑有髡鉗刵劓、小罪髠、或系木于頸、以時月而置、劫盜囚終老、偸者輸銀錢、凡死棄于山、服閲月除、

〔通典 百九十三 邊防〕波斯

波斯、後魏時通焉、在達曷水之西、都宿利城、後周史云、蘇利城、隋史云、蘇蘭城、記錄音訛、其實一也、有河經其城中南流、即條支之故地也、大月氏之別種、其先有波斯匿王、其子孫以王父字爲氏、因爲國號焉、

〔元亨釋書 十 感進〕釋淨藏、洛城人、○中略沙門長秀、從波斯國猛風迅漂來、秀有胸病、醫治不効、白增命僧正索法救、命曰、我國靈威之者十人、淨藏第三也、遣之藏誦藥師呪百八遍、秀病立愈、秀感伏曰、我國隣印度、未有如是異人、今見此師、豈有一二乎、

〔空穗物語 俊蔭〕としかげ日本へかへらんとて、波斯國へ渡りぬ、其國のみかど后まうけのきみに、このことを一つゞゝたてまつる、みかどおほきにおどろき給ひて、としかげをめす、まゐれるにことのよしをくはしくとひ給ひての給はく、このたてまつれることの聲あらきところあり、ゑばしひきならゑてたてまつれとの給、人のくにの人なれば、わたりてひさしくなりにけり、その

林邑

吐火羅
舍衞

即實隨身物、立屋西鄰外路邊、令窮人休息焉、後遷住近江國國分寺、

〔類聚國史百九十九殊俗〕延暦十九年四月庚辰、以流來崑崙人所賫綿種、賜紀伊淡路阿波讃岐伊豫土佐、及太宰府等諸國殖之、

〔元亨釋書十五方應〕釋佛哲、林邑國人也、有大慈愍衆生貧乏、欲入海索如意珠行賑濟、便乘舟泛南海、〇中略時婆羅門僧菩提遠赴震旦、海中逢之、哲語此事、伴菩提來、天平八年七月也、本朝樂部中有菩提拔頭等舞、及林邑樂者、哲之所傳也、

〔舊唐書百九十七列傳南蠻〕林邑國、漢日南象林之地、在交州南千餘里、其國延袤數千里、北與驩州接、地氣冬溫不識氷雪、常多霧雨、〇中略武德六年、其王范梵志遣使來朝、八年又遣使獻方物、高祖爲設九部樂以宴之、及賜其王及錦綵、

〔大日本史二百四十三外國列傳〕吐火羅國、日本紀、本書或作都貨羅、覩貨邏、又作墮羅、在隋國西、隋書舍衞、古波斯國、參取唐玄弉西域記、文獻通考、與吐火羅隣、唐書大月氏之別種也、文獻通考

〔唐書二百二十一西域列傳〕吐火羅或曰吐豁羅、曰覩貨邏、元魏謂吐呼羅者、居葱嶺西烏滸河之南、古大夏地、與挹怛雜處、〇中略其王號葉護、武德貞觀時再入獻、

〔大唐西域記一〕羯霜那國、〇中略出鐵門至覩貨邏國、舊曰吐火羅國訛也

〔大唐西域記六〕室羅伐悉底國、舊訛云舍衞國

〔日本書紀二十五孝德〕白雉五年四月、吐火羅國男二人、女二人、舍衞女一人、被風流來于日向、

〔日本書紀二十六齊明〕三年七月己丑、覩貨邏國男一人、女四人、漂泊于筑紫、言、臣等初漂泊于海見島、乃以驛召、　辛丑、饗都貨邏人、或本云墮羅人

〔扶桑略記四齊明〕四年三月、舍衞國婦女來朝、

〔日本書紀二十六齊明〕五年三月丁亥、吐火羅人共妻舍衞婦人來、　六年七月己卯、都貨〇貨原作就、據釋日本紀改羅

崑崙

〔采覽異言三〕セイラン又呼セイロン　齊狠島一作錫

島在南海中、與柯枝相埼、卽錫蘭國也、俗與莫臥兒類、氣候常暑、地豐米穀、産眞珠、寶石、肉桂、檳榔、椰子、象牙、水牛、皮角之屬、南方一種、其人黑色、古之所謂崑崙奴是耶、其地和蘭呼爲コロンボ云、此人黑色故、西人凡呼黑人爲コロンボ、按唐扶南傳、國王、姓古龍、盤々傳、國人有崑崙勃姓、亦云古龍、曰古龍者、崑崙聲近耳、コロンボ、崑崙聲亦相近、並本因地爲姓也、鄒和諸番道里國、錫蘭國南地名、有高耶務、和蘭所呼コロンボ、卽此、高耶務、卽崑崙勃之轉耳、因記、天和初、見其人相隨和蘭來、形瘦而小、赤髮而拳、色不深黑、然亦覺其唇甚絳而眼甚白耳、

〔舊唐書列傳百四十七南蠻〕林邑國、○中略自林邑已南、皆卷髮黑身、通號爲崑崙、

〔增補華夷通商考四〕セイロン セイラントモ云　日本ヨリ海上三千八百七十里

嶋也、守護在テ仕置ス、熱國也、人物シヤムニ似ヲ賤キ國ナリ、南天竺ノ海中ニ在リ、

〔日本書紀二十四皇極〕元年正月乙酉、百濟使人大仁阿曇連比羅夫、從筑紫國、乘驛馬來言、○中略百濟弔使傔人等言、去年十一月、大佐平智積卒、又百濟使人、擲崐崘使於海裏、

〔續日本紀十三聖武〕天平十一年十一月辛卯、平群朝臣廣成等拜朝、初廣成天平五年隨大使多治比眞人廣成入唐、六年十月事畢却歸、四船同發從蘇州入海、惡風忽起、彼此相失、廣成之船一百一十五人漂著崑崙國、有賊兵來圍、遂被拘執、船人或被殺、或迸散、自餘九十餘人著瘴死亡、廣成等四人僅免死、得見崑崙王、仍給升糧、安置惡處、至七年、有唐國欽州熟崑崙到彼、便被偸載出來、既歸唐國、逢本朝學生阿倍仲滿、便奏得請、取渤海路歸朝、○請以下七字原無、今據金澤本補天子許之、給船糧發遣、十年三月、從登州入海、五月到渤海界、適遇其王大欽茂差使欲聘我朝、卽時同發、及渡渤海、一船遇浪傾覆、大使胥要德等四十人沒死、廣成等率遺衆、到著出羽國、

〔日本後紀八桓武〕延曆十八年七月、是月有一人、乘小船漂著參河國、以布覆背、有犢鼻、不著袴、左肩著紺布、形以袈裟、年可廿、身長五尺五分、耳長三寸餘、言語不通、不知何國人、大唐人等見之僉曰、崑崙人、後頗習中國語、自謂天竺人、常彈一弦琴、歌聲哀楚、閲其資物、有如草實者、謂之綿種、依其願令住川原寺、

基ト互ニ手ヲ取テ喜給フ事无限シ、遙ニ天竺ヨリ來レル人ヲ、日本ノ人ノ待受テ、本ヨリ見知リタルガ如ク昵ビ語フ事、奇異也ト人皆思ヘルニ、行基歌ヲ奉リ給、

靈山ノ釋迦ノ御前ニテ契テシ眞如朽セズ相見ツルカナ

婆羅門ノ返歌、

迦毗羅衞ニ共ニ契リシ甲斐有リテ文殊ノ御顏相見ツルカナ、是ヲ聞テ、皆人行基菩薩ハ早ク文殊ノ化身也ト云フ事ヲ知ヌ、其後行基、婆羅門ヲ迎テ來給ヘリ、天皇喜ビ貴給テ、此ノ人ヲ以テ講師トシテ、思ノ如ク東大寺ヲ供養シ給ヒツ、婆羅門僧正ト云フ此レ也、大安寺ノ僧ト有リ、此ノ人本南天竺迦毗羅衞國ノ人也、文殊ニ値遇シ奉ラムト祈願給ヒケル程ニ、貴人出來テ告テ云ク、文殊ハ震旦ノ五臺山ニ御マスト、是ニ依テ菩提天竺ヨリ震旦ニ至テ、五臺山ニ尋テ詣給タルニ、道ニ一人ノ老翁値テ、菩提ニ告テ云ク、文殊ハ日本國ノ衆生ヲ利益センガ爲ニ、彼ノ國ニ誕生シ給ヒニキト、菩提此レヲ聞給テ、本懷ヲ遂ムガ爲ニ此ノ國ニ來給ヘル也、彼ノ文殊ノ此ノ國ニ誕生シ給フト云フハ、行基菩薩是也、然バ菩提來リ給シト空ニ知テ、來テ此ク迎ヘ給フ也ケリ、亦菩提モ其由ヲ知給テ、本ヨリ見知タラム人ノ樣ニ、此ク互ニ語ヒ給フ也ケリ、凡夫ノ人皆其レヲ不知シテ、疑ヒ思ヒケルガ拙キ也トナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔東大寺獻物帳〕伏惟先帝陛下〔○聖武〕德合乾坤、明並日月、崇三寶而遏惡、統四攝而揚休、聲籠天竺、菩提僧正涉流沙而遠到、化及振旦、鑒眞和上凌滄海而遙來、

〔續日本紀〔十二 聖武〕〕天平八年冬十月戊申、施唐僧道璿婆羅門僧菩提等時服、

〔倭名類聚抄〔四 音樂〕〕沙陀調曲　菩提〔或譜云、僧正婆羅門等并哲師等所傳也、○中略〕　迦樓頻〔或譜云、天竺語也、漢云敎鳥、其鳴時、聲中、傳苦空無我常樂我淨之義、故名敎鳥也、極樂淨土鳥也、妙音天淨南竺國傳此舞、僧正見之受傳之後、不留唐地、先來本朝傳之、〕

○

渡來

〔舊唐書西戎列傳一百四十八〕天竺國、卽漢之身毒國、或云婆羅門地也、在葱嶺西北、周三萬餘里、其中分爲五天竺、其一曰中天竺、二曰東天竺、三曰南天竺、四曰西天竺、五曰北天竺、地各數千里、城邑數百、南天竺際大海、北天竺拒雪山、四周有山爲壁、南面一谷、通爲國門、東天竺東濱大海、與扶南林邑鄰接、西天竺與罽賓波斯相接、中天竺據四天竺之會、其都城周廻七十餘里、北臨禪連河、云昔有婆羅門、領徒千人、肄業於樹下、樹神降之、遂爲夫婦、宮室自然而立、僮僕甚盛、於是使役百神、築城以統之、經日而就、此後有阿育王、復役使鬼神、累石爲宮闕、皆雕文刻鏤、非人力所及、阿育王頗行苛政、置炮烙之刑、謂之地獄、今城中見有其迹焉、

〔大唐西域記二〕詳夫天竺之稱、異議糺紛、舊云身毒、或曰賢豆、今從正音宜云印度、印度之人、隨地稱國、殊方異俗、遙擧總名、語其所美、謂之印度、印度者唐言月、月有多名、斯其一稱、言諸群生輪廻不息、無明長夜莫有司晨、其猶白日既隱、宵燭斯繼、雖有星光之照、豈如朗月之明、苟緣斯致、因而譬月、良以其土聖賢繼軌、導凡御物、如月照臨、由是義故、謂之印度、印度種姓、族類群分、而婆羅門特爲清貴、從其雅稱、傳以成俗、無云經界之別、總謂婆羅門國焉、

〔今昔物語十一〕婆羅門僧正爲値行基從天竺來朝語第七

今昔、聖武天皇東大寺ヲ造テ、開眼供養シ給ハムト爲ルニ、其時ニ行基ト云フ人有リ、其人ヲ以テ講師トシ給フニ、行基申シテ云ク、我レ其ノ事ニ不足、今外ノ國ヨリ講師ヲ可勤キ人可來シト申シテ、講師迎ヘムガ爲ニ、天皇ニ奏シテ、百ノ僧ヲ曳具シテ、行基ハ第百ニ立テ、治部玄蕃ヲ□シ、音樂ヲ調ヘテ、攝津ノ國ノ難波ノ津ニ行ヌ、見ルニ更ニ來ル人无シ、其時ニ行基一前ノ閼伽ヲ備テ、海ノ上ニ浮ベ放ツ、其閼伽波ノ爲ニ亂レ破ル事无クシテ、遙ニ西ヲ指テ行テ不見ズ、□□□□□□□□□其閼伽、船ノ前ニ浮テ返來タリ、此ノ人南天□□□□□□□□遙ニ天竺□□東大寺ノ供養ニ會ハムガ爲ニ來レル也、其レヲ行基兼テ知テ迎ヘ給ヘル也、波羅門船ヨリ陸ニ下テ、行

古事類苑

外交部十六

天竺 崑崙 波斯 林邑 羅越 〔併入〕吐火羅 舍衛

國號

天竺ハ卽チ印度ナリ、我國ニテハ夙ニ佛敎ヲ傳ヘシニ由リ、久シク其名ヲ聞キ知リタレド、其國人ノ來リシハ、僧菩提ガ聖武天皇ノ朝ニ歸化セシヲ以テ始トス、時ニ林邑ノ僧佛哲アリ、菩提ト共ニ渡來ス、波斯ノ人モ此時ニ來リ、吐火羅舍衛ノ人ハ此前ニ來レリ、而シテ崑崙人ノ事ハ此前後ニ見エタリ、羅越ハ高丘親王ノ薨去ノ地ナリト云フ、

〔下學集 天地上〕印度(インド)天竺也、梵印度、此云月支、天竺地形如半月、故云爾也、又云月支國也、

〔運歩色葉集 天〕天竺

〔運歩色葉集 地〕竺土(チクド)天竺

〔采覽異言 三〕インデヤ　應帝亞

古西印度也、北與莫臥兒接壤、其餘三面皆際大海、蓋亦大國、西洋諸番之會也、圖說云、應帝亞總名也、中國所呼、小西洋以應多江爲名、美(新井君美)云、此說非也、印度、應帝、聲音之轉、半在安義江內、一半在安義江外、天下之寶石寶貨、自此地出、細布、金銀、安義河水產金沙、椒料、木香、乳香、藥材、青朱等、無所不有、故四時有西東海商、在此交易、人生黑色弱順、其南方少穿衣、無紙以樹葉寫書、用鐵椎當筆、其國王及其各所言語不一、以椰子爲酒、五穀惟米爲多、諸國之王皆不世及、以姊妹之子爲嗣、其親子給祿自贍而已、美按西圖、此國東有サントメイ、西有チヤウル、皆屬部也、洋舶所載來、有各色間道緞布、係兩地名者、皆其所產也、圖說チヤウルト作刹兀兒、サントメイ、名闕、

附東埔寨

附占城

古事類苑

外交部十六

天竺 崑崙 林邑 吐火羅 舍衞 波斯 羅越 併入

安南 東埔寨 占城 附

モ不知ズ出來ニケリ、河ノ舷ニ皆打立テ、聞モ不知ヌ言共ナレバ、何事ヲ云フトモ不聞エズ、若シ此ノ船ヲ見テ云ニヤ有ラムト思ヘバ、怖シクテ彌ヨ隱レテ見ル程ニ、此ノ胡ノ人一時許嘶合テ、河ニハラ〳〵ト打入テ渡ケルニ、千騎許ハ有ラムトゾ見エケル、歩ナル者共ヲバ、馬ニ乘タル者共ノ裔ニ引付ケ引付ケツヽゾ渡ケル、早ウ此ノ者共ノ馬ノ足音ノ遙ニ響キテ聞エケル也ケリ、皆渡リ畢テ後、船ノ者共、此ノ卅日許差上ツルニ、一所渡瀨ト思シキ所モ无カリツルニ、此ク歩渡ヲシツルゾ、此コソ渡瀨也ケレト思テ、恐々ヅ差出テ、和ラ差寄セテ見ケルニ、其モ底ヒモ不知ズ同樣ニ深カリケレバ、此モ渡瀨ニハ非ザリケリト奇異ク思テ止ニケリ、早ウ馬ノ筏ト云フ事ヲシテ、馬ヲ游ガシテ渡ケル也ケリ、其レニ歩人共ヲバ、其ノ馬共ニ引キ付ケツヽ渡シケルヲ、歩渡ト思ケル也ケリ、然テ船ノ者共、賴時ヨリ始メテ云合セテ、極ク此ク上ルトモ量モ无キ所ニコソ有ケレ、亦然ラム程ニ、自然ラ事ニ値ナバ極テ益无シ、然レバ食物ノ不盡ヌ前ニ、去來返ナムト云テ、其ヨリ差下テ、海ヲ渡テ本國ニ返ニケル、其後幾程モ不經シテ賴時ハ死ニケリ、然レバ胡國ト云所ハ、唐ヨリモ遙ノ北ト聞ツルニ、陸奥ノ國ノ奥ニ有夷ノ地ニ差合タルニヤ有ラムト、彼ノ賴時ガ子ノ宗任法師トテ、筑紫ニ有ル者ノ語ケルヲ聞次テ、此ク語リ傳ヘタルトヤ、

今昔陸奥ノ國ニ安倍ノ頼時ト云フ兵有ケリ、其ノ國ノ奥ニ夷ト云者有テ、公ニ随ヒ不奉ズシテ戰ヒ可奉シト云テ、陸奥ノ守源ノ頼義ノ朝臣責ムトシケル程ニ、頼時其ノ夷ト同心ノ聞エ有テ、頼義ノ朝臣頼時ヲ責ムトシケレバ、頼時ガ云ク、古ヨリ于今至マデ、公ノ責ヲ蒙ル者其ノ員有ト云ヘドモ、未ダ公ニ勝奉ル者一人モ无、然レバ我レ更ニ錯ツ事无シト思ヘドモ、此ク責ヲノミ蒙レバ、敢テ可遁キ方无シ、而ルニ此ノ奥ノ方ヨリ海ノ北ニ幽ニ被見渡ル地有ナリ、其ニ渡テ所ノ有様ヲ見テ、有ヌベキ所ナラバ、此ニテ徒ニ命ヲ亡サムヨリハ、我レヲ難去ク思ハム人ノ限ヲ相具シテ、彼ニ渡リ住ナムト云テ、先ヅ大キナル船一ツヲ調ヘテ、其レニ乘テ行ケル人ハ、頼時ヲ始テ、子ノ厨河ノ二郎貞任、鳥ノ海ノ三郎宗任、其ノ外ノ子共、亦親シク仕ケル郎等廿人許也、其ノ従者共、亦食物ナド爲ル者取合セテ五十人許、一ツ船ニ乘テ、暫ク可食キ白米酒菓子魚鳥ナド皆多ク入レ拈テ、船ヲ出シテ渡ケレバ、其ノ被見渡ル地ニ行著ニケル、然レドモ遙ニ高キ巖ノ岸ニテ、上ハ滋キ山ニテ有ケレバ、可登キ樣モ无カリケレバ、遙ニ山ノ根ニ付テ差廻テ見ケルニ、左右遙ナル葦原ニテ有ケル、大キナル河ノ湊ヲ見付テ其ノ湊ニ差入ニケリ、人ヤ見ユルト見ケレドモ、人モ不見エザリケリ、亦登ベキ所ヤ有ルト見ケレドモ、遙ナル葦原ニテ、道踏タル跡モ无カリケリ、河ハ底モ不知ズ深キ沼ノ樣ナル河ニテナム有ケル、若シ人氣ノ爲ル所ヤ有ルト、河ヲ上樣ニ差上ケル程ニ、只同樣ニテ、一日過ギ二日過ケルニ、奇異ト思ケルニ、七日差上ニケリ、其レニ只同樣ニテ有ケレバ、然リトモ何デ河ノ畢无テハ有ラムトゾ云テ差上ケル程ニ、廿日差上ニケリ、尚人ノ氣ハヒモ无ク同樣也ケレバ、卅日差上ニケリ、其ノ時ニ恠シク地ノ響ク樣ニ思エケレバ、船ノ人皆何ナル人ノ有ルニカ有ラムト怖シク思エテ、葦原ノ遙ニ高キニ船ヲ差隱シテ、響ク樣ニ爲ル方ヲ葦ノ迫ヨリ見ケレバ、胡國ノ人ヲ繪ニ書タル姿シタル者ノ樣ニ、赤キ物ノ□□テ頭ヲ結タル一騎打出ヅ、船ノ人此レヲ見テ、此ハ何ナル者ゾト思テ見ル程ニ、其ノ胡ノ人打次ギ、員

とあたらしかりしか、よろづにつくろはせ給ひしかども、やませ給ひて、御まじらひたえ給へるころ、大貳〇太宰の闕いできて、人々のぞみのゝしりしに、唐人の目つくろふがある、かくも見せんとおぼして、こゝろ見にならばやと申給ひければ、三條院の御時にて、又いとをしくもやおぼしめしけん、ふたことゝなくならせ給ひてしぞかし、〇中略政よくし給ふとて、筑紫人さながらしたがひ申たりけり、例の大貳十人ばかりがほどにてのぼり給へりとこそ申しが、彼國におはしましゝ程、刀夷國のもの、俄にこの國をうちとらんとや思ひけん、こえきたりけるに、筑紫にはかねての用意もなくて、大貳殿弓矢の本すゑをもしり給はねば、いかゞとおぼしけれど、やまとごゝろかしこくおはする人にて、筑後、肥前、肥後、九國の人をおこさせ給ふをば、さるものにて、府の内につかうまつる人をさへおしとりてたゝかはしめ給ひければ、かやつが方のものども、いとおほくしにけるに、さはいへど、家たかくおはしますけに、いみじかりし事たいらげ給へりし殿ぞかし、おほやけ、大臣大納言にもなさせ給ひぬべかりしかど、御まじらひたえにたれば、たゞにはおはするにこそあめれ、此中に、宗と射かへしたるものどもしるして、公家に奏せられたりしかば、皆賞せさせ給ひき、〇中略さて壹岐對馬の人を、いとおほく刀夷國にとりもていきたりければ、新羅のみかどいくさをおこし給ひて、みなうちかへし給ひてけり、さて使付てたしかに此島に送給へりければ、彼國の使には、大貳金三百兩とらせてかへさせ給ひける、この程の事も、かくいみじうしたゝめ給へるに、入道殿〇藤原道長猶此帥殿をすてぬ物に思ひきこえさせ給へるなり、さればにや世にもいとふりすてがたきおぼえにてこそおはすめれ、

〔大槐秘抄〕帥大貳に武勇の人なりぬれば、かならず異國おこると申候けり、小野好古が大貳の時、隆家が帥の時、とり分と刀異國のおこりて候なり、〇下略

〔今昔物語三十一〕陸奥國安倍頼時行胡國空返語第十一

間、令安置彼府、爰對馬島判官代長岑諸近、爲尋訪被追取賊徒之母妻子等、到來高麗國、聞母子之死亡、欲歸本朝、仍爲證據申請虜女十人、離岸之日、彼朝公家充給歸粮料、人別白米三斗、干魚卅隻、兼給酒食、但金海府所召集之日本人幷三百餘人、是三箇所軍船所進也、殘二个所人等來集之後、差使可返進之由、且言上公家者、往反案內言上如件、

寛仁三年七月十三日　多治比阿古見

內藏石女

〔日本紀略後一條〕寛仁三年九月廿二日乙亥、右大臣〇藤原公季以下定申太宰府言上刀伊賊事、

〔小右記〕寛仁三年九月廿二日乙亥、今日右府有可被定申事、〇中略若太宰府言上高麗國事歟、件事昨日入道殿〇藤原道長有被示事、其趣者、爲刀伊國賊被虜者二百七十人許云々、男六十人、女二百餘人、相送者二百餘人云々、〇下略

〔左經記〕寛仁三年九月廿二日乙亥、參內、右大臣、中宮大夫、權大納言、右大將、右衛門督、右大辨、侍從宰相等、於左仗被定申太宰解文、新羅國所送、爲刀伊國被取壹岐對馬等人民二百餘人、副新羅牒幷對馬解文等云々、共申云、先召太宰府使問定、依實可被行左右歟云々、

〔小右記〕寛仁三年九月廿三日丙子、宰相云、昨日右大臣、按察大納言齊信、權大納言公任、左大將教通、右衛門督實成、右兵衛督公信、右大辨朝經參入、頭辨經通下給太宰府解文、高麗國牒等、諸卿定申云、高麗國使召上太宰府、暫安置便處、厚賜資粮、可被問此間持疑事等、又先日太宰解文注刀伊國、高麗國牒注女眞國、此事可被問太宰府、又馳驛可申、而以脚力言上、旬日多廻、同可被問也、給報符、又隨申上、其度可被定申歟者、

〔大鏡六內大臣道隆〕帥殿〇藤原伊周の御一腹の十六にて、中納言になりなどして、よの中のはかなものといはれ給ひし殿の御童名は阿古君〇隆家ぞかし、〇中略御目のそこなはれ給ひにしこそ、いとい

高麗其疑未決、今以刀伊之被擊、知不高麗之所爲、但新羅者、元敵國也、雖有國號之改、猶嫌野心之殘、縱送虜民口爲悅、若誇勝戰之勢、僞通成好之使、抑諸近所爲先後口也、越渡異域、禁制素重、況乎賊徒來侵之後誠云、以先行者爲與異國者而始破制法而渡海、無書牒而還召、以將來虜者優而無坐其罪、恐向後口愚民偏思法緩輙渡海、爲懲傍輩禁候其身、須待高麗國使申上其案內、然而來不難知、旬日欲移下民之言、誠雖難信、境外之爲非可默爾、仍注在狀言上如件、謹解、

寛仁三年七月十三日

內藏石女等解申進申文事

注申被追取刀伊賊徒罷向高麗國海路雜事幷歸參本國案內等狀

右石女安樂寺所領筑前國志麻郡板持庄之住人、阿古見對馬島住人也、而各被追乘賊船、日來之間、見其案內、所々合戰之日、石女等罷乘兩船之內、中矢賊徒五人也、而著對馬岸之間、皆以死了、此外傍類船被疵、死亡者追日不斷、爰罷著高麗國岸之後、賊徒等每日未明之間、上陸地滅海邊別島等之人宅、運物取人也、晝則隱島々撰取强壯之者、打殺老衰之者、又日本虜者之中、病羸者皆以入海了、夜則各各漕忩去也、如此送廿餘箇日之程、五月中旬之比、高麗國兵船數百艘襲來擊賊、爰賊人等勵力雖合戰、依高麗之勢猛、無敢相敵之者、則其高麗國船之體高大、兵仗多儲、覆船殺人、賊徒不堪彼猛、船中殺害所虜之人等、或又入海、石女等同又被入海浮浪、仍合戰案內不能見終、無幾有高麗船扶了、卽口勞所令蘇生也、但見被救乘船之內、廣大不似例、口口造二重、上立櫓左右各四枚、別所漕之水手五六人、所口之士二十餘人許、下懸檝又一方七八枚也、船面以鐵造角、令衝破賊船之料也、舟中儲雜具、鐵甲冑、大小鉾熊手等也、兵士面々各々執持之、又入大石打破賊船、又他船長大、已以同前、合戰事畢之後、石女等一類卅餘人、各給驛馬、進金海府之途中十五箇日、每驛以銀器供給、其勞尤豐、官使仰云、偏非勞汝等、只奉尊重日本也者、著金海府之後、先以白布各充衣裳、兼以美食給、石女等六月卅个日之

二人筑前國志摩郡安樂寺所領板持庄人卽進府　一人病船中不參府
八人對馬島人　二人到來之間病惱死去　五人又病惱留本島　一人進府
副進賊虜女內藏石女等申文
右得對馬島去六月十七日解狀同廿一日到來偁、得管上縣郡伊奈院司同十六日解狀偁、刀伊賊徒到來之間、判官代諸近、幷其母妻子等被虜、而賊船還寄當島之日、諸近獨身逃脫罷還本宅、然間以昨日夜盜取小船逃亡已了、定知爲恐當島之尼罷渡陸地歟、早被言上大府將被召返者、島內人民爲賊被虜、僅所遺民又渡他處、若無被召返之定、然遺民不可留跡、望請府裁被仰下管內諸國、尋有所將被糺返者、而又得國島今月九日解狀同十二日到來偁、件諸近以去六月十五日晦跡逃亡、仍其由言上先了、而以今月七日諸近到來申云、刀伊賊到來之日、諸近母、伯、母、妹、母、妻、子、從者等幷十餘人被取乘賊船、處外往反筑前肥前等國、但賊徒還向之次寄對馬島、爰諸近獨身逃脫罷留本島、而竊惟離老母妻子、獨雖存命己有何益、不如相尋老母、委命於刀伊之地、欲申事由於島司、渡海制重、仍竊取小船罷向高麗國將近刀伊境、欲聞老母存亡、爰彼國通事仁禮罷會申云、刀伊賊徒先日到來、當國殺人掠物、欲相戰之間遂電赴日本國、仍艤舟儲兵相待之間、無幾還向、重殘滅海邊、仍豫於五箇所儲舟千餘艘所々襲擊、悉以擊殺了、其中多有日本國之虜者、彼五箇所之內、且三箇所々進三百餘人也、待集遺二箇所之人乘船可被進日本國之由已有公定、且還對馬島可申此由者、爰罷會彼賊虜中本朝人等問老母存亡、卽申云、賊徒等到著高麗地之間、取載强壯高麗人、以病羸尫弱者皆入海了、汝母幷妻妹等皆以死了者、只會伯、母、一、人、欲罷還本土之處、本朝同口國之制已重、無故罷還者、定可當公譴、縱雖得書牒無口證更不可被信用、因之受乞日本人爲證件人、欲罷還之處、高麗國且以賊虜十人充給、抑諸近依思老母已忍罪過、知母死亡至于今者、進身於公廳、左右可隨裁定者、投若異國朝制已重、何況近日其制彌重、仍召諸近身相副件女三人、差島使前掾御室爲親進上如件者、謹檢案內、異國賊徒刀伊

早良郡人六十四人、（丈廿四人、女四十人、牛十頭、馬九疋、被殺害者上九人、被追取者四十四人、被切食牛馬六疋、）

怡土郡人二百六十五人（被殺害四十九人、男童并四十三人、女六人、被追取二百十六人、男八人、女童并百七十八人）牛馬卅三疋頭、牛十六頭、馬十八疋、

能古島人九人、（女六人、童三人、駄四十四疋、牛廿四頭、）

壹岐島

守藤原理忠被殺害、被殺害島內人民百四十八人、男四十四人、法師十六人、童廿九人、女五十九人、

被追取女等二百卅九人、

遺留人民卅五人（諸司九人、郡司七人、百姓十九人、）

對馬島

銀穴燒損事云々

被殺害人十八人、被追取人百十六人、（男三十三人、童女廿八人、女五十六人、已上百三十四人）

上縣郡百卅一人

下縣郡男女并百七人

被殺害人九人、被追取男女童并百卅二人、（男三十九人、女童九十三人、）

被殺害男女并百七人、被追取男女童九十八人、（男三十人、女童并六十八人、）

并三百八十二人（男百二人、女童二百八十人、）

被燒亡人々住宅卅五宇

爲賊徒被切食牛馬百九十九疋頭（馬八十二疋、牛百十七頭、）

八月十日甲午、太宰府解申請云々、（長書云）

言上對馬島判官代長岑諸近越渡高麗國、隨身爲刀伊賊徒被虜女拾人歸參狀、

筑前國志麻郡住人文室忠光

賊徒初來志麻郡之日、與所差遣兵士合戰之間、中忠光矢者多、又斬賊徒之首進上、幷進彼戎具等、

同國怡土郡住人多治久明、

賊徒到來之間、於當郡青木村南山邊相戰賊徒合戰、射取賊一人、斬其首進府、先日解文雖注子細、

仍件久明自漏矣、

大神守宮擬撿非違使財部弘延、

賊徒撃却之間、計要害所々、件守宮等差加兵士、豫所遣也、而於筑前國志摩船越津邊合戰之間、中

件守宮等之矢者多、就中生捕者二人、但一人被疵死了、

前肥前介源知

賊徒還却之間、於肥前國松浦郡合戰之間、多射賊徒、又生擒進一人、

前少監大藏朝臣種材

賊徒逃却之日、依有兵船遲出之告、以少貳兼筑前守源朝臣道濟、遣博多津、且令解纜、且問遣其案

內之處、奉使者等各申云、賊船數多猶造兵船、一度可罷向者、其中種材獨申云、種材齡過七旬、身爲

功臣之後、待造了兵船之間、恐賊徒早逃、弃命忘身、一人先欲進向者、道濟以種材所言而爲善、慇出

衆軍了者、依賊船之早去、誠雖無遂戰、種材之所言忠節不淺、

壹岐講師常覺

賊徒三（〇三一本作二）襲、每度雖返、後不堪數百之衆、一身逃脫、身雖非在俗、其忠不可隱、

右去四月十八日、給當府勅符云、箇裏若有攻戰忘身勵功超衆者、隨其狀跡加以褒賞者、言上如件、

事定了、子四剋退出、件定文未清書、仍書具可奉由仰左大辨了、

筑前志摩郡人五百四十七人（被殺害者百十二人、道取者四百三十五人、牛馬七十四疋頭、）

要害警固事、追打刀伊之官軍等、皆府無止武者等、而于今不歸來、太以鬱歎者、

〔日本紀略十三後一條〕寛仁三年五月廿六日壬午、祈刀伊國事、

〔小右記〕寛仁三年六月廿九日甲寅、參內、○中略、秉燭後、左中辨經通、下給太宰府言上筑前國壹岐對馬等島人牛馬、爲刀伊人被殺害、幷被追取解文勤功者注申事、又處々合戰狀、勘問刀伊人、及此度流來付達等文、○中略、傳仰云、太宰言上解文中、注進勤功者可賞哉否、又流來者、幷初刀伊人等勘問等事可定申、○中略、抑勤功賞有無如何、大納言公任、中納言行成、申不可行之由、其故者有勤之者可賞進由雖載勅符、勅符未到之前事也、余云不可謂勅符到不、假令雖不募賞事、至有勤功者、賜賞有何事、寛平六年新羅凶賊到對馬島、島司善友打返、卽給賞、雖無彼募、前跡如此、他事相同、就中刀伊人近來警固所、又追取國島人民千餘人、幷殺害數百人牛馬等、亦殺壹岐守理忠、而太宰府、發兵士忽然追返、幷射取刀人、猶可有賞、若無賞進、向後事可無進士歟、大納言齊信同余定、其後大納言公任、中納言行成、及已次皆同件等定文、注付太宰府言上、賊徒合戰之間雜事、一府所注進勤功者事、右大將藤原朝臣、中宮大夫藤原朝臣、權大納言藤原朝臣、權中納言藤原朝臣、皇太后宮權大夫源朝臣、左大辨源朝臣、右大辨藤原朝臣、資平朝臣等定申、云、先日賜勅符之日、被募功伐之間、有功績輩、隨其狀可加抽賞之由、而所注申者、在勅符未到著以前、不可理必被行其賞歟、但徹去餘衆非無向後之畏、爲勵後輩聊可賞進歟、一生虜者勘問事、同前諸卿等定申云、所注申之人、合戰間雖多中矢者、捕得賊徒唯三人也、而勘問之場、共陳申高麗國人之爲刀伊賊徒等被虜之由、縱雖非刀伊國之人、同船送數日之間、盡見其案內、而不窮問、其趣難散鬱結、又拷訊之者不承伏時、度々可究拷也、加之不注杖數、頗以不愼、重以窮問、可言上其旨歟、○中略、

太宰注進成勤功者、散位平朝臣爲賢、前大監藤原助高、傔仗大藏光弘、藤原友近、友近隨兵紀重方、

以上五人、警固所合戰之場、相戰者雖數多、賊徒正中件爲賢等矢、但重方不載先日府解事條子細依不注申也、令尋實滅追可言上也、

國人之中、有新羅國人等云々、乘船逃去、傍岸棹船、府軍等依無兵船不能追擊、從陸路馳行、刀伊人更下船欲燒宮、前宮、府兵射殺前行兵一人、驚乘船逃遁、十日十一日北風猛烈不得還渡、逗留海中、神明所爲歟、兩日間、府令營造兵船卅八艘、令追襲賊徒遁去、指本州漕去、府兵船又今廿餘艘乘勝逐之、又致行朝臣調十餘艘相逢、但先可到壹岐對馬等島、限日本境可襲擊、不可入新羅境之由都督所誡仰也者、使者又云、如只今似被討平也、賊徒甲冑兵具等少々被奪取、又云、從陸路令捕進刀伊國者之由、十六日以前所不承也者、縱横說雖信受而已、後聞、帥使說壹岐對馬島人等、悉取被船合戰之間、島人等叫云、馬を馳かけ天射よ、おく病にたり、仍官軍等馳進射、刀人逃走歸乘舟、此間被取載之二島者、多下從船逃來博多田云、件刀人爲體、多食又多飮水、馳馬以加不良射留仁有恐怖氣者、又云、以兒爲荒卷落置博多田津云々、食人云々、　廿七日甲寅、頭辨經通含攝政命來曰、太宰府解文事、飛驛解文刀伊國凶賊追却事等今日可定申者、○中略未剋許參入、宰相乘車後暫之左大辨道方參入、召外記順孝問上達部參不、申云、大納言公任右衞門督實成雖有所勞、相扶宜者可參入也、自餘故障者、頭辨經通下給太宰解文云、可定申者、令申云、見參上達部數少、隨仰可定申、被命云、重召遣大納言可定申者、召遣之間、大納言右衞門督等參入、先是經通下給太宰解文云、可定申者、府解文云、定申云、申刀伊國人而獲得者三人、推訊之處申云、高麗國爲襲刀伊賊遣彼邊州、而還爲刀伊被獲也云々、數千人刀伊賊外、高麗人何必被捕乎、僞稱刀伊人歟、決斷府可言上歟、兵具首虜不可令進、又四王寺御修法殊可被行、對馬島司遂晴早可遣本島、但差副事堪者令勤防護、仰國々令運兵粮、催遣防人、又壹岐守理忠被殺害事、此度解文慥尋問可言上也、而無其事、可仰其由歟、事若有實、暫遣拒捍使、可令警固歟、定申趣以經通令申攝政、命云、任上達部定申可給報符者、但兵粮糒可注進之由可加載報符者、即件事等仰經通、又下給府解可載報符、　五月廿四日庚辰、帥納言消息書今月十日書今日到來云、追打刀伊賊之兵船未歸來、仍重不言上、歸來之後可上府解、兵船等自壹岐向對馬了者、其後不聞案內、疫癘方發無爲術、但止萬事令造兵船戎具等、令勤行

〔日本紀略後一條十三〕寬仁三年四月十七日甲辰、公卿參入、被行小除目之間、太宰府飛驛使乘馬馳入左衞門陣、是刀伊國賊徒五十餘艘起來、虜壹岐島、殺害守藤原理忠、幷虜掠人民、來筑前國怡土郡者、十八日乙巳、攝政（○藤原賴通）以下定申飛驛事、仍賜太宰府勅符、幷五箇條、警固要害、防禦凶賊、祈禱佛神、可守當境之由也、廿一日戊申、奉幣伊勢大神宮以下十社、依刀伊國賊徒事也、（伊石賀松平稻春原神住）廿五日壬子、從太宰府令獻府解、廿七日甲寅、大納言實資卿以下定申太宰府言上雜事等、給官符於太宰府、防禦刀伊賊、

〔小右記〕寬仁三年四月十七日甲辰、戊剋許、惟圓師持來帥中納言書、（只一行）今月七日書云、刀伊國者五十餘艘來著對馬島、殺人放火、警固要害、差遣兵船、府飛驛言上者、惟圓歸去不幾、重來云、八日送內府（○藤原賴通）帥書、同飛驛持來云、件異國船來著乃古島、（去太宰府警固一尺云々者、）十八日乙巳、去夜飛驛解文事、侍從中納言行成卿行之云々、宰相（○藤原資平）問遣太宰府解文案內、行成卿返報書云、府解文云、刀伊國擊對馬壹岐等島、（對馬守遠晴參府、申事由、壹岐守理忠被殺害、又筑前國乃古島、諸國云々、亦被賊多來、不可敵、其迅如隼云々、師率草（草一本作革）到警固、可合戰云々、）參入道殿（○藤原道長）、即給謁、被談太宰府言上刀伊國兵船事、次參內、右大臣、大納言齊信、公任、中納言行成、賴宗、實成、參議道方、公信、通任等先參入、刀伊國事於壁後問行成卿、事定已了者、廿五日壬子、早旦惟圓來云、鎭西事已無音者、即歸去、後不幾來云、從備中參上者申云、異國者刀人於壹岐島打得其一人、付兵可令參上者、先經言上可左右歟、直令參上如何、留山埼可進府解之由指示了、（後聞、此事大虛言、更無令參上之者云々、近代只以虛爲宗、）酉時許、惟圓持帥書、（去十六日書）示、異國人來九日來著、合戰等子細在府解、又示可辭退哉否事、惟圓云、使者乘隼船參上、但異國八日俄來著能古島、同九日亂登博多田、府兵忽然不能徵發、先平爲忠、同爲方等、爲師首馳向合戰、異國軍多被射殺、不留戰場、持入船中、又有弃置者、又有生虜者等、又奪取兵具甲冑者、一船中有五六人、合戰場每人持楯、前陣者持鉾、次陣持太刀、次陣弓箭者、箭長一尺餘許、射力太猛、穿楯中人、府軍被射殺者、只下人也、爲將軍者不被射、乘馬馳向射取、只恐加不良聲引退、（刀伊）

取斬首數輩、兵士等中矢十餘人、同八日、移來同國那珂郡能古島、重錄在狀、言上又了、但彼郡人民、或迷闘戰、或爲賊虜、飛驛言上之前、不申子細也、以前少監大藏朝臣種材、藏原朝臣明範、散位平朝臣爲賢、平朝臣爲忠、前監藤原助高、傔仗大藏光弘、藤原友近等、遣警固所、令相禦、同九日朝、賊船襲來、欲燒警固所、距却之間、奮呼合戰、其間中矢者十餘人、賊徒遂不能前戰、還著能古島、其後二箇日、風猛波高、不能相攻、十一日未明、同國早良郡至志摩郡船越津、先是分遣精兵、豫令相待、同十二日酉時上陸、與大神守宮、權撿非違使財部弘延等合戰、中矢之賊徒卅餘人、生得二人、其中一人被疵、一人女、少貳平朝臣致行、前監種材、大監藤原朝臣致孝、散位爲賢、同爲忠等、差加兵士、以船卅餘艘令追攻、同十三日、賊徒至肥前國松浦郡、攻却村閭、爰彼國前介源知、率郡內兵士合戰、中矢者數十人、生得者一人、賊船不能進攻、遂以歸却、藤原兵船等攻戰云々、又差遣救兵四十餘艘了、但生虜者等皆高麗人者、以通事令尋問之處、申云、高麗國爲禦刀伊賊、遣彼邊州、而還爲刀伊被獲也者、其疑難決、追賊之船還之後、搜實誠追可言上、又所斃獲首虜幷戎具等、追將進上、且錄在狀、謹解、

寬仁三年四月十六日　　　　正六位上行大典上毛野朝臣師蕃

三品帥　　親王在京

正二位行中納言兼權帥藤原朝臣隆家

正五位下行少貳兼筑前守源朝臣道濟

從五位下行少貳藤原朝臣盛規

從五位下行大監菅原朝臣雅隆

大監正六位上大藏朝臣光順

從五位下行少監豐島眞人爵風

正六位上行少監上毛野朝臣行蔭

曰、吾嘗聞、胡國負在宋之北、及吾隨先人抵其地、乃知去陸奧亦不甚遠也、今昔物語、宇治拾遺物語、蓋胡國者卽女眞也、按金史阿骨打征黃龍府、次混同江、無舟、阿骨打乘赭白馬徑涉曰、視吾鞭所指而行、諸軍隨之、水及馬腹、後使舟人測其渡處、深不得其底、武備志亦云、浮馬渡江河、不用舟楫、蓋女眞之俗如此、而頼時之反、方與勃里鉢同時、其士馬精強、濟川不假舟筏、其說可信、又按地圖、混同合黑龍江入海、與蝦夷隔一水、距陸奧界不甚相懸、且其渦流數十日、猶無津者、於海北諸水、唯黑龍混同爲然、則其爲女眞之地明矣、

〔文獻通考三百二十七四裔考〕女眞

女眞、蓋古肅愼氏、世居混同江之東長白山鴨綠水之源、南鄰高麗、北接室韋、西界渤海鐵甸、東瀕海、後漢謂之挹婁、元魏謂之勿吉、隋唐謂之靺鞨、姓拏氏、於夷狄中最微且賤、○中略唐世貢不絕、五代時始稱女眞、後避契丹主宗眞諱、更爲女直、俗訛爲女質、

〔皇朝史略六後一條〕寬仁三年三月、女眞賊船五十餘艘寇對馬、按本書(小右記)以女眞稱刀伊、然載高麗牒狀云女眞、未知其稱刀伊以何故、小右記載刀伊陣法、與文獻通考女眞考同、則刀伊爲女眞無疑、故今從之、

〔朝野群載二十異國〕擊攻刀伊國賊徒狀

太宰府解　申請官裁事

言上刀伊國賊徒或擊取或逃却狀

右件賊船五十餘艘、來著對馬島劫略之由、彼島去月廿八日解狀今月七日到來、卽載在狀言上先了、且整舟船、且與軍兵、警固要害所々、然間壹岐島講師常覺、同七日申時參來申云、合戰之間、島司及島內人民、皆被殺略、常覺獨逃脫者、同日襲來筑前國怡土郡、經志摩早良等郡、奪人物、燒民宅、其賊徒之船、或長十二箇尋、或八九尋、一船之楫三四十許、所乘五六十人、二三十人、耀刃奔騰、次帶弓矢、負楯者、七八十人許、相從如此、一二十隊登山絕野、斬食馬牛、又屠犬肉、叟嫗兒童皆悉斬殺、男女壯者、追取載船四五百人、又所々運取穀米之類、不知其數云々、事出慮外、要害地廣、雖召人兵、來未多、雖整舟船、勢未□、雖然與所差遣兵士幷彼郡住人文室忠光等合戰之場、賊徒中矢者數十人、或扶以載船、其中追

女眞刀伊

靺鞨在高麗之北、邑落俱有酋長、不相總一、凡有七種、其一號粟末部、與高麗相接、勝兵數千、多驍武、每冦高麗中、其二曰伯咄部、在粟末之北、勝兵七千、其三曰安車骨部、在伯咄東北、其四曰拂涅部、在伯咄東、其五曰號室部、在拂涅東、其六曰黑水部、在安車骨西北、其七曰白山部、在粟末東南、勝兵並不過三千、而黑水部尤爲勁健、自拂涅以東、矢皆石鏃、卽古之肅愼氏也、

〔大日本史（二百四十三外國列傳）〕女眞、居肅愼故地、東瀕海、南接高麗、初役屬渤海、仍稱黑水靺鞨、及契丹滅渤海、遂附契丹、改號女眞、其籍于契丹者、稱熟女眞、不在契丹籍者、稱生女眞、其地有混同江、長白山、生女眞酋居完顏部、爲完顏氏、其始祖曰函普、函普玄孫石魯、稍以條教爲治、由是寖強、耀武諸部、所至克捷、（金史）女眞世通使於宋、至是與契丹戰數克之、（文獻通考）俗善射、箭長尺餘、能洞楯、且殺人、其臨戰、每人持楯、戈矛居前、次刀、次弓矢、（文獻通考亦云、用兵以戈爲前行、號硬軍、刀楯自副、弓矢在後、女眞陣法與本書合、附以備考、）其船長十餘尋、每船設櫂三四十、所乘五六十人、上陸則二三十人奮刃奔騰、操弓矢負楯者七八十人從其後、所在殺老弱、驅壯丁、掠資糧、跋涉山野、疾如飛隼、（武備志云、女眞喜乘騎、上下巖壁如飛、亦與本書合、）但怕鳴鏑、後一條帝寬仁三年三月、駕五十餘船襲高麗、鹵略沿海人民、竟焚掠對馬、殺略三百餘人、守遠晴走歸太宰府、（中略）而未詳其爲何賊、人稱爲刀夷、（夷或作伊）及得高麗牒狀、乃知其爲女眞也、（小右記）○是歲（我寬仁三年）女眞遣使於宋、（文獻通考）後百餘年阿骨打始稱帝、國號金、初石魯子烏古迺以治安元年生稍役屬諸部、號爲景祖、子劾里鉢善用兵、勢益強盛、號世祖、死、弟頗刺淑立、死、弟盈歌立、死、任烏雅束立、死、阿骨打立、阿骨打者劾里鉢之子、而烏雅束之弟也、號太祖、死、弟吳乞買立、遂滅遼宋、陷汴京、據有其地之半、後歷七世爲蒙古所滅、（金史）初安倍賴時之作亂於陸奧也、懼其終敗衄取破滅、欲盡部屬通於海外、先與其子弟率二十許人、乘一船、往視察地勢、遂到海港、得一巨川溯之、曠原無人、水甚廣深、行三十日許、猶不得其津、忽聞足音如波濤、賴時等惶怖、草萑葦中而闚之、有千餘騎、以緋抹額、（舊唐書音樂志載高麗樂、舞者以緋抹額、按靺鞨本役屬高麗、故其俗如此乎、）群立河上、有相告語、鞭馬亂流、步者皆附馬而濟、賴時以爲必淺處也、就而視之、不見其底、悚懼而還、無幾賴時死、後賴時子宗任爲僧在筑紫、語人

(闕名)率船師二百艘、伐肅愼國、阿部臣以陸奥蝦夷令乘己船、到大河側、於是渡島蝦夷一千餘屯聚海畔、向河而營、營中二人進而急叫曰、肅愼船師多來、將殺我等之故、願欲濟河而仕官矣、阿倍臣遣船喚至兩箇蝦夷、問賊隱所與其船數、兩箇蝦夷便指隱所曰、船二十餘艘、卽遣使喚、而不肯來、阿倍臣乃積綵帛兵鐵等於海畔、而令貪嗜、肅愼乃陳船師、繫羽於木、擧而爲旗、齊棹近來停於淺處、從一船裏出二老翁、廻行熟視所積綵帛等物、便換著單衫、各提布一端、乘船還去、俄而老翁更來、脫置換衫、幷置提布、乘船而退、阿倍臣遣數船使喚、不肯來、復於弊賂弁島、食頃乞和、遂不肯聽、(弊賂弁、度島之別也、)據己柵戰、于時能登臣馬身龍爲敵被殺、猶戰未倦之間、賊破殺己妻子、　五月戊申、阿倍引田臣(闕名)獻夷五十餘、又於石上池邊作須彌山、高如廟塔、以饗肅愼四十七人、

〔日本書紀天武二十九〕五年十一月丁卯、新羅遣沙飡金清平請政、○中略是月、肅愼(アシハセ)七人從清平等至之、

〔日本書紀持統三十〕八年正月丁未、以務廣肆等位、授大唐七人與肅愼(アシハセ)二人、　十年三月甲寅、賜越度島蝦夷伊奈理武志與肅愼志良守叡草、錦袍袴、緋紺絁、斧等、

〔續日本紀元正八〕養老四年正月丙子、遣渡島津輕津司從七位上諸君鞍男等六人於靺鞨國、觀其風俗、

〔古京遺文〕修造多賀城碑

多賀城　去京一千五百里

去蝦夷國界一百廿里

去常陸國界四百十二里

去下野國界二百七十四里

去靺鞨國界三千里○中略

天平寶字六年十二月一日

〔隋書東夷列傳八十一〕靺鞨

立、則其木生皮可衣、無井竈、作瓦鬲、受四五升以食、坐則箕踞、以足挾肉而嚙之、得凍肉坐其上令暖、土無鹽鐵、燒木作灰、灌取汁而食之、俗皆編髮、以布作襦、徑尺餘、以蔽前後、將嫁娶、男以毛羽插女頭、女和則持歸、然後致禮聘之、婦貞而女淫、貴壯而賤老、死者其日卽葬之於野、交木作小椁、殺猪積其上、以爲死者之糧、性凶悍、以無憂哀相尙、父母死、男子不哭泣、哭者謂之不壯、相盜竊、無多少皆殺之、故雖野處而不相犯、有石砮、皮骨之甲、檀弓三尺五寸、楛矢長尺有咫、其國東北有山出石、其利入鐵、將取之必先祈神、周武王時、獻其楛矢石砮、逮于周公輔成王、復遣使入賀、爾後千餘年、雖秦漢之盛莫之致也、及文帝作相、魏景元末來貢楛矢石砮弓甲貂皮之屬、魏帝詔歸于相府、賜其王傉雞錦罽緜帛、至武帝元康初、復來貢獻、元帝中興、又詣江左貢其石砮、至成帝時通貢於石季龍、問之、答曰、每候牛馬向西南眠者三年矣、是知有大國所在、故來云、

〔日本書紀欽明十九〕五年十二月、越國言、於佐渡島北御名部之碕岸有粛愼人、乘一船舶而淹留、春夏捕魚充食、彼島之人言非人也、亦言鬼魅、不敢近之、島東禹武邑人採拾椎子、爲欲熟喫、著灰裏炮、其皮甲化成二人、飛騰火上一尺餘許、經時相鬪、邑人深以爲異、取置於庭、亦如前飛相鬪不已、有人占云、是邑人必爲魃鬼所迷惑、不久如言被其抄掠、於是粛愼人移就瀬名河浦、浦神嚴忌、人不敢近、渴飮其水、死者且半、骨積於巖岫、俗呼粛愼隈也、

〔釋日本紀述義十三〕粛愼人

後漢書曰、挹婁、古粛愼之國也、在夫餘東北千餘里、大平御覽四夷部、鬼谷子注云、周成王時、粛愼氏獻白雉、還恐惑、周公作指南車以送之、天書曰、五年十二月、有佐渡島粛愼人泊、其形如鬼、是月同島禹武邑人燒椎子欲喫、化爲二人相鬪、長一丈許尺歟、

〔日本書紀齊明二十六〕四年、是歲越國守阿部引田臣比羅夫討粛愼、獻生羆二、羆皮七十枚、　五年三月、是月遣阿部臣、闕名率船師一百八十艘討蝦夷國、(中略)或本云、阿部引田臣比羅夫與粛愼戰而歸、獻虜卌九人、　六年三月、遣阿部臣

粟末靺鞨、姓大氏、後爲渤海、渤海自有傳、黑水靺鞨爲女眞、(金史)

〔倭名類聚抄 四 音樂〕高麗樂曲　新靺鞨(靺鞨二音末曷○○書、人出北土、見唐韻、)

〔史記 一 五帝〕虞舜者、名曰重華、○中略　唯禹之功爲大、○中略　南撫交趾北發、西戎析枝渠庾氐羌、北山戎發息愼、(鄭玄曰、息愼或謂之肅愼、東北夷、)東長島夷、四海之內咸戴帝舜之功、

〔古經題跋 下〕奧州平泉中尊寺藏

大藏經全部

奉納金銀泥一切經一部○中略

弟子苟資祖考之餘業、謬居俘囚之上頭、出羽陸奧之土俗、加從風草、肅愼挹婁之海蠻、類向日葵、垂拱寧息、三十餘年、○中略

天治三年三月廿四日、弟子正六位上藤原朝臣淸衡敬白、

〔孔子家語 四 辯物〕孔子在陳、陳惠公賓之於上館、時有隼集於陳侯之庭而死、楛矢貫之、石砮其長尺有咫、惠公使人持隼如孔子館而問焉、孔子曰、隼之來遠矣、此肅愼氏之矢也、昔武王克商、通道於九夷百蠻、使各以其方賄來貢、而無忘職業、於是肅愼氏貢楛矢石砮、其長尺有咫、先王欲昭其令德之致遠物也、以示後人使永鑒焉、故銘其栝曰、肅愼氏貢楛矢、以分太姬、配虞胡公、而封諸陳、古者分同姓以珍玉、所以展親親也、分異姓以遠方之職貢、所以無忘服也、故分陳以肅愼氏貢焉、君若使有司求諸故府、其可得也、公使人求、得之金牘如之、

〔晉書 九十七 東夷列傳〕肅愼氏

肅愼氏、一名挹婁、在不咸山北、去夫餘可六十日行、東濱大海、西接寇漫汗國、北極弱水、其土界廣袤數千里、居深山窮谷、其路險阻、車馬不通、夏則巢居、冬則穴處、父子世爲君長、無文墨、以言語爲約、有馬不乘、但以爲財產而已、無牛羊、多畜猪食其肉、衣其皮、績毛以爲布、有樹名雒常、若中國有聖帝代

肅愼靺鞨

趕回本國、只怕該輩、一旦進退維谷、呼籲之聲喧起、亦覺不忍爲也、蓋觀天下萬國大勢、互相交通、往來之便、一時寓于開港之地者、隨處隨有、此固理之所致、目下常事也、故照萬國公法、從權默許、該人民等、寓居本港、如有孤客子然一身、冒涉萬里滄海而來、無如仰遵其國法令、無依無門、孤掌難鳴者、宜垂仁政、普加憐恤、至如奸徒刁民、犯法背教、而害良民者、應照國律、嚴行懲治、汝等未盟國民、各須洞悉此意、兢々遵守、決勿有誤、此諭、

丁卯慶應三年十一月　　　　横濱大關

凡清國籍民、來住于本港者、無論何等身分、本月初一日爲首、限三十五天內、必當親來投名于本公署圖籍、以得名牌、而遵我法令、受我保護、無此牌者、發覺之日、嚴行處治、槩不寛容、各須體會此意、

丁卯十一月

名牌費、開列于左、

每名應洋十五員買辨商人　每名仝七員家僕工人　每名仝三員夫子無僱主者

附 肅愼　靺鞨　女眞　刀伊

肅愼ハ、一ニ挹婁ト云ヒ、又靺鞨ト云フ、後世ノ女眞ハ正ニ此地ニ當ルト云フ、後一條天皇ノ寛仁中、我國ニ來寇セシト云フハ、卽チ女眞ヲ稱セルモノニテ、後ニ女直ト改メ、國號ヲ建テテ金ト云フ、

〔大日本史二百四十三外國列傳〕肅愼、或謂之靺鞨、據唐書去陸奥宮城郡治三千里、在多賀城西北、多賀城碑其他大抵與蝦夷近接、欽明帝五年、肅愼船至佐渡島御名部碕、淹留不去、春夏捕魚爲食、其人言語不通、島人以爲鬼魅、畏不敢近、因縱行鈔掠、稍移就瀨河浦、飲水中毒、死者殆半、其骨積於巖岫、俗呼其處曰肅愼隈、齊明帝四年、越國守阿倍比羅夫討肅愼而歸、獻生羆二、羆皮七十枚、五年、比羅夫率舟師一百八十艘、討蝦夷降之、進擊肅愼、獲四十九人而歸、日本紀及本書一說○中略初靺鞨有七部、其二部曰粟末、曰黑水、皆附高麗、

勅書幷例式賜物且私大夫以下末々江例式賜物及奏文被差下置候間、請取候樣海防官ゟ被申渡候付、先以布政司方江格護に而北京之勤相濟候上請取度趣願出候得共、許容無之に付、相請取申候、〇中略

一五月十日諸衛門辭館離驛、登船仕候、

一同廿一日五虎門出帆仕候處、風不順有之、琉球之樣難乗行、今月四日山川湊著、同八日同所出帆、同日御當地上著仕候、

右之通唐往還幷勤方等之次第如斯御座候、以上、

辰六月　久手堅親方印

〔有所不爲齋雜錄二十七〕弘化三年〇中略

同〇唐大通事　西村俊三郎

其方儀、都而唐人共へ私之懇意ヲ結、音信贈答イタス儀、御國禁之段ハ乍辨、在留唐人共ト懇意ヲ結ビ、商賣方、其外等之世話致シ遣、爲謝禮唐船主共ヨリ持渡之品銀札等貰受、殊ニ右銀札唐館持出方ニ差支ル迚、同勤神代德次郎ヲ賴、品物ト引替貰ヒ、又々唐人共任願、其筋ヘモ不申立願書案等認遣、剩俵物取替渡等之臨時願書案取調方之儀、唐人共ヨリ賴受ル由ヲ以、右大意書取德次郎差越、漢文ニ取直與候樣申聞ルヲ、如何之儀ト乍存、同人ハ平日商賣方直組其外之儀ニ付、世話受、斷ニモヲヨビ兼ル迚、右草稿認遣、又ハ一己之存附ヲ以、右願書類四郎大夫ヘ及相談、尙表立差出後、品能評議致シ與候樣、同人ヘ賴遣段、通事之身分、旁不屆至極ニ付、於唐人屋敷門前獄門可申付處、牢屋敷近邊出火之節放遣、兩度共立歸候ニ付、中追放申付、山名靱負家來ヘ引渡遣ス、

〔撰要集法度〕聞說、橫濱開港以來、或有未盟國民、私附同盟國民而來者、淸國人最爲多矣、間有擅開舖店、以營生業者、況有困乏無告之徒、詭謀百出、以害同盟國民、不爲不少等由、甚爲不該、本當逐名査問、

年番通事

〔外國事件書類雜纂十一〕渡唐之琉球人致上國候付、在唐中之次第、別紙二通之通申出候間、相添此段申越候條、可被達貴聞候、以上、

辰三年〇安政七月二日　　新納駿河

島津豐後殿

島津藏人殿〇中略

覺

一去々寅年進貢謝恩兼務之使者に而、渡唐被申付、十月六日那覇川出帆、同九日台と申外山見掛、同日碇海沙掛、同十日同所碇を起、五虎門沙掛、同十一日同所碇を起、怡山院著船、唐大平之段承申候、〇中略

一去々年上京之儀、賊亂未相鎭、進貢使上京之道路差支候間、通路相成候節、上京被仰付度、福建總督ゟ及奏文居候間、此旨承候樣、海防官ゟ在唐之存留江前以被申渡置候付、通路筋被相替候而も、年内上京朝見之勤被申付度、願立候處、賊氣未靜候付而は容易上京難成、其上總督ゟ奏文之勅答も未到來無之に付而は、是非相待候樣、海防官ゟ被申渡、追而兵を用之省分、未肅清無之、若道を繞り上京被申付候而は、仁愛之道不相叶候間、此度之進貢使上京不致樣勅諭之段、布政司ゟ被申渡候付、使者役々阿口通事共江も致吟味、此節之儀謝恩慶賀等之表章幷獻納物等有之、常例之進貢と茂相替事候間、間道ゟ上京被申付度、猶又願立候處、取締宜道路相成候節、上京被申付度趣、總督撫院ゟ及奏文候付、去年二月至十五日は、彌右奏文之通勅許有之候間、日限被申渡次第、無支度出立候樣海防官ゟ被申渡候、

附

右之通從今年於長崎可申付候間、其趣存候樣に京都大坂堺町中可被相觸之者也、

三月三日

永井伊賀守殿

石丸石見守殿

彥坂壹岐守殿

水野伊豫守殿

渡邊大隅守殿

島田出雲守殿

〔和漢寄文　四〕唐船江游付候日本人を召捕差出候唐船主江御褒美被下候謝啓

伏以、惠風和暢、物舒向暖之榮、德澤遐敷、人慶清平之樂、綸往來貴國、素沐懷遠之仁、凜遵法紀、然亦分內之宜、茲雖不黨奸惡、實本心之輸誠、今蒙格外恩賞、頒賜白鏹百版、浩々洪恩、感激無既、愈當益加恪守國法、仰體寸酬覆載矣、謹此叩謝、臨啓不盡惶悚之至、

第十八番臺灣船主周元綸頓首百叩

右和解

伏而おもん見れば惠風和ぎみちて物は暖に向ふの榮をのべ、德澤遠く敷て人は清平の樂を慶ぶ、私儀貴國江往來仕、元より懷遠之御仁德に沐し、謹而御法を守候儀は分內當然の事に而、奸惡之輩に不組は本心之誠を盡し候迄之儀に御座候處、今度格外に御恩賞を奉蒙、白銀百枚被下置候段、廣大之御洪恩感激仕儀限無御座候、此上は愈以御國法を愼み守り、天地と均き御恩を聊奉酬度奉存候、依之謹而奉謝候、啓を差上候に臨て、惶恐之至に不堪候、

譯者　彭城藤次右衛門

昨來失問訊、幸足下無恙、欣喜々々、承諭、舟中有一病夫、爲足下憂、不佞賤工無滌腸之技、不堪赧汗、惟職在此、請速診候、

復　　朱鏡

僕之從人夏兆寧、身體發熱、心中飽賬不飲食、滿身疼、祈足下一視、乞賜劑勞神之處、統謝不一、

別有林天順者、病不能行、屈觀去一看、

林天順病有月餘、腹中不饑、多日不飲酒、頭疼欲忘、略吃粥、即頭疼不可解、宜速治之、

稟　　秦和鼎

二生之病、二便如何、

復　　朱鏡

夏兆寧昨日起、至今日、兩便未解、林天順兩便通利、

稟　　秦和鼎

既診二生、見證雖少異、皆温邪犯胃所以致也、夏生先與調胃承氣湯、調護以不換金正氣散、林生則投不換金加木咨而可、

復　　朱鏡

望卽藥可也

〔敎令類纂初集百〕寛文十二壬子年三月

覺

一唐船貨物代銀之義、近年金壹兩之兩替銀五拾匁に而雖遣之、唐人持渡兩替銀高直に付而迷惑之由訴之候、向後銀子に而貨物代可相渡事、

一附若唐人金子望輩於有之者、可任其意事、○中略

雜載

代

本船總管、貴語可也

進港之後、舟帆收、上岸去可也、

〔二〕邦遠志錄〕秦和鼎識

寛政己酉冬十一月、南京商船遭颶漂著于藩羽根浦、〇土佐國安藝郡官命有司監護之、又漂到于紀大島、紀有司檢之、藩有司在焉、廼與藩謀、具狀以聞東都、東都命藩護送長崎、臣和鼎與焉、庚戌四月十七日、與諸有司登南京船、船中凡七十七人、僅朱鑑一人耳、後別在各舟、不能數見切問、爲恨矣、聊記一時筆語以比雜肋、朱鑑字心如、號蘭坡、杭州人、

名刺

土佐國醫官一圓和鼎、字君實、號東海、又號九皐、俗稱省菴、本姓秦氏、今稱之、世以醫仕於藩、

稟

兩國相去不啻辰參、貴船漂泊、艱苦可知也、方去歲漂于弊藩、不佞和鼎遠承朝命、從諸有司護送貴船、私心悅謂此役也接貴邦清儀、覩先聖遺俗、千古一時、愉快如何哉、治裝將發、則忽聞又漂不知所往、不佞惘然自失、望洋數日、何知寄在此境、錦帆無恙、乃不輸其載、乃今而後、得親接光儀、摳承起居平安之狀、喜歎何止、喜歎何止、伏惟他日飽帆張風、一瞬千里、送至崎陽、萬望强食安寢、勿徼勞尊念、

復

朱鑑

侯等蒙國主之恩、船中之人無恙矣、此中謝、

來諭

僕有一人現患病、屈醫伯來本船、一看爲要、

稟

秦和鼎

筆

地方有港、来船所幅湊、唯恐港口尤淺、船脚入水幾尺、

代

本船進港、入水六尺、

如淺不能進口

余們回棹上岸、報事狀、於是吾水手以水鉈量之、深八九尺、余們再上異船、

筆

代

日晡所引船者到來

港口水下可有石頭

筆

無石頭之憂

余時問水手們曰、有暗礁否、對曰、無、

余將還難人自起碇、余復顧示如左、

待吾方水手等來可也

代

惟待儞們水手等來可也

筆

貴儞遇難、進港在安處、待風順而歸送本國、唯收篷帆岸上、開船之日還之、

進港之後不許上岸、預領其意可也、

二當作六、初土人告官所曰、船上見十二人、況未詳、ス爲六、故誤認、

代

我們在船人十六名、于去年十一月連日大北風遇難、飄到此地、短少柴米水、現今北風當林、萬里程途、難以回國、總要等南風當林亦可回國、還求爾們本船拋在此地、不好安身、總要放在安船之處要緊、

我們遇風時許大愿在身、如若岸上有廟、即可上岸還愿燒香要緊、

午際官議相決、余們上異船、

筆

爲問爾們江南何州何縣人、十六人名姓要記之、

代

舵工王玉堂　蘇州府南通州人民

代駕彭耀會　同

水手高鳳群　同

趙斌　江南上海縣人民　　彭福堂　蘇州府南通州人民

俞鳳群　同　　徐聖林　同

張扣保　同　　陳扣保　同

吳貫廷　同　　盧有龍　同

卞錦堂　同　　陸利賓　同

高華廷　同　　曾老々　同

彭大乾　同

以上共十六名准

ヲ始、前々ヨリ日本エ渡來リシコト曾テ無之、拾九人乘組、去八月十八日上海ヨリ船ヲ出シ、同十月四日山東エ趣、大豆米ヲ積請、同廿日歸帆之處、於洋中逢逆風、帆柱ヲ折リ、本船上ハ廻リ破損シ、數日漂ノ處、同十一月十九日地方ニ吹付シカバ、早速番船警固、同廿五日同國安房村エ挽入ラレ、水薪糧米魚野菜、且ツ材木等追々被給賜、大帆柱ヲ造作シ、本船所々修理ヲ加エ、同十二月十七日役人附添被挽送ノ處、風波烈ク、挽舟散々ニナリ、所々ニ漂ヒ、當二月廿九日再ビ薩州山川ヨリ挽送ラレ、今日當港エ著船セシ旨申之ニ付、船住居被仰付、在津中、人數ニ應ジ糧米薪等被與、尚又洋中爲糧米、米十八俵被給與、三月廿九日出船歸唐ス、

〔送舶錄〕文政十年丁亥正月七日、江蘇元字壹伯六十八號蔣元利商船一隻、漂來本州浦戶港、（詳ニ別記）于時余（〇森本參郎ニ東三、）承筆談之命、夜踰鬱坂南走、寅剋到浦戶、到則諸官既臻、互相酌議、尋儒員箕浦才七、亦以筆談來會、先是難人寫字示土人、

江蘇元字壹伯六十八號蔣元利商船

本船于去年十一月十六日、江南放洋、往北貿易、遇逢西北風盛大、遇難飄到此地、

本船水手十六名、度日柴米水短少、

不知此地甚麼貴國

未知上邊可有廟否、如有廟、我們有大愿在上去燒香、此地本船不安、

明天安妥

筆

八日黎明投書

爾們十二名、于去年十一月放洋、偶被颶風狂奔、飄到此地、度日柴米水短少、如給付之、則速取水路而得返故國乎否、

楊阿三、年二十四歲、面末鬚、上海縣人、　倪萬周、年三十六歲、面末鬚、崇明縣人、

以上在船舵水通共十三人、

嘉慶十三年十月二十一日給○中略

十二月初一日以下春行擧庵與范庵周筆語

余曰、足下之主家所在、及姓名如何、船有幾隻、

范曰、我船板主郁聖蘭在崇明縣、船有十一隻、郁長發、郁長利、郁長順、郁長太、郁有茂、郁長興、郁長生、郁長增、郁長裕、郁祥順、郁合發、多自聖蘭之船戶、一船一名郁家者船多、自山東生利、又曰、長發七百七十二號、長興七百七十三號、長利七百七十四號、

余曰、足下開棹港名如何、　范曰、上洋名與松江、　余曰、往山東至何府、買何等物、　范曰、至萊州府、辨油荳猪肉等、併買花合桃醃等物、○中略

謹啓

邂逅數日、甚仰慕諸君之風采、未嘗傾刻忘于心、何喜如之、今僕歸于府城、然再會無期、各爲天涯之人、唯寄朝雲暮雨之想耳、玆出紙許多、致之案頭、眞薄物何足言、聊以表別意、若笑納之、亦以爲幸也、戶部春行頓首頓首、呈范君船寓下、切謂敝港春寒猶力、諸兄順時珍嗇、以副鄙意、

范曰、我船二月回家、吃求大人來一信可也、在船上立望、又曰、古年後新正來也不來、　余答曰、今僕當遠離、借毫代舌、書不盡言、別情不可言、他日相思、處逢夢裡、雖然僕若與護送兄等之事、可得而再會、亦未可知也、余將出乘小船、唐人等各起拜、遂揖別、

〔長崎志續編八〕文化六己巳年

一隅州屋久島漂著之唐船、去十二月薩州家臣大橋八十郎、當地ニ向ヒ護送ノ處、警固船ハ乘後レ、當三月十一日當港ヘ入津ス、依之唐人御役所ヘ被召被遂吟味之處、江南省大倉州船頭崔惠先

堪用、別飭船匠、一々折解、把前所申六件之物及合船板木、一同收結、以他船送去、現今船中沙水浸入、所有腐敗藥貨、令爾等審察、洋中放去、官命至意、爾等切宜體審感國恩、誠其所也、右告、

頃承尊命、將用貴地大船、送商等七十八人、並所取貨物一併載往、崎陽披讀之下、深感貴邦體恤遠商、仁施宇內、無以加于此矣、不但敬等感激卿恩、卽唐山財東亦蒙隆貺于無旣、至于腐敗貨物洋中放去、聽憑主裁可也、特此奉謝、伏祈照鑒、

安永九年六月　日　　難商沈敬瞻

〔江南商話〕戸部德進春行輯

文化五年戊辰冬十一月念七日、異國船一隻來繫于吾土佐國安藝郡奈良志津浦、吏速發小船就問其所從來、江南省蘇州府太倉州崇明縣商船、見放太風漂到于此云、因飛報以具告府下、卽時郡浦二司、晝夜往而指揮、以引入室戸港、訊其苦艱、給米水焉、春行受國相令、乃適應接之、而其徒頗鄙賤、不知文字、寫字多誤、殆不可句、反復探討、纔得其大意耳、今輯錄其應對之語、題曰江南商話、

十一月三十日、春行始乘唐船、

余曰、兄等在洋遭風飄到此地、其際艱苦、異可憐耳、雖然通船十三人、起居安穩、收入敝港、萬幸々々、

又曰、兄等姓名如何、今年幾許、何處人、爲僕示之、敢問、范廷周卽出江南所給印牌示之、

船戸郁長發　崇明縣人　　舵工范廷周、年五十八歲、面有鬚、崇明縣人

水手郁瑞芳、年二十七歲、面未鬚、崇明縣人、　揚三規、年二十九歲、面未鬚、上海縣人、

錢永林、年四十二歲、面未鬚、崇明縣人、　吳壽林、年三十歲、面未鬚、吳松縣人、

沈惠元、年二十六歲、面未鬚、崇明縣人、　黃正方、年三十七歲、面未鬚、崇明縣人、

陳桂元、年三十八歲、面未鬚、崇明縣人、　施友才、年五十七歲、面有鬚、崇明縣人、

秦錦方、年二十四歲、面未鬚、崇明縣人、　曹正寶、年二十一歲、面未鬚、崇明縣人、

之期難逃、此亦罕見之事、皆因命舛時乖所致、幸遇天眷得至貴邦、始蒙救命、既蒙給食、種々隆情、非紙筆可能盡述、此恩此德、再世不忘、今又悉既命有司便達崎音、感謝之至也、但商等久客他鄉、衆之人衆難流、仰懇速賜歸途、則感戴不止一人也、此覆、

安永九年五月

謹稟者、剋下本船水手等、協同貴地民夫、上船起貨、其甘草山歸來、俱在水中、現在其味已出、不堪收拾、同糞一樣甚臭、況包皮繩索、腐爛不堪、則思起上無益、望懇大頭目大人轉達王使、飭令不必起上、現有所撈者、哂收拾洗洒、速賜歸結、早送崎陽、則感不淺矣、

五月二十日　難商沈敬瞻具

頃接來諭、知悉政府俯准難商情詞、通達崎陽、使唐夥得悉便寄家音、特蒙馳傳、捧讀之下、深感厚恩、即家下聞知、亦沾雲誼、商乃傳同總管曉諭通船人衆、使彼等亦叩恩渥、今耑申謝、仰祈照察、此稟、

五月二十六日　難商沈敬瞻

顧寧遠

具呈、南京船主沈敬瞻、爲祈轉啓事、切、本船木料、今日蒙諭、別囑船匠折解、一同收結、以他船送去、故囑恩典、但折下之料、俱是柴坏無由之物、若以貴處破耗日工船費送至長崎、商等斷然不安、就論送到崎港登岸、夫費皆係難商應出之項、其數亦不少、若以累千重價而買此炊飯柴薪、普天之下、無此愚人、而況財東處難以剖白、乞爲原諒、以愚見論之、如貴國有法、不便陳留、莫妙于去去海中、爲上計、仰祈轉達王使、因准所求、則感不淺矣、

安永九年六月　日　船主沈敬瞻

總管林天從

官命奚到、爾唐商沈敬瞻等七十八人、並所起上諸貨、由國船二艘、一齊送崎矣、至于漂宕本船、損壞不

候ニ付、可仕樣無御座、右之段爲可奉訴、此度罷渡り申候、次ニ大清之儀、諸省共ニ彌靜謐之段、普陀山ニおゐて傳承申候、且又臺灣前之總兵姚氏、去年三月ニ廣東之提督ニ被致昇進、其代り新總兵歐陽氏在任ニ而御座候、去秋ハ臺灣表米穀豐熟いたし、諸民悅申儀ニ御座候、此外異說無御座候、

右之通、唐人共申候ニ付、書付差上申候、以上、

子二月八日

風說定役
唐通事目付
唐通事共

〔淸商筆語〕王使下到、特奉王命撫循、爾等唐商謹守國禁、勿敢致不法、

蒙王命撫循、有費台神、難商等感恩無旣、謹遵國法、惟命是從、

具呈、南京船主沈敬瞻爲祈轉啓事、切、難商于上年十一月間起身、不料中途遇颶、宕洋半載、幸蒙神庇、得至貴國、救命之恩、沒齒不忘、李商等離鄕半載、音信杳然、風傷之告、莫此爲甚、承諭、官命下始有歸期、倘程途遙遠、命下未卜歸期、難計未免遲延、切念長崎現有夥計船五艘、有館、懇祈大人先達長崎、俾夥計船知悉、回棹時、得有口信到家、以免父母懸念之苦、故時哀懇、如蒙俯准、則感戴不止、難商一人矣、

安永九年五月　日

南京船主沈敬瞻

特奉王命、告爾等敬瞻以下、去歲十一月舶發南京、遇海颶、漂宕殆半歲、幸到本邦地界、到長崎夥計船、未聞爾等消息、中心是悼、商等亦宜以無恙欲告知彼、官旣命有司、因使處置、且告速送致崎陽、爾得七十八人、悉知國家恤窮之意、乃安焉、

敬等特蒙王命撫恤、不勝感激、難商切念開海以來、遇颶之船、故屬不少、至予宕洋半載、業遇颶風、不測

右之趣九州筋國々、御料は御代官、私領は領主地頭ゟ可申渡候、

二月

右之通可被相觸候

〔長崎志續編八〕明和五戊子年○中略

一野母村、高濱村ハ、長崎港ニ程近キ場所ニテ、唐船通リ筋ナルヲ以テ、汐繋リ風波等ノ節ハ漂著ニ不相成、樺島村、川原村、茂木村等ハ長崎ニ隔ル故、此方ニ唐船卸碇ハ可為漂著段被議定之、

〔崎港商說三上〕臺灣船之唐人共申口

一私共船之儀ハ、福建之内臺灣ニ而仕出シ、唐人數三十七人乘組候而、去年九月十二日ニ彼地致出船、罷渡リ申候處ニ、洋中風不順ニ御座候而、數度乘リ戻リ、漸當正月十日ニ普陀山迄乘リ參リ、風體仕、同廿二日ニ普陀山ニ出帆仕罷渡リ候處ニ、當湊沖ニ而逆風ニ逢、直ニ乘入レ申儀難成、無是非同晦日ニ肥前之内椛島と申所江碇をおろし申候得ば、早速警固船被差出、稠敷御守挽船を以、今日御當地江御送リ屆ケ被成候、右椛島江漂著仕候ゟ外、日本之地他所江曾而船寄せ不申候、本船頭呉因生、脇船頭丘變觀、共ニ今度初而罷渡り申候、乘渡リ之船ハ、四年以前之三十八番船ニ而御座候、然バ兩船頭共ニ丁酉年三拾八番臺灣船、船頭劉元修と申者と、元商賣仲ケ間ニ而御座候處ニ、劉元修、戊戌年御當地ゟ信牌を領し、臺灣江罷歸り候節、洋中ニ而風波強ク、本船幷楫等を損じ、漸臺灣江乘り入申候處ニ、劉元修船中ゟ病氣差起り、今に全快不仕候故、船を仕出シ申儀難成、本船を私共方江引渡シ候ニ付、船修理幷船具等を仕替、去年七月彼地出帆之支度仕候處ニ、劉元修商賣仲ケ間杜京觀と申者、欲心を起し、劉元修所持いたし候信牌を盜取、他國江逃去リ、行衛相知レ不申候ニ付、數月差滯リ、渡海延引ニ罷成候、私共儀、信牌を所持不仕候而ハ、來朝仕筈ニ而無御座候得共、既ニ荷物積込申候故、渡海相止リ申候而ハ、本年空ク成

島長曰、日本伊豆國之附八丈島、孤島而萬品不足之地、米穀殊乏也、併價之際限有之者、凡搜求島中民家可送也、

當島與伊豆國離於陸地二百餘里也、本船自是長崎可有開船哉、宜可有裁斷也、

寶暦三年酉十二月　　八丈島役人

同月十一日、南船主上岸、

南京難商高山輝程劒南　爲泣訴苦衷哀懇救事、切山等係唐山南京人民、壬申十一月在唐合發本船、賚帶余德輝名信牌一張、往廣南置買沈香藥材白糖等貨、裝儀滿船、于癸酉年七月初八日由廣南開船、前往長崎貿易、因洋中風汛不順、七月二十八日無奈轉回唐山、暫泊普陀守風、直至十一月、于普陀開棹、復往長崎、不料運命多蹇、于十八日洋中狂風大颶、打斷正舵、折去大桅、巨浪沖天、船將沈沒、命在須臾、危險異常、慘傷極矣、無奈捨貨物八百餘包、庶得船輕浪浮、隨風漂流、痛哭之聲、晝夜不歇、狼狽苦狀、筆難盡述、今幸于十二月初十日漂至貴地、荷蒙島長仁慈垂憐救護、通船人衆得穎全命、今實再生之日、永感不朽矣、

寶暦三年十二月　日　　南京難商高山輝程劒南

〔天明集成絲綸錄四十五〕明和三戌年三月

從前々唐船漂著有之節は、其所之御料私領ゟ長崎表江引送、右漂著唐船、長崎江引送候迄之間、唐人粮米鹽味噌薪、其外諸入用引船賃等、長崎ゟ相渡來候由に候得共、破船難船に而荷物海失、或溺死等有之節は、重災難之事に付、於長崎表も爲手當、定之外商賣等も申付候事に付、船損荷物、海失有之程之難船破船等は取揚荷物に懸り候入用之分計、長崎奉行所ゟ請取之、其餘之諸入用は、其浦々所役に可致候、勿論右入用請取方相減候迚、麁略之取扱無之樣可被申付候、尤一ト通り之漂著船は、是迄之通、諸入用長崎奉行所に而吟味之上、相當に相渡に而可有之候、

清人漂流

服侍　王兆龍㊞
同　夏六㊞
總管　林開祿㊞
水手等

牧野備後守江

〔寶曆集成綠給錄二十七〕延享四卯年五月

御勘定奉行江

先達而被相伺候、岡田庄大夫御代官所、日向國細島湊江唐船漂著有之節、番船引船秋月佐渡守方より差出筈候得共、東北風之節は、佐渡守領分より渡海難成に付、右之節は延岡より番船引船等被差出候處、此度所替被仰付、内藤備後守領地に成候故、自今備後守方より番船引船人數等差出候儀是迄之手宛被致置候趣承合候樣、備後守江申渡候間、可被得其意候、

〔巡海錄〕寶曆癸酉年〇三　冬十二月、南京商船遭遇風難、飄到八丈島、島長發舟救渡、而舍房給糧、明年甲戌三月、具狀轉奏東都、聖朝宵旰之餘、懸恤遠人、於是議移送長崎、轉回唐山、八丈島豆州所理也、知尹山本公奉命督護送之事、余〇關君長假書記執楮墨之役、故敍其事云、

癸酉冬十二月十日、南京商舶飄至八丈島、乞紙筆書示曰、船是唐山要到長崎去、的在唐山十一月初八日開船、到十八日遇大風、失去舵桅、順風吹到此山、此地可有大鐵錨否、若有卽送下船、

島長曰、無、

船主高山輝程劍南曰、本船在洋日久、米水全無、懇祈貴地單給賜、則感不淺矣、

一水五倘　一米二十斤　一菜二百斤　一酒二桶　一大根菜二百斤　一魚五十斤

寶曆三年十二月　日　　廣南船主高山輝程劍南

〔視聽草四集十〕韃國へ漂流仕候奥州松前之者三人口書　松平石見守

松前若狭守領分奥州松前突蒔村金右衛門悴

一向宗　孫太郎 巳三十三歳

同宗　同人悴 安次郎 巳十八歳 ○中略

私共儀、韃國へ漂着仕候處、當巳二番唐船より送來候ニ付、踏繪被仰付、國元出船積荷物之品幷漂著之次第、韃國又ハ唐國逗留中之始末、委細有體可申上旨御吟味ニ御座候、○中略

漂流人連渡候唐人共吟味仕候口書

具供王局巳二番南京船主沈敬瞻等、切敬 船上護送貴國雄民三人、前來、茲傳令通船人衆喚至公衙、即蒙查詢緣由、俱謹領悉、今所護送之孫太郎等三人本係貴國松前人民、原船三人于乙卯年六月欲要駛船撈摘海帶、距于仝月十二日、傍晚時候、颶風暴發、折壞桅舵、隨風漂蕩、于仝月十九日漂到韃子國吉林屬下伊皮韃子洋面、衝壞船身、搶上瀨海岸上、停留三日、方始尋著人家房屋、該處人民救護、于丙辰年八月時令吉林起身、遞解到北京、乃于本年正月初三日押解到乍、即日示仰敬 等局商王履階、加意安置、留心撫養、令其回國等因、奉命之下、打點房屋、安排食劑、置備衣服被褥等、供給布置、即于仝月十五日在衙門、囑咐此番洋船、携帶雄民、送回貴國等因、是以將此三人携領下船、于二月初五日由乍開船、平安到港、而卸押解之責、其該人氏唐山居停之日、留心撫養、並不敢勸誘邪教等事、以上所供情由、委屬實情、爲此具供、

上

㊞

寛政九年二月　巳二番南京船主沈敬瞻㊞

財副　孟涵九㊞

はなれ、さま〳〵のなんぎ致候間、國元ゆかしく可存間、船のよそほひ出來ニ付、日本國送り屆候間、當月廿三日出船の心がけ致候樣との御事ニと申ニ付、三人共に平伏、通辭へ是まで不寄存御厚恩の程申つくし難く、ありがたき仕合と御禮申上候得ば、また通辭其旨申上候得ば、上役人衆何やら御申、ゑきりニ落淚にて御座候、其時通辭始メ一同みな落淚にて御座候故、何事か相分り不申所に、暫く過て通辭申候は、其方共は運つよく二度國江歸候所、相果候三人の水主共は、國元に妻子も可有之に、不便成次第也との仰のよし承り候と、三人共に大聲を立泣申候、不思不知大聲出し、面目も無御座候、是を存候へば、慈悲ふかき國かと存候、○中略一南京出船の日、唐人ゑる人の分は不殘酒さかな持參にて、四百人餘送りに相見へ申候、○中略五月廿日長崎江着仕候、以上、

三ケ取浦
水主　吉右衛門
　　　權　八
船頭　小平次

寶曆九年
　卯五月

右三人の者共、卯五月三年越に而長崎江歸國、郡御役所江被召出候、御吟味の上、船中餞別等不殘御改御取上ケ被成、○中略

一小平次船六人乘りの內、水主貳人は海中にて相果、一人は大ワン國にて相果、殘り船頭小平次、水主二人、以上三人無相違歸國仕り、此者共一生船乘候事難成旨、御役所ゟ急度被仰付候、

〔長崎志續編八〕明和五戊子年

一唐國或ハ外國ニ日本人漂流シ、入津ノ唐船ヨリ送來ル時、官所ヨリ咨文到來ストモ、以後返翰ハ不遣旨、館內諸船主ニ被命之、

同　釜石浦肝取　利兵衛四十二歳
同　同水主　長　助四十八歳
淨土宗大畑村炊　文　治廿七歳

私共儀、去午十一月國元出船、難風ニ遭、唐國福建省江漂流仕、當未十一番船ヨリ相送ラレ、十二月廿日、御當津江著船仕、翌廿一日御役所へ被召出、蹈繪、漂流之次第一通御吟味之上、揚り屋江被遣、猶又段々御吟味之節、委細申上趣如左、○下略

〔臺灣漂流記〕寶曆七年丑九月

稻垣攝津守樣領分、志摩國布施田浦船頭小平次船、難風ニ而臺灣國江吹流され、福州幷南京江送り被渡、寶曆九年卯閏七月志摩國江致歸國候口上一件之扣、

一志摩國布施田浦船頭六人乘、大坂荷物品々積入、九月上旬出船仕候而、伊勢海島浦太尾崎と申所迄乘込候處、十五日寅之刻計ゟ、大雨風吹落、何方とも不辨吹流され、○中略

一廿一日めに大灣國の城下をはなれ、夫より二十里海船に乘り、又至極難所なる山道にかゝり、五十日程は山の中計り通り申候、夫ゟ漸々里道江出、城下六ケ所罷通過候て此所ニ泊り候、○中略夫ゟ川々澤山御座候、又所々ニ城々多く御座候、廣原へ出候而、七八十日過、夫ゟ船にて福州の湊へ著仕る、寅正月ニ而、日ハ覺不申候、

一寅の正月上旬著仕る所々にて世話ニ預申候、此所ゟ格別ニ前々の國々とは違ひ、日本同樣に覺申候、宿々にても馳走至而太切ニ致呉申候、福州を罷去、十一月の末に南京へ參申候、二里三里ヅヽ參候故、道中殊の外隙取申候、八九十日相掛り申候、○中略

一三月十日、私共三人共に俄に御役所へ被召出候由にて、相さわぎ申候、十日の朝、役人方大勢相ならび、中段に居られ候人、通辭役江何やら沙汰付候得ば、則通辭私共へ向ひ、噺二三年以來國

一元祿元戊辰年六月十五日、八拾八番廣東出ノ唐船ヨリ薩摩之者拾人送來ル、此者共洋中ニテ大風ニ逢ヒ、廣東地方ニテ破船セシ處、官府ヨリ帝都ニ奏聞シ、勅許有テ日本ニ送屆ベシト被ㇾ申付、此度送來レリ、御吟味ノ上薩摩ニ被ㇾ相渡、此唐船歸帆ノ節、米三拾俵、薪水、肴野菜等ヲ與ヘラル、

高州船ヨリ薩摩之者送來事

一元祿五壬申年三月五日、拾番高州出ノ唐船ヨリ薩摩之者十一人送來ル、此者共、去々午十二月、洋中ニテ逆風ニ逢ヒ、廣東雷州府ニ漂著セシ處、官府ヨリ帝都ニ奏聞シ、勅許有テ日本ニ被ㇾ送屆ㇾ旨申付ラレ、去年七月、高州ヨリ出船セシニ、同八月、福州ノ海山ト云所ニテ大風ニ逢ヒ破損セシ故、船修復等ニ滯留シ、當年正月二日、海山ヨリ出船シ、寧波普陀山等ニ船ヲ寄、三月五日、當湊ニ著船セリ、御吟味ノ上薩摩ニ被ㇾ相渡、此唐船歸帆ノ節、粮米百俵與ヘラル、

〔長崎港草〕七 奥州南部人漂流日錄

寶曆元辛未十二月廿日、唐船ヨリ奥州南部ノ者六人送リ來ル、船頭鄭青雲黃福トモニ日本詞ヲ知ル者ナルニヨリ、通辨ノ爲差添ラレ、十一月六日ニ寧波ヨリ出船シ、十二月三日天草島ニ漂著シ、當日長崎港ニ入津セリ、厦門海防廳許氏之咨文一通、寧波府勤縣黃氏之咨文差添、返翰ヲ需ム、此旨江府ヘ言上アリ、關東ノ下知ヲウケ、鎭君菅沼下野守廻咨二通遣ハサレ、裄主信公與ニ米七十俵、鄭青雲ヘ三十俵、黃天榮ヘ二十俵、黃福ヘ三十俵相與ヘラレ、申四月七日歸帆ス、同四月十四日、南部ヨリ使者來リ、六人ノ者連歸ラレケル、○中略

南部大膳大夫領分奥州盛岡郡

禪宗　白濱村船頭　又五郎　未五十二歲

同　同所水主　伊七郎　未廿五歲

同　同　五兵衞　三十七歲

一打拂之剋出帆仕候得ば、先達而申達候通、打拂之義見合、尤少々は追懸ケ、長く追懸け申義は無用ニ可被致候、

以上

九月

松平出羽守　松平大隅守　松平丹後守　松平長門守　細川越中守

松平筑前守　小笠原遠江守　土井大炊頭　松平主殿頭　松平肥前守

松平周防守　亀井隱岐守　大村伊勢守　毛利讃岐守　五島大和守

歸化

〔長崎志五〕黃檗山唐僧歷任之略記

八世　悅峯董禪師　寶永四年繼席

貞享三丙寅年渡海

〔長崎志五〕唐僧開場　禪宗臨濟派

東明山興福寺　元和六庚申年建〇中略

七代　竺庵　享保八年渡來、在住十二年、同十九年、黃檗山第十三世繼席ト成ル、

國人漂流

〔長崎港草十七〕日本人異國漂流雜記

前段ニ記セシ伊勢ノ者送リ來リシヨリハ、廿餘年以前、寛文ノ初メ、長崎稻佐村ノ浦人二人、小舟ニ乘テ五島ヘ行ントテ、沖灘ニテ逆風ニ吹流サレ、大宛〇卽臺灣ニ漂ヒ著ヌ、折節長崎渡海ノ唐船ニ送ラレ歸リヌ、同ジク薩摩ノ船十餘人、廣東ノ雷州ニ、漂流シテ數月ノ後長崎渡海ノ唐船ニ送ラレ來リテ、本國ヘ歸リヌ、

〔增補華夷通商考三〕大寃(タイワン)、或臺灣、又二名アリ、東寧(トウネイ)、塔伽沙谷(タカサゴ)、島國也、

〔長崎志十二〕廣東船ヨリ薩摩之者送來事

樣に計らふべしとなり、但國人に害ありとも、船退かば可なりと關東の有司命せられし、小笠原家より重て申遣しけるは、鐵砲の間合、其命の儘にすべけれども、海上心のごとくならじ、只見合て放つべしと云々、淸船の所在は、洋中とて浪殊に荒くして漕寄にくし、四月十六日風止海靜なりしかば、長門肥前及び小倉の家人心を合せて、大船に兵具をして後に扣へ、小船一艘に、足輕二人、水主二人乘て、鐵砲各二挺、(二十匁筒三十匁筒)其間五六間計にして放つべきよし合して、百艘餘押寄せ、大小銃を放つ、玉數凡三千餘、淸船あわて騷ぎ、各先に船を出し退くに、人多く打れ、死傷數なく見へし、去る儘に、數艘の大船、一時に退散せり、此趣き急ぎ關東へ啓せしかば、松平民部少輔、松平肥前守、小笠原右近將監の三家へ奉書をなし下し給ひぬ、去月十六日、唐船追拂候義、達上聞候處、今度鐵砲打拂候致方宜被思召候、自今以後、漂流之節も、此通に打拂可申候、右之段渡邊外記より可申渡旨被仰出候得共、外記義、今度三領之內不罷在長崎へ相越候義は難成に付、當地に於て申渡候、

五月

私云、渡邊外記は淸船追拂に付、關東より三領へ下し給ふ御目付故なり、

彼淸船我國を伺ひ來るに非ず、兵亂を避て逃來り、海上にやすらふさまなり、其人みな勇氣なく見へしとぞ、

〔享保集成絲綸錄 三十五〕享保十一午年九月

一近年唐船漂流之沙汰無之候得共、打拂之義、彌以前々申達候通、別而無油斷可被相心得候、

一唐船漂流之刻、拔買筋之船に相見え申候へば打拂之儀、兼而申達候通可被心得候、併打拂候而も出帆不仕候へば、船具等に而も打損じ出帆難成義も難計候間、左樣之節は二三日も樣子見合、船を寄せ、彌船具等を損じ、出帆難成趣に候得ば、長崎に送り候樣可被仕候、

を以てふせぎ、番船近付候時は、石火矢を打かけ候事共有之由相聞え候、是によりて長崎奉行所へ被仰付、唐人共へ申渡候子細有之候間、自今以後は、番船等之事其沙汰有之、常に海邊を相守り、右のごとくの唐船等於有之は、其船を乘取り、其人を切捨候而、早速注進あるべく候、我國の船等、唐船に相近付候者於有之は、其人を搦取り、是亦早速注進あるべく候、難風に逢ひ候而漂著し候唐船の事においては、先例のごとく沙汰し候而、長崎江護送あるべく候者也、

五月

〔教令類纂初集百四〕當二月(○正德五年)已來、平戸領海上に、唐船共相見へ、夜に入候而は、磯近く乘入、破船之時は碇をも下し候間、其方役人共出合、事之子細相尋候に、長崎表歸帆之由を申に付て、如例番人等附置、順風に出帆仕らせ候事度々に及之由相聞へ、長崎奉行所において遂僉議候に、彼唐人共差出候書付に、不實之事共によりて、其船共送遣すべき由、其方役人共江申通候、已後は役人出合候を見候而は、早速に船を出し、猶又往來もとのごとくに候由、長崎表四月十三日之注進到來候、已に其日數も久敷、其體もあやしく、就中去年被仰付候旨も有之候上は、兼而其心得は可有之事に候、領分を相守り候迄にて、此等之船其往來に任せ置候事不可然候、其時宜に隨ひ、急度取計候樣ニ可被申付候、以上、

五月

松平肥前守殿　　老中連名

〔鹽尻三十五〕享保二丁酉、南京廣東の船八艘、長門豐前肥前等の海上に漂泊し、物伺がましき體なりしかば、所々より關東へ申せし、仰に依て大銃を以て驚かさしむ、(八月退散)又翌戊戌春より、異船數艘西海に浮留る、砲を放是を追ふに、暫く退て又集り泊る、小倉の小笠原家より啓して追船の事を請へり、二十匁筒、三十匁筒を以て、地方十七八間にて打せ、可然船打破り、人を殺すに至らざる

不法船處分

著セシメ、取締リ特ニ嚴重ニ成リ、少モ盈レ捨リ無之、依テ仲買共三十七人ヱ、外商賣元手トシテ、銀一貫五百目宛被下之、以來仲買ハ相止也、

〔被仰出留 九〕執政府奉旨下長崎奉行所題爲捕勦海寇特嚴邊禁事、凡海船通於我國貿易者、我使有司厚加存撫使毋累其貨賣、各遂其利、事無大小、歷有制度、毋敢濫冒、各處客商輻湊、定有其所、舟楫往來、定有其路、卽遇狂風被打飄到定路之外、各沿海州郡等、發役收保、轉危爲安、資給米糧薪水等護送長崎駐劄、各商亦遵我禁令恪守毋犯、得遂生意、已及百年矣、惟近年以來、奸商蠹害、爲弊不淺、射利影冒、肆意妄走、不由定路、出沒風浪、誘我商船、竊發私販、上岸登山、截伐竹木、至如網捕魚蝦、亦被劫奪、或揮兵杖、擊傷居民、或發大砲、震驚邊境、原沿海州郡等、體我懷柔之意、不敢抗禦、故縱而去之、遂使枝蔓滋蔓倍甚、意者百年以來、各處客商、往來絡繹、無不諳我國禁、況今大清號稱昇平、遐邇嚮風、豈有治化之民出外橫行剽掠、斷非其類也、聞之閩廣溫台事等海澳一帶、海賊盤據、嚴加捕勦、賊奔無處躲避、蓋其餘賊、乘隙走竄擾我邊境、日張兇勢、營爲巢穴、卽此題請旨下各道沿海等處、務要守備、見有賊船影響、奸商私販等狀、該各州郡發哨船捕勦、傳首都下、毋容少緩、專察賊情、毋使遁跡、一掃海邊、事靖爲期、特諭長崎奉行所、該依前件、使各舟楫往來、必由定路、勿妄走越境、但洋間風信難準、一蹈不測之路、或飄意外之地、輙依例速報爲憑言、爲自辨、要須各處客商人氏、通船弟兄等、遵依國禁、毋有背違、諭到明告知悉、

正德四年五月十一日　　大和守源朝臣〇老中久世重之

〔享保集成絲綸錄 三十五〕正德四午年五月廿一日

近年以來、長崎往來之唐船、私商賣之事、年々に相長じ、或は往來之乘筋かはり、或は海上に間切り居候て日數を送り、或は其數多く見え來候船ども其行方を知らず、就中猥りに陸に上り候て、水を取り木を伐り、漁船の捕候網魚、女童のひろひ候藻草等迄をも奪取り、居人相側し候時は、兵具

唐船香物

一唐船香物之儀者、口船奥船無差別、壹船九貫九百三匁五分八厘九毛宛、唐人荷物ニ而差出候を、壹船商賣高ニ相籠メ、商賣相遂、右之内、寺社禮物、新地藏鋪、宿町附町、乙名組頭、宿町筆者受用之分ハ、右向々江割渡、其外諏方社神納物、禮物、唐人屋鋪乙名組頭、唐通事、幷右兩所下役、積荷物立合乙名書記役受用之分ハ、會所銀ニ相加、銘々受用銀ニ相籠メ渡方仕申候、且又寺社七ヶ所禮物之儀者、元代に寄進同樣、其前年壹ヶ年之商賣出銀總平均之割増ヲ加ヘ、其年入津之船數ニ隨ヒ、商賣相濟候上、其時々相渡候樣、明和元年申年ゟ相極、宿町附町、乙名組頭、宿町筆者受用分ハ、二ノ帳ニ書載仕候通、前々ゟ之割ヲ以、元増共其船出帆後、向々江割渡申候、則拾艘分元代小譯、幷出銀小譯等、左之通御座候、

一香物元代銀九拾九貫三拾五匁八分九厘　拾艘分
　但壹艘九貫九百三匁五分八厘九毛

内

諏方社神納物

貳貫五百目
　但壹艘貳百五拾目宛、拾艘分、
　是者、會所本途銀ニ相加リ、諏方社受用銀之内ニ相籠メ渡方ニ相成申候、

〔長崎志續編八〕天明四甲辰年拾三艘入津

一唐船荷役荷渡等ノ節、日雇人足共、取扱方不宜、是迄藥種砂糖ノ類、夥鋪盈レ拾リ人足共拾ヒ取タル分、安永三午年ヨリ、仲買ヲ立ラレ、此者ドモ買取賣捌キ來ル處、取計ヒ方不宜、盈レ高次第ニ相増シ、唐國荷主難儀ノ趣唐人共申立ニ付、右盈レ代リトシテ、以來一船ヨリ砂糖七千五百斤宛差出サセ、新地表門之内エ二ノ門ヲ建、其外所々柵ヲ構ヘ、諸仕役之節、日雇人足エ看板ヲ

一修理寄進元代銀三拾三貫三百三十三匁　拾艘分

内

貳拾六貫六百六拾六匁四分

但壹ヶ寺六貫六百六拾六匁六分宛

興福寺　崇福寺　福濟寺　聖福寺

〆四ヶ寺

五貫目

壹貫六百六拾六匁六分

大德寺　悟眞寺

〆

元代合百四拾八貫三百三拾三匁　此高代リ物唐人江相渡

但壹艘拾四貫八百三拾三匁三分宛、拾艘分、

此出銀貳百六拾六貫九百九拾九匁四分

但出銀平均拾八割之積

内

貳拾貫貳百五拾目　受用分

東廬菴　崇雲菴　實授菴

但是者唐僧在菴之節者、書面之銀高受用ニ割渡候得共、當時唐僧在菴無之故、渡方相止、三ヶ所之分、元代拾壹貫貳百五拾目ニ掛リ候出銀拾八割之積ニ而、書面之高、會所本途銀へ相加リ申候、○中略

相渡候樣被仰渡、明和元申年ゟ右之通取計ヒ申候、然ル處寛政二戌年減商賣被仰出、同三亥年、船數三艘被相減、御定船數拾艘ニ被仰渡候、依之寄進之儀モ右ニ准シ、向後拾艘分元代出銀寺菴受用之小譯、則左之通ニ御座候、尤唐船出銀平均者、元積拾七割之處、文化十酉年、御省略ニ而拾六割之積相成、同十三子年ニ至リ、增賣荷物等相減、出銀割相進候見込ヲ以、拾八割之積リニ相立置申候、

一定寄進元代銀九拾五貫目　拾艘分

内

三拾壹貫貳百五拾目

但壹ヶ寺六貫貳百五拾目宛

興福寺　崇福寺　福濟寺　聖福寺　大德寺

〆五ヶ寺

六拾三貫七百五拾目

但壹ヶ所三貫七百五拾目宛

緣羅菴　資福菴　廣福菴　興德菴　悟眞寺　寶授菴　大悲菴　廣德菴　光明菴

祇樹林　永聖院　椿之門七神　東盧菴　松月院　紫雲菴　靈鷲菴　永福菴

〆拾七ヶ所

一增寄進元代銀貳拾貫目　拾艘分

但壹ヶ寺四貫目宛

興福寺　崇福寺　福濟寺　聖福寺　大德寺

〆五ヶ寺

但銅百斤に付捆賃貳分六厘三毛宛

貳百三拾七〆　右捆賃銀、前々は百斤に付五分宛に御座候處、入用多に付減方に相成候分、

〆總高

但右捆賃銀、人別渡方之小譯者、五の帳銅口銭之處に、委細書載仕申候、〇中略

朱書
減銅代り商賣、口船奥船無差別、一船拾七貫六百九拾貳〆三分七毛六兆、

是者年分船數拾五艘之處、出銅相劣候に付、船數貳艘被相減、年分拾三艘之商賣高に相成候に付、減銅貳拾万斤、代銀貳百三拾貫目分之荷物拾三艘に割合持渡、六割六歩増を加候、銀高之內、貳艘分諸定例差出、相殘元增共三百拾貫九百目餘、總俵物代り渡方之積、明和二酉年相極、商賣相遂候故、年分船數貳艘相減候得共、諸定例は拾五艘分差出候儀に付、諸向受用之儀茂、拾五艘受用仕來候處、明和四亥年、減銅代り商賣者仕間敷旨、唐人共申立、御斷申上候に付、諸向受用之殘茂、同年ゟ貳船分相減年分拾三艘之積り相成申候、勿論減銅商賣之儀茂、追而之儀者治定不仕候故、元積りに者、是迄之通相記置申候、

〔長崎會所五冊物 五〕唐船寄進

一唐船寄進之儀者、唐人ゟ差出候定、寄進元代九貫五百目、增寄進元代貳貫目、修理寄進元代三貫三百三拾三〆三分、都合拾四貫八百三拾三〆三分口船奥船無差別、壹船ゟ荷物差出、元代之分者代り物唐人ゟ相拂、出銀者向々寺菴ニ割渡申候、尤出銀平均之儀ハ、以前ハ商賣壹ヶ年總平均拾八割之積リニ而、右之內三割者諸償之積ヲ以會所に引落、殘拾五割之積ヲ以、年分船數ニ不拘、拾五艘分割渡來候得共、減銅代ノ商賣相止候後ハ、拾三艘ニ成、出銀平均之儀茂、壹ヶ年商賣總平均之割ヲ以、向々出銀割渡候樣被仰渡、尤其年出銀者、其年中者相極リ不申故、前年之商賣出銀平均之割ヲ以、年送リニ相用ヒ、船數之儀者、入津ニ隨ヒ船々商賣相遂候後、其船々出銀

貿易銀

主爾名ニテ被給之、

〔長崎志續編八〕寛政十一己未年三艘入津、外ニ番外船二艘、

一正月三日入津揖思漢、王鼎臣、船、於薩州難船ニ及ビ、荷物過半濡損シ、本船ニ難加趣、船主依歎訴、難船番外ト名ヅケテ、先年房州破船ノ例ニ准ジ、商賣ヲ可遂旨被命之、

一王氏十二家、雙方ヨリ一艘半込、番外船一艘宛、商賣銀高一船四百十一貫目之積リヲ以テ、當夏仕出シ可渡來旨、王氏船主沈敬瞻、十二家船主程赤城、劉雲臺等依願免許アリ、依之臨時厦門一次、牌一張宛被給之、此内王氏船ハ六月廿八日入津致シ、十二家船ハ當年中入津無之、

一唐船入津之儀、拾艘之定數、其年中ニ入津無之分ハ、乗捐ニ可成段、江府御下知有之ニ因テ、可命承知旨、九月廿七日在館諸船主江被命之、

〔唐方商賣荷物元拂等大意譯書付〕銅口錢

口船四貫三百五拾目、中奥船五貫三百七匁、奥船五貫九百拾六匁、

是者口船奥船買渡御定高銅に相掛、銅百斤に付四匁三分五厘宛、奥船御定高銅に隨ひ、唐人共荷物差出候を會所に而拂立、元代者銅捆賃并向々掛り合候役人共受用に相成、會所本途銀に相加、向々受用に相込渡方に相成申候、且又右に掛り候出銀茂、會所銀に相加り申候、則口船壹船、向々受用之小譯、左之通御座候、

一銀四貫三百五拾目、口船御定高銅拾万斤に掛り候銅口錢

此内

三貫八百五拾目　唐人屋鋪乙名組頭、唐通事、銅懸役人共、受用に相成候、

但此桁會所銀に相込、向々受用に相込渡方に相成申候、

貳百六拾三匁　買渡御定高銅拾万斤捆賃、捆方之者江相渡、

崎におゐて商賣をゆるされ候銀高の定數有之上は、唐人共其積りを相考へ候て、餘分多く積來らざる樣に可被申付候、廣南、暹邏、咬𠺕吧等の地方より來り候船共は、船の制も大きく、粗物多く積來り候へば、餘分の荷物は可有之事にて候、其餘分におゐては、俵物等の餘分も有之候時は、餘分の俵物を以て交易の事はゆるさるべく候、温州、船山、福州東京、東甯寨等の船共は、毎年渡來り候事とも聞えず候へば、此等の船共渡來らざる年に當りて、其船別の渡し物共相殘り候處をば、他所より渡來り候船共に割付候て、定法の外の商賣をも申付可然事に候へども、もし然るにおゐては、定法の銀高の積りよりは荷物ども多く載來り候事、相停む期は有べからず候、其上又今度改定められ候處の法例、年久しく行はれ候はゞ、後々に至ては、必らず此等の船共、毎年渡來るべき事に候、これらの所を思慮有之候て、いづれの道にも今度改定められ候法例におゐて、其妨あるまじき事を要務とせられ、其時に臨み御沙汰は有べき事に候、然れば今度改定められ候條條は毎事渡來の永式に候間、逐條僉議の上に、よろしく定め行はるべき者也、

正德五年正月十一日　連名右同

久松備後守殿

大岡備前守殿

〔長崎志續編八〕寛政五癸丑年拾艘入津、外ニ番外船二艘、

一錢氏十二家、雙方ヨリ番外船一艘宛仕立、壹船定高二百七十四貫目ニ三割五歩增ヲ加エ、日雇賃之外、諸定例不差出、代リ物ノ儀ハ、唐銀代リ銅渡シ後レノ內五萬八千斤宛買渡シ其餘ハ通例俵物諸色ヲ以テ割合請取、尙又商賣外元代二十貫目分ノ荷物持渡リ、五割增ヲ加エ、代リ物俵物諸色買渡リ、番越歸帆ノ儀願立ルニ付、當夏船限リ、雙方壹艘宛仕出シノ儀、願ノ通リ免許アリ、依之錢氏船主沈敬瞻、王開泰、十二家船主程榮春、費晴湖エ、臨時一次厦門信牌壹張宛、各船

厦門船貳艘　臺灣船四艘

以上六艘、凡一船商賣銀高三拾貫目ツヽ、

但し臺灣之物産、要用の物も見えず候へば、其船數壹艘を減じ候て他所の船數を增し、割合せ可ㇾ然事も候はゞ、よろしく議定あるべく候、

廣東船二艘

以上二艘、凡一船商賣銀高二百五拾貫目ツヽ、

温州船壹艘　舟山船壹艘　福州船壹艘　漳州船壹艘　東京船壹艘　東甫寨船壹艘

以上六艘、凡一船商賣銀高貳百貫目ツヽ、

但し此等の所より渡來り候船共、其物産要用の物も多からずして、他所より渡來り候船の內にて、或は其船數を增し、或は其所の船を定數の內へ加へ候て、此等の所の船共の內を停止し可ㇾ然事も候はゞ、宜ㇾ有議定候、

廣南船壹艘　暹邏船壹艘　咬𠺕吧船壹艘

以上三艘、凡一船商賣銀高三百貫目ツヽ、

但し暹邏船の事は、古來より二艘づゝ渡來り候例に候へども、其船の制も大きく、積載せ候荷物の數も多く候によりて、をのづから商賣銀高も相增し候へば、只今迄の例の如くにては、他所の船數減ずべき事に候を以て、其船數壹艘には定められ候、もし暹邏の物産、要用の物等有ㇾ之、其船數を減じ候ては不ㇾ可ㇾ然事も候においては、他所の船數を減じ候て、暹邏の船は、只今迄の例のごとくに割合せ候とも宜ㇾ有議定候、

右唐船の商賣銀高、すべて六千貫目の定めによりて、其地方の船數を定め、其船別の銀高を割合せ候凡例に候、唐船に積來り候荷物の事は、其年の物價によりて多少可ㇾ有ㇾ之は勿論に候へ共[illegible]

拾貫目ニ被仰付、右商賣外、口々引分荷物御止、何れも御定高内ニ相加、有餘賣名目御立、御恩加五割増被仰付、此外遣用賣元代六拾貫目、御恩加五割増ニ而、都合御定高四千百拾貫目ニ相極、一船元代二百七拾四貫目之商賣ニ御座候處、明和二酉年、出銅相劣候ニ付、減銅被仰出、船數二艘相減、拾三艘ニ相成、御定高三千五百拾貫目ニ相極、遣用賣之儀茂、是迄銀高之內、船數二艘分相減、商賣被仰付候、然處二艘分商賣相減候ニ付、唐人共相願、二艘分之御定高銅二拾万斤、代貳百三拾貫目分之荷物、年分拾三艘ニ割合、船々ゟ持渡、御恩加六割六分増を加、此内ニ而二艘分之諸定例差出、相殘元增共三百拾貫九百目餘、總俵物代ニ而商賣相遂候儀御極被仰付候處、明和五子年、代リ物差支茂有之間、當分減銅代商賣者仕間鋪旨、唐人共申立候ニ付、減銅代商賣は相止、船數拾三艘之御定御座候處、寬政二戌年、諸山出銅追年相減、廻銅不進ニ付、商賣方代ノ物差支候ニ付、唐阿蘭陀減商賣被仰出、翌三亥年、船數相減、以來拾艘之積リ可致渡來旨被仰渡、向後十艘御定高雜物替、寄進音物、銅口錢、日雇賃、八朔、有餘賣、遣用賣御極、一船二百七拾四貫目宛、船數十艘分元代二千七百四十貫目之商賣相成、口々大意左之通御座候、

但壹ヶ年御定數拾艘、不相揃入津後レ之分ハ、棄捐之積、寬政三亥年被仰渡候、

〔被仰出留〕十 唐船數幷船別商賣銀高割合定例

南京船七艘　寧波船五艘　普陀山船壹艘

以上十三艘、凡一船商賣銀高二百貫目ヅヽ、

但し普陀の產物は無之事に候、然れば普陀山出しの船をば停止し、他所の船數を增し候ともよろしく議定あるべし、もし他所より渡來り候船之內、其物產に要用之者有之に就て、或は其所の船數を增し、或は其所の船を定數の內に加へ候て可然事も候はゞ、南京寧波等の船數をも減じ、割合せ候とも、是又宜有議定候、

港舶互市の事はじまりしより此かた、外國人交易して得る所の銀をもて換ふる所の銅をば、大坂に住せし銅吹屋といふもの共十六人にて運送してけり、元祿十年、船數銀額を増され、代物替といふ事始り、明年戊寅にこゝの商人桔梗屋又八といふ者其事を承りて、運送の銅、銀額に足らざる所は、銀をもて其數に充つべしと御下されしに、運送の銅なほその數すくなかりしかば、十二年の己卯、桔梗屋運送の事をとゞめられ、大坂の銅吹屋幷に諸國の商人等、思ひ〳〵に運送すべきよし御下されしかど、七萬斤の外は、長崎に來り集らず、十四年辛巳に至て、銀座の輩に銅座の事を兼ねしめられ、諸國より産する銅を買得て、長崎に運送すべき事を仰下さる、されど又年々に銅の數たらずして、交易行はれず、外國の人、歸るべき期を過て年を越すには至りたるなり、

〔長崎會所五冊物 二〕唐船商賣方之大意

一唐船商賣之儀者、前々唐人共町宿仕、唐人相對ニ而商賣仕、三ヶ一口錢、幷小宿口錢銀等取立、地下配分被仰付候由、然處元祿元辰年、唐船數七十艘ニ御增、町宿御停止ニ相成、翌巳年、唐人屋舖御建御引移、同十一寅年、船數十艘御增、都合八拾艘、御定高八千貫目ニ被仰付、此增船拾艘御定高貳千貫目者、俵物諸色代リ被仰渡、此後代リ物替商賣等、其外餘賣茂被仰付、寶永五子年迄、右之形ニ而商賣相續候得共、銅俵物諸色等出高、年々相減候ニ付、追々增御定高幷代口物替商賣等茂被相止、正德五未年、御新例御改、唐船數三拾艘ニ御改、湊割被相極、信牌御渡、御定高六千貫目被仰出候、尤右外口船奥船常別ヲ以、有餘賣被爲御免、俵物諸色雜物替ニ被仰付、享保二酉年、猶又船數拾艘、御定高貳千貫目御增、都合御定高八千貫目ニ相成候處、同四亥年半減、新銀四千貫目之商賣高ニ被仰付、有餘賣高茂半減七百貫目程ニ相成候處、同十四酉年、右有餘賣被相止、雜物替名目ニ被仰付、同十八丑年、御新法仕方御改御定高寄進香物等茂打込、商賣被仰付、船數貳拾九艘ニ相極申候處、猶又元文元辰年、唐船數貳拾五艘ニ相成、同三午年、右商賣高外ニ口船奥船無差別、壹船雜用賣貳拾貫目、御恩加八割增被仰付、同五申年、船數貳拾艘相成、寬保三亥年、右高半減商賣被仰付、外ニ餘賣御恩加五割增ニ而、御定外荷物口々引分、御恩加五割增八割增九割增拾割增等之口々商賣被仰付候處、寬延二巳年、御仕法御改、唐船數拾五艘、御定高四千五

御勘定奉行江　　　　　　　　　　　　　　　　松平豊後守

去々申年、琉球江清國ゟ封王使渡來之節、持渡候藥種幷器材等、他國賣捌之儀、中山王願之趣被
申立候處、都而唐物之儀は、長崎表之外、他國江引受賣出候儀は是迄之通、以來共難相成事に候、
此度之儀は、右之段無勘辨引受候段、不束之事には候得共、被申立候趣、無餘儀事情にも相聞候
間、格別之儀を以、右雜費償之ため、金壹萬兩被下候間、右持越候藥種其外之品は、琉球江積戻候
樣可被致候、向後渡來之節は、被申立候通、藥種類は一切不持渡、堅く被申計、白糸紗綾に限り、
器財之儀は國用之外不持渡樣可被相心得候、且進貢船接貢船渡來之節も、藥種類は一切不持
渡樣可被致候、尤代り之品渡方之儀も被申立候得共、品により渡方不相成品も可有之候間、長
崎奉行江承合差支不相成樣可被取計候、右之通被相心得、委細之儀は御勘定奉行可被談候、
右之通相達候間、可被得其意候、

十二月

貿易定額

〔折たく柴の記下〕此年(正徳三年)の冬、前代(家宣)(徳川)の御遺志をつがれ、長崎の事御沙汰有べき由議定
有けり、(中略)これはむかし唐船の船數も交易の銀額も定らざりしに、貞享二年乙丑より、唐船交易の歳額銀六千貫目、阿蘭陀船の金額五萬兩にも定められ、元祿元年戊辰に至て、唐船の歳額七十隻に定めらる、然るに元祿八年乙亥、伏見屋四郎兵衛といふ者、願外に銀千貫目の交易をゆるされて、價銀千貫目にあたる程のものども、銅をもて買とらむ事を望み申す、其望所をゆるされき、是を世に代物替といふ事の始とす、明年丙子には、運上の金壹萬兩を進らすべければ、五千貫目の代物替をゆるされん事を請ふ、また望む所をゆるさる、これ運上といふ事のはじめ也、其明年丁丑に、長崎の商人高木彦右衛門といふもの、船額七十隻の外に十隻をまされ、銀額六千貫目の外に貳千貫目の代物替をゆるされて、運上の金貳萬餘兩を進らすべき由を望申ければ、ここにおいて伏見屋が代物替をば停められ、高木が請ふ所をゆるさる、一年をへだてゝ元祿十二乙卯、萩原近江守、林藤五郎等、長崎に下りて、長崎の會所にて、外國の船貫をらて、我國の商人に賣得し價銀を金子に換し所七萬兩、此外唐人阿蘭陀人の金銀、つかひ銀、落銀、間金銀、役料拆といふもの、共に總計金壹萬兩餘の外は、悉く皆公に收らるべき法を定む、これ地下配分金七萬兩といふ事のはじめ也、然るに初船額七十隻の外に十隻を增され、銀額六千貫目の外に二千貫目を增されしに當りて、交易の料に用ふべき銅の歳額八百九十萬二千斤に定まれり、むかし長崎にて

に付代銀八歩増之積、小人參は是迄之通賣渡候筈に候、
右之趣寄々可被相達候
五月

〔長崎會所五冊物 二〕唐船商賣方之大意

一唐方持渡町年寄獻上反物之儀者、會所調役町年寄年頭爲拜禮、毎春壹人宛江府參上仕候に付、右獻上之品、色緞子、紅縮綿、白縮綿、年々唐國江誂遣、持渡候上、町年寄願請に相成、元代五割増に而、商賣外に相立、代り物代銀者、拜禮入目銀を以會所江相納、右代銀之六歩通、俵物四歩通り、諸色を以て唐人に代り物相渡申候、然る處寛政二戌年、江府拜禮之儀、御用捨を以、隔年に出府仕、獻上物并御進物共、以來員數減方被仰渡候、尤右獻上反物、唐國江派遣候儀も隔年に相成申候、則元代仕分并獻上高等、左之通御座候、且又獻上殘之分者、拜禮相濟、歸著之上、會所に差返、商賣之節入札仕、拂代銀取立申候、

但右獻上反物之外、御役人方御進物之儀者、定式大飛紗綾差上來候儀に付、足赤金商賣内持渡之船々、商人拂直段を以、毎年右紗綾九拾反宛、町年寄引請に相成、御進物殘有之分者、會所に差返相成申候、

一右之外、足赤金増持渡候儀者、文化十酉年御省略之節、増賣一船、元代九拾六貫目に被相定候處、同十三子年、に至り、近來諸荷物相嵩、相場及下落候趣、商人共歎出候ニ付、右増賣之内、唐金銀外賣一船三拾六貫目者、是迄之通被居置、殘六拾貫目之外賣者、以來被差止候旨被仰渡候處、左候而者、唐商共必至と差支難澁之由再應依願、右商法組替として、當分一船より足赤金量目三貫六百目餘宛増持渡被爲成御免、代り物諸色銀札を以相渡候樣、文化十三子年被仰渡候、○下略

〔天保集成絲綸錄 百五〕享和二戌年十二月、

會所闔朱多分相嵩候に付、當分持渡方差留置申候、然る處別而近來賣捌方相減、朱座取續方及難澁候趣に而、座方賣出直段引下げ方之儀、於江府御調有之、是迄會所江相納候割增之儀茂相減、以來三割五步增に而渡方仕候樣御懸合有之候段、寬政八辰年、中川飛驒守樣御在勤之節被仰渡候、尤見合として、近來持渡高平均之積りを以、左之通相立置申候、

一光明朱千三百貳拾一斤三合程
元代銀拾八貫七百九拾六匁程
　但元買直段平均拾四匁貳分貳厘餘之積り
出銀六貫五百七拾八匁程
　但是者元代拾八貫七百九十六匁に相掛り候三割五步增之分〇中略

一唐方伽羅持渡之儀者、一ヶ年持渡高相定不申、寶曆十三午年迄者、伽羅雙替四雙ゟ拾三雙迄之伽羅者、商賣外に而無割增、總銅代り御分け木之分者、俵物諸色代りを以御買留に相成居候處、同十三未年ゟ八九雙以下之伽羅持渡候分者、商買內御買留、八九雙より拾貳雙迄之伽羅は、商賣外に而御闔木に相成候に付、五步銅五步俵物諸色代り被仰付、拾貳艘以上之伽羅持渡候はば、御用に相成、總銅代り之積り相極申候、尤錢氏之儀者、總銅代り、十二家之義者、元代五割增を加、俵物諸色渡方仕候、然る處近來者、下品之伽羅のみ持渡多分有之候に付、無割增商賣內御買留に相成申候、

〔天明集成絲綸錄〕四十五　寶曆十四申年五月

　大目付江

座賣唐人參之儀、唐國に而も拂底之由申立、長崎に而買上候元直段、次第に高直に相成、前に競候而者、上中人參共、長崎に而價多相懸候、依之右價だけ、上人參半兩に付代銀七匁五分、中人參半兩

長崎分割符白糸出銀百拾三貫五百五拾五匁三分程

但是者長崎分六拾九丸九合、此斤數三千四百九拾五斤、拂代之內、元代幷銅價差引候殘出銀之分、長崎宿老定用に相成候分、會所江相納、長崎宿老諸入同銀等者、別段會所銀ゟ出方相成、宿老共江相渡候儀に御座候、

〆五百三拾三貫百七拾八匁九分程

但此高五ヶ所宿老ゟ會所江相納、本途銀に相加り、元代者唐船商賣高に込メ、代物渡方に相成申候、

殘貳百六拾四貫九百六拾貳匁貳分程

此高宿老共江被下置候分○中略、

一唐方人參持渡之儀者、一ヶ年御定高百三拾斤程之積、諸船主共ゟ御請仕、追々持渡、代り物之儀者、寶曆十三未年被仰渡之通、銅四步通、俵物諸色渡方之積りに御座候處、明和元申年、人參多分持渡相當候に付、代り物繰合差支候間、商賣內に買上、勿論商賣外之分者、元代に貳拾割增を以、八步俵物、貳步諸色代り被仰渡候得共、持渡無數、安永三午年、同四未年持渡者、前書之通、代り物相渡、同九子年房州漂著唐船持渡之節者、拾割增に而、通例之割合六步俵物、四步諸色相渡、天明二寅年持渡者、元代に四割增を以割下げ、干鮑遣用紙粮米諸色等にて代り物相渡、文化四卯年持渡候節茂、元代に三割五步增に而、六步俵物、四步諸色を以買渡、全體右品於唐國茂當時拂底之品に而、元買難引合由に而、近來時々持渡不申候、○中略

一朱座買請朱之儀者、一ヶ年持渡御定高相定不申、年分船數拾艘持渡次第品合に准じ、座人共直組相定、元代に六割增に而座渡被仰付、朱渡方者、荷渡之節、朱座江相渡候上、朱會所江預ヶ置、代銀相納次第、預り朱相渡候儀に御座候處、近來朱持渡方相增、其上賣捌方薄く、朱座買請相減、旁

〔唐方商賣荷物元拂等大意譯書付〕唐方商賣内諸除荷物幷出銀割相極候荷物譯書、

一唐船商賣内、白絲持渡方之儀者、一ヶ年御定高壹万千六百五拾斤、壹丸五拾斤入之積りニ而、貳百三拾三丸御極高ニ有之、右之内江戸四拾六丸六合、京四拾六丸六合、大坂貳拾三丸三合、堺四拾六丸六合、長崎六拾九丸九合之御極ニ而、五ヶ所宿老共割符糸として被下置候品、直組相濟次第、五ヶ所渡被仰付、於同所糸上中下撰分、荷造商人入札拂仕、代銀者、荷渡當日ゟ五十日限五ヶ所江取立、右糸之代銅償、幷長崎分割符高六拾九丸九合三分ニ掛候出銀、五ヶ所宿老共ゟ長崎會所江相納、相殘四ヶ所ゟ出銀は、四ヶ所宿老共定用糸口錢者、五ヶ所宿老共ゟ會所江相納申候、且又右御定高之糸持渡不足之年者、其分代銀、前五ヶ年白糸持渡有之年々出銀平均積りを以、糸代り銀に而被下置候儀に御座候、將又右御定高ゟ餘計糸持渡候節者、其分者御會所諸荷物同樣入札拂相成申候、別一ヶ年御定高代銀仕譯左之通御座候、

一白絲御定高一万千六百五十斤、但貳百三拾三丸、

　拂代銀七百九拾八貫百四拾一匁一分程

　　但年々白糸持渡平均一斤に付六拾八匁五分九毛程之積

　内

元代銀三百貳拾七貫八百三拾壹匁程

　但年々白糸元代銀平均壹斤に付貳拾八匁壹分四厘程之積

銅償銀九拾壹貫七百九拾貳匁六分程

　但是者唐船壹艘御定高銅八万八千斤、唐人買渡直段百斤に付百拾五匁宛、此代銀百壹貫貳百目、大坂御買入直段百斤百五拾目宛、此代銀百三拾二貫目、差引三拾貫八百目償相立、御定高百拾貫目に而、割符貳割八分償、右元代銀高に相懸候分五ヶ所割符方ゟ取立候分、

品取上、本人は不及申、其所之役人名前等聞糺申立候樣、御普請役會所役人江申渡相廻候間、若右體之者入來候ば、其所に留置、御料者御代官、私領者領主地頭江可訴出候、隱置外ゟ相知候はゞ、可爲越度候、

一浦方有之國々者、領主ゟ串海鼠串貝之類、獻上致來候分も、獻上幷御殘之外、餘分仕込不致、長崎會所役人江賣渡候樣可致候、万石以下私領之分も、浦方有之分者、煎海鼠、干鮑之類、獵業相增候儀、專一ニ可致候、且又御料所之儀、是迄運上相納來候浦々者格別、稼方始候新浦々之分は、當分運上之不及沙汰候、尤鱶鰭之儀も、先達而相觸候通、稼方可致出精候、

右之趣浦方有之國々、御料者御代官、私領者領主、地頭ゟ可被相觸候、

二月

右之通可被相觸候

〔天保集成絲綸錄百五〕天保二卯年二月

大目付江

長崎におゐて唐船江相渡候、煎海鼠、干鮑、鱶鰭之儀、天明五巳年相觸候通、長崎會所直買入に相成候以來、爲出增國々之內、追々請負之者取極、右請負人方江買集メ、長崎會所江爲差出候場所も有之候處、近來諸國共出方相滯り、且又請負人共方江は不差出、外々江相對密賣致候稼人も有之趣相聞、不埒之事候、以來出方相增候樣精出し相稼、密賣等堅致間敷、若し右體密賣いたし候もの於有之は、吟味之上急度可申付候、

右之趣浦方有之國々、御料は御代官、私領は領主地頭より可被相觸候、

二月

右之通可被相觸候

右之趣、浦方有之國々、御料者御代官、私領は領主地頭ゟ可相觸之候、

三月

右之通可被相觸候

〔天明集成絲綸錄四十五〕明和二酉年七月

於長崎唐船江相渡候鱶鰭之儀、從前之諸國浦々に而相稼、長崎俵物請取之者買取來候由に候得ども、是迄鱶鰭不仕馴浦々者、鱶獵仕馴候近浦々聞合、出方相增候樣、無由斷可相稼候、尤長崎俵物請負人共手先之者於國々申談可買取候間、直段等者浦方之相對次第たるべく候、尤御料所に而是迄運上相納來候浦之儀者格別、此度鱶獵新規稼方はじめ候浦々之分は、當分運上之沙汰に不及候間、鱶獵有之樣可致候、且先達而も相觸候、煎海鼠干鮑段々出方相增候得共、是又隨分致出精、彌相增候儀、專一可致候、

右之趣浦方有之國々、御料は御代官、私領は領主、地頭ゟ可相觸候、

七月

〔天明集成絲綸錄四十五〕天明五巳年二月

於長崎唐船江相渡候煎海鼠干鮑之儀、諸國浦々に而相稼、長崎俵物請取方之者、買取來候處、出方相增候ため、右俵物請負人手先之者、於國々申談可買請段、寶曆十四申年、明和二酉年、安永七戌年相觸候處、此度長崎俵物請負之者、買請之儀相止、煎海鼠、干鮑、鱶鰭、昆布共、長崎會所直買入に申付候間、其旨相心得、彌出增有之樣、無油斷可相稼候、勿論買入方之儀者、是迄請負人共、買取候直段積を以國々浦々江長崎會所役人仕入金持越、相對之上卽銀拂に買入筈に候、右に付御普請役に會所役人差添、浦々相廻候間、其旨可相心得候、且又外商人之體に而、浦々湊々江商賣物持越、又々浦方之者相對に而煎海鼠干鮑等密賣いたし候ものも有之趣相聞候間、以來右體之儀於有之は、其

水野若狹守樣

會所調役江
年番町年寄
錢氏十二家
諸船主

諸山廻銅、追年相減候ニ付、新山者勿論、稼來候銅山、格別出銅進候樣申付事候得共、差當リ廻銅不進ニ付、商賣方代リ物等之儀ニ付、去秋申渡候趣相心得可遂商賣候、然ル處右廻銅之儀、彌以不進ニ付、是迄唐船定數拾三艘之處、向後三艘相減候間、年々拾艘宛、錢氏拾二家申合無遲滯可令渡來候、尤渡來之旬季、船割等可申立置候、右船數減之義申渡候趣、歸唐之上兩荷主江申聞、追而受書可差出候、右之趣在館諸船主江申渡候間、得其意、向々江可申渡候、

亥 四月十八日

〔天明集成絲綸錄 四十五〕寶暦十四申年三月

於長崎唐船江相渡候煎海鼠干鮑之儀、從前之諸國、浦々に而相稼、長崎俵物請取之者買取來候由に候得共、是迄生海鼠鮑之漁獵不仕馴浦方も有之、又者唐人向之煎海鼠干鮑に仕立方を不存、等閑に打過候浦々も有之由相聞候段、前々稼來候浦方は不及申、是迄漁獵幷仕立方等不致馴浦々者、仕立馴候近浦等聞合、專出方相增候樣無油斷可相稼候、尤長崎俵物請負人共手先之者、於國々申談可買取候間、直段等は浦方之相對次第たるべく候、御料所浦々、是迄運上相納來候浦々儀は格別、此度煎海鼠干鮑之類、稼方始候新浦之分者、當分運上之不及沙汰候間、獵業相增候儀を、專一に可致候、

一浦方有之國々、其領主々々により、串海鼠串貝之類致獻上候分も、獻上幷御殘之外、餘分之仕込不致、長崎廻し請負之者江賣渡候樣に可被申付候、万石以下私領之分も、浦方有之分は右に可准候、

貿易品

右票給厦門船主周元信

享保肆年肆月貳拾貳日

譯司　［　］　限到　日繳

〔長崎志十一〕享保四己亥年三十七艘入津（外ニ三艘積戻○中略）

一五月林元祿信牌ヲ唐國ニテ奪取レシ由、無牌ニテ入津ス、仍テ其牌ニテ入船之者有之節ハ可被遂御僉議旨ニテ積戻被仰付候處、同十二月、林采若右之牌ニテ入津セシ故御取上有テ、又林元祿ハ他舟ニテ便乞渡海シ、雙方ノ申口被遂御僉議之處、林采若奪ヒ取リシ事分明ナル故、積戻被仰付、林元祿ニハ追而信牌相與ラル、

○按ズルニ、清商ニ信牌ヲ與フル事ハ正德五年ニ始ル事ハ、前條貿易起源沿革ノ下ニ詳カナリ、

〔享保集成絲綸錄三十五〕元文元辰年六月

御勘定奉行

近年長崎銅商賣滯申候付而、唐船在留之日數多致逗留候之段如何に候間、唐船數四艘被減、貳拾五艘に相極、在留之日數はすくなく、歸帆不滯樣に申付可然候、依之運上金御定之員數上納候に不及候間、出銀之內、先地下致配分、相殘る分を上納候樣に可仕候、唐人共にも右舟數暫く被減候段可被申聞候、尤右之通、當分之義に候間、可被存其趣候、右之趣長崎奉行へ申渡候間、可被得其意候、

六月

〔長崎銅買渡記錄〕寬政三亥年

舗ゟ諸人共ニ申候、將亦温州之遊擊之官藍碧食、當五月ニ賊船一艘捕ヘ被申候ニ付、今程ハ海賊之沙汰モ無御座候、

一向後日本渡海之船、幅壹丈八尺ニ限リ可申由浙閩之總督ゟ下知之由、寧波ニ而風聞仕候、且亦去年廣東之官所ゟ、銅を買爲可申東京江人ヲ遣候處ニ、漸銅六百箱程買調、同七月ニ致運送候、扨又於北京先年東宮を被廢候以後、于今立太子之沙汰茂無御座候、西韃之内葛爾丹朝廷江叛候ハ、去年爲征伐官軍ヲ被差向候處ニ、早速致平伏、靜謐之由ニ御座候、於南京ハ去年三月新撫院吳氏交代有之、於浙江ハ當年三月、新撫院朱氏被致交代候、尤前任之撫院徐元夢ハ於北京都察院之官ニ轉任被致候由承申候、右之趣共可申上候ゟ外、徐ニ異說無御座候、

右之通唐人共申候付、書付差上申候、以上、

酉八月十七日

風說定役

唐通事目付

唐通事共

〔長崎港草五〕唐船商賣路

信牌ハ、唐通事彭城素軒ニ命ジテ作ラシメラル、

長崎譯司[illegible]特奉鎭臺憲命、爲擇商給牌貿易事、竊淸法紀事、照得爾唐船通商本國者、歷有年所、絡繹不絕、但其來人混雜無稽、以致奸商故違禁例、今特限定各港船額、本年來販船隻內、該廈門港門貳艘、每船所帶貨物限定沽價約貳萬貳千兩、以通生理、所諭條欵取具船主周元信親供甘結在案、今合行給照、即與信牌壹張以爲凭據、進港之日驗明牌票、繳訖即收船隻、其無凭者、即刻遣回、爾等唐商、務必愈加謹飭、儻有違犯條欵者、再不給牌票、按例究治、決不輕貸、各宜愼之、須至牌者、

信　　　長崎通商照票

牌

部江取納メ置候を、南京之布政司江差渡候由御座候、於寧波ハ布政司ゟ關部江四拾貳枚差渡シ候を、商人共船用意相仕廻次第、罷出請取申筈ニ御座候、

一當春御當地ゟ致歸帆候七艘之船、四月中旬ニ段々歸著仕候、其內四艘ハ上海江參、三艘ハ寧波江乘入申候、此船共逆風之節ニ而、本國江乘歸候儀難叶、右之通之儀ニ御座候、然處ニ御當地ゟ破船劉汝謙一船之者共、船々江便乞罷歸候付、當時海賊吟味之最中ニ而、船々人數之通有之、船切手符合不仕候故ニ、知縣方ニ而遂吟味候得共、其段ハ申譯ケ相立、別儀無御座候間、無程七艘幷新加拾艘共ニ追々來朝可仕と奉存候、

一朝廷ゟ勅命ニ而當四月十五日、諸省江制札を取掛候ハ、外國之諸所江向後商船往來可令停止候、但日本國計は制之外ニ而御座候、但此段ハ先年南京之撫院ニ而有之候張伯行と申仁、只今ハ於北京總漕之官ニ昇進被致、天下之軍糧を司ル重職ニ而御座候上、事之外之寵臣ニ而御座候處、去年海邊之所々計、米穀高直之儀を勅問有之候節、外國江諸商人糧米を多積渡候ニ付、段段高直之由被致奏聞候、依之浙閩之總督覺羅滿爲朝覲去年ゟ北京江罷越、折節居合被申候ニ付、覺羅滿江直ニ勅諚有之候は、外國江商賣ニ參候船を可令制禁之由ニ御座候、尤當四月ニ勅命ニ而覺羅滿北京ゟ被致歸國、直ニ海邊之諸省を被致巡行候、其宜旨之趣ハ、中國之人民トシテ、諸異國江商賣に再渡、却而其所ニ致流落候は、不便之事候、依之經營に不勘して、其內ニ海賊をも仕ル者有之候哉と之睿慮ニ而、向後ハ外國ゟ歸來リ候人民有之候ハヾ、其所江留置可經奏聞候、其上ニ而渡世之經營を可被施行候、勿論外國之人貢禮之爲ニ來候歟、又ハ商賣ニ令渡海候儀ハ、以前之通ニ往來可爲致候、且又只今まで外國へ往來いたし候水夫等も、俄ニ渡世を失ひ可申候ニ付、其者共ハ御所ニ軍卒之內ニ可召加置由ニ御座候、然ル所ニ當七月三日ニ、覺羅滿福州之府中ニ出火有之候、然共覺羅滿海邊巡行之留守ニ出候火災ニ付、其罪ハ懸リ申間

奏有之候得共、事重而不叶眷慮、其後右之勅裁ニも無之候故、去年十二月ニ浙江之撫院徐元夢より重而此儀を被相伺候、其奏狀、當正月十九日睿覽之上、二月十一日ニ戶部尙書趙申喬江重而議奏仕候趣ニとの勅諚を奉畏、議奏仕候、由來交易之道、互ニ印符を以致證據候事、商人常之事に而御座候處ニ、浙江之撫院徐元夢奏狀之趣ニより候得共、古來ゟ海外之通商往來滯儀無之處ニ、長崎之通事ゟ胡雲客等信牌を受來り、國典ニ碍る事を以經奏聞候得共、長崎之通事ゟ信牌を與へ候と申は、買賣之便、商人江印符之票照を取替シ候迄ニ而、少も國典ニ懸り候大儀ニ而ハ無御座候由及議奏候ニ付、朝廷此儀相叶眷慮、則戶部江勅命有之候ハ、日本之票照ニ返事印符有之候を、商人等江返し與へ、以前之通長崎江令往來商賣仕儀を差許候、但票照有之者ハ可令往來候得共、票照無之者ハ荷物空ク難遂商賣可為難儀之間、胡雲客等と莊運卿等と令和議、船數幷荷物之高、共ニ於長崎相定候、差圖之通ニ隨ひ、或ハ隔年ニ令渡海候歟、又は荷物を催合候得而致商賣候歟、先後共ニ宜ク相計、互ニ仇讐を不結して、均ク長崎之票照をも融通し、各誠意を以可令商議候、胡雲客と云、莊運卿と云、甚以朝廷之國課を辨ジ、財用を通ズル事ニ有之候得共、彼是之無差別一視同仁之恩化を施さるゝ事により、此旨を以浙江之關部江明らかに示し、日本之票照を不殘返し與へ可申候、依之撫院ゟ差送候胡雲客票照をも返被下候間、浙江南京之總督撫院ゟ下知を傳へ、布政司江取納置候票照不殘關部江相渡、商人共江曉示して、一同令相談、長崎往來可為致旨寬大なる詔命を奉て、戶部ゟ海邊之總督撫院江仰合候間、諸商人票照を請取候はゞ、早速其段可相屆由ニ而、趙申喬ゟ之部文、當五月十四日浙江南京之撫院江到來仕候故、布政司ゟ信牌を關部江被相渡、諸商人江は關部ゟ相觸候ニ付、四拾貳艘ノ船頭共承之、相集船を仕出申用意仕候間、追々來朝可仕候、尤四拾貳人之船頭之內ニ、死失五人御座候、其內胡雲客も、當五月本國杭州ニ而病死仕候、但信牌四拾三枚之內、何定扶信牌ハ上海之關

一當表在館之船主共、唐國之取沙汰ヲ聞、此後信牌ヲ領スル事、如何可有哉ト疑念マチ〳〵ナリシ處、郭亨統ト云船主一人、當御役所ニ直訴書ヲ差出シ、諸船主信牌ヲ領シ難キニ於テハ、我等一人ニ何十枚ニテモ與ヘ給ルベシ、我等手前ヨリ何艘ニテモ船ヲ仕立令渡海、萬一於唐國此事咎ヲ請ケ、一命ヲ終ルトモ時運ト存、毛頭遺念無之旨、一心ヲ定テ訴ヘ出シカバ、諸船主共承リ居ケ、此義氣ニ勵マサレ、皆々信牌ヲ領受スル事ト成リ、

〔崎港商說一上〕三番廣東船之唐人共申口

一私共船之儀ハ、廣東城下ニ而仕出シ、唐人數四拾七人乘組候而、當五月(享保二〇年)廿八日、彼地致出船、爲商賣寧波江志申、七月十五日普陀山江船を寄せ、其後寧波ニ乘リ入申候、但本船頭李亦賢儀は、去々年御當地ゟ信牌を領シ致歸唐候廣東船頭李韜士煬ニ而御座候、然ば李韜士領シ候信牌幷寧波南京四十貳艘之船々之信牌、浙江之官所江取納有之候處、今度朝廷ゟ元之ごとく商人江差返シ、長崎江致往來商賣仕候儀勅許有之由、寧波之關部ゟ被相觸、當七月十三日ニ李韜士關部江罷出、信牌を請取置候由申候、然處幸私船參合候ニ付、李韜士ハ彼表用事有之候間、私共爲名代御當地江參候樣ニと申聞、則李韜士ゟ信牌を讓受、當月朔日彼地致出帆、尤日本之地何國江も船寄を不申、直ニ今日入津仕候、本船頭李亦賢儀ハ、四年以前拾五番船ゟ客仕罷渡申候、脇船頭許端證事も、同船ゟ筆者役仕參申候、乘渡リ之船ハ初而渡海仕候、

一今度朝廷ゟ之勅命ニ而、信牌を返シ被與候旨趣ハ、去ル未年於寧波、莊運卿謝時運劉以玖等依讒訴、寧波南京ゟ隔年ニ御當地江往來仕害之船々四拾貳艘之信牌、幷李韜士信牌共ニ布政司江取納メ置、於南京浙江總督撫院ゟ段々遂僉議、其後朝廷江致奏聞候節、南京船頭胡雲客信牌一枚相添、北京江被差送候、依之朝廷ゟ戸部尙書之官趙申喬江致議奏候樣にと依勅命、則戸部之議奏之上、重而九卿詹事科道等之諸官致會議候樣ニとの勅諚有之候ニ付、右之諸官ゟも議

卯十月
外番所

此かこひ之內江、番人幷小使之外、用事無之者堅出入仕間敷候、若猥に入候者有之においては、急度曲事可申付者也、

（唐船藏地開基之覺）一元祿十一戊寅年、近藤備中守樣、丹羽遠江守樣、諏方下總守樣、三御奉行之節、四月ニ火事出來仕、唐人荷物藏過半類燒仕候、依之古來ゟ之唐荷物借藏主、糀島町、大黑町、浦五島町、江戶町、都合藏主中三拾九人申合セ、梅ヶ崎幷本籠町裏兩所之內、藏地一圍之場所御願申上候處、同八月七日、備中守樣、下總守樣、右御兩所御巡見之上、唯今之處五拾五間ニ七拾間、三千八百五拾坪、幷表門橋前拾間方、此坪數百坪、表門橋掛渡候付、西濱町町筋拾五間ニ幅七間貳尺築立、此坪數百八坪餘、南門橋前四間ニ拾間貳尺、此坪數四拾三坪貳合、南橋掛渡候付、唐人屋鋪波戶場際ニ四間ニ拾八間貳尺築立、此坪數七拾貳坪七合餘、〆四千百七拾三坪九合餘、於本籠町裏首尾能被爲仰付、此所ニ藏七拾五戶前相立可申旨御申渡被遊候、依之早速御禮相勤候御事、〇中略

右之通ニ而御座候、以上、

寛延貳巳年正月

新地藏頭人 馬場茂左衛門印
同 和泉七右衛門印
同 高木與次兵衛印

信牌

（長崎志十一）享保元丙申年七艘入津外ニ無牌之船十九艘積戾

一此砌在唐之船主共申合セ、去年信牌ヲ領受之者日本之年號ヲ用ヒ、彼方命令ニ隨ヒ、叛逆同前之由訴書ヲ官府ニ差出セシ故、知縣官ヨリ、布政司、按察使、總督、撫院之上官ニ相達シ、遂ニ朝廷ニ奏聞有シ故、容易ニ裁定難相成、今年モロ船入津無之、奧船計入津セリ、〇中略

一禁制三ヶ條ノ御高札

一諭唐船諸人　但眞文字

右之二串二ノ門ニ建

元祿二年七月　　奉行

定

一日本人異國人、御法度背キ、不ㇾ依二何事一惡事を巧み、禮物を出し賴候者有ㇾ之ば、急度申出べし、縱同類たりといふ共咎をゆるし、其禮物之一倍御褒美下さるべし、若隱し置訴人有ㇾ之ば、可ㇾ處二嚴科一者也、

卯十月

禁制

一斷なくして唐人構之外江出事

一傾城之外、女人入事、

一出家山伏諸勸進之者并乞食入事

右之條々可ㇾ相二守之一、若於二違背一者、可ㇾ爲二曲事一者也、

卯十月

定

一兼而相定置役人之外、二之門ゟ内江出入停止之事、

一唐人手廻リに相交商賣物有ㇾ之候はゞ、留二置之一可二申出一事、

一構之内江持入候諸色、并外江持出候品々、門番所に而相二改之一可ㇾ申事、

右之趣堅可二相守一者也

〔長崎志十〕唐人屋舗境內棟數等之事

一唐館構之內六千八百七拾四坪

唐人部屋二拾、各二階作リ、

但一部屋三間ニ九間、又ハ四間ニ七間、

市店　百七但一間半ニ二間宛　土神祠　一棟但六坪　關帝堂　一棟但拾六坪　觀音堂

一棟但六坪　涼所　一棟但九坪　溜池　三　井　五

一大門內ト二ノ門外ノ間、六百五拾四坪六勺、

乙名部屋　一棟但四拾三坪　土藏　一棟但六坪　表總長屋　五拾五坪

此內通事部屋　大門番所　新番所

二之門番所　一棟但一間半ニ三間　探番居所　一所但一間四方　雨覆貫屋(アマヲヽイヌキヤ)　一棟但二十四坪

但唐人手廻リ器物等改所　唐人船網置所

牢屋　一棟、內柵二間ニ三間、外柵三間ニ四間、

一外廓竹垣之內、千八百三拾五坪七合四勺、

右之垣內ニ番所五ヶ所アリ、但一間半ニ二間宛、

一大門前ノ波戸場坪數百九拾三坪

波戸場番所　一棟五間ニ三間、一間半ニ二間仕次、　土藏　一棟三間ニ拾五間、但三戸前、

小屋　一棟唐人粳米精(シラケ)所　矢來門番所　一棟一間ニ一間半

以上

御高札

但シ晋請方諸入用銀六百三拾四貫四拾目餘、其内四百貫目、從公儀御取替ニテ、貳百三拾四貫目餘ハ總町中ヨリ差出ス、右之御取替銀ハ、唐船主共差出ス屋賃銀ヲ以、當巳年ヨリ五ヶ年ニ上納ス、

總坪數九千三百七拾三坪八合

内

六千八百七拾四坪　唐館内構之地、但二ノ門內、

六百五拾四坪六勺　大門内（乙名部屋、通事部屋、番所共ニ、）

千八百三拾五坪七合四勺　外廓竹垣之内

右之地子銀三貫九百七拾目七厘九毛五弗宛年々上納

一唐人差出ス屋賃銀、其船商賣銀高百貫目ニ付貳貫百拾九匁宛、

但船々積來ル荷物代銀多少ニ隨テ出銀不同有之、

一同年新ニ唐人屋鋪乙名組頭以下筆者小役ノモノ被召抱、唐船方一切之諸用ヲ相勤シム、

一同年新ニ唐人番人貳拾人被召抱、大門幷二ノ門番所ニ相詰、諸人出入ノ事ヲ令相改、且又唐人諸役場、或ハ寺院參詣等一切、唐人市中出行ノ度々、右之唐人番人船番町使附添、道中警固相勤シム、

一享保六辛丑年、總塀外ニ竹垣ヲ結ヒ、其内ニ番所四ヶ所建、（一間半ニ二間）船番町使晝夜令勤番、

一同年北方塀外ニ番所壹ヶ所建、五ヶ所ト相ナル、

一同九甲辰年、新裏門建、

一元文元丙辰年、唐人屋鋪南方裏手之畠地五百九拾七坪餘、唐館構ノ内ニ加ヘ入レ、部屋數建添シム、

清商居留地

〔長崎志 十〕唐人船宿幷宿町附町之事

一唐船入津之節、長崎市中ノモノ、家宅ヲ船宿トシテ、一船ノ唐人ヲ寄宿セシメ、其船積渡ル端物藥種諸品ニ口錢ヲ掛ケテ、其宿主ノ得分トセシム、依之唐船入津ヲ見掛ル時、市中船宿ノ者小船ニテ迎ヒニ出テ、我方ヘ船宿ノ約諾ヲ成ス、唐人方ヨリモ、何町誰某方ニ船宿スベキノ書付ヲ差出ス、是ヲ差宿ト云習セリ、

一入津ノ内、船宿ノ心當無之モノ、或ハ唐人書付ニ町宿名苗字等相違之節、又ハ漂著船ノ分振船ト名付、總町割ヲ定置、順番ニ町宿セシム、是ヲ宿町トイフ、其後寛文六年、差宿ヲ相止メ、入津ノ船不殘宿町附町ノ順番ヲ定メ、其町ノ乙名居宅ニ船頭役者ヲ宿セシメ、其餘ハ家々ニ令在留、其町中ニ口錢銀ヲ取ラセ、其外總町中ニ令配分ラル、

一宿町附町ノ格相定ルノ後、唐人共一ツノ謀ヲナシ、船中ニ客唐人ヲ立テ、別町ニ宿セシメ、是ヲ小宿ト名付テ、一船積來荷物ノ內、船頭荷物少シ計リ留メ置、其餘ハ客唐人ノ荷物成ルヨシニテ、過分ニ小宿ニ送リ遣シ、其小宿主ニ口錢銀ヲ取シム、然レドモ此事非分ナル故、追テ御僉議ノ上、小宿ヲ令停止ラレ、元ノ通宿町一町中ニ船宿ヲ令定ラル、

〔長崎志 十〕唐人屋鋪造營之事

一元祿元戊辰年、山岡氏〇十兵衛、宮城氏〇主殿在勤之節、蒙上意、松平主殿頭、松浦肥前守立會ニテ、新ニ唐人屋鋪造營有之、但寛永十二年以後、唐船長崎湊一方ニ令著船ヨリ、此年ニ至ルマデ、凡五拾餘年ニ及ベリ、然ルニ是迄唐人町宿ニテ、諸人ニ親シク會合スルコト不可然トテ、十善寺村御藥園ノ地ヲ撰ミ、山内ヲ開キ、樹木ヲ伐トリ、地形ヲ均シ、上中下段ノ道阪石垣等ヲ築キ、外廓ヲ圍ヒ、唐人ドモ住館ヲ造營アリ、其年九月廿五日事始、翌二年己巳四月十五日迄ニ普請成就シ、唐人不殘構ノ內ニ令在住ラル、

ニカフ心アルニヨリ、異國ノ者ハ思ヒノマヽニ利ヲ得、日本人ハ度々損ヲトル、夫レユヘ五ケ所ノ商人年々ニ衰ヘヌルモアリ、斯テ唐船年毎ニ利ヲ得ルコト多クシテ、次第ニ船モ大ク仕立、積來ル荷物モ手厚クナリ、船宿ノ者モ口錢莫大ニ取リ、寛カニ渡世ヲ營メドモ、船宿セザルモノハ困窮ノ者多ケレバ、寛永十年、長崎御奉行曾我又左衞門、今村傳四郎御支配ノ時、船宿ノ口錢ノ半バヲ減ジ、困窮ノ民ニ與ヘラレ賑ハシ玉フ、同十三年、榊原飛驒守、馬場三郎左衞門、邪宗門ノ吟味稠シクナリテ、荷役ノ時ニ檢使ヲ出サレ御吟味アリ、同十八年、船々ノ荷物多ク持來、商賣致スニヨリ宿ノミ大分ノ利ヲ得テ、總町ノ助成少ナキニヨリ、宿ノ口錢一艘分銀三貫目ヲ限リ、餘皆內外町ニ順番ヲ立ラレ、コレニ當レル町ノ者ヘ仰付ラル、此時ヨリ唐船ノ入津ゴトニ、官ヨリノ御沙汰トナルトナリ、順番ニ當ル町ヲ宿町ト名ケ、一船ノコトヲ引請、支配セシメラル船頭、幷ニ役唐人ハ其町乙名方ヘ宿シ、其外ノ唐人ハ一町ノ內ニ宿ス、サレドモ唐人兼テ入魂ノ者ドモ、他町ニアルニ客唐人ト名ヅケ、荷物ヲ分チヤリテ宿ス、是ヲ小宿ト云、タトヘバ銀高百貫目ノ荷物ハ、漸ク拾貫目カ貳拾貫目ナラデハ、本方ノ者トテハナク、宿町ノ障リトナルニヨリ、小宿ハ相止ラルベカリシニ、小宿ナクテハ諸事不勝手多ク候趣意ヲ以テ、歎キ訴ルコト度々ニ及ブニ付、則宥シ置レケル、小宿ノ者ハ客ヲ受ベキ心入ヲ以テ厚ク饗應スレバ、唐人ドモ不自由ノコトナク、因テ商賣ノコトモヨクナレ、上方ノ相場ヲ考ヘ、諸色高價ニ賣リ、金銀ヲ積歸ルコト多シ、斯クテ町町順番ヲ以テ、唐船ヲ引受ルト云ヘドモ、貨物ハ小宿ニ還テ多ク引分ルユヘ、町ニハ得分甚少クナルニヨリ、貨物ノ三分一ヲ小宿ノ受前トシ、三ツノ二ヲ宿町ノ分トシ、一ツヲ附町ニ取、コレヲ三ケ一商賣ト云、

明曆元未年、甲斐庄氏ノ御時、宿主ノ口錢一船ニ三貫目取之コト過分ナレバ、一貫五百目ニ定メラレ、餘ハ皆總町ノ助成トナサル、

成候由、右ヲ日本銀ニ直シ候得バ、千三百五六拾貫目程ニ罷成申候由、日本金ニ直シ候而者、凡拾九萬兩位ト申事ニ承知仕候、右御買受之商船ヲ以、當戌四月廿九日、左之御人數乘込出帆仕候、

一 公儀御目付　一 御定役　一 御小人目付

一 長崎會所御吟味役　一 同筆者壹人　一 唐紅毛通詞貳人

一 醫者壹人　一 藥種目利役壹人　一 市中商人三人

右上下五拾餘人、海上無別條上海表江著仕候由、

七月四日迄上海滯留仕、同五日長崎歸國之義相屆、卽出帆仕、同十四日夕方長崎表江著船仕候、右上海行御人數之內三人程死去仕、外無事罷歸申候、追々上海之樣子聞配申候處、人々色々行違之義相聞得申候得共、萬事日本ト相替候義無御座候由承知仕候、○中略尙追便ヲ以可申上候、以上、

戌七月

〔長崎港草 五〕唐船町宿ノ話

昔シハ入津ノ唐船、何レモ小舟ニテ一艘ノ貨物銀高僅五六貫目ヨリ、拾貫目バカリノ荷物ヲ積來リ、船數多少定リモナク、相對ノ商賣ニテ唐土ノ人モホシヒマヽニ、近國所々ヘ往來シ、コトニ手輕キ唐人ハ荷物ヲ肩ニカヅキ、或ハ携ヘテ町中ヲ賣アリクニ、何ノ御構モナク、荷役荷積ナドト申テモ、檢使ヲ出サルヽト云コトモ無ケレバ、船ヨリ直ニ已ガ知音ノ方ヘ荷物ヲ揚テ、心ノ儘ニ逗留ス、宿々ヨリハ唐船ノ入津ト聞トキハ、迎船ヲ出シ宿ノコトヲ約ス、宿口錢トテ端物ハ一端ニ銀一匁、荒物ハ代銀一貫目ニ拾匁宛、買主ノ方是ヲ出ス、身上宜シキ唐人ハ長崎ニ妻子アリテ、多クノ人ヲ召抱ヘテ、住宅セルモ所々ニ在リ、是等ノ者ノ緣家、又知音ノ方ヘ宿スルモアリ、商賣甚自由ナリ、月日ヲ送ルニ隨テ功者ニナリテ、京大坂ノ相場ヲモ能ク考ヘ、春船ニ糸端物ナド少ナク持渡リ、高直ニ賣リ、夏船ニ積來リ、以前ノ意味ヲ以テ快ク賣ルヽニヨリ、我先キニト競買

奉存候間、時宜ニヨリ、五港其外江モ相廻リ見置候積、伺之通御下知相濟候趣ニ有之候得共、近來彼國之義、英佛兩國ヨリ之戰爭モ有之、其上賊亂相起、國中悉ク衰亂致居候趣ニ相聞得、右樣之折柄、旁容易ニ通信等之端ヲ開候者如何可有御座哉、就テハ唐國官吏江引合候義ハ、樞機之取計ニ致シ、外國商法之模樣、并輸出入荷物之取締向、運上取立方、諸物價之高下、賣先之樣子、貿易筋掛引、其外彼國之事情內探致シ、何レニモ御不都合不相成樣申含指遣候樣可仕奉存候、然所唐國風聞之儀、先日申上候通、方今上海邊傍江賊徒共亂入致シ、官軍ト及戰爭、英佛之軍兵共、官軍江加勢致シ、互ニ死傷不少ト相聞得、右等之場合渡海致シ、若不都合之義出來候テハ、以之外之義ニ有之、且ハ御用便之程モ難計候ニ付、何レモ彼之地動靜ヲ得ト相糺候上、出帆爲致候積ニ御座候、依之立合御勘定申談、此段申上置候、以上、

戌三月　　高橋美作守
　　　　　有馬帶刀

第二　上海行日記

文久二壬戌年四月廿九日、外國商法之樣子見置、旁貿易爲御試御買上船江乘込、唐國上海港江左之役々指遣シ、長崎波戸場ヨリ乘船、

御勘定　根立助七郎　供貳人
長崎奉行支配調役並　沼間平六郎　同
支配勘定出役　金子兵吉　同
御徒目付　鍋田三郎右衛門　同

○中略

第四　長崎書簡寫

唐國上海行御役人方之義者、先便奉申上候通、伊吉利商船壹艘、銀錢三萬四千枚ニ而御買受ニ罷

明遵依弗替、荷新恩之至厚、慙汗靡寧、喜等華邦逋客濵海庸夫、棄詩書於秦火、借航海以商遊、仰慕芳猷、頻年至此、復荷新命、敢後瓜期、冀歸帆之蚤挂、往返無虞留滯、庶祖鞭之先著、覬奏共慶鴻庥矣、謹此陳謝、無任歎頌之至、

享保二年三月　日

第三番船主呉喜觀

等拾人

國人往貿

（文久二壬戌）夷匪入港錄（六）上海行人始末

第一　長崎御奉行ヨリ被指出候御書付寫

外國商法之樣子見置旁、貿易之爲御試之、唐國上海香港等江、役々可被指遣旨、先般被仰渡候ニ付、出島在留之蘭人江、商船借受方幷商法之模樣等及問合、尙勘辨モ仕候得共、御手初之義ニ付、不案内之地江、御國旗相建罷越、若御國體ニモ拘リ候樣之義有之候テハ、以之外之義ニ付、今般之義ハ、蘭船御雇切ニテ、役々被指遣候トモ、御國旗等不相用、平常之外、武具類モ不持越、且商賣荷物之義モ、俵物類石炭其外積載候義ニハ候得共、上海近傍賊亂之爲、商賣向不景氣之樣ニモ相聞得候間、商法取組候義ハ、其場合次第機變ニ取計貿易掛引、其外土地一體之模樣柄、得ト內探、夫々見据付候上ニテ、追テ本船御仕出相成候方ニ不都合モ有之間敷哉ト見込、右之趣ヲ以取調、去酉九月中、岡部駿河守高橋美作守連名ヲ以相伺候所、伺之通可取計旨、同十二月中御書取ヲ以被仰渡、奉得其意、御下知之趣、支配向江モ申渡、右之趣ヲ以蘭人江モ引合、手筈爲仕置申候、然所彼地江被指遣候御勘定奉行御目付支配之者、去ル十一日著崎ニ付、夫々打合爲致、外國掛り御勘定奉行御目付連名之伺書面ヲモ一覽仕候處、元來本邦ト唐國トハ唇齒之國柄ニ付、通商ハ勿論、此方ヨリ通信ニ相成候テモ可然義ニ付、其節之模樣ニヨリ、何トナク彼方役人之心得方ヲモ承糺、且五港之內、英吉利ニテ租稅ヲ取候港モ有之哉ニ候得バ、極テ各港各法トモ

ねて渡來るべき割符を相渡し候て本船に乘せ、卽日出帆仕らせ候由、見送りの船を以送り候次第、只今迄の例のごとくなるべき事、

附 歸帆の日に至り、風雨等の事によりて出帆なりがたきにおゐては、其日限を差延候て、順風次第に歸帆可被申付候、總じて唐人共船に乘せ候におゐては、卽日に出帆し候樣に可有沙汰事、

一條約を相守るべき由を申し、割符をもうけ候唐船共、歸帆之時、或は湊內に船をかけ置き、或は海路乘筋をちがへ行き候事等あるべからずといへども、若違法の事も候におゐては、見送りの番船、湊內を守り、乘筋を改め候次第、毎事只今迄のごとくなるべき事、

附 此等違法の船の事、重ねて渡り來り候時に至て、定法に任せて可有其沙汰事、

一歸帆荷改の時に至て、違法の事露顯し候におゐては、かくし置候物どもを取上、重ねて渡來るべき割符を渡すに及ばず、凡一船の唐人共、永く往來を禁絕し、卽日に長崎表を出帆せしめ、たとひいかやうの愁訴有之候とも、一切に許容有之べからざる事、

右八條

奉行所より別に唐人共江可被申付條々

一船別置銀、八朔禮物等、可准先例事、

一商賣未始之前に、賃荷物出し置く法、可准先例事、

附 此賃荷物も定の銀高の內の荷物たるべき事、

〔和漢寄文 一〕新加拾艘之唐人共謝狀寫

新加額廣東船主吳喜觀等、恭承新諭、加額十艘以喜等充入承領、節年赴國貿易者、謹謝殊恩、伏惟景運初開、萬井欽休明之治、海波澄徹越國、頌師聖之風化日藉照于春温、雲章飛降自天末、讀舊典之甚

一唐人共國の中へ入置候次第只今迄の例に准すべき事、

附新例之後度々に及び渡來り國法違犯の事等無之候唐人共を撰び奉行所よりの公險を渡し舊例のごとく町屋にさし置き候においては、其餘の唐人共相勵み候爲にも可然事に候、但し此等の事申付べきは、長崎地下の樣子をも見合せ候上の事に候間、かねてより可有其心得事、

右六條

唐船歸帆の時定例

一唐船歸帆可申付期に先だちて、近國諸大名領分守備の事を相觸れ候例、入津の時のごとくなるべき事、

一唐人共歸帆の日限を相定め候法、其年商賣相濟候次第を逐ひ、一船ヅヽ可被申付事、

一凡歸帆荷改の次第は、毎事只今迄入津之時、荷改の法を用ひ、たとひ嚴密に過候とも、寛容の沙汰有べからざる事、

一歸帆の日限に先だちて、奉行所檢使地下役人等、荷主の唐人と立合ひ、相渡すべき丁銀竿銅俵物諸色等、逐一に相改め、疑はしき事無之においては、檢使荷主唐人の相對を用ひ、其船に積載せ、船番を以て船を守らせ、唐人においては、一人も其船に乘置べからざる事、

附荷物多くして、一日に事濟ず候はゞ、數日を經候とも、粗略のこと不可有之由かねてより檢使役人等に可被申付事、

一歸帆の日に先だちて、先拂ひの船を出し候事、只今迄の例の如くなるべき事、

一歸帆の日に至て、唐人共國内より罷出候時、衣類家財等、何物に限らず逐一に相改め、疑はしき事無之においては、船主唐人等、奉行役所に召出し、其餘は本船に乘置き、奉行役所において、重

一每年唐船入津之時に及び候はゞ、近國諸大名に相觸れ、遠見番番船等の備怠慢なく、唐船はいふに及ばず、我國の船共、不審の體有ㇾ之におゐては、急度可ㇾ相改事、

附 自今以後は、唐船載來り候ほどの荷物は、皆々買取候定法に候上は、割符をうけ候船共、歸帆之時に、ぬけ荷商賣の事は相止むべき事に候、ぬけ荷商賣をも心懸べき事は、入津之時に候間、よろしく可ㇾ有二其心得一事、

一長崎表遠見番所に申付、海上定の乘筋にちがひ渡來り候唐船有ㇾ之におゐては、早速注進せしむべき事、

一唐船湊に入、碇を下し候はゞ、奉行所の檢使を申付、通事船番等を召連れ候て、唐船之出所、并割符持來り候歟否之事を相尋ね、割符持來り候におゐては、割符并人數荷物等の書付を請取らせ、番船等申付候次第、只今迄の例のごとくなるべき事、

附 割符持來候船といふとも、乘筋をちがへ渡來り候におゐては、急度其子細を糺し明らむべき事、

一奉行所役人、通事等を差遣し、唐人共長崎逗留の中、違法の事不ㇾ有ㇾ之由の證文等仕らせ、宗門の制條讀聞せ候次第等、每事只今迄の例のごとくなるべき事、

附 海上の乘筋違ひ候事の子細疑はしく、割符取上候て、おしもどすべき船におゐては、本條の次第に及ぶべからざる事、

一荷改并荷物等藏に納置候次第、只今迄の例の如くなるべし、但し入津の時、荷を改め候事は、嚴密に過ぐべからず、逗留中、遣料の物等打破り候事は制止あるべき事、

附 ぬけ荷商賣の事に就て、疑はしき子細も有ㇾ之船におゐては、荷改の法、嚴密なるべきは格別たるべき事、

通に申付らるべし、但し今度に於ては、奉行所より留置候事に候上は、割符をうけ候もの、割符をうけず候ものゝ撰びなく、滞留の日の遠近に隨ひ、商賣の多少を割合せ候て其沙汰有べき事。○中略

一去年留置候唐人共歸帆の時、割符をもうけ候ものゝ中には、ぬけ荷商賣の事心懸ヶ候ものすくなかるべき事に候、割符をもうけず候ものは、必らずぬけ荷商賣の心懸可有之事に候間、歸帆之時、荷改め見送り等の次第、毎事可有其心得事、

一當年より後二三年の間は、或は新例の事、いまだ承及ばざる由をも申し、或は新例の事を承及び割符の事を望申す由をも申し、或は最初は條約守り難き由を申すといへども、今に至ては悔み存するの間割符の事を望み申す由をも申すの類、唐船共の渡來候事多かるべき事に候、申す所のいはれあるを以て、割符を相渡候船、其數多くなり候においては不可然事に候、然上は其所々の船共、隔年に一巡し候べき程の數の外は、一切に切符を渡さずして、此後渡り來り候事を嚴禁せらるべし、此等の船共多くは事を左右によせ、ぬけ荷商賣のために渡り來るべき事に候間、其心得を以てよろしく沙汰に及ばるべき事。○中略

一今度條約を守るべき由を申し、割符をうけ候船共の中、重ねて渡り來り候時に及び、違法の事等有之においては、すでに國法を守る所なきものに候、然るを新例行はれ候初に當りて、寛宥之沙汰も候に就ては、此後國法を輕んじ思ひ、違犯之輩多く成來るべき事に候間、たとひいかやうの申わけ候とも、其割符を取上候て積戻しに申付、一船の者共、永く渡海の事を禁絕し後來の戒にせらるべき事。○中略

右十七條

唐船入津之時定例

渡來るべき割符とを以て、面々に相渡し候歟、いづれの方にも、唐人共の存寄を通事共承屆候て、其上にて相定めらるべき事に候、此等の事、奉行所より一定の例を申出し候に就ては、事の妨出來るべき事に候間、かねてより其心得可有之候事、〇中略

一條約を守るべき由申もの共其數すくなくして、たとへば南京船は七艘、寧波船は五艘の定數に候へども、今度此等の處の者共の中、割符をうけ候者の數は、纔に三四人に過ず候はゞ、其不足の所は其まゝにさし置き、此後いまだ新例を承らずして渡來り候南京寧波等の船有之時に、船中より唐人共召寄、新例の事を申渡候儀、法のごとくにして、條約を守るべき由を申候もの共を以て、其所の定數にみて候て、荷改以後、每事法のごとくにして、新例定法の商賣を申付、違犯の事なきものにおゐては、重て渡來るべき割符を渡し候儀例のごとくにして歸帆可被申付事、〇中略

一割符をうけ候唐人は、故ありて渡來らず別人に其割符をあたへ候とも、割符持來り候におゐては、其人にはかゝはらず商賣の事可申付候由、すでに約條に見え候上は、たとひ別人渡來り候とも、其割符に任せて商賣可申付事勿論に候、雖然唐人共の間にて、或は割符を奪ひ、或は割符を盜み候類之事に就て、訴論の事出來る間敷事に無之候、先年國姓爺銀子の事に就て、東寧王訴訟の事に年月を經候事の例も有之候、然れば此等の事に至ても、通事共唐人共に申合せ、後々に至て事の紛亂出來らざる樣によろしく議定せしめらるべき事、

一船數定例の書付に見え候十五所の唐船共之內、去年渡來らずして、今度新例を不申渡所も有之におゐては、此後其所より渡來り候ものに新例を申渡候次第、前條の例のごとくなるべき事、

一去年より留置候唐人共、滯留日久しき由にて、雜用賣の事願ひ候はゞ、只今迄の例に准じ、願之

一新例可申渡日に先だち候て、例のごとく近國大名へ、唐人歸帆可申付由を相觸らるべき事、○中略

一新例申渡候日に至て、去年より留置候唐人共、皆々奉行所に召集め、奉行中御目付出座之後、通事共に申付、奉行所よりの書付を讀聞せ、旅館におゐて、よろしく通事共と約條の旨を議定し候て、條約にしたがふべきと存ずるものは、通事共方へ證文を差出すべし、條約にしたがひがたきと存ずるものは、其事の由を以て返答書を差出すべき由を申渡され、約條幷船數定等の書付貳通共に通事共へ相渡し、よろしく唐人共と議定すべき由を可被申付事、○中略

一通事共と會議之上、條約にしたがひ難き由を以て、返答いたし候唐人共には、早速歸帆可被申付候、すべて新例の事に就て訴申す旨有之候とも、一切に不可有許容候事、○中略

一條約を相守るべき由證文仕候者共へ、通事共割符を相渡させ候儀は、唐人共奉行所へ召寄せ候て、自今以後、國法をつゝしみ守り、違犯の事なく候におゐて、公給を給り、旅館等も舊例のごとく町屋におゐて可申付事に候間、其旨を存じ、通事共よりの割符をうけ取歸帆し、定の期を違えず渡來るべき由、通事を以て申渡し、奉行の前におゐて、通事共よりの割符を渡させ候べき事、○中略

一條約を相守るべき由を申す者共、其數多くして、たとへば南京船は七艘、寧波船は五艘の定數に候へども、割符をうくべき者は十人餘も有之におゐては、通事共を以て、唐人共の存寄を承届候て、或は南京の者共の中へ、當年渡來るべき由の割符七艘、寧波の者共の中へ、當年渡來るべき由の割符五枚相渡し候はゞ、同所の者共、をのをの申合せ候て、當年の船數割符の數ほど渡り來るべき由議定せしめ候歟、或は又南京寧波等の者共の中、當年渡來るべきもの、來年渡り來るべきもの丶事は、鬮取りを以て相定めさせ、其鬮に任せて當年渡來るべき割符と、來年

豐後守
河内守
相模守

仙石丹波守殿〇大目付

〔被仰出留十〕奉行中唐人共に可被申渡書付案

長崎奉行備後守姓備前守姓、爲海舶互市新例事、照得本職等欽奉旨、我載籍已降、有土有人、財用富贍、未嘗借外國之貨、蓋三千餘年、近者海賈通路、利孔始開、稇載遠方之物、盡耗通國之財、況私販溢出、併犯邊禁、宜裁抑其貪濫、寓以懷柔之意、乃命有司、更議市舶、著爲定例、而今以後、海舶諸賈、欲從我者、我亦來之、其不欲之、自當謝絶、欽此欽遵、該本職等、査得新例、著該大小通事、詳審條約仔細説、與客商等、各陳甘結、其或不肯從約、治任疾去、勿得復來、須至諭者、

右諭海舶諸客商准此、

正德五年貳月　日行

右草案之趣、通事共に見せられ候て、よろしからざる所をば、改正させ候て書出さるべく候、姓と候所には、奉行中の姓ばかりしるさるべく候、名をしるし候には及ばず候、日付は此書付出し候日を以て書入らるべく候、

〔被仰出留十〕唐人共に新例可申渡次第

一奉行所より申渡候書付の草案、別にしるし遣候事、〇中略

一通事共、唐人との約條の草案、別にしるし遣候事、〇中略

一通事共より唐人へ可相渡創符の草案、別にしるし遣候事、〇中略

一唐人共への申渡しは、地下人共へ申渡し、事濟候已後に、其沙汰有之候樣に可被心得候事、

に其事を告しらす、(此時よみ聞せしものは、それがし(新井君美)草をまゐらせしなり、)我國の法を奉せむと申者共には、信牌を分ち給りて、此後來り商をせむ事をゆるされ、我國の法をうけざらむ者共をば、生理をゆるさず即時に放ち還され、同五月西國中國の大名にも新例の事につきて仰下さるゝ旨ありけり、

〔敎令類纂初集百二〕上使可ㇾ有二沙汰一條々

一古來より唐船往來の海路は、五島の沖より渡來り候例に候を以て、自今以後は、古例を相守るべきよし、唐人共江被二仰付一候間、五島領主方においても其旨を心得られ、海上見渡し候所々に遠見番所を建置き、番船を申付置き候て、唐船入津歸帆の時、我國の船共、唐船に乘近付候事有ㇾ之においては、急度相改め候樣に可ㇾ被二申付一由、五島方長崎表留守居役人江可ㇾ被二申渡一事、

一近年以來、唐船共多くは平戶の沖に懸り、往來候由に候、此乘筋は長崎表遠見番所よりは見えがたし、其上平戶領しちき山の邊は、ぬけ荷商賣の便よろしき所に候由を申ふらし候、長崎表の法相立ち候迄の內の事大切の時節に候間、平戶領主方において、領內の地形を見はからひ、海上見渡し候所に遠見番所を建置き、番船を申付置き、唐船入津歸帆の時、我國の船ども乘近付候においては、急度相改め候樣に松浦方長崎表留守居役人江申渡さるべき事、

附平戶領に限らず、遠見番所を建置き可ㇾ然地形等見分の者を差遣し可ㇾ然事に候はゞ、御目附に申談じ、御徒目付を以て見分せしめられ、其所々の領主、長崎表留守居役人共へ可ㇾ被ㇾ申渡事、○中略

右之條々、宜ㇾ被ㇾ及二其沙汰一候者也、

正德五年正月十一日

山城守
紀伊守
大和守

如何ントモスベキ樣モナク、甚騷シク、因テ此コト暫ク停止セラレ、地下商人ノ律儀ナル者ヲ、十二人撰ビ出サレ、貨物能ク目利シ、入札帳ヲ仕立差出スベキ旨仰付ラレ、長崎ヨリ一冊、京江戸、大坂、堺ヨリ各一冊宛差出ス、諸目利ト云コトモ此時ヨリ始マレリ、五ケ所ノ商人、其外當地ニ居合タル諸國ノ者ノ內ニテ、人柄ヨキ者ヲ撰ビ、都合百十六人姓名ヲ記シ、右二艘ノ荷物御買セアリシトナリ、

丸荷役精荷役ナド云コトハ、正德五未年、大岡氏ノ御時ヨリゾ始レリ、船數ハ三十艘ヲ限リ、銀高六千貫目ノ商賣ニ定メラレ、信牌ヲ製シ、一艘ニ一枚宛ヲ與ヘラレ、此後コレヲ持來ルベシ、コレヲ持來ラザル船ハ、荷物積戻シニナサルベシトナリ、

〔折たく柴の記〕下先凡每歲我國に產する金銀銅の外國に入らむ所の大數をはかりくらべて、長崎にして海舶互市のために用ふべき所の歲額を定められ、次に外國の船共に載來る所多少をはかりて、其船數をも其載來らむ物どもの數をも定めて、載來らむ程の物共悉く皆買とらむには、今迄のごとくに私販の者のために、我國の寶をうしなふ事もなく、外國のものどもの、我國の法を侮るといふ事もなくして、我國の威は万里の外迄も行はれ、我國の財は萬世の後迄も足りぬべし、長崎の地下人に、產業をうしなひて飢餓に及ぶなどいふ事は、實にはこれ貧民の事にして、富者の事にあらず、其由を詳にせんには、其罪の歸する所あれば、細かに論ずるにも及ばず、奉行人を撰ばれ、會所の法を正して、京大坂の如く、御目付を差遣されて、其事を監護せられらなむには、長崎の事のみならず、西國中國等の爲にも可然事也、此等の事共、前代の御時に議し申せし所の要領にて、此度草を進らせし所は、たゞこれ其法例也、〇中略正德五年未の春正月の中頃、海舶互市新例を長崎奉行所に仰下さるべき御使の人々こゝを立、大目付仙石丹波守、御使番石川三右衛門、其餘勘定衆等なり、二月の末つかた、かしこに至り著て、三月の初に、まづ新例の事共地下人等に仰下されて、次に唐人等

マス、異國商賣ノ事、是マデノ通リニテハ、日本ノ金銀悉ク異國ニ取ラレ、日本ノ爲メ宜シカラズト、晝夜御工夫アリテ、末次平藏其外町年寄常行司等召寄セラレ、カクテハ行末異國船ノ商賣、停止セラルヽヨリ外有ルベカラズ、何レモ情ヲ出シ存寄ヲ申上ベキ旨、御評議アリ、又年來在勤セシ與力衆モ召寄セ、或ハ阿蘭陀通詞唐通事ニ申含メラレ、異國ヨリ持渡ル處ノ糸、端物、其外藥種、諸貨物何々ハ何國ノ產物、其處ニテ何程ニ買取候ヤ、其所ノ運上掛リモノ等マデ、一々異國人ドモヘ聞クベキコト、密々ニ相尋、書留メ置テ言上スベキ由仰渡サルニヨリ、皆々知謀ヲメグラシ、竊ニ尋問ヒ、則書付差上ケルトナリ、又古ヨリ異國商賣ノ致方、諸色ノ口錢、掛リ物、小宿口錢等、如何樣ニ取來リ候ヤ、上方ヘ差上セ候時ハ、問屋ノ口錢諸事ノ雜費ニ至ルマデ、書付ヲ以テ可申上トナリ、サテ仰ケルハ、異國ノ貨物上方ヘ多ク入込ミ、至テ下直ナルトキハ、富有ノ者多ク買置クコトハ無論ニシテ、シメ賣致ス族無之樣可致トナリ、

唐船商賣略說

斯ル御評議有之所ニ、其年ノ霜月ニ、唐船一艘來ル、乃チ三十八番、今博多町ノ宿町ニテ荷役ノ後仰渡サレケルハ、商人共念ヲ入荷物見分イタシ、夫々ニ入札ヲ以テ買フベシトナリ、但一番札ヨリ二番三番マデノ平均ヲ以テ、唐人ヘ書付ヲ以仰聞セラルヽニ、則御請申ニ付、商人ドモニハ一番札ヲ以テ三番札迄ノ三人ニ買セラル、商人無異儀御請ヲ申ス、其代銀宿町ヘ之ヲ請取、銀高三百八拾三貫六百三十六匁一分、此內三百三十五貫四百七十四匁三分三厘、是三番札マデ平均ノ處也、唐人ヘ之ヲ渡シ、殘ル銀四十八貫百六十一匁七分七厘アリ、之ヲ間銀ト名付ケ、總町ニ拜領仰付ラル、但一割四分ノ利分也、二ケ月ノ間ニ此一艘ノ商賣出來タリ、此格合ヲ以テ商賣ノ鍛錬アリ、翌年ノ三月又二艘入津アリ、一番內中町、二番材木町船宿也、サテ去年御買セアリテ勝手甚ダ宜シキニ付、多クノ商人等爭ヒ競フテ、宿町乙名方ヘ到リ、互ニ先後ヲ論ジ爭ヒスヽムニヨリ、

牌十枚增與ヘラル、銀高貳千貫目增ニテ、高八千貫目トナル、然ルニ八月七日唐船一艘入津アリ、船主陳祝觀ガ云、於唐國信牌ノコト裁許アリ、五月信牌悉ク本主ニ還シ與ヘラレヌレバ、定テ追追入津アルベシト云シガ、則八月中旬ヨリ十二月迄、四十三艘入津アリ、同四年三十七艘、同五年三十六艘、同六年三十三艘、同七年三十三艘、同八年三十四艘、同十年三十艘、同十一年四十二艘、同十二年四十二艘、同十三年廿貳艘、同十四年三十一艘、同十五年三十八艘、十六年三十八艘、十七年三十六艘、十八年廿八艘、今年廿五艘ノ御定トナル、同十九年三十一艘、二十年廿九艘、同廿一年改元元文元年トス、十六艘入津、同二年五艘同三年五艘入津アリ、此年廿艘ノ御定トナル、同四年廿艘、同五年廿五艘入津、同五年改元寬保元年ト號ス、十四艘入津、同二年十五艘、此年十艘ノ御定メナリ、同三年十五艘、同四年改元延享元年ト號ス廿艘、同二年廿艘、同三年十艘入津、此年松波氏田付氏、十艘ノ外ニ又十艘ヲ加ヘ廿艘トナル、一ケ年銅二百萬斤、御渡可有之旨仰渡サル、同四年十艘入津、同五年改元寬延元年ト號ス、十二艘入津、同二年十三艘入津、此年正月、松浦氏唐船商賣ノ仕方改メラレ、十五艘ヲ限トシ、一艘銀高二百七十貫目、銅十萬斤、同三年十艘、同四年改元アリテ寶曆元年ト號ス、十一艘入津、同二年十五艘入津、同三年十五艘、同四年廿四艘、同五年十二艘、同六年七艘、同七年十二艘入津、今年又二艘減ジ十三艘限トナル、同八年十四艘、同九年十八艘、同十年十二艘、同十一年十二艘、同十二年十五艘、同十三年十三艘、同十四年改元明和元年ト號ス、十四艘入津、二年十二艘入津、同三年十二艘、

〔長崎港草五〕唐船町宿之話

寬文八年、奉行松平甚三郞御支配ノ時、白銀每年異國ヘトラレ、日本ノ銀大ニ減少スベキ由ニテ、阿蘭陀唐船共ニ金子渡スベキトノ仰ニテ、四年ノ間銀子御停止トナリ、金ニテ持歸ルベキ旨ノ御定アリ、寬文亥年九月ニ、牛込忠左衞門、松平氏ニ代テ、初テ奉行トナリ、河野氏ハ江府ニオハシ

四年改元萬治元年トナル、此年四十三艘、同二年六十艘、同三年四十五艘、同四年改元寛文元年トス、是ヨリ十二年ノ間ハ四十三艘、或ハ廿九艘、或ハ三十八艘、延寶元年ヨリ同八年マデハ廿艘餘、或ハ三十艘、同九年ニ改元アリテ天和元年トス、是年九艘、同二年廿六艘、同三年廿七艘、同四年ニ改元貞享トス、元年廿四艘、同二年川口氏宮城氏ノ御時、一ケ年商賣銀高六千貫目ニ御定メナサレシカドモ、船數ハ格別ノコトモナカリシユヘ、其御定メナカリシニ、此年七十三艘、同三年八十四艘、同四年百十五艘、同五年改元アリテ、元祿元年ト號シ、此年百十七艘、同二年七十艘ヲ限リトシテ、御定メトナル、同十五年マデ、七十艘ニ越ユレバ積戻シトナル、同十六年ニ、八十艘ヅヽノ御定メトナル、同十七年改元寶永元年ト號ス、同五年マデハ、八十艘ノ商賣也、是年百四艘入津ノ内、五十九艘商賣アリ、四十五艘ハ積戻シトナル、同六年五十七艘、同七年五十一艘、同八年改元正德元年トス、此年五十七艘、同二年五十九艘、同三年四十艘、同四年五十一艘、同五年ニ廿艘入津シ、十三艘積戻シトナリ、七艘、此年二月、上使仙石丹波守、御目附石河三右衞門下著ニテ、唐船商賣御新例被仰付ニハ、船數ハ三十艘ヲ限リトシ、信牌ヲ製セラレ、一艘ニ一枚宛與之給、同六年改元享保元年ト號ス、此年彼ノ前年、信牌領受ノ船一船モ不來、只奥船ノミ七艘入津アリ、因テ在館ノ唐人不審ニ思ヒ、唐國ノ風說ヲ問ヒ、去年信牌領受ノ者ハ、日本ノ年號ヲ用ヒ、日本ノ命令ニ隨ヒ、叛逆同前タルノ旨、官府ヘ讒訴ヲ構フ者アルニヨリ、暫ク日本渡海ヲ停止セラルヽノ由申ケルニヨリ、在留ノ船主等如此ナラバ、以來ハ信牌領受ノコト、如何アルベキト疑心ヲ起シ、領受ナリ難キ旨訴ヘ出ケルニ、郭亨統ト云ヘルモノ一人、訴狀ヲ出ス、其趣ハ、諸船主若信牌不領掌ニ於テハ、我等一人ニ何十枚ニテモ被仰付ベシ、船ハ何艘ニテモ、御望ノマヽニ仕立可申、若於唐國咎メラルヽ、ニ於テハ、假令一命ヲ取ラルヽトモ、時運ト存ジ、少モ遺念ナキ旨、一心ヲ定メ訴ヘケレバ、諸船主モ皆一同ニ同心ストナリ、同二年石河氏日下部氏、右三十艘ニ十艘ヲ加ヘ、又四十艘トナリ、又信

日本何國ノ地ニ令漂著バ、其處ヨリ救ヒ助ケテ、長崎表ニ可被挽送旨、諸大名家ニ御下知有之、

〔中古叢書七十七〕東京通詞出し候書付寫

一万治元年戊年比、東京國ゟ使船等來朝仕候得共、委儀一切相分り不申候、萬治元年ゟ三拾年經過、元祿元辰年、東京船一艘渡來、乘組人數五拾人計、同年夏之比、又々一艘渡來、此船には東京人之內に安南人茂乘組居申候由、御奉行川口攝津守樣御在勤之節に而御座候、尤商賣等之儀は、船又は町方に而も買賣仕候樣、親共ゟ私義傳承仕候、然ば異國人在留之儀は、町宿仕候時分と奉存候、此頃迄は唐館等も無御座、既に其頃唐人屋敷地引等家作り杯取掛り候樣、勿論東京船兩度渡來之節者、通辨之儀、先祖共首尾好仕候由、是又親共ゟ傳承仕居申候右東京船、元祿元辰年渡來仕候後者、唐船之內に少々づゝ乘組、間々渡來仕候由、本方仕立之東京船者、其後一切渡來不仕候、元祿元辰年ゟ當丑年迄百五年に相成申候、其外年久敷儀に候得者、親どもゟ茂委細之儀傳承不仕候、依而此段以書付申上候、以上、

東京通詞　魏五左衛門印

〔長崎志十一〕唐船入津幷雜事之部

寬永十三丙子年

一當年ヨリ唐船不殘長崎湊ニ令著船、一切他方ニ往來スル事ヲ禁ゼラル、

〔長崎港草五〕唐船世々增減

唐船商賣船數世々增減ノコトハ、寬永十三年、長崎一方ニ御定アリテ、正保四年マデ、十年ノ間ハ、其事詳カナラズ、因テ闕之、正保五年二月ニ改元アリテ、慶安元年トナル、此年唐船廿艘入津、同二年五十九艘、同三年七十艘、同四年四十艘、年々不同アリ、同五年九月ニ改元承應元年トナル、是ヨリ三年ノ間五十艘宛來レリ、同四年四月改元明曆元年トナル、此年四十五艘、同二年五十七艘、同

〔長崎港草五〕唐船初來ノ話

唐土船ノ日本ニ來レル事ハ、往古ヨリノ事ナレド、元ノ世ヨリ絶タリシガ、（〇中略）當御代（〇德川氏）ニ至リテ、日本ノ靜謐隱レナク、唐土モ亦世改マリヌレバ、ヤウヤク唐土船モ年々來ルコト夥シ、夫長崎港ニ唐船ノ來リシコトハ、永祿五壬戌ノ年、戸町ノ浦ニ來タリ、又其比マデハ明ノ世ニテ、日本渡海ハ許サレヂドモ、海邊村里ノ商人ドモ、忍ビ〳〵ニ船仕立テ、五島平戸薩摩ノ浦々ニ來レル船モアリシナリ、積來レル荷物ハ、磁器、端物、藥種、砂糖ノ類ヒナリシ、其後黑船シバ〳〵來リテヨリ、里人繁華ニ習ヒ、萬ノ珍貨ヲ好ム世トナリシカバ、唐土人モサマ〳〵ノ珍ラシキ美麗ノ織物ナドモ多ク持渡レリトゾ、コトニ長崎ハ船繫リヨキ港ナレバ、夫ヨリ入津ノ唐船モ最多カリシト也、寛永十二年ニ、關東ヨリノ命アリテ、此後唐船ノ入津、長崎一方ニ御定メアリテ交易ヲナサシメラル、假令風波ノ難ニ逢、何レノ國ノ浦ニ漂ヒ著トモ、其國々ノ浦々ヨリ救ヒ助ケテ、遠カニ長崎ヘ送リ屆ケラルベキ旨、船手ノ諸侯ヘ仰觸ラレ、天下無雙ノ港トハナレリ、

〔長崎志十〕唐船長崎湊來著之事

唐船渡海始之事、明ノ嘉靖隆慶ノ頃、（日本永祿元龜ニ當ル）稀ニ小船ヨリ絲端物藥種等積渡リ、遂交易ノ處、萬暦崇禎ニ至テ、（日本天正慶長ニ當ル）明朝ト清朝ノ兵亂大ニ起テ、人民甚困厄ニ逼リ、其難ヲ遁レン爲ニ、商賣ヲ營ムモノ而已ニモ不限、數輩ノ唐人家資財物ヲ携ヘ來リテ、長崎ニ住居ヲ願フモノ多カリシト也、船數モ漸々多ク成リ、九州薩摩阿久根、筑前博多、豐後府內、肥州ニテハ五島、平戸、大村、長崎、諸所ニ著岸スト云ヘ共、就中長崎港ニ著船多ク、諸用繁多成ルユヘ、慶長九年以來、追々長崎ニテ唐通事役人出來、且又元和六年南京寺、寛永五年漳州寺、同六年福州寺、唐三ケ寺、皆長崎在津ノ唐船主共、資財ヲ寄附シテ創建セリ、

寛永十二乙亥年、向後唐船長崎湊一方ニ令往來、他處ニ到ル事一切御停止被仰出、若風難ニ遭テ

〔外蕃通書十明國書〕清平南王呈長崎奉行書

平南親王尚、致書長崎王殿下、六合同風、八紘非異、不穀作藩南服、無遠無邇、咸在懷柔、惟王茂德、綏此一方、令譽流聞、鳳儀廣著、毎用嘉歎、山川迥隔、通聞末由、想聲教相聞異地、蓋有同情也、茲因商船到貴國、嵩渤片言、用布悃忱、附致流金馬鞍全副、少引區々、惟鑒念之、

正

守重按ニ、平南王尚ハ廣東ノ尚可喜○（據東華錄、尚可喜康熙十六年卒、）ナリ、詳ニ清ノ平定三逆方略ニ出ヅ、（清ノ太祖ノ時、故明ノ將佐來歸ノモノ、尚可喜ヲ平南王ニ封ズ、廣東ニアリ、○中略）

權督兩省掛征逆將軍印伯劉進忠頓首拜

恭候台禧、

有副啓壹通、

副啓

貴國得日之本、山麗水秀、人物清華、有禮樂文章之風、兩王上莅位鈞衡、四海威附、群商雲集、寬弘雅度、翩々神僊、唐夏所景慕、有載、向因軍需孔亟、年遣敝員陳總兵授圖貿易、回述儀範、鐫心耿々、茲敝員乘熱再投、肇扁舟輕載、高厚自有招遠格外之恩、謹具不腆芹獻、忱微遙候藩禧、伏祈採納、曷勝光荷、

名別具

愼餘

守重按ニ、此書ノ年紀不可考ト云ドモ、此時久世大和守ヨリ弘文院（○林氏）ヘ與フル書ニ、長崎奉行ヨリ從平南王書簡到來候被差越候、和書註之、明日御城（江）可有持參候、以上、七月廿七日、久大和守、弘文院トアリ、是戊午ノ七月トアレバ、延寶六年戊午（康熙十七年ナリ）ナルナリ、

桂據雲南叛、耿精忠等合從起兵、(紀事、華夷變態)十三年、三桂稱擁立明主思宗第三子、而即位建元、遂自僭位、國號周、改元利用、(紀事引三桂傳)成功子經據臺灣、仍奉明正朔、稱永暦號、(紀事引成功傳)精忠據福建、連衡掠略、(紀事引精忠傳)聖祖發師伐之、十五年精忠降、十七年三桂殪、二十二年、鄭經子克塽降、天下歸一、(紀事)

〔野史二百八十五外國傳〕清

清建國、我未通聘、屬下諸州通交易而已、我寛文以來、通商舶者、南京中、蘇州、松江府、楊州、常州、崇明縣、鎭江、淮南、應天等府、山東中、萊州、浙江中、寧波、四明、台州、温州、舟山、普陀山、杭州府、福建中、福州、泉州、厦門、漳州、廣東中、廣州、潮州、蘇祿、南洋、碣石、衞惠州、海南、高州等通商者、北京、山東、山西、陝西、河南、湖廣、江西、浙江中、嘉要府、福建中、興化府、廣東中、韶州等諸州、及廣西、雲南、貴州四川等、(華夷通商考)

〔大清世祖實錄三十〕順治四年(〇我正保四年)二月癸未、以浙東福建平定、頒詔天下、詔曰、(〇中略)一東南海外琉球安南暹羅日本諸國、附近浙閩、有慕義投誠納款來朝者、地方官郡爲奏達、與朝鮮等國一體優待、用著懷柔、

〔大清世祖實錄四十七〕順治七年春正月乙丑、萬壽聖節、並謝襲封、附貢方物及歲貢、宴賚如例、李淏(〇朝鮮王)奏言、據議政府報云、倭子情形可畏、去年秋間、鞍揵使臣、出言不遜、驛館倭使、常以密書示通事、言詞甚謬、我國每年所與糧米、前皆運至屯中、令堆積驛館、似有所待、又云、伊國叛賊雜入漢商船內、出沒沿海地方、遣使我國言、洋船若漂至、即行執送、今有漢人船漂至不送乎、咫尺倭館、直爲解送上國、其蓄怨于我、比前必甚、前後事端、已成間隙、綢繆之計、不可不早等語、臣竊念、小邦自壬丁年之變、各處城郭皆壞、兵器不整者、蓋十有餘年、令覲校倭情形、萬分可慮、倘可警急、無計奈何、惟恃大國援兵、念東萊府距王京無十日之程、王京距帝都甚遠、當小邦奏請大國發兵之時、有何城郭器械可恃以待援兵、令欲修築訓練、以守禦之備、因前有旨禁止、不敢擅專、伏祈皇上體先皇帝存亡繼絶之仁法、古聖人先事預防之計、鑒察本內事情、指示勝算、使小邦得免殘破之患、幸甚、

國號

夫レ斯クノ如ク、彼我ノ交際、只貿易ニ止リテ、通聘ノ事ナシト雖モ、漂流人ノ如キハ、兩國互ニ之ヲ救ヒテ以テ國誼ヲ重ンゼリ、

〔野史 二百八十五 外國傳〕清

清、姓愛新覺羅氏、其先世發祥于長白山、有神鵲、銜朱果置天女佛古倫衣、佛古倫愛含入腹、遂有身、尋生一男、名曰布庫里雍順、居長白山東俄漠惠之野俄朶里城、國號滿洲、其後有范察者、依鵲瑞免難、傳至始祖都督孟特穆、孟特穆居虎欄哈達山下赫圖阿喇地、生子充善、充善生子錫寶齊篇古、錫寶齊篇古生都督福滿、福滿生覺昌安、覺昌安居赫圖阿喇地、而生子塔克世、塔克世破滅碩色訥及加虎、始强盛、生弩爾哈齊、稱爲聰睿貝勒、其生年乃我永祿二年、(當明嘉靖二十八年)是稱太祖、生而奇異、善用兵、削平諸部、而統一之、軍威益張、始攻明、戊午年(我元和四年、明萬曆四十六年)、建元天命、三年決策伐明、連戰克之、始築城于界凡、而遷居、癸亥年、取瀋陽、定遼東、遷居遼陽、尋取廣寧、築城於遼陽之東太子河邊、創建宮室、往居之、名曰東京、又徙居瀋陽、丙寅年殂、歳六十八、先設牛彔額眞、造八旗隊、置理政大臣扎爾齊等、第八子皇太極嗣、是爲太宗、年三十五而立、改元天聰、是年伐朝鮮、擒國王李倧弟覺而遣歸、甲戌年、以瀋陽爲盛京、赫圖阿喇城爲興京、十年四月卽位、建國號爲清、改元崇德、伐蒙古、降朝鮮、屢攻伐明州郡、大闢土地、國勢稍張、癸未年殂、年五十一、(清三朝實錄採要)子福臨、以甲申年十月立、是爲世祖、奠鼎燕京、國仍號清、建元仍順治、(臺灣鄭氏紀事)順治元年、世祖令攝政和睿親王多爾袞爲將軍伐明、至山海關、明與三桂迎降、與合擊大敗李自成、共擒北京、明臣民迎降者多、九月入燕京、十月正位號、於是命多羅貝勒公土賴進攻福建浙江、(三朝實錄紀事)尋略定與泉汀邵漳州等地、(紀事引明季遺聞)鄭芝龍降、博洛挾而北焉、世祖數招諭鄭成功、不從、遂幽芝龍及其弟芝豹于寧古塔、(紀事引鄭成功傳)命世子濟度爲定遠大將軍、同多羅貝勒巴爾楚渾等、統大兵討成功、(紀事、實錄)而後屢遣將帥伐成功、辛丑年、成功遂入臺灣、(紀事引成功傳)立十八年正月殂、年二十四、(實錄)遺囑立子玄曄爲太子、釋服卽位、改元康熙、是爲聖祖、(實錄、紀事)四月、與三桂遂絞明主永明王、(紀事引求野錄)立十二年、三

古事類苑

外交部十五

清 粛愼 靺鞨 女眞 刀伊 附

清ハ、滿洲人愛新覺羅氏、明ヲ滅シテ建テシ所ノ國ニシテ、時恰モ我德川氏創業ノ際ニ當レリ、始メ德川氏ハ、明ノ福建總督等ト通信シテ、僅ニ彼國ト通交ノ緒ヲ開キシモ、明ノ滅亡スルニ及ビ、未ダ嘗テ清トハ通交セザリシガ、支那ノ商人ハ、是ヨリ前、明ノ季ヨリ盛ニ我國ニ往來シテ交易ヲ行ヒシヲ以テ、幕府ハ依然トシテ之ヲ許シ、寛永十二年、凡ソ支那船舶ノ我國ニ來ルモノハ、皆長崎ニ入ルベキコトヲ令セリ、當時彼我ノ貿易ハ次第ニ盛ナリシカバ、唐通事ヲ置キテ專ラ譯語ノ事ニ從ハシム、唐通事ノ事ハ、文學部外國語學篇ニ詳ナレバ、就キテ看ルベシ、尋テ元祿元年、長崎十善寺村ノ藥園ヲ平ゲテ、清人ノ居留地ト爲シ、以テ有司ノ監督ヲシテ容易ナラシム、當時貿易ノ主要品ハ、我ヨリ輸出スルモノハ、銅幷ニ海產物等ニシテ、彼ヨリ輸送スルモノハ、白絲、人參、朱、伽羅等ノ如キモノナリ、而シテ其貿易ノ價額ハ、貞享二年、銀六千貫ト定メシモ、相尋テ之ヲ增加シテ八千貫ト爲シタリ、然ルニ其後我國銅ノ出產漸ク減ジテ、歲額ノ輸出ヲ爲スヲ得ズ、長崎ノ商業モ隨テ衰ヘテ、密貿易ノ弊大ニ起リシヲ以テ、新井白石ノ議ニ本ヅキ、正德五年正月、新制ヲ布キ、清商來舶ノ艘數ト銀高トヲ限リ、其積ミ來ル所ノ荷物ハ、必ズ悉皆之ヲ我國人ニ買ヒ求メシムルコトヽ爲シ、信牌ヲ製シテ、船一隻ニ一枚ヲ與ヘ、嚴ニ密貿易ヲ禁ジタリ、

古事類苑

外交部十五

清　肅愼 刀伊 附 靺鞨　女眞

山崎權八郎殿

之儀は劉國賢々錦舍江遣し申候書簡之寫に御座候、私共儀者順風御座候ニ付、同十四日出船仕申候、此外別に他之儀如何樣とも承不申候、

右之通、唐人共申候ニ付、書付指上ゲ申候、以上、

午六月廿三日　唐通事 彭城仁左衛門　同 柳屋次左衛門　同 林道榮　同 潁川藤左衛門

同 東海德左衛門　同 林甚吉　同 西村七兵衛　同 湯三郎右衛門　同 彭城久兵衛

〔御當家令條十六〕從長崎注進覺

二番船之唐人申候、唐土者唯今亂世に成、合戰有之候、子細者、雲南慶州兩國之王呉三桂と申者、此已前崇禎帝〇明毅宗第三之皇子を、三歲之時隱置、當正月即位、天子に取立、周啓元年と年號を改、五十萬騎を催し、南京を攻、其後韃靼王居城江取掛申筈に候、又江東之平南王靖南王も、呉三桂と一味仕、廿五萬騎宛の勢を催し、是も南京攻に參候、たかさごの錦舍も拾萬騎に而、九千艘之兵船を催し、是も南京攻に參候、漸南京口を攻取、北京江攻入筈ニ候由風聞仕申候、以上、

六月

當月八日之書狀、到來、從大明之使者黃徵明持之書翰二通、幷其方江差越候書翰一通、何茂和解相添被差越候、其外黃芳欽口上、別紙之覺書も令披見候、然者黃徵明、下として上を計らひ、加勢之儀に付捧書翰、輕々敷義申越候、如斯成義、卒爾ニ江戶江言上仕事、罷成事に而無之由具に申聞、早々歸帆可被申付候、恐々、

戌九月廿一日　阿對馬守
阿豐後守
松伊豆守

馬場三郎左衛門殿

軍兵三千七百餘人、打取斬棄、その外は數をしらず、總じて敵の舟海上に浮物、一千三百餘艘也、海賊に仰付て、夜晝を限らず所々の合戰、或は舟に乘損じて海上に沈物甚多し、さる間合戰最中、奇特神變不思議の事一廉ならず、敵の舟において雨風震動す、雷とゞろき、霰降、大寒手こゞへて、打物の束もにぎれず、氷死するもの其限を不知、就中に奇瑞には、合戰難儀の時節、いづくよりとはしらず、大船四艘、錦の旗三流差たるが、大將とおぼしきは女人也、其力量べからず、蒙古が舟に乘移て、軍兵三百餘人手取にして海中に投入了、大將蒙古が弟、其外以下、谷の物廿八人、少々は即時に斬棄、相殘七人は、上意によてのぼすべし、廿七日半夜過程に、異國の殘の兵ども皆々引退、蒙古打死と風聞す、其說未定也、その外、敵の舟ども、七月二日悉退散仕ぬ、如此急速に落居、併神明の威力に仍也、上樣の御運も殊目出畏入候、委細猶略して注進狀如件、

七月十五日　　　　探題持範 判

雖末代、神明威力、吾國擁護顯然也、此注進狀正說也、

〔續善隣國寶外記〕天使謝用梓呈本光禪師

禪師博通古今、予一見而即知、雖求之中國、亦罕有者、予謂貴國多僧、雖習文字、恐如禪師者不易得也、敬服々々、其相見禮節、自有一定規矩、但今初議和之時、遽勞以升降揖遜之繁、恐殿下不堪、若殿下明睿、高賢禪師一點化之、欣然如中國禮儀、則重天朝者乃所以自重也、倘不以爲然、亦不必强之、姑待冊封之日、先頒儀注、諒能樂從也、承敎意、即達謝使也、

〔華夷變態五〕拾壹番東寧船之唐人共申口

一私共船之儀、六月朔日に東寧ゟ出船仕候處に、東北の大風に逢申、同六日に無是非厦門江乘入れ申候、其後順風無御座候ニ付、同月十三日迄彼地逗留仕罷在候內に、內々錦舍ゟ劉國賢を總大將にて攻させ申候、海澄縣之城、六月九日之晚に攻落し申候由、劉國賢ゟ錦舍方江告來申候、委細

○按ズルニ、宇治ノ黄檗山ハ、明僧隱元之ヲ創立セシ以來、世々彼國ノ僧此ニ住持ス、事ハ釋教部ニ詳ナリ、

〔看聞日記〕應永廿六年五月廿三日、抑只今聞、大唐國南蠻高麗等、日本ニ可責來云々、自高麗告申云云、室町殿〇足利義持御仰天、但神國有何事乎、　六月廿五日、抑大唐蜂起事有沙汰云々、出雲大社震動流血云々、又西宮荒戎宮震動、又軍兵數十騎、廣田社ヨリ出テ東方へ行、其中ニ女騎之武者一人、如大將云々、神人奉見之、其後爲狂氣云々、自社家令注進伯二位〇白川資忠馳下尋實否云々、異國襲來瑞相勿論歟、又廿四日夜、八幡鳥居、風不吹ニ顚倒了、若宮御前鳥居也、さゝやきの橋打碎云々、室町殿御參籠時分也、殊有御驚云々、諸門跡諸寺御祈禱事被仰云々、　廿九日、聞北野御靈西方ヲ指テ飛云々、御殿御戸開云々、諸社恠異驚入者也、唐人襲來、先陣舟一兩艘、已有合戰云々、大內若黨兩人爲大將、海上ニ行向退治、其以前神軍有奇端之由注進云々、　七月廿日、抑聞唐人襲來、既付薩摩之地、國人合戰、唐人若干被討、國人も被伐云々、唐人中ニ有如鬼形者、以人力難責云々、浮海上異賊八萬餘艘之由、大內方へ先注進到來、自探題注進者未到云々、　廿四日、薩摩ニ付異賊蒙古云々、　八月十一日、抑唐人襲來、六月廿六日、於對馬少貳大友菊池以下合戰、異賊打負若干被討、大將軍二人生捕云々、大風吹唐船數多破損入海了、凡唐船二萬五千艘云々、生取大將兵庫ニ來、去六日、注進到來云々、天下大慶、室町殿御悅喜、公武人々參賀鼓噪、仙洞へも同賀申云々、昨日門跡執柄大臣以下、大略參賀云々、雖末代、神慮之至、不思議也、　十三日、抑異國襲來事、去六日探題注進狀、不慮披見、記之、

提言上

抑六月廿日、蒙古高麗一同に引合て、軍勢五百餘艘對馬島に押寄、彼島を打取之間、我等太宰少貳が勢許にて、時日をうつさず浦々泊々の舟著にて、日夜之間合戰を致之間、敵御方死する物其數をしらず、既難儀之間、九ヶ國の軍勢を相催、同廿六日、各手をくだき、安否の合戰を致之間、異國の

而然矣、其意蓋在充擧義兵以圖恢復之用也、然時不至而終、可惘哉、

〔先哲叢談 二〕陳元贇、字義都、號既白山人、明國虎林人、避亂歸化、客于尾藩、

元贇不詳其履歷、蓋生于明萬暦十五年、崇禎進士弗第云、及其國亂、逃來此邦、遂應徵至尾張、乃後時時入京、又來江戶、與諸名人爲文字交、初萬治二年、於名古屋城中與僧元政始相識、契分尤厚、其平生所唱酬者、彙爲元元唱和集、行于世、〇中略

元贇能嫺此邦語、故常不用唐語、〇中略

元贇善拳法、當時未有此技、元贇創傳之、故此邦拳法以元贇爲開祖矣、

〔和漢寄文 二〕唐僧招待之儀付、從黃檗山唐國江遣候書翰寫、元祿十五年

久仰盛名、徒切覺望、自愧薄緣、未獲覿面、每聞座下繼席祖廷、大振門風、德被寰中、名著海外、足爲季代之典型、何幸祖廷得座下出現、歸然若魯靈光、誠不愧爲國師之嫡孫也、但安 與座下源流同派、形蹟相左、只得西向古檗峯臨風側耳矣、陳者安 奉上旨主法黃檗已閱七春秋矣、年來聖恩隆渥、超出諸方、曾蒙欽賜紫衣、加以特發帑金繕修伽藍、寔祖山千古之光華也、安 熟思東西黃檗、廼國師隱老祖開法道場、爲兒孫者、當以協心竭力、遞相撑支、掘起門廷、況國師老人有囑語、祖山佗日主法、苟無其人、當往吾唐招衆補住、但目今山中唐侶、多爲晨星、法道奈何、以故切稟招衆之意、特蒙上旨、許招四衆、此擧非啻有賴于法門、兼有光於從上也、惟冀座下念其同本連枝、祖道鼎重、代擇超格衲子四位、過來相佐、日後囑累大法、彙陸續繼住祖山、不惟國師兒孫滔滿于兩國、永使濟下法脈流通于萬世者也、若問玆方景況、上自王臣、下及庶民、特崇佛法、不異梵華、而況重文章、尙忠義、至于傖孃之徒、謀利之僧、俱用不著矣、萬望座下敢煩大手眼、選擇有志賢衲子、文質邁倫、機用超格、已登壇受具、樂然而至、則皆座下之大賜焉、千里求賢、意在眞切、惟祈體悉、餘付諸主舌端、耑此冒瀆、併候法體萬福、臨函無任、仰望之至、

右啓上

福唐黃檗堂頭檗翁大和尙 電覽

大國主父母至眷

得拜尊顏、喜躍之至、蒙賜凉衣二件、內一件絹緞、感恩萬萬、卽便辭歸江戸、後再拜、

大明國北京　王翼百拜 書判

五月廿三日

唐人王翼拜別 書判

大國主父母樣

〔先民傳 下 流寓〕穎川入德、浙之杭州人也、姓陳、名明德、少習儒、嘗明朝屢試不第、退而歎曰、士君子不得爲良相、願爲良醫、輙改業于醫、慶安年中、航海來崎、起死回生、數有効矣、崎人留之不使歸梓、及聞强胡猾夏、遂斷歸心、乃更姓名穎川入德、以從和俗焉、專於醫學、多所神悟、

〔長崎志 十〕長崎渡來儒士醫師等之事

浙江金華府人　醫師　陳明德

右ハ寛永四年渡來リ、長崎ニ住居ヲ願ヒ、姓名ヲ改テ穎川入德ト名付、醫業ヲ勤ム、今ニ至テ子孫長崎町醫ト成ル、

〔先哲叢談 二〕朱之瑜字魯璵、號舜水、謚文恭、明國浙江餘姚人、避亂歸化、客于水府、

舜水、家世官于明、父正、字存之、號定寰、爲總督漕運軍門、卒後贈光祿大夫上柱國、舜水生明萬曆二十八年、早喪父、及漸長從朱永祐張肯堂吳鍾巒學、遂擢恩貢生、尋累徵不就、以故被劾乃避之舟山、而始來此邦、移交趾、復還舟山、是時國祚既變、舜水知事不可爲、將之安南而風利不便、再來此邦、不久又還舟山、其意素在得海外援兵以擧義旗、乃三來此邦、而援兵不可得、去復至安南、欲尋歸故國以察民情、時淸既混壹四方、義不食其粟、四來此邦、終不復還、時萬治二年也、〇中略

舜水冒難而輾轉落魄者十數年、其來居此邦、初窮困不能支、柳河安東省菴師事之、贈祿一半、久之水戸義公〇光圀聘爲賓師、寵待甚厚、歲致餽褯、然儉節自奉、無所費、至人或訴笑其嗇也、遂儲三千餘金、臨終盡納之水戸庫內、嘗謂曰、中國之黃金、若用此于彼、一以當百矣、新井白石謂、舜水縮節積餘財、非苟

歸化

〔皇明從信錄十八〕己未（正統四年○我永享十一年）四月、倭寇浙東、○中略宣德末年、海防叠備、賊不得間、貢稍如約、遂許夷至京師、宴賞市易、侈恣其欲、已而備禦漸疎、是年寇大嵩、入桃渚、官庾民舍、焚劫一空、驅掠少壯、發掘塚墓、束孫兒竿柱上、沃之沸湯、視其啼哭、拍手笑樂、捕得孕婦、忖度男女、刳視中否、爲勝負飲酒、荒淫穢惡、至有不可言者、積骸如陵、流血成川、城野蕭條、過者隕涕、於是朝廷下詔備倭、命重帥守要地、增城堡、謹斥堠、修戰艦、合兵分番屯駐海上、寇盜稍息、

〔先民傳上〕自叙

盧氏之先、爲姜齊太公後、裔嘗食采於盧、因氏焉、世居范陽、所謂范陽盧氏是也、中世徙居南劒、子孫聯綿、延至高祖君玉、當朱明時、生閩延平、萬曆中、航海來崎港、流寓多時、崇禎四年回明而歿、君玉於元和八年生曾祖于崎、幼名二孫、後稱庄左、十歲失父、鞠育慈闈下、幼善華音、及長命譯事、○譯事一本作譯職告老退、貞享三年病卒、

〔先民傳（上學術）〕劉宣義、字耀哲、其先閩人也、遠祖有恒、移寓日本、宣義爲人博聞好學、且能華音方言土語、無不通曉、年十餘歲、擢譯、以博物著、

〔伊達氏四代治家記錄（三十三貞山公）〕寬永四年五月廿二日丙子、明人王翼、近日江戶ニ歸ルニ就テ登城、一書ヲ捧グ因テ御目見仰付ラレ御帷子二（內一領綿一）ヲ賜フ、又翌日御禮トシテ登城、禮書ヲ獻ズ、其ニ左ニ載ス、

主公（○政宗）陣戰高麗國、時連勝三陣、連下三城、威振中華、德流海宇、我大明國聞主公文武雙全、英雄蓋世、令孩提之童不敢夜啼、是主公之名、我大明國如雷灌耳也、今（王翼）逃難貴國、每齋戒沐浴、虔誠禮敬、趨奉主公殿前、而不敢懈怠也、實乃主公威武德澤流芳中國、其所感人者深矣、是主公眞（王翼）之天地父母、

五月廿二日

籍聽理、遣給事中杜汝禎往福建、會巡按御史陳宗夔訊喬等、併覈執事、汝禎、宗夔劾紈聽信袁回、柯喬盧鏜擅殺無罪、皆當死、奏下兵部、尚書丁汝夔如其議、上帝從之、命喬鏜繫福建按察使待決、紈恚自殺、士論惜之、遂罷巡撫御史不復設、　三十一年夏四月、倭寇犯台州、破黃巖、大掠象山定海諸邑、汪直者徽人也、以事亡命、走海上爲舶主渠魁、倭人愛服之、倭勇而戇、不甚別死生、每戰輙赤體、提三尺刀舞而前、無能悍者、其魁則皆浙閩人、善設伏、能以寡擊衆、大群數千人、小群數百人、而推直爲最、徐海次之、又有毛海峯、彭老生、不下十餘帥、列近洋爲民害、至是登岸犯台州、破黃巖、四散象山定海諸處、猖獗日甚、知事武偉敗死、浙東騷動、秋七月、廷議復設巡視重臣、以都御史王忬提督軍務、巡視浙江海道及興漳泉地方、忬巡撫山東、聞命即日至浙、度所治軍府皆草創、而浙人柔脆、不任戰、所受簡書輕、不足督率吏士、乃上疏請假事權、誅賞得便宜、且欲嚴內應之律、寛損傷之條、勅撫勿拘、從之、改巡視爲巡撫、忬乃任參將俞大猷、湯克寛爲心膂、徴狼士諸兵、及募温台諸下邑桀黠少年、分隷諸將、布列瀕海各鎭堡、嚴督防禦、浙人恃以無恐云、

〔皇明從信錄十四〕

己亥（永樂十七年、應永二十六年）○（我）夏鎭守遼東左都督劉江、大破倭寇于望海堝、封江爲廣寧伯、江初至遼東、巡視諸島、相地形勢、請于金州衞金線島西北之望海堝築城堡、立烟墩瞭望、蓋其地特高、可望諸島、寇所必由、實爲濱海襟喉之地、一日瞭者言、寇將至、江亟遣馬步官軍赴堝上小堡備之、翌日倭賊二千餘、乘海艦直逼堝下、作蛇陣以進、一賊貌甚醜惡、揮兵而前、江令犒師秣馬、略不爲意、以都指揮徐剛伏兵于山下、百戶姜隆帥壯士潛燒賊船、截其歸路、乃與之約曰、旗舉砲鳴、伏兵奮擊、不用命者、以軍法從事、既而賊至堝下、江被髮作眞武狀、舉旗鳴砲、伏兵盡起、繼以兩翼而進、賊衆大敗、奔櫻桃園空堡內、我師追而圍之、將士皆奮勇、請入堡勦殺、不許、特開西壁以縱之、仍分兩翼夾攻、生擒數百、斬首千餘、間有潛脫而走艪者、又爲隆等所縛、無一人得脫、事聞、上勅賜褒美、封江廣寧伯、食祿一千二百石、子孫世襲、將士有功者陞賚有差、自是倭寇不敢出沒海上、屏息數十年、

廟、宣捷受賀云、

〔明朝紀事本末五十五〕沿海倭亂

嘉靖二十五年、倭寇事台、自罷市舶後、凡番貨至、輒主商家、商率爲奸利、負其責、多者萬金、少不下數千、索急則避去、已而主貴官家、而貴官家之負甚於商、番人近島、坐索其負、久之不得乏食、乃出沒海上爲盜、輒構難、有所殺傷、貴官家患之、欲其急去、乃出危言撼當事者、謂番人泊近島、殺掠人、而不出一兵驅之、備倭固當如是邪、當事者果出師、而先陰洩之、以爲得利、他日貨至、且復然、如是者久之、倭大恨、言挾國主貨而來、不得直曷歸報、必償取爾金寶以歸、因盤據島中不去、並海民生計困迫者糾引之、失職衣冠士、及不得志生儒、亦皆與通、爲之鄉導、時時寇沿海諸郡縣、如汪五峯、徐碧溪、毛海峯之徒、皆華人、僭稱王號、而其宗族妻子田廬、皆在籍無恙、莫敢誰何、巡按浙江御史陳九德請罷大臣兼巡浙福海道、開軍門治兵捕討、聽以軍法從事、從之、乃以朱紈爲右副都御史、巡撫浙江、兼攝福興泉漳、未至、而泊寧波台州諸近島者、已登岸攻掠諸郡邑、無算、官民廨舍、焚燬至數百千區、巡按御史裴紳劾防海副使沈瀚、守土參議鄭世威、因乞勅紈、嚴禁泛海通番、勾連主藏之徒、從之、紈乃下令禁海、凡雙檣艅艎一切毀之、違者斬、乃日夜練兵甲、嚴糾察、數尋舶盜淵藪、破誅之、因上言、去外盜易、去中國盜難、去中國群盜易、去中國衣冠盜難、遂觸暴貴官家渠魁數人姓名、請戒諭之、不報、於是福建海道副使柯喬、都司盧鏜、捕獲通番九十餘人以上、紈立決之於演武場、一時諸不便者大譁、蓋是時通番、浙自寧波定海、閩自漳州月港、大率屬諸貴官家、咸惴惴重足立、相與詆誣不休、諷御史周亮給事中葉鏜奏改紈爲巡視、未幾紈復上言、長嶼諸處大俠林參等、號稱刺達總管、勾連倭舟、入港作亂、更有巨奸、擅造艅艎、走賊島爲鄉導、躪海濱、鞫論明確、宜正典刑、章下兵部、侍郎詹榮覆奏、中國待外裔、不以向背責之、以昭天地之量、紈所論坐俱關重刑、乞下都察院覆覈、從之、於是御史周亮等劾紈注措乖方、專殺啓釁、因及福建防海副使柯喬、都指揮使盧鏜、黨紈擅殺、宜置於理、帝遂奪紈官、命還

山衛、犯崇明及常熟嘉定、三十三年正月、自太倉掠蘇州、攻松江、復趨江北、薄通泰、四月陷嘉善、破崇明、復薄蘇州、入崇德縣、六月由吳江掠嘉興、還屯柘林、縱橫來往、若入無人之境、忏〇汪直王忏亦才能有所為、未幾忏改撫大同、以李天寵代、又命兵部尚書張經總督軍務、乃大徵四方、協力進勦、是時倭以川沙窪柘林為巢、抄掠四出、明年正月、賊奪舟犯乍浦海寧、陷崇德、轉掠塘棲新市横塘雙林等處、攻德清縣、五月復合新倭、突犯嘉興、至王江涇、乃為經擊斬千九百餘級、餘奔柘林、其他倭復掠蘇州境、延及江陰無錫、出入太湖、大抵真倭十之三、從倭者十之七、倭戰則驅其所掠之人為軍鋒、法嚴人皆致死、而官軍素慴怯、所至潰奔、帝乃遣工部侍郎趙文華督察軍情、文華顛倒功罪、諸軍益解體、經天寵並被逮、代以周琉胡宗憲、踰月琉罷、代以楊宜、時賊勢蔓延、江浙無不蹂躪、新倭來益衆、益肆焚毎自焚其舟、登岸劫掠、自杭州北新關西剽淳安、突徽州歙縣、至績谿旌德、過涇縣、趨南陵、遂達蕪湖、燒南岸、奔太平府、犯江寧鎮、徑侵南京、倭紅衣黄蓋、率衆犯大安德門及夾岡、乃趨秣陵關而去、由溧水、流劫溧陽宜興、聞官兵自太湖出、遂越武進、抵無錫、駐惠山、一晝夜、奔百八十餘里、抵滸墅、為官軍所圍、追及於楊林橋殲之、是役也、賊不過六七十人、而經行數千里、殺戮戰傷者幾四千人、歷八十餘日始滅、此三十四年九月事也、〇中略四十年、浙東江北諸寇、以次平、〇中略明年十一月陷興化府、大殺掠、移據平海衛不去、初倭之犯浙江也、破州縣衛所城以百數、然未有破府城者、至是遠近震動、亟徵俞大猷戚繼光劉顯諸將合擊破之、其侵犯他州縣者、亦為諸將所破、福建亦平、其後廣東巨寇曾一本黄朝太等、無不引倭為助、隆慶時破碣石甲子諸衛所、已犯化州石城縣、陷錦囊所神電衛、吳川陽江、茂名、海豐、新寧、惠來諸縣、悉遭焚掠、轉入雷廉瓊三郡境、亦被其患、萬暦二年、犯浙東寧紹台温四郡、又陷廣東銅鼓衛雙魚所、三年、犯電白、四年犯定海、八年、犯浙江韭山及福建澎湖東湧、十年、犯温州、又犯廣東、十六年、犯浙江、然時疆吏懲嘉靖之禍、海防頗飭、賊來輒失利、其犯廣東者、為蜑賊梁本豪勾引、勢尤猖獗、總督陳瑞集衆軍擊之、斬首千六百餘級、沈其船百餘艘、本豪亦授首、帝為告謝郊

百艘、廣東倍之、以九月會浙江捕倭、既而不行、先是胡惟庸謀逆、欲藉日本爲助、乃厚結寧波衛指揮林賢、佯奏賢罪謫居日本、令交通其君臣、尋奏復賢職、遣使召之、密致書其王、借兵助己、賢還、其王遣僧如瑤、率兵卒四百餘人、詐稱入貢、且獻巨燭、藏火藥刀劍其中、既至、而惟庸已敗、計不行、帝亦未知其狡謀也、越數年、其事始露、乃族賢、而怒日本特甚、決意絕之、專以防海爲務、然其時王子滕祐壽者、來入國學、帝猶善待之、二十四年五月、特授觀察使、留之京師、後著祖訓、列不征之國十五、日本與焉、自是朝貢不至、而海上之警亦漸息、〇中略又遣官齎勅封義持〇足利爲日本國王、時海上復以倭警告、再遣官諭義持勦捕、八年〇永樂四月、義持遣使謝恩、尋獻所獲海寇、帝嘉之、明年二月復遣王進齎勅褒賚、收市物貨、其君臣謀阻進不使歸、進潛登舶、從他道遁還、自是久不貢、是年倭寇盤石、十五年倭寇松門金鄉平陽、有捕倭寇數十人至京者、廷臣請正法、帝曰、威之以刑、不若懷之以德、宜還之、乃命刑部員外郎呂淵等、齎勅責讓、令悔罪自新、中華人被掠者、亦令送還、明年四月、其王遣使隨淵等來貢、謂海寇旁午、故貢使不能上達、其無賴鼠竊者、實非臣所知、願貸罪容其朝貢、帝以其詞順、許之、禮使者如故、然海寇猶不絕、十七年、倭船入王家山島、都督劉榮率精兵、疾馳入望海堝、賊數千人分乘二十舟、直抵馬雄島、進圍望海堝、榮發伏出戰、奇兵斷其歸路、賊奔櫻桃園、榮合兵攻之、斬首七百四十二、生禽八百五十七、召榮至京、封廣寧伯、自是倭不敢窺遼東、〇中略四年〇正統五月、倭船四十艘連破台州桃渚寧波大嵩二千戶所、又陷昌國衞、大肆殺掠、八年五月寇海寧、先是洪熙時、黃巖民周來保、龍巖民鍾普福、困於徭役、叛入倭、倭每來寇、爲之鄉導、至是導倭犯樂清、先登岸偵伺、俄倭去、二人留村中、丐食被獲、置極刑、梟其首於海上、倭性黠、時載方物戎器、出沒海濱、得間則張其戎器而肆侵掠、不得則陳其方物而稱朝貢、東南海濱患之、景泰四年入貢、至臨淸掠居民貨、有指揮往詰、毆幾死、所司請執治、帝恐失遠人心、不許、〇中略三十二年〇嘉靖三月、汪直勾諸倭大擧入寇、連艦數百、蔽海而至、浙東西江南北濱海數千里、同時告警、破昌國衞、四月犯太倉、破上海縣、掠江陰、攻乍浦、八月劫金

右條々所被加制止、堅固可守其旨、然所或就懇望輕其咎、或以當座之偏頗雖令赦免、追而不可有其隱之條、云犯人云役人、共可處嚴科、但於他國成敵之儀有加用捨事者、歸朝之時留置其身并錢物等、縦雖輕事、常爲後規可被加御成敗之旨宜承知、聊以不可有違背者也、

天文十六年二月廿日

加賀守源朝臣沙彌

下野守藤原朝臣

伯耆守平朝臣

安房守多多良朝臣

從五位下多多良朝臣

從五位下多多良朝臣

右ノ法度書ハ、讃州生島浦池水太郎兵衛、豫州能島衆ト相與ニシテ令渡唐故ニ、彼ガ家ニ在リ、古書ナル故ニ求置、今コヽニ記ス、

〔元史二十一成宗〕大德八年〇我嘉元二年四月丙戌、置千戸所戍定海、以防歳至倭船、

〔吾學編三十皇明四夷考上〕日本

國朝洪武二年、倭寇山東並海郡縣、又寇淮安、三年寇山東、轉掠浙東福建旁海諸郡、是年遣萊州府同知趙秩、賜璽書、諭其王良懷、

〔明史三百二十二日本列傳〕十六年〇洪武、我南朝弘和三年、北朝永德三年、倭寇金鄕平陽、十九年遣使來貢、却之、明年命江夏侯周德興往福建濱海四郡、相視形勢、衛所城不當要害者移置之、民戸三丁取一、以充戍卒、乃築城一十六、增巡檢司四十五、得卒萬五千餘人、又命信國公湯和行視浙東西諸郡、整飭海防、乃築城五十九、民戸四丁以上者以一爲戍卒、得五萬八千七百餘人、分戍諸衛、海防大飭、閏六月命福建備海舟

一國質所質停止之事
一舊借催促停止之事
一押買狼藉停止之事
一明州著津以後、刀杖武具於隨身不可有用捨事、
一持櫃手皮籠、任法令不可有大小事、
一日記箱者、荷物十駄以上、一箇宛可所持事、
一菜櫃拾人分一宛可所持事
一於自國他國津々浦々、非法之儀有申懸人、歸朝之時、經公儀可有其沙汰、於其所不可有滯留之煩事、
一歸朝之時、諸商賣人荷物、於何在所任心不可受用事、
一正使幷諸役者、自發足之朝至大明、宜禁酒、但病則許之、至從人水夫等不可耽盃事、
一船中幷處々旅泊、遊客女人等徘徊、堅可禁止事、
一正使諸役者無相談之外、叨以短書不經訴訟事、
一三艘客衆從人等、背諸役者之命致無禮者、堅可被處罪科、爲主人莫拘惜其罪人、
一爲諸役者有無道之成敗、令歸朝之時可直訴事、
一各上京之留守、唐人等、雖有如何程之族、可相待諸役者下向者也、若有背此旨輩、可被處嚴科事、
一對唐人等、於致口論鬪諍者、不謂理非、可爲日本人曲事、若唐人別而無道之事申懸儀有之者、則於諸役者之面前、可遂其意趣事、
一進貢意趣、公儀等事、對唐人等不可及言語、同私筆談停止也、但到醫學儒學等稽習者、非制之限事、
一四艘船頭等可上京、晝夜堅固可守船邊事、

ノ年ニ當ル、其國々ハ、薩摩、肥後、肥前、博多、長門、石見、伊豫、和泉、紀伊ノ賊船ナリ、四國伊豫ノ能島、來島、院島ノ氏族將帥ト成テ、諸州ヲ誘キ來ラスルモノ也、コノ比ハ日本國スデニ亂テ、諸州コモゴモ地ヲ諍ヒ、日々ニ戰闘ノ難アレバ、國ノ用ヲ措テ、他邦ニ出ル事ヲ得ズ、唯海島ノ賊船ノ集リ寄テ力ヲ合テ外洋ニ出テ、其海邊ヲ侵スモノ也故ニ異邦人コレヲ名ヅケテ西南ノ倭ト云也、コノ時、我國ノ賊船、各八幡宮ノ幟ヲ立テ、洋中ニ出デ、西蕃ノ市舶ヲ侵シ掠メテ、其財產ヲ奪フ、故ニ其賊船ヲ稱シテ八幡船ト呼也、大內政弘ノ時ニ、倭ノ海賊朝鮮ニ涉テ、全羅道ノ海邊ヲ犯ス、朝鮮王コレヲ拒ク事ヲ得ズシテ、其憂ニ不堪、卽和寇ニ和ヲナシテ、其賊船ニ王ノ璽印ヲ出シ、期ヲ約シテ來ラシメ、賊船ノ大小ヲ計テ財ヲ與フ、其財物ヲ得テ、海港ニ據テ異邦人ニ相遇テ交易ヲナシ、彼我貨利ヲ得テ、互ニ相親ム事已ニ厚シ、

〔南海通記　二十〕渡唐船法度條々

一船中新礒不可有懈怠事、
一三艘出船、並於洋中一乘一俱之事、
一船中並對異域人喧嘩口論之族、計罪輕重可成敗之事、
一日本人成敗ノ儀、可任大唐之法度事、
一於罪科人出來之時者、以衆評正輕重可行罪事、
一博奕其外大小共勝負可爲禁制之處、於違背之輩者雖爲何在所、放其身、至賎者可令沒收事、
一銅錢至大唐不可隨身事、
一公私共、銅荷一駄前一駄之事、
一舊錢箱配當之時、任諸役者裁判、諸人不可及違亂事、
一客衆人類於役者無存知人者、見出次第可追放布船中事、

守重ニ拔ニ、鄭經ハ成功ノ子ニシテ、克塽ガ父ナリ、明ノ永曆十六年清康熙元年五月、明延平郡王招討大將軍國姓成功臺灣ニ卒ス、六月子經嗣位、故明永曆三十五年正月鄭經臺灣ニ卒ス、次子克塽嗣位、所謂鄭泰ハ永曆十二年、日本ニ援ヲ請モノナリ、

明戶部尙書鄭開爺致長崎譯司書寬文二年十月廿三日來着、二年十月廿三日一本作三年七月廿三日、

太子太保戶部尙書同安伯鄭致札于日本國長崎鎭諸位老爺執事先官傳兄、歷年與販商艘、與貴國交通貿易、深荷諸台臺秉信仗義、意氣交孚、雖水天一方、無時不神縈左右也、緣年來敝國紛擾、凡發到各船、商販資本、每年約量帶回、餘悉寄貯貴庫、賴諸台臺代爲炤管扃鑰、每念高誼、感不去心、詎意先薾第、捐館、逆任錦稱弱愚昧、聽奸宄簸弄、垂涎微貲、覬圖呑倂、於六月初八日佯請先官傳兄入臺〇入臺恐誤計事、設局陷害、所有重貲俱被掠去、仍跟尋歷年敝任事之人、如家表洪未舍與黃與老、陳震老、蔡賢等、槩被羈禁、不佞幸在語島、得免於難、乃率所部水陸全歸附屬淸朝、會兵致討、玆聞逆錦將未舍等家眷兜留爲質、仍遣蔡政監押前來、及舊任事張允、同爲作祟、巧調奸計、希圖混取先兄及弟寄帳、不思先官傳兄被害、貴國所仝惡、而共憤者、如前年紅夷劫掠陳軫船貨、尙荷追究、矧明白寄帳、豈容奸賊冒退耶、未舍等橫受迫脅、計出無奈、言不可聽、業修函于貴王上、更新爲綏頫、是望、獲二娘乃林賢顏若張榜楊晃等來在未變之先、二娘任事日久、忠厚可信、諸事幸聽主裁、欲令暫留貴國、新啓請從使加意、炤管所原寄銀兩、及今年林賢顏若等所賫銀兩、俱囑二娘分發、仍舊安頓、俟來年事局平定、當委的人前來交領、方見諸台臺肝膈至情、始終不渝、佩德事有旣裁、凿達、

名正具

左冲

〔南海治亂記五〕豫州能島氏使大明國記

明世宗帝嘉靖年中ニ、倭ノ賊船大明國ニ入テ其邊境ヲ侵ス事アリ、是倭ノ後奈良帝ノ天文弘治

貞吉、叨世勛之賜、李、恩重分茅、效文忠之祚明、情深復且○且、恐土誤馬嘶塞外、肅愼不敢餘兇、虜在目中、女眞幾無剩孽、緣征伐未息、致玉帛久疎、仰止高山、宛壽安之在望、溯洄秋水、悵滄海之太長、敬勒尺函、稍伸丹悃、爰賫幣篚、用締縞交、舊好可敦、曾無趦居任于今復往、中興伊邇、敢望儕桂栝如昔重來、文難悉情、辭不盡意、伏祈鑒炤、可任翹瞻、

成功載拜愼餘

守重按、夏夷變態ニ、此書萬治元年七月十日長崎ヨリ到來、於殿中諸老前讀之、不及御返書、又云、傳説云、朱成功（成功ハ鄭官ナリ、戸一官ガ子ナリ、）不度々韃靼人ト戰テ利ヲ得タリ、既ニ南京ニ攻入ントスル折節、敗軍シ、臺州ニ居ルコト能ハズ、敗軍ノ餘兵ヲ以テ雞籠國ハ攻入リ、阿蘭陀人ヲ追出シ、雞籠國ヲ押領ス、改テ東寧府ト號ス、毎年長崎往來ノ商船絶ユルコトナシ、數年ノ後、朱成功三十八歳ニテ病死ス、其子ヲ鄭經ト云フ、錦舍是ナリ、相續シテ東寧ニ居ル、

〔外蕃通書明國書十〕鄭經呈長崎奉行書

長岐王殿下、嗣封世子愼鄭經稽顙拜、恭候台禧、副啓壹通、啓比慕高徽、思相結納、緣隔部洲、通問不數、然萬里馳神、常懷耿々、恭惟長岐王殿下、才擅擎天、勳高沐日、已名外國、而達中土矣、間者逆宗鄭泰、撓撓匪徒、蒙我先大師平國公提拔恩養、重加委任、迄我先王、寵以戸官、軍興糧餉、一聽出入、帑藏啓閉、悉授管鑰、以至各港諸洋、貿遷資本、俱委管圖、以裕國計、此殿下二三執事所能通曉其始末也、詎意鷹不化服、雖思豕群、欲擅鑄山之權、私圖禍國之覺、前乘我先王賓天、密稱叛將黃昭謀逆、我遣李熊持書相通、陰行弑君之計、現有遺書可據、近又勾虜作逆、賣國求榮、經密訪情眞不得已、聲正其罪、以戒叛逆、茲鄭泰已伏罪自縊、其弟鄭鳴亦率衆叛去、削髮歸虜矣、緣稽查數籍、先王歷年所發、與鄭泰到貴國貿易之船、阻貨尙多寄積、茲特遣協理刑官柴政、敬致魚函、統冀炤察、取交原銀運回、以資恢勦逆虜之費、異日國朝中興、獲奏微績、皆殿下之賜也、臨風馳注、毋任翹企、不宣、

七月十一日　　　冲　　　名具正幅

以賈爲業、不仕而終、（參取七左衞門訴狀、鄭道順訴狀、）

〔長崎志十二〕國姓爺使者船來著ノ事

一萬治元戊戌年六月廿四日、臺灣ヨリ國姓爺爲使者舟一艘百四拾七人乘組著船ス、國姓爺（和唐唐一本作藤内是也）平戸出生ノ唐人、其父ハ鄭芝龍、其子鄭成功ト云、其頃唐國十四五年以前明朝亡テ、清朝ニ一統セシ處、其王孫等福州邊ニ流落シテ、明代ニ再復セシメントノ計略專ラ也、右ノ鄭成功是ヲ傳ヘ聞テ唐國ニ押ワタリ、變ヲ伺ハンタメ、先ヅ臺灣ニ居城ヲカマエ、福州ニワタリテ、左所ト云處ニ大屋形ヲ建テ居館トシ、明朝再復ノ荷擔ヲナサントス、ヨッテ諸方ニ隱レ居タル明朝ノ舊臣等聞傳ヘ慕ヒ來リテ、其幕下ニ屬スルモノ數ヲ知ラズ、遂ニ明朝ノ親戚ノ如ク推尊ビ、歷代明朝國姓ノ朱氏ヲ冠ラシメテ、國姓爺ト稱シアガメテ、左所ノ屋形ヲ廈門ト稱セリ、（大屋形ト云フ號也）後年迄此處ヲ廈門ト云傳ヘリ、右陣中ノ事ナル故、日本ヨリ援兵ヲ乞請度トノ使者船、獻上物ヲ捧ゲ來レリ、此旨江府言上有之處、決シテ御許容無之、持チ來リシ獻上物等一切御受用無之、九月十二日令歸帆ラル、但此國姓爺、夫ヨリ數年挑ミ戰フトイヘドモ、遂ニ不得勝利、臺灣ニ蟄居ス、其子克塽、其子錦舍ニ至リ、清朝ニ降參セシト也、

〔外蕃通書（十明國書）〕明招討大將軍鄭成功上書（載華夷變態）

欽命總督南北直省水陸演上官義彙理餉節制勳鎭賜蟒玉尙方劍便宜行事掛招討大將軍印總統使國姓成功頓首拜、啓上日國上將軍麾下、伏以洲同贍部、就一水以判東西、境邇蓬萊、連三島而襄天地、城占爲雷之位、光拂若木之華、百篇古文、蚤得嬴秦之僊使、歷代列史、並分上國之車書、道不拾遺、風欲追乎三代、人重然諾、俗尤敦於四維、恭惟上將軍麾下、才擅擎天、勳高浴日、鑄六十五州之刀劍、雌雄爲精、服五百一郡之版圖、礫砂皆寶、文諧丹府、屢有表使至金臺、釋輔儒宗、再見元公參黃檗、雖共臨乎覆載、還獨莫（○莫恐異誤）其山河、成功生於日出、長而靈從、一身繫天下安危、百戰占師中

鍋島信濃守殿

〔臺灣鄭氏紀事上〕慶長十七年壬子、（明萬曆四十年）明鄭芝龍及祖官來謁幕府于駿府、幕府親問以外國事、芝龍獻藥品、（武德大成記、國史、武德編年集成、按祖官不詳何人、）幕府命館之長崎、（逸史）芝龍字飛黃、（鄭成功傳、本書曰、小名一官、按當時明人來我邦、率以名稱某官、一官一二排行之類、官稱謂若郎之類、猶唐人五郎三郎稱也、爲小名者、恐誤、故不取焉、）後號飛虹將軍、（武經開宗、華夷變態、）泉州南安縣石井巡司人也、父紹祖、芝龍兄弟四人、仲芝虎、叔鴻逵、季芝豹、伯爲芝龍、芝龍生而姿容秀麗、（鄭成功傳）稍長膽智材略過絕儕倫、時人或以戚繼光擬之、（往談）頗有文才、（自作文祭陳謙、事見于下、）吹彈歌舞無所不解、（往談）紹祖嘗爲泉州太守蔡善繼庫吏、芝龍時十歲、戲投石子、誤中善繼額、善繼禽治之、偶見其容止、笑曰、後當貴而封、釋而不問、（明紀事本末、鄭成功傳、）嘗失愛于紹祖、紹祖怒逐之、芝龍奔海船、而父怒未解、船刻期揚帆、乃懇巨商共往海外、（往談）遂來本邦、（鄭成功傳）時年十八、（往談）居肥前平戶、（南塾乘、華夷變態、華夷變態曰、實歷爲業、按芝龍至駿府、與居平戶、歲月前後不可得而詳、姑係于此、）稱平戶老一官、（琉球事略）後乘商船數來往本邦、（長崎夜話草、○中略）

是歲（○寬永七年）芝龍請迎其妻子于本邦、本邦許而遣之、（華夷變態、南塾乘、長崎夜話草、是歲據鄭成功傳、○中略）而妻及七左衛門猶留本邦、（華夷變態、七左衛門據其訴狀、南塾乘曰、及芝龍貴、妻封國夫人、）成功時年七歲、（鄭成功傳、按華夷變態曰、時年十七、而以成功卒年推之、與此條七歲之文年紀相合、則變態之說誤矣、）七左衛門纔二歲、（據七左衛門訴狀、正保乙酉前年年十六、文推而書之、）後芝龍及成功贈書數招母子、母子自平戶詣長崎、然以七左衛門幼辭而不赴、正保元年甲申、七左衛門年十六、以年漸長、成功強而迎之、芝龍妻謂七左衛門曰、良人及汝兄數欲相迎、然我憐汝幼辭之數矣、今汝稍長而不往、恐使汝失父兄之懽、今止汝于此、我將從其請詣彼地、請良人托每歲來舶贈銀、以爲資給、縱令我身不全無足顧、遂請航海于幕府、幕府許之、翼年赴明、每歲贈銀于七左衛門、及後芝龍妻死節、七左衛門詣江戶、請赴明戮力成功滅清以報讐、幕府令七左衛門贈書成功達其意、七左衛門數托書于長崎成功舶、而成功船人貪縱頗私財貨、恐七左衛門赴明或發其事、故不達書、適會嚴有公（○德川家綱）薨、國哀多事、所志不達、還長崎而歿、子名道順復姓鄭、七左衛門之請滅清報讐也、道順亦欲共父赴明、而事不成、及父歿、正德中來江戶住吳服街、

鳥花天鵝絨　二十端　ピロウド　　雪白花綵綢　四十端　白サヤ

同人ヨリ正京皇帝ヘノ副狀ニ、皇帝親製勅書命兵部侍郎董徵明齎捧、以借勁兵云々、

隆武貳年捌月拾參日　是ニモ平虜ノ印アリ〇中略

同十月十七日、長崎ヨリ十月四日ノ書狀到來、其趣ハ、八月下旬、韃靼人閩中ヘ攻カケ、山賀關ヲ攻破ル、大明人不及戰而迎降ル、韃靼人延平ヘ攻入ル、唐王出奔江西之甘中、其后ハ自殺ス、或曰、爲韃靼被捕、八月廿八日、鄭芝龍福州ヲ避テ、舟ニ乘テ福州ヨリ三軍サカリ、海上ニアリ、王孫文武官、幷芝龍ガ妻子、皆乘舟奔泉州、陸路ニ一揆起テ濫妨スルユヘ、福州ノ落人、皆舟ニ乘テ逃去、官人ハ不及申、富民マデモ皆福州ニ逃レ出ヅ、貧民バカリ福州ニ殘リ留ル、韃人未入福州、而延平ヨリ九月二日三使ヲ以テ芝龍方ヘ遣シ、髮ヲソリ降參セバ、福建廣東江西三省ヲ芝龍ニアタヘ王トスベシ云々、芝龍返事ニ、髮ヲソラズ、我マヽニテソノマヽヲキ、三省ヲ領セシメバ降人トナリテ納貢スベシト云々、三使其通ヲ韃營ヘ告ベシトテ延平ヘカヘルト云々、

此狀到來ニ依テ、織部正庄兵衞、長崎ヘ被遣ニ不及也、山崎權八郎通事ヲ以テ、福州既ニ敗レヌル上ハ、加勢ノ沙汰ニ不及ト徵明ト申使者ニ申シ渡シ、進物者受納ニ不及可令歸國ト被仰出、其後ノ傳說ニ、鄭芝龍韃人ニ被欺降參ス、日本ヨリ被遣芝龍之妻ハ自害ス、芝龍ヲバ約束ノ領地ヲモアタヘズ、北京ヘ遣シ禁獄ス、唐王モ生捕ラル、

〔御當家令條十六〕一筆令啓達候、今度依大明兵亂、從平戶一官加勢之儀付而書翰數通到來、備上覽候處、書中之趣、御不審之條有之故、長崎江被遣上使、一官使者に樣子可被成御尋と被思召候處、當月四日之書狀從長崎來著、福州令落去、唐王幷一官儀、明退城中之由注進候、然上者不及御穿鑿候、此段在江戶之面々江も被仰出候間、其許江も可相達之旨、依之上意如斯候、恐々、

十月廿日　　右三人連判

ヲ試ルナリ、崔芝ハ芝龍ガ部將ナリ、

是ヨリ前、芝龍福建道ノ大將トシテ、毎年長崎商船ヲ遣スニ依テ、日本ヘノチナミアリト思ヒ、平戸ニ留置前ノ妻子ヲ福州ヘ呼ビ迎ンコトヲ請望ム、長崎奉行ヨリ井上筑後守ヲ以テ言上シケレバ、御許容有テ妻子ヲ福州ヘ遣サル、其子ハ即鄭彩ナリ、字成功、長崎ニテハ森官ト稱ス、芝龍歸國ノ後、平戸ノ妻、別人ニ嫁シテ子ヲ生ム、森官ガ異父ノ弟ナリ、此子ハ平戸ニ留ル、○中略

隆武二年ハ正保三年ニ當ル、其年ノ八月十三日、隆武帝ノ使者黃徵明渡海、日本ヘ加勢ヲ乞フ、鄭芝龍ガ書簡數通アリ、日本ノ正京皇帝ヘ二通、上將軍ヘ二通、王ヘ三通、各進物アリ、然ルニ徵明海上ニテ韃靼人ニ抑ヘラレ來朝スルコトアタハズ、故ニ小船ニ己レガ使者ヲ載セ、芝龍ガ書簡幷進物ニ徵明モ亦書簡ヲ添テ長崎ヘ到來ス、同年十月長崎ヨリ江戶ヘ注進ス、老中其趣ヲ言上ス、先考○林春齋於御前讀進ス、數日評議アリ、尾張紀伊ノ兩大納言、水戸中納言モ登城、右之書簡春齋ヨレヲ讀ム、阿部對馬守月番タルニ依テ、右ノ書簡ドモヲ預リ、毎日出納シ、毎度自ラ封ジテ漫ニ他見ヲ許サズ、故ニ寫スコトアタハズ、然レドモ毎日評議ノ席ニ侍ルユヘ、其大槩ノ趣ヲ先考自筆ニコレヲ書スコト如左、

一正保三年十月、二大師平虜侯爵鄭芝龍ヨリ正京皇帝ヘ進ル狀二通之內、一通ハ隆武皇帝ノ勅旨ヲ書付、周ノ鼓濮、唐ノ回訖ガ事ヲヒキ、勤兵ヲ借ント求候趣也、サキニハ兵五千トイヘドモ、其分ニテハ敵ニカケ申ガタキホドニ、猶モ多カリ度トノ旨也、勅書幷禮物ヲサヽグ、

隆武二年八月十三日、年月ノ間ニ太師平虜ノ印アリ、

大花異金緞　二十端　大紋金入ノドンス　双面色大緞　二十端　色ドンス

火花二綵緞　二十端　タビイ　大紅花京綾　六十端　緋リンス

大鳥素八絲　二十端　シユス　雪白花京綾　六十端　白リンズ

右崔芝ガ書二通、林高、高崎ヘ持來、江戸ヘ傳達、老中被備上覽、春齋〇林春齋於御前讀之、其後松平伊豆守依上意井伊掃部頭直孝宅ヘ行向ヒ、春齋讀之、

此時馬場三郎左衛門、山崎權八郎、長崎ノ兩奉行タリ、馬場ハ在江戸、山崎在長崎、而崔芝ガ書簡幷林高口上ヲ注進ス、井上筑後守長崎ノ事ノ取次役人ナリ、

正保二年己酉十二月

去月廿六日之御狀至來候、然ば林高持參之書簡幷林高申口之書物被披見候、大明兵亂ニ付、加勢幷武具之事申越候、御老中へ申候へば、日本と大明と勘合、百年に及て無之によりて、日本人唐へ出入無之候、唐船年來長崎へ商賣に參り候といへども、密々にて渡候由に候間、此度林高參り候て訴訟申候共、卒爾に言上申事にて無之之旨に候條、右之通申聞せ、早々林高歸國之樣に可被申渡候、恐々謹言、

正保三年丙戌正月十二日　　馬場三郎左衛門

井上筑後守

山崎權八郎殿

右上意ノ趣、松平伊豆守承テ、殿中ニテ春齋自筆ニ書之、御右筆衆モ不知之、〇中略

鄭芝龍、若年ノ時日本ヘ渡リ、肥前ノ平戸ニテ、履ヲ賣テ數年逗留ス、平戸一官ト稱ス、妻ヲ娶テ子ヲ生ム、其後妻子ヲバ平戸ニ留置テ、其身ハ本國ヘ歸ル、崇禎ノ初年ノ比〇寛永中ナルベシ、此時南海福州ノ邊ニ海賊起ル、芝龍モ海賊ニ接リ亂妨ス、其後崇禎帝ニ罪ヲ謝シ、官軍ト成リテ海賊ヲ悉平グ、名將ノ聞ヘアルニ依テ、飛虹將軍ト稱シ、福建道ノ大將ニ任ゼラル、凡夫ヨリ大名ニ成ユヘ明朝ノ厚恩ヲ報ント欲シ、福州ニ都ヲ立テ、韃靼ヲ平ゲテ、明朝ヲ再興セントス、然ドモ兵勢不足ナル故、日本ノ加勢ヲ請ントノ志アルニ依テ、先崔芝ガ方ヨリ書簡ヲ長崎ヘ遣シテ、日本ノ返事

自為宗記至齋字止、共四百八十七字、純全張、

右謹奏聞、

隆武元年〇我正保三年十二月十二日　　總督水師便宜行事總兵臣崔芝〇又見外蕃通書

〔外蕃通書十明國書〕又上書〇明總兵官崔芝、上書、載夏夷變態、

大明國欽命總督水師便宜行事總兵官前軍都督府右都督臣崔芝謹奏、為冒請堅申、以助恢復事、芝承王命總領水師、招討浙直、以復南北二京、現駐浙江舟江日出崇明縣金山衛、與虜相持、恨兵寡械乏、未奏全捷、竊慕日本大國威望隆赫、籠蓋諸邦、敬修奏本、請兵三千、一以聯唇歯之誼、一以報君父之仇、伏仰德威發兵、相助外緣、虜之長技以箭為先、芝軍固乏堅甲、戰輙受傷、因思日國之甲、天下共羨、以禦弓矢、如金如石、伏懇兪允准、芝平價貿易、甲貳百領、一同大國精兵、前來征戰、倘得成功、皆荷大德、統容竭誠厚報、事關激切、一併專差參將林高、齋捧謹奏聞、

自為字起至齋字止、共計壹佰捌拾玖字、紙全張、

右謹奏聞

隆武元年十貳月拾貳日　　總督水師總兵官前軍都督府右都督臣崔芝

〔海外異傳匡謬〕明招討大將軍延平郡王賜國姓朱成功世系圖

- 鄭達德福建南安縣石井人 — 鄭栖庭 — 鄭紹祖
  - 鄭芝龍 — 朱成功 — 鄭經
    - 全實稱田川七左衛門、住于長崎今町 — 鄭道順
  - 芝虎
  - 鴻逵
  - 芝豹

〔華夷變態一〕大明國欽命總督水師便宜行事總兵官前軍都督府右都督臣崔芝泣血稽顙〇中略

明遣臣求援於我

島主亦遣僧淸授附舟來謝罪言、前後侵犯、皆中國奸商潛引諸島夷衆、義鎭等實不知、於是宗憲疏陳其事言、洲奉使二年、止歷豐後山口二島、或有貢物而無印信勘合、或有印信而無國王名稱、皆違朝典、然彼既以貢來、又送還被掠人口、實有畏罪乞恩意、宜禮遣其使、令傳諭義鎭義長、轉諭日本王、禽獻倡亂諸渠及中國奸宄、方許通貢、

○按ズルニ、是ヨリ前島津家ハ、氏久ノ時既ニ明ニ使僧ヲ送リシ事、前條征西府ノ下引ク所ノ明史ニ見ユ、氏久ハ系圖ニ據レバ、嘉慶元年閏五月四日年六十ニテ卒セシ人ナリ、

〔續善隣國寶外記〕大明國欽命總督水師便宜行事總兵官前軍都督府、右都督臣崔芝泣血稽顙奏、爲國仇不共天地、隣誼可聯唇齒、敬竭請討之誠、以圖恢復之擧事、竊惟東西南北、開闢之界限甚明、治亂興衰、元會之循環遞變、四維盡撤、國乃滅亡、五倫未毀、運必聿興、我大明一統、開基遞運、三百餘紀、列后延祚、相承一十六君、主聖臣忠、父慈子孝、敦睦之風、久播于來享來王之國、仁讓之聲、奚止于我疆我土之封、去歲甲申數奇陽九、逆闖披猖、天催地缺、蠢爾韃虜、乘機恣毒、殪汚我陵廟、侵凌我境土、戕害我生靈、遷移我重器、天怒人怨、惡貫罪盈、今我皇上、神明天縱、乘龍御極、改元隆武、應運中興、親率六師、以蕩妖孽、命芝于肅虜將軍爵下、任芝以水師先鋒都督、芝荷重寄、誓不俱生、切圖弔伐大擧不禁、呼援隣邦環按諸列辟、有心者無力、有力者無餉、有餉者無舟械、恭惟日本大國、人皆尙義、人皆勇、人皆訓練弓刃、人皆慣習舟楫、地隣佛國、王識天時、我明人衆貨貿通、匪止一日、敬愛相將、不遠千里、芝葵心是抱、甚血有胸、欲盡主辱臣死之忱、難忘泣血枕戈之擧、特備奏楮、馳諸殿下、聊効七日之哭、乞借三千之師、伏祈迅鼓雄威、剋徹健部、舳艫渡江、載仁風之披拂、旌旗映日、展義氣之宣揚、一戰而復金陵、便叩半臂、再戰而復燕都、并藉全功、船械糧草、暨仰携來、報德酬勳、從厚往從、此普天血氣、共推日國斷鰲補石之平、而中華君臣、永歸日國山河帶礪之盟、瀝血披衷、翹望明鑑、芝不勝激切痛顙之至、爲此具本、專差參將高齋捧、謹具奏聞、

號令、誰敢可濫之乎、商客其念之、

元和二年五月日（○五月一本作六月、或作三年六月、）

〔南浦文集中〕呈大明天使書

日本國薩摩州刺史藤原家久、謹上書大明國天使兩老大人鈞座下、伏以天使奉詔命、不憚萬里鯨波、遠至於琉球小島、我雖未接光霽、望盛德於千里之外矣、先是華人茅國科在朝鮮與日本者三四年矣、我恭敬皇朝之餘、遣船并差喜右衛門尉送還於中華之地、未審國科勇健否、迄今令人起此思矣、今幸官船招喜右衛門尉、忻甚忻甚、想是兩地不通商舶者、三十餘年、頗以爲慊矣、恭惟天使兩老大人感我恭順之誠、自今以往、年年使中華商舶來於我薩摩州、阜通財賄、何幸如之、然則皇恩德澤、當永矢而弗諼矣、謹此拜獻金屏二雙、小篋三重二箇、伏乞各各笑納、臨楮不勝瞻戀、仰祈尊照、不宣、

〔南浦文集中〕與大明商客

大明泉州商客許麗寰留滯於我邦者、一寒暑矣、今年艤舟於我久志浦、回於大明、明年再渡之時、不幸而舟雖至他州里、使我一小吏至於此地、子亦待吏之至、以定器皿貨財之價、其自利利子者全無毫釐之差、是令子之志、而我之所望亦在茲而已、其盟之堅者金石膠漆、物莫能間、子其念之、

〔明史三百二十二日本列傳〕二月、（○嘉靖三十五年）罷宜（○楊宜）代以宗憲、以阮鶚巡撫浙江、於是宗憲乃請遣使諭日本國王禁戢島寇、招還通番奸商、許立功免罪、既得旨、遂遣寧波諸生蔣洲陳可願往、及是可願還、言至其國五島、遇汪直毛海峯、謂日本內亂、王與其相俱死、諸島不相統攝、須徧諭乃可杜其入犯、又言有薩摩洲者、雖已揚帆入寇、非其本心、乞通貢互市、願殺賊自效、乃留洲傳諭各島、而送可願還、宗憲以聞、（○中略）其浙東之倭、則盤踞於舟山、亦先後爲官軍所襲、先是蔣洲宣諭諸島、至豐後被留、令僧人往山口等島傳諭禁戢、於是山口都督源義長具咨送還被掠人口、而咨乃用國王印、豐後太守源義鎮遣僧德陽等具方物奉表謝罪、請頒勘合修貢、送洲還、前楊宜所遣鄭舜功出海哨探者、行至豐後島、

〔南浦文集中〕與大明福建軍門書

琉球國王尙寧上書大明國福建軍門老大人閤下、恭審小邦去日本薩摩州者、僅三百餘里、以故三百年來、以時獻不腆方物、修其鄰好、頃有不肖喬夫、緩其貢期、是故薩摩州進兵於小邦、小邦荒墟者、誠天之所命、而我亦以無苞桑之戒也、不幸而爲其俘囚、在薩摩州者三年矣、州君家久公、外好武勇、內懷慈惘、待我以待貴客之禮、禮遇之厚者、三年一心、加之送還我於小邦、於是吾民之歌於市、抃於野者、玆非幸歟、州君寄言於我、其之言曰、夫邦國在四方也、有金玉者、或不足乎錦繡、有粟米者、或不足乎器皿、若有餘而不散、不足而無聚、民用不足、而其貨亦腐、惟坐而待腐、不知通其有無、各得其所矣、日本非無金玉器皿、其土宜質素、而不及於中華之文質彬彬、是故使我參謀於兩國、一以使日本商船許以容之大明邊地、二以使大明商船來我小邦、交相貿易、三以使一遣使年年通其貨之有無者、匪翅富兩國人民、大明亦無爲倭寇嚴備兵衞矣、三者若無許之、令日本西海道九國數萬之軍進寇於大明、大明數十州之鄰於日本者、必有近憂矣、是皆日本大樹將軍之意、而州君所以欲通兩國之志者也、伏冀軍門老大人、於斯三者許一於此、我小邦大沐大明之德化、且遂日本之夙志、是亦天朝恤遠字小之仁心也、若然則永守藩職、無生貳心、遐方嚮化之念、沒世不忘也、伏楮伸鄙忱、仰祈尊炤、不宣、

〔外蕃通書九明國書〕薩摩守藤原家久示諭唐商文載異國日記

須知

我薩摩州與大明、雖隔萬里之修程、年々泊商船者、自古皆然、大明商客之所得而能知也、今日本有一將軍、發號於東西、施令於南北、日本風行草偃、是故置一官於長崎、使之招異朝之商船、以爲其所止之處矣、實因玆南商北賈指此地以爲要津矣、是今商客之所得而能聞也、自今以往、雖曰大明商船、其隨風而來於我薩州之地、頃刻不許繫船於我地矣、一將軍之素志不愆不忘、率由舊章、由是觀之、今雖令長崎爲商客之所止、後必泊商船於我薩州、以爲貿易所須之處、亦未可知也、商客姑俟之、今也一官之

越、幸幸謹拜狀、

〔京都將軍家譜 義晴下〕大永三年、細川右京大夫高國使宋素卿赴大明國、大内左京大夫義興以宗設爲使者、兼道先、素卿到事波府、爭先後、素卿賂於府吏而先謁、依此諍論、而罷市舶、

○按ズルニ、宋素卿及ビ宗設ノ事ハ、大永七年、足利氏遣明使ノ下ニモ見ユ、併セ考フベシ、

〔異國出契〕奏討

吾國在瀛海濱、而受中華之賜者、歲益久而德益流矣、漢魏以降、人皆讀周公孔子之書、知其道可尊也、是賜之大者也、迨于貨泉通行、莫不寶其寶矣、爰有曰朱素卿者、克通華言、吾善遇之、授之司農卿、令出入于公府、今有進貢之事、例遣三船、外別發四號船、以素卿爲其綱司、以源永春爲居座、乃幹厥蠱、其心欲吾都邑建孔子廟、敎民興學、庶幾俾是荒服移爲闕里、然而斯舉自非大都之恩惠、曷得成於公役、素卿通兩地之事、達二邦之情、可必開說吾所欲、仍帶刀劍貳千把遣之、枉賜恕容、不腆方物、謹具于后、伏望

大劍一口　貼金屏風一副　文臺　扇參拾把

〔豐薩軍記 一〕宗麟政務幷唐船渡海之事

大友家ハ、元祖能直ヨリ宗麟ニ至ル迄ニ二十代何レモ名將ノ譽高シト云ヘドモ、就中宗麟ハ前代倚賴ナキ豐筑肥六ケ國ノ騷動ヲ鎭メ、吾有トナシ、日州過半討隨ヘ、○中略芳聲扶桑ニ耀カシムルノミナラズ、大明ノ皇帝ヨリモ消息度々贈リ給リケル、其ノ禮ノ厚キ事國王ニ均シ、去ル天文十年七月廿七日、唐船豐後神宮寺ニモ著津シ、明人二百八十人來朝ス、明ノ肅帝○世宗ノ御宇ニ當レリ、同ク十二年八月七日、又五艘來ル、同ク十五年佐伯ノ浦ニ著岸ス、其後永祿年中ニ數回來ル、斯テ天正三年乙亥、臼杵ノ浦ニ著津ス、此時猛虎四疋、大象一疋、孔雀、鸚鵡、麝香、其外書卷ノ名筆、或ハ繪讃幷ニ綾羅、錦繡、伽羅、猩々皮ノ二十間ツヾキ以下、種々ノ珍寶ヲ相渡ス、

者周防守殿ゟ可被仰入候、去月廿五日書狀相認、周防殿江進置候、定而可相達と存候、猶期後音不能詳候、恐惶謹言、

六月十二日　金地院

酒井雅樂頭樣

三〇 以下人略

〔羅山文集 十二 外國書〕答大明福建都督 代末次政直、寬永二年作、

日本國長崎鎭官末次平藏政直奉復狀欽差總督福建道巡撫都察院都御史老爺臺下、大明無私、遠照扶桑日出之域、本國爲善、久追中華風化之蹤、我既有事大畏天之心、人豈無親仁善隣之好、甲子歲得軍令牌、而開讀之、所云雖一時難通前好、而向後徐圖效順、是豈不承知乎、按夫前代關白秀吉、有飮馬于河渭、藉稻於琅琊之志、而將入貴國、先以聲言試攻朝鮮、此時海寇草竊者、往往乘釁而出、蓋爲貴國邊海之小虞歟、且南蠻鴃舌之妖人號耶蘇者、託商舶來、挾其邪術、扇惑愚俗、故世人貪市舶利、與鴃舌侏離、共雜共語相爲交易、由是於貴國愈久契闊、不亦恠乎、方今闔國混一、易世改弊、更始一新、政令嚴察、而復酷排蠻法、禁左道、拒耶蘇尤謹、故無有犯者、而況於海島剽劫掠奪者乎、故海不揚波、有年於茲、雖然仄聞猶有海寇者何也、是乃不我蠢民也、想此貴國邊鄙亡隷之人、博徒刑餘之輩、偶漏踈網潛來寓於我西鄙、既是唐民也、而不知證賊、奈何禁焉、既是唐商賈也、奈何拒焉、此類隱島嶼之間、出入風波、詐爲我民、易衣服、裹曼胡、持刃放矢、掠舟殺人、而後形爲唐民、而又來寓、既是洋海之事、亦不可測也、奈何强而推鞫焉、若得其情覈其證、則何不禁決之乎、左右若馳一介之使艇、持三尺之律條、到于此、則彼此參互論奏、而后捕賊以梏送之而已、何爲縱賊哉、所憂只未得其情耳、此余所慮也、唯希左右垂照亮、夫我邦之通於貴國、自古而然、載在方策、奈何至於拒絕之甚哉、今余在長崎、念茲在茲、故以我國能施政令、我民不爲海寇、而審告於左右、庶幾每歲舶駒帆馳、有通潮信也、不亦可乎、左右若轉達於朝廷、果許相通、則彼此共安、風和濤穩、是生靈之福也、伏願左右察焉、不腆土宜以獻左右、聊表微忱、勿罪僭

へ被仰上、兎角今度之使書ハ僞ニ必定ト聞へ候へ共、異國之儀ナレバ、如此御念入候トノ義也、則書付ニテ傳聞上、板伊州防州ニ書付ヲ渡シ、權六ニ能々申渡、書付ノ趣ヲ唐人ニ申聞セ、國へ可歸ノ旨也、書付傳筆案在左、

大明日本之通信、近代自朝鮮告對馬、對馬奏上之、今猥無由執奏之、忽還邦、而以朝鮮譯通可述所求之事者也、

右ノ文言上覽、則入御意、此通ニ二通書之、一通ハ御前へ上リ、一通ハ傳持テ京へ上リ、板倉伊州、防州へ可申渡由ニ相極退出、同十日立於江戶上洛、廿日ニ着于南禪寺、自道中頭ニ根太出來令養性、廿四日出京、先到于板伊州、所勞平臥、防州對談、右之段々具ニ申渡、書付モ渡之、伊州へ御見セ可有由也、此時今度公帖十三通持上ヲモ見セ候、其後伊州乍平臥可對面由ニテ、輿ニテ對顏、不及細話罷歸、○中略

一同六月十二日、板伊州へ參、振舞アリ、歐竹召れ、周防殿相伴、權六道春在座、權六は一昨十日に自江戶上着之由也、江戶御年寄衆ゟ伊州防州へ御折紙來ル、唐人之義、最前金地院へ申入通、彌權六を以可被申渡由也、則先日防州へ渡候覺書出候而、其趣ヲ猶談合あり、則唐人を呼寄、權六被申渡、道春も權六と同道にて唐人に參會、伊州防州金地院は唐人に不參會也、唐人は書ヲ捧候間、返書不被下候者歸國難成由申也、最前之覺書之外には、唐人歸國の扶持方、又は船破には日本船可遣由、權六に江戶ノ御年寄被仰渡之由也、其趣江戶御年寄ゟ伊州防州へノ書中にも見ゑたり、其段も權六口上ニ而、唐官人に被申渡也、官人ノ名は單鳳翔ト云由也、江戶へ續飛脚ニテ、今日ノ樣子可申遣由、伊州防州被仰候間、金地院モ折紙遣、案在左、

板倉周防守殿ゟ續飛脚之幸便有之由候間、一書令啓上候、長谷川權六上着ニ付而、今十二日致出京、伊賀守殿周防守殿參會仕候、唐人之義最前之覺書之通、權六口上を以被申渡候、委義

佚

守重按ニ、駿府記ニ、慶長十六年十一月廿八日、於前殿大明人御覽之、大明商船雖至何浦、悉於長崎可遂商買之由申請之、則賜御印、長谷川左兵衞奉之ト見ユ、其御書今見ルコトナシ、

〔異國日記二〕一元和七年辛酉三月二日、長谷川權六永喜兩人來臨、唐人捧書之遂一覽、權六口上ヲモ可承由御年寄衆被仰由也、內々上意モ其趣之由也、其書披見、幷横六へモ書ヲ上ル、文書上樣へ上候書ト同前也、〇中略廿五日ニ、御城ニテ大炊殿へ語リ申候、次デ、唐人ノコトヲ申出ス、右ノ書ヲツノマヽ、追返シ候共、以來ノ爲ニ候間、寫置度ト申候ヘバ、大炊殿ニ在之由ニテ、同晩ニ荒木虎之助ニ右之上樣へノ書ヲ爲持御越候間、左ニ寫置也、

欽差總鎭浙直地方總兵官中軍都督府僉事王、（以上十八字ハ青花ニテ板書也）（此一字ハ墨ニテ書）爲（此一字又青花板書也）靖盗安邊以杜商患事、（此ヨリ以下ハ書之文也、墨ニテ如常書也、）照得丁巳年間、據福建軍門海道申報、貴邦送回中軍官董伯起等情、具表申奏朝廷、乃知北轅南返、忠臣無故國之悲、去珠復還、壯士沐歸王之慶、蓋甚盛心也、于是海禁從寬、來往商船（貴邦ヨリ是マデ一行）得以通、迄今年肆月間、福建軍門差官報府沿海、奸徒聚黨、劫掠商船貨物、以致殺傷官兵、知會本府連兵合捕、因思此輩劫逃、必假過洋客船、混至（得以ヨリ是マデ一行）貴邦交易、商名盗行、眞僞難分、虎據狐藏、憲典莫及、倘非察剿、是養奸胎患、皆有國者之恥也、爲此本府特差標下中軍官、賫文前往（貴邦ヨリ是マデ一行）將軍樣麾下、投遞乞行、令各郡、將所到商船、逐一查理、及一切經年流落商人、或賭博棍徒、皆易爲盗者、悉宜細勘、俾人贓得實、卽嚴刑懲治、庶上伸三尺之王章、而商利（將軍ヨリ利マデ一行）允沾、下杜兩邦之盗患、而邊疆永靖、益信昔日惠歸我人之非虛矣、伏惟將軍樣照允施行、須至咨者、

・大明萬曆肆拾漆年陸月日

承行典吏張文相〇中略

右寫ニ而、廿六日之朝、虎之助へ持セ返進之、〇中略同九日〇五月午時寺志州同道登城、志州先年長崎代官之時、唐船來朝之時之樣子共、覺書ヲシテ持來被申候、則御年寄衆一覽、口上共具ニ被聞、御前

積九年之蓄、風移俗易、而追三代之跡、其化之所及、朝鮮入貢、琉球稱臣、安南、交趾、占城、暹邏、呂宋、西洋東埔寨等、蠻夷之君長酋帥、各無不上書輸貢、由是益慕　中華、而求和平之意無忘于懷、今茲應天府周性如者、適來於五島、乃詣上國、因及此事、不亦幸乎、明歲福建商舶來　我邦、期以長崎港、爲湊泊之處、隨彼商主之意、交易有無、開大關市、豈非二國之利乎、所期在是耳、比其來也、亦承大明天子之旨、以賜勘合之符、則必　我邦遣使船、以來秋之番風、而西其帆者何疑哉、及符來而我只遣大使船一隻而已、明其信也、若餘船之無我印書而到者、非我所遣也、乃是寇賊姦宄、伏竄島嶼、而猾

中華之地境之類、必須有刑法、若又我商船之往還於諸蠻者、因風浪之難、有繋纜於中華之海面、則薪水之惠、何賜加之、今將繼前時之絕、而興比年之廢、欲修遣使之交、而索勘合之符、復古之功不在于斯乎、　我邦雖海隅日出、抑諡所謂蕞爾國也、　中華以大事小之意、想其不廢乎、然則來歲所爲請、頒符使來、則海東之幸、而黎庶之所仰望也、　中華設雖貴重、而其不勤遐邇博愛之意哉、感激之至在於言外、

命旨件件、請宜領諾、

歲舍庚戌（〇慶長十五年）季冬十六日

御印

此一篇、闕字幷高低平頭如本書之式、

按自足利氏領桑域以來、中華贈答書簡使禪林之徒作之、且天文以來、兩國勘合斷絕數十年、而后先生預此事、勘合復古之事出於台旨、雖爲正純之書、其實敕書也、雖遣福建道、其實啓大明天子也、故書尾押御印、書成附周性如投之彼國、狐疑猶豫而無答書、勘合不成、然南京福建商舶、每歲渡長崎者、自此逐年多多、

〔外蕃通書九明國書〕神君賜大明商船御朱印

廣東府之商船到著于日本、則雖何之國々島々浦々、任商主之心可得市易買賣之利、若姦謀之輩、枉理不義者、隨商主訴忽可處斬罪、日本之諸人等宜承知、敢勿違失矣、

時慶長十五庚戌孟秋日

御朱印

〔異國日記 一〕慶長十五庚戌十二月十二日、大明福建道商士周性如、駿城而御禮、著五島船也、淡路亦同日御禮、長谷川左兵衛申次也、大明日本往來勘合可申調望之、故被遣御書、本多上野介正純奉書也、

其書云、但此書唐人周性如文體相望、左兵衛道春被得上意相定文言、圓光モ傳モ不知也、清書ハ傳書之、

〔異國日記 一〕應天府之周性如商船、來于日本時、雖爲著到何之浦々津々、加守護速可達長崎、諸人宜承知、若背此旨及不義者、可處罪科者也、

慶長十五庚戌十二月十六日

御朱印

〔羅山文集 十二 外國書〕遣大明國（慶長十五年在駿府、奉台命代本多正純）

日本國臣本多上野介藤原正純奉旨呈書

福建道總督軍務都察院都御史所、

夫吾邦之聘問于商賈于　中華者、雖出于漢隋唐宋元　明之史及我　國記家乘者、昭昭矣、然前世當朝鮮紛擾之時、雖有　中華之貴价來、我邦、而譯者枉旨、執事牴牾、而其情意彼此不相通、比來海波揚、而風舶絕、可謂遺憾、方今吾日本國主源家康、一統闔國、撫育諸島、左右文武、經緯綱常、遵往古之遺法、鑑舊時之炯戒、邦富民殷、而

ルニ因レルガ故ナルベシ、本多正純、長谷川藤廣ガ書ニ依テ、謹テ按ニ、神君柔遠ノ盛意、モト勘合船ヲ復古セラレ、通商貿易ハ云ニ及バズ、遣明使ヲ再興セラレムトス、（下ニ載スル島津龍伯ガ琉球王ニ與ル書ト、中山王ヨリ福建ニ與ル書ヲ見テモ其概略ヲ知ルベシ、）其神意ノ覃及スル處ヲ瞻仰スルニ、是又海外ノ情ヲ通ジテ、以テ富國強兵ノ資トセラルベキ御事カ、左ニ條列スル數書ヲ見テ、其一端ヲ闚ベキナリ、就中應天及廣東二府ノ唐人ニ御朱印ヲ賜ヒシ如キ、希代ノ盛事ト云ツベシ、是ヨリ其後明帝ヨリ使節ヲ遣ハシ、勅書ヲ以テ勁兵ヲ借ラムト云ヒ、總兵官崔芝ガ臣ト稱シテ援兵ト武器ヲ乞ヒ、太子太保鄭經ガ兵器ヲ賜ハムコトヲ請ガ如キ、實ニ前世未聞ノ偉事ニシテ、御當家（○徳川）御武威ノ遐播スル處、亦以テ神德ノ光被スルヲ景仰スベキナリ、

〔羅山文集十二外國書〕遣福建道陳子貞（代長谷川藤廣）

日本國長崎市舶使司長谷川左兵衛藤廣、謹致書福建道總督陳御史臺下、日本之通於貴國、上古嘗而不論、洪武永樂已降、以勘合符一歲一往還之船、無負其信、而二三十年來、交隣盟寒、異域路阻、今吾國主源君、平日愛華夏之風、而有意于勘合有日于此矣、方是時也、吏目周性如到我邦、余因言於國主、以和平通好之事、則降賚印書、彼亦約以來歲商舶及勘合符同來也、若然則藤廣受命不辭溟渤之遠、而辱專使之職、執謁於臺下、再修兩國之舊交、必締二天之歡心、由是每年波平風穩、船舶相通、相共貿易、則二國之商賈、皆悅而願出其所、不亦可乎、諸方皆蒙貴國一視同仁之化、豈非無窮之福哉、藤廣自守長崎之日、而思之無由、荏苒度年、今長崎者、我邦之一巨港也、利之所在、諸商赴焉、來歲福建商船來于茲、則衆民抃于市而有歡聲、是必臺下之賜也、今得周性如之便、而謹裁一東、不勝欣躍悚懼之至、再拜謹白、

〔異國日記　一〕唐商士望御朱印、長谷川左兵衛自長崎後（○後藤）庄三迄被申越、庄三被得上意、則被遣之、
傳書之、

德川氏通交

誠嗣天龍開山正覺國師夢窓石、石嗣佛國國師高峯日、日嗣佛光國師無學元、元嗣中華徑山無準範、則知上人所學之源流、固出自吾中華、而被古聖賢之道化者可無疑矣、

大明嘉靖二十七年歲在戊申〇我天文十七年孟冬十月壬寅朔旦賜進士天官尚書郎南禺外史

〔妙智院文書坤〕贈怡齋禪師衣錦榮歸序

皇明聖德、配天奄四海、九州咸育覆幬之下、日本爲國、僻樹海東、屢稽顙稱藩、歲修奇物之貢、自我嘉靖庚子歲〇十九年、我天文九年、有禪師怡齋策彥者、拜中華之使、有威儀文學、善辭令、諳大體、進退周旋中度、道經南涯、寓明州之嘉賓堂、有司日給酒饌、月給廩餼不怠、明年啓行、北覲神樂霜臺御史令提舉陪參天闕、過接之境、無不修席欵迎、至京望闕、五稽顙嵩呼進表、天子下殿躬親之、奇爾秀拔僻陋、嘉爾遐不掩忠、恩寵疊渥、不與列國脩貢者同視、翌日賜以錦衣、錫宴于禮部、命侍郎主之、于是被錦升座、天厨之珍、上尊之醲、芳潔而腴旨、鼓鼙靈鼉、絲竹鼎沸、傾聽溢歡、暮而徹俎、復望闕五稽顙、謝恩辭行、嗚呼盛哉、〇中略惟士而衣錦、余所嘗聞、僧而衣錦、余未聞也、唐則天朝、賜法朗紫袈裟、至宋文帝時又以惠琳善談論、與議朝廷大事、廼有黑衣宰相、自此以往、誠不多見聞、今東域優還公爲中華副使、公固以爲榮矣、既而沐我天闕之恩、被錦衣以歸、公之榮幸何如哉、雖然錦衣之燦爛、所以文飾於其外者、道德之煒煌、錦之美在中者也、〇中略

大明嘉靖辛丑歲〇我天文十年仲春望後

賜進士中憲大夫福建提刑按察司副使東洲黃允中書

〔妙智院文書乾〕策彥大和尙渡唐歸朝之時參內、後奈良院朝天子親天酌而賜御酒、特取御前菊花爲御肴賜之、拜而退、加之賜白銀數片、斯菊廼其花也、銀亦些々殘之、實當院魁寶也、

〔外蕃通書八明國書〕守重按ニ、西南諸國ノ來貢スルモノハ、皆關原一匡ノ後、慶長六年ノ際ニ始マル、唐土ノ如キハ、古來通信アリト云ドモ、最モ後ニ來舶スルモノハ、慶長十四年ナリ蓋シ明末海禁ノ嚴ナ

一ぞくせんの用心無油斷、日夜うへのたかみにばんやをこしらへ、三日にあげず、うちまりのこと被仰付候也、

一この時御役者正使都さがのてんりうじ、副使近江の慈光院、御土官吉見治部丞殿、そへ御土官杉大藏忠殿、但大藏殿於碁山死了、御用人衆矢田三郎兵衛殿、門司日向殿、杉佐渡殿、朽網右京殿、福江治部殿、御鄕源三殿、矢田民部殿、同役仁は通事也、其外四艘御役者拾人、水夫以下京さかい、いづれも卅九ヶ國の衆也、一號船頭博多津小田藤右衛門、但寧波にて死了、子彌五郎有、○中略

一一號船、長廿三ひろ有之、同柱ながさ十三ひろ有之、

一同船荷所五百駄積之、但是は面むき也、○中略

一二號船荷所六百駄積之、但殘三艘之同大船也、

一三號荷所六百十六駄積之云

一四號同百六十駄積之云

一二號三號、五月一日夜半浮之、

〔妙智院文書　坤〕謙齋記

日本昔被箕子之化、而徐市避秦航海、携古詩書以去、實出坑焚之前、歐陽公所謂令嚴不許傳中國者是也、是以其人往々好學謹禮、忠義誠愨、賢人之澤、章々可徵、李唐時乃通中國、本朝聖德廣被、職貢尤勤、其充正使者、必其國君懿親、儀度器識、足爲其人領袖者、乃行昭其敬也、策彥上人凡再至、十年前余已知其人、比以貢不及期、留海上歲餘、霜露之霑濡、波濤之震撼、豺虎之出入、鯨鯢之起伏、蓋備嘗之、必致其命、而不敢歸也、今年秋得旨許貢、乃適鄞館焉、上奉聖天子威德、下遂其君恭順之誠眞善使哉、上人初號怡齋、今更謙齋、蓋慕易地中有山之義云爾、○中略吾聖天子無外之治、庸有涯哉、庸有涯哉、上人嗣前住天龍心翁安、安嗣前住南禪竺雲連、連嗣前南禪大岳崇、崇嗣前臨川默翁誠、

一渡唐日數、山口を天文十六年二月廿一日ニ立之、同三月三日ニ博多下著之、同三月八日ニ志鹿島ニ渡、同廿一日ニ御出船、同なごやに一夜かゝる、同あづちの大島に御とうりう、同廿八日に平戸に著之、

一卯月一日に川地の浦に著之、同十一日に御出船也、〇中略

一五月四日に御船四艘ともに御出船之、同十日に於洋中大風雨、船中なんぎ也、〇中略

一同十二日卯ノ剋に、大唐の山を赤間關水夫源三郎見立之、

一米酒其他やさい肴、唐人かくれ候て小船にて持參之、我人買也、殊に大唐年號は嘉靖廿六年也、同廿七年正月三日に御役者等御乘船也、〇中略

一同三月八日に、定海入、同十日に寧波入、〇中略

一上京日人日數之事、嘉靖廿七年十月六日に、日本衆五十人、正使副使御えんたいとして御上之、同廿八年四月十九日北京著、日人二百二日に著之、

一北京御とうりう、同十九日より同八月九日まで日數百二日これをいる、下向日數の事、八月九日より同十二月卅日至寧波下著之日數百四十一日也、

一合北京逗留上下役路分四百四十五日也、又從寧波至北京海路四千五百八十八里と云々、

一太刀一ふり百疋被下之、同十三日に大唐だいちう〇台州府に一號船計著之、殘る三艘思ひ〱の乘寄也、三號船同十四日にうんちうふ〇温州府にて、二十八ソウノぞくせんにかけられ、死人九人有之、同はし船被取之、〇中略

一六月一日に四艘共に定海入、但十年一貢新法度之儀を堅從大人申渡也、然共爲日人愁訴定海に卅日御逗留之、いづれも愁訴不叶也、されども米鹽薪等各々買之也、七月二日に定海出之、舂山と云島に御船御囲候、各々陣屋を誘也、

一竪一尺二寸、同紙ノ長サ七寸、

一十七本骨也、金目ノ本圓シ、但子コマナリ、黑骨也、

一繪何モ花鳥人形一向禁之、〇中略

一硯箱事〇中略

一文臺事〇中略

一龍御太刀二振事

一銘國吉、寸貳尺、鐔迄二尺一寸、亂燒齒ナリ、

一面ノ方ニクリカラマ在之、龍爪五也、〇中略

一御進物太刀百振事

一同身二尺一寸、但三个振之太刀ノツレ也、

一エビス金具覆輪、芝引、大セツハ、小セツハ、上アシ、何モ薄滅金研也、〇中略

一長太刀百枝事

一身ノ長サ鐔カブラマデ一尺八寸、

一鞘ノ長サ二尺一寸、皆朱也、

一柄ノ長サ五尺六寸、皆朱ナリ、〇中略

一鑓百本事

一身ノ長サロ金迄八寸五分、口金ハ銅ニテ、錫ナガシ、身ハウラ白ロ也、

一柄ハ八尺五寸、皆朱也、

一鞘ハ一尺、皆朱ナリ、鞘ニ鐔有ルベシ、〇下略

〔大明譜〕嘉靖廿六年十六年〇我天文

一天文七年渡唐時、二疋ハ從山口渡之、
一一疋ハ筑前守護代杉彈正忠興運ヨリ渡之、
一一疋ハ平戸松浦肥前守殿ヨリ渡之、
一洗轡幷立具等可在之、
一一號船ニ二疋立之、二號船ニ一疋、三號船ニ一疋、
一洋中御用舍人一人乘之
一御馬食物大豆壹石糠藁乘之、
右御奉書案文在之、
一硫礦一萬斤事
一至薩州島津相模守、爲舊例
公方樣ヨリ御太刀一腰、銘物御鞍鐙衣遣之、硫礦一萬斤於防津被渡之云々何モ黄硫礦也、惡ハ
不請取之
一百斤別松板箱幷結桶等ニ入之、先渡唐ハ薦包也、細々依包替タザレ多之、殊船中無用心之間、
桶箱ニ入之云々、
右御書御奉書案文在之
一御碼碯大小貳拾塊事
一先例ハ越前ヨリ出之云々、近年ハ於京堺間買得之、
一箱ノ外ハ皆朱、內ハ黑漆ナリ、〇中略
一御屛風金三雙事〇中略
一御扇百本事

七月廿一日、參內、領返朝物幷衣裳主事證明、只勘渡百人分之衣裳、於是同列以周吳二通事再三直訴於事波五百餘人之衣裳欠了之旨、主事答以粗於杭州可被下之由、　廿二日、謝賞賜、　廿四日、主事來臨、又差千戶三人査檢易買之事、至廿五日廿六日、　廿七日、辰刻赴會同館送茶飯、　廿八日、寅刻參內、謝昨日之茶飯、巳刻城中諸寺參詣、　晦日、寅刻參內乞暇、巳刻予幷副使率周吳二通事、自午門之東角歷長廊入左順門、於是太々監翰林院自文華殿出、巳渡勅書貳通於予、又於闕左門茶飯、次詣禮部、禮部喚周吳二通事、再三面論、同列亦再三愬訴、及來進貢船數等之事、次詣主客司、主客司巳渡禮部箚付幷新勘合壹通、

八月九日、北京起身、晩景著張家灣、

〔大館常興日記〕天文十年十一月十二日

一攝州日行事歟より、手日記給之、渡唐船事、堺津より相もよほす由風聞在之、可令延引由御下知被成之可然由大內方より以伊勢守申候、其段御裁許可然候由各申之也、如總次加證名也、

十一年三月十六日

一唐船歸朝にて進物共御座候時、御返禮として被遣候、先日も如申候、宜竹長老に唐之書をよませられてきこしめされ候き、其時愚老も御前に祗候仕候つる、唐へ被遣候物などの御事は、一向不覺申候由言上仕也、

五月廿一日

一大內太宰大貳方より書狀在之、唐船事存知段、先年御內書被下、案文仮和へ進獻之、就御尋儀愚老存知分、可預取合分被申儀也、（此分佐々申也、使宮越也、）

〔天文十二年後渡唐方進貢物諸色注文〕至大唐御進物別幅分

一御馬四疋事

日本國王源義晴咨

咨禮部

嘉靖六年丁亥秋捌月日

右月舟所作

○按ズルニ、是書ハ專使ヲ差セシニ非ズシテ、琉球使臣ニ附託セシナラン、下ニ引ク所ノ明史ノ文以テ徴スベシ、但中間ニ年ヲ距テタルハ、或ハ道路ノ艱危ニ因レリシナラン、

〔明史三百二十二日本列傳〕嘉靖九年、琉球使臣蔡瀚者、道經日本、其王源義晴、附表言、○下略

〔策彥入唐記〕策彥和尚眞蹟　一番渡唐

天文八年四月十九日、五島出船、

嘉靖十八年○我天文八年

一五月二日、著唐島温州云々、　一十五日、大唐通事將太人來于中流問進貢事、　一十六日、定海著、一十七日、上岸見知縣、　一十八日、海道問勘合幷袁指揮等事、今日呈最初短書、　一廿日、三號船定海著、　一廿二日、著寧波府、三艘一俱、　一廿五日、上岸、二號三號、廿七日上岸、○中略

十九年

一三月二日、北京著、居會同館、○中略　一七日、朝參、於闕左門茶飯、　一八日、呈表文別幅於禮部、　一十一日、收貢物於禮部、　一十五日、正使以下捧自進物、同日供別幅於宸覽云々、○中略　一五月朔日、朝參、領返賜幷諸人衣裳、有茶飯、　一二日、朝參、著唐衣裳禮謝、○中略　七月廿九日、著南京、

嘉靖二十年

天文十年六月廿六日、著五島日島、

策彥和尚眞蹟　二番渡唐

嘉靖廿八年卯月十八日、入京、○中略

釋桂悟、號了庵、〇中略年八十三、奉使入明、明帝詔住育王山、悟臨門云、育王門戶、八萬四千、毘盧樓閣、兩華現前、進步云、纔動一步、東土西天、是日遣中使賜金襴僧伽梨、卽拈衣云、重錦恩榮北闕天、黃梅夜半不曾傳、育王山頂橫雲處、無相福田擔一肩、每有上堂緇白歎呼、公卿搢紳崇德來謁、正德八年〇我永正十年解印東歸、諸儒贈言、

〔續善隣國寶記〕遣大明表

日本國王源義晴、大明一統、歌文王德於周詩、萬歲三呼、歎武帝壽於漢史、論其封疆、則隔中華者幾千萬里、仰其光賁、則耀扶桑之六十餘州、寢明寢昌、有奐有、則其惟大明皇帝陛下、綽々餘裕、巍々成功、文物之盛、莫過于今、昭道之興、何愧于古、自西自東、自南自北、孰不貢苞茅矣、繫日繫月、繫時〇時下有脫字書耳、庶修隣好、式沐〇沐下有脫字玆自琉球國、遠傳勅書、寬宥之敎不忘、側陋感戴感戴、謹表以聞、臣源義晴誠惶誠恐頓首頓首、

嘉靖六年〇我大永七年丁亥八月日　日本國王臣源義晴

別幅

近年吾國遣僧瑞佐西堂、宋素卿等、齎弘治勘合而進貢、又聞西人宗設等、竊持正德勘合、號進貢船、蓋了龍梧西堂東歸之時、弊邑多虞、干戈梗路、以故正德勘合不達東都、吾卽用弘治勘合、謹修職貢、未丁怠也、如勅諭旨、宗設等爲僞、不言可知矣、大內多多良氏義興幕下臣、神代源太郞爲其元惡、故就誅戮、彼所虜而來、大邦之人、前年既發船以還之、中流遇風、船不克進、尙滯西鄙、近日當還焉、大邦所留、妙賀素卿、其餘生而存者、不論多少、以仁見恕、幸甚幸甚、然則先令妙賀等到琉球、自琉球而可歸吾國、前代所賜金印、頃因兵亂失其所在、故用花判而爲信、琉球僧所知也、伏希尊察、妙賀素卿歸國之時、賜新勘合幷金印、則永以爲寶、聖德及遠不可諼焉、吾當方物、件々隨例進貢、妙賀輩而兩三人、命管領道永以遣書矣、

之意也、宣德三年、國王義持薨、後源義―大明又遣使賜詔、國王又受詔受印章、進貢至今不絕也、大明書末

右自永樂六七年至宣德五六年、日本進貢絕、又至宣德七年壬子、日本朝貢大明、爾來于今不絕也、即大明永樂十七年也〇中略

高麗〇高麗上恐有脫字琉球等國之下、豈可與高麗琉球等國頡頏而語哉、且本國進貢、自來皆有附搭刀劍、蓋亦出於國王敬奉天朝貢外之餘忱也、先時上國重我國王有能滅海寇之功、優寵之盛莫可言、姑擧近年例以言之、假如成化五年進納三萬餘把、十四年進納七千餘把、十九年進納三萬七千把、以上年中進京三百餘人、收刀數萬餘把、每把賜舊錢三千文、弘治八年收刀七千、每把賜舊錢一千八百者、此是當時使臣壽蓂等犯罪科於濟事也、悟等今領國王附進太刀七千把者、遵弘治八年例、事載別幅、不知何由、進京五十人、其餘不遂赴京之望、收刀三千、每把賜新舊錢三百、使臣人等衣裳皆單薄無裏、與前例減、剩變異之極、悟等所不審、迷惑甚矣、又使臣自正副使至從僧通事、自進刀劍共九百八十把、亦古來使臣藉乎朝貢之禮、不可廢也、況亦未曾進納、以上條々之事、因今不得赴京向闕奏陳、故在南京、已於禮部再三呈短疏、不敢收賜物、必欲請明詔、然後敢領、禮部面命曰、儞可往浙江告之、豈謊言也、如今雖蒙布政司累下嚴命督責、決不敢收、苟不愬訴決斷、明日收領歸國、必各被國王斬首可知矣、豈不可憐憫乎、或者上國嫌厭往來之繁、一旦棄小國積世禁賊之功、欲顯拒絕之意、變例如此、則恐失我國王之心、廢職貢之事、他日海寇聞風復集、其罪誰當、伏願奏達、神聖皇帝、垂堯舜之仁、宥萬死之罪、賜復舊規、一則可釋使臣之死、二則可使國王世々稱臣奉貢不絕、如或舊例不復、是決欲絕貢事也、三千刀價則一文不敢收、洋々而去、奈今六月已過、無歸國順風、若欲逼逐出海、是逼使臣於死地也、則六百餘人豈能生乎、乞照弘治年例、容待明年順風歸國、則大國之恩不勝感戴也、後度進貢人員物色幷乞定例、以爲永遵、謹狀以呈、

〔本朝高僧傳四十三淨禪〕京兆南禪寺沙門桂悟傳

〔永正九年　正德七年　壬申入明記〕日本國差來正使桂悟等謹呈、爲進貢事、本國進貢附搭大刀、累蒙上國憐我國王遠來忠敬之誠、賜價優厚、賜勅於國、古今欽報矣、今度悟等來貢在南京、承用本國四號紅宋素卿之例、刀價每把欲賜新舊錢叄佰文、悟等愁訴四號紅非進貢船之由、以此諸位老爺准懇訟奏達、蒙聖旨、國王附口使臣、自進刀都准進收、後不爲例、刀價依弘治年間支給、則是弘治八年九年例並行之、悟等仰荷聖主大恩、可以全歸國、不勝喜躍、今承布政司文書、捨弘治八年一千八百文例、止用弘治九年三百文、我輩於南京、與所開四號紅例何其異哉、聖旨亦宜用弘治年間例、未嘗捨八年例、而取九年、何故布政司大人猶錯會聖旨、專用九年例、欲行之乎、大抵國家費出不可不惜、或恐惜不在是也、若或布政司大人決欲以叄佰文爲公家惜費、是欲以刃加我使臣頸也、夫豈堪乎、夫夷官爲朝貢事、頃者頻呈疏稟往昔優寵之隆、今年恩榮之減、敝邦正可絕哉貢事、幸蒙諸司老爹哀憐、欲使口訟、奏達聖聽、是使悟等忽出於再生之地、人皆有一天、悟等獨戴二天者也、聖天子負祖宗累世之德、懷天地覆載之仁、含氣之類咸願得其志、況歷代忠臣遠來使命乎哉、賞賜復舊、包茆再入也必矣、引領日夜可待明詔降而已、然萬一新例不改、賞賜不復舊、則敝邦貢事一切絕于此時也、抑洪武以來進貢者幾番、奉使者幾人、今日悟等何人、薄福奉節入朝、逢此時運、迷惑之極、進退惟谷、如桂悟光堯何面目可見國王哉、決留殘骸於大國之地、與草露俱銷、可示孤忠、其他六百餘人、一任彼進退、舊年於蘇州呈疏以稟此事、歲月雖移、此志不敢少屈、今日再口口尊嚴愁告者、若其當明詔此降、新例不改之日、俄申口年則列位老爹必曰、倆等實有此心、何其未奏達以前不言之、欽定如此、倆言何益之有、是以預呈疏申之、畢竟悟等死生係於賞賜之復舊與不復已矣、伏希憐察、

日本書末

右大明洪武初、三度遣使諭告國王、然我國拒之不敢入關中、是以不受、故其詔不錄之、只見官長老書、路錄之而已、至建文年中、始受進貢方物、使者互往來、又至永樂七八年間、國王畏神明之祟、守先君之誡者、二十五六年也、此時大明朝頻發行人降詔書、勸修好朝貢事、命禪家長老告諭大明行人、以如上

無表文、賜勅與否、請上裁、命所司移文答之、五年春、其王源義澄遣使臣宋素卿來貢、時劉瑾竊柄、納其黃金千兩、賜飛魚服、前所未有也、

〔異國出契〕日本國差來正使桂悟謹呈、悟等從人及商衆、歷歲月、凌風波、遠來、直欲拜帝闕之壯麗、且得京城貨物也、然今起身唯止五十人、故悉相聚議、皆有忿戾、悟等取禍之端也、願垂憐容、從使二百九十二人、同日赴抗州、則得慰衆人之諠譁、否則必致紛諍不虞之事、悟等雖堅制之、彼不肯聽之、則禍害不保也、憐察惟幸、

正德六年（我永正八年）九月日　正使桂悟　副使光堯　居座光悅　土官宗棟　通事沈運

列位大人早爲我能圖之、以達我志、速得歸本國、則匪啻（生）等之福、又列位之福也、爲此謹呈、

正德七年二月二十四日　居座玄衛　居座光悅　居座省佐　居座宗設　居座永賢　土官宗棟　土官勝康　土官安範

日本國差來使臣桂悟等謹呈爲進貢事、竊承聖天子之宏恩、憐我國王之孤忠、以成化年例出給賞、則其優待之隆、悟等雖欲粉身、豈堪報乎、既獲是音、喜忘寢食、今承諸老爹禮遇欵曲、過於曩昔、是與所聞若合符節也、曩日俯聽、俯進太刀等減舊例、甚與既聞大不相侔、憂愁百結、漿水不能下咽、其可奈何哉、悟等固雖小邦草芥、惟國法刑戮、大嚴是畏、若不得復舊例而歸國、則愈可受誅戮也、伏惟老爹惜生靈垂憐憫、一々照洽、令解倒懸、不勝戴仰也、謹呈、

右條數開于後

一附搭太刀井給價、今年減之、使臣自進太刀不蒙收納之事、　一五十人上京事　一硫黃附搭事

一歸國失時事

正德七年五月二十　日　正使桂悟　副使光堯　居座玄衛　居座光悅　居座宗設　土官勝康　通事沈運

號變大內之約、以付之於吩之商人以造船、商人預約以一艘四千貫之抽分錢爲請也、歸朝之日、出四千貫幷八千貫獻焉、然而一艘三千貫文可也、四千貫則難償者也、其時龍首座與吩之者□□臨故互相訴、故八千貫恐而出焉、玖首座曰、今則一艘三千貫之約尤可也、使吩之商人識其名者各簽押、則歸朝之日所約抽分錢不勞出焉、不然則隱顯難値其人也、又曰、所獻之太刀、普廣相公（○足利義教）之時、唐之價者、初者千疋、中者五百疋、後者二貫五百文也、其謂者、所遣之太刀或有名者也、裝束亦費其工、次第減價以造焉、故唐之代、亦次第減也、今則太刀太惡、而其數太多、故五百三百之代唐辦之、不然則不受焉、吩之、商人不言父子之間、互爭利以誑之、日本人自官覓而出曰、參正使之房而後入市、而或絲或綾羅擇其好者買之、相殘者以高價而著其物矣、又日本人往而買之、則唐人以高價而賣之、其物者惡而其價者高也、又曰、不命吩之者、則命長門博多商人以營船事、是乃船自博多而出之時也、或命大內營之、今則無之、大內爲吩者舍之、

〔續善隣國寶記〕日本國王臣源義澄言、一人之上、皇天之下、日月照臨、三韓之外、萬國之西、夏夷來服、已知安遠安近、復覩重光重暉、故號大明、所貴同軌、欽惟陛下丕承鴻業、益同慶基、在古巢燧執鞭、於今唐虞按轡、殊功累德、歸乎神聖、行慶推恩、及乎陋邦、迢遞燕京、問行李往來信、渺茫洋海、通朝宗夙夜心、茲差正使桂悟長老、副使光堯西堂、親趨闕庭、伏捧方物、爲是謹具表、以聞、臣源義澄誠惶誠恐頓首頓首謹言、

弘治拾玖年丙寅（○明武宗正德元年、我永正三年）正月拾壹日

日本國王臣源義澄

〔京都將軍家譜下義澄〕永正六年、是年義澄遣宋素卿赴大明國、得飛魚服而歸朝、（素卿者、鄞人朱縞也、先是入本朝、改姓名曰宋素卿、奉仕義澄、嘗於細川政元宅、與僧景三唔語、）

〔明史三百二十二日本列傳〕正德四年（○我永正六年）冬來貢、禮官言、明年正月大祀慶成宴、朝鮮陪臣在殿東第七班、日本向無例、請殿西第七班、從之、禮官又言、日本貢物向用舟三、今止一、所賜銀幣、宜如其舟之數、且

分錢也、又東歸曰、慈照相公〇足利義政鈞軸之始、以東陽爲正使、見渡天龍寺船也、一號者天龍、二號者伊
勢法樂社、三號船者天龍、四號者筑紫探題、爲聖福寺造營也、五號者津島、六號者大友、七號者大內、八
號者大和塔之峯、九號者復天龍寺船、由荷物多也、十號船復法樂社同前、然而薩摩津島不渡五號船、
故所渡者九艘也、天龍寺貞都聞爲綱司、增都聞爲三號船之居座、皆赴博多、誘商人以調船幷進物等
也、此時之船皆一艘々々警固之人乘之、萬一商人等有狼藉、則各致之罪、以故無犯法者矣、探題、大內、
大友、塔峯、各有俗官而乘之、又金溪和尙曰、天龍寺船歸朝之時、於鹿苑有抽分也、于時院主則竺雲和
尙也、所謂抽分錢者、荷物日本之直、有博物之人而定其直、以其十分一納之於寺也、又曰、唐人者盜人
也、日本人之入大明之京者、以土宜賣之於官、官定其直以錢償之、或新錢出焉、日本人懇請、以求舊錢、
舊錢則精選也、新錢則惡矣、又日本人出京上途事太迫矣、且乏人夫、故以所授之錢於北京度與南路
唐人爲商者、而後往南國尋其商人、則或曰未歸、或曰往鷄林、或曰疾矣、而不出與其領錢、□□□日本
人打其家、官人執法者、或不公而紛□□□□□□刃刺者在焉、又曰、子璞爲正使、予與葛元爲居座、歸
路正使疾矣、泉州藥屋某在北京、度與錢於南邊商人、而往南邊求之則匿矣、藥屋某入其家縛其人、其
人自袖中竊出銀以示大明送大人朱氏某、某目之、故日本人數輩擊大人、於是日本人卑己身於兩人
之間以宥之、日本人隔介人而刺之、刃傷大人乳下、大明人數萬人須臾圍日本人之驛舍、事已急矣、予
向明人以百營求其免矣、又向日本人亦宥之、竊誓陽縛藥屋某付之於明人、明人命日本人以斬焉、予
復百計免焉、遂置大人於日本房而醫療、若死則日本人不免焉、瘡已療矣、藥屋亦免而歸矣、又曰、錢之
來于日本、復歸于唐土也、其講者、日本人出明之京以赴、途中或乏食物受用等之物、故以精錢之耳白
者、人々十貫廿貫百貫文買彼土食物等也、悉費焉、又近來者船不過大內所領者、故船過南海南邊、其
費太多矣、雖取竿於志賀島、又取水於此島、故載博多商人數輩、別以小船遣之以取雨物也、蓋吉兆乎、
又曰、慈照相公遣一號三號之船、以子璞爲正使、二號者內裏船也、甘露寺龍首座所請也、以故一號三

王妃　　　錢一百兩　同

成化二十一年三月十九日（印上以唐紙黃薄覆之、入寸四方也、）

右紙、竪二尺一寸、横七尺四寸、紙黃色蠟紙也、端上下、奥上下、有泥雲、中央有臥龍、龍前有珠、裏散金銀、與成化十四年紙同也、何以黃紙卷之、其上以薄絹卷之、何不折而卷也、

〔翰林葫蘆集　三〕送華洲西堂遊大明

壬子（〇明應三年）之冬、我國進貢于大明、前相國天澤和尙奉命既行、令嗣華洲西堂爲副使、以同船事矣、同出管領細川氏之族、而爲正覺國師的孫、可謂宗姓俱高矣、今乃以王事而觀光上國、榮莫以若焉、謹賦小詩、寄呈船窓下、且致別意云、

日本明朝書一封、君今父子遠相從、奉天門外東方白、可有殘僧坐曉鐘、

〔默雲詩藁　三送行〕送肅元西堂赴大明國（幷序）

前住臨川寺肅元禪師、先是景泰成化之間、入大明國者已三回矣、遠蹈鯨濤、不辭勤勞、可謂不辱使命者也、今年又奉國信使、持節以往、見者壯之、神物護舟、咸充某願者可卜焉、因贐之以一章云、

休言遠別隔天涯、同軌同文共一家、萬里滄波君熟路、舟中穩似駕輕車、

〔鹿苑日錄　三〕明應八年八月六日、東歸和尙、仔細問唐船事、曰、今商人所請切之者、一艘三千貫也、慈照相公（〇足利義政）渡之之時、予與子璞肅元共往、盻之人所請切者、一艘四千貫也、然聞八千貫獻之、三號船一號船也、二號船者內裏之船也、甘露寺之伯父龍首座所請也云々、昨日玖首座亦云、一艘四千貫者難辨之、三千貫可也耶、又曰、乘船者一人、別償二十貫文、荷物者一駄十二貫也、昔償八貫文也、持荷物十駄之商人者、不出乘賃二十貫文也、而己之外又乘一員也、二十駄之人者、己之外乘二人也、以已上之錢而造船、供船復營唐之進物也、又因請勘合而用禮錢也、昔者歸朝之時、舉荷物而定日本之代、以其十分一之□□□□□錢云爾、今則盻之商人請□之故一艘□□□□貫未渡已前所定也、是亦抽

島津又三郎との〈〇中略〉

渡唐船警固事、日向國中、津々浦々、如先々嚴密可被致其沙汰、更不可有遲怠之由所被仰下也、仍執達如件、

文明十五年四月九日　　前大和守華押
　　　　　　　　　　　下野守華押

島津一族御中

〔續善鄰國寶記〕皇帝勅諭日本國王源義政、曩歲暹羅等國、差使臣進貢回還、其通事夷人、多不守禮法、沿途夾帶船隻、裝載私鹽、收買人口、姦淫汙辱、又爭搶洪閙、刃傷平人、事發守臣具奏、欲擒拏問罪、朕念係遠人、姑從寬貸、但勅彼國王懲治、今次王差人來貢、俱以禮宴賞而回、前項事情不可不達、王知、今後王差使臣通事人等、須擇知大體守禮法者、量帶夷伴、嚴加戒飭、俾其沿途往還、小心安分、毋作非爲、以盡奉使之禮、以申納款之忱、其進貢幷附搭物件、禮部奏請以後不許過多、只照宣德年間事例、各樣刀劍、總不過三十把、庶彼此兩充勞費、朕已允所請、亦達王知、蓋古稱厚往薄來、又云物薄情厚、以小事大之誠、良不在物也、王其體朕至懷、故諭、

此間四寸也

成化二十一年二月十五日（年號字小也本朝文明十七年）（奥六寸五分也）

勅諭日本國源義政

箱者二尺三寸五分餘、內黑漆一反塗之、外赤漆一反塗之、長二尺二寸五分、黃紙書之、上卷押之、

皇帝勅諭日本國王源義政、惟王素稱賢達、敬順天道、尊事朝廷、特遣正使周瑋〇瑋一本作璋等、齎捧表文、幷以馬匹方物來貢、具見誠意、朕心嘉悅、使回特令賚勅諭王、幷賜王及妃銀兩綵幣、王其體朕至懷、故諭、

給賜

國王　銀二百兩　餘略之

小補乎、遂壯其志、詩而贈焉、一初吾七朝國師天龍開山祖正覺五世孫、在萬年相國掌外記、從京等持桃源仙公云、

日域高僧僧一初、口談風月腹詩書、大唐直捲波瀾入、盡是袖中東海餘、　扶桑釋景三

送心月初西堂赴大明詩

相國心月西堂予三十年之舊也、今茲癸卯三月、吾日本國遣有入貢之船、心月特從正使子璞和尚赴大明國、假裝有日、其意不可悅也、昔乃師仲芳老人南遊、道德文章名喧中華、遂賜金縷伽梨以榮其歸、一時勝事也、今心月有此行也、酬其夙志者歟、可嘉尚矣、將發賦此詩、以代贈言云、

聞隨使者駕南船、欲了先師夙昔緣、海上入唐三萬里、日東歸漢幾千年、皇天未必與君違、心月何妨爲我圓、一旦恩袍賜回國、須携滿袖御爐煙、　扶桑釋景三

成化癸卯三月、送萬年叡甫喜侍者從師遊大明國、

中華天子太平辰、適見吾徒領使臣、手捧信書從乃父、淚沾離袖送斯人、五更海上扶桑日、三月風前飛絮春、不用燕山却回首、與君和夢去相親、　日下釋景三

〔補菴京華別集〕送肅元禪師赴大明詩 并序

癸卯之歲、吾國發進貢船遣大明國、子璞長老以奉尊命、肅元禪師以任居座、禪師先是三游中華、目沾文物之觀、耳飫道德之聽、由是知二國事、通二國心、居座之職、得其人哉、禪師與余相識也久矣、此行不可無贈言也、詩一首以餞之云、

春風遠送入明使、手綰柳條雙鬢斑、萬里相隨勞蝶夢、九重共喜拜龍顏、樓臺多少南朝寺、天地渺茫東海山、待見晝遊榮故國、扶桑日帶寵光還、　日下野釋景三

〔島津文書〕就渡唐船之儀、度々被仰畢、仍正使副使以下在國中至歸朝諸事無等閑可加扶持候也、

二月廿二日　　華押

方物、將發其船、吾輩善於平日者相謂曰、禪師才與德在乎躬、吾國之望也、今銜國命而往萬里、可無贈言乎、於是乎各賦一詩以餞其行、會者三十人、所謂送遣唐使是也、哀而軸之、命予以敍其後、予按自二漢三國之代、吾國遣使入貢、受中洲之賜、爲不淺也、隋唐宋元相繼以爲常矣、皇朝太祖高皇帝、特勅吾使者、召見便殿、顧問海東熊野三山之事跡、忝賜御製一篇、又翰林學士宋景濂賦日東曲十首以贈焉、就中振吾國王萬世一姓之美、嗚傳敎弘法顯密二師入唐求法之盛、東人到今榮之、由是觀之、吾國受皇朝之賜、過於二漢三國隋唐宋元也遠矣、自爾往往有入貢之事、蓋報國恩之萬一也、禪師此行、召對有日、簾前賜紫、奉詔歸國拭目以矣、然則吾佛心宗出於顯密二宗之上、而其道與敎化相表裏以行于世焉、豈不盛乎、因書送遣唐使詩後、以祝其他日旋里錦綉之榮云、

扶桑野釋景三

送希宗藏主南遊詩

相國希宗派藏主、乃吾國僧中此郎、前僧錄北禪明敎、禪師衛樓眞子也、成化癸卯之歲從國信正使南遊中華、且以觀光、且以求法、其志可嘉矣、予遊於明敎門下者幾乎四十年也、由是希宗與予往來、相得驩甚、吁門生老矣、此行可惜哉、臨發小詩一篇拭淚書贈云、

夙世吾翁即若翁、兩家如一互相通、喜聞撥草遍天下、幸遇皇華發海東、哦雪入燕唯夏月、看花出雒況春風、休言萬里不隨往、共沐君恩雨露中、

扶桑釋景三

〔補菴京華別集〕送一初統書記遊大明詩、并序、

統一初、吾海東之國一奇物也、成化癸卯歲、吾國將有入貢之事、某充正使、某任居座、某與某各幹其蠱、諸作咸舉、於是一初告予曰、統雖稟生乎天地之間、而未得觀中華文物之盛、願與草萊俱執弗慨然、今也南船之發、是天之賜統以順風也、請正使以往、其謂之何哉、予曰善、嗚呼跨鯨海以破巨浪、登燕山以銜積雪、聞名公大儒之餘論、見碩師宿衲之本色、而光輝其所識、潤色其所學、在此行也、豈曰

上　表

日本國王臣源 義政 謹封

大明皇帝陛下

別幅

馬肆疋　撒金鞘柄太刀二把　硫黄壹萬斤　碼碯大小貳拾塊　貼金屏風叁副　黒漆鞘柄太刀壹佰把　槍壹佰柄　長刀壹佰柄　鎧壹領　硯壹面并匣　扇壹佰把　計

奏討　成化十四年

制書幷給賜等物、一一拜受、無堪感荷之至、抑弊邑久承焚蕩之餘、銅錢掃地而盡、官庫空虛、何以利民、今差使者入朝、所求在此耳、聖恩廣大、願得壹拾萬貫以滿其所求、賜莫大焉、謹錄奏上、希容惟望、

右咨　禮部

成化拾玖年癸卯春三月　日　　日本國臣源 義政

咨　〇又見善隣國寶記

〔補菴京華別集〕送主圖璋書記南遊詩

相國主圖璋書記、乃北鹿苑子璞大和尚高弟也、與予從遊日久、螢窓雪案、好學士也、成化癸卯〇我文明十五年之春、吾國有入貢之事、大和尚特奉正使赴大明國、主圖從之以往、可謂榮矣、沐出入雨露之恩、飫文物衣冠之觀、脩飾舊學、以至其成、此行有所爲哉、臨發書此以贈云、

從師萬里去朝天、風送扶桑進貢船、積雪燕山君記取、故人頭白海東邊、　日東野釋景三

書送遣唐使詩後　正使請

成化十九年歲在癸卯春三月、吾日本國北山鹿苑堂頭大和尚子璞禪師、奉國信使赴大明國、捧表具

王妃

銀一百兩　錦　深青纏枝寶相花二段　紵絲　織金麒麟二匹、大紅二匹、深青一匹、

素八匹　深青四匹、黑綠四匹、　綵絹　木紅五匹、藍五匹、　紗　織金獅子深青二匹

素六匹　深青暗花四匹、明綠暗花二匹、　羅　織金獅子二匹、大紅一匹、黑綠一匹、

素六匹　深青二匹、黑綠二匹、鶯歌綠二匹、

成化十四年〇我文明十年二月初九日

右黃色蠟紙、竪二尺一寸、横七尺七寸、面中有金泥龍紋、年號上下有雲行、端書者上下有雲行、裏有金銀散、折而卷之、疏別幅同、有唐切之疏、別幅廿二、一箱納之、箱長二尺二寸五分、廣三寸五分餘、高二寸五分餘、有蓋、鎖具幷緒無之、

〔親長卿記〕文明十五年三月六日、今日予書付太刀、十二振分書付渡鎮藏主本藏主了、用脚千疋借用、龍首座令用意、太刀令渡唐、歸朝間一倍用脚可返遣也、　四月五日、自小島二號船著岸之由注進之、予遣唐太刀十二振今日出來、渡本藏主了、

〔補菴京華別集〕遣大明表　文明十五年癸卯

日本國王臣源　義政　言

皇天后土、齊歸中華之風、甘露慶雲、爭獻瑞麥之頌、丕承祖宗功業、以致社稷治安、欽惟陛下乃聖乃神、惟文惟武、光輝堯舜二典、度越漢唐中興、顧其弊邑、雖荷國恩、憂在蕭墻、有稽朝貢、布大明於天下、遐邇同仁、望長安於日邊、始終一節、茲遣專使周瑋長老、伏捧方物、親趨闕庭、仰望聖慈、曲察衷素、謹表以聞、臣源義政、誠惶誠恐頓首頓首謹言、

成化拾玖年癸卯春三月日　日本國王臣源　義政

可漏子

右咨　禮部

日本國王即也

成化拾壹年捌月廿八日　　日本國

大学書之

咨

〔京都將軍家譜下義政〕文明七年八月、發遣唐使、兼贈書於大明國、

〔續善隣國寶記〕皇帝勅諭日本國王源義政、得奏本國經亂、公庫索然、要照永樂年間事例、給賜銅錢賑施、等因、事下禮部、查無給賜之例、而使臣妙茂等復懇辭具奏、茲不違王意、特賜銅錢五萬文、付妙茂等領回、至可收用、故諭、

成化十四年二月初九日年號字勢小、今茲本朝文明十年歸朝、

右堅一尺六寸五分、横四尺六寸五分、黃色蠟紙也、端上下雲行、與同前、中央有龍、龍前有珠、珠有光焰、裏有散金銀、不折而卷之、上以黃薄紙裹之、其上又以薄絹裹之、一箱納之、

〔續善隣國寶記〕皇帝勅諭日本國王源義政、朕恭承天明、嗣守鴻圖、以主宰華夷、惟王賢達、敬天事大、特遣正使妙茂等賚捧表文幷馬匹方物來貢、具見王之勤誠、良可嘉尙、茲因使回、特令賚勅諭王、幷賜王及妃銀兩綵幣、王其體朕至懷、故諭、

給賜國王

銀二百兩　　錦　大紅四寶四季寶相花一段、丹礬紅四季寶相花一段、柳青毬紋寶相花二段、　紵絲　織金麒麟五匹、大紅一匹、青二匹、黑綠二匹、　素十五匹　深青八匹、黑綠七匹、　綵絹、木紅十匹、藍十匹、　紗　織金麒麟五匹、大紅一匹、深青一匹、黑綠三匹、素十五匹　深青暗花八匹、明綠暗花七匹、　羅　織金麒麟五匹、大紅一匹、青二匹、黑綠二匹、　素十五匹　深青五匹、黑綠五匹、鴬歌綠五匹、

神文聖武、睿智慈仁、皇家一統、車書攸同、弊邑多虞、鼓角未息、禹貢山川之外、身在東陬、洛邑天地之中、心馳北闕、茲遣正使妙茂長老副使慶瑜首座、謹捧方物、親承寵光、冀推丹衷、曲賜素察、謹表以聞、臣源義政誠惶誠恐頓首謹言、

成化拾壹年乙未秋捌月廿八日

日本國王臣源　義政（日本國王印也）

上表

日本國王臣源　義政（日本國王印也）　謹表

大明皇帝陛下

別幅　自別幅兩字到者一字、同幅書之、

馬肆匹　撒金鞘柄太刀貳把　硫黃壹萬斤　馬腦大小貳拾塊　貼金屛風參幅　黑漆鞘柄太刀壹佰把　槍壹佰柄　長刀壹佰柄　鎧壹領　硯壹面幷匣　扇壹佰把　計

奏討

成化五年伏奉制書、特頒今塡勘合幷底簿等物、聖恩至重、手足失措、感戴感戴、然而弊邑搶攘、所謂給賜等件々皆爲盜賊所剽奪、只得使者生還而已、爰有景泰年間所頒未塡舊勘合、請以此爲照驗也、今后濫行今塡勘合者、必賊徒也、罪當誅死、抑銅錢經亂散失、公庫索然、土瘠民貧、何以賑施、永樂年間多有此賜記之、又書籍焚于兵火、蓋一奏也、弊邑所須、二物爲急、謹錄奏上、伏望俞容、書目列于左方、

佛祖統記全部　三寶感應錄全部　教乘法數全部　法苑珠林全部
賓退錄全部　兎園策全部　遯齋閑覽全部　類說全部
百川學海全部　北堂書鈔全部　石湖集全部　老學菴筆記全部

一水手五十二人

九十四石陸斗四升（自正月十一日至五月、百四十日分、日別六斗七升六合充、）

一三石糯分

一拾四石四斗（御馬四匹食物、日別一斗二升充、）

已上貳百卅三石四斗一升

應仁貳正月廿日（○中略）

唐船事

（門司）寺丸千七百石　宮丸千二百石　（フカミソ）熊野丸千二百石　（田島）宮丸千石

（トモ）宮丸千五百石　彌增丸千四百石　（上関）藥師丸七百石　（ヤナイ）宮丸七百石

（門司）夷丸七百石　（牛窓）田原丸千石　（尾道）國料八百石　（カマメ）夷丸（上關）

〔明史〕（三百二十二日本列傳）成化四年（○我應仁二年）夏、乃遣使貢馬謝恩、禮之如制、其通事主人自言、本寧波村民、幼爲賊掠市、與日本、今請便道省祭、許之、戒其勿同使臣至家、引中國人下海、十一月使臣清啓復來貢、傷人於市、有司請治其罪、詔付清啓、奏言、犯法者、當用本國之刑、容還國如法論治、且自服不能鈐束之罪、帝俱赦之、自是使者益無忌、十三年（○文明九年）九月來貢、求佛祖通紀諸書、詔以法苑珠林賜之、使者述其王意、請於常例外增賜、命賜錢五萬貫、二十年（○文明十六年）十一月復貢、弘治九年（○明應五年）三月、王源義尙遣使來、還至濟寧、其下復持刀殺人、所司請罪之、詔自今止許五十人入都、餘留舟次、嚴防禁焉、

〔補菴京華集〕遣唐表　文明七年乙未

日本國王臣源［義政］（日本國王印也）言

日照天臨、大明式朝萬國、海涵春育、元化爰及四方、華夏蠻貊歸仁、草木蟲魚遂性、共惟大明皇帝陛下、

三百文扇子參百本　貳百文扇子捌拾本　石王寺硯百八十面　太刀五百腰　槍長刀四拾枝
銅卅五駄内拾駄備中守進上之　金三百五文目　琉黃三萬斤　已上

一可成渡唐船分
豐前國門司和泉丸　二千五百斛是ハ大船ニテ不渡唐也　同同寺丸　千八百斛此寺丸モ大船ニテ、度々及難儀也、　同同宮丸　千貳
百斛是ハ無子細也　周防國富田彌增丸　千斛　同上關藥師丸　五百斛　同深溝熊野丸　六百斛　同楊井宮丸
七百斛　備後國々料尾道住吉丸　七百斛　同鞆宮丸　千斛　同田島宮丸　七百斛　院島熊野丸　六百
斛

正使方可有用意物
十六善神一幅　觀音像一幅　鈸一雙　鼓一ケ　磬一口　鈴一ケ　懺法本　回向旦夕新請　二色
洒水器磁器一ケ　洗米器同　二ケ　同托子三ケ　三具足一飾中略〇
一號船寺丸乘船人數注文
正使方十一人　增都聞八人　本都寺八人　松雪軒八人　高石兵庫助十人　能土官四人
總船頭三人　宗正一人　三位一人　已上五十四人
六拾八斛三斗七升自正月廿二日至五月中、百廿九日分日別五斗三升充、
一客人衆三十五員
四拾貳斛　自二月至五月中、百廿日分、日別三斗五升充、
一公人
柴通事二人　沈通事二人　三郎通事一人　祐祝一人　宗才一人　力者一人　馬飼一
人　以上九人
拾一斛　自二月至五月中、百廿日分、日別九升充、但力者、自正月十一日乘船之間、百四十日分、

一拾貫文　洋中船方酒　一貳貫文（太刀二腰）日本唐土見山祝

一貳拾貫文（十二月分）　船方節供朔日祝色々　一五貫文　炭（茶湯料）

一拾五貫文　薪且々　一拾貫文　船方正月餅酒

一貳貫文　五節供小豆代　一三貫文　船中祈禱

一拾貫文（御田、宮崎、住吉、龍時祭、赤間関、八幡、門司、隼人、志賀、御田、宮崎、住吉、平戸七郎殿、神功皇后、各太刀一腰充、神楽在之、）

一三拾貫文　船頭賃　一四百六十貫文　水夫四十七人内（雑仕二人五貫文充）

一百貫文（葉綱、繊綱、篷、帆席、蒿、麻綱、手桶、縄桶、料桶、縄、藤綱、）　一三百貫文　船賃（但於新造不及是非也）

總而渡唐之船者、千石斗分尤ニ候哉、

一參百貫文　同造作賃　一拾貫文　水樣㓶賃

一百貫文　細々料居座方持之

已上貳仟陸拾五貫文（及二千石可積船之事也）

一鐘子碇三ケ内（二ケ者和泉丸在之、一ケ者寺丸在之、何モ公方樣之碇）

一和泉丸客人衆　千貫分（後者寺丸成之、仍面荷物少々不得積之、）

（今熊野）純藏主　（正等）松侍者　（東藏主口入）良心　（湊濱）新左衛門　兵衛五郎　（正等）又五郎　（法喜）藤次郎　（島中）助次郎　（廣小路）新三郎　（島中）平左

衛門　（綱庭）太郎右衛門　（奥堂）右馬大夫　（町）四郎左衛門　（奥堂）五郎次郎　（陶殿口入）太郎左衛門　（辻）孫三郎　（島中）新五郎

（正使口入）良意

同五百貫文衆

（相國寺）達藏主　（戸代）安藤　（相國寺）元都寺　龍明坊　（相國寺）集安　（覽屋）孫三郎　四郎太郎　左衛門五郎　深澤　（勢阿彌）左衛門

五郎　（兵庫）櫛屋　（兵庫岡丸）左衛門四郎　（二條町）神六　（相國寺）集因　（船頭口入）源三郎　（船頭口入）太郎九郎　（奥堂）右馬大夫　後藤

公方樣御商賣物分

一貳百文扇子八十本、以代物折之、按察、
一皆彫骨扇子百本、自寺方年始進上之、
一太刀槍　長刀作者四條井上善良
一琉黃四萬斤　大友方志摩津方進之、於門司博多兩所請取之、
此內一萬斤進上　三萬斤商買方
一銅十駄　備中守護方進上之
此外山名殿兵部少輔殿無沙汰云々
一金佰三十六文目　自仙阿方能副寺請取
一御要脚千貫文　自大內入道殿借申之
以此太刀銅金種々買之、註文別在之、
一進物次第
表狀（作者瑞溪和尚、筆者集叢首座、付箱、）　御鎧（付櫃棒）　龍太刀二腰　硯（皆具）　太刀（大面百腰）　長刀百枝（朱）　槍百筋（朱）
扇子百把（皆彫骨、蒔繪箱入之、五重、）　琉黃一萬斤、　馬十疋　屛風三雙　碼碯廿ヶ　已上拾貳種（○中略）
渡唐御船色々下行註文
一參百陸拾貫文　米貳百五十斛（實別七斗充）　此米、正使居座客人衆以下百人、十二月糧米、每日人別四合充、白米定、
一貳百五十六貫文　米百漆拾斛（實別七斗充）　船方五十人分、十二月同糧米、每日人別一升充、
一五貫文　米三斛五斗（御馬二疋粥每日一升充、六ヶ月、）　一漆貫文　米五斛、洋中糒料、
一三拾貫文　醬米大豆代、加桶薪、　一八貫文　鹽醬細々料
一拾貫文　御馬貳疋大豆（每日六升充、半年分、）　一五貫文　洋中蠟燭
一五貫文　油、御厩定灯、　一貳貫文　茶廿斤代

一御銚子提　百具　代百拾貫文
一延金　百兩自御倉出　代三百貫文
一蘇方木、二千斤自御倉出　代二百貫文
一赤銅　但馬國、美作國、備中國、備後國、四ケ國ヨリ被仰付至尾路出之、
一砥石刺刀砥　不用明朝返之
進物　商物櫃　枉板　カウカ板　釘、番匠手間酒直、木引、塗紙、筵、繩、鐵、鎖子、鎌、色々手間代　五
拾漆貫三百文
已上仟四百五拾七貫三百文永享廿
總都合貳千百伍拾貳貫二百八十文
一御進物事、先例於杁井方雖勤之、依彼仁計會令無沙汰之間、勢州榛承ニテ、紹本承テ勤之、
一御鐙物者、土岐方進上之也、
一御屛風、三寶院殿進上之也、畫者鴨脚、衛、柏、
一御馬十疋、內三職三疋、　一疋山名殿　一疋山名兵部少輔殿　一疋一色殿　一疋土岐殿　一
疋細川讃岐守殿　一疋京極殿　一疋六角殿　一疋畠山大夫殿
已上十一疋內一疋者餘
一龍太刀　二腰、實三貫文充、信國作之、
一同柄鞘　藤左衛門作之攝津守方中間
一碼碯　貳拾ケ內十二ケ相伴長老様自諸五山出之、五ケ當座殿進上之、三ケ以代物買之、
一石王寺硯百八十面、自諸五山出之、商買方、
一三百文扇子三百本、寺方年始進上之、同前、

一號船居座紹本

渡唐御荷物色々御要脚

一御鎧　一領（淺黄絲）

一御太刀　百振（黒大匣作）　代百五拾貫文

一御長刀　百枝（黒漆色繪朱）　代百漆拾貫文

一御鑓　百挺（朱塗減金）　代百伍拾貫文

一御屏風　參雙（四季草木）　代佰伍拾貫文

一龍御太刀　二振（御鞘梨地、御紋鍍□□□□□□、白減金、御帯取紫口、緒朱□□）　代伍拾三貫七百文

一御硯箱　一（梨地、御紋月水、水入岩白、力子、錐、小刀、黒柄御海水、）　代廿四貫四百五拾文

一御扇箱　一（黒地上ニ龍蒔繪、御扇、百本入、皆エリホ子、）　代廿三貫八百五十文

一御書箱　一（朱塗、御紋龍、蒔繪畫、同御、書翫、紗、御書紙五枚、）　代八貫三百八十文

一御旗　一流　代一貫六百文（御紋桐、畫、貫加之、）

一御幕　二帖　代八貫文

一馬瑙　數大小二拾

一硫磺　壹萬斤（古御所之御時六、島津江、勝定院殿御寺上使下向、）

一御馬　貳拾疋（古御所之御時同上）

已上六百九拾四貫九百八十文

古御所之御時御商物色々事

一御太刀　八百伍十振　代八百五十貫文

一御扇　二千二百本　代四百四十貫文

聞幷紹本都寺、〇中略紹本都寺爲居座赴于大唐、仍知行分當寺領大井庄、幷糸生鄕庄主職不可相違之事、　七月六日、渡唐正使建仁寺禪居庵天與和尙、幷居座妙增都聞、紹本都寺、爲請暇奉懸于御目也、　十八日、被求于大唐之書籍書立之事、以千阿被仰出、仍與北禪瑞溪和尙許之、以彼書立私淸書而奉懸于御目也、北堂書鈔一百七十三卷、唐虞世南撰、覓圖集十卷、同史館四十九卷、錢諷正初撰歌詩押韻五卷、楊杏編誠齋集一百二十三卷、張浮林、晝墁集一百卷、遯齋閑覽十四卷、陳正敏撰、石湖集一百三十六卷、揮塵錄三卷、後錄十一卷、第三錄三卷、餘話一卷、以上十八卷、類說五十卷、曾慥編、賓退錄、三瑤感應錄、教藏法數十二卷、百川學海、老學庵筆記十卷、陸游務觀撰、以上奉懸于御目、後遣于千阿方也、　六年正月晦日、碼碯十二箇、爲遣唐送于飯大和守方也、以先規被仰出、仍如此、鹿苑院、相國寺、等持院、三會院、等持寺、建仁寺、玉泉寺、西芳院、栖眞院、蔭凉軒、此內鹿苑院玉泉寺各二箇被獻之、

〔善隣國寶記中〕寬正六年乙酉遣大明書

瑞溪和尙製

黃河北流、一淸以生上聖、白日西照、再中以發皇明、既安億兆之心、孰敢二三其德、共惟大明皇帝陛下、統接千載、威加四方、重熙累洽、誕膺昌期、合豪同軌、覃及弊邑、渺茫海角、雖不隸版圖中、咫尺天顏猶如在輦轂下、茲遣專使淸啓長老、謹捧方物親趨闕庭、伏望寬容、曲賜省察、謹表以聞、

右寬正五年甲申二月十六日、蔭凉軒眞蘂西堂來、傳可製大明信書之公命、且曰、永享年中、兩回遣使大明、皆惟肖和尙製表、今其例也、〇中略同年六月、蔭凉使者集箴首座來曰、大明正使、近日當赴紫筑、請賜表草以淨書、便付之去、〇中略予先是撰善隣國寶記、略載兩國往來書、然此表未在記中、蓋表辭若有如隋帝不悅者、則使者亦不能達命、此表同無用也、何似焚草哉、然正使天與既歸朝、惟阻兵未得入京、故追係之於製表之年也、

〔京都將軍家譜下義政〕寬正六年、是年遣唐使赴中華、將軍家書簡、僧周鳳作之、

〔應仁二年成化四年戊子入明記〕

正使天與淸啓

不許生事擾人、若或似前犯法無禮、搶掠財物、欺凌官府、罪必不宥、王其仔細審實、停當而行、毋得忽略、

故勅、

天順三年（〇我長禄三年）二月二十八日。

日本國王差通事柴江等呈、爲謝恩未敢擅、天順二年八月間、差通事盧圓等、前去朝鮮國傳說事

情、具呈煩轉達、

太明國禮部題奏、蒙准勅諭、於天順三年四月十六日回還、通行回報、欽遵施行、差使人起程、不想本國

兵亂、治至日久、今差正使清啓、管領海船叁隻、各裝載方物琉黃、馬疋、幷附搭等項、幷朝鮮國抄白勅諭、

賫捧表文一道、前來謝恩、至天順八年二月十二日、本國開船、因海洋風潮不順治、別至四月日船到海

外洋抛泊、因礁淺不識、理合具呈、煩照舊例、應付馬料、幷差撥船隻、指引事波府港、次便登須至呈者、

右呈　沈家門大人

年月日　通事柴江呈

（蔭涼軒日錄）寛正五年四月十四日、正使天與和尚、來十六日、於殿中可懸于御目之事伺之、與伊勢守評定之由披露之、卽命于正使天與和尚也、　五月廿八日、就渡唐正使幷居座篇條申狀、與伊勢判之、致披露以後、于唐船奉行飯尾大和守於殿中渡之、正使天與和尚、居座妙增都聞、紹本都寺、依大内方所申、來六月可赴于九州地之由、以飯尾大和守被仰出也、卽命之、　廿九日、例日不參也、大内雜掌松雲軒、依渡唐船之事、以小齋會招之、仍談論剋移也、　六月十九日、被遣于大唐硯石可渡于飯尾大和守方之由與伊勢評之、卽命飯尾大和守也、　廿日、遣唐疏可被御覽之吉日事、疏淸書可命何人否事伺之、可命于篋首座之由被仰出也、〇中略　渡唐發船吉日被擇之、以七月初擇之、衆議云可赴于今月中、但來月又不宜乎、可尋松雪之由伊勢守白之、卽問訊之、　廿五日、渡唐發船吉日、擇來七月八日、十三日、時巳午、兵庫乘船吉日十三日、廿三日巳午時發行、今晨伺之、卽命于正使天與和尚幷居座妙增都

一號船四萬三千八百斤　（カ子）三萬四千二百斤　二號船七萬七百斤　（カ子）四千二百斤
三號船二萬七千百斤　（カ子）一萬四千四百斤　四號船三萬四千四百斤　（カ子）二萬千三百斤
五號船大內申請不渡之　六號船九萬二百斤　（カ子）一萬五千四百斤
七號船五萬三千二百斤　（カ子）一萬八千四百斤　八號船四萬四千二百斤　（カ子）三萬二千斤
九號船二萬三千百斤　（カ子）□□□□□　十號船一萬一千斤　（カ子）一萬三斤

〔善隣國寶記　中〕享德三年　大明書

皇帝勅諭日本國王源義成、〇足利義政初名惟王聰明賢達、敬天事大、以福一國之人、良用嘉、朕恭承天命、嗣登大寶、主宰華夷、王又差正副使允澎等、齎捧表文、幷以方物來貢、見王之勤誠、茲因使回、特令齎勅諭王、幷賜王及妃銀兩綵幣、王其體朕至懷、故諭、

景泰五年正月初九日

右寶德三年辛未、遣使於大明時報書也、此時無別幅、所登方物、皆記于斯書末、今分置于下卷諸別幅中、

〔蔭凉軒日錄〕長祿四年〇寬正元年八月十七日、建仁長老天與和尙一宿、而昨日退院、來日可懸御目之由伺之、蓋以爲渡唐正使也、　十八日、天與和尙建仁入院之後、爲御禮被參、仍□盆一枚、香合一箇、高檀紙十帖獻之、依爲渡唐正使之功也、

〔應仁二年戊子入明記〕成化二年爲渡唐船、寬正二年盧通事被遣高麗、尋時宜之處、自大唐御返事、勅朝鮮國王李瑈、禮部奏稱、得王咨、有日本國差人盧圓等到國傳言、國王源義政說稱、比先差去進貢使人失禮、蒙朝廷恩宥放回、已將本人科罪、今欲差人赴京謝罪等因、然本國僻在海隅、去京路途窩遠、情眞僞難以遙度、必得其實、然復可信、勅至、王卽拘集本國來人盧圓等、詳審前項傳說事情、如果眞、准令擇遣謹厚老成、識達大體者、爲使來朝、其通事亦須選委謹愼知禮人員、伴送老殿加戒約、往來中途

白米二十斗、粟三十斗、海雪十五斗、燒鹽十器、濁醪十盆、茄子三百枚、大麻三百根、乾魚二百尾、豚四口、鷄二十首際、金進山

二日、總兵官書至曰、昨日六號船揚帆南走、不知何處去、　三日、水夫將唐麻三百斤打大綱、　四日、三號船、黎明解纜去、　十二日、朝左對馬島、夕右壹岐島、駕風御潮、一日走百餘里、泊于志賀島、　十三日、發志賀島、至筑前安威島、　十四日、晚發蘆屋、日未晚到于長門國赤間關、則吾日本享德三年甲戌七月十三日也、關吏曰、二號今月五日先入關、三號船六日方至、七號船十一日到岸、九號船今方來了云云、綱司將急遞符告歸朝于京師、

〔善隣國寶記 中〕寶德三年遣大明表

日本國王臣源義成、〇足利義政初名 律應東風、縣知好道之君出於中國、木入南斗、其瞻殊常之識驗於當朝、是以傾葵藿之至誠、通鴻雁之遠信、伏以大明皇帝陛下、化孚有截、澤洽無垠、南柱海北氷天、西月踚東日域、同文同軌、相應相求、天戈所麾、無不賓順矣、臣源義成、欽承先志、紹知陋邦、守在遐方、專存外衛、屬國多虞、有積職貢、見恕爲幸焉耳、方今以允澎長老爲專使、以僧芳貞爲綱司、奉問皇家之安否、兼貢方物之不腆、頻蒙嘉渤、仰荷鴻庥、謹奉表以聞、臣源義成、誠惶誠恐頓首頓首謹言、

景泰二年歲次辛未秋八月日、日本國王臣源義成、

〔大乘院日記目錄〕享德二年三月晦日、渡唐船九艘出日本、長谷寺、多武峯、天龍寺等申請云々、　十二月廿七日

一唐船十艘ニ積色々、西忍入道註分、後日記之、

油黃三十九萬七千五百斤、加進物一萬斤定、此內二萬三千斤、則申請自帝王給之了、　銅十五萬四千五百斤　賓黃十萬六千斤　太刀九千五百振、加進物定、　長刀四百十七振、ヤリ五十一、　扇千二百五十本

蒔繪物大小六百卅四色

〔允澎入唐記〕日本國寶德三年辛未十月二十六日、遣唐專使允澎、綱司芳貞等辭京、　二十八日、至攝州兵庫、寓永福道場、　十一月九日、夜半有東風、船出兵庫、　壬申(〇享德元年)　八月廿四日、檢類船勘合、入夜薩摩船載硫黃至、一號船爲本船、屬之者謂曰類船、　九月五日、朝發平戶、午至小豆大島、　二十日、少有順風、將解纜、綱司集諸船船頭等大合議、議未半水夫把纜開洋者二三里、二號三號從之、　癸酉(〇享德二年)　四月廿三日、日本二號六號八號等船三隻、始到府東門、　五月廿八日、擧一號船進貢物入之東庫、正副使居座土官皆出、　六月一日、正使副使赴東庫、謁陳大人、三號船擧貢物、　二日、六七號船物貨一時擧之、　三日、擧四號船貨物、　四日、八號船進貢擧之、　五日、正副使居座土官等謁三司、官門額曰浙江提刑按察分司、　六日、點檢一號船進貢、正副居士出、　七日、晒一號硫黃、　八日、檢蘇木銅子、　十三日、檢二號貨匣、晩大雷而雨、　十四日、諸船居座集于綱司房、議點檢不公之事、　廿七日、陳大人將日本硫黃五萬斤送南京、　九月廿七日、官命入鴻臚寺習禮亭習朝參禮、　廿八日、朝參、長安街、玉河東堤、玉河西堤、長安門、承天之門、端門、有二象、午門、掖門、左提門、奉天門、見皇帝、官人唱、鞠躬拜起、叩頭起、平身跪叩頭、快走闕左門、賜宴、宴罷又趨端門、跪叩頭而出、謁禮部院、禮部乃昆陵胡濙、年八十餘、　十月一日、朝參、奉天門見天子、朝儀如前、賜宴闕左門、　二日、朝參、正使入奉天門捧表文、綱司以下立午門、聞大鐘鳴、自左掖門入奉天門、跪拜起、叩頭起、自右掖門出、賜宴于闕左門、午後日本貢馬達京、通事盧圓、從僧允郁、淸啓等、始到于館、　四日、馬船衆朝見天子于奉天門、賜宴如常、　五日、朝參、天子御奉天門、觀日本進貢馬二十匹闕左門、賜宴如常、宴罷歸館、官給米麵粉酒酪菓子醬柴等、七日、奏日本九號船一隻、九月十四日到寧波府、　八日、四號六號七號八號等船衆、龍琛光瑄如入京、九日、中書舍人至、予呈一詩、舍人曰、外域朝貢于大明者、凡五百餘國、唯日本人獨讀書云々、　十日、四六七八號船衆、始朝參、　十一日、禮部檢日本勘合、主客司金屛風金字上添貼字、(〇中略)

大明景泰五年(〇享德三年)甲戌七月一日、都節制命總兵官金進山送賞賜、其禮云、

今開壹謝恩表文壹通　齎繳永樂年號本字勘合伍拾漆通、同日字勘合壹百通、底簿壹扇、
壹貢獻方物　馬貳拾匹　撒金鞘太刀貳把
硫黄壹萬斤　馬腦大小貳拾塊　金屛風參副　鎗壹百柄　黑漆鞘柄太刀壹百把　長刀壹百柄　鎧壹領　硯壹面并匣扇壹百把
壹差去正使壹員
右咨禮部
宣德玖年〇我永享六年捌月貳拾叁日

〔蔭凉軒日錄〕永享八年七月二日、遣唐使恕中和尚歸朝、被參御所、　四日、大唐詔書、以億阿被預置、方物之日記并箱同鎖子、皆有之、

〔善隣國寶記中〕永享八年
皇帝〇英宗明勅諭日本國王源義教、我國家統有天下、薄海內外、罔不臣服、列聖相繼、無間遠近、一視同仁、爾日本爲國東藩、世脩職貢、益永益虔、我皇考宣宗皇帝臨御之日、恩眷尤厚、今遣使中誓等、奉表來朝、並獻方物、禮意勤至、朕嗣承祖宗大寶、期與四海群生、同樂雍熙、矧王篤於事大、良可嘉尙、使者還、特賜王及王妃白金綵幣、以答王意、王其欽崇天道、仁恤有民、永保藩邦、以副朕望、故諭、
正統元年二月初四日
〇按ズルニ、如是院年代記、大乘院日記目錄ニハ、之ヲ六月ニ係ケタリ、是書ノ月日ト合ハズ、蓋シ二月四日ニ始テ是書ヲ得、六月ニ至リテ歸國セシナリ、中誓ハ前年永璵ト同行セシ者ナリ、

〔南方紀傳下〕嘉吉二年春、遣使於大明、
〔薛氏日本考略〕正統七年、〇我嘉吉二年倭船九隻來貢、

〔武家年代記裏書〕寶德三年十月廿六日、渡唐船發京、

一官人（雷號內官）方へ、五色百籠、榼十荷遣之了、內々得時宜、赤松播磨守昨日伺申入也、不可有子細云云、官人方へ以智阿遣之、通事安寧相副了、　廿九日、今日唐人參御所、猿樂在之云々、○中略　唐使官人（二號船、三號船、）兩人方へ、五色各五十籠、榼各十荷遣之了、使者通事安寧智阿兩人也、　八月廿一日、唐人今日兵庫下向、　廿三日、唐朝御返牒、今日被調之云々、就此事自管領以使者安富筑後守申趣御返牒、年號事可爲何樣哉之由、奉行飯尾大和守伺申入之處、日本年號勿論之由被仰出、仍可爲其分候處、以前（永享四）被遣唐朝御書被書載唐年號了、此事御所樣未被知食歟、可達上聞、所詮今度日本年號可被書載條、可有如何哉由諸人申入也、鹿苑院院主寶山和尙意見ニハ、支干計ニテ、一向可被略年號歟云々、此條モ又不可然歟、簡要意見之趣、承可申入云々、予返答、此事ハ誠重事歟、愚案難及、乍去永享四年御書ニ被載唐朝年號上者、只今又難被改歟、其故ハ以前唐朝御音信初度之間、爲不被違彼國所存被載大唐年號、今ハ又彼國心落、音信同心申入間、雖有何樣御沙汰可有何子細哉之由思食被改之樣存申入者、一向日本ノ表裏之樣ニヤ、唐朝萬人可意得申候歟、所詮今度ハ、先如元唐朝年號被遊之後ニハ、此儀不可叶、子細於具別而以書被仰遣、幷唐使官人等ニモ神國之間、一向隨唐朝儀ハ難叶、只以隣國好可申通條御本望之由、答可被仰遣歟云々、

〔善隣國寶記中〕永享六年遣唐表　大明宣德九年甲寅、惟肖製之、

寶隣脩好、所愧乘韋惟先、溟量包荒、何唯雜佩以報、爭覩使者光釆、則知官儀中興、阡陌竦瞻、山川增重、中謝、恭惟皇帝陛下、奉天紹運、濟世安民、眷（○眷恐恭誤）惟僻居於遐方、孰不興起於盛際、事大誠仍舊貫、權宜要在更張、秋水長天、極目雖迷、上下春風、和氣同仁、豈阻東西、勿替斯言、克昌厥後、

〔善隣國寶記下〕日本國今塡本字壹號勘合壹道、爲恩事、宣德捌年陸月初拾日、准禮部日字壹號勘合咨文、該欽差內官雷春等、齎捧誥命幷給賜等物、勘合底簿欽遵、逐壹照數收領外、今差正使恩表幷進貢方物開坐、須到咨者、

云、

一賊船ニ被取唐人共、都鄙ニ散在歟、被召集悉可被歸唐之條可畏入云々、

一來八月中、早々可歸唐仕可然可被仰付云々、

此由赤松入道同道仕令披露處、悉可有御下知也、就其賊船事ハ壹岐對馬者共、專致其沙汰歟、此兩
島大略少貳被官歟、然者可被仰付少貳事也、但少貳事既去年以來、被成治罰御敎書、被差向御勢事
也、然只今又此御敎書可被成遣之條、御所存外之由被仰出候間、赤松入道相共、依此御敎書不可有
御免之儀事候間、不可有苦之由存候、可被成御敎書於少貳方之由再三雖申入候、同篇御返事、所詮
此子細可申談門跡之由被仰出候、可爲何樣候哉云々、予對謁了、重事奏者等定可申謬歟、愚意趣如
上意被成治罰御敎書、只今モ既被差向御勢事候、此御敎書事ハ可有如何哉、上意尤之由存候、所詮
對馬一國事ハ、少貳內者、宗家者共知行仕歟、彼等中ヘ可被成御敎書條可宜哉、但上意幷面々可爲
御料簡候、壹岐事、何者知行哉不分明候、若下松浦者共過半知行候歟、然者是モ少貳方者候歟、御敎
書可爲同前歟之由申了、　十九日、唐使參室町殿云々、申初刻、將軍御直垂如常云々、先於南向御會
所御點心、其後於北御會所種々御一獻、及昏黑唐人退出云々、御陪膳唐人等懃仕之、如鹿苑院殿御
時歟、北御會所ニテ唐使參以前、先御一獻在之、新造以後未無御一獻儀、仍御沙汰、諸大名折紙持參、
各御引物拜領云々、　廿四日、渡唐船山名ト寄合、當寺（○醍醐寺）造營ノ爲ニ可渡遣之條時宜如何、次硫
黃事御免許無子細者、遣人於島津方可召寄、次舟事小泉丸、定今度可爲無主歟、可申請之條如何、此
三ケ條先內々以三條中納言達上聞處、何モ不可有子細云々、硫黃事ハ今度堅御禁制事也、雖然當
寺造營云々、旁不可有子細云々、此由以經長寺主自三條黃門申賜候了、祝著千萬々々、實快僧正、東
寺寺務直任宣下到來了、

唐使官人（一號船、二號船、三號船、）三人、種々物送進、使者引物今日以智阿遣之、安寧通事相副了、　廿八日、唐使

上、六日、唐使參上珍重儀、僧俗參賀群參云々、八日、三條中納言爲御使來臨、今度來朝唐人内、可然醫師在之云々、脉樣等令對面可相尋之條尤可然、若同心申儀者、可被仰付管領云々、仰旨尤畏入由申入了、九日、日野中納言爲御使來、條々仰旨在之、

一今度渡唐瑞書記、硫黃二十萬斤爲公方物被渡了、而任雅意以外無正體事共繁多、仍於彼舟具足者、被點置兵庫藏了、追何在所へモ可被寄歟云々、

一此二十萬斤内五萬斤、山名方へ瑞書記渡遣了、子細於御尋瑞書記處、自山名方拜領由申入間遣了云々、又此子細於御尋山名處、曾以無其儀旨種々申入間、瑞書記虛言之段不能左右歟、瑞書記猶非虛言由證狀在之旨申云々、○中略

瑞書記不法事、方々及其沙汰歟、以外事、

山名硫黃拜領實否御究明事、山名定可畏申入哉、十一日、今朝唐使雷内官千戸李善ヲ使トシテ、種々物送進之、不存寄祝著々々、通事周肇已上一座官人目六別在之、二座官人使趙、諒通事葛大詮進物目六別在之、三座官人使校尉陳敬進物目六別在之、十三日、唐使官人、三號船王内子云々重色々送賜了、十五日、管領來臨、唐朝へ御返牒御位署事、愚身意見尤被思食也、只今彼改鹿苑院殿御沙汰之條、一向彼御非虛ヲ可相當被仰顯異朝歟、旁如本日本國王ト可被遊遣云々、予自最初此等義申入了、於王字不可有御憚候哉、既執政御事、覇王勿論御座候歟、國主ノ主字ナドハ聊可有子細事歟、此仰尤珍重之由申入了、今日自唐朝所渡具足一見了、公方樣昨日被御覽云々、及夜陰今日到來了、車六輛ニ積來、初驚目處、披見後、以外興醒了、此内予具足小皮子一有、無體也、自餘一向代官或ハ他誂物云々、不可說々々々々、少々以代所望抑留者共在之、十七日、自管領以使者安富筑後守唐人官人等訴訟申入事三ヶ條在之、

一賊船事、自今以後、堅御停止、第一唐朝大慶也、爲賊船用心不斷召警固之條、唐朝煩萬民歎、此事云

召具通士、今度御對面次第、降下階下給事、今度不可有之、次天書御拜事、又不可有其儀、伶人參向總門、引卒公卿出向四脚門外、可致其禮等事具申處、唐使内外官兩人幷通士等召具參申入旨、先王鹿苑院殿御事也御時、總門マデ御出、天書御拜等殊懃懃御沙汰也、今可被略條周章仕、第一唐使等歸國時、定此子細唐皇帝聞食、可被罪科歟、せめて天書於一拜ニテモ御沙汰者可畏入、自餘ハ兎モ角可爲御意云々、所詮如此申入之間、御拜事可爲何樣哉、先日愚身意見ニハ、天書御拜事、神慮難測由申候キ、唐使ハ只今如此申入、可爲何樣哉云々、予申旨、先日天書御拜神慮可爲何樣哉之由申入候し事ハ、唐朝皇帝意得ハ、鹿苑院殿以來、偏日本王ニテ御座候ト深存申歟、仍自唐朝進印ニモ日本國王之印トエリ付進置候間、然者御拜御斟酌尤珍重申了、只今就此御尋廻愚案處、此方上意曾以非其儀候歟、自異朝候天書候者、日本大臣以下燒香二拜ハ有限禮儀候歟、根本御禮不相違候上者、神慮可有何事哉之由存候間、若可有御拜歟、不可有苦之由存候、但尚關白○藤原持基前攝政○藤原兼良等意見可被尋聞食哉云々、此儀日野黃門同心云々、

五日、唐使御對面、將軍御冠直衣云々、唐使引卒公卿兩人三條前右府、大炊御門前内大臣、參向四脚門、伶人參向總門、公卿殿上人中門外東上南面列立、天書御拜事、今度有沙汰二拜御沙汰云々、御披覽事、臨期在之、唐使頻申入云々、乍立御披見云々、鹿苑院殿御披見時ハ御蹲踞、今度依關白意見母屋庇被室禮、仍母屋東迫北立曲彔一脚、主人御座、母屋西曲彔二脚、庇曲彔三脚被立之、唐使著彼云々、内官三人、外官二人、唐使臨階下時分、將軍令出大床給、天書御禮云云、唐人捧天書置御前高机、次御燒香二拜、次御披覽云々、次令著曲彔給、茶禮在之云々、此儀鹿苑院殿御代、最初應永九年時在之由、正藏主申入間御沙汰云々、其時予參扈從、一會之儀雖拜見、茶禮之儀分明ニ不覺悟、今度御茶給仕、何者沙汰哉、追可尋記、内官建盞ヲ取遣進云々、唐禮歟、次進物、官人等自身取出之進置御前云々、唐櫃數六十合云々、一々取出積置御前如山云々、四脚總門警固强無之云々、路次辻々事被仰付諸大名云々、今日唐人一獻、斯波治部大輔云々、公卿殿上人參上、唐使參

由申旨、内々申入了、　十四日、自山名方申、渡唐公方樣〇足利義教御舟、去月四月廿七日、自壹岐島著合島、私舟山名今月一日著合島、自餘八艘舟、去月以來既著岸赤間關、合島與赤間關之間十八里云々、二艘舟、定近日可著赤間歟、珍重々々、　廿一日、將軍兵庫御下向、曉天云々、御臺樣同御下向云々、唐船既著室云々、　廿四日、自游佐方内々申入、唐船廿一日於播磨室津處、風雨ニ依テ又室津ヘ漕渡、廿二日、曉著和田御崎、昨日例日間、今朝可被入兵庫云々、廿二日、唐船ヘ折以下榼等被遣云々、唐人畏申入云々、　廿五日、將軍自兵庫還御酉終云々、　廿八日、自將軍以日野中納言被仰出、今度兵庫御下向、唐船入島内儀等、近比御見物被驚御目了、予事連々被思食立、無御同道之條、尚々御無念、隨而不例彌本復、剩平生ヨリモ猶豚體調、殊勝由三位法眼申入之條、返々珍重々々、御祝著云々、次唐人來月朔可入洛、同三日可有御對面歟之由思食也、隨御對面次第、一向被任意見可被治定云々、予申入旨、先日御小直衣等可有何子細候哉由申入了、雖然重仰ニ付テ猶廻愚案處、自漢朝勅使天書ヲ持參申事候間、慇懃御沙汰更ニ道理ニモ先規ニモ不可違之由存候、應永十六年ニ勝定院殿〇足利義持御對面時ハ、御小直衣候歟、今度御冠御直衣ニテ公卿殿上束帶之儀尤宜哉、次引卒公卿事、是又候者旁珍重歟、鹿苑院殿御時、最初應永九年幷十一年ハ、兩人總門マデ參向候キ、若今度ハ四脚前マデ可被參向歟、於樂人者、總門マデ參會宜存樣候、次御禮樣、階下ヘ御降儀、於道理者雖不相違、只今ハ先堂上ニテ大床邊歟御參會、若宜モヤト存候、所詮短慮意見申入條有其憚、千萬令添削可有披露歟、次御所中莊嚴儀、母屋出衣四尺屏風幷廣席等事、一向御略ハ可宜歟、無用樣存候、次守門官人事、同前候歟、可令披露云々、　六月一日、唐人入洛酉終云々、昨日兵庫ヲ罷出一宿瀨河云々、内官三人、外官二人云々、今日直可著被定置宿大宮猪熊道場處、唐使申狀、不懸御目以前、先可能著宿條、唐朝法不然、若來五日可懸御目者、猶可被點下中宿云々、仍六條法花堂、昨日俄用意落著云々、　三日以日野中納言明後日五日唐人可有御對面條々、先度申入旨大略御治定云々、就其昨夕如意見管領赤松兩人

了、　四日、唐船歸朝由被仰出、自何又珍重、　八日、渡唐船共悉（五艘）無爲著岸赤間關由、自是渡遣代官僧注進到來了、此外唐船五艘相副著岸云々、但山名舟一艘著岸遲々、　十一日、四條唐人善德實（今度通事寄合舟）　一昨日九日、自赤間關先參、洛云々、仍參申了、今度渡唐儀、委細物語申入、於唐船賞翫儀、言語同斷儀云々、將軍御威德希代、且凡慮難及、奇特々々、　十二日、以日野中納言兩條仰旨在之、唐朝牒使御對面儀可爲何樣哉、鹿苑院殿（○足利義滿）御時御對面次第ハ誠事外御賞翫、且又不可然歟、又疎儀如何、旁大事思食云々、可申意見云々、（○中略）予申入旨、唐使御對面儀如被仰出、故鹿苑院殿御沙汰、事過タル樣、其時分內々道將入道等申候了、愚眼所及、又同前候キ、但今度御音信、唐朝歡喜無比類、仍又日本人數百人、賞翫儀超過前々云々、如此之處、於此方唐使以下御賞翫之儀、御無沙汰之儀候者、自今已後、日本人渡唐時儀、若無沙汰之儀モヤト存樣候、然者爲本朝御興隆之大事、渡唐不可有其曲歟之間、以折中儀、唐使御對面儀ハ先可宜候歟、其折中儀、鹿苑院殿御代、最初應永九年時、公卿十人、殿上人十人、各染裝束著用候しか、當陽明前閤、其時內府候歟、幷菊亭公行公、（于時左大臣）兩人ハ總門マデ參向、樂人奏一曲、鹿苑院殿四脚門マデ御出、御法服、（薄色）（老）御平袈裟（白地金襴）予扈從、（相兼衣役）三于時僧正著香染、上童一人召具供奉了、唐朝書、唐人捧頭上前行、北山殿寢殿庇間敷滿廣席、母屋出衣以下、盡善盡美被莊嚴候キ、高机於立母屋前、其上被置唐書、先御燒香、次三拜、以後跪テ唐書（於）御拜見候キ、此儀式ハ不甘心申入候キ、諸人又同前儀候ける歟、今度ハ寢殿ニ被立机、被安置書計ニテ、御拜以下儀、一向御略可宜哉、但猶能々可被仰談諸人歟、次唐人宿事、仁和寺、法住寺御治定云々、此在所若唐人意ニ不相叶儀モヤト存候、唐人モ定賣買ヲ本ト可仕歟、然者每日可出京仕、內野ヲ遙ニ可罷通條、第一路次怖畏モ可在之歟、萬一唐人一人モ不慮儀ニ可罷逢條、日本瑕瑾不可過之哉、次末末唐几臺等、每日酒肉賣買儀、於法住寺不可得其便歟、然者唐人等周章、可爲勿論候歟、唐朝王爲被歸聞、第一疎荒御賞翫儀ニモヤト存候、仍此子細內々申遣赤松方候キ、同心候候者、可申談管領之

言（拜賀被申、被行亂云々、）　飛鳥井中納言　中御門中納言　日野中納言（廣橋）　三條中納言（拜賀）　中山宰相
中將　源宰相（庭田）（各束帶）
殿上人
雅永朝臣　爲清朝臣　爲之朝臣　持泰朝臣　持俊朝臣　永豐朝臣　明豐　資任　雅親
資益　源重仲　懷藤（藤原）（各束帶）
唐使申剋參、其儀伶人奏迎樂（鳥向樂、自中門迎）、唐使官人五人、（乘輿、於四足門下輿、）唐人同奏樂官人入門之時、大臣二人（三條、大炊御門、）行向、參入公卿、中門外東上南面列立、（庭上）唐使入中門内、昇南階、寢殿母屋廂間卷御簾、曲祿六脚立、主人（直衣下括）著曲祿、唐使同著、返牒一通持參、次進物唐櫃五十合、（鳥屋十籠）舁並（唐人舁之）置寢殿、唐使則開蓋、唐物取出入見參、（但悉不開）次第畢唐人退出、其後參入公卿御對面、各獻御劍、自是御劍三條取進、今日之儀、無爲珍重之由被申云々、（御劍不用意之處、三條自私召寄進云々、）攝政、聖護院、内々祗候見物云々、寶物共、正藏主取出目六、校合、金襴、疊子、盆、香合、繪花瓶、香爐、涼轎、日照笠、良藥等、其外之物共未開宮、寢殿棚數脚立並置、珍物等不知數、驚目云々、　七日、祇園會結構、唐人被見、棧敷一色用意云々、公方御棧敷京極如例、　八日、重賢歸參、祇園會見物云々、唐人見物無其儀、先例不告之間、公方不被仰、而一色棧敷用意、例之虚說、比興也、公方は御見物云々、御喝食も被伴申云々、入風呂如例、前宰相此間在京歸參、　十八日、定直新渡唐墨三丁執進、唐人商賈流布云々、　十九日、今日唐人室町殿參、種々施藝能云々、　七月五日、今日室町殿唐人宿（六條坊門大宮長福寺時衆寺）入御、（御車）唐人種々施秘術之能入見參云々、有一獻、（赤松一獻奉行）　十六日、今日猿樂延引云々、唐人ニ爲被見、觀世仕結構云々、爲見物東御方被喚申、又聞有猿樂延引ハ虚說也、　十七日、昨日猿樂、言語道斷、面白殊勝云々、唐人參見物云々、

〔東寺執行日記〕永享六年六月朔日、唐人五百人計入洛、貴賤於東寺邊見物之、六條ノ法花堂被入之、

〔滿濟准后日記〕永享六年五月三日、唐船著岸壹岐島之由、自管領方以書狀申、（亥刻末）珍重之旨令返狀

匹、素紅二匹、

彩絹一十匹　紅三匹、綠三匹、藍三匹

宣德八年六月十一日

〔看聞日記〕永享六年五月八日、去々年渡唐船歸朝、近日室町殿女中兵庫御下向、唐船可被御覽云々、御喝食被伴申、可被見申之由有御有增云々、　十二日、東御方歸參語世事、兵庫御下向、日次未定、唐船未著岸云々、　十九日、抑室町殿〇足利義教廿一日兵庫御下向云々、唐船已著岸、爲御見物也、上樣女中尼御前達、淸々下向、御喝食も被伴申、御出立、眞乘寺申沙汰云々、入江殿每事執沙汰經營云々、三條、日野、飛鳥井、諸大名等御共、經營無他事云々、　廿一日、今曉室町殿兵庫下向、女中輿卅六丁云々、飛鳥井ハ御免不參、依二條事御免云々、　廿五日、自兵庫今日公方御歸洛云々、　廿六日、源宰相出京、爲御使、唐船歸朝、無爲珍重、早々御歸洛目出之由申、御劍一進、付三條、如例、但今日公方御衰日之間、明日三條可申也、　廿九日、未明自日野有狀、何事哉、披見之處、庭田へ狀也、來月三日唐人參上殿儀也、可參仕云々、可爲束帶之由可存知云々、則領否難申之間、忩可參申之由令返事、則出京無餘日、計會周章歟、　六月一日、吉慶每事、幸甚々々、祝著如例、南御方入江殿參、春日重賢御共參、唐船事、室町殿爲參賀被出、重賢歸參、唐人御對面來五日ニ延引云々、自內裏五明兩本被下、畏悅、聞唐人今夕入洛、官人五人、乘輿騎馬輩千二三百人云々、方々道場宿々被點被置云々、兵庫ニも猶相殘云々、　二日、源宰相歸參、唐使御對面、五日之間、先歸參云々、　五日、唐使室町殿參入之儀嚴重、申剋參、官人五人、乘輿騎馬輩雜人等六七百人、進物辛櫃五十合、鳥屋十籠、鵞眼卅萬貫云々、樋口大宮道場爲宿、自其參入、道すがら奏樂、於馬上吹樂見物雜人群集數萬人、希代之見物也云々、委細事未聞、入江殿御所ニ、御喝食、東御方、御乳人、室町殿、於御棧敷見物云々、　六日、源宰相歸參、昨日之儀語、早旦參、出仕人々、

三條前右大臣前衞府長一人　大炊御門前內大臣同前　中御門大納言俊輔　三條按察大納言　三條新大納言　二條殿大納

宣德八年六月十一日

〔善隣國寶記下〕別副　皇帝頒賜日本國王

白金貳百兩　粧花絨錦四匹、四季寶相花藍一匹、細花綠一匹、細花紅貳匹、

紵絲二十匹　織金胸背麒麟紅乙匹、織金胸背獅子紅一匹、織金胸背白澤綠乙匹、晴花骨朶雲青一匹、晴細花綠四匹、晴細花紅一匹、晴細花青一匹、素青三匹、素紅二匹、素綠三匹、

羅二十匹　織金胸背麒麟紅一匹、織金胸背獅子青一匹、織金胸背虎豹綠一匹、織金胸背海馬藍一匹、織金胸背海馬綠一匹、素紅五匹、素藍三匹、素青三匹、青柳綠二匹、素柳青一匹、素砂綠一匹、素茶褐一匹、

紗二十匹　織金胸背麒麟紅一匹、織金胸背獅子紅一匹、織金胸背白澤青一匹、織金胸背海馬綠一匹、織金胸背虎豹綠一匹、晴花骨朶雲紅一匹、晴花骨朶雲青二匹、晴花骨朶雲藍二匹、晴花骨朶雲柳青一匹、晴花骨朶雲綠二匹、晴花八寶骨朶雲綠一匹、素綠一匹、素紅一匹、素青一匹、

彩絹二十匹　綠七匹、紅七匹、藍六匹、

王妃

白金壹百兩　粧花絨錦二匹、細花紅一匹、四季寶相花藍一匹、

紵絲十匹　織金胸背犀牛紅一匹、織金胸背海馬青一匹、晴花八寶骨朶雲青一匹、晴細花紅匹、晴細花青一匹、晴細花綠一匹、素青一匹、素紅二匹、素綠一匹、

羅八匹　織金胸背獅子青一匹、織金胸背虎豹紅一匹、素藍二匹、素紅二匹、素青一匹、素柳一匹、

紗八匹　織金胸背獅子綠一匹、織金胸背犀牛紅一匹、晴花骨朶雲藍一匹、晴花骨朶雲青一

福寺、爲大僧、開法長州安國寺、繼住聖福、後入洛、永享四年、奉公命、列位天龍、奉大命、入大明、對御宴、宣德七年〇明宣宗年號、我永享四年、也、

〔應仁二年成化四年戊子入明記〕遣唐表　永享四年　雙桂和尚

天啓大明、萬邦悉被光賁、海無驚浪、中國玆占泰平、凡在率濱、孰不惟賴、欽惟大明皇帝陛下、四聖傳業、三邊乂安、助華繼體、從昔所希、宣光中興、不圖復覩、貢而不入、固緣弊邑多虞、行李往來、願復治朝舊典、是以某人仰覲國光、獻方物、爲是、謹具表、

〔善隣國寶記中〕永享五年　大明諭日本使

皇帝勅諭日本國使道淵、爾究通佛氏之旨、曉達君臣之義、在彼境內、超於群倫、比者以其國王之命、遠涉海波、來脩朝貢、達其王敬天之悃、敦其王事大之心、言詞有章、進止有禮、從容恭謹、朕甚嘉之、今特授僧錄司右覺義之職、俾歸本國、住持天龍寺、爾其益精善道、闡宗風、益堅至誠、用副嘉奬、欽哉、故諭、

宣德八年六月初六日

同年　大明書

皇帝勅諭日本國王源義教、朕祇奉天命、嗣祖宗大位、以主兆姓、臨御以來、夙夜孜孜、惟天惟祖宗之心體而行之、綏撫天下、一視同仁、是以海內海外、凡日月所照臨之處、嘉義歸化、悉順悉臣、今者王遣使道因奉表來朝、幷獻方物、敬天事大、具悉至誠、甚嘉之、惟王日本表秉禮義、我國家肇造區宇、恭脩職貢、未嘗或怠、逮爾父王道義、事我皇祖太宗文皇帝、恭謹之誠、貫于金石、是以皇祖天恩游加、亦超越夷等、載在國史、永永光華、爾父既沒、使命不通、蓋亦有年、王今嗣主國事、獨能持忠孝之志、脩繼述之功、所謂卓然聰明特達者也、雖古賢王何以過哉、夫有厚德者天必錫之以厚福、王繼今務德、益勤弗懈、將福祿之臻、豈可量哉、玆遣正使內官雷春副使內使裴寬玉甫原鴻臚寺少卿潘錫行人高遷、齎勅往諭、幷賜王綵幣等物、以示嘉悅之意、王其勉之敬之、用副朕懷、故諭、

松、以上五人候、其外御人數門跡以下事、内々爲此門跡可被仰云々、先只今八幡丸船頭方へ可下行
用脚七萬疋候、此御船御人數、御門跡以下悉皆十人候歟、然者七千疋、各分明間可有御沙汰云々、
七月十二日、今度就唐船事、島津庶子總領、自去比島津庶子伊集院ト合戰、島津總領大略及難儀云
云、仍唐へ可被渡硫黃、去年以來、被仰島津、十五萬斤用意處、及庶子總領合戰之間、無覺束被思食間、
禪僧號瑞書記ト此間自九州令參洛也、重今明可被下遣、仍此僧申請旨、島津庶子總領方へ御敎書硫黃令事
行、可渡瑞書記云々事、事等申、就其少貳方へ御敎書事簡要之由申間、可被成遣也、仍少貳事可爲何樣哉云々、
予御返答、少貳此間非御勘氣之儀、今度御料國筑前國へ無左右打入條狼藉次第御切諫歟、對馬國
等、當時モ知行儀候歟、就唐船警固、第一簡要方間、尤可被成遣歟云々、御使赤松播磨守也、次島津庶
子伊集院方へ御敎書事、總領庶子共、可被遣者無子細候、萬一總領合戰ニ打負候者、只今御敎書無
益トテ使節僧瑞書記ナド相計、庶子伊集院方計へ付御敎書候者、只今硫黃御用計ニ、不及是非御
沙汰、以庶子被相定、總領樣ニ申成候ハムズランと存候、但可爲時宜云々、赤松播磨守尤由同心也、
八月十七日、將軍兵庫御下向、　十九日、渡唐船、今日申初出兵庫津云々、
〔大乘院日記目錄〕永享四年八月十六日、渡唐船出播州兵庫岸、將軍〇足利義敎下向給、四號船人數、大乘
院初而被加之十三人、
〔看聞日記〕永享四年八月十六日、室町殿〇足利義敎明日兵庫御下向、是唐船被渡御覽、以次須磨明石等
名所共可被御覽云々、守護方經營也、唐船公方相國寺諸大名等三艘也、　十七日、室町殿早旦兵庫
下向、御共永豐朝臣、諸大名近習等、濟々被召具云々、〇中略
頭注　唐船可被渡事、自去年沙汰也、于今延引畢、如元唐土可被申通云々、
〔異國使僧小錄〕享保庚子五岳耆宿咨目
道淵　龍室、諱道淵、嗣恐福宏書記、宏嗣大覺禪師、明州鄞縣鹽倉橋張氏子、年三十、越海來易服、於恐

同前

同君〇足利義持曰、夫與鄰國通好、商賈往來、安邊利民、非所欲乎、然而余之所以不肯接明朝使臣者、其亦有說、先君之得病也、卜云、諸神爲祟、故以奔走精禱、當是時也、靈神託人謂曰、我國自古不向外邦稱臣、比者變前聖王之爲、受曆受印而不却之、是乃所以招病也、於是先君大懼、誓乎明神、今後無受外國使命、因垂誡子孫、固守毋墜、其後僧使堅中與明朝行人偕來、余欲不接之、以其未以如上事諭使臣、亦爲弔先君來、故違誓而迎之、及乎使臣之歸、令堅中爲諭此意、不知未詳通乎、去歲使船重來、亦使等持長老重傳此趣、使臣歸到本國、胡不以此意達爾主耶、余之所以不接使臣、不遣一介者、非敢恃險阻不服也、順明神之意、奉先君之命、以行事耳、昔元兵再來、舟師百萬、皆無功而溺于海、所以者何、非唯人力、實神兵陰助、以防禦也、遠聞是事、必爲怪誕、古來吾國之神靈驗赫可不恐乎、事詳國史、今聞將以使者不通爲辭、用兵來伐、使我高深城池、我不要高我城、亦不要深我池、除道而迎之而已、至夫寇掠邊圉、則違逃之徒、竄於海島之間者之所爲也、欲討電滅飈逝、師還則島合蟻聚、而不受吾命者也、捕而戮之可也、奚必帶而來哉、來書亦云、使臣至中國、或拘留、或殺戮、聽爾所爲、是何謂哉、吾不欲拘殺使臣、只要彼不來此不往、各保封疆、莊子曰、民至老死而不相往、若此之時、則至已不亦休、西堂以此意諭明朝行人、遂回舟楫、幸甚、

〔武家年代記裏書〕應永廿六年七月、到于本朝請和好、廿七日、本朝不許、八月歸、

〔滿濟准后日記〕永享四年六月三日、唐船事、大略今日治定了、寄合八幡丸寶船也船事、赤松令奉行、面々催促之、舟修理以下事可申付云々、此由直被仰付了、〇中略歸坊之處、赤松入道兼來相待間對面了、唐船奉行事等不審、次侍所上表事、來八月御下向兵庫、其次明石幷播磨書寫山以下、可有御一見云々、旁思召之間、京都者共、大略可召具之間、御留守中殊一大事也、可被仰付餘人條、可畏入旨歎申入云々、

五日、自赤松使者上原二郎左衞門云々、唐船御人數武家方事、畠山、細河右京大夫、一色、細河隱岐、赤

〔歷代鎭西要略 五〕應永廿六年六月廿日、大明使船入博多、使名呂淵、先謁探題、暫居太宰府、

〔看聞日記〕應永廿六年七月廿日、抑聞唐人襲來、○中略 又兵庫ニ唐船一艘著岸、是ハ爲使節、非軍船云云、 廿四日、聞兵庫ニ來唐人、不可被入帝都云々、牒狀之外、四字札獻之、其文字云、梵沐桐重、此字無讀人云々、僧俗才人不讀解、靜心得云々、薩摩ニ付異賊蒙古云々、

〔善隣國寶記 中〕稱光院應永二十六年　大明書

使臣呂淵、去歲奉國命、齎勅書就帶使人來日本國公幹、令人通報、國王命古幢長老到海濱、未曾審詳來意、長老旋車、後一向信息不聞、以此齎捧勅書回京師、續有本國日向州人駕船一隻、裝硫黃馬疋、進貢、因無國王文書不傾、今復蒙遣、齎捧勅書、就帶進貢番人一十六名、同先來八名重來、今有忠信之言、將爲賢大夫告、恐重譯弗詳、故筆諸書、付賢大夫王左右、幸詳說之萬一、

永樂拾柒年柒月拾參日

余千戶郭千戶　　通事周肇

同年　　諭大明使者

征夷大將軍某○足利義持 告元容西堂、今有大明國使臣、來說兩國往來之利、然而有大不可者、本國開闢以來、百皆聽諸神、神所不許、雖云細事、而不敢自施行也、頃年我先君、○足利義滿 惑於左右不詳肥官○官恐當誤口辨之愆、猥通外國船信之問、自後神人不和、雨暘失序、先君尋亦殂落、其易簀之際、以冊書誓諸神、永絕外國之通問、孰事先君告命、而犯諸神憲章哉、去歲既命古幢長老、往諭此意、今有使而至、蓋前諭之未達也、又責以海島小民數侵邊圉、是實我所不知也、今倘云止之、則前亦知而令之也、豈有人主而敎民爲不善者乎、何不思之甚矣、雖然逋逃亡命、或寬身於負絕之海島、時々出害邊民者恐有之、當命沿海之吏制焉、西堂宜以此件、欵々說之、

應永廿六年七月廿日

不知還任用先王之賢德老成否、如用之則必无過舉、然此或非出於爾、況爾國中又多賢智之士、識達道理、豈肯使輕爲之乎、不過海濱無賴之徒、出沒於海島、寇竊爲生、累爾令名、苟能如爾先王禽執獻俘、則爾國中得以永寧、爾之名亦永垂青史、人而口磨矣、且如朝鮮國王李芳遠、聰明賢智、敬順天道、恭事朝廷、一國之人、得以安寧、和平之福、率皆本於其王之賢德也、爾宜近法先王、遠效隣國、則爾國中亦以永保无虞矣、朕本不諭欲與爾言、然念爾先王之賢德、故特遣使臣行人呂淵、賫勅勅諭爾、令邊圉所檎爲寇者微葛成二郎五郎等、送迎京師、朕念其有父母妻子、日夜顒望、保全其生、就令使臣送回爾國、其守海者无知、將使臣阻遏、雖未即達、惟爾敬順天道、隨遣士官性運等、進貢方物、足見爾悔過遷善尊仰朝廷之心、今茲復遣使臣行人呂淵同性運等賫勅諭意、爾若改前所爲、所掠海濱人亦有父母妻子之恩、能體其情、即差人同使臣送還、仍通使往來、保境息民、弭禍以紹爾先王之美、則天心悅鑒、俾爾子子孫孫享有无窮之福、豈不偉哉、如果爾所爲不能悛改、使臣至爾國中、爾或拘留、或殺戮、聽爾所爲、爾不遣人來也、故諭、

永樂拾陸年（〇我應永二十五年）拾壹月初壹日

〔明史（三百二十二日本列傳）〕四月（〇永樂十六年）、其王遣使隨淵等來貢、謂海寇旁午、故貢使不能上達、其無賴鼠竊者、實非臣所知、願貸罪容其朝貢、帝以其詞順許之、禮使者如故、然海寇猶不絕、

〔皇明實錄（百十太宗）〕永樂十六年四月乙巳、行人呂淵自日本還、其國王源義持、遣日隅薩三州刺史島津滕存忠等、奉表隨來謝罪、表曰、日本蕞爾小邦、自臣祖父以來、受命朝廷、霑被恩德、不敢背忘、比因倭寇旁午遮遏海道、朝貢之使不能上達、臣自知有負大恩、而境內之人、肆爲竄竊者、皆亡賴逋逃之徒、實非臣之所知、既皆爲天兵所禽、皇上天地之量、父母之恩、曲宥其罪、悉皆遣歸、臣之感戴、莫盡名言、伏望貸臣之罪、自今許其朝貢如初、不勝虔懇之至、上以其詞順、特釋其罪、命行在禮部、宴賫其使遣還、

爲懷、并賜勅慰問世子其節哀順變、勉力喪事、以副國人之望、故勅、

絹五百匹　麻布五百匹

永樂六年十二月廿一日

〔明史 三百二十二 日本列傳〕永樂六年十二月、其國世子源義持、遣使來告父喪、命中官周全往祭、賜謚恭獻、且致賻、又遣官齎勅、封義持爲日本國王、時海上復以倭警告、再遣官諭義持勦捕、　八年四月、義持遣使謝恩、尋獻所獲海寇、帝嘉之、

〔如是院年代記〕癸亥 百二代後小松院　辛卯 應永十八、（中略）大明使王內官、不達於朝、九月九日自武庫回、

〔明史 三百二十二 日本列傳〕明年〇永樂九年 二月、復遣王進齎勅褒賚、收市物貨、其君臣謀阻進不使歸、進潜登舶、從他道遁還、自是久不貢、

〔修史爲徵 一〕皇帝勅諭日本國源義持、爾先王源道義〇足利義滿 至誠卓特、聰明俊傑、□順天道、敬事朝廷、遣使朝貢、相繼不絕、國人□安、盜賊不作、海東諸蕃國王之賢者、自古無有若爾先王者也、自爾嗣位之後、反爾先王之爲、朝貢不通、屢遣人寇掠邊境、此豈事大之道、徒自主宰之、無非欲其生遂、老老少少、各得其處、凡大邦小國、統率爲治、爾居海東蕞爾之地、自恃險阻、乃敢恣肆爲非、殊不知惡不可爲、險不可恃、天災人禍、恒起於不測、苟不省悟、一日禍至不可解矣、朕明諭爾、爾地距中國甚邇、朕之師旅、水習舟楫、而陸便騎射、無堅不破、無險不入、□若前元用兵、長於騎射、而短於水楫、朕所以含容不發者、以天地之大無所不包、凡爾所以爲寇掠者、狗偸鼠竊、何足芥蔕、冀爾自悔、乃日復日、歲復歲、怡然自若、群臣屢請發兵問罪、朕念爾先王之賢、又日本百姓无罪、軍馬一來、波及無辜、朕誠不忍、比者復來寇掠海濱、以得失計之、曾不如泰山之一毫、何苦如此積釁不已、必招師旅、朕師之來、雷轟電擊、則爾國无險可恃矣、爾必須高其城、深其池、以候天兵之至、於此之時、悔將无及、且數年迄今、使者不通、爾之立行、賢否莫知、度爾智與年長、必能率德改行、以承乃父之志、爾先王之時所用、皆賢德老成、故政事可稱、今聞日蕎、今

奉天承運皇帝制曰、朕祗膺大命、統御萬方、體天地之仁、衍生民之福、若有賢哲材智、敦敬天事大之悳、重保土恤民之心、則恩寵之隆、昭于無極、斯帝王旌勸之大公也、故日本源道義〇足利義滿慈惠恭和、聰明特達、持身有禮、處事有義、好善惡惡、始終一志、敬天事上、表裏一誠、負弘偉之度、懷卓犖之才、仁厚洽於國人、賢悳昭于遠邇、自朕御極以來、忠敬之心愈隆、職貢之禮有加無替、遵奉朝命、斯須不稽、竭力殫心、惟恐不及、殄寇盗於海島、安黎庶於邊隅、並海之地、雞犬得寧、烽警不作、皆王之功也、蓋王忠順之誠、皎若日星、堅若金石、上通於天地、幽徹於鬼神、跡其有國以來、未有如王之盛、何告終之奄及、諒悼悳之難忘、稽行易名、宜隆恤典、今特賜謚曰恭獻、於戲人以悳貴、德因謚顯、國家之寵命、人生之至榮、王之生也、賢周於身、昭於上下、歿也、美名揚於世、流於無窮、豈非光明俊偉傑然丈夫哉、靈若有知、服茲嘉命、

永樂六年十二月二十一日

同十五年

維永樂六年歲次戊子十二月甲戌朔、越二十一日甲午、皇帝遣內官周全渝、祭于故日本國王源道義之靈、曰、惟王慈惠溫淑、聰明特達、持身有禮、處事有義、好善惡惡、始終一心、敬天事上、表裏一誠、負弘偉之度、懷卓犖之才、仁厚洽于國人、賢悳昭于遠邇、自朕御極、傾心歸向、益虔職貢之禮、有隆無替、恭承朝命、斯須不稽、竭力殫心、惟恐不及、用是殄寇盗於海島、安黎庶於邊隅、並海之地、雞犬得寧、烽警不作、皆王之功也、蓋王忠順之誠、皎若日星、堅若金石、上通天地、幽徹鬼神、自日本有國以來、其士賢明、未有如王盛者矣、正當永享於安榮、何意奄然而遽歿、訃音之至、實切悼傷、耿賢德之難忘、悵中心其曷已、雖然有生者必有死、陰陽晝夜、皆理之常也、王今歿於天年、而賢悳之著、騰於東蕃、揚於朝廷、勒之青史、垂之後世、殆與天地相爲無窮、王又何憾焉、茲特遣人賜祭、九原有靈、庶克享之、

同年

勅日本國世子源義持、近國王源道義薨逝、訃音來聞、朕深惻悼、茲特遣使賜賻、想世子父子至親、益難

庭、詞意懇惻、哀情溢見、朕覽讀再三、甚深慰悅嘉歎不已、王之忠誠、可以貫金石、可以通神明、允合天心、式慰朕望、自今海隅肅清、居民無警、得以安其所樂、雞豚狗彘、舉得其享者、皆王之功也、眷茲偉績、寤寐不忘、臨風顧懷、良切于中、夫治天下國家者、能體天地生物之心、去災捍患、使天下國家大安、萬民熙皥、功莫大焉、則天心悅鑒、使享有無窮之福、子子孫孫、不替益盛、此爲善之報、理固然也、王之脩身體道、樂善不倦、昭令惠於東島、播芳譽於中國、垂光靑史、與天地悠久、誠所謂賢人君子有志丈夫哉、日本自有國以來、如王之賢達者、蓋未之有也、自古賢者無不好善、而好善者無不蒙福、若王之好善、則必享有福祿、永永無窮矣、茲遣人以勅諭王、申以寵賚、致朕嘉獎之意、王懋膺隆替、眷體朕至懷、故諭、

永樂五年〇我應永十四年五月二十六日

〔大明別幅幷兩國勘合〕勅日本國王源道義王〇義滿足利 忠賢明信、敬恭朝廷、殄殲兇渠、遠獻俘獲、使海濱之人咸底安息、厥功之茂、古今鮮儷、茲特賜王禮物、以示旌嘉之意、王其受之、故勅、

花銀一千兩、計四十錠、銅錢一萬五千貫、錦一十匹、〇中略 紵絲五十匹、〇中略 靑二十八匹、〇中略 羅三千匹、〇中略 紗二十匹、〇中略 骨朶雲紅三匹、〇中略 素八匹、〇中略 綵絹三百匹、〇中略 玉仙人手壹箇、合香靶全廂嵌各樣寶石珍珠八塊顆、梅子五脒、〇中略 被二床、〇中略 大紅絨綉梧桐葉紵絲枕頭一箇、靑紗銷金涼帳一頂、上 桃紅花綾煖幔子一頂、上 大紅圓線縧一條、大紅線繫腰小圓縧二條、皂線繫腰小圓二條、大紅線穿中縧一副計長短大小九條 黃銅茶瓶二箇、黃銅銚四箇、 大樣二個、 小樣二個 剔紅尺盤二十箇、剔紅香盒三十箇、上 果子四隻、 圓眼二隻、 茘枝二隻

永樂五年五月二十六日

〔教言卿記〕應永十六年七月五日乙亥、宋人參入北山殿云々、如先々一鼓奚樓、伶人樂奏也、

〔南方紀傳下〕應永十八年、大明成祖皇帝、贈書於義持弔慰之、且作祭文諡恭獻王、

〔善隣國寶記中〕應永十五年

於日本者也、朕嘗稽古唐虞之世、五長迪功、渠搜卽叙、成周之隆、犂徼盧濮率遇亂略、光華簡册、傳誦至今、以爾道義方之、是大有光於前哲者、日本王之有源道義、又自古以來未之有也、朕惟繼唐虞之治、擧封山之典、特命日本之鎭、號爲壽安鎭國之山、賜以銘詩、勒之貞石、榮示於千萬世、銘曰、日本有國、鉅海東、舟航密邇華夏通、衣冠禮樂昭華風、衣服絺繡考鼓鍾、食有鼎俎居有宮、語言文字皆順從、善俗殊異羯與戎、萬年景運當時雍、皇考在天靈威通、監觀海宇罔不恭、爾源道義能迪功、遠島徼寇敢鞠訩、鼠竊蠅嘬潛其蹤、爾奉朕命搜逋窮、如雷如電飛蒙衝、絕港餘孽以火攻、焦流水上横復縱、什什伍伍禽姦兇、荷校屈肘衡以縱、獻俘來廷口喁喁、彤庭左右誇精忠、顧杳大史疇勳庸、有國鎭山宜錫封、惟爾善與山增崇、寵以銘詩貞石鏤、萬世照耀扶桑紅、○又見皇明資治通紀、續文獻通考等、

〔教言卿記〕應永十四年三月十八日、唐船到來、折節珍重々々、　八月五日、宋人參北山殿、○足利義滿　如先先伶人一曲云々、　十月廿日、北山殿宋人共有御同道、常在光院紅葉歷覽、卽唐人裝束ノ體ニテ唐輿ニメサレ、卽宋人舁申云々、希代事也、

〔東寺王代記〕應永十五年正月十九日、唐人立京都下向了兵庫、　二月三日、唐人出船云々、

〔善隣國寶記中〕應永十四年　大明書

皇帝勅諭日本國王源道義○足利義滿　朕誕撫萬方、愛養黎庶、一視同仁、無間彼此、咸欲其無寇攘灾沴之虞、無飢寒疾疢之苦、老者得養、幼者得息、暨鳥獸魚鼈、飛走蠕動、跂行喙息之類、咸欲其生遂、此上天之道、仁政之大也、故四方萬國之來庭者、諄諄誨諭、欲其上順天心、保卹生靈、惟王資性溫淳、敦厚周愼、惠和廣敏、恭儉慈仁、聰明特達、而賢聲素彰、律己愛民、而善道益著、奉藩守職、欽承罔違、昔者海寇攘竊、肆虐邊隅、彼此爲梗、民罹其殃、朕命王殄滅之、以除盜蠹、王卽發兵掩捕、破其舟艦、戮其黨與、擒其首賊、遣人獻送來京、而渠魁遠竄海島、偃息鯨波、魚蝦出沒、莫適其鄕、舟楫猝不能及、鋒鏑猝不能加、施之以惠、不能以懷、動之以威、不能使畏、王乃晝夜謀思、至忘寢食、四出追襲、百計以擒之、玆焉遣使上表、獻俘于

永樂四年正月十六日

〔南方紀傳下〕應永十三年夏、大明王遣使於日本、道義稱日本國王、贈帝王冠服於道義、南軍其云、日本雖小國、皇統相繼、獨立而爲天下皇帝、人皇百餘代、爲夷國不受王號、而今源義滿代爲武臣、如斯似彰日本耻辱於異朝者乎、

〔明史三百二十二日本列傳〕明年○永樂四年正月、又遣侍郎兪士吉、齎璽書褒嘉、賜賚優渥、封其國之山、爲壽安鎭國之山、御製碑文立其上、

〔月令廣義二十三晝夜〕如意珠

統志一○大明一統志 日本國阿蘇山、石火起接天、俗異而禱之、有如意寶珠、大如雞卵、色青、夜有光、永樂初年、封爲壽安鎭國山、

〔皇明實錄太宗四十〕永樂四年正月己酉、遣使賚璽書、褒諭日本國王源道義、○足利義滿 先是對馬壹岐等島海寇、劫掠居民、勅道義捕之、道義出師、獲渠魁以獻、而盡殲其黨類、上嘉其勤誠、故有是命、仍賜道義白金千兩織金及諸色綵幣二百匹、綺繡衣六十件、銀茶壺三、銀盆四、及綺繡紗帳衾褥枕席器皿諸物、幷海舟二艘、又封其國之山、曰壽安鎭國之山、立碑其地、上親製文曰、朕惟麗天而長久者、日月之光華、麗地而長久者、山川之流峙、麗於兩間而永久者、賢人君子之令名也、朕皇考太祖聖神文武欽明啓運峻德成功統天大孝高皇帝、知周八極、而納天地於範圍、道冠百王、而亘古今之統紀、恩施一視、而溥民物之亨嘉、日月星辰、無逆其行、江河山岳、無易其位、賢人善俗、萬國同風、表表於玆世、固千萬年之嘉會也、朕承鴻業、享有福慶、極天所覆、咸造在廷、周爰咨詢、深用嘉歎、惟爾日本國王源道義、上天綏靖、錫以賢智、世守玆土、冠於海東、允爲守禮義之國、是故朝聘職貢無闕也、慶謝之禮無闕也、是猶四方之所同也、至其恭敬栗栗如也、純誠懇懇如也、信義旦旦如也、畏天事上之意、愛身保國之心、揚善遏惡之念、始終無間、愈至而猶若未至、愈盡而猶若未盡、油油如也、源源如也、邇者對馬壹岐暨諸小島、有盜潛伏、時出寇掠、爾源道義能服朕命、咸殄滅之、屹爲保障、誓心朝廷、海東之國、未有賢

兵庫、　廿九日、唐船先一艘著岸云々、　六月八日、唐船已六七艘著岸云々、　十一日己巳、唐人參北山殿云々、如先規伶人等一曲云々、散狀追可尋記也、

〔東寺王代記〕應永十三年六月十一日、唐人入洛、進物濟々驚目畢、今日直參了

〔敎言卿記〕應永十三年六月十五日、北山殿、唐船著岸之間御成尼崎云々、晝御出也、　閏六月十日、宮丸唐船長門國アカマノ關ニ付、

〔大乘院日記目錄〕應永十三年七月廿三日、唐人南都下向、

〔善隣國寶記中〕應永十三年　大明書

皇帝〇成祖勅諭日本國王源道義、〇足利義滿朕惟天生萬物、覆育無不周、君統萬方、仁恩無不被、古之帝王、體天之惠、順物之情、以爲治、而天下之民、咸得其所者、率由是道、朕荷上天眷命、皇考聖靈、福延朕躬、君主天下、凡海內海外、皆朕赤子、咸欲其安寧以遂其生、卽位之初、遣詔諭王、明示朕意、王克欽承效順、識達朕心、報使之來、懇欵誠至、朕念王稟資淳愨、賦性聰明、惠行超乎國人之上、信義著乎遠邇之間、非惟朕心所悅、實乃天心所鑑、庸賜印章、申之以誥命、重之以褒錫、比歲及今、屢遣朝貢、誠意益至、敬謹愈加、寔能恭順、上天下福爾土、眞可謂賢達矣、近者使臣由王國回言、王嘗夢見朕皇考、〇太祖蓋以皇考神靈、在天鑑觀、四方無遠弗屆、王心寢寐不忘恭敬、精神感格、故形爲禎夢、朕皇考爾夢於王、卽所以監臨於王也、皇考監臨、卽天之監臨也、豈惟王一身之慶、將見王之子孫國人皆有無窮之慶、且以王之感格于朕皇考之心、與上天之心者言之、若對馬壹岐等遠島、海寇出沒、劫掠海濱、朕命王除之、王卽出師、殲其黨類、破其舟楫、擒其渠魁、悉送京師、王之尊敬朕命、雖身在海外、而心實在朝廷、海東之國、從古賢達未如王者、朕心喜慰、深用褒嘉、自今海上居民、無劫掠之虞者、王之功也、如此豈不可以上合天心與朕皇考之心乎、王之令名、自茲永著、光昭靑史、傳於不磨、豈惟王一身有無窮之譽、雖王之子孫、世濟其美、亦永有無窮之譽矣、今遣使諭朕茲意、加以寵錫、王其益懋厥惠、以副朕懷、故諭、

〔兼宣公記〕應永十一年四月十九日、參北山殿、是依爲御修法開白也、○中略抑此法自廿二日可被始行之由被仰下之處、○中略自今日被始行者也、是唐船已著岸之間、可有御下向兵庫間被忩云々、

〔大乘院日記目錄〕應永十一年五月三日、唐船著兵庫、

〔增修和漢合運圖〕應永十一年五月四日、唐船五艘來、三艘同著兵庫津、

〔東寺王代記〕應永十一年五月十二日、唐人入洛、上下七八十人、馬上者三十餘人、　同六月末比唐船來之歸本國、　同八月廿八日、又唐人入洛、上下五六十、大略馬上、是先度外也、

〔善隣國寶記〕中應永十一年　大明書

皇帝勅諭日本國王源道義○足利義滿使臣回言、王修惠樂善、忠良恭謹、朕深爾嘉、又能遵奉朝命、禁止壹岐對馬諸島之人、不爲海濱之害、用心勤至、尤爲可嘉、自今王更宜戒飭其民、使皆就農樂業、王亦有無窮之令名、故勅、

永樂二年○我應永十一年十二月初二日

〔東寺王代記〕應永十二年五月一日、唐人入洛、上下三百餘人云々、當寺金堂且㑵其間高麗人爲禮拜來、即於金堂砌下禮唐人、此高麗人、去三月廿八日入洛也、即一日唐人等參北山殿、此時一條大門マデ出御、其御乘物腰輿云々、

〔和漢合符〕十應永十二年乙酉五月五日、大明使來、

〔教言卿記〕應永十二年八月三日、北山殿○足利義滿爲唐船御覽、成兵庫云々、

〔明史三百二十二日本列傳〕對馬壹岐諸島賊掠濱海居民、因諭其王捕之、王發兵盡殲其衆、縶其魁二十人、以三年○永樂、我應永十二年、十一月獻於朝、且修貢、帝○成祖益嘉之、遣鴻臚寺少卿潘陽偕中官王進賜其王九章冕服及鏹鈔錦綺加等、而還其所獻之人、令其國自治之、使者至寧波、盡置其人於甑、蒸殺之、

〔教言卿記〕應永十三年五月十九日、唐船九州著岸云々、　廿四日、裡松下向兵庫、　廿八日、豐光辨參

絹四十匹○中略　紅雕漆器五十八件○中略　盤一十四箇○中略　一樣二箇、俱徑一尺二分、高寸三分、○中略　臺盤六箇　條環樣四箇○中略　圓樣一箇、裏剔人物故事、盝紋外剔四季花、徑五寸七分、高八分、□花樣一箇、裏剔木地竹梅、邊剔四季花、外剔香艸、徑五寸三分、高八分、　香疊二副○中略　花瓶一箇、剔竹節四季花、足剔錢紋、徑九分、高三寸一分、　卓器二卓、每卓一十六件、共三十二件、俱裏黑漆、外剔四季花、○中略　葵花樣鑑粧一副、鑑粧四層頂剔人物故事、邊剔四季花、徑七寸七分、高一尺一寸、盤一箇、裏黑漆、外剔四季花、徑八寸四分、高一寸七分、　碗五箇　三箇剔回紋四季花、徑六寸三分、高三寸一分、　二ヶ剔回紋四季花、徑五寸七分、高二寸六分、

永樂元年○我應永十年閏十一月十一日

〔明史三百二十二日本列傳〕永樂元年、又遣左通政趙居任、行人張洪、偕僧道成往、將行而其貢使已達寧波、禮官李至剛奏、故事蕃使入中國、不得私攜兵器鬻民、宜勅所司覈其舶、諸犯禁者悉籍送京師、帝曰、外夷修貢、履險踏危、來遠、所費實多、有所齎以助資斧、亦人情、豈可槩拘以禁令、至其兵器、亦準時直市之、毋阻向化、　十月、使者至、上王源道義表及貢物、帝厚禮之、遣官偕其使還、賚道義冠服龜鈕金章、及錦綺紗羅、○中略　永樂初、詔日本十年一貢、人止二百、船止二艘、不得攜軍器、違者以寇論、乃賜以二舟、爲入貢用、後悉不如制、宣德初、申定要約、人毋過三百、舟毋過三艘、而倭人貪利、貢物外、所攜私物增十倍、例當給直、禮官言、宣德間所貢、硫黃蘇木刀扇漆器之屬、估時直給錢鈔、或折支布帛、爲數無多、然已大獲利、今若仍舊制、當給錢二十一萬七千、銀價如之、宜大減其直、給銀三萬四千七百有奇、從之、使臣不悅、請如舊制、詔增錢萬、猶以爲少、求增賜物、詔增布帛千五百、終怏怏去、天順初、其王源義政、以前使臣獲罪天朝、蒙恩宥、欲遣使謝罪、而不敢自達、移書朝鮮王、令轉請、朝鮮以聞、廷議勅朝鮮覈實、令擇老成識大體者充使、不得仍前肆擾、既而貢使亦不至、

〔武家年代記裏書〕應永十一年三月十二日、大明使歸、

テ、印東二郎右衛門尉、梶原能登守景宗、三浦備前守義高ヲ奉行トシテ被遂僉議處ニ、被放惡風著岸仕ルヨシ陳述ス、故ニ船中ノ贓物以下悉ク實檢ス、然ルニ唐朝ノ永樂錢數百萬貫ヲ積乘タリ、則彼唐船ヲ抑留シ、使者ヲ京都ニ差上セ、前將軍義滿入道道義、新將軍義持ノ方ヘ巨細ヲ被告ケルニ、唐船關東ニ著岸スル上ハ、是滿兼ノ得分タルベシト被仰下シカバ、船中ノ財寶共ハ不殘是ヲ抑留シ、唐人ニハ歸唐スベキ日數ヲ積リ、其餘分ヲ勘テ、賜兵糧、鹽味噌等ヲ施シテ、唐朝ヘ被追歸ケリ、

〔善隣國寶記中〕應永十年　大明書

奉天承運皇帝制曰、天地之中、華夷一體、帝王之道、遠邇同仁、昔者虞悳誕敷、外薄四海、咸建五長、周室方興、無有遠邇、畢獻方物、不能外於範圍、咸得蒙其福澤也、咨爾日本國王源道義、○足利義滿知天之道、達理之義、朕登大寶、即來朝貢、歸嚮之速、有足褒嘉、用錫印章、世守爾服、眷茲海甸、密邇東郊、素稱文物、寔尚詩書、朕今命爾、惟謙勤可以進學、惟戒懼可以治心、惟誠敬可以立身、惟仁可以撫衆、惟信可以睦鄰、惟忠順可以事上、惟德可以動天地、感鬼神、於戲朕守帝王之道、仰承天地之仁、堅事大之心、亦有無窮之福、永惟念哉、毋替朕命、

永樂元年○應永十年十一月一十七日

〔大明別幅幷兩國勘合〕頒賜

日本國王妃禮物

紵絲五匹　大紅織金壽如意回紋一匹、白織金螭虎靈芝回紋一匹、紫織金嵌八寶西番蓮一匹、綠織金鷄鵝連雲一匹、青織金鷄鵝連雲一匹、

紗五匹　大紅織金螭虎靈芝回紋一匹、綠織金纏枝寶相花一匹、大紅織金嵌八寶西番蓮一匹、青織金滿池嬌一匹、綠織金嵌八寶西番蓮一匹、

徐本元、仰覩清光伏獻方物、生馬貳拾匹、硫磺壹萬斤、馬腦大小叁拾貳塊、計貳百斤、金屏風三副、槍壹千柄、太刀壹佰把、鎧壹領、匣硯一面并匣、扇壹佰把、爲此謹具、表聞臣源、

年號　日　　日本國王臣源

右應永八年以來、兩國通信、建文永樂兩朝來書數通、見于左方、然日本書表、今纔得二通、此表其一也、表末不記年號、蓋天倫一菴歸國日、日本又令密堅中隨之行、恐此時表乎、又不知此表何人製之、訢笑雲曰、天龍寺永育書記、堅中弟子、嘗謂人曰、我師三通使命於大明、其表皆我師所作也、予謂此說必然、堅中壯年遊大明、能通方言、歸朝後屢通使命、如其應永年中隨天倫一菴行、則謝建文帝來使之意也、然及至彼國、永樂帝新卽位、天倫一菴爲前帝使、纔入國耳、不得反命、於是堅中號賀新主之使、仍通此表也、彼國以吾國將相爲王、蓋推尊之義、不必厭之、今表中自稱王、則此用彼國之封也、無乃不可乎、又用臣字非也、不得已則日本國之下、如常當書官位、其下氏與諱之間書朝臣二字可乎、蓋此方公卿恒例、則臣字屬於吾皇而已、可以避臣於外國之嫌也、又近時遣大明表末書彼國年號、或非乎、吾國年號、多載于唐書玉海等書、彼方博物君子、當知此國自中古別有年號、然則義當用此國年號、不然總不書年號、惟書甲子乎、此兩國上古無年號時之例也、凡兩國通好之義、非林下可得而議者、若國王通信、則書當出於朝廷、代言之乎、近者大將軍爲利國故、竊通書信、大抵以僧爲使、其書亦出於僧中、爾大外記淸三位業忠、近代博學之士也、與予從遊者三十餘年矣、以向所謂年號及朝臣二事告之、三位以爲是、且記於此、論異日預此事者云、

〔歷代鎭西要略 五〕應永十年八月三日、唐船來于博多、

〔中古日本治亂記 七〕永樂錢渡于日本附關東用捨永樂錢事

應永十年八月大風吹テ、〇中略 二日ノ未ノ刻ヨリ吹立テ、翌三日ノ巳ノ刻マデ夥シク吹ケルニ、其日ノ亥刻ニ、唐船一艘、相州三浦崎へ漂著シタリ、于時鎌倉ノ公方足利左兵衛督滿兼下知シ

相國承天禪寺六字、誘之法、被以贈我國、國人到今榮焉、

〔鮑陽遺稿〕與一庵和尙書

方秀百拜奉覆大明國京都僧錄司右覺義上天竺一庵和尙大宗師侍者、秀嘗聞法施入本國、卽欲趨詣安下處、伸百拜求敎之私、而官禁稍嚴、不許僧人來往和尙之門、只徒仰慕而已、伏乞慈察、玆辱賜不二宝銘、奧旨深義、不愧其爲佛隴正傳也、伏讀長詠、益增欽歎、顧余至愚極陋、何獲如是至寶乎、又承鮑山詩集序葉已成了、轉納唐紙一張、重賜寵製、不啻光耀一身、實本國千歲之幸也、

〔吉田家日次記〕應永十年二月十九日丁卯、今日唐僧等參北山殿、則今日到八幡邊進發、爲歸唐也、自兵庫来月三日可乘船云々、種々兵具以下被遣之、此次亦爲商賣、諸大名沙汰遣之、抑異朝事、有種々說、去年冬比有大變、當帝○建文帝之叔父致退治、卽位云々、但此條不知慥說、仍今度所被下遣之御書、兩通被用意之、此御書絕海和尙草之、自當朝亦被下御使、天龍寺住持□□和尙也、此長老爲此昨日入院、天龍寺唐僧等勤所役、畢、北山殿御出、上童二人御供、出立美麗云々、

○按ズルニ、本書天龍寺住持ノ下、二字闕脫シテ其名ヲ失ス、善隣國寶記ニ載スル所ノ是歲ノ遣明書中ニ、謹使僧主密云々ノ語アリ、又其註ニ、蓋天倫一庵歸國日、日本又命密堅中隨之行、恐此時表乎ニ在リ本文下トアリ、又五岳前住籍ニ、天龍資聖禪寺第三十六世堅中、諱主密トアリ、因テ是時ノ遣明使ハ、堅中主密ナルコトヲ知ル、

〔南方紀傳下〕應永十年癸未春二月、天倫、一菴、歸于大明、又義滿公遣使於大明、

〔善隣國寶記中〕應永九年

日本國王臣源表、臣聞太陽升天、無幽不燭、時雨霑地、無物不滋、矧大聖人明並曜英、恩均天澤、萬方嚮化、四海歸仁、欽惟大明皇帝陛下、紹堯聖神、邁湯智勇、戡定弊亂、甚於建瓴、整頓乾坤、易於返掌、啓中興之洪業、當太平之昌期、雖垂旒深居北闕之尊、而皇威遠暢東濱之外、是以謹使僧主密、梵雲、明空、通事

公（秀長）草進了、無程無爲之歸朝、希有事歟、右兵衞督入道、一色修理大夫入道、山名右衞門佐入道等供奉云々、十一日壬戌、唐僧入洛、著法住寺（仁和寺）云々、

〔善隣國寶記 中〕大明書

奉天承運皇帝詔曰、覆載之間、土地之廣、不可以數計、古聖人疆而理之、於出貢賦、力役知禮義、達於君臣父子大倫者、號曰中國、而中國之外、有能慕義而來王者、未嘗不予而進之、非有他也、所以牽天下同歸于善道也、朕自嗣大位、四夷君長、朝獻者以十百計、苟非戻於大義、皆思以禮撫柔之、茲爾日本國王源道義、（足利義滿）心存王室、懷愛君之誠、踰越波濤、遣使來朝、歸逋流人、貢寶刀駿馬甲冑紙硯、副以良金、朕甚嘉焉、日本素稱詩書國、常在朕心、第軍國事殷、未暇存問、今王能慕禮義、且欲爲國敵愾、非篤於君臣之道、疇克臻茲、今遣使者道彝一如、班示大統曆、俾奉正朔、賜錦綺二十匹、至可領也、嗚呼天無常心、惟敬是懷、君無常好、惟忠是綏、朕都江東、於海外國、惟王爲最近、王其悉朕心、盡乃心、思恭思順、以篤大倫、毋容逋逃、毋縱姦宄、俾天下以日本爲忠義之邦、則可名于永世矣、王其敬之、以貽子孫之福、故茲詔諭、宜體眷懷、

建文四年（應永九年）二月初六日

〔補菴京華集〕書江山小隱圖詩後

江山小隱圖詩、我養源老漁作之、焦堅師添寫之、書乃昔光仲方老人之眞蹟也、可謂三絕矣、（中略）老人始從養源而學、此詩想此時所筆也、後遊焦堅之門、凡所聞之道、不得於養源者、得之焦堅也、探賾百家、游刃諸藝、其書法也、當世第一、眞艸兼備、自成一家、求其書者、戶外之屨常滿矣、夫佛廬官舍之碁布天下也、或榜殿門、或題柱壁者、盡出於老人一手、寔希世至寶也、鹿苑相公（足利義滿）蚤聞其名、徵而見之、自此出入達府、獻納無虛日矣、應永辛巳、（八年）從國信使而南遊、蓋奉鈞命也、時大明永樂紀元也、於是乎我使者不通華言、以牘奏對、天子以老人善於筆札、試御書院、遂命老人書永樂通寶四字、鑄之銅錢、書

〔善隣國寶記中〕應永八年

日本准三后某○足利義滿上書大明皇帝陛下、日本國開闢以來、無不通聘問於上邦、某幸秉國鈞、海內無虞、特遵往古之規法、而使肥富相副祖阿通好、獻方物金千兩、馬十匹、薄樣千帖、扇百本、屛風三雙、鎧一領、筒丸一領、劍十腰、刀一柄、硯筥一合、同文臺一箇、搜尋海島漂寄者幾許人還之焉、某誠惶誠恐頓首頓首謹言、

○按ズルニ、康富記ニ、應永八年五月十三日、草、菅相公秀長卿、淸書、前宮內卿行俊卿トアリテ、下ニ草文ヲ載セタレド、其書式、此文ト異同アリ、

〔蔭凉軒日錄〕文明十八年七月二日、晚來往小補、高麗琉淸書事、御名乘事、兩條傳台命鹿苑相公○足利義滿應永八年書云、准三后某云々、御道號乎、御法名乎、不知之、

〔教言卿記〕應永九年七月四日乙酉、向右金吾禪門、數刻談話、有飮食、被談云、去年自北山殿遣唐使遁世法師、無爲渡唐歸朝、已著筑紫之由注進到來、珍重云々、誠希有事歟、

〔武家年代記裏書〕應永九年八月一日、大明使天倫一庵至兵庫、九日、來朝、館于法住寺、九月五日、大明使接北山殿○足利義滿官路殿兵衞、其儀式甚盛云々、○又見室町家傳

〔和漢合符十〕應永九年壬午是年大明朝使僧二人來、一禪道彝天倫也、一ハ教一庵一如也、唐僧謁北山之相府、○足利義滿于時於八町柳甲卒挾道、蓋示威於唐僧也、天倫和鹿苑絕海熊野詞云、採藥秦人舊有祠、春風幾見木苗肥、老禪曾到中華國、御筆題詩賜遠歸、會稽一如云、掛錫龍河古佛祠、一生高潔厭輕肥、賦詩召入金鑾殿、携得天香滿袖歸、

〔吉田家日次記〕應永九年七月廿八日己酉、唐僧善止律己、近々可參北山殿、路次掃除日々營之云々、

八月三日甲寅、今日北山殿○足利義滿被伴申姬公、○御尼衆御喝食、女院御弟子也、御下向攝州兵庫、唐船著岸之間爲御覽云々、件唐船、去年自日本被遣種々至寶於異朝、遣唐使遁世者秦阿彌云々、准后被下御書、菅相

若其故縱而來、卽宜改過自新、以體天道、毋貽後悔、爲此都省令差宜使楊載等伴送靈南陽谷等一十五名前去、令行移咨、請照驗施行、

右咨

日本國王

洪武三年三月廿五日〇南朝建德元年北朝應安三年

按吾學編、洪武五年上諭、劉基曰、東夷尙ニ禪敎、姑遣ニ明州僧寧、僧祖闡、南京瓦官寺僧無逸ニ開ニ諭之、

〔閩書百四十六島夷志〕日本、古倭國、〇中略五年〇洪武命瀕江福建瀕海諸衞造海艘、〇中略丞相胡惟庸、得罪懼誅、欲借倭人爲不軌、惟庸已敗、又久之事覺、上追怒、於是名日本曰倭、下詔切責其君臣、暴其過惡天下、著祖訓絕之、而命信國公和、江夏侯德興、經略海上郡、

〔善隣國寶記中〕予〇周鳳按國史、〇中略應永初、筑紫商客肥富(コイツミ)自大明歸、陳兩國通信之利、於是大將軍源朝臣義滿便以肥富爲使者、始通信書、獻方物、故大明建文帝〇惠帝遣禪敎長老天倫一庵來、將軍又遣密堅中、隨天倫一菴行、船未達大明、而建文帝內難、叔父燕王卽位、改元永樂、堅中能通使命而歸、從此連年兩國使者往來憧憧、今所謂勘合者、蓋符信也、此永樂以後之式爾、九州海濱以賊爲業者、五船十船號日本使、而入大明、剽掠瀕海郡縣、是以不持日本書及勘合者、則堅防不入、此惟彼方防賊、此方禁賊之計也、自古兩國商舶來者往者相望於海上、故爲佛氏者、大則行化唱道之師、小則遊方求法之士、各遂其志、元朝絕信之際尙爾、況其餘乎、有勘合以來、使船之外、決無往來、可恨哉、

文明二年龍集庚寅臘月二十三日、臥雲八十翁瑞谿周鳳書于善隣國寶記後、

〔足利家官位記〕鹿苑院殿　義滿

應永四年八月五日、被立遣唐使、

〇按ズルニ、是歲遣明使ノ事、他書ニ所見ナシ、

中國者、得東山長老椿庭壽公、中竺藏主權中巽公、以其參方有行、命貳以行、某謂通國使命佛所戒也、使無補于佛之教、而欲犯佛之戒、某雖死弗爲也、今皇帝既以我爲可信而遣之、則是我持不妄戒也、勸人禁寇、不盗戒也、脩兩國之好、使商賈交通、民安其生、兵不加境、不殺戒也、持佛之戒、而爲帝者使、則是爲佛之使也、故承命之日、以此而不辭云々、五月廿日、命舟四明、五日至五島、五日而抵博多、

右大明天寧寺住持仲猷諱祖闡、瓦官教寺長老無逸諱克勤、奉使來、久寓筑紫、因瓦官寄日本天台座主書中所述如此、先是三度遣使齎詔書來、然關西不通之、故命瓦官天寧兩長老直告來意耳、太祖眷眷於日本可觀也、

〔高皇帝御製文集 二〕諭日本國王詔

曩宋失馭、中土受殃、金元入主、二百餘年、移風易俗、華夏腥膻、凡志君子孰不興憤、及元將終、英雄鼎峙、聲教紛然、時朕控弦三十萬、礪刃以觀、未幾命大將軍律、九伐之征、不逾五載、戡定中原、蠻貊東夷、君臣非道、四擾鄰邦、前年浮辭生釁、今年人來、否眞實非、疑其然而往問、果較勝負於必然、實構隙於妄誕、於戲渺居滄溟、罔知帝賜、奇甸傲慢不恭、縱民爲非、將必殃乎、故茲詔諭、想宜知悉、

〔修史爲徵 一〕大明皇帝書

中書省進爲沿海守禦官節次來報海外、不知是何人船、出沒瀕海去處、時常殺害良民、剽掠財物、調兵捕獲問係日本部屬、料想王必未知、已差楊載等七人欽齎詔旨往、彼此開諭、使者舟至本國、適被殺死五人、楊載、吳文華、羈留三月、才方得回、開諭一節、略不見答、又況使者未回之時、海內人船、仍前出沒劫掠、及有僧人潛爲奸細、俱已擒獲、切詳日本去我中國遙遠、各天一方、隔涉大海、正宜守已保民安汝境土、何乃不自揣分、縱令奸宄流劫擾民、恐積惡貫盈、天必降禍於汝、我國家必奉天討、用興問罪之師、且所獲之人情犯深重、按諸法律、罪在不容、緣係日本所部、故不欲便加殺戮、如不施之以刑、又無以示其懲戒、是用刑其肢體、遣人送還、王安不知其劫殺之用、而送還之人亦可爲王國之誡、

武政是ヲ押ヘテ京都ニノボサズ、征夷將軍宮懷良親王ヲ日本國王ナリトテ使者ニ謁セシム、故ニ遂ニ京都ニ至ルコトナシト云々、新將軍○足利義滿ヲ始、武藏守以下、仰天セラルト風聞、

○按ズルニ、明使仲猷無逸ノ來朝ハ、諸書皆之ヲ應安六年ニ繫ク、本書五年トスルハ恐クハ誤ナラン、

〔南方紀傳〕下癸丑 南朝文中二年、北朝應安六年、夏大明使僧來告曰、我王嘗三回聘使、輸書於日本持明帝、指後光嚴然悉阻於關西親王、而遂不得通、故今使臣復來、將軍○足利義滿驚怪之、

〔櫻雲記〕下 文中二年北京應安六年六月、大明ヨリ使僧來ル、入洛ス、其趣大明ヨリ既ニ使者三度ニ及ビ、日本ヘ渡ストイヘドモ、筑紫ニテ菊池ニ押ヘラレ、遂ニ京ヘ至ル事ナシ、因茲兩使僧ヲ遣ス、大樹○足利義滿是ヲ聞テ大ニ驚ク、

〔善隣國寶記〕上 應安六年癸丑大明洪武六年

瓦官寄天台座主書曰、大明皇帝、神聖威武、驅群胡而出境、復前宋之故土、中原既平、邊境亦靖、時則游神內典、思欲振之、故於今春正月望日、詔天下三宗碩德一千餘員、建普度會于京之蔣山寺、帝自齋戒一月、禁天下屠殺、率文武百官、詣壇設拜、又勅制樂章、命樂師奏以獻佛、衆見廟光燭天、夜雨五色之物、狀若珠璣、時帝大悅、天界白庵禪師、以吾宗耆宿、而數召對經論稱旨、廼奏復瓦官爲天台敎寺、衆即推某主之、蓋前兩年、皇帝凡三命使于日本關西親王皆自納之、于時以祖來入朝稱賀、帝召天寧禪寺住持祖闡、瓦官敎寺住持某命曰、朕三遣使于日本者、意在見其持明天皇、今關西之來非朕本意、以其關禁非僧不通、故欲命汝二人、密以朕意往告之曰、中國更主、建號大明、改元洪武、鄉以詔來、故悉阻於關西、今密以我二人告王知之、大國之民、數寇我疆、王宜禁之、商賈不通、王宜通之、與之循唐宋故事、脩好如初、又命曰、朕聞其君臣上下、咸知奉佛敬僧、非汝僧不足以取信、彼有禪敎僧欲訪道中國、悉使之來、無禁、惟汝二人往哉無忽、即賜之三衣與十八淨物之切於用者、又恐至彼言語不通、選關東禪僧之在

指揮劉錦追至海上戰沒、巡按御史歐珠以聞、且言據素卿狀、西海路多羅氏義興者、向屬日本統轄、無入貢例、因貢道必經西海、正德朝勘合爲所奪、我不得已、以弘治朝勘合由南海路起程、比至寧波、因詰其僞、致啓釁、章下禮部、部議素卿言未可信、不宜聽入朝、但釁起宗設、素卿之黨被殺者多、其前雖有投番罪、已經先朝宥赦、毋容問、惟宜諭素卿還國、移咨其王、令察勘合有無、行究治、帝已報可、御史熊蘭、給事張翀交章言、素卿罪重不可貸、請幷治賴恩及海道副使張芹、分守參政朱鳴陽、分巡副使許完、都指揮張浩、閉關絕貢、振中國之威、寢狡寇之計、事方議行、會宗設黨中林望古多羅逸出之舟、爲暴風飄至朝鮮、朝鮮人擊斬三十級、生禽二賊以獻、給事中夏言因請、逮赴浙江會所司與素卿雜治、因遣給事中劉穆、御史王道往、至四年獄成、素卿及中林望古多羅並論死繫獄、久之皆瘦死、〇中略 九年琉球使臣蔡瀚者、道經日本、其王源義晴、附表言、向因本國多事、干戈梗道、正德勘合不達東都、以故素卿捧弘治勘合行乞貸、遣望幷賜新勘合金印、修貢如常、禮官驗其文無印篆、言倭譎詐難信、宜勅琉球王傳諭、仍遵前命、十八年七月、義晴貢使至寧波、守臣以聞、時不通貢者已十七年、勅巡按御史督同三司官覈、果誠心效順、如制遣送、否則却回、且嚴居民交通之禁、明年二月、貢使碩鼎等至京申前請、乞賜嘉靖新勘合、還素卿及原留貢物、部議勘合不可遽給、務繳舊易新、貢期限十年、人不過百、舟不過三、餘不可許、詔如議、〇中略 日本故有孝武〇孝宗武宗兩朝勘合、幾二百道、使臣前此入貢、請易新者、而令繳其舊、至是良〇足利義晴使者周良持弘治勘合十五道言、其餘爲素卿子所竊、捕之不獲、正德勘合留十五道爲信、而以四十道來還、部議令異時悉繳舊、乃許易新、亦報可、

〔花營三代記〕應安六年六月廿九日、大明國仲猷諱祖闡無逸兩人、自鎭西上洛、著嵯峨向陽庵、八月廿九日、可歸唐之由被仰之、同九月下向云々、

〔細々要記七〕應安五年南方建德三年〇文中元年六月上旬、大明ノ使僧來朝シテ入洛スト云々、則天龍寺ニ在留スト云々、去ヌル比ヨリ、大明使ヲ日本ニ渡ス事三度ニ及ブト云ドモ、筑紫ニ於テ、菊池

福是乎、伊勢守曰、了庵和尚曰、大内先年所造遣唐物寄進于東福、故求勘合云々、　十九日、北鹿苑寺來曰、勘合已入東福了菴和尚之手、問之則曰、前年大内營大唐進貢之物、中道而龍安寺與泉南之界人相謀以奪之、大内聊之、今以此物寄附于東福、故一號三號之兩船勘合見付之、北鹿曰、前年進物命杉勘解由以調焉、勘解由被官在界、又東福頌德治庄主健都寺自周防而來、又東福長老誘之、故納三百貫以取此勘合者也、北鹿苑曰、進貢物大内已調之、乘船者或中國之者、或界之杉之幕下者、是皆乘船、則歸朝之時、棹船以入大内境內者、如水就下也、爲之奈何、況二號船則京兆之船也、豈無前憤哉、若留之則莫奈之何、請命東福製證狀、并界之乘船者註名字、以校焉者明白、則苟歸船速到此乎、請以此告于勢州、則天下日本幸甚矣、予曰、令右京兆言之、予亦發其端也、二更之後、自公府以榮侍者言曰、莫令人知焉、若有南禪公文、則三千疋納之、則可免之、蓋公府命工裝戰袍、乏于其用矣、予曰、方今一向無求公文者、豈俄得求南禪公文者哉、雖然可必求焉、榮侍者蔭凉求天龍公文、公府曰、可與鹿苑相謀焉、若有違理者可竊言之、予諾矣、秉燭而迎之、

〔京都將軍家譜下義晴〕天文八年、將軍家〇足利義晴求大明國勘合、不從、

〔圖書編五十日本國考〕十年、〇明宣宗宣德、我永享七年、嗣王遣使貢謝、倭自得勘合、方物戎器、滿載而來、遇官兵矯云、入貢即不如期、倖臣幸無事、輙請俯順夷情主客者、爲晝可條奏、即復許貢、云不爲例、嗣後再至、亦復如之、我無備即肆出殺掠、滿載而歸、

〔明史三百二十二日本列傳〕十八年〇弘治冬來貢、時武宗已即位、命如故事、鑄金牌勘合給之、〇中略七年〇正德、我永正九年、義澄使復來貢、〇足利義澄、此前永正八年八月十四日薨、本文恐誤、浙江守臣言、今畿輔山東盜充斥、恐使臣遇之爲所掠、請以貢物貯浙江官庫、收其表文送京師、〇中略嘉靖二年五月、其貢使宗設抵寧波、未幾素卿偕瑞佐復至、互爭眞僞、素卿賄市舶太監賴恩、宴時坐素卿於宗設上、船後至又先爲驗發、宗設怒、與之鬪殺、瑞佐焚其舟、追素卿至紹興城下、素卿竄匿他所免、凶黨還寧波、所過焚掠、執指揮袁璡奪船出海、

正使清啓、天與和尚從僧同宿聽叫僕、

已上拾壹員

居座妙増　同宿僕　以上八員　　居座紹本　同宿僕　以上八員

松雪軒土官全呆　同宿僕　以上八員　　高石兵庫助土官重幸　殿原中間　已上八員

土官目聽周能　同宿中間　已上三人　　總船頭　僕　已上二員

柴通事　僕　已上二員　　沈通事　僕　一員

力者淨因

船頭門司五郎左衞門祐盛　知庫三郎太郎　脇船頭右馬次郎

二號船一枚　豐前國門司宮丸、爲細川左京大夫殿御船渡唐、

居座眷洋　　居座壽敬

土官　　土官

薛通事　僕二員　　張通事　僕一員

船頭次郎左衞門

三號船一枚　豐前國門司寺丸、爲大內新介殿御船渡唐、

大通事居座通憚　人伴八員　　居座永扶　人伴八員

土官玄樹　人伴七員　　林通事　僕二員此外于一員見之

院通事　僕一員　　船頭大藏左衞門

已上勘合三枚

殘玖拾漆枚御倉在之

〔鹿苑日錄 三〕明應八年九月十八日、鹿苑寺令綖首座來曰、以伊勢右京亮問勢州、□聞以勘合付與東

號至一百號勘合一百道底簿二扇內將日字號勘合、幷日本二號底簿二扇、收留在及將本字號勘合幷日字號底簿一扇、差人齎赴日本國收受、將本字號底簿一扇、發福建布政司收貯、今後但有進貢及一應客商買賣來者、須於本國關塡勘合內、開寫進貢方物件數、本國幷差來人附搭物件、及客商物貨、乘坐海船幾隻、船上人口數目、逐一於勘合上開寫明白、若朝廷差使臣到本國、須要比對硃墨字號相同、方可遵行、使臣回還、本國如有贈送物件、亦須於勘合內逐一報來、庶知遠方禮意、如無勘合、及比對不同者、卽係詐僞、將本人解送赴京施行、今將日字號底簿一扇、本字號勘合一百道、發去日本國收受書塡比對施行、右置訖、

宣德捌年〇我永享五年陸月　日

勘合料紙印形

本字壹號

本字壹號

此勘合百枚內六枚、普廣院殿〇足利義教御代永享四年、渡唐之、十枚、天龍寺船時渡唐之、內一枚、志摩津方依不渡船留之、已上拾陸枚、殘八十四枚、寬正柒年渡唐之時、還大明國、

景泰五年、〇我享德三年勘合百枚內天龍寺船之時、口朝渡之、一枚、豐前國門司和泉丸爲公方樣御船渡唐之、

宣德○明宣宗年號年中勘合紙百枚、內八十四枚、今度可返于大唐也、仍御倉請取之、爲有景泰○明景帝年號年中勘合紙也、　十三日、遣唐疏上、被押金印、仍讀誦之、別幅末製、又重可被押金印也、金印付龜形、宣德年中自大唐到來勘合紙百枚、內十六枚用之、殘八十四枚、卽今可被返也、景泰年中百枚到來勘合紙、今被遣三枚之內、公方、細川右京大夫殿、大內大膳大夫、此三枚也、愚老眼難辨、故召具集箴首座、共押金印也、千阿奉之、金印匣幷景泰年中到來勘合紙九十七枚、匣被付御封也、遣唐疏幷匣、以別幅末調之故、未渡于巨座本都寺、而先預置之、宣德年中勘合紙先預置之、八十四枚之分也、○中略龜形金印、光耀照人、斤兩尤重、而以兩手難提持、實國家之遺寶也、　廿九日、別幅金印、御對面後、於伶人間被押之、遣唐疏幷別幅、及宣德日字號勘合底簿壹扇、本字號勘合八十四道、召居座紹本都寺渡之、又景泰勘合紙三道、一道爲公方渡于居座本都寺、二道飯尾大和守渡之、蓋一道爲細川右京大夫殿、一道爲大內大膳大夫方被下之也、與千阿共量之、　七月十二日、勘合紙依次第相違而以一二三、此勘合紙取出之、於御前被付御封也、細川右京大夫殿方、以前被賜之勘合第五合誤被出之被返進中、以後可被渡也、以被證狀伺之可出之、　十三日、公方勘合紙一號、大內方三號紙渡之、公方渡于居座紹本都寺也、三號大內方渡于飯尾大和守方也、　九月二日、勘合紙第五合紙自細川右京大夫被返進、仍被仰付于門奉行布施下野守幷寺奉行飯尾左衞門大夫也、

〔應仁二年成化四年戊子入明記〕行在禮部爲關防事該

欽依照例、編置日本國勘合、查得洪武十六年○我永德三年間、欽奉太祖皇帝聖旨、南海諸番國地方、遠近不等、每年多有番船往來進貢、及做買賣的的○下的恐衍人、多有假名託姓、事甚不實、難以稽考、致使外國不能盡其誠款、又怕有去的人詐稱朝廷差使到那裏生事、需索擾害、他不便恁、禮部家置立半印勘合文簿、但是朝廷差去的人、及他那裏老來的、都要將文書比對、硃墨子號相同、方可聽信、若比對不同、或是無文書的、便是假的、都拏將來欽此、除欽遵外、今置日字一號至一百號勘合、一百道底簿二扇本字一

足利氏通交勘合

機、天地反覆、昔堯舜有德、四海來賓、湯武施仁、八方奉貢、臣聞天朝有興戰之策、小邦亦有禦敵之圖、論文有孔孟道德之文章、論武有孫吳韜略之兵法、又聞陛下選股肱之將、起精銳之師、來侵臣境、水澤之地、山海之洲、自有其備、豈肯跪途而奉之乎、順之未必其生、逆之未必其死、相逢賀蘭山前、聊以博戲、臣何懼哉、倘君勝臣負、且滿上國之意、設臣勝君負、反作小邦之羞、自古講和爲上、罷戰爲强、免生靈之塗炭、拯黎庶之艱辛、特遣使臣敬叩丹陛、惟上國圖之、帝得表慍甚、終鑑蒙古之轍、不加兵也、

〔本朝高僧傳〈六十五〉〈檀興〉〕京兆轉法輪藏寺沙門文珪傳

釋文珪、字廷用、侍大林得法忍、初城北有寺名寶福、宥菴全、了堂安、梅林竹、春岳玲、交代住持、後闕主席、風雨侵凌、摧塌弗支、貞治三年、請珪承之、寺無正殿、獨存藏室、八楹彫龍、升降之勢甚靈、因祀八龍爲伽藍神、應安三年有神、託於一比丘曰、我神泉苑善女龍王也、寺之伽藍神來告、輪藏將傾、視之誠然、亟易修之、〈○中略〉後光嚴帝宣侍臣曰、朕憶幼時乳母禱八龍之神、事正相符、卽遣黃門侍郎藤氏賜轉法輪藏禪寺之額、〈○中略〉珪出衣資、日督工役、搢紳士庶、樂然勇爲、規矩制造、視舊有加、〈○中略〉後奉使節入明、明帝寵禮、請翰林學士宋景濂爲寺之記、勒諸堅珉矣、

○按ズルニ、文珪ノ入明ハ籌海圖編之ヲ洪武五年ニ繫ケ、皇明從信錄之ヲ洪武九年ニ繫ケタリ、孰レカ是ナルヲ知ラズ、

〔伊勢貞助雜記〕大唐、琉球、高麗、此三ヶ國へハ、勘合と號して、彼三ヶ國より調進申、其を出され候事候、下々にわりふなど、申やうなる儀候、此勘合法住院殿樣〈將軍義澄公ノ事自尊氏公十一代目〉御代に紛失仕たるによりて、式々の唐船無渡海候、然を大唐の勘合ばかり、大内義興再與被申、其勘合は大内家に被預置訖、是は各別之儀候、御内書に被捺御朱印儀者、面白に如何之不審候、自然之御用に御印をば慈照院殿樣〈東山義政公事〉代に渡唐船の時、大唐にて調進候を、貞宗〈伊勢守金山寺事〉致進上たる旨注置訖、御内書に被捺段は不相見候也、

〔蔭凉軒日錄〕寬正六年六月十二日、遣唐書、來十四五之間、於殿中可被印御印之由以千阿被仰出也、

不則修兵自固、倘必爲寇盜、卽命將徂征耳、王其圖之、日本王良懷（〇懷良誤）不奉命、復寇山東、轉掠溫台明州旁海民、遂寇福建沿海郡、三年三月又遣萊州府同知趙秩責讓之、泛海至析木崖、入其境、守關者拒弗納、秩以書抵良懷、良懷延秩入、諭以中國威德、而詔書有責其不臣語、良懷曰、吾國雖處扶桑東、未嘗不慕中國、惟蒙古與我等夷、乃欲臣妾我、我先王不服、乃使其臣趙姓者、訹我以好語、語未既、水軍十萬列海岸矣、以天之靈、雷霆波濤、一時軍盡覆、今新天子帝中夏、天使亦趙姓、豈蒙古裔耶、亦將訹我以好語而襲我也、目左右將兵之、秩不爲動、徐曰、我大明天子、神聖文武、非蒙古比、我亦非蒙古使者後、能兵兵我、良懷氣沮、下堂延秩、禮遇甚優、遣其僧祖來奉表稱臣、貢馬及方物、且送還明台二郡被掠人口七十餘、以四年十月至京、太祖嘉之、宴賚其使者、念其俗佞佛、可以西方敎誘之也、乃命僧祖闡克勤等八人送使者還國、賜良懷大統曆及文綺紗羅、是年掠溫州、五年寇海鹽澉浦、又寇福建海上諸郡、六年以於顯爲總兵官、出海巡倭、倭寇萊登、祖闡等既至、爲其國演敎、其國人頗敬信、而王則傲慢無禮、拘之二年、以七年五月還京、倭寇膠州、時良懷年少、有持明（〇指我北朝）者、與之爭立國內亂、是年七月、其大臣遣僧宣聞溪等齎書上中書省、貢馬及方物、而無表、帝命却之、仍賜其使者遣還、未幾其別島守臣氏久、遣僧奉表來貢、帝以無國王之命、且不奉正朔、亦却之、而賜其使者、命禮臣移牒責以越分私貢之非、又以頻入寇掠、命中書移牒責之、乃以九年四月遣僧圭廷用等來貢、且謝罪、帝惡其表詞不誠、降詔戒諭、宴賚使者如例、十二年來貢、十三年復貢無表、但持其征夷將軍源義滿奉丞相書、書辭又倨、乃却其貢、遣使齎詔譙讓、十四年復來貢、帝再却之、命禮官移書責其王、幷責其征夷將軍、示以欲征之意、良懷上言、臣聞三皇立極、五帝禪宗、惟中華之有主、豈夷狄而無君、乾坤浩蕩、非一主之獨權、宇宙寬洪、作諸邦以分守、蓋天下者、乃天下之天下、非一人之天下也、臣居遠弱之倭、褊小之國、城池不滿六十、封疆不足三千、尚存知足之心、陛下作中華之主、爲萬乘之君、城池數千餘、封疆百萬里、猶有不足之心、常起滅絕之意、夫天發殺機、移星換宿、地發殺機、龍蛇走陸、人發殺

國號

ノ下ニ併セ出セリ、

德川氏ハ明ノ滅亡ニ至ルマデ、彼我共ニ使ヲ通ズルコトハナカリシカド、通商ニ至リテハ、慶長元和ノ際ヨリ之ヲ福建等ノ處ニ行ヘリ、

元ノ末造ヨリ我西南ノ人民、往々其邊海ニ出沒シテ、劫掠ヲ肆ニスルモノアリ、明ニ至リテ其風益、甚シ、而シテ彼國不逞ノ徒、往々之ト連合シ、彼國人大ニ之ニ苦ミ、稱シテ倭寇ト云ヘリ、而シテ明ノ我ニ通ズルハ、多クハ其掃蕩ヲ望ムニ出デシナリ、

〔大日本史外國列傳二百三十三〕明

明主、姓朱氏、名元璋、濠州人、元政不綱、盜賊四起、劉福通、徐壽輝、方國珍等、各雄據一方、明主亦起兵、略定揚荊州郡、即吳王位、遂遣其將徐達等入燕京、元主北走、於是即帝位於集慶、建元洪武、國號明、是爲太祖、明史是歲後村上帝正平二十三年也、

鎭西府通交

〔善隣國寶記中〕予○周鳳按國史○中略大明太祖老皇帝屢遣使者、齎詔書來告開國建大明號、而太宰府不聞予朝、使者不得入京師而歸矣、

〔大日本史皇子列傳九十九〕懷良親王○後醍醐皇子、中略、三年、○延元任征西大將軍、鎭撫筑紫、阿蘇社文書

〔皇明資治通紀二太祖〕戊申、洪武元年○南朝正平二十三年、北朝應安元年、十一月、遣使頒詔、報諭安南、占城、高麗、日本、各四夷君長、詔曰、昔帝王之治天下、凡日月所照、無有遠邇、一視同仁、故中國奠安、四夷得所、非有意于臣服之也、自元政失綱、天下兵爭者十有七年、四方遐裔信好不通、朕肇基江左、掃群雄定華夏、臣民推戴、已主中國、建國號曰大明、建元洪武、頃者克平元都、疆宇大同、已承正統、方與遠邇相安于無事、以共享太平之福、惟爾四夷君長酋帥等、遐邇未聞、故兹詔示、想宜知悉、

〔明史日本列傳三百二十二〕明興、高皇帝即位、方國珍、張士誠、相繼誅服、諸豪亡命、往往糾島人入寇山東濱海州縣、洪武二年○南朝正平二十四年、北朝應安二年、三月、帝遣行人楊載詔諭其國、且詰以入寇之故、謂宜朝則來廷、

古事類苑

外交部十四

明

明ハ濠州ノ人朱元璋、元ヲ滅シテ國ヲ建テシ所ナリ、是ヲ太祖ト云フ、是ヨリ前、我國無賴ノ徒、往々出デヽ、彼ノ邊疆ヲ攻メシニヨリ、太祖使ヲ遣ハシテ之ヲ詰ラシム、時ニ我國ハ南北兩朝ニ分レ、南朝ノ征西將軍懷良親王九州ニ在リテ、屢〻之ト書信ヲ通ズ、其後太祖又祖闡克勤ノ二僧ヲ以テ使ト爲シ、始テ北朝ニ通ズ、時ニ後圓融天皇ノ應安六年ナリ、應永ノ初メ、筑紫ノ商人ニ肥富ト云フモノアリ、明ヨリ歸リ、兩國通信ノ利ヲ說ク、將軍足利義滿乃チ肥富ヲ使トシテ、信書幷ニ方物ヲ贈ル、明又僧天倫等ヲシテ來ラシム、爾來彼我使聘ノ往復頻々トシテ絕ユルコトナシ、而シテ彼國書ニハ、足利將軍ヲ稱シテ日本國王ト云ヒ、足利將軍モ亦自ラ國王ト稱シテ辭セズ、元來足利氏ノ明ニ通ズルハ、其意一ニ貿易ニ在ルヲ以テ、其大義ヲ辨ゼザルコト此ノ如クナルニ至ル、

貿易ハ我使者ノ彼地ニ赴ク時、聘物ト共ニ貨物ヲ齎シテ行フ所ナリ、而シテ商人、及ビ大名社寺ノ貿易船之ニ從フヲ以テ例トス、又使者ノ一行ハ、必ズ彼國ヨリ出ス所ノ勘合ヲ携ヘテ證トシ、我使節ノ彼國ニ入ルノ期ハ、彼國之ヲ定メテ十年一回ト爲シタレドモ、其例ヲ檢スルニ、必ズシモ然ラザルガ如シ、

足利氏滅ビテ豐臣氏之ニ代ルニ及ビ朝鮮ノ役アリ、是ニ於テ通交ノ事絕エタリ、事ハ朝鮮

古事類苑

外交部十四

明

外交部二十五

古事類苑

外交部目録

神宮司廳藏版

古事類苑

外交部二

古事類苑刊行會